

平成22年7月  
国土交通省

# 平成21年度政策チェックアップ評価書

# 平成21年度政策チェックアップ結果一覧表

「評価」欄「A-1」「A-2」「A-3」、「B-1」「B-2」「B-3」、「C-1」「C-2」「C-3」の記号は、以下の2つの分類（AからC及び1から3）の組み合わせ。

A	業績指標の実績値が目標達成に向けた成果を示している
B	業績指標の実績値が目標達成に向けた成果を示していない
C	判断できない
1	施策の改善等の方向性を提示
2	現在の施策を維持
3	施策の中止（施策は継続するが、業績指標のみ廃止する場合を含む）

「重要政策」欄は、以下のとおり。なお、業績指標の太字は「社会資本整備重点計画第2章」に位置づけられ、政策評価を義務づけられている指標。

I	「施 政 方 針」：施政方針演説に關係するもの
II	「開 議 決 定」：法律・政令・基本方針等開議決定によるもの
III	「開 決 重 点」：法律・政令・基本方針等開議決定によるものうち、社会資本整備重点計画によるもの
IV	「そ の 他」：内閣の本部決定に關係するもの等

○政策目標(アウトカム)		業績目標					ページ				
○施策目標(評価の単位)		初期値	平成21年度実績	平成21年度実績	評価	前年度評価	目標値	重要政策	ページ		
○業績指標※太字は「社会資本整備重点計画第2章」の指標		(年度)	(年度)	(年度)		(年度)	(年度)	1	15		
<b>0 暮らし・環境</b>											
1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進											
居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る											
IB001	1 最低居住面積水準未達率	4.6%	平成15年	4.3%	平成20年	B-2	C-1	概ね0%	平成22年	* * 3	
	2 子育て世帯における誘導居住面積水準達成率(①全国、②大都市圏)	① 42% ② 37%	平成15年	40.4% 35.5%	平成20年	B-2 B-2	C-1 C-1	50% 45%	平成22年	* * * * 6	
2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する											
IB003	3 住宅の活用期間(①減失住宅の平均築後年数、②住宅の減失率)	① 約30年 ② 約8.0%	平成15年	約27年 約6.9%	平成20年	B-1 A-1	A-1 A-1	約35年 約7.5%	平成22年	* * * * 11	
IB004	4 リフォーム実施戸数の住宅ストック戸数に対する割合	2.4%	平成11～15年	3.5%	平成16～20年	A-1	C-1	3.9%	平成22年	* * 14	
IB005	5 既存住宅の流通シェア	13.1%	平成15年	13.5%	平成20年	B-1	A-1	19.0%	平成22年	* * 17	
IB006	6 25年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している管理組合の割合	20%	平成15年度	37%	平成20年度	A-2	A-1	38%	平成22年度	* * 20	
IB007	7 新築住宅における住宅性能表示の実施率	16%	平成17年度	19.1%	平成21年度	B-1	B-1	50%	平成22年度	* * 22	
2 良好な生活環境・自然環境の形成、バリアフリー社会の実現											
3 総合的なバリアフリー化を推進する											
IB008	8 主要な駅などを中心に連続したバリアフリー化を行う重点整備地区の総面積	50,997ha	平成19年度	64,105ha	平成21年度	A-2	A-2	約70,000ha	平成24年度	* * * 26	
IB009	9 公共施設等のバリアフリー化率(①特定道路におけるバリアフリー化率、②施設建設を主とした旅客施設の割合、③視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合、④不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率)	① 51% ② 67.5% ③ 90.9% ④ 44%	平成19年度	約68% (暫定値) 71.6% 92.9% 46%	平成21年度	A-2 B-1 A-1 A-2	A-2 B-1 A-1 A-1	約75% 100% 100% 約5割	平成24年度	* * * * * * * * * * * *	
	IB010	10 低床バス車両・ノンステップバス車両の導入割合及び福祉タクシーの導入数(①低床バス車両、②ノンステップバス車両、③福祉タクシー)	① 27.8% ② 14.8%	平成17年度	41.7% 23.0%	平成20年度	B-2 A-2	B-2 A-2	65% 30%	平成22年度	* * * * 34
		③ 8,504台	平成17年度	10,742台	平成20年度	B-1	B-2	18,000台	平成22年度	* * *	
	IB011	11 バリアフリー化された鉄軌道車両、旅客船、航空機の割合(①鉄軌道車両、②旅客船、③航空機)	① —(32.1%) ② 8.0% ③ 47.0%	平成17年度	41.3% 18.0% 64.3%	平成20年度	A-2 B-2 A-2	A-2 B-2 A-2	50% 50% 65%	平成22年度	* * * * * * 37
IB013		12 ハード対策を支えるソフト対策としてのバリアフリー化の参加人数	24,043人	平成19年度	37,194人	平成21年度	A-2	A-2	約50,000人	平成24年度	* * * 41
		IB014	13 園路及び広場、駐車場、便所がバリアフリー化された都市公園の割合(①園路及び広場、②駐車場、③便所)	① 約44% ② 約32% ③ 約25%	平成19年度	約45% 約37% (速報値) 約30% (速報値)	平成21年度	A-2 A-2 A-2	A-2 A-1 A-1	約5割 約35% 約30%	平成22年度
IB015	14 バリアフリー化された路外駐車場の割合	33%	平成19年度	40%	平成21年度	A-2	A-2	約50%	平成24年度	* * * 45	
	IB016	15 高齢者(65歳以上の者)の居住する住宅のバリアフリー化率(①一定のバリアフリー化、②高度のバリアフリー化)	① 29% ② 6.7%	平成15年	36.9% 9.5%	平成20年	B-1 B-1	C-1 C-1	56% 17%	平成22年	* * * * 47
IB017		16 共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率	10%	平成15年	16%	平成20年	A-1	C-1	19%	平成22年	* * 50
IB018	17 不特定多数の者等が利用する一定の建築物(新築)のうち誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合	12%	平成15年度	15%	平成20年度	B-1	B-1	30%	平成22年度	* * 53	
4 海洋・沿岸域環境と海洋空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止を推進する											
IB020	18 我が国の沿岸に重大な被害を及ぼす海洋汚染等の件数	0件	平成18年度	0件	平成21年度	A-2	A-2	0件	平成23年度以降毎年	* * 57	
	19 水辺の再生の割合(海洋)	約2割	平成19年度	約26%	平成21年度	A-2	A-2	約4割	平成24年度	* * 59	
IB022	20 油流出事故を起こした船舶の保険未加入隻数	0隻	平成19年度	0隻	平成21年度	A-2	A-2	0隻	平成23年度	* * 61	
	21 湿地・干潟の再生の割合(港湾)	約2割	平成19年度	約2割	平成21年度	B-2	B-2	約3割	平成24年度	* * 63	
IB024	22 廃棄物を受け入れた海面処分場の残余確保年数	約6年	平成19年度	約7年	平成21年度	A-2	A-2	約7年	平成24年度	* * 65	
IB025	23 三大湾において底質改善が必要な区域のうち改善した割合	約40%	平成19年度	約42%	平成21年度	A-2	A-2	約45%	平成24年度	* * 67	
5 快適な道路環境等を創造する											
IB026	24 建設機械から排出されるNOx・PMの削減量(①PM、②NOx)	① 0.3千削減(暫定値) ② 8.3千削減(暫定値)	平成18年度	0.7千削減 15.9千削減	平成19年度	A-2 A-2	A-2 A-2	3.5千削減 74.0千削減	平成23年度	* * * * 71	
	IB027	25 市街地の幹線道路の無電柱化率	13.2%	平成18年度	13.4%	平成21年度	A-2	A-1	13.4%	平成21年度	* * 73
IB028	26 クリーンエネルギー自動車普及率	51万台	平成19年度	62万台	平成20年度	A-2	A-2	69万台以上	平成22年度	* * 75	
6 水資源の確保、水源地域活性化等を推進する											
IB029	27 渇水影響度	6,900日・%	平成18年時点の過去5年平均	7,259日・%	平成21年	B-2	B-2	5,300日・%	平成23年時点の過去5年平均	* * 80	
IB030	28 世界的な水資源問題に対応するための国際会議への開催及び参加件数	9件	平成18年度	11件	平成21年度	A-2	A-2	13件	平成23年度	* * 83	
IB031	29 地下水採取目標量の達成率	85.1%	平成18年度	95.9%	平成20年度	A-2	A-2	100%	平成21年度	* * 85	
IB032	30 水源地域整備計画の完了の割合	57%	平成18年度	64%	平成21年度	A-2	A-2	70%	平成23年度	* * 87	
7 良好な緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する											
IB033	31 歩いていける身近なみどりネットワーク率	約66%	平成19年度	約67%	平成20年度	A-2	A-2	約7割	平成24年度	* * 91	
IB034	32 1人当たり都市公園等面積	9.4㎡/人	平成19年度	9.6㎡/人(速報値)	平成21年度	A-2	A-1	10.3㎡/人	平成24年度	* * 93	
IB035	33 都市域における水と緑の公的空間確保量	約13.1㎡/人	平成19年度	—	平成21年度	A-2	A-1	—	平成24年度	* * 95	
IB036	34 国民に対する国営公園の利用者数の割合	全国民の4.0人に1人が利用	平成19年度	—	平成21年度	A-2	A-1	—	平成24年度	* * 98	
8 良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適正な汚水処理の確保、下水道資源の循環を推進する											
IB037	35 生物多様性の確保に資する良好な森林地等の自然環境を保全・創出する公園・緑地	約2,800ha増	平成19年度	—	平成20年度	A-2	A-1	—	平成24年度	* * 102	
	IB038	36 汚水処理人口普及率	約84%	平成19年度	約85%	平成20年度	A-1	A-1	約93%	平成24年度	* * 105
37 下水道処理人口普及率		約72%	平成19年度	約73%	平成20年度	A-1	A-1	約78%	平成24年度	* * 107	
38 良好な水環境創出のための高度処理実施率		約25%	平成19年度	約27%	平成20年度	A-2	C-1	約30%	平成24年度	* * 109	
39 合流式下水道改善率		約25%	平成19年度	約30%	平成20年度	A-2	A-1	約63%	平成24年度	* * 111	
IB042	40 下水道バイオマスリサイクル率	約23%	平成19年度	約23%	平成20年度	B-1	C-1	約39%	平成24年度	* * 113	
	41 水辺の再生の割合(河川)	約2割	平成19年度	約26%	平成21年度	A-2	A-2	約4割	平成24年度	* * 115	
IB044	42 湿地・干潟の再生の割合(河川)	約2割	平成19年度	約2割	平成21年度	B-2	B-2	約3割	平成24年度	* * 117	
	IB045	43 河川・湖沼・閉鎖性海域における汚濁負荷削減率(①河川、②湖沼、③閉鎖性海域)	① 約71% ② 約55% ③ 約71%	平成19年度	約72% 約55% 約72%	平成20年度	A-1 B-1 A-1	C-1 C-1 C-1	約75% 約59% 約74%	平成24年度	* * * * * * 119
44 自然体験活動拠点数		428箇所	平成19年度	454箇所	平成21年度	B-1	A-1	約550箇所	平成24年度	* * 122	
45 地域に開かれたダム、ダム活用者数		1,391万人	平成18年度	約1,390万人(暫定値)	平成21年度	B-1	B-1	約1,680万人	平成24年度	* * 124	
IB046	46 都市空間形成河川整備率	約38%	平成19年度	約40%	平成21年度	A-2	A-1	約40%	平成24年度	* * 126	
IB049	47 かわまちづくり整備自治体数	4市	平成19年度	8市	平成21年度	B-2	A-1	29市	平成24年度	* * 128	
9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う											
IB050	48 特定輸送事業者の省エネ改善率(①特定貨物輸送事業者、②特定旅客輸送事業者、③特定航空輸送事業者)	① — ② — ③ —	—	-1.87% -0.34% -2.01%	平成21年度	A-2 B-2 A-2	A-2 A-2 A-2	前年度比-1% 前年度比-1% 前年度比-1%	平成19年度以降毎年	* * * * * * 132	
	IB051	49 国土交通分野におけるCDM承認累積件数	3件	平成18年度	9件	平成21年度	A-2	A-2	15件	平成23年度	* * 134
		IB052	50 環境ポータルサイトへのアクセス件数	平均約5,478件/月(年度平均)	平成19年度	—	平成21年度	B-1	B-2	1万件/月(年度平均)	平成23年度
IB053	51 建設廃棄物の再資源化・縮減率及び建設発生土の有効利用率(①アスファルト・コンクリート塊、②コンクリート塊、③建設発生土材(再資源化率)、④建設汚泥、⑤建設混合廃棄物、⑥建設発生土)	① 98.6% ② 98.1% ③ 68.2%(90.7%) ④ 74.5% ⑤ 292.8万t ⑥ 80.1%	平成17年度	98.4% 97.3% 80.3%(89.4%) 85.1%	平成20年度	A-2 A-2 A-2 A-2 B-2 B-2	A-2 A-2 A-2 A-2 C-2 C-2	98%以上 98%以上 77%(95%以上) 82% — 87%	平成24年度	* * * * * * * * * * * * 138	
	IB054	52 住宅、建築物の省エネルギー化(①一定の省エネルギー対策を講じた住宅ストックの比率、②新築住宅における次世代省エネ基準(平成11年基準)達成率、③一定の新築建築物における次世代省エネ基準(平成11年基準)達成率)	① 18% ② 32% ③ 74%	平成15年度	21% 39% 83%	平成20年度	B-1 B-1 A-1	A-1 A-1 A-1	31% 61% 85%	平成22年度	* * * * * * 142
		53 重畳車の平均燃費向上率(平成14年度比)	0%	平成14年度	4%	平成20年度	B-2	C-2	7%	平成22年度	* * 146
		IB056	54 陸上電源設備の規格が適用できる船舶の種類数	0種類	平成19年度	0種類	平成21年度	C-3	C-2	4種類	平成23年度
	IB057	55 モーダルシフトに関する指標(①トラックから鉄道コンテナ輸送にシフトすることで増加する鉄道コンテナ輸送量、②トラックから海上輸送へシフトすることで増加する海上輸送量(自動車での輸送が容易な貨物(軽貨)量))	① 21億トンキロ増 ② 301億トンキロ	平成18年度	0.2億トンキロ増 267億トンキロ	平成21年度	B-2 B-2	B-2 A-2	32億トンキロ増 312億トンキロ	平成22年度	* * * * 150
IB058		56 地区・街区レベルにおける包括的な都市環境対策に取り組んでいる都市数	3都市	平成19年度	18都市	平成21年度	A-2	A-2	30都市	平成24年度	* * 153
新	57 年度評価における採択案件の採点の平均値(革新的な船舶の省エネルギー技術の研究開発に係る指標)	—	—	89%	平成21年度	A-2	新規	80%	平成24年度	* * 155	



○政策目標(アウトカム)			業績目標						ページ			
○施策目標(評価の単位)			平成21年度実績			目標値			重要政策 □□□□			
○業績指標※赤字は「社会資本整備重点計画第2章」の指標			初期値	(年度)	実績値	(年度)	評価	前年度評価				
22	景観に優れた国土・親光地づくりを推進する		30件	平成18年度	197件	平成21年度	A-2	A-2	200件	平成23年度		380
旧147	145 景観法に基づく景観重要建造物及び景観重要樹木の指定件数		30件	平成18年度	197件	平成21年度	A-2	A-2	200件	平成23年度		382
旧148	146 景観計画に基づき取組を進める地域の数		92団体	平成19年度	206団体	平成21年度	A-2	A-2	500団体	平成24年度	*	384
旧149	147 歴史的風致の維持及び向上に取組む市区町村の数		0団体	平成19年度	16団体	平成21年度	A-2	A-2	100団体	平成24年度	*	386
23	国際競争力・地域の自立性を高める道路ネットワークを形成する											388
旧150	148 三大都市圏環境状況整備率		53%	平成19年度	54%	平成21年度	A-2	A-2	69%	平成24年度	**	390
24	整備路線の整備を推進する											392
旧151	149 5大都市からの鉄道利用所要時間が3時間以内である鉄道路線延長(新幹線鉄道)		15,400km	平成18年度	15,400km	平成21年度	A-2	A-2	15,700km	平成23年度	*	394
25	航空空港ネットワークを強化する											397
旧152	150 国内航空ネットワークの強化割合(1)大都市圏拠点空港の空港容量の増加、2国内線の自空港気象(台風除く)による欠航率、3総主要飛行経路長	①	49.6万円(首都圏)	平成17年度	52.3万円(首都圏)	平成21年度	A-2	A-2	平成17年度比約17万回増(首都圏)	平成22年度以降、安全性を確保した上で段階的に	**	400
		②	0.40%	平成15~17年度平均	0.28%	平成18~20年度平均	A-2	C-2	約1割削減	平成24年度	*	400
		③	18,266.438海里	平成18年度	平成18年度比2.6%短縮	平成21年度	A-2	A-2	平成18年度比2.6%短縮	平成23年度	*	400
旧151	151 国際航空ネットワークの強化割合		49.6万円(首都圏)	平成17年度	52.3万円(首都圏)	平成21年度	A-2	A-2	平成17年度比約17万回増(首都圏)	平成22年度以降、安全性を確保した上で段階的に	**	403
旧154	152 航空機騒音に係る環境基準の屋内達成率		94.7%	平成18年度	94.8%	平成21年度	A-2	A-2	95.0%	平成23年度	*	405
旧155	153 地震時に緊急物資輸送など防災拠点としての機能を有する空港から一定範囲に居住する人口の割合		約4割	平成18年度	約4割	平成21年度	A-2	A-2	約7割	平成24年度	*	407
旧156	154 管制空港における10万発着回数当たりの航空機の滑走路誤入込に係る重大インシデント発生件数		1.1件/100万発着回数	平成19~18年度平均	1.2件/100万発着回数	平成17~21年度平均	B-2	B-2	約半減	平成20~24年度平均	*	409
7	都市再生・地域再生等の推進											411
26	都市再生・地域再生を推進する											411
旧157	155 地域の発意により地域活性化のために策定された計画の件数(地域再生計画、都市再生整備計画、中心市街地活性化基本計画及び地域活力基盤創出計画)		1,718件	平成18年度	3,495件	平成21年度	A-3	A-1	3,556件	平成23年度		413
旧158	156 全国の地方圏から大都市圏への転出者数に対する大都市圏から地方圏への転入者数の比率		78%	平成18年度	81.9%	平成21年度	C-2	B-1	78%	平成23年度		415
旧159	157 都市再生誘発量		3,878ha	平成18年度	6,964ha	平成21年度	A-2	A-2	9,200ha	平成23年度		417
旧160	158 文化・学術・研究拠点を整備の推進(①筑波研究学園都市における国際会議開催数、②関西文化学術研究都市における立地施設数、③関西文化学術研究都市における外国人研究者数)	①	60件	平成17年度	80件	平成20年度	A-2	C-2	80件	平成23年度	*	419
		②	96施設	平成18年度	114施設	平成21年度	B-2	A-2	156施設	平成23年度	*	419
		③	214人	平成17年度	221人	平成21年度	B-2	B-2	270人	平成22年度	*	419
旧161	159 大深度地下使用の累計認可件数		0件	平成18年度	1件	平成21年度	A-2	A-2	3件	平成23年度		422
旧162	160 半島地域の交流人口		100%	平成17年度	平成17年度対比98.9%	平成20年度	C-2	C-2	平成17年度対比102%	平成22年度		424
新	161 高齢者が無理することなく除雪できる体制の整備市町村の割合		59%	平成19年度	65%	平成21年度	B-2	新規	100%	平成24年度	*	426
旧164	162 都市再生整備計画の目標達成率		81.9%	平成19年度	81.4%	平成21年度	A-2	A-1	80%以上	毎年度	*	428
旧165	163 民間都市開発の誘発係数		16倍	平成16~18年度	12.6倍	平成21年度	B-2	B-2	16倍	平成19~23年度	*	430
旧166	164 まちづくりのための都市計画決定件数(市町村)		1,470件	平成17年度	2,224件	平成20年度	A-2	A-2	1,470件	平成22年度		432
新	165 駐車場法に基づく自動二輪車駐車場供用台数		4.5万台	平成20年度	4.9万台	平成21年度	B-1	新規	約10万台	平成25年度		434
旧168	166 都市機能更新率(建築物更新関係)		36.9%	平成20年度	37.7%	平成21年度	A-2	A-2	41.0%	平成25年度		436
旧169	167 中心市街地人口比率の減少率		前年度比1.1%減	平成16年度	前年度比0.04%減	平成20年度	A-1	A-2	前年度比0.9%減	平成21年度		439
27	流通業立地等の円滑化を図る											441
旧170	168 物流拠点の整備地区数		35地区	平成18年度	53地区	平成21年度	A-2	A-2	64地区	平成23年度		443
28	集約型都市構造を実現する											445
旧171	169 主要な拠点地域への都市機能集積率		約4%	平成19年度	約4%	平成21年度	A-2	A-2	前年度比+0.9%以上	毎年度	*	447
8	都市・地域交通等の快適性・利便性の向上											448
29	鉄道網を充実・活性化させる											448
旧172	170 トラックから鉄道コンテナに転換することで増加する鉄道コンテナ輸送トンキロ数		21億トンキロ	平成18年度	0.2億トンキロ	平成21年度	B-2	B-2	32億トンキロ	平成22年度	*	451
旧173	171 5大都市からの鉄道利用所要時間が3時間以内である鉄道路線延長(在来幹線鉄道の高速化)		15,400km	平成18年度	15,400km	平成21年度	A-2	A-2	15,700km	平成23年度	*	453
旧174	172 国際拠点空港と都心部との間の円滑な鉄道アクセスの実現(都心部との間の鉄道アクセス所要時間が30分以内である三大都市圏の国際空港の数)		2空港	平成19年度	2空港	平成21年度	A-2	A-2	3空港	平成22年度	*	456
旧175	173 都市鉄道(三大都市圏)の整備路線延長(①東京圏、②大阪圏、③名古屋圏、カッパ内は複数地区区間延長)	①	2,353(211)km	平成18年度	2,384(216)km	平成21年度	A-2	A-2	2,399(216)km	平成23年度		458
		②	1,552(135)km	平成18年度	1,554(135)km	平成21年度	A-2	A-2	1,591(135)km	平成23年度		458
		③	925(2)km	平成18年度	924(2)km	平成21年度	A-2	A-2	925(2)km	平成23年度		458
旧176	174 都市鉄道(東京圏)の混雑率		170%	平成18年度	167%	平成21年度	A-2	B-2	165%	平成23年度		460
旧177	175 経営基盤の脆弱な地方鉄道事業者のうち、鉄道の活性化計画を策定し、実行しているものの割合		39%	平成18年度	61%	平成21年度	A-2	A-2	60%	平成23年度		462
30	地域公共交通の維持・活性化を推進する											464
旧178	176 地域の関係者による地域公共交通に関する総合的な計画の策定件数		60件	平成19年度	398件	平成21年度	A-2	A-2	300件	平成24年度	*	467
旧179	177 バスローテーションシステムが導入された系統数		7,067系統	平成18年度	9,054系統	平成21年度	A-2	A-2	9,000系統	平成23年度	*	469
旧180	178 地方バス路線の維持率		97%	平成20年度	96.6%	平成21年度	B-1	B-1	100%	平成25年度		471
旧181	179 有人離島のうち航路が就航されている離島の割合		71%	平成17年度	70%	平成21年度	A-2	A-2	71%	平成22年度	*	473
旧182	180 生活交通手段として航空輸送が必要である離島のうち航空輸送が維持されている離島の割合		96%	平成17年度	89%	平成21年度	B-2	B-2	96%	平成22年度		475
31	都市・地域における総合交通戦略を推進する											478
旧183	181 まちづくりによる公共交通利用可能性の改善率		0%	平成19年度	0%	平成19年度	C-2	C-2	約11%	平成24年度	*	480
32	道路交通の円滑化を推進する											482
旧184	182 開かずの踏切等の踏切遮断による損失時間		約132万人・時/日	平成19年度	約130万人・時/日	平成21年度	A-2	A-2	約1割削減(約118万人・時/日)	平成24年度	**	484
旧185	183 ETC利用率		76%	平成19年度	85%	平成21年度	A-2	A-2	85%	平成24年度	**	486
9	市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護											488
33	社会資本整備・管理等を効果的に推進する											488
旧186	184 公共事業の総合コスト改善率		-		3.7%	平成20年度	A-2	A-2	15%	平成24年度	*	490
新	185 省エネルギー化指針等が策定された電気通信施設数		0種類	平成21年度	0種類	平成21年度	C-2	新規	5種類	平成25年度	*	492
旧187	186 事業認定区分の適正な実施(訴訟等により取り消された件数)		0件	平成18年度	0件	平成21年度	A-2	A-2	0件	平成23年度	*	494
旧188	187 国土交通政策の企画立案等に必要と認められた調査の件数及び研修等の満足度(①調査検討の報告数、②満調等実施後のアンケート調査等に基づいた満足度、③研修実施後のアンケート調査等に基づいた満足度)	①	13件	平成18年度	12件	平成21年度	B-2	A-2	14件	平成19~23年度平均	*	496
		②	90.9%	平成17~18年度平均	91.8%	平成21年度	A-2	A-2	95.0%	平成23年度	*	496
		③	92.6%	平成20年度	96.9%	平成21年度	A-2	A-2	90.0%以上	平成21年度以降毎年度	*	496
旧189	188 建設施工企画に関する指標(①ICT建設機械等(土工(盛土)の均し、締固め施工)による施工日数及び出来形管理の所要日数の短縮割合、②建設現場における創意工夫の事例の活用件数、③安全管理評価手法の試行件数)	①	-		約2割削減	平成21年度	A-3	C-2	約2割削減	平成21年度		498
		②	-	219件	平成21年度	A-3	A-2	100件	平成21年度		498	
		③	-	-	平成21年度	C-3	C-2	50件	平成24年度		498	
旧190	189 用地取得が困難となっている割合(用地あり路線)		3.50%	平成13~17年度の平均	3.18%	平成20年度	A-2	A-2	3.15%	平成19~23年度の平均	*	501
34	不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する											504
旧191	190 不動産証券化実績総額		33兆円	平成18年度	47兆円	平成21年度	B-2	A-2	66兆円	平成23年度	*	506
旧192	191 指定流通機械(レインズ)における売却物件の登録件数		229千件	平成18年度	276千件	平成21年度	A-2	A-2	274千件	平成23年度	*	508
旧193	192 宅地建物取引業保証協会の社員である宅地建物取引業者数に対する弁済を受けるための宅地建物取引業保証協会の保証件数の割合の推移		0.37%	平成13~17年度の5年間平均	0.28%	平成16~20年度の5年間平均	A-2	A-2	0.30%	平成19~23年度の5年間平均	*	512
旧194	193 マンション管理組合数に対するマンション管理業に関する紛争相談件数の割合の推移		0.20%	平成17年度	0.19%	平成20年度	A-2	C-2	0.16%	平成22年度	*	514
旧195	194 地価情報を提供するホームページへのアクセス件数		25,389,634件	平成18年度	32,297,267件	平成21年度	A-2	A-2	34,320,000件	平成23年度	*	516
旧196	195 取引価格情報を提供するホームページへの①アクセス件数、②取引価格情報の提供件数	①	22,659,447件	平成18年度	35,670,962件	平成21年度	A-2	A-1	40,000,000件	平成23年度	*	518
		②	63,636件	平成18年度	829,964件(第3回半期まで)	平成21年度	A-2	A-2	1,000,000件	平成23年度	*	518
旧197	196 低・未利用地の面積		13.1万ha	平成15年度	13.1万ha	平成15年度	C-2	C-2	13.1万ha	平成25年度		520
35	建設市場の整備を推進する											522
旧198	197 入契法に基づく施策の実施状況(①入札監視委員会等第三者機関の設置の状況、②入札時における工事費内訳書の提出状況)	①	75%	平成13年度	91%	平成20年度	A-2	A-2	100%	平成23年度		524
		②	56%	平成13年度	91%	平成20年度	A-2	A-2	100%	平成23年度		524
旧199	198 建設工事に携わる技術者のうち技術検定合格者の比率		87%	平成18年度	88%	平成21年度	A-2	B-2	90%	平成23年度	*	526
旧200	199 建設業の活力回復に資するモデル的な取組の創出件数		224件	平成18年度	571件	平成21年度	A-3	A-2	400件	平成21年度	*	528
旧201	200 専門工事業者の売上高経営利益率		2.5%	平成18年度	2.1%	平成20年度	B-2	C-2	4.0%	平成23年度	*	530
旧202	201 建設資材の需給状況把握システム(導入状況)		0件	平成18年度	1.4%	平成21年度	B-3	C-2	100%	平成23年度	*	532
旧203	202 建設技術労働者の過不足状況(①不足率、②技能者のD.I.)	①	1.2%	平成18年度	-1.5%	平成21年度	A-2	C-2	1.2%以下	平成21年度	*	534
		②	30万イント	平成18年度	0万イント	平成21年度	A-2	C-2	30万イント以下	平成23年度	*	534
旧204	203 建設関連業登録制度に係る申請から登録処理までの所要日数の低減率		69.53日	平成18年度	8.1%減	平成21年度	A-2	C-2	3割減	平成23年度	*	537
旧205	204 海外展開促進のための相手国との建設会議、セミナー、シンポジウムの開催件数		0件	平成18年度	11件	平成21年度	A-3	A-2	10件	平成21年度	*	539
36	市場・産業関係の統計調査の整備・活用を図る											541
旧206	205 統計調査の累積改善件数		1件	平成18年度	8件	平成21年度	A-2	A-2	7件	平成23年度までの累計	*	543
旧207	206 統計の情報提供量、ホームページへのアクセス件数(①収録ファイル数、②HPアクセス件数)	①	約5,000件	平成18年度	約7,000件	平成21年度	A-2	A-2	約9,200件	平成22年度	*	545
		②	約448,000件	平成18年度	約513,000件	平成21年度	A-2	A-2	約505,000件	平成22年度	*	545

○政策目標(アウトカム)	業績目標							重要政策 I II III IV	ページ
	初期値		平成21年度実績		前年度評価	目標値	(年度)		
	(年度)	実績値	(年度)	評価					
○施策目標(評価の単位)									
○業績指標※赤字は「社会資本整備重点計画第2章」の指標									

○構造的な成長												
10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備												
40 総合的な国土形成を推進する												
旧211	211	国民への国土に関する情報提供充実度(国土数値情報等のダウンロード件数:①国土数値情報ダウンロードサービス、②オルソ空中写真ダウンロードシステム)	① 81万件 ② 23万件	平成20年度 平成20年度	50万件 163万件	平成21年度 平成21年度	A-2 A-3	A-2 A-2	現状維持又は増加 現状維持又は増加	平成21年度以降毎年 平成21年度以降毎年	★ ★	562 564
旧212	212	国土の利用、整備及び保全に関する国民意識の醸成(国土計画関係ウェブサイトへのアクセス件数)	3,923,919件	平成20年度	2,454,357件	平成21年度	B-3	A-2	現状維持又は増加	平成20年度以降毎年	★	566
旧213	213	テレワーク人口比率	約10%	平成17年度	約15.3%	平成21年度	B-2	A-2	約20%	平成22年度	★	568
旧214	214	大都市圏の整備推進に関する指標(①都市環境インフラ整備の広域的な取組みへ参加した延べ自治体数(首都圏)、②琵琶湖への流入負荷量(化学的酸素要求量)、③帰宅支援者数(首都圏)、④交通機関別旅客輸送人員(首都圏))	① 44自治体 ② 38,491kg/1日 ③ 約1,370万人 ④ 15,447,631千人	平成18年度 平成18年度 平成18年度 平成18年度	60自治体 36,543kg/1日 約272万人 16,123,548千人	平成21年度 平成21年度 平成21年度 平成19年度	A-2 A-2 A-3 A-2	新規 C-2 C-2 新規	66自治体 35,885kg/1日 半減 維持	平成23年度 平成22年度 平成23年度 平成23年度	★ ★ ★ ★	570
旧216	215	国土の位置・形状を定めるための調査及び地理空間情報の整備・活用を推進する	0.71%	平成17年度	0.42%	平成21年度	A-2	A-2	1%未満	平成19年度以降毎年	★	573
旧217	216	基礎地図情報の整備率	0%	平成18年度	87%	平成21年度	A-2	A-2	100%	平成23年度	★	577
42 離島等の振興を図る												
旧218	217	離島地域における交流・定住人口拡大施策の実施数	404施策	平成18年度	530施設	平成21年度	A-1	A-2	510施策	平成23年度	★	582
旧219	218	離島地域の総人口	452千人	平成16年度	434千人	平成18年度	C-2	C-2	402千人以上	平成23年度	★	584
旧220	219	奄美群島の総人口	122千人	平成20年度	121千人	平成21年度	A-2	B-1	114千人以上	平成25年度	★	586
旧221	220	小笠原村の総人口	2.3千人	平成18年度	2.4千人	平成21年度	A-2	B-1	2.5千人以上	平成25年度	★	588
43 北海道総合開発を推進する												
旧222	221	農業基盤整備の事業完了地区における担い手への農地の利用集積率の増加	-	-	13.8%	平成21年度	A-2	A-2	8%以上(事業着手前との差)	平成24年度	★	592
旧223	222	北海道における水産物取扱量のうち高度な衛生管理対策の下で出荷される水産物取扱量の割合	12%	平成16年度	18%	平成21年度	A-2	A-2	概ね26%	平成23年度	★	594
旧225	223	道外からの観光入込客数のうち外国人の数	51万人	平成17年度	69万人	平成20年度	C-2	C-2	110万人	平成24年度	★	596
旧227	224	育成林であり水保保全である森林のうち機能が良好に保たれている森林の割合	60.1%	平成20年度	59.5%	平成21年度	B-2	B-2	68.1%	平成25年度	★	598
旧228	225	アイヌの伝統等に関する普及啓発活動(講演会の延べ参加者数)	22,867人	平成18年度	26,002人	平成21年度	A-2	A-2	31,000人	平成22年度	★	600
旧229	226	ユニバーサルデザインの視点に立った公営住宅の整備戸数が公営住宅管理戸数に占める割合	0.23%	平成17年度	1.88%	平成21年度	A-2	A-2	0.47%以上	平成24年度	★	602
旧226	227	北方領土隣接地域振興指標(一人当たり主要生産額)	3.10百万円/人	平成17年度	3,449百万円/人	平成20年度	A-2	A-2	3.10百万円/人以上	平成24年度	★	604
11 ICTの活用及び技術研究開発の推進												
44 技術研究開発を推進する												
旧230	228	年度計画通りに進捗した技術研究開発課題の割合	-	-	100%	平成21年度	A-2	A-2	80%	平成19年度以降毎年	★	608
45 情報化を推進する												
旧231	229	国民生活・社会経済活動に重大な影響を及ぼすIT障害発生件数	2件	平成19年度	3件	平成21年度	A-2	A-2	限りなくゼロ	平成24年度	★	612
旧232	230	公共交通における情報サービスの情報化達成率	約60%	平成18年度	90%	平成21年度	A-3	A-2	約80%	平成23年度	★	614
12 国際協力、連携等の推進												
46 国際協力、連携等を推進する												
旧233	231	国際協力・連携等の推進に寄与したプロジェクトの件数	116件	平成18年度	122件	平成21年度	A-2	A-2	121件	平成23年度	★	618
13 官庁施設の利便性、安全性等の向上												
47 環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全を推進する												
旧235	232	官庁施設として必要な性能を確保するための対策が講じられている施設の割合(①耐震対策、②バリアフリー化、③環境への配慮、④総合)	① 64% ② 5% ③ 14% ④ 4%	平成17年度 平成18年度 平成18年度 平成18年度	77% 25% 31% 17%	平成21年度 平成21年度 平成21年度 平成21年度	A-2 A-2 A-2 A-2	A-2 A-2 A-2 A-2	85% 41% 35% 28%	平成23年度 平成23年度 平成23年度 平成23年度	★ ★ ★ ★	620 623
旧236	233	保全状態の良好な官庁施設の割合等(①保全状態の良好な官庁施設の割合、②官庁営繕関係基準等類等の策定事項数)	① 71% ② 3事項	平成18年度 平成18年度	81.4% 19事項	平成21年度 平成21年度	A-2 A-2	A-2 A-2	80% 25事項	平成23年度 平成23年度	★ ★	626

成果重視事業(モデル事業)										
○政策目標(アウトカム)										
業績目標										
○施策目標(評価の単位)		初期値		平成21年度実績		前年度評価	目標値	(年度)	重要政策 I II III IV	ページ
○業績指標(成果重視事業)		(年度)	実績値	(年度)	評価					

9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護											
34 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する											
1	宅地建物取引業免許等電子申請システム構築事業(①宅地建物取引業の免許等電子申請率、②システムの満足度)	① 2.7% ② 1.3%	平成19年度 平成19年度	12.6% 1.7%	平成21年度 平成21年度	B-3 B-3	C-2 C-2	大臣免許業者30% 知事免許業者10%	平成21年度 平成21年度	★ ★	629
2		78%	平成19年度	80%	平成21年度	A-3	A-2	50%	平成21年度	★	

# ○暮らし・環境

## 政策目標 1

少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進

## 施策目標 1

居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る

高齢者、子どもを育成する家庭等を含む全ての世帯において、居住の安定が確保されるとともに、暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る。

## 業績指標

1	最低居住面積水準未満率
2	子育て世帯における誘導居住面積水準達成率（①全国、②大都市圏）

## 【評価結果の概要】

### （必要性）

高齢者、子どもを育成する家庭等を含む全ての世帯が、世帯人数及びその特性に応じて、健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な住戸規模等を備えた住宅を確保できるよう、良質な住宅の取得を支援するとともに賃貸住宅の供給を促進する必要がある。

また、特に大都市部の賃貸住宅を中心に、ファミリー向けに適した規模の住宅が不足しており、子育てしやすい社会の実現のため、良質なファミリー向け住宅の供給を促進する必要がある。

### （有効性）

高齢者、子どもを育成する家庭等を含む全ての世帯において、居住の安定が確保され、暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成が実現されるためには、良質な住宅ストックの取得支援を行うとともに、公営住宅制度を補完する重層的な住宅セーフティネットの構築を図るため、既存ストックの有効活用を図りつつ、各種公的賃貸住宅制度の一体的運用やストック間の柔軟な利活用等の円滑化に資する仕組みづくり等を行うことが求められる。

当該施策目標を構成する業績指標 1（最適居住面積水準未達率）、業績指標 2（子育て世帯における誘導居住面積水準達成率（①全国、②大都市圏））は、ともに目標の達成に向けた成果を示していないものの、世帯構成の変化等の外部的要因が与える影響についても考慮しつつ検討を行う必要があること等の理由から、現時点においてその有効性について明確な評価を行うことは困難であった。

また、本業績指標は、住生活基本計画（全国計画）においても成果指標として位置づけられており、同計画は、社会資本整備審議会住宅宅地分科会における審議を踏まえ、平成 22 年度末を目途に見直しを行うことを予定しているため、当該分科会のご意見等も踏まえた上で、今後の評価を行うこととする。

### （効率性）

前述のとおり、世帯構成の変化等の外部的要因が与える影響についても考慮しつつ検討を行う必要があること等の理由から、現時点においてその効率性について明確な評価を行うことは困難であったが、既存の住宅・建築物を活用した公的賃貸住宅の供給の促進や、高齢者等の住み替え等の推進等、既存ストックの有効活用を図るという点においては、一定の効果を示しているものと考えられる。

### （総合的評価）

現時点において総合的な評価を行うことは困難であったが、社会資本整備審議会住宅宅地分科会における審議を踏まえた上で、必要性、有効性、効率性の観点から総合的な評価を実施し、課題の特定及び今後の取組みの方向性の提示を行うこととする。

### （反映の方向性）

総合的な評価を踏まえ、引き続き、居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を推進する。

**業績指標 1**

最低居住面積水準未達率

**評価**

B-2	目標値：概ね0% (平成22年) 実績値：4.3% (平成20年) 初期値：4.6% (平成15年)
-----	--

**(指標の定義)**

健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な住戸規模（最低居住面積水準）未達の住宅に居住する世帯の割合。(A/B)

※A：最低居住面積未達世帯数 B：主世帯総数

注 最低居住面積水準（住生活基本計画（全国計画）において設定）の概要

(1) 単身者 25㎡（ただし、単身の学生、単身赴任者等であって比較的短期間の居住を前提とした面積が確保されている場合は、この面積によらないことができる。）

(2) 2人以上の世帯 10㎡×世帯人数+10㎡

注 主世帯：一住宅に一世帯が住んでいる世帯の他、同居世帯のある場合は、そのうち主な世帯を主世帯という。

出典) 平成20年住宅・土地統計調査特別集計、平成20年住生活総合調査特別集計

**(目標設定の考え方・根拠)**

健康で文化的な住生活の基礎として必要不可欠な水準として、最低居住面積水準未達世帯の早期解消を目指す。

**(外部要因)**

世帯構成の変化、平均年収の推移、居住ニーズの多様化等

**(他の関係主体)**

民間賃貸住宅事業者等

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

・住生活基本計画（全国計画）（平成18年9月19日）

**【閣決（重点）】**

なし

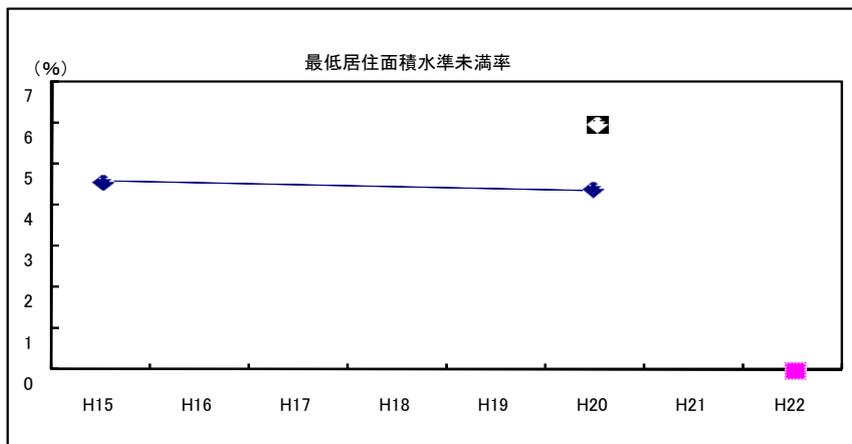
**【その他】**

・国土交通省成長戦略（平成22年5月17日）＜住宅・都市分野＞

Ⅲ 住宅・建築投資活性化・ストック再生戦略

1. 質の高い新築住宅の供給と中古住宅流通・リフォームの促進を両輪とする住宅市場の活性化

過去の実績値						(暦年)
H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
4.6%	-	-	-	-	4.3%	-



**事務事業の概要**

**主な事務事業の概要**

- ・低額所得者等に対する公平・的確な公営住宅の供給を促進する。
  - ・独立行政法人都市再生機構（UR）による民間供給支援型賃貸住宅制度により、良質な賃貸住宅の供給の促進。
- 予算額：都市再生機構185億円の内数(平成21年度国費)

- ・住宅ローン減税や認定長期優良住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除、給与所得者が使用者から住宅資金の貸付等を受けた場合の特例措置、住宅取得資金の贈与税の特例措置、住宅用家屋の所有権登記等に係る登録免許税の特例措置、住宅の取得に係る不動産取得税の特例措置、新築住宅に係る固定資産税の減額措置、独立行政法人住宅金融支援機構の証券化支援業務等による、良質な持家取得を促進する。
- ・居住用財産の買換えや譲渡に係る課税の特例措置により、多様なライフステージに応じた円滑な住み替えや新生活への再出発を支援する。
- ・地域優良賃貸住宅制度において、賃貸住宅の整備等に要する費用に対する助成等を行い、高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等各地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進する。
- ・子育て世帯等の入居の円滑化と安心できる賃貸借関係の構築を支援するあんしん賃貸支援事業を推進する。
- ・高齢者居住安定化基金による家賃債務保証制度により、子育て世帯の入居の円滑化を支援する。
- ・高齢者の所有する戸建て住宅等を、広い住宅を必要とする子育て世帯等へ賃貸することを円滑化する制度により、高齢者の高齢期の生活に適した住宅への住替え等を促進する。
- ・特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法による貸屋住宅に係る特例措置（固定資産税）を講ずる。  
特定市街化区域農地の所有者等が当該土地を転用して賃貸住宅を新築した場合に当該土地及び当該賃貸住宅に係る固定資産税を軽減する。

#### 関連する事務事業の概要

なし

### 測定・評価結果

#### 目標の達成状況に関する分析

##### (指標の動向)

平成20年における最低居住水準未達率の実績値は4.3%となっており、平成15年の初期値と比べ減少を示しているものの、過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標を達成できないこととなる。

##### (事務事業の実施状況)

- ・低額所得者等に対する公平・的確な公営住宅の供給を促進した。(平成21年度実績：20,583戸)
- ・地域住宅交付金の活用等による、地域優良賃貸住宅等の良質な賃貸住宅の供給等を促進した。  
(平成21年度実績：1,896戸)
- ・独立行政法人都市再生機構による民間供給支援型賃貸住宅制度により、良質な賃貸住宅の供給を促進した。  
(平成21年度計画戸数：120戸)
- ・高齢者の所有する戸建て住宅等を、広い住宅を必要とする子育て世帯等へ賃貸することを円滑化する制度により、高齢者の高齢期の生活に適した住宅への住替え等を促進した。(平成21年度実績：171戸)
- ・住宅ローン減税等の税制の特例措置により優良な持家の取得を促進した。
- ・独立行政法人住宅金融支援機構の証券化支援業務により、良質な持家の取得を促進した。  
(平成21年度実績：52,080戸)
- ・UR賃貸住宅における居住の安定のための出資金制度を活用し、都市再生機構の賃貸住宅のストック再編に伴う家賃の上昇が、低所得の入居者の居住の安定に影響を与えないよう、低所得の入居者の家賃負担の増加を抑制した。

#### 課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・前述のとおり、本業績指標は、過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成できないこととなるため、「B」(目標達成に向けた成果を示していない)と評価した。
- ・実績値の評価や課題の特定、今後の取組みの方向性の提示にあたっては、これまで講じてきた事務事業の実施状況等に対する評価のほか、世帯構成の変化、平均年収の推移等の外部的要因が与える影響についても考慮しつつ、検討を行っていく必要がある。
- ・なお、本業績指標は、住生活基本計画(全国計画)においても成果指標として位置づけられており、同計画は、社会資本整備審議会住宅宅地分科会における審議を踏まえ、平成22年度末を目途に見直しを行うことを予定している。そのため、実績値の評価や課題の特定、今後の取組の方向性の提示については、当該分科会のご意見等も踏まえながら、慎重に行っていくこととする。
- ・以上から、「2」(現在の施策を維持)と評価した。

#### 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

##### (平成22年度)

- ・地域優良賃貸住宅の供給を促進するため、一定の基準を満たす既存民間住宅を転用し、地域優良賃貸住宅(既存民間転用)として、住戸単位(1戸以上)で供給する仕組みを制度に追加するとともに、公的賃貸住宅家賃対策調整補助金の補助対象として地域優良賃貸住宅(既存民間転用)を追加する。

##### 【行政刷新会議「事業仕分け」評決結果】(平成21年11月16日)

##### ○(独)都市再生機構

<対象>賃貸住宅の再生・再編

<評決結果>見直しを行う(所要額を措置する方式に改める)

<評決結果を踏まえた対応>評決結果を踏まえ、UR賃貸住宅における居住の安定のための出資金を、所要額を補助金として措置する方式に改めた。

○ (独) 都市再生機構  
＜対象＞高齢者向け居住環境の整備及び都市・地域再生の推進  
＜評決結果＞予算計上見送り（実施については自治体/民間との協議に委ねる）  
＜評決結果を踏まえた対応＞評決結果を踏まえ、高齢者向け居住環境の整備及び都市・地域再生の推進のための出資金について、予算計上を見送った。

【行政刷新会議「事業仕分け」評決結果】（平成22年4月23日）

○ (独) 住宅金融支援機構  
＜対象＞証券化支援業務  
＜評決結果＞不要資産の国庫返納  
＜評決結果を踏まえた対応方針＞評決結果を踏まえ、検討を進める。

【行政刷新会議「事業仕分け」評決結果】（平成22年4月26日）

○ (独) 都市再生機構  
＜対象＞都市再生事業  
＜評決結果＞当該法人が実施し、事業規模は縮減（リスク管理や事業実施の基準の明確化を速やかに行うこと）  
＜評決結果を踏まえた対応方針＞評決結果を踏まえ、都市再生事業実施に係る基準の明確化を図るとともに、事業評価プロセスや情報開示のあり方について見直しを行う方針である。

（平成23年度以降）

なし

**担当課等（担当課長名等）**

担当課：住宅局住宅政策課（課長 中井川 誠）

関係課：住宅局総務課民間事業支援調整室（室長 瀬口 芳広）

住宅局住宅総合整備課（課長 本東 信）

土地・水資源局土地政策課土地企画調整室（室長 清瀬 和彦）

**業績指標 2**

子育て世帯における誘導居住面積水準達成率 (①全国、②大都市圏)

評価		目標値	実績値	初期値
①	B-2	50% (平成22年)	40.4% (平成20年)	42% (平成15年)
②	B-2	45% (平成22年)	35.5% (平成20年)	37% (平成15年)

**(指標の定義)**

子育て世帯のうち、豊かな住生活の実現の前提として多様なライフスタイルに対応するために必要と考えられる住戸規模(誘導居住面積水準)を満たす住宅に居住する世帯の割合(A/B)

①※A: 子育て世帯のうち、誘導居住面積水準を達成している世帯数 B: 子育て世帯総数

②※A: 大都市圏の子育て世帯のうち、誘導居住面積水準を達成している世帯数 B: 大都市圏の子育て世帯総数

注1 子育て世帯: 構成員に18歳未満の者が含まれる世帯

注2 誘導居住面積水準・・・住生活基本計画(全国計画)において設定

(1)一般型誘導居住面積水準・・・都市の郊外及び都市部以外の一般地域における戸建住宅居住を想定

①単身者 55㎡ (ただし、単身の学生、単身赴任者等であって比較的短期間の居住を前提とした面積が確保されている場合は、この面積によらないことができる。)

②2人以上の世帯 25㎡×世帯人数+25㎡

(2)都市居住型誘導居住面積水準・・・都市の中心部及びその周辺における戸建住宅居住を想定

①単身者 40㎡ (ただし、単身の学生、単身赴任者等であって比較的短期間の居住を前提とした面積が確保されている場合は、この面積によらないことができる。)

②2人以上の世帯 20㎡×世帯人数+15㎡

出典)平成20年住宅・土地統計調査特別集計

**(目標設定の考え方・根拠)**

平成15年度時点において、全世帯数の約半数が誘導居住面積水準を達成している一方、子育て世帯については、未だ達成率が低く、政策上も重要なことから、引き続き半数の子育て世帯が誘導居住面積水準を達成することを目標とし、住生活基本計画で設定されている目標値(全国:50%(H22)、大都市圏:50%(H27))をもとにH22の目標値を決定。

**(外部要因)**

世帯構成の変化、平均年収の推移、居住ニーズの多様化等

**(他の関係主体)**

民間賃貸事業者等

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

・住生活基本計画(全国計画)(平成18年9月19日)

**【閣決(重点)】**

なし

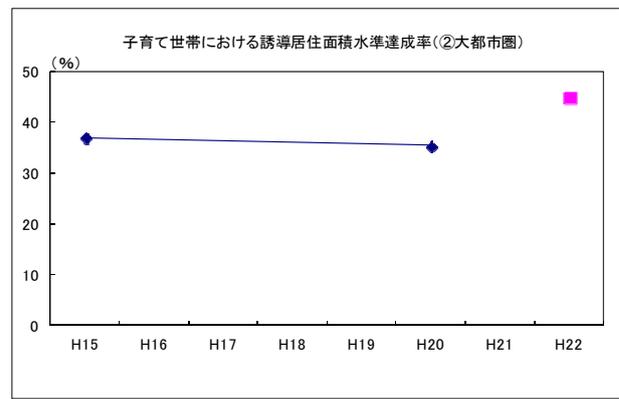
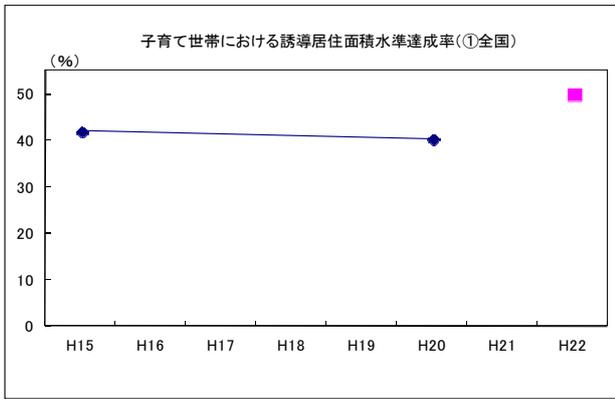
**【その他】**

・国土交通省成長戦略(平成22年5月17日)〈住宅・都市分野〉

Ⅲ 住宅・建築投資活性化・ストック再生戦略

1. 質の高い新築住宅の供給と中古住宅流通・リフォームの促進を両輪とする住宅市場の活性化

過去の実績値	(暦年)						
	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
①	42%	—	—	—	—	40.4%	—
②	37%	—	—	—	—	35.5%	—



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

- ・独立行政法人都市再生機構による民間供給支援型賃貸住宅制度による、良質な賃貸住宅の供給を促進する。  
 予算額：都市再生機構185億円の内数(平成21年度国費)
- ・地域優良賃貸住宅制度において、賃貸住宅の整備等に要する費用に対する助成等を行い、高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等各地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進する。
- ・子育て世帯等の入居の円滑化と安心できる賃貸借関係の構築を支援するあんしん賃貸支援事業を推進する。
- ・高齢者居住安定化基金による家賃債務保証制度により、子育て世帯における入居の円滑化を支援する。
- ・高齢者の所有する戸建て住宅等を、広い住宅を必要とする子育て世帯等へ賃貸することを円滑化する制度により、高齢者の高齢期の生活に適した住宅への住替え等を促進する。

### 関連する事務事業の概要

- ・住宅ローン減税や認定長期優良住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除、給与所得者が使用者から住宅資金の貸付等を受けた場合の特例措置、住宅取得資金の贈与税の特例措置、住宅用家屋の所有権登記等に係る登録免許税の特例措置、住宅の取得に係る不動産取得税の特例措置、新築住宅に係る固定資産税の減額措置、独立行政法人住宅金融支援機構の証券化支援業務等による、良質な持家取得を促進する。
- ・居住用財産の買換えや譲渡に係る課税の特例措置により、多様なライフステージに応じた円滑な住み替えや新生活への再出発を支援する。
- ・特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除や優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の短期譲渡所得の課税の特例措置により、居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を促進する。
- ・優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例措置を実施する。  
 (所得税・個人住民税・法人税)  
 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合に課税長期譲渡所得金額2,000万円以下の部分について軽減税率を適用する。減収見込額：1,563万円(平成21年度)
- ・特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法による貸屋住宅に係る特例措置を実施する。(固定資産税)  
 特定市街化区域農地の所有者等が当該土地を転用して賃貸住宅を新築した場合に当該土地及び当該賃貸住宅に係る固定資産税を軽減する。

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

- (指標の動向)  
 平成20年における子育て世帯における誘導居住面積水準達成率の実績値は、「①全国」で40.4%、「②大都市圏」で35.5%と、いずれも平成15年の初期値を下回っている。従って、過去の実績値によるトレンドを延長しても、目標年度に目標を達成できないこととなる。
- (事務事業の実施状況)
- ・住宅ローン減税等の税制の特例措置により良質な持家の取得を促進した。
  - ・独立行政法人住宅金融支援機構の証券化支援業務により、良質な持家の取得を促進した。  
 (平成21年度実績：52,080戸)
  - ・独立行政法人都市再生機構による民間供給支援型賃貸住宅制度により、良質な賃貸住宅の供給を促進した。  
 (平成21年度計画戸数：120戸)
  - ・高齢者の所有する戸建て住宅等を、広い住宅を必要とする子育て世帯等へ賃貸することを円滑化する制度により、高齢者の高齢期の生活に適した住宅への住替え等を促進した。(平成21年度実績：171戸)
  - ・地域住宅交付金の活用等による、地域優良賃貸住宅等の良質な賃貸住宅の供給等を促進した。  
 (平成21年度実績：1,896戸)

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・前述のとおり、本業績指標は、過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成できないこととなるため、「B」(目標達成に向けた成果を示していない)と評価した。

- ・実績値の評価や課題の特定、今後の取組みの方向性の提示にあたっては、これまで講じてきた事務事業の実施状況等に対する評価のほか、世帯構成の変化、平均年収の推移等の外部的要因が与える影響についても考慮しつつ、検討を行っていく必要がある。
- ・なお、本業績指標は、住生活基本計画（全国計画）においても成果指標として位置づけられており、同計画は、社会資本整備審議会住宅地分科会における審議を踏まえ、平成22年度末を目途に見直しを行うことを予定している。そのため、実績値の評価や課題の特定、今後の取組みの方向性の提示については、当該分科会のご意見等も踏まえながら、慎重に行っていくこととする。
- ・以上から、「2」（現在の施策を維持）と評価した。

#### 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成22年度）

- ・地域優良賃貸住宅の供給を促進するため、一定の基準を満たす既存民間住宅を転用し、地域優良賃貸住宅（既存民間転用）として、住戸単位（1戸以上）で供給する仕組みを制度に追加するとともに、公的賃貸住宅家賃対策調整補助金の補助対象として地域優良賃貸住宅（既存民間転用）を追加する。

【行政刷新会議「事業仕分け」評決結果】（平成21年11月16日）

○（独）都市再生機構

＜対象＞高齢者向け居住環境の整備及び都市・地域再生の推進

＜評決結果＞予算計上見送り（実施については自治体/民間との協議に委ねる）

＜評決結果を踏まえた対応＞評決結果を踏まえ、高齢者向け居住環境の整備及び都市・地域再生の推進のための出資金について、予算計上を見送った。

【行政刷新会議「事業仕分け」評決結果】（平成22年4月23日）

○（独）住宅金融支援機構

＜対象＞証券化支援業務

＜評決結果＞不要資産の国庫返納

＜評決結果を踏まえた対応方針＞評決結果を踏まえ、検討を進める。

【行政刷新会議「事業仕分け」評決結果】（平成22年4月26日）

○（独）都市再生機構

＜対象＞都市再生事業

＜評決結果＞当該法人が実施し、事業規模は縮減（リスク管理や事業実施の基準の明確化を速やかに行うこと）

＜評決結果を踏まえた対応方針＞評決結果を踏まえ、都市再生事業実施に係る基準の明確化を図るとともに、事業評価プロセスや情報開示のあり方について見直しを行う方針である。

（平成23年度以降）

なし

#### 担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局住宅政策課（課長 中井川 誠）

関係課：住宅局総務課民間事業支援調整室（室長 瀬口 芳広）

住宅局住宅総合整備課（課長 本東 信）

土地・水資源局土地政策課土地企画調整室（室長 清瀬 和彦）

# ○暮らし・環境

## 政策目標 1

少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進

## 施策目標 2

住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する

住宅ストックの質の向上を図る取組や、市場における適正な取引の実現に資する施策等を通じ、適切に維持管理された住宅ストックが円滑に流通する市場環境を整備する。これにより、良質な住宅ストックが将来世代へ承継されるとともに、国民が求める住宅を無理のない負担で安心して選択できる市場の実現を目指す。

## 業績指標

3	住宅の利活用期間（①滅失住宅の平均築後年数、②住宅の滅失率）
4	リフォーム実施戸数の住宅ストック戸数に対する割合
5	既存住宅の流通シェア
6	25年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している管理組合の割合
7	新築住宅における住宅性能表示の実施率

## 【評価結果の概要】

### （必要性）

国民の居住ニーズの多様化や、住宅ストックが量的に充足する一方での人口・世帯減少社会の到来、さらに環境問題や資源・エネルギー問題の深刻化といった様々な課題への対応が求められる中、国民が真に豊かさを実感できる社会を実現するためには、良質な住宅ストックを将来世代へ承継させるとともに、国民が求める住宅を無理のない負担で安心して選択できる市場を整備することが必要である。

### （有効性）

良質な住宅ストックを将来世代へ承継させることができ、かつ国民が安心して住宅を選択できる市場環境の実現のためには、居住者の安全・安心にも繋がる適切なリフォームや計画的修繕の促進による質の向上、住宅の性能や維持管理状況及び取引価格といった情報の提供の充実、さらには良質な住宅ストックの取得支援等を行うことが求められる。これらに資する施策の実施により、当該施策目標を構成する業績指標のうち、既存住宅の流通シェアや新築住宅における住宅性能表示の実施率については目標値を下回ったものの、リフォーム実施戸数の住宅ストックに対する割合、25年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している管理組合の割合については目標値の達成に向けて着実に進捗しており、冒頭に述べた市場環境の実現に向けて効果的に行われたと評価できる。

### （効率性）

住宅ストックに係る質の向上の促進や性能・維持管理面に対する不安の解消、既存住宅の取引時における価格等情報提供の充実、その他既存住宅の取引活性化に資する関係制度の改善や充実等、適切に維持管理された住宅ストックが円滑に流通する市場環境の整備に向けた課題を的確に踏まえつつ、こうした課題に応えるための施策を効率的に講じているところである。例えば、住宅履歴情報の整備、簡易な住宅評価手法の開発、インターネットを通じた不動産取引情報の提供等、相対的にコストのかからない手法を用いて実施する等、効率的に行っていると評価できる。

### （総合的評価）

適切に維持管理された住宅ストックが円滑に流通する市場環境の実現に向けた取組みを行い、それらの効果は着実に発揮され、リフォーム実施戸数の住宅ストックに対する割合などの業績指標は順調に推移している。一方で既存住宅の流通シェアや新築住宅における住宅性能表示の実施率では目標の達成に向けたトレンドより下回っていることから、今後とも、目標値の達成に向けて、新たな施策や、既存の取組の拡充などを検討しつつ、総合的な施策を引き続き推進する必要がある。

### （反映の方向性）

住生活基本計画（全国計画）に基づき、これまで取り組んできた施策について、内容の拡充等も検討しつつ引き続き取組み、住宅の市場環境整備を推進する。

**業績指標 3**

住宅の利活用期間 (①滅失住宅の平均築後年数、②住宅の滅失率)

評 価	
①B-1	①目標値：約35年（平成22年） 実績値：約27年（平成20年） 初期値：約30年（平成15年）
②A-1	②目標値：約7.5%（平成17～22年） 実績値：約6.9%（平成15～20年） 初期値：約8.0%（平成10～15年）

**(指標の定義)**

- ① 滅失住宅の平均築後年数…滅失住宅の築後年数の平均 ( $\Sigma(N \times y) / \Sigma N$ )
  - ② 住宅の滅失率…過去5年間に滅失した住宅戸数の住宅ストック戸数に対する割合 ( $\Sigma N / S$ )
  - ※N：過去5年間に滅失した住宅戸数（建築時期区別）
  - ※y：経過年数（建築時期区別）
  - ※S：期間当初の住宅総戸数
- 出典）平成20年住宅・土地統計調査

**(目標設定の考え方・根拠)**

住宅の利活用期間の状況を示す指標として設定。①②共に、「住生活基本計画（全国計画）」（平成18年9月19日閣議決定）で設定している目標値（①約40年（平成27年）、②約7%（平成22～27年））を基に、平成22年の目標値を設定。

**(外部要因)**

資金調達可能額の動向

**(他の関係主体)**

該当なし

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

住生活基本計画（全国計画）（平成18年9月19日）

新成長戦略（平成22年6月18日）

（4）観光立国・地域活性化戦略

**【閣決（重点）】**

なし

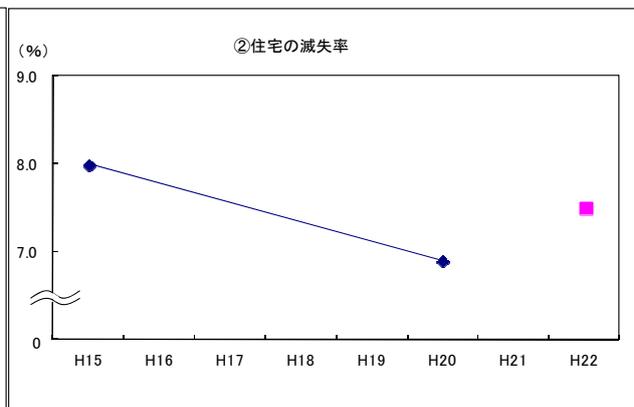
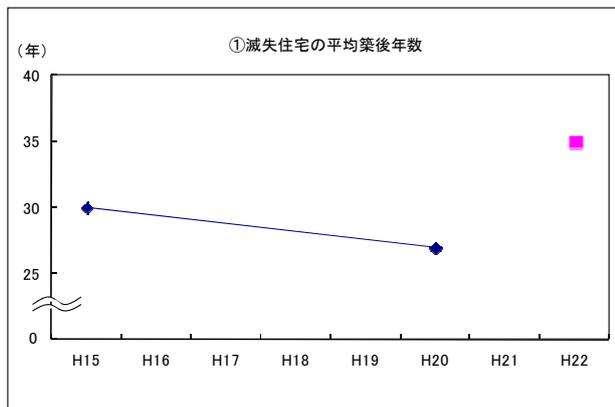
**【その他】**

・国土交通省成長戦略（平成22年5月17日）＜住宅・都市分野＞

Ⅲ 住宅・建築投資活性化・ストック再生戦略

1. 質の高い新築住宅の供給と中古住宅流通・リフォームの促進を両輪とする住宅市場の活性化

過去の実績値						(暦年)
H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
①約30年	①-	①-	①-	①-	①約27年	①-
②約8.0%	②-	②-	②-	②-	②約6.9%	②-



**事務事業の概要**

主な事務事業の概要

- 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づく措置  
長期優良住宅の普及の促進に関する基本的な方針を定めるとともに、長期優良住宅の認定基準等関連の政省令等を整備。
  - 長期優良住宅等推進事業  
「いいものをつくってきちんと手入れして長く大切に使う」というストック型社会における住宅のあり方について、具体的内容を広く国民に提示し、技術の進展に資するとともに普及啓発を図るため、事業の整備費等に対し助成。  
予算額：住宅・建築物市場環境整備事業費（320億円のうち、170億円（平成21年度））
  - 長期優良住宅等推進環境整備事業  
長期優良住宅等を推進する環境整備のための担い手の育成、ビジネスモデルの構築を図るため、住替え・二地域居住の推進及び良好な居住環境の整備を推進する住民組織・NPO等へ助成。  
予算額：長期優良住宅等推進環境整備事業費 5億円（平成21年度）
  - 住宅履歴情報の整備  
円滑な住宅流通や計画的な維持管理等を可能とするため、新築、改修、修繕、点検時等において、設計図書や施工内容等の情報が確実に蓄積され、いつでも活用できる仕組みの整備とその普及を推進。  
予算額：住宅市場整備推進等事業費 3.8億円（平成21年度）
  - 簡易な住宅評価手法の開発  
既存住宅の流通の円滑化を図る観点から、既存住宅について、経年劣化の状況等を簡易に評価する手法について検討。
  - 価格査定マニュアルの策定と普及促進  
宅建業者が、不動産の価格査定の根拠として活用できるよう価格査定マニュアルを策定するとともに、既存住宅の質やリフォームなどの維持管理状況等を適切に価格査定に反映できるよう適宜改定を実施。
  - 独立行政法人住宅金融支援機構の証券化支援事業による長期優良住宅に対応した住宅ローン制度（フラット50）  
独立行政法人住宅金融支援機構の証券化支援事業について、住宅の長寿命化に対応した民間住宅ローンの供給を促進する観点から、償還期間の上限を50年とする制度。
  - 独立行政法人住宅金融支援機構の証券化支援事業による優良住宅取得支援制度  
独立行政法人住宅金融支援機構の証券化支援事業の枠組みを活用した優良住宅取得支援制度により、耐久性・可変性等の性能に優れた住宅の取得を金利の引下げにより支援する。  
一般会計出資金：700億円（平成21年度当初予算）、国庫補助金2,600億円（平成21年度第2次補正予算）
  - 指定流通機構を活用した不動産取引情報の提供  
消費者による相場観の把握等を支援する観点から、指定流通機構（レインズ）が保有する不動産取引価格情報を活用し、インターネットを通じて提供。  
予算額：不動産取引情報提供システムの拡充に関する調査検討・設計・開発業務事業費 500万円（平成21年度）
  - 土地総合情報システムの運用  
不動産の個別の取引価格等の情報について、登記情報を基に買主へのアンケートを行い、個別の物件が特定できないよう配慮した上で、国土交通省のホームページ（土地総合情報システム）上で提供。  
予算額：不動産市場整備等推進調査費 3.9億円（平成21年度）
- 【税制上の特例措置】
- 住宅の長寿命化を促進する税制上の特例措置の創設  
耐久性、耐震性及び可変性等を備える質の高い住宅の供給及び適切な維持管理等による住宅の長寿命化を推進するため、一定の基準に適合する認定を受けた計画に係る長期優良住宅に対する税制上の特例措置を創設。

#### 関連する事務事業の概要

該当なし

#### 測定・評価結果

##### 目標の達成状況に関する分析

###### （指標の動向）

住宅の利活用期間を構成する2つの業績指標のうち、「滅失住宅の平均築後年数」は、平成15年の30年から27年となり、目標値の達成に向けたトレンドを下回っているが、もう一方の指標「住宅の滅失率」は、平成15年の8.0%から6.9%となり、目標値の達成に向けたトレンドを上回っている。

このように2つの指標が相反する結果となったが、今後、中古住宅流通市場及び住宅リフォーム市場の規模拡大を図ることにより、目標値の達成に向けた成果を示すものと考えられる。

###### （事務事業の実施状況）

- ・平成21年6月に長期優良住宅の普及の促進に関する法律が施行され、長期優良住宅の認定を開始。
- ・長期優良住宅等推進事業について、2回の公募を実施し、計113件の事業を採択。
- ・長期優良住宅等推進環境整備事業について、住替え・二地域居住の推進及び良好な居住環境の整備を推進する住民組織・NPO等へ助成。
- ・住宅履歴情報について、新築、改修、修繕、点検時等において、設計図書や施工内容等の情報が確実に蓄積され、いつでも活用できる仕組みの整備とその普及を推進。
- ・平成14年8月に既存住宅へも対象を拡大した住宅性能表示制度の一層の普及を図るとともに、既存住宅の経年劣化等の状況を簡易に評価する手法を検討。

- ・戸建住宅の価格査定マニュアルについて、住宅の質及び管理状況に係る評価の必要性や、市場動向等を見据えつつ、平成21年7月にマニュアルの改訂を実施。
- ・独立行政法人住宅金融支援機構のフラット50により、住宅の長寿命化に対応した民間住宅ローンの供給を支援。
- ・独立行政法人住宅金融支援機構の優良住宅取得支援制度について、金利引下げ期間を10年へ延長（従前：5年）。さらに長期優良住宅等の性能の特に優れた住宅については、第1次補正予算で金利引下げ期間を20年へ延長。また、優良住宅取得支援制度の当初10年間の金利引下げ幅を第2次補正予算で1.0%に拡大（従前：0.3%）。
- ・指定流通機構（レインズ）が保有する不動産取引価格情報を活用し、情報提供を行う「不動産取引情報提供サイト」について、情報量の拡大や機能性向上に関する改修を実施。
- ・土地総合情報システムによる不動産の個別の取引価格等の情報をベースに、主要都市において土地取引価格の基本統計量（土地単価の平均値、中央値等）の公表を開始する等提供情報を充実。
- ・不動産流通4団体の所属業者が取り扱う売却物件情報等を集約した不動産統合サイト（不動産ジャパン）については、平成21年4月に消費者の保護を更に推進することを目的としたリニューアルを実施。引き続きコンテンツ拡充の方策を検討するとともに、その普及と利用を促進。
- ・マンションの管理組合の運営状況や修繕履歴等の蓄積・開示を行う「マンションみらいネット」について、フラット35との連携等により、登録メリットの拡大を図る等、登録者に対するサービスを充実。
- ・社会資本整備審議会住宅宅地分科会既存住宅・リフォーム部会において、既存住宅の流通を促進するための仕組みや、消費者が安心してリフォームを行えるようにするための仕組みについて検討。
- ・重要事項説明制度の見直しを中心に、購入者等に対するより適確な情報提供のあり方、「告知書」・「インスペクション」の活用等による既存住宅流通市場の活性化のための方策等について検討。
- ・平成21年度税制改正において、長期優良住宅の取得促進のための住宅ローン減税を拡充するとともに、投資減税型措置を創設。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

前述のとおり、「滅失住宅の平均築後年数」は、平成15年の30年から27年となり、目標値の達成に向けたトレンドを下回っている。もう一方の指標「住宅の滅失率」は、平成15年の8.0%から6.9%となり、目標値の達成に向けたトレンドを上回っている。

このような進捗状況にあるが、今後も質の高い住宅の供給や流通の促進に向け、リフォーム市場の活性化や住宅・建築物の長寿命化・省CO2化を支援する環境・リフォーム推進事業を創設するなど、平成22年度に新たな措置を講じることとしているため、「滅失住宅の平均築後年数」は「B-1」、「住宅の滅失率」は「A-1」と評価した。

### 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成22年度）

- ・リフォーム市場の活性化や住宅・建築物の長寿命化・省CO2化を図るため、環境・リフォーム推進事業を創設し、リフォーム等推進タイプ、長期優良住宅等推進タイプ、住宅・建築物省CO2推進タイプの3タイプを設け、一定の要件を満たすプロジェクトに対する助成措置を実施。
- ・住宅地・既存マンションの価格査定マニュアルについて、住宅の質及び管理状況に係る評価の必要性や、市場動向等を見据えつつ、平成22年7月にマニュアルの改訂を実施予定。
- ・平成22年度税制改正において、長期優良住宅普及促進税制（登録免許税、不動産取得税、固定資産税）について、適用期限を2年延長する（平成24年3月31日まで）。

【行政刷新会議「事業仕分け」評決結果】（平成22年4月23日）

- （独）住宅金融支援機構
  - ＜対象＞証券化支援業務
  - ＜評決結果＞不要資産の国庫返納
  - ＜評決結果を踏まえた対応方針＞評決結果を踏まえ、検討を進める。

（平成23年度以降）

なし

### 担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局住宅政策課（課長 中井川 誠）  
 関係課：総合政策局不動産課（課長 海堀 安喜）  
 土地・水資源局土地市場課（課長 田村 計）  
 住宅局総務課民間事業支援調整室（室長 瀬口 芳広）  
 住宅局住宅生産課（課長 橋本 公博）  
 住宅局市街地建築課市街地住宅整備室（室長 伊藤 明子）  
 住宅局市街地建築課マンション政策室（室長 山崎 房長）

**業績指標 4**

リフォーム実施戸数の住宅ストック戸数に対する割合

**評価**

A-1	目標値：3.9%（平成22年） 実績値：3.5%（平成16～20年平均値） 初期値：2.4%（平成11～15年平均値）
-----	---

**(指標の定義)**

過去5年間の1年あたりのリフォーム実施戸数を当該5年間の最終年の住宅ストック戸数で除したものの。(A/B)

※A：リフォーム実施戸数（年間） B：住宅の総戸数

※A及びBはいずれも「居住世帯のある住宅」戸数

**(目標設定の考え方・根拠)**

リフォームの実施状況を示す指標として、「住生活基本計画（全国計画）」（平成18年9月19日閣議決定）で設定している目標値（5%（平成27年））を基に、平成22年の目標値を設定。

**(外部要因)**

資金調達可能額の動向

**(他の関係主体)**

なし

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

住生活基本計画（全国計画）（平成18年9月19日）

新成長戦略（平成22年6月18日）

（4）観光立国・地域活性化戦略

**【閣決（重点）】**

なし

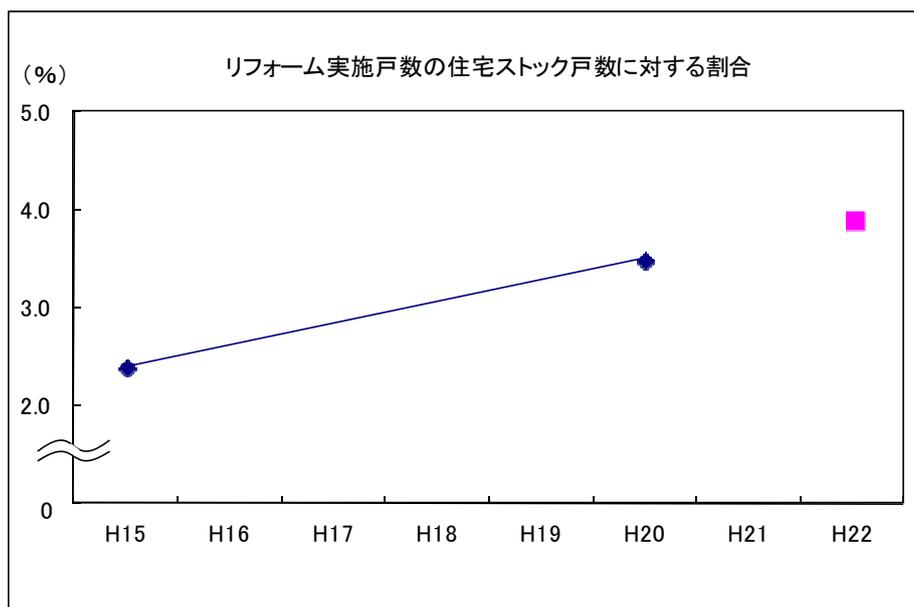
**【その他】**

・国土交通省成長戦略（平成22年5月17日）＜住宅・都市分野＞

Ⅲ 住宅・建築投資活性化・ストック再生戦略

1. 質の高い新築住宅の供給と中古住宅流通・リフォームの促進を両輪とする住宅市場の活性化

過去の実績値						(暦年)
H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
2.4%	—	—	—	—	3.5%	—



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

- 住宅・建築物安全ストック形成事業  
地震の際の住宅・建築物の倒壊等による被害の軽減を図るため、住宅・建築物の耐震性の向上に資する事業について、地方公共団体等に対し、国が必要な助成を行なう制度。  
予算額：住宅・建築物安全ストック形成事業費 260億円の内数（平成21年度）
- 住宅・建築物省CO2推進事業  
家庭部門・業務部門のCO2排出量が増加傾向にあるなか、住宅・建築物における省CO2対策を強力に推進するための先進的かつ効果的な省CO2技術が導入された住宅・建築物のモデルプロジェクトに対する補助制度。  
予算額：住宅・建築物市場環境整備事業 70億円（平成21年度）
- 住宅履歴情報の整備  
円滑な住宅流通や計画的な維持管理等を可能とするため、新築、改修、修繕、点検時等において、設計図書や施工内容等の情報が確実に蓄積され、いつでも活用できる仕組みの整備とその普及を推進。  
予算額：住宅市場整備推進等事業費 3.8億円（平成21年度）
- 住宅版エコポイント制度  
エコリフォームの推進等のため、窓や外壁等の断熱改修により、一定のポイントを発行し、これを使って省エネ・環境配慮に優れた商品等に交換や追加工事の費用に充当できる制度。  
予算額：1,000億円（国土交通省、経済産業省、環境省 三省合同事業）
- リフォーム工事・既存住宅売買に係る保険制度  
リフォーム工事の品質や既存住宅の品質に対する消費者の不安等に対応するため、住宅瑕疵担保履行法に基づき、国土交通大臣が指定する住宅瑕疵担保責任保険法人において多様な消費者ニーズに対応した保険商品を開発。
- 独立行政法人住宅金融支援機構による高齢者向け返済特例制度  
独立行政法人住宅金融支援機構により、満60歳以上の高齢者が自宅のバリアフリーリフォームを行う際、生存時は利払いのみとし、死亡時に住宅資産等を活用して元金を一括返済することを可能とするバリアフリーリフォーム融資を行う。
- 独立行政法人住宅金融支援機構による耐震改修工事融資  
独立行政法人住宅金融支援機構において、耐震改修促進法に基づく耐震改修工事及び同等の耐震性能を向上させるための耐震改修工事に必要な資金を貸し付ける制度。
- 独立行政法人住宅金融支援機構によるリバースモーゲージの住宅融資保険制度  
民間金融機関による住宅改良等資金に係るリバースモーゲージについて、住宅金融支援機構による住宅融資保険制度の適用対象とする制度。  
【税制上の特例措置】
- 住宅に係る省エネ改修促進税制  
地球温暖化防止に向けて家庭部門のCO2排出量の削減を図るため、既存住宅について一定の省エネ改修を行った場合に所得税及び固定資産税の特例措置を実施。

### 関連する事務事業の概要

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

業績指標については、平成15年の2.4%から平成20年は3.5%となり、着実に進捗しており、現時点においては、過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成すると見込まれる。

#### (事務事業の実施状況)

- ・住宅・建築物安全ストック形成事業において、住宅・建築物の耐震改修に係る補助率の引き上げや、地方公共団体の持続的取組みに向けた体制整備に寄与する事業の実施を行い、耐震化を促進。
- ・住宅・建築物省CO2推進事業について、計2回の公募を実施し、計36件のモデル事業を採択。
- ・円滑な住宅流通や計画的な維持管理、災害や事故の際の迅速な対応等を可能とするため、新築、改修、修繕、点検時等において、設計図書や施工内容等の情報が確実に蓄積され、いつでも活用できる住宅履歴情報の蓄積・活用の仕組みの整備とその普及を推進。
- ・住宅版エコポイント制度において、窓や外壁等の断熱改修などのエコリフォームにより省エネ・環境配慮に優れた商品等に交換できるポイントを発行し、リフォーム等を推進。
- ・マンション大規模修繕工事を対象としたリフォーム工事瑕疵保険制度を平成21年12月に、多様なリフォーム工事を対象とするリフォーム工事瑕疵保険制度を平成22年3月に、それぞれ認可し、民間事業者が販売開始。
- ・独立行政法人住宅金融支援機構により、満60歳以上の高齢者が自宅のバリアフリーリフォームを行う際、生存時は利払いのみとし、死亡時に住宅資産等を活用して元金を一括返済することを可能とするバリアフリーリフォーム融資を行った。
- ・独立行政法人住宅金融支援機構による住宅融資保険制度の対象に民間金融機関の住宅改良等資金に係るリバースモーゲージを適用する制度を創設し、実施した。
- ・独立行政法人住宅金融支援機構において、耐震改修促進法に基づく耐震改修工事及び同等の耐震性能を向上させるための耐震改修工事に必要な資金の貸し付けを行った。
- ・社会資本整備審議会住宅宅地分科会既存住宅・リフォーム部会において、既存住宅の流通を促進するための仕組みや、消費者が安心してリフォームを行えるようにするための仕組みについて検討。

**【税制上の特例措置】**

- ・平成21年度税制改正において、バリアフリー・省エネ改修に係る投資型減税措置を創設するとともに、従前のバリアフリー及び省エネ改修促進税制（ローン型）の適用期限を5年延長。さらに、住宅の耐震改修促進税制については、適用期限を5年延長するほか、要件の緩和等を実施。

**課題の特定と今後の取組みの方向性**

前述のとおり、当該業績指標は着実に進捗しているものの、リフォーム工場の品質や既存住宅の品質に対する消費者の不安等に対して、保険の構築を支援する既存住宅流通円滑化等事業を創設するなど、平成22年度に新たな措置を講ずることとしており、また、既存住宅売買・リフォーム工事に係るトラブルへの対応を支援するため、相談員の拡充等による電話相談体制を強化するなど、既存施策についても拡充を図っていくこととしているため、「A-1」と評価した。

今後も引き続きこれまでの施策を着実に推進するとともに、耐震改修、省エネ改修、バリアフリー改修をはじめ、住宅ストックの質の向上を図るリフォームを一層促進する。

**平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項****（平成22年度）**

- ・住宅・建築物安全ストック形成事業において、密集市街地において実施する住宅・建築物安全ストック形成事業について、補助対象に「防火改修に要する費用」を追加し、延焼の危険性が高い建物で防火改修を併せて行う耐震改修に対する補助限度額の引き上げ（1.5倍）を行う等、取組みを強化。
- ・リフォーム市場の活性化や住宅・建築物の長寿命化・省CO2化を図るため、環境・リフォーム推進事業を創設し、リフォーム等推進タイプ、長期優良住宅等推進タイプ、住宅・建築物省CO2推進タイプの3タイプを設け、一定の要件を満たすプロジェクトに対する助成措置を実施。
- ・リフォーム工場の品質や既存住宅の品質に対する消費者の不安等に対して、保険の構築を支援する既存住宅流通円滑化等事業を創設し、リフォーム工事に係る保険、既存住宅売買に係る保険の申込みに係る体制整備、制度内容の周知・普及に対する助成を実施。
- ・既存住宅売買・リフォーム工事に係るトラブルへの対応を支援するため、消費者向けの相談会の開催など消費者への相談体制を整備する事業に対し助成を実施するとともに、リフォーム見積相談制度や各地の弁護士会における専門家相談制度の創設、相談員の拡充等による電話相談体制の強化に向けた取組みを推進。
- ・バリアフリー及び省エネ改修が行われた住宅等に対する固定資産税の減額措置について、適用期限を3年延長する（平成25年3月31日改修分まで）。

**【行政刷新会議「事業仕分け」評決結果】（平成22年4月23日）**

- （独）住宅金融支援機構
  - ＜対象＞住宅融資保険業務
  - ＜評決結果＞事業の廃止
  - ＜評決結果を受けた対応方針＞評決結果を踏まえ、検討を進める。

**【行政事業レビュー「公開プロセス」とりまとめ結果】（平成22年6月4日）**

- ＜対象＞住宅・建築物安全ストック形成事業
- ＜とりまとめ結果＞抜本的な改善
- ＜とりまとめ結果を踏まえた対応方針＞結果を踏まえ、抜本的な改善に向けた検討を進める。

**（平成23年度以降）**

なし

**担当課等（担当課長名等）**

担当課：住宅局住宅政策課（課長 中井川 誠）  
関係課：住宅局総務課民間事業支援調整室（室長 瀬口 芳広）  
住宅局住宅生産課（課長 橋本 公博）  
住宅局住宅瑕疵担保対策室（室長 住本 靖）  
住宅局建築指導課建築物防災対策室（室長 杉藤 崇）  
住宅局市街地建築課市街地住宅整備室（室長 伊藤 明子）

**業績指標 5**

既存住宅の流通シェア

**評価**

B-1	目標値：19.0%（平成22年） 実績値：13.5%（平成20年） 初期値：13.1%（平成15年）
-----	--

**(指標の定義)**

全住宅流通戸数に占める既存住宅の流通戸数の割合 (A / (A + B))

※ A：既存住宅の流通戸数（年間） B：新築戸数（年間）

**(目標設定の考え方・根拠)**

「住生活基本計画（全国計画）」（平成18年9月19日閣議決定）で設定している既存住宅の流通シェアの目標値（23%（平成27年））を基に、平成22年の目標値を設定。

**(外部要因)**

地価・住宅価格の下落、市場の金利動向及び資金調達可能額の動向

**(他の関係主体)**

住宅建設業者等

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

住生活基本計画（全国計画）（平成18年9月19日）

新成長戦略（平成22年6月18日）

（4）観光立国・地域活性化戦略

**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

・国土交通省成長戦略（平成22年5月17日）＜住宅・都市分野＞

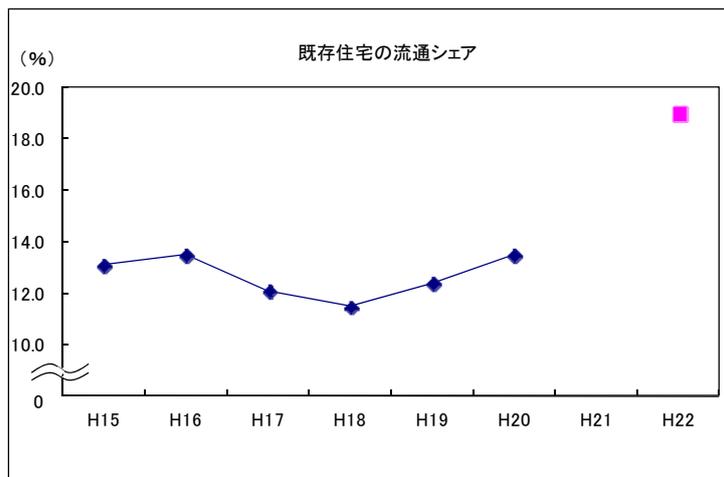
Ⅲ 住宅・建築投資活性化・ストック再生戦略

1. 質の高い新築住宅の供給と中古住宅流通・リフォームの促進を両輪とする住宅市場の活性化

**過去の実績値**

(暦年)

H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
13.1%	13.5%	12.1%	11.5%	12.4%	13.5%	-	-



**事務事業の概要**

**主な事務事業の概要**

- 住宅履歴情報の整備  
円滑な住宅流通や計画的な維持管理等を可能とするため、新築、改修、修繕、点検時等において、設計図書や施工内容等の情報が確実に蓄積され、いつでも活用できる仕組みの整備とその普及を推進。  
予算額：住宅市場整備等推進事業 3.8億円（平成21年度）
- リフォーム工事・既存住宅売買に係る保険制度

リフォーム工事の品質や既存住宅の品質に対する消費者の不安等に対応するため、住宅瑕疵担保履行法に基づき、国土交通大臣が指定する住宅瑕疵担保責任保険法人において多様な消費者ニーズに対応した保険商品を開発。

○簡易な住宅評価手法の開発

既存住宅の流通の円滑化を図る観点から、既存住宅について、経年劣化の状況等を簡易に評価する手法について検討。

○価格査定マニュアルの策定と普及促進

宅建業者が不動産の価格査定の根拠として活用できるよう、価格査定マニュアルを策定するとともに、既存住宅の質やリフォームなどの維持管理状況等を適切に価格査定に反映できるよう適宜改定を実施。

○独立行政法人住宅金融支援機構の証券化支援事業

独立行政法人住宅金融支援機構との連携のもとで民間金融機関が提供しているフラット35は、既存住宅購入資金も融資対象であり、既存住宅の取得を支援。

○独立行政法人住宅金融支援機構の証券化支援事業による優良住宅取得支援制度

独立行政法人住宅金融支援機構の証券化支援事業の枠組みを活用した優良住宅取得支援制度は既存住宅についても対象とし、耐久性・可変性等の性能に優れた既存住宅の取得を金利引下げにより支援。

一般会計出資金 700億円（平成21年度当初予算）、国庫補助金 2,600億円（平成21年度第2次補正予算）

○指定流通機構を活用した不動産取引情報の提供

消費者による相場観の把握等を支援する観点から、指定流通機構（レインズ）が保有する不動産取引価格情報を活用し、インターネットを通じて提供。

予算額：不動産取引情報提供システムの拡充に関する調査検討・設計・開発業務事業費 500万円（平成21年度）

○土地総合情報システムの運用

不動産の個別の取引価格等の情報について、登記情報を基に買主へのアンケートを行い、個別の物件が特定できないよう配慮した上で、国土交通省のホームページ（土地総合情報システム）上で提供。

予算額：不動産市場整備等推進調査費 3.9億円（平成21年度）

**関連する事務事業の概要**

該当なし

**測定・評価結果**

**目標の達成状況に関する分析**

**（指標の動向）**

業績指標については、平成15年の13.1%から概ね横ばいで推移し、近年上昇傾向にあるが、平成20年は13.5%となっている。現時点では、過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標を達成できない可能性があり、平成22年の19.0%に向け、今後一層の取組みが必要な状況である。

**（事務事業の実施状況）**

- ・住宅履歴情報について、新築、改修、修繕、点検時等において、設計図書や施工内容等の情報が確実に蓄積され、いつでも活用できる仕組みの整備とその普及を推進。
- ・平成14年8月に既存住宅へも対象を拡大した住宅性能表示制度の一層の普及を図るとともに、既存住宅の経年劣化等の状況を簡易に評価する手法を検討。
- ・戸建住宅の価格査定マニュアルについて、住宅の質及び管理状況に係る評価の必要性や、市場動向等を見据えつつ、平成21年7月にマニュアルの改訂を実施。
- ・独立行政法人住宅金融支援機構のフラット35により、既存住宅の取得を支援した（既存住宅に対する融資実績13,978戸（平成21年度））。
- ・独立行政法人住宅金融支援機構の優良住宅取得支援制度について、金利引下げ期間を10年へ延長（従前：5年）。さらに長期優良住宅等の性能の特に優れた住宅については、第1次補正予算で金利引下げ期間を20年へ延長。また、優良住宅取得支援制度の当初10年間の金利引下げ幅を第2次補正予算で1.0%に拡大（従前：0.3%）。
- ・指定流通機構（レインズ）が保有する不動産取引価格情報を活用し、情報提供を行う「不動産取引情報提供サイト」について、情報量の拡大や機能性向上に関する改修を実施。
- ・土地総合情報システムによる不動産の個別の取引価格等の情報をベースに、主要都市において土地取引価格の基本統計量（土地単価の平均値、中央値等）の公表を開始する等提供情報を充実。
- ・不動産流通4団体の所属業者が取り扱う売却物件情報等を集約した不動産統合サイト（不動産ジャパン）については、平成21年4月に消費者の保護を更に推進することを目的としたリニューアルを実施。引き続きコンテンツ拡充の方策を検討するとともに、その普及と利用を促進。
- ・マンションの管理組合の運営状況や修繕履歴等の蓄積・開示を行う「マンションみらいネット」について、フラット35との連携等により、登録メリットの拡大を図る等、登録者に対するサービスを充実。
- ・社会資本整備審議会住宅宅地分科会既存住宅・リフォーム部会において、既存住宅の流通を促進するための仕組みや、消費者が安心してリフォームを行えるようにするための仕組みについて検討。
- ・重要事項説明制度の見直しを中心に、購入者等に対するより適確な情報提供のあり方、「告知書」・「インスペクション」の活用等による既存住宅流通市場の活性化のための方策等について検討。

**課題の特定と今後の取組みの方向性**

前述のとおり、当該業績指標は過去の実績値のトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成できない可能性があるものの、今後も消費者が安心して既存住宅の取引を行うことができる市場環境の実現や、良質な住宅の取得

促進に向け、リフォーム工事の品質や既存住宅の品質に対する消費者の不安等に対して、保険の構築を支援する既存住宅流通円滑化等事業等の創設など、平成22年度に新たな措置を講じることとしているため、「B-1」と評価した。

#### 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成22年度)

- ・リフォーム工事の品質や既存住宅の品質に対する消費者の不安等に対して、保険の構築を支援する既存住宅流通円滑化等事業を創設し、リフォーム工事に係る保険、既存住宅売買に係る保険の申込みに係る体制整備、制度内容の周知・普及に対する助成を実施。
- ・一定の質が確保されるとともに、消費者保護の図られた既存住宅の取引を支援するため、環境・リフォーム推進事業を創設し、既存住宅の売買に伴い行われるリフォーム工事費用及び既存住宅売買に係る保険への加入費用等に対する助成措置を実施。
- ・住宅地・既存マンションの価格査定マニュアルについて、住宅の質及び管理状況に係る評価の必要性や、市場動向等を見据えつつ、平成22年7月にマニュアルの改訂を実施予定。

【行政刷新会議「事業仕分け」評決結果】(平成22年4月23日)

○(独)住宅金融支援機構

＜対象＞証券化支援業務

＜評決結果＞不要資産の国庫返納

＜評決結果を踏まえた対応方針＞評決結果を踏まえ、検討を進める。

(平成23年度以降)

なし

#### 担当課等(担当課長名等)

担当課：住宅局住宅政策課(課長 中井川 誠)

関係課：総合政策局不動産課(課長 海堀 安喜)

土地・水資源局土地市場課(課長 田村 計)

住宅局総務課民間事業支援調整室(室長 瀬口 芳広)

住宅局住宅生産課(課長 橋本 公博)

住宅局住宅瑕疵担保対策室(室長 住本 靖)

住宅局市街地建築課マンション政策室(室長 山崎 房長)

**業績指標 6**

25年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している管理組合の割合

**評価**

A-2	目標値：38%（平成22年度） 実績値：37%（平成20年度） 初期値：20%（平成15年度）
-----	---

**(指標の定義)**

計画期間が25年以上である長期修繕計画に基づき修繕積立金額を設定している分譲マンションの管理組合の割合。(B/A)

※A=5年に一度のマンション総合調査の調査対象マンション管理組合数、B=Aのうち計画期間が25年以上である長期修繕計画に基づき修繕積立金額を設定している分譲マンションの管理組合数)

**(目標設定の考え方・根拠)**

住宅ストックの1割以上を占める分譲マンションについては、共用部分を共同で維持管理することから、適時・適切に大規模修繕工事を実施するためには、予め適切な長期修繕計画を定めるとともに、これに基づく修繕費用の積立が不可欠であり、ストックの有効活用の状況を示す指標として、住生活基本計画で設定している目標値(50%(H27))をもとにH22の目標値を設定。

**(外部要因)**

資金調達可能額の動向

**(他の関係主体)**

該当なし

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

- ・住生活基本計画（全国計画）（平成18年9月19日）
- ・新成長戦略（平成22年6月18日）  
（4）観光立国・地域活性化戦略

**【閣決（重点）】**

なし

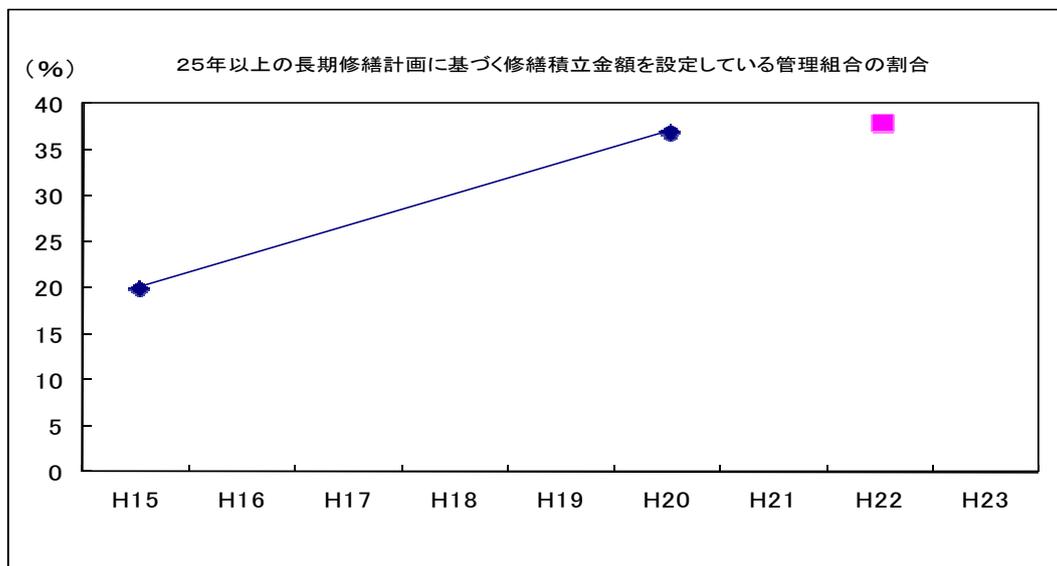
**【その他】**

- ・国土交通省成長戦略（平成22年5月17日）＜都市・住宅分野＞

Ⅲ 住宅・建築投資活性化ストック再生戦略

1. 質の高い新築住宅の供給と中古住宅流通・リファームの促進を両輪とする住宅市場の活性化

過去の実績値				(年度)	
H17	H18	H19	H20	H21	H22
—	—	—	37%	—	—



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

○適切なマンションの長期修繕計画の策定のための仕組みづくり  
マンションの快適な居住環境を確保し、資産価値の維持・向上を図るためには、適時適切な維持修繕を行うことが重要であり、経年による劣化に対応するため、適切な長期修繕計画を作成し、必要な修繕積立金を積み立てておくことが必要であるため、長期修繕計画を作成・見直しするための標準的な様式として「長期修繕計画標準様式」と、長期修繕計画の基本的な考え方と長期修繕計画標準様式を使用するための留意点を示した「長期修繕計画作成ガイドライン及び同コメント」を策定・公表。  
○長期修繕計画標準様式、長期修繕計画作成ガイドライン及び同コメントの普及、セミナー等を実施。

### 関連する事務事業の概要

- ・管理組合の円滑な運営、適切な修繕の実施等を推進するため、居住者の間で定めるべき基本的ルールである管理規約の標準モデルであるマンション標準管理規約の普及。
- ・マンションの維持・管理のため「何を」「どのような点に」留意すべきかを定めたマンション管理標準指針の普及。
- ・管理組合を対象とした相談会やセミナーの開催等。

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

25年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している管理組合の割合を把握するに当たっては、5年に一度のマンション総合調査を基にしており、直近の最新データは平成20年度の実績値である。よって、平成21年度のデータは現時点で把握できないものの、平成15年度～平成20年度のトレンドから勘案すると、目標を達成できるものと想定され、順調である。

#### (事務事業の実施状況)

マンション等安心居住推進事業を創設し、マンションの維持管理・再生について、ソフト面やハード面のあり方を見直す管理組合等を対象にモデル的に支援するとともに、その成果を活用して啓発を図る。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標の実績値は前述のとおり、全国値は過去の実績値が平成20年度の37%と過去5年間の伸び率から推測すると平成21年度も順調に数値が伸びており、また、平成21年度から実施しているマンション等安心居住推進事業を平成22年度も引き続き行っており、着実に普及促進が図られていることから、A-2と評価した。

引き続き住生活基本計画（全国計画）に基づき、適切な長期修繕計画の作成の推進を図るため、以下の施策を推進する。

- 長期修繕計画標準様式、長期修繕計画ガイドライン及び同コメントの普及。
- マンション標準管理規約の普及。
- マンション管理標準指針の普及。
- 管理組合を対象とした相談会やセミナーの開催等。
- マンション等安心居住推進事業で得られた長期修繕計画策定の成果を公表し、普及・啓発。

## 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

#### (平成22年度)

適正な長期修繕計画の策定と修繕積立金の積立を行うためのマニュアルを作成し、適正な管理のための情報提供を行う。

#### (平成23年度以降)

なし

## 担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局住宅政策課（課長 中井川 誠）  
関係課：住宅局市街地建築課マンション政策室（室長 山崎 房長）

## 業績指標 7

### 新築住宅における住宅性能表示の実施率

#### 評価

B-1	目標値： 50 % (平成22年度) 実績値： 19.1 % (平成21年度) 初期値： 16 % (平成17年度)
-----	--

#### (指標の定義)

年間の新設住宅着工戸数（フロー）に対する、住宅品質法に基づく住宅性能表示制度を活用した新築住宅の戸数の割合。（A/B）

A：住宅性能表示制度を活用した新築住宅の戸数、B：年間の新設住宅着工戸数

注）「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づき、耐震、省エネルギー、バリアフリーなどの住宅の基本的な性能について、公正・中立な第三者機関が評価を行い、評価書を交付する制度。

#### (目標設定の考え方・根拠)

住宅を安心して選択できるための住宅の質に関する情報の提供状況を示す指標として設定。

新設住宅着工戸数（フロー）に対して、半数以上の住宅が住宅性能表示制度の評価を受け、性能が表示される住宅となることを目標とする。

#### (外部要因)

住宅・不動産市場

#### (他の関係主体)

住宅供給事業者（事業主体）

#### (重要政策)

##### 【施政方針】

なし

##### 【閣議決定】

・住生活基本計画（全国計画）（平成18年9月19日）

##### 【閣決（重点）】

なし

##### 【その他】

・国土交通省成長戦略（平成22年5月17日）＜住宅・都市分野＞

Ⅲ 住宅・建築投資活性化・ストック再生戦略

1. 質の高い新築住宅の供給と中古住宅流通・リフォームの促進を両輪とする住宅市場の活性化

#### 過去の実績値

(年度)

H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
8.2%	11.7%	13.7%	15.6%	19.9%	21.0%	19.3%	19.1%



#### 事務事業の概要

##### 主な事務事業の概要

- ①住宅性能表示制度については、住宅性能に関する消費者ニーズを的確に捉えた制度の充実に向け、技術面・制度面より検討を実施。（予算額 5,512百万円の内数）
- ②インターネットやパンフレット等の各種媒体による制度のPR、地方公共団体等の各種団体が行う普及活動への支援等を行うことにより、制度の普及を促進。

## 関連する事務事業の概要

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

- ・平成21年度の実績値は、20年度の19.3%から19.1%となり、目標に向けやや指標を下回った。目標値の50%に向けて、今後一層の取組みが必要な状況。
- ・住宅の利用関係別に普及状況を分析すると、分譲マンションでは6割に達している一方で、持ち家では2割となっているなど住宅の属性により、普及状況に偏りがみられる。
- ・(財)住宅生産振興財団が実施した、総合住宅展示場の来場者に対する調査における住宅性能表示制度の認知度は5割程度となっている。

#### (事務事業の実施状況)

- ・一定の等級を満たした住宅に対する地震保険料の優遇や、住宅金融支援機構の証券化支援業務における金利の引下げの実施により制度利用の促進が図られた。
- ・平成21年度は住生活月間(10月)等の機会に、インターネットや新聞・雑誌、パンフレット等による制度のメリットのPR、地方公共団体等の各種団体が行う普及活動への支援等を行うことにより、住宅性能表示制度の普及を促進した。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成21年度の業績値は19.1%であり、前年度よりもやや低下した。
- ・これまでの推移では、目標年度に目標値を達成できない可能性はあるものの、「国土交通省成長戦略」(平成22年5月17日国土交通省成長戦略会議)においても質の高い新築住宅の供給支援が位置づけられており、今後、住宅の性能向上に資する長期優良住宅の普及促進等により、住宅の性能を示す本制度の活用も見込まれることからB-1と評価した。
- ・平成22年度以降においても住生活基本計画に基づき、引き続き住宅性能表示制度の普及についての一層の取組が必要な状況である。
- ・消費者や住宅生産者等利用者にとって、わかりやすく、使いやすい制度とするためには、住宅全般に対するニーズに加え、住宅の属性ごとの利用者のニーズについても把握することが重要であり、これらを踏まえ、制度・基準の更なる見直しに着手する必要がある。
- ・住宅の取得に関心のある者に対して、必ずしも十分に制度が認知されていないため、インターネットやパンフレット等の各種媒体による制度のPR、地方公共団体等の各種団体が行う普及活動への支援等を行うことにより、より一層の制度の周知を図り、住宅の消費者による制度の活用を促進する必要がある。

## 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

### (平成22年度)

- ・住生活基本計画に基づき、住宅性能表示制度の普及についての一層の取組が必要な状況であることから、平成21年度から引き続き、より住宅性能に関する消費者ニーズを的確に捉えた制度の充実に向け、制度・基準の見直しに着手。
- ・長期優良住宅の認定基準において住宅性能表示制度の評価方法基準が引用されていることから、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の普及を図る中で住宅性能表示制度の普及・促進を図る。

### (平成23年度以降)

なし

## 担当課等(担当課長名等)

担当課：住宅局住宅生産課(課長 橋本 公博)

# ○暮らし・環境

## 政策目標 2

良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現

## 施策目標 3

総合的なバリアフリー化を推進する

高齢者、障害者を含むすべての人々が安心して生活することができるよう、一体的・総合的なバリアフリー化等を推進する。

## 業績指標

8	主要な駅などを中心に連続したバリアフリー化を行う重点整備地区の総面積
9	公共施設等のバリアフリー化率（①特定道路におけるバリアフリー化率、②段差解消をした旅客施設の割合、③視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合、④不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率）
10	低床バス車両・ノンステップバス車両の導入割合及び福祉タクシーの導入数（①低床バス車両、②ノンステップバス車両、③福祉タクシー）
11	バリアフリー化された鉄軌道車両、旅客船、航空機の割合（①鉄軌道車両、②旅客船、③航空機）
12	ハード対策を支えるソフト対策としてのバリアフリー教室の参加人数
13	園路及び広場、駐車場、便所がバリアフリー化された都市公園の割合（①園路及び広場、②駐車場、③便所）
14	バリアフリー化された路外駐車場の割合
15	高齢者（65歳以上の者）の居住する住宅のバリアフリー化率（①一定のバリアフリー化、②高度のバリアフリー化）
16	共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率
17	不特定多数の者等が利用する一定の建築物（新築）のうち誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合

## 【評価結果の概要】

### (必要性)

本施策は、高齢者、障害者等に配慮された社会を実現するものであり、高い公益性を有するものであるとともに、本格的な高齢化社会に対応するための緊急性を有しているものであり、政府(国)が主体となり自らの責務として実施する必要がある(バリアフリー新法において、国は移動等円滑化を促進するため、必要な資金の確保、教育活動、広報活動、その他の措置を講ずるよう努めなければならない旨規定されている)。したがって、ユニバーサル社会の実現に向けて、高齢者、障害者を含むすべての人々が安心して生活することができるよう、一体的・総合的なバリアフリー化等の各施策講じることが必要である。

### (有効性)

各業績指標のうち、重点整備地区の総面積、バリアフリー教室の参加人数等多くの項目について「A」と評価されており、ユニバーサル社会の実現のための施策目標の達成に向け、各業績指標に基づく事業等は概ね順調かつ着実に進捗しているところ。具体的には、例えばバリアフリー新法に基づき市町村が作成する基本構想は、平成13年度末では15市町村において15の基本構想が策定されていたものが、平成22年3月末日現在では260市町村において345の基本構想が策定されており、順調かつ着実に増加しているところである。従って、ユニバーサル社会の実現に向けた各施策について有効に実施されたと評価できる。

### (効率性)

バリアフリー新法に基づいた個々の施設整備と併せ、基本構想策定促進施策や「心のバリアフリー(一般国民一人ひとりがバリアフリーに対する理解を深めること)」施策を行い、ハード対策のバリアフリーの効果をより一層高める等、一体的・総合的なバリアフリー化を推進し、低コストで有効性を高める取り組みを行っており、本施策目標の施策について、効率的に実施できたと評価できる。

### (総合的評価)

ユニバーサル社会の実現のための施策目標の達成に向け、各業績指標とも概ね順調かつ着実に推移しているところである。引き続き、バリアフリー新法に基づいた、公共交通機関、道路、都市公園、路外駐車場、建築物等の個々の施設・設備のバリアフリー化及び一体的・総合的なバリアフリー化を推進するとともに、「心のバリアフリー」の推進に努めていく必要がある。

### (反映の方向性)

- ・より一層の一体的・総合的なバリアフリー化施策等の推進
- ・より一層の個々の対象施設・設備等のバリアフリー化等の推進
- ・より一層の「心のバリアフリー」施策の推進

**業績指標 8**

主要な駅などを中心に連続したバリアフリー化を行う重点整備地区の総面積

評 価	
A-2	目標値：約 70,000ha (平成24年度) 実績値： 64,105ha (平成21年度) 初期値： 50,997ha (平成19年度)

**(指標の定義)**

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「バリアフリー新法」という。)第25条第1項に基づき作成された基本構想において設定された重点整備地区の総面積

**(目標設定の考え方・根拠)**

バリアフリー化の進捗率については施設単体ごと(鉄道駅、道路、建築物等)の目標はあるものの、それらの一体的・総合的な整備によって地域における面的なバリアフリー化がどの程度進捗しているかを示す指標が存在していなかったところである。

本指標は、バリアフリー新法第25条に基づき市町村が作成する基本構想において、バリアフリー化を重点的かつ一体的に行うものとして設定された重点整備地区の総面積に一定の目標値を設定することにより、地域における面的なバリアフリー化の進捗を促すものである。

具体的には、70,000haを目標値として設定する。これは、特定旅客施設のある市町村については、バリアフリー新法施行前の実績に基づき将来予測を行い63,000haを、バリアフリー新法により基本構想を作成することが可能となった特定旅客施設のない市町村については、基本構想作成予定等調査(平成19年9月)における作成予定の150市町村が平成24年度までにすべて作成するものとして7,500haを見込み、これらを合算したものである。

**(外部要因)**

該当なし

**(他の関係主体)**

市町村(基本構想において重点整備地区を設定)

施設設置管理者(公共交通事業者等、道路管理者、路外駐車場管理者等、公園管理者等、建築主等)

**(重要政策)**

**【施政方針】**

- 第162回国会施政方針演説(平成17年1月21日)

「公共施設のみならず、制度や意識の面でも社会のバリアフリー化を引き続き推進いたします。」

**【閣議決定】**

- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)
- 経済財政改革の基本方針2007(平成19年6月19日)  
「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に掲げる目標の達成に向けてバリアフリー環境の整備に取り組む。(第4章5.)
- 経済財政改革の基本方針2008(平成20年6月27日)  
住宅・建築物等生活空間のバリアフリー化を推進する。(第5章3.)
- 経済財政改革の基本方針2009(平成21年6月23日)  
バリアフリー化等の推進のためのインフラの重点整備。(第2章1.)

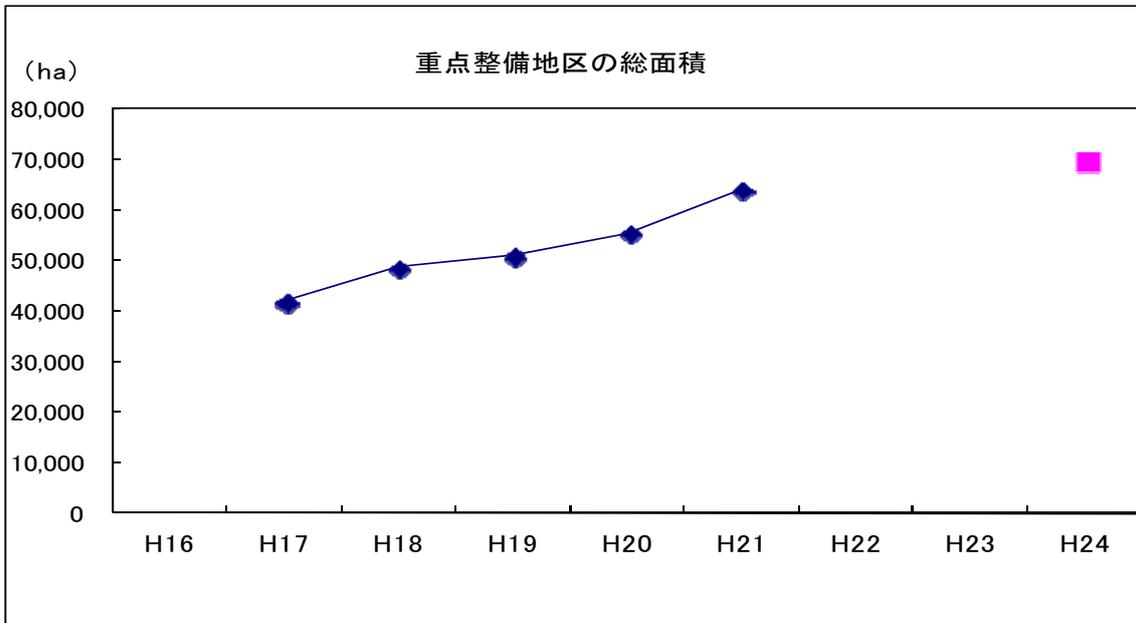
**【閣決(重点)】**

- 社会資本整備重点計画(平成21年3月31日)「第2章に記述あり」

**【その他】**

なし

過去の実績値					(年度)
H17	H18	H19	H20	H21	
41,959ha	48,663ha	50,997ha	55,412ha	64,105ha	



### 事務事業の概要

#### 主な事務事業の概要

- ・バリアフリー新法に基づく総合的なバリアフリー化の推進 (◎)

バリアフリー新法の施行を踏まえ、高齢者・障害者をはじめとする誰もが自立できるユニバーサルデザインの考え方に基づいたバリアフリー社会を着実に実現するための施策（「心のバリアフリー」社会の実現のための施策の拡充、新法に基づく基本構想の策定促進、段階的・継続的な発展（スパイラルアップ）を図るための体制確立）を実施することにより、より一層のバリアフリー化の推進を図る。

予算額：バリアフリー新法に基づく総合的なバリアフリー化の推進 0.6 億円（平成21年度）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

- ・バリアフリー新法に基づく基本構想の策定等に対する支援及び基本構想等に基づいて行う動く通路・スロープ等の整備や不特定多数の者が利用する認定特定建築物におけるエレベーター等の施設の整備等に対する支援を実施する。

予算額：バリアフリー環境整備促進事業 193 億円の内数（平成21年度、市街地再開発事業等）

#### 関連する事務事業の概要

該当なし

### 測定・評価結果

#### 目標の達成状況に関する分析

##### （指標の動向）

重点整備地区の総面積については、平成17年度から平成21年度にかけての5年間で、年度平均の増加が5,500haとなっており、そのトレンドを延長すると、目標年度において十分目標値を達成すると見込まれる。

##### （事務事業の実施状況）

バリアフリー新法に基づく基本構想において設定される重点整備地区の総面積の拡大を図り、主要な駅などを中心とした連続したバリアフリー化を促進するため、基本構想作成ガイドブックの作成、バリアフリープロモーターの派遣などの基本構想の作成に対する支援により、基本構想の作成を促進している。

#### 課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成22年3月末現在260市町村により345基本構想が作成されている。重点整備地区の総面積は、平成21年度末において64,105haと順調に推移している。基本構想を未作成の市町村が1,500程度あることから、引き続き、基本構想作成ハンドブック等の情報提供等を通じて、基本構想の作成の一層の促進を図ることにより、目標に掲げた重点整備地区の面積の増加が進むと考えられるため、A-2と評価した。

### 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

#### （平成22年度）

なし

#### （平成23年度以降）

なし

### 担当課等（担当課長名等）

担当課：総合政策局安心生活政策課（課長 小滝 晃）

関係課：住宅局市街地建築課（課長 井上 勝徳）

**業績指標 9**

公共施設等のバリアフリー化率（①特定道路におけるバリアフリー化率、②段差解消をした旅客施設の割合、③視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合、④不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率）

評価	
①A-2	①目標値：約75%（平成24年度） 実績値：約68%（平成21年度暫定値） 初期値：51%（平成19年度）
②B-1	②目標値：100%（平成22年度） 実績値：71.6%（平成20年度） 初期値：67.5%（平成19年度）
③A-1	③目標値：100%（平成22年度） 実績値：92.9%（平成20年度） 初期値：90.9%（平成19年度）
④A-2	④目標値：約5割（平成22年度） 実績値：46%（平成20年度） 初期値：44%（平成19年度）

**（指標の定義）**

①特定道路におけるバリアフリー化率

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）に規定する特定道路（注）のうち、「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準」の構造を満たす道路の割合。

特定道路におけるバリアフリー化率＝

特定道路の道路延長のうちバリアフリー化された道路延長 ÷ 特定道路の道路延長

（注）特定道路：

駅、官公庁施設、病院等を相互に連絡する道路のうち、多数の高齢者、障害者等が通常徒歩で移動する道路の区間として、国土交通大臣が指定したもの（延長約1,700km）

②段差解消をした旅客施設の割合

1日あたりの平均的な利用者数が5,000人以上である旅客施設（鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナル）のうち、バリアフリー新法に基づく「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令」（公共交通移動等円滑化基準）第4条（エレベーター、スロープ等の設置による段差の解消）を満たしたものの割合。

段差解消をした旅客施設の割合＝

公共交通移動等円滑化基準第4条（エレベーター、スロープ等の設置による段差の解消）を満たす旅客施設数 ÷ 1日あたりの平均的な利用者数が5,000人以上である旅客施設数

③視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合

1日あたりの平均的な利用者数が5,000人以上である旅客施設（鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナル）のうち、バリアフリー新法に基づく公共交通移動等円滑化基準第9条（視覚障害者誘導用ブロックの設置）を満たしたものの割合。

視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合＝

公共交通移動等円滑化基準第9条（視覚障害者誘導用ブロックの設置）を満たす旅客施設数 ÷ 1日あたりの平均的な利用者数が5,000人以上である旅客施設数

④不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率

床面積2,000㎡以上の特別特定建築物（注1）の総ストック数のうち、バリアフリー新法に基づく建築物移動等円滑化基準（注2）に適合するものの割合。

（注1）病院、劇場、ホテル、老人ホーム等の不特定多数の者または主として高齢者、障害者等が利用する建築物

（注2）出入口、廊下、階段、エレベーター、便所等の施設の構造及び配置に関する基準

不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率＝

建築物移動等円滑化基準に適合する床面積2,000㎡以上の特別特定建築物の総ストック数 ÷ 特別特定建築物の総ストック数

**（目標設定の考え方・根拠）**

①特定道路におけるバリアフリー化率

概ね10年後（平成29年度末）までに、バリアフリー新法に規定する特定道路において、バリアフリー化を概成させることを目指し、5ヶ年後の平成24年度末までに整備率を約75%にすることを目標とする。

②段差解消をした旅客施設の割合、③視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合

バリアフリー新法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」（基本方針）において、平成22年までに1日あたりの平均的な利用者数が5,000人以上の鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナルにおいて原則として全て移動等円滑化を達成することを目指すこととしている。

④不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率  
基本方針における平成22年までの目標（約50%）を設定している。

**（外部要因）**  
 ②旅客施設の構造等  
 ④経済状況等による新規建築物着工数等

**（他の関係主体）**  
 ①②③地方公共団体（事業主体）、公共交通事業者（事業主体）  
 ④建築事業者（事業主体）

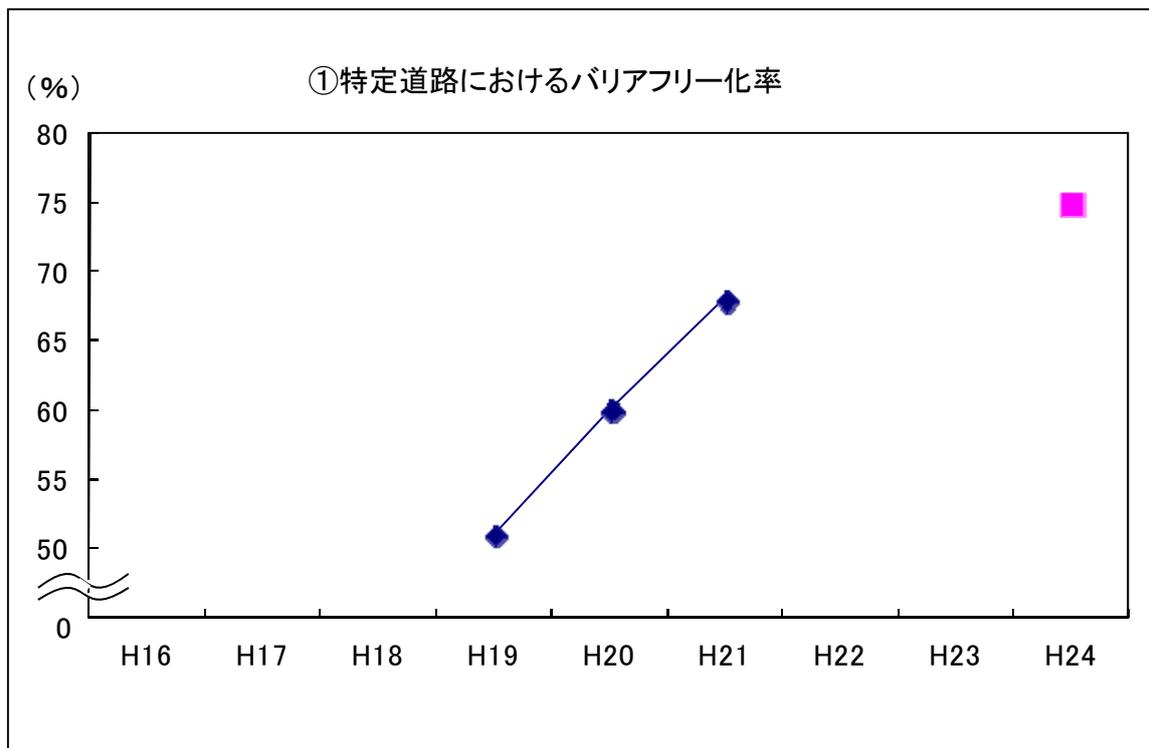
**（重要政策）**  
**【施政方針】**  
 ・第162回国会施政方針演説（平成17年1月21日）  
 「公共施設のみならず、制度や意識の面でも社会のバリアフリー化を引き続き推進いたします。」

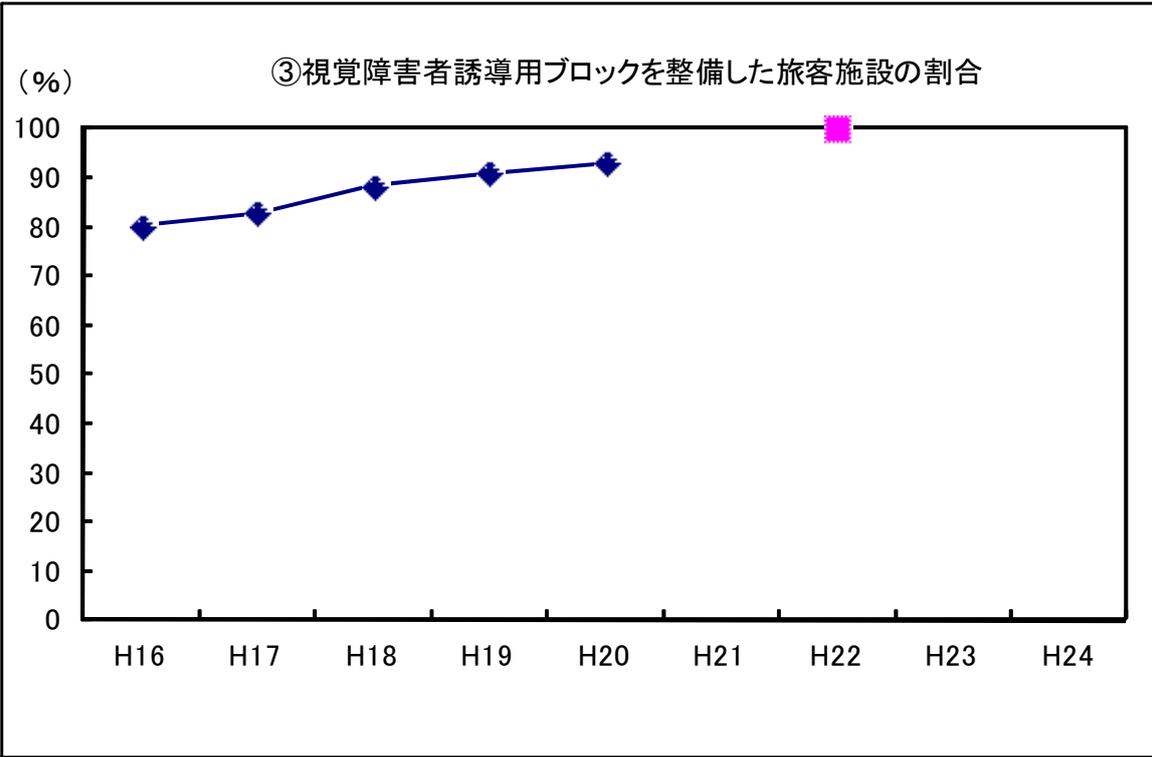
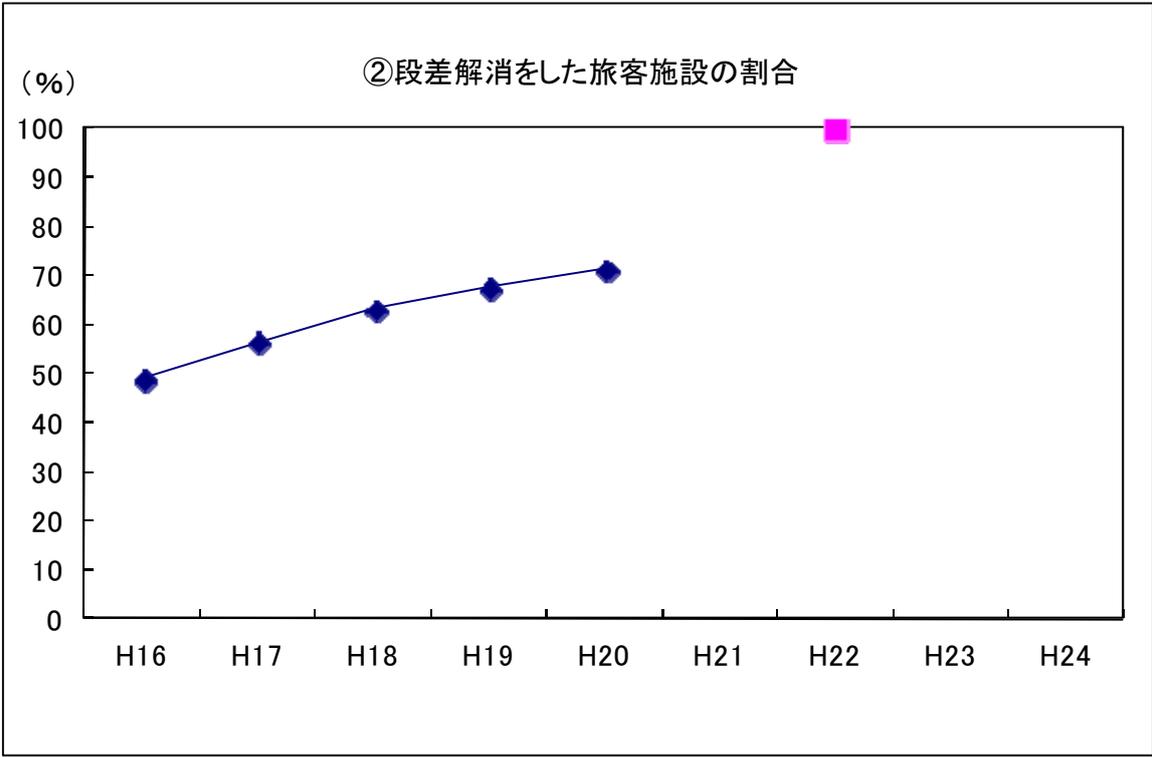
**【閣議決定】**  
 ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）  
 ・経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日）  
 「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に掲げる目標の達成に向けてバリアフリー環境の整備に取り組む。（第4章5.）  
 ・経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日）  
 住宅・建築物等生活空間のバリアフリー化を推進する。（第5章3.）  
 ・経済財政改革の基本方針2009（平成21年6月23日）  
 バリアフリー化等の推進のためのインフラの重点整備。（第2章1.）

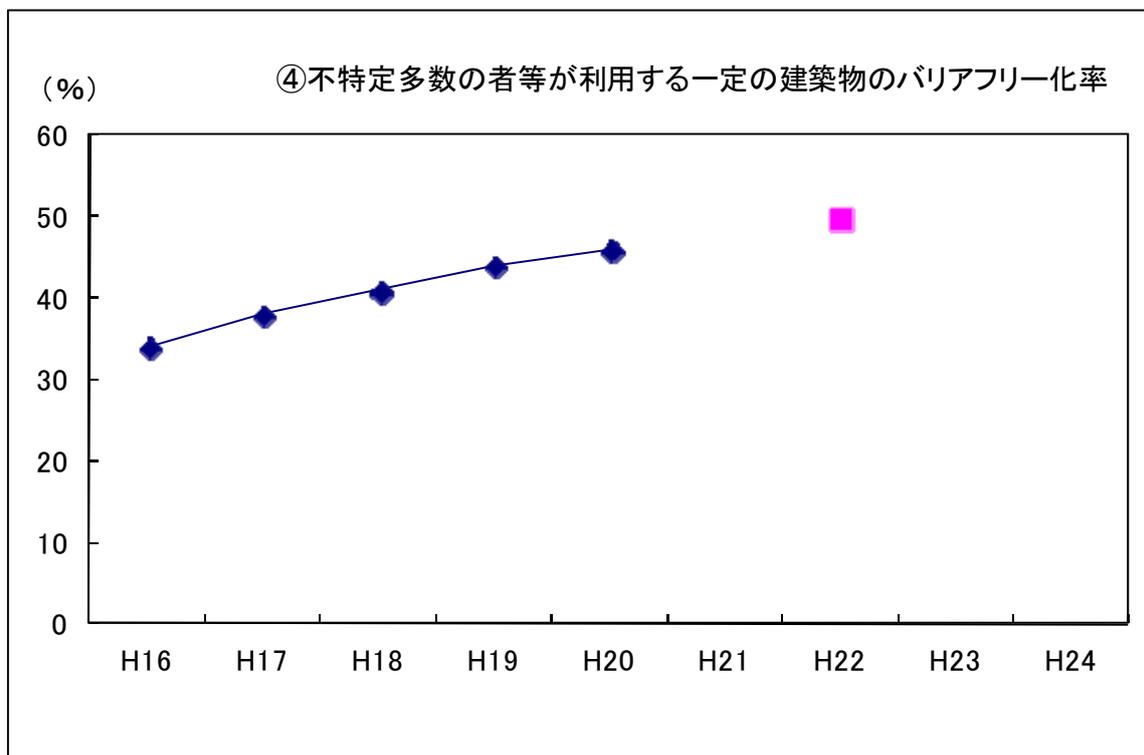
**【閣決（重点）】**  
 ・社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章に記述あり」

**【その他】**  
 なし

過去の実績値 ①特定道路におけるバリアフリー化率					(年度)
H17	H18	H19	H20	H21	
—	—	51%	60%	68%	(暫定値)
過去の実績値 ②段差解消をした旅客施設の割合					(年度)
H17	H18	H19	H20	H21	
56.5%	63.1%	67.5%	71.6%	集計中	
過去の実績値 ③視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合					(年度)
H17	H18	H19	H20	H21	
82.8%	88.3%	90.9%	92.9%	集計中	
過去の実績値 ④不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率					(年度)
H17	H18	H19	H20	H21	
38%	41%	44%	46%	集計中	







### 事務事業の概要

#### 主な事務事業の概要

- ・歩行空間のバリアフリー化の整備 (◎)  
 多数の高齢者、障害者等が通常徒歩で移動する駅、官公庁施設、病院等を結ぶ道路において、誰もが安心して通行できるよう、幅の広い歩道などの整備、歩道の段差解消等を実施。  
 予算額：7, 126億円の内数(平成21年度)
- ・旅客施設のバリアフリー化の推進 (◎)  
 補助・税制・融資制度などの支援措置により、鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、空港等の旅客施設のバリアフリー化を推進。  
 予算額：鉄軌道駅におけるバリアフリー化の推進 288.2億円(平成21年度補正後)  
 旅客船ターミナル等におけるバリアフリー化 2,195.0億円の内数(平成21年度)  
 空港のバリアフリー化 220.8億円の内数(平成21年度)
- ・建築物のバリアフリー化の推進 (◎)  
 百貨店、劇場、老人ホーム等の不特定多数の者又は主に高齢者、障害者等が利用する建築物について、床面積2,000㎡(公衆便所は50㎡)以上のものを新築等する際の段差解消等のバリアフリー化を推進。  
 予算額：バリアフリー環境整備促進事業 193億円の内数(平成21年度、市街地再開発事業等)
- ・官庁施設のバリアフリー化の推進 (◎)  
 窓口業務を行う官署が入居する官庁施設のバリアフリー化を推進する。  
 予算額：官庁営繕費 225億円の内数(平成21年度)
- ・バリアフリー新法に基づく総合的なバリアフリー化の推進 (◎)  
 バリアフリー新法の施行を踏まえ、高齢者・障害者をはじめとする誰もが自立できるユニバーサルデザインの考え方に基づいたバリアフリー社会を着実に実現するための施策(「心のバリアフリー」社会の実現のための施策の拡充、新法に基づく基本構想の作成促進、段階的・継続的な発展(スパイラルアップ)を図るための体制確立)を実施することにより、より一層のバリアフリー化の推進を図る。  
 予算額：バリアフリー新法に基づく総合的なバリアフリー化の推進 0.6億円(平成21年度)  
 (注)◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。
- ・交通バリアフリー設備の特別償却制度(所得税、法人税)  
 高齢者・障害者等が鉄道駅、路面電車、バス及び航空機を安全かつ容易に利用できるようにするため、これらの施設に係る特定設備を取得した場合の特別償却制度  
 減収額 22百万円(鉄道)(平成21年度)
- ・駅のバリアフリー化改良工事により取得した施設に係る特例措置(不動産取得税、固定資産税、都市計画税)  
 高齢者・障害者等が鉄道駅を安全かつ容易に利用できるようにするため、鉄道駅に係る特定設備を取得した場合の特例措置  
 減収額 4百万円(平成21年度)

#### 関連する事務事業の概要

該当なし

## 目標の達成状況に関する分析

## (指標の動向)

- ① 特定道路におけるバリアフリー化率
- 平成21年度末における特定道路におけるバリアフリー化率が約68%と平成20年度から約8%増加しており、トレンドを勘案すると目標年度内に目標値を達成すると見込まれ、順調に進捗している。
- ② 段差解消をした旅客施設の割合
- 平成21年度の実績値は現在集計中であり、進捗状況についての正確な判断はできないが、段差解消をした旅客施設の割合については、平成17年度から平成20年度までの実績値は56.5%、63.1%、67.5%、71.6%となっており、整備が進んでいるものの、トレンドを勘案すると目標年度に目標値を達成するには、より一層の整備率の伸びが必要となっている。新たにエレベーター等を設置する場合、大規模な改良工事を行う必要があること等の理由から段差の解消が進みにくい駅もあるが、このような整備困難駅について、今後、目標達成に向け、さらなる取組の強化が求められる。なお、交通バリアフリー法の施行以前より積極的にバリアフリー化に取り組んでいたために、法施行前に整備されたエレベーターにガラス窓がはめ込まれていない等、実質的に段差解消はなされているが、公共交通移動等円滑化基準に適合していないというケースも多く見られる。
- ③ 視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合
- 平成21年度の実績値は現在集計中であり、進捗状況についての正確な判断はできないが、視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合については、平成17年度から平成20年度までの実績値が82.8%、88.3%、90.9%、92.9%となっている。事業者によっては輸送人員の伸び悩み等の経営的な不安要素はあるものの、トレンドを勘案すると目標年度に目標値を達成することは可能と見込まれ、順調に進捗してきている。
- ④ 不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率
- 2,000㎡以上の特別特定建築物の総ストックのうち、建築物移動等円滑化基準を満たす割合については、平成14年度は3割に満たなかったが、平成14年(旧ハートビル法改正)に、2,000㎡以上の特別特定建築物の建築等をする際に建築物移動等円滑化基準への適合義務が課されたこと等により、平成20年度には46%に達し、着実に施策の効果が現れており、平成21年度以降においても、2,000㎡以上の新築等が行われる特別特定建築物全てが新たに基準を満たすこととなるため、目標(平成22年度:約5割)は達成される見通しである。

## (事務事業の実施状況)

- ① 特定道路におけるバリアフリー化率
- 多数の高齢者、障害者等が通常徒歩で移動する駅、官公庁施設、病院等を結ぶ道路において、誰もが安心して通行できるよう、幅の広い歩道などの整備、歩道の段差解消等を実施する等の歩行空間のバリアフリー化を推進している。今後、各市町村の基本構想の策定が進むに従い、整備も進捗するものと考えられる。
- ② 段差解消をした旅客施設の割合、③ 視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合
- 旅客施設のバリアフリー化については、基本的には公共交通事業者がバリアフリー化のための投資を行っており、補助・税制・融資等の支援制度の活用を通じてバリアフリー化を進めている。輸送人員の減少に伴い、今後公共交通事業者の投資意欲が減退する恐れがあるが、各支援制度の有効活用及びバリアフリー新法における基本構想の作成促進などの施策を推進することを通じて旅客施設のバリアフリー化が進むと考えられる。
  - バリアフリー新法においては、市町村は、地域の実情に応じて、旅客施設、官公庁施設、福祉施設等の主要な生活関連施設とその周辺の重点的かつ一体的なバリアフリー化を進めるための基本構想を作成できることとしている。平成22年3月末現在260市町村により345基本構想が作成されている。引き続き、事業者や市町村に対する補助・税制・融資等の支援措置及び基本構想作成ハンドブック等の情報提供等を通じて、基本構想の作成の一層の促進を図ることにより、目標に掲げた旅客施設のバリアフリー化が進むと考えられる。
- ④ 不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率
- 建築物のバリアフリー化については、平成14年(旧ハートビル法改正)に2,000㎡以上の特別特定建築物の建築等する際に建築物移動等円滑化基準への適合が義務付けられ、バリアフリー新法においても引き続き確かな運用が行われている。

## 課題の特定と今後の取組みの方向性

- ① 特定道路におけるバリアフリー化率
- 特定道路におけるバリアフリー化率については、順調に推移していたため、「A」と評価した。引き続き、平成24年度の目標値の達成に向け、特定道路におけるバリアフリー化の推進を図る。以上を踏まえ、「2」(現状の施策を維持)と位置付けることとした。
- ② 段差解消をした旅客施設の割合、③ 視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合
- 目標達成に向けて平成20年度までの指標が順調に推移している旅客施設(ブロック)については、「A」と評価した。一方、旅客施設(段差)については、一定の伸びは示しているが、目標の達成に向けて特に鉄道駅の段差解消などのバリアフリー化の更なる重点化が必要となっている。これに対しては、補正予算による補助金の重点化により、昨年度の倍以上の駅のバリアフリー化が着手されており、整備率の伸びが期待されているが、今年度の業績指標への反映がなされていないため、現時点では「B」と評価した。
  - 従来は、建築物や旅客施設等個々の施設や車両等を対象としてバリアフリー化を進めてきたが、このような施設等を含んだ一定の地域内における一体的・連続的なバリアフリー化が課題であった。こうした課題に対応するため制定されたバリアフリー新法に基づき、公共交通機関(旅客施設・車両等)、建築物、路外駐車場、都市公園、歩行空間等の一体的・総合的なバリアフリー化を推進しているところ。今後も、併せて補助・税制・融資等各種支援制度を有効に活用することで、より一層旅客施設・歩行空間のバリアフリー化に努めていく。また、特に旅客施設の段差解消については、段差解消されていない駅についてバリアフリー化の現状や今後の計画等について臨時報告を求め、公表するなど、関係者と連携しつつ取組を強化しており、今後、駅毎の課題を明確にした上で、

一層の連携を図る。以上を踏まえ、旅客施設（段差）、旅客施設（ブロック）のそれぞれの業績指標について「1」（施策の改善等の方向性を提示）と位置付けることとした。

#### ④建築物

- ・平成20年度までの指標が順調に推移している建築物のバリアフリー化については、「A」と評価した。
- ・平成18年12月に旧ハートビル法と旧交通バリアフリー法を統合し、施策の拡充を図ったバリアフリー新法が施行された。このバリアフリー新法で、基準適合義務規制の強化のほか、市町村が作成する基本構想に基づき、重点整備地区における生活関連施設及びこれらを結ぶ生活関連経路の一体的・連続的なバリアフリー化を図る事業の一つとして新たに建築物特定事業が制度化されたことから、平成19年度以降、不特定多数の者等が利用する建築物のバリアフリー化はさらに推進されている。
- ・平成19年11月に、建築物移動等円滑化基準及び建築物移動等円滑化誘導基準の内容を踏まえ、建築物の望ましい整備内容等を示す「高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」を策定・公表し、建築物のバリアフリー化のためのガイドラインとして活用を促すと共に、リーフレットの作成をし、さらにHPへの掲載等による啓発に努めており、より一層のバリアフリー化を推進しているところ。
- ・平成20年度末には、建築主向けのガイドラインを策定し、これに基づき、上記設計標準による設計者に対する啓発だけでなく、建築主に対しても啓発に努めることで一層のバリアフリー化を促進することとしている。
- ・以上を踏まえ、「2」（現状の施策を維持）と位置付けることとした。

#### 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成22年度）

- ・旅客施設の段差解消については、鉄道事業者単独では整備困難な駅などについて、駅毎の課題を明確にした上で、関係者と連携しつつ、課題解決に向けた取組を強化。
- ・行政事業レビュー（公開プロセス）において、鉄道駅移動円滑化施設整備事業については、バリアフリー化を進める方向性は重要であるものの、エコモ財団を介した現行の補助制度を廃止し、別に行われているバリアフリー化の補助との統合等、予算執行の効率化を図るための見直しを行う事が必要とされた。

（平成23年度以降）

なし

#### 担当課等（担当課長名等）

担当課：総合政策局安心生活政策課（課長 小滝 晃）  
道路局環境安全課（交通安全政策分析官 柳橋 則夫）  
住宅局建築指導課（課長 金井 昭典）  
大臣官房官庁営繕部計画課（課長 鬼沢 浩志）  
関係課：住宅局市街地建築課（課長 井上 勝徳）  
大臣官房官庁営繕部整備課（課長 鈴木 千輝）  
鉄道局鉄道業務政策課（課長 堀家 久靖）  
鉄道局技術企画課（課長 北村 不二夫）  
自動車交通局総務課企画室（室長 村田 茂樹）  
海事局内航課（課長 蝦名 邦晴）  
港湾局技術企画課技術監理室（室長 大脇 崇）  
航空局空港部空港政策課（課長 一見 勝之）

**業績指標 10**

低床バス車両・ノンステップバス車両の導入割合及び福祉タクシーの導入数（①低床バス車両、②ノンステップバス車両、③福祉タクシー）

評 価	
①B-2	目標値：65% (平成22年度) 実績値：41.7% (平成20年度) 初期値：27.8% (平成17年度)
②A-2	目標値：30% (平成22年度) 実績値：23.0% (平成20年度) 初期値：14.8% (平成17年度)
③B-1	目標値：18,000台 (平成22年度) 実績値：10,742台 (平成20年度) 初期値：8,504台 (平成17年度)

**(指標の定義)**

- ・低床バス 床面高さ65cm以下であって、バリアフリー新法の移動等円滑化基準に適合する車両。
- ・ノンステップバス 床面高さが概ね30cm以下であって、バリアフリー新法の移動等円滑化基準に適合する車両。
- ・福祉タクシー 公共交通移動等円滑化基準第45条に掲げる基準に適合する車両。

**(目標設定の考え方・根拠)**

低床バス及びノンステップバスについては、バリアフリー新法に基づく基本方針において、平成27年までに原則として総車両数約60,000台のすべてについて低床化された車両に代替すること、また、平成22年までに総車両数の約30%に当たる約18,000台についてノンステップバスとすること、福祉タクシーについては平成22年までに約18,000台を導入することを目標としていることから、これを踏まえて目標値を設定している。

**(外部要因)**

バス・タクシー事業者の経営状況

**(他の関係主体)**

地方公共団体（事業主体）、公共交通事業者（事業主体）

**(重要政策)**

**【施政方針】**

- ・第162回国会施政方針演説（平成17年1月21日）  
「公共施設のみならず、制度や意識の面でも社会のバリアフリー化を引き続き推進いたします。」

**【閣議決定】**

- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）
- ・経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日）  
「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に掲げる目標の達成に向けてバリアフリー環境の整備に取り組む。（第4章5.）
- ・経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日）  
住宅・建築物等生活空間のバリアフリー化を推進する。（第5章3.）
- ・経済財政改革の基本方針2009（平成21年6月23日）  
バリアフリー化等の推進のためのインフラの重点整備。（第2章1.）

**【閣決（重点）】**

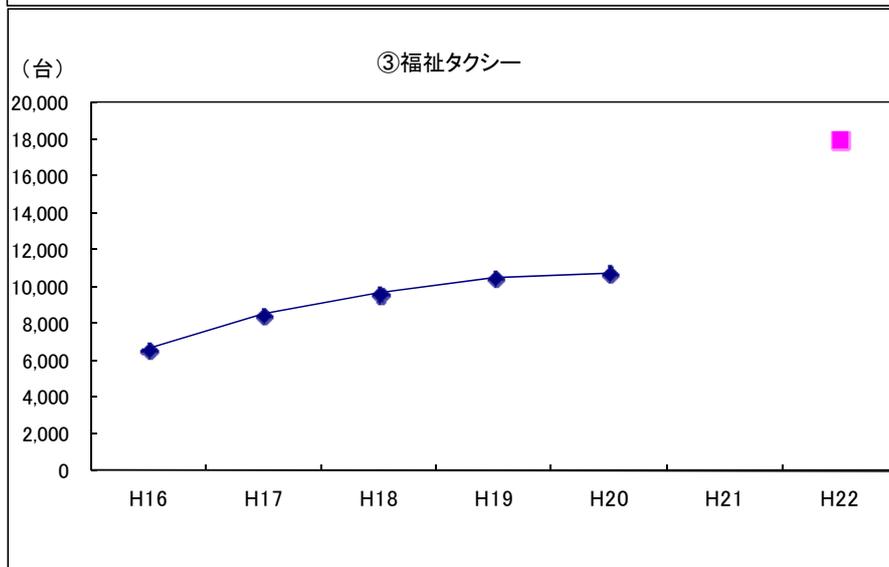
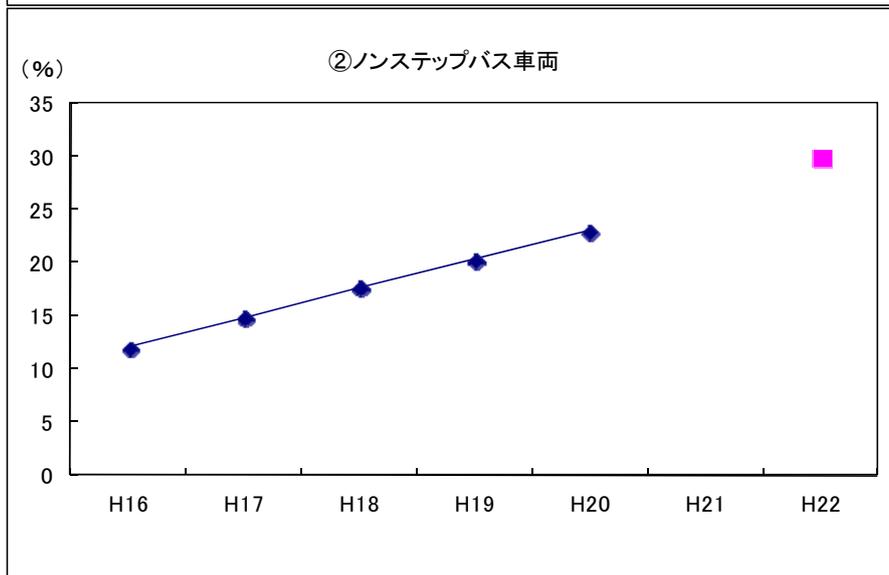
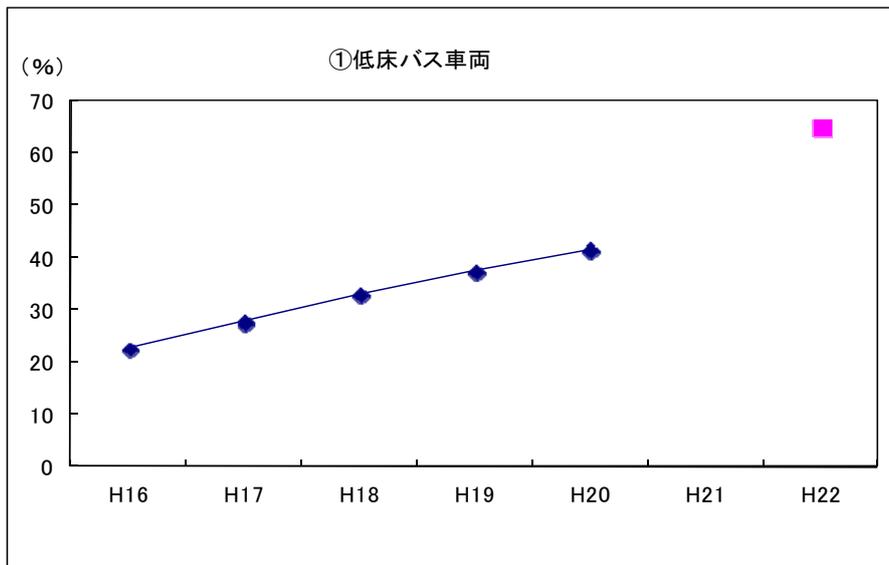
なし

**【その他】**

なし

過去の実績値（①低床バス車両）					(年度)
H17	H18	H19	H20	H21	
27.8%	33.1%	37.5%	41.7%	集計中	
過去の実績値（②ノンステップバス車両）					(年度)
H17	H18	H19	H20	H21	
14.8%	17.7%	20.3%	23.0%	集計中	
過去の実績値（③福祉タクシー）					(年度)
H17	H18	H19	H20	H21	
8,504台	9,651台	10,514台	10,742台	集計中	

※低床バス、ノンステップバスについては、H12からH17までは旧交通バリアフリー法に基づく移動円滑化基準適合車両の割合、H18以降はバリアフリー新法に基づく公共交通移動等円滑化基準適合車両の割合。



**事務事業の概要**  
**主な事務事業の概要**

- ・車両等のバリアフリー化の推進  
 補助・税制・融資制度などの支援措置により、ノンステップバスの導入等、車両等のバリアフリー化を推進。  
 予算額：ノンステップバス等の導入の促進 35.3億円（平成21年度）
- ・標準仕様ノンステップバス認定制度の活用  
 高齢者、障害者を含むバス利用者の高い利便性及び製造コストの低減を図るため、平成15年度に創設した標準仕様ノンステップバス認定制度による認定を受けたバスに対し、重点的な補助を実施。
- ・バリアフリー新法に基づく総合的なバリアフリー化の推進

バリアフリー新法の施行を踏まえ、高齢者・障害者をはじめとする誰もが自立できるユニバーサルデザインの考え方に基づいたバリアフリー社会を着実に実現するための施策（「心のバリアフリー」社会の実現のための施策の拡充、新たな制度に基づく基本構想の策定促進、段階的・継続的な発展（スパイラルアップ）を図るための体制確立）を実施することにより、より一層のバリアフリー化の推進を図る。

予算額：バリアフリー新法に基づく総合的なバリアフリー化の推進 0.6億円（平成21年度）

・交通バリアフリー設備の特別償却制度（所得税、法人税）

高齢者・障害者等が鉄道駅、路面電車及びバス車両を安全かつ容易に利用できるようにするため、これらの施設に係る特定設備を取得した場合の特別償却制度

減収見込額 131.7百万円（バス）（平成21年度）

#### 関連する事務事業の概要

該当なし

#### 測定・評価結果

##### 目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

・低床バス、ノンステップバス車両、福祉タクシーについては、平成21年度の実績値は現在集計中であり、進捗状況についての正確な判断はできないが、平成17年度から平成20年度までの実績値は低床バス車両の導入割合について27.8%、33.1%、37.5%、41.7%、ノンステップバスの導入割合については14.8%、17.7%、20.3%、23.0%、福祉タクシーの導入台数は8,504台、9,651台、10,514台、10,742台となっている。輸送人員の減少に伴い、公共交通事業者においては長期的には減収減益が懸念される中、バリアフリーに対する投資については堅実に推移している。

（事務事業の実施状況）

・低床バス、ノンステップバス車両のバリアフリー化及び福祉タクシーの導入については、基本的には公共交通事業者がバリアフリー化のための投資を行っており、補助・税制・融資等の支援制度の活用を通じてバリアフリー化を進めている。

・輸送人員の減少に伴い、今後公共交通事業者の投資意欲が減退する恐れがあるが、各支援制度の有効活用及びバリアフリー新法における基本構想の策定促進などの施策の推進に加え、既存の車両の買い替えが進むことにより、バス車両等のバリアフリー化等が進むと考えられる。

##### 課題の特定と今後の取組みの方向性

・目標達成に向けて平成20年度までの指標が順調に推移し、また平成21年度の補助制度において、補正予算が認められるなど導入車両の増加が見込まれるノンステップバスについては、「A」と評価した。一方で、低床バス及び福祉タクシーは、輸送人員の減少に伴い、公共交通事業者においては長期的には減収減益が懸念される中、バリアフリーに対する投資については着実に推移しているものの、現在のトレンドにおいては目標を達成できないと判断されることから、「B」と評価した。

・従来は、建築物や旅客施設等個々の施設や車両等を対象としてバリアフリー化を進めてきたが、このような施設等を含んだ一定の地域内における一体的・連続的なバリアフリー化が課題であった。こうした課題に対応するため制定されたバリアフリー新法に基づき、公共交通機関（旅客施設・車両等）、建築物、路外駐車場、都市公園、歩行空間等の一体的・総合的なバリアフリー化を推進しているところ。平成19年7月には、公共交通移動等円滑化基準の内容を踏まえ、公共交通機関の旅客施設・車両等の望ましい整備内容等を示す「バリアフリー整備ガイドライン（旅客施設編・車両等編）」を策定し、公表した。今後も補助・税制・融資等各種支援制度を有効に活用することで、より一層車両等のバリアフリー化に努めていく。以上を踏まえ、①、②の業績指標については「2」と位置づけることとした。

また、③の業績指標については、現在のトレンドにおいては目標の達成が困難と考えられるが、目標達成が困難な一つの要因としては、一般タクシー事業者において、経営状況の悪化や車両運用の観点等から福祉車両の導入が進んでいないことが考えられるところ、平成20年度から地域のニーズに応じたタクシーに係るバリアフリー車両の開発についての検討が行われており、平成22年度中に障害者等に限らず健常者も使用できる車両が新たに販売される予定であることから、補助枠を拡大して当該車両も補助対象とする等、補助制度見直しやこれに係る予算要求を行っていく予定。以上を踏まえ、「1」と位置づけることとした。

#### 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成22年度）

バリアフリー新法の基本方針における現在の目標値は、平成22年が達成期限となっていることから、平成23年度以降の目標を新たに設定する。

また、③については、平成22年度中に障害者等に限らず健常者も使用できる車両が新たに販売される予定であることから、補助枠を拡大して当該車両も補助対象とする等、補助制度見直しやこれに係る予算要求を行っていく予定。

（平成23年度以降）

なし

#### 担当課等（担当課長名等）

担当課：総合政策局安心生活政策課（課長 小滝 晃）

自動車交通局旅客課（課長 石崎 仁志）

**業績指標 1 1**

バリアフリー化された鉄軌道車両、旅客船、航空機の割合（①鉄軌道車両、②旅客船、③航空機）

評 価	
①A-2	目標値：50%（平成22年度） 実績値：41.3%（平成20年度） 初期値：—（32.1%）（平成17年度）
②B-2	目標値：50%（平成22年度） 実績値：18.0%（平成21年度） 初期値：8.0%（平成17年度）
③A-2	目標値：65%（平成22年度） 実績値：64.3%（平成20年度） 初期値：47.0%（平成17年度）

※（）の数値については旧基準での数値

**（指標の定義）**

- ・鉄軌道車両  
公共交通移動等円滑化基準第31条から第33条に掲げる基準（乗降口、客室、連結部等の基準）に適合する車両。
- ・旅客船  
公共交通移動等円滑化基準第47条から第61条に掲げる基準（出入口、客室、便所等についての基準）に適合する船舶。
- ・航空機  
公共交通移動等円滑化基準第63条から第67条に掲げる基準（通路、客室、便所等の基準）に適合する航空機。  
（分子）＝上記基準に適合する①車両数、②隻数、③機数  
（分母）＝①総車両数、②総隻数、③総機数  
※旅客船の分母の総隻数は、公共交通移動等円滑化基準（以下、基準とする）第61条第2項と基準附則第3条9項に基づく適用除外船舶を除く。

**（目標設定の考え方・根拠）**

バリアフリー新法に基づく基本方針において、鉄軌道車両については総車両数の約50%、旅客船については平成22年までに総隻数の約50%、航空機については総機数の約65%を、それぞれ平成22年までに移動等円滑化することを目標としていることから、同様の目標値を設定している。

なお、鉄軌道車両については、バリアフリー新法において基準強化（車両内の扉等への文字及び点字表示の追加等）を行った。

**（外部要因）**

なし

**（他の関係主体）**

地方公共団体（事業主体）、公共交通事業者（事業主体）

**（重要政策）**

**【施政方針】**

- ・第162回国会施政方針演説（平成17年1月21日）  
「公共施設のみならず、制度や意識の面でも社会のバリアフリー化を引き続き推進いたします。」

**【閣議決定】**

- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）
- ・経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日）  
「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に掲げる目標の達成に向けてバリアフリー環境の整備に取り組む。（第4章5.）
- ・経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日）  
住宅・建築物等生活空間のバリアフリー化を推進する。（第5章3.）
- ・経済財政改革の基本方針2009（平成21年6月23日）  
バリアフリー化等の推進のためのインフラの重点整備。（第2章1.）

**【閣決（重点）】**

なし

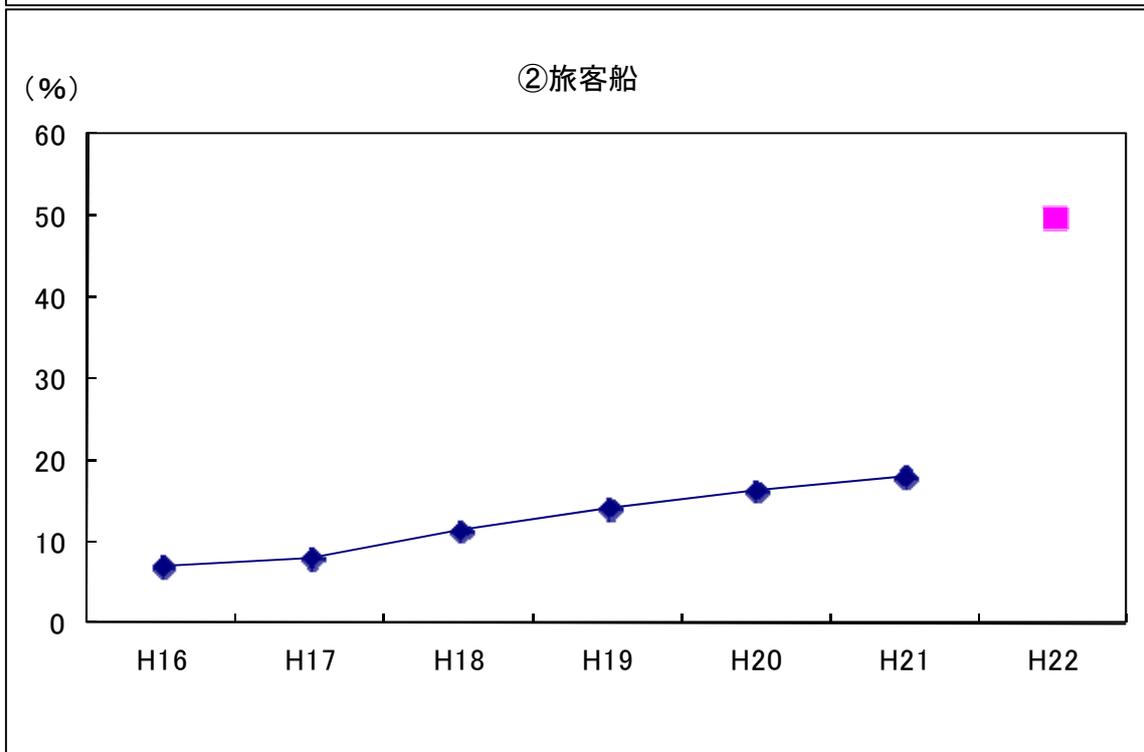
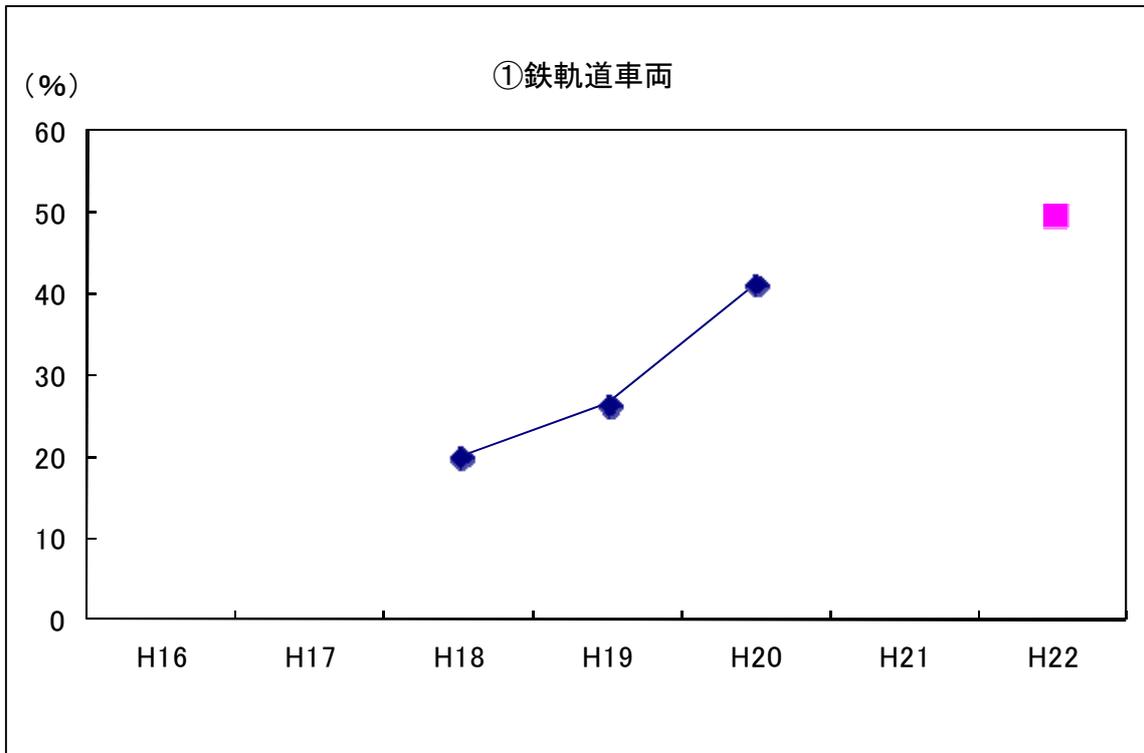
**【その他】**

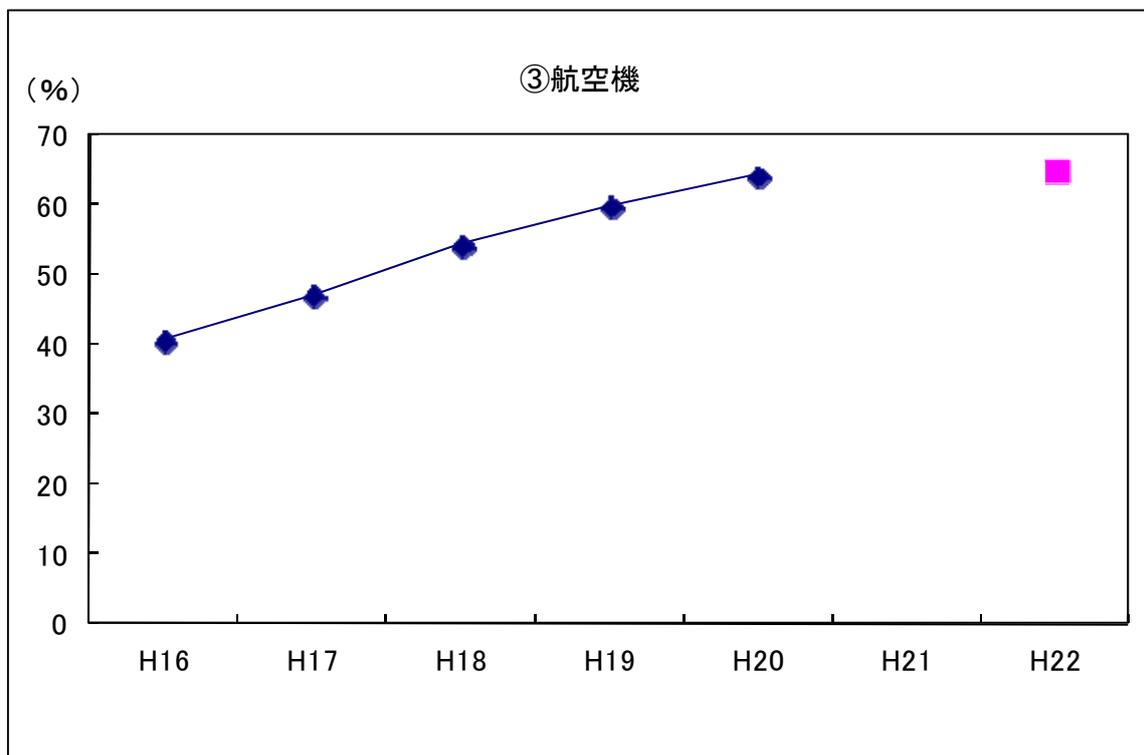
なし

過去の実績値（①鉄軌道車両）					（年度）
H17	H18	H19	H20	H21	
(32.1%)	20.0%	26.5%	41.3%	集計中	
過去の実績値（②旅客船）					（年度）
H17	H18	H19	H20	H21	
8.0%	11.5%	14.1%	16.4%	18.0%	

過去の実績値 (③航空機)					(年度)
H17	H18	H19	H20	H21	
47.0%	54.4%	59.9%	64.3%	集計中	

※鉄軌道車両の括弧内の実績値は、旧基準に照らした場合の数値。バリアフリー新法に基づく基準において基準強化(車両内の扉等への文字及び点字表示の追加等)を行った。





### 事務事業の概要

#### 主な事務事業の概要

- ・離島航路の維持・構造改革の活用  
平成21年3月の離島航路補助制度改善検討会「最終報告」に基づき創設した離島航路構造改革支援制度を活用し、船舶の代替建造を図り、旅客船のバリアフリー化を推進する。  
予算額：離島航路の維持・構造改革 48億円の内数（平成21年度）、25億円の内数（平成21年度補正）
- ・LRTシステムの整備  
高齢者、身体障害者等の移動制約者の円滑な移動に寄与するLRTシステムの整備等に対し補助する。  
予算額：LRTシステムの整備 2.0億円（平成21年度）
- ・バリアフリー新法に基づく総合的なバリアフリー化の推進  
バリアフリー新法の施行を踏まえ、高齢者・障害者をはじめとする誰もが自立できるユニバーサルデザインの考え方に基づいたバリアフリー社会を着実に実現するための施策（「心のバリアフリー」社会の実現のための施策の拡充、新たな制度に基づく基本構想の策定促進、段階的・継続的な発展（スパイラルアップ）を図るための体制確立）を実施することにより、より一層のバリアフリー化の推進を図る。  
予算額：バリアフリー新法に基づく総合的なバリアフリー化の推進 0.6億円（平成21年度）
- ・交通バリアフリー設備の特別償却制度（所得税、法人税）  
高齢者・障害者等が鉄道駅、路面電車、バス、タクシー車両及び航空機を安全かつ容易に利用できるようにするため、これらの施設に係る特定設備を取得した場合の特別償却制度  
減収額 0百万円（鉄道）、1,062百万円（航空）（平成21年度）
- ・低床型路面電車に係る特例措置（固定資産税）  
高齢者・障害者等が路面電車を安全かつ容易に利用できるようにするため、鉄軌道事業者が低床型路面電車を取得した場合の固定資産税の特例措置  
減収額 2百万円（平成21年度）

#### 関連する事務事業の概要

該当なし

### 測定・評価結果

#### 目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

- ・平成21年度の実績値は現在集計中であり、進捗状況について正確な判断はできないが、平成17年度から平成20年度までの実績値は、旅客船の割合については8.0%、11.5%、14.1%、16.4%、18.0%となっており、航空機の割合については47.0%、54.4%、59.9%、64.3%となっている。鉄軌道車両の割合について、平成18年度の実績値は20.0%となったが、これは鉄軌道車両の適合基準について、バリアフリー新法に基づく基準において基準強化（車両内の扉等への文字及び点字表示の追加等）を行ったことによるものであり、平成18年度から平成20年度までの実績値は、20.0%、26.5%、41.3%とな

っている。

- ・鉄軌道車両のバリアフリー化に対する投資については、堅実に推移しており、着実に実績値が伸びるものと考えられる。
- ・旅客船については、近年の景気の低迷等による旅客船事業の不振、原油価格高騰等の影響による費用負担増等で使用船舶の新造・代替建造が低迷していることが、実績値の伸び悩みの要因と考えられる。今後は、船齢15年以上の船舶を中心に代替建造が進むなかで、引き続き、旅客船事業者にはバリアフリー化の働きかけを行うほか、支援制度を併せて活用することで、バリアフリー船への代替が進むものと考えられ、目標に向けて実績値は伸びるものと考えられる。
- ・航空機についても、実績値を着実に伸ばしてきており、今後も航空機の代替が進むなかで、引き続き航空事業者に対して働きかけを行うほか、支援制度を併せて活用することで着実に実績値が伸びるものと考えられる。

#### (事務事業の実施状況)

- ・鉄軌道車両、旅客船及び航空機のバリアフリー化については、基本的には公共交通事業者がバリアフリー化のための投資を行っており、補助、税制、融資等の支援制度の活用を通じてバリアフリー化を進めている。輸送人員の減少に伴い、今後公共交通事業者の投資意欲が減退する恐れがあるが、各支援制度の有効活用等に加え、既存の車両等の買い替えが進むことにより、鉄軌道車両、旅客船、航空機のバリアフリー化が進むと考えられる。

#### 課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・目標達成に向けて平成20年度までの指標が順調に推移している航空機については、「A」と評価した。また、鉄軌道車両については、バリアフリー新法に基づく新基準における強化（車両内の扉等への文字及び点字表示の追加等）後においてもバリアフリー化の進展が見受けられ、今後も順調な推移が見込まれることから、「A」と評価した。一方で、旅客船については、近年の景気の低迷等による旅客船事業の不振及び原油価格高騰等の影響による費用負担増等により、使用船舶の新造・代替建造が低迷しており、バリアフリー化が進んでいないことから、「B」と評価した。
- ・従来は、建築物や旅客施設等個々の施設や車両等を対象としてバリアフリー化を進めてきたが、このような施設等を含んだ一定の地域内における一体的・連続的なバリアフリー化が課題であった。こうした課題に対応するため制定されたバリアフリー新法に基づき、公共交通機関（旅客施設・車両等）、建築物、路外駐車場、都市公園、歩行空間等の一体的・総合的なバリアフリー化を推進しているところ。今後も補助・税制・融資等各種支援制度を有効に活用することで、より一層車両等のバリアフリー化に努めていく。以上を踏まえ、それぞれの業績指標について、「2」と位置付けることとした。

#### 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成22年度)

なし

(平成23年度以降)

なし

#### 担当課等（担当課長名等）

担当課：総合政策局安心生活政策課（課長 小滝 晃）

関係課：鉄道局鉄道業務政策課（課長 堀家 久靖）

鉄道局技術企画課（課長 北村 不二夫）

海事局内航課（課長 蝦名 邦晴）

航空局監理部航空事業課（課長 篠原 康弘）

**業績指標 12**

ハード対策を支えるソフト対策としてのバリアフリー教室の参加人数

**評 価**

A-2	目標値：約50,000人（平成24年度） 実績値：37,194人（平成21年度） 初期値：24,043人（平成19年度）
-----	--

**(指標の定義)**

「心のバリアフリー」の促進のためのバリアフリー教室の参加人数の累計

**(目標設定の考え方・根拠)**

バリアフリー新法第2章において、国・地方公共団体・施設設置管理者等・国民の責務を規定し、バリアフリー化の促進に関する国民の理解を深め、バリアフリー化の実施に関する国民の協力を求める「心のバリアフリー」を促しているため、駅などの施設で、車いすや特殊な装置によって高齢者や障害者などの負担を疑似体験するバリアフリー教室の参加人数の累計を目標値とする。

具体的には、平成24年度までの累計50,000人を目標値とする。過去数年におけるバリアフリー教室への参加人数は、年間約4,000～6,000人であり、増加傾向にある。したがって、今後5年間で6,000人ずつの参加を見込むこととし、目標を $24,000 + 6,000 \times 5 = 54,000 \approx 50,000$ と設定している。

**(外部要因)**

なし

**(他の関係主体)**

なし

**(重要政策)****【施政方針】**

- 第162回国会施政方針演説（平成17年1月21日）  
「公共施設のみならず、制度や意識の面でも社会のバリアフリー化を引き続き推進いたします。」

**【閣議決定】**

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）

- 経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日）  
「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に掲げる目標の達成に向けてバリアフリー環境の整備に取り組む。（第4章5.）
- 経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日）  
住宅・建築物等生活空間のバリアフリー化を推進する。（第5章3.）
- 経済財政改革の基本方針2009（平成21年6月23日）  
バリアフリー化等の推進のためのインフラの重点整備。（第2章1.）

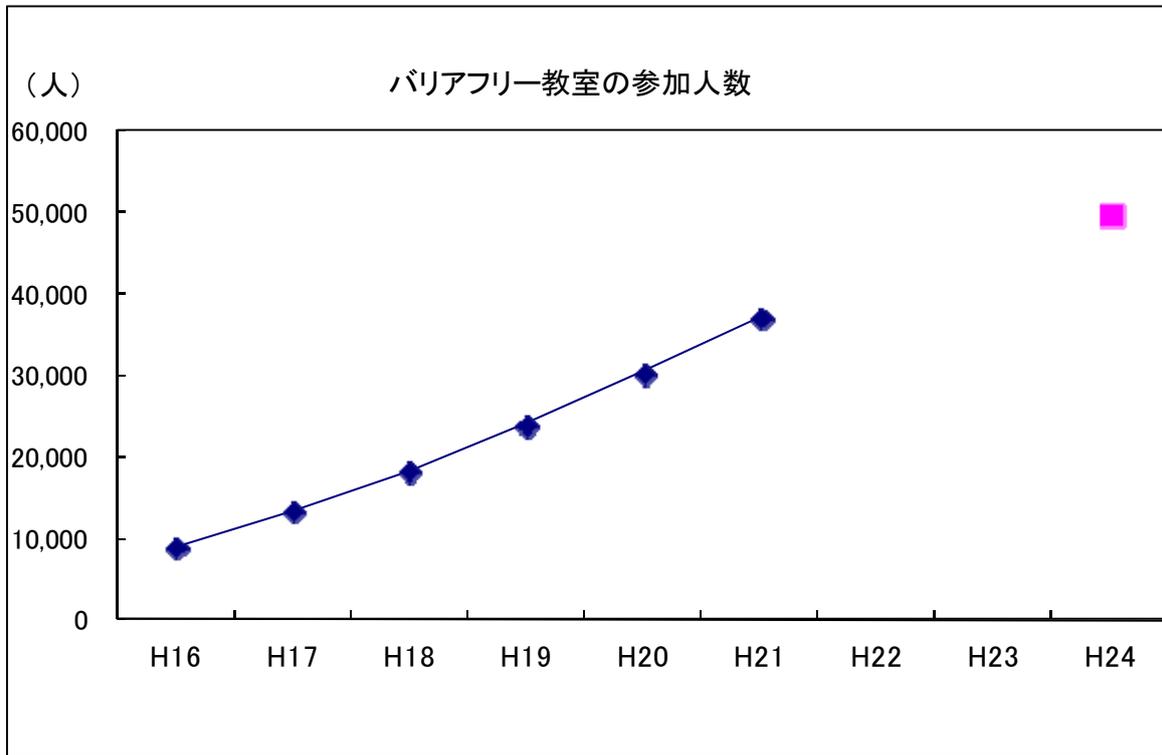
**【閣決（重点）】**

- 社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章に記述あり」

**【その他】**

なし

過去の実績値				(年度)	
H17	H18	H19	H20	H21	
13,348人	18,301人	24,043人	30,381人	37,194人	



#### 事務事業の概要

##### 主な事務事業の概要

- ・バリアフリー新法に基づく総合的なバリアフリー化の推進 (◎)  
バリアフリー新法の施行を踏まえ、高齢者・障害者をはじめとする誰もが自立できるユニバーサルデザインの考え方に基づいたバリアフリー社会を着実に実現するための施策（「心のバリアフリー」社会の実現のための施策の拡充、新法に基づく基本構想の作成促進、段階的・継続的な発展（スパイラルアップ）を図るための体制確立）を実施することにより、より一層のバリアフリー化の推進を図る。  
予算額：バリアフリー新法に基づく総合的なバリアフリー化の推進 0.6 億円（平成21年度）  
（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

##### 関連する事務事業の概要

該当なし

#### 測定・評価結果

##### 目標の達成状況に関する分析

###### （指標の動向）

過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成すると見込まれることから、順調である。

###### （事務事業の実施状況）

バリアフリーに関する一般国民の理解を深めるため、身近な生活空間におけるバリア一点検や、高齢者、障害者等の疑似体験・介助体験をする機会を提供するための「バリアフリー教室」を開催している。例年、地方支分部局が中心となり全国各地で実施されており、参加人数についても順調に増加しているところ。

##### 課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成21年度までの指標が順調に推移しており、「A」と評価した。
- ・今後も、パンフレットの活用・周知を行うことによりノウハウの全国レベルでの共有を行ったうえで、引き続き地方支分部局が中心となり、全国各地でバリアフリー教室の実施のための取組を進めていくことから、「2」と位置付けることとした。

#### 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

##### （平成22年度）

なし

##### （平成22年度以降）

なし

#### 担当課等（担当課長名等）

担当課：総合政策局安心生活政策課（課長 小滝 晃）

**業績指標 13**

園路及び広場、駐車場、便所がバリアフリー化された都市公園の割合 (①園路及び広場、②駐車場、③便所)

評 価	
①A-2	①目標値：約5割 (平成24年度) 実績値：約45% (平成20年度) 初期値：約44% (平成19年度)
②A-2	②目標値：約35% (平成22年度) 実績値：約37% (平成21年度) (速報値) 初期値：約32% (平成18年度)
③A-2	③目標値：約30% (平成22年度) 実績値：約30% (平成21年度) (速報値) 初期値：約25% (平成18年度)

**(指標の定義)**

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (以下「バリアフリー新法」という。) に基づき、特定公園施設 (注1) である園路及び広場、駐車場、便所が設置された都市公園のうち、各施設が都市公園移動等円滑化基準 (注2) に適合した都市公園の割合。

(注1) バリアフリー新法に基づき、同法政令で定める移動等円滑化が必要な公園施設

(注2) 「移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令」で定める特定公園施設の新設、増設、改築を行うときに適合させる移動等円滑化のために必要な一定の基準

- ① (分子) = 都市公園移動等円滑化基準に適合した園路及び広場が設置された都市公園の箇所数  
(分母) = 園路及び広場が設置された都市公園の箇所数
- ② (分子) = 都市公園移動等円滑化基準に適合した駐車場が設置された都市公園の箇所数  
(分母) = 駐車場が設置された都市公園の箇所数
- ③ (分子) = 都市公園移動等円滑化基準に適合した便所が設置された都市公園の箇所数  
(分母) = 便所が設置された都市公園の箇所数

**(目標設定の考え方・根拠)**

バリアフリー新法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」において、平成22年までに園路及び広場約45%、駐車場約35%、便所約30%を移動等円滑化することとしており、②駐車場及び③便所については、基本方針を踏まえた目標年度及び目標値を設定しているところ。一方、①園路及び広場については、社会資本整備重点計画の指標として位置づけており、社会資本整備重点計画の計画期間 (H20-H24) に合わせ、平成24年までに全体の半分である約5割達成することを目標としている。

**(外部要因)**

なし

**(他の関係主体)**

地方公共団体 (事業主体)

**(重要政策)**

**【施政方針】**

- ・第162回国会施政方針演説 (平成17年1月21日) 「公共施設のみならず、制度や意識の面でも社会のバリアフリー化を引き続き推進いたします。」

**【閣議決定】**

- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成18年法律第91号)
- ・経済財政改革の基本方針2007 (平成19年6月19日) 「移動等円滑化の促進に関する基本方針に掲げる目標の達成に向けてバリアフリー環境の整備に取り組む。(第4章5.)」

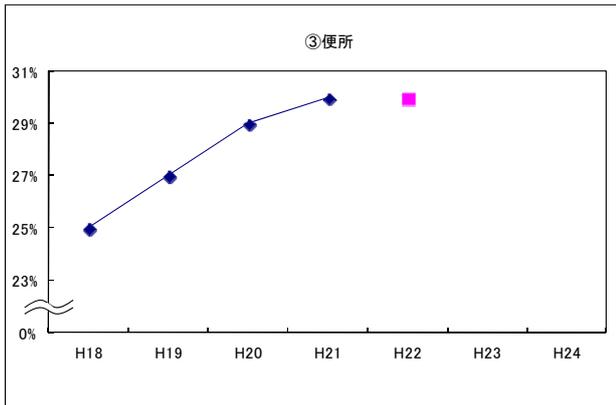
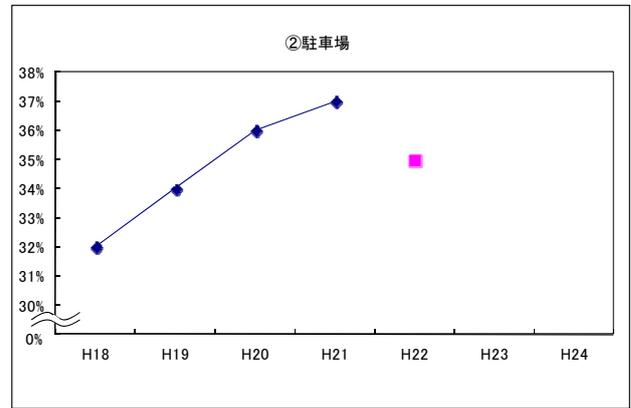
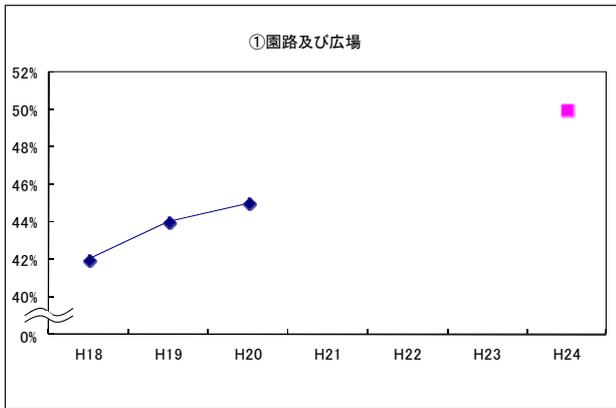
**【閣決 (重点)】**

- ・社会資本整備重点計画 (平成21年3月31日) 「第2章及び第5章に記載あり」

**【その他】**

なし

過去の実績値	(年度)			
	H18	H19	H20	H21
①園路及び広場	約42%	約44%	約45%	集計中
②駐車場	約32%	約34%	約36%	約37% (速報値)
③便所	約25%	約27%	約29%	約30% (速報値)



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

○都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業による支援の実施 (◎)  
 「都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業計画」において、都市公園のバリアフリー化等の目標を定めた地方公共団体に対して、複数の都市公園におけるバリアフリー化対策等の施設整備を一括採択することにより緊急かつ重点的に支援する。  
 予算額：都市公園防災事業費補助 27,657 百万円の内数（平成 21 年度）  
 (注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

### 関連する事務事業の概要

該当無し

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

平成 21 年度の実績値（速報値）は、園路及び広場が集計中、駐車場が約 37%、便所が約 30%であり、目標値の達成に向けて順調に推移している。

#### (事務事業の実施状況)

地方公共団体におけるバリアフリー化への取組みに対し、都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業を含めた都市公園整備に対する補助事業により支援を実施した。また、各地方公共団体に対して担当者会議等の場において、都市公園のバリアフリー化に対して周知を実施した。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標は、目標値の達成に向けて順調に推移している。今後も緊急かつ計画的に都市公園のバリアフリー化に係る支援を実施していくことから、A-2 と評価した。

## 平成 22 年度以降における新規の取組みと見直し事項

### (平成 22 年度以降)

なし

### (平成 23 年度以降)

なし

## 担当課等（担当課長名等）

担当課：都市・地域整備局公園緑地・景観課（課長 小林 昭）

**業績指標 14**

バリアフリー化された路外駐車場の割合

**評価**

A-2	目標値：約50%（平成24年度） 実績値：40%（平成21年度） 初期値：33%（平成19年度）
-----	--

**(指標の定義)**

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー新法」という。）に基づき、特定路外駐車場（注1）のうち、路外駐車場移動等円滑化基準（注2）に適合した路外駐車場の割合。

（注1）駐車のに供する部分が500㎡以上、かつその利用に対して料金を徴収している路外駐車場のうち、道路付属物であるもの、公園施設であるもの、建築物であるもの、建築物に付随しているものを除いた駐車場。

（注2）「移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の設置に関する基準を定める省令」で定める特定路外駐車場の設置を行うときに適合させる移動等円滑化のために必要な一定の基準

（分子）＝路外駐車場移動等円滑化基準に適合した路外駐車場の数

（分母）＝特定路外駐車場の数

**(目標設定の考え方・根拠)**

バリアフリー新法に基づくバリアフリー化の推移により、平成16年度末（22%）から平成19年度末（33%（H19））までと同様のトレンドが今後も維持されるとして目標値を設定。

**(外部要因)**

なし

**(他の関係主体)**

路外駐車場管理者

**(重要政策)**

**【施政方針】**

第162回国会施政方針演説（平成17年1月21日）「公共施設のみならず、制度や意識の面でも社会のバリアフリー化を引き続き推進いたします。」

**【閣議決定】**

- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）
- ・経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日）「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に掲げる目標の達成に向けてバリアフリー環境の整備に取り組む。（第4章5.）

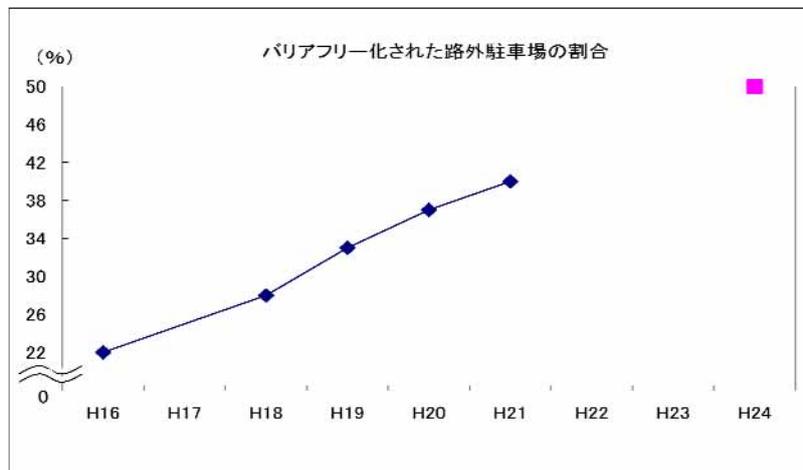
**【閣決（重点）】**

社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章に記載あり」

**【その他】**

なし

過去の実績値					(年度)
H17	H18	H19	H20	H21	
—	28%	33%	37%	40%	



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

○路外駐車場のバリアフリー化の推進  
「バリアフリー新法」を踏まえ、高齢者や障害者等の移動及び施設利用の利便性等の向上促進について自治体を対象とした担当者会議や駐車場管理者等を対象とした講習会等において周知徹底することで、路外駐車場のバリアフリー化を推進する。

### 関連する事務事業の概要

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

平成21年度については約40%となっており、前年度比+3%と順調に推移している。

#### (事務事業の実施状況)

「バリアフリー新法」の趣旨を周知徹底することで、路外駐車場のバリアフリー化を推進している。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・業績指標は、目標達成に向けて順調に推移していることから、A-2と評価した。
- ・引き続き、「バリアフリー新法」の趣旨を駐車場担当者会議などで周知徹底し、路外駐車場のバリアフリー化を推進する。

## 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

### (平成22年度)

なし

### (平成23年度以降)

なし

## 担当課等(担当課長名等)

担当課：都市・地域整備局街路交通施設課(課長 松井 直人)

**業績指標 15**

高齢者（65歳以上の者）の居住する住宅のバリアフリー化率（①一定のバリアフリー化、②高度のバリアフリー化）

評価	
①B-1	①目標値：56%（平成22年） 実績値：36.9%（平成20年） 初期値：29%（平成15年）
②B-1	②目標値：17%（平成22年） 実績値：9.5%（平成20年） 初期値：6.7%（平成15年）

**（指標の定義）**

高齢者（65歳以上の者）の居住する住宅のうち、一定又は高度のバリアフリー化がなされた住宅の割合

①一定のバリアフリー化率（A/B）

②高度のバリアフリー化率（a/B）

※A：65歳以上の者が居住する住宅のうち一定のバリアフリー化がなされた住宅戸数

※a：65歳以上の者が居住する住宅のうち高度のバリアフリー化がなされた住宅戸数

※B：65歳以上の者が居住する住宅戸数

注 一定のバリアフリー化とは「2箇所以上の手すり設置」又は「段差のない屋内」に該当。

注 高度のバリアフリー化とは「2箇所以上の手すり設置」「段差のない屋内」「車椅子が通行可能な廊下等の幅」のいずれにも該当。

出典) ①一定のバリアフリー化率：平成20年住宅・土地統計調査、②高度のバリアフリー化率：平成20年住宅・土地統計調査特別集計

**（目標設定の考え方・根拠）**

高齢者が地域において安全・安心で快適な住生活を営むことができるよう、住宅のバリアフリー化について、住生活基本計画（平成18年9月19日閣議決定「住生活基本計画（全国計画）」）で設定している目標値（一定：75%（H27）、高度：25%（H27））をもとに目標値を設定。

**（外部要因）**

新規住宅着工数、リフォーム件数等

**（他の関係主体）**

なし

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

・住生活基本計画（全国計画）（平成18年9月19日）

・新成長戦略（平成22年6月18日）

（2）ライフ・イノベーションによる健康大国戦略

**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

・国土交通省成長戦略（平成22年5月17日）＜住宅・都市分野＞

Ⅲ 住宅・建築投資活性化・ストック再生戦略

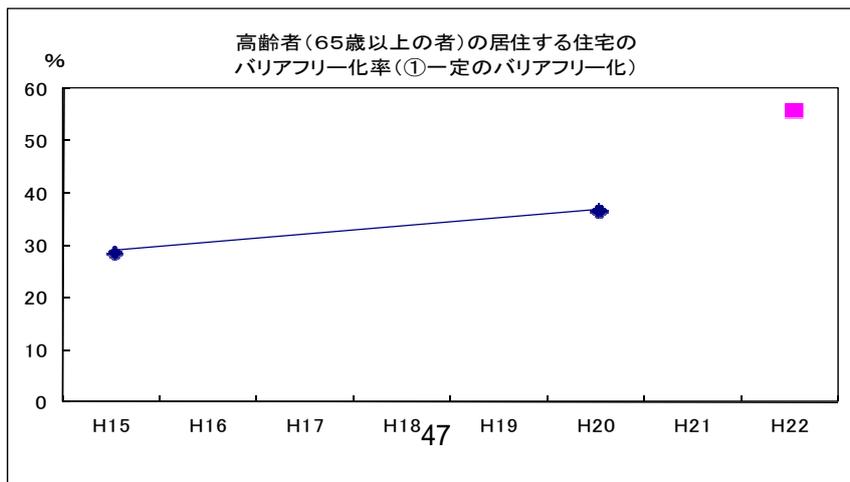
2. 急増する高齢者向けの「安心」で「自立可能」な住まいの確保

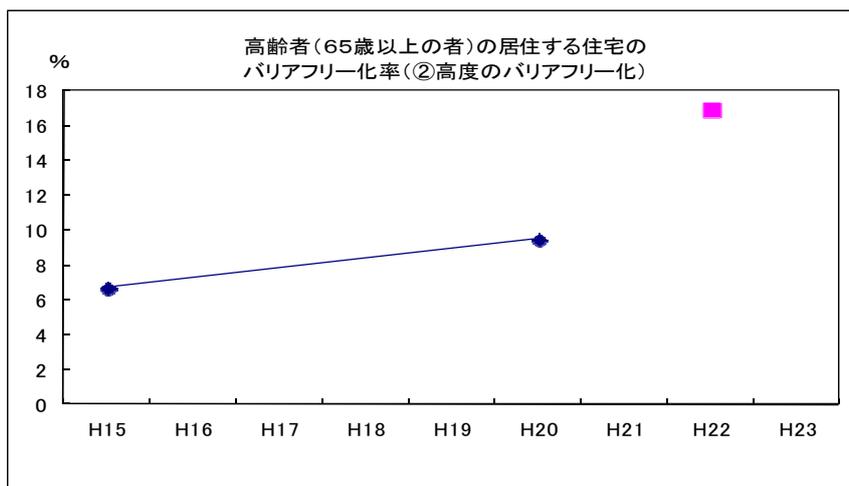
～少子高齢化の進展を地域の活力創造の転機～

**過去の実績値**

（暦年）

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
①	29%	—	—	—	—	36.9%	—
②	6.7%	—	—	—	—	9.5%	—





## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

- 住宅のバリアフリー化の推進
  - ・ 新規に整備する公営住宅、地域優良賃貸住宅（高齢者型）等について、バリアフリー対応構造を標準仕様として供給するとともに、既存の公営住宅等についてもバリアフリー改修を促進する。
  - ・ 安心住空間創出プロジェクトにより、公的賃貸住宅団地の建替えに際しバリアフリー化を推進するとともに、地域の福祉拠点として再整備する取組みを支援する。
  - ・ 独立行政法人住宅金融支援機構の証券化支援事業の枠組みを活用した優良住宅取得支援制度により、バリアフリー等の性能に優れた住宅の取得を支援する。
    - 一般会計出資金 700億円（平成21年度当初予算）
    - 国庫補助金 2,600億円（平成21年度第2次補正予算）
  - ・ 独立行政法人住宅金融支援機構の賃貸住宅融資により、バリアフリー対応がなされた賃貸住宅の建設等に必要の資金に対する融資を実施する。
  - ・ 独立行政法人住宅金融支援機構により、満60歳以上の高齢者が自宅のバリアフリーリフォームを行う際、生存時は利払いのみとし、死亡時に住宅資産等を活用して元金を一括返済することを可能とするバリアフリーリフォーム融資を行う。
- 【税制上の特例措置】
  - ・ 一定の者が自己の居住の用に供する家屋についてバリアフリー改修工事を含む増改築工事を行った場合、当該バリアフリー改修工事に係る借入金（200万円まで）の年末残高の2%を所得税から控除する制度や、その工事費用の額と、当該工事に係る標準的な工事費用相当額のいずれか少ない金額（上限：200万円）の10%を所得税額から控除する制度、固定資産税を一定期間1/2に減額する措置を講じている。
  - ・ 高齢者向け優良賃貸住宅を建設した場合、5年間の割増償却制度や、固定資産税を5年間1/3に減額する措置を講じている。

### 関連する事務事業の概要

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### （指標の動向）

本業績指標は、5年に一度実施される「住宅・土地統計調査」により把握している（直近はH20に実施）。これまで一定のバリアフリー化率、高度のバリアフリー化率ともに増加を示しているものの、過去の実績値によるトレンドを延長しても、目標の達成は困難であると考えられるため、住宅のバリアフリー施策のより一層の推進が必要と考えられる。

#### （事務事業の実施状況）

#### ○住宅のバリアフリー化

- ・ バリアフリー対応構造を標準仕様とした公営住宅の供給を促進した。（平成21年度実績：20,583戸）
- ・ バリアフリー対応構造を標準仕様とした地域優良賃貸住宅（高齢者型）の供給を促進した。（平成21年度実績：1,368戸）
- ・ 既存の公営住宅等のバリアフリー改修を促進した。（平成21年度実績：5,361戸）
- ・ 独立行政法人住宅金融支援機構の優良住宅取得支援制度について、金利引下げ期間を10年へ延長した（従前：5年）。さらに長期優良住宅等の性能の特に優れた住宅については、第1次補正予算で金利引下げ期間を20年へ延長し、また、優良住宅取得支援制度の当初10年間の金利引下げ幅を第2次補正予算で1.0%

に拡大した（従前：0.3％）。

- ・ 独立行政法人住宅金融支援機構の賃貸住宅融資により、バリアフリー対応がなされた賃貸住宅の建設等に必要資金に対する融資を実施した。
- ・ 独立行政法人住宅金融支援機構により、満60歳以上の高齢者が自宅のバリアフリーリフォームを行う際、生存時は利払いのみとし、死亡時に住宅資産等を活用して元金を一括返済することを可能とするバリアフリーリフォーム融資を行った。

【税制上の特例措置】

- ・ 一定の者が自己の居住の用に供する家屋についてバリアフリー改修工事を含む増改築工事を行った場合、当該バリアフリー改修工事に係る借入金（200万円まで）の年末残高の2％を所得税から控除する制度の適用期限を5年延長し、また、その工事費用の額と、当該工事に係る標準的な工事費用相当額のいずれか少ない金額（上限：200万円）の10％を所得税額から控除する制度を創設した。
- ・ 高齢者向け優良賃貸住宅建設促進税制（所得税・法人税）の適用期限の2年延長等を行った。

**課題の特定と今後の取組みの方向性**

前述のとおり、一定のバリアフリー化率、高度のバリアフリー化率ともに、目標値の達成に向けたトレンドを下回っているものの、住宅のバリアフリー施策をより一層推進していくため、高齢者等の生活を支援する施設を公的賃貸住宅と一体的に整備する事業等を支援する高齢者居住安定化推進事業の創設や、住宅に係るバリアフリー改修促進税制の延長など、平成22年度に新たな措置を講じることとしていることから、B-1と評価した。今後も、税制や予算の拡充等を通じ、住宅のバリアフリー化を一層促進する。

**平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項**

（平成22年度）

- ・ 高齢者等居住安定化推進事業を創設し、高齢者等の生活を支援する施設を公的賃貸住宅と一体的に整備する事業や高齢者等の居住の安定確保のための先導的な取組みを支援する。
- ・ 高齢者向け優良賃貸住宅等の整備を促進するため、地域優良賃貸住宅（高齢者型）の供給計画を都道府県知事が認定する際の床面積基準について、地方公共団体が高齢者居住安定確保計画において別に基準を定めて緩和する場合、当該基準を満たす地域優良賃貸住宅（高齢者型）を社会資本整備総合交付金（基幹事業）の対象とする。
- ・ 高齢者向け優良賃貸住宅等のうち、既存住宅の改良によって高度なバリアフリー化がなされるものについて、補助限度額を優遇する仕組みとすることにより、既存ストックの有効活用による高度にバリアフリー化された高齢者向けの優良な賃貸住宅の整備を誘導する。

【税制上の特例措置】

- ・ 住宅に係るバリアフリー改修促進税制（固定資産税）の適用期限の3年延長を行う。
- ・ 高齢者向け優良賃貸住宅建設促進税制（固定資産税）の適用期限の1年延長を行う。

【行政刷新会議「事業仕分け」評決結果】（平成22年4月23日）

- （独）住宅金融支援機構
  - ＜対象＞証券化支援業務
  - ＜評決結果＞不要資産の国庫返納
  - ＜評決結果を踏まえた対応方針＞評決結果を踏まえ、検討を進める。
- （独）住宅金融支援機構
  - ＜対象＞住宅資金貸付業務（賃貸住宅関連）
  - ＜評決結果＞事業の廃止
  - ＜評決結果を踏まえた対応方針＞評決結果を踏まえ、検討を進める。

（平成23年度以降）

なし

**担当課等（担当課長名等）**

担当課：住宅局住宅政策課（課長 中井川 誠）  
関係課：住宅局総務課民間事業支援調整室（室長 瀬口 芳広）  
住宅局住宅総合整備課（課長 本東 信）  
住宅局住宅総合整備課住環境整備室（室長 木下 一也）

**業績指標 16**

共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率

**評価**

A-1	目標値：19%（平成22年） 実績値：16%（平成20年） 初期値：10%（平成15年）
-----	--

**(指標の定義)**

道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な共同住宅戸数を共同住宅の総戸数で除したもの(A/B)

※A：道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な共同住宅戸数 B：共同住宅の総戸数

※A及びBはいずれも「居住世帯のある住宅」戸数

**(目標設定の考え方・根拠)**

高齢者、障害者、子どもをはじめとする全ての居住者が安全・快適に住み続けられるよう、個人の努力のみでは達成困難な共同住宅の共用部分のユニバーサルデザイン化（バリアフリー化）について、住生活基本計画（平成18年9月19日閣議決定「住生活基本計画（全国計画）」）で設定している目標値（25%（H27））をもとにH22の目標値を設定。

**(外部要因)**

新規住宅着工数、リフォーム件数等

**(他の関係主体)**

なし

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

- ・住生活基本計画（全国計画）（平成18年9月19日）
- ・新成長戦略（平成22年6月18日）
  - （2）ライフ・イノベーションによる健康大国戦略

**【閣決（重点）】**

なし

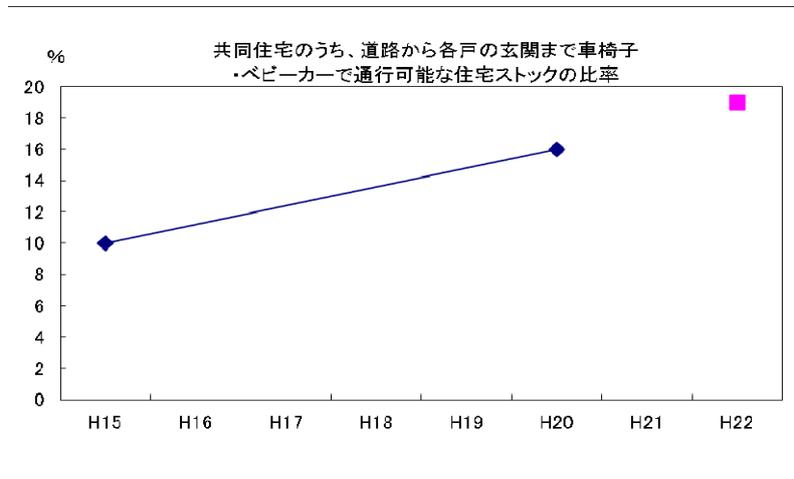
**【その他】**

- ・国土交通省成長戦略（平成22年5月17日）＜住宅・都市分野＞
  - Ⅲ 住宅・建築投資活性化・ストック再生戦略
    - 2. 急増する高齢者向けの「安心」で「自立可能」な住まいの確保
      - ～少子高齢化の進展を地域の活力創造の転機へ～

**過去の実績値**

(暦年)

H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
10%	—	—	—	—	16%	—



**事務事業の概要**

**主な事務事業の概要**

- 共同住宅の共用部分におけるユニバーサルデザイン化（バリアフリー化）の推進
  - ・ 新規に整備する公営住宅、地域優良賃貸住宅（高齢者型）等について、バリアフリー対応構造を標準仕様として供給するとともに、既存の公営住宅等についてもバリアフリー改修を促進する。

- ・安心住空間創出プロジェクトにより、公的賃貸住宅団地の建替えに際しバリアフリー化を推進するとともに、地域の福祉拠点として再整備する取組みを支援する。
- ・独立行政法人住宅金融支援機構の証券化支援事業の枠組みを活用した優良住宅取得支援制度により、バリアフリー等の性能に優れた住宅の取得を支援する。  
一般会計出資金 700億円（平成21年度当初予算）  
国庫補助金 2,600億円（平成21年度第2次補正予算）
- ・独立行政法人住宅金融支援機構の賃貸住宅融資により、バリアフリー対応がなされた賃貸住宅の建設等に必要資金に対する融資を実施する。
- ・マンション管理組合が共用部分のリフォーム工事を行う際、独立行政法人住宅金融支援機構により必要資金に対する融資を実施する。
- ・共同住宅の建築等をしようとする場合、建物の出入口や廊下等がバリアフリー新法に基づく建築物移動等円滑化基準（注1）に適合するよう努力義務を課している。  
（注1）：出入口、廊下、階段、エレベーター等の施設の構造及び配置に関する基準

**【税制上の特例措置】**

- ・住宅のバリアフリー改修促進税制により、高齢者等が居住する住宅について、一定のバリアフリー改修工事を行った場合、所得税及び固定資産税を軽減する。
- ・高齢者向け優良賃貸住宅建設促進税制により、所得税、法人税及び固定資産税を軽減する。

**関連する事務事業の概要**

該当なし

**測定・評価結果**

**目標の達成状況に関する分析**

**（指標の動向）**

本業績指標は、5年に一度実施される「住宅・土地総合調査」により把握している（直近はH20に実施）。平成21年度の実績値は把握できないものの、本業績指標は、平成15年度から平成20年度のトレンドとしては着実な上昇を示しており、現時点においては、目標年度に目標値を達成すると見込まれる。

**（事務事業の実施状況）**

- 共同住宅の共用部分におけるユニバーサルデザイン化
  - ・バリアフリー対応構造を標準仕様とした公営住宅の供給を促進した。  
（平成21年度実績値：20,583戸）
  - ・バリアフリー対応構造を標準仕様とした地域優良賃貸住宅（高齢者型）の供給を促進した。  
（平成21年度実績：1,368戸）
- ・独立行政法人住宅金融支援機構の優良住宅取得支援制度について、金利引下げ期間を10年へ延長した（従前：5年）。さらに長期優良住宅等の性能の特に優れた住宅については、第1次補正予算で金利引下げ期間を20年へ延長し、また、優良住宅取得支援制度の当初10年間の金利引下げ幅を第2次補正予算で1.0%に拡大した（従前：0.3%）。
- ・独立行政法人住宅金融支援機構の賃貸住宅融資により、バリアフリー対応がなされた賃貸住宅の建設等に必要資金に対する融資を実施した。
- ・マンション管理組合が共用部分のリフォーム工事を行う際、独立行政法人住宅金融支援機構により必要資金に対する融資を実施した。
- ・共同住宅の建築等をしようとする場合、建物の出入口や廊下等がバリアフリー新法に基づく建築物移動等円滑化基準に適合するよう努力義務を課した。

**【税制上の特例措置】**

- ・住宅のバリアフリー改修促進税制により、高齢者等が居住する住宅について一定のバリアフリー改修工事を行った場合、所得税及び固定資産税を軽減する特例措置を講じ、住宅のバリアフリー改修を促進した。
- ・高齢者向け優良賃貸住宅建設促進税制により、所得税、法人税及び固定資産税を軽減する特例措置を講じ、高齢者向け優良賃貸住宅の供給を促進した。

**課題の特定と今後の取組みの方向性**

業績指標は目標の達成に向けて順調に推移しており、住宅のバリアフリー施策をより一層推進していくため、高齢者等の生活を支援する施設を公的賃貸住宅と一体的に整備する事業等を支援する高齢者等居住安定化推進事業の創設や、住宅のバリアフリー改修税制等の延長など、平成22年度に新たな措置を講じることとしていることから、A-1と評価した。今後も、税制や予算の拡充等を通じ、住宅のバリアフリー化を一層促進する。

**平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項**

**（平成22年度）**

- ・高齢者等居住安定化推進事業を創設し、高齢者等の生活を支援する施設を公的賃貸住宅と一体的に整備する事業や高齢者等の居住の安定確保のための先導的な取組みを支援する。
- ・高齢者向け優良賃貸住宅等の整備を促進するため、地域優良賃貸住宅（高齢者型）の供給計画を都道府県知事が認定する際の床面積基準について、地方公共団体が高齢者居住安定確保計画において別に基準を定めて緩和する場合、当該基準を満たす地域優良賃貸住宅（高齢者型）を社会資本整備総合交付金（基幹事業）の対象とする。
- ・高齢者向け優良賃貸住宅等のうち、既存住宅の改良によって高度なバリアフリー化がなされるものについて、

補助限度額を優遇する仕組みとすることにより、既存ストックの有効活用による高度にバリアフリー化された高齢者向けの優良な賃貸住宅の整備を誘導する。

**【税制上の特例措置】**

- ・ 平成22年度税制改正において、住宅のバリアフリー改修税制及び高齢者向け優良賃貸住宅建設促進税制（固定資産税）の適用期限を延長し、バリアフリー化の促進を図る。

**【行政刷新会議「事業仕分け」評決結果】（平成22年4月23日）**

○（独）住宅金融支援機構

＜対象＞証券化支援業務

＜評決結果＞不要資産の国庫返納

＜評決結果を踏まえた対応方針＞評決結果を踏まえ、検討を進める。

○（独）住宅金融支援機構

＜対象＞住宅資金貸付業務（賃貸住宅関連）

＜評決結果＞事業の廃止

＜評決結果を踏まえた対応方針＞評決結果を踏まえ、検討を進める。

（平成23年度以降）

なし

**担当課等（担当課長名等）**

担当課：住宅局住宅政策課（課長 中井川 誠）

関係課：住宅局総務課民間事業支援調整室（室長 瀬口 芳広）

住宅局住宅総合整備課（課長 本東 信）

住宅局住宅総合整備課住環境整備室（室長 木下 一也）

住宅局建築指導課（課長 金井 昭典）

**業績指標 17**

不特定多数の者等が利用する一定の建築物（新築）のうち誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合

評 価	
B-1	目標値：30%（平成22年度） 実績値：15%（平成20年度） 初期値：12%（平成15年度）

**（指標の定義）**

床面積2,000㎡以上の特別特定建築物（注1）のフローのうち、バリアフリー新法に基づく建築物移動等円滑化誘導基準（注2）に適合するものの割合（A/B）。

（注1）病院、劇場、ホテル、老人ホーム等の不特定多数の者または主として高齢者、障害者等が利用する建築物  
 （注2）出入口、廊下、階段、エレベーター、便所等の施設の構造及び配置に関する誘導的基準

※A：建築物移動等円滑化誘導基準に適合する、床面積2,000㎡以上の特別特定建築物着工件数

B：床面積2,000㎡以上の特別特定建築物着工件数

**（目標設定の考え方・根拠）**

これまでの取組と平成14年（「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（旧ハートビル法）改正）からの認定特定建築物に対する支援措置の拡充等を踏まえ、平成22年度までに2,000㎡以上の特別特定建築物のフローのうち建築物移動等円滑化誘導基準を満たす割合の目標を設定している。

**（外部要因）**

経済状況等による新規建築物着工数等

**（他の関係主体）**

建築事業者（事業主体）

**（重要政策）**

**【施政方針】**

・第162回国会施政方針演説（平成17年1月21日）「公共施設のみならず、制度や意識の面でも社会のバリアフリー化を引き続き推進いたします。」

**【閣議決定】**

・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）（平成18年2月28日）  
 ・経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日）「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に掲げる目標の達成に向けてバリアフリー環境の整備に取り組む。（第4章5.）

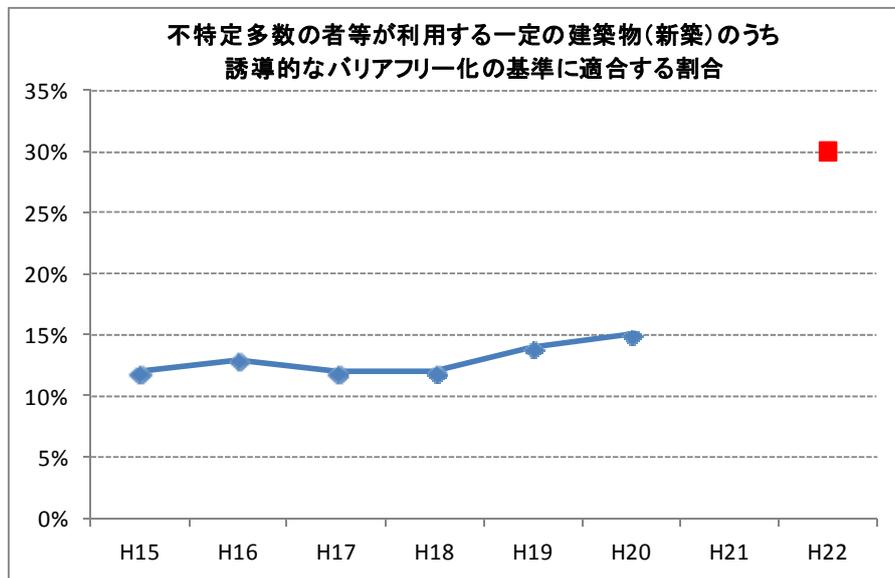
**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

なし

過去の実績値（年度）						
H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
12%	13%	12%	12%	14%	15%	集計中



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

- ・バリアフリー新法に基づく支援措置  
百貨店、劇場、老人ホーム等の多数の者（高齢者や障害者等も含む）が利用する建築物について、段差解消等のバリアフリー化を推進し、建築物移動等円滑化誘導基準を満たす認定特定建築物に対して容積率の算定の特例、表示制度の導入等の他、税制上の特例措置、助成等の各種支援を措置。  
予算額：バリアフリー環境整備促進事業 193億円の内数（平成21年度、市街地再開発事業等）

### 関連する事務事業の概要

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### （指標の動向）

- ・2,000㎡以上の特別特定建築物のフローのうち、建築物移動等円滑化誘導基準を満たす建築物の割合については、業績指標である棟数ベースでは横ばいであるが、面積ベースではフロー全体の約4割を占めており、規模の大きな建築物の誘導的なバリアフリー化は着実に進んでいる。また、建築物移動等円滑化誘導基準を満たす認定特定建築物に対する支援措置を通じて施策の実施を図っており、累積認定件数は平成14年（2,272件）から平成20年（4,248件）へと着実に増加している。

#### （事務事業の実施状況）

- ・今後、バリアフリー新法における基本構想の策定が進むに従い、引き続き実施する各支援措置と併せて、整備の進捗が図られると考えられる。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合は、2,000㎡以上の特別特定建築物のフロー（年間約2,000～3,000棟）に対し、面積ベースでは認定特定建築物が全体の約4割を占めるものの、業績指標である棟数ベースでは、現時点で横ばい（12%～15%）であることから、目標達成に向けた成果を示しておらず、「B」と評価した。
- ・平成18年12月に旧ハートビル法と旧交通バリアフリー法を統合し、施策の拡充を図ったバリアフリー新法が施行された。このバリアフリー新法において、基準適合義務規制の強化のほか、市町村が作成する基本構想に基づき、重点整備地区における生活関連施設及びこれらを結ぶ生活関連経路の一体的・連続的なバリアフリー化を図る事業の一つとして新たに建築物特定事業が制度化されたことから、平成19年度以降、不特定多数の者等が利用する建築物のバリアフリー化はさらに推進されている。
- ・平成19年度には、建築物移動等円滑化基準及び建築物移動等円滑化誘導基準の内容を踏まえ、建築物の望ましい整備内容等を示す設計者向け「高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」を策定・公表し、建築物のバリアフリー化のためのガイドラインとして活用を促すと共に、リーフレットの作成をし、さらにHPへの掲載等による啓発に努めており、より一層のバリアフリー化を推進しているところ。
- ・平成20年度末には、建築主向けのガイドラインを策定し、これに基づき、上記設計標準による設計者に対する啓発だけでなく、建築主に対してもより幅広い理解を求めることで一層のバリアフリー化を促進することとしている。
- ・平成21年度においては、建築主に対して、税制上の特例措置の活用について周知する等により、認定特定建築物の普及促進を図り、より一層のバリアフリー化を促進しているところ。
- ・更に、平成22年度には、新たな整備目標の設定等を内容とするバリアフリー法に基づく基本方針（国土交通大臣告示）の改正を行い、当該改正の内容を所管行政庁等に周知徹底することにより、更なるバリアフリー化の推進に努めることとしている。
- ・以上を踏まえ、「1」（施策の改善等の方向性を提示）と位置付けることとした。

## 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

### （平成22年度）

制度の周知・PR等に努め、更なるバリアフリー化の普及、推進に努める。  
新たな整備目標の設定等を内容とするバリアフリー法に基づく基本方針（国土交通大臣告示）の改正の実施。

### （平成23年度以降）

なし

## 担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局建築指導課（課長 金井 昭典）

関係課：住宅局市街地建築課（課長 井上 勝徳）

# ○暮らし・環境

## 政策目標 2

良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現

### 施策目標 4

海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止を推進する

良好な海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止指導、放置座礁艇対策、閉鎖性海域における水環境の改善、豊かで美しい自然環境や生活環境の保全・再生・創出、浚渫土砂等を有効活用した効率的な海岸侵食対策、及び廃棄物海面処分場の計画的な整備等を推進する。

### 業績指標

18	我が国の沿岸に重大な被害を及ぼす海洋汚染等の件数
19	水辺の再生の割合（海岸）
20	油流出事故を起こした船舶の保険未加入隻数
21	湿地・干潟の再生の割合（港湾）
22	廃棄物を受け入れる海面処分場の残余確保年数
23	三大湾において底質改善が必要な区域のうち改善した割合

## 【評価結果の概要】

### （必要性）

本施策は、良好な海域環境の創出を実現するために、海洋汚染の防止対策、自然環境の保全・再生・創出、廃棄物を受け入れる海洋処分場の整備等を推進するものである。

過去の開発等により失われた自然環境の再生など、良好な海域環境の保全・再生・創出は短期間で進められるものばかりではない。また、海上災害等により、ひとたび油流出事故等が発生すると、海洋環境へ多大な影響を及ぼすことから、海洋汚染の防止については、継続的に取り組んでいく必要がある。

よって、平成21年度も、本施策を継続していく必要があった。

### （有効性）

良好な海洋・沿岸域環境の保全・再生・創出、廃棄物海面処分場の確保に向け各種施策を実施してきたところであり、例えば、干潟を再生した箇所においては水質が改善し、多様な生物の生息が確認されるなど、施策の効果がみられる。侵食対策などにより良好な砂浜の保全創出が促進された。また、廃棄物埋立護岸の整備などの対策を実施することで、廃棄物海面処分場の計画的な確保に繋がっており、いずれの業績指標もA評価となっており、これまで実施してきた取り組みは有効であったと評価できる。

### （効率性）

良好な海洋・沿岸域環境の再生のため、海岸侵食対策、干潟の造成等の事業を実施する際に、浚渫土砂を有効活用するなど効率的に事業を実施している。また、リサイクル材の干潟造成への活用に向けて、実証実験を行うなど、さらなる事業の効率化に向けた取り組みを実施している。

### （総合的評価）

海洋・沿岸域における生物多様性の確保や環境負荷の低減、良好な海洋・沿岸域環境の保全・再生・創出などに向け、着実に取り組みが進められているといえる。今後も引き続き、海洋汚染防止指導、放置座礁艇対策、閉鎖性海域における水環境の改善、湿地・干潟・水辺といった自然環境の保全・再生・創出、浚渫土砂等を有効活用した効率的な海岸侵食対策、及び廃棄物海面処分場の計画的な整備等を推進する。

### （反映の方向性）

- ・ 海洋汚染防止に向けた各種取り組みの一層の推進
- ・ 良好な自然環境の保全・再生・創出に向けた各種取り組みの一層の推進
- ・ 効率的な土砂管理対策による砂浜の創出の推進
- ・ 港湾における廃棄物海面処分場の計画的な確保の推進

**業績指標 18**

我が国の沿岸に重大な被害を及ぼす海洋汚染等の件数

**評価**

A-2	目標値：0件（平成19年度以降毎年度） 実績値：0件（平成21年度） 初期値：0件（平成18年度）
-----	---

**(指標の定義)**

ナホトカ号油流出事故（平成9年1月2日）規模以上の被害を及ぼす海洋汚染・海上災害の件数

**(目標設定の考え方・根拠)**

ナホトカ号油流出事故規模以上の被害を及ぼす海洋汚染等の件数を0で継続する

**(外部要因)**

なし

**(他の関係主体)**

なし

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

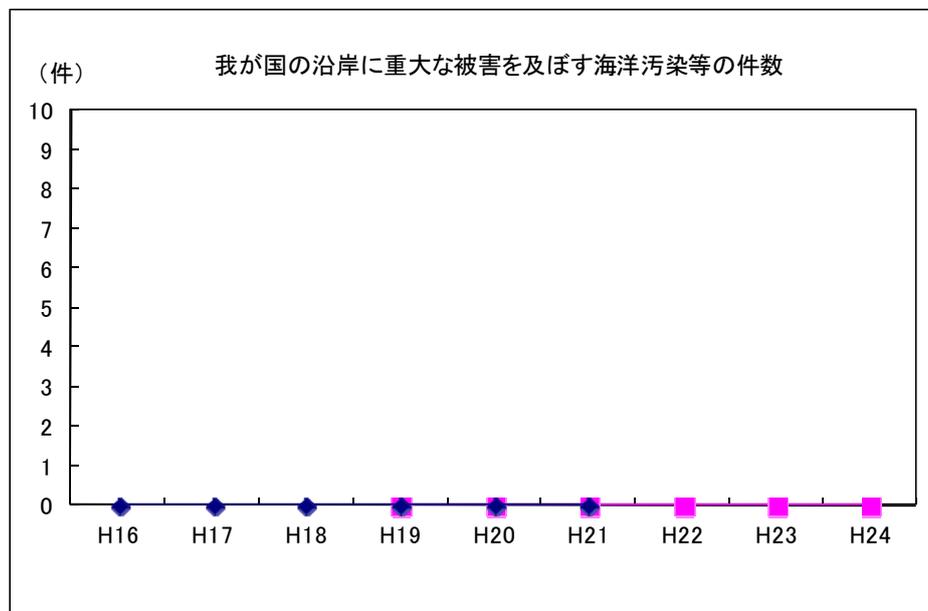
**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

なし

過去の実績値					(年度)
H17	H18	H19	H20	H21	
0件	0件	0件	0件	0件	0件



**事務事業の概要**

**主な事務事業の概要**

・海洋汚染防止指導

海防法の周知徹底、船舶からの海洋汚染防止を巡る国際的な動向についての情報提供・意見交換等を行う。

予算額996千円（平成21年度）

**関連する事務事業の概要**

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

海洋汚染防止指導事業の継続的な実施の結果、海運関係者等の間に海洋汚染防止に対する意識が浸透し、平成20年度に引続き平成21年度も0で移行しており、順調であると推測される。

#### (事務事業の実施状況)

平成21年度は、中国、関東及び中部各運輸局の3ヶ所において、海洋汚染防止指導・講習会を開催。延べ約240名の海運関係者等が参加し、活発な意見交換が行われた。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標は目標値の「0」を達成している一方、引き続き関係者等への海洋汚染防止指導を行い、今後も当該目標値を達成し続けていく必要があるため、A-2と評価した。

特に、船舶からのSO<sub>x</sub>、NO<sub>x</sub>等の排出による大気汚染対策やCO<sub>2</sub>排出による地球温暖化対策、バラスト水及び船体付着物を通じた有害水生生物の越境移動による生態系破壊対策等、国際海事機関（IMO）での議論の動向及びそれに伴う国内法令改正等の動きについては、平成21年度の講習会でも受講者から質問の多かった部分であり、また、第174回通常国会においてIMOにおける条約改正に対応した法律改正を行ったところであり、海洋汚染防止に係る国際動向を踏まえた国内法令の改正状況に関する情報提供を重点的に行い、関係者への海洋汚染防止に対する意識の更なる浸透を図っていく必要がある。

### 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

#### (平成22年度)

平成21年度より418千円の減額。海洋汚染防止指導のための資料の製本を自ら行うこととする事による、海洋汚染防止指導事務費の削減。

#### (平成23年度以降)

なし

### 担当課等（担当課長名等）

担当課：総合政策局海洋政策課（課長 天谷 直昭）

**業績指標 19**

水辺の再生の割合（海岸）

**評 価**

A-2	目標値：約4割（平成24年度） 実績値：約26%（平成21年度） 初期値：約2割（平成19年度）
-----	--

**（指標の定義）**

過去の開発等により人工的な構造物で覆われた水辺（河岸延長：1,270km）や海岸侵食によって失われた砂浜（砂浜延長：460km）のうち復元・再生する割合

水辺の再生の割合（海岸）＝①／②

①：復元・再生した河岸や砂浜の延長

②：過去の開発等により人工的な構造物で覆われた水辺や海岸侵食によって失われた砂浜の延長

**（目標設定の考え方・根拠）**

長期的には回復可能な延長の100%を再生・回復することを目標に、平成24年度までに達成可能な値として設定

**（外部要因）**

地元調整の状況等

**（他の関係主体）**

農林水産省、地方公共団体（事業主体）

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

- ・21世紀環境立国戦略（平成19年6月1日）  
百年先を見通した我が国の生物多様性の保全（3. 戦略2③）  
豊かな水辺づくり（3. 戦略6③）
- ・第三次生物多様性国家戦略（平成19年11月27日）  
河川・湿原など（第2部第1章第8節）  
沿岸・海洋（第2部第1章第9節）
- ・海洋基本計画（平成20年3月18日）  
沿岸域の総合的管理（第2部9）
- ・国土形成計画（平成20年7月4日）  
流域圏に着目した国土管理（第2部第6章第1節）  
海域の利用と保全（第2部第6章第5節）
- ・国土利用計画（全国計画）（平成20年7月4日）  
環境の保全と美しい国土の形成（3.（5））
- ・生物多様性国家戦略2010（平成22年3月16日）  
河川・湿原など（第2部第1章第8節）  
沿岸・海洋（第2部第1章第9節）

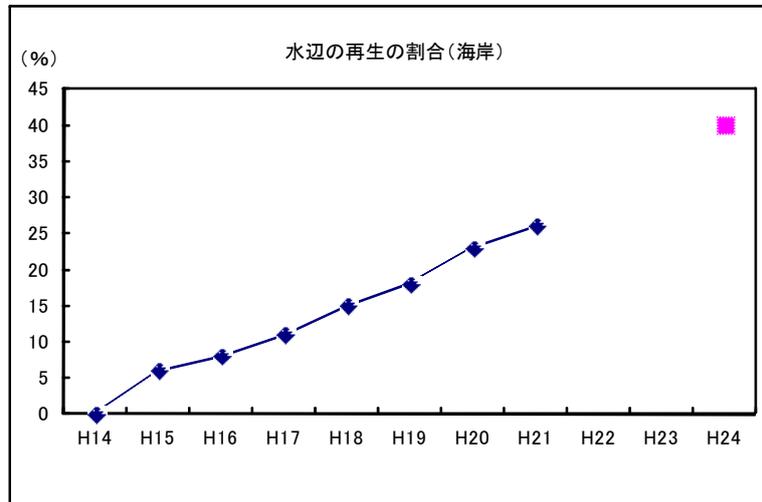
**【閣決（重点）】**

- ・社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」

**【その他】**

なし

過去の実績値							(年度)
H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
約0%	約6%	約8%	約11%	約15%	約18%	約23%	約26%



**事務事業の概要**  
**主な事務事業の概要**

- ①自然再生、多自然川づくり等 (◎)  
 河川において、良好な自然環境の再生のための自然再生事業や多自然川づくりを推進。  
 河川等事業費10,739億円(平成21年度)の内数
  - ②渚の創生事業 (◎)  
 海岸侵食によって失われた砂浜に対し、沿岸域等において堆積傾向にある箇所の余剰土砂や各種の事業によって生じる浚渫土砂を有効活用し、効率的な海岸侵食対策を進める。  
 海岸事業費1,027億円(平成21年度)の内数
- (注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

**関連する事務事業の概要**  
 該当なし

**測定・評価結果**  
**目標の達成状況に関する分析**

- (指標の動向)
- ・平成21年度の実績値は約26%であり、目標達成に向けて着実な進歩を示している。
  - ・平成14年度から自然再生事業を創設し、重点的に取り組んでいるところであり、着実に事業の進捗が図られてきた。
  - ・海浜の整備や侵食対策などにより良好な砂浜の保全創出が促進された。
- (事務事業の実施状況)
- ・自然再生、多自然川づくり等を阿賀川(福島県)、豊川(愛知県)等で実施
  - ・渚の創生事業を鹿嶋海岸(茨城県)、奈半利港海岸(高知県)を含む9箇所を実施

**課題の特定と今後の取組みの方向性**

- ・業績指標は目標達成に向けて着実な進歩を示していることからA-2と評価した。
- ・「多自然川づくり基本指針」を踏まえ、事業推進にあたっての人材育成及びアドバイザーの現地への派遣等の技術的支援等を実施する。
- ・効率的な土砂管理対策により砂浜の創出に努める。

**平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項**

- (平成22年度)  
 なし
- (平成23年度以降)  
 なし

**担当課等(担当課長名等)**

担当課：河川局海岸室(室長 五十嵐 崇博)  
 港湾局海岸・防災課(課長 梶原 康之)  
 関係課：河川局河川環境課(課長 中嶋 章雅)

**業績指標 20**

油流出事故を起こした船舶の保険未加入隻数

**評価**

A-2	目標値：0隻（平成23年度） 実績値：0隻（平成21年度） 初期値：0隻（平成19年度）
-----	--

**(指標の定義)**

我が国に入港しようとする国際総トン数100トン以上の外航船舶（タンカーを除く。以下、同じ。）が我が国の領海又は排他的経済水域において油流出を伴う事故を起こした場合の当該外航船舶の船主責任保険の未加入隻数

（なお、タンカーについては、国際条約に基づく基金による損害賠償保障制度が確立されていることから、本指標からは除いている。）

**(目標設定の考え方・根拠)**

我が国に入港しようとする国際総トン数100トン以上の外航船舶に対しては油濁損害及び船体撤去をてん補する船主責任保険への加入義務付け等を内容とした法改正に基づき、平成17年3月以降、我が国に入港しようとする外航船舶のうち、油流出を伴う座礁等の事故を起こしたものの保険未加入隻数は0隻であることから、次年度以降も保険未加入数0隻を目標とする。

**(外部要因)**

該当なし

**(他の関係主体)**

該当なし

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

**【閣決（重点）】**

なし

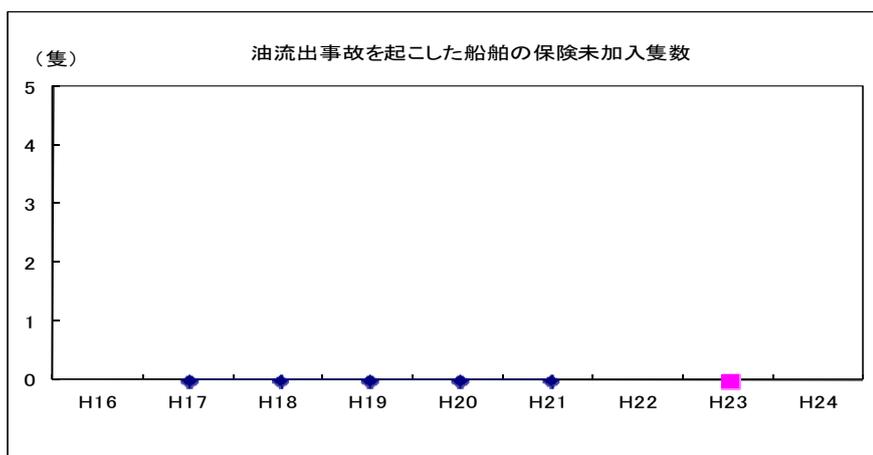
**【その他】**

なし

**過去の実績値**

(年度)

H17	H18	H19	H20	H21
0隻	0隻	0隻	0隻	0隻



**事務事業の概要**

**主な事務事業の概要**

- 放置座礁船対策

「船舶油濁損害賠償保障法」に基づき、我が国に入港する100トン以上の外航船舶の船舶所有者等に、油濁損害及び船体撤去をてん補する船主責任保険への加入を徹底させる。

予算額：当初予算 51百万円 補正後予算 790百万円

**関連する事務事業の概要**

- 外国船舶油等防除対策費補助金

やむを得ず地方公共団体が外国船舶の座礁等による排出油の防除等を行った場合に、当該防除等費用の一部について支援措置を講じる。

予算額：当初予算 15百万円 補正後予算 753百万円

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

油流出事故を起こした船舶の保険未加入隻数は0隻であり、順調である。

#### (事務事業の実施状況)

平成21年度も引き続き、「船舶油濁損害賠償保障法」に基づき、我が国に入港する100トン以上の外国船舶の船長等からの事前通報等により保険加入の有無を確認するとともに、同法の規定に違反する事実がある場合には、保障契約締結の命令等の是正命令を行い、是正措置を講じさせ、我が国に入港する100トン以上の外航船舶への保険加入の徹底を図った。

平成21年保障契約締結命令等発出件数 45件

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標は0隻であり、A-2と評価した。これは、船舶油濁損害賠償保障法に基づく、我が国に入港する100トン以上の外航船舶への保険加入の義務付けが、船舶所有者等に十分浸透しているものと考えられる。

しかし、ひとたび無保険船による座礁等の事故が発生すると、海洋環境へ多大な影響を及ぼすとともに、油防除等に莫大な費用を要することから、引き続き放置座礁船対策を推進していく。

## 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

#### (平成22年度)

当該事業のうち損害賠償保障制度のあり方の検討の調査について終了

#### (平成23年度以降)

なし

## 担当課等(担当課長名等)

担当課：海事局総務課危機管理室(室長 吉田 晶子)

**業績指標 2 1**

湿地・干潟の再生の割合（港湾）

**評 価**

B-2	目標値：約3割（平成24年度） 実績値：約2割（平成21年度） 初期値：約2割（平成19年度）
-----	---

**（指標の定義）**

過去の開発等により失われた良好な自然環境である湿地、干潟の中で、回復可能な面積約7,000ha（湿地3,000ha、干潟4,000ha）のうち自然再生事業等の実施により復元・再生した割合。

湿地・干潟の再生の割合＝①／②

①：復元・再生した面積

②：過去の開発等により失われた良好な自然環境である湿地、干潟の中で回復可能な面積

**（目標設定の考え方・根拠）**

長期的には回復可能な面積の100%を再生・回復することを目標として、平成19年度までに1,506ha（湿地47ha、干潟1,459ha）を再生。

平成24年度までに約3割の湿地・干潟を再生することを目標値として、平成20年度から平成24年度までに670ha（湿地600ha、干潟70ha）を再生する。

$(1,506\text{ha} + 670\text{ha}) / 7,000\text{ha} = 0.31 = \text{約}3\text{割}$

**（外部要因）**

地元調整の状況等

**（他の関係主体）**

地方公共団体（事業主体）

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

- ・第三次環境基本計画（平成18年4月7日）

閉鎖性海域においては、失われつつある自然海岸、干潟、藻場等浅海域について、適切な保全を図り、干潟・海浜、藻場等の再生、底質環境の改善に向けた取組みを推進します。（第2部第1章第4節3）

- ・21世紀環境立国戦略（平成19年6月1日）

藻場、干潟、サンゴ礁等の保全・再生・創出を推進。失われてきた河川の氾濫原における湿地の再生。（第3章戦略6③）

- ・第三次生物多様性国家戦略（平成19年11月27日）

港湾整備により発生した浚渫土砂を有効活用し、干潟・藻場等の造成を推進します（第2部第1章9節）

失われてきた河川などの良好な自然環境の再生を図るため、特に国民や地域社会の関心が高い地域などにおいては、河川などの自然再生事業を重点的・集中的に実施します。（第2部第1章第8節）

- ・海洋基本計画（平成20年3月18日）

浅海域の藻場、干潟、サンゴ礁等については、海洋の生物多様性や環境浄化機能を確保し、海洋の自然景観を保全する上で重要な場所であるが、過去にその多くが失われているため、干潟等の積極的な再生・回復を推進する。（第2部2（1））

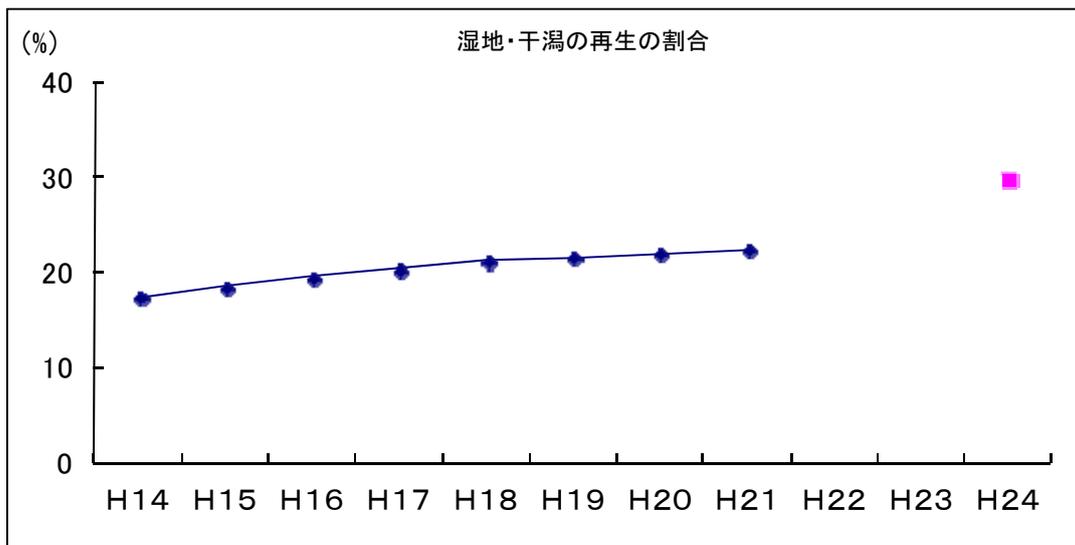
**【閣決（重点）】**

社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」

**【その他】**

なし

過去の実績値					（年度）
H17	H18	H19	H20	H21	
20.4%	21.2%	21.5%	22.0%	22.4%	



**事務事業の概要**  
**主な事務事業の概要**

- ①河川における湿地・干潟の再生 (◎)  
 河川において、湿地や干潟を再生する自然再生事業を推進することにより、良好な河川環境の保全・再生を図る。  
 予算額：河川事業費等 10,739 億円の内数（平成 21 年度）
  - ②港湾空間における自然環境の保全、再生及び創出 (◎)  
 港湾において、浚渫土砂等を活用して、良好な自然環境である海浜・干潟等の保全・再生・創出を図る。  
 予算額：港湾整備事業費 3,733 億円の内数（平成 21 年度）
- (注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

**関連する事務事業の概要**  
 該当なし

**測定・評価結果**  
**目標の達成状況に関する分析**

(指標の動向)  
 平成 24 年度の目標に対して、現在の進捗率はやや低いものの、自然再生事業等の実施により、平成 14 年度から平成 21 年度までに約 5% の進捗が図られており、湿地・干潟の再生割合は増加している。

(事務事業の実施状況)  
 堺泉北港（大阪府）、広島港（広島県）等にて干潟の再生を行っている。またリサイクル材の干潟造成への活用に向けて、三河湾において現地実証実験、モニタリングを行っている。  
 平成 14 年度から自然再生事業を創設し、多摩川（東京都）、釧路川（北海道）等にて湿地の再生を行っている。

**課題の特定と今後の取組みの方向性**

自然再生事業等は複数年かけて完了するものであるため、事業完了時点において湿地・干潟再生面積を計上する当該指標の現時点の進捗率はやや低いものの、今後の取組みにより湿地・干潟の再生割合が増加され、目標達成が見込まれることから B-2 と評価し、引き続き自然再生事業等を推進していく。

**平成 22 年度以降における新規の取組みと見直し事項**  
 (平成 22 年度)  
 なし  
 (平成 23 年度以降)  
 なし

**担当課等（担当課長名等）**  
 担当課：港湾局国際・環境課（課長 塩崎 正孝）  
 関係課：河川局河川環境課（課長 中嶋 章雅）

**業績指標 2 2**

廃棄物を受け入れる海面処分場の残余確保年数

**評 価**

A-2	目標値：約7年（平成24年度） 実績値：約7年（平成21年度） 初期値：約6年（平成19年度）
-----	---

**(指標の定義)**

廃棄物を受け入れる海面処分場の残余確保年数

**(目標設定の考え方・根拠)**

一般廃棄物に関して、内陸部における処分場の確保が困難になってきていることから、海面処分場への依存度が高くなっている。そのため、内陸部における処分場だけでは対応できない廃棄物等を可能な限り減量化した上で、港湾空間において受け入れていく必要がある。また、港湾整備において発生する浚渫土砂を計画的に処分していく必要がある。このようなことから、港湾において海面処分場を計画的に整備する必要がある。

海面処分場について、平成19年度に整備中の事業に加えて、新規整備などの対策を講じない場合、海面処分場の全国平均した残余年数は平成19年度において約6年のところが、平成24年度には約4年となってしまふ。また、通常、海面処分場の整備着工から廃棄物の受け入れ開始までに平均で約7年の年数が必要である。よって、廃棄物処分の困難な状況を回避するため、海面処分場を計画的に整備し、残余年数を概ね7年以上確保する必要があるため、目標値を約7年と設定した。

**(外部要因)**

内陸部においては廃棄物の最終処分場の確保が困難になってきている。

**(他の関係主体)**

環境省（廃棄物行政を所管）

地方公共団体（事業主体）

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

循環型社会形成推進基本計画（平成20年3月25日）

また、最終処分場などについては、残余容量の予測を行いつつ、引き続きその整備や埋立て容量の再生の検討を進めるほか、地方公共団体の共同処理を推進するとともに、大都市圏における都道府県の区域を超えた広域的な対応を推進します。（第5章第2節5 循環資源の適正な利用・処分に向けた仕組みの充実）

**【閣決（重点）】**

なし

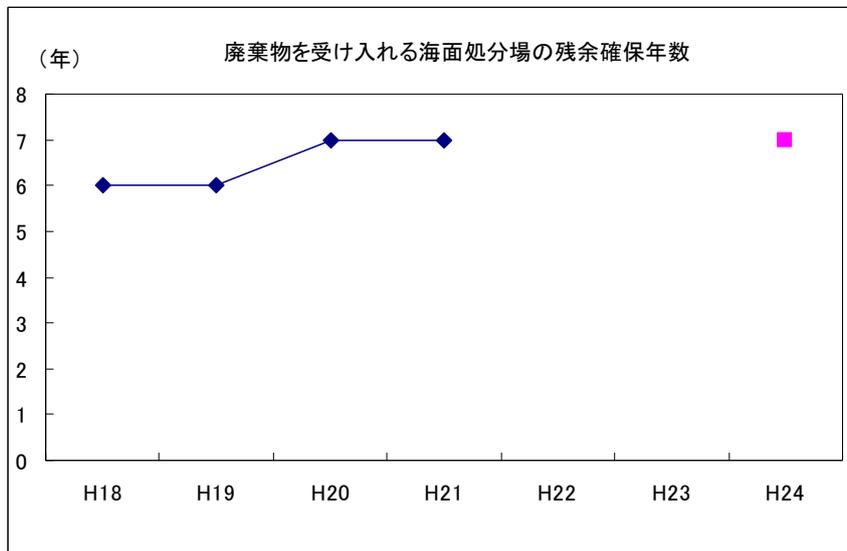
**【その他】**

なし

**過去の実績値**

(年度)

H17	H18	H19	H20	H21
—	約6年	約6年	約7年	約7年



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

- ・廃棄物海面処分場の整備  
大都市圏を中心に、内陸での最終処分場の確保が困難となっていることから、港湾空間の秩序ある利用を行うため、物流等の港湾利用との調整を図り、廃棄物海面処分場を整備し、廃棄物を受け入れる。また、大阪湾においては近畿2府4県168市町村（平成22年3月現在）を対象とした広域処理場の整備を推進する。
- <廃棄物埋立護岸>  
事業費：約216億円（平成21年度）
- <広域臨海環境整備センター法に基づく広域処理場の整備>  
事業費：約10億円（平成21年度）
- ・循環型社会の形成推進のための港湾法等の改正  
港湾法等を平成19年6月に改正し廃棄物埋立護岸等の整備にかかる国の負担割合を4分の1から3分の1に引き上げた。これにより、計画的な海面処分場の確保を図る。
- ・廃棄物海面処分場の延命化  
減量化された廃棄物を受け入れるとともに、首都圏で発生する建設発生土を海上輸送により全国の港湾等で利用する等、首都圏の海面処分場の延命化を図る。

### 関連する事務事業の概要

なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### （指標の動向）

平成21年度の実績値は目標値を達成しており、トレンドが継続すれば目標年度において目標値を達成すると考えられることから、評価はA-2とした。引き続き、廃棄物埋立護岸の整備を行い、目標の達成にむけ事業を実施する。

#### （事務事業の実施状況）

平成21年度は全国18港及び大阪湾において、廃棄物埋立護岸の整備を行った。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

平成22年度は、全国15港及び大阪湾において、廃棄物埋立護岸の整備を行うなど、今後も引き続き廃棄物海面処分場の整備及び延命化対策を推進していく。

## 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

### （平成22年度）

なし

### （平成23年度以降）

なし

## 担当課等（担当課長名等）

担当課：港湾局国際・環境課（課長 塩崎 正孝）

**業績指標 23**

三大湾において底質改善が必要な区域のうち改善した割合

評 価	
A-2	目標値：約45%（平成24年度） 実績値：約42%（平成21年度） 初期値：約40%（平成19年度）

**（指標の定義）**

三大湾（東京湾、大阪湾、伊勢湾）において、水質改善等を図るため、深掘跡の埋め戻しや覆砂等の底質改善が必要な区域（3,100ha）のうち、改善した割合。（底質改善を実施した面積）／（底質改善が必要な区域の面積）

**（目標設定の考え方・根拠）**

長期的には底質改善した区域の割合を100%とすることを目標として、平成19年度までに1,252ha（深掘跡埋め戻し500ha、覆砂等752ha）を改善。

平成24年度までに約45%の区域を改善することを目標値として、平成20年度から平成24年度までに130ha（深掘跡埋め戻し80ha、覆砂等50ha）を改善する。

$$(1,252\text{ha} + 130\text{ha}) / 3,100\text{ha} = 0.446 = \text{約}45\%$$

**（外部要因）**

地元調整の状況等

**（他の関係主体）**

地方公共団体（事業主体）

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

- ・第三次環境基本計画（平成18年4月7日）  
閉鎖性海域においては、失われつつある自然海岸、干潟、藻場等浅海域について、適切な保全を図り、干潟・海浜、藻場等の再生、底質環境の改善に向けた取組みを推進します。（第2部第1章第4節3）
- ・21世紀環境立国戦略（平成19年6月1日）  
閉鎖性水域の水質汚濁対策の推進。（第3章戦略6③）
- ・第三次生物多様性国家戦略（平成19年11月27日）  
港湾整備により発生した浚渫土砂を有効活用し、深掘跡の埋め戻しを推進します。（第2部第1章9節）  
汚染の著しい海域などにおいて、覆砂を行うことにより、海域における水質浄化対策を実施していきます。（第2部第1章9節）
- ・海洋基本計画（平成20年3月18日）  
内湾等の閉鎖性海域において、赤潮や貧酸素水塊の発生により生物の生息・生育環境が悪化している。水環境の改善を図るため、覆砂等による底質改善を総合的・計画的に推進する。（第2部2（2））

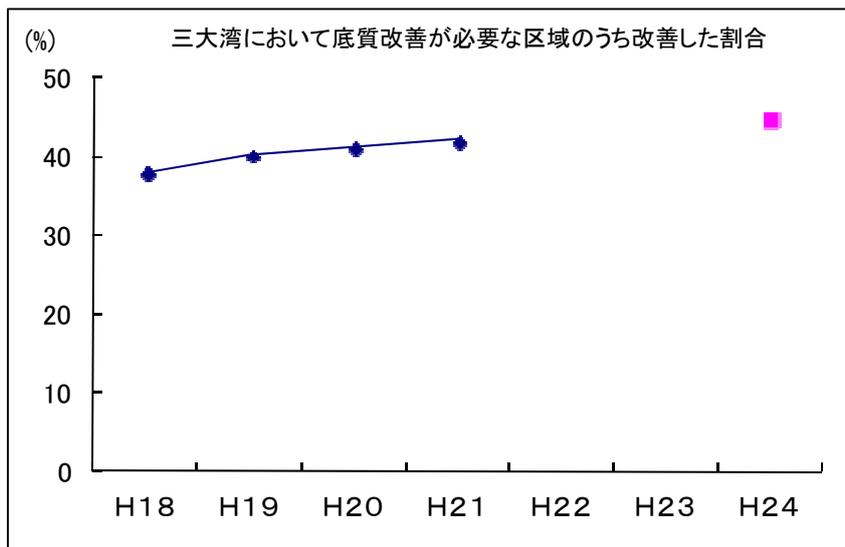
**【閣決（重点）】**

社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」

**【その他】**

なし

過去の実績値					（年度）
H17	H18	H19	H20	H21	
—	38.0%	40.3%	41.4%	42.3%	



**事務事業の概要**

**主な事務事業の概要**

○港湾空間における自然環境の保全・再生及び創出 (◎)  
 港湾整備により発生する浚渫土砂を活用して、深掘跡の埋め戻し、覆砂等を実施。  
 予算額：港湾整備事業費 3, 733 億円の内数 (平成 21 年度)  
 (注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

**関連する事務事業の概要**

該当なし

**測定・評価結果**

**目標の達成状況に関する分析**

(指標の動向)  
 深掘跡の埋め戻し、覆砂等の取組により、底質改善された割合は着実に増加している。平成 21 年度までに 1, 314 ha を改善した。平成 20 年度から平成 21 年度まで 0.9% 改善しており、このトレンドだと目標達成が可能となる。  
 (事務事業の実施状況)  
 平成 20 年度に伊勢湾での整備が完了している。平成 21 年度は東京湾、大阪湾において、港湾整備により発生する浚渫土砂を活用した深掘跡の埋め戻し、覆砂等を実施した。

**課題の特定と今後の取組みの方向性**

現在のトレンドが継続すれば目標を達成するため A-2 と評価した。平成 24 年度の目標達成に向け、引き続き深掘跡の埋め戻し、覆砂等を推進していく。

**平成 22 年度以降における新規の取組みと見直し事項**

(平成 22 年度)  
 なし  
 (平成 23 年度以降)  
 なし

**担当課等 (担当課長名等)**

担当課：港湾局国際・環境課 (課長 塩崎 正孝)

# ○暮らし・環境

## 政策目標 2

良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現

## 施策目標 5

快適な道路環境等を創造する

環境改善対策やゆとりの創出、景観への配慮、魅力ある地域資源の創出等を進めることで、快適な道路環境等を創造する。

## 業績指標

2 4	建設機械から排出される Nox・PM の削減量
2 5	市街地の幹線道路の無電柱化率
2 6	クリーンエネルギー自動車の普及台数

## 【評価結果の概要】

### （必要性）

近年、地球温暖化問題など環境問題に対する国民の関心は急速に高まっている。自動車交通に伴う排出ガス、騒音等による沿道環境問題に対して、特に大都市圏において環境基準を達成出来ていない箇所が見られ、こうした箇所で早期に環境改善を図る必要がある。また、美しい自然や景観、文化芸術への国民の関心が高まっている中、環境基準のみならず、ゆとりの創出、景観への配慮、魅力ある資源の創造等、地域住民や沿道等と一体となった環境問題への対応が必要である。

### （有効性）

安全で快適な道路空間の形成等のため、電柱や電線類が特に支障となる箇所で無電柱化を推進している。さらに魅力ある都市空間の形成に向け、中心市街地における土地区画整理事業等の市街地整備を推進しているところである。また、地域資源を活かした美しい道路景観の形成を図り、地域活性化や観光振興を推進している。さらに幹線道路の沿道環境の早期改善を図るため、バイパス整備や交差点改良等のボトルネック対策と合わせて、低騒音舗装の敷設や遮音壁の設置等を推進するとともに、騒音や大気質の状況が、環境基準を大幅に上回っている箇所については、関係機関と連携して、重点的な対策を推進している。各業績指標とも概ね着実に推移していることから本施策が施策目標達成に有効であると評価できる。

### （効率性）

自動車税のグリーン化や環境性能に優れた自動車に対する自動車重量税及び自動車取得税の時限的減免措置など、環境対応車の普及促進に係る税制を活用し、大気汚染防止を図っているところであるが、効率性については判断できない。また、建設機械から排出されるNO<sub>x</sub>、PMの削減については、排出ガス低減に優れた技術の開発状況を踏まえつつ、平成22年3月に特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律における技術基準を改正し、改正前と比べてPMの排出量を約9割削減するなど排出ガス規制値を強化するとともに、導入促進のための融資制度と合わせてNO<sub>x</sub>、PM排出量の少ない建設機械への導入を効率的に図っている。また、無電柱化については、地方公共団体の財政状況や地域の道路事情を踏まえると、さらに効率的な整備を実施する余地があることから、道路の新設又は拡幅と合わせた電線共同溝の整備（同時整備方式）及び軒下配線や裏配線等による無電柱化などのコスト縮減のための新たな無電柱化手法を積極的に活用することが必要である。

### （総合的評価）

快適な道路環境等の創造に向け、各業績指標とも概ね順調かつ着実に推移しているところである。さらなる快適な道路環境等の創造のため、引き続き、環境改善対策やゆとりの創出、景観への配慮、魅力ある地域資源の創出等を推進していく。

### （反映の方向性）

- ・平成22年2月に作成された「無電柱化に係るガイドライン」に沿って、同時整備方式等の効率的な手法を活用しつつ、無電柱化を推進
- ・環境性能に優れた自動車に対する自動車重量税・自動車取得税の時限的減免措置の実施

**業績指標 24**

建設機械から排出されるNOx・PMの削減量

**評価**

① PM A-2 ② NOx A-2	目標値：①PM3.5千t削減、②NOx74.0千t削減 (平成23年度) 実績値：①PM0.7千t削減、②NOx15.9千t削減 (平成19年度) 初期値：①PM0.3千t削減、②NOx8.3千t削減 (推定値)(平成18年度)
-----------------------	---

**(指標の定義)**

平成23年度(目標年次)までの6年間において、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(以下「オフロード法」という。平成18年4月施行、10月規制開始)の基準に適合した公道を走行しない建設機械(以下「オフロード建設機械」という。)の普及によって削減された平成23年度における年間のNOx・PM排出ガス削減寄与量(平成17年度比)。

**(目標設定の考え方・根拠)**

「NOx・PMの年間排出削減量」:

現在、自動車等からの排出ガスが大気汚染の原因の1つとして大きな問題となっており、健康への影響が懸念される窒素酸化物(NOx)や粒子状物質(PM)については、早急な削減が必要であると考え。特に今後自動車全体に占めるオフロード建設機械のNOx、PMの寄与割合が増加すると考えられることから、オフロード建設機械の排出ガスの削減を目標とする。

なお目標設定であるNOx・PMの年間排出削減量については、オフロード建設機械の普及台数(a)と1台当たりの排出ガス削減量(b)の積により計算される。

(a) 建設機械動向調査より、過去4年間(平成14~17年度)において年間約3.6万台が排出ガス規制を満たした建設機械に更新されていることからオフロード法施行後6年間で21.6万台普及とした。

(b) オフロード法による排出ガス規制値と第一次排出ガス対策型建設機械指定制度の排出ガス基準値(平成3年開始)との差を1台及び1時間当たりの排出ガス削減量とし、建設機械等損料調査結果を用いて1台及び年間あたりの排出ガス削減量に換算した。

**(外部要因)**

建設投資の増減に伴う建設機械の総台数の増減

**(他の関係主体)**

なし

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成17年法律第51号)

**【閣決(重点)】**

なし

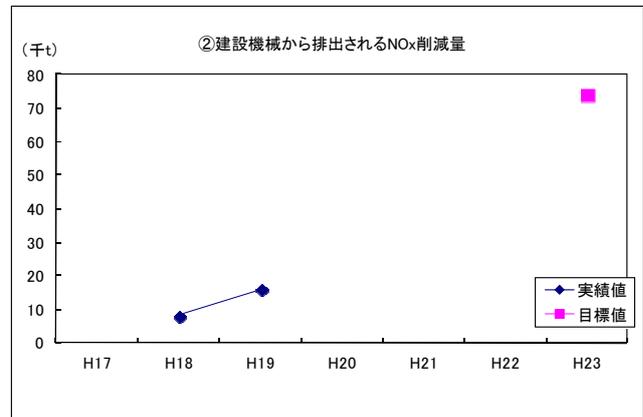
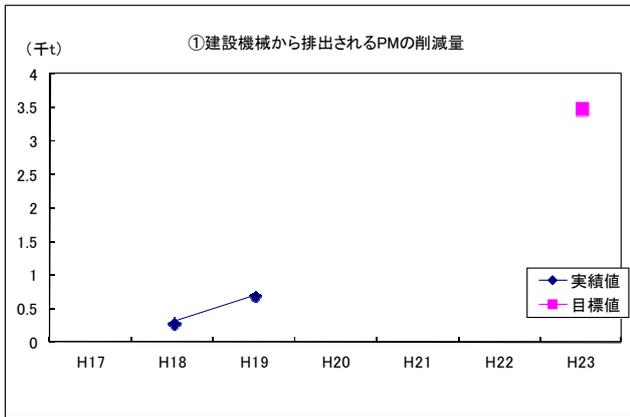
**【その他】**

なし

過去の実績値①				(年度)	
H17	H18	H19	H20	H21	
—	0.3千t削減 (推定値)	0.7千t削減	(集計中)	(集計中)	

過去の実績値②				(年度)	
H17	H18	H19	H20	H21	
—	8.3千t削減 (推定値)	15.9千t削減	(集計中)	(集計中)	

※調査が奇数年のみ実施であるため、偶数年の実績値は、オフロード建設機械の普及台数を前後年度から補完して削減量を推定する。なお初期値である平成18年度実績値は、平成17、19年度のオフロード建設機械の普及台数から削減量を推定した。



**事務事業の概要**  
**主な事務事業の概要**

・排出ガス規制の円滑な施行及び建設機械に対する排出ガス対策による、建設機械から排出されるNOx・PMの削減

オフロード法の基準に適合した特定原動機の型式指定や車体の型式届出等に係る事務、および基準に適合したオフロード建設機械に対する融資制度を運用している。またH20年度については、中央環境審議会第9次答申(平成20年1月)において排出ガスの低減目標値が示されたことを受けて、排出ガス低減に優れた技術の導入に対応した法改正等を視野にいたした検討を行った。H21年度においては、排出ガス性状に係る確認方法について検討を行い、排出ガス低減に優れた技術の開発状況を踏まえつつ、平成22年3月にオフロード法における技術基準を改正し、改正前と比べてPMの排出量を約9割削減するなど排出ガス規制値を強化した。

予算額：建設機械施工における環境保全対策促進経費 19,010千円(平成21年度)

**関連する事務事業の概要**  
 該当なし

**測定・評価結果**

**目標の達成状況に関する分析**

(指標の動向)

「順調」

指標に係る基礎データである建設機械の保有台数については、「建設機械動向調査(経済産業省・国土交通省)」による数値を参照している。しかし本調査は2年毎に実施するものであるため、調査が実施されていない平成18年度の実績値については、前後年度の保有台数の補完値を用いた。また同様の理由から平成20年度及び平成21年度の実績値については、平成23年3月に公表されることから集計中として平成19年度の数値を記載している。なお平成19年度までの実績値については、目標年間稼働時間に対して、①約0.5t/h、②約10.2t/hが削減されており、平成18年度と平成19年度の実績による目標削減量に対する進捗率は①20%、②22%となった。これは平成19年度の建設機械の総台数が平成17年度に比べ約4%減少したことに加え、オフロード法による規制が、一部出力帯から漸次その適用範囲を拡充するものであることから、目標達成に向けた進捗となっていない。しかし平成20年10月より全ての出力帯で規制が開始されるため、今後急激に普及が進むと想定される。

以上のことから、目標の達成に向けて順調であると推測される。

(事務事業の実施状況)

平成22年3月にオフロード法の技術基準を改正して排出ガス規制値を強化し、排出ガス性状を悪化させない適正燃料使用の徹底を図ることで建設機械の排出ガス対策を推進し、更なる大気環境の改善を図った。

**課題の特定と今後の取組みの方向性**

業績指標の目標値は平成23年度における①3.5千t削減、②74.0千t削減であり、平成19年度における実績値は①0.7千t削減、②15.9千t削減であるが、平成18年度に開始されたオフロード法による排出ガス規制においては、建設機械の定格出力によって規制が開始される時期が異なることから、全ての対象出力帯で規制が開始される平成20年10月から急激に普及が進むことが想定される。このことからともにA-2と評価した。

なお、建設機械から排出されるNOx、PM排出量の削減については、建設機械施工における環境保全対策を推進してきたところであるが、今後は地球環境の保全の観点から、総合的な環境対策の一端として、当該業績指標を施策目標9に移行して、NOx、PMに加えてCO2排出量の削減に係る事業を平成22年度より開始する。

**平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項**

(平成22年度)

なし

(平成23年度以降)

なし

**担当課等(担当課長名等)**

担当課：総合政策局建設施工企画課施工環境技術推進室(室長 森 吉尚)

**業績指標 25**

市街地の幹線道路の無電柱化率

**評 価**

A-2	目標値：13.4%（平成21年度） 実績値：13.4%（平成21年度） 初期値：13.2%（平成20年度）
-----	---

**(指標の定義)**

市街地(※1)の幹線道路(※2)のうち、電柱、電線類のない延長の割合

※1 都市計画法における市街化区域、及び市街化区域が定められていない人口10万人以上の都市における用途地域

※2 国道および都道府県道

**(目標設定の考え方・根拠)**

無電柱化の整備進捗状況に関する道路管理者への調査結果を基に目標値を設定。

**(外部要因)**

なし

**(他の関係主体)**

- ・地方公共団体（事業主体）
- ・電線管理者（電気、通信、CATV等）

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

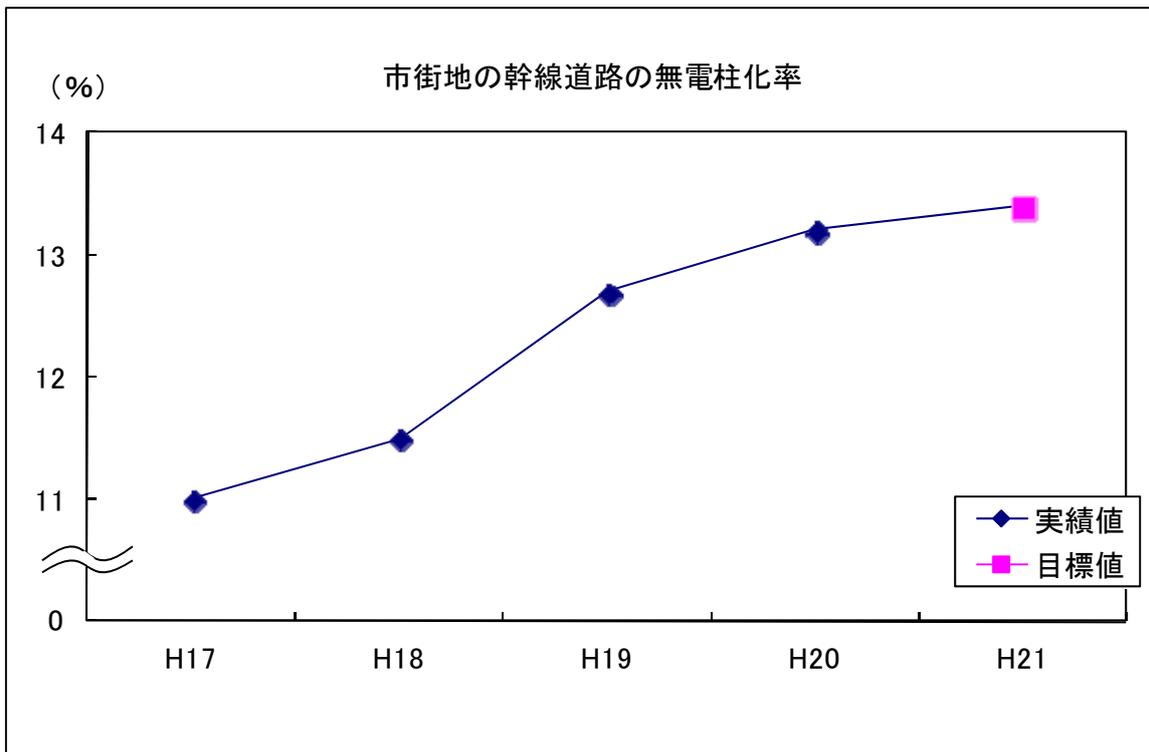
**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

第8次交通安全基本計画（平成18年3月14日中央交通安全対策会議決定）

過去の実績値					(年度)
H17	H18	H19	H20	H21	
11%	12%	12.7%	13.2%	13.4%	



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

電線類の地中化

- ・電線類の地中化など快適な生活空間を形成する道路整備を推進する。
- 予算額：道路環境改善事業費等 3,032億円の内数（平成21年度）

### 関連する事務事業の概要

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成20年度実績値13.2%に対し、平成21年度は13.4%と1年間で0.2%向上しており、暫定値ではあるが、概ね目標値を達成した。

(事務事業の実施状況)

市街地の幹線道路のほか、安全で快適な歩行空間の確保、良好な景観・住環境の形成、観光振興に資する箇所等において無電柱化を実施。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標は、平成20年度実績値13.2%から平成21年度実績値13.4%と向上しており、目標値13.4%を達成している。

今後は、地方公共団体の財政状況や地域の道路事情から、

- ・道路の新設又は拡幅と合わせた電線共同溝の整備（同時整備方式）
- ・軒下配線や裏配線等による無電柱化

などコスト削減のための新たな無電柱化手法を積極的に活用することが必要である。

以上から、今回の評価としてはA-2と評価した。

## 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成22年度)

平成22年2月に作成された「無電柱化に係るガイドライン」に沿って、同時整備方式等の効率的な手法を活用しつつ、無電柱化を推進。

(平成23年度以降)

なし

## 担当課等（担当課長名等）

担当課：道路局環境安全課（交通安全政策分析官 柳橋 則夫）

関係課：道路局国道・防災課（課長 深澤 淳志）

**業績指標 26**

クリーンエネルギー自動車の普及台数

**評価**

A-2	目標値：69万台以上（平成22年度） 実績値：62万台（平成20年度） 初期値：51万台（平成19年度）
-----	--

**(指標の定義)**

大気汚染防止及び地球温暖化防止に資する、クリーンエネルギー自動車（ハイブリッド自動車、水素・燃料電池自動車、ディーゼル代替LPガス自動車、天然ガス自動車、電気自動車）の普及台数。

**(目標設定の考え方・根拠)**

京都議定書目標達成計画（平成20年3月28日改定）において規定された目標。

**(外部要因)**

経済情勢、エネルギー価格

**(他の関係主体)**

経済産業省

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

新成長戦略（平成22年6月18日）

（1）グリーン・イノベーションによる環境・エネルギー大国戦略

**【閣決（重点）】**

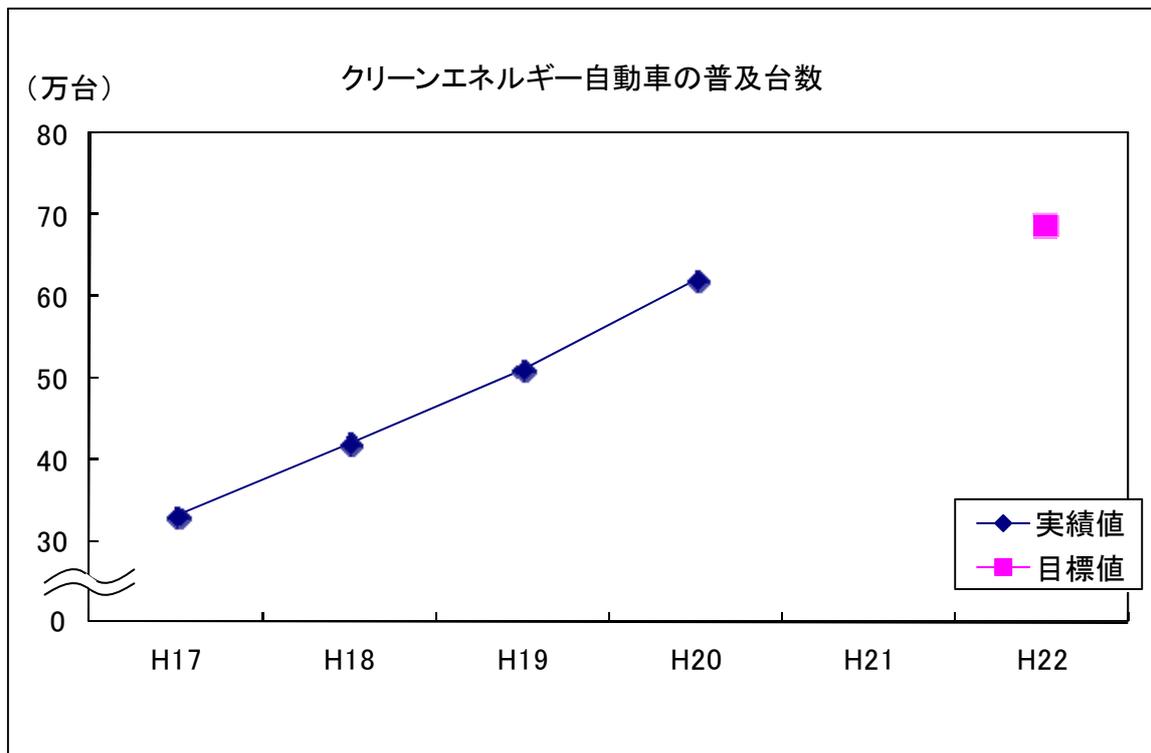
なし

**【その他】**

なし

過去の実績値					(年度)
H17	H18	H19	H20	H21	H22
33万台	42万台	51万台	62万台		集計中(※)

(※平成22年8月を目途に集計完了予定。)



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

- 低公害車の開発・普及促進事業（事業費 1.4 億円（平成 21 年度））
- 低公害車普及促進対策費補助金（事業費 10.4 億円（平成 21 年度））
- 自動車税のグリーン化  
電気自動車（燃料電池自動車を含む）、プラグインハイブリッド自動車、一定の排ガス性能を満たす CNG 自動車並びに排ガス及び燃費性能に優れた自動車に対して自動車税の税率を概ね 50% 軽減する一方、新車新規登録から一定年数以上を経過した自動車に対しては税率を概ね 10% 重課。
- 環境性能に優れた自動車に対する自動車重量税及び自動車取得税の時的減免措置  
電気自動車（燃料電池自動車を含む）、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル乗用車、一定の排出ガス性能を満たす CNG 自動車及び一定の排出ガス及び燃費性能を満たすハイブリッド自動車等に係る自動車重量税及び自動車取得税を最大で免税。  
減収見込額 2.123 億円（平成 21 年度）

### 関連する事務事業の概要

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### （指標の動向）

クリーンエネルギー自動車の普及台数については、過去の実績値の推移を考慮すると順調に推移していくものと推察される。

#### （事務事業の実施状況）

- ・ 環境性能を格段に向上させた次世代のバス・トラック等を開発し、実際の事業で使用する走行試験等を実施している。
- ・ トラック・バス・タクシー事業者を中心に、CNG バス・トラック等の導入に対する支援を実施している。
- ・ 環境性能に優れた自動車への買換・購入需要を促進するため、自動車税のグリーン化や環境性能に優れた自動車に対する自動車重量税及び自動車取得税の時的減免措置を実施している。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標については、21 年度の実績値が集計中ではあるが、20 年度の実績値は 6.2 万台であり、過去の実績値の推移から考慮すると、目標値である 6.9 万台以上（22 年度）に向けて順調に推移していくと推察されることから、A-2 と評価した。

今後は引き続き、事業を進めていくこととする。

## 平成 22 年度以降における新規の取組みと見直し事項

#### （平成 22 年度）

自動車重量税・自動車取得税の減免措置の対象車の拡大を行う。

#### （平成 23 年度以降）

なし

## 担当課等（担当課長名等）

担当課：自動車交通局技術安全全部環境課（課長 小田 曜作）

関係課：自動車交通局総務課企画室（室長 村田 茂樹）

# ○暮らし・環境

## 政策目標 2

良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現

## 施策目標 6

水資源の確保、水源地域活性化等を推進する

安全・安心な水資源の確保を図るため、安定的な水利用の確保、健全な水循環系の構築、世界的な水資源問題への対応、水源地域の保全・活性化等の総合的な水資源政策を推進する。

## 業績指標

27	渇水影響度
28	世界的な水資源問題に対応するための国際会議への開催及び参加件数
29	地下水採取目標量の達成率
30	水源地域整備計画の完了の割合

## 【評価結果の概要】

### （必要性）

安全・安心な水資源の確保や水源地域の活性化等を推進するため、水資源開発基本計画等に基づく事業や水源地域整備計画に定められる各事業、地盤沈下防止等対策要綱地域における地下水採取目標量を達成するための施策等の着実な実施が求められている。また、水に関する国連ミレニアム目標達成のためには、世界各国の取り組みが必要不可欠であり、今後とも世界の水資源問題に関する国際会議等への参加を推進する必要がある。

### （有効性）

水資源開発施設の整備の実施や、水源地域整備計画に定められた各事業（道路、土地改良、簡易水道、下水道等）の円滑な推進による水源地域整備計画の完了、法律、条例等による地下水取水規制及び水源の表流水への計画的な転換等の取組は、安全・安心な水資源の確保を図るための水資源の需給ギャップの縮小や水源地域の保全・活性化、地盤沈下の沈静化等の施策目標達成に有効であると評価できる。

また、世界的な水資源問題に関する国際会議等への参加や開催による各国への情報発信、最新の動向（情報）の収集は、水資源問題解決への手がかりとして有効であると考えているが、関連する業績指標も順調であり、有効に機能している。

### （効率性）

本施策は、法律に基づく「水資源開発基本計画」や「水源地域整備計画」、地盤沈下防止等関係閣僚会議において決定された「地盤沈下防止等対策要綱」により、関係機関等との連携や調整を図りつつ計画的、効率的な実施を図ることとしている。

平成21年度においては、水資源開発基本計画等に基づく水資源開発施設の整備や既存施設の適切な施設管理や効率的な運用等により需給ギャップの縮小や安定的な水供給を図るとともに、水源地域整備計画による基盤整備等の実施に関する連絡調整を、限られた人員及び予算で効率的に行い、1つの水源地域でダム竣工前に水源地域整備計画に定められた事業を完了させ、水源地域の保全・活性化を図った。また、関係機関が連携し、地盤沈下を防止し、併せて地下水の保全を図るための取り組みの推進について「地盤沈下防止等対策要綱に関する関係府省連絡会議」にて申しあわせるなど、限られた予算で水資源の確保や水源地域の活性化等のための諸施策は概ね目標値の達成に向けて順調に進んでおり、これまでの各種取組が効率的であると評価できる。

また、世界の水資源問題に関する国際会議等の参加については、情報収集・発信としてより有効な国際会議を優先的に選択し、必要最小限の人数で多くの国際会議に出席するなど、効率的に実施することが出来たと評価できる。

### （総合的評価）

水資源開発基本計画等に基づく水資源開発施設の整備等では、新たに整備された施設や既存施設の適切な施設管理や効率的な運用等により水資源の需給ギャップの縮小や安定的

な水供給に寄与するとともに、水源地域の整備では計画に定められた各事業の円滑な推進により水源地域整備計画を21年度は1ダムで完了した。また、地盤沈下防止等対策要綱に基づく地下水採取量等の現況把握、調査・解析等の諸施策の積極的な推進により地下水採取目標量をほぼ達成するなど、各種施策が有効に機能してきたものと評価できる。なお、渇水影響度については、近年、少雨化傾向や季節別変動が大きくなっており、平成21年においても、水需要が増大する春から夏において記録的な少雨となり、四国地方を中心とする西日本の広い範囲で取水制限に至ったことによる外部要因により目標値を上回ったが、本施策の業績指標は複数年で評価することとしているため、今後も、水供給安定性確保のための施策、水の有効利用の推進などを着実に実施しつつ、引き続き目標達成状況を見極める必要がある。

また、「第7回アジア・太平洋インフラ担当大臣会合」、「国際衛生年フォローアップ会合」等への出席における各国への情報発信・収集等は、国連ミレニアム目標達成に向け有効に機能している。

安全・安心な水資源の確保や水源地域の活性化等のための諸施策は目標の達成に向け概ね順調な推移を示しているが、今後も引き続き目標達成のための諸施策を着実に実施する必要がある。

#### (反映の方向性)

- ・ 国土審議会水資源開発分科会調査企画部会における水資源の総合的なマネジメントの検討
- ・ 持続可能な形で地下水の利用と保全をマネジメントするため「地下水管理方策」の検討
- ・ 水源地域整備計画の着実な促進、各事業の関係者等との合意形成等
- ・ アジア河川流域機関ネットワーク（NARBO）を通じたアジア・モンスーン地域に適した水資源管理情報の発信
- ・ 「河川流域における総合水資源管理のためのガイドライン」の普及
- ・ 各種国際会議を通じた水資源問題解決に向けた情報発信

**業績指標 27**

渇水影響度

**評 価**

B-2	目標値：5, 300日・% (平成23年時点の過去5年平均) 実績値：7, 259日・% (平成21年) 初期値：6, 900日・% (平成18年時点の過去10年平均)
-----	--

**(指標の定義)**

渇水による影響を、取水制限率と取水制限日数との積で表す(単位：日・%)

取水制限率については、各水系、期間ごとの制限率(複数の地域がある場合は最大値。)を採用し、実績値は一級水系109水系分を積み上げて算出している。

**(目標設定の考え方・根拠)**

業績指標として、特に国民生活に対する影響を考慮し、全国の一級水系における水道用水の取水制限を対象とした。

ただし、渇水は気象条件に大きく左右されることから、評価時点の年次だけで評価するのではなく、過去10年間程度の平均値で評価することが適当と考えられる。このため、業績目標の初期値は、平成9年から平成18年までの10年間の実績の平均値とした。目標値については、業績目標の上限が5年であることに鑑み、目標年次である平成23年時点における過去5年間(平成19年～平成23年)の平均値で評価することとした。

**(外部要因)**

気象条件、特に著しい少雨。水資源開発施設整備の進捗等

**(他の関係主体)**

厚生労働省

地方公共団体(事業主体)

**(重要政策)****【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

水資源開発基本計画(利根川・荒川水系(平成20年7月4日)、豊川水系(平成18年2月17日)、木曾川水系(平成16年6月15日)、淀川水系(平成21年4月17日)、吉野川水系(平成14年2月15日)、筑後川水系(平成17年4月15日))

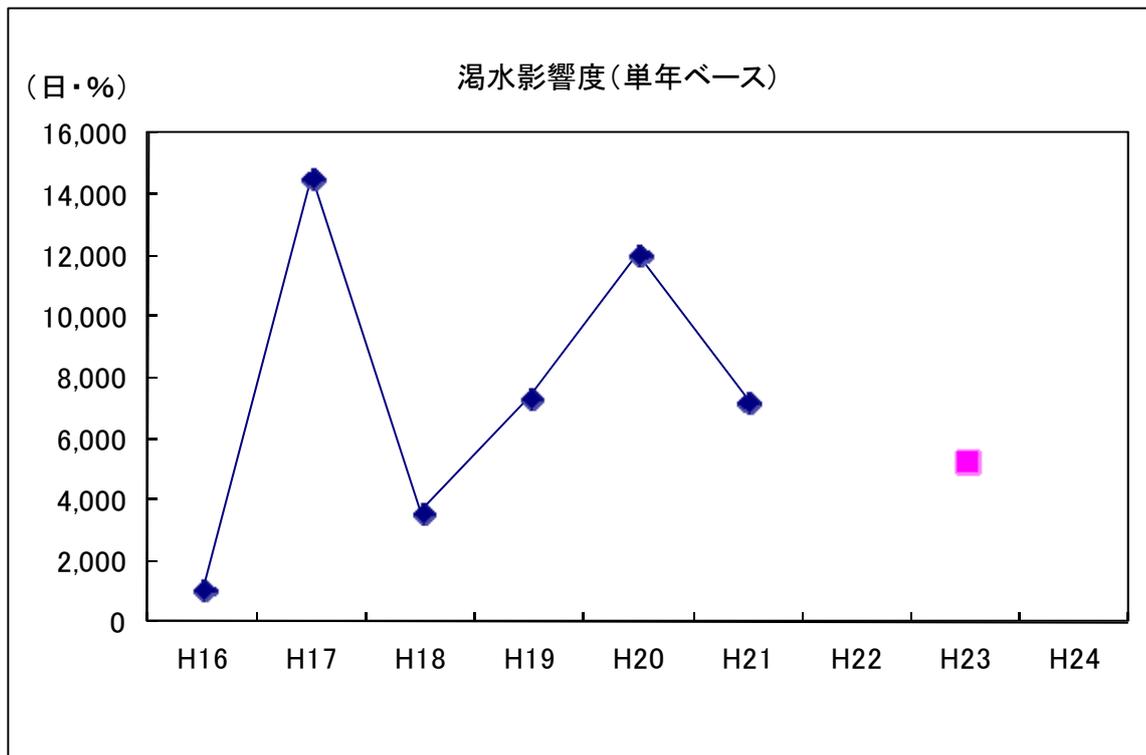
**【閣決(重点)】**

なし

**【その他】**

なし

過去の実績値(単年ベース)					(暦年)
H17	H18	H19	H20	H21	
14, 595日・%	3, 605日・%	7, 373日・%	12, 079日・%	7, 259日・%	



**事務事業の概要**  
**主な事務事業の概要**

- ① 水資源開発基本計画(フルプラン)の着実な進捗  
 水利用の安定性の確保、施設の計画的な更新・改築、新たなニーズへの対応等の観点からフルプランを策定し、それに位置付けられた水資源開発施設の建設や既存施設の有効活用等の多様な施策により、水資源の総合的な開発及び利用の合理化を促進する。  
 予算額0.57億円(平成21年度)
- ② 独立行政法人水資源機構事業の推進  
 ダム等建設事業及び用水路等建設事業を推進するとともに、管理業務等を実施する。  
 予算額440.73億円(平成21年度)
- ③ 気候変動等、水資源供給の安定性低下に対処する施策の推進  
 地球温暖化等の気候変動による、河川流況の変化や湖沼、ダム湖における利水障害をもたらす水質変化、沿岸域を中心とした地下水の塩水化など、将来における我が国の水資源の「量」及び「質」への影響について、予測、検討を行う。  
 予算額0.11億円(平成21年度)
- ④ 水需給の安定性確保のための施策の推進  
 近年の異常渇水や震災時・事故時、若しくは水質に関わるリスクを回避・軽減するため、危機管理上の対応策について、効果と経済性を考慮した検討を行う。また、限られた水資源の有効活用を図るための需要・供給の両面の総合的水資源マネジメント手法を検討する。  
 予算額0.09億円(平成21年度)
- ⑤ 流域における水循環の健全化に向けた総合的取組みの推進  
 健全な水循環系構築のための計画づくりに向けて、地域や流域で健全な水循環系構築に向けた施策を促進するための手法を検討し、「流域における水循環健全化計画(仮称)」策定に向けた取組み等を行う。  
 予算額0.18億円(平成21年度)
- ⑥ 水の有効利用の推進  
 水の合理的な利用及び節水型社会の構築を促進、支援することを目的として、雑用水利用の堅実な普及、長期的な継続利用を図る。そのため、雑用水利用施設の更新性、維持管理に着目した基礎調査、支援策の検討を実施するとともに、環境面での社会貢献度を検証するなど、多様な観点から雑用水利用施設の導入による効果を整理し、更なる普及促進を図る。  
 予算額0.08億円(平成21年度)
- ⑦ 日本及び世界の水資源確保のための情報の体系的な収集・提供システムの整備  
 我が国の水資源の確保を図り、世界の水危機の解決に貢献するために、水資源に関する体系的な情報収集・提供・解析システムの検討を行う。  
 予算額1.41億円(平成21年度)

**関連する事務事業の概要**  
 該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

「指標は平成19年から平成23年までの5年間の平均値で評価することとしている。指標の一部となる平成19年、平成20年、平成21年の実績値は、目標達成に向けた成果を示していない。」また、平成21年時点の過去5年平均値は、8,982日・%となり、目標値(5,300日・%)及び初期値(6,900日・%)を上回った。

この主な理由として、平成17年から平成21年の5年間のうち平成18年以外は、水需要が増大する春から夏において、記録的な少雨に見舞われ、四国地方を中心とする西日本の広い範囲で取水制限に至った地域が多くなったことがあげられる。

一方、平成22年度以降は、平成21年度に整備された水資源開発施設が業績目標の達成に寄与することが見込まれるが、渇水は、気象条件に大きく左右され、特に近年、少雨化傾向や季節別変動が大きくなっていることなどから、今後も、水供給の安定性確保のための施策、水の有効利用の推進などを行っていくことが重要である。

#### (事務事業の実施状況)

平成21年度には、独立行政法人水資源機構事業441億円をもって、水資源開発施設の整備及び管理等を行った。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

渇水影響度は、気象条件に大きく左右されることから、目標年度までの複数年で総合的に評価すべきである。目標の達成状況は、外部要因が大きく影響したため平成21年時点の過去5年間平均値が目標値を上回った。一方で、水資源開発施設の整備が図られ、平成22年度以降には、平成21年度に整備された水資源開発施設が業績目標の達成に寄与することからB-2と評価した。

水資源開発基本計画等に基づき事業を実施してきた結果、平成21年度には1箇所の水資源開発施設の完成により、約0.1m<sup>3</sup>/sの水道用水が開発され、水資源の需給ギャップの縮小に寄与するなど、これまでの施策が有効に機能してきたものと評価できるが、近年、少雨化傾向や季節別変動の増大などが見られることから、引き続き水供給の安定性確保のための施策、水の有効利用の推進などを行っていく必要がある。

なお、平成23年度までに、6箇所の水資源開発施設が完成する予定であり、約2.7m<sup>3</sup>/sの水道用水が開発され、水資源の需給ギャップの縮小に寄与することとなる。

## 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

#### (平成22年度)

中長期的な気候変動や土地利用及び社会経済活動の変化が水量・水質に与える影響を検討し、必要な箇所に必要な水量・水質を確保する方策について検討を実施する。

#### (平成23年度以降)

気候変動により発生が想定される利水安全度を大きく上回る規模の渇水について、社会経済活動に与える影響を把握するとともに、渇水被害の軽減を図られる方策について、検討を実施する。

## 担当課等(担当課長名等)

担当課：土地・水資源局水資源部水資源計画課(課長 宮崎 正信)

**業績指標 28**

世界的な水資源問題に対応するための国際会議への開催及び参加件数

**評価**

A-2	目標値：13件（平成23年度） 実績値：11件（平成21年度） 初期値：9件（平成18年度）
-----	--

**（指標の定義）**

水に関する国連ミレニアム目標（「2015年までに安全な飲料水を利用できない人口（約11億人）の割合を半減させる」）達成に資するために行われた世界の水資源問題に関する国際会議等開催数及び参加件数

**（目標設定の考え方・根拠）**

国連ミレニアム目標達成のためは、世界各国の取り組みが不可欠である。

かつ、これらの取り組みを我が国がリードしていく観点から、①我が国が国際会議等を開催し、また、各種国際会議等に参加し、日本国政府として、②方針の提示、③各種文書等への提言等の盛り込み、④意見交換の場での理解促進、⑤プレゼンテーション等の実施による啓発・普及等を図ることが国連ミレニアム目標の達成に資することになることから、これらの取り組み総数を政府方針に基づき5年後に1.5倍とする。

**（外部要因）**

国連関係機関等における水に関する国際会議開催数の減少

**（他の関係主体）**

関係省（外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省）

**（重要政策）**

**【施政方針】**

第165回国会内閣総理大臣所信表明演説（平成18年9月29日）

「今後5年以内に、主要な国際会議の開催件数を5割以上伸ばし、アジアにおける最大の開催国を目指します。」

**【閣議決定】**

観光立国推進基本計画（平成19年6月29日）

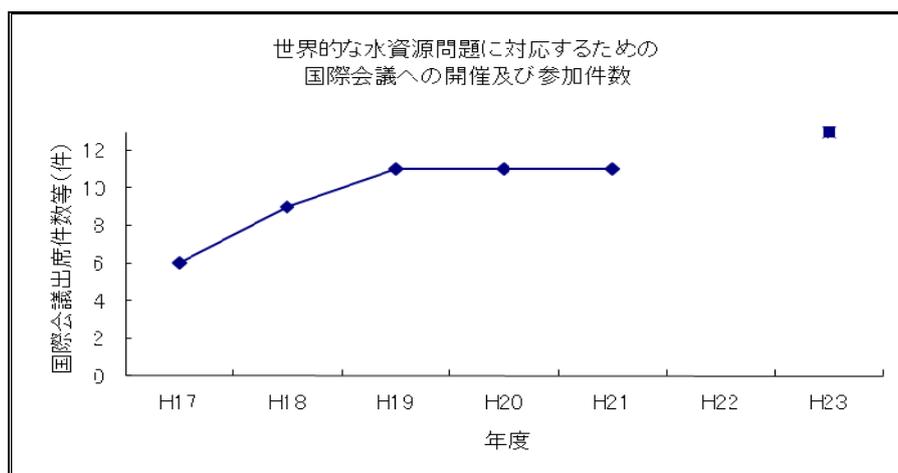
**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

なし

過去の実績値					(年度)
H17	H18	H19	H20	H21	
6件	9件	11件	11件	11件	



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

世界的な水資源問題を踏まえた我が国の対応に関する施策の推進  
国際的な水資源問題に関する我が国の国際協力の展開方向を検討すると同時に、特に先進主要国からの情報を活用しつつ、我が国の新たな水資源施策のあり方につき検討を行う。  
予算額0.43億円（平成21年度）

### 関連する事務事業の概要

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### （指標の動向）

「順調」

- ・4年目となるH21の実績は前年度と同値であるが、H21に予定していた、世界水フォーラムキックオフ会合が、諸事情により延期となったことを考慮すれば、基準年からは伸びを示し、目標に向かっていているといえる。

#### （事務事業の実施状況）

- ・国際会議等開催及び参加実績は以下のとおり。

- 2009年ストックホルム世界水週間（平成21年8月17日～18日：スウェーデン・ストックホルム）
- 第2回シンガポール国際水週間2009（平成21年6月23日：シンガポール）
- 第7回アジア・太平洋インフラ担当大臣会合（平成21年6月21日～22日：シンガポール）
- 黄河国際フォーラム（平成21年10月20日：中国・鄭州）
- 日中水資源交流会議（平成21年10月19日～23日：中国・鄭州）
- IWRMガイドライン運営委員会（平成21年8月16日：ストックホルム）（平成21年12月15日～16日：パリ）
- 日中韓閣僚級会合準備会合（平成22年2月2日：中国・北京）
- 国際衛生年フォローアップ会合（平成22年1月17日：日本）
- NARBOワークショップ（平成22年2月25日～26日：タイ・バンコク）
- 台湾気候変動セミナー（平成21年11月24日～25日：台湾・台北）

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

実績値は昨年度と同値であるが、平成22年5月にはIWRMガイドライン（環境編）策定に向けた新たな取り組みについて、国際会議に参加するなど、活動も活発化しており、IWRMガイドラインが普及するにつれ、各国ワークショップ開催時に我が国が助言を行う機会なども増えると想定できるため、今後も引き続き現在の施策を維持するとしてA-2と評価した。

## 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

### （平成22年度）

IWRMガイドライン（環境編）作成に向けた委員会開催

### （平成23年度以降）

なし

## 担当課等（担当課長名等）

担当課：土地・水資源局水資源部水資源計画課（課長 宮崎 正信）  
関係課：都市・地域整備局下水道部下水道企画課（課長 田辺 義貴）  
河川局河川計画課（課長 池内 幸司）

**業績指標 29**

地下水採取目標量の達成率

**評価**

A-2	目標値： 100% (平成21年度) 実績値：95.9% (平成20年度) 初期値：85.1% (平成16年度)
-----	--

**(指標の定義)**

地盤沈下防止等対策要綱地域（濃尾平野、筑後・佐賀平野、関東平野北部）における地下水採取目標量の達成率

**(目標設定の考え方・根拠)**

地盤沈下に伴う被害の著しい濃尾平野、筑後・佐賀平野、関東平野北部の3地域については、地盤沈下防止等対策関係閣僚会議において、昭和60年4月に濃尾平野及び筑後・佐賀平野、平成3年11月に関東平野北部の各地域で「地盤沈下防止等対策要綱」が決定された。要綱では、対象地域における地盤沈下を防止し、併せて地下水の保全を図るため、規制区域内における遵守すべき地下水採取目標量を定めている。当該地下水採取目標量は平成16年度に見直し期限を迎え、「地盤沈下防止等対策要綱に関する関係府省連絡会議」において、要綱の取り組みを継続し概ね5年毎に評価検討を行うことを申し合わせた。

以上のことから、要綱の見直しを行った平成16年度を目標値設定年次、次回評価検討を行う平成21年度を目標年次とした上で、対象地域毎に要綱で定められている地下水採取の年間目標量（濃尾平野は2.7億m<sup>3</sup>、筑後・佐賀平野は0.09億m<sup>3</sup>、関東平野北部は4.8億m<sup>3</sup>）の合計である7.59億m<sup>3</sup>以下に抑制された場合を100%として目標値を設定する。

**(外部要因)**

降水量の減少等による短期的・局所的な地下水採取

**(他の関係主体)**

関係府省（内閣官房、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省）  
 地方公共団体（要綱地域内）

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

濃尾平野及び筑後・佐賀平野地盤沈下防止等対策要綱（昭和60年4月26日）  
 関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱（平成3年11月29日）

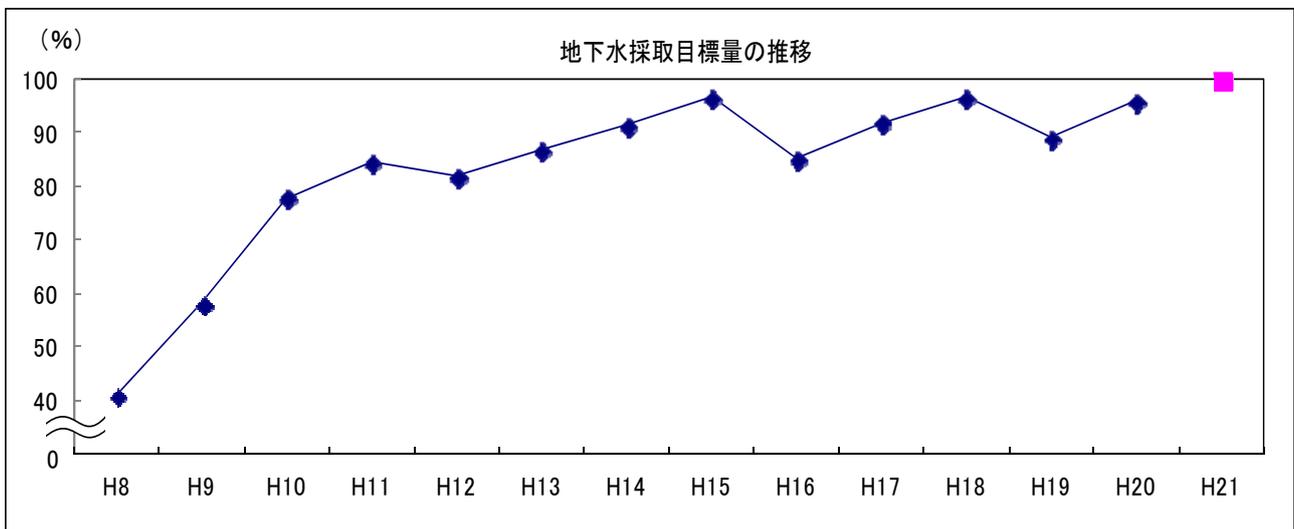
**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

なし

過去の実績値													(年度)
H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
41.0%	58.2%	77.8%	84.5%	81.8%	86.8%	91.4%	96.7%	85.1%	91.9%	97.4%	89.1%	95.9%	調査中



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

安心・安全な地下水の保全・利用に向けた取り組みの推進 予算額：28百万円（H21年度）  
濃尾平野、筑後・佐賀平野及び関東平野北部について、地盤沈下を防止し併せて地下水の保全を図るため、地下水・地盤沈下状況等の調査資料及び観測資料等を収集・整理し、地下水量採取量と地盤沈下のメカニズムなどを分析し、地下水採取目標量の妥当性等を検討するとともに今後の取り組みの方向性を検討する。

### 関連する事務事業の概要

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### （指標の動向）

「達成の見込み」

平成20年度の地下水採取量の達成率は95.9%となり、地下水採取量の目標採取量達成に向けて順調な指標の進捗を見せており、平成21年度の実績値は集計中であるが、渇水等の外部要因もないことから過去の実績を勘案すると平成21年度の実績値は100%付近と見込まれる。

なお、地下水採取量は、降雨の影響に大きく作用されるため、平成19年度など平年を下回る降雨の場合は地下水採取量が一時的に増加し、達成率が低下する場合もある。

このため、目標値を達成した場合でも、目標値を100%として維持することが必要である。

#### （事務事業の実施状況）

「地盤沈下防止等対策要綱に関する関係府省連絡会議」を平成22年3月に開催し、地盤沈下の現状と今後の取り組みについて評価検討を行い以下の点について確認をした。

1. 地下水の年間採取目標量については、地盤沈下を防止し、併せて地下水の保全を図るために達成又は遵守されるべき目標として継続すること。
2. 渇水時の地盤沈下の進行に対応するため、地下水の管理方策について調査・研究を推進すること。
3. 今後、各地域において、深刻な地盤沈下の発生等の問題の兆候がみられた場合には速やかに必要な措置をとるものとする。
4. 関係府省連絡会議は、概ね5年毎に地盤沈下防止等対策等について評価検討を行うこと。

なお、地盤沈下の現状と今後の取り組みの評価にあたっては、各地域毎に学識経験者と関係地方公共団体で構成する「地盤沈下防止等対策評価検討委員会」を設置し、年間採取目標量の妥当性等を検討すると共に今後の取り組みの方向性をとりまとめた。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標については、施策の実施効果により業績目標はほぼ達成することが見込まれると判断できることからA-2と評価した。

今後は、従来の年間地下水採取目標量の達成に加え、短期的な地下水採取量の増加に伴う地盤沈下の発生に対応するとともに水資源として有効に活用するため、観測所毎の管理水位の設定、地下水情報の共有や監視体制の確立など地下水保全管理方策を構築していく必要がある。

また、目標値を達成した場合でも、100%を維持することを目標とし本業績指標を延長する。

### 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成22年度）

なし

（平成23年度以降）

なし

### 担当課等（担当課長名等）

担当課：土地・水資源局水資源部水資源政策課（課長 西川 智）

**業績指標 30**

水源地域整備計画の完了の割合

**評価**

A-2

目標値：70%（平成23年度）  
 実績値：64%（平成21年度）  
 初期値：57%（平成18年度）

**(指標の定義)**

分母を平成18年度までに策定済みの水源地域整備計画数(89)、分子をそのうち整備計画に位置づけられた整備事業が完了済みの計画の数とした割合。

**(目標設定の考え方・根拠)**

ダム等の建設促進を図るため、ダム建設により影響を受ける地域の再建が重要であるので、水源地域対策特別措置法の水源地域整備計画に定められる各事業の着実な推進が望まれる。

目標設定に関しては、今後5年後まで過去の実績値の推移と同様に実績の積み上げを図るものとして平成23年度に70%と設定した。

**(外部要因)**

ダム事業等自体の進捗、地元の経済・社会状況の変化

**(他の関係主体)**

地方公共団体（事業主体）

**(重要政策)****【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

**【閣決（重点）】**

なし

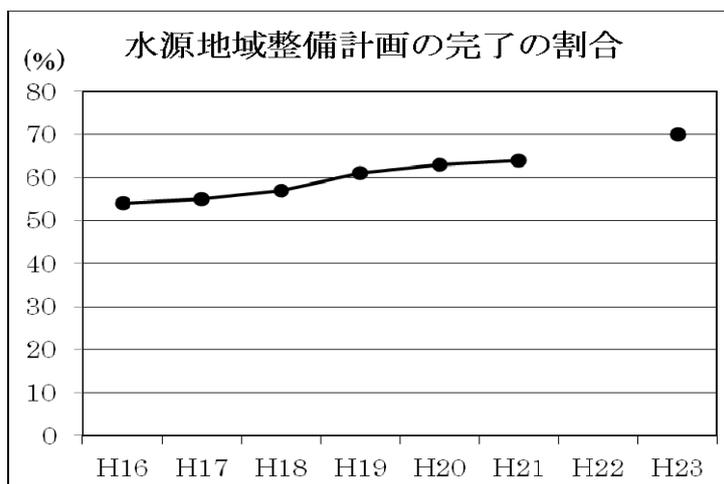
**【その他】**

なし

**過去の実績値**

(年度)

H16	H17	H18	H19	H20	H21
54%	55%	57%	61%	63%	64%

**事務事業の概要****主な事務事業の概要**

水源地域の活性化の推進

①水源地域の生活環境及び産業基盤を整備し、関係住民の生活の安定と福祉の向上を図るため、水源地域対策特別措置法に基づくダム等の指定、水源地域整備計画の決定、整備事業の円滑な推進等、同法の適切な運用を図る。

予算額 0.07億円（平成21年度）

②水資源の起点として重要な役割を持つ水源地域を活性化するために、社会全体の関心の喚起、資源の誘導方策等について調査・検討を実施する等、水源地域の活性化を検討する。

予算額 0.43億円（平成21年度）

**関連する事務事業の概要**

該当なし

**測定・評価結果**

**目標の達成状況に関する分析**

**(指標の動向)**

「順調に推移している。」

水源地域対策特別措置法の水源地域整備計画に基づく事業が各水源地域で実施された結果、平成21年度は、滝沢ダム（埼玉県）の水源地域整備計画に基づく事業が完了し、業績目標の実績値が初期値の57%から64%に向上した。平成21年度に事業が完了した水源地域整備計画は1つであったが、目標年度である23年度までに新たに9つ程度の水源地域整備計画の事業が完了する見込みであり、その場合の業績指標は目標値を上回る見込みである。

**(事務事業の実施状況)**

平成21年度は、志津見ダム（島根県飯南町）、伊良原ダム（福岡県みやこ町）の水源地域に水源地域対策アドバイザーの派遣を行い、水源地域整備計画に基づく事業の促進に努めた。

**課題の特定と今後の取組みの方向性**

平成23年度の業績目標の目標値は70%であるが、21年度も目標値に向かって進捗率が向上し、23年度までに新たな完了の見込みが9つ程度あることにより、目標値の達成が見込まれることからA-2と判断した。ダム事業に伴う水源地域対策整備計画は、長期間にわたる事業であるので、今後とも円滑に事業が実施され、目標値設定年次における目標値を確保できるよう、各事業の関係者、地域関係者の理解を得るべく、当課の各種施策を引き続き推進していくことが必要。

**平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項**

(平成22年度)

なし

(平成23年度以降)

なし

**担当課等（担当課長名等）**

担当課： 土地・水資源局水資源部水源地域対策課（課長 齊藤一雅）

# ○暮らし・環境

## 政策目標 2

良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現

## 施策目標 7

良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する

都市における緑とオープンスペースの確保を図るため、道路・河川等との事業間連携、官民協働により、効率的・効果的に都市公園の整備、緑地保全等を推進する。

## 業績指標

3 1	歩いていける身近なみどりのネットワーク率
3 2	1人当たり都市公園等面積
3 3	都市域における水と緑の公的空間確保量
3 4	全国民に対する国営公園の利用者数の割合

## 【評価結果の概要】

### （必要性）

都市公園、緑地保全その他公共施設空間の緑化については、これまで都市における緑とオープンスペースの確保等の観点から事業を推進してきたところであるが、生物多様性の保全や地球温暖化防止への貢献、安全な国土の再構築や個性と魅力ある生活環境の維持、美しい景観や文化・芸術への欲求の高まりなどへ適切に対応するため、本施策のより一層発展したあり方を検討していく必要がある。

### （有効性）

本施策を推進していく手段として、都市公園の整備、道路、港湾、空港周辺地域での緑化や市街地に隣接する山麓斜面等でのグリーンベルトの整備・保全、下水道施設の緑化等を推進するほか、国営公園の整備・管理、緑地保全制度の的確な運用による緑地の保全、建築物の屋上や壁面を含む民間建築敷地内の緑化等を支援してきた。これらにより、指標値は順調に推移しており、良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等の推進に向け、有効性の高い施策展開が図れたといえる。

### （効率性）

施策のさらなる効率的な推進を図るため、都市公園をはじめとした公有地や民有緑地等の整備・保全・管理を多様な主体の参加・連携により推進するための総合的な施策等を推進した結果、平成21年度予算額は平成20年度と比較して減少している一方で、指標値は前年度と同様又はそれ以上の伸びを示しており、良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等の推進に向け、効率性の高い施策展開を図れたといえる。

### （総合的評価）

良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する施策目標の達成に向けて、その具体的措置として、道路・河川等との事業間連携、官民協働による効率的・効果的な都市公園の整備、緑地保全等を推進してきたが、目標年度における施策目標の達成に向けて順調に推移していることを踏まえて、今後とも本施策の実施内容を確実に推進していく必要がある。

### （反映の方向性）

- ・より一層の一体的・総合的な都市公園、緑地保全その他公共施設空間の緑化等の推進
- ・多様な主体の参加・連携の推進
- ・各種事業の連携・調整の強化

**業績指標 3 1**

歩いていける身近なみどりのネットワーク率

**評 価**

A-2	目標値：約7割（平成24年度） 実績値：約67%（平成20年度） 初期値：約66%（平成19年度）
-----	---

**（指標の定義）**

市街地において、都市住民の徒歩圏（注1）内に様々な規模の公園・緑地（都市公園以外を含む）（注2）のネットワークが体系的に整備されている状態（注3）（分母）を100%とした場合の実際の整備率（分子）

（注1）都市住民にとって、日常生活上最低限必要とされる学校、店舗、公園等のコミュニティ施設が備わり、主な交通手段が徒歩となる日常生活空間の単位。住区に相当し、概ね1km<sup>2</sup>が標準的な範囲となる。

- （注2）○小規模な公園・緑地（標準面積0.25ha）  
 →街区公園、市民緑地、児童遊園、条例設置公園、広場公園、緑道 等  
 ○中規模な公園・緑地（標準面積2ha）  
 →近隣公園、特別緑地保全地区、都市緑地、都市林 等  
 ○大規模な公園・緑地（標準面積4ha以上）

→地区公園、総合公園、運動公園、国民公園、風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園、広域公園、レクリエーション都市、国営公園、緩衝緑地等  
 （注3）1住区当たりの整備水準として、街区公園を含む小規模な公園緑地が4箇所、近隣公園を含む中規模な緑地が1箇所、地区公園を含む大規模な公園緑地が0.25箇所整備されている状態。

**（目標設定の考え方・根拠）**

少子高齢化社会に対応するため、長期的に100%となることをめざしており、初期値との勘案により平成24年度の目標値約7割を設定している。

**（外部要因）**

該当なし

**（他の関係主体）**

地方公共団体（事業主体）

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

- ・京都議定書目標達成計画（平成20年3月28日）「公園、道路、河川・砂防、港湾、下水道等の事業間連携等による水と緑のネットワーク形成等の推進」

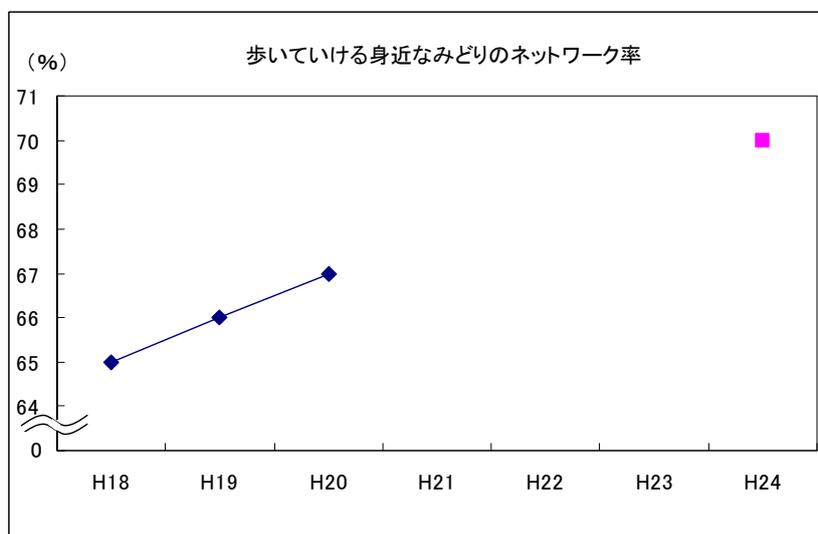
**【閣決（重点）】**

- ・社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」

**【その他】**

なし

過去の実績値				(年度)
H17	H18	H19	H20	H21
—	約65%	約66%	約67%	集計中



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

- 住区基幹公園の整備  
住区基幹公園の整備を推進することにより、都市の緑を保全・創出し、良好な住環境の形成を図る。  
予算額：都市公園事業費補助 約345億円（平成21年度）の内数

### 関連する事務事業の概要

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### （指標の動向）

平成21年度の実績値は集計中であるが、平成20年度の整備実績及び平成19年度に実施した整備予定量調査結果より、平成21年度の実績値は増加すると見込まれるため、目標値の達成に向けて順調であると推測される。

#### （事務事業の実施状況）

都市公園事業費補助により、市街地における都市公園整備を推進した。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成21年度の実績値は集計中であるが、平成20年度の整備実績及び平成19年度に実施した整備予定量調査結果より、平成21年度の実績値は増加すると見込まれるため、目標値の達成に向けて順調であると推測される。
- ・歩いていける範囲の身近な公園については、生物多様性国家戦略2010（H22）においても、目指すべき方向性として、日常的な暮らしの中で身近な自然とのふれあいを確保することとされていることから、平成22年度以降も引き続き都市公園等の整備を推進していく必要があるため、A-2と評価した。
- ・既成市街地が多く、重点的な整備を必要としているにもかかわらず用地確保が困難なために整備が進んでいない地域において、都市公園等の整備を効率的かつ積極的に推進するため、都市公園の区域を立体的に定めることができる立体都市公園制度や借地方式による都市公園整備の推進も図っていく必要がある。

## 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

### （平成22年度）

なし

### （平成23年度以降）

なし

## 担当課等（担当課長名等）

担当課：都市・地域整備局公園緑地・景観課（課長 小林 昭）

**業績指標 3 2**

1人当たり都市公園等面積

**評 価**

A-2	目標値：10.3㎡/人（平成24年度） 実績値：9.6㎡/人（平成21年度）（速報値） 初期値：9.4㎡/人（平成19年度）
-----	--

**（指標の定義）**

都市公園等（都市公園及びカントリーパーク）の面積（分子）を都市域及びカントリーパークが設置された市町村の人口（分母）で除したものの。

※カントリーパーク：都市計画区域外の一定の農山漁村に整備する公園

**（目標設定の考え方・根拠）**

緑豊かな生活環境の形成を図るため、第二次新・生物多様性国家戦略（H14）において、長期的に住民一人当たりの都市公園等面積を20㎡に高めることが目標とされているところ。これを踏まえ、都市公園の今後の整備予定量から目標値を設定。

**（外部要因）**

該当なし

**（他の関係主体）**

地方公共団体（事業主体）

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

- ・長期戦略指針「イノベーション25」（平成19年6月1日）「都市公園の整備を始め、NPO等による緑化活動の促進、公共公益施設の緑化の推進、都市開発事業における緑地等の創出に関わる民間事業者の取組を評価する制度の開発・普及等、多様な主体による国民運動としての都市緑化活動を展開。」
- ・21世紀環境立国戦略（平成19年6月1日）「緑地の保全、都市公園の整備、公共公益施設の緑化、屋上緑化等を推進することにより都市内において森と呼べるような豊かな自然空間を再生・創出する。」
- ・観光立国推進基本計画（平成19年6月29日）「史跡や名勝、豊かな自然環境など地域の魅力ある観光資源を生かした都市公園の整備を推進」、「都市に残された貴重な緑地を保全するとともに市民との協働による緑化等を推進」

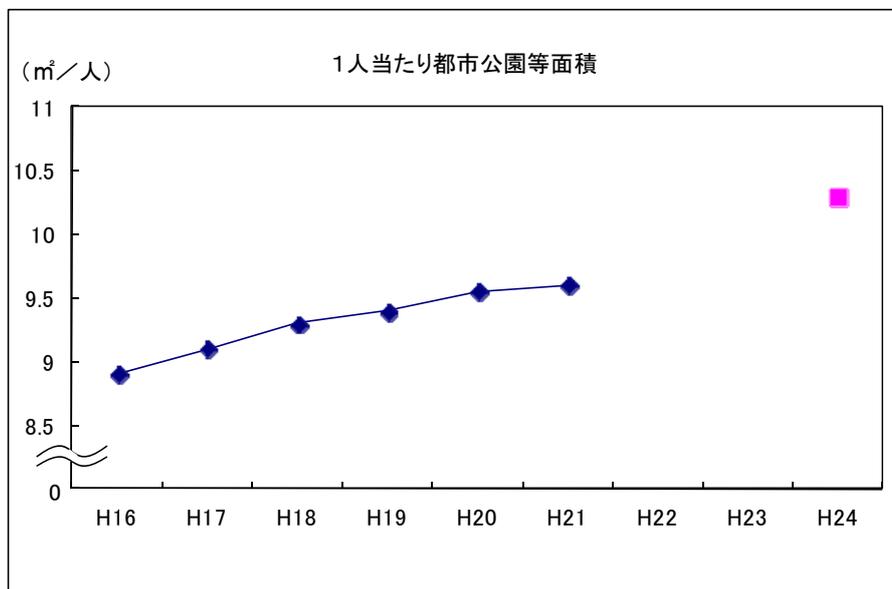
**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

なし

過去の実績値				（年度）	
H17	H18	H19	H20	H21	
9.1㎡/人	9.3㎡/人	9.4㎡/人	9.6㎡/人	9.6㎡/人 （速報値）	



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

#### ①国営公園の整備

わが国固有の優れた文化的資産の保存及び活用や広域的レクリエーション需要への対応を図るため、国営沖縄記念公園等の着実な整備を推進している。また、東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点である国営東京臨海広域防災公園の整備を促進している。

予算額：国営公園整備費 約211億円(平成21年度国費)

#### ②都市公園等整備事業に対する補助

地方公共団体が行う都市公園等の整備に対して補助を行い、都市公園等の整備を支援する。

予算額：都市公園事業費補助 約345億円(平成21年度国費)

### 関連する事務事業の概要

#### ①緑地環境整備総合支援事業の推進

都市公園の整備、特別緑地保全地区の指定及び市民緑地制度による民有緑地の公開等の多様な手法の活用による緑とオープンスペースの確保を支援。

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

平成21年度の実績値(速報値)は約9.6㎡/人(昨年度比約0.05㎡/人増)となり、伸び率の鈍化はみられるが、多くの事業が円滑に進捗していることから、目標値の達成に向けて順調に推移している。

#### (事務事業の実施状況)

- ・直轄事業においては、滝野すずらん丘陵公園(北海道)等17公園の整備を推進した。
- ・補助事業においては、都市公園事業費補助、緑地環境整備総合支援事業により地方公共団体による公園整備への支援を行った。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成21年度の実績値(速報値)は約9.6㎡/人(昨年度比約0.05㎡/人増)となり、伸び率の鈍化はみられるが、多くの事業が円滑に進捗していることから、目標値の達成に向けて順調に推移している。
- ・都市の緑を確保していく上で、都市公園の整備は必要不可欠であり、平成22年度以降も引き続き都市公園の整備を推進していく必要があるため、A-2と評価した。

## 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

#### (平成22年度)

なし

#### (平成23年度以降)

なし

## 担当課等(担当課長名等)

担当課：都市・地域整備局公園緑地・景観課(課長 小林 昭)

**業績指標 33**

都市域における水と緑の公的空間確保量

**評価**

A-2	目標値：平成19年度比約1割増（平成24年度） 実績値：平成19年度比約2%増（平成21年度）（速報値） 初期値：約13.1㎡/人（平成19年度）
-----	---

**（指標の定義）**

都市域における（港湾の区域を含む）自然的環境（樹林地、草地、水面等）を主たる構成要素とする空間であり、制度的に永続性が担保されている空間の確保量（面積）を都市域人口で除したものを。

<分母>都市域人口（人）

<分子>都市域の永続的自然環境面積※（㎡）

※都市における緑地・水面等の中でも、都市公園をはじめとした公共公益施設としての緑地、特別緑地保全地区等に指定されている緑地など、法律等に基づく規制によって永続性が担保されている土地の面積

**（目標設定の考え方・根拠）**

水と緑豊かで良好な都市環境の形成を図るため、第二次新・生物多様性国家戦略（H14）において、長期的に住民一人当たりの都市公園等面積を20㎡に高めることが目標とされているところ。これを踏まえ、都市公園、特別緑地保全地区等の今後の整備予定量から目標値を設定。

**（外部要因）**

なし

**（他の関係主体）**

地方公共団体（事業主体）

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

- ・生物多様性国家戦略2010（平成22年3月16日）「第2部 7節都市 2 緑地、水辺の保全・再生・創出・管理に係る諸施策の推進」
- ・長期戦略指針「イノベーション25」（平成19年6月1日）「都市公園の整備を始め、NPO等による緑化活動の促進、公共公益施設の緑化の推進、都市開発事業における緑地等の創出に関わる民間事業者の取組を評価する制度の開発・普及等、多様な主体による国民運動としての都市緑化活動を展開。」
- ・21世紀環境立国戦略（平成19年6月1日）「緑地の保全、都市公園の整備、公共公益施設の緑化、屋上緑化等を推進することにより都市内において森と呼べるような豊かな自然空間を再生・創出する。」
- ・観光立国推進基本計画（平成19年6月29日）「史跡や名勝、豊かな自然環境など地域の魅力ある観光資源を生かした都市公園の整備を推進」、「都市に残された貴重な緑地を保全するとともに市民との協働による緑化等を推進」
- ・京都議定書目標達成計画（平成20年3月28日）「『緑の政策大綱』や市町村が策定する『緑の基本計画』等、国及び地方公共団体における緑の保全、創出に係る総合的な計画に基づき、引き続き、都市公園の整備、道路、河川・砂防、港湾、下水処理施設、公的賃貸住宅、官公庁施設等における緑化、建築物の屋上等の新たな緑化空間の創出を積極的に推進する。」
- ・低炭素社会づくり行動計画（平成20年7月29日）「緑地の保全や都市緑化等の推進」

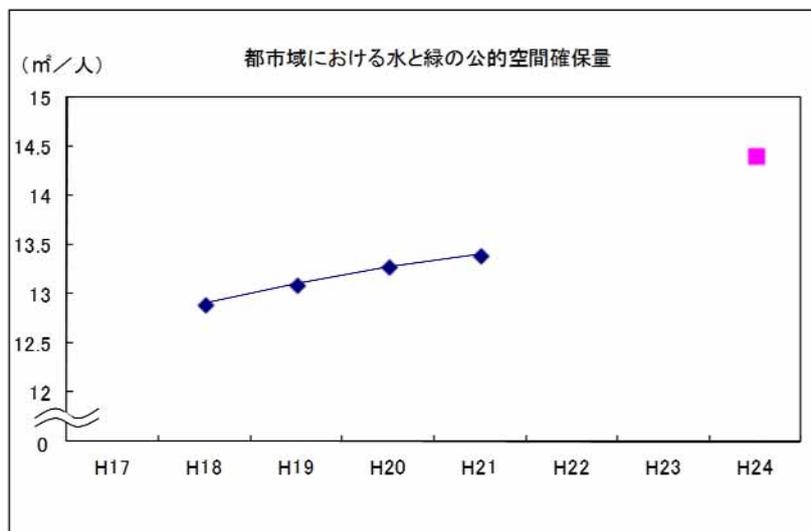
**【閣決（重点）】**

- ・社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」

**【その他】**

- ・地方再生戦略（平成19年11月地域活性化統合本部決定）「城跡・古墳、歴史的建造物等を生かしたまちなみ形成の支援、都市公園事業等の既存制度の充実による支援について検討する。」

過去の実績値				(年度)	
H17	H18	H19	H20	H21	
-	12.9㎡/人	13.1㎡/人	平成19年度比 約1%増	平成19年度比 約2%増 (速報値)	



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

- ① 国営公園の整備 (◎)  
わが国固有の優れた文化的資産の保存及び活用や広域的レクリエーション需要への対応を図るため、国営沖縄記念公園等の着実な整備を推進している。また、東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点である国営東京臨海広域防災公園の整備を促進している。  
予算額：国営公園整備費 約 211 億円（平成 21 年度国費）
- ② 都市公園等整備事業に対する補助 (◎)  
地方公共団体が行う都市公園等の整備に対して補助を行い、都市公園等の整備を支援する。  
予算額：都市公園事業費補助 約 345 億円（平成 21 年度国費）
- ③ 古都及び緑地保全事業の推進 (◎)  
古都及び緑地保全事業を推進することにより、身近な緑地の保全を図る。  
予算額：古都及び緑地保全事業費補助 約 44 億円（平成 21 年度国費）
- ④ 特別緑地保全地区内の土地に係る相続税の延納に伴う利子税の特例措置（相続税）  
相続税額について延納の許可を受けた者に係る課税相続財産の価額のうちに、特別緑地保全地区にある土地の価額がある場合の利子税の利率の特例措置を講ずる。
- ⑤ 相続税評価額の特例措置（相続税）  
特別緑地保全地区内の山林、原野、立木について、評価の軽減措置を講ずる。
- ⑥ 地価税に係る非課税措置（地価税）※平成 10 年 1 月 1 日より当分の間、課税の停止  
特別緑地保全地区内の緑地に係る土地の非課税措置を講ずる。
- ⑦ 市街化区域農地に対して課す固定資産税の特例措置（固定資産税）  
市街化区域農地のうち、三大都市圏の既成市街地等内の市の区域に存するものに係る宅地並み課税について、特別緑地保全地区内の農地については適用除外とする。
- ⑧ 特別緑地保全地区内の土地の評価の軽減等（相続税）  
特別緑地保全地区内の土地（ホテル、料理店等の施設の用に供する土地以外）の山林・宅地に係る評価の軽減措置を講ずる。
- ⑨ 特別緑地保全地区内の土地の評価の軽減等（固定資産税）  
特別緑地保全地区内の土地（ホテル、料理店等の施設の用に供する土地以外）の山林・宅地に係る固定資産税の特例措置を講ずる。
- ⑩ 特別緑地保全地区に係る土地に対する非課税措置（特別土地保有税）  
特別緑地保全地区内の土地（ホテル、料理店等の施設の用に供する土地以外）に係る特別土地保有税の非課税措置を講ずる。
- ⑪ 市民緑地に係る課税の特例措置（相続税）  
市民緑地の用地として貸し付けられている土地の評価の軽減措置を講ずる。
- ⑫ 認定緑化施設に係る課税の特例措置（固定資産税）  
緑化施設整備計画の認定を受けた認定緑化施設に係る課税標準の特例措置を講ずる。
- ⑬ 生産緑地に係る相続税の特例措置（相続税）  
農地等に係る相続税の納税猶予措置を講ずる。
- ⑭ 生産緑地地区内の農地に係る非課税措置（地価税）  
生産緑地地区内の農地等のうち買取りのされていないものに係る地価税の非課税措置を講ずる。
- ⑮ 贈与により農地等を取得した場合の不動産取得税の徴収猶予（不動産取得税）  
贈与により一定割合以上の農地等を取得した場合の不動産取得税について徴収を猶予する（贈与税が免除される場合は納税義務免除）。
- ⑯ 市街化区域農地に対して課する固定資産税の特例措置（固定資産税）  
特定市街化区域農地に係る宅地並み課税について、生産緑地地区内の農地については適用除外とする。

### 関連する事務事業の概要

- ①緑地環境整備総合支援事業の推進 (◎)  
都市公園の整備、特別緑地保全地区の指定及び市民緑地制度による民有緑地の公開などの多様な手法の活用による緑とオープンスペースの確保を支援する。
- ②道路緑化の推進 (◎)  
良好な景観を形成し、CO<sub>2</sub>の吸収など環境への負荷を軽減するため、良質な緑の道路空間を構築するべく、植樹帯、中央分離帯の植樹等、道路緑化を積極的に進める。
- ③河川における水際の緑化 (◎)  
河川において、良好な自然環境の再生のための自然再生や多自然川づくりにより、水と緑の豊かな空間を確保する。
- ④急傾斜地における緑を生かした斜面对策 (◎)  
山麓斜面に市街地が接している都市において、土砂災害に対する安全性を高め緑豊かな都市環境を形成するため、一連の樹林帯（グリーンベルト）の整備を推進する。
- ⑤港湾環境整備事業の推進 (◎)  
港湾内の生活・労働環境改善などを図り、港湾空間における良好な環境の実現のため、港湾緑地を計画的に整備する。
- ⑥空港周辺緑地整備事業の推進 (◎)  
特定飛行場の周辺区域（第3種区域）内の移転補償跡地において緩衝緑地帯等を整備する。
- ⑦下水道施設の緑化等の推進 (◎)  
下水道施設の緑化や開水路等を活用したせせらぎ整備等を積極的に進める。
- (注)◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

平成21年度の実績値（速報値）は平成19年度比約2%増となり、目標値の達成に向けて順調に推移している。

#### (事務事業の実施状況)

- ・直轄事業においては、国営滝野すずらん丘陵公園（北海道）等17公園の整備を推進した。
- ・補助事業においては、都市公園事業費補助、古都及び緑地保全事業、緑地環境整備総合支援事業により、地方公共団体による緑とオープンスペースの確保への支援を行った。
- ・良質な緑の道路空間を構築するため、植樹帯、中央分離帯の植樹等、道路緑化を推進した。
- ・自然再生、多自然川づくり等を多摩川、木曽川等で実施。
- ・山麓斜面に市街地が接している都市において、土砂災害に対する安全性を高め緑豊かな都市環境を形成するため、一連の樹林帯（グリーンベルト）の整備を推進。
- ・港湾空間における良好な環境の実現のため、港湾緑地の整備を全国約60港で実施した。
- ・特定飛行場の周辺区域（第3種区域）内の移転補償跡地において緩衝緑地帯等を整備した。
- ・下水道施設の緑化や開水路等を活用したせせらぎ整備等を推進した。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成21年度の実績値（速報値）は平成19年度比約2%増となり、目標値の達成に向けて順調に推移している。
- ・都市域における水と緑の公的空間を確保していく上で、平成22年度以降も引き続き公園の整備、緑地の保全・創出、道路・河川・急傾斜地・港湾等の公共空間の緑化を推進していく必要があることから、A-2と評価した。

## 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

#### (平成22年度)

なし

#### (平成23年度以降)

なし

## 担当課等（担当課長名等）

担当課：都市・地域整備局公園緑地・景観課（課長 小林 昭）  
 関係課：道路局環境安全課道路環境調査室（室長 菊地 春海）  
 河川局河川環境課（課長 中嶋 章雅）  
 河川局砂防部砂防計画課（課長 南 哲行）  
 港湾局国際・環境課（課長 塩崎 正孝）  
 航空局空港部環境・地域振興課（課長 加松 正利）  
 都市・地域整備局下水道部流域管理官（流域管理官 佐々木 一英）

**業績指標 34**

全国民に対する国営公園の利用者数の割合

**評価**

A-2	目標値：全国民の 3.5人に1人が利用（平成24年度） 実績値：全国民の 3.8人に1人が利用（平成21年度） 初期値：全国民の 4.0人に1人が利用（平成19年度）
-----	---

**(指標の定義)**

国民の国営公園の利用頻度（〇人に1人が利用）

<分母>全国人口

<分子>国営公園の年間総利用者数

**(目標設定の考え方・根拠)**

国営公園の整備の進捗と相関するように入場者数の増加が図られてきており、計画的な整備及び効率的な管理を推進することにより、長期的にはより多くの国民に利用されることを目指しており、今後の整備計画から平成24年度の目標値「3.5人に1人」を設定している。

**(外部要因)**

該当なし

**(他の関係主体)**

地方公共団体（連携事業者）

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

- ・ 長期戦略指針「イノベーション25」（平成19年6月1日閣議決定）「都市公園の整備を始め、NPO等による緑化活動の促進、公共施設緑地の緑化の推進、都市開発事業における緑地等の創出に関わる民間事業者の取組を評価する制度の開発・普及等、多様な主体による国民運動としての都市緑化活動を展開。」
- ・ 観光立国推進基本計画（平成19年6月29日閣議決定）「史跡や名勝、豊かな自然環境など地域の魅力ある観光資源を生かした都市公園の整備を推進」、「都市に残された貴重な緑地を保全するとともに市民との協働による緑化等を推進」

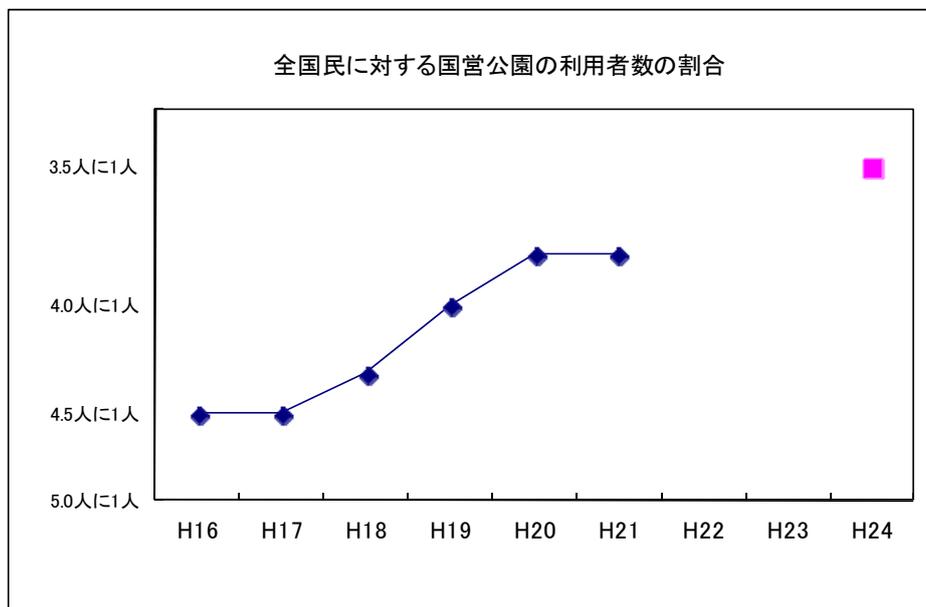
**【閣決（重点）】**

- ・ 社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「5章に記載あり」

**【その他】**

なし

過去の実績値					(年度)
H17	H18	H19	H20	H21	
4.5人 に1人	4.3人 に1人	4.0人 に1人	3.8人 に1人	3.8人 に1人	



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

#### ①国営公園の整備

わが国固有の優れた文化的資産の保存及び活用や広域的レクリエーション需要への対応を図るため、国営沖縄記念公園（沖縄県）等の着実な整備を推進している。また、東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点である国営東京臨海広域防災公園（東京都）の整備を促進している。

予算額：国営公園整備費 約211億円（平成21年度）

#### ②国営公園の管理

供用中の16公園について適正な維持管理を行っている。

予算額：国営公園維持管理費 約116億円（平成21年度）

### 関連する事務事業の概要

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### （指標の動向）

- 平成21年度の国営公園の利用者数は、供用中の16公園全体で約3,385万人であったことから、全国民に対する国営公園の利用者数の割合は、国民の3.8人に1人となり、順調であると推測される。
- 平成20年度に開園した国営常陸海浜公園（茨城県）のみはらしの丘、平成21年度に開園した国営アルプスあづみの公園（長野県）の大町・松川地区等により、順調に進捗したものと考えられる。

#### （事務事業の実施状況）

- 国営昭和記念公園など17公園の整備等を推進した。
- 供用中の16公園について適正な維持管理を行っている。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

- 業績指標は平成21年度で3.8人に1人と目標値の達成に向け順調に進捗していると推測される。
- 平成22年度においても、適正な維持管理や新規エリアの供用等を通して、引き続き国営公園の利用促進を図ることから、A-2と評価した。
- 地域住民のレクリエーションや憩いの場としての引き続き着実な整備及び維持管理を行い、積極的な広報やイベント開催を通じ、更なる利用促進を図る。

## 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

行政刷新会議による事業仕分けを踏まえ、予算要求の縮減及び入札方式の見直しを実施。

（平成22年度）

なし

（平成23年度以降）

なし

## 担当課等（担当課長名等）

担当課：都市・地域整備局公園緑地・景観課（課長 小林 昭）

# ○暮らし・環境

## 政策目標 2

良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現

### 施策目標 8

良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適正な汚水処理の確保、下水道資源の循環を推進する

自然再生事業、水と緑のネットワーク整備事業、緑地環境整備総合支援事業、下水道事業、都市水環境整備事業等を実施することにより、良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適正な汚水処理の実施、下水道資源の循環を推進する。

### 業績指標

3 5	生物多様性の確保に資する良好な樹林地等の自然環境を保全・創出する公園・緑地
3 6	汚水処理人口普及率
3 7	下水道処理人口普及率
3 8	良好な水環境創出のための高度処理実施率
3 9	合流式下水道改善率
4 0	下水道バイオマスリサイクル率
4 1	水辺の再生の割合（河川）
4 2	湿地・干潟の再生の割合（河川）
4 3	河川・湖沼・閉鎖性海域における汚濁負荷削減率（①河川、②湖沼、③閉鎖性海域）
4 4	自然体験活動拠点数
4 5	地域に開かれたダム、ダム湖活用者数
4 6	都市空間形成河川整備率
4 7	かわまちづくり整備自治体数

## 【評価結果の概要】

### （必要性）

「21世紀環境立国戦略」（平成19年6月閣議決定）にて「低炭素社会」、「循環型社会」又は「自然共生社会」の構築の必要性について記載され、また、高齢化に伴う人口構造の変化や地球温暖化に伴う自然環境の変化することが想定されることから、今後とも当該施策を着実に実行していく必要がある。

### （有効性）

当該施策を推進していく手段として、自然再生事業、緑地環境整備総合支援事業、下水道事業、都市水環境整備事業等を中心に展開してきた。自然再生事業は平成14年度から実施しており、自然再生した水辺・湿地等の割合は着実に進んできている。緑地環境整備総合支援事業についても、平成16年度より公園・緑地の整備等、多様な手法により良好な自然環境を適正に保全・創出してきている。下水道事業については、計画的かつ効率的に、未普及地域の解消、下水道の高度処理化、合流式下水道の改善、下水汚泥の資源・エネルギー利用が進められており、当該施策を有効に推進している。都市水環境整備事業については、新世代下水道支援事業制度等により、着実に都市の水環境の向上に寄与している。上記の取組を進めた結果、各業績指標の実績値は目標値の達成に向けて進捗を示しており、当該施策を達成するための各事務事業が有効であると評価できる。

### （効率性）

第二期水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ）等、水環境改善に積極的な地元市町村等と河川管理者・下水道管理者等が一体となった水環境改善施策等に取り組むことで、各種事業の連携・調整が図られ、効率的に施策を推進することができた。また、効果の高い事業や対策への重点化等を実施することにより、効率的な施策の推進が図られた。

当該施策を達成するための各事務事業は、これらを含めた総合的な対策を実施しており、効率的であると評価できる。

### （総合的評価）

良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適正な汚水処理の確保、下水道資源の循環を推進するための具体的措置として、自然再生やかわまちづくり等の都市水環境整備事業、水と緑のネットワーク整備事業、緑地環境整備総合支援事業、下水道事業等を実施してきたところ。その効果については着実に進んでおり、多くの業績指標が目標値の達成に向けて順調に推移しており、今後ともより効果を発揮する事業や対策への重点化等の実施により、効果的・効率的な対策を実施する必要がある。

### （反映の方向性）

- ・ より効果を発揮する事業や対策への重点化等の実施
- ・ 各種事業の連携・調整の強化

**業績指標 35**

生物多様性の確保に資する良好な樹林地等の自然環境を保全・創出する公園・緑地

**評価**

A-2	目標値：平成19年度の値からさらに2,200ha増 (平成24年度) 実績値：平成19年度の値からさらに約400ha増 (平成20年度) 初期値：約2,800ha増(平成19年度)
-----	--

**(指標の定義)**

都市域において、樹林地・草地・水辺地等により構成される良好な自然環境を

- ・都市公園の整備により保全・創出
- ・特別緑地保全地区等の指定により保全
- ・港湾緑地により創出

することにより平成19年度以降新たに制度的に担保する面積

**(目標設定の考え方・根拠)**

過去のトレンド及び特別緑地保全地区の指定等を含めた今後の保全・創出予定量から目標を設定。

**(外部要因)**

該当なし

**(他の関係主体)**

地方公共団体(事業主体)

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

- ・生物多様性国家戦略2010(平成22年3月16日)「第2部 7節都市 2 緑地、水辺の保全・再生・創出・管理に係る諸施策の推進」
- ・21世紀環境立国戦略(平成19年6月1日)「緑地の保全、都市公園の整備、公共公益施設の緑化、屋上緑化等を推進することにより都市内において森と呼べるような豊かな自然空間を再生・創出する。」

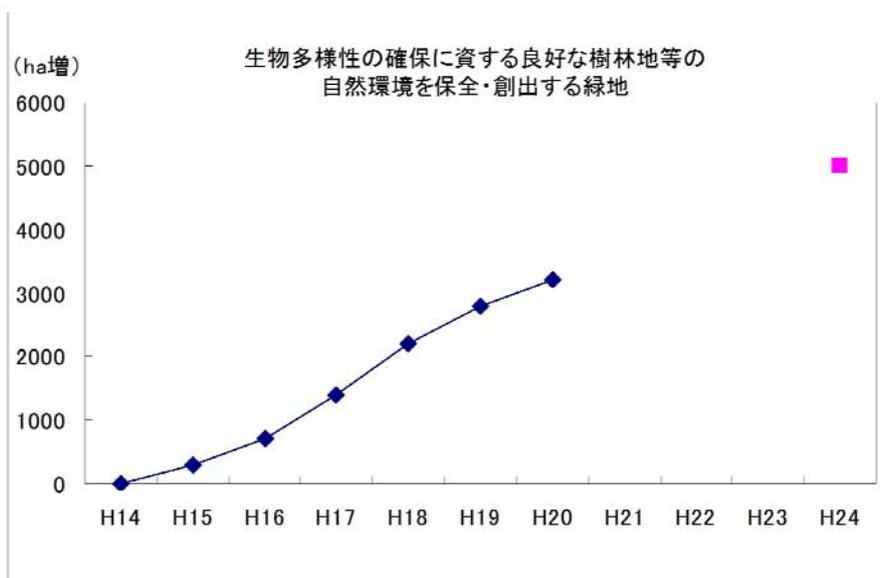
**【閣決(重点)】**

なし

**【その他】**

なし

過去の実績値				(年度)
H17	H18	H19	H20	H21
平成14年度比 約1,400ha増	平成14年度比 約2,200ha増	平成14年度比 約2,800ha増	平成19年度比 約400ha増 (平成14年度比 約3,200ha増)	集計中



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

- ①緑地環境整備総合支援事業  
都市公園の整備、特別緑地保全地区の指定及び市民緑地制度による民有緑地の公開等の多様な手法の活用による緑とオープンスペースの確保を支援する。  
予算額：緑地環境整備総合支援事業費補助 約55億円の内数(平成21年度国費)
- ②特別緑地保全地区内の土地に係る相続税の延納に伴う利子税の特例措置（相続税）  
相続税額について延納の許可を受けた者に係る課税相続財産の価額のうちに、特別緑地保全地区にある土地の価額がある場合の利子税の利率の特例措置を講ずる。
- ③相続税評価額の特例措置（相続税）  
特別緑地保全地区内の山林、原野、立木について、評価の軽減措置を講ずる。
- ④地価税に係る非課税措置（地価税）  
特別緑地保全地区内の緑地に係る土地の非課税措置を講ずる。  
※平成10年1月1日より当面の間、課税の停止。
- ⑤市街化区域農地に対して課す固定資産税の特例措置（固定資産税）  
市街化区域農地のうち、三大都市圏の既成市街地等内の市の区域に存するものに係る宅地並み課税について、特別緑地保全地区内の農地については適用除外とする。
- ⑥特別緑地保全地区内の土地の評価の軽減等（相続税）  
特別緑地保全地区内の土地（ホテル、料理店等の施設の用に供する土地以外）の山林・宅地に係る評価の軽減措置を講ずる。
- ⑦特別緑地保全地区内の土地の評価の軽減等（固定資産税）  
特別緑地保全地区内の土地（ホテル、料理店等の施設の用に供する土地以外）の山林・宅地に係る固定資産税の特例措置を講ずる。
- ⑧特別緑地保全地区に係る土地に対する非課税措置（特別土地保有税）  
特別緑地保全地区内の土地（ホテル、料理店等の施設の用に供する土地以外）に係る特別土地保有税の非課税措置を講ずる。
- ⑨市民緑地に係る課税の特例措置（相続税）  
市民緑地の用地として貸し付けられている土地の評価の軽減措置を講ずる。
- ⑩認定緑化施設に係る課税の特例措置（固定資産税）  
緑化施設整備計画の認定を受けた認定緑化施設に係る課税標準の特例措置を講ずる。
- ⑪生産緑地に係る相続税の特例措置（相続税）  
農地等に係る相続税の納税猶予措置を講ずる。
- ⑫生産緑地地区内の農地に係る非課税措置（地価税）  
生産緑地地区内の農地等のうち買取りのされていないものに係る地価税の非課税措置を講ずる。
- ⑬贈与により農地等を取得した場合の不動産取得税の徴収猶予（不動産取得税）  
贈与により一定割合以上の農地等を取得した場合の不動産取得税について徴収を猶予する（贈与税が免除される場合は納税義務免除）。
- ⑭市街化区域農地に対して課する固定資産税の特例措置（固定資産税）  
特定市街化区域農地に係る宅地並み課税について、生産緑地地区内の農地については適用除外とする。

### 関連する事務事業の概要

- ①自然再生緑地整備事業の推進  
埋立造成地や工場等からの大規模な土地利用転換地など自然的な環境を積極的に創出すべき地域において樹林地や湿地、干潟の再生創出など生物多様性の確保に資する良好な緑地の整備を推進する。
- ②緑地保全事業の推進  
緑地保全事業を推進することにより、身近な緑地の保全を図る。
- ③港湾環境整備事業の推進  
港湾内の生活・労働環境改善などを図り、港湾空間における良好な環境の実現のため、港湾緑地を計画的に整備する。

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

平成21年度の実績値は集計中であるが、平成20年度の実績や平成19年度に実施した整備予定量調査結果より、平成21年度実績値は増加すると見込まれるため、目標値の達成に向けて順調であると推測される。

#### (事務事業の実施状況)

- ・都市公園事業費補助により、尼崎市による尼崎の森中央緑地など、地方公共団体による自然再生緑地整備への支援を行った。
- ・港湾空間における良好な環境の実現のため、港湾緑地の整備を全国約60港で実施した。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成21年度の実績値は集計中であるが、平成20年度の実績や平成19年度に実施した整備予定量調査結果より、平成21年度実績値は増加すると見込まれるため、目標値の達成に向けて順調であると推測される。
- ・都市域において、樹林地・草地・水辺地等により構成される良好な自然的環境を確保するため、平成22年度以降についても、公園・緑地を整備するとともに、港湾空間における良好な環境実現のため、港湾緑地の計画的な整備を進めていくため、A-2と評価した。

## 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

#### (平成22年度)

なし

#### (平成23年度以降)

なし

## 担当課等(担当課長名等)

担当課：都市・地域整備局公園緑地・景観課(課長 小林 昭)

関係課：港湾局国際・環境課(課長 塩崎 正孝)

**業績指標 36**

汚水処理人口普及率

**評 価**

A-1	目標値：約93%（平成24年度） 実績値：約85%（平成20年度） 初期値：約84%（平成19年度）
-----	--

**（指標の定義）**

総人口に対して、下水道、農業集落排水施設、浄化槽、コミュニティプラント等の汚水処理施設を利用できる人口の割合。

（分母）総人口

（分子）下水道、農業集落排水施設、浄化槽、コミュニティプラント等の汚水処理施設を利用できる人口

**（目標設定の考え方・根拠）**

下水道、農業集落排水施設、浄化槽等各汚水処理施設に係る整備目標値を重ね合わせて、目標値を設定している。

**（外部要因）**

技術開発の動向、地元の調整状況等

**（他の関係主体）**

- ・農林水産省（農業集落排水事業等を所管）
- ・環境省（浄化槽事業を所管）
- ・地方公共団体（事業主体）

**（重要政策）**

**【施政方針】**

- ・第162回国会施政方針演説（平成17年1月21日）

「下水道や浄化槽の整備のように、複数の省庁にまたがる同種の公共事業を地域再生のため実施する場合には、窓口を一本化して交付金を地方に配分する仕組みをつくります。」

**【閣議決定】**

なし

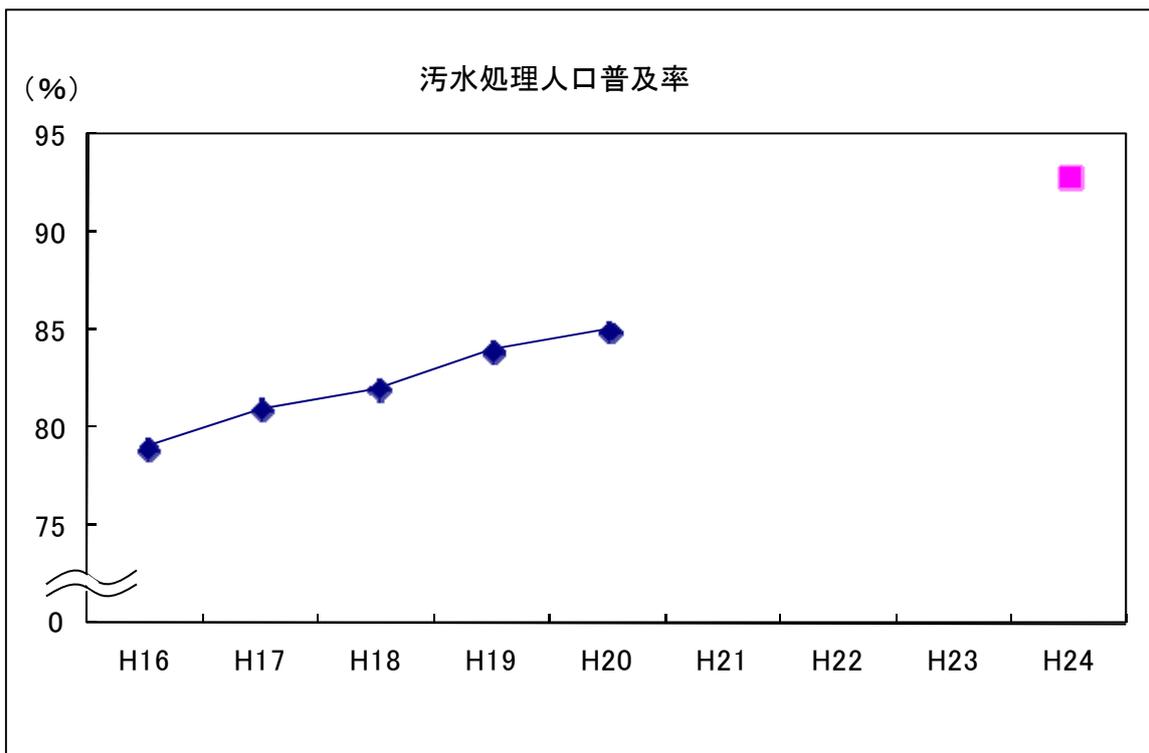
**【閣決（重点）】**

社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章、第5章に記載あり」

**【その他】**

なし

過去の実績値				（年度）	
H17	H18	H19	H20	H21	
約81%	約82%	約84%	約85%	（集計中）	



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

- 汚水処理施設の整備 (◎)
    - ・ 効率的な汚水処理施設整備を進めるため、地域の特性を踏まえた適切な役割分担の下、下水道、農業集落排水施設、浄化槽等の整備を連携して実施する。
    - ・ 下水道の整備を促進するため、事業を実施する地方公共団体に対して補助を行う。  
予算額 6, 328億円の内数(平成21年度国費)
- (注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

### 関連する事務事業の概要

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

- ・ 汚水処理人口普及率の平成21年度の実績値は集計中であるが、平成20年度の実績値は84.8%で、前年度から1.1%上昇している。平成16年度以降のトレンドを延長すると、平成24年度には目標値をやや下回る。
- ・ 普及状況は地域間、人口規模によって大きな差があり、汚水処理人口普及率が全国平均を超えているのは17都道府県だけである。また、5万人未満の中小市町村における汚水処理人口普及率は69.3%(平成20年度末時点)にとどまっている。

#### (事務事業の実施状況)

- ・ 地方の自主性・裁量性を高めるため、複数の汚水処理施設(公共下水道、集落排水施設、浄化槽)を一体的に整備する市町村に対し、汚水処理施設間での融通や年度間の事業量の調整が可能な汚水処理施設整備交付金により、汚水処理の普及拡大を推進した。
- ・ 平成19年9月に「人口減少等の社会情勢の変化を踏まえた都道府県構想の見直しの推進について」を発出し、都道府県構想の早急な見直しを推進した。
- ・ さらに、「下水道未普及解消クイックプロジェクト」では、平成19年度よりモデル市町村において新技術の導入による効率的な整備等の試行的な取組みを実施し、地域の実状に応じた効率的な未普及解消技術の開発とその活用による未普及解消を推進した。
- ・ 平成20年度より公共下水道の整備に対する補助対象範囲の見直しを行い、中小市町村を中心に補助対象範囲を大幅に拡大した。
- ・ 平成21年度には、下水道の普及が遅れている市町村を対象に、人口の集中している地区で補助対象範囲を拡充して概ね10年以内での下水道整備を促進する「下水道未普及解消重点支援制度」を創設し、地域間格差の是正を推進した。

※ 都道府県構想：各都道府県が市町村の意見を反映した上で策定している汚水処理施設の整備に関する総合的な構想で、水質保全効果や費用比較による経済性等を勘案し、地域の実状に応じた効果的かつ適正な整備手法を選定するもの

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・ 当指標は平成16年度以降のトレンドを延長すると、平成24年度には目標値をやや下回る。地域間、人口規模による普及率に大きな差があり、その是正のため平成21年度に「下水道未普及解消重点支援制度」を創設している。当制度により、普及率が全国的に見て低い地方公共団体で下水道の整備が進み、今後はさらに上昇幅が増加することが見込めることから、A-1と評価した。
- ・ 引き続き、人口減少等の社会情勢の変化を踏まえた下水道計画の見直しを推進した上で、各汚水処理施設の連携を一層強化するとともに、地域の実状に応じた低コストの下水道整備手法を導入し、効率的な汚水処理施設整備を推進する。

## 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

### (平成22年度)

- ・ 平成22年度より、従来の補助金に代わって「社会資本整備総合交付金」を創設する。これにより、従来は補助対象ではなかった関連施設の整備やソフト事業も含めて下水道の整備を支援し、また手続きを簡素化することで下水道整備の一層の推進を図る。

### (平成23年度以降)

なし

## 担当課等(担当課長名等)

担当課：都市・地域整備局下水道部下水道事業課(課長 岡久 宏史)

**業績指標 37**

下水道処理人口普及率

**評価**

A-1	目標値：約78%（平成24年度） 実績値：約73%（平成20年度） 初期値：約72%（平成19年度）
-----	--

**(指標の定義)**

総人口に対して下水道を利用できる人口の割合。

(分母) 総人口

(分子) 下水道を利用できる人口

**(目標設定の考え方・根拠)**

人口の集中する地区等については、概ね10年間で整備を概成することを目指し、その他の地区については、実施予定の整備量により、目標値を設定。

**(外部要因)**

技術開発の動向、地元の調整状況等

**(他の関係主体)**

地方公共団体（事業主体）

**(重要政策)**

**【施政方針】**

・第162回国会 施政方針演説（平成17年1月21日）

「下水道や浄化槽の整備のように、複数の省庁にまたがる同種の公共事業を地域再生のため実施する場合には、窓口を一本化して交付金を地方に配分する仕組みをつくります。」

**【閣議決定】**

なし

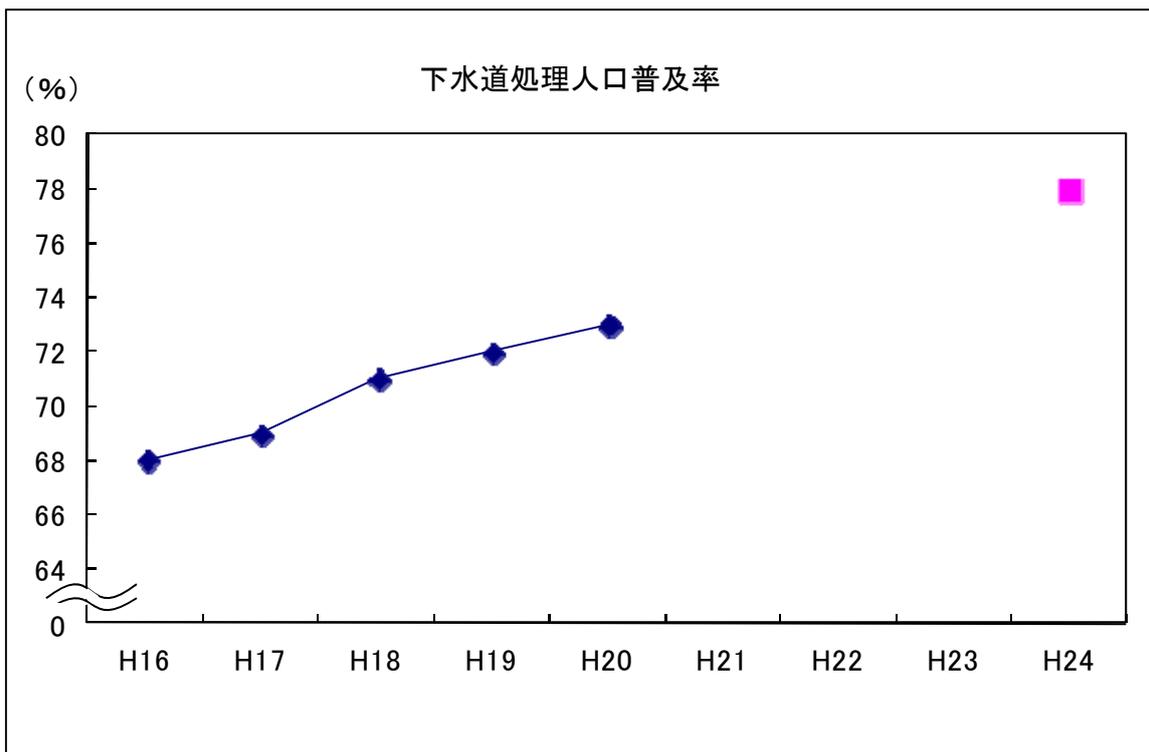
**【閣決（重点）】**

社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第5章に記載あり」

**【その他】**

なし

過去の実績値				(年度)
H17	H18	H19	H20	H21
約69%	約71%	約72%	約73%	(集計中)



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

- 下水道の整備
  - ・ 効率的な汚水処理施設整備を進めるため、地域の特性を踏まえた適切な役割分担の下、下水道、集落排水施設、浄化槽等の整備を連携して実施する。
  - ・ 下水道の整備を促進するため、事業を実施する地方公共団体に対して補助を行う。  
予算額 6, 328億円の内数（平成21年度国費）

### 関連する事務事業の概要

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

- ・ 下水道処理人口普及率の平成21年度の実績値は集計中であるが、平成20年度の実績値は72.7%で、前年度から1.0%上昇しており、順調な進捗が図られている。
- ・ 下水道の普及状況は地域間、人口規模によって大きな差があり、下水道処理人口普及率が全国平均を超えているのは14都道府県だけである。また、5万人未満の中小市町村における下水道処理人口普及率は43.8%（平成20年度末時点）にとどまっている。

#### (事務事業の実施状況)

- ・ 地方の自主性・裁量性を高めるため、複数の汚水処理施設（公共下水道、集落排水施設、浄化槽）を一体的に整備する市町村に対し、汚水処理施設間での融通や年度間の事業量の調整が可能な汚水処理施設整備交付金により、汚水処理の普及拡大を推進した。
- ・ 平成19年9月に「人口減少等の社会情勢の変化を踏まえた都道府県構想の見直しの推進について」を發出し、都道府県構想の早急な見直しを推進した。
- ・ さらに、「下水道未普及解消クイックプロジェクト」では、平成19年度よりモデル市町村において新技術の導入による効率的な整備等の試行的な取組みを実施し、地域の実状に応じた効率的な未普及解消技術の開発とその活用による未普及解消を推進した。
- ・ 平成20年度より公共下水道の整備に対する補助対象範囲の見直しを行い、中小市町村を中心に補助対象範囲を大幅に拡大した。
- ・ 平成21年度には、下水道の普及が遅れている市町村を対象に、人口の集中している地区で補助対象範囲を拡充して概ね10年以内での下水道整備を促進する「下水道未普及解消重点支援制度」を創設し、地域間格差の是正を推進した。

※ 都道府県構想：各都道府県が市町村の意見を反映した上で策定している汚水処理施設の整備に関する総合的な構想で、水質保全効果や費用比較による経済性等を勘案し、地域の実状に応じた効果的かつ適正な整備手法を選定するもの

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・ 当指標は平成16年度以降のトレンドを延長すると、平成24年度に目標値を達成すると見込まれる。しかし、平成18年度以降は伸びが鈍化し、また地域間、人口規模による普及率に大きな差がある。その是正のため、平成21年度に「下水道未普及解消重点支援制度」を創設していることから、再度上昇幅が増加することを見込み、A-1と評価した。
- ・ 引き続き、人口減少等の社会情勢の変化を踏まえた下水道計画の見直しを推進した上で、各汚水処理施設の連携を一層強化するとともに、地域の実状に応じた低コストの下水道整備手法を導入し、効率的な汚水処理施設整備を推進する。

## 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

#### (平成22年度)

- ・ 平成22年度より、従来の補助金に代わって「社会資本整備総合交付金」を創設する。これにより、従来は補助対象ではなかった関連施設の整備やソフト事業も含めて下水道の整備を支援し、また手続きを簡素化することで下水道整備の一層の推進を図る。

#### (平成23年度以降)

なし

## 担当課等（担当課長名等）

担当課：都市・地域整備局下水道部下水道事業課（課長 岡久 宏史）

**業績指標 38**

良好な水環境創出のための高度処理実施率

**評 価**

A-2	目標値：約30%（平成24年度） 実績値：約27%（平成20年度） 初期値：約25%（平成19年度）
-----	--

**(指標の定義)**

(分子) 必要な高度処理が実施されている区域内の人口

(分母) 富栄養化の防止、水道水源の水質改善、水質環境基準の達成等、公共用水域の水質改善による良好な水環境創出に必要な高度処理を導入すべき処理場に係る下水道計画区域内における当該年度の居住人口

**(目標設定の考え方・根拠)**

高度処理が必要であると位置付けられている処理場において、新設・増設・改築時に、高度処理を着実に推進するとともに、水道水源となっている指定湖沼、三大湾の代表的なベイエリア等において、高度処理を重点的に推進するとの考えに基づいて目標を設定。

**(外部要因)**

なし

**(他の関係主体)**

地方公共団体（事業主体）

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

- ・21世紀環境立国戦略（平成19年6月1日）「閉鎖性海域等の水質汚濁対策、・・・などの総合的な取組を推進することにより、多様な魚介類等が生息し、人々がその恵沢を将来にわたり享受できる自然の恵み豊かな豊饒の「里海」の創生を図る。水質、水量の観点のみならず、生物多様性の保全の観点も含め、湖沼の汚濁負荷メカニズムの解明や水質汚濁対策の実施、水域と陸域の推移帯（水辺エコトーン）におけるヨシ群落の保全再生などの取組を進め、それぞれの湖沼の特色に応じた豊かな湖沼環境の再生を図る。」

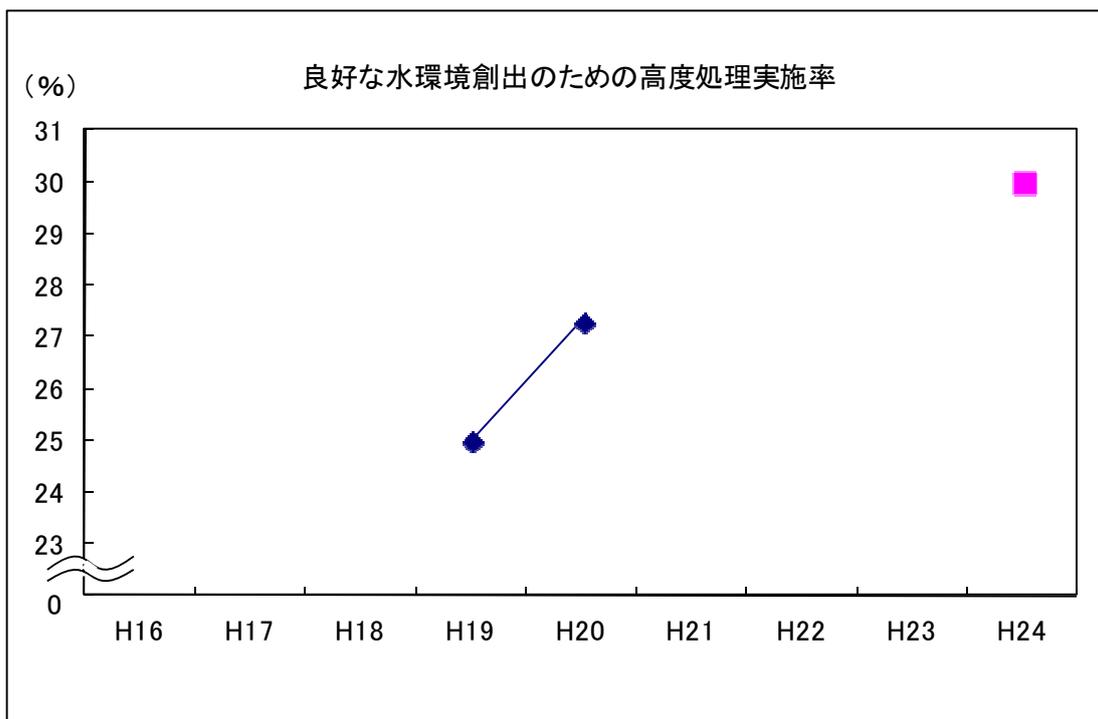
**【閣決（重点）】**

社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第5章に記載あり」

**【その他】**

なし

過去の実績値				(年度)	
H17	H18	H19	H20	H21	H24
—	—	約25%	約27%		(集計中)



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

- 高度処理の普及促進
  - ・ 高度処理の施設の整備により高度処理の普及を促進するため、高度処理を実施する地方公共団体に対して補助を行う。  
予算額 6, 328億円の内数（平成21年度国費）

### 関連する事務事業の概要

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

- ・ 高度処理実施率の平成21年度の実績値は集計中であるが、平成20年度の実績値は27.3%であり、前年度から2.0%上昇しており、目標の達成に向けて順調な進捗が図られている。

#### (事務事業の実施状況)

- ・ 三大湾、指定湖沼等における水質環境基準の達成に向けて、これらの地域において高度処理施設の整備を推進した。
- ・ 平成20年9月の事務連絡「高度処理方法として取り扱うことのできる処理方法の事業計画への位置づけについて」により、高度処理を位置付けるべき処理場の定義を整理し、適切な高度処理の実施を推進した。
- ・ 平成20年6月の事務連絡「処理方法の考え方について」により、新設・増設・改築時における高度処理の導入に加え、改築の時期に達していない施設においても段階的な高度処理を導入するよう地方公共団体に依頼した。
- ・ 平成21年度には、高度処理を位置づけた流域別下水道整備総合計画策定時の高度処理共同負担制度の適用可能性の検討などの取り組みを行い、積極的な高度処理の導入を推進した。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・ 段階的の高度処理の推進など、高度処理の普及・実施に寄与する取り組みを行っており、当指標も、平成19年度以降1年間の実績で大幅に上昇しており、平成24年度には目標値を達成すると見込まれることから、A-2と評価した。
- ・ 引き続き、三大湾や指定湖沼などの閉鎖性水域における水質改善を着実に推進するために、計画的な投資と事業展開が必要であるとともに、効率的な事業執行を図っていく必要がある。

## 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

### (平成22年度)

- ・ 平成22年度より、従来の補助金に代わって「社会資本整備総合交付金」を創設する。これにより、従来は補助対象ではなかった関連施設の整備やソフト事業も含めて下水道の整備を支援し、また手続きを簡素化することで下水道整備の一層の推進を図る。

### (平成23年度以降)

なし

## 担当課等（担当課長名等）

担当課：都市・地域整備局下水道部流域管理官（流域管理官 佐々木 一英）

**業績指標 39**  
合流式下水道改善率

**評価**

A-2	目標値：約63%（平成24年度） 実績値：約30%（平成20年度） 初期値：約25%（平成19年度）
-----	--

**(指標の定義)**

分母：合流式下水道（注1）により整備されている区域の面積

分子：雨天時において公共用水域に放流される汚濁負荷量が分流式下水道（注2）並以下（注3）までに改善されている区域の面積の割合。

（注1）家庭などからの排水と雨水を同一の管きょ系統で排除する方式の下水道のこと。雨天時に管きょや処理場の能力を超える量の水は、未処理の状態では河川に放流させるという問題がある。

（注2）家庭などからの排水と雨水を別々の管きょ系統で排除する方式の下水道のこと。

（注3）合流式下水道の処理区を分流式下水道に置き換えた場合において排出する年間総汚濁負荷量と同程度以下になること

**(目標設定の考え方・根拠)**

下水道法施行令に基づき、合流式下水道区域面積が一定規模未満の全ての都市地域（170都市）においては平成25年度までに、その他の大都市地域（21都市）においては平成35年度までに改善対策を完了することとしている。この目標達成に向けて必要な整備量から、目標値を算出して設定。

**(外部要因)**

なし

**(他の関係主体)**

地方公共団体（事業主体）

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

- ・21世紀環境立国戦略（平成19年6月1日）

「水質の面では、人間活動に伴う汚濁負荷を水域の自然の浄化作用を期待できるレベルまで抑えるため、都市内河川を始めとする都市域を取り巻く水域の水質改善対策の推進を図る。」

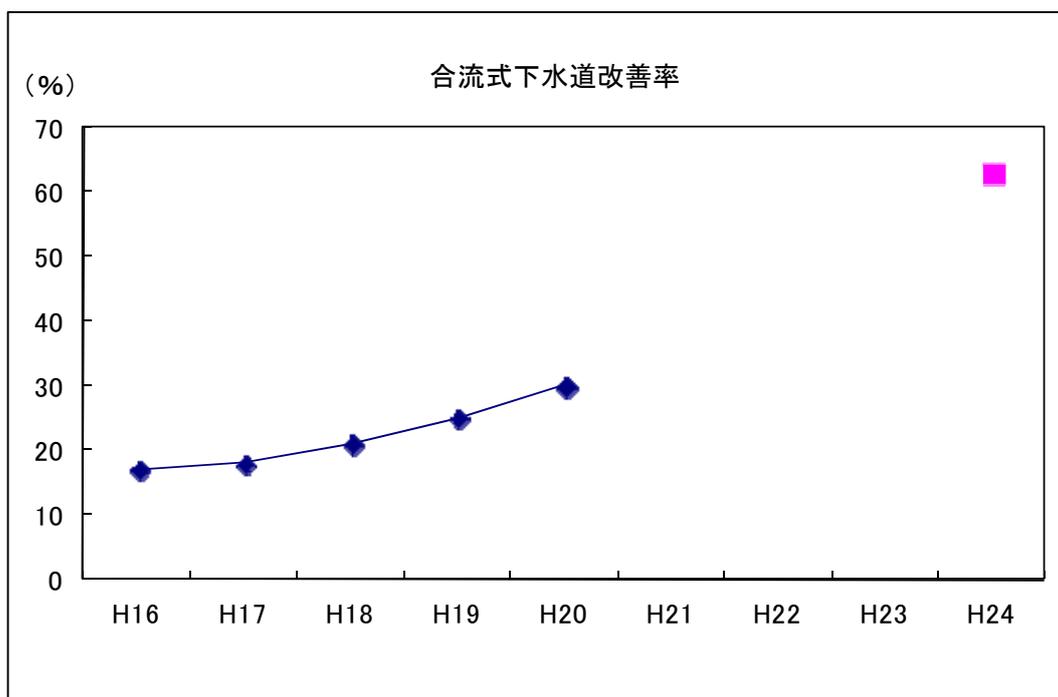
**【閣決（重点）】**

社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第5章に記載あり」

**【その他】**

なし

過去の実績値					(年度)
H17	H18	H19	H20	H21	H21
約18%	約21%	約25%	約30%		(集計中)



**事務事業の概要**  
**主な事務事業の概要**

○ 合流式下水道の改善  
合流式下水道の改善を図るため、雨水吐口の改良や滞水池の設置、遮集管の整備等を促進し、合流式下水道の改善済み面積を増加させるため、地方公共団体が行う合流式下水道改善事業に対して補助を行う。  
予算額 6,328億円の内数（平成21年度国費）

**関連する事務事業の概要**

該当なし

**測定・評価結果**

**目標の達成状況に関する分析**

**(指標の動向)**

- ・合流式下水道改善率の平成21年度の実績値は集計中（8月完了予定）であるが、平成20年度の実績値は30%で、平成19年度から5%上昇し整備が進捗している。上昇率は増加傾向にあり、トレンドを勘案すると、目標値約65%（平成24年度）に到達する状況となっている。
- ・加えて、平成19年度より3年以内に平成25年度を超えない範囲で計画期間5年間以内の「合流式下水道改善計画」を作成するよう合流式下水道緊急改善事業実施要領の一部を改正するとともに、より効率的、効果的に緊急改善計画の見直しを行う際の手引きを作成した。その結果、平成21年度末までにすべての自治体で合流式下水道改善計画が作成されており、今後はさらに整備率が上昇する見込みである。

**(事務事業の実施状況)**

- ・平成19年度に合流式下水道緊急改善事業の拡充を行い、確実な改善対策の完了を図るため、制度期間の延伸や評価制度の導入等を行った。
- ・平成19年度より合流式下水道の改善状況の進捗状況を4段階に分け公表している。
- ・平成20年3月に「効率的な合流式下水道改善計画策定の手引き（案）」を策定し、改善計画の策定を支援することにより、計画的・効率的な合流式下水道の改善対策実施を促進した。
- ・合流式下水道の改善事業を、計画的・緊急的に実施すべく、合流式下水道緊急改善計画に基づく事業に対して重点的に補助を行った。
- ・平成20年度には下水道環境保全効果向上支援制度を創設し、地方公共団体が、合流区域における分流化に伴い必要となる排水設備の改造等を補助対象に追加した。

**課題の特定と今後の取組みの方向性**

- ・合流式下水道改善状況の調査結果（平成20年度末）によると、順調に事業実施している都市や既に分流式下水道並を達成している都市及び新技術の導入や適切な対策手法の選定で目標を達成できる都市は、191の自治体のうち141都市と約7割を占めている一方、目標達成が困難と思われる都市は50都市あり、約3割を占めている。
  - ・中小都市においては平成25年度、大都市においては平成35年度までに合流式下水道を改善することを政令で定めており※、「効率的な合流式下水道改善計画策定の手引き（案）」を活用し、改善対策の低コスト化、スピリット21（民間主導による技術開発プロジェクト）などの新技術の導入を図るとともに、合流式下水道緊急改善事業や下水道環境保全効果向上支援制度等の活用により、効率的・効果的に改善対策を推進することとしている。そのため、今後は業績指標は急速にのびていくことが期待されることから、A-2と評価した。
- ※ 下水道法（昭和33年法律第79号）第7条及び第8条に基づく同法施行令第5条の5第6号及び第6条第2項において、雨水吐に係る構造の基準、雨水の影響が大きい時の放流水の水質の技術上の基準を定め、経過措置の期間内（原則平成25年度まで、処理区域面積が大きい場合には平成35年度まで）の改善対策の完了を義務づけている。

**平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項**

**(平成22年度)**

- ・平成22年度より、従来の補助金に代わって「社会資本整備総合交付金」を創設する。これにより、従来は補助対象ではなかった関連施設の整備やソフト事業も含めて下水道の整備を支援し、また手続きを簡素化することで下水道整備の一層の推進を図る。

**(平成23年度以降)**

なし

**担当課等（担当課長名等）**

担当課：都市・地域整備局下水道部流域管理官（流域管理官 佐々木一英）

**業績指標 40**

下水道バイオマスリサイクル率

**評価**

B-1	目標値：約39%（平成24年度） 実績値：約23%（平成20年度） 初期値：約23%（平成18年度）
-----	--

**(指標の定義)**

分母：最終利用または処分される下水汚泥中の有機物の量

分子：下水汚泥中の有機物のうち、ガス発電等エネルギー利用や緑農地利用等、有効利用された量

**(目標設定の考え方・根拠)**

現状程度の緑農地利用と京都議定書目標達成計画の「下水道における省エネ・新エネ対策の推進」で定められた下水汚泥のエネルギー利用率の達成を見込んで目標を設定。

**(外部要因)**

技術開発の動向

**(他の関係主体)**

地方公共団体（事業主体）

**(重要政策)**

**【施政方針】**

- ・第174回国会 施政方針演説（平成22年1月29日）

「日本の誇る世界最高水準の環境技術を最大限に活用した「グリーン・イノベーション」を推進します。地球温暖化対策基本法を策定し、環境・エネルギー関連規制の改革と新制度の導入を加速するとともに、「チャレンジ25」によって、低炭素型社会の実現に向けたあらゆる政策を総動員します。」

**【閣議決定】**

- ・新成長戦略（平成22年6月18日）

(1) グリーン・イノベーションによる環境・エネルギー大国戦略

- ・エネルギー基本計画（平成22年6月18日）

「第3章第2節 バイオガスの利用拡大」

**【閣決（重点）】**

社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第5章に記載あり」

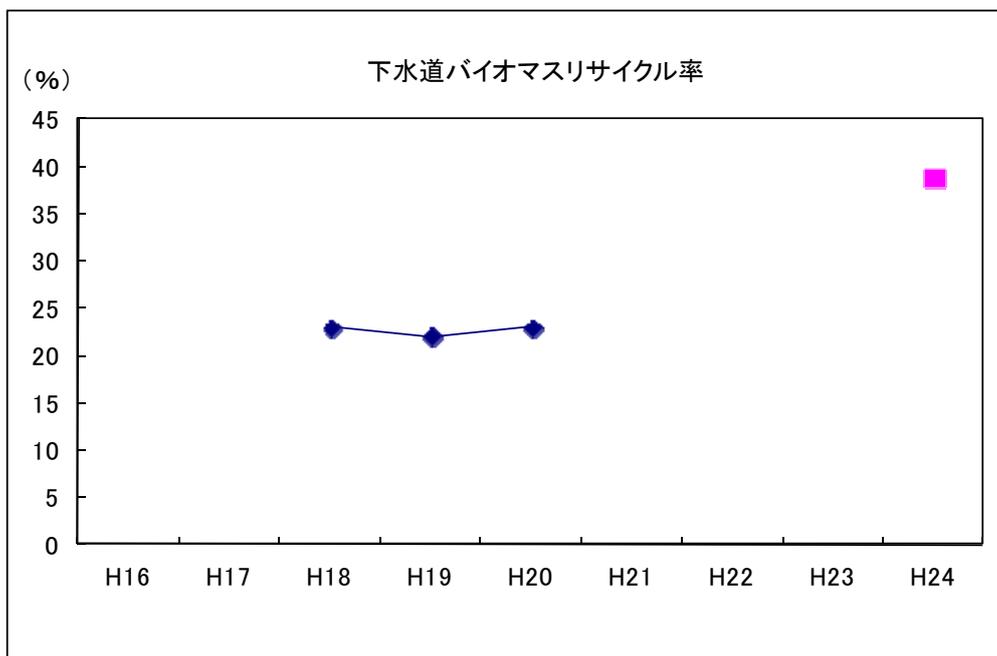
**【その他】**

なし

**過去の実績値**

(年度)

H17	H18	H19	H20	H21
—	約23%	約22%	約23%	(集計中)



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

- 下水汚泥の再資源化と広域処理の推進  
下水道の普及に伴い発生量が増大する下水汚泥について、適正な処理処分と再資源化を図るため、地方公共団体が行う汚泥の再資源化施設の整備等に対して補助を行う。  
予算額 6,328億円の内数(平成21年度国費)

### 関連する事務事業の概要

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

・下水道バイオマスリサイクル率の平成21年度の実績値は集計中であるが、平成20年度の実績値は23%で、平成18年度から横ばいで推移。

#### (事務事業の実施状況)

- ・産学官の適切な役割分担のもと、総合的・重点的に下水汚泥のリサイクルについての技術開発を進める「L O T U S P r o j e c t (下水汚泥資源化・先端技術誘導プロジェクト)」等により、下水汚泥の資源化等に係る技術開発及び新技術の円滑な導入を推進した。
- ・平成21年度は、民間活用型地球温暖化対策下水道事業制度や新世代下水道支援事業制度未利用エネルギー活用型等に基づき、地方公共団体による下水汚泥等の資源・エネルギー利用を支援する等、下水道バイオマスの利用を推進した。
- ・平成20年度に策定した「下水道における地球温暖化防止推進計画策定の手引き」に基づき、各下水道管理者に対し、下水道における温暖化防止対策の計画策定を働きかけ、下水汚泥等の資源・エネルギー利用を含めた計画的な地球温暖化対策を推進した。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成22年度以降は、平成20年度に改訂した「下水道における地球温暖化防止推進計画策定の手引き」に基づき地方公共団体に対して下水汚泥バイオマスリサイクルを含めた計画的な地球温暖化対策を促すとともに、民間活用型地球温暖化対策下水道事業制度や新世代下水道支援事業制度未利用エネルギー活用型等により、地方公共団体における取組みを支援していく。また、平成21年度には、バイオマス活用推進基本法やエネルギー供給構造高度化法といった、下水汚泥のエネルギー利用を推進する法律が成立し、平成22年5月にとりまとめられた国交省成長戦略では官民連携により汚泥消化ガス等の未利用資源の有効活用を推進することが位置づけられたことから、今後、下水汚泥のエネルギー利用の推進に向けて、官民連携のもとで多様な下水道資源有効活用のビジネスモデルを推進していくための制度について検討を進める。平成22年度には新たに創設された社会資本整備総合交付金により、従来は補助対象ではなかった関連施設の整備やソフト対策も支援できるようになったことから、今後対策の促進が見込まれる。以上のことから、B-1と評価した。
- ・関連する指標として、下水汚泥のバイオマスリサイクルを含む下水汚泥全体のリサイクル率は平成20年度に78%と、前年度から1%上昇しており、下水汚泥全体のリサイクルは順調な進捗が図られている。
- ・産業廃棄物の最終処分場の残余年数は依然として非常に厳しい状況にあり、今後更なる汚泥の減量化、再生利用に加え、地球温暖化対策の推進も踏まえたエネルギー利用を推進する。

## 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

### (平成22年度)

- ・平成22年度より、従来の補助金に代わって「社会資本整備総合交付金」を創設する。これにより、従来は補助対象ではなかった関連施設の整備やソフト事業も含めて支援し、また、手続きを簡素化することで下水道バイオマスのリサイクルを推進する。

### (平成23年度以降)

なし

## 担当課等(担当課長名等)

担当課：都市・地域整備局下水道部下水道企画課(課長 田辺 義貴)

**業績指標 4 1**

水辺の再生の割合（河川）

**評 価**

A-2	目標値：約4割（平成24年度） 実績値：約26%（平成21年度） 初期値：約2割（平成19年度）
-----	--

**（指標の定義）**

過去の開発等により人工的な構造物で覆われた水辺（河岸延長：1,270km）や海岸侵食によって失われた砂浜（砂浜延長：460km）のうち復元・再生する割合

水辺の再生の割合（海岸）＝①／②

①：復元・再生した河岸や砂浜の延長

②：過去の開発等により人工的な構造物で覆われた水辺や海岸侵食によって失われた砂浜の延長

**（目標設定の考え方・根拠）**

長期的には回復可能な延長の100%を再生・回復することを目標に、平成24年度までに達成可能な値として設定

**（外部要因）**

地元調整の状況等

**（他の関係主体）**

農林水産省、地方公共団体（事業主体）

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

- ・21世紀環境立国戦略（平成19年6月1日）  
百年先を見通した我が国の生物多様性の保全（3.戦略2③）  
豊かな水辺づくり（3.戦略6③）
- ・第三次生物多様性国家戦略（平成19年11月27日）  
河川・湿原など（第2部第1章第8節）  
沿岸・海洋（第2部第1章第9節）
- ・海洋基本計画（平成20年3月18日）  
沿岸域の総合的管理（第2部9）
- ・国土形成計画（平成20年7月4日）  
流域圏に着目した国土管理（第2部第6章第1節）  
海域の利用と保全（第2部第6章第5節）
- ・国土利用計画（全国計画）（平成20年7月4日）  
環境の保全と美しい国土の形成（3.（5））
- ・生物多様性国家戦略2010（平成22年3月16日）  
河川・湿原など（第2部第1章第8節）  
沿岸・海洋（第2部第1章第9節）

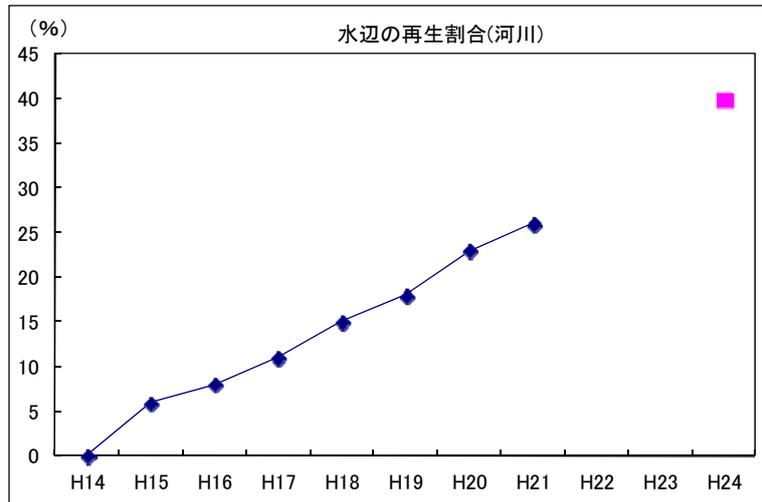
**【閣決（重点）】**

- ・社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」

**【その他】**

なし

過去の実績値					(年度)
H17	H18	H19	H20	H21	
約11%	約15%	約18%	約23%	約26%	



**事務事業の概要**  
**主な事務事業の概要**

- ①自然再生、多自然川づくり等 (◎)  
 河川において、良好な自然環境の再生のための自然再生事業や多自然川づくりを推進。  
 予算額：河川事業費等 10,739 億円（平成 21 年度）の内数
  - ②渚の創生事業 (◎)  
 海岸侵食によって失われた砂浜に対し、沿岸域等において堆積傾向にある箇所への余剰土砂や各種の事業によって生じる浚渫土砂を有効活用し、効率的な海岸侵食対策を進める。  
 予算額：海岸事業費 1,027 億円（平成 21 年度）の内数
- (注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

**関連する事務事業の概要**  
 なし

**測定・評価結果**  
**目標の達成状況に関する分析**

- (指標の動向)
  - ・平成 21 年度の実績値は約 26% であり、目標達成に向けて着実な進捗を示している。
  - ・平成 14 年度から自然再生事業を創設し、重点的に取り組んでいるところであり、着実に事業の進捗が図られてきた。
  - ・海浜の整備や侵食対策などにより良好な砂浜の保全創出が促進された。
- (事務事業の実施状況)
  - ・自然再生等を阿賀川（福島県）、豊川（愛知県）を含む 65 箇所を実施
  - ・渚の創生事業を鹿嶋海岸（茨城県）、伏木富山港海岸（富山県）を含む 9 箇所を実施

**課題の特定と今後の取組みの方向性**

- ・業績指標は目標達成に向けて着実な進捗を示していることから A-2 と評価した。
- ・「多自然川づくり基本指針」を踏まえ、事業推進にあたっての人材育成及びアドバイザーの現地への派遣等の技術的支援等を実施する。
- ・効率的な土砂管理対策により砂浜の創出に努める。

**平成 22 年度以降における新規の取組みと見直し事項**  
 (平成 22 年度)  
 なし  
 (平成 23 年度以降)  
 なし

**担当課等 (担当課長名等)**

担当課：河川局河川環境課（課長 中嶋 章雅）  
 関係課：河川局海岸室（室長 五十嵐 崇博）  
 港湾局海岸・防災課（課長 梶原 康之）

**業績指標 4 2**

湿地・干潟の再生の割合（河川）

**評 価**

B-2	目標値：約3割（平成24年度） 実績値：約2割（平成21年度） 初期値：約2割（平成19年度）
-----	---

**（指標の定義）**

過去の開発等により失われた良好な自然環境である湿地、干潟の中で、回復可能な面積約7,000ha（湿地3,000ha、干潟4,000ha）のうち自然再生事業等の実施により復元・再生した割合。

**（目標設定の考え方・根拠）**

長期的には回復可能な面積の100%を再生・回復することを目標として、平成19年度までに1,506ha（湿地47ha、干潟1,459ha）を再生。

平成24年度までに約3割の湿地・干潟を再生することを目標値として、平成20年度から平成24年度までに670ha（湿地600ha、干潟70ha）を再生する。

$$(1,506\text{ha} + 670\text{ha}) / 7,000\text{ha} = 0.31 = \text{約}3\text{割}$$

**（外部要因）**

地元調整の状況等

**（他の関係主体）**

地方公共団体（事業主体）

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

- ・第三次環境基本計画（平成18年4月7日）

閉鎖性海域においては、失われつつある自然海岸、干潟、藻場等浅海域について、適切な保全を図り、干潟・海浜、藻場等の再生、底質環境の改善に向けた取組みを推進します。（第2部第1章第4節3）

- ・21世紀環境立国戦略（平成19年6月1日）

藻場、干潟、サンゴ礁等の保全・再生・創出を推進。失われてきた河川の氾濫原における湿地の再生。（第3章戦略6③）

- ・第三次生物多様性国家戦略（平成19年11月27日）

港湾整備により発生した浚渫土砂を有効活用し、干潟・藻場等の造成を推進します（第2部第1章9節）

失われてきた河川などの良好な自然環境の再生を図るため、特に国民や地域社会の関心が高い地域などにおいては、河川などの自然再生事業を重点的・集中的に実施します。（第2部第1章第8節）

- ・海洋基本計画（平成20年3月18日）

浅海域の藻場、干潟、サンゴ礁等については、海洋の生物多様性や環境浄化機能を確保し、海洋の自然景観を保全する上で重要な場所であるが、過去にその多くが失われているため、干潟等の積極的な再生・回復を推進する。（第2部2（1））

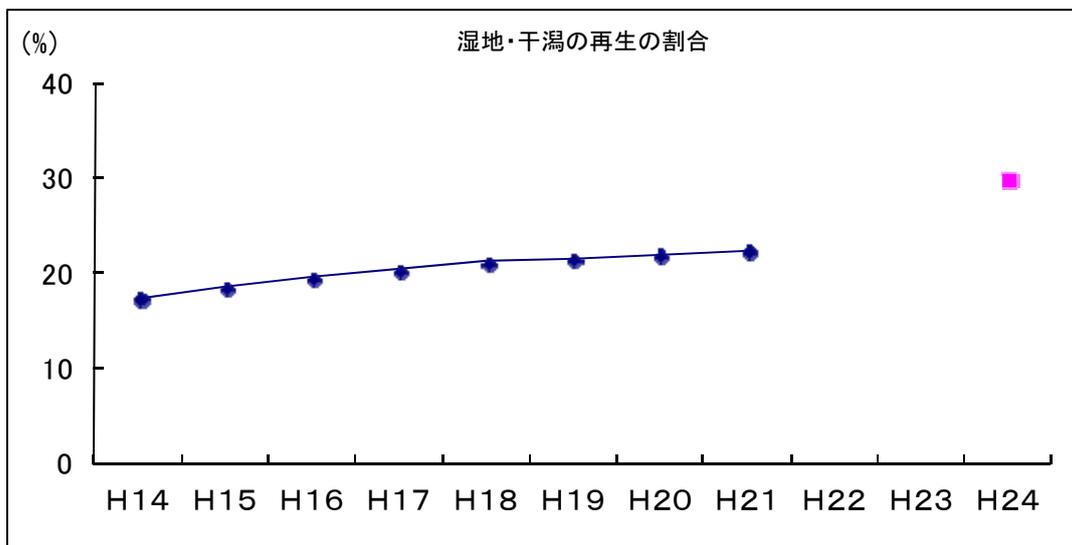
**【閣決（重点）】**

社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」

**【その他】**

なし

過去の実績値					（年度）
H17	H18	H19	H20	H21	
20.4%	21.2%	21.5%	22.0%	22.4%	



**事務事業の概要**  
**主な事務事業の概要**

- ①河川における湿地・干潟の再生 (◎)  
 河川において、湿地や干潟を再生する自然再生事業を推進することにより、良好な河川環境の保全・再生を図る。  
 予算額：河川事業費等 10,739 億円の内数 (平成 21 年度)
  - ②港湾空間における自然環境の保全、再生及び創出 (◎)  
 港湾において、浚渫土砂等を活用して、良好な自然環境である海浜・干潟等の保全・再生・創出を図る。  
 予算額：港湾整備事業費 3,733 億円の内数 (平成 21 年度)
- (注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

**関連する事務事業の概要**  
 なし

**測定・評価結果**  
**目標の達成状況に関する分析**

(指標の動向)  
 平成 24 年度の目標に対して、現在の進捗率はやや低く、トレンドでは目標を達成していないが、自然再生事業等の実施により、平成 14 年度から平成 21 年度までに約 5% の進捗が図られており、湿地・干潟の再生割合は着実に増加している。

(事務事業の実施状況)  
 堺泉北港 (大阪府)、広島港 (広島県) 等にて干潟の再生を行っている。またリサイクル材の干潟造成への活用に向けて、三河湾において現地実証実験、モニタリングを行っている。  
 平成 14 年度から自然再生事業を創設し、石狩川 (北海道)、遠賀川 (福岡) 等にて湿地の再生を行っている。

**課題の特定と今後の取組みの方向性**

- ・自然再生事業等は複数年かけて完了するものであるため、事業完了時点において湿地・干潟再生面積を計上する当該指標の現時点の進捗率はやや低くトレンドでは目標を達成していないが、平成 24 年までに釧路川 (北海道) 等で湿地・干潟の再生が見込まれることから B-2 と評価し、引き続き自然再生事業等を推進していく。
- ・「多自然川づくり基本指針」を踏まえ、事業推進にあたっての人材育成及びアドバイザーの現地への派遣等の技術的支援等を実施する。

**平成 22 年度以降における新規の取組みと見直し事項**

(平成 22 年度)  
 なし

(平成 23 年度以降)  
 なし

**担当課等 (担当課長名等)**

担当課：河川局河川環境課 (課長 中嶋 章雅)  
 関係課：港湾局国際・環境課 (課長 塩崎 正孝)

**業績指標 43**

河川・湖沼・閉鎖性海域における汚濁負荷削減率（①河川、②湖沼、③閉鎖性海域）

評 価	
①A-1	①目標値：約75%（平成24年度） 実績値：約72%（平成20年度） 初期値：約71%（平成19年度）
②B-1	②目標値：約59%（平成24年度） 実績値：約55%（平成20年度） 初期値：約55%（平成19年度）
③A-1	③目標値：約74%（平成24年度） 実績値：約72%（平成20年度） 初期値：約71%（平成19年度）

**（指標の定義）**

対象とする水域に係る流域内で発生する汚濁負荷量に対する河川事業及び下水道事業で削減した負荷量の割合から流域内の水質改善を示す指標。

河川・湖沼・閉鎖性海域における汚濁負荷削減率＝①／②

①：対象とする水域（注）に係る流域内で河川事業及び下水道事業により削減した汚濁負荷量

②：対象とする水域（注）に係る流域内の家庭、事業場等の各汚濁負荷発生源から排出される負荷量等を発生汚濁負荷量として算定

（注）対象とする水域は、河川は水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ）対象河川、湖沼は湖沼水質保全特別措置法に基づく指定湖沼、閉鎖性海域は三大湾である。

**（目標設定の考え方・根拠）**

将来値の算定は、各流域の流域別下水道整備総合計画（流総計画）、湖沼水質保全計画、水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ）で定められている目標、東京湾再生計画等の海の再生に関する目標を基に算定している。

**（外部要因）**

技術開発、地元の調整状況等

**（他の関係主体）**

地方公共団体（事業主体）

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

- ・21世紀環境立国戦略（平成19年6月1日）「閉鎖性海域等の水質汚濁対策、・・・などの総合的な取組を推進することにより、多様な魚介類等が生息し、人々がその恵沢を将来にわたり享受できる自然の恵み豊かな豊饒の「里海」の創生を図る。水質、水量の観点のみならず、生物多様性の保全の観点も含め、湖沼の汚濁負荷メカニズムの解明や水質汚濁対策の実施、水域と陸域の推移帯（水辺エコトーン）におけるヨシ群落の保全再生などの取組を進め、それぞれの湖沼の特色に応じた豊かな湖沼環境の再生を図る。」

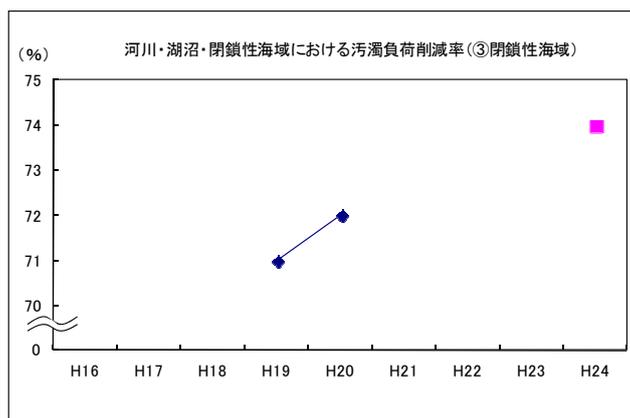
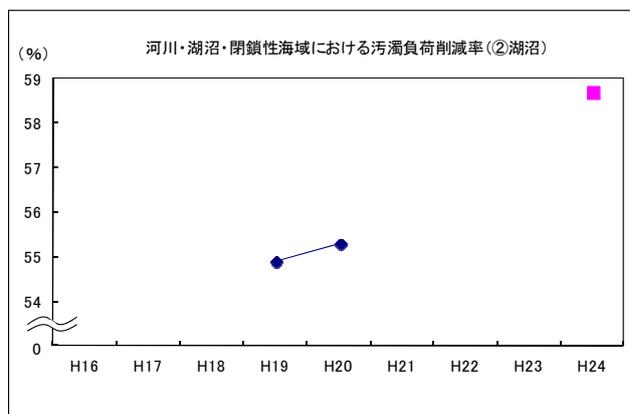
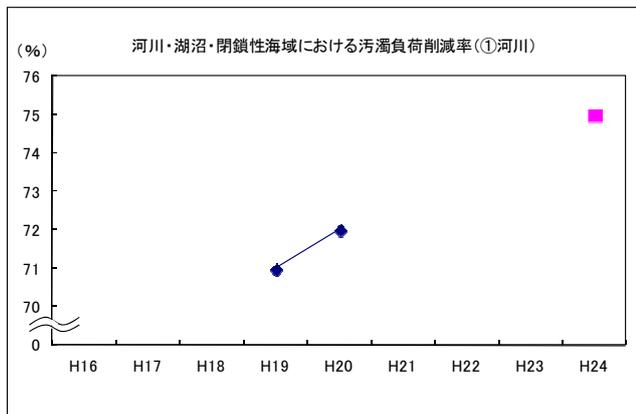
**【閣決（重点）】**

社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」

**【その他】**

なし

過去の実績値	(年度)				
	H17	H18	H19	H20	H21
①河川	①-	①-	①約71%	①約72%	①（集計中）
②湖沼	②-	②-	②約55%	②約55%	②（集計中）
③閉鎖性海域	③-	③-	③約71%	③約72%	③（集計中）



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

- 浄化事業の実施 (◎)
    - ・河川において浄化浚渫や浄化施設等の設置を進め、水環境の改善を実現する。  
 予算額：河川事業費等10,739億円の内数(平成21年度)
  - 下水道による河川・湖沼・閉鎖性海域における汚濁負荷削減 (◎)
    - ・河川・湖沼・閉鎖性海域における汚濁負荷削減を図るため、下水道事業を実施する地方公共団体に対して補助を行う。  
 予算額：下水道事業費補助等6,328億円の内数(平成21年度国費)
- (注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

### 関連する事務事業の概要

- ・関係機関及び流域自治体とも連携し、水環境の改善事業を推進。

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

- ・当指標の平成21年度の実績値は集計中であるが、平成19年度から平成20年度の実績値は①河川及び③閉鎖性海域において順調な進捗が図られており、平成24年度に目標値を達成すると見込まれる。
- ・一方、②湖沼においては平成19年度から平成20年度にかけては微増にとどまっている。

#### (事務事業の実施状況)

- ・平成20年度に公共下水道の整備に対する補助対象範囲の見直しを行い、中小市町村を中心に補助対象範囲を大幅に拡大し、河川・湖沼・閉鎖性海域における水質環境基準の達成に向けて、下水道施設の整備を推進した。
- ・平成20年度に新世代下水道支援事業制度を拡充して下水道水環境保全効果向上支援制度を創設し、接続率の向上を図った。
- ・平成20年4月に「市街地のノンポイント対策に関する手引き(案)」の改訂を行い、河川・湖沼・閉鎖性海域におけるノンポイントからの汚濁負荷量削減を推進した。
- ・平成20年度は大和川(大阪府)、霞ヶ浦(茨城県)等、水環境が著しく悪化している河川や湖沼を対象に重点的に浄化対策を実施した。
- ・平成21年度には、「下水道未普及解消重点支援制度」を創設し、下水道の普及が遅れている市町村等を中心に下水道の普及を推進した。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・①河川・②湖沼・③閉鎖性海域における汚濁負荷削減率は増加傾向にあり、①河川・③閉鎖性海域においては目標値に向けて着実に進捗しているが、②湖沼においては目標達成に向けたトレンドを下回っている。しかし、

平成21年度に下水道未普及解消重点支援制度を創設する等、下水道事業による水質保全・向上や美しい水環境の創造を図るための新たな取組みを実施しており、今後は「今後の湖沼水質管理の指標について（案）」（平成22年3月作成）に基づいて多様な視点で湖沼水質の評価を行い、水環境の改善を図ることとしているため、河川・閉鎖性海域においてはA-1、湖沼においてはB-1と評価した。

- 引き続き、河川・湖沼・閉鎖性海域における水質改善を着実に推進するために、計画的な投資と事業展開が必要であるとともに、効率的な事業執行を図っていく必要がある。

#### 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成22年度）

- 平成22年度より、従来の補助金に代わって「社会資本整備総合交付金」を創設する。これにより、従来は補助対象ではなかった関連施設の整備やソフト事業も含めて下水道の整備を支援し、また手続きを簡素化することで下水道整備の一層の推進を図る。
- 平成22年度より「今後の湖沼水質管理の指標について（案）」（平成22年3月作成）に基づく水質調査を実施し、従来の環境基準の項目にとらわれない多様な視点から湖沼水質の評価を行い、湖沼水質の向上を図る。

（平成23年度以降）

なし

#### 担当課等（担当課長名等）

担当課：河川局河川環境課（課長 中嶋 章雅）  
都市・地域整備局下水道部流域管理官（流域管理官 佐々木 一英）

**業績指標 4 4**  
自然体験活動拠点数

**評 価**

B - 1	目標値：約 5 5 0 箇所（平成 2 4 年度） 実績値： 4 5 4 箇所（平成 2 1 年度） 初期値： 4 2 8 箇所（平成 1 9 年度）
-------	---

**（指標の定義）**

「自然体験活動拠点数」は、水辺の楽校プロジェクト、「子どもの水辺」再発見プロジェクト、いきいき海の子浜づくり事業の登録箇所数の合計値。

**（目標設定の考え方・根拠）**

過去 5 年間における自然体験活動拠点数の整備箇所数のトレンド（平成 1 9 年度は平成 1 4 年度に比べ 1 2 4 箇所増加）から 5 年後の目標値を約 5 5 0 箇所とする。

**（外部要因）**

- ・ 地元の自然体験活動に対する意識の向上
- ・ 環境教育の動向

**（他の関係主体）**

- ・ 文部科学省（「子どもの水辺」再発見プロジェクトを所管）
- ・ 環境省（「子どもの水辺」再発見プロジェクトを所管）

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

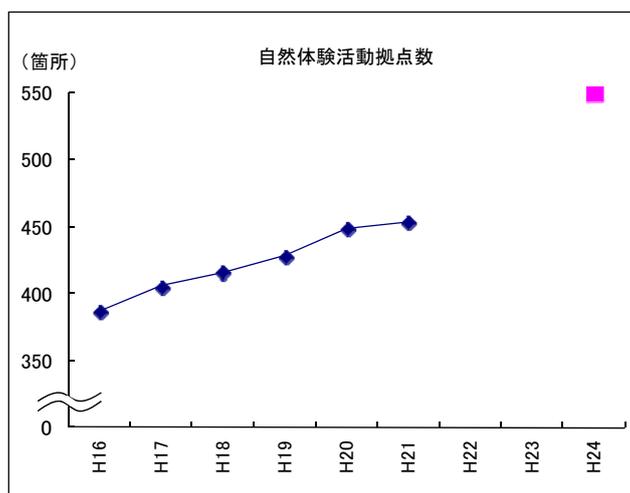
**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

なし

過去の実績値					（年度）
H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	
4 0 6 箇所	4 1 6 箇所	4 2 8 箇所	4 4 9 箇所	4 5 4 箇所	



**事務事業の概要**

**主な事務事業の概要**

①環境学習・自然体験活動の推進

- ・ 「子どもの水辺」再発見プロジェクトの推進

身近な水辺において子どもたちの環境学習や自然体験活動を推進するため、文部科学省、国土交通省、環境省の連携プロジェクトとして、平成 1 1 年度に開始している。

教育関係者、河川管理者に加え地域の市民団体等が連携して、「子どもの水辺協議会」を設置し、体験活動の場としてふさわしい水辺（「子どもの水辺」）における活動の充実を図る。

また、「子どもの水辺サポートセンター」（平成 1 4 年 7 月に（財）河川環境管理財団内に設置）において、「子どもの水辺」の登録受付、活動に必要な資機材（ライフジャケット等）の貸出、水辺での活動をコーディネート

できる市民団体等の人材の紹介等の支援体制を整備している。

②自然体験を支援する水辺の整備

・水辺の楽校プロジェクト

子どもの水辺再発見プロジェクトにおいて、水辺整備が必要な場合においては子どもたちが安全に自然とふれあえるよう河岸の整備等を行う。

予算額：河川事業費等 12,814億円の内数（平成21年度）

・いきいき海の子浜づくり事業

海岸保全施設の整備にあわせて、良好な海辺の自然環境を利用し、青少年等が、豊かな情緒を形成する場としての利用しやすい海岸づくりを行う。

予算額：海岸事業費 1,027億円の内数（平成21年度）

**関連する事務事業の概要**

なし

**測定・評価結果**

**目標の達成状況に関する分析**

(指標の動向)

- ・平成21年度までの自然体験拠点数実績値は454箇所に達した。活動拠点数は毎年増加しているが、近年は微増傾向である。
- ・活動拠点数の増加については、平成14年度に「子どもの水辺」の登録に際して制度を拡充したことにより、登録箇所数が着実に伸び、「子どもの水辺サポートセンター」の設置及び体験活動への支援体制の整備の効果が十分あったと考えられるが、近年は微増傾向であることから、より一層の制度のPR、浸透が必要であると考えられる。
- ・併せて、自然体験活動拠点を継続的に活用してもらうための取り組みも必要である。

(事務事業の実施状況)

- ・一方、近年は微増傾向であることから、関係機関等と連携しつつ、水辺の活動をサポートする指導者を育成し、その指導者を核としたより一層の環境学習、自然体験活動の推進を図っている。

**課題の特定と今後の取組みの方向性**

- ・業績指標は自然体験拠点数が毎年増加しているが、近年は微増傾向である。
- ・「子どもの水辺」再発見プロジェクトについては、平成21年3月に制度の見直しを行っており、新規登録に向けたPR活動の実施や、登録制度の見直しについて定めるとともに、「子どもの水辺」登録後の活動の充実を図るため、河川管理者による活動状況や担当者等についてフォローアップの実施や、子どもの水辺サポートセンターの利用促進を図っているところ。今後とも引き続き、新規登録に向けたPR活動を行い、自然体験活動拠点登録箇所数の目標達成を目指すとともに、継続した活動が実施されるようフォローアップ等を行う。また、平成22年度に地方公共団体にとって自由度の高い社会資本整備総合交付金制度が創設されたことから、関係の社会資本整備事業等による自然体験活動の拠点整備の促進が期待される。
- ・上記より、B-1と評価した。

**平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項**

(平成22年度)

地方公共団体にとって自由度の高い社会資本整備総合交付金制度の創設により、自然体験活動拠点整備の促進が期待される。

(平成23年度以降)

なし

**担当課等（担当課長名等）**

担当課：河川局河川環境課（課長 中嶋 章雅）

**業績指標 4 5**

地域に開かれたダム、ダム湖活用者数

**評 価**

B - 1

目標値：約 1, 6 8 0 万人（平成 2 4 年度）  
 実績値：約 1, 3 3 0 万人（平成 2 1 年度）（暫定値）  
 初期値： 1, 3 9 1 万人（平成 1 8 年度）

**（指標の定義）**

・直轄及び水資源機構が管理するダム（110 基；平成 22 年度 4 月）及びダム湖周辺施設の年間利用者数。

**（目標設定の考え方・根拠）**

・ダムを活かした水源地域の活性化を促進するため、平成 1 3 年度に創設した「水源地域ビジョン」（注）を全国の直轄及び水資源機構の管理ダムで順次策定しているところである。

（注）「水源地域ビジョン」とは、ダムを活かした水源地域の自立的、持続的な活性化のために、水源地域の自治体、住民等がダム事業者・管理者と共同で策定する水源地域活性化のための行動計画。（平成 1 3 年度より新規に策定）

・国土交通省では、直轄及び水資源機構の管理ダムにおいて、平成 3 年度から 3 年毎に散策、スポーツ、水遊び等のダム及びダム湖周辺の利用実態を調査する「ダム湖利用実態調査」を実施しており、平成 1 8 年度調査結果をもとに「水源地域ビジョン」の策定状況を加味して分析し、目標年度である平成 2 4 年度における全国（直轄及び水資源機構管理）の管理ダムの年間利用者数を推定。

**（外部要因）**

- ・ダム所在地等の地元との調整等
- ・国民の余暇の過ごし方等の状況

**（他の関係主体）**

- ・ダム所在地及び流域の地方公共団体

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

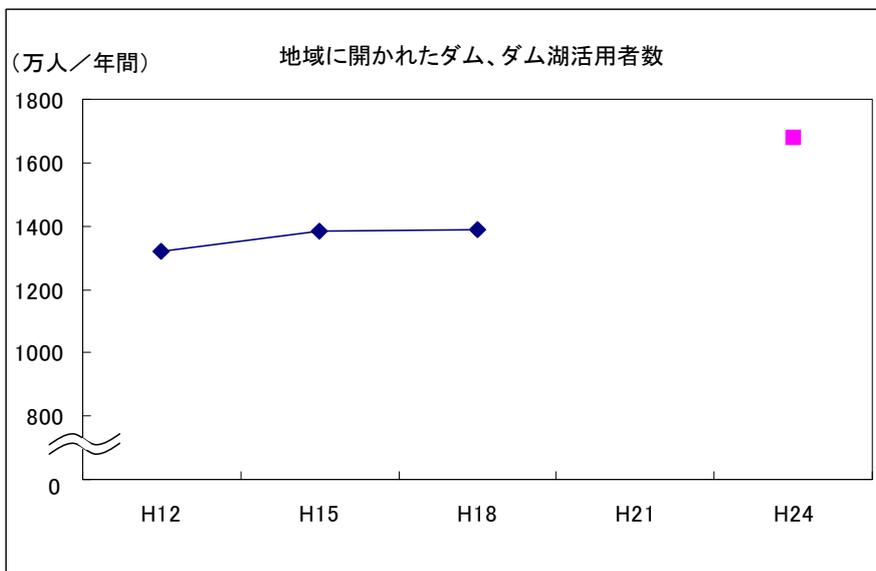
**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

なし

過去の実績値				（年度）
H 1 2	H 1 5	H 1 8	H 2 1（暫定値）	
1, 3 2 0 万人	1, 3 8 5 万人	1, 3 9 1 万人	約 1, 3 3 0 万人	



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

- ・ダム湖周辺整備の推進  
河岸整備、河岸緑化、管理用道路等の整備を行い、ダム湖周辺の適正な利用を誘導する。
- ・ダム周辺整備の利活用、上下流交流の推進  
「水源地域ビジョン」を推進し、ダム周辺施設の利活用、上下流交流を推進しダム湖の利用者数の増大を図る。  
予算額：河川事業費等10,739億円の内数（平成21年度）

### 関連する事務事業の概要

なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### （指標の動向）

- ・ダム利用実態調査を平成3年度から3年毎に実施。
- ・平成18年度実績値は、平成15年度実績値に比べて微増している。

#### （事務事業の実施状況）

- ・平成21年度までに106ダムで「水源地域ビジョン」を策定しており、今後も既設ダム及び建設ダムにおいて「水源地域ビジョン」の策定を推進する。また、ダム湖周辺環境整備事業のため、直轄総合水系環境整備事業、河川利用推進事業を平成21年度に6ダムで実施した。

### 課題の特定と今後の取組の方向性

- ・平成21年度実績値は、平成18年度実績値に比べて減少している。これは、平成20年度に広報施設の抜本し等が原因だったと考えられる。平成22年度より直轄総合水系環境整備事業、水辺整備事業を創設し、今後、水源地域の魅力をさらに高めることを目的とした新たな取り組みや施策を行っていくことからB-1とする。
- ・今後とも継続して水源地域と連携して「水源地域ビジョン」を策定し、推進する。また、ダム湖周辺環境整備を推進する。
- ・水源地域ビジョンを着実に推進することにより、ダム周辺施設等の利用の促進を図っていく。
- ・ダムを中心とした観光の促進による水源地域活性化等を図る森・水ツーリズムの検討を行う。

## 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

### （平成22年度）

なし

### （平成23年度以降）

なし

## 担当課等（担当課長名等）

担当課：河川局河川環境課（課長 中嶋 章雅）

**業績指標 4 6**

都市空間形成河川整備率

**評価**

A-2

目標値： 約 40% (平成 24 年度)  
 実績値： 約 40% (平成 21 年度)  
 初期値： 約 38% (平成 19 年度)

**(指標の定義)**

人口が 5 万人以上の都市において市街化区域内を流れる河川延長のうち、周辺のまちと一体となり良好な河畔を確保した河川延長の割合。

都市空間形成河川整備率 = ① / ②

①：周辺の街並みや景観と調和した河川整備や緩傾斜堤防等の良好な河畔を確保した河川延長

②：人口が 5 万人以上の都市において、市街化区域内を流れる河川延長 (約 12,000 km)

**(目標設定の考え方・根拠)**

過去 10 年の良好な水辺空間 (周辺の街並みや景観と調和した整備を行った区間、水辺で憩えるよう配慮した区間、緩傾斜堤防等) の整備延長のトレンドから 5 年後の目標値を算定。

**(外部要因)**

沿川の開発状況

**(他の関係主体)**

地方公共団体 (河川管理者)

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

新成長戦略 (平成 22 年 6 月 18 日)

IV 観光・地域活性化戦略

河川空間のオープン化

**【閣決 (重点)】**

なし

**【その他】**

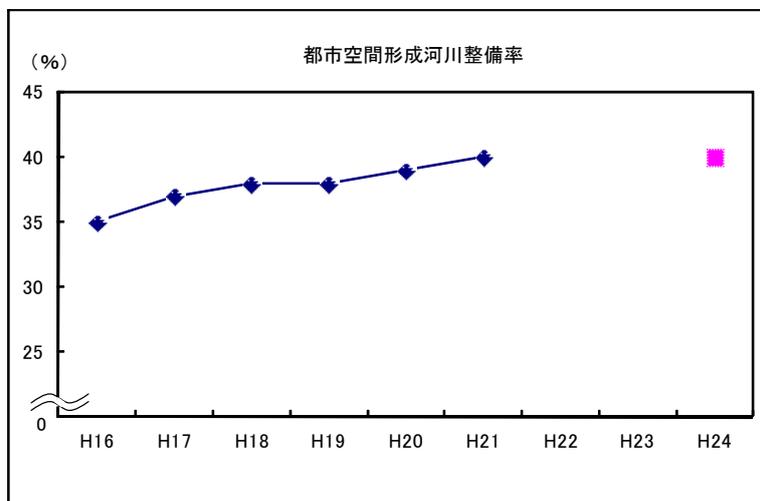
国土交通省成長戦略 (平成 22 年 5 月 17 日) <国際展開・官民連携分野>

2. インフラ整備や維持管理への民間資金・ノウハウの活用 (PPP/PFI など)

行政財産の商業利用 (PPP の一形態、行政財産の商業利用による成長支援)

河川空間のオープン化

過去の実績値				(年度)
H17	H18	H19	H20	H21
約 37%	約 38%	約 38%	約 39%	約 40%



**事務事業の概要**

**主な事務事業の概要**

市街地における親水性のある河川整備

良好な水辺の整備を進め、うるおいと安らぎのある都市空間の創出を実現する。  
予算額：河川事業費6,293億円の内数（平成21年度）

#### 関連する事務事業の概要

該当なし

#### 測定・評価結果

##### 目標の達成状況に関する分析

###### (指標の動向)

- ・平成21年度の実績は、昨年度実績から約1%（約50km）進捗し、目標値である約40%を達成している。
- ・河川や水辺をまちづくりや観光の核として活用し、地域の魅力向上を目指す計画に対してソフト・ハード両面から支援・推進する仕組みである「かわまちづくり支援制度」を平成21年度に創設し、登録を受けた計画においては、住民・市町村等と河川管理者で一体となって策定された計画に基づき、まちづくりと一体となった水辺空間の創出を図っている。

###### (事務事業の実施状況)

- ・河川改修事業の実施にあたっては、引き続き多自然川づくり、周辺の街並みや景観と調和した整備を行うよう配慮している。
- ・地域活性化等の観点から、オープンカフェの設置等、水辺空間を生かした賑わいの創出や魅力あるまちづくりに寄与し、地域のニーズに対応した河川敷地の多様な利用を可能とするため、平成16年より占用許可準則の特例措置として、社会実験を実施している。

##### 課題の特定と今後の取組の方向性

- ・業績指標は目標値を達成しているが、今後のさらなる進捗のため、引き続き水辺で憩えるよう配慮した事業を推進する。沿川のまちと一体となり良好な河畔を確保するため、沿川のまちづくり計画と一体となった総合的な支援策である「かわまちづくり支援制度（平成21年度創設）」を用いて、地域の景観、歴史、文化及び観光という「資源」や地域の創意としての「知恵」を活かし、地方公共団体や地元住民との連携の下で立案された実現性の高い河川や水辺の整備・利用を引き続き図っていくため、A-2と評価した。
- ・事業の実施効果は、着実に発揮されているが、沿川のまちと一体となり良好な河畔を確保するために今後も関係機関と一体となって、重点的に水辺整備事業を実施する必要がある。

#### 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

##### (平成22年度)

- ・新成長戦略（平成22年6月18日）  
IV 観光・地域活性化戦略  
河川空間のオープン化
- ・国土交通省成長戦略（平成22年5月17日）＜国際展開・官民連携分野＞  
2. インフラ整備や維持管理への民間資金・ノウハウの活用（PPP/PFIなど）  
行政財産の商業利用（PPPの一形態、行政財産の商業利用による成長支援）  
河川空間のオープン化

##### (平成23年度以降)

なし

#### 担当課等（担当課長名等）

担当課：河川局河川環境課（課長 中嶋 章雅）  
関係課：河川局治水課（課長 細見 寛）

**業績指標 47**

かわまちづくり整備自治体数

**評価**

B-2

目標値： 29市（平成24年度）  
 実績値： 8市（平成21年度）  
 初期値： 4市（平成19年度）

**（指標の定義）**

地域の景観、歴史、文化及び観光という「資源」や地域の創意としての「知恵」を活かし、地方公共団体や地元住民との連携の下で立案された実現性の高い河川や水辺の整備・利用を行う、かわまちづくりに登録された河川を有し、かわまちづくり計画に位置付けられた整備を概成させた自治体数（市）

**（目標設定の考え方・根拠）**

人口20万人以上の都市（政令指定都市、中核市、特例市等）のうち、かわまちづくりに登録され地域活性化に資するモデル的な水辺拠点を持つ大阪市、広島市などの29市を指標の対象として設定。

**（外部要因）**

まちづくりの地元調整状況、事業進捗状況等

**（他の関係主体）**

地方公共団体、まちづくり事業団体、区画整理事業者等

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

新成長戦略（平成22年6月18日）

IV 観光・地域活性化戦略

河川空間のオープン化

**【閣決（重点）】**

社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第5章に記載あり」

**【その他】**

国土交通省成長戦略（平成22年5月17日）＜国際展開・官民連携分野＞

2. インフラ整備や維持管理への民間資金・ノウハウの活用（PPP/PFIなど）

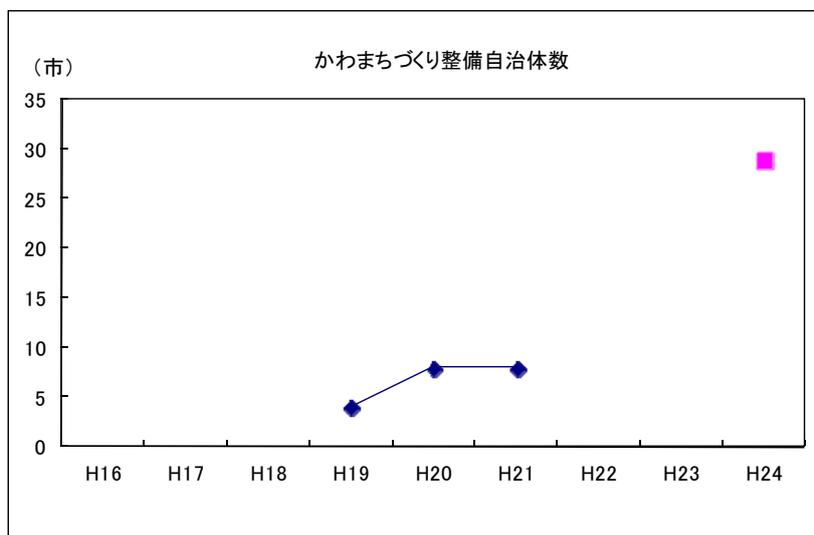
行政財産の商業利用（PPPの一形態、行政財産の商業利用による成長支援）

河川空間のオープン化

**過去の実績値**

（年度）

H17	H18	H19	H20	H21
—	—	4市	8市	8市



**事務事業の概要**

主な事務事業の概要

市街地における地方公共団体や地元住民と連携した川づくり

地域の個性やニーズに対応した、にぎわいのある河畔空間の創出を目指し、ソフト・ハード両面からまちづくりと一体となった河川整備を推進する。

予算額：河川事業費6,293億円の内数（平成21年度）

#### 関連する事務事業の概要

なし

#### 測定・評価結果

##### 目標の達成状況に関する分析

###### (指標の動向)

- 平成21年度の実績は、かわまちづくりに登録された河川を有し、計画に位置付けられた整備を概成させた自治体がなく、前年度から横ばいで8市であった。
- 河川や水辺をまちづくりや観光の核として活用し、地域の魅力向上を目指すかわまちづくり計画に対してソフト・ハード両面から支援・推進する仕組みである「かわまちづくり支援制度」を平成21年度に創設し、登録を受けたかわまちづくり計画においては、住民・市町村等と河川管理者で一体となって策定されたかわまちづくり計画に基づき、まちづくりと一体となった水辺空間の創出を図っている。

###### (事務事業の実施状況)

- 地域活性化等の観点から、オープンカフェの設置等の水辺空間を生かした賑わいの創出や魅力あるまちづくりに寄与し、地域のニーズに対応した河川敷地の多様な利用を可能とするため、平成16年より占用許可準則の特例措置として、社会実験を実施している。
- かわまちづくり支援制度においては、地方公共団体が大臣管理区間、指定区間を一括で申請、利活用計画や維持管理計画を含めて、かわまちづくり計画を策定する。

##### 課題の特定と今後の取組の方向性

- 平成24年度の目標に対して、現在の進捗率はやや低いものの、沿川のまちと一体となり良好な河畔を確保するための総合的な支援策である「かわまちづくり支援制度」を平成21年度に創設し、これを用いた地域の景観、歴史、文化及び観光という「資源」や地域の創意としての「知恵」を活かし、地方公共団体や地元住民との連携の下で立案された実現性の高い河川や水辺の整備・利用を着実に推進していくことから、B-2と評価した。

#### 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

##### (平成22年度)

- 新成長戦略（平成22年6月18日）  
IV 観光・地域活性化戦略  
河川空間のオープン化
- 国土交通省成長戦略（平成22年5月17日）＜国際展開・官民連携分野＞  
2. インフラ整備や維持管理への民間資金・ノウハウの活用（PPP/PFIなど）  
行政財産の商業利用（PPPの一形態、行政財産の商業利用による成長支援）  
河川空間のオープン化

##### (平成23年度以降)

なし

#### 担当課等（担当課長名等）

担当課：河川局河川環境課（課長 中嶋 章雅）

関係課：河川局治水課（課長 細見 寛）

# 暮らし・環境

## 政策目標 3

### 地球環境の保全

#### 施策目標 9

地球温暖化防止等の環境の保全を行う

地球温暖化対策を初めとする環境政策・省エネルギー政策を推進することで、国土交通分野における環境負荷の低減を図る。

#### 業績指標

48	特定輸送事業者の省エネ改善率（①特定貨物輸送事業者、②特定旅客輸送事業者、③特定航空輸送事業者）
49	国土交通分野におけるCDM承認累積件数
50	環境ポータルサイトへのアクセス件数
51	建設廃棄物の再資源化・縮減率及び建設発生土の有効利用率（①アスファルト・コンクリート塊、②コンクリート塊、③建設発生木材（再資源化等率）、④建設汚泥、⑤建設混合廃棄物、⑥建設発生土）
52	住宅、建築物の省エネルギー化（①一定の省エネルギー対策を講じた住宅ストックの比率、②新築住宅における次世代省エネ基準（平成11年基準）達成率、③一定の新築建築物における次世代省エネ基準（平成11年基準）達成率）
53	重量車の平均燃費向上率（平成14年度比）
54	陸上電源設備の規格が適用できる船舶の種類の数
55	モーダルシフトに関する指標（①トラックから鉄道コンテナ輸送にシフトすることで増加する鉄道コンテナ輸送量、②トラックから海上輸送へシフトすることで増加する海上輸送量（自動車での輸送が容易な貨物（雑貨）量））
56	地区・街区レベルにおける包括的な都市環境対策に取り組んでいる都市数
57	年度評価における採択案件の採点の平均値

## 【評価結果の概要】

### （必要性）

現在、我々の社会が抱える共通の課題として、「地球温暖化の危機」、「資源の浪費による危機」、「生態系の危機」等、人類の生存基盤に関わる地球規模の環境問題がある。これら地球環境問題の解決には、「低炭素社会」、「循環型社会」、「自然共生社会」を実現するための取組を、持続可能な社会の構築に向けて、総合的に展開していくことが不可欠である。

特に、地球温暖化については、京都議定書の目標達成のみならず、今後は国際協力を推進しつつ、中長期目標の達成に向けて取組を強化する必要がある。また、生物多様性の保全については、本年10月に名古屋にて生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）が開催される予定となっていることから、取組を一層強化するとともに、積極的に発信する必要がある。

### （有効性）

環境対策は施策の効果が出るまで比較的長い時間を要することや、世界同時不況の影響等もあるが、モーダルシフトに関する指標等については、目標値に向けて更なる取組が必要である。一方、国土交通分野におけるCDM承認累積件数や、地区・街区レベルにおける包括的な都市環境対策に取り組んでいる都市数等については、概ね順調かつ着実に推移しているところであり、国土交通分野における環境負荷の低減のため有効に実施されたと評価できる。

### （効率性）

地球環境問題の解決に当たっては、環境と経済・社会を統合的に向上させるとともに、政策課題が分野横断的で多岐にわたることから、単発的な取組では効果的に対応することが困難である。そのため、総合性・連携性に重点を置いて、国土交通省の幅広い施策を戦略的に実施することによって重点化して費用を抑えながらも、上記で述べた有効性を示していることから、効率的に実施できたと評価できる。

### （総合的評価）

近年地球温暖化や資源の枯渇、生態系の破壊など地球環境問題は深刻化し、国民の環境に対する意識も一層高まってきている。一部例外の指標もあるが、大部分の業績指標については概ね順調かつ着実に推移しているところであり、今後も積極的に環境政策を推進していく必要がある。

### （反映の方向性）

順調に推移している指標については、現在の施策を引き続き着実に実施するとともに、目標達成に向けた成果を示していない指標については、国際的な議論等の外部情勢も踏まえつつ、的確に対応していく。

**業績指標 48**

特定輸送事業者の省エネ改善率 (①特定貨物輸送事業者、②特定旅客輸送事業者、③特定航空輸送事業者)

評価	
①A-2	目標値：①前年度比-1% (平成19年度以降毎年度)
②B-2	②前年度比-1% (平成19年度以降毎年度)
③A-2	③前年度比-1% (平成19年度以降毎年度)
	実績値：① -1.87% (平成21年度)
	② -0.34% (平成21年度)
	③ -2.01% (平成21年度)
	初期値：①- ②- ③-

**(指標の定義)**

一定規模以上の輸送能力を有する輸送事業者(特定輸送事業者)のエネルギー使用に係る原単位の前年度比

①貨物鉄道、トラック、船舶 ②旅客鉄道、乗合自動車(バス)、乗用自動車(タクシー)、船舶 ③航空

※ エネルギー使用に係る原単位：エネルギー使用量/個々の輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は営業運航距離の合計 など

**(目標設定の考え方・根拠)**

京都議定書の6%削減目標の達成を実現するために、改正省エネ法に基づき、特定輸送事業者にエネルギー使用に係る原単位を年平均1%以上低減させることを目標とし、エネルギー使用量等の定期報告を義務づけている。

**(外部要因)**

平成20年度下半期の景気の急激な落ち込みによる積載率の大幅な低下、乗客の減少等

**(他の関係主体)**

各輸送事業者、荷主

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)

京都議定書目標達成計画(平成20年3月28日全部改定)

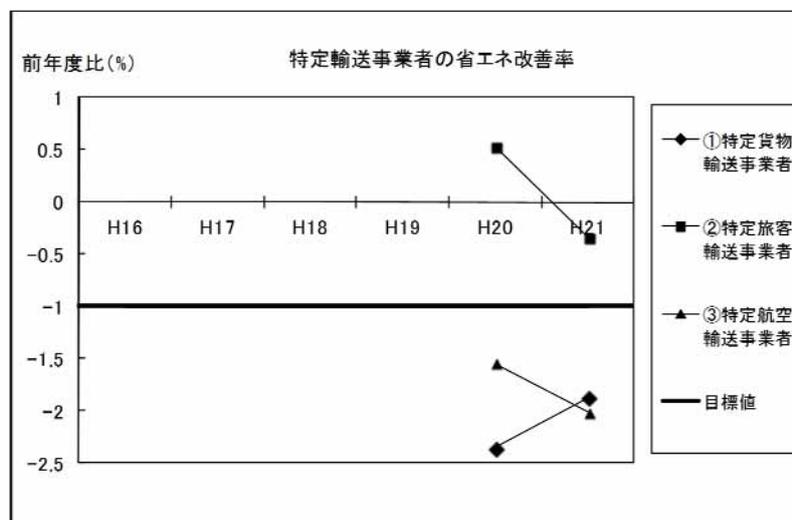
**【閣決(重点)】**

なし

**【その他】**

なし

過去の実績値				(年度)
H17	H18	H19	H20	H21
-	-	-	①特定貨物輸送事業者 -2.35%	①特定貨物輸送事業者 -1.87%
			②特定旅客輸送事業者 +0.53%	②特定旅客輸送事業者 -0.34%
			③特定航空輸送事業者 -1.54%	③特定航空輸送事業者 -2.01%



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

輸送部門における省エネ対策の普及・促進のため、各事業者の省エネ対策責任者の育成、事業者への指導・助言や事業者の省エネ対策の取組みに係る点検を実施（輸送部門における省エネ対策の普及・促進）。  
予算額 11百万円（平成21年度）

### 関連する事務事業の概要

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### （指標の動向）

特定輸送事業者の省エネ改善率対前年度比-1%が目標値であるところ、①特定貨物輸送事業者及び③特定航空輸送事業者の指標はそれぞれ-1.87%及び-2.01%であり、前年度に引き続き目標を達成できた。②特定旅客輸送事業者の指標は-0.34%であり、目標達成はできなかったものの、前年度よりは改善された。

#### （事務事業の実施状況）

地方運輸局において、各事業者の省エネ対策責任者の育成のための省エネフォーラム・セミナーの開催、問合せ事業者への指導・助言、事業者の省エネ対策の取組み状況のヒアリングや現場視察などの点検を実施している。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標については、①特定貨物輸送事業者及び③特定航空輸送事業者は目標を達成しているため、A-2と判断した。②特定旅客輸送事業者は目標達成とはならなかったが、昨年度と比較して改善傾向を示しているため、B-2と判断した。当該事業者間の比較において、特に一般乗用旅客自動車（タクシー）の達成状況が不況による乗客の減少に伴う実車率の低下等により、芳しくなかった。今後は、エネルギー使用量等の定期報告書のデータの内容を分析するとともに、エネルギーの使用の更なる合理化に向け、特定旅客事業者も目標を達成できるように、事業者に対する実態調査・指導等を行っていく。

## 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

#### （平成22年度）

なし

#### （平成23年度以降）

輸送に係る措置が追加された改正省エネ法の施行後5年経過することを踏まえ、法施行状況を含めた輸送部門の省エネ対策に係わる調査分析・検討や、制度の見直しを視野に入れた制度上の課題整理等を実施予定。

## 担当課等（担当課長名等）

担当課：総合政策局環境政策課（課長 大塚 洋）

**業績指標 49**

国土交通分野におけるCDM承認累積件数

**評価**

A-2	目標値：15件（平成23年度） 実績値：9件（平成21年度） 初期値：3件（平成18年度）
-----	---

**(指標の定義)**

国土交通分野におけるCDM（クリーン開発メカニズム）の日本国政府承認件数の累積値

CDM: 途上国における排出削減事業又は吸収源事業によって生じた排出削減量又は吸収量を当該事業に貢献した先進国等の事業参加者が京都議定書第12条3に規定する「認証された排出削減量」として獲得できる仕組み。

**(目標設定の考え方・根拠)**

・目標設定の考え方

国土交通分野におけるCDM推進に関する取組みをさらに強化し、今後、現在の伸び率を加速させていくことを前提に目標値を設定。

・根拠

京都議定書目標達成計画（平成17年4月28日 閣議決定（平成20年3月28日 全部改定））

**(外部要因)**

京都議定書次期枠組みの動向

**(他の関係主体)**

関係府省庁、各事業者、相手国政府、国連（CDM理事会）

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

京都議定書目標達成計画（平成20年3月28日全部改定）

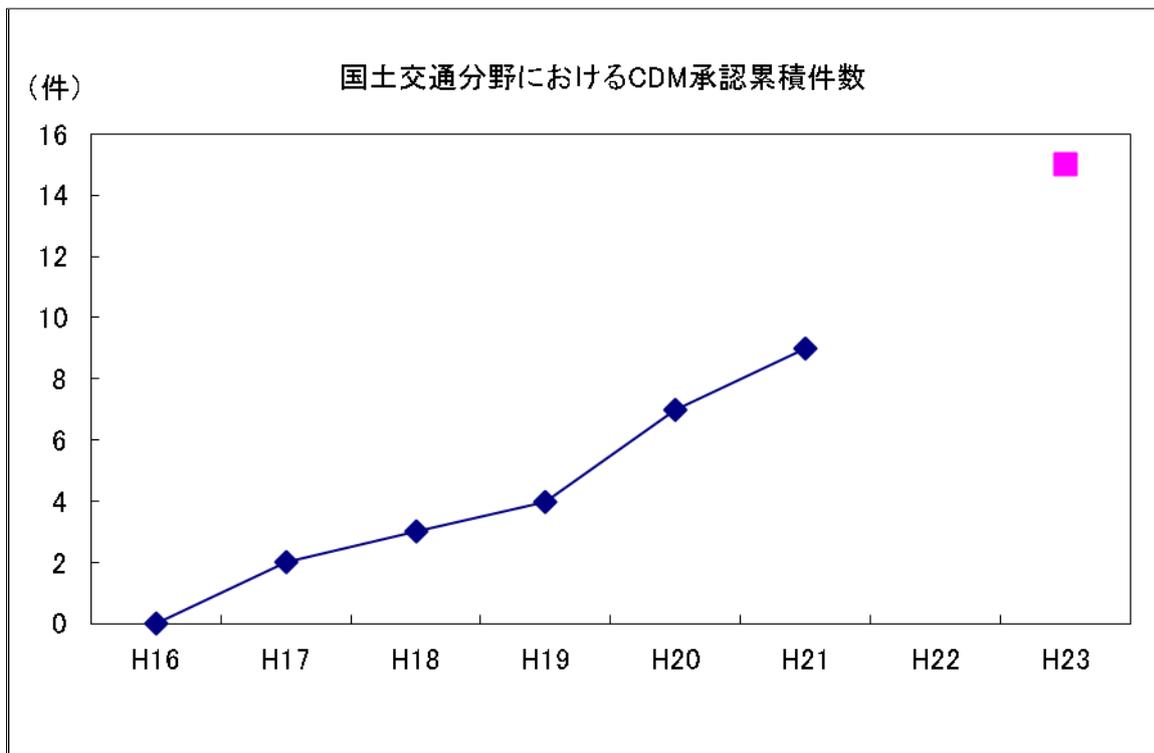
**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

なし

過去の実績値					(年度)
H17	H18	H19	H20	H21	
2件	3件	4件	7件	9件	



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

社会資本整備分野におけるCDM導入推進調査

国際約束である京都議定書の温室効果ガス6%削減目標達成を誠実に実行するため、我が国建設産業の海外展開を推進することをもって、住宅・社会資本整備分野におけるCDM（クリーン開発メカニズム）事業の本格的活用を図るもの。

予算額 11百万円（平成21年度）

### 関連する事務事業の概要

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### （指標の動向）

平成20年度までの実績値7件に加え、平成21年度は

- ・タシケント市アハンガラン埋立処分場メタンガス回収プロジェクト（ウズベキスタン共和国）
- ・シンガポールにおける下水汚泥の乾燥・焼却事業（シンガポール）

の2件が承認されたため、平成21年度までの実績値は9件であり、概ね順調に推移している。

#### （事務事業の実施状況）

タイにおけるCDM事業の案件形成の契機とするため、国際セミナーをタイで開催し、同国政府及び関連企業を対象として、CDM活用状況等に関する情報・意見交換や、我が国建設業の優れた環境技術・手法を紹介した。また、我が国建設企業のCDMに対する理解の促進等を図るため、国内セミナーを横浜・大阪・北九州で開催し、排出量取引に関する状況や我が国建設企業によるCDM事業の事例紹介等を行った。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標は国土交通分野におけるCDMの政府承認件数であり、実績値は目標達成に向けた成果を示しており、引き続き当該施策を推進するためA-2とした。しかし、CDMの実施は投資からクレジット取得（回収）までの期間が長いことや、国連のCDM理事会で採択されないリスクがあること等から、事業者等の新規参入が伸び悩んでいることが課題である。

引き続き、地場建設業が保有する環境技術の活用など、社会資本整備分野におけるCDM事業の促進に向けた環境整備を行っていく。

## 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

### （平成22年度）

なし

### （平成23年度以降）

なし

## 担当課等（担当課長名等）

担当課：総合政策局環境政策課（課長 大塚 洋）

総合政策局国際建設市場室（大臣官房参事官 林 俊行）

総合政策局国際建設推進室（国際建設管理官 名波 義昭）

**業績指標 50**

環境ポータルサイトへのアクセス件数

**評価**

B-1	目標値： 1万件/月（年度平均）（平成23年度） 実績値：平均約2,647件/月（年度平均）（平成21年度） 初期値：平均約5,478件/月（年度平均）（平成19年度）
-----	--

**(指標の定義)**

1ヶ月あたりの環境ポータルサイト (<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/index.html>) へのアクセス数（年度平均）

**(目標設定の考え方・根拠)**

環境ポータルサイトにおいて、環境に関する施策紹介、報告書、新規トピック等の情報を提供する。環境に関する国民の意識を高めるため、環境ポータルサイトへのアクセス数を月平均1万件以上にすることを目標とする。

**(外部要因)**

インターネットにおける環境情報の増加・多様化

**(他の関係主体)**

なし

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

**【閣決（重点）】**

なし

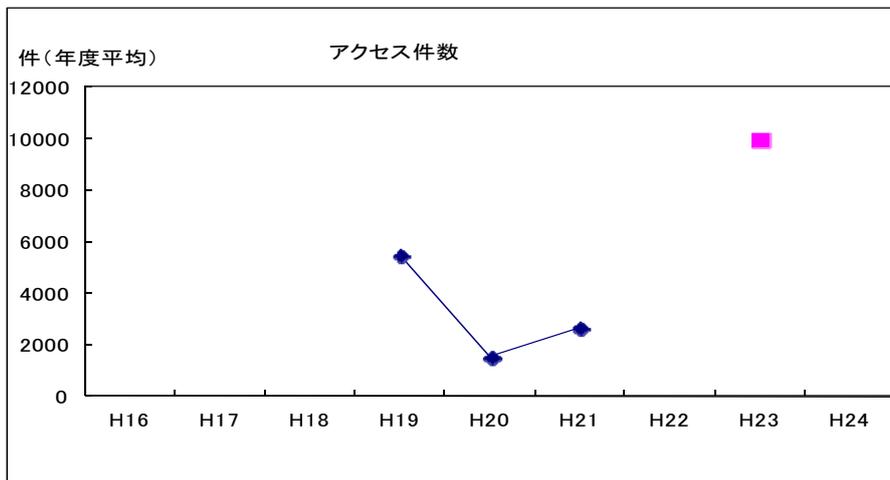
**【その他】**

なし

**過去の実績値**

(年度)

H17	H18	H19	H20	H21
-	-	平均約5,478件	平均約1,529件	平均約2,647件



**事務事業の概要**

**主な事務事業の概要**

国民一人ひとりの環境に対する意識を高めるために、以下の事業を実施している。

- ① 交通エコロジー教室の開催 予算額 100万円（平成21年度、以下同じ）  
各地方運輸局において、各地域における交通分野の環境トピック等をそれぞれの地域住民に対して情報提供することを内容とする交通エコロジー教室を開催する。
- ② 環境保全推進広報活動 予算額 700万円  
交通の環境対策を解説したパンフレット等を作成し、関係業界等に配布することで、環境改善に向けた取組み

が多方面で推進されるよう、普及啓発を行う。

③ 賃貸不動産における省エネ意識啓発 予算額 5百万円

賃貸不動産における省エネ対策に向けた合意形成の手法や費用分担、メリット分配のスキーム等について検討し、省エネ意識の啓発を行う。

④ 環境的に持続可能な交通（EST）の普及展開 予算額 7百万円

平成16年度から平成18年度までのESTモデル事業で実施した具体的施策とその成果について、分析、検証を行い、ESTデータベースを構築し、効果的なESTの取組み方について情報発信していく。

⑤ 自然と共生する社会資本形成の促進 予算額 7百万円

社会資本分野における自然共生に関する先進的な取組の総合的な調査等を実施し、その成果を国内外に向けて広く発信することにより、自然共生型の社会資本形成を促進する。

⑥ 温室効果ガス削減に関する新たな環境事業モデルの創出 予算額 22百万円

民間事業者等による先進的な温室効果ガス削減努力を掘り起こし、人や企業の行動原理の変革につながる取組を広める。

**関連する事務事業の概要**

該当なし

**測定・評価結果**

**目標の達成状況に関する分析**

**(指標の動向)**

昨年度より件数が増加しているものの、目標達成に向けた動向を示していない。

**(事務事業の実施状況)**

- ・車に頼らない賢い交通の使い方を学ぶ親子教室、バスの乗り方教室、鉄道会社の電車車庫の見学などの交通エコロジー教室を開催した（66教室）。
- ・環境政策説明資料を作成し、環境改善に向けた取組みが多方面で推進されるよう、地方運輸局を通じて広く周知を行った。
- ・賃貸不動産における省エネ対策に向けた合意形成の手法や費用分担、メリット分配のスキーム等について検討し、省エネ意識の啓発を行った。
- ・ESTモデル事業で実施した具体的施策とその成果を分析・検証し、それらをデータベース化して情報発信を行う環境を整えることにより、ESTの普及展開を図っている。
- ・これまで社会資本分野で行われてきた自然共生に関する先進的な取組の総合的な調査等を実施し、その成果を事例集としてとりまとめた。
- ・温室効果ガス削減に効果の高い経済活動上の先進的提案（事業モデル）を募集し、支援を行い、モデルとしてとりまとめた。

**課題の特定と今後の取組みの方向性**

業績指標の実績値は前年度を上回っており、改善傾向を示しているものの、目標値の達成に向けては、今後一層施策を推進していくことが必要であるため、「B」と評価した。また、国土交通分野における環境負荷の低減のための取り組みについて、環境ポータルサイトを通じてわかりやすく情報発信できるよう更なる検討を行っていくことが必要であり、ポータルサイトの大幅な見直しを予定していることから、「1」と評価した。

**平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項**

**(平成22年度)**

- ・生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）における情報発信  
国連「国際生物多様性年」である平成22年10月に、COP10が愛知県名古屋市で開催される。社会資本整備における生物多様性の保全施策に関し、積極的に情報を発信する。
- ・平成22年3月以降、一般の方が見やすくアクセスしやすいように、環境ポータルサイトの構成を大幅に見直しし、コンテンツの充実を図る。

**(平成23年度以降)**

なし

**担当課等（担当課長名等）**

担当課：総合政策局環境政策課（課長 大塚 洋）

**業績指標 5 1**

建設廃棄物の再資源化・縮減率及び建設発生土の有効利用率（①アスファルト・コンクリート塊、②コンクリート塊、③建設発生木材（再資源化等率）、④建設汚泥、⑤建設混合廃棄物、⑥建設発生土）

評 価	
① A-2	目標値：98%以上 ※1）（平成24年度） 実績値：98.4% ※1）（平成20年度） 初期値：98.6% ※1）（平成17年度）
② A-2	目標値：98%以上 ※1）（平成24年度） 実績値：97.3% ※1）（平成20年度） 初期値：98.1% ※1）（平成17年度）
③ A-2	目標値：77% ※1）（95%以上 ※2））（平成24年度） 実績値：80.3% ※1）（89.4% ※2））（平成20年度） 初期値：68.2% ※1）（90.7% ※2））（平成17年度）
④ A-2	目標値：82% ※2）（平成24年度） 実績値：85.1% ※2）（平成20年度） 初期値：74.5% ※2）（平成17年度）
⑤ B-2	目標値：平成17年度排出量に対して30%削減（平成24年度） 実績値：平成17年度排出量に対して9%削減（平成20年度） 初期値：292.8万トン（0%）（平成17年度）
⑥ B-2	目標値：87%（平成24年度） 実績値：78.6%（平成20年度） 初期値：80.1%（平成17年度）
	※1）再資源化率 ※2）再資源化等率

**（指標の定義）**

再資源化等率：建設廃棄物として排出された量に対する、再資源化及び縮減された量と工事間利用された量の合計の比率。なお、再資源化等とは、再資源化及び縮減のこと。

建設発生土の有効利用率：土砂利用量に対する建設発生土利用量の比率（ただし、利用量には現場内完結利用を含む現場内利用量を含む）

対象品目：（上から順に）アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物、建設発生土

- ①（分子）＝アスファルト・コンクリート塊の再使用<sup>※1</sup>量および再生利用<sup>※2</sup>量の合計  
（分母）＝アスファルト・コンクリート塊の排出量
- ②（分子）＝コンクリート塊の再使用量及び再生利用量の合計  
（分母）＝コンクリート塊の排出量
- ③（分子）＝建設発生木材の再使用量、再生利用量、熱回収<sup>※3</sup>量および焼却による減量化量の合計  
（分母）＝建設発生木材の排出量
- ④（分子）＝建設汚泥の再使用量、再生利用量、脱水等の減量化量の合計  
（分母）＝建設汚泥の排出量
- ⑤（分子）＝当該年の建設混合廃棄物の排出量と平成17年度の建設混合廃棄物量の差  
（分母）＝平成17年度の建設混合廃棄物の排出量
- ⑥（分子）＝土砂利用のうち土質改良を含む建設発生土利用量  
（分母）＝土砂利用量

※1）再使用：廃棄物となるものを同一形態で再び利用すること。

※2）再生利用：廃棄物を物理的あるいは化学的に処理して得られたものを有効利用すること。

※3）熱回収：廃棄物から熱エネルギーを回収すること。

**（目標設定の考え方・根拠）**

建設工事に伴い発生する建設副産物のリサイクル率を指標として設定する。

平成20年4月に策定した「建設リサイクル推進計画2008」において、各品目における平成24年度の目標値を定めている。

**（外部要因）**

再資源化施設の処理能力等

(他の関係主体)

他府省庁(事業主体)、地方公共団体(事業主体)、民間事業者(事業主体)

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

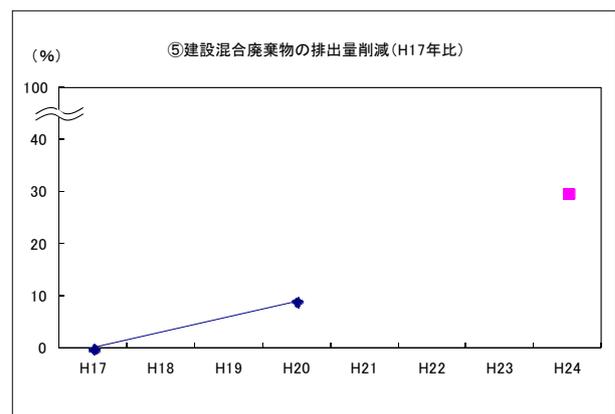
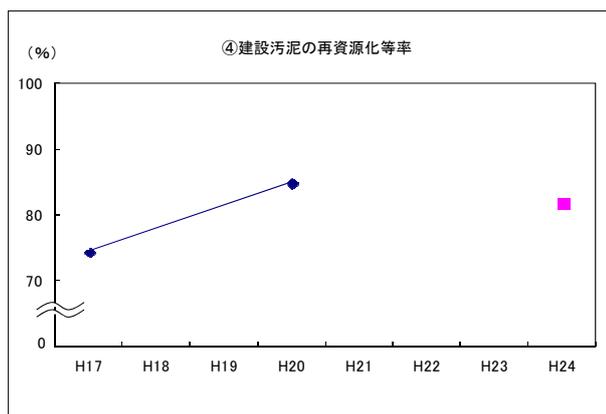
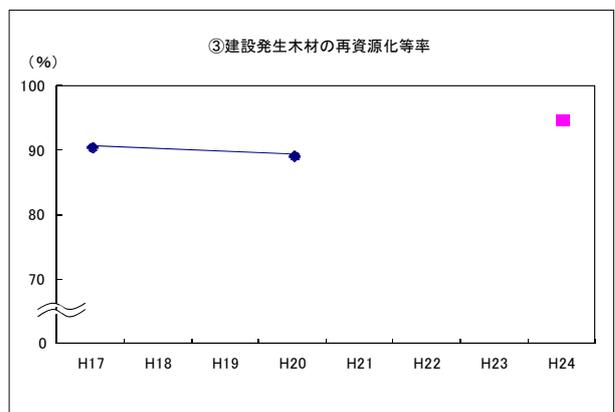
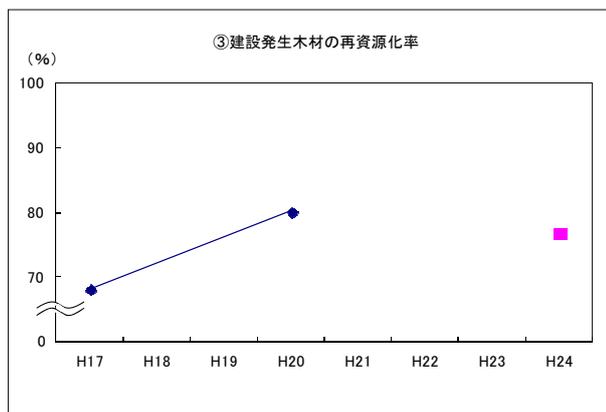
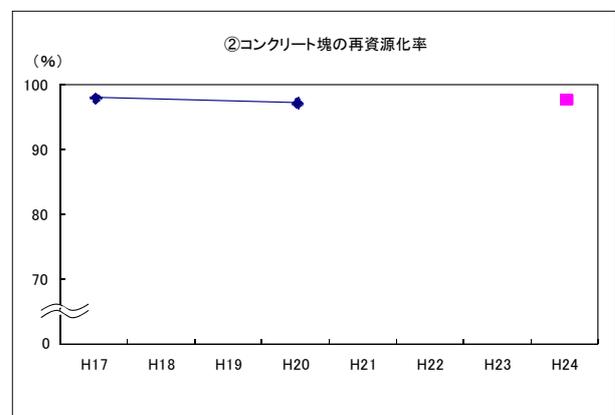
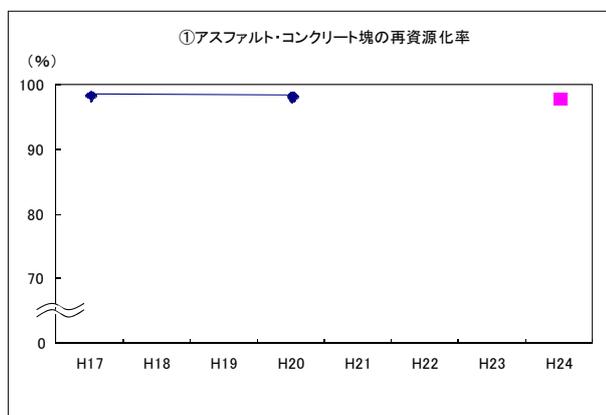
【閣決(重点)】

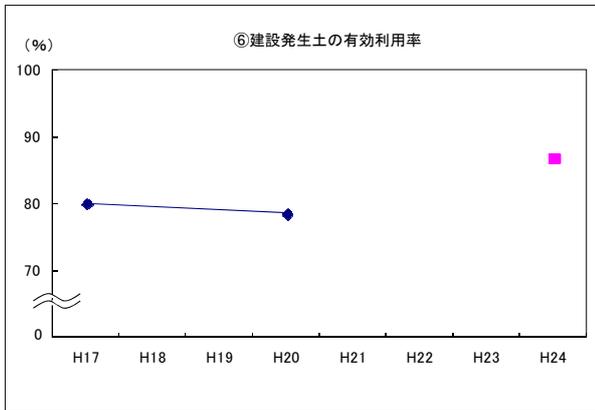
なし

【その他】

なし

過去の実績値		(年度)			
	H17	H18	H19	H20	H21
①	98.6% ※1)	—	—	98.4% ※1)	—
②	98.1% ※1)	—	—	97.3% ※1)	—
③	68.2% ※1) (90.7% ※2)	—	—	80.3 ※1) (89.4 ※2)	—
④	74.5% ※2)	—	—	85.1% ※2)	—
⑤	0%	—	—	9%	—
⑥	80.1%	—	—	78.6%	—





## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

- ・建設分野における循環型社会形成推進
  - 1) 建設混合廃棄物を効率的に再資源化するための現場分別、回収手法の課題及び効果の検証
  - 2) 民間プラントで発生する土砂を公共工事等で有効利用する為の環境安全性や品質管理に関するガイドラインの作成
  - 3) 建設リサイクル法省令の改正及び同法基本方針の改定の検討  
地球温暖化防止等対策費 27,682千円(平成21年度)
- ・建設廃棄物の再資源化施設等に係る税制特例
  - 1) 資源再生化設備等の特別償却(所得税・法人税)  
建設混合廃棄物選別装置を取得して事業の用に供した場合に、初年度において取得額の14%の特別償却を認めるもの。  
減収見込額 1.4億円(平成21年度)
  - 2) 廃棄物再生処理用設備に係る固定資産税の課税標準の税制特例(固定資産税)  
建設混合廃棄物選別装置を取得して事業の用に供した場合に、取得後3年間、通常の課税標準となるべき価格の4分の3の額に軽減するもの。  
減収見込額 0.1億円(平成21年度)

### 関連する事務事業の概要

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

建設副産物実態調査は、5年周期を基本として実施しているが、平成20年度については、「建設リサイクル推進計画2008」の策定初年度の実態を把握するために実施した。

- ・①アスファルト・コンクリート塊は平成20年度時点で平成24年度目標値98%以上の再資源化率を達成しており、過去の実績値によるトレンドから概ね横ばいの状況であり、順調である。
- ・②コンクリート塊は平成20年度時点で平成24年度目標値98%に近い再資源化率を達成しており、過去の実績値によるトレンドから概ね横ばいの状況であり、順調である。
- ・③建設発生木材の再資源化率については、平成20年度時点で平成24年度目標値77%の再資源化率を達成しており、過去の実績値によるトレンドから判断すると、順調である。建設発生木材の再資源化等率は平成20年度時点で平成17年度から概ね横ばいの状況であり、過去の実績値によるトレンドから判断すると順調である。
- ・④建設汚泥については、平成20年度時点で平成24年度目標値82%の再資源化等率を達成しており、過去の実績値によるトレンドから判断すると、順調である。
- ・⑤建設混合廃棄物については、平成20年度時点において平成17年度比で9%削減しており、過去の実績値によるトレンドから判断すると、順調でない。
- ・⑥建設発生土については、平成20年度時点で平成17年度から概ね横ばいの状況であり、過去の実績値によるトレンドから判断すると、順調でない。

#### (事務事業の実施状況)

- ・建設分野における循環型社会形成推進
  - 1) 既存の小口巡回回収の実例データ等を用いて、小口巡回回収の課題や効果を検証し、小口巡回回収の定着に向けた考え方を整理。
  - 2) 民間プラントで発生する土砂を公共工事等で有効利用する為の環境安全性や品質管理に関するガイドラインを作成。
    - 1)、2)については、検討成果を建設副産物リサイクル広報推進会議、地方建設副産物対策連絡協議会を通して、建設リサイクル関係者に対して送付し、執務参考資料として活用した。
  - 3) 建設リサイクル法省令の一部改正(平成22年2月公布)により、解体工事の工程の順序の詳細化等を行った。
- ・建設廃棄物の再資源化施設等に係る税制特例  
建設混合廃棄物選別装置を取得して事業の用に供した場合に、所得税、法人税及び固定資産税を軽減する特例措置を講じ、建設混合廃棄物選別装置の整備を促進した。

## 課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・①アスファルト・コンクリート塊及び②コンクリート塊については、概ね横ばいの状況であり、過去の実績値によるトレンドから平成24年度目標に向けて順調に推移しているものと考えられることから、A-2と評価した。
- ・③建設発生木材の再資源化率については、過去の実績値によるトレンドから平成24年度目標に向けて順調に推移しているものと考えられ、建設発生木材の再資源化等率については、平成20年度時点では平成24年度目標を達成していないものの、過去の実績値によるトレンドから平成24年度目標に向けて順調に推移しているものと考えられることから、A-2と評価した。
- ・④建設汚泥については、平成20年度時点で平成24年度目標を達成しており、過去の実績値によるトレンドから順調に推移しているものと考えられることから、A-2と評価した。
- ・⑤建設混合廃棄物については、平成20年度時点では平成24年度目標を達成していないものの、過去の実績値によるトレンドから目標達成に向け順調に推移していない。課題としては、分別解体等の結果残される建設混合廃棄物は、中間処理業者でどのように分別され、再資源化施設あるいは最終処分場へ搬出されているか、統計的に整理されていないこと等があげられるが、これについては「建設リサイクル推進計画2008」で施策を実施することから、B-2と評価した。
- ・⑥建設発生土については、平成24年度目標に向けて過去の実績値によるトレンドから目標達成に向け順調に推移していない。課題としては、民間工事由来の建設発生土を公共工事で有効利用することについて、調整にあたっての時間的ゆとりが十分でない中で、調整先選定にあたっての公平性の確保、環境安全性等の品質に対する信頼性の確保を図る等があげられるが、これについては「建設リサイクル推進計画2008」で施策を実施することから、B-2と評価した。

## 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成22年度)

なし

(平成23年度以降)

平成24年度以降に、平成20年4月に策定した「建設リサイクル推進計画2008」に続く新たな推進計画を策定。

## 担当課等(担当課長名等)

担当課：総合政策局事業総括調整官(事業総括調整官 平井 秀輝)

関係課：大臣官房公共事業調査室(室長 長田 信)

大臣官房官庁営繕部設備・環境課営繕環境対策室(室長 永島 潮)

総合政策局建設業課(課長 谷脇 暁)

都市・地域整備局公園緑地・景観課(課長 小林 昭)

河川局治水課(課長 細見 寛)

河川局河川環境課(課長 中嶋 章雅)

河川局砂防部保全課(課長 森山 裕二)

河川局海岸室(室長 五十嵐 崇博)

道路局国道・防災課(課長 深澤 淳志)

港湾局技術企画課(課長 吉永 清人)

航空局空港部技術企画課(課長 干山 善幸)

**業績指標 5 2**

住宅、建築物の省エネルギー化(①一定の省エネルギー対策を講じた住宅ストックの比率、②新築住宅における次世代省エネ基準(平成11年基準)達成率、③一定の新築建築物における次世代省エネ基準(平成11年基準)達成率)

評 価	
①B-1	目標値：31% (平成22年度) 実績値：21% (平成20年度) 初期値：18% (平成15年度)
②B-1	目標値：66% (平成22年度) 実績値：39% (平成20年度) 初期値：32% (平成16年度)
③A-1	目標値：85% (平成22年度) 実績値：83% (平成20年度) 初期値：74% (平成16年度)

**(指標の定義)**

## ①一定の省エネルギー対策を講じた住宅ストックの比率

一定の省エネルギー対策(全部又は一部の窓に二重サッシ又は複層ガラスを使用すること。)を講じた住宅ストックの比率。

## ②新築住宅における次世代省エネ基準(平成11年基準)達成率

当該年度の新築着工住宅のうち、省エネルギー法※に基づく省エネ基準(次世代省エネ基準)に適合しているものの割合。

- ・省エネ基準：住宅におけるエネルギーの使用の合理化のために建築主の努力義務として定める「住宅の建築主等の判断の基準」等。昭和55年に制定した後、平成4年及び平成11年に基準の改正・強化を行っており、平成11年のものを「次世代省エネ基準」と呼んでいる。

※ 「省エネルギー法」：エネルギーの使用の合理化に関する法律

## ③一定の新築建築物における次世代省エネ基準(平成11年基準)達成率

当該年度に着工された新築建築物のうち、「判断の基準」に適合している建築物の床面積の割合。

- ・判断の基準：省エネルギー法に建築物の断熱化、設備の効率的利用に関して努力義務として定める「建築主の判断の基準」。

**(目標設定の考え方・根拠)**

## ①一定の省エネルギー対策を講じた住宅ストックの比率

- ・住生活基本計画(一定の省エネルギー対策を講じた住宅ストック比率について平成27年度40%達成)と整合を取りながら目標年次を変えて設定。

## ②新築住宅における次世代省エネ基準(平成11年基準)達成率

- ・京都議定書目標達成計画に掲げている目標値(新築着工に占める次世代省エネルギー基準の達成割合：2010年度66%)を設定。

## ③一定の新築建築物における次世代省エネ基準(平成11年基準)達成率

- ・京都議定書目標達成計画に掲げている目標値(新築着工に占める省エネルギー法に基づく建築主の判断基準の達成割合：2010年度85%)を設定。

**(外部要因)**

該当なし

**(他の関係主体)**

- ①～③建築主等(事業主体等)

**(重要政策)****【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

- ・低炭素社会づくり行動計画(平成20年7月29日)
- ・京都議定書目標達成計画(平成20年3月28日)
- ・住生活基本計画(全国計画)(平成18年9月19日)
- ・新成長戦略(平成22年6月18日)
  - (1) グリーン・イノベーションによる環境・エネルギー大国戦略

**【閣決(重点)】**

なし

**【その他】**

- ・国土交通省成長戦略(平成22年5月17日)
- <住宅・都市分野>

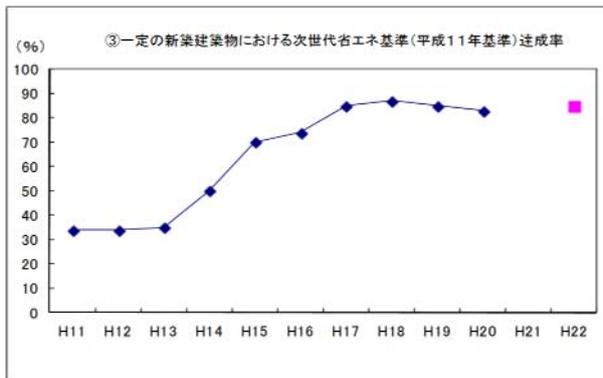
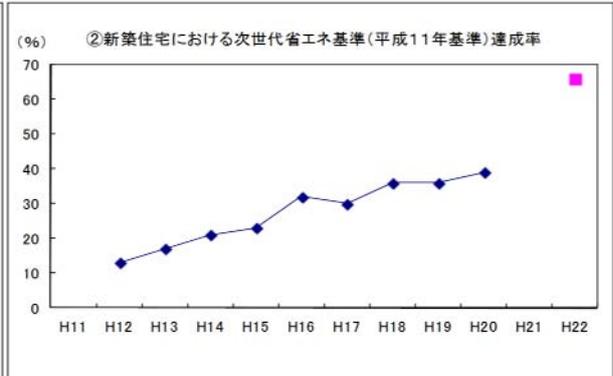
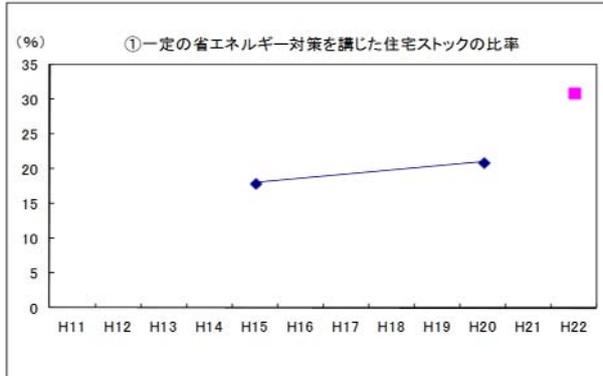
Ⅲ 住宅・建築投資活性化・ストック再生戦略

3. チャレンジ25の実現に向けた環境に優しい住宅・建築物の整備

過去の実績値											(年度)
	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
①	—	—	—	—	18%	—	—	—	—	21%	集計中
②	—	13%	17%	21%	23%	32%	30%	36%	36%	39%	集計中
③	34%	34%	35%	50%	70%	74%	85%	87%	85%	83%	集計中

※②住宅性能評価を受けた住宅のうち、平成11年省エネ基準に適合している住宅の戸数の割合。

※③当該年度に建築確認された建築物（2,000㎡以上）のうち、平成11年省エネ基準に適合している建築物の床面積の割合。



**事務事業の概要**  
**主な事務事業の概要**

- ①住宅関係 (◎)
    - ・省エネルギー法による住宅の省エネ措置の努力義務等
    - ・省エネ措置等を講じた住宅に対する融資、補助等による支援
  - ②建築物関係 (◎)
    - ・省エネルギー法による建築物の省エネ措置の努力義務等
    - ・省エネ措置等を講じた建築物に対する融資、補助等による支援
    - ・官庁施設のグリーン化の推進
- <注>◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係わる施策に関するものである。

**関連する事務事業の概要**

- ①住宅関係 (◎)
  - ・省エネルギー法に基づく建築主等に対する省エネ基準に基づく省エネ措置の努力義務
  - ・省エネルギー法に基づく一定規模以上の住宅の建築・大規模修繕等の省エネ措置の届出義務化等の実施
  - ・一定の省エネ改修を行った場合の所得税、固定資産税の軽減
  - ・省エネ措置等を講じた住宅の取得を支援するため、住宅金融支援機構の証券化ローンの枠組みを活用して金利引き下げを実施
  - ・住宅エコポイントによるエコ住宅の新築やエコリフォームの推進
  - ・省CO<sub>2</sub>の実現性に優れたリーディングプロジェクトに対する支援
  - ・民間事業者等による先導的技術開発の支援
  - ・住宅性能表示制度の普及推進
  - ・住宅・建築物の居住性（室内環境）の向上と地球環境への負荷の低減等を総合的な環境性能として一体的に評価する建築物総合環境性能評価システム（CASBEE）の開発・普及の推進

## ②建築物関係（◎）

- ・省エネルギー法に基づく建築主等に対する省エネ基準に基づく省エネ措置の努力義務
- ・省エネルギー法に基づく一定規模以上の建築物の建築・大規模修繕等の省エネ措置の届出義務化等を実施
- ・一定の省エネ設備を取得し、事業の用に供した場合の所得税等の軽減
- ・既設官庁施設の設備機器等老朽更新時における省エネ対策の推進
- ・既存官庁施設の適正な運用管理の徹底
- ・省CO<sub>2</sub>の実現性に優れたリーディングプロジェクトに対する支援
- ・民間事業者等による先導的技術開発の支援
- ・住宅・建築物の居住性（室内環境）の向上と地球環境への負荷の低減等を総合的な環境性能として一体的に評価する建築物総合環境性能評価システム（CASBE）の開発・普及の推進
- ・グリーン庁舎の整備の推進

<注>◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### （指標の動向）

- ①一定の省エネルギー対策を講じた住宅ストックの比率
  - ・一定の省エネルギー対策（全部又は一部の窓に二重サッシ又は複層ガラスを使用すること。）を講じた住宅ストックの比率は、平成15年度18%から平成20年度21%に向上している。
- ②新築住宅における次世代省エネ基準（平成11年基準）達成率
  - ・住宅性能表示制度を利用した住宅の省エネ基準適合率は、平成12年度約13%から平成20年度約39%に向上している。
- ③一定の新築建築物における次世代省エネ基準（平成11年基準）達成率
  - ・建築物の省エネ基準適合率は、平成20年度約83%となっており、前年度と比べやや低下したものの、省CO<sub>2</sub>の実現性に優れたリーディングプロジェクトに対する支援等の効果が今後見込まれるため、建築物の次世代省エネ基準適合率は順調に推移しているものと考えられる。

#### （事務事業の実施状況）

- ①一定の省エネルギー対策を講じた住宅ストックの比率
  - ・省エネルギー法に基づき、大規模な住宅（床面積2,000㎡以上）の大規模修繕等の省エネルギー措置の届出義務化等を実施（平成18年4月施行）
  - ・一定の省エネ改修を行った場合の税制優遇を行う省エネ改修促進税制を創設（平成20年4月）
  - ・省エネルギー法に基づき、大規模な住宅（床面積2,000㎡以上）に係る担保措置の強化（平成21年4月施行）
  - ・省エネルギー法に基づき、中小規模の住宅（床面積300㎡以上）を省エネルギー措置の届出義務の対象に追加（平成22年4月施行）
  - ・住宅エコポイントによるエコリフォームの推進（平成21年度第二次補正予算）
- ②新築住宅における次世代省エネ基準（平成11年基準）達成率
  - ・大規模な住宅（床面積2,000㎡以上）の新築時の省エネルギー措置の届出義務化等を実施（平成18年4月施行）
  - ・省エネルギー法に基づき、大規模な住宅（床面積2,000㎡以上）に係る担保措置の強化（平成21年4月施行）
  - ・省エネルギー法に基づき、中小規模の住宅（床面積300㎡以上）の新築時の省エネルギー措置の届出の義務化等を実施（平成22年4月施行）
  - ・次世代省エネ基準に適合する住宅の建設に対し、証券化ローンの枠組みを活用した金利引き下げを実施（平成20年度 証券化ローンの枠組みを活用した金利引き下げ戸数 20,168件の内数）
  - ・省エネルギー性能を含む住宅の性能について分かりやすく表示する制度（住宅性能表示制度）の普及を推進（平成20年度：新築住宅戸数200,097戸）
  - ・住宅エコポイントによるエコ住宅の新築の推進（平成21年度第二次補正予算）
  - ・環境・リフォーム推進事業による省CO<sub>2</sub>の実現性に優れたリーディングプロジェクトに対する支援の実施（平成22年度予算）
- ③一定の新築建築物における次世代省エネ基準（平成11年基準）達成率
  - ・省エネルギー法に基づき、大規模な建築物（床面積2,000㎡以上）の新築時の省エネルギー措置の届出の義務化。（平成15年4月施行）
  - ・省エネルギー法に基づき、中小規模の建築物（床面積300㎡以上）の新築時の省エネルギー措置の届出の義務化等を実施（平成22年4月施行）
  - ・環境・リフォーム推進事業による省CO<sub>2</sub>の実現性に優れたリーディングプロジェクトに対する支援、省エネ改修の実施（平成22年度予算）

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

#### ①、② B-1

住宅ストック、新築住宅の業績指標は向上してはいるが、目標値までには更なる施策が必要である。そのため、平成22年度においては、中小規模の住宅・建築物の新築・増改築に係る省エネルギー措置の届出を平成22年4月1日より開始するとともに、住宅の省エネ基準への適合義務化に向けた検討を進め、平成22年中に義務化に向

けた工程表を作成する。

③ A-1

前述のとおり、平成20年度の実績値は前年度と比べやや低下したものの、既存施策の効果が今後見込まれるため、一定の新築建築物の業績指標は概ね順調に推移しているものと考えられる。これからも環境・リフォーム推進事業による省CO<sub>2</sub>の実現性に優れたリーディングプロジェクトに対する支援、省エネ改修を実施するとともに、建築物の省エネ基準への適合義務化に向けた検討を進め、平成22年中に義務化に向けた工程表を作成する。

**平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項**

(平成22年度)

- ・ 中小規模の住宅・建築物の新築・増改築に係る省エネルギー措置の届出を平成22年4月1日より開始
- ・ 住宅・建築物の省エネ基準適合義務化に向けた検討を進め、平成22年中に義務化に向けた工程表を作成する。

(平成23年度以降)

なし

**担当課等(担当課長名等)**

担当課：住宅局住宅生産課(課長 橋本 公博)

住宅局建築指導課(課長 金井 昭典)

関係課：官庁営繕部設備・環境課営繕環境対策室(室長 永島 潮)

**業績指標 53**

重量車の平均燃費向上率（平成14年度比）

**評価**

B-2	目標値：7%（平成22年度） 実績値：4%（平成20年度） 初期値：0%（平成14年度）
-----	--

**（指標の定義）**

重量車（トラック・バス等）が1リットルの燃料で走行することができる距離の平均が、基準年度（省エネ法に基づくトップランナー方式による燃費基準（現在商品化されている自動車のうち最も燃費性能が優れている自動車をベースに、技術開発の将来の見通し等を踏まえて策定した燃費基準）が設定された際の基準年度）である平成14年度に対してどれだけ向上したかを表す指標。

**（目標設定の考え方・根拠）**

省エネ法に基づくトップランナー方式による重量車の燃費基準は、平成27年度を目標年度とし、基準年度である平成14年度から12%燃費が向上するものとして設定された。このため、平成14年度から平成27年度にかけて重量車の平均燃費向上率が目標となる12%に向けて順調に推移した場合を考慮し、平成22年度の目標値を7%と設定した。

**（外部要因）**

重量車の区分（トラック・バス等の車種、車両総重量クラス等）別の出荷台数比率

**（他の関係主体）**

経済産業省（省エネ法の機械器具に係る措置のうち、自動車については経済産業省と国土交通省の共管）

**（重要政策）**

**【施政方針】**

第166回国会 施政方針演説（平成19年1月26日）「乗用車の燃費基準を2015年までに2割以上改善し、世界で最も厳しい水準とする」

**【閣議決定】**

なし

**【閣決（重点）】**

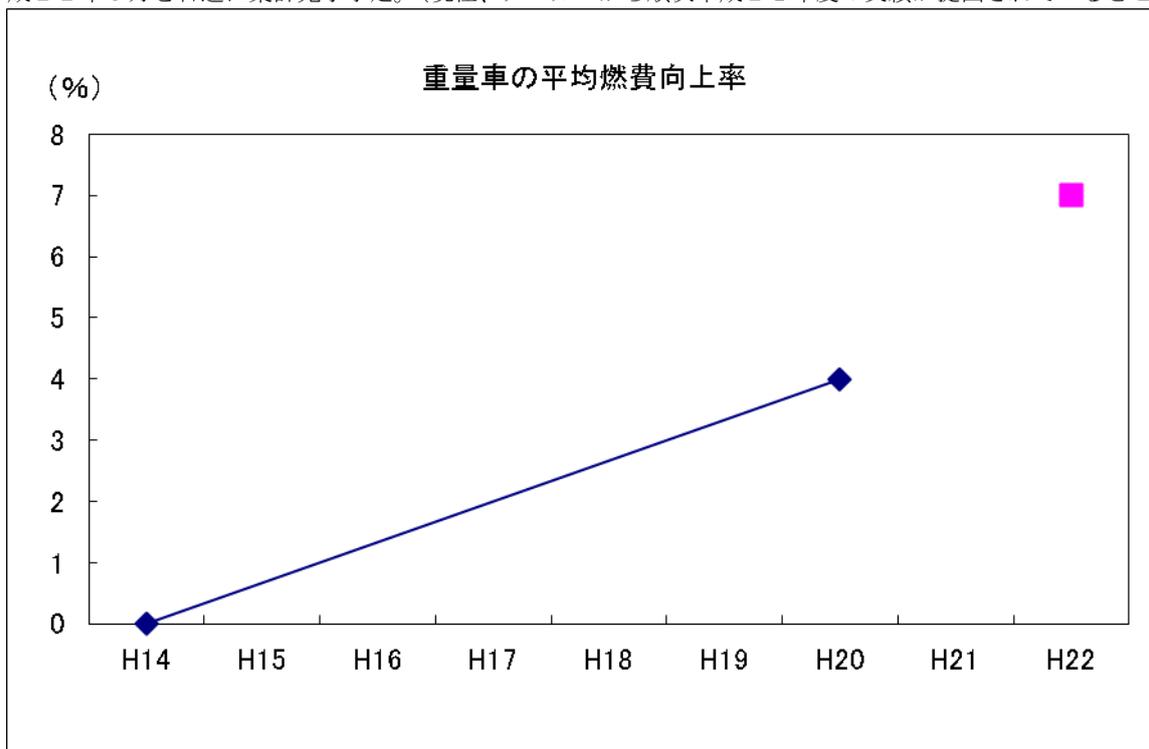
なし

**【その他】**

なし

過去の実績値				（年度）	
H17	H18	H19	H20	H21	
-	-	-	4%	集計中（※）	

（※平成22年9月を目途に集計完了予定。（現在、メーカーから順次平成21年度の実績が提出されているところ。））



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

・燃費基準の達成状況を把握し、必要に応じて新たな燃費基準を設定することで、燃費性能の優れた重量車の普及を促進する。

### 関連する事務事業の概要

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

・重量車の燃費基準は平成18年に施行されたものであり、全対象車に燃費の表示が行われたのは平成19年9月以降であるため、指標の実績値の集計が可能なのは、平成20年度分以降の値である。  
・平成14年度から平成20年度までの平均改善率では、平成22年度での目標値には到達できない計算となる。  
・一方、燃費基準の目標年度(平成27年度)を前倒しして、燃費基準を達成した重量車が開発・販売されており、各メーカーは、目標年度における基準の達成に向けて、今後も燃費のよい重量車を市場に投入していくと考えられ、平成27年度に向けて燃費は着実に改善していくと考えられる。

#### (事務事業の実施状況)

・国内向け出荷される重量車の燃費値の調査を実施し、燃費基準の達成状況を把握するよう努めている。  
・重量車の燃費に関する情報を国土交通省HP上で公表し、燃費性能の優れた重量車にステッカーを貼付する等により、自動車ユーザーの燃費性能に関する意識を高め、燃費性能が高い重量車の普及を促進するよう努めている。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

・平成14年度から平成20年度までの改善率では、平成22年度での目標値には到達できない計算である一方、燃費基準の目標年度(平成27年度)を前倒しして、燃費基準を達成した重量車が開発・販売されており、今後も各メーカーは、目標年度における基準の達成に向けて燃費のよい重量車を市場に投入し、平成27年度に向けて燃費は着実に改善していくと考えられることから、B-2とした。  
・燃費基準の目標年度である平成27年度までに、順次モデルチェンジが行われて燃費が改善していくと考えられることから、引き続き燃費基準の達成状況を把握する。

## 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

#### (平成22年度)

なし

#### (平成23年度以降)

なし

## 担当課等(担当課長名等)

担当課：自動車交通局技術安全部環境課 (課長 小田 曜作)

**業績指標 5 4**

陸上電源設備の規格が適用できる船舶の種類の数

評 価	
C-3	目標値：4種類（平成23年度） 実績値：0種類（平成21年度） 初期値：0種類（平成19年度）

**（指標の定義）**

船舶の種類毎（旅客船、コンテナ船、タンカー、バルクキャリア）に検討されている陸上電源設備の規格が適用できる船舶の種類の数

**（目標設定の考え方・根拠）**

停泊中の船舶に環境負荷の少ない陸上電源を供給することにより、CO2の削減を図ることができる。しかしながら、各港での独自規格の乱立により、各港に寄港する船舶による陸上電源設備の利用を困難にすることが懸念されているため、陸上電源使用のための共通規格の策定を行う必要がある。また、全ての船種の船舶に同一の標準を適用させることはできないため、船舶の種類毎（旅客船、コンテナ船、タンカー、バルクキャリア）に標準化する必要がある。多くの船舶の種類について標準化することにより、陸上電源設備の導入を促進することができる。

**（外部要因）**

- ・当初予見し得なかった知見及び新技術等の出現
- ・IMO（国際海事機関）、ISO（国際標準化機構）、IEC（国際電気標準会議）の審議状況

**（他の関係主体）**

・IMO（国際海事機関：船舶の技術基準を所管） ・ISO（国際標準化機構：陸上電源設備について電気以外に関する規格を所管） ・IEC（国際電気標準会議：陸上電源設備について電気に関する規格を所管）

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

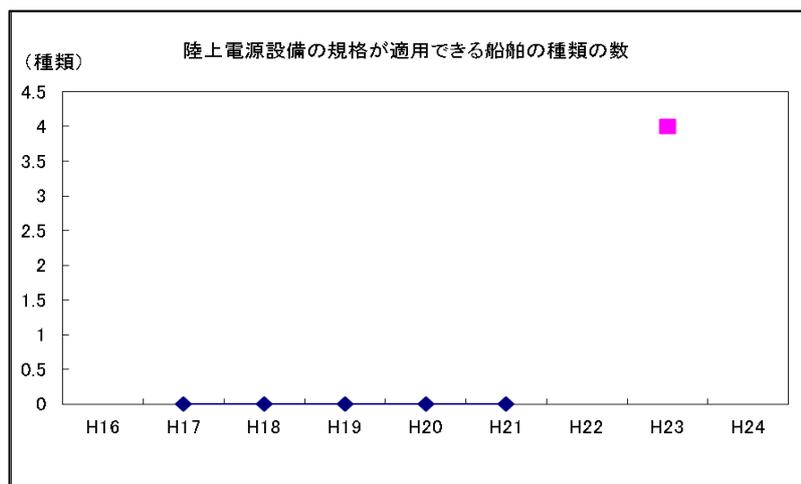
**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

なし

過去の実績値					（年度）
H17	H18	H19	H20	H21	
0種類	0種類	0種類	0種類	0種類	0種類



**事務事業の概要**

**主な事務事業の概要**

我が国からISO（国際標準化機構）及びIEC（国際電気標準会議）に対する意見提案及び専門家の派遣によって規格の策定に貢献しているとともに、審議状況の情報収集を行っている。

**関連する事務事業の概要**

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

「判断できない」

当初、平成21年度中にも規格が策定されると見込んでいたが、ISO（国際標準化機構）とIEC（国際電気標準会議）の間の調整が難航しているため規格化作業は遅れており、目標とする平成23年度中に4種類の船舶の規格が策定されるか判断が難しい状況である。

#### (事務事業の実施状況)

我が国からISO（国際標準化機構）及びIEC（国際電気標準会議）に対する意見提案及び専門家の派遣によって規格の策定に貢献しているとともに、審議状況の情報収集を行っている。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標については、C-3という状態である。

本件は、平成20年の無駄遣い撲滅プロジェクトにて棚卸しされたものであり、現在、施策の実施は行っていない状況である。今後も予算要求をする予定はないため、施策を中止し指標も廃止する。

## 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

#### (平成22年度)

なし

#### (平成23年度以降)

なし

## 担当課等（担当課長名等）

担当課：海事局安全基準課（課長 久保田秀夫）

**業績指標 55**

モーダルシフトに関する指標（①トラックから鉄道コンテナ輸送にシフトすることで増加する鉄道コンテナ輸送量、②トラックから海上輸送へシフトすることで増加する海上輸送量（自動車での輸送が容易な貨物（雑貨）量）

評価	
①B-2	目標値：①32億トンキロ増（平成22年度） ②312億トンキロ（平成22年度）
②B-2	実績値：①0.2億トンキロ増（平成21年度） ②267億トンキロ（平成21年度）
	初期値：①21億トンキロ増（平成18年度） ②301億トンキロ（平成18年度）

**（指標の定義）**

トラックから鉄道コンテナ輸送に転換することで増加する鉄道コンテナ輸送量（トンキロ）およびトラックから海上輸送に転換することで増加する海上輸送量（トンキロ）

**（目標設定の考え方・根拠）**

自動車よりも二酸化炭素排出量の少ない鉄道・海運へのモーダルシフトを推進し、京都議定書の公約を達成するため、「京都議定書目標達成計画」において、平成22年度における鉄道コンテナ輸送トンキロ数を平成12年度と比較して32億トンキロ増加させ、また、平成22年度における施策を実施しない場合の海上輸送量を258億トンキロと推定し、施策を実施することによって54億トンキロ増加させ、312億トンキロにするという目標値を設定。（京都議定書目標達成計画 別表1-27に記載あり）

**（外部要因）**

自然災害等による変動

**（他の関係主体）**

物流事業者（鉄道事業者、海運事業者含む）等

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

京都議定書目標達成計画（平成20年3月28日全部改定）

「物流体系全体のグリーン化を推進するため、自動車輸送から二酸化炭素排出量の少ない内航海運又は鉄道による輸送への転換を促進する。（第3章第2節1.（1）」

新成長戦略（平成22年6月18日）

（1）グリーン・イノベーションによる環境・エネルギー大国戦略

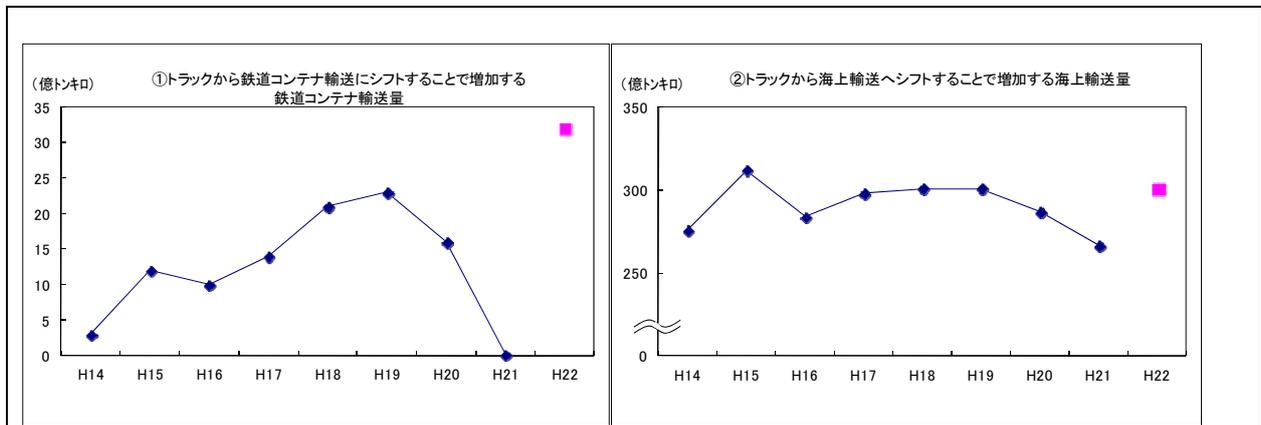
**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

なし

過去の実績値					(年度)
H17	H18	H19	H20	H21	
① 14億トンキロ	① 21億トンキロ	① 23億トンキロ	① 16億トンキロ	① 0.2億トンキロ	
② 298億トンキロ	② 301億トンキロ	② 301億トンキロ	② 287億トンキロ	② 267億トンキロ	



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

#### ①荷主・物流事業者の自主的な取組の推進

- ・グリーン物流パートナーシップ会議

経済産業省と連携を図り、荷主や物流事業者といった立場を超えて互いに協働・連携することにより効果的なCO2排出量削減を図るため、「グリーン物流パートナーシップ会議」を運営する。また、当会議で認定された普及事業に対し、事業費の一部を支援するほか、優良事例・先進事例の広報活動などを行う。

予算額：36.0億円（平成19年度）

22.0億円（平成20年度）

14.0億円（平成21年度）

#### ②鉄道貨物輸送へのモーダルシフトの推進

- ・北九州・福岡間鉄道貨物輸送力増強事業

山陽線に引き続き、九州地区の港を経由した東アジアとの輸出入貨物の増加等に対応するため、北九州・福岡間について、貨物列車長編成化のための整備を行う（平成22年度完成予定）。

予算額：0.4億円（平成19年度）

予算額：2.9億円（平成20年度）

予算額：4.7億円（平成21年度）うち補正予算 1.7億円

- ・隅田川駅輸送力増強事業

北海道など北日本への鉄道貨物輸送の東京側の玄関口となる隅田川駅について、輸送力の増強のための整備を行う（平成24年度完成予定）。

予算額：6.0億円（平成21年度）補正予算で事業採択

- ・エコレールマークの普及

鉄道貨物の利用促進が図られるためには、荷主等の企業や消費者においても、鉄道貨物輸送による環境負荷低減の取組に対する意識の向上が重要であることから、鉄道貨物輸送を積極的に行っている企業や商品に対してエコレールマークの認定を行い、鉄道貨物へのモーダルシフトの推進が図られるよう、エコレールマーク普及についての取組を推進する。

#### ③内航海運の競争力の強化

- ・複合一貫輸送に対応した内貿ターミナルの拠点的整備（◎）

国及び港湾管理者等が複合一貫輸送に対応した内貿ターミナルを整備することにより定時性・安定性を高め、国内海上輸送の利用を促進する。

予算額：112.7億円（平成19年度）

135.8億円（平成20年度）

169.0億円（平成21年度）

- ・海上貨物輸送へのモーダルシフトの推進

海上輸送を一定程度利用するモーダルシフト貢献企業を選定し、当該企業にエコシップマークの使用を認める等の活用により船を利用したモーダルシフトのアピールを行う「エコシップモーダルシフト事業」を実施する。

- ・共有建造制度によるモーダルシフト船等の建造の促進

平成17年度から船舶共有建造制度を活用してスーパーエコシップを建造する場合において船舶使用料減免を行うために必要な経費を鉄道建設・運輸施設整備支援機構に対して出資することにより、モーダルシフト船等の建造を促進する。

予算額：39.5億円（平成19年度）

79.5億円（平成20年度）うち補正予算40.0億円

250.0億円（平成21年度第1次補正予算）

- ・高度船舶安全管理システムの実用化

平成13年度から船舶の推進機関の状態を陸上から遠隔監視・診断を行うとともに、陸上支援による推進機関の適切な保守管理を行うことにより、推進機関に生じる全ての重大な故障等を未然に防止する革新的な安全管理技術「高度船舶安全管理システム」の研究開発を実施。平成16年度末に開発を終了。システムの導入により、従来と比較して機関部作業の省力化の効果が見込まれることから、官学労使からなる「次世代内航船に関する乗組み制度検討会」において、同システムを導入した船舶に適した効率的な乗組み体制のあり方について検討を進めている。現在は、乗組み見直しの可否を検討するため、同検討会における合意に基づき、平成24年7月末までの間、「検証運航」という位置づけで見直した乗組み体制による運航実績の蓄積を図っているところ。今後も船舶の安全性・信頼性の向上、機関部作業の軽減、機関保守整備の合理化等、本システムの普及に向けた環境整備に取り組む。

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

### 関連する事務事業の概要

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

①については、世界同時不況の影響による物流量の減少により、平成20年後半から輸送量が大幅に落ち込んでおり、平成21年度の輸送量も大きく減少した。なお、平成22年1月以降の各月の輸送量は対前年比で増加に転じているところである。

②については、平成20年度上半期までは目標達成に向け、順調に推移していたところであるが、平成21年度も前年度に引き続き世界同時不況の影響を受け、輸送量が大幅に落ち込んだため、前年度より20億トンキロ減少した。

#### (施策の実施状況)

##### ①荷主・物流事業者の自主的な取組の推進

- ・グリーン物流パートナーシップ会議

平成21年度は新たに普及事業16件を認定した。(うちモーダルシフトに関する事業は3件)

##### ②鉄道貨物輸送へのモーダルシフトの推進

- ・山陽線鉄道貨物輸送力増強事業

平成19年3月に山陽線鉄道貨物輸送力増強事業が完成し、コンテナ列車の長編成化が実現した。

- ・北九州・福岡間鉄道貨物輸送力増強事業

九州地区の港を経由した東アジアとの輸出入貨物の増加等に対応するため、北九州・福岡間について、貨物列車長編成化のための整備を進めており、平成22年度中に完成する予定である。

- ・隅田川駅輸送力増強事業

北海道など北日本への鉄道貨物輸送の東京側の玄関口となる隅田川駅について、平成24年度の完成に向けて、輸送力増強のための整備を進めている。

- ・エコレールマークの普及

平成21年度は商品18件(25品目)、取組企業9件を認定した。(認定商品50件(62品目)、取組企業59件(平成21年度末合計))

今後も引き続きエコレールマーク普及についての取組を推進する。

##### ③内航海運の競争力の強化

- ・複合一貫輸送に対応した内貿ターミナルの拠点整備

平成19年度においては、東京港[中央防波堤内側地区]等において、増加する内貿RORO貨物や船舶の大型化に対応するため、複合一貫輸送ターミナルの整備を推進した。

- ・改正内航海運業法の適切な運用

平成17年度より、参入規制の緩和等を内容とする改正内航海運業法を施行し、意欲ある事業者の事業展開の多様化、円滑化及び新規参入を促している。(平成21年度新規参入事業者数：25事業者)

- ・海上貨物輸送へのモーダルシフトの推進

平成21年度は「エコシップモーダルシフト事業」の第2回認定事業者(荷主15者、物流事業者17者)を決定した。(認定事業者：荷主27者、物流事業者30者(平成21年12月現在合計))。

- ・共有建造制度によるモーダルシフト船等の建造の促進

平成21年度においては、共有建造制度によりスーパーエコシップ3隻(10,749総トン)の建造を決定した。

- ・高度船舶安全管理システムの実用化

現在、「次世代内航船に関する乗組み制度検討会」において当該システムに係る乗組み制度の検討を行うとともに、機関保守整備の合理化の検討を行うなど、本システムの普及に向けた環境整備に取り組んでいる。

### 課題の特定と今後の取組の方向性

・業績指標について、鉄道コンテナ輸送量は、世界同時不況の影響による物流量の減少により、平成20年後半から輸送量が大幅に落ち込み、平成21年度の輸送量も大きく減少したことからB-2と評価したが、北九州・福岡間の鉄道貨物輸送力増強事業等の効果により、目標達成を図る。海上輸送量は、平成21年度は前年度に引き続き世界同時不況の影響を受け、輸送量が大幅に落ち込み、前年度より減少したが、引き続き各施策の着実な進捗を図っていくことにより、目標達成を図ることから、B-2と評価した。

・モーダルシフトは、地球温暖化対策のほか、省エネルギーや労働力不足への対応策として非常に有効であるため、施策を改善しつつ進める必要があり、今後も、物流分野のCO2排出量削減に向けて関係方面の連携強化を図り、裾野の広い取組を推進していく。

### 平成22年度以降における新規の取組と見直し事項

(平成22年度)

なし

(平成23年度以降)

なし

### 担当課等(担当課長名等)

担当課：政策統括官付参事官(物流政策)室(参事官 田中 照久)

関係課：鉄道局財務課J R担当室(室長 堀 真之助)

海事局総務課企画室(参事官 斉藤 夏起)

港湾局計画課(課長 高橋 浩二)

**業績指標 56**

地区・街区レベルにおける包括的な都市環境対策に取り組んでいる都市数

評価	
A-2	目標値：30都市（平成24年度） 実績値：18都市（平成21年度） 初期値：3都市（平成19年度）

**（指標の定義）**

集約型都市構造の実現に資する拠点的市街地等において、地区・街区レベルにおける包括的な都市環境対策に係る計画を策定し、対策に取り組んでいる都市数。本指標は、京都議定書目標達成計画の見直し（H20.3.28閣議決定）において新たに位置づけられ、積極的に進めていくべき「街区・地区レベルにおける対策」の進捗状況の評価しうるものであり、その数の増加は、我が国の環境対策の着実な推進に資するものである。

**（目標設定の考え方・根拠）**

京都議定書の第1約束期間内（H20～H24年度）において、先導的都市環境形成促進事業等を活用し、包括的な都市環境対策に取り組むことが予想される都市数から設定。

**（外部要因）**

地元との調整等

**（他の関係主体）**

地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、民間事業者

**（重要政策）**

**【施政方針】**

第169回国会施政方針演説（平成20年1月18日）「一刻も早く、国際社会の協力の下に、全地球規模で、温室効果ガスの削減に取り組んでいかなければなりません。」

**【閣議決定】**

改訂京都議定書目標達成計画（平成20年3月28日）「街区レベルや地区レベルでの面的な対策を導入することにより低炭素型都市の構築を推進する。」

**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

国土交通省成長戦略（5.住宅・都市分野）

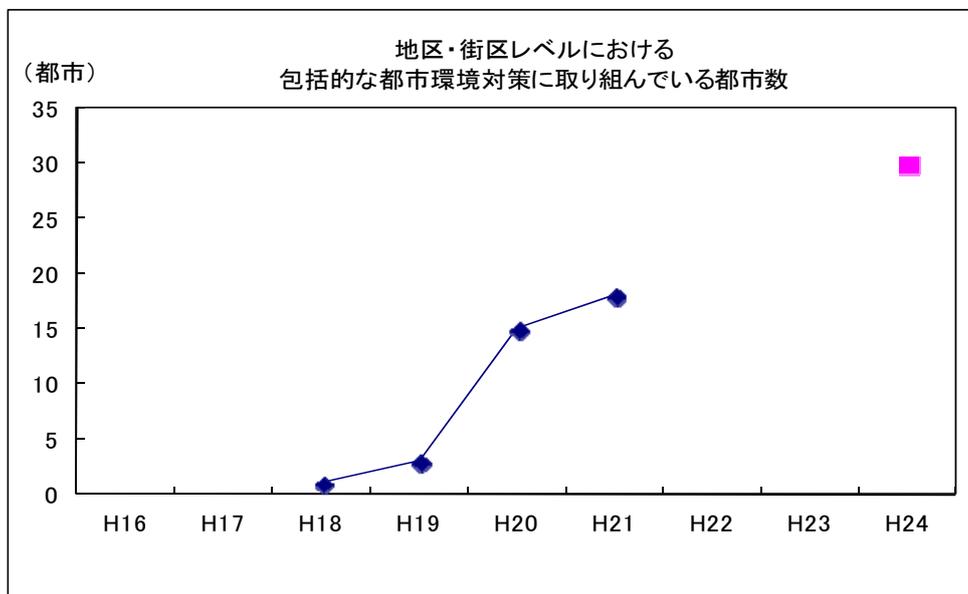
Ⅱ. 地域ポテンシャル発現戦略

2. まちなか居住・コンパクトシティへの誘導

1) 将来目指す姿・あるべき姿

・「面的なCO2の大幅削減等により、サステナブルな都市・まち経営と人と環境にやさしいまちなか居住・コンパクトシティを実現する。」

過去の実績値					（年度）
H17	H18	H19	H20	H21	
—	1都市	3都市	15都市	18都市	



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

#### ○先導的都市環境形成促進事業の推進

集約型都市構造の実現に資する拠点的市街地等において、地区・街区レベルにおける先導的な都市環境対策を強力に推進するため、計画策定、コーディネート及び社会実験・実証実験等に対する支援を行い、新たに低炭素型都市の実現に資する都市環境形成促進調査を創設し、自転車利用環境整備のための調査を実施する。  
予算額 4 億円（平成 21 年度）

### 関連する事務事業の概要

#### ○エコまちネットワーク整備事業の推進

多くの都市開発が予想される都市再生緊急整備地域又は国土交通大臣が認定した先導的都市環境形成計画を策定した地区において、都市開発と一体的に環境負荷の削減対策を行うことにより、効果的・効率的に都市環境の改善を図る。

予算額：2.9 億円（平成 21 年度）

#### ○都市交通システム整備事業

徒歩、自転車、自動車、公共交通など多様なモードの連携が図られた、自由通路、地下街、駐車場等の公共的空間や公共交通などからなる都市の交通システムを整備し、都市交通の円滑化を推進するとともに、都市施設整備や土地利用の再編により都市再生の推進を図る。

予算額：24 億円の内数（平成 21 年度）

#### ○緑地環境整備総合支援事業

三大都市圏に存する都市等、緑とオープンスペースの確保が課題とされる都市において、「緑の基本計画」又は「景観計画」に基づき設定された対象区域内で行う都市公園事業、古都保存事業、緑地保全事業、市民緑地等整備事業について、統合補助事業により総合的に支援し、都市域における水と緑のネットワークの形成を推進する。

予算額 54.6 億円の内数（平成 21 年度）

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### （指標の動向）

平成 21 年度までの実績値は 18 都市であり、前年度比で 3 都市（柏市、新潟市、堺市）増加している。目標に向けてトレンドを上回るペースで順調に推移している。

#### （事務事業の実施状況）

地方公共団体等を対象としたセミナー等の機会を活用して、先導的都市環境形成促進事業による都市環境対策の普及の取組を実施した。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標の実績値は、目標達成した成果を示しているが、現在の施策を着実に推進することが適切であることから、A-2 と評価した。今後も、現在の施策を着実に推進していく。

## 平成 22 年度以降における新規の取組みと見直し事項

#### （平成 22 年度）

平成 22 年度より、集約型都市構造の実現に資する拠点的市街地等において、より効率的かつ効果的な都市環境対策を推進するため、低炭素型都市の実現に資する都市環境形成促進調査を拡充し、自転車利用環境整備及び環境対応車を活用したまちづくりのための調査を実施する。

#### （平成 23 年度以降）

なし

## 担当課等（担当課長名等）

担当課：都市・地域整備局市街地整備課（課長 望月 明彦）  
都市・地域整備局街路交通施設課（課長 松井 直人）  
都市・地域整備局公園緑地・景観課（課長 小林 昭）  
都市・地域整備局都市計画課（課長 樺島 徹）  
都市・地域整備局都市・地域政策課（課長 橋本 晃）

**業績指標 57**

年度評価における採択案件の採点の平均値（革新的な船舶の省エネルギー技術の研究開発に係る指標）

評 価	
A-2	目標値：80%（平成24年度） 実績値：89%（平成21年度） 初期値：—

**（指標の定義）**

当該年度に実施する技術開発に対する学識経験者等による年度評価における評価（採点式）結果の平均値（（分子）年度評価を行った案件の採点結果の合計値/（分母）採択件数）の満点に対する割合（下式参照）

式：（年度評価を行った案件の採点結果の合計値÷22件（案件の件数））÷100（満点）

**（目標設定の考え方・根拠）**

船舶の省エネルギー技術開発の成果をタイムリーに社会に還元していくためには、年度計画を適切に設定し、それに基づいて技術研究開発を効果的・効率的に推進するとともに、進捗状況を的確に評価・管理することが重要である。この観点から当該年度に実施された技術研究開発課題のうち、年度評価における採点結果の平均値を業績指標として設定し、平成21年度以降毎年度、80%以上達成することを目標とした。

なお、革新的な船舶の省エネルギー技術の研究開発は、平成21年度から4カ年継続して実施することを前提としていることから、評価は、原則として、21年に採択した22件を対象に行うものであり、当該22件の研究開発が着実に進捗するように、年度評価によって適切に評価・管理することとしている。

**（外部要因）**

- ・設備の故障等の不可抗力
- ・資機材の入手難 等

**（他の関係主体）**

なし

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

- ・低炭素社会づくり行動計画(平成20年7月29日)：「環境エネルギー技術革新計画（2008年5月19日）」(略)等に示された革新技術（略）を開発する。「環境エネルギー技術革新計画」に示された技術ロードマップ等（(略)高効率船舶、(略)など）の実施に向け、今後5年間で300億ドル程度を投入する。

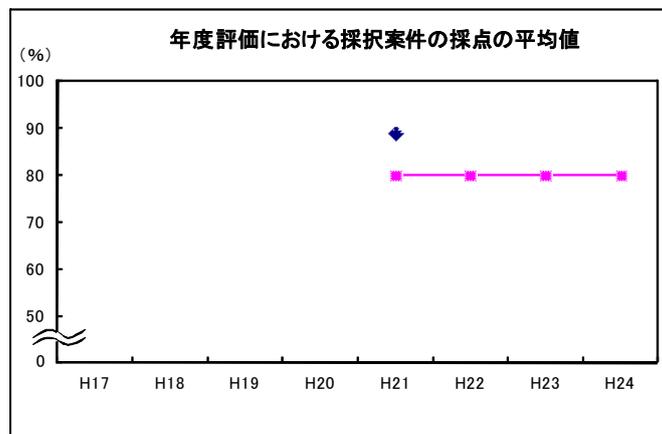
**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

なし

過去の実績値				(年度)
H17	H18	H19	H20	H21
—	—	—	—	89%



**事務事業の概要**

**主な事務事業の概要**

船舶の省エネルギー技術（高効率船舶）の開発を推進するため、新造船の燃費向上について民間事業者等が行う先進的な研究開発の取り組みに対し、開発費用の一部を支援する仕組みを創設。

- ・革新的な船舶の省エネルギー技術の研究開発 予算額 726 百万円（平成21年度）

**関連する事務事業の概要**

該当なし

**測定・評価結果**

**目標の達成状況に関する分析**

**(指標の動向)**

「順調である」

平成 21 年度については、目標値を達成しており、研究開発は順調に進捗している。

**(事務事業の実施状況)**

船舶の省エネルギー技術（高効率船舶）の開発を推進するため、新造船の燃費向上について民間事業者等が行う先進的な研究開発（水中の船体を気泡で覆って船体の摩擦抵抗を低減する技術（空気潤滑法）の開発等）の取り組みに対し、開発費用の一部を支援する仕組みを平成 21 年度に創設。平成 21 年度においては、22 件の研究開発案件を採択し、研究開発を推進したところであるが、年度末に外部有識者によって実施した年度評価においては、全ての案件について次年度も引き続き研究開発を継続することが適当との評価を得、結果、指標についても目標値を達成することとなった。（最高点：94 点、最低点：83 点）

**課題の特定と今後の取組みの方向性**

業績指標については、平成 21 年度の目標値を達成しているため、A-2 と評価した。今後とも新造船からの CO2 排出削減に向け、船舶の省エネルギー技術の開発を推進していく。

**平成 22 年度以降における新規の取組みと見直し事項**

**(平成 22 年度)**

なし

**(平成 23 年度以降)**

なし

**担当課等（担当課長名等）**

担当課：海事局安全・環境政策課（課長 坂下広朗）

関係課：海事局船舶産業課（課長 今出秀則）

# ○安 全

## 政策目標 4

### 水害等災害による被害の軽減

#### 施策目標 10

自然災害による被害を軽減するため、気象情報等の提供及び観測・通信体制を充実する

自然災害による国民の生命・財産・生活に係る被害の軽減を図るため、防災情報等の充実が必要である。防災情報等の精度向上及び情報伝達体制の充実を目指して各々の業績指標を設定している。

#### 業績指標

58	一定水準の防災情報伝達が可能な事務所等の数
59	台風中心位置予報の精度
60	地震発生から地震津波情報発表までの時間
61	内海・内湾を対象としたきめ細かい高潮・高波の予測対象海域数
62	防災地理情報を提供するホームページへのアクセス件数

## 【評価結果の概要】

### （必要性）

我が国では、地震による強い揺れや近海の地震による大津波がただちに来襲して、甚大な被害を被ってきた。「平成5年（1993年）北海道南西沖地震」では、地震発生から早いところで3～4分で奥尻島に津波が到達したほか、近い将来に発生するとされている宮城県沖地震、東海地震、東南海・南海地震等による大津波により、海岸沿いの都市が津波災害に見舞われる恐れが指摘されている。津波による被害を軽減するためには、事前対策もさることながら、発災直後からの救援救助活動や住民の避難が重要であり、それを支援・促進する地震津波情報の迅速で正確な発表が不可欠である。また、我が国には、台風が年間平均10.8個接近し、2.6個上陸している。台風による被害を軽減するためには、台風情報による早めの防災対応が有効であり、台風中心位置の予報精度を改善が求められている。このように、自然災害による被害を軽減するためには、精度の高い防災情報を確実かつ迅速に防災機関等へ提供することが求められており、防災情報の一層の精度向上を図るとともに、情報伝達体制の充実に努める必要がある。

### （有効性）

台風進路予報の精度（業績指標59）については、技術基盤となる数値予報の技術開発を着実に進めており、平成12年以降、長期的な改善傾向を示している。しかし、平成20年、平成21年の72時間先の台風中心位置の予報誤差は、自然変動（複雑な動きをする台風）の影響により、それぞれ前年より悪化していることからB評価とした。

また、「平成5年（1993年）北海道南西沖地震」では、地震発生から津波警報発表まで5分かかっており、この時間を短縮することが津波による被害の軽減のための課題であった。平成21年度の地震発生から地震津波情報発表までの時間は平成17年度に比べ15%程度改善して3.7分となり（業績指標60）、目標に向けて順調に進んでいることからA評価とした。

この他の業績指標はA評価としており、防災情報の精度向上と伝達体制の充実に向けた成果を示している。

### （効率性）

精度の高い防災情報の確実かつ迅速な防災機関等への提供に当たっては、システムや回線的高速化などによって、施策の実施にあたっての効率性の向上に取り組んでいる。例えば、平成21年度の地震発生から地震津波情報発表までの時間を短縮するための予算額については、平成20年度より約5.9億円減少するとともに、実績値は目標に向けた成果を示しており、効率的な取り組みであると評価した。

### （総合的評価）

業績指標の実績値は、各業績指標ともに目標に向けた成果を示している。自然災害は年ごとの変動も大きいため、今後とも着実な施策の実施が必要である。

なお、防災情報は精度向上とともに、その種類やデータ量が増加しているため、情報の受け手にそれぞれの情報が持つ意味が十分には理解されていない側面がある。

### （反映の方向性）

スーパーコンピュータの処理能力の向上により、台風進路予報の精度向上を図るなど、防災情報の精度向上及び伝達体制の充実に進めるとともに、今後は、災害の場面に応じて発せられる各種防災情報が有効に活用される方策を検討する必要がある。

**業績指標 58**

一定水準の防災情報伝達が可能な事務所等の数

評 価	
A-2	目標値：40%（平成23年度） 実績値：22%（平成21年度） 初期値：0%（平成19年度）

**（指標の定義）**

危機管理を行っている国土交通省の河川及び道路関係事務所・都道府県（258事務所）のうち、光ファイバと接続し、マイクロ回線で自動的にバックアップされている事務所及び都道府県の割合

**（目標設定の考え方・根拠）**

危機管理を行っている国土交通省の河川及び道路関係事務所・都道府県について、拠点の重要性や現時点での予算等を勘案し、平成23年度末の目標値を設定した。

**（外部要因）**

なし

**（他の関係主体）**

地方公共団体（都道府県）

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

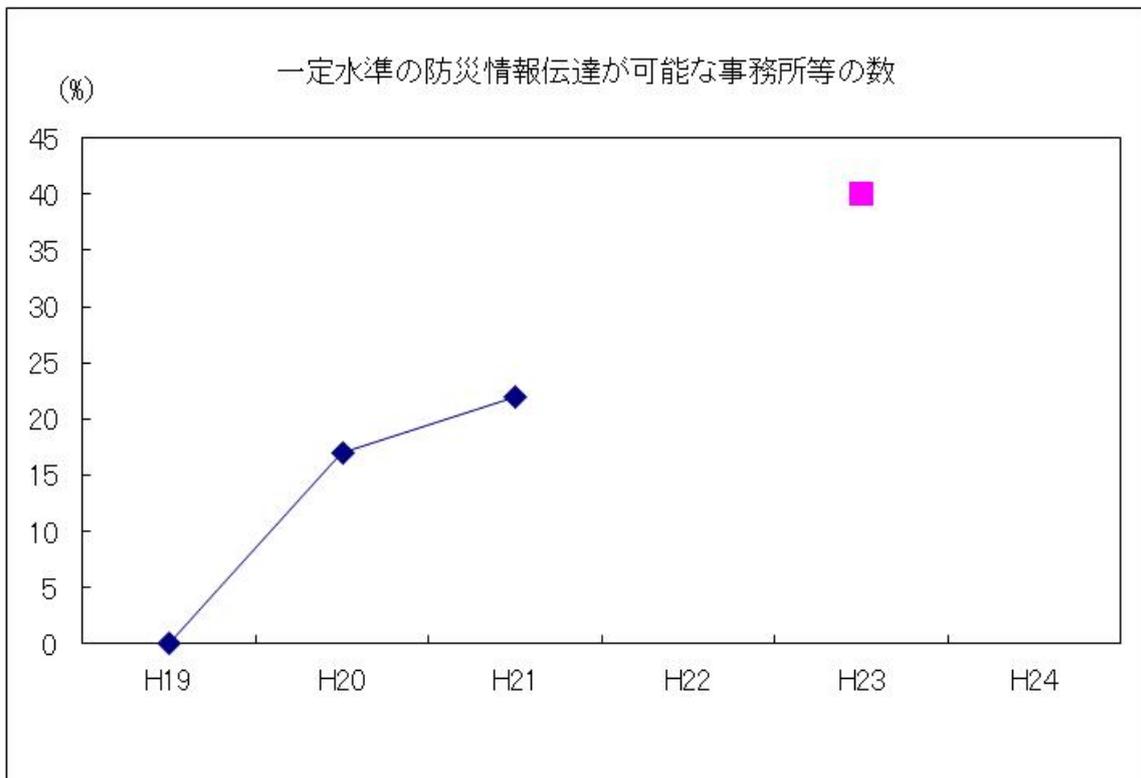
**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

防災基本計画（平成20年2月18日中央防災会議）

過去の実績値					（年度）
H17	H18	H19	H20	H21	
-	-	0%	17%	22%	



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

国土管理情報通信基盤の整備計画策定経費 予算額0.08億円(平成21年度)  
必要な機能を備えたネットワークの効率的な整備手法を検討

### 関連する事務事業の概要

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

平成21年度の実績値については22%(15事務所増)と目標達成に向けて進捗は順調であることから、A-2評価とした。

#### (事務事業の実施状況)

平成21年度に必要な機能を備えたネットワークの構成を検討し、効果の早期発現のための段階的なネットワーク整備方針を策定した。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

目標に向け新たな通信技術の組み込み方法等を検討し、指標の進捗を図る。

## 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

### (平成22年度)

なし

### (平成23年度以降)

なし

## 担当課等(担当課長名等)

担当課：大臣官房技術調査課電気通信室(室長 二階堂 義則)

業績指標 59

台風中心位置予報の精度

評価

B-1

目標値：260 km (平成22年)  
 実績値：301 km (平成21年)  
 初期値：323 km (平成17年)

(指標の定義)

台風による被害の軽減を図るためには、台風に関する予測情報の基本である台風中心位置予報をはじめとした気象情報の充実が必要である。このため、72時間先の台風中心位置の予報誤差(台風の進路予報円の中心位置と対応する時刻における実際の台風中心位置との間の距離)を、当該年を含む過去3年間で平均した値の改善を図る。

(目標設定の考え方・根拠)

平成17年までの過去3年間における予報誤差の平均は323 kmである。新たな数値予報技術の開発等により、5年間(平成22年)で約20%の改善目標(同平均260 km)が適切と判断。

(外部要因)

自然変動(複雑な動きをする台風による影響)

(他の関係主体)

なし

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決(重点)】

なし

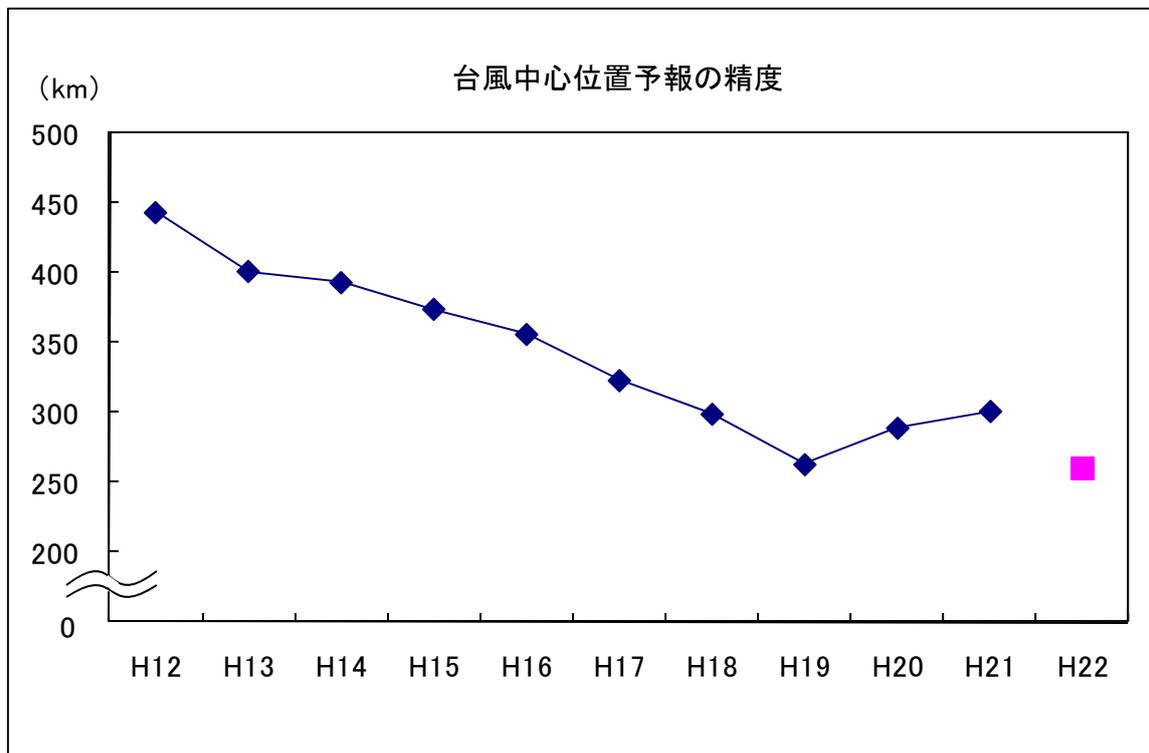
【その他】

なし

過去の実績値(前3年間の平均)

(年)

H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
443 km	401 km	393 km	374 km	356 km	323 km	299 km	263 km	289 km	301 km



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

スーパーコンピュータを中心とした気象資料総合処理システムの運用  
気象資料総合処理システムを用いて予測モデルの開発を推進し、局地予報、台風予報などの精度を向上させる。  
予算額： 9.2 億円（H21年度）

### 関連する事務事業の概要

なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### （指標の動向）

台風進路予報の技術基盤となる数値予報の技術開発は着実に進めており、台風進路予報の精度は平成12年以降、長期的な改善傾向を示している。平成20年、21年の実績値がそれぞれ前年の指標より悪化しているが、これは自然変動（複雑な動きをする台風）の影響によるものである。台風の進路予報においては、台風の進行方向が大きく変わる（転向）地点付近の予想が難しく、平成21年台風第20号は、一週間に3回も大きく転向するなど非常に複雑な経路をたどり、特に予想が難しかった。なお、台風20号を除いた平成21年の72時間予報の平均予報誤差は271kmであった。

#### （事務事業の実施状況）

平成18年3月にスーパーコンピュータを更新し、これを情報処理基盤として、観測データを取り込む手法の高度化や数値予報モデルの改善等、台風予報精度向上に資する施策を計画的に実施している。

平成21年には、気象衛星MetOpのASCATセンサ<sup>※1</sup>やGRASセンサ<sup>※2</sup>などの衛星データの取り込みを図った。

※1 MetOpのASCATセンサ：欧州の気象衛星MetOpに搭載されたマイクロ波散乱計。海面による散乱を測定することで、海上の風の情報を得ることができる。

※2 MetOpのGRASセンサ：欧州の気象衛星MetOpに搭載されたGPS受信機によるGPS掩蔽観測データ。GPS信号の遅れから大気屈折率が得られ、そこから気温（下層では水蒸気も）の詳細な鉛直分布が得られる。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

平成22年までの5年間で台風中心位置予報の精度を約20%改善するという目標に対し、台風進路予報の技術基盤となる数値予報の技術開発は着実に進めており、その開発成果は平成12年以降の長期的な改善傾向に表れている。平成20年、21年の実績値がそれぞれ前年の指標より悪化しているが、これは自然変動（複雑な動きをする台風）の影響によるものである。指標が当該年を含む前3年間の平均誤差となっており、平成22年の実績値もこれら前2年分の自然変動の影響を受けることから、目標値の達成は不確実な状況である。

一方、今後の取組みとして、新たな衛星データなどを数値予報モデルに取り込むとともに、スーパーコンピュータの処理能力の向上を踏まえた数値予報モデルの改良など、技術開発による精度の向上が見込まれるため、評価についてはB-1とした。

## 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

### （平成22年度）

・地球観測衛星AquaのAIRSセンサ<sup>※3</sup>や気象衛星MetOpのIASIセンサ<sup>※4</sup>などの衛星データの取り込みを図る。  
・数値予報モデルの改良および海洋混合層結合モデル（大気と海洋が相互に及ぼす影響を計算する）の導入によりモデルの精度改善を図る。

※3 AquaのAIRSセンサ：米国の地球観測衛星Aquaに搭載されたハイパースペクトラル赤外サウンダ（地球から放射される複数波長の赤外線を測定するセンサ）。チャンネル数が多いため、気温・水蒸気の鉛直分布に関する詳細な情報が得られるが、使用チャンネル選択など調整すべき事項も多い。

※4 MetOpのIASIセンサ：欧州の気象衛星MetOpに搭載されたハイパースペクトラル赤外サウンダ。チャンネル数が多いため、気温・水蒸気の鉛直分布に関する詳細な情報が得られるが、使用チャンネル選択など調整すべき事項も多い。

### （平成23年度以降）

・衛星による新しい観測データの数値予報モデルへの取り込みを図る。  
・スーパーコンピュータの処理能力の向上により、数値予報モデルの高解像度化等を図る。

## 担当課等（担当課長名等）

担当課：気象庁予報部業務課（課長 永田 雅）

関係課：気象庁予報部予報課（課長 村中 明）

**業績指標 60**

地震発生から地震津波情報発表までの時間

**評価**

A-1	目標値：3.0分未満（平成23年度） 実績値：3.7分（平成21年度） 初期値：4.4分（平成17年度）
-----	--

**(指標の定義)**

日本周辺で発生する地震により、津波がただちに来襲する可能性のある場合や震度4程度以上の揺れを観測した場合、速やかに津波警報や津波注意報（以下、津波警報等）を、津波の心配がない場合はその旨についての地震情報を発表している。これら津波警報等や地震情報について、地震発生から情報発表までの時間を業績指標に設定する。

なお、指標設定にあたっては、津波の来襲までに比較的余裕がある沿岸から100km以遠の地震は除き、また、年度による地震発生の地域的偏りを考慮して当該年を含む過去3年間の平均とする。

**(目標設定の考え方・根拠)**

平成19年（2007年）能登半島地震においては、過去最も早く、2分以内で津波予報を発表した。この事例では、地震の発生場所が陸地に近く、品質の良い観測データが短時間で得られる等の条件が整ったこともあるが、今後さらに改善をすすめ、日本沿岸に短時間で津波が来襲する恐れがある全ての地震に対して、平均で3分未満となるよう目標を設定する。

**(外部要因)**

なし

**(他の関係主体)**

なし

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

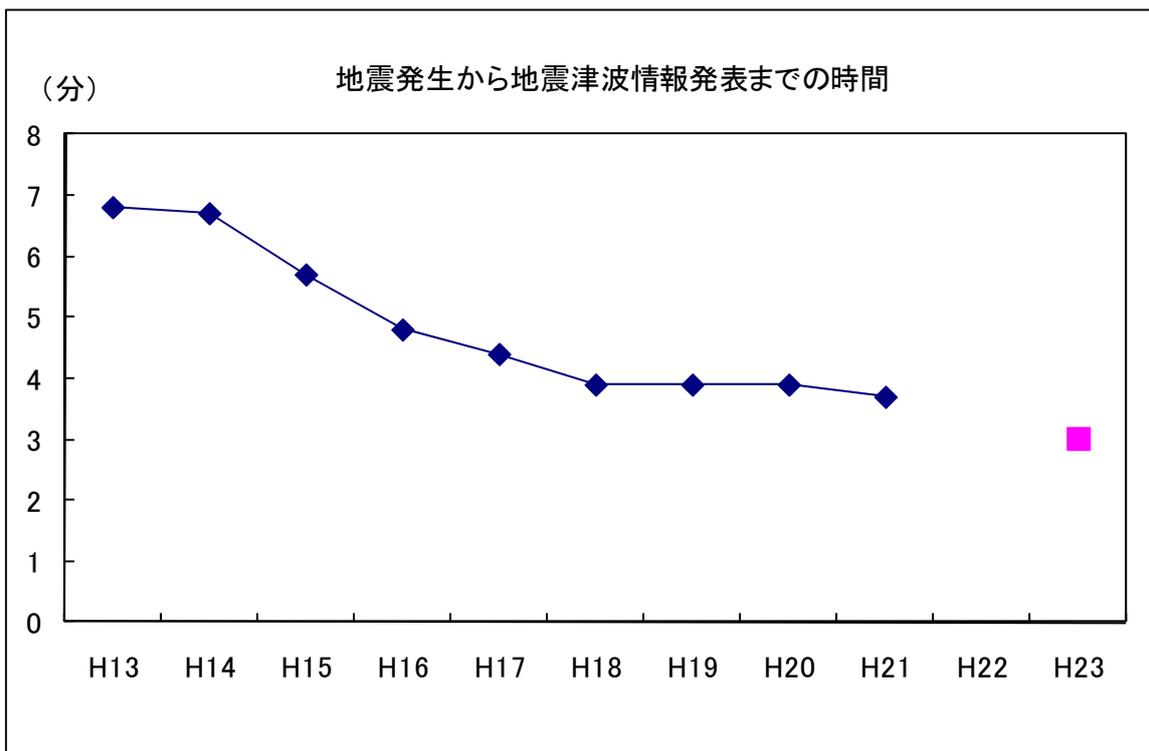
**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

なし

過去の実績値								(年度)
H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
6.8分	6.7分	6.7分	4.8分	4.4分	3.9分	3.9分	3.9分	3.7分



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

#### ①緊急地震速報(※1)精度向上のための地震観測点の強化

緊急地震速報をより精度よく迅速に発表するためには、より信頼度の高い震源を高速に推定する必要があり、観測点密度の低い島嶼部等に緊急地震速報の精度向上のための地震計を整備する。

予算額：161百万円（平成20年度2次補正）

#### ②次世代地震津波監視システム(※2)の整備

気象庁本庁、各管区气象台及び沖縄气象台に設置しているシステムの集約により、津波予報や地震情報等のより迅速な発表を実現するとともに、東西二中枢化により、大規模災害時にも安定した地震津波情報の提供を実現（平成21年度完了）。

予算額：457百万円（平成21年度）

※1 緊急地震速報…地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模(マグニチュード)を直ちに推定し、これに基づいて各地でのより強い揺れ(主要動)の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる情報。緊急地震速報で推定した震源や地震の規模を活用することにより、地震津波情報の発表までの時間短縮を図る。

※2 地震津波監視システム…わが国及びその周辺で発生する地震及び津波を24時間監視し、必要に応じて津波警報や地震情報等を迅速かつ的確に発表するシステム。

### 関連する事務事業の概要

なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

平成17年度の初期値4.4分を3分に短縮するという目標に対して、平成21年度の実績値は3.7分で、50%の到達度であるが、今後の取組みにより改善が図られ、目標年度に目標値を達成すると見込まれる。

#### (事務事業の実施状況)

平成21年度は次世代地震津波監視システムの整備が完了し、測定値は目標値により近づいた。また、津波警報・注意報の発表にあたり緊急地震速報による震源が精度良く求めればこれを活用することとしており、緊急地震速報による震源を用いることにより、津波警報・注意報発表までの時間が短縮されている（平成20～21年度で、沿岸から100km以内の地震で津波注意報を発表した地震5例について、地震発生から津波注意報発表までに要した時間は、緊急地震速報の震源を活用したもの3.2分（1例）、活用しなかったもの3.6分（4例の平均）であった（津波警報の事例はなし））。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

平成23年度の目標値まで50%の到達度であるが、本件目標の指標としている測定値は津波を伴わなかった地震の例も含んでいる。津波警報・注意報を発表した地震に限った場合、平成21年度（前3年間の平均）は3.1分であり、目標に近い値となっている。また、新たに整備した観測点を平成22年度から活用することにより、主に島嶼部付近の地震に関する緊急地震速報の発表タイミングを迅速化することを通じ、地震津波情報発表までの時間短縮が見込まれることからA-1と評価した。

## 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

#### (平成22年度)

平成20年度2次補正予算で整備した、緊急地震速報をより精度よく迅速に発表するための島嶼部等の地震計（10台）の活用を開始する予定。これにより、主に島嶼部付近の地震に関する緊急地震速報の発表タイミングを迅速化することを通じて、地震津波情報発表までの時間の短縮が期待される。

#### (平成23年度以降)

なし

## 担当課等（担当課長名等）

担当課： 気象庁地震火山部管理課（課長 関田康雄）

関係課： 気象庁地震火山部地震津波監視課（課長 横山博文）

**業績指標 6 1**

内海・内湾を対象としたきめ細かい高潮・高波の予測対象海域数

**評 価**

A-2	目標値：7 海域以上（平成 2 3 年度） 実績値：5 海域（平成 2 1 年度） 初期値：0 海域（平成 1 8 年度）
-----	---

**(指標の定義)**

内海・内湾における沿岸防災、海運・漁業の安全を図るために、詳細な海岸・海底地形をコンピュータによる予測計算に取り込み、きめ細かい高潮・高波の予測情報を提供する。その予測対象となる海域（内海・内湾）の数を指標とする。

**(目標設定の考え方・根拠)**

平成 1 9 年度に詳細な海岸・海底地形を取り込んだ予測モデルを開発し、平成 2 3 年度までに 7 以上の海域を対象としたきめ細かな高潮・高波の予測情報の防災関係機関等への提供を目指す。

**(外部要因)**

なし

**(他の関係主体)**

なし

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

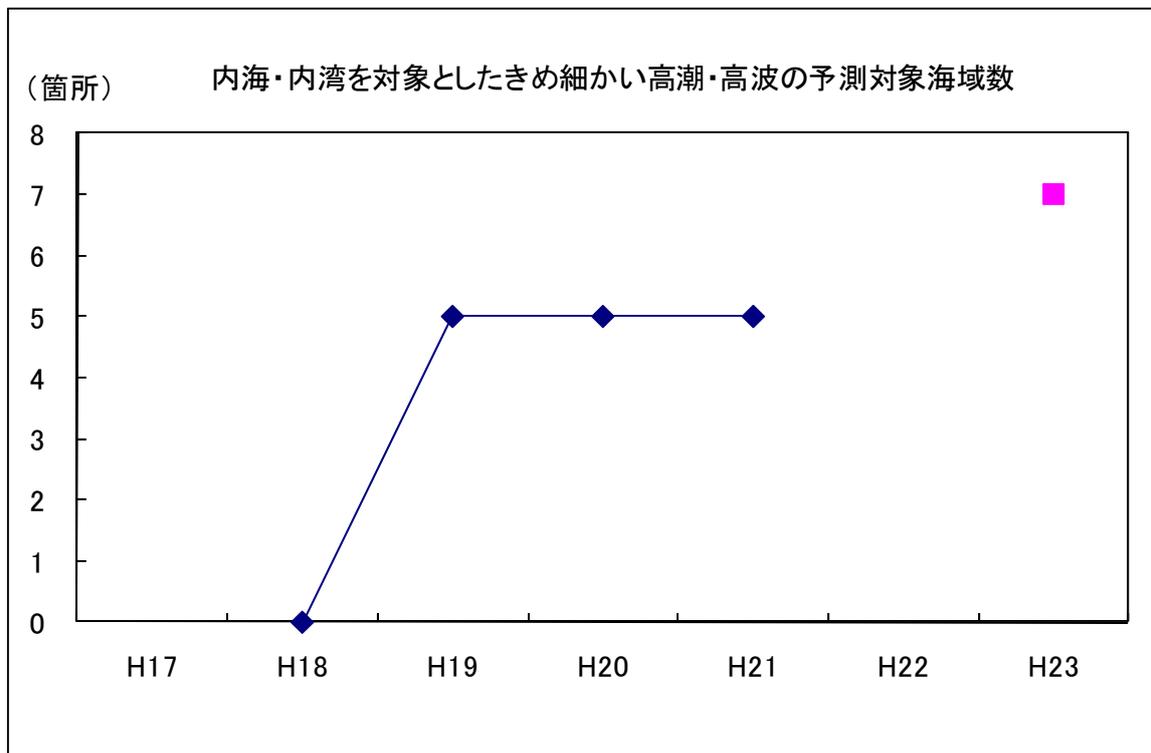
**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

なし

過去の実績値					(年度)
H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	
—	0 海域	5 海域	5 海域	5 海域	



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

- ①高潮等総合防災情報システムの高度化  
予算額12百万円（平成19年度）  
防災活動に資するよう、高潮予測について地点別予測を面的予測に改善
- ②予測モデルの予測精度の検証  
実測された波浪観測値との間で比較・検証を実施

### 関連する事務事業の概要

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)  
平成21年度は、前年度に引き続き5海域（東京湾、伊勢湾、大阪湾、播磨灘、有明海）について、予測モデルを運用した。  
目標値の約7割を達成しており、指標の進捗状況は順調である。

(事務事業の実施状況)  
目標値の約7割に当たる5海域について予測計算を行っており、運用も安定している。また予測結果を検証したところ、平均誤差が0cm、平方根平均二乗誤差が20cm程度との良好なスコアを確認した。平成23年度までに増やす2海域について、提供先と調整のうえ海域の選定（新潟海岸と仙台湾南部海岸）を行った。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

目標とした予測対象海域数の約7割についてコンピュータによる予測計算を安定して運用しており、目標値に向けたスケジュールとしては順調で現状の施策を変える必要がないことから、A-2と評価した。  
今後は、台風等の顕著な擾乱の際も含めて総合的な検証を行うとともに、平成23年度の目標に向けて予測対象海域を更に増やしていく。

## 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成22年度)

なし

(平成23年度以降)

なし

## 担当課等（担当課長名等）

担当課：気象庁地球環境・海洋部地球環境業務課（課長 横山辰夫）  
関係課：気象庁地球環境・海洋部海洋気象情報室（室長 渡部文雄）

**業績指標 6 2**

防災地理情報を提供するホームページへのアクセス件数

評 価	
A-2	目標値：31,000件/月（平成23年度） 実績値：29,000件/月（平成21年度） 初期値：0件/月（平成18年度）

**（指標の定義）**

地域の危険性の把握や防災意識の向上、防災教育等に役立つ防災地理情報（※）が、いかに行政や一般住民等から閲覧・参照されているかということ等について、「国土地理院が整備をすすめる防災地理情報のインターネットを通じた月平均の閲覧数」をもって指標とする。

（※）土地条件図、都市圏活断層図等

**（目標設定の考え方・根拠）**

平成19年時点で国土地理院の「主題図（地理調査）」のウェブサイト（<http://www1.gsi.go.jp/>）及び電子国土Webシステムを通じて公開している防災地理情報の各主題図毎のアクセス件数を元に、平成23年度までに見込まれる防災地理情報の整備や閲覧環境の向上等を加味したアクセス件数を目標値として設定。

このとき、国の機関、地方公共団体、学校等の公的機関の閲覧数を増加させることにより、防災地理情報の認知度を高め、防災対策等に有効に活用されるよう推進していくことは勿論であるが、一般も含めた全体の閲覧数を増加させ、住民の防災意識の向上を図っていく。

**（外部要因）**

大規模災害の発生によるアクセス数の変動

情報通信技術の変化

**（他の関係主体）**

内閣府（災害の予防等を所管し、防災情報の広報・啓発活動等施策を実施）

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

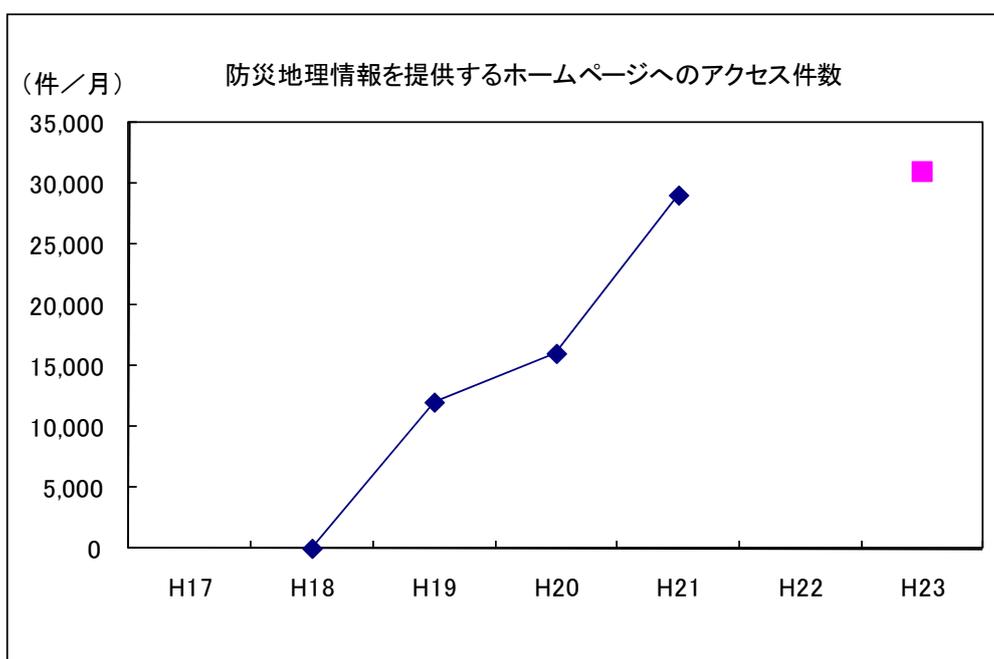
**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

なし

過去の実績値					（年度）
H17	H18	H19	H20	H21	H23
-	0件/月	12,000件/月	16,000件/月	29,000件/月	29,000件/月



**事務事業の概要**  
**主な事務事業の概要**

- ・風水害基礎情報整備  
地形、表層地質、地盤条件等について、資料調査、現地調査及び空中写真判読により防災地形調査を行う。併せて、防災関連施設の位置情報等について調査する。  
これらの調査によって得られた成果から土地条件図を作成するとともに、ハザードマップ作成のための基礎資料として提供する。
  - ・火山災害基礎情報整備  
活動的で特に重点的に観測研究を行う火山、活動的火山及び潜在的爆発力を有する火山を対象に、火山ハザードマップ作成のための基礎情報を整備する。
  - ・全国活断層帯情報整備  
全国の活断層帯のうち、特に地震被害が広範囲に及ぶと考えられる主要な活断層帯について、断層の詳細な位置、関連する地形の分布等の情報を整備・提供する。
- 予算額 8,279万円(平成21年度)

**関連する事務事業の概要**

該当なし

**測定・評価結果**

**目標の達成状況に関する分析**

**(指標の動向)**

平成21年度のアクセス件数の実績は29,000件/月であり、平成20年度と比較して13,000件/月の増加があり順調である。増加した要因は、電子国土Webシステムを用いた都市圏活断層図の公開について、これまで一部(8面)の公開であったものを全国(138面)公開としたことで、アクセス数が大きく増加した。公開した7月のアクセス件数は143,000件と突出しており、これが実績値を急激に押し上げた主要因である。公開前(4~6月の月平均544件)に比べ急増したアクセス数は、公開の翌月以降落ち着きつつあり(8~3月の月平均4,275件)、安定化傾向で推移してきている。今後の新たに提供する防災地理情報や各種説明・解説の追加、インターネットのネットワーク環境の向上などによって、アクセス件数の増加が見込まれる。

**(事務事業の実施状況)**

- ・電子国土Webシステムを用いて全国の都市圏活断層図を平成21年7月1日にホームページで公開した。
- ・2万5千分1火山土地条件図「雌阿寒岳・雄阿寒岳」を平成21年4月1日に、1万分1火山土地条件図「薩摩硫黄島」を平成22年3月1日に刊行し、ホームページでの閲覧を開始した。

**課題の特定と今後の取組みの方向性**

- ・指標の動向に示したとおり、今後も防災地理情報を提供するホームページへのアクセス件数は増加することが想定される。平成21年度の実績値は目標値達成に向けた成果を示していると判断されることから、平成21年度はA-2と評価した。
- ・今後も新規に刊行・公表する防災地理情報は速やかにホームページに掲載し、提供する防災地理情報の整備を促進する。また、広く国民が国土の防災に関する情報を容易に理解できるよう、ホームページより提供する各種防災地理情報に関する説明・解説を充実させる。
- ・さらに、電子国土Webシステム等の国土地理院の提供する各種のインターネットサービスとの連携を図ることにより、ホームページの利便性を向上させるための改良を行う。

**平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項**

(平成22年度)

なし

(平成23年度以降)

なし

**担当課等(担当課長名等)**

担当課：国土地理院 総務部 政策調整室 (室長 渡辺 俊夫)  
関係課：国土地理院 企画部 (防災企画官 秋山 一弥)  
国土地理院 企画部 企画調整課 (課長 村上 広史)  
国土地理院 地理調査部 防災地理課 (課長 鈴木 義宣)

# ○安全

## 政策目標 4

### 水害等災害による被害の軽減

#### 施策目標 1.1

住宅・市街地の防災性を向上する

防災性の高い施設及び環境を整備することにより、住宅・市街地における安全・安心度を高めることができる。

#### 業績指標

63	良好な環境を備えた宅地整備率
64	防災性の向上を目的としたまちづくりのための事業が行われた市街地等の面積
65	一定水準の防災機能を備えるオープンスペースが一箇所以上確保された大都市の割合
66	下水道による都市浸水対策達成率（①全体、②重点地区）
67	地震時等において大規模な火災の可能性があり重点的に改善すべき密集市街地（約8,000ha）のうち最低限の安全性が確保される市街地の割合
68	地震時に滑動崩落による重大な被害の可能性のある大規模盛土造成地が存在する地方公共団体のうち、宅地ハザードマップを作成・公表し、住民に対して情報提供を実施した地方公共団体の割合
69	防災拠点と処理場を結ぶ下水管きよの地震対策実施率
70	ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合（内水）
71	下水道施設の長寿命化計画策定率
72	多数の者が利用する一定の建築物及び住宅の耐震化率（①建築物、②住宅）

## 【評価結果の概要】

### （必要性）

我が国には、密集市街地をはじめとする防災上危険な住宅・市街地が多数存在しており、地震時には建物倒壊・延焼等により大きな被害の発生が想定されるとともに、下水道等の都市施設の被災による公衆衛生や生活環境等への甚大な影響や大規模盛土造成地の滑動崩落の恐れがある。また、都市化の進展、地球温暖化に伴う集中豪雨の多発・激甚化等により、都市の浸水被害リスクが増大しており、ハード対策のみならずハザードマップの作成等のソフト対策も促進していく必要がある。さらに、今後、下水道等の都市施設の有する機能を将来にわたって維持するためには、計画的・効率的な維持・管理や更新が必要とされている。このように、地震・水害等に対する住宅・市街地の防災性の向上は喫緊の課題であり、本施策をより一層推進する必要がある。

### （有効性）

防災拠点と処理場を結ぶ下水管きよの地震対策、内水ハザードマップの整備等、B評価を示しているものがあるが、建築物の耐震化・不燃化、避難地・避難路等根幹的な公共施設の整備、宅地ハザードマップの整備等の取組みのようにA評価も多く、全体として、本施策が住宅・市街地における安全・安心度を高めるための取組みとして有効であった。

### （効率性）

地震・水害は一度発生すると、多くの人命・財産が失われるとともに、国民生活、地域経済活動等に甚大な影響を与えるだけでなく、復旧・復興など事後的な対応にも多大なコストが必要となることから、被害を未然に防ぐ予防対策が有効である。また、下水道等の都市施設については、老朽化によって事故の発生や機能停止の恐れがあることから、予防保全型の維持管理が有効である。

建築物の耐震化・不燃化、避難地・避難路等根幹的な公共施設の整備、宅地ハザードマップの整備等の取組みにより、施策目標の達成に向け各業績指標は概ね順調に推移しており、被害を未然に防ぐ予防対策や予防保全型の維持管理が効率的に進められていることから、これまでの取組みは概ね効果的であると評価できる。なお、当施策目標に係る下水道関係の業績指標については平成19年度から集計を行っており、目標達成のための取り組みの大半は同年度以降に実施しているが、実施直後の段階でも各業績指標に向上が見られることから、今後取組みが拡大していくことで一層の改善が見込まれる。

### （総合的評価）

住宅・市街地の防災性の向上に向けた防災性の高い施設及び環境の整備等の推進により、各業績指標は目標値の達成に向け概ね順調に推移している。今後も目標の達成に向け着実に取組みを推進していく必要がある。

### （反映の方向性）

「下水道浸水被害軽減総合事業」への「雨に強い都市づくり支援事業」の統合、「宅地耐震化推進工事」に係る変動予測調査や滑動崩落防止工事の合意形成の促進手法の検討、「住宅・建築物安全ストック形成事業」の制度拡充及び社会資本整備総合交付金の創設により、総合的な住宅・市街地の防災対策を推進する。

**業績指標 63**

良好な環境を備えた宅地整備率

**評価**

A-2	目標値：32.0%（平成22年度） 実績値：30.3%（平成21年度） 初期値：26.6%（平成17年度）
-----	---

**(指標の定義)**

「良好な環境を備えた宅地整備率」とは、住宅市街地基盤整備事業（旧住宅宅地関連公共施設等総合整備事業）を導入している団地により供給される宅地について、平成17年度からの総供給画地数（ストック）のうち、次の条件を全て満たした団地の供給画地数の割合のことをいう。

- ①平均画地面積170㎡以上
- ②緑被率25%以上
- ③職住近接エリア内
- ④地区計画の策定

（良好な環境を備えた宅地整備率）

=（平成17年度以降に供給された①～④の条件を全て満たした団地の供給画地数） / （平成17年度以降に供給された住宅市街地基盤整備事業（旧住宅宅地関連公共施設等総合整備事業）を導入している団地の総供給画地数）

- ・①については大都市地域における優良宅地開発の促進に関する特別措置法の認定基準等を参考として設定。
- ・②については、都市緑地法の緑化地域の緑化率等を参考として設定
- ・③については、例えば首都圏では、東京都心まで鉄道で40分以内の区域または30km圏等、地方圏では、当該都市圏の中心都市の都心までの通勤時間が概ね30分以内の区域等をいう。

**(目標設定の考え方・根拠)**

長期的には、実績値がなるべく高くなることを目指すが、当面の目標として、各条件のトレンドの試算等を行い、施策の実施による追加分等を加味した結果、平成22年度の目標値として32%を設定した。

**(外部要因)**

都心、近郊および郊外の居住コストの変化（地価動向等）

**(他の関係主体)**

地方公共団体（間接補助の実施、公的開発の事業主体）、民間事業者（事業主体）

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

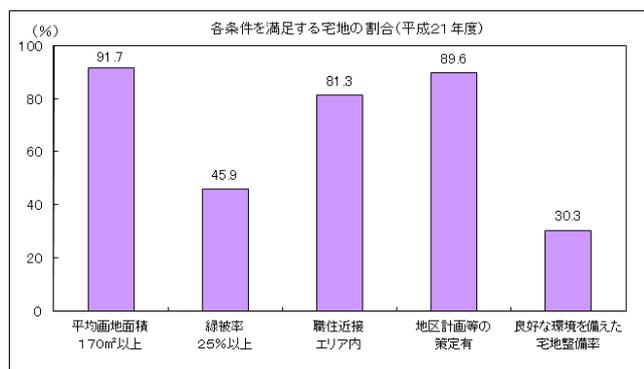
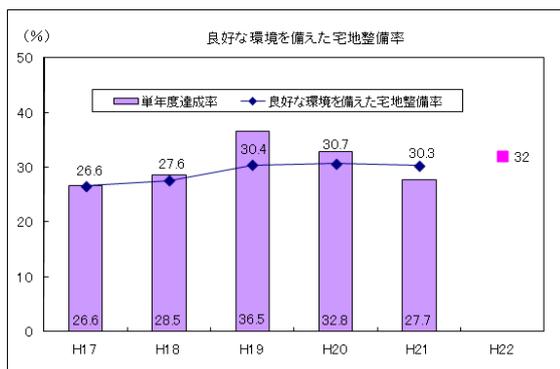
**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

なし

過去の実績値					(年度)
H17	H18	H19	H20	H21	
26.6%	27.6%	30.4%	30.7%	30.3%	



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

- ・住宅市街地基盤整備事業による関連公共施設の整備推進  
住宅市街地基盤整備事業により、都市居住の再生等に資する良好な居住環境を備えた住宅及び宅地の供給等を促進する。  
予算額：492億円(平成21年度国費)

### 関連する事務事業の概要

- ・都市再生機構による公的宅地供給により、地域のまちづくりと連携しつつ、居住環境のゆとりが確保された良質な住宅地を供給する。  
予算額：1,968億円(平成21年度事業費)

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

平成21年度は30.3%と、平成20年度よりも0.4%低下している。これは、平成21年度単年度での良好な環境を備えた宅地整備率が低下したためである。

内訳を見ると、緑被率25%以上の条件を満たす宅地の割合が、他の条件に比べて顕著に低くなっている。

#### (事務事業の実施状況)

平成16年度より、職住近接に資する良好な住宅及び宅地の供給の促進を目的として住宅市街地基盤整備事業における主要なメニューについて、新規採択の対象地域を三大都市圏等の職住近接エリアに限定。平成17、18年度も引き続き、地区計画等を策定した地区等に限定して新規採択。平成19年度からは①～④の全ての条件を満たす地区を重点的に支援。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標の実績値に伸びは見られなかった。この要因としては、主な事務事業である住宅市街地基盤整備事業において、平成20年度に、大規模な郊外型開発から既成市街地型開発へと支援制度の転換を行った点が挙げられる。既成市街地型開発においては、土地利用の状況から緑被率25%以上の条件を達成することが難しい傾向があるため、単年度の実績値が低下したことが考えられる。以上のような要因はあるが、平成17年度から平成21年度までの実績値によるトレンドで見れば、全体としては目標値に向けて一定の成果を示していること、加えて、これまでに採択した事業の平成22年度の供給見込みを勘案すると、緑被率25%以上の条件を満たす地区の供給画地数が大きく増加する見込みであることから、A-2と評価した。

引き続き、継続団地において①～④の条件を全て満たした団地への支援を行い、良好な環境を備えた宅地供給を推進していくことが必要である。

## 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

### (平成22年度)

なし

### (平成23年度以降)

なし

## 担当課等(担当課長名等)

担当課：土地・水資源局土地政策課(課長 大野 雄一)

関係課：住宅局住宅総合整備課住環境整備室(室長 木下 一也)

**業績指標 64**

防災性の向上を目的としたまちづくりのための事業が行われた市街地等の面積

**評価**

A-2	目標値：7,000ha（平成23年度） 実績値：3,573ha（平成21年度） 初期値：1,430ha（平成18年度）
-----	---

**(指標の定義)**

都市防災総合推進事業および防災公園街区整備事業等の完了地区の面積。

**(目標設定の考え方・根拠)**

過去の実勢および予算の伸び率、現在の事業計画等を考慮して設定。

**(外部要因)**

該当なし

**(他の関係主体)**

地方自治体、都市再生機構（事業主体）

**(重要政策)**

**【施政方針】**

- ・第162回国会 施政方針演説（平成17年1月21日）「大規模地震や土砂災害対策など、防災対策を戦略的、重点的に進めます。」
- ・第166回国会 施政方針演説（平成19年1月26日）「災害に強い国づくりを一層進めてまいります。」

**【閣議決定】**

- ・住生活基本計画（平成18年9月19日）大規模な火災や自然災害に対する住宅市街地の安全性を高めるため、宅地耐震化対策、浸水対策、土砂災害対策、津波・高潮対策等を推進するとともに、道路等の基盤施設整備と建築に係る規制の緩和を一体的に推進すること等により密集住宅市街地の整備を推進する。（第2章）
- ・経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日）大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪等への対策を推進する。（第4章5.）

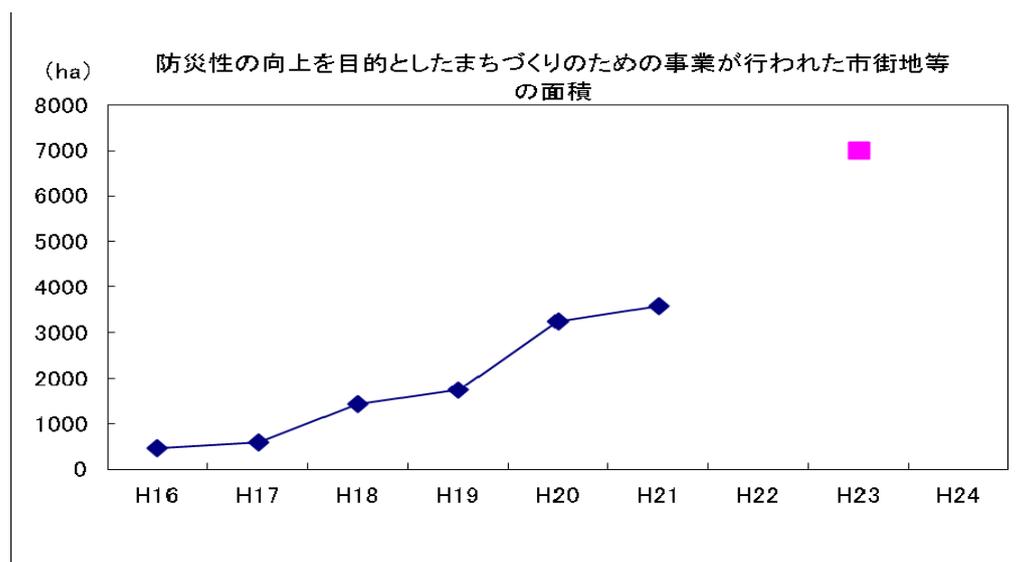
**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

なし

過去の実績値					(年度)
H16	H17	H18	H19	H20	H21
474ha	585ha	1430ha	1750ha	3234ha	3573ha



**事務事業の概要**

**主な事務事業の概要**

- ①都市防災総合推進事業の推進。  
密集市街地に代表される防災上危険な市街地の改善を図る。  
予算額：38.72億円（平成21年度）
- ②防災公園街区整備事業の推進

都市再生機構が防災公園と周辺市街地の整備改善を一体的に行うことで防災性の向上を図る。  
③優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例（所得税・法人税・個人住民税）  
防災街区整備推進機構に土地等を譲渡した個人・法人に軽減税率を適用。

#### 関連する事務事業の概要

該当なし

#### 測定・評価結果

##### 目標の達成状況に関する分析

###### （指標の動向）

防災性の低い市街地について、平成21年度末までに3,573haの防災性能の向上が図られており、現時点における平成23年度までの完了予定箇所を加算すると目標値の達成が見込まれることから、目標達成に向けて順調に進捗していると言える。

###### （事務事業の実施状況）

都市防災総合推進事業により、防災上危険な市街地の総合的な防災性の向上を図っている。

##### 課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成23年度までの完了箇所を加算すると目標値の達成が見込まれるため業績指標は、順調に進捗している。
- ・目標達成に向けて、防災上危険な市街地の総合的な防災性の向上を図ることを目的に、都市の防災構造化を推進する現在の施策を継続していくことから、A-2と評価した。

#### 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

都市再生機構が行う都市再生事業（防災公園街区整備事業）については、行政刷新会議の事業仕分けにおいて、「当該法人が実施し、事業規模は縮減（リスク管理や事業実施の基準の明確化を速やかに自ら行うこと）」と評価を受けているところ。

都市防災総合推進事業については、行政事業レビュー（公開プロセス）において、「事業選択について自治体の自由度が高まるよう改善」と評価を受けているところ。

###### （平成22年度）

なし

###### （平成23年度以降）

なし

#### 担当課等（担当課長名等）

担当課：都市・地域整備局まちづくり推進課（課長 栗田 卓也）

都市・地域整備局都市・地域安全課都市・地域防災対策推進室（室長 日野 康彦）

関係課：都市・地域整備局都市計画課（課長 榊島 徹）

都市・地域整備局市街地整備課（課長 望月 明彦）

都市・地域整備局街路交通施設課（課長 松井 直人）

都市・地域整備局公園緑地・景観課（課長 小林 昭）

**業績指標 65**

一定水準の防災機能を備えるオープンスペースが一箇所以上確保された大都市の割合

**評価**

A-2	目標値：約35%（平成24年度） 実績値：約26%（平成21年度）（速報値） 初期値：約25%（平成19年度）
-----	---

**（指標の定義）**

人口20万人以上の大都市（東京特別区、政令指定都市、中核市、特例市）（分母）における、災害応急対策施設のうち、「備蓄倉庫」、「耐震性貯水槽」、「放送施設」が整備され、地域の避難・防災の拠点となる面積10ha以上のオープンスペース（注）が確保された都市（分子）の割合（なお、東京特別区及び政令指定都市においては、区を1都市と扱う。）

（注）誰もが簡単にアクセスできて、持続性が担保される公的空間。

**（目標設定の考え方・根拠）**

都市の防災機能の向上を図るため、長期的には100%を目指している。これまでの実績を踏まえつつ、地方公共団体の防災拠点、避難地の整備予定量から、平成24年度の目標値約35%を設定。

**（外部要因）**

該当なし

**（他の関係主体）**

地方公共団体（事業主体）

**（重要政策）**

**【施政方針】**

- ・第162回国会 施政方針演説（平成17年1月27日）「国内の被災地が迅速に復旧事業に取り組めるよう、激甚災害指定を行い、補正予算を編成しました。一日も早く被災者の方々が安心して生活できるよう、復旧と復興に全力を尽くすとともに、阪神・淡路大震災の発生から10年目の本年、災害に強い国づくりを一層進めてまいります。」
- ・第166回国会 施政方針演説（平成19年1月26日）「大規模地震対策や土砂災害対策など、防災対策を戦略的、重点的に進めます。迅速かつ正確に防災情報を提供し、お年寄りや障害者などの被害を最小限にするよう努めます。」

**【閣議決定】**

- ・経済財政改革の基本方針2009（平成21年6月23日）「集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への防災・減災対策、渇水対策、社会資本ストックの予防保全対策、消防を戦略的・重点的に実施する。」

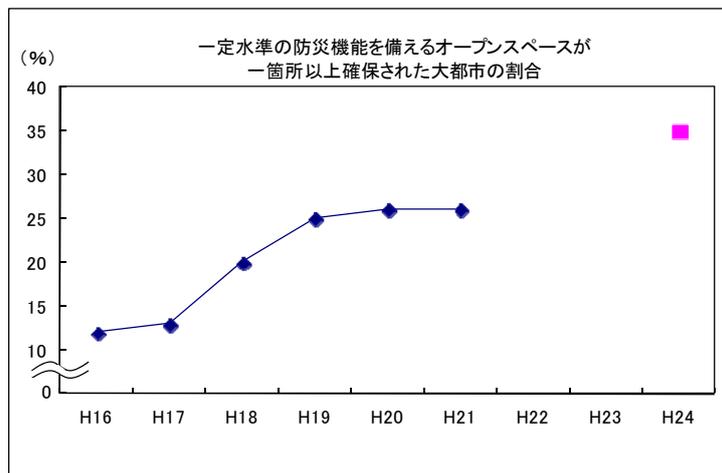
**【閣決（重点）】**

- ・社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」

**【その他】**

なし

過去の実績値					(年度)
H17	H18	H19	H20	H21	
約13%	約20%	約25%	約26%	約26%	(速報値)



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

#### ○防災公園の整備（◎）

災害時の避難地や防災拠点となる防災公園の整備により、都市の防災機能の向上を図り、安全で安心できる都市づくりを推進する。

予算額：都市公園防災事業費補助 約277億円の内数（平成21年度国費）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

### 関連する事務事業の概要

#### ○防災公園となる国営公園の整備

災害時の避難地や防災拠点となる国営公園の整備により、都市の防災機能の向上を図り、安全で安心できる都市づくりを推進する。

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### （指標の動向）

平成21年度の実績値（速報値）は、約26%となり、当該年度においては都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業を創設したところであり、今後は実績値の更なる増加が見込まれるため、目標値の達成に向けて順調であると推測される。

#### （事務事業の実施状況）

都市における防災機能を強化し、安全で安心できる都市づくりを推進するため、帰宅困難者対策のための既存公園の防災機能強化や、震災時の避難地や防災拠点となる都市公園等の整備を行った。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

・平成21年度の実績値（速報値）は、約26%となり、当該年度においては都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業を創設したところであり、今後は実績値の更なる増加が見込まれるため、目標値の達成に向けて順調であると推測される。

・都市における防災機能を強化し、安全で安心できる都市づくりを推進するため、平成22年度も引き続き災害時の避難地や防災拠点となる都市公園等の整備を推進していく必要があることから、A-2と評価した。

## 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

#### （平成22年度）

防災公園等機能強化推進事業及び防災公園・市街地一体整備事業を廃止し、効果の高い事業への重点化を図る。

#### （平成23年度以降）

なし

## 担当課等（担当課長名等）

担当課：都市・地域整備局公園緑地・景観課（課長 小林 昭）

**業績指標 6 6**

下水道による都市浸水対策達成率 (①全体、②重点地区)

**評 価**

①A-1 ②B-1	目標値：①約55% ②約60% (平成24年度) 実績値：①約50% ②約24% (平成20年度) 初期値：①約48% ②約20% (平成19年度)
--------------	--

**(指標の定義)**

都市浸水対策を実施すべき区域のうち、商業・業務集積地区等の重点地区は10年に1回程度、浸水のおそれのあるその他の地区は5年に1回程度発生する規模の降雨に対応する下水道整備が完了した区域の面積割合。

- ①全体 (分母) 都市浸水対策を実施すべき区域面積  
(分子) 5年に1回程度発生する規模の降雨に対応する下水道整備が完了した区域面積
- ②重点地区 (分母) 都市浸水対策を実施すべき区域のうち、商業・業務集積地区等の重点地区の区域面積  
(分子) 10年に1回程度発生する規模の降雨に対応する下水道整備が完了した区域面積

**(目標設定の考え方・根拠)**

重点地区については今後10年間で完了することを前提に未整備地区の約半分を5年間で整備、その他の地区については実施予定の整備量により、目標値を設定。

**(外部要因)**

地元の調整状況等

**(他の関係主体)**

地方公共団体 (事業主体)

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

・経済財政改革の基本方針2008 (平成20年6月27日)「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への対策を推進する。」(第4章5.)

**【閣決(重点)】**

社会資本整備重点計画 (平成21年3月31日)「第5章に記載あり」

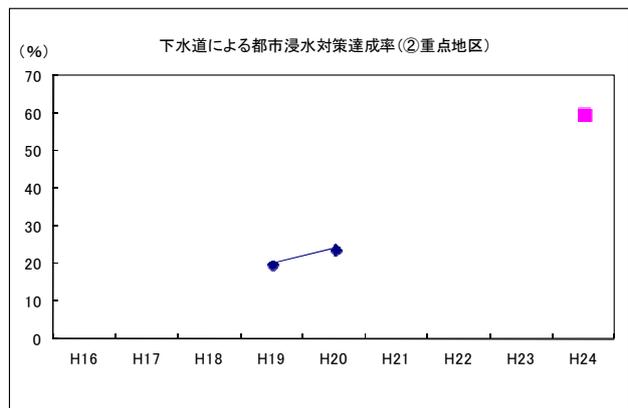
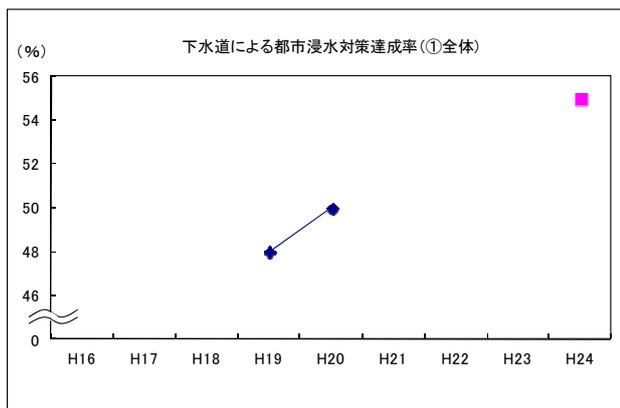
**【その他】**

なし

**過去の実績値**

(年度)

H17	H18	H19	H20	H21
①-	①-	①約48%	①約50%	①(集計中)
②-	②-	②約20%	②約24%	②(集計中)



**事務事業の概要**

**主な事務事業の概要**

- 下水道による雨水対策施設の整備の推進

下水道による雨水対策施設の整備により、都市の水害安全度の向上を図るため、事業を実施する地方公共団体に対して補助を行う。

予算額 6,328億円の内数 (平成21年度国費)

**関連する事務事業の概要**

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

- ・下水道による都市浸水対策達成率の平成21年度の実績値は集計中であるが、実績値は①全体において順調な進捗が図られており、平成24年度に目標値を達成すると見込まれる。
- ・一方、②重点地区においては、平成19年度から平成20年度のトレンドを延長すると平成24年度に目標値を下回る。
- ・近年の浸水被害の状況を見ると、都市化の進展や雨水の流出率の増加、局所的な集中豪雨等により依然として内水被害が頻発している。また、被害内容の現況を見ると、宅地等の浸水面積は減っているものの、都市化の進展や集中豪雨の多発により、被害額は減少しておらず、関係者の連携を図った取組みが必要である。

#### (事務事業の実施状況)

- ・平成20年度に雨に強い都市づくり支援事業を創設し、公共施設管理者との連携を強化しつつ、地域住民や民間事業者と一体となって雨に強い都市づくりを実現するため、雨水の流出抑制や民間による被害軽減対策を計画的に推進した。
- ・平成20年に「内水ハザードマップ作成の手引き(案)」を改訂するなど、ソフト対策に資する内水ハザードマップの作成を支援し、地方公共団体における公表・活用を促進した。
- ・平成21年度に、一定規模以上の浸水実績があり浸水対策の必要性が高い地区(平成22年3月時点で150地区)を対象に「下水道浸水被害軽減総合事業」を創設し、貯留浸透施設等の流出対策に加え、内水ハザードマップの公表等、地方公共団体、関係住民等が一体となった総合的な浸水対策への取組みを推進した。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・下水道による都市浸水対策達成率は増加傾向にあり、①全体においては目標値に向けて着実に進展しているが、②重点地区においてはトレンドを下回っている。しかし、平成21年度には下水道浸水被害軽減総合事業を創設し、また平成22年度には下水道浸水被害軽減総合事業に雨に強い都市づくり支援事業を統合し、社会資本整備総合交付金の創設により地方公共団体のより効率的な浸水対策を推進することから、①全体についてはA-1、②重点地区についてはB-1と評価した。
- ・近年の集中豪雨の増加などに起因した新たな様相の災害に的確に対応しつつ、今後の投資余力が限られる中で、できるだけ早期に安全度を高め、被害を最小化する「減災」を図るため、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用、危機管理体制の強化などを強力に推進する。

## 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

#### (平成22年度)

- ・「下水道浸水被害軽減総合事業」及び「雨に強い都市づくり支援事業」を統合し、ハード・ソフト両面からの対策、住民自らの取り組みを含めたより効率的、総合的な浸水対策を推進する。
- ・平成22年度より、従来の補助金に代わって「社会資本整備総合交付金」を創設する。これにより、従来は補助対象ではなかった関連施設の整備やソフト事業についても地方公共団体への支援を行い、また手続きを簡素化することで、地方公共団体による浸水対策の一層の推進を図る。

#### (平成23年度以降)

なし

## 担当課等(担当課長名等)

担当課：都市・地域整備局下水道部下水道部流域管理官(流域管理官 佐々木 一英)

**業績指標 67**

地震時等において大規模な火災の可能性があり重点的に改善すべき密集市街地（約8,000ha）のうち最低限の安全性が確保される市街地の割合

評価	
A-1	目標値：概ね10割（平成23年度） 実績値：約35%（平成19年度） 初期値：約35%（平成19年度）

**（指標の定義）**

密集市街地のうち、延焼危険性が特に高く地震時等において大規模な火災の可能性があり、そのままでは今後10年以内に最低限の安全性を確保すること（※）が見込めないことから重点的な改善が必要な密集市街地（全国約8,000ha）〔分母〕の中で、最低限の安全性が確保される市街地〔分子〕の割合。

（※）地震時等において同時多発火災が発生したとしても、際限なく延焼することがなく、大規模な火災による物的被害を大幅に低減させ、避難困難者がほとんど生じないことをいい、市街地の燃えにくさを表す指標である不燃領域率で40%以上を確保すること等をいう。不燃領域率とは、市街地面積に占める耐火建築物等の敷地及び幅員6m以上の道路等の公共施設面積の割合。

**（目標設定の考え方・根拠）**

都市再生プロジェクト（第3次決定）において、地震時に大きな被害が想定される危険な密集市街地について、特に大火の可能性が高い危険な密集市街地（全国で約8,000ha）を対象に重点整備し、平成23年度末までに最低限の安全性を確保することとされている。さらに、同プロジェクト（第12次決定）では、整備・改善速度の加速化が必要とされている。これらの決定を踏まえて、目標を設定した。

**（外部要因）**

該当なし

**（他の関係主体）**

地方公共団体、都市再生機構等（事業主体）

**（重要政策）**

**【施政方針】**

- ・ 第162回国会 施政方針演説（平成17年1月21日）「大規模地震対策や土砂災害対策など、防災対策を戦略的、重点的に進めます。」
- ・ 第166回国会 施政方針演説（平成19年1月26日）「災害に強い国づくりを一層進めてまいります。」

**【閣議決定】**

- ・ 住生活基本計画（平成18年9月19日）大規模な火災や自然災害に対する住宅市街地の安全性を高めるため、宅地耐震化対策、浸水対策、土砂災害対策、津波・高潮対策等を推進するとともに、道路等の基盤施設整備と建築に係る規制の緩和を一体的に推進すること等により密集住宅市街地の整備を推進する。（第2章）
- ・ 経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日）大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪等への対策を推進する。（第4章5.）

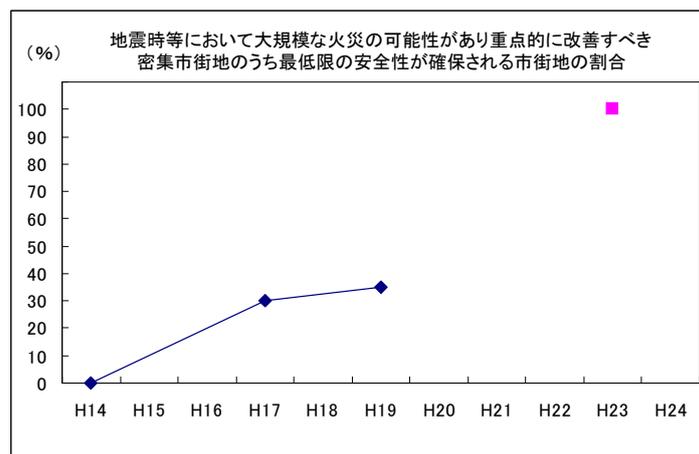
**【閣決（重点）】**

社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章に記載あり」

**【その他】**

なし

過去の実績値				(年度)	
H17	H18	H19	H20	H21	H22
28.8%	—	約35%	—	—	—



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

- 密集市街地の緊急整備の促進のため、各種制度の充実等を行う。(◎)
  - ・住宅市街地総合整備事業により老朽住宅の除却・建替、地区施設等の整備を図る。  
(予算額：327億円の内数(平成21年度国費))
  - ・住宅地区改良事業等により不良住宅の買収・除却、改良住宅の建設、地区施設等の整備を図る。  
(予算額：地域住宅交付金1,940億円の内数(平成21年度国費))
  - ・独立行政法人住宅金融支援機構のまちづくり融資制度により、住宅市街地総合整備事業の整備計画区域内等における共同建替事業に対する融資を行う。
  - ・都市防災総合推進事業により、地区公共施設の整備、建築物の不燃化等を図る。  
(予算額：38.72億円(平成21年度国費))
  - ・優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例(所得税・法人税・個人住民税) 防災街区整備事業等の用に供するために土地等を譲渡した個人・法人に軽減税率を適用。  
減収見込額：1,518百万円の内数(平成21年度)
  - ・防災街区整備事業の施行に伴い新築された防災施設建築物に係る特例措置(固定資産税)  
防災街区整備事業の施行に伴い新築された、防災施設建築物に該当する家屋のうち、一定の要件を満たすものについては固定資産税を減額。
  - ・認定建替計画に係る土地等を取得した場合の特例措置(不動産取得税)  
認定建替計画に係る土地等を取得した場合に、当該土地等の取得に係る不動産取得税について、当該土地の5分の1に相当する額を課税標準から控除する。  
減収見込額：3.3百万円(平成21年度)
- (注)◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

### 関連する事務事業の概要

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

特に大火の可能性の高い危険な密集市街地の最低限の安全性の確保については、平成19年度末までに約35%進捗している。

#### (事務事業の実施状況)

- 密集市街地の緊急整備の促進のため、以下の制度改正等を行った。
  - ・住宅市街地総合整備事業において、密集市街地整備の一層の促進のため、高齢者等の従前居住者の受け皿となる住宅に係る家賃対策補助や防災街区整備事業による公共施設整備に係る補助を合理化するとともに、共同建替の敷地面積要件を緩和した。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

- 過去の実績値によるトレンドを延長しても、目標年度に目標値は達成できないことになるが、多くの事業が円滑に進捗していることから、今後の実績値の上昇が見込まれ、目標年度に目標値の達成が見込まれる。今後は、密集市街地の住宅・建築物の耐震化・不燃化の促進を図るため、密集市街地において実施する住宅・建築物安全ストック形成事業制度について、助成対象に「防火改修に要する費用」を追加するとともに、延焼の危険性が高い建物で防火改修を併せて行う耐震改修に対する限度額の引き上げを行う。以上からA-1と評価した。
- なお、当該指標については平成14年度において平成19年度までに約3割の目標値を設定しており、目標については概ね達成されているが、重点密集市街地の整備改善については、都市再生プロジェクト第3次決定(平成13年12月都市再生本部決定)において、平成23年度末までに最低限の安全性を確保することとされており、同第12次決定(平成19年1月)においても取り組みを加速化する旨再度プロジェクト決定される等、重要な課題である。このため、今後も取組みをよりスピードアップしていく必要があることから、引き続き、道路等の基盤整備を推進しつつ、老朽化した建築物の建替の促進を図ることにより、危険な密集市街地のリノベーションを戦略的に推進するために、平成19年度において平成23年度までに概ね10割の目標値を新たに設定し、指標を継続している。

## 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

### (平成22年度)

- 平成22年度より、従来の補助金が変わって、「社会資本整備総合交付金」を創設する。これにより、目標実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備やソフト事業を総合的・一体的に支援し、また手続きを簡素化することで、地方公共団体による密集市街地整備のいっそうの推進を図る。

### (平成23年度以降)

#### 【行政刷新会議「事業仕分け」評決結果】(平成22年4月23日)

- (独)住宅金融支援機構
  - <対象>住宅資金貸付業務(まちづくり関連)
  - <評決結果>事業の廃止

<評決結果を踏まえた対応方針>評決結果を踏まえ、検討を進める。

**担当課等（担当課長名等）**

担当課：都市・地域整備局都市・地域安全課（課長 高橋 忍）  
住宅局市街地建築課市街地住宅整備室（室長 伊藤 明子）  
住宅局住宅総合整備課住環境整備室（室長 木下 一也）  
関係課：都市・地域整備局都市計画課（課長 樺島 徹）  
都市・地域整備局市街地整備課（課長 望月 明彦）  
都市・地域整備局街路交通施設課（課長 松井 直人）  
都市・地域整備局公園緑地・景観課（課長 小林 昭）  
都市・地域整備局まちづくり推進課（課長 栗田 卓也）  
住宅局総務課民間事業支援調整室（室長 瀬口 芳広）  
住宅局市街地建築課（課長 井上 勝徳）

**業績指標 68**

地震時に滑動崩落による重大な被害の可能性のある大規模盛土造成地が存在する地方公共団体のうち、宅地ハザードマップを作成・公表し、住民に対して情報提供を実施した地方公共団体の割合

**評価**

A-1	目標値：約 40%（平成 24 年度） 実績値：約 5%（平成 21 年度） 初期値：約 1%（平成 19 年度）
-----	---

**(指標の定義)**

地震時に滑動崩落による重大な被害の可能性のある大規模盛土造成地が存在する約 125 の地方公共団体のうち、宅地ハザードマップを作成・公表し、住民に対して情報提供した地方公共団体の割合

<分母>地震時に滑動崩落による重大な被害の可能性のある大規模盛土造成地が存在する地方公共団体の数 (125)

<分子>宅地ハザードマップを作成・公表した地方公共団体の数

**(目標設定の考え方・根拠)**

地震時に滑動崩落による重大な被害の可能性のある大規模盛土造成地が存在する地方公共団体においての現在までの事業実績及び進捗状況を踏まえ、今後の事業計画を考慮して設定した。

**(外部要因)**

なし

**(他の関係主体)**

地方公共団体

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

- ・ 住生活基本計画（平成 18 年 9 月 19 日）

大規模な火災や自然災害に対する住宅市街地の安全性を高めるため、宅地耐震化対策、浸水対策、土砂災害対策、津波・高潮対策等を推進するとともに、道路等の基盤施設整備と建築に係る規制の緩和を一体的に推進すること等により密集住宅市街地の整備を推進する。（第 2 章）

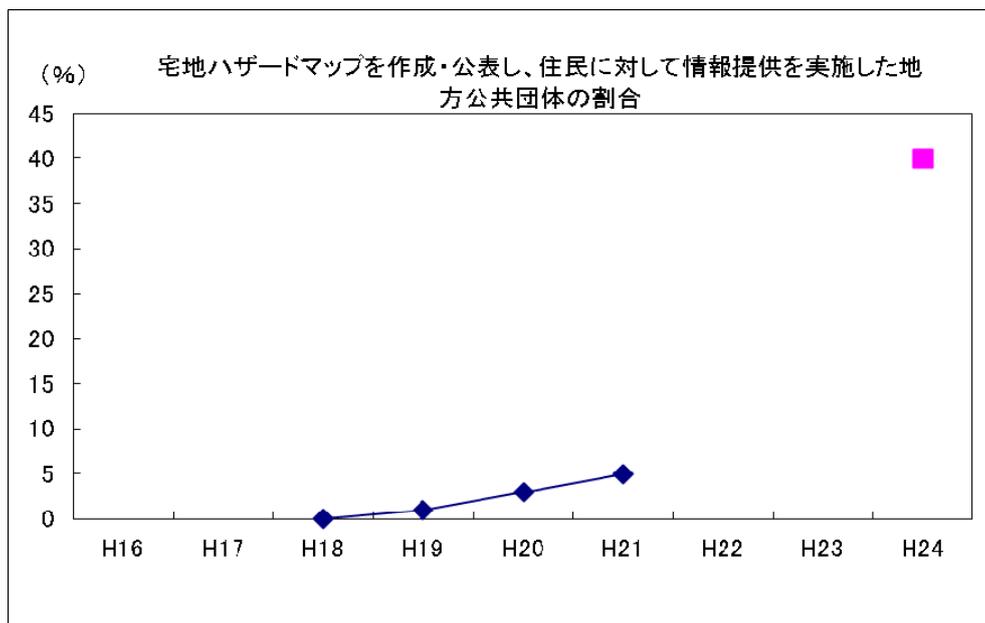
**【閣決（重点）】**

- ・ 社会資本整備重点計画（平成 21 年 3 月 31 日）「第 2 章に記載あり」

**【その他】**

なし

過去の実績値					(年度)
H17	H18	H19	H20	H21	
-	0	1%	3%	5%	



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

#### ○宅地耐震化推進事業

地震時に危険な大規模盛土造成地の被害を軽減するため、変動予測調査（宅地ハザードマップ作成）を行い、住民への情報提供を図る等。

予算額 2.9億円（平成21年度国費）

### 関連する事務事業の概要

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### （指標の動向）

宅地ハザードマップを作成・公表している地方公共団体は、平成21年度で5%であり、現在実施中や新規に着手する地方公共団体の数を考慮すると、目標については概ね達成される見込み。

#### （事務事業の実施状況）

・平成21年度までに28の地方公共団体が変動予測調査を実施。また、平成19年7月の新潟県中越沖地震において被災した新潟県柏崎市山本団地地区に対して滑動崩落防止工事を実施し、平成20年度に完了。平成21年9月から10月にかけて宅地耐震化推進事業に関するブロック会議を開催し、関係機関における情報提供や情報共有を図り、宅地の耐震化を推進している。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

・宅地の耐震化に向けて、今後更なる施策の推進が必要であることから、地方公共団体等との連絡調整会議を引き続き実施する。また、宅地所有者への普及啓発や合意形成に関する手法等について検討を行うことから、A-1と評価した。

## 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

#### （平成22年度）

宅地耐震化推進事業について、宅地所有者に対する適切な情報提供等を通じた変動予測調査や滑動崩落防止工事の合意形成が促進されるための手法の検討等を行い、宅地耐震化の推進を図る。なお同検討には、行政事業レビュー（公開プロセス）のとりまとめ結果である抜本的な制度の見直しも含む。

#### （平成23年度以降）

なし

## 担当課等（担当課長名等）

担当課： 都市・地域整備局都市・地域安全課 都市・地域防災対策推進室（室長 日野 康彦）

**業績指標 69**

防災拠点と処理場を結ぶ下水管きよの地震対策実施率

**評 価**

B-1	目標値：約56%（平成24年度） 実績値：約29%（平成20年度） 初期値：約27%（平成19年度）
-----	--

**(指標の定義)**

防災拠点・避難地と下水処理場を結ぶ下水管きよのうち、耐震化もしくは計画的な減災対策が行われている割合。  
 (分母) 防災拠点・避難地と下水処理場を結ぶ下水管きよの延長  
 (分子) 耐震化もしくは計画的な減災対策が完了している下水管きよの延長

**(目標設定の考え方・根拠)**

防災拠点・避難地と終末処理場を結ぶ下水管きよの延長のうち、政令指定都市及び県庁所在都市においては耐震化もしくは計画的な減災対策を100%実施することとし、その他の都市については実施予定の整備量により、目標値を設定。

**(外部要因)**

地元の調整状況等

**(他の関係主体)**

地方公共団体（事業主体）

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

・経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日）「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への対策を推進する。」（第4章5.）

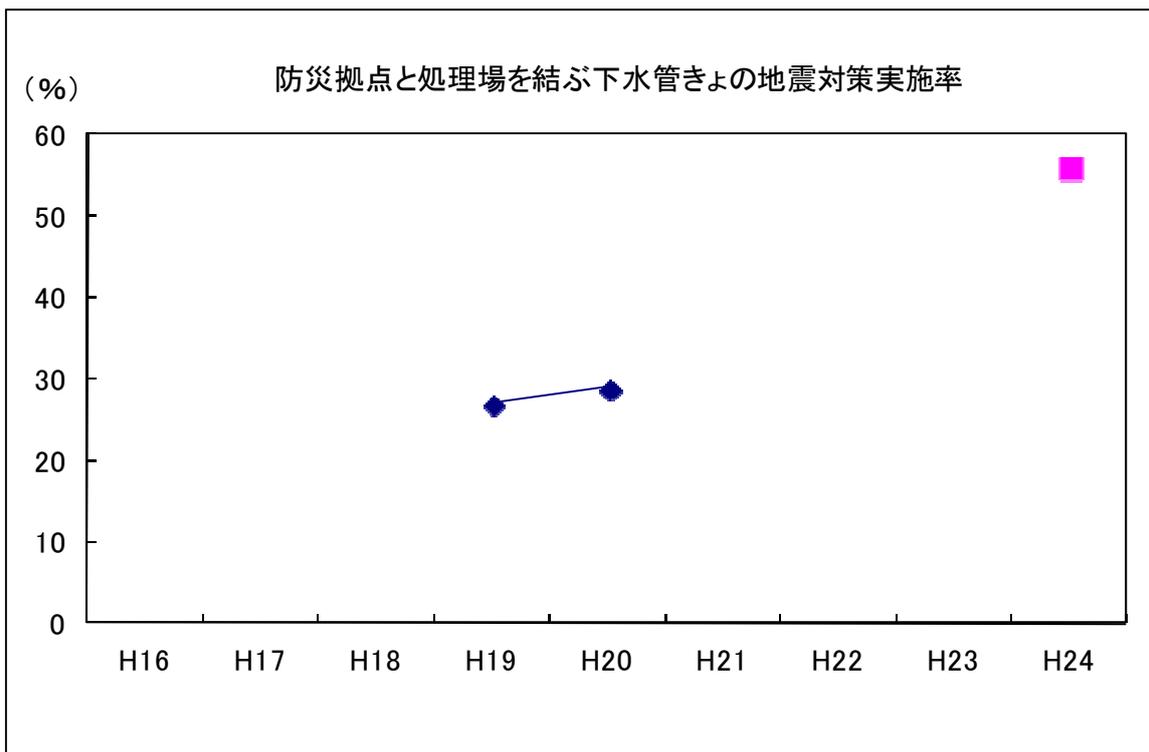
**【閣決（重点）】**

社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章、第5章に記載あり」

**【その他】**

なし

過去の実績値				(年度)	
H17	H18	H19	H20	H21	
-	-	約27%	約29%	(集計中)	



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

#### ○ 下水道施設の地震対策の推進 (◎)

管きよの耐震化や計画的な減災対策等の促進を図り、下水道施設の地震対策を推進するため、事業を実施する地方公共団体に対して補助を行う。

予算額 6,328億円の内数(平成21年度国費)

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

### 関連する事務事業の概要

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

・当指標の平成21年度の実績値は集計中であるが、平成20年度の実績値は約29%で、平成19年度から約2%昇している。平成19年度から平成20年度のトレンドを延長すると平成24年度は目標値を下回る。

#### (事務事業の実施状況)

・新潟県中越地震での甚大な施設被害の発生を受け、平成17年度に下水道法施行令を改正し構造基準を制定した。

・平成18年度に創設した下水道地震対策緊急整備事業に代え、平成21年度に重要な下水道施設の耐震化を図る「防災」、被災を想定して被害の最小化を図る「減災」を組み合わせた総合的な地震対策を推進するための事業制度として「下水道総合地震対策事業」を創設した。本事業では、DID地域を有する都市等地震対策に取り組む必要性が高い地域を対象として、避難地、防災拠点等と終末処理場とを接続する管きよの耐震化事業も補助対象としており、地震対策の推進を図った。また、本事業の実施にあたっては平成21年度より5年間以内に事業主体である地方公共団体が「下水道総合地震対策計画」を作成するよう定めている。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

・当指標は平成19年度からの実績によるトレンドを延長しても、平成24年度に目標値には到達しない。しかし、下水道総合地震対策事業の旧事業から継続している事業箇所98箇所に加え、平成21年度には50箇所下水道総合地震対策計画が策定され、事業箇所は148箇所になった(平成21年12月末時点)。また、平成22年に創設する社会資本整備総合交付金により、従来は補助対象ではなかった関連施設の整備やソフト事業も含めて支援できるようになり、今後は対策の促進が見込める。以上のことから、B-1と評価した。

・下水道総合地震対策事業等により「防災」と「減災」を組み合わせた総合的な地震対策を引き続き推進するとともに、被害を最小化する「減災」対策の一層の強化を図るため、下水道事業における事業継続計画(BCP)の策定や応急復旧対策のために必要な資機材の導入等を推進していく。

## 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

#### (平成22年度)

・平成22年度より、従来の補助金に代わって「社会資本整備総合交付金」を創設する。これにより、従来は補助対象ではなかった関連施設の整備やソフト事業も含めて下水道の整備を支援し、また手続きを簡素化することで下水道整備の一層の推進を図る。

#### (平成23年度以降)

なし

## 担当課等(担当課長名等)

担当課：都市・地域整備局下水道部下水道事業課(課長 岡久 宏史)

**業績指標 70**

ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合（内水）

評 価	
B-1	目標値：100%（平成24年度） 実績値：約12%（平成21年度 暫定値） 初期値：約6%（平成19年度）

**（指標の定義）**

分母：地下空間利用が高度に発達し浸水の恐れのある地区、または、H9年度以降床上浸水被害等が発生した地区を有する市町村数

分子：内水ハザードマップを作成・公表かつ防災訓練等（※）を実施した市町村数

※防災訓練等：内水ハザードマップを活用した防災訓練（洪水想定での防災訓練時に内水ハザードマップ配布等を行っているものも含む）のほか、町内会の集会などでのマップの配布、住民が中心となったマップの普及活動等、積極的にマップの活用を推進するための取組みが行われている場合を含む。

**（目標設定の考え方・根拠）**

地下空間利用が高度に発達し浸水の恐れのある地区を有する市町村、H9年度以降床上浸水被害等が発生した地区を有する市町村等、全国約550市町村の全てで平成24年度までに内水ハザードマップを作成・公表し防災意識の高揚が図られたものとして設定。

**（外部要因）**

地元の調整状況等

**（他の関係主体）**

地方公共団体（事業主体）

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

・経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日）「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への対策を推進する。」（第4章5.）

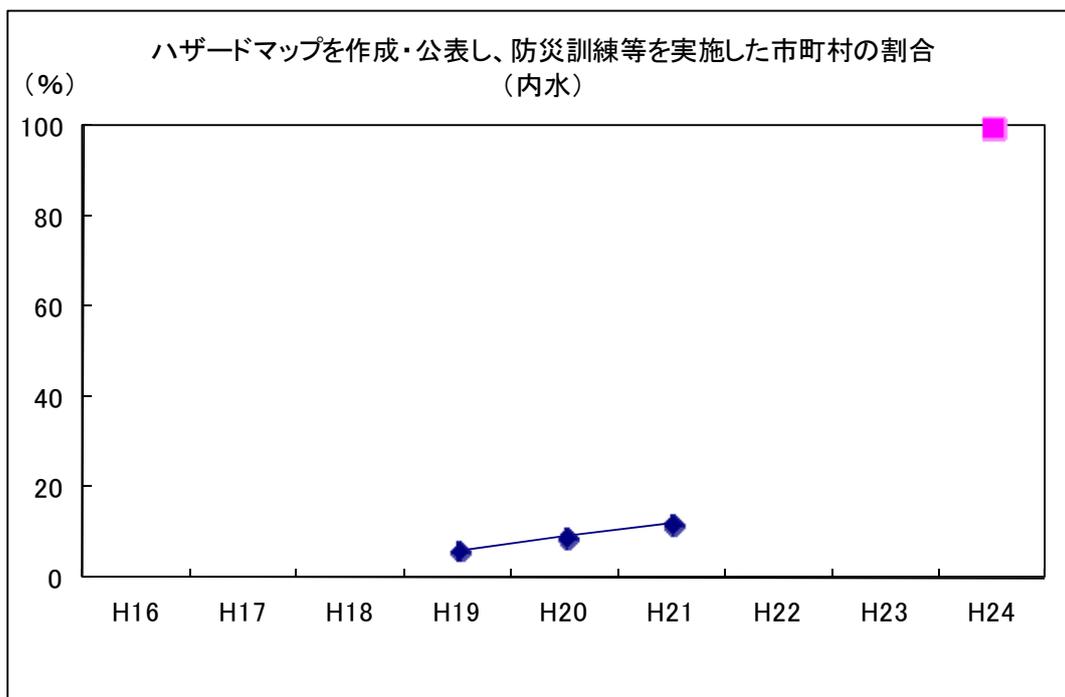
**【閣決（重点）】**

社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章、第5章に記載あり」

**【その他】**

なし

過去の実績値					（年度）
H17	H18	H19	H20	H21	H21
-	-	約6%	約9%	約12%（暫定値）	



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

#### ○ 下水道による浸水被害の軽減 (◎)

下水道による浸水被害の軽減を図るため、事業を実施する地方公共団体に対して補助を行う。

予算額 6, 328億円の内数 (平成21年度国費)

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

### 関連する事務事業の概要

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

・当指標の平成21年度の実績値は約12%であり、平成20年度より約3%進捗した。このトレンドを延長しても平成24年度には目標値に達しない。

#### (事務事業の実施状況)

- ・平成20年に、地方公共団体による内水ハザードマップの作成・公表を推進するため「内水ハザードマップ作成の手引き(案)」を改定し、内水ハザードマップを早期に作成できるよう、地域特性等に応じた内水浸水想定手法を追加するとともに、洪水ハザードマップとの連携等について内容の充実を図った。
- ・平成20年度に雨に強い都市づくり支援事業を創設し、公共施設管理者との連携を強化しつつ、地域住民や民間事業者と一体となって雨に強い都市づくりを実現するため、雨水の流出抑制や民間による被害軽減対策を計画的に推進した。
- ・平成21年度には、一定規模以上の浸水実績があり浸水対策の必要性が高い地区(平成21年12月時点で146地区)を対象に「下水道浸水被害軽減総合事業」を創設し、貯留浸透施設等の流出対策に加え、内水ハザードマップの公表等、地方公共団体、関係住民等が一体となった総合的な浸水対策への取り組みを推進した。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・当指標は平成19年度からの実績値によるトレンドを延長しても、平成24年度に目標値は達成できないことになるが、平成20年度の「内水ハザードマップ作成の手引き(案)」の改定や平成21年度の「下水道浸水被害軽減総合事業」の創設、平成22年度の社会資本整備総合交付金の創設により、従来は補助対象外であった防災訓練等への支援が可能となり、今後一層の促進が図られるものと思われる。このため、今後は当指標の上昇幅がさらに増加することが見込めるため、B-1と評価した。

## 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

#### (平成22年度)

- ・「下水道浸水被害軽減総合事業」に「雨に強い都市づくり支援事業」を統合し、ハード・ソフト両面からの対策、住民自らの取り組みを含めたより効率的、総合的な浸水対策を推進する。
- ・平成22年度より、従来の補助金に代わって「社会資本整備総合交付金」を創設する。これにより、従来は補助対象ではなかった防災訓練等のソフト事業についても地方公共団体への支援を行えるようになり、また手続きを簡素化することで、地方公共団体によるハザードマップの作成・公表、防災訓練等の実施の推進を図る。

#### (平成23年度以降)

なし

## 担当課等(担当課長名等)

担当課：都市・地域整備局下水道部流域管理官(流域管理官 佐々木一英)

**業績指標 7 1**

下水道施設の長寿命化計画策定率

**評 価**

B-1	目標値：100%（平成24年度） 実績値：約8%（平成21年度） 初期値：0%（平成19年度）
-----	---

**(指標の定義)**

平成19年度末で耐用年数を経過した下水道管きょを管理している自治体のうち、下水道の有する機能を将来にわたって維持し、管路施設の老朽化等に起因する道路陥没などの事故を未然に防止するとともにライフサイクルコストの最小化を図るため、長寿命化計画を策定した割合。

(分母) 平成19年度末で耐用年数を経過した下水道管きょを管理している地方公共団体数

(分子) 長寿命化計画を策定した地方公共団体数

**(目標設定の考え方・根拠)**

平成19年度末で耐用年数を経過した下水道管きょを管理している全自治体が平成24年度までに長寿命化計画を策定するものとして、現況値との勘案により目標値を設定。

**(外部要因)**

なし

**(他の関係主体)**

地方公共団体（事業主体）

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

- ・経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日）「投資に当たっては、整備状況を踏まえ、既存資本の維持・長寿命化を重視する。」（第3章1.）

- ・新成長戦略（平成22年6月18日）

（4）観光立国・地域活性化戦略

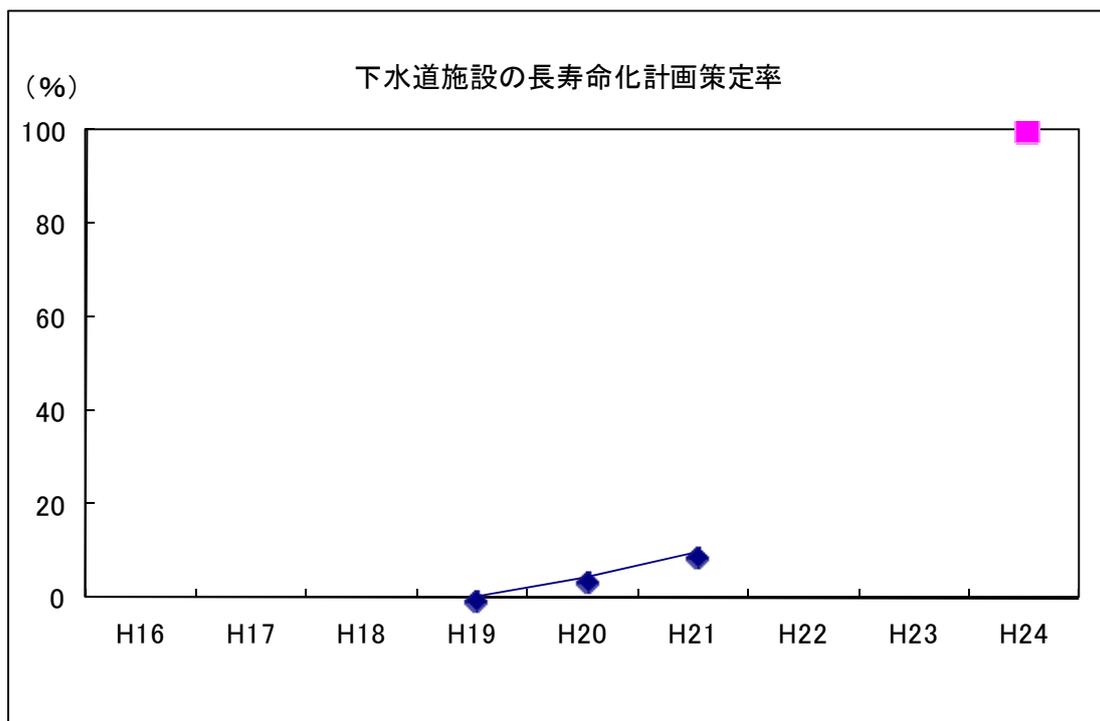
**【閣決（重点）】**

社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章、第5章に記載あり」

**【その他】**

なし

過去の実績値				(年度)	
H17	H18	H19	H20	H21	H22
—	—	0%	約4%	約8%	



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

#### ○ 下水道施設の老朽化対策の推進 (◎)

下水道施設の予防保全的な管理による長寿命化対策を含めた計画的な改築を推進するため、事業を実施する地方公共団体に対して補助を行う。

予算額 6,328億円の内数(平成21年度国費)

(注)◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

### 関連する事務事業の概要

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

- 平成21年度の実績値は約8%となっているが、平成19年度から平成21年度のトレンドを延長すると、平成24年度は目標値を下回る。
- 下水道整備の進展に伴い、管路延長は約41万km、処理場数は約2,000箇所へのぼるなど施設ストックが増大している(いずれも平成20年度末時点)。管路施設の老朽化等に起因した道路陥没も増加傾向にあり、平成20年度の発生件数は約4,100箇所へのぼる。道路陥没後の老朽管路の改築といった事後的な対応では、市民生活に大きな支障が出るだけでなく、コスト的にも不経済となる。
- 日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす事故発生や機能停止を未然に防止するには、計画的な補修などによる予防保全を重視した維持管理や巡視や点検など日常管理の充実を図るなど、発生対応型から予防保全型の維持管理へ転換する必要があるため、引き続き下水道施設の計画的な長寿命化対策を推進する必要がある。

#### (事務事業の実施状況)

- 平成20年度に下水道長寿命化支援制度を創設し、ライフサイクルコストの最小化を目的とした下水道長寿命化計画の策定や長寿命化対策を含めた計画的な改築を補助対象とすることにより、限られた財源の中で下水道施設の計画的な維持管理を推進した。
- 平成20年度に「下水道事業におけるストックマネジメントの基本的な考え方(案)」をとりまとめ、下水道事業における新規整備、維持管理、延命化、改築更新までの一体的な最適化を図るストックマネジメントの促進を図った。
- 平成20年9月に「管きよ更生工法における設計・施工管理の手引き(案)」及び「管きよ更生工法の耐震設計の考え方(案)と計算例」を公表し、下水管きよの改築・修繕工事において採用されている更生工法に関する統一的な評価、施工管理技術等を示すことによる適切な工法の選択、品質確保等の促進を図り、下水管きよの適切な改築・修繕を推進した。
- 平成21年6月に、「下水道長寿命化支援制度に関する手引き(案)」(平成21年度版)をとりまとめ、下水道長寿命化支援制度の円滑な運営を図った。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

- 当指標は平成19年度からの実績によるトレンドを延長しても、平成24年度に目標値には到達しない。しかし、平成25年度以降の施設の改築に対する補助は長寿命化計画に基づくものに限定すると定めていることから、今後は策定率の更なる上昇が見込める。以上のことから、B-1と評価した。
- 厳しい財政状況や人口減少等の社会情勢の変化を踏まえ、ライフサイクルコスト最小化の観点を踏まえ、耐震化等の機能向上も考慮した、長寿命化対策を含めた下水道施設の計画的な改築を引き続き推進する。

## 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

#### (平成22年度)

- 平成22年度より、従来の補助金に代わって「社会資本整備総合交付金」を創設する。これにより、従来は補助対象ではなかった関連施設の整備やソフト事業も含めて下水道の整備を支援し、また手続きを簡素化することで下水道整備の一層の推進を図る。

#### (平成23年度以降)

なし

## 担当課等(担当課長名等)

担当課：都市・地域整備局下水道部下水道事業課(課長 岡久 宏史)

**業績指標 7 2**

多数の者が利用する一定の建築物及び住宅の耐震化率(①建築物、②住宅)

評 価	
①A-1	目標値：90% (平成27年度) 実績値：80% (平成20年度) 初期値：75% (平成15年度)
②A-1	目標値：90% (平成27年度) 実績値：79% (平成20年度) 初期値：75% (平成15年度)

**(指標の定義)**

①多数の者が利用する一定の建築物の耐震化率 (A/B)

※ A：Bのうち耐震性を有するもの（新耐震基準で建築されたもの、新耐震基準施行以前に建築されたもののうち改修済みのもの又は診断の結果、改修が不要と判断されたもの若しくは改修が不要と推計されるもの）の数

B：多数の者が利用する一定の建築物（特定建築物）の総数

- ・「新耐震基準」とは、「昭和56年6月1日施行の改正建築基準法施行令の耐震基準」をいう。
- ・「特定建築物」とは、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第6条に規定されている、現行の耐震基準を満たしていない多数の者が利用する一定の用途・規模の建築物」をいう。

②住宅の耐震化率 (A/B)

※ A：Bのうち耐震性を有するもの（新耐震基準で建築されたもの、新耐震基準施行以前に建築されたもののうち改修済みのもの又は診断の結果、改修が不要と判断されたもの若しくは改修が不要と推計されるもの）の数

B：住宅の総数

- ・「新耐震基準」とは、「昭和56年6月1日施行の改正建築基準法施行令の耐震基準」をいう。
- ・住宅の耐震化率は、5年毎に実施される住宅・土地統計調査をもとに推計しており、平成20年住宅・土地統計調査が公表されたため、これをもとに平成20年の耐震化率を推計した。

**(目標設定の考え方・根拠)**

- ① 統計データ等から推計される特定建築物の総数に対し、過去の耐震改修データに基づく耐震化の動向を踏まえ、実現性を勘案して目標を設定した。
- ② 住宅・土地統計調査のデータベースによる住宅総数に対し、過去の耐震改修データに基づく耐震化の動向を踏まえ、実現性を勘案して目標を設定した。

**(外部要因)**

目的達成には、建築物の耐震改修・古い建築物の建替えのペースが維持される必要があるが、それらは経済状況等に影響される。

**(他の関係主体)**

なし

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

- ・建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）
- ・住生活基本計画（全国計画）（平成18年9月19日）：大規模な地震や犯罪の危険性に備え、国民の安全・安心を実現するため、耐震診断・耐震改修を促進するとともに、住宅の防犯性向上のための情報提供等を行う。（第2）
- ・新成長戦略（基本方針）（平成21年12月30日）、新成長戦略（平成22年6月18日）：住宅等の耐震化を徹底することにより、2020年までに耐震性が不十分な住宅の割合を5%に下げ、安全・安心な住宅ストックの形成を図る。

**【閣決（重点）】**

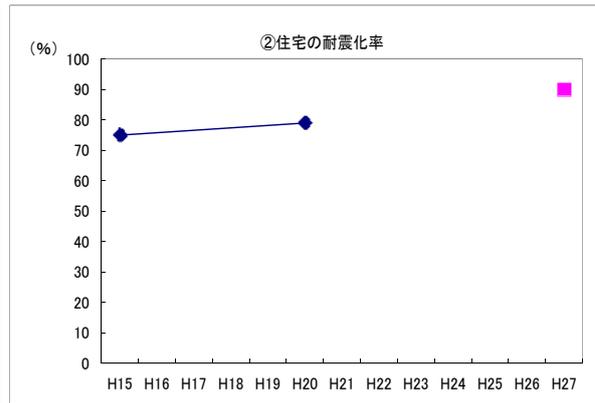
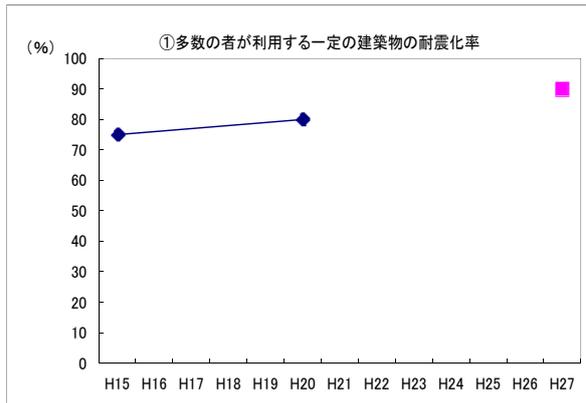
なし

**【その他】**

なし

過去の実績値							(年度)
	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
①	75%	—	—	—	—	80%	—

②	75%	—	—	—	—	79%	—
---	-----	---	---	---	---	-----	---



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

- 建築物の耐震化の促進
  - ・ 住宅・建築物安全ストック形成事業により、特定建築物の耐震化を促進する。  
 予算額：住宅・建築物安全ストック形成事業260億円の内数（H21年度第一次補正予算後国費）
  - ・ 事業者が、事業の用に供する特定建築物について耐震改修促進法の認定計画に基づく耐震改修工事を行った場合で、当該特定建築物につき耐震改修に係る所管行政庁の指示を受けていないものを対象として、耐震改修工事費の10%の特別償却ができる措置を講じている。
- 住宅の耐震化の促進
  - ・ 住宅・建築物安全ストック形成業等により、住宅の耐震化を促進する。  
 予算額：住宅・建築物安全ストック形成事業260億円の内数（H21年度第一次補正予算後国費）  
 地域住宅交付金1,940億円の内数（H21年度国費）
  - ・ 一定区域内において住宅の耐震改修を行った場合、耐震改修に要した費用の10%相当額（20万円を限度）を所得税額から控除するとともに、固定資産税を一定期間1/2に減額する措置を講じている。
  - ・ 独立行政法人住宅金融支援機構において、耐震改修促進法に基づく耐震改修工事及び同等の耐震性能を向上させるための耐震改修工事に必要な資金を貸し付ける措置を講じている。
- 耐震改修促進法の的確な運用
  - ・ 地方公共団体に対し耐震改修促進計画の策定による計画的な取組を要請するなど、耐震改修促進法の的確な運用を図り、住宅の耐震改修を促進する。

### 関連する事務事業の概要

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

- (指標の動向)
- ・ 建築物の耐震化については、平成15年度から平成20年度の5年間で5ポイント上昇し、着実に進捗している。
  - ・ 住宅の耐震化については、平成15年度から平成20年度の5年間で4ポイント上昇し、着実に進捗している。
- (事務事業の実施状況)
- ①建築物の耐震化
- ・ 特定建築物の耐震化を促進するため、住宅・建築物安全ストック形成事業について以下の制度拡充を行った。
    - －緊急輸送道路沿道建築物に係る建物要件を緩和した。（平成21年度当初予算）
    - －多数の者が利用する建築物について耐震改修に係る補助率の引き上げを行った。等  
 （平成21年度第一次補正予算）
  - ・ 事業者が、事業の用に供する特定建築物について耐震改修促進法の認定計画に基づく耐震改修工事を行った場合で、当該特定建築物につき耐震改修に係る所管行政庁の指示を受けていないものを対象として、耐震改修工事費の10%の特別償却ができる措置を講じることで、特定建築物の耐震化を促進した。
- ②住宅の耐震化
- ・ 住宅の耐震化を促進するため、住宅・建築物安全ストック形成事業について以下の制度拡充を行った。
    - －緊急輸送道路沿道マンションの耐震改修に係る建物要件を緩和した。（平成21年度当初予算）
    - －住宅・建築物安全ストック形成事業において、戸建て住宅等について耐震改修に係る補助率を引き上げると共に、地域要件を撤廃した。等  
 （平成21年度第一次補正予算）

- ・住宅の耐震改修を促進するため、住宅に係る耐震改修促進税制（所得税）について、適用期限を5年延長するとともに、適用対象区域の拡充等を行った。
- ・独立行政法人住宅金融支援機構において、耐震改修促進法に基づく耐震改修工事及び同等の耐震性能を向上させるための耐震改修工事に必要な資金の貸し付けを行った。

①②共通

- ・「住宅・建築物安全ストック形成事業」を創設した。（平成21年度当初予算）
- ・住宅・建築物安全ストック形成事業において、地方公共団体の持続的取組みに向けた体制整備に寄与する事業を実施した。（平成21年度第一次補正予算）
- ・住宅・建築物安全ストック形成事業について、地域住宅交付金の基幹事業への位置付けを行った。
- ・地方公共団体に対し耐震改修促進計画の策定による計画的な取組を要請するなど、耐震改修促進法の的確な運用を図り、住宅の耐震改修を促進した。

**課題の特定と今後の取組の方向性**

- ・建築物の耐震化については、平成15年度から平成20年度のトレンドを維持した場合、目標年度においては目標値をやや下回る結果となるが、地方公共団体において耐震化の取組（耐震改修促進計画の策定、補助制度の整備など）が促進されていることを勘案すると、更なる促進により概ね目標達成できるものと想定されるため、A-1とした。
- ・住宅の耐震化については、平成15年度から平成20年度のトレンドを維持した場合、目標年度においては目標値をやや下回る結果となるが、地方公共団体において耐震化の取組（耐震改修促進計画の策定、補助制度の整備など）が促進されていることを勘案すると、更なる促進により概ね目標達成できるものと想定されるため、A-1とした。
- ・住宅・建築物安全ストック形成事業等による支援を受けるためには、地方公共団体による補助制度の整備が不可欠であるため、地方公共団体に対し引続き補助制度の整備を要請していく。
- ・所有者等の意識を啓発すべく耐震診断・耐震改修の必要性や支援制度について普及広報を図っていく。

**平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項**

（平成22年度）

- ・住宅・建築物安全ストック形成事業について以下の制度拡充を行う。
  - －密集市街地における補助対象に「防火改修に要する費用」を追加し、延焼の危険性が高い建物で防火改修を合わせて行う耐震改修に対する補助限度額の引き上げ（1.5倍）を行う。
  - －戸建て住宅の耐震診断に係る補助限度額の算出方法を簡素化し、補助限度額を定額とする。
- ・住宅・建築物安全ストック形成事業等の住宅・建築物の耐震化に係る事業を、平成22年度創設の「社会資本整備総合交付金」において実施することにより、地方公共団体の自由度や使い勝手を向上させ、より一層の促進を図る。

（平成23年度以降）

【行政事業レビュー「公開プロセス」とりまとめ結果】（平成22年6月4日）

<対象>住宅・建築物安全ストック形成事業

<とりまとめ結果>抜本的な改善

<とりまとめ結果を踏まえた対応方針>結果を踏まえ、抜本的な改善に向けた検討を進める。

**担当課等（担当課長名等）**

担当課：住宅局建築指導課（課長 金井 昭典）

関係課：住宅局市街地建築課市街地住宅整備室（室長 伊藤 明子）

住宅局住宅総合整備課（課長 本東 信）

住宅局総務課民間事業支援調整室（室長 瀬口 芳広）

# ○安 全

## 政策目標 4

### 水害等災害による被害の軽減

#### 施策目標 1 2

水害・土砂災害の防止・減災を推進する

洪水・土石流等による国民の生命・財産に係る被害の防止・軽減を図るため、河川事業や砂防事業等のハード整備を実施するとともに、ハザードマップの周知などのソフト対策を実施する。これらのハード対策、ソフト対策を一体として実施することにより水害・土砂災害の防止・減災を推進する。

#### 業績指標

7 3	洪水による氾濫から守られる区域の割合
7 4	中枢・拠点機能を持つ地域で床上浸水の恐れがある戸数
7 5	土砂災害から保全される人口
7 6	土砂災害から保全される人命保全上重要な施設数
7 7	土砂災害特別警戒区域指定率
7 8	地震時に河川、海岸堤防等の防護施設の崩壊による水害が発生する恐れのある地域の面積（河川）
7 9	ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合（洪水）
8 0	ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合（土砂）
8 1	高度な防災情報基盤を整備した水系の割合
8 2	リアルタイム火山ハザードマップ整備率
8 3	近年発生した床上浸水の被害戸数のうち未だ床上浸水の恐れがある戸数
8 4	河川管理施設の長寿命化率
8 5	総合的な土砂管理に基づき土砂の流れが改善された数（河川）
8 6	河川の流量不足解消指数
8 7	建設機械等調達支援ネットワークに登録する民間団体等の数

## 【評価結果の概要】

### （必要性）

わが国は、災害に対し脆弱な国土条件にあるとともに、近年の地震の頻発に加え、活発な前線活動や台風により毎年のように水害・土砂災害が発生している。

また、東南海・南海地震を代表する大規模地震発生 of 切迫性や大規模な火山噴火の指摘とともに、地球温暖化に伴い、ゲリラ豪雨の増加、台風の激化等により、水害、土砂災害等の発生頻度の増加や規模の大型化の懸念が高まっている為、当該施策を着実に実施していく必要がある。

### （有効性）

水害・土砂災害の防止・減災対策としては、河川事業や砂防事業、下水道事業によるハード整備を着実に実施し、災害の予防や再度災害の防止を徹底するとともに、耐用年数を迎える施設について適切な維持管理を行い、施設の長寿命化を図った。あわせて、ハザードマップの作成と、それを活用した防災訓練の実施や、浸水深・避難場所をまちなかに提示するなど災害関連情報を充実させる取組、土砂災害特別警戒区域等の指定による土地利用規制などのソフト対策により、円滑・迅速な避難の支援や災害に遭いにくい土地利用への転換を図るなど、災害に強い地域づくりを実現する取組を進めた結果、各業績指標の実績値は目標値の達成に向けて着実に進捗しており、当該施策を達成するための各事務事業が有効であると評価できる。

### （効率性）

災害は発生後、その復旧・復興や新たな対策工等に膨大な費用がかかることから、災害を未然に防止する対策や再度災害防止を徹底するための整備を着実に推進することが相対的に費用を少なくすることができ、効率的である。また、効果の高い事業への投資の重点化や、ハード整備と一体となったソフト対策の実施による施設の機能のより効果的な発揮、及び被害に遭いにくい土地利用・住まい方への転換を図る施策も、被害を最小化する減災対策として効果が高い。

当該施策を達成するための各事務事業は、これらをあわせた総合的な対策を実施しており、効率的であると評価できる。

### （総合的評価）

水害・土砂災害の防止・減災を推進するための具体的措置として、河川事業や砂防事業、下水道事業を実施してきたところ。それらの効果は着実に発揮され、業績指標の実績値は目標値の達成に向けて推移しているが、一部の指標では目標値の達成に向けたトレンドより下回っているものもある。今後とも、目標値の達成に向けて、より効果の高い事業や対策への重点化や規制・税制等を含めたソフト対策との一体的な実施を図り、より効果的・効率的な対策を推進する必要がある。

### （反映の方向性）

- ・
- ・ 既存及び新たに創設した事業等により、総合的に水害、土砂災害対策を推進する。

**業績指標 73**

洪水による氾濫から守られる区域の割合

**評価**

B-2	目標値：約64% (平成24年度) 実績値：約62% (61.5%) (平成21年度) 初期値：約61% (60.9%) (平成19年度)
-----	---

**(指標の定義)**

大河川においては30年～40年に1度程度、中小河川においては5年～10年に1度程度発生する規模の降雨において、洪水の氾濫の防御が必要な区域に対し、防御されている区域の割合

洪水による氾濫から守られる区域の割合=①/②

①防御されている区域

②洪水の氾濫の防御が必要な区域

**(目標設定の考え方・根拠)**

長期的には100%を目指す。

平成19年度までに実施予定の事業及び過去の事業の完了状況から設定。

**(外部要因)**

地元の調整状況等

**(他の関係主体)**

地方公共団体 (事業主体 補助事業を所管)

**(重要施策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

経済財政改革の基本方針2008 (平成20年6月27日)「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への対策を推進する。」(第4章5)

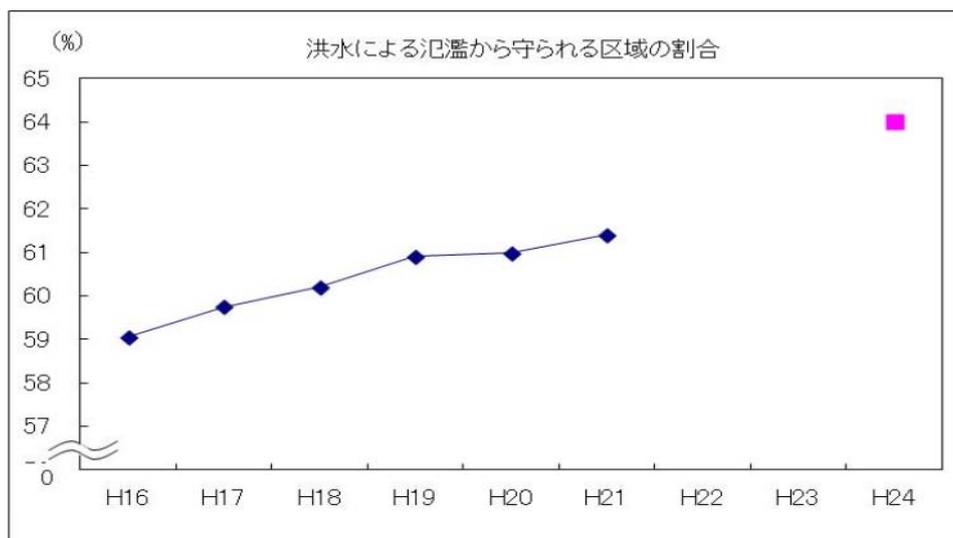
**【閣決(重点)】**

社会資本整備重点計画 (平成21年3月31日)「第5章に記載あり」

**【その他】**

なし

過去の実績値					(年度)
H17	H18	H19	H20	H21	
約60% (59.7%)	約60% (60.2%)	約61% (60.9%)	約61% (61.0%)	約62% (61.5%)	



**事務事業の概要**

**主な事務事業の概要**

洪水による氾濫被害から守られるための河川整備、ダム等洪水調節施設の整備、砂防設備の整備 (◎)  
堤防等整備やダム等洪水調節施設の整備、砂防えん堤等の整備を推進し、氾濫域における治水安全度の向上を図る。

予算額：治水事業 12,814億円（平成21年度）の内数

○ 本指標と税制との関係

① 雨水貯留浸透施設に係る特例措置（所得税、法人税）

（特例の概要）都市部において河川管理者以外の者が設置する雨水貯留浸透施設に係る割増償却（5年間10%）

（減収額）72百万円（平成21年度）

② 河川立体区域制度の活用による河川整備推進に係る課税標準の特例措置（不動産取得税）

（特例の概要）河川立体区域制度による河川整備で、河川立体区域指定後、2年以内に建替家屋を建築した場合、代替家屋に係る不動産取得税の課税標準から従前家屋の価格を控除

（減収見込額）約1百万円（平成21年度）

③ 特定都市河川流域における雨水貯留浸透施設に係る特例措置（固定資産税）

（特例の概要）特定都市河川浸水被害対策法の特定都市河川流域において、対策工事として設置された雨水貯留浸透施設について、固定資産税の課税標準を1/2に軽減（ただし平成22年度から課税標準2/3に変更）

（減収額）28百万円（平成21年度）

④ 高規格堤防の整備に伴う建替家屋に係る特例（不動産取得税）

（特例の概要）高規格堤防工事完了（高規格堤防特別区域公示）後、2年以内に建替家屋を建築した場合、代替家屋に係る不動産取得税の課税標準から従前家屋の価格を控除

（減収見込額）約1百万円（平成21年度）

⑤ 河川工事により改良される橋梁等に係る課税標準の特例（固定資産税）

（特例の概要）公共用水域に係る事業の施行により必要となった、鉄軌道の橋梁の新設又は改良、トンネルの新設により敷設された線路設備又は電路設備に対する課税標準の特例措置（最初の5年間1/6、その後の5年間1/3）

（減収額）988百万円（平成21年度）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

**関連する事務事業の概要**

なし

**測定・評価結果**

**目標の達成状況に関する分析**

（指標の動向）

- ・平成21年度の実績値は約61.5%である。
- ・「洪水による氾濫から守られる区域の割合」の目標達成のためには、河川整備等を行うことが必要であるが、これらは計画から完成までには長時間を要することが多いため、施設整備途上においてハード・ソフト一体となった減災体制の緊急的な整備が必要である。また、計画規模を上回る洪水等による災害に対する体制整備も必要である。

（事務事業の実施状況）

- ・平成15年度からは治水上の緊急性・必要性が高く、整備効果が大きい区間などについて、その事業区間・期間などを設定・公表し、重点投資を行う短期集中型事業を実施している。また、平成21年度には、河川総合開発事業関係予算4,247億円をもって、ダム等の整備を行った。

**課題の特定と今後の取組の方向性**

- ・実績値によるトレンドを延長しても、目標値には達していないが、目標年度までに複数の施設の完成が見込まれることから B-2 と評価した。また、近年でも洪水の氾濫により各地で被害が発生しており、今後も引き続き河川整備等を進めていく。
- ・地球温暖化に伴う水災害リスクの増大への懸念や、少子高齢化などの社会的状況の変化に起因した新たな様相の災害に的確に対応しつつ、今後の投資余力が限られる中で、できるだけ早期に安全度を高め、被害を最小化する「減災」を図るため、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用、危機管理体制の強化などを強力で推進する。

**平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項**

（平成22年度）

- ・治水事業については、「できるだけダムにたよらない治水」へ政策転換するとの考え方にに基づき、事業実施中のダム事業のうち、検証対象に区分されたダム事業について、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」で本年夏頃を目途に取りまとめられる中間とりまとめを踏まえ、個別ダムの検証を行う。

（平成23年度以降）

なし

**担当課等（担当課長名等）**

担当課：河川局河川計画課（課長 池内 幸司）  
関係課：河川局治水課（課長 細見 寛）  
河川局河川環境課（課長 中嶋 章雅）  
河川局砂防部砂防計画課（課長 南 哲行）

**業績指標 7 4**

中枢・拠点機能を持つ地域で床上浸水の恐れがある戸数

**評価**

A-2	目標値：約 235 万戸（平成 24 年度） 実績値：約 420 万戸（平成 21 年度） 初期値：約 525 万戸（平成 19 年度）
-----	--

**(指標の定義)**

大河川においては 30～40 年に一度程度、中小河川において 5～10 年に一度程度発生する規模の降雨において、洪水の氾濫防御が必要な県庁所在地等の中枢・拠点機能が存在する地域の床上浸水被害を受ける可能性のある戸数

**(目標設定の考え方・根拠)**

長期的には 0 を目指す。

当指標における目標値については、平成 24 年度までに実施予定の河川整備により見込まれる成果から設定。

**(外部要因)**

気候変動、地元の調整状況

**(他の関係主体)**

地方公共団体

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

- ・経済財政改革の基本方針 2007（平成 19 年 6 月 19 日）「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪等への対策を推進する。」（第 4 章 5.）

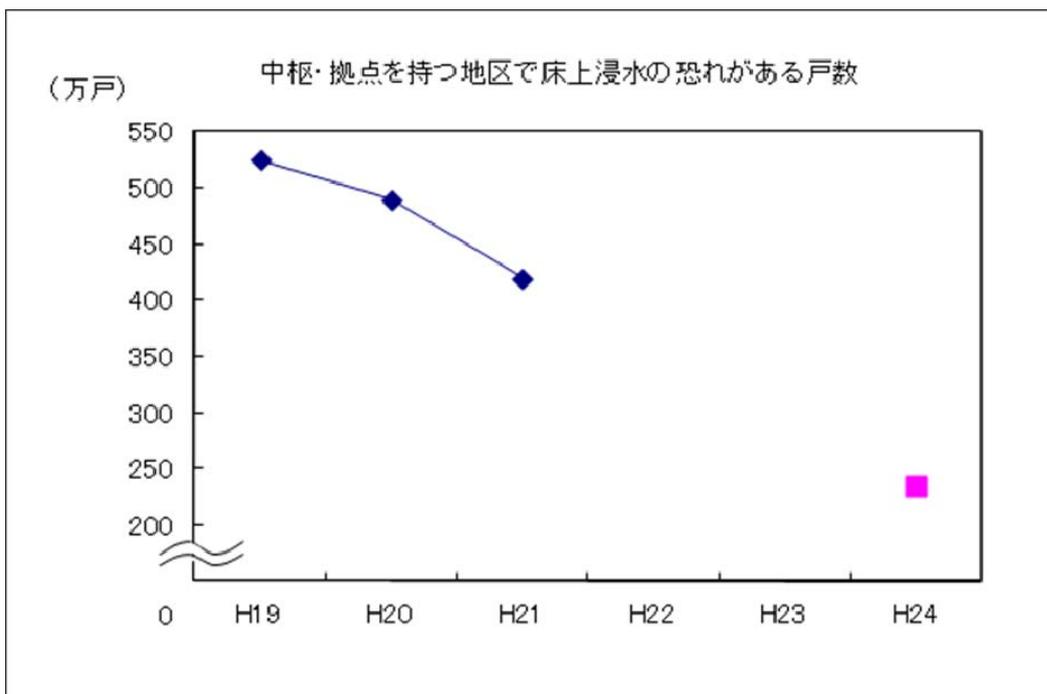
**【閣決（重点）】**

- ・社会資本整備重点計画（平成 21 年 3 月 31 日）「第 2 章及び第 5 章に記載有り」

**【その他】**

なし

過去の実績値				(年度)
H17	H18	H19	H20	H21
-	-	約 525 万戸	約 490 万戸	約 420 万戸



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

洪水による氾濫被害から守るための河川整備・ダム等洪水調節施設の整備（◎）

堤防等整備やダム等洪水調節施設の整備を推進し、氾濫域における治水安全度の向上を図る。

予算額：治水事業費（直轄）6,525億円の内数（平成21年度）

（補助）4,144億円の内数（平成21年度）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

### 関連する事務事業の概要

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### （指標の動向）

- ・指標の実績値は、平成19年度 約525万戸（初期値）、平成20年度 約490万戸、平成21年度 420万戸と着実に減少しており、目標の達成に向けたトレンドを示している。
- ・「中枢・拠点機能を持つ地域で床上浸水の恐れがある戸数」等の指標値の向上のためには、河川、ダム等の整備を行うことが必要であるが、これらは計画から完成までには長時間を要することが多いため、施設整備途上においてハード・ソフト一体となった減災体制の緊急的な整備が必要である。
- ・近年の浸水被害の状況を見ると、都市化の進展や雨水の流出率の増加、局所的な集中豪雨等により依然として浸水被害が頻発している。また、被害内容を見ると、宅地等の浸水面積は減っているものの、生活様式の変化に伴う被害額の増加や少子高齢化に伴う災害時要救助者の増加等が生じているため、関係者の連携を図り効果的な取組を行う必要がある。また、計画規模を上回る洪水等による災害に対する体制整備も必要である。

#### （事務事業の実施状況）

- ・河川整備については、平成15年度からは治水上の緊急性・必要性が高く、整備効果が大きい区間などについて、その事業区間・期間などを設定・公表し、重点投資を行う短期集中型事業を実施している。また、浸水被害を最小化するため、ハード対策に加えて住民自らの災害対応やこれを支援するソフト対策等を組み合わせた総合的な浸水対策制度を平成20年度に創設している。また、ダム等洪水調節施設については、効率的な事業執行を図っている。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・指標の実績値は目標達成に向けて進捗しているが、3大都市圏が被災すれば国家レベルの社会経済活動に深刻なダメージを受ける。また、地域レベルでも拠点機能が被災すれば大きなダメージを受けるため、本指標の持つ重要性は高い。今後も財政状況が厳しくなる見込みの中、コスト縮減を図りながら、投資効果の高い箇所に重点的・集中的に行う必要があることからA-2と評価した。
- ・近年、集中豪雨の増加など自然的状況の変化や、少子高齢化などの社会的状況の変化に起因する新たな様相の災害に的確に対応しつつ、今後の投資余力が限られる中で、可能な限り早期に安全度を高め、被害を最小化する「減災」を図るよう、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用、危機管理体制の強化などを強力に推進する。
- ・被災したとしても、国民の生活や社会経済活動に深刻なダメージを受けることなく持続可能となるよう、重点的かつ集中的に保全対策の実施を行う。
- ・また、特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川に4河川（鶴見川水系鶴見川（東京都、神奈川県）、庄内川水系新川（愛知県）、淀川水系寝屋川（大阪府）、巴川水系巴川（静岡県）を指定し、河川整備及び下水道整備、流域対策、土地利用規制等の浸水被害対策を総合的に推進することにより都市洪水又は都市浸水による被害を防止する。

## 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

### （平成22年度）

- ・治水事業については、「できるだけダムにたよらない治水」へ政策転換するとの考え方にに基づき、事業実施中のダム事業のうち、検証対象に区分されたダム事業について、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」で本年夏頃を目途に取りまとめられる中間とりまとめを踏まえ、個別ダムの検証を行う。

### （平成23年度以降）

なし

## 担当課等（担当課長名等）

担当課：河川局治水課（課長 細見 寛）

**業績指標 75**

土砂災害から保全される人口

**評価**

A-2	目標値：約300万人（平成24年度） 実績値：約285万人（平成21年度） 初期値：約270万人（平成19年度）
-----	--

**(指標の定義)**

全国の土砂災害危険箇所において、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業を実施することにより、土砂災害から保全される人口(万人)

**(目標設定の考え方・根拠)**

平成18年度の実績値と平成19年度の実績値の差が約6万人（H18：262万人→H19：268万人）であることを踏まえ、今後も同じ傾向で進捗させることを目標とする。

**(外部要因)**

地元調整の状況等  
 開発行為による新規の住宅地等の増大

**(他の関係主体)**

都道府県

**(重要政策)**

**【施政方針】**

- ・ 第162回国会施政方針演説（平成17年1月21日）  
 「一日も早く被災者の方々が安心して生活できるよう、復旧と復興に全力を尽くすとともに、阪神・淡路大震災の発生から10年目の本年、災害に強い国づくりを一層進めてまいります。」
- ・ 第166回国会施政方針演説（平成19年1月26日）  
 「大規模地震対策や土砂災害対策など、防災対策を戦略的、重点的に進めます。迅速かつ正確に防災情報を提供し、お年寄りや障害者などの被害を最小限にするように努めます。」
- ・ 第169回国会施政方針演説（平成20年1月18日）  
 「自然災害時の犠牲者ゼロを目指し、お年寄りや障害者をお持ちの方への対策、小中学校や住宅の耐震化を進めます。被災者の生活再建支援にも万全を期します。都市の防災について、密集市街地対策を進めるとともに、大規模地震発生に備え、高層建築物の防災対策や避難地・防災拠点の整備を進めるなど、総合的な対策を講じてまいります。」
- ・ 第174回国会施政方針演説（平成22年1月29日）  
 「災害列島といわれる日本の安全を確保する責任を負う者として、防災、そして少しでも被害を減らしていく「減災」に万全を期さねばならないとあらためて痛感しました。」

**【閣議決定】**

- ・ 経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日）  
 「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への対策を推進する」（第5章3.）

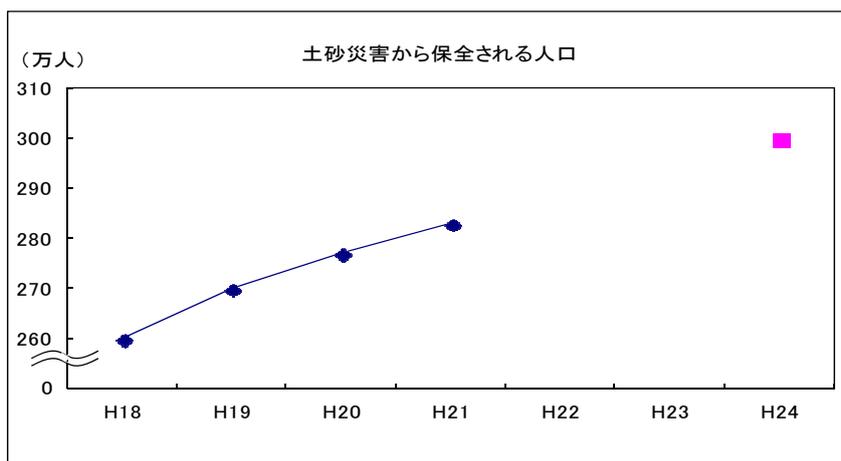
**【閣決（重点）】**

- ・ 社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第5章に記載あり」

**【その他】**

なし

過去の実績値				(年度)	
H17	H18	H19	H20	H21	
—	約260万人	約270万人	約275万人	約285万人	



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

(予算)

- ① 砂防設備の整備 (◎)  
土砂流出による災害から人命、財産等を守ることを通じ、国土の保全と国民が安全で安心できる社会づくりを進める。  
予算額：(直轄) 砂防事業費 897 億円の内数 (平成 21 年度)  
(補助) 砂防事業費 910 億円の内数 (平成 21 年度)
- ② 地すべり防止施設の整備 (◎)  
人家、公共建物等に対する地すべり等による被害を防止・軽減することを通じ、国土の保全と国民が安全で安心できる社会づくりを進める。  
予算額：(直轄) 地すべり対策事業費 86 億円の内数 (平成 21 年度)  
(補助) 地すべり対策事業費 182 億円の内数 (平成 21 年度)
- ③ 急傾斜地崩壊対策施設の整備 (◎)  
急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護することを通じ、国土の保全と国民が安全で安心できる社会づくりを進める。  
予算額：(補助) 急傾斜地崩壊対策事業費 572 億円の内数 (平成 21 年度)

(税制)

- ① 砂防設備の設置のために地役権を設定する場合の譲渡所得の特別控除適用 (所得税)  
導流堤及び遊砂地の設置のために設定される地役権の対価が一定価格を超える場合、譲渡取得について特別控除を適用し、砂防設備の整備推進に寄与。
- ② 砂防指定地に対する固定資産税の課税標準の特例 (固定資産税)  
砂防法第 2 条の規定に基づき指定された砂防指定地のうち、山林に係る固定資産評価額について減免措置を適用し、砂防設備の整備推進に寄与。

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

### 関連する事務事業の概要

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・ 平成 21 年度の実績値は約 285 万人であり、指標は着実に進捗しており目標達成に向けた成果を示している。

(事務事業の実施状況)

- ・ 近年大きな災害を受けた地域における適切な対応、災害時要援護者対策等について砂防事業等を重点的に実施しているところであり、特に自力避難が困難な災害時要援護者が 24 時間入居している施設のうち、特に土砂災害の恐れの高い箇所について、重点的に実施している。
- ・ 水害対策や土砂災害対策、ハード対策とソフト対策を一体的に実施し、地方の自主性・裁量性をより高めつつ、豪雨災害等に対し流域一体となった総合的防災対策を推進するため、総合流域防災事業を推進している。
- ・ ハード・ソフト一体となって効率的に土砂災害対策を実施するため、平成 18、19 年度に補助事業採択要件を拡充するなど、避難所の保全対策を重点的に実施している。
- ・ 土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、平成 13 年に施行された土砂災害防止法に基づいて、土砂災害警戒区域等の指定を行うことで開発行為による新規の住宅地等の増大の抑制等を推進している。また、平成 17 年 7 月の同法の一部改正により、市町村に対する土砂災害ハザードマップの配布の義務付けや、土砂災害情報の伝達方法の市町村地域防災計画への規定を義務づけたほか、平成 18 年 9 月に土砂災害防止法に基づく土砂災害防止対策基本指針を変更し、市町村の警戒避難体制整備に対する都道府県の役割について述べるなど、警戒避難体制整備を強化し、土砂災害防止対策の効率的な推進を図っている。
- ・ 市町村の土砂災害に対する警戒避難体制の整備を支援するため、「土砂災害警戒避難ガイドライン検討会」により、「土砂災害警戒避難ガイドライン(H19)」を策定した。また、ガイドラインに沿った取り組みのポイントを紹介する「土砂災害警戒避難事例集(H21)」を策定し、地域防災力の向上を図っている。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・ 業績指標は目標に向かって順調に推移しており、A-2 と評価した。
- ・ 平成 21 年は、梅雨前線に伴う豪雨や山口県で発生した土石流災害等により、全国で 1,058 件の土砂災害が発生するなど、引き続き土砂災害による被害を軽減するため、施設整備を進めていく必要がある。
- ・ 毎年全国各地で発生する土砂災害の現状と課題を踏まえ、平成 20 年 3 月に「土砂災害対策懇談会」において中長期的な展望に立った土砂災害対策に関して頂いた提言を政策に反映させ、土砂災害対策を進めていく。
- ・ 国内において大規模な天然ダムが複数形成される事態に備え、平成 21 年 3 月に「大規模な河道閉塞(天然ダム)の危機管理に関する検討委員会」から示された提言を元に、天然ダムに対する危機管理を強化する。
- ・ 大規模な土砂災害が急迫している状況において、地域の安全と安心を確保し国民の生命及び身体を保護するため、平成 21 年 8 月から 3 回にわたり、「特殊な土砂災害等の警戒避難に関する法制度検討会」から示された提言を元に、住民等の早急な安全確保を図る。

**平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項**

行政事業レビュー（公開プロセス）の「地すべり対策事業」については、「事業評価の充実、早期発見・早期対応によるコストダウン、立地抑制等の強化、契約の競争性向上を進めるべき。」というとりまとめ結果を受け、今後対応していく。

（平成22年度）

なし

（平成23年度以降）

なし

**担当課等（担当課長名等）**

担当課：河川局砂防部砂防計画課（課長 南 哲行）

**業績指標 76**

土砂災害から保全される人命保全上重要な施設数

**評価**

B-2	目標値：約3,500箇所（平成24年度） 実績値：約2,450箇所（平成21年度） 初期値：約2,300箇所（平成19年度）
-----	--

**（指標の定義）**

全国の土砂災害危険箇所において、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業を実施することにより、24時間災害時要援護者が滞在する施設・防災拠点・近傍に避難場所が無く地域の拠点となる避難場所のうち、土砂災害から保全される施設数。

**（目標設定の考え方・根拠）**

平成29年度に対象施設について整備を概成（約5,200箇所）させることを目標とする。

平成24年度までに、整備の重点化を図り、5年間で約1,200箇所の整備を目標とする。

**（外部要因）**

地元調整の状況等

開発行為による新規の住宅地等の増大

**（他の関係主体）**

都道府県

**（重要政策）**

**【施政方針】**

- 第162回国会施政方針演説（平成17年1月21日）  
「一日も早く被災者の方々が安心して生活できるよう、復旧と復興に全力を尽くすとともに、阪神・淡路大震災の発生から10年目の本年、災害に強い国づくりを一層進めてまいります。」
- 第166回国会施政方針演説（平成19年1月26日）  
「大規模地震対策や土砂災害対策など、防災対策を戦略的、重点的に進めます。迅速かつ正確に防災情報を提供し、お年寄りや障害者などの被害を最小限にするように努めます。」
- 第169回国会施政方針演説（平成20年1月18日）  
「自然災害時の犠牲者ゼロを目指し、お年寄りや障害者をお持ちの方への対策、小中学校や住宅の耐震化を進めます。被災者の生活再建支援にも万全を期します。都市の防災について、密集市街地対策を進めるとともに、大規模地震発生に備え、高層建築物の防災対策や避難地・防災拠点の整備を進めるなど、総合的な対策を講じてまいります。」
- 第174回国会施政方針演説（平成22年1月29日）  
「災害列島といわれる日本の安全を確保する責任を負う者として、防災、そして少しでも被害を減らしていく「減災」に万全を期さねばならないとあらためて痛感しました。」

**【閣議決定】**

- 経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日）  
「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への対策を推進する」（第5章3.）

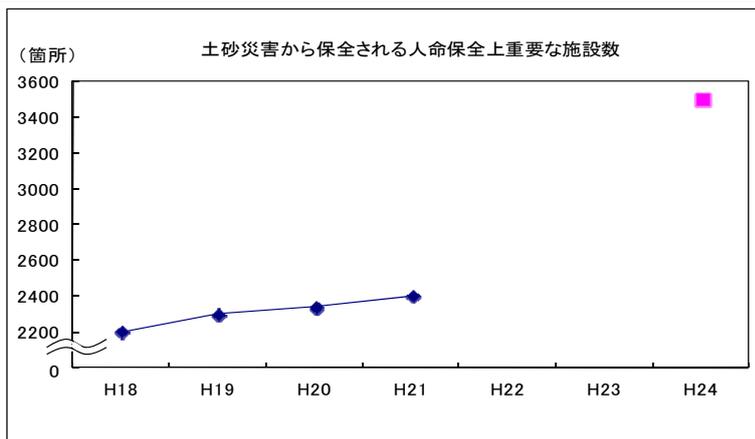
**【閣決（重点）】**

- 社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」

**【その他】**

なし

過去の実績値				(年度)
H17	H18	H19	H20	H21
—	約2,200箇所	約2,300箇所	約2,350箇所	約2,450箇所



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

(予算)

① 砂防設備の整備 (◎)

土砂流出による災害から人命、財産等を守ることを通じ、国土の保全と国民が安全で安心できる社会づくりを進める。

予算額：(直轄) 砂防事業費 897 億円の内数 (平成 21 年度)

(補助) 砂防事業費 910 億円の内数 (平成 21 年度)

② 地すべり防止施設の整備 (◎)

人家、公共建物等に対する地すべり等による被害を防止・軽減することを通じ、国土の保全と国民が安全で安心できる社会づくりを進める。

予算額：(直轄) 地すべり対策事業費 86 億円の内数 (平成 21 年度)

(補助) 地すべり対策事業費 182 億円の内数 (平成 21 年度)

③ 急傾斜地崩壊対策施設の整備 (◎)

急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護することを通じ、国土の保全と国民が安全で安心できる社会づくりを進める。

予算額：(補助) 急傾斜地崩壊対策事業費 572 億円の内数 (平成 21 年度)

(税制)

① 砂防設備の設置のために地役権を設定する場合の譲渡所得の特別控除適用 (所得税)

導流堤及び遊砂地の設置のために設定される地役権の対価が一定価格を超える場合、譲渡取得について特別控除を適用し、砂防設備の整備推進に寄与。

② 砂防指定地に対する固定資産税の課税標準の特例 (固定資産税)

砂防法第 2 条の規定に基づき指定された砂防指定地のうち、山林に係る固定資産評価額について減免措置を適用し、砂防設備の整備推進に寄与。

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

### 関連する事務事業の概要

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- 平成 21 年度の実績値は約 2, 450 箇所であり、着実に進捗しているものの、目標達成に向けて今後より一層の重点化が必要である。

(事務事業の実施状況)

- 近年大きな災害を受けた地域における適切な対応、災害時要援護者対策等について砂防事業等を重点的に実施しているところであり、特に自力避難が困難な災害時要援護者が 24 時間入居している施設のうち、特に土砂災害の恐れの高い箇所について、重点的に実施している。
- 水害対策と土砂災害対策、ハード対策とソフト対策を一体的に実施し、地方の自主性・裁量性をより高めつつ、豪雨災害等に対し流域一体となった総合的防災対策を推進するため、総合流域防災事業を推進している。
- ハード・ソフト一体となって効率的に土砂災害対策を実施するため、平成 18, 19 年度に補助事業採択要件を拡充するなど、避難所の保全対策を重点的に実施している。
- 土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、平成 13 年に施行された土砂災害防止法に基づいて、土砂災害警戒区域等の指定を行うことで開発行為による新規の住宅地等の増大の抑制等を推進している。また、平成 17 年 7 月の同法の一部改正により、市町村に対する土砂災害ハザードマップの配布の義務付けや、土砂災害情報の伝達方法の市町村地域防災計画への規定を義務づけたほか、平成 18 年 9 月に土砂災害防止法に基づく土砂災害防止対策基本指針を変更し、市町村の警戒避難体制整備に対する都道府県の役割について述べるなど、警戒避難体制整備を強化し、土砂災害防止対策の効率的な推進を図っている。
- 市町村の土砂災害に対する警戒避難体制の整備を支援するため、「土砂災害警戒避難ガイドライン検討会」により、「土砂災害警戒避難ガイドライン (H19)」を策定した。また、ガイドラインに沿った取り組みのポイントを紹介する「土砂災害警戒避難事例集(H21)」を策定し、地域防災力の向上を図っている。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

- 指標の実績値については着実に増加しているが、現在のトレンドでは目標達成が困難である。
- 一方、平成 21 年、山口県で災害時要援護者関連施設が被災し、多数の犠牲者(死者 7 名)が発生したことを受け、市町村や福祉部局等、関係機関との連携による災害時要援護者関連施設等に係る土砂災害対策の推進を都道府県に通知するとともに、平成 21 年の豪雨・台風被害に鑑み、国土交通省をはじめ関係 7 府省庁連名で、災害時要援護者を含む避難支援対策の推進を都道府県に通知したところ。
- また、土砂災害のおそれのある災害時要援護者関連施設に係る全国調査を受け、災害時要援護者が 24 時間滞在する施設の中でも、入所者が多く迅速な避難が困難と想定される施設や、豪雨時に施設内での緊急的な避難が困難とされる 1 階建ての施設等、調査により把握された施設の規模や構造等の特性を踏まえた砂防関係施設の重点整備、災害時要援護者関連施設の立地する箇所における土砂災害警戒区域の優先的な指定の推進等、関係機関との連携を十分に図った上で、災害時要援護者関連施設に係るハード・ソフト両面での土砂災害対策の一層の重点的な推進を、今般都道府県に通知したところ。
- 本施策は、国土保全や安全で安心できる社会の形成のために非常に重要であることから、一層の重点的な取り組みの必要性について十分理解が得られるよう、今後都道府県に対して機会あるごとに周知・要請に努め、目

標の達成を目指す。

**平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項**

行政事業レビュー（公開プロセス）の「地すべり対策事業」については、「事業評価の充実、早期発見・早期対応によるコストダウン、立地抑制等の強化、契約の競争性向上を進めるべき。」というとりまとめ結果を受け、今後対応していく。

（平成22年度）

なし

（平成23年度以降）

なし

**担当課等（担当課長名等）**

担当課：河川局砂防部砂防計画課（課長 南 哲行）

**業績指標 77**

土砂災害特別警戒区域指定率

**評 価**

A-2

目標値：約80%（平成24年度）  
実績値：約44%（平成21年度）  
初期値：約34%（平成19年度）

**（指標の定義）**

土砂災害危険箇所が存在する市町村（1,672市町村）のうち、土砂災害特別警戒区域の指定を行った市町村の割合

土砂災害特別警戒区域指定率=①/②

- ①土砂災害特別警戒区域の指定を行った市町村数
- ②土砂災害危険箇所が存在する市町村数（1,672市町村）

**（目標設定の考え方・根拠）**

平成19年度の土砂災害特別警戒区域の指定状況は565市町村であり、10年間で実施率100%（1,672市町村）を目指す。

平成24年度については、平成19年度以降指定の促進を図り約80%を目標とする。

**（外部要因）**

地元調整の状況等  
開発行為による新規の住宅地等の増大

**（他の関係主体）**

都道府県及び市町村

**（重要政策）**

**【施政方針】**

- ・ 第162回国会施政方針演説（平成17年1月21日）  
「一日も早く被災者の方々が安心して生活できるよう、復旧と復興に全力を尽くすとともに、阪神・淡路大震災の発生から10年目の本年、災害に強い国づくりを一層進めてまいります。」
- ・ 第166回国会施政方針演説（平成19年1月26日）  
「大規模地震対策や土砂災害対策など、防災対策を戦略的、重点的に進めます。迅速かつ正確に防災情報を提供し、お年寄りや障害者などの被害を最小限にするように努めます。」
- ・ 第169回国会施政方針演説（平成20年1月18日）  
「自然災害時の犠牲者ゼロを目指し、お年寄りや障害者をお持ちの方への対策、小中学校や住宅の耐震化を進めます。被災者の生活再建支援にも万全を期します。都市の防災について、密集市街地対策を進めるとともに、大規模地震発生に備え、高層建築物の防災対策や避難地・防災拠点の整備を進めるなど、総合的な対策を講じてまいります。」
- ・ 第174回国会施政方針演説（平成22年1月29日）  
「災害列島といわれる日本の安全を確保する責任を負う者として、防災、そして少しでも被害を減らしていく「減災」に万全を期さねばならないとあらためて痛感しました。」

**【閣議決定】**

- ・ 経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日）  
「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への対策を推進する」（第5章3.）

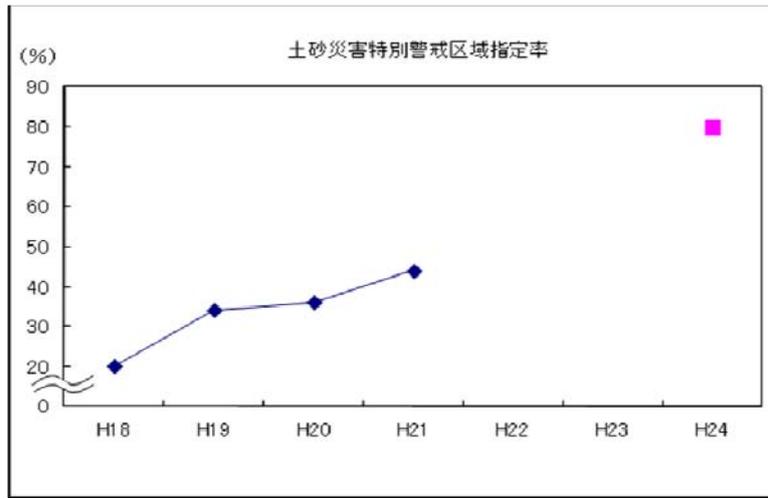
**【閣決（重点）】**

- ・ 社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」

**【その他】**

なし

過去の実績値					(年度)
H17	H18	H19	H20	H21	
—	約20%	約34%	約36%	約44%	



**事務事業の概要**  
**主な事務事業の概要**

- (予算)
- ① 砂防基礎調査・急傾斜地基礎調査の実施 (◎)  
 砂防基礎調査・急傾斜地基礎調査の実施を通じ、土砂災害特別警戒区域の指定を行い、国土の保全と国民が安全で安心できる社会づくりを進める。  
 予算額：(補助) 総合流域防災事業費 132 億円の内数 (平成 21 年度)
- (税制)
- ① 土砂災害のおそれがある区域からの移転促進のための税制 (不動産取得税)  
 土砂災害防止法の特別警戒区域内にある住宅の移転を促進するため、移転補助を受けて、区域外に新たに取得する住宅又は住宅用地については、不動産取得税の課税標準を 5 分の 1 控除することにより、土砂災害から国民の生命を守ることに寄与。
- (注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

**関連する事務事業の概要**

該当なし

**測定・評価結果**

**目標の達成状況に関する分析**

- (指標の動向)
- 平成 21 年度の実績値は約 4.4% であり、指標は着実に進捗しており目標達成に向けた成果を示している。
- (事務事業の実施状況)
- 土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、平成 13 年に施行された土砂災害防止法に基づいて、土砂災害警戒区域等の指定を行うことで開発行為による新規の住宅地等の増大の抑制等を推進している。また、平成 17 年 7 月の同法の一部改正により、市町村に対する土砂災害ハザードマップの配布の義務付けや、土砂災害情報の伝達方法の市町村地域防災計画への規定を義務づけたほか、平成 18 年 9 月に土砂災害防止法に基づく土砂災害防止対策基本指針を変更し、市町村の警戒避難体制整備に対する都道府県の役割について述べるなど、警戒避難体制整備を強化し、土砂災害防止対策の効率的な推進を図っている。
  - 大規模な土砂災害が急迫している状況において、地域の安全と安心を確保し国民の生命及び身体を保護するため、平成 21 年 8 月から 3 回にわたり、「特殊な土砂災害等の警戒避難に関する法制度検討会」から示された提言を元に、住民等の早急な安全確保を図っている。
  - 土砂災害防止月間の毎年 6 月には、土砂災害全国統一防災訓練を実施し、土砂災害に対する警戒避難体制の強化、及び防災意識の向上を図っている。

**課題の特定と今後の取組みの方向性**

- 業績指標は当面の目標に向かって順調に推移しており、A-2 と評価した。
- 平成 21 年度までに、全国で約 74,158 箇所の土砂災害特別警戒区域が指定された。引き続き土砂災害による被害を軽減するため、区域指定を進めていく必要がある。
- 毎年全国各地で発生する土砂災害の現状と課題を踏まえ、平成 20 年 3 月に「土砂災害対策懇談会」において中長期的な展望に立った土砂災害対策に関して頂いた提言を政策に反映させ、土砂災害対策を進めていく。

**平成 22 年度以降における新規の取組みと見直し事項**

行政事業レビュー (公開プロセス) の「地すべり対策事業」については、「事業評価の充実、早期発見・早期対応によるコストダウン、立地抑制等の強化、契約の競争性向上を進めるべき。」というとりまとめ結果を受け、今後対応していく。

(平成 22 年度)  
なし

(平成 23 年度以降)  
なし

**担当課等 (担当課長名等)**

担当課：河川局砂防部砂防計画課 (課長 南 哲行)

**業績指標 78**

地震時に河川、海岸堤防等の防護施設の崩壊による水害が発生する恐れのある地域の面積（河川）

評価	
A-2	目標値： 約 8,000 ha（平成24年度） 実績値： 約 9,100 ha（平成21年度） 初期値： 約 10,000 ha（平成19年度）

**（指標の定義）**

ゼロメートル地帯等（注）において、河川管理施設や海岸保全施設の大規模な地震に対する強度が不十分なため、浸水被害からの防護が不十分な地域の面積

（注）地盤面が海水面より低い地域  
 ここでは海水面の高さを朔望平均満潮位（大潮時の平均的な満潮位）と定義しており、一般的な標高を表す海拔0m以上の土地も“ゼロメートル地帯等”に含む。

**（目標設定の考え方・根拠）**

長期的にゼロを目指すことを目標に、平成24年度までに達成可能な値として設定

**（外部要因）**

地元調整の状況等

**（他の関係主体）**

農林水産省、地方公共団体（事業主体）

**（重要政策）**

**【施政方針】**

- ・第169回国会 施政方針演説（平成20年1月18日）  
 「自然災害時の犠牲者ゼロを目指し、お年寄りや障害をお持ちの方への対策、小中学校や住宅の耐震化を進めます。被災者の生活再建支援にも万全を期します。都市の防災について、密集市街地対策を進めるとともに、大規模地震発生に備え、高層建築物の防災対策や避難地・防災拠点の整備を進めるなど、総合的な対策を講じてまいります。」

**【閣議決定】**

- ・経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日）  
 大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への対策を推進する。（第5章3.）
- ・国土形成計画（平成20年7月4日）  
 様々な自然災害に的確に対応するための具体の施策（第2部第5章第2節）
- ・国土利用計画（全国計画）（平成20年7月4日）  
 国土の保全と安全性の確保（3.（4））

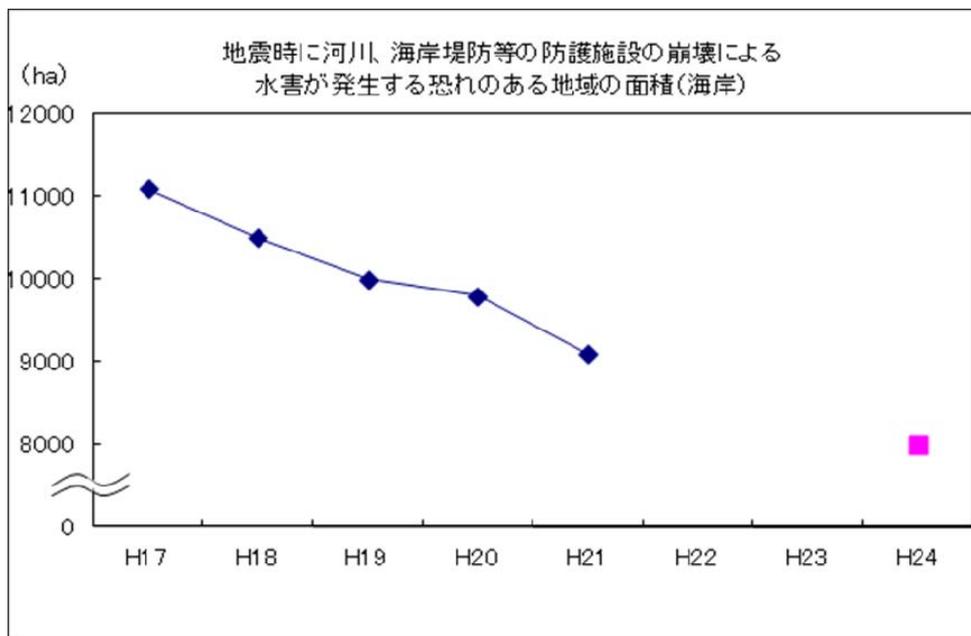
**【閣決（重点）】**

- ・社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」

**【その他】**

なし

過去の実績値					（年度）
H17	H18	H19	H20	H21	
約 11,100ha	約 10,500ha	約 10,000ha	約 9,800ha	約 9,100ha	



**事務事業の概要**  
**主な事務事業の概要**

- ①堤防等河川管理施設の耐震化 (◎)  
 大規模な地震に対する強度が不十分な堤防等河川管理施設の耐震化を推進し、地震に対する安全度向上を図る。  
 予算額：河川事業費6,293億円(平成21年度)の内数
  - ②海岸保全施設の耐震化 (◎)  
 大規模な地震に対する強度が不十分な海岸保全施設の耐震化を推進し、地震に対する安全度向上を図る。  
 予算額：海岸事業費1,027億円(平成21年度)の内数
- (注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

**関連する事務事業の概要**

該当なし

**測定・評価結果**

**目標の達成状況に関する分析**

(指標の動向)

・平成21年度の実績値は約9,100haであり、トレンドを勘案しても、目標達成に向けて着実な進捗を示している。

(事務事業の実施状況)

・平成21年度においては、西尾海岸(愛知県)、三河港海岸(愛知県)等において、堤防の耐震化対策等、大規模な地震に対する強度が不十分な施設を耐震化する事業を推進した。

**課題の特定と今後の取組みの方向性**

- ・業績指標は目標達成に向けて着実な進捗を示していることから、A-2と評価した。
- ・我が国の沿岸においては大規模な地震の発生が高い確率で予想されている。また、平成16年12月のインドネシア・スマトラ島沖大規模地震、平成17年8月の米国のハリケーン・カトリーナも契機となって津波や高潮被害の恐れがある地域の安全確保が緊急な課題となっている。対策にあたっては、計画的な投資と事業展開が必要であるとともに、効率的な事業執行を図っていく必要がある。
- ・今後とも、堤防の耐震化対策等、大規模な地震に対する強度が不十分な施設を耐震化する事業を東海、東南海・南海地震等による被害が予想される地域等において推進していく。

**平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項**

(平成22年度)

なし

(平成23年度以降)

なし

**担当課等(担当課長名等)**

担当課：河川局治水課(課長 細見 寛)  
 関係課：河川局海岸室(室長 五十嵐 崇博)  
 港湾局海岸・防災課(課長 梶原 康之)

**業績指標 79**

ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合（洪水）

**評価**

B-1	目標値：100%（平成24年度） 実績値：約20%（平成21年度） 初期値：7%（平成19年度）
-----	--

**（指標の定義）**

洪水ハザードマップ作成対象市町村のうち、洪水ハザードマップを作成・公表し、かつ防災訓練等を実施した市町村数の割合（%）

ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合＝①／②

①：洪水ハザードマップを作成・公表済みかつ防災訓練を実施した市町村数

②：洪水ハザードマップ作成対象となると想定している市町村数（約1500市町村：平成19年度末現在）

本指標は、洪水ハザードマップを災害発生時を想定し、住民が避難行動等を実施する防災訓練等を実施する際に活用することにより、洪水ハザードマップの理解度の向上ならびに、住民の防災意識の向上を評価するものであり、水害時における円滑かつ迅速な避難の確保に資するものである。

**（目標設定の考え方・根拠）**

平成24年度までに全国の大河川及び主要な中小河川（洪水予報河川、水位周知河川に指定または指定予定河川）の浸水想定区域に含まれている市町村における防災訓練実施を目標とする。

**（外部要因）**

特になし

**（他の関係主体）**

地方自治体（都道府県）（都道府県管理河川における浸水想定区域指定・公表）

地方自治体（市町村）（ハザードマップ作成・防災訓練実施主体）

**（重要政策）**

**【施政方針】**

- ・ 第166回国会 施政方針演説（平成19年1月26日）「健全で安心できる社会」の実現

**【閣議決定】**

- ・ 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2007（平成19年6月19日）「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雨等への対策を推進する。その際、学校の耐震化等防災拠点の機能強化の推進、ハザードマップの普及促進等ハード・ソフトの連携を図る。」
- ・ 経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日）「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雨、火山噴火等への対策を推進する。その際、学校の耐震化等防災基盤の充実、災害時要援護者の避難支援等ハード・ソフトの連携を図る。」

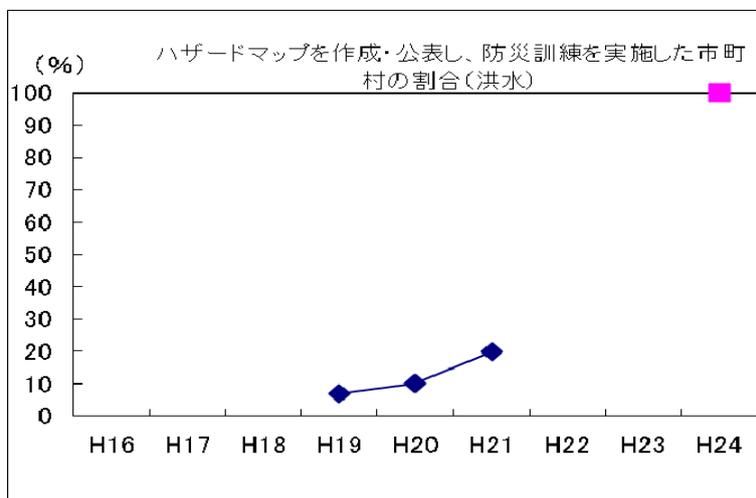
**【閣決（重点）】**

- ・ 社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載」

**【その他】**

なし

過去の実績値				（年度）	
H17	H18	H19	H20	H21	H24
—	—	7%	約10%	約20%	—



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

・市町村の洪水ハザードマップの作成及び公表を支援し、合わせて防災訓練等を実施することで住民の防災意識の向上を促し、水害時における円滑かつ迅速な避難の確保に資するものである。

### 関連する事務事業の概要

なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

平成20年度に設定した本指標の動向については、これまでの実績は平成24年度目標達成に向けた成果を示していないものの、平成22年度より、地方公共団体にとって自由度の高い社会資本整備総合交付金制度の活用が見込まれることや近年の災害を受けて防災に対する意識の高まり等を受けて作成・公表が進むものと予想される。また、ハザードマップを活用した防災訓練等の実施を促していくことで、実績値の向上が見込まれ、目標年度までに目標値に達するものと考えているため、今後も現在の施策を維持していく。

#### (事務事業の実施状況)

- ・平成19年4月に「ハザードマップポータルサイト」を開設  
(<http://www1.gsi.go.jp/geowww/disapotal/index.html>)
- ・平成17年6月に「洪水ハザードマップ作成要領(平成13年7月作成)」を改訂。あわせて、「洪水ハザードマップ作成の手引き」を作成。
- ・平成17年6月に「中小河川浸水想定区域図作成の手引き」を作成。
- ・平成15年2月に洪水ハザードマップPRパンフレットを作成。
- ・浸水想定区域図の公表については、平成13年の水防法改正時から順調に公表している。  
(平成22年3月31日現在の公表：109水系347河川(109水系411河川中))

### 課題の特定と今後の取組の方向性

当指標は平成19年度からの実績値によるトレンドを延長しても、平成24年度に目標値は達成できないことになるが、平成22年度より、地方公共団体にとって自由度の高い社会資本整備総合交付金制度の活用が見込まれることや近年の災害を受けた防災に対する意識の高まり等を受けて作成・公表が進むものと予想される。また、引き続き住民らが洪水ハザードマップを活用し避難訓練等の防災訓練を実施し、防災意識の向上を図っていくことができるよう技術的支援を併せて行っていくことで、目標年度までに目標値に達することができると考えている。よって、B-1と評価した。

## 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

#### (平成22年度)

地方公共団体にとって自由度の高い社会資本整備総合交付金制度の創設により、ハザードマップの作成・公表し、防災訓練を実施する市町村数の増加が期待できる。

#### (平成23年度以降)

なし

## 担当課等(担当課長名等)

担当課：河川局河川環境課(課長 中嶋 章雅)

**業績指標 80**

ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合（土砂）

評価	
A-2	目標値：100%（平成24年度） 実績値：56%（平成21年度） 初期値：16%（平成19年度）

**（指標の定義）**

土砂災害危険箇所を有する市町村のうち、ハザードマップを作成・公表し、かつハザードマップを活用した防災訓練を実施した市町村の割合（%）

ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合＝①／②

①：対象市町村のうち、土砂災害ハザードマップを作成・公表かつ防災訓練等を実施した市町村数

②：土砂災害危険箇所を有する市町村数（1,672市町村：平成19年12月末現在）

**（目標設定の考え方・根拠）**

平成24年度までに土砂災害危険箇所が存在する対象全市町村（1,672市町村）における実施を目標とする。

**（外部要因）**

地元調整の状況等

開発行為による新規の住宅地等の増大

**（他の関係主体）**

都道府県及び市町村

**（重要政策）**

**【施政方針】**

- ・ 第162回国会施政方針演説（平成17年1月21日）  
「一日も早く被災者の方々が安心して生活できるよう、復旧と復興に全力を尽くすとともに、阪神・淡路大震災の発生から10年目の本年、災害に強い国づくりを一層進めてまいります。」
- ・ 第166回国会施政方針演説（平成19年1月26日）  
「大規模地震対策や土砂災害対策など、防災対策を戦略的、重点的に進めます。迅速かつ正確に防災情報を提供し、お年寄りや障害者などの被害を最小限にするように努めます。」
- ・ 第169回国会施政方針演説（平成20年1月18日）  
「自然災害時の犠牲者ゼロを目指し、お年寄りや障害者をお持ちの方への対策、小中学校や住宅の耐震化を進めます。被災者の生活再建支援にも万全を期します。都市の防災について、密集市街地対策を進めるとともに、大規模地震発生に備え、高層建築物の防災対策や避難地・防災拠点の整備を進めるなど、総合的な対策を講じてまいります。」
- ・ 第174回国会施政方針演説（平成22年1月29日）  
「災害列島といわれる日本の安全を確保する責任を負う者として、防災、そして少しでも被害を減らしていく「減災」に万全を期さねばならないとあらためて痛感しました。」

**【閣議決定】**

- ・ 経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日）  
「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への対策を推進する」（第5章3.）

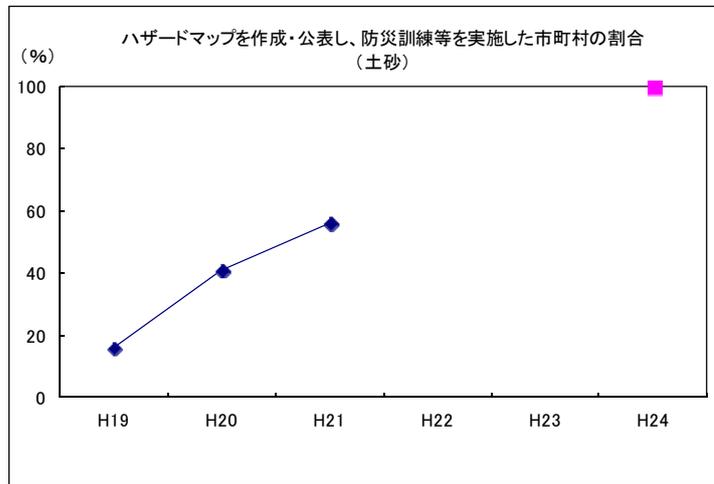
**【閣決（重点）】**

- ・ 社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」

**【その他】**

なし

過去の実績値					(年度)
H17	H18	H19	H20	H21	
—	—	16%	41%	56%	



**事務事業の概要**  
**主な事務事業の概要**

- (予算)  
 ○砂防基礎調査・急傾斜地基礎調査の実施 (◎)  
 砂防基礎調査・急傾斜地基礎調査の実施を通じ、土砂災害特別警戒区域の指定を行い、国土の保全と国民が安全で安心できる社会づくりを進める。  
 予算額：(補助) 総合流域防災事業費 132 億円の内数 (平成 21 年度)
- (税制)  
 ○土砂災害のおそれがある区域からの移転促進のための税制 (不動産取得税)  
 土砂災害防止法の特別警戒区域内にある住宅の移転を促進するため、移転補助を受けて、区域外に新たに取得する住宅又は住宅用地については、不動産取得税の課税標準を 5 分の 1 控除することにより、土砂災害から国民の生命を守ることに寄与。
- (注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

**関連する事務事業の概要**

なし

**測定・評価結果**

**目標の達成状況に関する分析**

- (指標の動向)  
 ・平成 21 年度の実績値は 5.6% であり、指標は着実に進捗しており目標達成に向けた成果を示している。
- (事務事業の実施状況)  
 ・土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、平成 13 年に施行された土砂災害防止法に基づいて、土砂災害警戒区域等の指定を行うことで開発行為による新規の住宅地等の増大の抑制等を推進している。また、平成 17 年 7 月の同法の一部改正により、市町村に対する土砂災害ハザードマップの配布の義務付けや、土砂災害情報の伝達方法の市町村地域防災計画への規定を義務づけたほか、平成 18 年 9 月に土砂災害防止法に基づく土砂災害防止対策基本指針を変更し、市町村の警戒避難体制整備に対する都道府県の役割について述べるなど、警戒避難体制整備を強化し、土砂災害防止対策の効率的な推進を図っている。
- ・大規模な土砂災害が急迫している状況において、地域の安全と安心を確保し国民の生命及び身体を保護するため、平成 21 年 8 月から 3 回にわたり、「特殊な土砂災害等の警戒避難に関する法制度検討会」から示された提言を元に、住民等の早急な安全確保を図っている。
- ・土砂災害防止月間の毎年 6 月には、土砂災害全国統一防災訓練を実施し、土砂災害に対する警戒避難体制の強化、及び防災意識の向上を図っている。

**課題の特定と今後の取組みの方向性**

- 業績指標は目標に向かって順調に推移しており、A-2 と評価した。
- 平成 21 年度は、全国で約 900 市町村において、土砂災害に関するハザードマップを作成・公表し、かつハザードマップを活用した防災訓練が行われた。土砂災害に対する警戒避難体制を強化するため、今後とも積極的に取り組んでいく必要がある。
- 毎年全国各地で発生する土砂災害の現状と課題を踏まえ、平成 20 年 3 月に「土砂災害対策懇談会」において中長期的な展望に立った土砂災害対策に関して頂いた提言を政策に反映させ、土砂災害対策を進めていく。

**平成 22 年度以降における新規の取組みと見直し事項**

行政事業レビュー (公開プロセス) の「地すべり対策事業」については、「事業評価の充実、早期発見・早期対応によるコストダウン、立地抑制等の強化、契約の競争性向上を進めるべき。」というとりまとめ結果を受け、今後対応していく。

(平成 22 年度)  
 なし

(平成 23 年度以降)  
 なし

**担当課等 (担当課長名等)**

担当課：河川局砂防部砂防計画課 (課長 南 哲行)

**業績指標 8 1**

高度な防災情報基盤を整備した水系の割合

**評価**

A-2	目標値：約70%（平成24年度） 実績値：約61%（平成21年度） 初期値：約40%（平成19年度）
-----	--

**（指標の定義）**

水害時における住民の適切な避難を促進するため、浸水想定区域やはん濫流の予測水深、想定流速、到達予測時刻などの浸水想定情報を時系列で図化して提供する体制を構築した水系の割合（%）

高度な防災情報基盤を整備した水系の割合＝①／②

①：浸水想定情報を時系列で図化して提供する体制を構築した水系の数

②：全国の1級水系の数（109水系）

**（目標設定の考え方・根拠）**

平成29年度までに1級水系全て（109水系）において実施することを目標とする。

今後とも重点的、計画的に情報提供を行うこととし、平成24年度の目標値を約70%（77水系）とする。

※（1級水系の数 109）×70%＝77水系

**（外部要因）**

なし

**（他の関係主体）**

なし

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

・経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日）「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪等への対策を推進する。」（第4章5.）

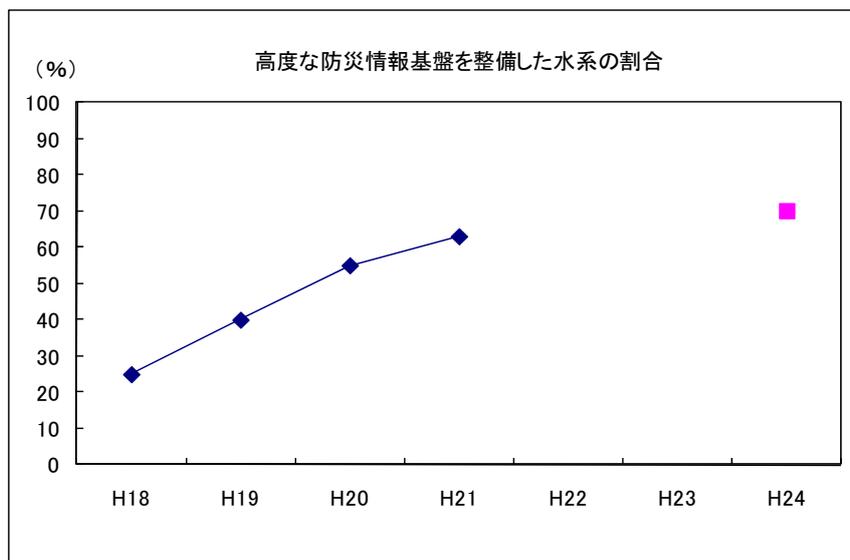
**【閣決（重点）】**

・社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」

**【その他】**

なし

過去の実績値					（年度）
H17	H18	H19	H20	H21	
—	約25% （27水系）	約40% （44水系）	約55% （60水系）	約61% （67水系）	



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

○水害時における住民の適切な避難を促進するため、浸水想定区域やはん濫流の予測水深、想定流速、到達予測時刻などの浸水想定情報を時系列で図化して提供する体制を構築する。

予算額：河川整備事業費（6,454億円）の内数（平成21年度）

### 関連する事務事業の概要

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

- ・過去の実績値によるトレンドを延長すると目標年度に目標値を達成すると見込まれる。

（事務事業の実施状況）

- ・平成21年度までに67水系において浸水想定情報を時系列で図化して提供する体制を構築

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

・目標年度までに、目標の達成に向けて順調な成果を示していることからA-2と評価した。引き続き、動く浸水想定区域図をWeb上で情報提供することにより、水害時における住民の適切な避難を促進していく必要がある。地域により達成状況に格差があるため、提供している水系の割合が低い地域において重点的に実施する。

## 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成22年度）

なし

（平成23年度以降）

なし

## 担当課等（担当課長名等）

担当課：河川局河川計画課（課長 池内 幸司）

関係課：河川局治水課（課長 細見 寛）

河川局防災課（課長 安田 実）

**業績指標 82**

リアルタイム火山ハザードマップ整備率

**評価**

A-2	目標値：50%（平成24年度） 実績値：24%（平成21年度） 初期値：0%（平成19年度）
-----	--

**（指標の定義）**

火山噴火緊急減災対策砂防計画を策定する対象火山（29火山）のうち、火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づきリアルタイム火山ハザードマップ（注）を整備した火山の割合（%）

リアルタイム火山ハザードマップ整備率＝①／②

①：火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づきリアルタイム火山ハザードマップを整備した火山

②：火山噴火緊急減災対策砂防計画を策定する対象火山（29火山）

（注）火山災害予想区域図の一種で、噴火の前兆期以降に、火口位置の変化や降灰領域の拡大等、火山活動状況にあわせて土砂移動現象の影響範囲、堆積深などを想定するもの。

**（目標設定の考え方・根拠）**

今後10年間に対象火山（29火山）で火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づきリアルタイム火山ハザードマップを策定することを目標とする。平成24年度については50%を目標とする。

**（外部要因）**

地元調整の状況等

**（他の関係主体）**

都道府県及び市町村

**（重要政策）**

**【施政方針】**

- ・ 第162回国会施政方針演説（平成17年1月21日）  
「一日も早く被災者の方々が安心して生活できるよう、復旧と復興に全力を尽くすとともに、阪神・淡路大震災の発生から10年目の本年、災害に強い国づくりを一層進めてまいります。」
- ・ 第166回国会施政方針演説（平成19年1月26日）  
「大規模地震対策や土砂災害対策など、防災対策を戦略的、重点的に進めます。迅速かつ正確に防災情報を提供し、お年寄りや障害者などの被害を最小限にするように努めます。」
- ・ 第169回国会施政方針演説（平成20年1月18日）  
「自然災害時の犠牲者ゼロを目指し、お年寄りや障害者をお持ちの方への対策、小中学校や住宅の耐震化を進めます。被災者の生活再建支援にも万全を期します。都市の防災について、密集市街地対策を進めるとともに、大規模地震発生に備え、高層建築物の防災対策や避難地・防災拠点の整備を進めるなど、総合的な対策を講じてまいります。」
- ・ 第174回国会施政方針演説（平成22年1月29日）  
「災害列島といわれる日本の安全を確保する責任を負う者として、防災、そして少しでも被害を減らしていく「減災」に万全を期さねばならないとあらためて痛感しました。」

**【閣議決定】**

- ・ 経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日）  
「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への対策を推進する」（第5章3.）

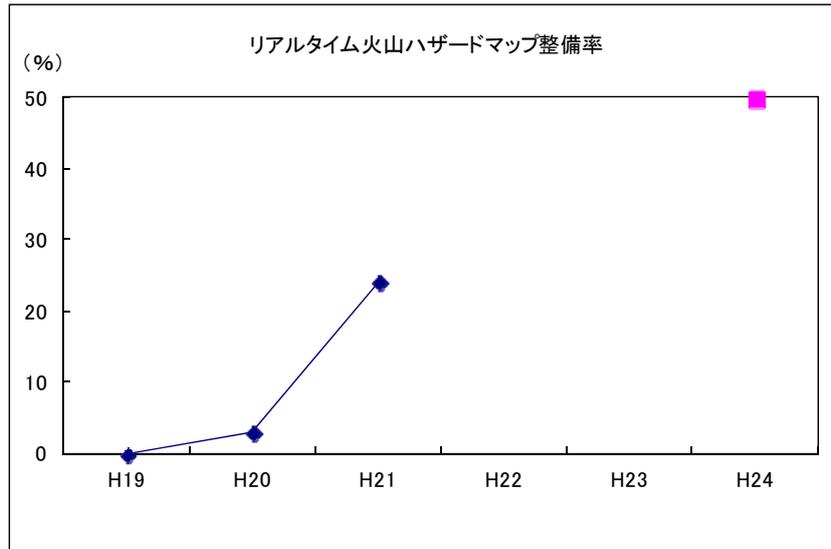
**【閣決（重点）】**

- ・ 社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」

**【その他】**

なし

過去の実績値					(年度)
H17	H18	H19	H20	H21	
—	—	0%	3%	24%	



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

(予算)

① 火山地域における砂防設備の整備 (◎)

土石流及び火山噴火にともなう火山泥流、火砕流、溶岩流等による災害から人命、財産等を守ることを通じ、国土の保全と国民が安全で安心できる社会づくりを進める。

予算額：(直轄) 火山砂防事業費 367 億円の内数 (平成 21 年度)

(補助) 火山砂防事業費 194 億円の内数 (平成 21 年度)

② 火山噴火時等の警戒避難対策の実施 (◎)

火山地域において警戒避難対策の整備等を行うことで、国土の保全と国民が安全で安心できる社会づくりを進める。

予算額：(補助) 火山噴火警戒避難対策事業費 8 億円の内数 (平成 21 年度)

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

### 関連する事務事業の概要

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・ 指標の実績値については 24% になっており、トレンドにおいては目標達成に向けた推移を示している。
- ・ 現在、富士山、浅間山等 7 火山において、火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づきリアルタイム火山ハザードマップを整備し、当面の噴火想定には対応できる。
- ・ また、平成 21 年度までに樽前山 (北海道)、秋田駒ヶ岳 (秋田県・岩手県) などを含む 18 火山において計画策定の委員会が開催されているなど、各火山において、おおむね当初の予定通り準備及び作成を進めているところである。

(事務事業の実施状況)

- ・ 主として活火山及びその周辺地域からなる火山砂防地域において、土石流、火山泥流等の土砂災害から下流部の人家、公共施設等を保全するため、砂防堰堤等のハード対策を実施する一方で、火山地域の住民の警戒避難に資するため、火山ハザードマップの整備や土砂の動きを監視するための監視カメラやワイヤーセンサー等のソフト対策を実施するなど、ハード・ソフト一体となった対策を推進している。
- ・ 火山噴火時の緊急的な対策の実施により土砂災害による被害を軽減するため、火山毎に、緊急ハード対策の施工やリアルタイム火山ハザードマップによる危険区域の設定等、平常時の準備事項及び噴火時の対応等のハード・ソフト対策からなる火山噴火緊急減災対策砂防計画の策定を推進している。
- ・ 各火山では、リアルタイム火山ハザードマップ作成の基礎データとなる火山周辺の詳細な地形データの収集や噴火シナリオの作成を進めているほか、事前に行った数値シミュレーション結果をロールプレイング型防災訓練で活用することにより検証を行うなど、実用的なリアルタイム火山ハザードマップの整備を進めている。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

- リアルタイム火山ハザードマップは、基礎データの収集、シミュレーション結果の検証等に時間を要することから複数年での整備を想定している。平成21年度は平成20年度を上回る6火山で整備されるなど、順調に検討が進められている。またその他の火山についても検討会が開催されるなど、順調に検討が行われていることから、今後も計画的に整備が進み目標を達成する見込みが高いと考えられるため、A-2と評価した。
- 平成19年3月に「火山噴火緊急減災対策に関する検討会」により示された「火山噴火緊急減災対策ガイドライン（案）」により、緊急減災対策の推進を図る。
- 降灰後の土石流を対象として、被害が想定される区域・時期を特定し、情報（土砂災害緊急情報）を市町村へ提供するために必要な技術開発を進める。

### 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成22年度）

なし

（平成23年度以降）

なし

### 担当課等（担当課長名等）

担当課：河川局砂防部砂防計画課（課長 南 哲行）

**業績指標 83**

近年発生した床上浸水の被害戸数のうち未だ床上浸水の恐れがある戸数

**評価**

B-1	目標値：約 7.3 万戸（平成 24 年度） 実績値：約 13.3 万戸（平成 21 年度） 初期値：約 14.8 万戸（平成 19 年度）
-----	--

**(指標の定義)**

過去 10 年間（平成 9 年度から平成 18 年度までの間）に床上浸水を受けた家屋のうち、被災時と同程度の出水で、依然として床上浸水被害を受ける可能性のある戸数。

**(目標設定の考え方・根拠)**

長期的には 0 戸を目指す。

平成 24 年度までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定。

**(外部要因)**

地元の調整状況等

**(他の関係主体)**

地方公共団体（事業主体）

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

・ 経済財政改革の基本方針 2008（平成 20 年 6 月 27 日）「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への対策を推進する。」（第 4 章 5.）

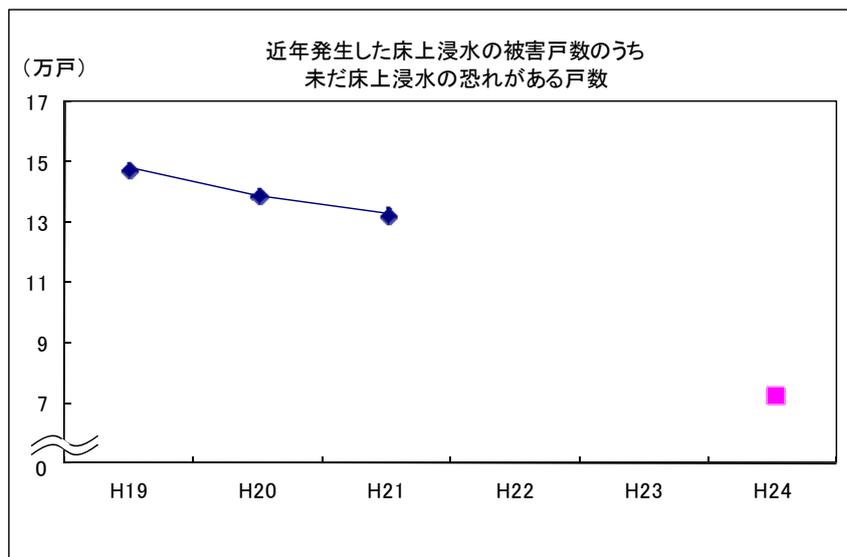
**【閣決（重点）】**

・ 社会資本整備重点計画（平成 21 年 3 月 31 日）「第 2 章及び第 5 章に記載あり」

**【その他】**

なし

過去の実績値				(年度)
H17	H18	H19	H20	H21
—	—	約 14.8 万戸	約 13.9 万戸	約 13.3 万戸



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

- 洪水による氾濫被害から守るための河川整備・ダム等洪水調節施設の整備、砂防施設の整備（◎）  
堤防整備やダム等洪水調節施設の整備、砂防施設等の整備を推進し、氾濫域における治水安全度の向上を図る。  
予算額： 治水事業 12,814億円（平成21年度）の内数
- 下水道における浸水対策施設の整備の推進（◎）  
下水道事業による浸水対策施設の整備により、都市の浸水被害の軽減を図るため、事業を実施する地方公共団体に対して補助を行う。  
予算額： 下水道事業 6,328億円の内数（平成21年度国費）  
（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。
- 税制
  - ①雨水貯留浸透施設に係る特例措置（所得税、法人税）  
（特例の概要）都市部において河川管理者以外の者が設置する雨水貯留浸透施設に係る割増償却（5年間10%）  
（減収額）72百万円（平成21年度）
  - ②河川立体区域制度の活用による河川整備推進に係る課税標準の特例措置（不動産取得税）  
（特例の概要）河川立体区域制度による河川整備で、河川立体区域指定後、2年以内に建替家屋を建築した場合、代替家屋に係る不動産取得税の課税標準から従前家屋の価格を控除  
（減収見込額）約1百万円（平成21年度）
  - ③特定都市河川流域における雨水貯留浸透施設に係る特例措置（固定資産税）  
（特例の概要）特定都市河川浸水被害対策法の特定都市河川流域において、対策工事として設置された雨水貯留浸透施設について、固定資産税の課税標準を1/2に軽減（ただし、平成22年度から課税標準2/3に変更）  
（減収額）28百万円（平成21年度）
  - ④高規格堤防の整備に伴う建替家屋に係る特例（不動産取得税）  
（特例の概要）高規格堤防工事完了（高規格堤防特別区域公示）後、2年以内に建替家屋を建築した場合、代替家屋に係る不動産取得税の課税標準から従前家屋の価格を控除  
（減収見込額）約1百万円（平成21年度）
  - ⑤河川工事により改良される橋梁等に係る課税標準の特例（固定資産税）  
（特例の概要）公共用水域に係る事業の施行により必要となった、鉄軌道の橋梁の新設又は改良、トンネルの新設により敷設された線路設備又は電路設備に対する課税標準の特例措置  
（最初の5年間1/6、その後の5年間1/3）  
（減収額）988百万円（平成21年度）

### 関連する事務事業の概要

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### （指標の動向）

- ・平成20年度から平成21年度の実績値を結ぶトレンドを延長すると、目標年度の目標値を若干下回る評価となるが、今後、河川激甚災害対策特別緊急事業や床上浸水対策特別緊急事業などの**完成や、下水道浸水被害軽減総合事業などの下水道における浸水対策の推進による解消**が見込まれていることから、目標年度に目標値の達成が見込まれる。

#### （事務事業の実施状況）

- ・地球温暖化に伴う気候変動による集中豪雨の激化等の新たに懸念される要因によりこれまで以上に甚大な被害が多発する恐れがあり、限られた予算の中で、より効率的に新たな災害リスクに対応するため、重点的な施設整備による予防対策を重視しており、平成20年度より総合流域防災事業（流域貯留浸透事業）において都市部における採択要件を拡充し、貯留浸透施設の整備を推進した。
- ・平成20年度には雨に強い都市づくり支援事業を創設し、公共施設管理者との連携を強化しつつ、地域住民や民間事業者と一体となって雨に強い都市づくりを実現するため、雨水の流出抑制や民間による被害軽減対策を計画的に推進した。
- ・平成20年に「内水ハザードマップ作成の手引き（案）」を改訂するなど、ソフト対策に資する内水ハザードマップの作成を支援し、地方公共団体における公表・活用を促進した。
- ・平成21年度には、地方公共団体等が行う流出抑制対策等の流域対策と河川管理者が行う河道整備や排水施設機能向上等の河川整備を重層的に実施する「総合内水緊急対策事業」（直轄）、「流域治水対策事業費補助」を創設した。また、「総合流域防災事業費補助」について、洪水被害が発生するおそれのある地域における予防対策として、浸水被害の実績がなくても洪水ネック部の河道掘削等ができるよう制度を拡充した（洪水流下阻害部緊急解消事業）。
- ・また同年度に、一定規模以上の浸水実績があり浸水対策の必要性高い地区を対象に「下水道浸水被害軽減総合事業」を創設し、貯留浸透施設等の流出対策に加え、内水ハザードマップの公表等、地方公共団体、関係住民等が一体となった総合的な浸水対策への取り組みを推進した。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

- 平成21年度の実績値は、前述の通り目標へのトレンドに若干届いていないものの、平成21年度には総合流域防災事業（洪水流下能力阻害部緊急解消事業）の創設等新たな取り組みを実施し、また平成22年度には下水道浸水被害軽減総合事業と雨に強い都市づくり支援事業を統合し、社会資本整備総合交付金の創設により地方公共団体の効率的な浸水対策の推進が見込まれることから、B-1と評価した。
- 近年の集中豪雨の増加などの自然的状況の変化や、少子高齢化などの社会的状況の変化に起因した新たな様相の災害に的確に対応しつつ、今後の投資余力に限られる中で、できるだけ早期に安全度を高め、被害を最小化する「減災」を図るため、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用、危機管理体制の強化などを強力に推進する。
- 下水道事業と河川事業の連携による浸水対策を重点的に推進し、床上浸水が慢性化している地区における抜本的な浸水解消を図る。また、現在4河川（鶴見川水系鶴見川（東京都、神奈川県）、庄内川水系新川（愛知県）、淀川水系寝屋川（大阪府）、巴川水系巴川（静岡県））を特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川に指定し、河川整備、下水道整備に加え、流域対策や土地利用規制等の浸水被害対策を総合的に推進することにより都市洪水又は都市浸水による被害を防止する。
- 近年の集中豪雨の多発を踏まえ、地域の実状に応じて複数市町村に跨った広域的な浸水対策や、都市型浸水被害の常襲地区等においてはエリアを限定した重点的な浸水対策を実施するなど、効率的・効果的に浸水対策を推進する。

### 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成22年度）

- 「下水道浸水被害軽減総合事業」及び「雨に強い都市づくり支援事業」を統合し、ハード・ソフト両面からの対策、住民自らの取り組みを含めたより効率的、総合的な浸水対策を推進する。
- 平成22年度より、従来の補助金に代わって「社会資本整備総合交付金」を創設する。これにより、従来は補助対象ではなかった関連施設の整備やソフト事業についても地方公共団体への支援を行い、また手続きを簡素化することで、地方公共団体による浸水対策の一層の推進を図る。

（平成23年度以降）

なし

### 担当課等（担当課長名等）

担当課：河川局治水課（課長 細見 寛）

都市・地域整備局下水道部流域管理官（流域管理官 佐々木 一英）

**業績指標 84**

河川管理施設の長寿命化率

**評 価**

A-2	目標値：100%（平成24年度） 実績値：約31%（平成21年度） 初期値：0%（平成19年度）
-----	--

**(指標の定義)**

耐用年数を迎える主な河川管理施設（ダム、堰、水門、排水機場、CCTVカメラ等）のうち劣化度診断等を実施し長寿命化が図られた施設の割合（%）

河川管理施設の長寿命化率=①/②

①：長寿命化が図られた施設数

②：平成20年度～24年度の5年間に於いて、設置から耐用年数を迎える施設数（約1,400施設）

本指標は、老朽化の進む河川管理施設について、適切に状態評価し効率的な修繕により施設の延命化を図った施設を評価するものであり、河川管理施設の致命的な損傷が回避され、水害等の被害防止、軽減およびライフサイクルコストの最小化に資するものである。

**(目標設定の考え方・根拠)**

これまで、耐用年数により更新していた施設を、平成20年度～24年度の間には耐用年数を迎える主な河川管理施設の全施設に対して「河川用ゲート・ポンプ設備点検・整備・更新検討マニュアル（案）」等による劣化度診断を行い、部分改築や修繕を実施し、施設の延命化や最適な更新を行うことを目標とする。

**(外部要因)**

なし

**(他の関係主体)**

なし

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

**【閣決（重点）】**

社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」

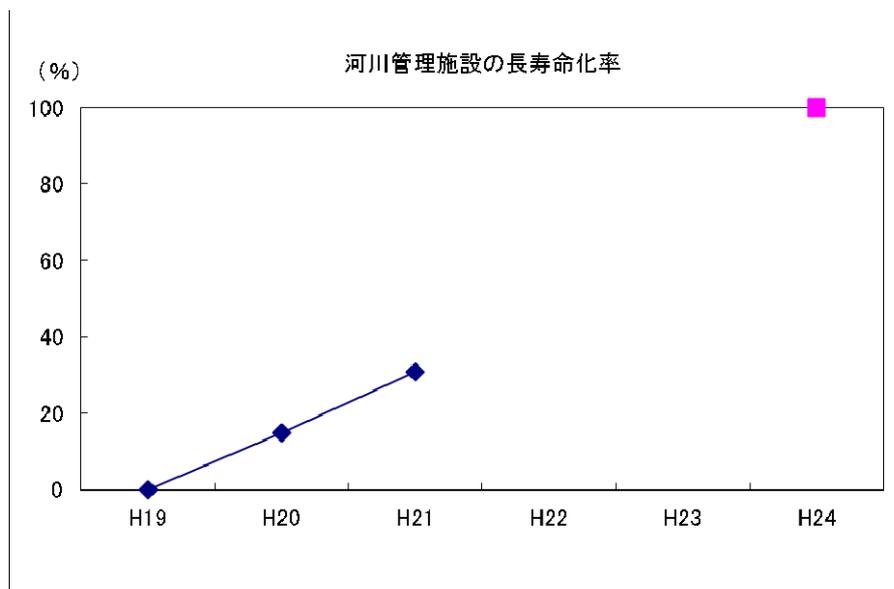
**【その他】**

なし

**過去の実績値**

(年度)

H17	H18	H19	H20	H21
—	—	0%	約15%	約31%



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

- ・今後老朽化が進み、耐用年数を迎える河川管理施設が多くなることが想定される中で、従来の事後的な修繕及び更新から予防的な修繕及び計画的な更新へと円滑な政策転換を図っていく。また、これとともに適切に状態評価し効率的な修繕等の措置を行うことで河川管理施設の長寿命化、並びに施設の修繕及び更新に係る費用の削減を図りつつ、地域の安全性・信頼性を確保することを目的とする。

### 関連する事務事業の概要

なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

- ・実績値によるトレンドから、平成24年度に目標達成は出来ないことになるが、各種マニュアルの整備や、引き続き耐用年数をむかえる河川管理施設に対して計画的に診断を行い、改築や修繕等の適切な措置を実施することで、目標年次までに目標値に達することができると考えている。
- ・平成21年度の実績値は、約31%であり、当初の予定どおり推移しているところである。今後、目標とする平成24年度末までに目標値に達するよう、計画的に現在の施策を維持していく。

#### (事務事業の実施状況)

- ・平成20年3月「河川用ゲート・ポンプ設備点検・整備・更新検討マニュアル(案)」を作成
- ・平成20年6月「揚排水機場設備点検・整備指針(案)」を作成

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

当指標は平成19年度からの実績値によるトレンドからは、平成24年度に目標達成は出来ないことになるが、各種マニュアルの整備や、引き続き耐用年数をむかえる河川管理施設に対して計画的に診断を行い、改築や修繕等の適切な措置を実施することで、目標年次までに目標値に達することができると考えていることから、A-2と評価した。

## 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

### (平成22年度)

「河川ポンプ設備劣化診断マニュアル(仮称)」を作成予定。

### (平成23年度以降)

なし

## 担当課等(担当課長名等)

担当課：河川局河川環境課(課長 中嶋 章雅)

**業績指標 85**

総合的な土砂管理に基づき土砂の流れが改善された数（河川）

**評 価**

B-2	目標値：190（平成24年度） 実績値：24（平成21年度） 初期値：3（平成19年度）
-----	--

**（指標の定義）**

土砂の流れに支障があり問題が発生している溪流、河川、海岸において、総合的な土砂管理に基づき、土砂の流れを改善することに資する事業に着手した数の累積

**（目標設定の考え方・根拠）**

土砂移動に起因して問題の発生している溪流、河川、海岸において、問題解決に向けた事業の連携方針（総合土砂管理連携方針）が策定された水系等における対策数を計上している。

**（外部要因）**

河川、海岸の利用者等の利用状況、地元調整の状況等

**（他の関係主体）**

農林水産省、地方公共団体（事業実施主体）

**（重要政策）**

**【施政方針】**

- ・ 第162回国会施政方針演説（平成17年1月21日）  
「一日も早く被災者の方々が安心して生活できるよう、復旧と復興に全力を尽くすとともに、阪神・淡路大震災の発生から10年目の本年、災害に強い国づくりを一層進めてまいります。」
- ・ 第166回国会施政方針演説（平成19年1月26日）  
「大規模地震対策や土砂災害対策など、防災対策を戦略的、重点的に進めます。迅速かつ正確に防災情報を提供し、お年寄りや障害者などの被害を最小限にするように努めます。」
- ・ 第169回国会施政方針演説（平成20年1月18日）  
「自然災害時の犠牲者ゼロを目指し、お年寄りや障害者をお持ちの方への対策、小中学校や住宅の耐震化を進めます。被災者の生活再建支援にも万全を期します。都市の防災について、密集市街地対策を進めるとともに、大規模地震発生に備え、高層建築物の防災対策や避難地・防災拠点の整備を進めるなど、総合的な対策を講じてまいります。」
- ・ 第174回国会施政方針演説（平成22年1月29日）  
「災害列島といわれる日本の安全を確保する責任を負う者として、防災、そして少しでも被害を減らしていく「減災」に万全を期さねばならないとあらためて痛感しました。」

**【閣議決定】**

- ・ 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005（平成17年6月21日）  
「公共施設及び住宅等の耐震化等の大規模地震対策、治山治水対策をはじめとした防災対策投資等を推進する」（第3章2.）
- ・ 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日）  
「大規模水害・土砂災害対策、津波・高潮対策、豪雪対策をはじめとした防災対策を推進する」（第4章4.）
- ・ 経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日）  
「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪等への対策を推進する」（第4章5.）
- ・ 経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日）  
「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への対策を推進する」（第5章3.）
- ・ 第三次生物多様性国家戦略（平成19年11月27日）  
（第2部第1章第8節）
- ・ 海洋基本計画（平成20年3月18日）  
沿岸域の総合的管理（第2部9）
- ・ 国土形成計画（平成20年7月4日）  
流域圏に着目した国土管理（第2部第6章第1節）
- ・ 国土利用計画（全国計画）（平成20年7月4日）  
環境の保全と美しい国土の形成（3.（5））

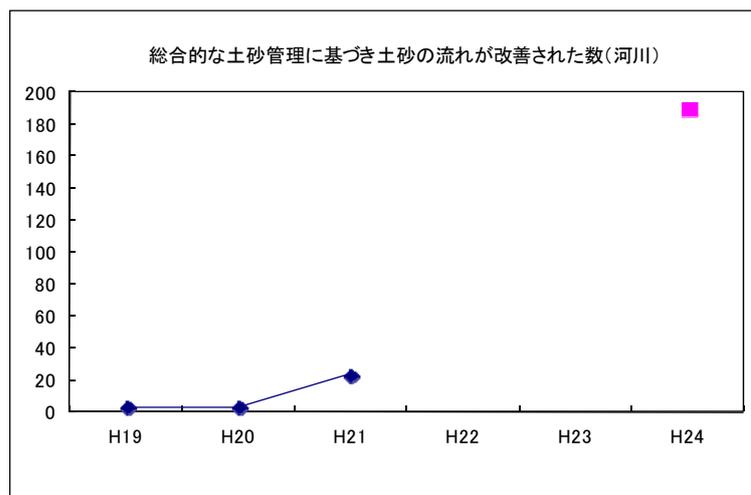
**【閣決（重点）】**

- ・ 社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」

**【その他】**

なし

過去の実績値				（年度）	
H17	H18	H19	H20	H21	
-	-	3	3	24	



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

(予算)

- ① 砂防設備の整備 (◎)  
土砂流出による災害から人命、財産等を守ることを通じ、国土の保全と国民が安全で安心できる社会づくりを進める。  
予算額：(直轄) 砂防事業費 897 億円の内数 (平成 21 年度)  
(補助) 砂防事業費 910 億円の内数 (平成 21 年度)
- ② 地すべり防止施設の整備 (◎)  
人家、公共建物等に対する地すべり等による被害を防止・軽減することを通じ、国土の保全と国民が安全で安心できる社会づくりを進める。  
予算額：(直轄) 地すべり対策事業費 86 億円の内数 (平成 21 年度)  
(補助) 地すべり対策事業費 182 億円の内数 (平成 21 年度)
- ③ 急傾斜地崩壊対策施設の整備 (◎)  
急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護することを通じ、国土の保全と国民が安全で安心できる社会づくりを進める。  
予算額：(補助) 急傾斜地崩壊対策事業費 572 億円の内数 (平成 21 年度)
- ④ 渚の創生事業 (◎)  
海岸侵食によって失われた砂浜に対し、沿岸域等において堆積傾向にある箇所の余剰土砂や各種の事業によって生じる浚渫土砂を有効活用し、効率的な海岸侵食対策を進める。  
予算額：海岸事業費 1,027 億円の内数 (平成 21 年度)

(税制)

- ① 砂防設備の設置のために地役権を設定する場合の譲渡所得の特別控除適用 (所得税)  
導流堤及び遊砂地の設置のために設定される地役権の対価が一定価格を超える場合、譲渡取得について特別控除を適用し、砂防設備の整備推進に寄与。
- ② 砂防指定地に対する固定資産税の課税標準の特例 (固定資産税)  
砂防法第 2 条の規定に基づき指定された砂防指定地のうち、山林に係る固定資産評価額について減免措置を適用し、砂防設備の整備促進に寄与。

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

### 関連する事務事業の概要

なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・ 平成 21 年度までの実績値は 24 であり、トレンドとしては目標達成を示していないが、総合的な土砂管理に基づき土砂の流れを改善する事業の着手数は増加を示している。一方、土砂移動に起因して問題の発生している水系等において、今後、さらに業績指標の実績値の条件となる総合土砂管理連携方針を策定していくことで、業績指標の実績値は伸びるものとする。

(事務事業の実施状況)

- ・ 手取川水系など、先行するモデル水系や沿岸を選定し、総合的な土砂管理に基づき連携した取組の方針について関係機関との合意を進めている。

- ・ 気候変動による流出土砂量の増大や海面上昇に起因する汀線後退に対応するため、総合的な土砂管理の取組を推進している。
- ・ 土砂流出をコントロールし適正な土砂移動を確保するため、透過型砂防えん堤の整備を推進している。
- ・ 河道掘削土砂や浚渫土砂で養浜を行うなど、河道管理等と連携した海岸侵食対策を推進している。

#### 課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・ 実績値によるトレンドを延長しても、目標年度に目標値が達成できないが、モデル水系や沿岸において現在取り組む関係機関との連携方針の合意が図られることで、今後の実績値の上昇が見込まれる。よって業務指標はB-2と評価した。
- ・ 業績指標の進捗の条件となる総合的な土砂管理に基づく連携方針の策定を引き続き推進する。
- ・ 土砂移動の変化に起因する問題に適応するため、総合的な土砂管理の取組を引き続き推進する。

#### 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成22年度)

なし

(平成23年度以降)

なし

#### 担当課等(担当課長名等)

担当課：河川局砂防部保全課(課長 森山 裕二)

関係課：海岸室(室長 五十嵐 崇博)

港湾局海岸・防災課(課長 梶原 康之)

業績指標 86

河川の流量不足解消指数

評価

A-2

目標値： 約72% (平成24年度)  
 実績値： 約63% (平成21年度)  
 初期値： 約63% (平成19年度)

(指標の定義)

河川の代表地点において、流水の正常な機能の維持のために必要な流量（以下「正常流量」という。）に対して、不足している流量のうちダム等の貯留施設の完成により補給可能になった流量の割合を示す指数。流水の正常な機能の維持を目的としているダム等の建設がどの程度の割合で進んでいるかを示すことにより、ダム等による効果が適切に現れているかを分かり易く評価したもの。

分母：河川の代表地点での正常流量不足に対してダム等貯留施設で補給する流量

分子：完成したダム等貯留施設により補給可能になった流量

(目標設定の考え方・根拠)

平成24年度の目標値は、平成24年度までに完成するダム等を勘案し、渇水時に下流河川へ補給可能な流量を積み上げ、それが将来の正常流量をどの程度充足するかを算出したもの。

(外部要因)

地元の調整状況等

(他の関係主体)

なし

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

21世紀環境立国戦略（平成19年6月1日）

【閣決（重点）】

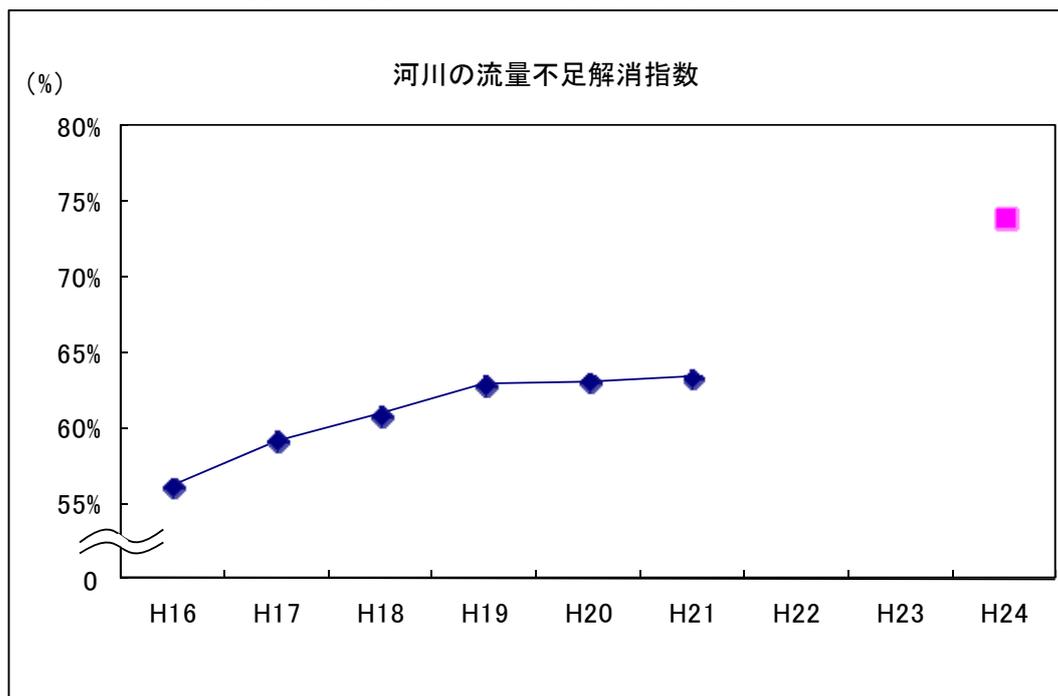
なし

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)
H17	H18	H19	H20	H21
— (59%)	— (61%)	約63% (63%)	約63% (63%)	約63%

( ) については、平成19年度を目標年度とする前回の業績指標の実績値。



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

○河川流量の確保のためのダム建設等

河川が本来持っている流水の機能を維持するために必要な流量を確保するためのダム等の整備を実施する。

予算額：河川総合開発事業4,029億円（平成21年度）の内数

### 関連する事務事業の概要

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- 平成21年度の実績値は63%であり、1%以下の低い伸び率であるが、これは平成21年度に完成したダムは、当初の予定通りであったものの、目標設定している完成ダム数に対しては相対的に少なかったためである。
- 今後も、流量不足解消を図るために、効率的な事業執行を図っていく必要がある。

(事務事業の実施状況)

平成21年度は、留萌ダム（北海道）をはじめとする5ダム、1河口堰を完成させた。また、事業中のダムについては、水需要の必要性等を勘案し、事業を峻別。必要な手続きを経て1事業を中止した。

### 課題の特定と今後の取組の方向性

- 指標のトレンドとしては目標達成に向けた成果を示していないが、平成22年度は大保ダム（沖縄県）等が完成する予定であり、目標値に向けた指標値の伸びが見込めることからA-2と評価した。
- 引き続き、事業中のダムについて、既存ダムの有効活用も含め必要性等を厳正に吟味して事業を実施する。
- 事業を進めるに当たっては、コスト削減を図りながら、重点化・効率化に取り組む。

## 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成22年度)

・治水事業については、「できるだけダムにたよらない治水」へ政策転換するとの考え方にに基づき、事業実施中のダム事業のうち、検証対象に区分されたダム事業について、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」で本年夏頃を目途に取りまとめられる中間とりまとめを踏まえ、個別ダムの検証を行う。

(平成23年度以降)

なし

## 担当課等（担当課長名等）

担当課：河川局治水課（課長 細見 寛）

**業績指標 87**

建設機械等調達支援ネットワークに登録する民間団体等の数

**評価**

C-2	目標値：100（平成24年度） 実績値：－（平成21年度） 初期値：－（平成19年度）
-----	---

**(指標の定義)**

本施策にて構築する被災地向け民間保有の建設機械等の全国的な調達支援ネットワークに登録する民間団体等の数

**(目標設定の考え方・根拠)**

迅速的確な災害復旧活動を実現するためには、建設機械や専門技術者等の活用が不可欠である。そこで、全国の専門技術を有する民間団体や建設機械を保有する企業等と連携し、建設機械等の調達を支援する仕組み（建設機械等調達支援ネットワーク）を構築することで、全国各地で発生する多様な災害に対して迅速かつ的確に対応することが可能となり、効果的な災害復旧活動に繋がるものである。

災害時には特に調達が難しい無人化施工等の調達に協力する企業・団体等が、各県2件程度は確保されることを目指し、本格運用開始後（平成24年度）までに民間企業・団体等（建設機械・専門技術者を保有するもの）の本ネットワーク登録数を100件と設定した。なお実績値は、本ネットワークが平成21年度に構築されるため、平成22年度より計測可能となる。

**(外部要因)**

なし

**(他の関係主体)**

なし

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

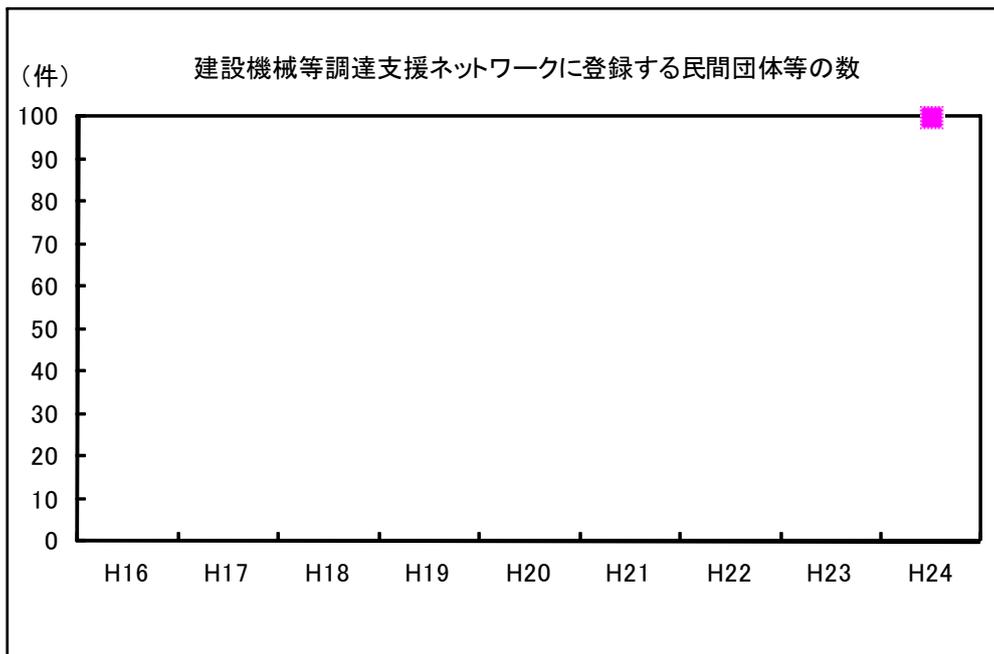
**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

なし

過去の実績値					(年度)
H17	H18	H19	H20	H21	H21
-	-	-	-	-	-



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

災害復旧のための建設機械調達支援ネットワーク形成促進に必要な調査検討  
大規模災害時の復旧作業に有用な建設資機材の迅速かつ的確な調達を支援するため、平常時から必要な情報やノウハウ等について取りまとめるとともに国や自治体等がこれらを共有するネットワークを構築した。  
予算額10,319千円(平成21年度)

### 関連する事務事業の概要

なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

「判断できない」

実績値は、本ネットワークが平成21年度に構築されるため、平成22年度より計測可能となる。

(事務事業の実施状況)

大規模災害時の復旧作業に有用な建設資機材の迅速かつ的確な調達を支援するために必要な情報やノウハウ等を国や自治体等が共有する仕組みについて方向性を定めるとともに、ネットワークを構築した。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

現時点では、ネットワーク形成に向けた民間団体との調整段階であり、実績値はネットワーク運用が始まる平成22年度以降に集計されることから、C-2と評価した。

## 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成22年度)

なし

(平成23年度以降)

なし

## 担当課等(担当課長名等)

担当課： 総合政策局建設施工企画課(課長 渡辺 和弘)

# ○安全

## 政策目標 4

### 水害等災害による被害の軽減

#### 施策目標 1 3

##### 津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進する

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第 4 次評価報告書統合報告書において海面水位の上昇や台風の激化等が懸念されている。我が国の沿岸においては大規模な地震の発生が高い確率で予想されている。また、平成 16 年 12 月のインドネシア・スマトラ島沖大規模地震、平成 17 年 8 月の米国のハリケーン・カトリーナも契機となって津波や高潮被害の恐れがある地域の安全確保が緊急な課題となっている。このため、海岸保全施設等の施設を充実させるとともに、津波・高潮ハザードマップや住民避難対策の促進により、ハード・ソフト一体となった総合的な防災対策を進めることにより、効率的に津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進する。

#### 業績指標

8 8	津波・高潮による災害から一定の水準の安全性が確保されていない地域の面積
8 9	ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合（津波・高潮）
9 0	地震時に河川、海岸堤防等の防護施設の崩壊による水害が発生する恐れのある地域の面積（海岸）
9 1	老朽化対策が実施されている海岸保全施設の割合
9 2	侵食海岸において、現状の汀線防護が完了していない割合
9 3	総合的な土砂管理に基づき土砂の流れが改善された数（海岸）

## 【評価結果の概要】

### （必要性）

津波・高潮・侵食等による災害は、我が国の地形・気象条件、人口・資産分布等の社会条件などから、国民生活に大きな被害をもたらす危険性がある。平成17年3月に東海地震、東南海・南海地震を対象とした地震防災戦略が、平成20年12月には日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震を対象とした地震防災戦略が中央防災会議で決定された。また、平成17年3月に津波対策検討委員会による提言が、平成18年1月にゼロメートル地帯の高潮対策検討委員会の提言が公表されるなど、津波や高潮、地震被害の可能性のある地域の安全確保が緊急な課題となっている。

このため、海岸保全施設等の施設を充実させること等により、できる限り津波・高潮・侵食等による災害を抑える必要がある。

### （有効性）

海岸保全施設の整備とともに、津波・高潮ハザードマップや住民避難対策等を促進した。これらのハード・ソフト一体となった総合的な防災対策を進めることにより、業績指標の実績値が目標達成に向けて概ね着実に進捗しており、施策が有効であったと言える。

### （効率性）

海岸保全施設の整備を一層推進する一方で、限られた投資余力の中で施設の整備効果を最大限に発揮させるとともに、減災の観点から被害を緊急かつ最小限に食い止めるため、津波・高潮ハザードマップの整備、避難・誘導策の充実等ソフト施策をハード施策と一体的に推進し、効率的に対策を実施した。

### （総合的評価）

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第4次評価報告書統合報告書において海面水位の上昇や台風の激化等が懸念されている。また、我が国の沿岸においては大規模な地震の発生が高い確率で予想されている。また、平成16年12月のインドネシア・スマトラ島沖大規模地震、平成17年8月の米国のハリケーン・カトリーナも契機となって津波や高潮被害の恐れがある地域の安全確保が緊急な課題となっている。このため、海岸保全施設等の施設を充実させるとともに、平成19年度には海岸耐震対策緊急事業の創設、平成20年度には海岸堤防等老朽化対策緊急事業の創設、平成21年度及び平成22年度には津波・高潮危機管理対策緊急事業の拡充を行い、制度の充実を図ったところである。併せて、津波・高潮ハザードマップや住民避難対策の促進により、ハード・ソフト一体となった総合的な防災対策を進めている。平成22年2月にはチリ中部沿岸を震源とする地震による津波も発生し、一層の防災対策が必要となっており、今後も効率的に津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進する。

### （反映の方向性）

既存及び目標年度までの間に拡充・創設した事業制度等によりハード・ソフト一体となった総合的な防災対策を今後とも推進する。

**業績指標 88**

津波・高潮による災害から一定の水準の安全性が確保されていない地域の面積

**評価**

A-2	目標値： 約9万 ha (平成24年度) 実績値： 10.0万 ha (平成21年度) 初期値： 約11万 ha (平成19年度)
-----	---

**(指標の定義)**

各地区の海岸で発生すると想定される津波・高潮に対し、防護が不十分な海岸における背後地域の浸水総底面積

**(目標設定の考え方・根拠)**

長期的にゼロを目指すことを目標に、平成24年度までに達成可能な値として設定

**(外部要因)**

宅地開発等による防護対象面積の増加

**(他の関係主体)**

農林水産省、地方公共団体(事業主体)

**(重要政策)**

**【施政方針】**

- ・第169回国会 施政方針演説(平成20年1月18日)

「自然災害時の犠牲者ゼロを目指し、お年寄りや障害をお持ちの方への対策、小中学校や住宅の耐震化を進めます。被災者の生活再建支援にも万全を期します。都市の防災について、密集市街地対策を進めるとともに、大規模地震発生に備え、高層建築物の防災対策や避難地・防災拠点の整備を進めるなど、総合的な対策を講じてまいります。」

**【閣議決定】**

- ・経済財政改革の基本方針2008(平成20年6月27日)  
大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への対策を推進する。(第5章3.)
- ・国土形成計画(平成20年7月4日)  
様々な自然災害に的確に対応するための具体の施策(第2部第5章第2節)
- ・国土利用計画(全国計画)(平成20年7月4日)  
国土の保全と安全性の確保(3.(4))

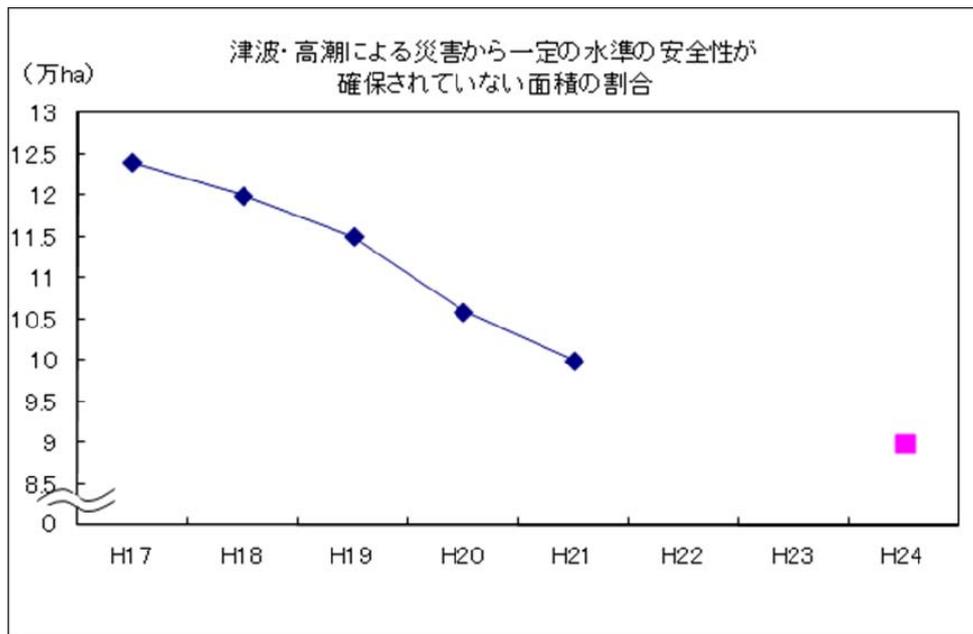
**【閣決(重点)】**

- ・社会資本整備重点計画(平成21年3月31日)「第2章及び第5章に記載あり」

**【その他】**

なし

過去の実績値					(年度)
H17	H18	H19	H20	H21	
約12.4万 ha	約12.0万 ha	約11.5万 ha	約10.6万 ha	約10.0万 ha	



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

○海岸保全施設の新設整備等 (◎)

津波、高潮、波浪その他海水または地盤の変動による被害から海岸を防護する等のために海岸保全施設の新設整備等を実施する。

予算額：海岸事業費 1, 0 2 7 億円 (平成 2 1 年度) の内数

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

### 関連する事務事業の概要

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

・平成 2 1 年度の実績値は約 1 0. 0 万 ha であり、トレンドを勘案しても、目標達成に向けて着実な進捗を示している。対策にあたっては、ハード・ソフト一体となった総合的な防災対策を進めていく必要がある。

(事務事業の実施状況)

・未整備地区における海岸保全施設の新設整備、施工中の箇所等における暫定施設の早期完成や老朽化施設の更新、水門等の機能の高度化等を行った。

海岸事業実施箇所数 5 1 1 箇所 (平成 2 1 年度)

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

・業績指標は目標達成に向けて着実な進捗を示していることから A-2 と評価した。

・気候変動に関する政府間パネル (I P C C) 第 4 次評価報告書において海面水位の上昇や台風の激化等が懸念されている。また、我が国の沿岸においては大規模な地震の発生が高い確率で予想されている。さらに平成 1 6 年 1 2 月のインドネシア・スマトラ島沖大規模地震、平成 1 7 年 8 月の米国のハリケーン・カトリーナも契機となつて、津波や高潮被害の恐れがある地域の安全確保が緊急な課題となっている。

・海岸保全施設の効果的な整備とともに、情報伝達施設等の整備とあわせ、住民の自衛 (避難) 行動によるソフト対策を含めた総合的な防災対策を進める。

## 平成 2 2 年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成 2 2 年度)

・津波・高潮危機管理対策緊急事業の拡充

津波・高潮発生時において、堤防・護岸等と一体となって背後地の防護を推進するため、漂流物防止施設を整備対象に追加する。

(平成 2 3 年度以降)

なし

## 担当課等 (担当課長名等)

担当課：河川局海岸室 (室長 五十嵐 崇博)

港湾局海岸・防災課 (課長 梶原 康之)

**業績指標 89**

ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合（津波・高潮）

**評価**

A-2	目標値：約8割（平成24年度） 実績値：約81%（平成21年度） 初期値：約6割（平成19年度）
-----	--

**（指標の定義）**

対象市町村（注）のうち、ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合（%）  
 （注）津波については重要沿岸域を含む全市町村、高潮についてはゼロメートル地帯を含む全市町村（298市町村：平成21年度）  
 ハザードマップを作成・公表し、かつ防災訓練等を実施した市町村の割合（津波・高潮）＝①／②

- ①：ハザードマップを作成・公表し、かつ防災訓練等を実施した市町村数
- ②：対象市町村数

**（目標設定の考え方・根拠）**

平成29年度までに約10割達成することを目標値として設定

**（外部要因）**

地元調整の状況等

**（他の関係主体）**

農林水産省、地方公共団体（事業実施主体）

**（重要政策）**

**【施政方針】**

- ・第169回国会 施政方針演説（平成20年1月18日）  
 「自然災害時の犠牲者ゼロを目指し、お年寄りや障害をお持ちの方への対策、小中学校や住宅の耐震化を進めます。被災者の生活再建支援にも万全を期します。都市の防災について、密集市街地対策を進めるとともに、大規模地震発生に備え、高層建築物の防災対策や避難地・防災拠点の整備を進めるなど、総合的な対策を講じてまいります。」

**【閣議決定】**

- ・経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日）  
 大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への対策を推進する。（第5章3.）
- ・国土形成計画（平成20年7月4日）  
 総合的な災害対策の推進（第2部第5章第1節）  
 様々な自然災害に的確に対応するための具体的施策（第2部第5章第2節）
- ・国土利用計画（全国計画）（平成20年7月4日）  
 国土の保全と安全性の確保（3.（4））

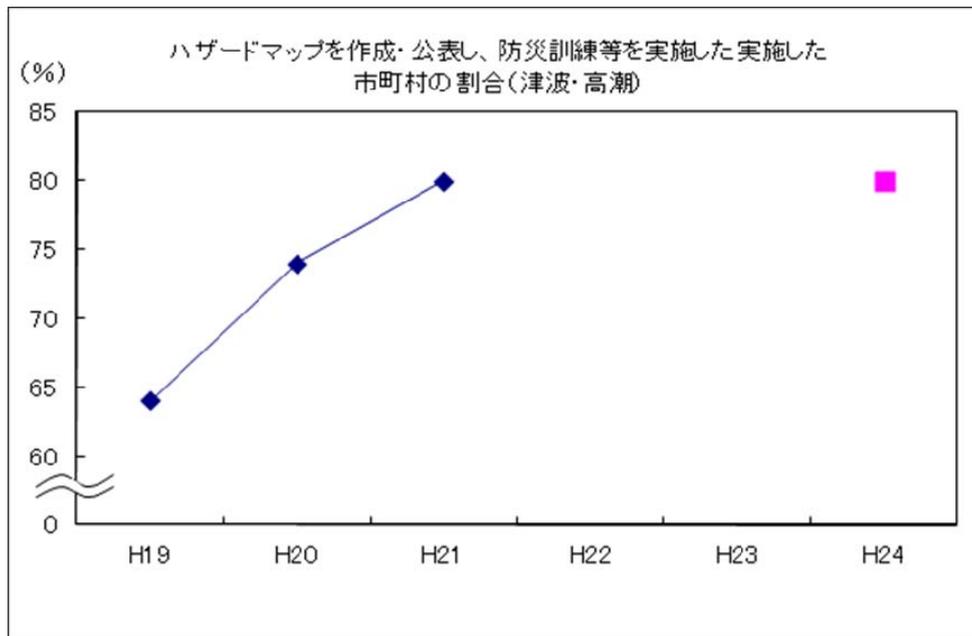
**【閣決（重点）】**

- ・社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」

**【その他】**

なし

過去の実績値				（年度）	
H17	H18	H19	H20	H21	
—	—	約64%	約74%	約81%	



**事務事業の概要**  
**主な事務事業の概要**

○津波・高潮危機管理対策緊急事業 (◎)  
 津波・高潮ハザードマップの作成支援(浸水想定区域調査、耐震調査、避難路調査、対浪調査及び排水性能調査)を含め、既存の海岸保全施設の緊急的な防災機能の確保及び避難対策を促進することにより、津波又は高潮発生時における人命の優先的な防護を推進する。  
 予算額：海岸事業費1,027億円(平成21年度)の内数  
 (注)◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

**関連する事務事業の概要**

該当なし

**測定・評価結果**

**目標の達成状況に関する分析**

(指標の動向)

・平成21年度の実績値は約81%であり、前倒しで目標を達成している。

(事務事業の実施状況)

・地方公共団体によるハザードマップ作成・活用を支援するための諸課題について検討し、平成16年3月、「津波・高潮ハザードマップマニュアル」を作成した。更にマニュアルの配布に合わせ全国10箇所において、延べ約1,100名の防災担当者等を対象とした説明会を開催した。ここでの意見交換における要望にこたえとともに、各地方公共団体における更なるハザードマップの整備促進を目的として、これまで整備されているハザードマップを収集し、模範となる事例を整理した「津波や高潮の被害に遭わないために」を作成、配布した。  
 ・平成21年度においては、津波・高潮危機管理対策緊急事業による津波・高潮ハザードマップの作成支援(浸水想定区域調査、耐震調査、避難路調査、対浪調査及び排水性能調査)を日置海岸(和歌山県)、文理港海岸(和歌山県)等で実施。

**課題の特定と今後の取組みの方向性**

・業績指標は目標達成に向けて着実な進捗を示していることから、A-2と評価した。  
 ・今後とも、津波・高潮ハザードマップの作成・公表による災害危険度情報の共有、継続的な防災訓練の実施、津波・高潮防災ステーションの整備等により、地域における危機管理機能の高度化を推進する。

**平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項**

(平成22年度)

なし

(平成23年度以降)

なし

**担当課等(担当課長名等)**

担当課：河川局海岸室(室長 五十嵐 崇博)  
 港湾局海岸・防災課(課長 梶原 康之)

**業績指標 90**

地震時に河川、海岸堤防等の防護施設の崩壊による水害が発生する恐れのある地域の面積（海岸）

**評価**

A-2	目標値： 約 8,000 ha（平成24年度） 実績値： 約 9,100 ha（平成21年度） 初期値： 約 10,000 ha（平成19年度）
-----	--

**（指標の定義）**

ゼロメートル地帯等（注）において、河川管理施設や海岸保全施設の大規模な地震に対する強度が不十分なため、浸水被害からの防護が不十分な地域の面積

（注）地盤面が海水面より低い地域

ここでは海水面の高さを朔望平均満潮位（大潮時の平均的な満潮位）と定義しており、一般的な標高を表す海拔0m以上の土地も“ゼロメートル地帯等”を含む。

**（目標設定の考え方・根拠）**

長期的にゼロを目指すことを目標に、平成24年度までに達成可能な値として設定

**（外部要因）**

地元調整の状況等

**（他の関係主体）**

農林水産省、地方公共団体（事業主体）

**（重要政策）**

**【施政方針】**

- ・第169回国会 施政方針演説（平成20年1月18日）

「自然災害時の犠牲者ゼロを目指し、お年寄りや障害をお持ちの方への対策、小中学校や住宅の耐震化を進めます。被災者の生活再建支援にも万全を期します。都市の防災について、密集市街地対策を進めるとともに、大規模地震発生に備え、高層建築物の防災対策や避難地・防災拠点の整備を進めるなど、総合的な対策を講じてまいります。」

**【閣議決定】**

- ・経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日）  
大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への対策を推進する。（第5章3.）
- ・国土形成計画（平成20年7月4日）  
様々な自然災害に的確に対応するための具体の施策（第2部第5章第2節）
- ・国土利用計画（全国計画）（平成20年7月4日）  
国土の保全と安全性の確保（3.（4））

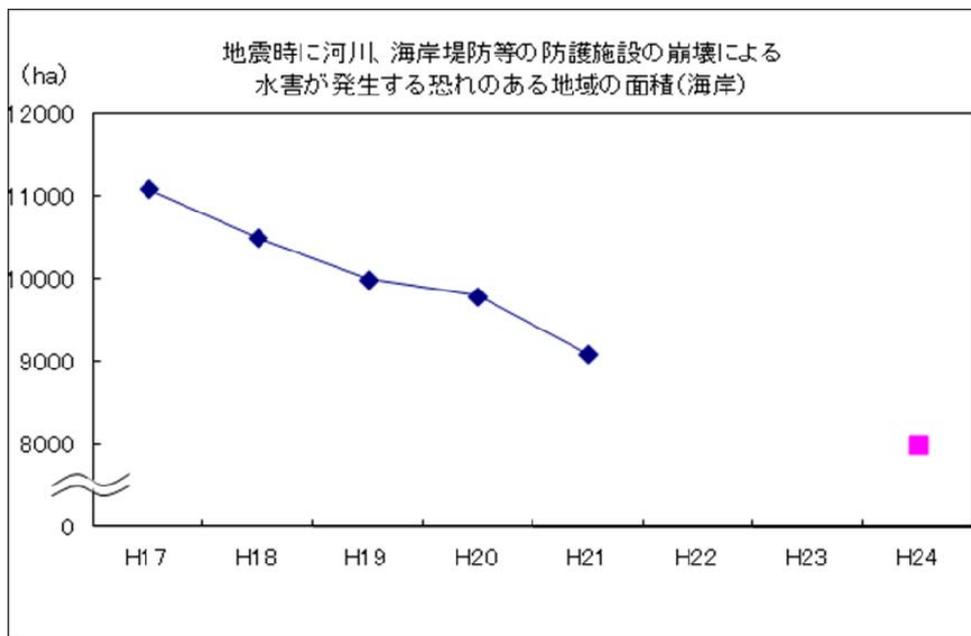
**【閣決（重点）】**

- ・社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」

**【その他】**

なし

過去の実績値					（年度）
H17	H18	H19	H20	H21	
約 11,100ha	約 10,500ha	約 10,000ha	約 9,800ha	約 9,100ha	



**事務事業の概要**  
**主な事務事業の概要**

- ①堤防等河川管理施設の耐震化 (◎)  
 大規模な地震に対する強度が不十分な堤防等河川管理施設の耐震化を推進し、地震に対する安全度向上を図る。  
 予算額：河川事業費6,293億円(平成21年度)の内数
  - ②海岸保全施設の耐震化 (◎)  
 大規模な地震に対する強度が不十分な海岸保全施設の耐震化を推進し、地震に対する安全度向上を図る。  
 予算額：海岸事業費1,027億円(平成21年度)の内数
- (注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

**関連する事務事業の概要**

該当なし

**測定・評価結果**

**目標の達成状況に関する分析**

(指標の動向)

平成21年度の実績値は約9,100haであり、トレンドを勘案しても、目標達成に向けて着実な進捗を示している。

(事務事業の実施状況)

平成21年度においては、西尾海岸(愛知県)、三河港海岸(愛知県)等において、堤防の耐震化対策等、大規模な地震に対する強度が不十分な施設を耐震化する事業を推進した。

**課題の特定と今後の取組みの方向性**

- ・業績指標は目標達成に向けて着実な進捗を示していることから、A-2と評価した。
- ・我が国の沿岸においては大規模な地震の発生が高い確率で予想されている。また、平成16年12月のインドネシア・スマトラ島沖大規模地震、平成17年8月の米国のハリケーン・カトリーナも契機となって津波や高潮被害の恐れがある地域の安全確保が緊急な課題となっている。対策にあたっては、計画的な投資と事業展開が必要であるとともに、効率的な事業執行を図っていく必要がある。
- ・今後とも、堤防の耐震化対策等、大規模な地震に対する強度が不十分な施設を耐震化する事業を東海、東南海・南海地震等による被害が予想される地域等において推進していく。

**平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項**

(平成22年度)

なし

(平成23年度以降)

なし

**担当課等(担当課長名等)**

担当課：河川局海岸室(室長 五十嵐 崇博)  
 港湾局海岸・防災課(課長 梶原 康之)  
 関係課：河川局治水課(課長 細見 寛)

**業績指標 9 1**

老朽化対策が実施されている海岸保全施設の割合

評 価	
B-2	目標値：約 6 割 (平成 2 4 年度) 実績値：約 5 2 % (平成 2 1 年度) 初期値：約 5 割 (平成 1 9 年度)

**(指標の定義)**

昭和 4 2 年以前に設置された海岸保全施設の延長のうち、所要の機能が確保されている海岸保全施設の延長の割合  
 老朽化対策が実施されている海岸保全施設の割合 = ① / ②

①：昭和 4 2 年以前に設置された海岸保全施設の延長のうち、所要の機能が確保されている海岸保全施設の延長

②：昭和 4 2 年以前に設置された海岸保全施設の延長 (約 3, 0 0 0 km)

**(目標設定の考え方・根拠)**

長期的には 1 0 0 % とすることを目標に、平成 2 4 年度までに達成可能な値として設定

**(外部要因)**

地元調整の状況等

**(他の関係主体)**

農林水産省、地方公共団体 (事業実施主体)

**(重要政策)**

**【施政方針】**

- ・第 1 6 9 回国会 施政方針演説 (平成 2 0 年 1 月 1 8 日)

「自然災害時の犠牲者ゼロを目指し、お年寄りや障害をお持ちの方への対策、小中学校や住宅の耐震化を進めます。被災者の生活再建支援にも万全を期します。都市の防災について、密集市街地対策を進めるとともに、大規模地震発生に備え、高層建築物の防災対策や避難地・防災拠点の整備を進めるなど、総合的な対策を講じてまいります。」

**【閣議決定】**

- ・経済財政改革の基本方針 2 0 0 8 (平成 2 0 年 6 月 2 7 日)  
大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への対策を推進する。(第 5 章 3.)
- ・国土形成計画 (平成 2 0 年 7 月 4 日)  
総合的な災害対策の推進 (第 2 部第 5 章第 1 節)  
様々な自然災害に的確に対応するための具体の施策 (第 2 部第 5 章第 2 節)
- ・国土利用計画 (全国計画) (平成 2 0 年 7 月 4 日)  
国土の保全と安全性の確保 (3. (4))

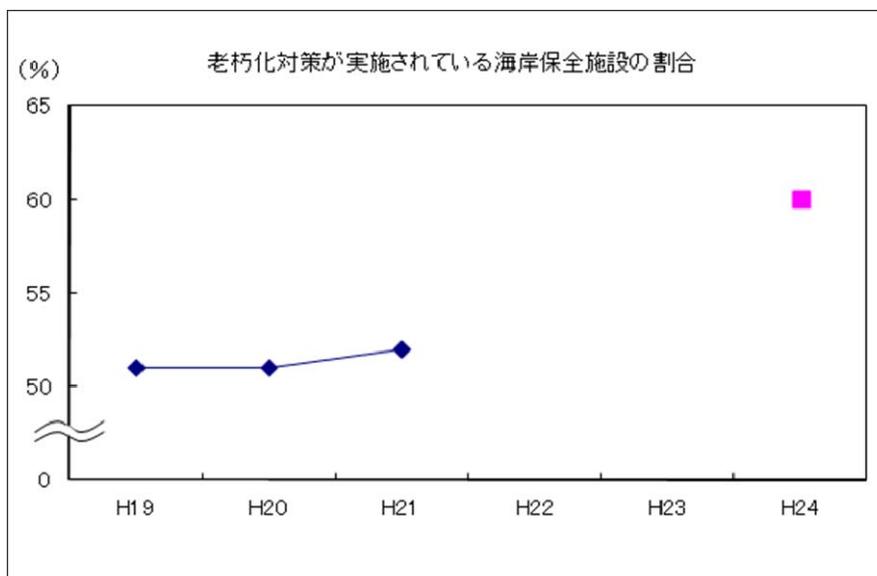
**【閣決 (重点)】**

- ・社会資本整備重点計画 (平成 2 1 年 3 月 3 1 日) 「第 2 章及び第 5 章に記載あり」

**【その他】**

なし

過去の実績値					(年度)
H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	
—	—	約 5 1 %	約 5 1 %	約 5 2 %	



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

#### ○海岸保全施設の老朽化対策 (◎)

施設の老朽度や機能の健全性の把握を目的とした点検・評価を計画的に実施するとともに、海岸管理者が計画を策定し、これに従い計画的な維持・更新を行うことにより、施設機能の確保を図る。

予算額：海岸事業費 1, 0 2 7 億円 (平成 2 1 年度) の内数

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

### 関連する事務事業の概要

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

- ・平成 2 1 年度の実績値は約 5 2 % であり、昨年度から横ばいの推移を示している。

#### (事務事業の実施状況)

- ・平成 2 1 年度においては、伊勢湾西岸海岸 (三重県)、観音寺港海岸 (香川県) 等において、海岸堤防等の老朽化対策を実施した。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・業績指標は目標に対して、進捗率が低く、目標達成に向けたトレンドを示していないことから、B-2 と評価した。

- ・平成 2 4 年度の目標に対して、現在の進捗率はやや低く、目標値を達成するためにはより一層の伸びが必要となっている。しかしながら、平成 2 0 年度に海岸堤防等老朽化対策緊急事業を創設しており、箇所数は今後も増加見込みである。また、当該事業は、当初に施設の詳細な検査を実施した後対策工事等を行っていくため、平成 2 1 年度までに対策が完了している箇所は少ないものの、現在実施中の箇所において、今後、進捗する予定である。従って、今後は当該指標の進捗率も上昇傾向になることが見込まれる。

## 平成 2 2 年度以降における新規の取組みと見直し事項

#### (平成 2 2 年度)

なし

#### (平成 2 3 年度以降)

なし

## 担当課等 (担当課長名等)

担当課：河川局海岸室 (室長 五十嵐 崇博)

港湾局海岸・防災課 (課長 梶原 康之)

**業績指標 92**

侵食海岸において、現状の汀線防護が完了していない割合

**評 価**

A-2	目標値：約17% (平成24年度) 実績値：約18% (平成21年度) 初期値：約20% (平成19年度)
-----	---

**(指標の定義)**

侵食対策が必要な延長のうち海岸保全施設の整備が完了していない延長の割合

侵食海岸において、現状の汀線防護が完了していない割合=①/②

① 侵食海岸の汀線防護が完了している延長 (最終目標) - 侵食海岸の汀線防護が完了している延長 (各年値)

② 侵食海岸の汀線防護が完了している延長 (最終目標 (約3,000km))

**(目標設定の考え方・根拠)**

長期的にゼロを目指すことを目標に、平成24年度までに達成可能な値として設定

**(外部要因)**

地元調整の状況等

**(他の関係主体)**

農林水産省、地方公共団体等 (事業実施主体)

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

- ・第三次生物多様性国家戦略 (平成19年11月27日)  
百年先を見通した我が国の生物多様性の保全 (第2部第1章第8節)  
豊かな水辺づくり (第2部第1章第9節)
- ・海洋基本計画 (平成20年3月18日)  
沿岸域の総合的管理 (第2部9)
- ・国土形成計画 (平成20年7月4日)  
流域圏に着目した国土管理 (第2部第6章第1節)  
海域の利用と保全 (第2部第6章第5節)
- ・国土利用計画 (全国計画) (平成20年7月4日)  
環境の保全と美しい国土の形成 (3.(5))
- ・生物多様性国家戦略2010 (平成22年3月16日)  
河川・湿原など (第2部第1章第8節)  
沿岸・海洋 (第2部第1章第9節)

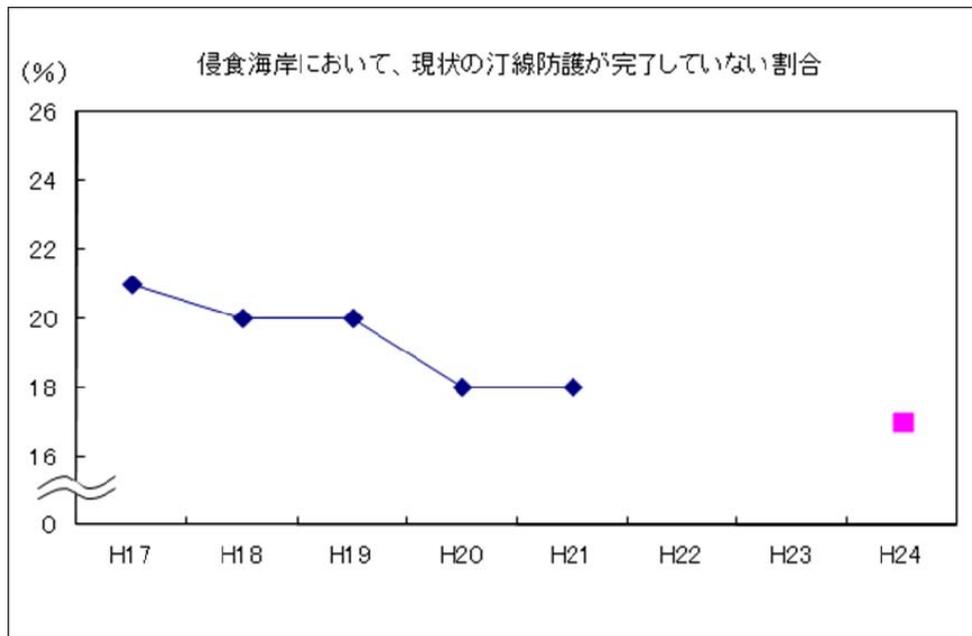
**【閣決 (重点)】**

- ・社会資本整備重点計画 (平成21年3月31日)「第5章に記載あり」

**【その他】**

なし

過去の実績値					(年度)
H17	H18	H19	H20	H21	
約21%	約20%	約19%	約18%	約18%	



### 事務事業の概要

#### 主な事務事業の概要

##### ○渚の創生事業 (◎)

海岸侵食によって失われた砂浜に対し、沿岸域等において堆積傾向にある箇所への余剰土砂や各種の事業によって生じる浚渫土砂を有効活用し、効果的な海岸侵食対策を進める。

予算額：海岸事業費 1,027 億円（平成 21 年度）の内数

#### 関連する事務事業の概要

該当なし

### 測定・評価結果

#### 目標の達成状況に関する分析

##### (指標の動向)

- 平成 21 年度の実績値は約 18% であり、トレンドを勘案すると、目標達成に向けて着実な進捗を示している。一方、富山県の下新川海岸をはじめ、全面の砂浜が著しく侵食した海岸において、堤防基礎からの吸い出し等による堤防・護岸の陥没、倒壊等の災害が頻発しており、効率的な海岸侵食対策を進めていく必要がある。

##### (事務事業の実施状況)

- 平成 21 年度においては、渚の創生事業を鹿嶋海岸（茨城県）、伏木富山港海岸（富山県）を含む 9 箇所を実施

#### 課題の特定と今後の取組みの方向性

- 業績指標は目標達成に向けて着実な進捗を示していることから、A-2 と評価した。
- 今後とも、既存の制度を活用して、効率的な海岸侵食対策を進めていくとともに、全面の砂浜が著しく侵食した海岸において、堤防基礎からの吸い出し等による堤防・護岸の陥没、倒壊等の恐れがあり、緊急的な対応が必要と考えられる箇所について重点的な対策を進める。

### 平成 22 年度以降における新規の取組みと見直し事項

#### (平成 22 年度)

なし

#### (平成 23 年度以降)

なし

### 担当課等 (担当課長名等)

担当課：河川局海岸室（室長 五十嵐 崇博）  
 港湾局海岸・防災課（課長 梶原 康之）

**業績指標 93**

総合的な土砂管理に基づき土砂の流れが改善された数（海岸）

**評 価**

B-2	目標値：190（平成24年度） 実績値：24（平成21年度） 初期値：3（平成19年度）
-----	--

**（指標の定義）**

土砂の流れに支障があり問題が発生している溪流、河川、海岸において、総合的な土砂管理に基づき、土砂の流れを改善することに資する事業に着手した数の累積

**（目標設定の考え方・根拠）**

土砂移動に起因して問題の発生している溪流、河川、海岸において、問題解決に向けた事業の連携方針（総合土砂管理連携方針）が策定された水系等における対策数を計上している。

**（外部要因）**

河川、海岸の利用者等の利用状況、地元調整の状況等

**（他の関係主体）**

農林水産省、地方公共団体（事業実施主体）

**（重要政策）**

**【施政方針】**

- ・ 第162回国会施政方針演説（平成17年1月21日）  
「一日も早く被災者の方々が安心して生活できるよう、復旧と復興に全力を尽くすとともに、阪神・淡路大震災の発生から10年目の本年、災害に強い国づくりを一層進めてまいります。」
- ・ 第166回国会施政方針演説（平成19年1月26日）  
「大規模地震対策や土砂災害対策など、防災対策を戦略的、重点的に進めます。迅速かつ正確に防災情報を提供し、お年寄りや障害者などの被害を最小限にするように努めます。」
- ・ 第169回国会施政方針演説（平成20年1月18日）  
「自然災害時の犠牲者ゼロを目指し、お年寄りや障害者をお持ちの方への対策、小中学校や住宅の耐震化を進めます。被災者の生活再建支援にも万全を期します。都市の防災について、密集市街地対策を進めるとともに、大規模地震発生に備え、高層建築物の防災対策や避難地・防災拠点の整備を進めるなど、総合的な対策を講じてまいります。」
- ・ 第174回国会施政方針演説（平成22年1月29日）  
「災害列島といわれる日本の安全を確保する責任を負う者として、防災、そして少しでも被害を減らしていく「減災」に万全を期さねばならないとあらためて痛感しました。」

**【閣議決定】**

- ・ 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005（平成17年6月21日）  
「公共施設及び住宅等の耐震化等の大規模地震対策、治山治水対策をはじめとした防災対策投資等を推進する」（第3章2.）
- ・ 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日）  
「大規模水害・土砂災害対策、津波・高潮対策、豪雪対策をはじめとした防災対策を推進する」（第4章4.）
- ・ 経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日）  
「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪等への対策を推進する」（第4章5.）
- ・ 経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日）  
「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への対策を推進する」（第5章3.）
- ・ 第三次生物多様性国家戦略（平成19年11月27日）  
（第2部第1章第8節）
- ・ 海洋基本計画（平成20年3月18日）  
沿岸域の総合的管理（第2部9）
- ・ 国土形成計画（平成20年7月4日）  
流域圏に着目した国土管理（第2部第6章第1節）
- ・ 国土利用計画（全国計画）（平成20年7月4日）  
環境の保全と美しい国土の形成（3.（5））

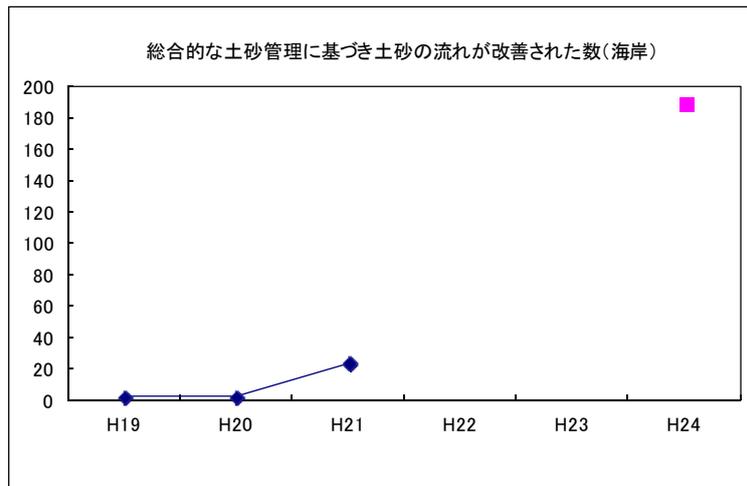
**【閣決（重点）】**

- ・ 社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」

**【その他】**

なし

過去の実績値				（年度）	
H17	H18	H19	H20	H21	
-	-	3	3	24	



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

(予算)

① 砂防設備の整備 (◎)

土砂流出による災害から人命、財産等を守ることを通じ、国土の保全と国民が安全で安心できる社会づくりを進める。

予算額：(直轄) 砂防事業費 897 億円の内数 (平成 21 年度)

(補助) 砂防事業費 910 億円の内数 (平成 21 年度)

② 地すべり防止施設の整備 (◎)

人家、公共建物等に対する地すべり等による被害を防止・軽減することを通じ、国土の保全と国民が安全で安心できる社会づくりを進める。

予算額：(直轄) 地すべり対策事業費 86 億円の内数 (平成 21 年度)

(補助) 地すべり対策事業費 182 億円の内数 (平成 21 年度)

③ 急傾斜地崩壊対策施設の整備 (◎)

急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護することを通じ、国土の保全と国民が安全で安心できる社会づくりを進める。

予算額：(補助) 急傾斜地崩壊対策事業費 572 億円の内数 (平成 21 年度)

④ 渚の創生事業 (◎)

海岸侵食によって失われた砂浜に対し、沿岸域等において堆積傾向にある箇所の余剰土砂や各種の事業によって生じる浚渫土砂を有効活用し、効率的な海岸侵食対策を進める。

予算額：海岸事業費 1,027 億円の内数 (平成 21 年度)

(税制)

① 砂防設備の設置のために地役権を設定する場合の譲渡所得の特別控除適用 (所得税)

導流堤及び遊砂地の設置のために設定される地役権の対価が一定価格を超える場合、譲渡取得について特別控除を適用し、砂防設備の整備推進に寄与。

② 砂防指定地に対する固定資産税の課税標準の特例 (固定資産税)

砂防法第 2 条の規定に基づき指定された砂防指定地のうち、山林に係る固定資産評価額について減免措置を適用し、砂防設備の整備推進に寄与。

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

### 関連する事務事業の概要

なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- 平成 21 年度までの実績値は 24 であり、トレンドとしては目標達成を示していないが、総合的な土砂管理に基づき土砂の流れを改善する事業の着手数は増加を示している。一方、土砂移動に起因して問題の発生している水系等において、今後、さらに業績指標の実績値の条件となる総合土砂管理連携方針を策定していくことで、業績指標の実績値は伸びるものとする。

(事務事業の実施状況)

- 手取川水系など、先行するモデル水系や沿岸を選定し、総合的な土砂管理に基づき連携した取組の方針について関係機関との合意を進めている。

- ・ 気候変動による流出土砂量の増大や海面上昇に起因する汀線後退に対応するため、総合的な土砂管理の取組を推進している。
- ・ 土砂流出をコントロールし適正な土砂移動を確保するため、透過型砂防えん堤の整備を推進している。
- ・ 河道掘削土砂や浚渫土砂で養浜を行うなど、河道管理等と連携した海岸侵食対策を推進している。

#### 課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・ 実績値によるトレンドを延長しても、目標年度に目標値が達成できないが、モデル水系や沿岸において現在取り組む関係機関との連携方針の合意が図られることで、今後の実績値の上昇が見込まれる。よって業務指標はB-2と評価した。
- ・ 業績指標の進捗の条件となる総合的な土砂管理に基づく連携方針の策定を引き続き推進する。
- ・ 土砂移動の変化に起因する問題に適応するため、総合的な土砂管理の取組を引き続き推進する。

#### 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成22年度)

なし

(平成23年度以降)

なし

#### 担当課等(担当課長名等)

担当課： 河川局海岸室(室長 五十嵐 崇博)  
 港湾局海岸・防災課(課長 梶原 康之)  
 関係課： 河川局砂防部保全課(課長 森山 裕二)

# ○安全

## 政策目標 5

安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保

### 施策目標 14

公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する

鉄道・自動車・海運・航空の全交通モードにわたる公共交通などについて、安全運行（航）を確保する。さらに、公共交通等の事故件数等を減らす。また、ハイジャック対策などを行うことによって、ハイジャック・航空機テロの発生件数を0にする。

### 業績指標

94	公共交通等の安全に関する調査研究結果を提供するホームページへのアクセス件数
95	遮断機のない踏切道数
96	主要な鉄道駅で耐震化が未実施である駅数
97	落石・なだれ等による鉄道施設及び住民の生活への被害を軽減するために行う防災工事の箇所数
98	地方鉄道事業者のうち、「総合安全対策計画」を策定し、計画的に実行しているものの割合
99	鉄道運転事故による乗客の死亡者数
100	事業用自動車による事故に関する指標 (①事業用自動車による交通事故死者数、②事業用自動車による人身事故件数、③事業用自動車による飲酒運転件数)
101	商船の海難船舶隻数
102	船員災害発生率（千人率）
103	小型船舶の安全拠点の数
104	航空機に対するハイジャック・テロの発生件数
105	国内航空における航空事故発生件数

## 【評価結果の概要】

### （必要性）

公共交通等において、ひとたび事故又はハイジャック・航空機テロが発生すれば多大な被害を生じることになることから、鉄道・自動車・海運・航空の全交通モードにわたる公共交通等について、安全運行（航）を確保するとともに、公共交通等の事故件数等を減らし、さらに、ハイジャック・航空機テロの発生件数を0にしなければならない。このためには、公共交通等の安全確保等のために総合的に取り組み、事故及びハイジャック・航空機テロの未然防止のための施策を行う必要がある。

### （有効性）

運輸安全マネジメント制度、保安監査、ハイジャック・航空機テロ対策などのこれまでの公共交通等の安全に関する各種取組を実施してきた結果、鉄道運転事故による乗客の死亡者数や事業用自動車による交通事故死者数・人身事故件数・飲酒運転件数、商船の海難船舶隻数、航空機に対するハイジャック・テロの発生件数及び国内航空における事故発生件数など、業績指標の達成に向けた成果を示しているもしくは目標年度では目標を達成していることから、A評価としたところ。船員災害発生率など一部B評価としたものもあるが、全体的に施策目標の達成に向けた順調な推移を示していることから、これらの取組は有効に機能してきたものと評価できる。

### （効率性）

施策目標の達成状況を踏まえた施策の見直し等により、重点的な分野について助成制度の創設や規制の強化を行うなど、公共交通等の安全確保等のために、より重点的投資を行うこととなり、効率的であると評価できる。

### （総合的評価）

近年、鉄道、自動車、海運、航空にわたる公共交通等の安全性についてかつてないほど国民の関心が高まっていることから、公共交通の安全確保・鉄道の安全性の向上、ハイジャック・航空機テロ防止に向けて、運輸安全マネジメント制度、保安監査、ハイジャック・航空機テロ対策などの取組を実施し、全体的に施策目標の達成に向けた順調な推移を示しているものの、今後とも、安全性の向上を図るために、施策実施の手を緩めることなく、引き続き安全に関する諸施策を行う必要がある。

### （反映の方向性）

- ・平成22年度より既存の補助制度である交通施設バリアフリー化設備等整備費補助制度を拡充し、高架駅の耐震化の一層の推進を図る。
- ・平成22年度船員災害防止実施計画にて重点対策（海難防止対策等による死傷災害の抑制に関する対策等）及び主要対策（新型インフルエンザ等感染症及び生活習慣病を中心とした疾病予防対策）を推進し、船員の死傷災害の発生率の減少を図る。
- ・運輸安全マネジメント制度の充実、保安監査のより一層の強化を図る。
- ・ハイジャック検査機器導入などのハイジャック・テロ対策の強化を図る。
- ・機材不具合やヒューマンエラー等への対応策についての検討など、航空の安全性の確保のための施策を行う。

**業績指標 94**

公共交通等の安全に関する調査研究結果を提供するホームページへのアクセス件数

評価	
A-3	目標値：2,000件（平成21年度） 実績値：2,646件（平成20年度） 初期値：2,240件（平成19年度）

**(指標の定義)**

公表後1ヶ月間における該当ページへのアクセス件数

**(目標設定の考え方・根拠)**

本調査研究結果について、調査対象地及び多く関心のある者に周知を図るため、報告書をホームページにおいて公表し、アクセス件数を把握することにより、成果を計るための指標とする。

目標値については、平成19年度が初年度であり、アクセス件数の見通しは困難であったが、1,000件を当面の目標として設定し、平成19・20年度については達成されたところ。平成21年度については、平成19・20年度の実績値が目標値を大きく上回ったことから、目標値を見直し、2,000件に変更した。

**(外部要因)**

なし

**(他の関係主体)**

なし

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

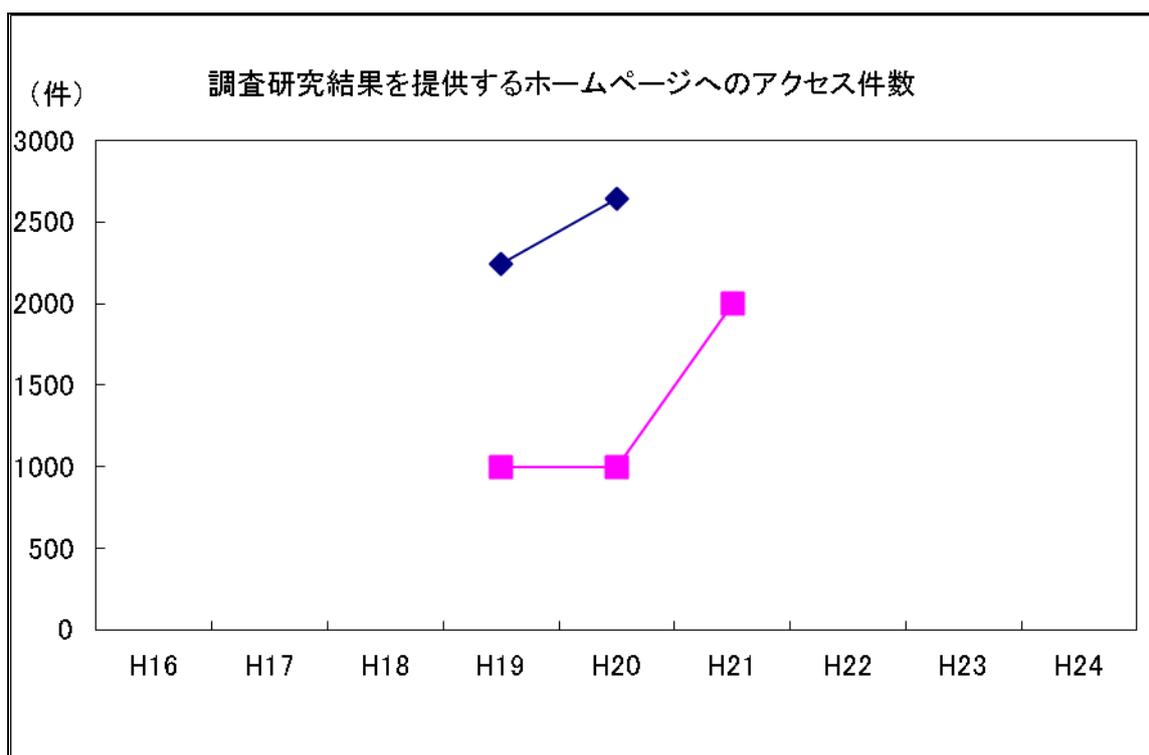
**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

なし

過去の実績値				(年度)
H17	H18	H19	H20	H21
-	-	2,240件	2,646件	集計中



**事務事業の概要****主な事務事業の概要**

飲酒運転根絶に向けた公共活用策に関する調査（社会実験） 予算額 3,886 千円（平成 21 年度）

**関連する事務事業の概要**

該当なし

**測定・評価結果****目標の達成状況に関する分析****（指標の動向）**

平成 21 年度の実績値については、5 月 21 日に調査研究結果を HP に公表し、7 月に集計予定。ただし、トレンドとしては、目標値の 2,000 件を達成するものと思われる。

**（事務事業の実施状況）**

当該調査は、飲酒運転根絶に向けた公共交通機関等の活用促進対策に関する調査研究であり、特定地域（山梨県甲府市及び周辺市町）を対象とし、飲酒運転防止を目的としたサービスモデルの創出の可能性などについて調査を行い、その結果を踏まえて社会実験を行ったものである（前年度の調査を踏まえ、帰宅時のバス利用を促すために毎週金曜日の夜にバスを 1 便増便する社会実験への助言等）。当該検討の報告書を記者発表と同時に国土交通省 HP に掲載したところである（5 月 21 日）。

**課題の特定と今後の取組みの方向性**

平成 21 年度の実績値については、5 月 21 日に調査研究結果を HP に公表し、7 月に集計予定。ただし、トレンドとしては、目標値の 2,000 件を達成するものと思われるため A と評価した。

また、平成 22 年度において、本調査事業を廃止するため 3 と判断した。

**平成 22 年度以降における新規の取組みと見直し事項****（平成 22 年度）**

平成 22 年度予算要求額の見直しにより当該調査を廃止

**（平成 23 年度以降）**

なし

**担当課等（担当課長名等）**

担当課：総合政策局総務課交通安全対策室（室長 石原 弘一）

**業績指標 95**

遮断機のない踏切道数

**評価**

A-2	目標値：4,000箇所（平成22年度） 実績値：4,212箇所（平成21年度） 初期値：4,939箇所（平成17年度）
-----	---

**（指標の定義）**

「遮断機のない踏切道数」とは、第3種（遮断機はないが踏切警報機が設置されているもの）及び第4種（遮断機及び踏切警報機が設置されていないもの）踏切道数のことをいう。

**（目標設定の考え方・根拠）**

平成13年度から平成17年度までの5箇年で除去された「遮断機のない踏切道数」をもとに、平成22年度末までの目標値を概ね4,000箇所として設定。

**（外部要因）**

既存路線の廃止

**（他の関係主体）**

鉄道事業者・地方公共団体

**（重要施策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

**【閣決（重点）】**

なし

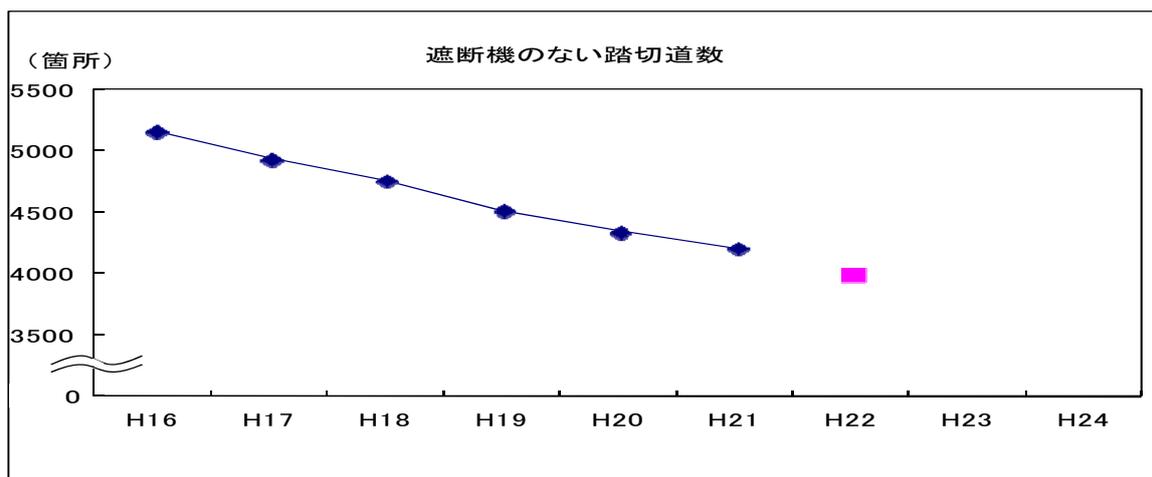
**【その他】**

第8次交通安全基本計画（平成18年3月14日中央交通安全対策会議決定）

**過去の実績値**

（年度）

H17	H18	H19	H20	H21
4,939箇所	4,764箇所	4,520箇所	4,352箇所	4,212箇所



**事務事業の概要**

**主な事務事業の概要**

踏切道における事故防止と交通の円滑化を図るため、立体交差化や統廃合により除却できない踏切道について、踏切道改良促進法に基づき踏切遮断機や警報機等の踏切保安設備の整備を進める。

踏切保安設備整備補助金：160百万円（平成21年度）

**（税制特例）**

- ・踏切道および踏切保安装置に係る非課税措置（固定資産税）  
非課税

・既設鉄軌道に新たに建設された立体交差化施設に係る非課税措置（固定資産税）  
非課税

**関連する事務事業の概要**

該当なし

**測定・評価結果**

**目標の達成状況に関する分析**

（指標の動向）

平成21年度は140箇所を削減し、目標達成に向け順調に整備が進んでいる。

（事務事業の実施状況）

遮断機のない踏切道については、踏切道改良促進法に基づく法指定や、遮断機のない踏切道への遮断機の設置に対し、踏切保安設備整備費補助を実施した。

**課題の特定と今後の取組みの方向性**

遮断機のない踏切道数は、平成21年度においては4,212箇所と前年度より140箇所減少しており、目標年度における目標値の達成に向けて順調に整備が進んでいることから、A-2と評価した。

踏切道における事故防止と交通の円滑化の観点から、踏切道改良促進法に基づく法指定や踏切保安設備整備費補助を活用しながら、踏切遮断機や警報機等の踏切保安設備の整備を進め、今後も遮断機のない踏切道の削減を進める。

**平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項**

（平成22年度）

なし

（平成23年度以降）

なし

**担当課等（担当課長名等）**

担当課：鉄道局施設課（課長 高橋 俊晴）

**業績指標 96**

主要な鉄道駅で耐震化が未実施である駅数

**評価**

A-1	目標値： 0 駅（平成22年度） 実績値： 112 駅（平成21年度） 初期値： 253 駅（平成18年度）
-----	--

**(指標の定義)**

主要な鉄道駅とは、緊急人員輸送の拠点等の機能を有する、1日あたりの乗降人員が1万人以上の在来線駅のことをいう。

**(目標設定の考え方・根拠)**

平成17年7月に一部修正された防災基本計画の提言を踏まえ、主要な鉄道駅について、平成22年度末を目途に耐震化を図ることを目標としている。

**(外部要因)**

なし

**(他の関係主体)**

鉄道事業者、第3セクター等（駅の改良整備・保有を業務とする）

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

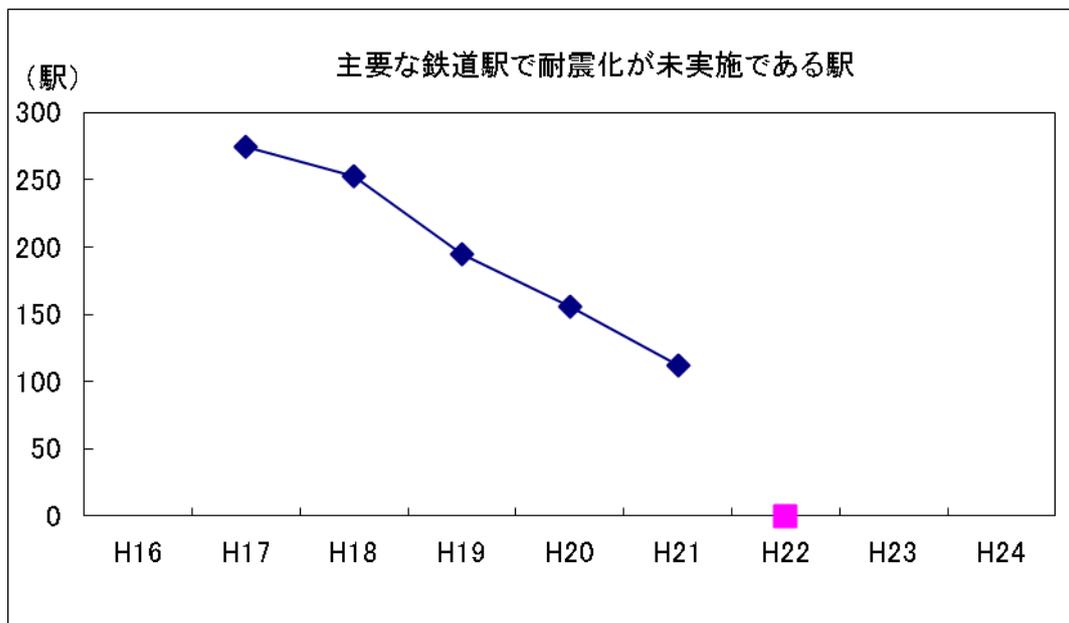
**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

防災基本計画（平成20年2月18日中央防災会議決定）

過去の実績値					(年度)
H17	H18	H19	H20	H21	
275 駅	253 駅	195 駅	156 駅	112 駅	



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

多数の駅利用者の安全及び発災時に駅の果たす防災機能を確保するため、緊急人員輸送の拠点等の機能を有する主要な鉄道駅について耐震補強を推進。

予算額：鉄道施設総合安全対策事業費の内数 1,656百万円（平成21年度）

（税制特例）

- ・補助を受けて整備する駅の耐震補強事業により取得する鉄道施設に係る特例措置（固定資産税）5年度分2/3 減収額0.3百万円（平成21年度）

### 関連する事務事業の概要

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

トレンドからすると、目標達成は若干困難に見えるが、工事着手駅数が伸びている（平成21年度15駅増加）こと、また、高架下利用者等関係者との調整に目途がたったことから今後順調に推移すると推測される。

（事務事業の実施状況）

主要な鉄道駅における耐震補強に係る費用の一部を補助し、耐震化の促進を図るとともに、税制の特例措置により鉄道事業者の負担軽減を図った。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標は主要な鉄道駅で耐震化が未実施である駅数であり、順調に整備が進んでいる。しかし、高架駅については高架下利用者等関係者が多いことから整備に時間を要しているため、平成22年度から既存の補助制度である「交通施設バリアフリー化設備整備費補助制度」を拡充（予算額3,940百万円の内数）し、高架駅の耐震化を推進することとした。よってA-1と評価した。

## 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成22年度）

交通施設バリアフリー化設備整備費補助制度の拡充

（平成23年度以降）

なし

## 担当課等（担当課長名等）

担当課： 鉄道局施設課（課長 高橋 俊晴）

**業績指標 97**

落石・なだれ等による鉄道施設及び住民の生活への被害を軽減するために行う防災工事の箇所数

**評価**

B-2

目標値：186箇所（平成23年度）  
 実績値：98箇所（平成21年度）  
 初期値：0箇所（平成18年度）

**（指標の定義）**

天然自然現象等によって風化した土砂等が崩壊、落下すること、又は、海水等の浸入若しくは海水等による浸食等により、民生の安定が破壊され、かつ、会社の鉄道施設が被害を受けることを防止するために平成19年度以降5箇年の間に行う防災工事の箇所数（累計）をいう。

**（目標設定の考え方・根拠）**

平成19年度から平成23年度までの5箇年のうちに整備が必要である箇所数を目標値として設定。

**（外部要因）**

鉄道沿線の自然環境、社会環境の変化。

**（他の関係主体）**

鉄道事業者（事業主体）

**（重要施策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

**【閣決】**

なし

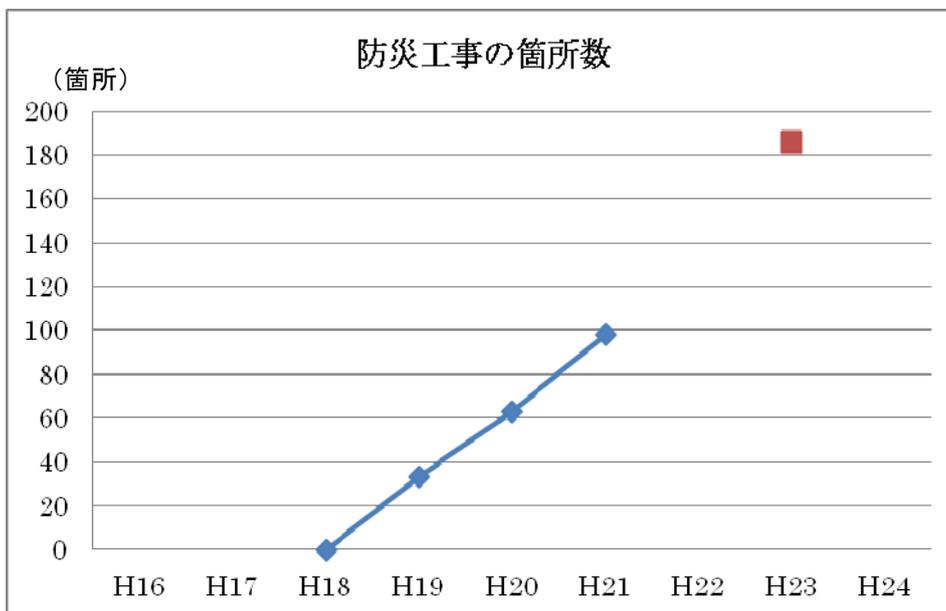
**【本部決定】**

なし

**【政府・与党】**

なし

過去の実績値					（年度）
H17	H18	H19	H20	H21	
—	0箇所	33箇所	63箇所	98箇所	



**事務事業の概要**

**主な事務事業の概要**

旅客会社等が実施する落石・なだれ対策、海岸保全等のための施設の整備であって、その効果が単に鉄道の安全確保に寄与するのみならず、住民、耕地、公共施設等の保全保護にも資する事業を推進する。

鉄道防災事業費補助：339百万円（平成21年度）

**関連する事務事業の概要**

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

平成21年度は35箇所の防災工事が行われ、トレンドを見ると、やや目標達成は難しいが、厳しい財政状況の中、限られた予算内で事業計画の見直しを行い、優先順位の高い箇所から集中的に工事を実施し、業績目標の達成を目指す。

#### (事務事業の実施状況)

旅客会社等が実施する落石・なだれ対策、海岸保全等のための施設の整備に対し、鉄道防災事業費補助により支援した。

### 課題の特定と今後の取組の方向性

旅客会社等が実施する落石・なだれ対策、海岸保全等のための施設の整備は、平成21年度においては35箇所実施され、目標値にはいまだ達成していないが、厳しい財政状況の中、限られた予算内で事業計画の見直しを行い、優先順位の高い箇所から集中的に工事を実施し、業績目標の達成を目指すことからB-2と評価した。

落石・なだれ等による住民の生活及び鉄道施設への被害を軽減する観点から、鉄道防災事業費補助を活用しながら、今後も防災工事を進める。

## 平成22年度以降における新規の取組

#### (平成22年度)

なし

#### (平成23年度以降)

なし

## 担当課等(担当課長名等)

担当課：鉄道局施設課(課長 高橋 俊晴)

**業績指標 98**

地方鉄道事業者のうち、「総合安全対策計画」を策定し、計画的に実行しているものの割合

**評価**

B-2	目標値：70% (平成24年度) 実績値：38% (平成21年度) 初期値：33% (平成20年度)
-----	--

**(指標の定義)**

経営基盤の脆弱な鉄道事業者のうち、老朽化した施設を補強・改良するなど、安全性の向上等を図るために策定する「総合安全対策計画」を策定し、これを計画的に実行している鉄道事業者の割合。

分子（老朽化した施設を補強・改良するなど、安全性の向上等を図るために策定する「総合安全対策計画」を策定し、これを計画的に実行している鉄道事業者）／分母（経営基盤の脆弱な鉄道事業者（約100社））

**(目標設定の考え方・根拠)**

目標設定を70%とした理由は、地方鉄道事業者約100社のうち現在保全整備事業（トンネル補修、レール交換、まくら木交換等）を実施している事業者約70社がすべて「総合安全対策計画」を策定し計画的に実行することを目標としたためである。

**(外部要因)**

なし

**(他の関係主体)**

鉄道事業者（事業主体）

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

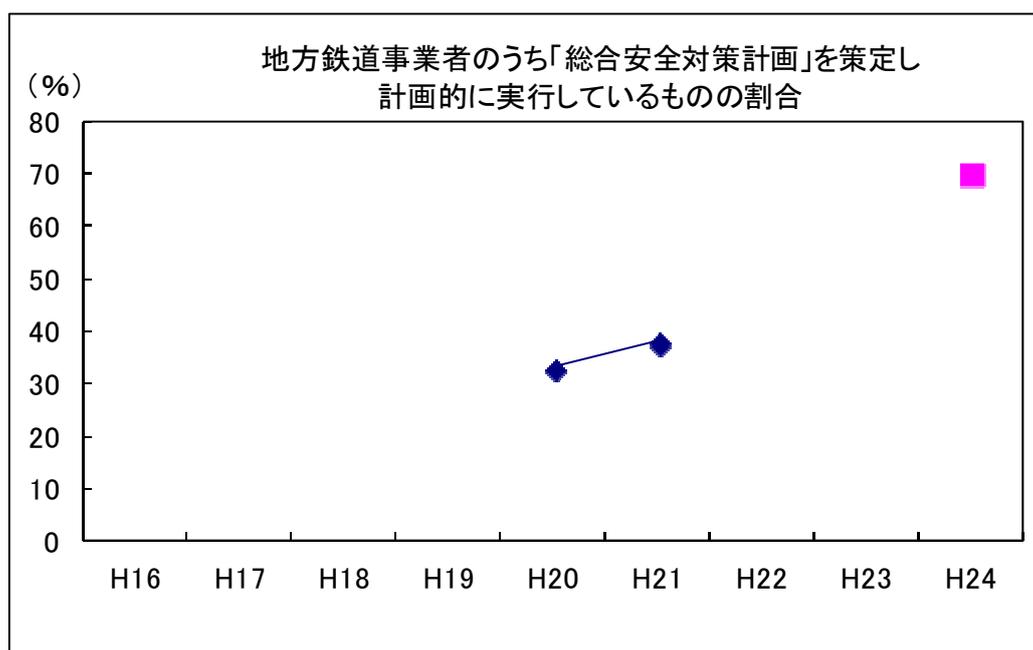
**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

なし

過去の実績値				(年度)	
H17	H18	H19	H20	H21	H22
-	-	-	33%	38%	



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

近年、社会資本ストックの急速な老朽化が指摘されており、鉄道においても開業後70年以上を経過した路線が、多数存在し、橋りょうやトンネルなど規模が大きい施設については、適切な改良が進んでいないことが懸念されていることから、中小鉄道の老朽化対策のための改良・補修事業に対し、国がその費用の一部を補助し、整備の促進を図る

鉄道施設総合安全対策事業費補助金（老朽化対策）：約0.8億円（H21年度）

鉄道軌道輸送高度化事業費補助金（計画安全事業）：約9.2億円（H21年度）

（税制特例）

- ・鉄道軌道輸送高度化事業費補助金等を受けて取得する安全性向上設備に係る課税標準の特例措置（固定資産税）5年度分1/2 減収額0.4億円（平成21年度）

### 関連する事務事業の概要

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

実績値としては、平成21年度は38%であり、現状のままだと達成が困難である。

（事務事業の実施状況）

経営基盤の弱い中小鉄道事業者に対する助成制度の創設及び税制の特例措置により鉄道事業者の負担軽減を図った。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

地方鉄道の老朽化対策については、各鉄道事業者が順次「総合安全対策計画」を策定し、施設の改良や補修が進められているところであるが、鉄道事業者によっては資金を工面することが困難であり、総合安全対策計画の策定に時間を要していることからB-2と評価した。今後、目標達成に向け、補助制度等の活用を視野に入れつつ、立入検査等の機会を捉えて、総合安全対策計画の策定及び実行について事業者に対して指導を行っていく。

## 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成22年度）

補助制度の見直しにより、「鉄道軌道輸送高度化事業費補助金」については「鉄道軌道輸送対策事業費補助金」、「総合安全対策計画」については「安全輸送設備整備計画」へと名称を変更した。

（平成23年度以降）

なし

## 担当課等（担当課長名等）

担当課：鉄道局施設課（課長 高橋 俊晴）

関係課：鉄道局財務課（課長 松本 年弘）

**業績指標 99**

鉄道運転事故による乗客の死亡者数

**評価**

A-2	目標値：0人（平成19年度以降毎年度） 実績値：0人（平成21年度） 初期値：0人（平成18年度）
-----	---

**(指標の定義)**

鉄軌道の運転事故による乗客の死亡者数

※1 鉄道の運転事故とは、列車衝突事故、列車脱線事故、列車火災事故、踏切障害事故、道路障害事故、鉄道人身障害事故及び鉄道物損事故をいう。

※2 軌道の運転事故とは、車両衝突事故、車両脱線事故、車両火災事故、踏切障害事故、道路障害事故、人身障害事故及び物損事故をいう。

**(目標設定の考え方・根拠)**

第8次交通安全基本計画に掲げた鉄道運転事故による乗客の死者数ゼロを目標とする。

また、同時に鉄道運転事故件数の減少を目指す。

**(外部要因)**

地震・突風等の自然災害

**(他の関係主体)**

鉄軌道事業者（事業主体）

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

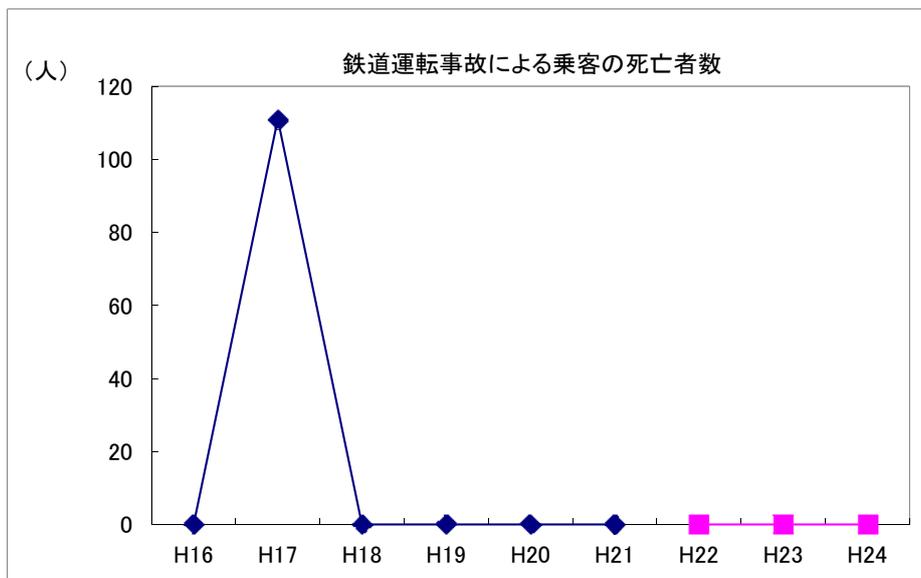
**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

第8次交通安全基本計画（平成18年3月14日中央交通安全対策会議決定）

過去の実績値				(年度)
H17	H18	H19	H20	H21
111人	0人	0人	0人	0人



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

- 鉄道交通環境の整備  
鉄道交通の安全を確保するため、鉄道施設の維持管理等の徹底を図るとともに、運転保安設備の整備、鉄道構造物の耐震性の強化等を促進し、安全対策の推進を図る。
- 保安監査等の実施  
鉄道の安全な運行を確保するため、保安監査の強化・充実を図るとともに、乗務員及び保安要員の知識及び技能の向上を図るよう指導する。また、国民全体に対しても広報活動を通じて安全意識の高揚を図る。さらに、鉄道事業者の経営トップから現場まで一丸となった安全管理体制の構築を推進するとともに、その構築状況を国が評価する運輸安全マネジメント制度を充実させ、より一層の安全性の向上を図る。
- 事故原因の究明  
運輸安全委員会は、重大な鉄道事故等が発生した場合、その原因を究明するための調査を適確に行うとともに、これらの調査の結果に基づき国土交通大臣又は原因関係者に対し必要な施策又は措置の実施を求め、鉄道事故の再発防止に寄与する。

### 関連する事務事業の概要

- 鉄道係員に関する安全指針整備、運転士の身体機能にかかる基準等についての調査検討  
漫然運転等による運転士等のミスについて調査・分析を行い、これらを防止するための対策等について調査検討を行うとともに、ガイドラインを策定し、鉄道の安全・安定輸送の向上を図る。また、運転士の業務と視機能の程度との関係を調査検討し、身体機能のガイドラインの見直しを図るための基礎資料とする。

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

平成17年度には重大事故が連続して発生したことにより乗客の死亡者数は111人に上ったが、平成18年度以降は乗客の死亡者数は0人となっており、進捗状況は順調といえる。

#### (事務事業の実施状況)

- 新幹線の高架橋柱及び在来線の高架橋柱について、耐震補強の促進を図った。
- 平成18年度に改正した技術基準に基づき、曲線、分岐器、線路終端、その他重大な事故を起こすおそれのある箇所へのATS等の整備促進を図った。
- 鉄道の安全運行を確保するため、鉄道事業法等に基づき、鉄道事業者等に対し保安監査を実施し、輸送の安全確保の取組状況、施設及び車両の保守管理の状況、運転取扱いの状況、乗務員等に対する教育訓練の状況等について適切な指導を行った。さらに、平成18年10月より導入した運輸安全マネジメント制度により、事業者の経営トップから現場まで一丸となった安全管理体制の構築を推進するとともに、事業者の安全管理体制の構築・改善状況について評価を実施し、輸送の安全の確保に努めた。
- 重大な鉄道事故等について、その原因を究明するための調査を行い、必要に応じて、調査の結果に基づき、国土交通大臣に対し講ずべき施策について意見を述べるなど、鉄道事故の再発防止の寄与に努めた。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標は目標値である死亡者数0人を示しており、A-2と評価した。鉄道運転事故件数に関しては長期的には減少傾向にあるものの、高密度、大量輸送という鉄道輸送の特徴により、ひとたび事故が発生すると被害は甚大なものとなる。このため、現在の取組を継続、強化し、業績指標の達成を目指すとともに、鉄道運転事故件数の減少を目指し、さらなる安全の確保を目指す。

## 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

#### (平成22年度)

なし

#### (平成23年度以降)

なし

## 担当課等(担当課長名等)

担当課：鉄道局安全監理官	(安全監理官 中桐 宏樹)
関係課：大臣官房運輸安全監理官	(運輸安全監理官 最勝寺 潔)
鉄道局技術企画課	(課長 北村 不二夫)
鉄道局施設課	(課長 高橋 俊晴)
運輸安全委員会事務局総務課	(総務課長 菅井 雅昭)

**業績指標 100**

事業用自動車による事故に関する指標（①事業用自動車による交通事故死者数、②事業用自動車による人身事故件数、③事業用自動車による飲酒運転件数）

**評価**

①A-2	目標値：380人（平成25年） 実績値：468人（平成21年） 初期値：513人（平成20年）
②A-2	目標値：43,000人（平成25年） 実績値：51,510人（平成21年） 初期値：56,295人（平成20年）
③A-2	目標値：0人（平成25年） 実績値：207人（平成21年） 初期値：287人（平成20年）

**(指標の定義)**

- ①事業用自動車第1当事者の交通事故における死者数。
- ②事業用自動車第1当事者の交通事故における人身事故件数。
- ③事業用自動車による飲酒運転に係る道路交通法違反取締件数。

**(目標設定の考え方・根拠)**

平成21年1月に示された政府全体の新たな交通事故削減目標を踏まえ、国土交通省においては、平成21年3月、「事業用自動車に係る総合的安全対策検討委員会」において、「事業用自動車総合安全プラン2009」を取りまとめており、その中で、今後10年間における目標を設定していることから、その事故削減目標値を本指標として設定している。

**(外部要因)**

交通量、事業者数、車両台数

**(他の関係主体)**

警察庁（事故・違反通報）、厚生労働省（労基通報）

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

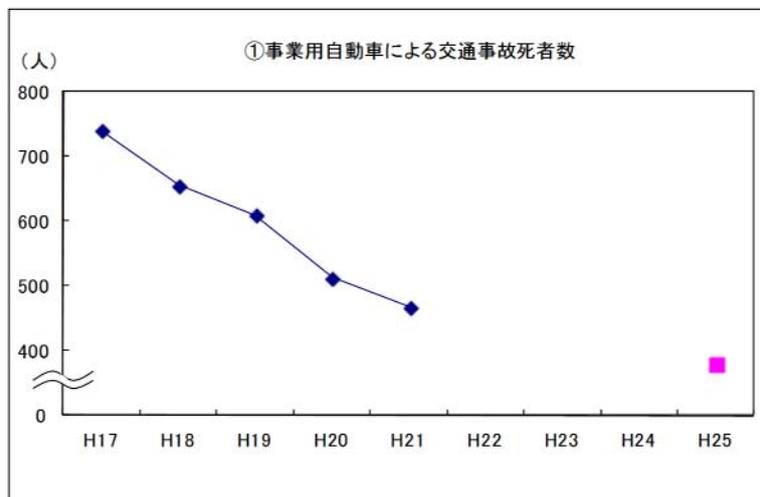
**【閣決（重点）】**

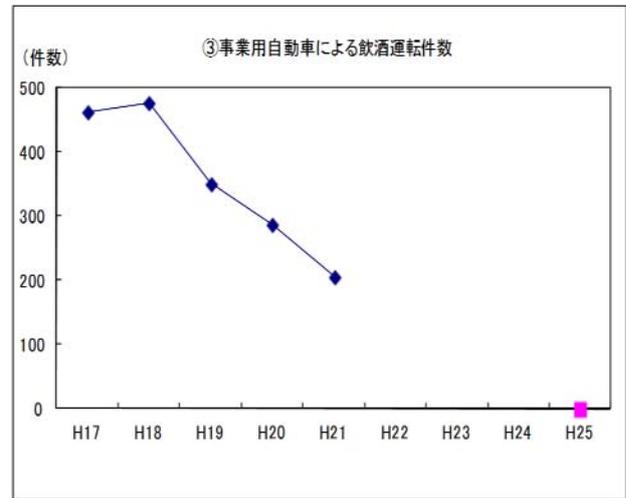
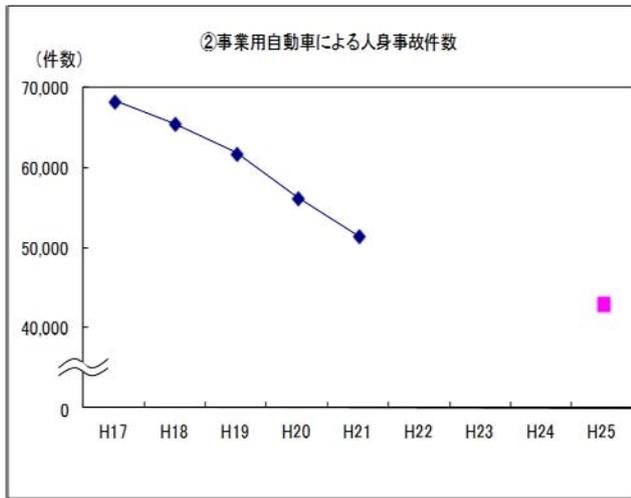
なし

**【その他】**

なし

過去の実績値					(年)
H17	H18	H19	H20	H21	
①740人	①656人	①610人	①513人	①468人	
②68,409人	②65,541人	②61,873人	②56,295人	②51,510人	
③463人	③477人	③352人	③287人	③207人	





**事務事業の概要**  
**主な事務事業の概要**

自動車運送事業の安全対策として以下を実施。  
 ・運輸安全マネジメント制度の充実・強化し、評価実施回数の増加を図る。【予算額：0.4億円の内数、評価実施回数：110回（平成21年度）】  
 ・監査の強化、運行管理制度の徹底、自動車事故調査・分析推進事業等【予算額：1.8億円（平成21年度）】

**関連する事務事業の概要**

該当なし

**測定・評価結果**  
**目標の達成状況に関する分析**

（指標の動向）  
 平成21年度の指標（実績値）は、前年度と比較しても減少しており、目標値の達成に向けて順調に推移している。  
 （事務事業の実施状況）  
 運行管理制度の徹底・改善、監査・処分の強化及び運輸安全マネジメントの推進等。

**課題の特定と今後の取組みの方向性**

業績指標は、目標値に向かって順調に減少していることから、A-2と評価した。  
 今後の取組みとして、さらなる事故の削減を目指し、事故防止対策支援推進事業を実施するとともに、飲酒運転の根絶を目指し、点呼時におけるアルコール検知器の使用の義務付けを行う。

**平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項**

（平成22年度）  
 事故防止対策支援推進事業（先進安全自動車の導入支援、運行管理の高度化に対する支援、社内安全教育の実施に対する支援）について、補助対象を拡大【予算額 6.8億円（平成22年度）】  
 （平成23年度以降）  
 点呼時にアルコール検知器の使用を義務付け（省令）

**担当課等（担当課長名等）**

担当課：自動車交通局安全政策課（課長 山崎 篤男）  
 関係課：大臣官房運輸安全監理官（運輸安全監理官 最勝寺 潔）  
 道路局環境安全課（課長 吉崎 収）  
 自動車交通局旅客課（課長 石崎 仁志）  
 自動車交通局貨物課（課長 志村 務）  
 自動車交通局保障課（課長 八木 一夫）  
 自動車交通局技術安全部技術企画課（課長 清谷 伸吾）  
 自動車交通局技術安全部整備課（課長 和辻 健二）

**業績指標 101**  
商船の海難船舶隻数

**評価**

A-2

目標値：466隻以下（平成23年）  
実績値：475隻（平成21年）  
初期値：518隻（平成18年）

**(指標の定義)**

海難が発生した旅客船、貨物船及びタンカーの船舶隻数の合計（毎年1月1日から12月31日）

**(目標設定の考え方・根拠)**

過去10年の商船の海難船舶隻数の推移を見ると、全体としては減少傾向にあるものの、近年はほぼ横ばいで推移している。これを再び減少傾向に向かわせることを狙いとして、平成23年までの5年間で平成18年比で商船の海難船舶隻数を1割以上減らすことを目標とする。

**(外部要因)**

海上交通量の変化、台風や津波等による海難

**(他の関係主体)**

なし

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

・海洋基本計画（平成20年3月18日）

海難の分析等による安全基準や運航管理体制の改善等を図ることが必要である。（第一部2）

海難の発生を未然に防止するため、運輸安全マネジメント制度に基づく評価を推進する。

外国船舶についても、国際的な基準に適合しない船舶を排除するため、各国と協調した対応を強化する。（第二部5（1）イ）

**【閣決（重点）】**

なし

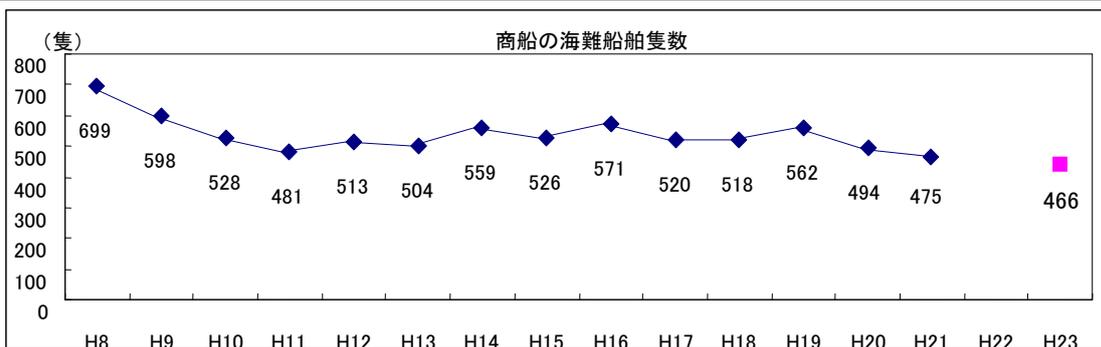
**【その他】**

なし

**過去の実績値**

(暦年)

H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
699隻	598隻	528隻	481隻	513隻	504隻	559隻	526隻
H16	H17	H18	H19	H20	H21		
571隻	520隻	518隻	562隻	494隻	475隻		



**事務事業の概要**

**主な事務事業の概要**

- 船舶の検査・監査等を通じハード・ソフト両面から安全対策を強化 予算額567百万円（平成21年度）
- ・ 運航労務監理官の監査の効率的・効果的実施のための研修制度の強化や監査実施体制の整備
- ・ 船舶検査官等が効果的な検査を実施するための研修の充実、ISO9001 品質認証の推進や船舶検査実施体制の整備
- ・ 海事分野における運輸安全マネジメント評価の実施
- ・ PSC（ポートステートコントロール：日本に入港する外国船籍の船に対して行う、船内設備などの安全に関する立入検査）の強化
- 運輸安全委員会による事故原因究明
- ・ 海難が発生した場合、その原因を究明するための調査を適確に行うとともに、これらの調査の結果に基づき国土

交通大臣又は原因関係者に対し必要な施策又は措置の実施を求め、海難の再発防止に寄与する。

#### 関連する事務事業の概要

該当なし

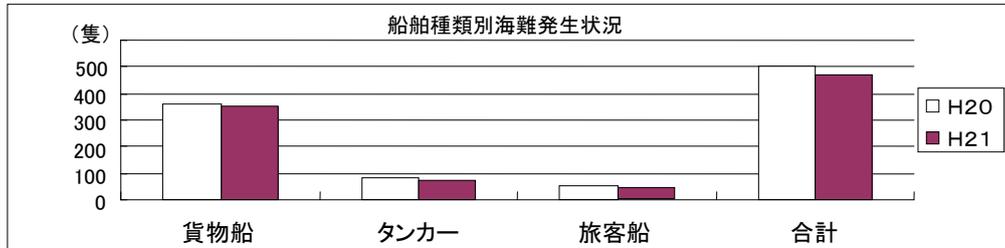
#### 測定・評価結果

##### 目標の達成状況に関する分析

###### (指標の動向)

平成21年の実績値は475隻であり、平成20年に比べ19隻の減少(3.8%減)となっており目標達成に向け順調に推移していると推測される。

指標の内訳を見ると、貨物船は346隻で平成20年比5隻の減少(1.4%減)、タンカーは83隻で平成20年比5隻の減少(5.7%減)、旅客船は46隻で平成20年比9隻の減少(16.4%減)であった。(下図参照)



###### (事務事業の実施状況)

- ・ 運航労務監理官により、旅客船及び貨物船の運航管理体制、船員の労働条件等の監査・指導及び運輸安全マネジメント体制の評価を実施するとともに、運輸の安全確保に万全を期するための全省的な体制強化のため、平成20年10月より大臣官房審議官及び技術審議官による運輸事業者の安全管理体制の立ち会いの下、評価を実施した。(平成21年度実績：697事業者に対する運輸安全マネジメント体制の評価を実施)
- ・ 船舶検査官により、船舶の構造・設備等に関する技術基準適合性の検査を実施するとともに放射性物質等の危険物の輸送に係る容器・積付等について審査・検査を実施した。(平成21年実績：約12,000隻の検査を実施)
- ・ 外国船舶監督官により、我が国に入港した外国船舶に対し国際条約に基づき船体の安全基準及び資格証明等についてPSCを実施した。(平成21年実績：約17,300件の欠陥是正を指示)
- ・ 運輸安全委員会は、海難について、その原因を究明するための調査を行い、必要に応じて、調査の結果に基づき、関係行政機関の長に対し講ずべき施策について意見を述べるなど、海難の再発防止の寄与に努めた。

##### 課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・ 平成21年の実績値は、平成20年より19隻減少しており、目標達成に向け順調に推移していることから、A-2とした。
- ・ 周囲を海に囲まれ、資源が乏しい我が国は、エネルギー関連資源、食物資源等の大半を海外からの輸入に頼っており、また多くの基幹産業が臨海部に立地しているため、海上輸送は我が国の産業、国民生活を支える上で欠くことができないものとなっている。ひとたび海難が発生すれば、我が国の経済活動や自然環境に計り知れない影響を及ぼす可能性があるほか、尊い人命を失うなど、国民の「安全・安心」を脅かすこととなる。このため、海難の発生を未然に防止し、また、海難発生時の被害を最小化するために、引き続き上記の事務事業をはじめとした各種施策を推進することとする。

#### 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

##### (平成22年度)

###### ○フェリー大傾斜事故の再発防止に向けた検討

平成21年11月に熊野灘で発生したフェリー大傾斜事故の発生を踏まえ、同種事故の再発防止対策を早急に確立するため、学識研究者、実務者等による事故防止対策検討委員会を開催する。

###### ○施策の見直し等による事務事業の廃止

以下の事務事業について、これまでの事業実績により一定以上十分な成果が得られているため、廃止する。

- ・ 電子航海機器の活用による衝突・座礁事故防止対策
- ・ 「海の駅」の多機能化・連携支援事業
- ・ FRP廃船高度リサイクルシステムの構築
- ・ 原子炉解体に伴い発生する大量の放射性廃棄物の輸送に従事する船舶の技術基準策定等
- ・ 水先制度の見直しに係る諸施策の推進に必要な経費

##### (平成23年度以降)

なし

#### 担当課等(担当課長名等)

担当課：海事局安全・環境政策課(課長 坂下 広朗)

関係課：大臣官房運輸安全監理官(運輸安全監理官 最勝寺 潔)

運輸安全委員会事務局総務課(課長 菅井 雅昭)

**業績指標 102**

船員災害発生率（千人率）

**評価**

B-1	目標値： 9.3‰（平成24年度） 実績値：11.5‰（平成20年度） 初期値：11.3‰（平成19年度）
-----	---

**（指標の定義）**

毎年4月1日より翌年3月31日までの間に発生した災害（転倒、船舶の機器によりはさまれる等の事故、海難、海中転落等）により死亡・行方不明又は3日以上休業した船員（予備船員を除く。以下同じ。）の船員千人あたりの率。

分子（毎年4月1日より翌年3月31日までの間に発生した災害（転倒、船舶の機器によりはさまれる等の事故、海難、海中転落等）により死亡・行方不明又は3日以上休業した船員数）／分母（船員数）に千を乗じたもの。

**（目標設定の考え方・根拠）**

船員災害防止活動の促進に関する法律第6条に基づき、船員災害の減少目標その他船員災害の防止に関し、基本となるべき事項を定めた船員災害防止基本計画を5年ごとに作成している。

平成20年度を初年度とし、24年度を目標年度とする第9次船員災害防止基本計画に基づき、5年間に死傷災害の発生率（年間千人率）を平成19年度に比べ21%減少させることを目標とする。

- ①全国平均の災害発生率を上回っている地域（地方運輸局単位）においては、全国平均まで減少させるとともに、さらに発生率を5%減少させることを努力目標とした。
- ②全国平均の災害発生率を下回っている地域においては、発生率を10%減少させることを努力目標とした。
- ③①及び②の考え方にに基づき平成15～17年度の3年平均の発生件数を基礎として目標を算出した。

**（外部要因）**

- ・海運業、漁業の置かれている経済状況、船員の労働条件（労働時間等）
- ・船舶及び陸上作業機器・設備の構造に係る問題
- ・海上及び港における救急・救護体制

**（他の関係主体）**

該当なし

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

**【閣決（重点）】**

なし

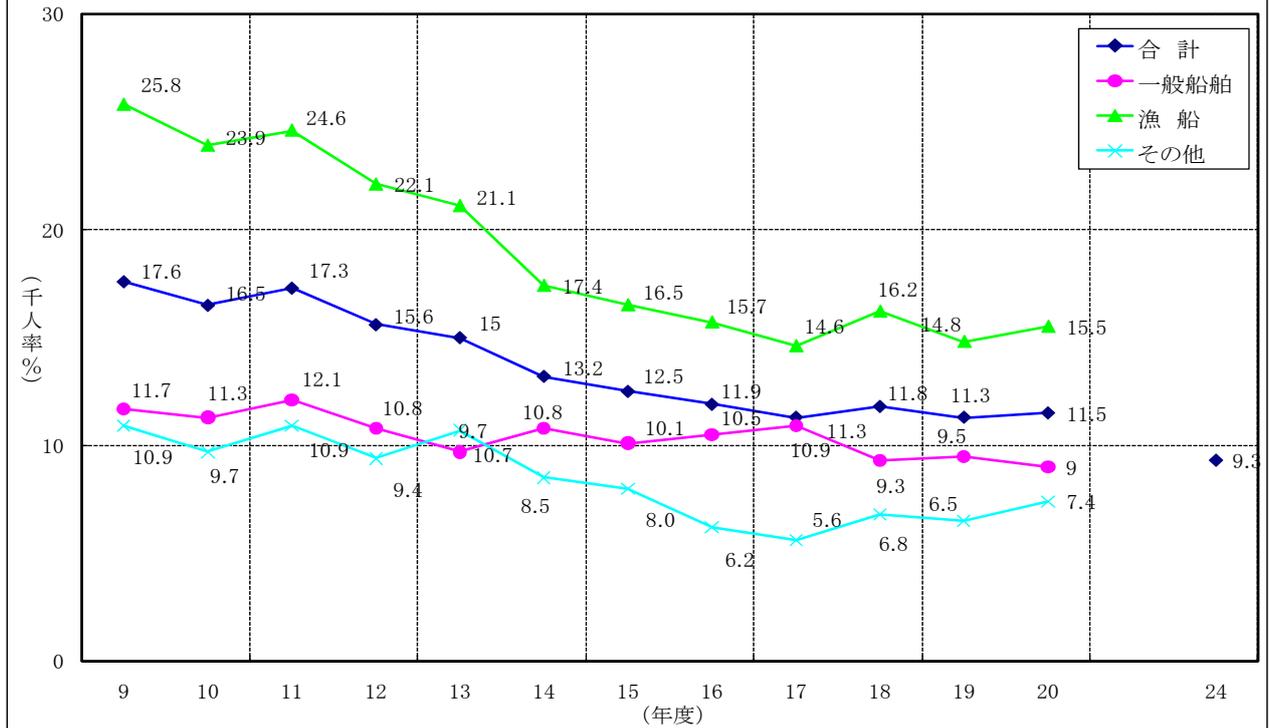
**【その他】**

第9次船員災害防止基本計画（計画期間：平成20年度から平成24年度までの5年間）

平成21年度船員災害防止実施計画

過去の実績値				(年度)
H17	H18	H19	H20	H21
11.3‰	11.8‰	11.3‰	11.5‰	集計中

図1 船員災害発生率（千人率）の推移



**事務事業の概要**  
**主な事務事業の概要**

○船員災害防止のための管理体制・基準策定等の推進

①安全管理体制の整備とその活動の推進

- 船舶所有者の安全管理体制の整備を推進し、安全管理活動の活性化を図る。特に、中小船舶所有者に対し船員災害防止のための協議会等の設置を促進し、安全衛生教育、災害事例等に関する情報交換等を推進する。

②死傷災害の防止

- 作業時を中心とした死傷災害防止対策を図るため、業種別、態様別等の災害防止対策を策定するとともに、特に死亡率の高い海中転落対策として作業用救命衣等保護具の使用徹底を図る。また、高齢船舶員に対しては、心身機能の変化に対応した死傷災害防止対策を推進する。

予算額 0.07億円（平成21年度）

**関連する事務事業の概要**

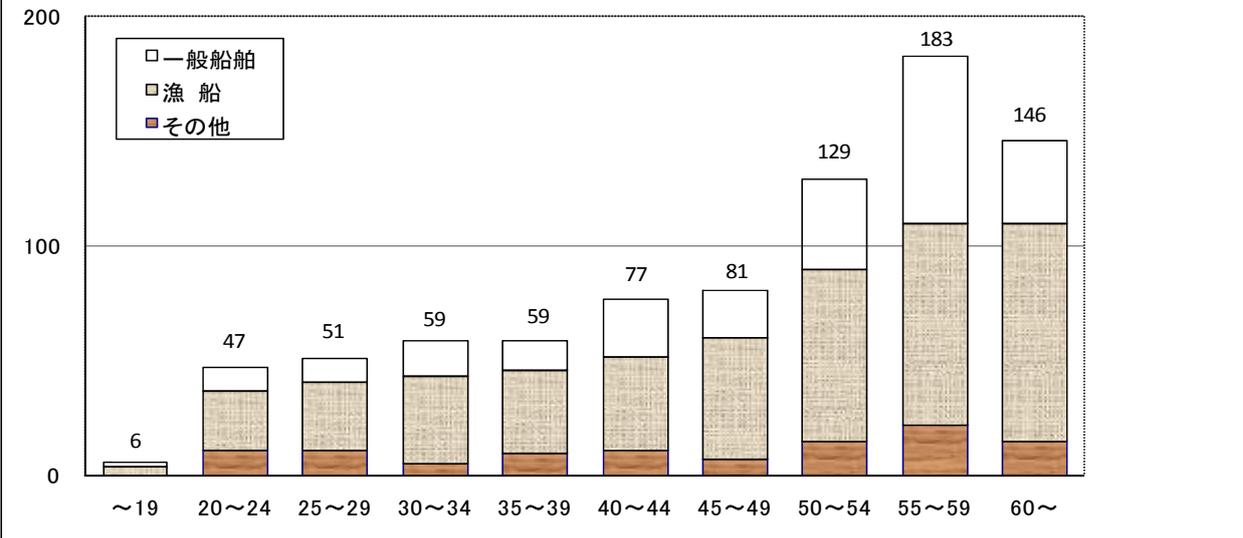
該当なし。

**測定・評価結果**  
**目標の達成状況に関する分析**

（指標の動向）

- 平成21年度の実績値は集計中であるため、平成20年度までの実績値について分析すると、平成20年度の実績値は11.5%（839件）であり、平成14年度と比べて死傷災害の発生率は約13%（357件）減少しているものの、昨年と比べると発生率は2%増加している。（図1）
- また、船員の高齢化が進展する中、高齢船員の占める割合は増加傾向にあり、平成20年度における50歳以上の船員の災害発生率は、全体の約55%（458件）を占めている。このため、高齢船員の死傷災害防止対策の推進を図る必要がある。（図2）

図2 業種別年齢階層別災害発生状況（平成20年度）



（事務事業の実施状況）

- 毎年開催される安全衛生月間期間中に、訪船指導を実施し、「転倒」、「はさまれ」、「海中転落」の防止対策等の指導を行うとともに、安全に関する各種講習会等を開催し船舶所有者、船員のみならずその家族に対しても参加を求め、安全意識の高揚を図った。  
 指導隻数 1,818隻  
 講習会等 64カ所 3,418人参加
- 関係機関、団体等で構成される船員災害防止推進連絡会議を開催し、関係者間での情報交換、連絡強化等を行った。（開催回数20回）

課題の特定と今後の取組みの方向性

- 平成20年度の死傷災害発生率は、平成19年度と比べて2%増加しているものの、その発生件数は、減少している。目標値に近づくため、船員災害の発生防止に対する更なる取組の推進を強化する必要がある。
- 今後は、第9次船員災害防止基本計画の目標減少率を達成するために、同基本計画に基づき、船員の高齢化に伴う心身機能の変化を踏まえた高齢船員の死傷災害対策を行うとともに若年船員に対する安全衛生に係る指導の充実、船内労働安全衛生マネジメントシステムの普及等死傷災害の防止に必要な対策を講じる。以上より、B-1と評価した。

平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成22年度）

船員の安全と健康の確保を目的として、5年ごとに船員災害防止基本計画を策定し、同基本計画に基づき、毎年度船員災害防止実施計画を策定している。同基本計画の実施を図るため、平成22年度船員災害防止実施計画では、重点対策（海難防止対策等による死傷災害の抑制に関する対策等）及び主要対策（新型インフルエンザ等感染症及び生活習慣病を中心とした疾病予防対策）を推進し、死傷災害の発生率（年間千人率）を、対前年度比7%減少させることを目標とする。

（平成23年度以降）

第9次船員災害防止基本計画の実施を図るために、平成23年度船員災害防止実施計画を作成することとしている。平成23年度は、同実施計画の重点対策及び主要対策を推進し、死傷災害の発生率（千人率）を、同実施計画で規定するとおり減少させることを目標とする。

担当課等（担当課長名等）

担当課：海事局運航労務課（課長 西村典明）

**業績指標 103**

小型船舶の安全拠点の数

**評価**

A-3

目標値：40箇所(平成21年度)  
 実績値：42箇所(平成21年度)  
 初期値：15箇所(平成18年度)

**(指標の定義)**

地域の海の安全拠点として海難事故等の発生の際の救難機能の補助や地域の海上の安全に関する情報等の発信機能を有する拠点の数

**(目標設定の考え方・根拠)**

舟艇利用者の安全運航を確保するため、マリレジャーや地域活性化の拠点として活用されているマリーナや港湾施設等を母体とした地域の海において、救難機能を備えた安全拠点の設置を推進する。

地域の防災・救難の拠点として活用される海の駅の登録数の拡大により平成19年度において目標であった30箇所を達成したことから、当時の海の駅の登録増加数を勘案し、目標値を40箇所とした。

**(外部要因)**

なし

**(他の関係主体)**

地方自治体

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

**【閣決(重点)】**

なし

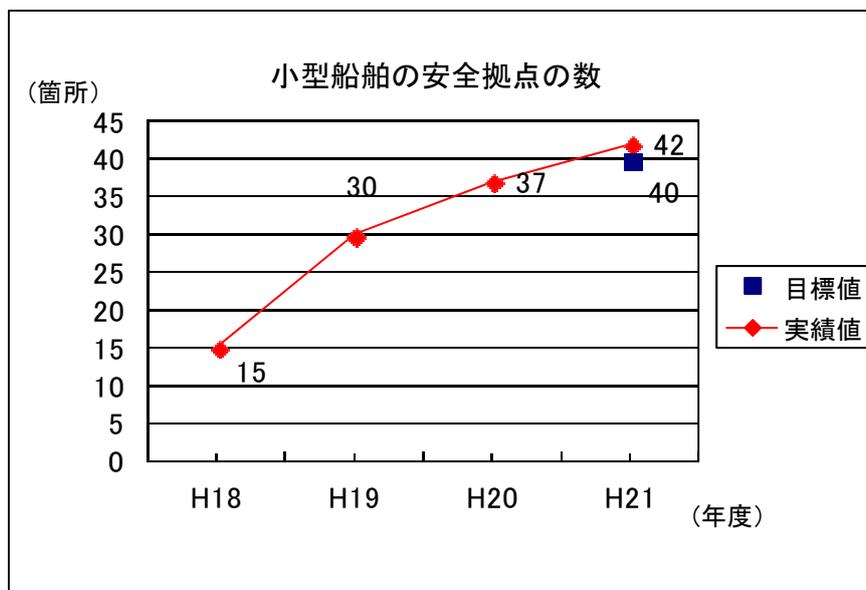
**【その他】**

なし

**過去の実績値**

(年度)

H17	H18	H19	H20	H21
—	15箇所	30箇所	37箇所	42箇所



**事務事業の概要**

**主な事務事業の概要**

①「海の駅」の多機能化・連携支援事業

近年、マリレジャーの拠点として拡大している「海の駅」を、災害時の水上輸送ルート確保や海難事故等発生の際の救難機能の補助、地域の海上の安全に関する情報発信等を推進することにより、地域の防災・救難の拠点として活用する多機能化を図った。

予算額：0.04億円(平成21年度)

## 関連する事務事業の概要

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

平成20年度に37箇所であった安全拠点の数は、平成21年度には42箇所となっており、目標の40箇所を達成した。これは海の駅の登録数の拡大及び地域における海の駅の認知度の向上によるものだと考えられる。

#### (事務事業の実施状況)

「海の駅」の多機能化・連携支援事業等の推進による舟艇の安全拠点の数の拡大を図った。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標の実績値が目標を達成し、また本事業も平成21年度をもって終了となるため、指標を廃止する。

## 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

#### (平成22年度)

なし

#### (平成23年度以降)

なし

## 担当課等(担当課長名等)

担当課： 海事局船舶産業課舟艇室(室長 大谷 雅実)

**業績指標 104**

航空機に対するハイジャック・テロの発生件数

**評価**

A-1	目標値：0件（平成16年度以降毎年度） 実績値：0件（平成21年度） 初期値：0件（平成14年度）
-----	---

**(指標の定義)**

国内空港出発の航空機に係るハイジャック及びテロの発生件数

**(目標設定の考え方・根拠)**

国内空港出発の航空機に係るハイジャック及びテロ（爆破等）の発生件数ゼロを目標とする。  
また、長期的にも常時ハイジャック及びテロの未然防止ができる状態を維持する。

**(外部要因)**

治安情勢の変動

**(他の関係主体)**

警察庁（警備業法に基づく空港保安警備1級及び2級の指定講習を空港保安検査員に実施している（財）空港保安事業センター（公益法人）を共管。）

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

**【閣決（重点）】**

なし

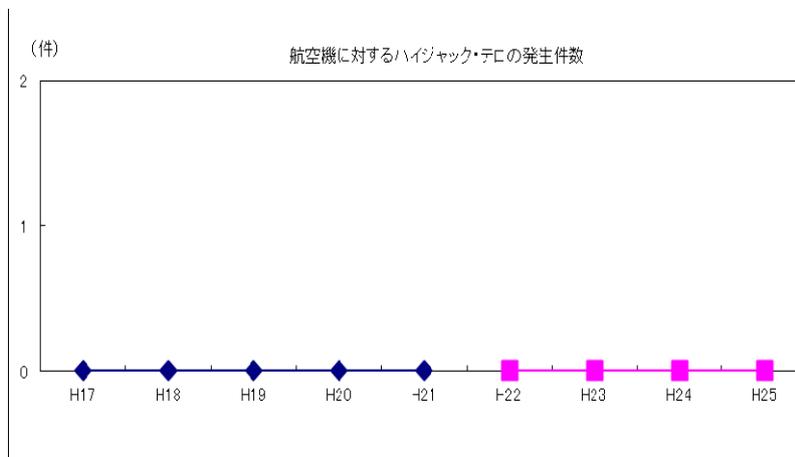
**【その他】**

なし

**過去の実績値**

(年度)

H17	H18	H19	H20	H21
0件	0件	0件	0件	0件



**事務事業の概要**

**主な事務事業の概要**

① ハイジャック・テロ対策の推進

- ・英国での航空機爆破テロ未遂事件を受け、ICAO（国際民間航空機関）のガイドラインに沿った新ルールとして、日本発国際線客室への液体物持込の量的制限を実施。
- ・セキュリティレベルを維持しつつ、物流の円滑化等を図るため、航空貨物に係る荷主から航空機搭載までの間を一貫して保護するための保安制度（RA制度）を導入。
- ・航空保安に万全を期すため、従来の空港警戒体制の最高レベルを「レベルⅠ」として恒久化するとともに、特定の対象への脅威が高まった場合の措置を「レベルⅡ」「レベルⅢ」として設定。航空保安対策の基準を強化。
- ・空港における保安対策（場周フェンスの強化、センサーの設置等）を強化。
- ・貨物用X線検査装置や空港関係者等検査機器の導入を促進。また、貨物用X線検査装置による爆発物検査及び空港従業員等検査を実施。

- ・航空法施行規則の一部改正（平成16年12月）を行い、航空保安に関する規定を整備。
  - ・空港警備の状況、レベルIに基づいた保安措置の実施状況等の監査を定期的実施。
  - ・空港危機管理のための現場の状況把握及び指示システムを拡充。
  - ・航空保安監査に係るデータ管理システムの構築。
  - ・貨物ターミナルにおける監視員の配置に対する補助制度の導入（平成17年6月）
  - ・航空保安に係る教育訓練の教材の充実。
  - ・日本発国際線搭乗ゲートにおける本人確認の実施。
  - ・空港における保安対策（空港全周へのフェンスの設置及び増設）の充実、強化。
  - ・各空港設置者に対する空港保安管理規定の届出の義務化。
- ② ハイジャック検査体制の維持・強化
- ・ハイジャック検査体制の維持・強化を図るため、保安措置の強化について必要な補助を実施。

**関連する事務事業の概要**

該当なし

**測定・評価結果**

**目標の達成状況に関する分析**

- (指標の動向)
- ・平成16年度以降毎年度の目標値は0件であり、目標については、達成している。
  - ・米国同時多発テロ事件以降、航空機に対するハイジャック・テロを未然に防止するため、空港警戒体制を最高レベルにするなどの航空保安措置を講じてきたところ、ハイジャック事件等は発生していない。
  - ・しかし、英グラスゴー空港車両突入事案（平成19年6月）、独フランクフルト空港テロ未遂事件（平成19年9月）、米航空機爆破未遂事件（平成21年12月）など、国際的なテロ情勢は依然として厳しく、公共交通機関等へのテロの脅威は増しており、国民に大きな不安をもたらしているため、ハイジャック対策を含めたあらゆる分野におけるテロ対策をより一層推進することが国内外から求められている。
- (事務事業の実施状況)
- ・空港警戒体制のレベルIの維持、ハイジャック検査機器導入に対する航空会社等への補助、空港警備状況等についての監査等の施策を引き続き実施した。

**課題の特定と今後の取組みの方向性**

- ・実績値は目標値の0件を達成している。この実績値は、従来からのハイジャック・テロ対策とともに新たな施策を推進してきた結果達成されたもので、今後、現在実施しているハイジャック・テロ対策を引き続き推進していくとともに、ICAOの取組に対する貢献等国際協力の推進、金属探知機では検知できない化学物質等や液体物に関する新たな検知技術の活用を検討し、航空保安対策に関する体制の整備・充実等を図っていくことからA-1と評価した。

**平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項**

- (平成22年度)
- ・金属探知機では検知できない化学物質等を検知するボディスキャナーに関する実証実験の実施。
  - ・我が国主催による日ASEAN航空保安ワークショップの開催。
  - ・空港設置者による空港全体の保安体制の定期的点検の責務の明確化。
- (平成23年度以降)
- なし

**担当課等（担当課長名等）**

担当課： 航空局監理部航空安全推進課（課長 渡邊 良）

**業績指標 105**

国内航空における航空事故発生件数

**評価**

A-2	目標値：12.2件（平成20～24年の平均） 実績値：11.6件（平成17～21年の平均） 初期値：13.6件（平成15～19年の平均）
-----	--

**(指標の定義)**

国内航空における大型飛行機、小型飛行機及びヘリコプターの航空事故（航空法第76条に定める事故）の年間発生件数（5年間の平均）。

**(目標設定の考え方・根拠)**

航空安全性向上に関する諸施策を講じることにより、航空事故の発生件数（平成20年～24年の5ヵ年平均値）を現況値（平成15年～19年の5ヵ年平均値）の約1割減とすることを目標とする。また、長期的にもできる限り着実に縮減していく。

**(外部要因)**

- ・ 気象条件

**(他の関係主体)**

なし

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

**【閣決（重点）】**

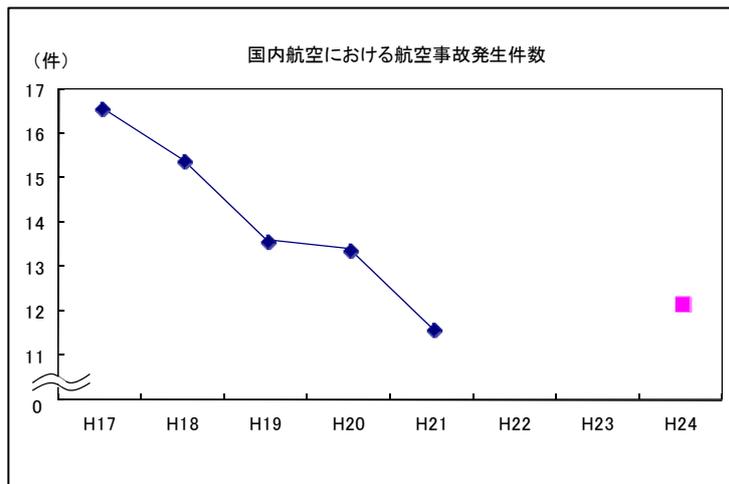
なし

**【その他】**

なし

過去の実績値					(暦年)
H17	H18	H19	H20	H21	H24
16.6件(※注) (単年) 14件	15.4件(※注) (単年) 8件	13.6件(※注) (単年) 14件	13.4件(※注) (単年) 11件	11.6件(※注) (単年) 11件	

(※注：過去5ヵ年平均値)



**事務事業の概要**

**主な事務事業の概要**

①航空機の安全な運航や安全性の確保

運航規程・整備規程の認可、運航管理施設の検査等を通じて、航空運送事業者等の安全基準への適合性を確保するほか、安全監査を年間を通じ高頻度で行うことにより、その体制や業務の実施状況を厳しくチェックするとともに、経営管理部門に対する運輸安全マネジメント評価を実施し、高い安全性を確保する。さらに、小型航空機等の事故を防止するため、法令及び関係規程の遵守、小型航空機等の運航者に対する教育訓練の徹底、的確な気象状況の把握等について指導を強化するとともに、小型航空機の運航者が安全運航のために留意すべき事項について全国8会場で開催する安全運航セミナーにおいて周知徹底を図る。

また、I C A O（国際民間航空機関）等の国際動向や技術の進歩等に合わせて航空機の安全基準を適時見直す等、所要の措置を行う。

予算額：航空安全対策の強化 約2.5億円（平成21年度）

運輸安全マネジメント制度の充実・強化 約0.4億円の内数（平成21年度）

#### ②航空保安施設の整備

より一層安全な航空交通を目指し、管制支援システム等の施設整備等を進める。

予算額：空港整備事業費 約44.5億円（平成21年度）

#### ③事故原因の究明

運輸安全委員会は、航空事故等が発生した場合、その原因を究明するための調査を適確に行うとともに、これらの調査の結果に基づき国土交通大臣又は原因関係者に対し必要な施策又は措置の実施を求め、航空事故の再発防止に寄与する。

#### 関連する事務事業の概要

該当なし

#### 測定・評価結果

##### 目標の達成状況に関する分析

###### (指標の動向)

当該指標は、各年毎に変動はあるものの、5年間の平均で見た場合、減少傾向にあるといえる。

###### (事務事業の実施状況)

- 航空安全に係る情報を幅広く収集し、トラブル発生の傾向を把握するため統計的な分析を行うとともに、有識者会議（航空安全情報分析委員会）を設置し、機材不具合やヒューマンエラー等への対応策について審議・検討を行った。
- この分析結果も含めて航空輸送の安全にかかわる情報をとりまとめ、平成21年6月に公表を行った。
- 航空会社毎に重点事項を定め、監査専従組織による専門的かつ体系的な立入検査を高頻度で実施するとともに、安全上のトラブルが発生した場合には機動的に立入検査を実施するなど、航空会社に対する効果的な安全監査を実施した。（平成21年度航空運送事業者の本社・基地に対する立入検査実施件数：415件）
- 事業者が経営トップから現場まで一丸となって安全管理体制を構築し、国がその実施状況を確認する運輸安全マネジメント評価を平成21年度は延べ22事業者に対して実施した。
- ヒューマンエラーを予防するため、滑走路占有状態等を管制官やパイロットへ視覚的に表示・伝達するシステムの整備を推進している。
- 羽田空港に鳥の群れを探知する専用レーダーの整備を開始した。
- 運輸安全委員会は、航空事故等について、その原因を究明するための調査を行い、必要に応じて、調査の結果に基づき、他国の関係当局に対し講ずべき措置について勧告を行うなど、航空事故の再発防止の寄与に努めた。

##### 課題の特定と今後の取組みの方向性

- 国内航空事故発生件数は各年毎に変動はあるものの、5年間の平均で見た場合、着実に減少してきていることから、A-2と評価した。
- 既に事故件数は低い水準にあり、大幅に減少させることは難しいが、今後も引き続き、航空安全情報の収集、分析を行うとともに、有識者会議にて機材不具合やヒューマンエラー等への対応策について審議・検討を行うほか、航空輸送の安全にかかわる情報の公表を行う。また、より一層安全な航空交通を目指し、各種支援システムの充実強化を図るほか、航空会社に対する体系的・専門的な安全監査及び経営管理部門に対する運輸安全マネジメント評価を引き続き実施していく。さらに、I C A O等の国際動向や国内の動向を踏まえつつ、所要の措置を講じていく。

#### 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

##### (平成22年度)

- 航空機を整備する認定事業場に対して、航空製品の不具合の発生を未然に防ぐための制度の導入を義務付ける。
- 操縦士資格に係る制度について安全性の向上を図るための見直しを行う。

##### (平成23年度以降)

なし

#### 担当課等（担当課長名等）

担当課：航空局技術部運航課（課長 島村 淳）  
関係課：大臣官房運輸安全監理官（運輸安全監理官 最勝寺 潔）  
航空局技術部航空機安全課（課長 高野 滋）  
航空局技術部乗員課（課長 鏡 弘義）  
航空局管制保安部保安企画課（課長 寺田 吉道）  
運輸安全委員会事務局総務課（課長 菅井 雅昭）

# ○安 全

## 政策目標 5

安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保

### 施策目標 1 5

道路交通の安全性を確保・向上する

信頼性の高い道路ネットワークづくりや交通安全対策、戦略的な道路管理を進めることで、道路交通の安全性を確保・向上する。

### 業績指標

1 0 6	全国道路橋の長寿命化修繕計画策定率
1 0 7	道路交通における死傷事故率
1 0 8	あんしん歩行エリア内の歩行者・自転車死傷事故抑止率
1 0 9	事故危険箇所の死傷事故抑止率

## 【評価結果の概要】

### （必要性）

平成 21 年中の交通事故による死者数は 4,914 人で、9 年連続の減少となるとともに、昭和 27 年以来 57 年振りに 5,000 人を下回ったが、交通事故による死傷者数は依然 90 万人を超えている。我が国の死傷事故率については大きく改善してきたものの、なお欧米諸国の水準を上回っている状況にある。また近年、大規模地震が相次いだことなどを受け、国民の間に災害への危機感が高まっている。さらに、高齢化する道路ストックが急増し、建設後 50 年以上の橋梁は 2029 年度に 51% を占めるまでに増加する。こうしたリスクに対する安全性や安心感の向上は必要不可欠なものであり、そのためにも、信頼性の高い道路ネットワークの形成や交通安全対策、戦略的な道路管理を進めていくことが必要である。

### （有効性）

交通安全対策については、道路管理者と公安委員会が連携して、「あんしん歩行エリア」や「事故危険箇所」を含め、交通の安全の確保が必要な道路上において交通安全施設等の整備を実施しており、これらの対策により交通事故の減少に努めているところである。

大規模な地震の発生や豪雨・豪雪等の発生に備えるため、橋梁の耐震対策、道路斜面等の防災対策、雪寒対策等の道路の整備を推進している。また、高速道路から市町村道までの道路橋について定期点検に基づく「早期発見・早期補修の予防保全」を計画的に実施することで、道路ネットワークの信頼性向上、及び道路橋の長寿命化を図っているところである。

「全国道路橋の長寿命化修繕計画策定率」及び「道路交通における死傷事故率」の業績指標については、概ね順調かつ着実に推移していることから、上記の取組内容が道路交通の安全性の確保・向上に有効であると評価できる。なお、「あんしん歩行エリア」及び「事故危険箇所」での取組みの有効性については今後、対策実施後の事故データを用いて、「あんしん歩行エリア内の歩行者・自転車死傷事故抑止率」及び「事故危険箇所の死傷事故抑止率」を算出し、評価する。

### （効率性）

交通安全対策については、平成 21 年 3 月に国土交通省と警察庁が、歩行者・自転車死傷事故発生割合が高く面的な事故抑止対策を実施すべきエリアを「あんしん歩行エリア」として、また事故の発生割合の高い区間のうち、特に重点的に対策を実施すべき区間を「事故危険箇所」として指定し、地域の状況等を踏まえつつ、重点的に実施しているところである。

また、道路橋の予防保全に対する取組みについては、都道府県道、市町村道における長寿命化修繕計画の策定が課題であり、地方自治体職員を対象とした橋梁点検の講習会の開催等の技術的支援や長寿命化修繕計画の策定及び当該計画の策定のために実施する健全度の把握のための点検に要する費用に対する財政的な支援を行っているところである。

このように課題に対して重点的に投資をしており、効率的に施策を実施していると評価できる。

（総合的評価）

一部の業績指標については対策実施後の指標値による今後の評価が必要ではあるが、その他の業績指標については概ね順調かつ着実に推移しているところである。さらなる道路交通の安全性の確保・向上のため、引き続き、信頼性の高い道路ネットワークづくりや交通安全対策、戦略的な維持管理を推進していく。

（反映の方向性）

- ・ 幹線道路と生活道路での交通事故対策を両輪とし、データに基づいた効果的・効率的な対策を実施
- ・ 地方自治体における長寿命化修繕計画策定への支援

**業績指標 106**

全国道路橋の長寿命化修繕計画策定率

**評価**

A-2	目標値：概ね100%（平成24年度） 実績値：54%（平成21年度） 初期値：28%（平成19年度）
-----	--

**(指標の定義)**

全国の15m以上の道路橋（約17万橋）について、長寿命化修繕計画（※）を策定している割合  
 長寿命化修繕計画策定率＝全国の15m以上の道路橋のうち長寿命化修繕計画を策定している橋梁箇所数（※2）  
 ÷ 全国の15m以上の橋梁箇所数（※2）

※ 長寿命化修繕計画とは、点検に基づき、必要な修繕・架替えの時期等を定めた計画

※2 橋梁箇所数とは、上下線が別々の場合は、それぞれ1箇所として勘定した数

**(目標設定の考え方・根拠)**

予防保全への転換に向け、5年後の平成24年度末までに全ての橋梁で長寿命化修繕計画を策定することを目標とする

**(外部要因)**

なし

**(他の関係主体)**

なし

**(重要政策)**

**【施政方針】**

第169回国会施政方針演説（平成20年1月18日）

「道路の維持・補修など国民生活に欠かすことのできない対策は実施しなければなりません。」

**【閣議決定】**

「新成長戦略（基本方針）」について（平成21年12月30日）

「維持修繕、更新投資等の戦略的な維持管理を進め、国民の安全・安心の確保の観点からリスク管理を徹底することが必要」

「新成長戦略」（平成22年6月18日）

（4）観光立国・地域活性化戦略

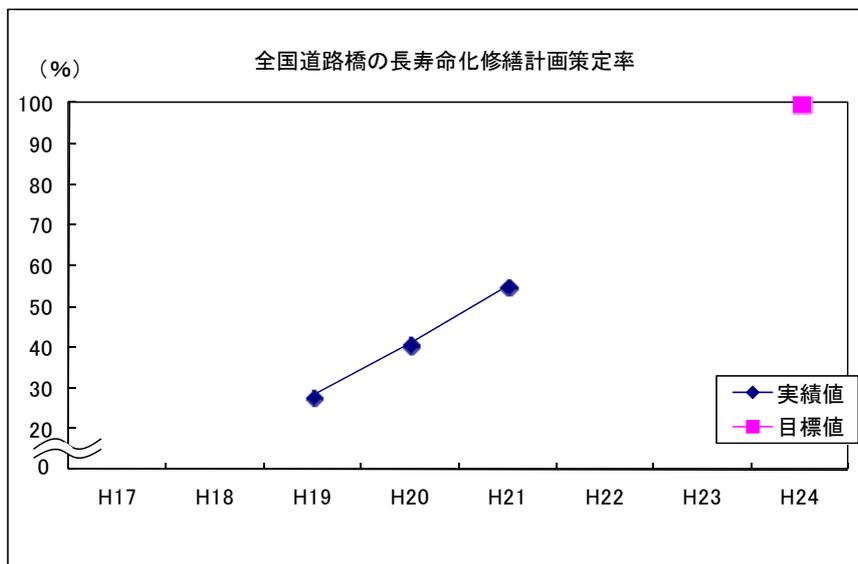
**【閣決（重点）】**

社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」

**【その他】**

なし

過去の実績値					(年度)
H17	H18	H19	H20	H21	H21
—	—	28%	41%	54%	54%



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

地方自治体に対して、自治体職員を対象とした橋梁点検の講習会の開催、技術者の派遣等の技術支援や長寿命化修繕計画の策定及び当該計画の策定のために実施する健全度の把握のための点検に要する費用に対する財政支援等を実施しているところ。(◎) 予算額：道路交通安全対策事業費等 7, 126億円の内数(平成21年度)  
(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

### 関連する事務事業の概要

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

- ・長寿命化修繕計画策定率の実績値については、平成20年度の41%から、平成21年度54%と目標達成に向けて順調に向上しているところ。
- ・しかしながら、道路管理者別に見ると、高速国道及び直轄国道の修繕計画策定率が100%、都道府県道で90%、政令市道で68%策定されているものの、市区町村道では依然として13%と低い状況にある。
- ・また、約4割の市区町村が技術、資金不足等の問題により定期的な点検が実施できていない状況にある。

#### (事務事業の実施状況)

- ・この状況を解消するために、地方自治体職員を対象とした橋梁点検の講習会の開催、技術者の派遣等の技術支援や長寿命化修繕計画の策定及び当該計画の策定のために実施する健全度の把握のための点検に要する費用に対する財政支援等を実施しているところ。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・業績指標は、平成20年度の実績値41%から平成21年度の実績値54%と向上し、目標達成に向けて順調に推移していることから、A-2と評価した。
- ・課題は市町村の修繕計画策定率をいかに向上させるかということであり、引き続き技術支援や財政支援に取り組むことが重要。

## 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

#### (平成22年度)

- ・地方自治体への点検等の技術支援

#### (平成23年度以降)

- ・なし

## 担当課等(担当課長名等)

担当課： 道路局 国道・防災課 道路保全企画室(室長 村山 一弥)  
関係課： 道路局 環境安全課 (課長 吉崎 収)

**業績指標 107**

道路交通における死傷事故率

**評価**

A-1	目標値：約1割削減 (約100件/億台キロ) (平成24年) 実績値：約 99件/億台キロ (平成21年暫定値) 初期値：約109件/億台キロ (平成19年)
-----	--

**(指標の定義)**

自動車走行台キロ当たりの死傷事故件数(1件/億台キロとは、例えば1万台の自動車が1万キロ走行した場合、平均1件の死傷事故が発生することを意味する。)

道路交通における死傷事故率=死傷事故件数 ÷ 自動車走行台キロ

**(目標設定の考え方・根拠)**

死傷事故率を過去の欧米と同程度のペース(5年で約1割)で削減することを目指すこととし、5年後のH24年末までに、H19年値に対して死傷事故率を約1割削減することを目標とする。

**(外部要因)**

- ・交通量の変動
- ・交通安全思想の普及

**(他の関係主体)**

警察庁

**(重要政策)**

**【施政方針】**

第169回国会施政方針演説(平成20年1月18日)

「昨年、交通事故の犠牲者は半世紀ぶりに6千人を下回りました。今後も効果的な対策を実施します。」

**【閣議決定】**

なし

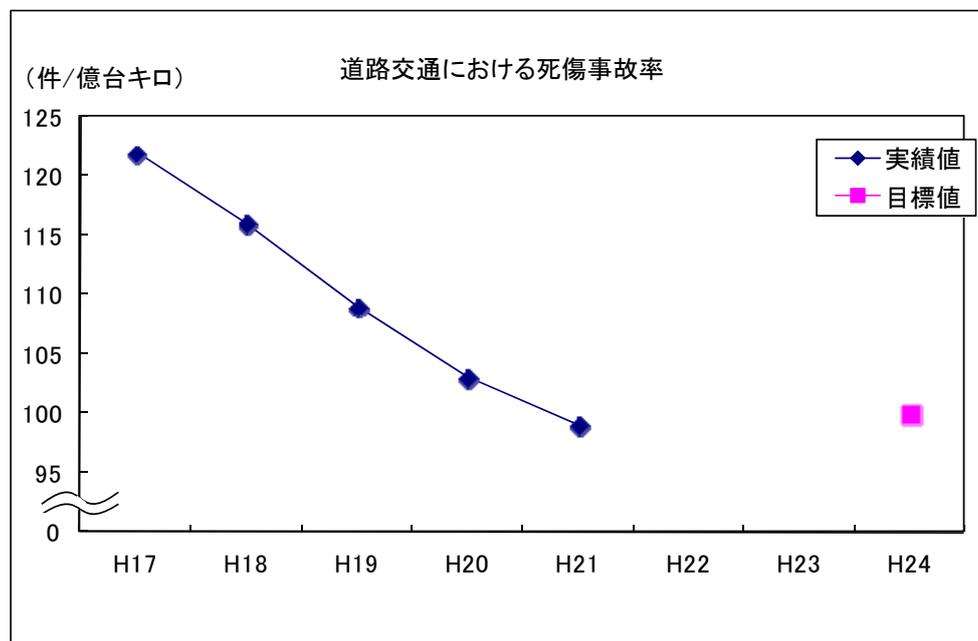
**【閣決(重点)】**

社会資本整備重点計画(平成21年3月31日)「第2章及び第5章に記載あり」

**【その他】**

第8次交通安全基本計画(平成18年3月14日中央交通安全対策会議決定)

過去の実績値					(年)
H17	H18	H19	H20	H21	H21
122 件/億台キロ	116 件/億台キロ	約109 件/億台キロ	約103 件/億台キロ	約99(暫定値) 件/億台キロ	



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

安全な道路交通環境の実現を目指し、幹線道路ネットワークの体系的な整備を進めるとともに、幹線道路における事故危険箇所を含めた事故の発生割合の高い区間での集中的対策の実施、歩行者等の事故多発地区における歩行者・自転車安全対策の重点実施（あんしん歩行エリアの整備）等、交通安全施設等の整備を推進する。(◎)

予算額：道路交通安全対策事業費等 7, 126億円の内数（平成21年度）

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

### 関連する事務事業の概要

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

平成20年実績値約103件/億台キロに対し、平成21年の実績値（暫定値）は約99件/億台キロと改善するとともに、目標値を達成する見込みとなった。

#### (事務事業の実施状況)

- ・交通をより安全な道路へ転換させるため、死傷事故率が低い自動車専用道路を含む幹線道路ネットワークの整備を実施。
- ・平成21年3月に582地区をあんしん歩行エリアに指定するとともに、3,396箇所を事故危険箇所として指定し、対策を実施中。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

死傷事故率に関する業績指標は平成17年度以降、減少傾向にある。平成21年も暫定値ではあるが減少し、目標値を達成する見込みとなったが、より安全な道路交通環境の実現に向け、引き続きこの状況を維持していく必要がある。

今後も、都道府県別の状況も精査した上で、死傷事故率の高い箇所など、優先度を国民に分かりやすく明示した交通事故対策を推進し、幹線道路と生活道路での交通事故対策を両輪とした効果的・効率的な対策を実施する。

また、平成22年1月の内閣府特命担当大臣の談話にある「平成30年を目途に、交通事故死者数を半減させ、これを2,500人以下とし、世界一安全な道路交通の実現」の達成に向け、今後も対策強化に向けた検討に取り組んでいく。

以上から、今回の評価としてはA-1とした。

## 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

#### (平成22年度)

なし

#### (平成23年度以降)

なし

## 担当課等（担当課長名等）

担当課：道路局 環境安全課 道路交通安全対策室（室長 加藤 恒太郎）

関係課：道路局 国道・防災課（課長 深澤 淳志）

**業績指標 108**

あんしん歩行エリア内の歩行者・自転車死傷事故抑止率

**評価**

C-2	目標値：約2割抑止（平成24年） 実績値：－（平成21年） 初期値：－
-----	---

**(指標の定義)**

あんしん歩行エリア（※）のうち、交通事故対策が実施された地区において抑止される歩行者・自転車死傷事故件数

あんしん歩行エリア内の歩行者・自転車死傷事故抑止率

$$= ((\text{対策前の歩行者・自転車死傷事故件数}) - (\text{対策後の歩行者・自転車死傷事故件数}))$$

$$\div \text{対策前の歩行者・自転車死傷事故件数}$$

※あんしん歩行エリア：

歩行者・自転車死傷事故発生割合が高く、面的な事故抑止対策を実施すべき地区であり、市区町村が主体的に対策を実施する地区について、警察庁と国土交通省が指定するもの。（582地区（平成21年3月））

**(目標設定の考え方・根拠)**

旧社会資本整備重点計画の計画期間（平成14年～平成19年）におけるDID地区での歩行者・自転車事故件数は約1割減少したことを踏まえ、DID地区にあり、公安委員会と道路管理者が連携して特に重点的に交通事故対策を実施する地区であるところのあんしん歩行エリアについては、平成21年3月にエリアを新たに指定して、その2倍のペースで歩行者・自転車事故件数を抑止することを目指すこととする。

**(外部要因)**

- ・交通量の変動
- ・交通安全思想の普及

**(他の関係主体)**

警察庁

**(重要政策)****【施政方針】**

第169回国会施政方針演説（平成20年1月18日）

「昨年、交通事故の犠牲者は半世紀ぶりに6千人を下回りました。今後も効果的な対策を実施します。」

**【閣議決定】**

なし

**【閣決（重点）】**

社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第5章に記載あり」

**【その他】**

第8次交通安全基本計画（平成18年3月14日中央交通安全対策会議決定）

**過去の実績値**

(年)

H17	H18	H19	H20	H21
－	－	－	－	集計中

**事務事業の概要****主な事務事業の概要**

市街地内の事故発生割合の高い地区において、歩行者等を優先する道路構造等により歩行者等の通行経路の安全性を確保する。

予算額：道路交通安全対策事業費等 7,126億円の内数（平成21年度）

**関連する事務事業の概要**

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

平成21年の実績値については、対策実施後の事故データがないため測定できない。

#### (事務事業の実施状況)

平成21年3月に582地区をあんしん歩行エリアに指定した。現在、各エリアにおいて、歩道の整備やハンブの設置等の対策を実施中であり、今後さらに本格化していく。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

平成21年の実績値については、対策実施後の事故データがないため算出できていないことと、今後対策が本格化していくことを踏まえ、業績指標をC-2と評価した。

## 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

#### (平成22年度)

なし

#### (平成23年度以降)

なし

## 担当課等(担当課長名等)

担当課：道路局 環境安全課 道路交通安全対策室(室長 加藤 恒太郎)

関係課：道路局 国道・防災課 (課長 深澤 淳志)

**業績指標 109**

事故危険箇所の死傷事故抑止率

**評価**

C-2	目標値：約3割抑止（平成24年） 実績値：－（平成21年） 初期値：－
-----	---

**(指標の定義)**

事故危険箇所（※）のうち、交通事故対策が実施された箇所において抑止される死傷事故件数の割合  
 事故危険箇所の死傷事故抑止率＝

$$\left( \text{対策前の死傷事故件数} - \text{対策後の死傷事故件数} \right) \div \text{対策前の死傷事故件数}$$

※事故危険箇所：

事故の発生割合の高い区間のうち、特に重点的に対策を実施すべき箇所として警察庁と国土交通省が指定するもの。

(3,396箇所（平成21年3月）)

**(目標設定の考え方・根拠)**

旧社会資本整備重点計画（平成14年度～19年度）における事故危険箇所対策では、事故抑止率約3割の目標を概ね達成していることから、平成21年3月に箇所を新たに指定して、引き続き本対策を実施することとし、その目標値についても前回同様に約3割抑止とする。

**(外部要因)**

- ・交通量の変動
- ・交通安全思想の普及

**(他の関係主体)**

警察庁

**(重要政策)****【施政方針】**

第169回国会施政方針演説（平成20年1月18日）

「昨年、交通事故の犠牲者は半世紀ぶりに6千人を下回りました。今後も効果的な対策を実施します。」

**【閣議決定】**

なし

**【閣決（重点）】**

社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第5章に記載あり」

**【その他】**

第8次交通安全基本計画（平成18年3月14日中央交通安全対策会議決定）

過去の実績値					(年)
H17	H18	H19	H20	H21	
—	—	—	—	集計中	

**事務事業の概要****主な事務事業の概要**

幹線道路における対策を効率的かつ効果的に実施するため、特に事故の危険性が高い箇所を事故危険箇所として指定し、公安委員会と連携して交差点改良等の交通事故対策を集中的に実施。

予算額：道路交通安全対策事業費等 7,126億円の内数（平成21年度）

**関連する事務事業の概要**

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成21年の実績値については、対策実施後の事故データがないため測定できない。

(事務事業の実施状況)

平成21年3月に3,396箇所を事故危険箇所として指定した。現在、各箇所において、交差点改良等の対策を実施中であり、今後さらに本格化していく。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

平成21年の実績値については、対策実施後の事故データがないため算出できていないことと、今後対策が本格化していくことを踏まえ、業績指標をC-2と評価した。

## 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成22年度)

なし

(平成23年度以降)

なし

## 担当課等(担当課長名等)

担当課：道路局 環境安全課 道路交通安全対策室(室長 加藤 恒太郎)

関係課：道路局 国道・防災課 (課長 深澤 淳志)

# ○安全

## 政策目標 5

安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保

### 施策目標 1 6

住宅・建築物の安全性の確保を図る

建築された建築物等の実体が建築基準関係規定に適合していることを確認する完了検査を確実に行うこと、また、建築確認、検査の業務に携わる特定行政庁の建築主事及び指定確認検査機関の確認検査員の実施体制を確保することにより、違反建築物が現出し、又は、不適切に使用されることを防止し、住宅・建築物の安全性を確保する。

### 業績指標

1 1 0	完了検査率
1 1 1	特定行政庁・指定確認検査機関における建築主事・確認検査員数

## 【評価結果の概要】

### （必要性）

構造計算書偽装事件を受け、建築確認、検査の厳格化を図り、もって建築物の安全性を確保することが必要との認識のもと、建築基準法の改正が行われた。建築物の安全性の確保のためには、建築された建築物等の実体が建築基準関係規定に適合していることが重要であり、そのためには完了検査対象建築物等の全てが完了検査を受けることと、確認・検査の内容が適確であるために実施体制を確保することの両面が必要であるとの観点から策を講じる必要がある。

### （有効性）

確認、検査を義務づけている全ての対象建築物について確実に完了検査を行うことにより、危険な建築物が現出し不適切に使用されることを防止している。また、指定確認検査機関における確認検査員の数を確保するため、指定確認検査機関の指定の基準において確認検査員の数を定め、これを満たさない機関は指定しないとともに、既存の指定確認検査機関においても基準を満たさない場合は建築基準法に基づき指定の取消し、業務停止命令の処分等を行うこととしており、確認、検査における審査の瑕疵等の発生を抑制している。これらの施策の実施は、当該施策目標を構成する業績指標である、完了検査率及び建築主事・確認検査員数とともに着実に改善を示していることから、有効であると評価できる。

### （効率性）

当該施策目標は、確認、検査の実施体制を確保し、完了検査を確実にを行うことを目標としていることから、指定確認検査機関が十分な確認検査員を確保することが重要である。そのため、建築基準法の改正により、確認検査員の確保が機関の評価の向上に結びつく仕組みを取り入れる等機関自身に確認検査員の確保のインセンティブが働くようにするなど、費用対効果の大きい施策を実施していることから、効率的であると評価できる。

### （総合的評価）

完了検査率については、着実に改善されているものの、目標に達成するまでには至っておらず、引き続き施策を推進する必要がある。

建築主事・確認検査員数については、平成22年6月1日付で、現状の建築確認体制の下での建築確認審査の迅速化、申請図書の簡素化、厳罰化を内容とする建築基準法施行規則及び関係告示等が改正施行し、本業績指標の前提が変わったことから、今年度をもって指標を廃止することとする。

### （反映の方向性）

施策目標の達成に向け順調に推移していることから、引き続き、既存施策を継続していくとともに、新たに講じる施策等の着実な実施により、住宅・建築物の安全性の確保対策を推進する。

**業績指標 110**  
完了検査率

**評価**

A-2	目標値：100%（平成22年度） 実績値：91%（平成20年度） 初期値：76%（平成17年度）
-----	--

**（指標の定義）**  
 建築基準法に基づく建築物等の完了検査率（A/B）  
 ※A：建築物等の完了検査件数 B：建築確認件数

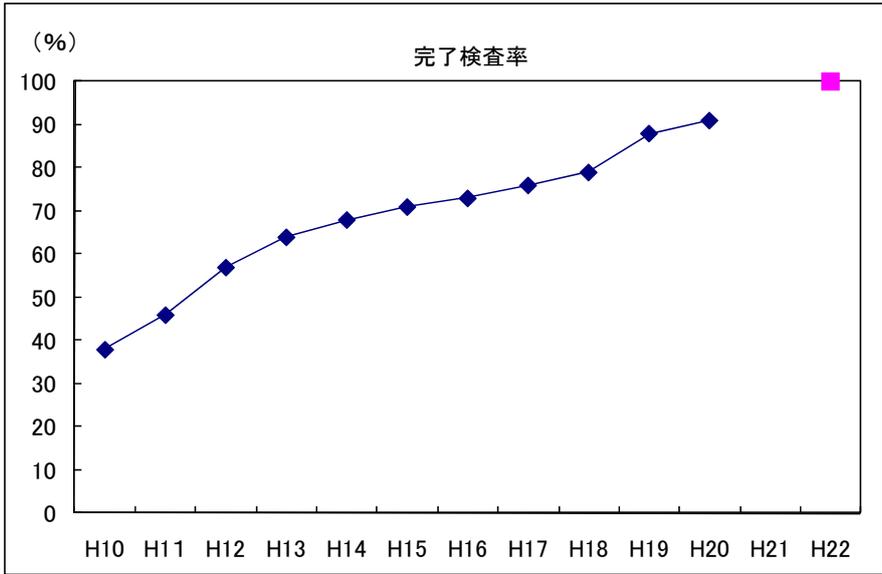
**（目標設定の考え方・根拠）**  
 住宅・建築物の安全性の確保を図るためには、建築基準法に基づく完了検査を工事が完了した建築物等全てが受検することが必要である。

**（外部要因）**  
 検査を行う建築主事等の人数

**（他の関係主体）**  
 ・特定行政庁（建築確認、検査事務の実施、建築主事の任命を行う）  
 ・指定確認検査機関（確認検査の実施、確認検査員の採用、選任を行う）

**（重要政策）**  
**【施政方針】**  
 なし  
**【閣議決定】**  
 なし  
**【閣決（重点）】**  
 なし  
**【その他】**  
 なし

過去の実績値											(年度)
H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
38%	46%	57%	64%	68%	71%	73%	76%	79%	88%	91%	集計中



**事務事業の概要**

**主な事務事業の概要**

建築確認・検査の厳格化

**関連する事務事業の概要**

平成18年度建築基準法改正による検査の厳格化（構造計算等）

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

平成10年度に38%であったものが順調に上昇を続け、最近では年3%以上の割合で改善している。

#### (事務事業の実施状況)

建築規制を実効あるものに再構築するために、国、都道府県、特定行政庁及び関係団体が協力して取り組むべき施策をとりまとめた「建築物安全安心推進計画」等の実施により、建築確認・検査を義務づけている全ての対象建築物について確実に完了検査を行うことにより、危険な建築物が現出し不適切に使用されることを防止している。また、建築行政における円滑かつ適確な業務の執行をさらに推進するため、平成22年度より、各特定行政庁において、完了検査の徹底等を内容とする「建築行政マネジメント計画」を策定することとしており、各特定行政庁において、当該計画の策定に向けた取組みを実施しているところである。さらに、指定確認検査機関における確認検査の業務が公正かつ適確に実施されるよう指定の基準を定め、国が指定した全ての指定確認検査機関への立入検査を実施するとともに、立入検査において、指定確認検査機関から特定行政庁への完了検査結果報告を適切に行うよう指導監督を行った。加えて、国においてポスター等を作成し、申請者等に対して完了検査の受検の普及啓発を図っているところである。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標は目標の達成に向けた成果を示しており、今後も現状の施策を継続することとしているため、A-2と評価した。

## 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

#### (平成22年度)

建築行政における円滑かつ適確な業務の執行を推進するため、国が「建築行政マネジメント計画策定指針」を制定。これを受け各都道府県及び特定行政庁が「建築行政マネジメント計画」を策定し、同計画に基づき完了検査率の更なる向上を目指す。

#### (平成23年度以降)

なし

## 担当課等(担当課長名等)

担当課：住宅局建築指導課(課長 金井 昭典)

業績指標 111

特定行政庁・指定確認検査機関における建築主事・確認検査員数

評価	
B-3	目標値：5,000人（平成22年度） 実績値：3,848人（平成20年度） 初期値：3,379人（平成18年度）

(指標の定義)

建築基準法に基づく建築物等の確認、検査を行うために建築基準適合判定資格者として登録を受けた者のうちから任命等される建築主事、確認検査員数

(目標設定の考え方・根拠)

住宅・建築物の安全性の確保を図るためには、建築基準法に基づく建築物等の確認、検査を適正に行うことが必要である。そのためには建築確認等を行う建築主事等の人数を確保しておく必要がある。

(外部要因)

- ・建築基準適合判定資格者検定による合格者数の多寡
- ・建築物等の新築等に伴う建築確認、検査の需要

(他の関係主体)

- ・特定行政庁（建築確認、検査事務の実施、建築主事の任命を行う）
- ・指定確認検査機関（確認検査の実施、確認検査員の採用、選任を行う）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

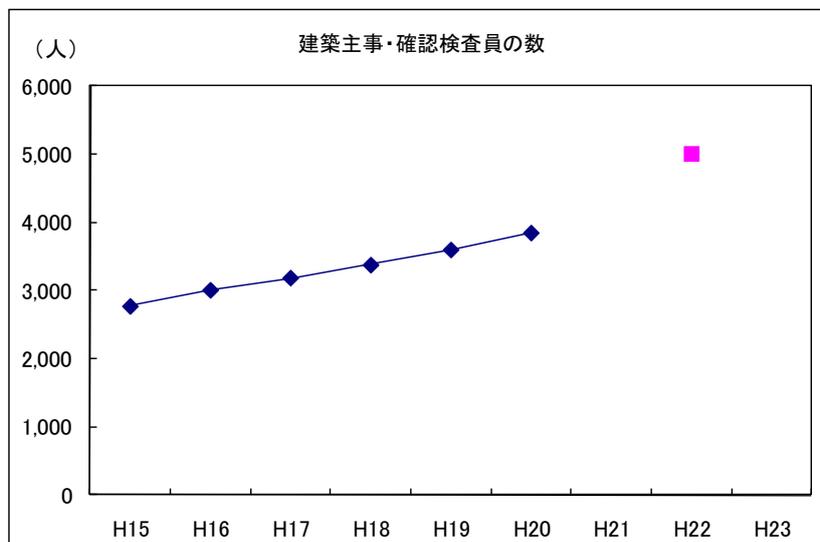
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値						(年度)
H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
1,866人	2,066人	2,167人	2,396人	2,576人	2,774人	3,010人
H17	H18	H19	H20	H21		
3,188人	3,379人	3,600人	3,848人	集計中		



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

指定確認検査機関の指導監督、関係機関との連絡調整  
予算額 31 百万円（平成 21 年度）

### 関連する事務事業の概要

平成 18 年度建築基準法改正による確認、検査の厳格化（構造計算等）

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### （指標の動向）

確認検査員等の指定要件（人数）を引き上げるなど、必要に応じて確認検査員の拡充に取り組んでおり、平成 20 年度の実績値は、平成 18 年度の初期値から増大しているものの、過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に達成できないこととなる。

#### （事務事業の実施状況）

国土交通大臣の指定に係る指定確認検査機関に対し、必要な人数確保について指導を行うとともに、都道府県知事の指定に係る機関について同様の指導を行うよう要請している。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

本業績指標は、耐震偽装問題を受けた平成 18 年の建築基準法改正による建築確認審査期間の長期化や書類量の増加・複雑化に対応するため、確認検査員等の数の拡充が必要であるという趣旨から、業績指標として設定したものであるが、平成 22 年 6 月 1 日付で、現状の建築確認体制の下での建築確認審査の迅速化、申請図書の簡素化、厳罰化を内容とする建築基準法施行規則及び関係告示等が改正施行し、本業績指標の前提が変わったことから、今年度をもって指標を廃止することとし、B-3 と評価する。

今後とも引き続き住宅・建築物の安全性の確保を図っていく。

## 平成 22 年度以降における新規の取組みと見直し事項

### （平成 22 年度）

平成 22 年 6 月 1 日付で、現状の建築確認体制の下での建築確認審査の迅速化、申請図書の簡素化、厳罰化を内容とする建築基準法施行規則及び関係告示等が改正施行し、今後とも引き続き住宅・建築物の安全性の確保を図っていく。

### （平成 23 年度以降）

なし

## 担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局建築指導課（課長 金井 昭典）

# ○安全

## 政策目標 5

安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保

### 施策目標 17

自動車事故の被害者の救済を図る

現状、年間約100万人もの自動車事故被害者が発生していることを踏まえ、被害者本人及びその家族に生じる経済的・肉体的・精神的被害の軽減を図るため、被害者救済対策を実施することが重要である。

### 業績指標

112	自動車事故による重度後遺障害者に対する介護料支給件数
-----	----------------------------

## 【評価結果の概要】

### （必要性）

自動車事故の発生状況については、平成20年に負傷者数が10年ぶりに100万人を下回ったものの、重度後遺障害者数は平成10年度以降年間2,000人前後で推移しており、依然として、被害者救済の必要性は高い。

### （有効性）

業績指標である「自動車事故による重度後遺障害者に対する介護料支給件数」が増加傾向にあり、より多くの自動車事故による被害者の経済的負担の軽減が図られていることから、自動車事故による被害者の救済が有効に機能しているものと評価できるものの、交通事故発生件数の減少等により、支給件数の伸び率は鈍化傾向であることから、目標達成に向けた成果にはまだ至っていない。

### （効率性）

自動車事故の被害者の救済を図るための、重度後遺障害者への介護料の支給を行う被害者救済対策事業は、他の主体においても類似事業は行われておらず、行政資源が効率的に活用されているものと評価できる。

### （総合的評価）

自動車事故の被害者の救済を図って、自賠責保険の保険金の支払適正化事業、ひき逃げ・無保険車事故による被害者への損害てん補を行う政府保障事業、重度後遺障害者への介護料の支給や療護センターの設置などの被害者救済対策事業を実施しているところである。

重度後遺障害者数が、平成10年度以降年間2,000人前後で推移しており、依然として自動車事故による被害者が多数発生していることを踏まえ、これらの被害者救済対策事業のうち、自動車事故による重度後遺障害者に対する介護料支給の件数を業績指標として採用しているところであるが、同指標が増加傾向にあることから、経済的負担の軽減を通じた自動車事故被害者の救済が適切に図られているものと認められる。

### （反映の方向性）

自動車事故による重度後遺障害者に対する介護料支給制度の周知徹底等を図り、より一層、自動車事故による被害者の救済を図る。

**業績指標 112**

自動車事故による重度後遺障害者に対する介護料支給件数

**評価**

B-2	目標値：20,491件（平成23年度） 実績値：17,653件（平成21年度） 初期値：16,264件（平成18年度）
-----	---

**(指標の定義)**

自動車事故の被害者であって、介護が必要な重度後遺障害者及びその家族の負担軽減のために、独立行政法人自動車事故対策機構を通じて支給している介護料の毎年度末における支給件数。

**(目標設定の考え方・根拠)**

介護料支給実績及びその伸び率を勘案し、目標値を設定した。

**(外部要因)**

交通事故発生件数、介護保険等他の介護関係給付制度の動向。

**(他の関係主体)**

独立行政法人 自動車事故対策機構

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

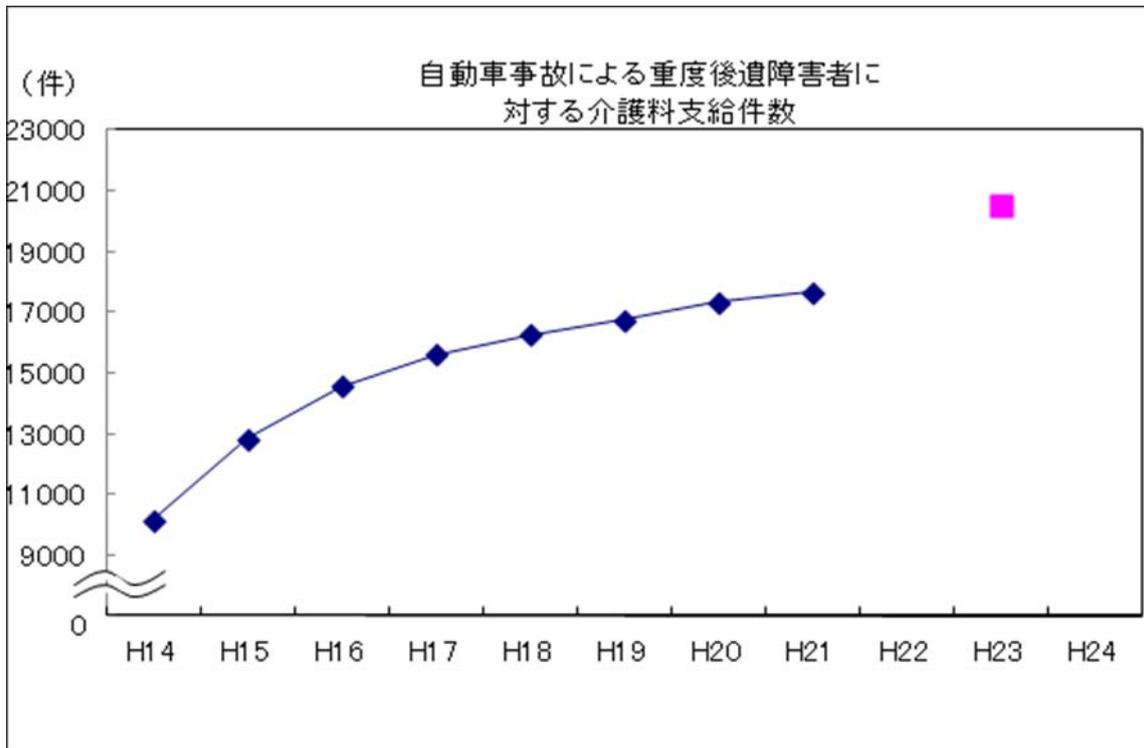
**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

なし

過去の実績値					(年度)
H17	H18	H19	H20	H21	
15,597件	16,264件	16,732件	17,337件	17,653件	



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

自動車事故の被害者であって、介護が必要な重度後遺障害者及びその家族の負担軽減のために、独立行政法人自動車事故対策機構が行う介護料の支給 予算額31億円（平成21年度）

### 関連する事務事業の概要

自動車事故被害者向けパンフレット等による各種支援策に係る広報活動を実施。

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### （指標の動向）

自動車事故による重度後遺障害者数については平成10年度以降年間約2,000人前後で推移しており、依然として自動車事故による被害者が多数発生しているところである。平成21年度の介護料の支給件数は、当該年度に取り組んだ広報等により、平成20年度におけるトレンドと比較して増加しているものの、交通事故発生件数が減少傾向にあること、介護料の支給要件を満たしているにもかかわらず、介護保険等他の介護関係給付制度の充実等により、介護料支給件数の伸び率は鈍化傾向である。

#### （事務事業の実施状況）

より多くの自動車事故による被害者の救済のため、ホームページ等における広報に加えて、病院、地方公共団体及び被害者団体の会等での制度の説明、パンフレットの設置の依頼等により、周知徹底を図っているところである。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

平成21年度実施した広報等の取組により、平成20年度よりも支給件数が増加しているものの、交通事故発生件数が減少傾向にあること、介護料の支給要件を満たしているにもかかわらず、療護施設や他の公的資金の支給など社会保障の充実により、支給件数の伸び率は鈍化傾向であるが、予算の制約等により、支援対象の抜本的な見直し等の改善策を行うことは困難であることから、B-2と評価した。

今後とも、自動車事故対策機構を通じた介護料支給をはじめとする被害者救済対策事業を引き続き実施し、介護料の支給要件を満たしているにもかかわらず、当該制度の不知等により支給を受けられない者がないように、これらの事業に関する周知徹底を引き続き図っていくことで、病院、地方公共団体及び被害者団体等の協力のもと、効果的な広報に努めていく。

## 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

### （平成22年度）

なし

### （平成23年度以降）

なし

## 担当課等（担当課長名等）

担当課：自動車交通局保障課（課長 八木 一夫）

# ○安全

## 政策目標 5

安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保

### 施策目標 1 8

自動車の安全性を高める

交通事故による死者数は年々減少傾向にあり、平成 2 1 年には 4, 9 1 4 人となったが、平成 3 0 年を目途に交通事故死者数を 2, 5 0 0 人以下とする新たな政府の目標（平成 22 年 1 月 2 日中央交通安全対策会議交通対策本部長内閣府特命担当大臣談話による。）に向け、車両安全対策による更なる死亡事故率低減が重要である。

### 業績指標

1 1 3	車両対車両衝突事故における死亡事故率（正面衝突）
-------	--------------------------

## 【評価結果の概要】

### （必要性）

近年、自動車事故による死亡者数は減少しているものの、死亡事故低減に対する国民のニーズは依然大きい。死亡事故の究極的な目標はゼロであり、更なる死亡率の低減のため、引き続き安全基準の拡充・強化を実施する必要がある。

### （有効性）

平成21年の車両対車両事故の死亡事故率を事故類型別に見ると、正面衝突は2.97%（車両対車両事故全体で0.65%）と際立って高くなっている。そのため、業績指標である「車両対車両衝突事故における死亡事故率（正面衝突）」を低下させることは、更なる事故死者数の減少に非常に有効である。

### （効率性）

死亡者数の低減が進む一方で、事故件数は依然高い水準にある。事故件数が変わらないことを鑑みれば、死亡事故率の高い形態である正面衝突事故の死亡事故率を低減させることは、交通事故による死亡者数を減少させるために極めて効率的である。

### （総合的評価）

依然として交通事故の状況は深刻な状況であり、車両安全対策により死亡事故削減を実現していくため、安全基準の拡充・強化を実施してきた。平成18年に決定された第8次交通安全基本計画で掲げられた「平成22年までに交通事故死者数を5500人以下にする」との目標はすでに達成されたが、「平成30年を目途に交通事故死者数を2500人以下にする」との新たな政府の目標（平成22年1月2日中央交通安全対策会議交通対策本部長内閣府特命担当大臣談話による。）を実現するため、引き続き安全基準の強化・拡充を実施していく必要がある。

業績指標である「車両対車両の衝突事故における死亡事故率（正面衝突）」は、初年度の平成12年と平成21年を比べると3.6%から3.0%に減少しており、これまでの施策が有効に機能してきたものと評価できる。

### （反映の方向性）

事故を未然に防止するための新たな技術にも着目し、各種統計の分析を通じて、車両対車両衝突事故における死亡事故率の低減の他、事故件数や負傷者数の低減も考慮した安全基準の拡充・強化をはかる。

**業績指標 113**

車両対車両衝突事故における死亡事故率（正面衝突）

**評価**

A-2

目標値：3.0%（平成22年）  
 実績値：3.0%（平成21年）  
 初期値：3.1%（平成17年）

**（指標の定義）**

正面衝突時における死亡事故率

（分子）＝正面衝突時の死亡事故件数

（分母）＝正面衝突事故件数

**（目標設定の考え方・根拠）**

前面衝突時の車両の被害軽減対策により、車両対車両の衝突事故における死亡事故率（正面衝突）が3%程度に減少すると見込まれるものとして設定したもの。

**（外部要因）**

交通安全思想の普及状況等

**（他の関係主体）**

警察庁（指導取締）、消防庁（救急体制の整備）等

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

**【閣決（重点）】**

なし

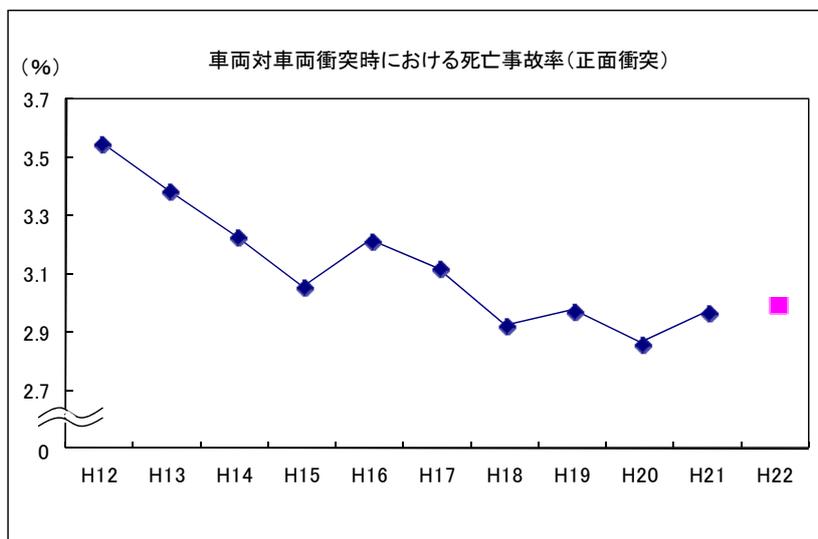
**【その他】**

なし

**過去の実績値**

（年）

H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
3.6%	3.4%	3.2%	3.1%	3.2%	3.1%	2.9%	3.0%	2.9%	3.0%



**事務事業の概要**

**主な事務事業の概要**

- ・ 学識経験者やモータージャーナリスト等多方面の専門家からなる「安全基準検討会」において頸部傷害軽減対策の強化やブレーキ・アシスト・システム、コンパチビリティ基準（大きさの異なる車両同士の衝突時の乗員保護性能基準）の導入等について検討

**関連する事務事業の概要**

- ・ シートベルト及び座席についてその性能要件の強化等を行った。（平成21年7月）
- ・ 女性や高齢者等踏力が弱いドライバーの急ブレーキ時の制動力を高めるブレーキ・アシスト・システムについてその性能要件の基準化を行った。（平成22年3月）

**測定・評価結果**

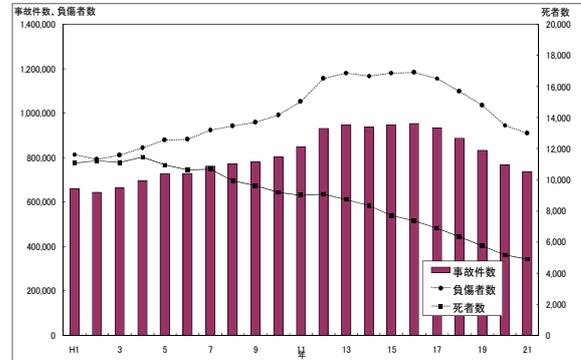
**目標の達成状況に関する分析**

(指標の動向)

- ・平成21年の実績値は3.0%であり、目標に対して順調に推移している。
- ・前面衝突基準に適合している自動車が増加していることが要因の1つであると考えられる。
- ・シートベルトの着用率が向上すれば、さらに指標の伸びが期待できる。
- ・交通事故死者数は減少傾向にあり、衝突安全性が向上したこと（自動車アセスメントにおいても衝突安全性が高い水準で推移していること等）が要因であると考えられる。負傷者数も減少傾向にあるが100万人近く依然として厳しい状況にある。

運転者	シートベルト着用	死者	632
		死傷者	406,564
		致死率	0.16%
	シートベルト非着用	死者	517
		死傷者	7,066
		致死率	7.32%
同乗者	シートベルト着用	死者	193
		死傷者	118,711
		致死率	0.16%
	シートベルト非着用	死者	199
		死傷者	27,563
		致死率	0.72%

(「平成21年中の交通事故の発生状況」(警察庁)より作成)



(「平成21年中の交通事故の発生状況」(警察庁)より作成)

(事務事業の実施状況)

- ・導入が進むハイブリッド電気自動車・電気自動車に関し、衝突後を含めた自動車の高電圧から乗員を保護する安全基準の策定を行った。(平成19年11月)
- ・大型車との後面衝突時における事故被害軽減のため、突入防止装置の強度要件の強化を行った。(平成20年7月)
- ・シートベルト及び座席についてその性能要件の強化等を行った。(平成21年7月)
- ・女性や高齢者等踏力が弱いドライバーの急ブレーキ時の制動力を高めるブレーキ・アシスト・システムについてその性能要件の基準化を行った。(平成22年3月)
- ・学識経験者やモータージャーナリスト等多方面の専門家からなる「安全基準検討会」の意見を踏まえつつ、基準化項目の検討を進めている。

**課題の特定と今後の取組の方向性**

- ・車両対車両衝突事故における死亡事故発生率については、目標を達成しており、従来行ってきた被害軽減対策に係る施策が有効であったと考えられる。
- ・また、衝突事故発生時の被害軽減策を引き続き着実に進めていくことが更なる死亡率の低減につながると考えられることから、目標を達成し、かつ、施策を維持することとしてA-2として評価した。
- ・事故発生時におけるシートベルト非着用の危険性を踏まえ、車両安全対策の前提となるシートベルトの着用を推進するとともに、事故を未然に防止するための新たな技術に着目し、各種統計の分析を通じて、事故件数や負傷者数の低減にも考慮した基準の強化・拡充を講ずる。

**平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項**

(平成22年度)

- ・ブレーキ・アシスト・システムの義務化の検討

(平成23年度以降)

- ・ヘッドレストに係る安全基準の改正
- ・コンパチビリティ基準(大きさの異なる車両同士の衝突時の乗員保護性能基準)の導入等

**担当課等(担当課長名等)**

担当課:自動車交通局技術安全部技術企画課(課長 清谷 伸吾)

# ○安全

## 政策目標 5

安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保

### 施策目標 19

船舶交通の安全と海上の治安を確保する

すべての人々が安心して海を利用し様々な恩恵を享受できるよう船舶交通の安全と海上の治安を確保する。

### 業績指標

1 1 4	薬物・銃器密輸事犯の摘発件数
1 1 5	海上及び海上からのテロ活動による被害の発生件数
1 1 6	海難及び船舶からの海中転落による死者・行方不明者数
1 1 7	ふくそう海域における航路を閉塞するような大規模海難の発生数

## 【評価結果の概要】

### (必要性)

薬物の低年齢層への蔓延、銃器を用いた暴力団抗争に民間人が巻き込まれるといった社会問題は依然として後を絶たず、わが国の治安を脅かす最大要因ともなっている。

これらが我が国に流入する経路としては、空路か海路しかなく、海上保安庁としては海路からの流入を未然に防止する水際での摘発強化を図る必要がある。

また、アメリカ 9.11 テロ以降、世界的に対テロ対策が叫ばれる中、わが国臨海部には原子力発電施設や石油備蓄基地等が多数存在し、これら施設に対するテロ行為は我が国の治安維持に多大な影響を与えることから、海上警備の強化や外国船舶への立入検査等を強化し、テロの未然防止措置による平静（平常）状態を維持していく必要がある。

一方で、我が国の社会経済活動を支えるエネルギー資源、生活関連物資の殆どは海上物流に依存しているため、船舶が円滑かつ安全に航行できるよう、時々刻々変化する航路航行に関する IT 技術を駆使した情報の迅速な提供、悪化した気象・海象下においても良好な視認性、耐久性を有する航路標識の整備等を進めていく必要がある。

また、海洋を生活の糧とする漁船における海中転落事故が、昨年においては全死者・行方不明者数の約 6 割を占めて（次いで、プレジャーボート、一般船舶）おり、人命財産の保護を図る観点から、海難防止思想の普及、万が一の事故の際にも延命率を高く保つこととなるライフジャケットの着用推進、救助体制・救急体制の強化等を図っていく必要がある。

### (有効性)

業績指標のうち、特に治安的側面の施策である国内におけるテロ行為の未然防止に関して、目標値である海上及び海上からのテロ活動による被害の発生件数 0 件を維持しており、巡視船艇等を活用した警備実施、関連情報の入手、関係行政機関との連携等が有効に機能していると考えられ、また、薬物・銃器の摘発件数もわが国全体の国外からの流入量は不明であるものの、平成 17 年からは平均摘発実績が概ね増加傾向にあり、監視取締り体制（平成 21 年は約 4100 件の立入検査を実施）や情報収集体制、関係機関との連携等がわが国への薬物・銃器の流入量の減少に効果を上げているといえることから、目標に対して有効に施策を実施できたと評価できる。

なお、平成 21 年度実績値において、目標達成に向けて順調に推移していない「海難及び船舶からの海中転落における死者・行方不明者数」等の業績指標に関しては、ライフジャケット着用推進に向けた啓発活動や通航船舶への確実な情報提供等の施策を日々着実に実施しており、この結果、死者・行方不明者等の増加を抑止していることから、これら施策については一定の有効性が認められる。

### (効率性)

業績指標に掲げるいずれの施策も、事件・事故の未然防止や一旦発生してしまった事件・事故の即応体制という両面からの安全施策となっている。

また、これらの施策は、巡視船艇・航空機による警備、監視、航行安全指導、職員（海上保安官）による情報収集、指導、関係機関（行政機関、民間団体）との連携強化といった業務を多数兼務するという費用を抑えた体制の中で進めており、個々の施策に効率的に保有勢力を投入している観点から、各施策は効率的であると評価できる。

#### （総合的評価）

薬物・銃器事犯の摘発やテロ活動未然防止に係る2指標については、目標達成に向けて概ね順調に推移しているが、犯罪組織の複雑化、広域化、手口の巧妙化は今後も進むことが予想されることから、各指標における事務事業を一層強力に推進していくことが必要である。

また、目標達成に向けて順調に推移していない海難及び航行安全に係る2指標については、自然発生要因に影響されるという側面はあるものの、海域利用者個々の意識の啓発、必要な情報提供、海難発生時の即応体制確保といったソフト、ハード両面からの施策を着実に実施することが重要であり、今後も、その手法については不断の見直しを進めていくことが必要である。

#### （反映の方向性）

各業績指標の平成21年度実績値において、目標達成に向けて順調に推移していない「海難及び船舶からの海中転落における死者・行方不明者数」を減少させるためには、自然発生要因（台風等の気象・海象）が影響するものの、救助・救急体制の充実（海難情報の早期入手、迅速かつ的確な機動救難体制）及び海域利用者個々の意識向上（自己救命策確保、海難関係情報の当庁への速報）の双方を推進していくことが不可欠であることから、今後も、船艇・航空機の効率的運用、自治体、海運・漁業関係機関等からの情報収集、連携の更なる充実・強化を図る。

また、「ふくそう海域を閉塞するような大規模海難の発生ゼロ」を再び達成するためにも、平成21年に改正された海上交通安全法及び港則法により業務が拡大、高度化された海上交通センター等のソフト、ハード両面の体制強化を進め、船舶への効率的、かつ有効な情報提供の強化を図る。

業績指標 114

薬物・銃器密輸事犯の摘発件数

評価

A-2

目標値：22.0件（平成18～22年の平均）  
 実績値：20.0件（平成17～21年の平均）  
 初期値：15.6件（平成13～17年の平均）

（指標の定義）

当該年を含む過去5年間における薬物・銃器密輸事犯の摘発件数（海上保安庁関与分）の平均値

（目標設定の考え方・根拠）

過去10年間における指標の最高値は平成11年の22.2件であり、初期値である平成17年の指標は15.6件である。平成18年の摘発件数は、過去の指標の最高値とほぼ同数の22件であったものの、近年の犯罪組織の複雑化、広域化、犯罪手口の巧妙化等により、薬物・銃器事犯の摘発は今後も益々困難になるものと考えられる。しかしながら、この種の水際対策は、我が国の治安対策上、極めて重要であることを考慮し、当面の業績指標の目標値を過去最高値の指標とほぼ同数の22.0件とする。

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

財務省、警察庁、厚生労働省、法務省

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・「海洋基本計画」（平成20年3月18日）
- ・「経済財政改革の基本方針2009」（平成21年6月23日）

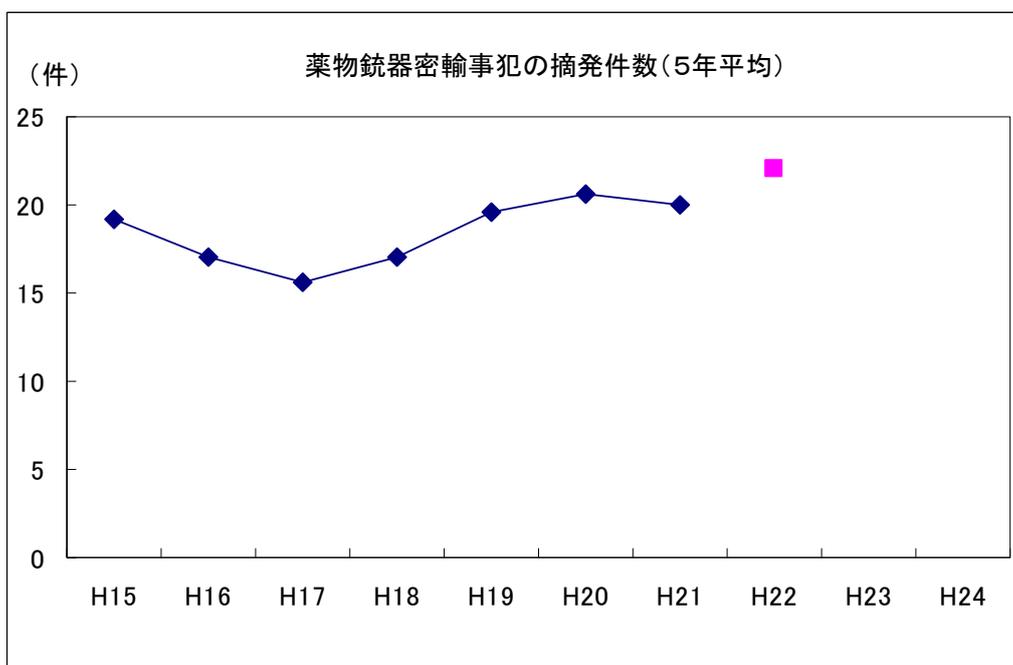
【閣決（重点）】

なし

【その他】

- ・「国際組織犯罪等対策に係る今後の取り組み」（平成15年9月17日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部）
- ・「第三次薬物乱用防止五か年戦略」（平成20年8月22日 薬物乱用対策推進会議決定）
- ・「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」（平成20年12月22日 犯罪対策閣僚会議決定）

過去の実績値 ( )内は、単年の摘発件数						(暦年)
H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
19.2件 (17件)	17.0件 (19件)	15.6件 (9件)	17.0件 (22件)	19.6件 (31件)	20.6件 (22件)	20.0件 (16件)



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

- ① 情報収集・分析体制の強化  
管区本部等の情報収集・分析体制の強化を図る。
- ② 内外の関係機関との連携強化  
内外の関係機関と情報交換を実施するとともに、合同捜査を実施するなどし、連携の強化を図る。
- ③ 監視取締体制の強化  
薬物・銃器密輸事犯に関連する国・地域等からの船舶等に対する監視取締りを実施するとともに、巡視船艇、航空機の装備の充実を図る。  
予算額：船舶交通安全及海上治安対策費の一部 1 0 7 億円（平成 2 1 年度）  
船舶建造費 2 4 4 億円（平成 2 1 年度）

### 関連する事務事業の概要

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### （指標の動向）

平成 2 1 年の実績値（過去 5 年（平成 1 7 年～平成 2 1 年）の平均値）は 2 0 . 0 件（前年比 0 . 6 件減）となっているものの、過去の実績値から平成 2 2 年の目標値は達成できると見込んでいる。目標値（平成 1 8 年以降の 5 年間の平均値が 2 2 件）の達成については、平成 2 2 年において 1 9 件の摘発が必要となるが、情報収集・分析体制の強化等の施策を引き続き強力に推進するほか、過去の実績からも目標の達成は期待できるものであることから、指標の進捗状況は順調であるといえる。今後も、上記の施策を継続し摘発件数の増加に努める必要がある。

#### （事務事業の実施状況）

- ① 情報収集・分析体制の強化
  - ・本庁及び各管区に設置された国際刑事課並びに国際組織犯罪対策基地等による情報収集・分析体制の強化及び機動的且つ広域的な捜査活動を実施した。
  - ・新たな警備情報システムの活用、高度化を図った。
  - ・管内の実態把握、基礎情報の更新及び新規情報収集のための巡回連絡を実施した。
- ② 内外の関係機関との連携強化
  - ・相互訪問、人員派遣等による海外関係機関との協力関係の強化による情報交換ネットワークの強化を図った。
  - ・警察、税関等国内関係取締機関との連携強化を図った。  
（各地方の特性に応じた合同訓練、合同立入検査、合同捜査、定期的情報交換の実施等連携の強化を推進した。）
- ③ 監視取締体制の強化
  - ・薬物・銃器密輸事犯が発生するおそれの高い海域における巡視船艇・航空機を利用した厳重な監視・警戒を実施した。
  - ・各管区国際刑事課等における組織犯罪情報分析官業務を検証する等情報分析体制を強化した。
  - ・巡視船艇、航空機の装備の充実及び「空き巡視艇ゼロ」を目指した巡視艇の複数クルー制を拡充した。

#### 代表的な摘発事例

##### ・高知室戸岬沖中国漁船 Z 号覚せい剤密輸入事件

平成 2 1 年 2 月、高知海上保安部等は、高知県室戸岬沖において、中国漁船から降ろされた小型ボートを使用して高知県内の椎名漁港で陸揚げした、中国人船員及び荷受側の中国人と日本人が関与した大量の覚せい剤密輸入事件を摘発した。押収した覚せい剤は、約 1 2 0 キログラム（末端価格約 1 2 0 億円）であった。

##### ・ロシア人による覚せい剤密輸入事件

平成 2 1 年 7 月、新潟海上保安部等は、税関と合同で新潟県新潟東港に入港したロシア来船舶を監視中、同船のロシア人乗組員 1 名が下船後、受取人と思われるロシア人と接触したことから両名に対し所持品検査を実施したところ、覚せい剤約 4 . 7 k g を発見、押収し、両名を覚せい剤取締法違反（共同所持）で現行犯逮捕した。

### 課題の特定と今後の取組の方向性

平成 2 1 年の業績指標の実績値（過去 5 年間の平均値）は 2 0 . 0 件であり、目標達成に向け順調な成果を示していることから、A - 2 と評価した。

我が国における薬物・銃器の密輸事犯の背後には、国際的な犯罪組織が介在しており、手口も船員が薬物・銃器を居室等の船内又は着衣及び所持品の中に隠匿するなど巧妙化、潜在化し、依然として摘発が困難な状況が続いている中、この結果は、これまで数年にわたって実施してきた薬物・銃器密輸事犯等摘発のための情報収集・分析体制の強化、警察・税関等をはじめとする国内外関係機関との連携強化、組織犯罪捜査官の増員など監視取締体制の強化といった各種施策が効果的に機能したことによると分析できる。このため、今後も、上記施策を引き続き強力に推進していくことにより、薬物・銃器事犯の摘発実績の向上に努める。

### 平成 2 2 年度以降における新規の取組みと見直し事項

「巡視船の整備に関する経費」については、行政事業レビュー（公開プロセス）において、「一部改善」ととりまとめられたところ。

#### （平成 2 2 年度）

現在の目標設定が平成 2 2 年の結果をもって区切りを迎えることから、新たな目標設定について検討する。

#### （平成 2 3 年度以降）

なし

### 担当課等（担当課長名等）

担当課：海上保安庁警備救難部国際刑事課（課長 久保田 雅晴）

関係課：海上保安庁警備救難部管理課（課長 鈴木 洋）

**業績指標 115**

海上及び海上からのテロ活動による被害の発生件数

**評価**

A-2

目標値：0件（平成21年度以降毎年度）  
 実績値：0件（平成21年度）  
 初期値：0件（平成14年度）

**(指標の定義)**

海上及び海上からのテロ活動による被害の発生件数

**(目標設定の考え方・根拠)**

海上及び海上からのテロ活動による被害の発生件数0を長期的に維持することを目標とする。

**(外部要因)**

内外の治安情勢

**(他の関係主体)**

警察庁、財務省、法務省、防衛省、各地方自治体、海事関係者

**(重要政策)**

**【施政方針】**

- ・ 第162回国会 施政方針演説（平成17年1月21日）
- ・ 第164回国会 施政方針演説（平成18年1月20日）

**【閣議決定】**

- ・ 経済財政改革の基本方針2009（平成21年6月23日）

**【閣決（重点）】**

なし

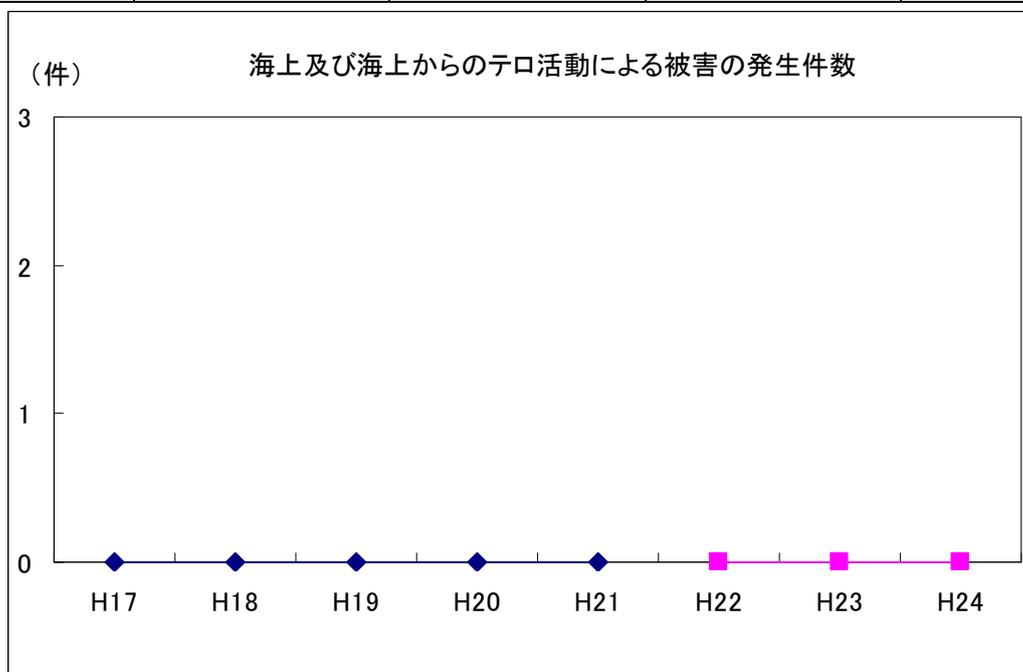
**【その他】**

- ・ テロの未然防止に関する行動計画（平成16年12月10日 国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）
- ・ 犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008（平成20年12月22日 犯罪対策閣僚会議決定）

**過去の実績値**

(年度)

H17	H18	H19	H20	H21
0件	0件	0件	0件	0件



**事務事業の概要**

**主な事務事業の概要**

- ① 不審船・テロ対応体制の強化  
 不審船・テロ事案に係る現場対応に関する指示、関係機関との連絡調整・事案対応等を迅速確実に行うための体制整備等を図る。
- ② テロへの警備警戒  
 警戒対象施設等（臨海部の米軍施設、原子力発電所、臨海部の国際空港等）に対し巡視船艇・航空機により警

備を行う。

予算額：船舶交通安全及海上治安対策費の一部 1 0 3 億円（平成 2 1 年度）  
船舶建造費 2 4 4 億円（平成 2 1 年度）

#### 関連する事務事業の概要

該当なし

#### 測定・評価結果

##### 目標の達成状況に関する分析

###### （指標の動向）

平成 2 1 年度における海上及び海上からのテロ活動による被害の発生はゼロであった。これは実施した施策が効果的に機能したものと分析できる。今後も引き続き、いかなる事案にも対応できるように不審船・テロ事案等に対する体制の強化を図る必要がある。

###### （事務事業の実施状況）

###### ① 不審船・テロ対応体制の強化

- ・速力、夜間監視性能、捕捉性能等を向上させた巡視船 8 隻及び巡視艇 1 0 隻並びに夜間監視機能を備えた航空機 2 機を整備するとともに、船艇・航空機職員の技術向上、個人装備等の充実整備を図った。
- ・東南アジアの海上治安機関の職員を招へいし、海上テロ等に係る情報交換、国際協力の強化を含む海上テロ等の防止のための効果的な対策について議論し、海上セキュリティの向上を図った。
- ・「テロの未然防止に関する行動計画」に基づき、国際船舶・港湾保安法施行規則を改正し（平成 1 9 年 2 月）、船舶保安情報の通報項目に乗員・旅客名簿の事前提出を義務化し、本邦の港に入港する船舶に対する規制を実施した。
- ・国際港湾において、各都道府県警察、入国管理局、税関、港湾管理者等とテロ対策のための合同訓練を実施するとともに、港湾危機管理（担当）官を中心に港湾保安委員会等の枠組みを活用し、関係機関との情報連絡、警戒、検査等の強化についての連携の強化を推進した。また、平成 2 2 年度に A P E C（アジア太平洋経済協力）首脳会議の開催が予定されていることから、平成 2 1 年 1 1 月には、神奈川県において横浜海上保安部を含む 1 1 機関が参加し、テロを想定した横浜港水際危機管理対応訓練を実施した。

###### ② テロへの警備警戒

- ・警備実施等強化巡視船等の巡視船艇・航空機を配備し、警備実施、警衛・警護を実施した。
- ・警戒対象施設等（臨海部の米軍施設、原子力発電所、臨海部の国際空港等）に対する巡視船艇・航空機による警備を実施するとともに、海事関係者に対する不審物・不審者への警戒、不審情報の通報の徹底指導を行った。
- ・ゴールデンウィーク期間、夏期、年末年始といった旅客の往来が活発となる期間を重点に、旅客船・カーフェリーを対象とした警乗及び旅客ターミナルの警戒を行った。
- ・「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（国際船舶・港湾保安法）」に基づき、入港する船舶に対する規制を厳格に実施し、平成 2 1 年においては、保安措置（船舶に義務付けられた自己警備）が的確に講じられているかを調査する必要があると認めた船舶 4、1 2 3 隻に対して立入検査を実施し、テロが発生するおそれの有無について確認を行った。
- ・平成 2 0 年 7 月に施行された「領海等における外国船舶の航行に関する法律」に基づき、我が国領海等において、正当な理由なく停留や徘徊を行う外国船舶の不審な行動を厳格に抑止し、領海の安全確保に努めた。なお、平成 2 1 年においては、停留等を行っていた外国船舶 2 0 2 隻に対して立入検査を実施し、また、正当な理由がないと認められた 6 1 隻の船舶に対して領海外への退去を指導した。

##### 課題の特定と今後の取組の方向性

平成 2 1 年度の業績指標の実績値は 0 件であった。この結果は、当庁及び関係機関の施策が効果的に機能しているものであり、当庁が実施する巡視船艇・航空機による監視・警戒活動、国際船舶・港湾保安法による入港規制、公安情報の収集分析、不審船・工作船対策、警乗、旅客ターミナル警戒等の活動による成果が現れているものと分析し、A-2 と評価した。

海上におけるテロの未然防止に万全を期しているが、依然として全世界的にテロの脅威は存続しており、予断を許さない状況である。

このため、「警戒対象施設等の警備」、「港湾危機管理体制の強化」、「不審船対応能力の整備・拡充」、「国際船舶・港湾保安法に基づく入港規制の厳正な実施」、「領海等における外国船舶の航行に関する法律に基づく領海警備の厳正な実施」「国際的なテロ対策への積極的な参画」を海上及び海上からのテロ対策の主軸業務とし、これらの業務を総合的かつ強力に推進していく。

#### 平成 2 2 年度以降における新規の取組みと見直し事項

「巡視船の整備に関する経費」については、行政事業レビュー（公開プロセス）において、「一部改善」ととりまとめられたところ。

（平成 2 2 年度）

なし

（平成 2 3 年度以降）

なし

#### 担当課等（担当課長名等）

担当課：海上保安庁警備救難部警備課（課長 長嶋 貞暁）

関係課：海上保安庁警備救難部管理課（課長 鈴木 洋）

業績指標 116

海難及び船舶からの海中転落による死者・行方不明者数

評価

B-1

目標値：220人（平成22年）  
 実績値：282人（平成21年）  
 初期値：276人（平成17年）

(指標の定義)

衝突・転覆等の海難に伴う死者・行方不明者及び船舶からの海中転落による死者・行方不明者の総数

(目標設定の考え方・根拠)

過去のデータを用いて回帰分析を行うと、従来からの施策が継続された場合、平成22年は、死者・行方不明者数が281人と試算される。さらに、救命胴衣の着用率の向上、海難救助体制の強化によるレスポンスタイムの短縮等により約60人低減させることとし、平成22年までに死者・行方不明者数を220人以下とすることを目標とする。

(外部要因)

小型船舶の隻数の増減、台風に伴う海難及び外国船の海難による死者・行方不明者数の増減

(他の関係主体)

なし

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

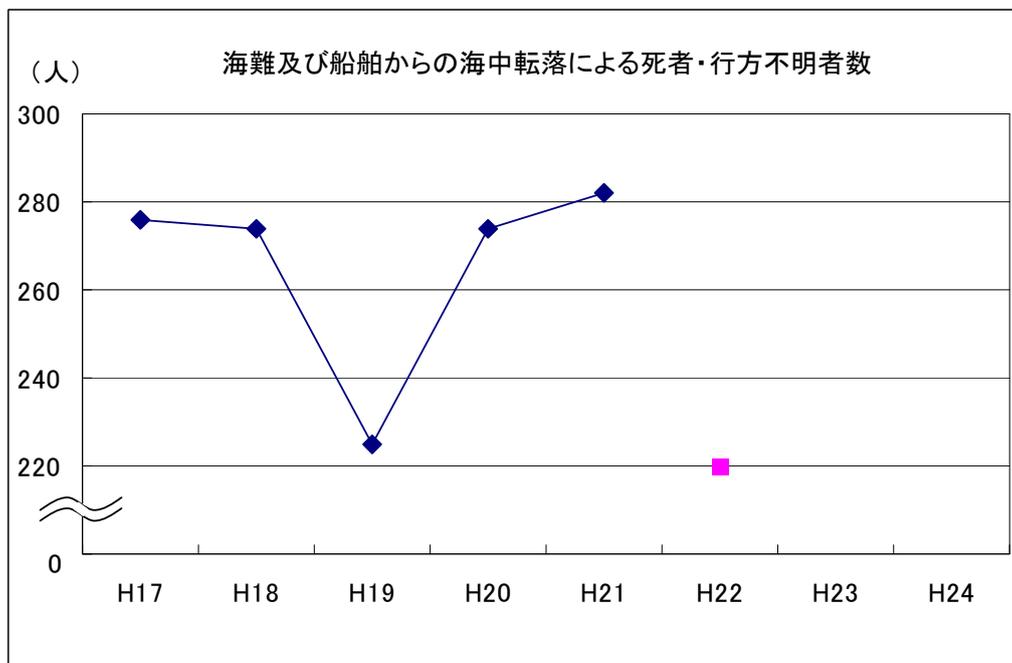
【閣決（重点）】

なし

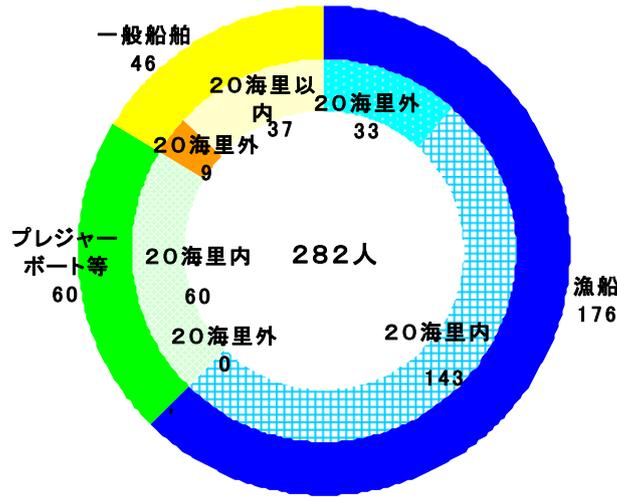
【その他】

「第八次交通安全基本計画」（平成18年3月14日 中央交通安全対策会議決定）

過去の実績値					(暦年)
H17	H18	H19	H20	H21	H22
276人	274人	225人	274人	282	



平成21年における海難及び船舶からの海中転落による死者行方不明者内訳



(注1)

一般船舶：貨物船、タンカー、旅客船、曳船、台船、作業船等  
 プレジャーボート等：プレジャーボート、遊漁船

**事務事業の概要**  
**主な事務事業の概要**

- ① 海難情報等の早期入手  
 距岸20海里未満で発生した海難及び船舶からの海中転落について発生から2時間以内に情報入手する割合を平成22年までに80%以上となることを目指すために以下の事業を実施。  
 ・自己救命策確保（ライフジャケットの常時着用、連絡手段の確保、118番の周知・徹底等）の指導・啓発  
 ・漁業関係者に対する指導
- ② ライフジャケットの着用率の向上  
 漁船及びプレジャーボート等（注1）に係るライフジャケットの着用率については、平成22年までに50%以上となることを目指すために以下の事業を実施。  
 ・自己救命策確保（ライフジャケットの常時着用、連絡手段の確保、118番の周知・徹底等）の指導・啓発  
 ・ライフジャケット着用推進モデル漁協・マリーナ等の拡充及び地域拠点化の展開  
 ・ライフジャケット着用義務違反に対する指導・取締
- ③ 救助・救急体制の充実  
 沿岸海域における迅速かつ確かな人命救助体制の充実・強化を促進するため、巡視艇の複数クルー制の拡充及び機動救難体制の強化等を図る。

予算額：船舶交通安全及海上治安対策費の一部	105億円（平成21年度）
船舶建造費	244億円（平成21年度）

**関連する事務事業の概要**

該当なし

**測定・評価結果**

**目標の達成状況に関する分析**

(指標の動向)

- ・平成21年の「海難及び船舶からの海中転落による死者・行方不明者数」の実績値は282人であり、目標の220人は達成できなかった。
- ・実績値282人の内訳を船種別にみると、全体の約6割の176人が漁船によるものである。「海難及び船舶からの海中転落による死者・行方不明者数」は平成20年より8人増加しているが、これは3月に発生した外国貨物船の衝突・沈没事故（16人行方不明）など、一度に多数の死者・行方不明者を伴う一般船舶の船舶事故によるものが増加（18人増）したことが要因であると考えている。
- ・2時間以内の情報入手割合は73%であり、平成20年度より下がる結果となった。
- ・船舶からの海中転落者のライフジャケット着用率は、プレジャーボート等が66%で目標を達成しているが、漁船が32%、一般船舶が35%であり、目標を下回っている。なお、船舶からの海中転落者全体のライフジャケット着用率は、45%となっており、平成20年度より3%減少した。

(事務事業の実施状況)

- ① 海難情報等の早期入手のための事業
  - ・「ライフジャケットの常時着用」、「携帯電話等連絡手段の確保」、「緊急通報用電話番号『118番』の有効活用」を基本とする自己救命策確保を推進する各種キャンペーン活動、あらゆる広報媒体を活用した周知・啓発活動を実施した。
  - ・漁業従事者・プレジャーボート等乗船者に対する安全指導・啓発活動を実施した。
  - ・漁協・マリーナ・釣具店等関係団体における自主的啓発活動を推進した。
  - ・ボランティア団体との連携を図った。
  - ・GMDSS機器（注2）の適正使用の指導・啓発を実施した。

② ライフジャケット着用率向上のための事業

- ・海難情報の早期入手のための事業と同様、あらゆる手法により、自己救命策確保を推進した。
- ・ライフジャケット着用推進モデル漁協・マリナー等を指定した（平成21年指定35箇所、ライフジャケット着用推進モデル漁協・マリナー等は平成21年末現在、全国688箇所となっている）。
- さらに、都道府県漁協女性部連絡協議会等に対する漁業者のライフジャケット着用推進の働きかけを行い、平成21年12月31日現在、全国24の都道府県で1577人の女性着用推進員が誕生し、漁業者自らがライフジャケット着用推進を積極的に実施した。
- ・プレジャーボート等の乗船者に対する着用義務違反に対する指導・取締りを実施した。
- ・1人乗り小型漁船のライフジャケット着用義務範囲拡大を踏まえた着用指導を実施した。

③ 救助・救急体制の充実

- ・ヘリコプターの高速性等を利用した人命救助体制の充実強化を図るため、平成21年度末現在、関西空港、函館、福岡、美保、鹿児島及び那覇の（海上保安）航空基地の6基地に各8人計48人の機動救難士を配置した。平成22年10月には、新潟航空基地に計8名の機動救難士を配置予定。
- ・速力・捜索監視能力等の向上を図った巡視船艇・航空機の整備を行った。
- ・隣接国との合同捜索・救助訓練を実施した。
- ・社団法人日本水難救済会、社団法人日本海洋レジャー安全・振興協会等民間海難救助組織との連携を図った。
- ・メディカルコントロール体制（注3）強化のため、海上保安庁メディカルコントロール協議会総会及び小委員会を開催し、救急救命士の現場における活動要領を作成した。
- ・巡視船艇、航空機の装備の充実及び「空き巡視艇ゼロ」を目指した巡視艇の複数クルー制を拡充した。

（注2）：海上における遭難および安全の世界的制度で、SOLAS条約に基づく人工衛星を利用した海上安全通信システム

（注3）：救急救命士が実施する救急救命業務の質を医学的観点から保障する体制

**課題の特定と今後の取組の方向性**

- ・平成21年の死者・行方不明者は、平成20年より8人増加しており、目標達成に向け順調に推移しているとは言えない。本指標は第8次交通安全基本計画の指標にもなっているところ、今後第9次交通安全基本計画（計画年度平成23年度～27年度）の策定にあわせ、関係部署との連携をより強化し、海上交通安全対策の更なる促進に向けた取組を検討することから、B-1とした。
- ・海難情報の早期入手について、2時間以内の情報入手割合は、平成21年においては73%であり、平成20年より下がる結果となった。  
その要因としては、平成20年には6.4%だった漁船の2時間以内の情報入手割合が5.9%と低くなったことが挙げられる。今後この割合を上昇させるには、漁船の2時間以内の入手割合をさらに上昇させ、海難情報の早期入手に努める必要がある。
- ・漁船からの海中転落者のライフジャケット着用率は3.2%と平成20年に比べ上昇したが、船舶からの海中転落のライフジャケット着用率4.5%と比較しても極めて低い状況にあり、また、過去5年の死亡率はライフジャケット着用者が1.6%、非着用者が5.5%であり、非着用者の死亡率は着用者の約3倍以上と高く、ライフジャケットを着用するか否かは海中転落した場合に生死を分ける大きな要因になると言える。  
以上のことから、漁業従事者のライフジャケット着用率を向上させる必要から、漁業従事者を対象として、より一層の自己救命策確保の指導・啓発の推進が必要であり、水産関係機関・団体等を実施主体として、当事者である漁業従事者及び関係者による自発的なライフジャケット着用推進の働きかけ等を重点的に取り組む必要がある。
- ・海難の約9割が沿岸20海里以内において発生していることから、引き続きヘリコプターと機動救難士等が連携した迅速な海難現場への進出、吊り上げ救助及び救急救命処置を講じながらの搬送が行える体制の拡充等により、沿岸部における救助・救急体制の更なる強化を図る必要がある。
- ・海事関係機関、水難関係機関等と協力し、海中転落防止に関する予防的取組みの強化・充実を図る必要がある。

**平成22年度以降における新規の取組と見直し事項**

「巡視船の整備に関する経費」については、行政事業レビュー（公開プロセス）において、「一部改善」ととりまとめられたところ。

（平成22年度）

第9次交通安全基本計画の策定にあわせ、関係部署との連携をより強化し、海上交通安全対策の更なる促進に向けた取組を検討する。

（平成23年度以降）

なし

**担当課等（担当課長名等）**

担当課：海上保安庁警備救難部救難課（課長 大久保 安広）

関係課：海上保安庁警備救難部管理課（課長 鈴木 洋）

海事局安全基準課（課長 久保田 秀夫）

海事局海技課（課長 尾形 強嗣）

**業績指標 117**

ふくそう海域における航路を閉塞するような大規模海難の発生数

**評価**

B-1

目標値：0件（毎年度）  
 実績値：1件（平成21年度）  
 初期値：0件（平成14年度）

**（指標の定義）**

ふくそう海域（注）において、一般船舶（全長50m以上）が通常航行する航路を閉塞又は閉塞するおそれがある海難であって、我が国の社会経済活動に甚大な影響を及ぼす海難の発生数

（注）：ふくそう海域：東京湾、伊勢湾、瀬戸内海及び関門港（海上交通安全法又は港則法の適用海域に限る。）

**（目標設定の考え方・根拠）**

過去の実績として、平成9年に東京湾でダイヤモンドグレース号の事故が発生して以来ふくそう海域における大規模海難は発生しておらず、毎年度発生数0件を目標とする。

**（外部要因）**

- ・マリンレジャーの進展等による海域利用の複雑化
- ・沿岸部の埋立等大規模プロジェクトの進展による可航水域の減少、航行形態の変化

**（他の関係主体）**

なし

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

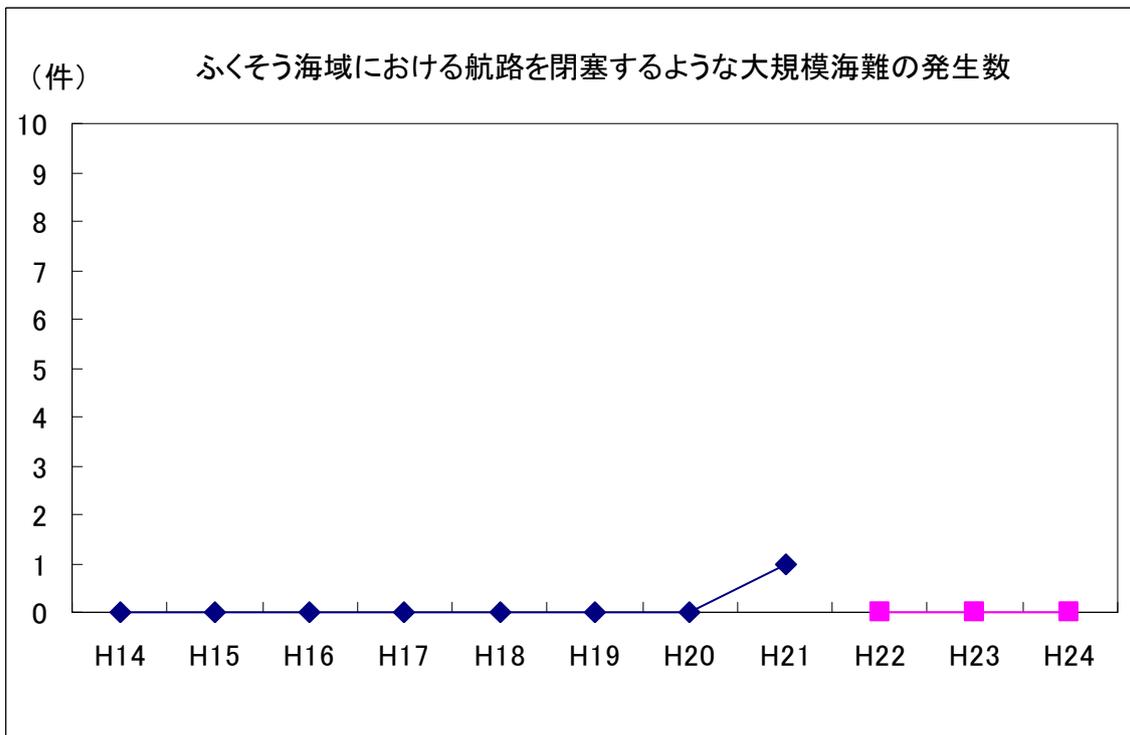
**【閣決（重点）】**

社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」

**【その他】**

なし

過去の実績値						(年度)
H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

- ① 航路標識の高度化等の整備等 (◎)  
予算額：航路標識整備事業費の一部 7.8 億円 (平成 21 年度)
    - ・ふくそう海域における視認性、識別性及び誘目性に優れた高機能航路標識等の整備を行う。
    - ・A I S (船舶自動識別装置) を活用した航行支援システムの整備を行う。
    - ・新たな情報技術を活用した航行管制・情報提供システムの充実強化を行う。
    - ・沿岸域情報提供システム (M I C S) の的確な運用を行う。
  - ② 海上交通法令の励行等
    - ・巡視船艇による航法指導等を実施する。
  - ③ 海上交通センター等の的確な運用
    - ・海上交通センター等において的確な航行管制・情報提供を継続して実施する。
  - ④ 安全対策の強化
    - ・近年における海難の発生状況、海上交通に係る環境の変化等を踏まえ、船舶交通の安全性及び効率性の向上を図るため、港則法及び海上交通安全法の一部を改正する。
  - ⑤ 主要国際幹線航路の整備及び保全 (◎)  
予算額：港湾整備事業費 9.9 億円 (平成 21 年度)
    - ・浅瀬等の存在により船舶航行に支障のある国際幹線航路について、所定の幅員及び水深を確保するための浚渫等を行い、ボトルネックを解消する。
  - ⑥ 海難審判の実施
    - ・海難審判所及び地方海難審判所等において、海難審判を的確に実施し、海難を発生させた海技従事者に対する懲戒を行う。
- (注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

### 関連する事務事業の概要

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

平成 21 年 10 月に関門航路内において、護衛艦「くらま」と外国貨物船「CARINA STAR」が衝突突上するという社会的に大きな反響を与えることとなった大規模海難が発生したため、平成 21 年度においては、目標は達成できなかった。

#### (事務事業の実施状況)

- ① 航路標識の高度化等の整備等
  - ・ふくそう海域において視認性、識別性及び誘目性に優れた高機能航路標識等 3 基を整備した。
  - ・平成 21 年 7 月から四日市及び若松海上保安部において、A I S を活用した航行支援システムの運用を開始した。
  - ・運用管制支援システムである訓練用運用卓の整備を関門海峡海上交通センターにおいて実施し、港内管制システムの高度化整備を横浜、東京及び千葉海上保安部において実施した。
  - ・沿岸域情報提供システムを運用し、情報提供を的確に実施した。
- ② 海上交通法令の励行等
  - ・巡視船艇による航法指導等を実施した。
- ③ 海上交通センター等の的確な運用
  - ・海上交通センター等において的確な航行管制・情報提供を継続して実施した。
- ④ 安全対策の強化
  - ・港則法及び海上交通安全法の一部を改正し、海域特性に応じた新たな航法や船舶の危険防止のための措置等について定めた。
- ⑤ 主要国際幹線航路の整備及び保全
  - ・平成 21 年度においては、関門航路において整備・保全が行われた。
- ⑥ 海難審判の実施
  - ・海難審判所及び地方海難審判所等において、海難審判を的確に実施し、海難を発生させた海技従事者に対する懲戒を行った。

### 課題の特定と今後の取組の方向性

平成 21 年度においては、大規模海難が 1 件発生し目標は達成できなかったことから、「B」と評価した。一方で、改正した港則法及び海上交通安全法に基づき、船舶交通の安全性の向上を図る施策を実施することから、「1」と位置付けることとした。

我が国の経済活動を支える船舶の海難を未然に防ぎ、人命、財産、環境を保護し、国民が安心して生活できる環境を確保していくことは普遍的な社会ニーズである。

特に船舶交通が集中するふくそう海域においては、社会経済活動に甚大な影響を及ぼす海難が発生する蓋然性が高い。

したがって、通航船舶の実態や海難の発生状況を調査・分析し、その結果を踏まえながら各施策を計画的に推進していくとともに、海上交通法令の励行、海上交通センターの的確な運用を中心に当該施策を継続して実施し、ふ

くそう海域における航路を閉塞するような大規模海難の発生数0を目指す。

**平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項**

(平成22年度)

- ・港則法及び海上交通安全法による措置等の的確な運用

(平成23年度以降)

なし

**担当課等(担当課長名等)**

担当課：海上保安庁交通部企画課	(課長 岩崎 俊一)
関係課：港湾局計画課	(課長 高橋 浩二)
海上保安庁交通部安全課	(課長 川崎 勝幸)
計画運用課	(課長 加賀谷 尚之)
整備課	(課長 高橋 敏男)
海難審判所総務課	(課長 宇田川 英寿)

# ○ 活力

## 政策目標 6

国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化

### 施策目標 20

海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する

港湾及び海上等における総合的な物流体系の整備を推進することで、我が国の国際競争力の強化を図る。

### 業績指標

118	内航貨物船共有建造量
119	国際船舶の隻数
120	我が国商船隊の輸送比率
121	マラッカ・シンガポール海峡において航路を閉塞する大規模海難の発生数
122	我が国商船隊における外航日本船舶数
123	内航船舶の平均総トン数
124	スーパー中枢港湾における港湾コスト低減率及びリードタイム(①港湾コスト低減率、②リードタイム)
125	港湾関連手続のシングルウィンドウ電子化率
126	国際海上コンテナ貨物等輸送コスト低減率
127	船舶航行のボトルネック解消率
128	国内海上貨物輸送コスト低減率
129	地方圏と東アジアとの港湾取扱貨物量
130	港湾施設の長寿命化計画策定率
131	港湾におけるプレジャーボートの適正な係留・保管率
132	リサイクルポートにおける企業立地数
133	大規模地震が特に懸念される地域における港湾による緊急物資供給可能人口

134	地域の多様な関係者の連携による物流の効率化を推進する計画の策定件数
135	各地域における国際物流の効率化に関する指標（①国際物流のボトルネックを解消するための行動計画数、②国際物流戦略チームにおいて実施したプロジェクト数）
136	物流の総合化・効率化の促進に関する指標（認定総合効率化事業の用に供する特定流通業務施設の延床面積）
137	3PL事業の促進に関する指標（倉庫事業者において総合的な業務を行っている事業者の割合）
138	国際運送事業者を対象としたAEO制度（貨物管理に優れた事業者を関係当局が承認し、税関手続で優遇する制度）における承認事業者数
139	貨物利用運送の円滑な提供に関する指標（①貨物利用運送事業者の海外拠点数、②貨物利用運送事業者数）

## 【評価結果の概要】

### （必要性）

効率的な国際物流システムを構築することは、我が国の国際競争力強化を図る上で緊喫の課題である。そのため、海上輸送コストの削減等を通じて、国際物流基盤の強化や安定的な国際輸送の確保に資する施策を引き続き、推進する必要がある。

### （有効性）

業績指標の大半が目標値に向かって概ね順調かつ着実に推移していることから、国際海上コンテナターミナル等の整備による海上輸送コストの削減、共有建造制度を通じた良質な船舶への代替促進、地域の創意工夫による国際物流におけるボトルネックの解消等、総合的な物流体系の整備に資する取組みについて、効率的で安定的な国際物流システムの構築に向け、有効に実施したと評価できる。

### （効率性）

物流は、荷主、物流事業者、行政機関、地域住民など多様な関係者が関わる分野であり、民間事業者個々の自主的な取組みのみによっては、効率的な物流体系の構築を期待することは困難である。そのため、国が関係者間の調整を図ることにより、物流効率化を推進しており、例えば、国、地方公共団体、学識経験者等、多様な関係者が連携する枠組みとして設置している国際物流戦略チームについては、地域の創意工夫を活かし、物流効率化に向けた様々な取組みを行うとともに、国が関係者間の調整を図ることにより、高い施策効果を実現するなど、効率的に実施したと評価できる。

### （総合的評価）

経済活動のグローバル化が進展し、アジア域内における水平分業が進む中で、我が国の国際競争力を高めるためには、迅速かつ低廉な国際物流システムの構築が不可欠である。そのため、国土交通省では、より効率的な国際物流システムの構築に向けて海上物流基盤の強化や港の振興等に取り組んでいる。

各施策の業績指標については、当初の目標値に向けて概ね順調かつ着実に推移しているところであり、今後も引き続き、より効率的な物流システムの構築を目指して、評価・見直しプロセスを重視しながら各施策を実施していく。

### （反映の方向性）

現在、取り組んでいる施策については目標値に到達するよう、引き続き実施していく。また、経済構造の一層のグローバル化、地球温暖化対策の必要性の高まり、中長期的な原油価格の上昇、少子高齢化を背景とする労働力不足の到来等、物流をとりまく情勢の変化等に対しても適確に対応していく。

**業績指標 118**  
内航貨物船共有建造量

**評価**

A-2	目標値：23,000G/T (平成23年度の過去5ヶ年平均) 実績値：52,681G/T (平成21年度) 初期値：20,526G/T (平成18年度)
-----	--

**(指標の定義)**  
 鉄道・運輸機構におけるスーパーエコシップ (SES) を含めた内航貨物船共有建造量  
 (注) G/T: 船舶の大きさを示すのに用いる指標。総トン数 (グロストン) (Gross Tonnage)

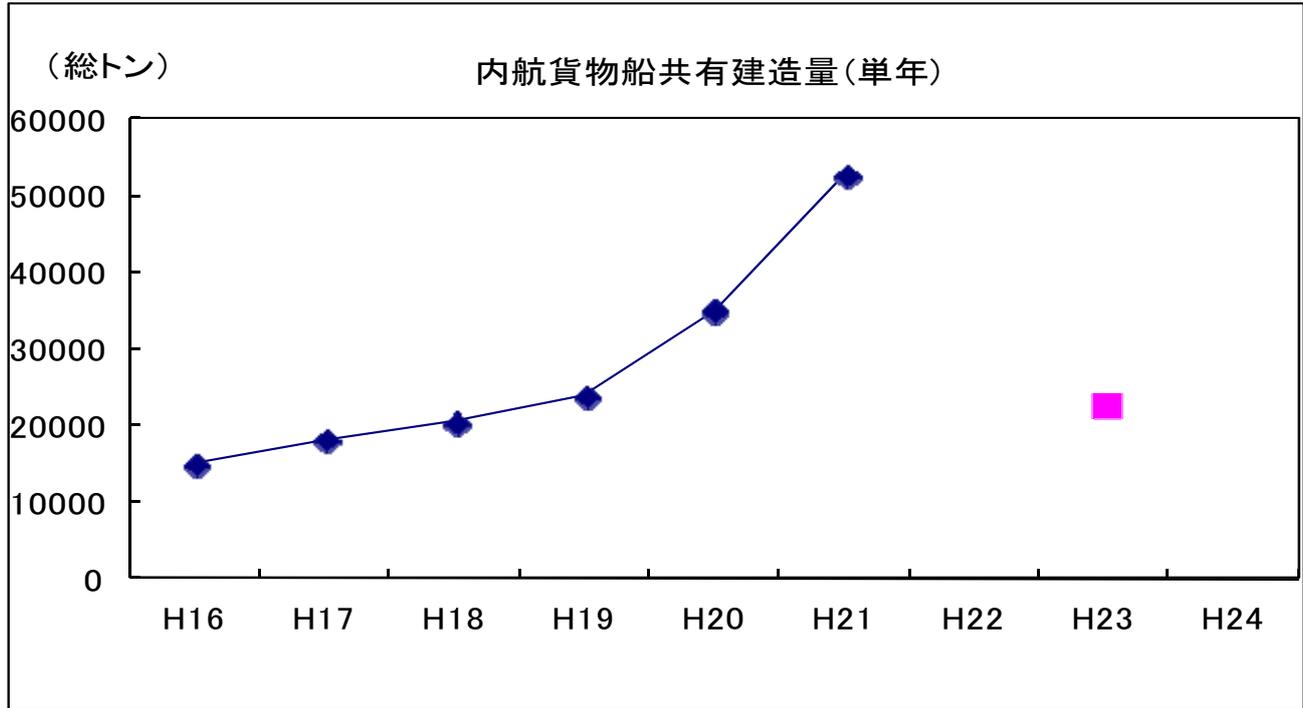
**(目標設定の考え方・根拠)**  
 鉄道・運輸機構においては、環境に優しく経済的な次世代内航船スーパーエコシップ (SES) をはじめとする効率的な内航貨物船の整備を行っているところであり、老朽化が進む内航船舶について、共有建造制度 (注1) を通じて良質な船舶への代替を促進することは、効率的で安定した国内海上物流の整備に大きく資するものであることから、鉄道・運輸機構における内航船舶の共有建造量の十分な確保という目標設定が有効である。  
 指標は、鉄道・運輸機構発足以降の建造量の実態を踏まえ、過去3ヶ年 (平成16年度～平成18年度) の平均値の約3割増を目標とし、平成19年度～平成23年度の平均が目標値を超えることを目指す。  
 (注1) 共有建造制度：鉄道・運輸機構と海運事業者が費用を分担して国内旅客船及び、内航貨物船を共同で建造し、共有する制度。共有建造制度では、海運事業者は機構の分担した建造費用について一定期間 (概ね法定耐用年数) 使用料を支払い、期間満了後、残額を買い取るにより、最終的に100%所有することとなる。

**(外部要因)**  
なし

**(他の関係主体)**  
民間事業者 (事業主体)

**(重要政策)**  
**【施政方針】**  
なし  
**【閣議決定】**  
なし  
**【閣決 (重点)】**  
なし  
**【その他】**  
なし

過去の実績値					(年度)
H17	H18	H19	H20	H21	
18,242G/T	20,526G/T	23,794G/T	34,998G/T	52,681G/T	



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

- ・ 鉄道・運輸機構の共有建造制度は、海運事業者との共有方式により、環境対策、物流効率化、離島航路対策、少子高齢化対策等政策課題に適合した良質な船舶の建造を行うものである。
  - ・ 特に、環境に優しく経済的な次世代内航船スーパーエコシップ（SES）については、鉄道・運輸機構への新たな出資金を活用した船舶使用料の軽減を行うことにより、その建造促進を図っている。
- 予算額：250億円（平成21年度第1次補正予算）

### 関連する事務事業の概要

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### （指標の動向）

- ・ 平成21年度の進水量は52,681総トン（平成20年度から17,683トン増）となっており、目標値23,000総トン（平成23年度における過去5年平均）を3年連続で上回っているため、順調である。

#### （事務事業の実施状況）

- ・ 平成21年度においては、29隻、60,480総トンの共有建造を決定しており、32隻、52,681総トンの共有船舶が進水している。
- ・ 特にスーパーエコシップについては、平成21年度において、3隻、10,749総トンの共有建造を決定し、4隻、2,496総トンが進水している。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・ 業績指標については、目標値23,000総トン（平成23年度における過去5年平均）を上回っており、現在の施策を継続することが適当であることから、A-2と評価した。
- ・ 共有建造制度を通じてスーパーエコシップを始めとする良質な船舶への代替を促進することは、効率的で安定した国内海上物流の整備に大いに資するものであり、今後も引き続き、内航船舶の共有建造を推進していく。

## 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

### （平成22年度）

なし

### （平成23年度以降）

なし

## 担当課等（担当課長名等）

担当課：海事局総務課財務企画室（室長 堀内 丈太郎）

**業績指標 119**  
国際船舶の隻数

**評価**

A-1

目標値：約150隻（平成23年度）  
実績値：106隻（平成21年度）  
初期値：85隻（平成18年度）

**(指標の定義)**

海上運送法第44条の2に定める船舶（注）の隻数をいう。

（注）「国際船舶」：国際海上輸送の確保上重要なものとして国土交通省令で定められた船舶。  
具体的には、LNG船、ロールオン・ロールオフ船、近代化船等の船舶をいう。

**(目標設定の考え方・根拠)**

国際船舶に関する課税の特例（登録免許税・固定資産税の軽減）の継続に加え、平成20年度に導入されたトン数標準税制と相俟って日本籍船の太宗を占める国際船舶\*について、国際船舶制度創設当時の隻数（144隻）程度に回復させることとし、目標を約150隻（約2倍程度）とした。

※平成21年央の日本籍船107隻のうち、106隻が国際船舶。

**(外部要因)**

なし

**(他の関係主体)**

外航海運事業者（事業主体）

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

新成長戦略（平成22年6月18日）

（工程表）Ⅲアジア経済戦略～ヒト・モノ・カネの流れ倍増（アジアの成長を取り込むための改革の推進）

**【閣決（重点）】**

なし

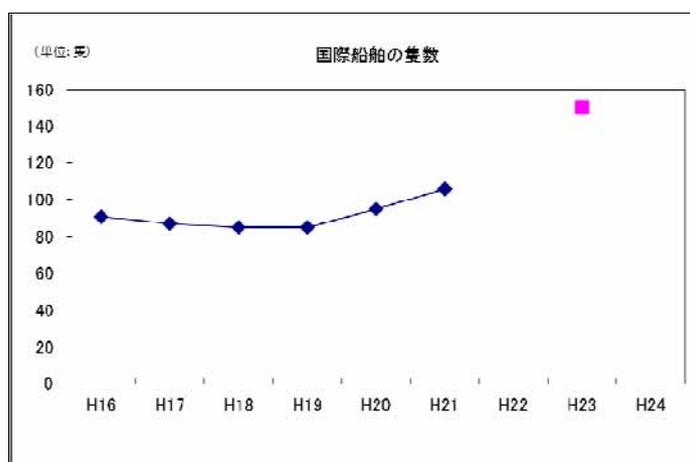
**【その他】**

国土交通省成長戦略（平成22年5月17日）Ⅱ 海運力の発揮

**過去の実績値**

（年度）

H17	H18	H19	H20	H21
87隻	85隻	85隻	95隻	106隻



**事務事業の概要**

**主な事務事業の概要**

**【税制上の特例措置】**

国際船舶の所有権の保存登記等の特例（登録免許税・固定資産税）

我が国商船隊の中核を担い、そのフラッグシップとしての先導的な役割を果たし、質の高いサービスを確実に提供している日本籍船のうち、国際海上輸送の確保上、特に重要な船舶である国際船舶の安定的な確保を図るための税制特例措置。

減収見込額：200百万円（登録免許税）（平成21年度）

325百万円（固定資産税）（平成21年度）

**関連する事務事業の概要**

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

我が国商船隊における外航日本籍船の平成21年央の隻数は107隻で、そのうち国際船舶は106隻であり、平成20年央に比べ11隻増となり、昨年度に続き2期連続で増加しており、順調に推移している。

#### (事務事業の実施状況)

国際船舶に係る課税の特例（登録免許税及び固定資産税の軽減）を継続した。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標は「国際船舶の隻数」であり、2期連続で増加しており、実績値は目標達成に向けて成果を示している。具体的には、トン数標準税制の適用を受けるために必要な海上運送法に基づく「日本船舶・船員確保計画」等により、日本籍船の増加が見込まれているところであるが、国際船舶は、当該日本籍船のうち、船員の少数精鋭化等による運航面の効率化や低コスト化がなされている船舶であるとともに、技術革新等に対応した質が高く、競争力のある船舶であり、日本籍船の中でも特に効率的で競争力の高い国際船舶を中核として増加することが見込まれており、平成21年度においては、概ね計画通り推移していることから平成23年度に目標値に達すると考えており、今年度はA-1と評価した。

これは、世界単一市場における国際競争が激化する中、コスト競争力の喪失から日本籍船は減少の一途をたどっていたところ、トン数標準税制の適用等を内容とする海上運送法及び船員法の一部を改正する法律（平成20年法律第53号）が平成20年7月17日に施行されたことと相俟って、我が国商船隊における外航日本籍船の平成21年央の隻数が107隻、そのうち国際船舶は106隻と、平成20年央に比べ国際船舶は11隻増となり、昨年度に続き増加となった。

一方で、先般、取りまとめられた「国土交通省成長戦略」（平成22年5月17日国土交通省成長戦略会議決定）及び「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）では、日本籍船を中核とする日本商船隊の国際競争力の強化を図ることとされており、外航海運関係税制の戦略的な見直しや平成19年12月の交通政策審議会海事分科会国際海上輸送部会答申で必要な日本籍船450隻と試算されていることを踏まえ、日本商船隊の中核となる日本籍船のうち、合理化や低コスト化、技術革新等に対応した質の高い船舶である国際船舶の増加を加速する必要がある。

## 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

### (平成22年度)

先般、取りまとめられた「国土交通省成長戦略」（平成22年5月17日国土交通省成長戦略会議決定）及び「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）では、日本籍船を中核とする日本商船隊の国際競争力の強化を図ることとされており、外航海運関係税制の戦略的な見直しや平成19年12月の交通政策審議会海事分科会国際海上輸送部会答申で必要な日本籍船450隻と試算されていることを踏まえ、日本商船隊の中核となる日本籍船のうち、合理化や低コスト化、技術革新等に対応した質の高い船舶である国際船舶の増加を加速する必要がある。これらを踏まえ、国際船舶の増加を加速化するための具体的な施策の検討への着手・早期の実現を図ることにより課題の改善を図っていくこととしている。

### (平成23年度以降)

なし

## 担当課等（担当課長名等）

担当課：海事局外航課（課長 篠部 武嗣）

## 業績指標 120

我が国商船隊の輸送比率

### 評価

B-1

目標値：概ね12%（平成23年度）  
実績値：11.3%（平成20年度）  
初期値：概ね12%（平成17年度）

### （指標の定義）

世界の海上荷動量に占める我が国商船隊による輸送量の割合

分子：我が国商船隊（※）による輸送量

分母：世界の海上荷動量（注）

（注）これまで、世界の海上荷動き量として、世界全体の輸出入量（貿易量）を使用していたが、指標を適正化する観点から、平成21年度より純然たる海上荷動き量に修正し、過去の実績値も併せて修正する。

（※）我が国商船隊：我が国国外航海運企業が運航する2,000総トン以上の外航商船群をいう。自らが所有する日本籍船のみならず、外国企業（自らが設立した外国現地法人を含む。）から用船（チャーター）した外国籍船も合わせた概念。

### （目標設定の考え方・根拠）

外航海運発展の環境整備や海上輸送の安全確保等の推進を通じて、国際競争力の強化を図り安定的な国際海上輸送を確保することとし、平成17年度時点における過去5年間の我が国商船隊の輸送比率である概ね12%を元に、引き続きその輸送比率を維持することを目指す。

### （外部要因）

治安情勢の変動、資源の枯渇、国際経済情勢の変化

### （他の関係主体）

民間事業者（事業主体）

### （重要政策）

#### 【施政方針】

なし

#### 【閣議決定】

新成長戦略（平成22年6月18日）

（工程表）Ⅲアジア経済戦略～ヒト・モノ・カネの流れ倍増（アジアの成長を取り込むための改革の推進）

#### 【閣決（重点）】

なし

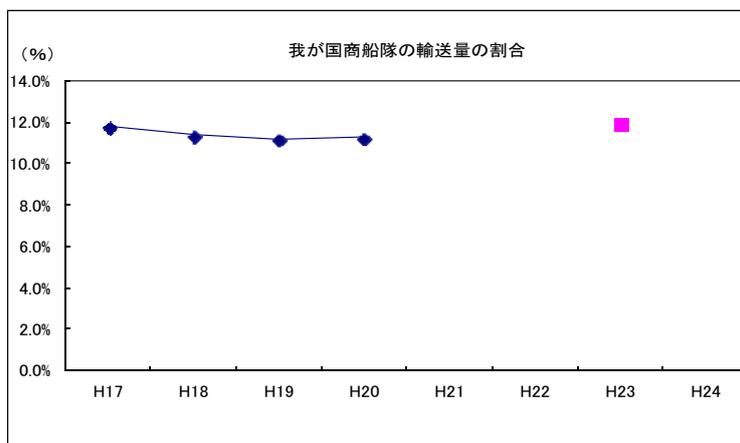
#### 【その他】

国土交通省成長戦略（平成22年5月17日）Ⅱ海運力の発揮

### 過去の実績値

（年度）

H17	H18	H19	H20	H21
11.8%	11.4%	11.2%	11.3%	集計中



### 事務事業の概要

#### 主な事務事業の概要

・外航海運対策の強化（予算額：0.1億円）

我が国商船隊の我が国経済・社会に対して負っている重要性に鑑み、国際経済情勢等の変化に即応して、安定した貿易輸送のため、輸入物資の産出国の政策動向や輸出先となる各国の経済状況等のトレンドの把握等、また、主要航路における海運活動は米国やEU等の主要航路の関係国の海運政策に左右されるところが大きいことから、これらの海運政策の動きに対し、我が国としても情報収集を行い、国内関係者とも十分協議の上、本邦外航船舶運航

事業者の国際競争条件の均衡化を図ることに加え、国際競争力の強化を図り、我が国商船隊の安定的な輸送の確保のため適切な対策を講じる。

#### 関連する事務事業の概要

該当なし

#### 測定・評価結果

##### 目標の達成状況に関する分析

###### (指標の動向)

・平成 21 年度は集計中であるが、平成 20 年度までの実績値から、目標値である概ね 12%維持を達成していないため、順調ではない。

###### (事務事業の実施状況)

・外航海運対策の強化

輸入物資の産出国の政策動向や輸出先となる各国の経済状況等の調査等を実施。また主要航路の関係国の海運政策の動きに対し、情報収集を行い、国内関係者とも十分協議の上、関係国と協議等を行った。具体的には英国、中国、EU、インド、CSG（海運先進 18 カ国）とそれぞれ協議を行い、海事政策についての情報及び意見を交換するとともに、外航海運を取り巻く世界的な課題について相互理解を図った。

##### 課題の特定と今後の取組みの方向性

・平成 21 年度の実績値は、分母である「世界の海上荷動量」を算出している機関（Fearnleys 社）が現在集計中であるため、把握できていないが、平成 20 年度までの実績値から目標値である概ね 12%維持を達成していないため、B-1 評価とした。なお、平成 21 年度の実績値は平成 22 年中に判明する予定である。

・我が国商船隊の輸送比率について、目標値である概ね 12%維持を達成するためには、諸外国と対等な条件で競争できる環境の整備など、日本商船隊の国際競争力をさらに向上させるような政策対応が必要である。

#### 平成 22 年度以降における新規の取組みと見直し事項

##### (平成 22 年度)

先般取りまとめられた「国土交通省成長戦略」（平成 22 年 5 月 17 日国土交通省成長戦略会議決定）及び「新成長戦略」（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）では、日本籍船を中核とする日本商船隊の国際競争力の強化を図ることとされ、外航海運関係税制の戦略的見直しや規制改革により国際競争条件の均衡化を図る必要があるとの提言がなされており、これを受けて、具体的な施策の検討への着手・早期の実現を図ることにより課題の改善を図っていくこととしている。

##### (平成 23 年度以降)

なし

#### 担当課等（担当課長名等）

担当課：海事局外航課（課長 篠部 武嗣）

**業績指標 121**

マラッカ・シンガポール海峡において航路を閉塞する大規模海難の発生数

**評価**

A-2	目標値：0件（平成18年度以降毎年度） 実績値：0件（平成21年度） 初期値：0件（平成18年度）
-----	---

**（指標の定義）**

マラッカ・シンガポール海峡に設定された分離通行帯（TSS）を閉塞するような海難の発生数

**（目標設定の考え方・根拠）**

インド洋と南シナ海を結ぶマラッカ・シンガポール海峡（以下、「マ・シ海峡」という。）は、世界有数の船舶通航量を誇る海上交通の要衝であるとともに、浅瀬、暗礁等が点在していることから、航海の難所と言われている。また、我が国輸入原油の8割以上が通過する経済活動の生命線であるマ・シ海峡においてTSSを閉塞するような大規模海難が発生した場合、大型タンカー（VLCC）などは航路整備がなされていない迂回ルートの通航を強いられるとともに、航路延長による燃料費増大だけでも1,000万円以上となることから、我が国経済への影響は計り知れない。これまで、海峡利用国として唯一我が国は、関係民間団体等を通じて、約40年にわたり航路標識の整備・維持管理、水路測量・海図編纂などの支援協力（約147億円）を行ってきたところであるが、アジアの経済発展に伴い日本関係船舶以外の通航が増加し、また同海峡の通航量は今後も増加するものと予測されることから、海上交通の安全確保を推進するため、利用国と沿岸国の協力による新たな枠組み構築が急務となっている。このようなことから、我が国としては、沿岸国、IMOや他の利用国と協力し、同海峡の航行安全・環境保全等に関する国際協力を推進し、マ・シ海峡の安全確保に取り組むこととしている。なお、国連海洋法条約では「国際海峡の航行安全と海洋汚染防止について、利用国と沿岸国の協力」が求められ、また先日成立した海洋基本法では「海上輸送の安全確保のほか、国際的連携の確保、国際協力の推進」が求められている。

**（外部要因）**

治安情勢の変動

**（他の関係主体）**

外務省、(財)マラッカ海峡協議会（事業主体）

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

海洋基本計画（平成20年3月18日）

特に、海上交通の要衝であるマラッカ・シンガポール海峡を含む海域については、航行援助施設の維持管理に加えて、海賊対策、テロ対策等について、国際的な連携・協力の促進に積極的に取り組む必要がある。（第1部2）

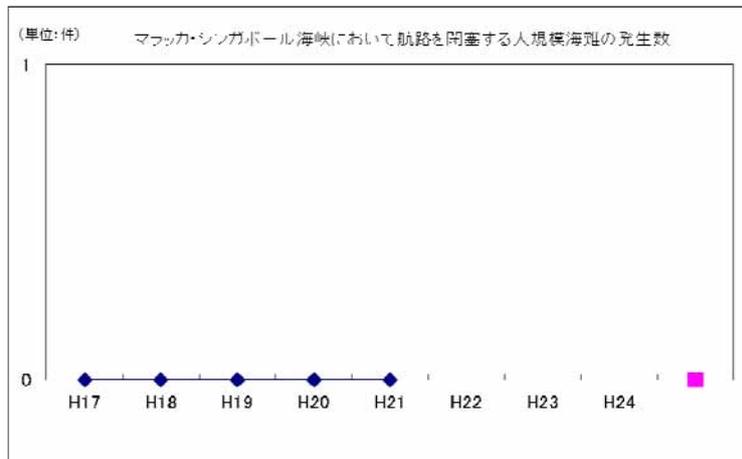
**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

なし

過去の実績値					(年度)
H17	H18	H19	H20	H21	
0件	0件	0件	0件	0件	0件



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

- マ・シ海峡における航行安全対策（予算額（平成21年度）：0.47億円）
- マ・シ海峡の安全確保に必要な国際協力を推進する（早急な整備が必要な航行援助施設に係る調査等）

### 関連する事務事業の概要

なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### （指標の動向）

海峡利用国として唯一我が国は、関係民間団体等を通じて、航路標識の整備・維持管理、水路測量・海図編纂などの支援協力を行ってきたこと等により、平成21年度においても、マ・シ海峡に設定された分離通行帯（TSS）を閉塞するような海難はなく、目標を達成しており、順調である。

#### （事務事業の実施状況）

- マ・シ海峡等における航行安全対策
- ・当該海峡の主要な利用国として「協力メカニズム」の下、航行援助施設基金運営委員会等の国際会議の場において、沿岸国と利用国間の利害調整を行うこと等により、新たな国際的協力スキームの早期の実施、円滑な運用に積極的に貢献。
- ・既存の航行援助施設の維持更新や、小型船舶動静把握システムの実証実験を実施することにより、沿岸国に対し安全対策に関する支援協力を行った。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

- 業績指標は、平成18年度以降毎年度の目標値である0件を達成しているため、A-2と評価した。
- ・しかしながら、マ・シ海峡は我が国輸入原油の8割以上が通過する経済活動の生命線であり、当該海峡において大規模海難が発生した場合の我が国経済への影響は計り知れず、また、アジアの経済発展等に伴い、同海峡の通航量は今後も増加するものと予測されている。
- ・平成19年7月にはIMO・シンガポール政府の共催によるシンガポール会議において、当該海峡の航行安全対策に関する沿岸国と利用国等の協力の枠組みを具体化した「協力メカニズム」が創設されたところであり、我が国は、当該海峡の第一の利用国であることから、安全対策の支援協力において、今後も国際的に先導的な役割を果たしていくことが必要であり、これまでの貢献で培ってきた沿岸国との信頼関係を基盤として、今後とも複雑な関係国間の利害調整等に積極的な活動を行うとともに、関係国や関係業界から幅広い支援を得られるよう働きかける。

## 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

### （平成22年度）

なし

### （平成23年度以降）

なし

## 担当課等（担当課長名等）

担当課：海事局外航課（課長 篠部 武嗣）

**業績指標 1 2 2**

我が国商船隊における外航日本船舶数

**評価**

A-1

目標値：約180隻（平成24年度）  
 実績値：107隻（平成21年度）  
 初期値：92隻（平成19年度）

**(指標の定義)**

外航海運に従事する日本船舶の数

指標の考え方：

四面環海で資源の乏しい我が国において、貿易量の99.7%を担う外航海運は、我が国経済、国民生活を支える上で大きな役割を担っている。

しかしながら、世界単一市場における国際競争が激化する中、プラザ合意後の急速な円高等によるコスト競争力の喪失から、安定的な国際海上輸送の核となるべき外航日本船舶は最も多かった1,580隻（昭和47年）から95隻（平成18年）へ、外航日本人船員は約57,000人（昭和49年）から約2,600人（平成18年）へと極端に減少し、極めて憂慮すべき事態となっている。

こうした海運業界の現況と海洋基本法の施行を受け、安定的な国際海上輸送の確保を図るため、船腹量ベースで全世界の約6割の船舶が適用対象となっているトン数標準税制を導入し、本邦外航海運事業者の国際競争条件の均衡化を図ることに加え、外航日本船舶及び外航日本人船員の計画的増加を図ることとする。

**(目標設定の考え方・根拠)**

平成19年12月の交通政策審議会海事分科会において、非常時等において、一定規模の国民生活・経済活動水準を維持する輸入貨物量をすべて日本籍船で輸送し、当該日本籍船の船舶職員を全員日本人船員で配乗するものとして試算すると、「最低限必要な日本籍船は約450隻となり、これらの日本籍船を運航するのに必要な日本人船員は約5,500人となる」との答申を頂いているところである。

一方、「日本船舶及び船員の確保に関する基本方針（以下「基本方針」）」において、外航日本船舶・外航日本人船員の現状規模を踏まえると、これらの必要規模を短期間で達成することは困難であることから、まずは当面の目標を設定し、トン数標準税制の導入と海上運送法に基づく日本船舶・船員確保計画（以下「計画」）の認定制度の着実な実施により、その達成を目指すことが適切であるとされている。

当該基本方針では、外航日本船舶・外航日本人船員の確保に係る当面の具体的な目標は、当該船舶の隻数を平成20年度からの5年間で2倍に、外航日本人船員の人数を10年間で1.5倍に増加させることを目標とする旨、定められている。

上記目標を担保するため、トン数標準税制の適用を受けるために必要な計画の認定基準の一つとして、外航日本船舶の隻数について、「5年間の計画期間内に2倍以上に増加させる計画であること」が規定されているため、業績指標はこの数字を設定している。

**(外部要因)**

景気の動向、他国の外航海運政策

**(他の関係主体)**

日本船主協会等

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

新成長戦略（平成22年6月18日）

（工程表）Ⅲアジア経済戦略～ヒト・モノ・カネの流れ倍増（アジアの成長を取り込むための改革の推進）

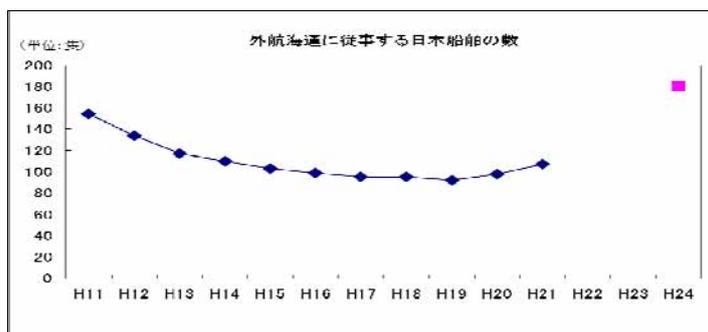
**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

国土交通省成長戦略（平成22年5月17日）Ⅱ 海運力の発揮

過去の実績値									(年度)
H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
134隻	117隻	110隻	103隻	99隻	95隻	95隻	92隻	98隻	107隻



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

- 安定的な国際海上輸送の確保
  - ・日本船舶・船員確保計画認定制度の適切な実施  
安定的な国際海上輸送の確保を図るため、外航日本船舶及び外航日本人船員の計画的増加について外航海運事業者の自発的な取り組みを促すための環境整備として、国土交通大臣による「日本船舶及び船員の確保に関する基本方針」を定め、それに基づき日本船舶及び船員の確保が図られる計画である旨を審査するとともに、認定計画に従った措置の実施状況についての確に把握し、必要な措置を講じていない場合には勧告や認定の取り消しを行うこと等により、認定制度の適切な実施を確保する。
  - ・【税制上の特例措置】  
外航海運におけるみなし利益課税（トン数標準税制）（法人税、法人住民税、法人事業税）  
外航船舶運航事業者が、日本船舶・日本人船員の確保に係る「日本船舶・船員確保計画」を作成し、国土交通大臣の認定を受けた場合、日本船舶に係る利益について、通常法人税に代えて、みなし利益課税を選択できる制度（平成20年度より）  
減収見込額：法人税 3,188百万円、地方税 40百万円（法人住民税・法人事業税）（平年度）

### 関連する事務事業の概要

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### （指標の動向）

我が国商船隊における外航日本船舶数の平成21年央の隻数は107隻で、平成20年央に比べ9隻増となり、昨年度に引き続き2期連続で増加した。海上運送法に基づく日本船舶・船員確保計画に認定された事業者の計画期間は平成21年4月1日より開始されており、一定の効果が見られた。

#### （事務事業の実施状況）

- 安定的な国際海上輸送の確保
  - ・日本船舶・船員確保計画認定制度の適切な実施  
トン数標準税制の適用を受けるために必要な「日本船舶・船員確保計画」の認定申請について、平成22年1月末までに11社が申請し、基本方針に照らして審査を行った結果、すべてが認定基準を満たしていることから、平成21年3月24日に10社、平成22年2月18日に1社を認定。
  - ・【税制上の特例措置】  
認定を行った11社について、租税特別措置法に基づき当該認定を受けた日本船舶・船員確保計画に記載された計画期間内の日を含む各事業年度終了の時（平成21年度～平成25年度又は平成22年度～平成26年度）まで特例措置を受けることとなった。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標は「我が国商船隊における外航日本船舶数」（外航海運に従事する日本船舶の数）であり、2期連続で増加しており、実績値は目標達成に向けて成果を示していること、また、トン数標準税制の適用を受けるために必要な海上運送法に基づく「日本船舶・船員確保計画」等により、平成21年度においては、概ね計画通り推移していることから、平成24年度に目標値に達することが見込まれるため、今年度はA-1と評価した。これは、世界単一市場における国際競争が激化する中、コスト競争力の喪失から日本籍船は減少の一途をたどっていたところ、国土交通大臣による「日本船舶及び船員の確保に関する基本方針」の策定、船舶運航事業者等による「日本船舶・船員確保計画」の作成及び同計画について国土交通大臣の認定を受けた場合における対外船舶運航事業者に対するトン数標準税制の適用等を内容とする海上運送法及び船員法の一部を改正する法律（平成20年法律第53号）が平成20年7月17日に施行され、日本船舶・船員確保計画策定に向けた各事業者の取り組みにより、計画期間が開始した平成21年度については前年度9隻増の実績となった。

一方で、先般、取りまとめられた「国土交通省成長戦略」（平成22年5月17日国土交通省成長戦略会議決定）及び「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）では、日本籍船を中核とする日本商船隊の国際競争力の強化を図ることとされており、外航海運関係税制の戦略的な見直しや平成19年12月の交通政策審議会海事分科会国際海上輸送部会答申で必要な日本籍船450隻と試算されていることを踏まえ、日本商船隊の中核となる日本籍船の増加を加速する必要がある。

### 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

#### （平成22年度）

先般、取りまとめられた「国土交通省成長戦略」（平成22年5月17日国土交通省成長戦略会議決定）及び「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）では、日本籍船を中核とする日本商船隊の国際競争力の強化を図ることとされており、外航海運関係税制の戦略的な見直しや平成19年12月の交通政策審議会海事分科会国際海上輸送部会答申で必要な日本籍船450隻と試算されていることを踏まえて、日本商船隊の中核となる日本籍船の増加を加速する必要がある。これらを踏まえ、日本籍船の増加を加速化するための具体的な施策の検討への着手・早期の実現を図ることにより課題の改善を図っていくこととしている。

#### （平成22年度以降）

なし

### 担当課等（担当課長名等）

担当課：海事局外航課（課長 篠部 武嗣）

**業績指標 1 2 3**  
内航船舶の平均総トン数

**評価**

A-2	目標値：575（平均G/T）（平成22年度） 実績値：618（平均G/T）（平成21年度） 初期値：574（平均G/T）（平成17年度）
-----	--

**（指標の定義）**  
内航海運における船舶の平均の総トン数  
 （注）G/T：船舶の大きさを示すのに用いる指標。総トン数（グロストン）（Gross tonnage）

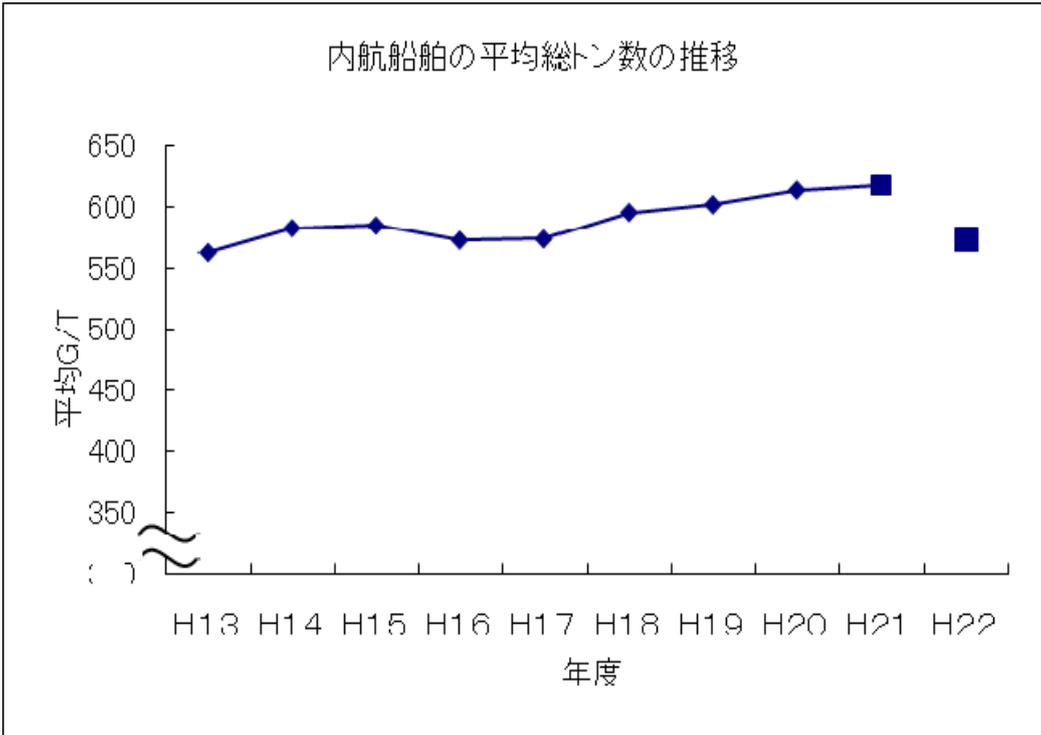
**（目標設定の考え方・根拠）**  
効率的で安定した海上輸送を確保していくために、現在の内航船舶の平均総トン数を引き続き維持していくという目標設定が有効である。  
 このため、内航船舶の平成13年度～17年度の5年間の平均総トン数 575（平均 G/T）の数値の維持を目標とする。

**（外部要因）**  
なし

**（他の関係主体）**  
民間事業者（事業主体）

**（重要政策）**  
**【施政方針】**  
なし  
**【閣議決定】**  
なし  
**【閣決（重点）】**  
なし  
**【その他】**  
なし

過去の実績値									(年度)
年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
平均G/T	563	583	585	573	574	596	602	614	618



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

内航海運は、国内物流の約3分の1、特に産業基礎物資（鉄鋼、石油、セメント等）の輸送の約8割を担う、我が国の経済・国民生活を支える基幹的な物流産業である。このような内航海運の効率的で安定した海上輸送を確保し、内航船舶の平均総トン数を維持していくためには、安定的かつ適切な規模での代替建造を実現していくことが重要である。平成18年3月、代替建造の推進に有効な施策を取りまとめた「内航船舶の代替建造推進アクションプラン」が策定された。海事局をはじめとする関係者が一体となって同アクションプランに沿った取り組みを進めているところである。

予算額：内航海運対策 300万円（平成21年度）

### 関連する事務事業の概要

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### （指標の動向）

平成21年度の内航海運における船舶の平均の総トン数は618G/Tであり、平成22年度における目標値の575トンを上回っていることから、順調である。

#### （事務事業の実施状況）

「内航船舶管理の効率化及び安全性の向上に関する調査研究」の実施等、「内航船舶の代替建造推進アクションプラン」に沿った施策を関係者が一体となって進めた結果、平成18年度から平成20年度の建造実績は3年連続で100隻を超え、建造量は大幅に増加してきている。平成21年度の建造申請は世界同時不況の影響もあり落ち込んだが、概ね順調に推移してきている。

### 課題の特定と今後の取組の方向性

業績指標については、現在、目標値の575トンを上回って推移しており、目標達成に向けた成果を示していることから、現在の施策を継続することが適当である。以上よりA-2と評価した。

平成22年度についても、更なる代替建造推進を図るため、「内航船舶の代替建造推進アクションプラン」に沿った施策を、海事局をはじめとする関係者が一体となって積極的に行い、引き続き内航船舶の平均総トン数を維持していく。

## 平成22年度以降における新規の取組と見直し事項

（平成22年度）

なし

（平成22年度以降）

なし

## 担当課等（担当課長名等）

担当課：海事局内航課（課長 蝦名 邦晴）

**業績指標 124**

スーパー中枢港湾における港湾コスト低減率及びリードタイム (①港湾コスト低減率、②リードタイム)

評価	
① A-1	目標値：①平成14年度比 約3割低減(平成22年度) ②1日程度(平成22年度) 実績値：①平成14年度比 2割弱低減(平成20年度) ②1日程度(平成20年度)
② A-1	初期値：①平成14年度比 約13%低減(平成18年度) ②約2.1日(平成18年度)

**(指標の定義)**

- ①スーパー中枢港湾における港湾コスト低減率：スーパー中枢港湾におけるコンテナ1個あたりの港湾コスト(船舶の出入港やターミナルの運営にかかるコンテナ1個あたりのコスト)の平成14年度時点を基準とした低減率(平成14年度におけるコンテナ1個あたりの港湾コストから比べて低減した港湾コスト/平成14年度におけるコンテナ1個あたりの港湾コスト)
- ②スーパー中枢港湾におけるリードタイム：海上コンテナ貨物の輸入における船舶の入港(着岸)から貨物の引取りが可能となるまでの時間

**(目標設定の考え方・根拠)**

- ①港湾コスト低減率：基準となる平成14年度当時に、海外主要港(釜山港、高雄港)程度となるよう約3割のコスト低減を目標とした
- ②リードタイム：基準となる平成14年度当時に、海外主要港(シンガポール港)のリードタイムが1日程度であったため

**(外部要因)**

- ・輸出入貨物量に影響する景気動向・世界情勢の変化

**(他の関係主体)**

- ・地方公共団体(事業主体)

**(重要政策)**

**【施政方針】**

- ・第174回国会施政方針演説(平成22年1月29日)  
アジア、さらには世界との交流の拠点となる空港、港湾、道路など、真に必要なインフラ整備については、厳しい財政事情を踏まえ、民間の知恵と資金も活用し、戦略的に進めてまいります。

**【閣議決定】**

- ・新成長戦略(基本方針)～輝きのある日本へ～(平成21年12月30日)及び  
新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～(平成22年6月18日)  
成長の足がかりとなる、投資効果の高い大都市圏の空港、港湾、道路等の真に必要なインフラの重点投資と魅力向上のための拠点整備を戦略的に進め、世界、アジアのヒト・モノの交流の拠点を目指す必要がある。  
(新成長戦略(基本方針)2.(4)、新成長戦略第3章(4))
- ・総合物流施策大綱(2009-2013)(平成21年7月14日)  
ロジスティクス機能を担う港湾・空港については、迅速で低廉な物流を確保するために、スーパー中枢港湾プロジェクトの充実・深化、大型船舶に適切に対応するための産業港湾インフラの刷新、港湾関連手続の電子申請化、航空自由化の推進による航空貨物ネットワークの拡充、大都市圏拠点空港の物流機能強化等、ハード・ソフト両面において取組みを進める必要がある。(第2.2(1))
- ・経済成長戦略大綱(平成20年6月27日改定)  
アジア地域の経済一体化、企業の国際競争力を重視した物流インフラの重点的・戦略的な整備  
「スーパー中枢港湾において、2010年度までに、港湾コストを約3割低減、リードタイム(船舶入港から貨物引取りが可能となるまでの時間)を1日程度に短縮するとともに、地方自治体間の垣根を越えた港湾の広域連携を推進し、我が国港湾の国際競争力の強化を図る」(第5.2(2))
- ・経済財政改革の基本方針2009(平成21年6月23日)  
低炭素交通インフラ整備等の集中対策(国土ミッシングリング、スーパー中枢港湾・産業港湾インフラ、モーダルシフト対策、整備新幹線等)(第2章1.)
- ・新経済成長戦略のフォローアップと改訂(平成20年9月19日)  
スーパー中枢港湾において世界最大級のコンテナ船の利用を可能とする大水深コンテナターミナルの整備を引き続き推進するとともに、コンテナ物流全体での荷主の利便性に軸足を置いた港湾サービス水準の更なる向上と国内外をつなぐ効率的で低炭素型のシームレス物流網を形成する。(第2編I)

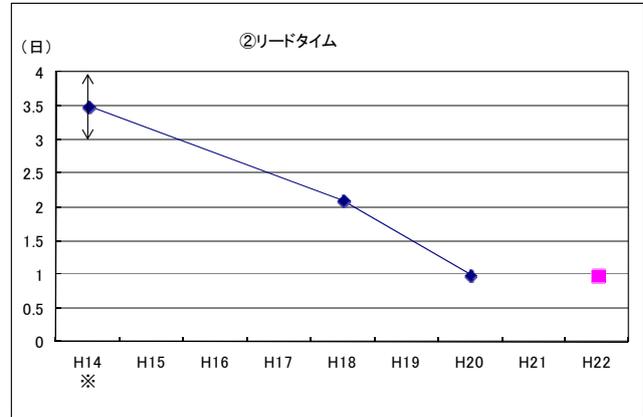
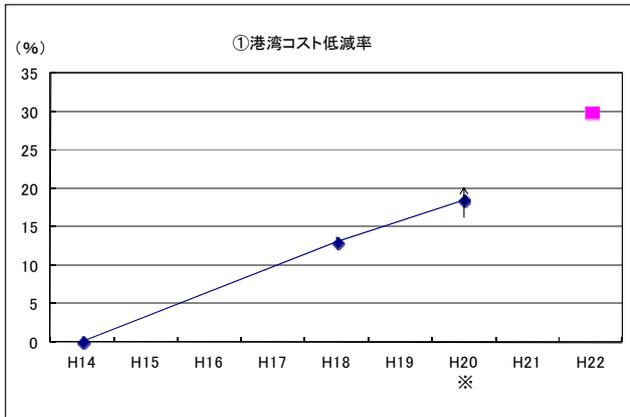
**【閣決(重点)】**

- ・社会資本整備重点計画(平成21年3月31日)「第2章及び第5章に記載あり」

**【その他】**

- ・国土交通省成長戦略(平成22年5月17日)  
選択と集中とともに「民」の視点で港湾経営を行うことで、低コストで効率的な港湾の運営を実現して、港湾の国際競争力を確保し、製造業等の荷主企業も日本を拠点とした事業展開が比較優位となるよう、規制改革等によって、内航も含め安価で高品質な港湾サービス提供を実現させる。(1. I.)

過去の実績値				(年度)
H17	H18	H19	H20	H21
① -	① 約13%低減 (H14年度比)	① -	① 2割弱低減 (H14年度比)	① -
② -	② 約2.1日 ※(平日では1.1日)	② -	② 1日程度	② -



※注) ①平成20年度の港湾コスト低減率の値は、2割弱。 ②平成14年度のリードタイムの値は、3～4日。

## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

- スーパー中枢港湾プロジェクトの充実・深化～国際競争力のある成長分野の創出～
  - ・ 次世代高規格コンテナターミナルの整備や臨海部物流拠点の形成を推進するとともに、港湾サービスの24時間化等について新たに具体的な目標（コスト・サービス・ビジネスモデル）の達成に向け、官民一体となってモデル事業（後述）に取り組み、国内外をつなぐシームレス物流網の形成を目指す。  
 予算額 港湾整備事業費 3,405億円の内数（平成21年度）
- (注) ◎を付した施策目標は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。
- スーパー中枢港湾に指定された港湾における次世代高規格コンテナターミナルにおいて整備される荷捌き施設等に係る特例措置（固定資産税・都市計画税）
  - ・ スーパー中枢港湾の特定国際コンテナ埠頭において、港湾管理者から運営事業の認定を受けた者が国の無利子貸付制度の適用を受けて取得する荷捌き施設等に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準を1/2とする特例措置  
 減収額 集計中（平成21年度。なお平成20年度は0.1億円）
- 外貨埠頭会社が所有又は取得するコンテナ埠頭に係る特例措置（固定資産税・都市計画税）
  - ・ 外貨埠頭会社が、所有又は取得するコンテナ埠頭に対する固定資産税及び都市計画税について、その課税標準を以下のとおりとする特例措置
    - ① 旧公団から公社が承継した一定規模以上のコンテナ埠頭 課税標準3/5
    - ② 平成10年3月31日までに取得した一定規模以上のコンテナ埠頭 課税標準1/2
    - ③ 平成10年4月1日から平成18年3月31日までに取得する大規模コンテナ埠頭  
 課税標準1/5（当初10年間）、1/2（その後）
    - ④ 平成18年4月1日から平成20年3月31日までに取得する大規模コンテナ埠頭  
 課税標準1/2
 減収額 9.3億円（平成21年度）
- 外貨埠頭会社から指定会社等が取得するコンテナ埠頭に対する固定資産税及び都市計画税について、その課税標準を以下のとおりとする特例措置（固定資産税・都市計画税）
  - ①旧公団から公社が承継したコンテナ埠頭：課税標準3/5（承継後10年間）
  - ②外貨埠頭会社が取得したコンテナ埠頭（①を除く）：課税標準1/2（承継後10年間）
 減収額 2.4億円（平成21年度）

### 関連する事務事業の概要

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

- ① 平成20年度の実績値は2割弱低減となっており、このことからだけ判断するとトレンドとしては目標の3割減に僅かに届かない可能性があるように見受けられる。しかし平成20年度においてはリーマンショックに端を発する経済危機の影響が現れているものと考えられ、その後は中国をはじめとするアジア新興国を中心に景気は復調傾向にあるためコンテナ取扱量が増えると考えられることから、コンテナ1単位あたりのコストは順調に低減していると判断できる。
- ② 本指標は財務省関税局で実施されている「輸入手続の所要時間調査」を利用しており、平成20年度のコンテナ貨物に関する調査結果が約1日であるため、目標達成に向けた成果を示しているものと判断できる。

#### (事務事業の実施状況)

- ・スーパー中枢港湾プロジェクトの充実・進化～国際競争力のある成長分野の創出～  
次世代高規格コンテナターミナルの整備や臨海部物流拠点の形成を推進するとともに、港湾サービスの24時間化等について新たに具体的な目標（コスト・サービス・ビジネスモデル）の達成に向け、官民一体となってモデル事業※に取り組み、国内外をつなぐシームレス物流網の形成を目指す。
- ※「スーパー中枢港湾を核としたコンテナ物流の総合的集中改革プログラム」（モデル事業）：  
スーパー中枢港湾プロジェクトの充実・深化を更に進めていくため、経済団体や港湾管理者との協働のもと港湾を核とした物流を総合的に改革していく先導的な官民共同プロジェクト等を推進する。  
具体的には、コンテナターミナルの24時間化、内航フィーダー・バージ輸送、海上コンテナ鉄道輸送等について、具体的な目標（コスト・サービス等）を設定し、その達成に向け官民一体となってモデル事業を推進する。モデル事業終了時には民間事業者により自立的・継続的なビジネスが展開されることを目指す。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

- ① 平成20年度の実績値は2割弱低減となっており、このことからだけ判断するとトレンドとしては目標の3割減に僅かに届かない可能性があるように見受けられる。しかし平成20年度においてはリーマンショックに端を発する経済危機の影響が現れているものと考えられ、その後は中国をはじめとするアジア新興国を中心に景気は復調傾向にあるためコンテナ取扱量が増えると考えられることから、コンテナ1単位あたりのコストは順調に低減していると判断できる。また後述の通り、「選択」と「集中」に基づいた国際コンテナ戦略港湾の選定及び実現に向けた施策を行うこととしていることから、A-1と評価した。
- ② 平成20年度のコンテナ貨物に関する調査結果が約1日であるため、目標達成に向けた成果を示しているものと判断できる。また後述の通り、「選択」と「集中」に基づいた国際コンテナ戦略港湾の選定及び実現に向けた施策を行うこととしていることから、A-1と評価した。

## 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

#### (平成22年度)

大型化が進むコンテナ船に対応し、アジア主要国と遜色のないコスト・サービスの実現を目指すため、「選択」と「集中」に基づいた国際コンテナ戦略港湾の選定を行う。

国際コンテナ戦略港湾について、「民」の視点の港湾経営、コスト低減策、国内貨物の集荷策などの具体性、計画性、実現性など今後ののびしろを重視する選定基準により選定を行う。

#### (平成23年度以降)

上述の国際コンテナ戦略港湾について、実現に向けた施策を行う。

## 担当課等（担当課長名等）

担当課： 港湾局港湾経済課（課長 若林 陽介）

関係課： 港湾局計画課（課長 高橋 浩二）

**業績指標 125**

港湾関連手続のシングルウィンドウ電子化率

**評 価**

A-2	目標値：概ね100%（平成24年度） 実績値：74%（平成21年度） 初期値：0%（平成19年度）
-----	---

**（指標の定義）**

統一モデル様式（※）を採択し、次世代シングルウィンドウから港湾関連手続（\*）を受け付け可能な港湾管理者の割合

※統一モデル様式：「各港共通の手続で入力情報の利活用の効果が高い項目を記載内容とした全国共通様式。船舶の入出港及び荷役に伴い発生する各種手続のほとんどに対応したもの」

\*港湾関連手続：入出港届、係留施設使用許可申請、入港料減免申請、入港料還付申請、船舶運航動静通知、フェリー・客船ターミナル施設使用許可申請、荷役機械使用許可申請、曳舟使用願、建物の類（上屋等）使用許可申請、船舶役務用施設（給水・給油等）使用許可申請、土地の類（荷さばき地・野積み場等）使用許可申請、廃棄物処理施設（廃油処理施設等）使用許可申請、電気施設（冷蔵コンテナ電源等）使用許可申請

計算方法：手続の電子化を行うことが特に重要となる重要港湾又は開港地方港湾の港湾管理者（合計港湾管理者数68管理者）が次世代シングルウィンドウ申請の受付体制を構築した割合（次世代シングルウィンドウ申請の受付体制を構築した港湾管理者数／重要港湾又は開港地方港湾の港湾管理者数）

**（目標設定の考え方・根拠）**

貿易関連手続を円滑にするため、主要な港湾管理者（※）において次世代シングルウィンドウを通じた港湾関連手続が可能となることを目標とし、目標値を設定した。

※主要な港湾管理者：「港湾法上に定める重要港湾の港湾」及び「関税法上に定める開港した地方港湾」の管理者

**（外部要因）**

なし

**（他の関係主体）**

・港湾管理者（港湾管理者独自システムを保有。指標の達成には独自システムの改修が必要。）

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

○経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日）「貿易関連手続について、真に利便性の高い「次世代シングルウィンドウ」を構築する（平成20年10月稼働予定）とともに、稼働後できるだけ早期に港湾関連手続の書式の統一化・簡素化及び「次世代シングルウィンドウ」への一元化を図る。」

○新成長戦略（平成22年6月18日）

（3）アジア経済戦略  
（アジア市場一体化のための国内改革、日本と世界とのヒト・モノ・カネの流れ倍増）

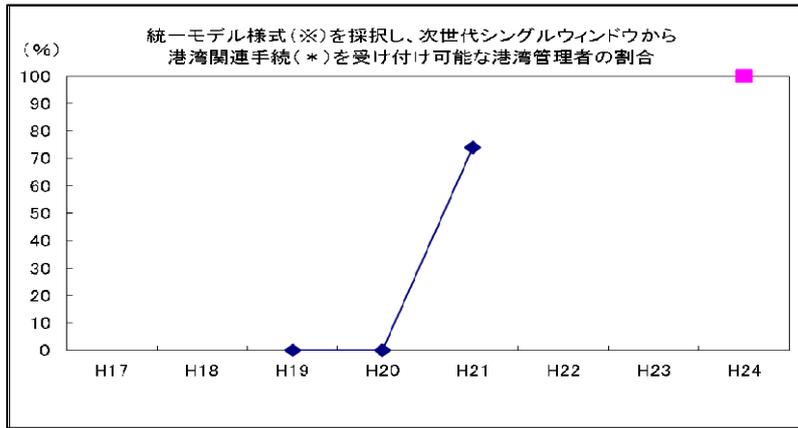
**【閣決（重点）】**

社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」

**【その他】**

なし

過去の実績値				（年度）	
H17	H18	H19	H20	H21	
—	—	0%	0%	74%	



### 事務事業の概要

#### 主な事務事業の概要

物流の高度化、効率化のため、港湾行政手続のペーパーレス化、ワンストップサービス化の普及を促進するとともに、手続きの統一化・簡素化の推進、次世代シングルウィンドウへの一元化により、港湾の手続き面での更なる利便性の向上を促進する。

予算額：2,195億円（平成21年度）の内数

#### 関連する事務事業の概要

なし

### 測定・評価結果

#### 目標の達成状況に関する分析

##### (指標の動向)

平成21年10月より、統一モデル様式についてシングルウィンドウへの申請項目の追加が実施され、これに伴い多くの港湾管理者において統一モデル様式の対象手続きの電子申請が可能となったことから実績が上昇し、今後、更に実績値の上昇が見込まれることから、目標年度に目標値の達成が見込まれる。

##### (事務事業の実施状況)

平成20年10月に、NACCS（輸出入等関連業務及びこれに関連する民間業務を処理するためのシステム）と港湾EDI（港湾管理者、港長等に係る申請・届出等の行政手続きを電子的に行うシステム）を統合するとともに、府省共通ポータルが稼働し、次世代シングルウィンドウが実現し、更には、平成21年10月より、統一モデル様式についてシングルウィンドウへの申請項目が追加された。

#### 課題の特定と今後の取組みの方向性

平成21年10月の統一モデル様式のシングルウィンドウへの申請項目の追加により、実績が上昇し、実績値は、目標達成に向けた成果を示している。今後も、統一モデル様式の対象手続きの電子申請を可能とする港湾管理者を確認しており、更に実績値の上昇が見込まれることから、現在の施策を維持することとし、A-2と評価した。

### 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

#### (平成22年度)

なし

#### (平成23年度以降)

なし

### 担当課等（担当課長名等）

担当課：港湾局港湾経済課（課長 若林 陽介）

**業績指標 126**

国際海上コンテナ貨物等輸送コスト低減率

**評価**

A-2	目標値：平成19年度比 5%減（平成24年度） 実績値：平成19年度比 1.2%減（平成21年度）（速報値） 初期値：0（平成19年度）
-----	--

**（指標の定義）**

国際海上貨物の輸送コスト（海上輸送コスト+陸上輸送コスト）の低減割合

- ・ 海上輸送コスト：船舶の大型化への対応等による低減
- ・ 陸上輸送コスト：効率的な施設配置等による低減

コンテナ貨物等を扱う国際海上コンテナターミナル及びバルク貨物等を扱う多目的国際ターミナルの整備による輸送コストの削減便益（公共事業の事業評価時に算出）を算出し、平成19年度以降の輸送コスト削減便益の合計が平成19年度の総輸送コストに対してどれだけの割合となるかを指標値として設定する。（指標値＝各年度の輸送コスト削減便益の合計／平成19年度の総輸送コスト）

**（目標設定の考え方・根拠）**

平成19年度の実績値は平成14年度比5.8%減となったことから、過去のトレンドを勘案し、平成24年度における目標値として前回目標値とほぼ同程度の平成19年度比約5%減を設定

（注）「前回目標値」とは、平成19年度の輸送コストにおいて平成14年度比約5%減である

**（外部要因）**

- ・ 輸送コストに係る原油価格変化
- ・ 輸出入貨物量に影響する景気動向・世界情勢の変化

**（他の関係主体）**

地方公共団体（事業主体）

**（重要政策）**

**【施政方針】**

- ・ 第174回国会施政方針演説（平成22年1月29日）  
 アジア、さらには世界との交流の拠点となる空港、港湾、道路など、真に必要なインフラ整備については、厳しい財政事情を踏まえ、民間の知恵と資金も活用し、戦略的に進めてまいります。

**【閣議決定】**

- ・ 新成長戦略（基本方針）～輝きのある日本へ～（平成21年12月30日）及び  
 新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～（平成22年6月18日）  
 成長の足がかりとなる、投資効果の高い大都市圏の空港、港湾、道路等の真に必要なインフラの重点投資と魅力向上のための拠点整備を戦略的に進め、世界、アジアのヒト・モノの交流の拠点を目指す必要がある。  
 （新成長戦略（基本方針）2.（4）、新成長戦略第3章（4））

- ・ 経済財政改革の基本方針2009（平成21年6月23日）  
 低炭素交通インフラ整備等の集中対策（国土ミッシングリング、スーパー中枢港湾・産業港湾インフラ、モーダルシフト対策、整備新幹線等）（第2章1.）
- ・ 総合物流施策大綱（2009-2013）（平成21年7月14日）  
 ロジスティクス機能を担う港湾・空港については、迅速で低廉な物流を確保するために、スーパー中枢港湾プロジェクトの充実・深化、大型船舶に適切に対応するための産業港湾インフラの刷新、港湾関連手続の電子申請化、航空自由化の推進による航空貨物ネットワークの拡充、大都市圏拠点空港の物流機能強化等、ハード・ソフト両面において取組みを進める必要がある。（第2.2（1））

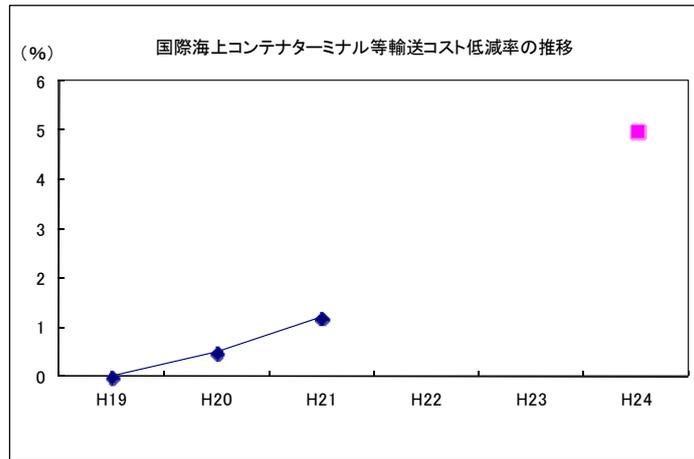
**【閣決（重点）】**

- ・ 社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」

**【その他】**

- ・ 国土交通省成長戦略（平成22年5月17日）  
 選択と集中とともに「民」の視点で港湾経営を行うことで、低コストで効率的な港湾の運営を実現して、港湾の国際競争力を確保し、製造業等の荷主企業も日本を拠点とした事業展開が比較優位となるよう、規制改革等によって、内航も含め安価で高品質な港湾サービス提供を実現させる。（1. I.）

過去の実績値						（年度）
H16	H17	H18	H19	H20	H21	
-	-	-	0	0.5%減	1.2%減	（速報値）



**事務事業の概要**  
**主な事務事業の概要**

- スーパー中枢港湾プロジェクトの充実・深化～国際競争力のある成長分野の創出～
  - ・ 次世代高規格コンテナターミナルの整備や臨海部物流拠点の形成を推進するとともに、港湾サービスの24時間化等について新たに具体的な目標（コスト・サービス・ビジネスモデル）の達成に向け、官民一体となってモデル事業※に取り組み、国内外をつなぐシームレス物流網の形成を目指す。  
 予算額 港湾整備事業費 3,405億円の内数（平成21年度）  
 （注）◎を付した施策目標は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。
- ※「スーパー中枢港湾を核としたコンテナ物流の総合的集中改革プログラム」（モデル事業）：  
 スーパー中枢港湾プロジェクトの充実・深化を更に進めていくため、経済団体や港湾管理者との協働のもと港湾を核とした物流を総合的に改革していく先導的な官民共同プロジェクト等を推進する。  
 具体的には、コンテナターミナルの24時間化、内航フィーダー・バージ輸送、海上コンテナ鉄道輸送等について、具体的な目標（コスト・サービス等）を設定し、その達成に向け官民一体となってモデル事業を推進する。モデル事業終了時には民間事業者により自立的・継続的なビジネスが展開されることを目指す。
- スーパー中枢港湾に指定された港湾における次世代高規格コンテナターミナルにおいて整備される荷捌き施設等に係る特例措置（固定資産税・都市計画税）
  - ・ スーパー中枢港湾の特定国際コンテナ埠頭において、港湾管理者から運営事業の認定を受けた者が国の無利子貸付制度の適用を受けて取得する荷捌き施設等に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準を1/2とする特例措置  
 減収額 集計中（平成21年度。なお平成20年度は0.1億円）
- 外貿埠頭公社が所有又は取得するコンテナ埠頭に係る特例措置（固定資産税・都市計画税）
  - ・ 外貿埠頭公社が、所有又は取得するコンテナ埠頭に対する固定資産税及び都市計画税について、その課税標準を以下のとおりとする特例措置
    - ① 旧公団から公社が承継した一定規模以上のコンテナ埠頭 課税標準 3/5
    - ② 平成10年3月31日までに取得した一定規模以上のコンテナ埠頭 課税標準 1/2
    - ③ 平成10年4月1日から平成18年3月31日までに取得する大規模コンテナ埠頭  
 課税標準 1/5（当初10年間）、1/2（その後）
    - ④ 平成18年4月1日から平成20年3月31日までに取得する大規模コンテナ埠頭  
 課税標準 1/2
 減収額 9.3億円（平成21年度）
- 外貿埠頭公社から指定会社等が取得するコンテナ埠頭に対する固定資産税及び都市計画税について、その課税標準を以下のとおりとする特例措置（固定資産税・都市計画税）
  - ①旧公団から公社が承継したコンテナ埠頭：課税標準 3/5（承継後10年間）
  - ②外貿埠頭公社が取得したコンテナ埠頭（①を除く）：課税標準 1/2（承継後10年間）
 減収額 2.4億円（平成21年度）

**関連する事務事業の概要**

該当なし

**測定・評価結果**

**目標の達成状況に関する分析**

**（指標の動向）**

- ・平成19年度のコスト低減率は平成14年度比5.8%減となり、年々コスト低減が図られている。平成21年度実績値は1.2%減（速報値）となり、過去の実績値によるトレンドを延長しても、目標年度に目標値は達成できないことになるが、平成22年度には大阪港など7箇所の外貿ターミナルの供用が予定されており、今後の実績値の上昇が見込まれ、目標年度に目標値の達成が見込まれる。

**（事務事業の実施状況）**

- ・国際海上コンテナターミナル及び多目的国際ターミナルなどの外貿ターミナルの整備は着実に推進しており、平成21年度は大阪港など3カ所で外貿ターミナルが供用された。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・過去の実績値によるトレンドを延長しても、目標年度に目標値は達成できないことになるが、平成22年度には大阪港など7箇所の外貿ターミナルの供用が予定されており、今後の実績値の上昇が見込まれ、目標年度に目標値の達成が見込まれるため、業績指標をA-2と評価した。
- ・今後とも、国際海上コンテナ貨物等の輸送コストを低減し、我が国の港湾の国際競争力の強化のため、スーパー中枢港湾プロジェクトを推進するとともに、港湾の諸手続の統一化・簡素化など、ソフト施策を推進する。

### 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成22年度)

なし

(平成23年度以降)

なし

### 担当課等(担当課長名等)

担当課：港湾局計画課(課長 高橋 浩二)

関係課：港湾局港湾経済課(課長 若林 陽介)

**業績指標 127**

船舶航行のボトルネック解消率

**評価**

A-2	目標値：95%（平成22年度） 実績値：95%（平成21年度） 初期値：75%（平成12年度）
-----	---

**(指標の定義)**

国際幹線航路の計画規模に対する現況規模の割合

計算方法：航路幅員、航路水深、航路延長の計画値の積に対する実績値の積の割合

$\Sigma \{ ( \text{現有航路幅員} \times \text{現有航路水深} \times \text{各航路延長} ) / ( \text{計画航路幅員} \times \text{計画航路水深} ) \} / \text{全航路延長}$

**(目標設定の考え方・根拠)**

現在整備中の主要幹線航路整備が概成した時の、ボトルネック解消率を目標値として設定。

**(外部要因)**

なし

**(他の関係主体)**

地方公共団体（事業主体）

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

**【閣決（重点）】**

なし

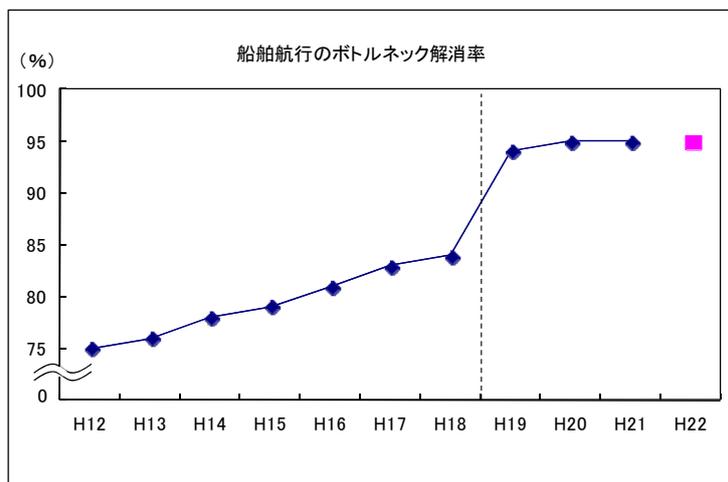
**【その他】**

なし

**過去の実績値**

(年度)

H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
75%	76%	78%	79%	81%	83%	84%	94.1%	95%	95%



(注) (指標の動向)に記載したとおり、国際幹線航路の当面の整備方針を踏まえ、平成19年度に指標算出にあたっての計画規模を見直しており、平成18年度以前と平成19年度以降のボトルネック解消率は単純に比較できない。

**事務事業の概要**

**主な事務事業の概要**

○主要国際幹線航路の整備及び保全 (◎)

予算額：港湾事業費 99億円（平成21年度）

浅瀬等の存在により船舶航行に支障のある国際幹線航路について、所定の幅員及び水深を確保するための浚渫等を行い、ボトルネックを解消する。

(注) ◎を付した施策目標は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

**関連する事務事業の概要**

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

国際幹線航路の当面の整備方針を踏まえ、平成19年度に指標算出にあたっての計画規模を見直している。

#### (事務事業の実施状況)

平成21年度においては、関門航路において整備・保全が行われた。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

現在のトレンドが継続すれば、目標を達成することから、A-2と評価する。国際幹線航路におけるボトルネックの解消は、日本の経済活動を支える船舶航行の安全性向上と物流コストの削減並びに安定的な海上輸送サービスを確保するための重要な施策であり、今後も引き続き最屈曲箇所や航路出入口付近を重点的に整備して安全性の確保に努める。

## 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

#### (平成22年度)

なし

#### (平成23年度以降)

なし

## 担当課等(担当課長名等)

担当課：港湾局計画課(課長 高橋 浩二)

業績指標 128

国内海上貨物輸送コスト低減率

評価

A-2	目標値：平成19年度比 3%減（平成24年度） 実績値：平成19年度比 0.9%減（平成21年度）（速報値） 初期値：0（平成19年度）
-----	--

（指標の定義）

国内海上貨物の輸送コスト（海上輸送コスト+陸上輸送コスト）の低減割合

- ・ 海上輸送コスト：船舶の大型化への対応等による低減
- ・ 陸上輸送コスト：効率的な施設配置等による低減

複合一貫輸送ターミナル及び国内物流ターミナルの整備による輸送コストの削減便益（公共事業の事業評価時に算出）を算出し、平成19年度以降の輸送コスト削減便益の合計が平成19年度の総輸送コストに対してどれだけの割合となるかを指標値として設定する。（指標値＝各年度の輸送コスト削減便益の合計／平成19年度の総輸送コスト）

（目標設定の考え方・根拠）

平成19年度の実績値は平成14年度比3%減となったことから、過去のトレンドを勘案し、平成24年度における目標値として達成可能であると推測される平成19年度比3%減を設定

（外部要因）

- ・ 輸送コストに係る原油価格変化
- ・ 輸出入貨物量に影響する景気動向・世界情勢の変化

（他の関係主体）

地方公共団体（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

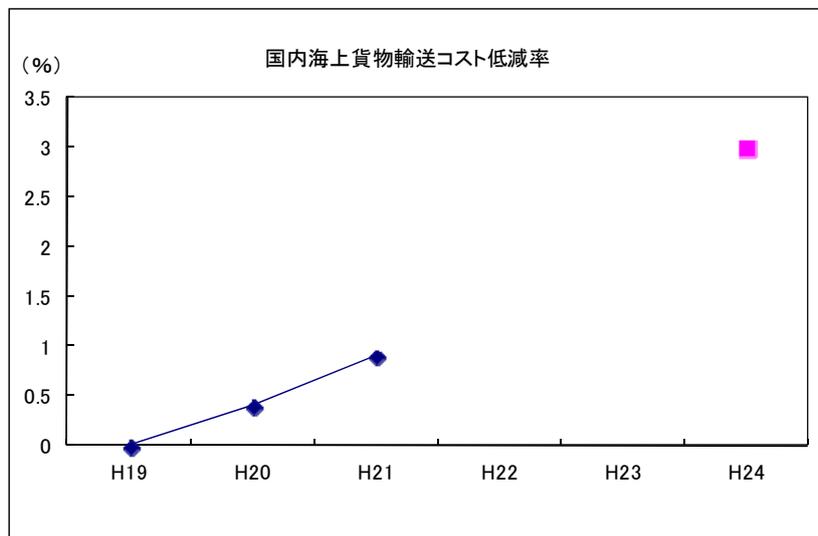
【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値					（年度）
H17	H18	H19	H20	H21	
-	-	0	0.4%減	0.9%減 （速報値）	



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

- 複合一貫輸送等に対応した内貿ターミナルの整備 (◎)
    - ・ 環境負荷が少なく、輸送効率の高い国内海上輸送の利用促進を図るため、陸上輸送と海上輸送が円滑かつ迅速に結ばれた複合一貫輸送に対応した国内物流拠点等を整備する。
- 予算額 港湾事業費 3,405億円の内数 (平成21年度)
- (注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

### 関連する事務事業の概要

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

平成19年度のコスト低減率は平成14年度比3.0%減となり、年々コスト削減が図られている。平成21年度実績値は0.9%減(速報値)となり、過去の実績値によるトレンドを延長しても、目標年度に目標値は達成できないことになるが、平成22年度には稚内港など7箇所の内貿ターミナル等の新規供用が予定されており、今後の実績値の上昇が見込まれ、目標年度に目標値の達成が見込まれる。

#### (事務事業の実施状況)

複合一貫輸送の拠点となる内貿ターミナルの整備は着実に推進しており、平成21年度は常陸那珂港など5箇所で内貿ターミナルが供用された。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・ 過去の実績値によるトレンドを延長しても、目標年度に目標値は達成できないことになるが、平成22年度には稚内港など7箇所の内貿ターミナル等の新規供用が予定されており、今後の実績値の上昇が見込まれ、目標年度に目標値の達成が見込まれるため、業績指標をA-2と評価した。
- ・ 今後とも、国内貨物輸送コストの低減に資するとともに、環境負荷が少なく、エネルギー効率の高い国内海上輸送の利用促進を図るため、複合一貫輸送等に資する内貿ターミナルの整備を適切に進めていく。

## 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

#### (平成22年度)

なし

#### (平成23年度以降)

なし

## 担当課等(担当課長名等)

担当課：港湾局計画課(課長 高橋 浩二)

**業績指標 129**

地方圏と東アジアとの港湾取扱貨物量

**評価**

A-2	目標値：約340万TEU（平成24年） 実績値：約290万TEU（平成19年） 初期値：約280万TEU（平成18年）
-----	---

**(指標の定義)**

- ・重要港湾（スーパー中枢港湾を除く）における、東アジアとの外貿コンテナ取扱量

**(目標設定の考え方・根拠)**

- ・「港湾の基本方針」で示されている全国の国際海上コンテナ取扱貨物量の平成24年予測値から、上記対象港湾における平成18年の全取扱貨物量に占める対東アジア取扱貨物量の割合を用い、目標値を算出。

(注)「港湾の基本方針」…「港湾の基本方針」(港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針)(平成20年12月24日国土交通省告示第1505号)：港湾及び開発保全航路の開発等の今後のあり方を示すもので、国土交通大臣が港湾法に基づき、交通政策審議会の意見を聴いて、定めることとされている。

**(外部要因)**

- ・輸送コストに係る原油価格変化、輸出入貨物量に影響する景気変動・世界情勢の変化

**(他の関係主体)**

- ・地方公共団体（事業主体）

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

総合物流施策大綱（2005～2009）（平成17年11月15日）

スピーディーでシームレスかつ低廉な国際・国内一体となった物流の実現（第2-2（1））

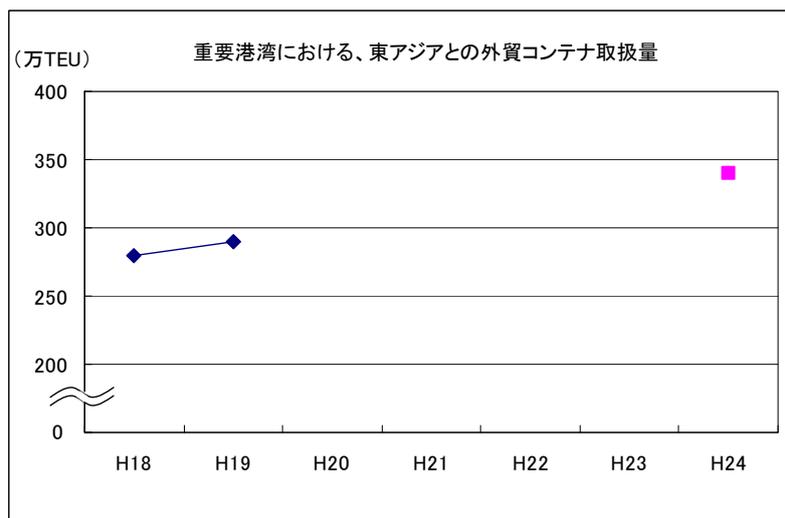
**【閣決（重点）】**

社会資本重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」

**【その他】**

なし

過去の実績値				(年)
H17	H18	H19	H20	H20
-	約280万TEU	約290万TEU		(集計中)



**事務事業の概要**

**主な事務事業の概要**

東アジア複合一貫輸送網の構築 (◎)

経済のグローバル化の進展やアジア地域の急速な発展により、急増する中国を中心とした東アジア物流について、迅速かつ低廉な物流輸送体系を構築する。

予算額：港湾事業費 1,901億円の内数（平成21年度）

(注)◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

**関連する事務事業の概要**

特になし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

平成19年実績値が約290万TEUであり、増加傾向を示している。また、今後も中国を始めとするアジア地域の経済発展が見込まれ、目標年度に目標値を達成すると見込まれる。

#### (事務事業の実施状況)

##### ○対東アジア物流を支える輸送基盤の整備

経済のグローバル化やアジア地域の急速な経済発展により重要度が増している対東アジア物流において、迅速かつ低廉な輸送物流体系を構築するため、平成21年度には博多港における国際海上コンテナターミナル等を整備した。

##### ○小口貨物輸送の効率化のための施設整備

対東アジア物流において、高速で円滑な国際・国内一体となった物流の実現を図るため、平成21年度には神戸港等にて小ロット・多頻度貨物を国際海上コンテナ等へ円滑に積み替えるための施設を整備した。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

平成20年の実績値は、統計値がとりまとめられる平成22年7月末まで算出できないが、平成19年の実績値は、約290万TEUとなっており、トレンドが継続すれば目標を達成するため、A-2と評価した。今後も、引き続き中国を中心とした東アジア物流について、高速かつ低廉な輸送物流体系を構築・強化するための検討を実施していく。

## 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

### (平成22年度)

なし

### (平成23年度以降)

なし

## 担当課等(担当課長名等)

担当課： 港湾局計画課 (課長 高橋 浩二)

**業績指標 130**

港湾施設の長寿命化計画策定率

**評価**

A-2

目標値：約97%（平成24年度）  
 実績値：約58%（平成21年度）  
 初期値：約2%（平成19年度）

**(指標の定義)**

重要港湾以上の主要な係留施設のうち、長寿命化計画を策定した施設の割合（長寿命化計画を策定した重要港湾以上の主要な係留施設数／重要港湾以上の主要な係留施設数）

**(目標設定の考え方・根拠)**

平成19年4月の省令の改正、告示の整備により、港湾施設については、ライフサイクルコスト削減等の観点から、長寿命化計画（維持管理計画）に基づき適切に維持することを標準とした。また、平成20年度より長寿命化計画策定のための新規予算制度を創設し、港湾管理者に対しては5年間の時限的措置として予算補助を実施している。ただし、管理する港湾の多い港湾管理者に対しては7年間の時限的措置としており、指標の対象となる施設のうち約3%の施設については、平成25、26年度での策定となるため、期間内（平成24年度まで）での長寿命化計画の策定率（目標値）を約97%と算出した。

**(外部要因)**

なし

**(他の関係主体)**

港湾管理者

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

**【閣決（重点）】**

社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」

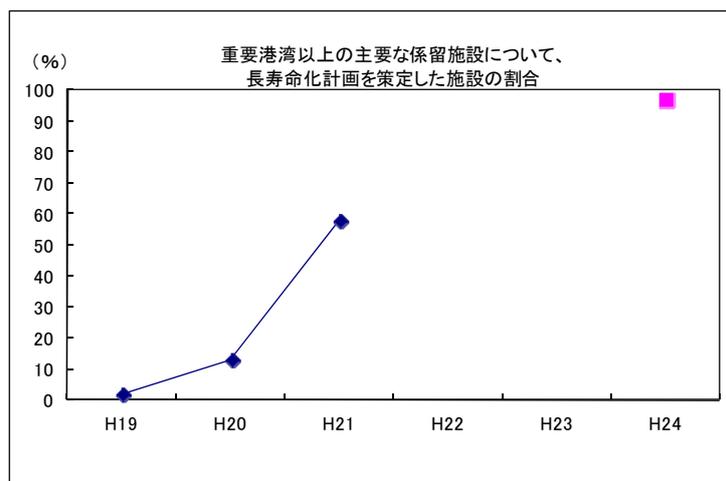
**【その他】**

なし

**過去の実績値**

(年度)

H17	H18	H19	H20	H21
—	—	約2%	約13%	約58%



**事務事業の概要**

**主な事務事業の概要**

○ 戦略的な維持管理の推進 (◎)

高度経済成長時代に集中投資した港湾施設の老朽化が進行することから、事後的な維持管理から予防保全的な維持管理への転換を推進する。

予算額 港湾整備事業費約3,733億円の内数（平成21年度）

(注)◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

**関連する事務事業の概要**

該当なし

**測定・評価結果**

**目標の達成状況に関する分析**

(指標の動向)  
平成21年度における実績値は約58%であり、平成20年度に創設された「港湾施設の戦略的維持管理制度」により、港湾施設の長寿命化計画策定にかかる現地調査等の事業が着実に実施されており、平成24年度において目標を達成すると見込まれる。  
(事務事業の実施状況)  
平成20年度より長寿命化計画を策定するための予算が制度化され、事業の推進が図られている。

**課題の特定と今後の取組みの方向性**

事業が計画通り実施されていること等により、平成24年度において目標を達成すると考えられるためA-2評価とする。  
国有港湾施設の実地監査、施設の維持管理・利用状況の評価、選択と集中による改良・更新投資への重点化等により、老朽化・劣化の進む港湾施設の安全の確保、維持・更新費（ライフサイクルコスト）の縮減を推進する。

**平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項**

港湾施設長寿命化計画費については、行政事業レビュー（公開プロセス）において、「抜本的改善」とりまとめられたところ。  
なし  
(平成23年度以降)  
なし

**担当課等（担当課長名等）**

担当課：港湾局技術企画課（課長 吉永 清人）

**業績指標 131**

港湾におけるプレジャーボートの適正な係留・保管率

評 価	
A-2	目標値：55%（平成23年度） 実績値：50%（平成18年度） 初期値：50%（平成18年度）

**(指標の定義)**

港湾内におけるプレジャーボートの確認艇隻数のうち、適正に係留・保管されている隻数の割合。  
 (101千隻(平成18年度) / 217千隻(平成18年度))

**(目標設定の考え方・根拠)**

近年における当施策への投資量を基に設定。中長期的には、港湾における放置艇の解消を目指す。

**(外部要因)**

- ・ プレジャーボートの需要の変動
- ・ 施設整備に係る地元調整の状況等

**(他の関係主体)**

地元公共団体（事業主体）

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

観光立国推進基本計画（平成19年6月29日）

「平成18年度は13ヶ所の港湾でボートパークの整備を行ったが、今後もプレジャーボートの活動拠点となる小型船舶の簡易な係留・保管施設の整備を推進するとともに、船舶等の放置等禁止区域の指定を促進し、公共水域の適正な利用促進を図ることにより、海洋を観光資源として活用するレクリエーションの振興を促進する。」(P21)

**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

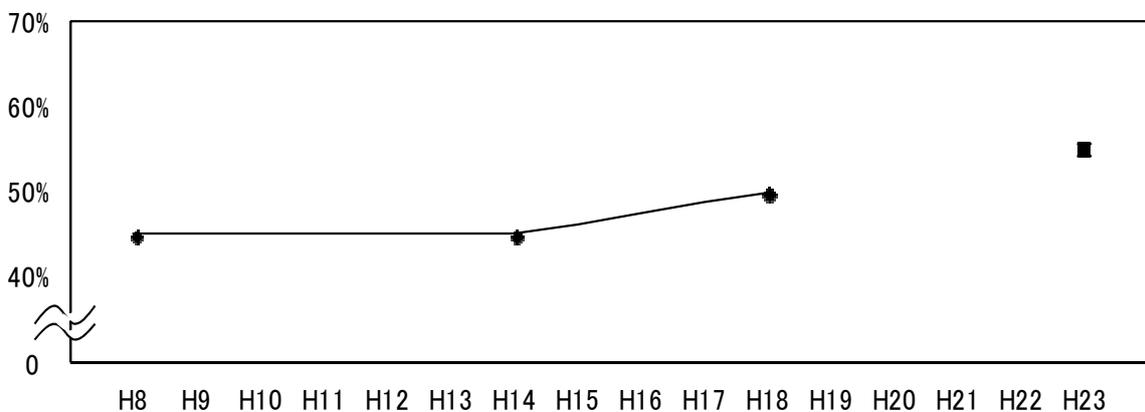
なし

過去の実績値	(年度)		
—	H 8	H 1 4	H 1 8
—	4 5 %	4 5 %	5 0 %

※1 プレジャーボート全国実態調査は、5年に1度程度を目途に実施。よって、H21の実績はない。

※2 プレジャーボート全国実態調査の精度を考慮し、本政策チェックアップ評価書においては、5%刻みで数値を表示。

放置艇の保管・係留率



**事務事業の概要**

**主な事務事業の概要**

放置艇を削減するため、「規制措置」と「係留・保管能力の向上」を両論とした対策を推進。

① 規制措置

- ・ 放置等禁止区域の指定

港湾管理者による放置等禁止区域の指定を促進。

② 係留・保管能力の向上

・ボートパークの整備

港湾内の放置艇を収容するため、既存の静穏水域を活用した係留施設や公共空地等を活用した陸上保管施設の整備を推進。

予算額：港湾整備事業費 3,733 億円の内数（平成 21 年度）

**関連する事務事業の概要**

該当なし

**測定・評価結果**

**目標の達成状況に関する分析**

（指標の動向）

- ・平成 18 年度に実施したプレジャーボート全国実態調査結果において、港湾内において確認されたプレジャーボート（確認艇）は、前回調査時（平成 14 年度）に比べ約 0.8 万隻減少している。
  - ・港湾内においては、放置艇を収容する簡易な係留・保管施設（ボートパーク）の整備を推進すると共に放置等禁止区域の指定を促進しており、平成 18 年度調査結果では適正に係留・保管している隻数の割合は約 50% となり、平成 14 年度の調査結果と比較し 5% 増と改善している。
  - ・平成 21 年度末までにボートパークは 30 施設が供用され、また、放置等禁止区域は全国 31 港湾管理者（対前年度 2 増）により 205 港湾（対前年度 29 増）において告示されている。
- 以上、過去の実績と事業・規制の進捗を勘案すると、平成 21 年度においても順調だと推測される。

（事務事業の実施状況）

① 放置等禁止区域等の指定状況

平成 21 年度末時点で、佐賀県や富山県をはじめとする全国 31 港湾管理者が告示。

② ボートパーク整備

平成 21 年度、全国 5 箇所の港湾でボートパークの整備を推進。

**課題の特定と今後の取組みの方向性**

- ・業績指標については、H21 の実績値がないが、ボートパークの整備と放置等禁止区域の指定による規制措置（指定可能な範囲を水域に加えて陸域まで拡大（平成 18 年 10 月施行））により、係留・保管率の向上が見込まれるため、A-2 と評価した。
- ・今後も継続的な取組みとして、陸域を含めた放置等禁止区域の指定を促進し、簡易な係留・保管施設（ボートパーク）の整備を推進することにより、規制措置と係留・保管能力の向上を両輪とした放置艇対策を引き続き推進する。

**平成 22 年度以降における新規の取組みと見直し事項**

（平成 22 年度）

- ・「プレジャーボート全国実態調査」の実施及び放置艇対策に関するロードマップの策定。

（平成 23 年度以降）

- ・ロードマップに対する放置艇対策の推進。

**担当課等（担当課長名等）**

担当課：港湾局国際・環境課（課長 塩崎 正孝）

関係課：河川局水政課（課長 室田 哲男）

河川局治水課（課長 細見 寛）

**業績指標 132**

リサイクルポートにおける企業立地数

**評価**

A-2

目標値：230社（平成24年度）  
 実績値：220社（平成21年度）  
 初期値：188社（平成19年度）

**（指標の定義）**

リサイクルポート指定港における、静脈物流拠点とネットワークの形成に向けた諸施策を実施することにより港湾での循環資源取扱量の増加が見込まれる。リサイクルポートを利用し、循環資源を取り扱うリサイクル関連企業の立地企業数を指標とする。

**（目標設定の考え方・根拠）**

循環型社会形成推進基本計画の目標伸び率（平成22年循環利用率14%）と同様の伸び率を設定し、平成24年度の目標立地企業数を設定した。立地企業数はリサイクル関連企業数の過去の推移及び管理者へのヒアリング結果から推計する。

**（外部要因）**

該当なし

**（他の関係主体）**

- ・ 環境省（廃棄物行政を所管）
- ・ 経済産業省（リサイクル産業を所管）
- ・ 地方公共団体（事業主体）

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

- ・ 21世紀環境立国戦略（平成19年6月1日）  
 総合静脈物流拠点港（リサイクルポート）の整備等を通じた静脈物流システムの検討などを推進する。（P. 15）
- ・ 循環型社会形成推進基本計画（平成20年3月25日）  
 さらに、リユースやリサイクルを含めた廃棄物等の運搬に係る物流については、環境負荷の低減などの観点から、バイオ燃料などを利用した収集運搬車やトラックによる輸送と適切に組み合わせつつ、中長距離において環境に配慮された鉄道や海運を積極的に活用するなど効率的な静脈物流システムの構築を推進します。（P. 39）
- ・ 第3次環境基本計画（平成18年4月7日）  
 循環資源の広域移動に対応したリサイクルポート等の整備を進め（P. 47）

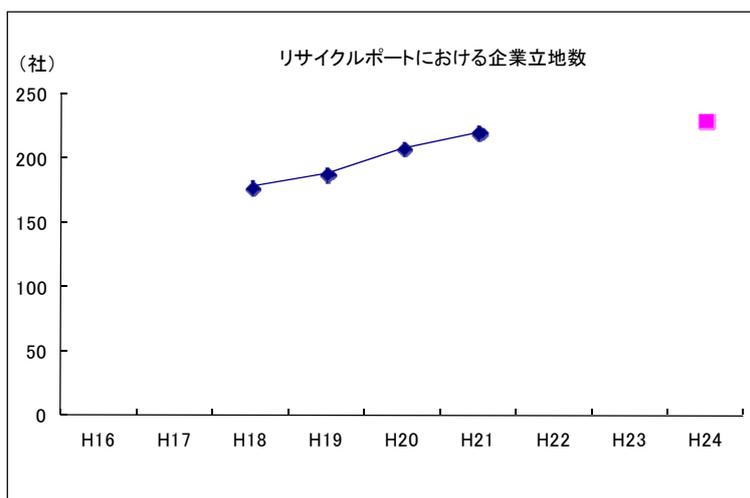
**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

なし

過去の実績値				(年度)	
H17	H18	H19	H20	H21	H24
—	178社	188社	208社	220社	



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

平成18年度までに、広域的なリサイクル施設の立地に対応した静脈物流ネットワークの拠点として21港をリサイクルポートに指定。重点的に岸壁、ストックヤード等静脈物流基盤の整備を行う。  
また民間事業者が行う循環資源の積替・保管施設整備を支援する。  
静脈物流システムの構築に向け、リサイクルポートに指定された港湾管理者やリサイクルを行う民間企業等によって設立されたリサイクルポート推進協議会との連携を促進する。  
予算額：港湾整備事業費+その他施設費3,755億円の内数(平成21年度)

### 関連する事務事業の概要

港湾での循環資源の円滑な取扱いを促進するため、港湾における循環資源の取扱いに関する利用促進マニュアルを作成し、港湾管理者による運用の改善を促進する。

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

平成21年度の調査結果では、リサイクルポートを利用し、循環資源を取り扱うリサイクル関連企業数は220社となっており、平成20年度に比べ12社増加した。

#### (事務事業の実施状況)

平成18年までに、酒田港(山形県)など21港をリサイクルポートに指定し、重点的に静脈物流基盤の整備を行っている。また、静脈物流ネットワークの構築に向けリサイクルポート推進協議会と連携し、これまでのリサイクルポート活動のチェック&レビューを平成21年度に実施した。この結果得られた港湾管理者や民間事業者の意見を今後の施策に活用していく。

また、静脈物流拠点の形成に向け、民間が整備する積替・保管施設等、基盤施設への補助制度を平成17年4月に創設、積極的に支援しており、平成21年度は能代港(秋田県)において汚染土壌、石炭灰及び金属くず等の循環資源保管施設建設への補助を行った。

### 課題の特定と今後の取組の方向性

- ・現状の立地数の推移を維持すると目標値を達成することができることから、評価はA-2とした。
- ・順調にリサイクルポート利用企業数が増加していることから、引き続き官民の連携促進、静脈物流基盤の整備等を推進するほか、港湾における静脈物流拠点形成支援制度の拡充を検討していく。また、リサイクルポート推進協議会と連携し、循環資源海上輸送の円滑化に向けた静脈物流システムの具現化の検討を進める。

## 平成22年度以降における新規の取組と見直し事項

#### (平成22年度)

なし

#### (平成23年度以降)

なし

## 担当課等(担当課長名等)

担当課：港湾局国際・環境課(課長 塩崎 正孝)

**業績指標 133**

大規模地震が特に懸念される地域における港湾による緊急物資供給可能人口

**評価**

A-2	目標値：約2,700万人（平成24年度） 実績値：約2,510万人（平成21年度） 初期値：約2,400万人（平成19年度）
-----	--

**（指標の定義）**

大規模地震の切迫性の高い観測強化地域（注1）、特定観測地域（注2）並びに東海地震、東南海・南海地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の各地震防災対策推進地域内の港湾（119港）において、耐震強化岸壁等の整備により、緊急物資等の供給が可能な人口。

（注1）地震予知連絡会が選定。異常が発見された場合に、さらに観測を強化して異常を確かめる必要のある地域を指す。具体的には南関東、東海の2地域。

（注2）地震予知連絡会が選定。要件は、①過去に大地震があって最近大地震が起きていない、かつ②活構造地域、さらに③最近地殻活動が活発で、④社会的に重要な地域であること。具体的には宮城県東部、福島県東部、名古屋・京都・大阪・神戸地区等

**（目標設定の考え方・根拠）**

地震発生時の切迫性が特に高い地域等を優先的に整備することによって、緊急物資を供給できる人口を増加させることとし、港湾の位置、整備状況等を考慮しつつ、目標を設定。

**（外部要因）**

該当なし

**（他の関係主体）**

地方公共団体（事業主体）

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

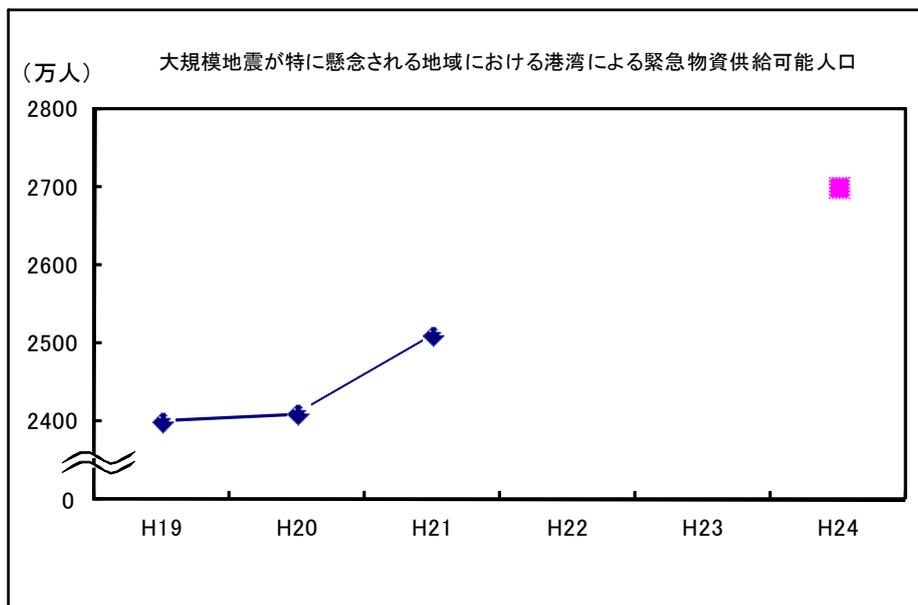
**【閣決（重点）】**

・社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」

**【その他】**

なし

過去の実績値				(年度)
H17	H18	H19	H20	H21
—	—	約2,400万人	約2,410万人	約2,510万人



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

#### 耐震強化岸壁の整備 (◎)

- ・人口や産業が集中する臨海部において、大規模地震発生時における避難者や緊急物資等の輸送機能を確保するため、耐震強化岸壁を整備する。

予算額：港湾整備事業費 3,733億円の内数（平成21年度）

(注) ◎を付した施策目標は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

### 関連する事務事業の概要

- ・基幹的広域防災拠点の整備・運用、緊急輸送ルートに接続する臨港道路の耐震補強、緑地等オープンスペースの確保

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

- ・平成21年度の実績値は約2,510万人と、平成20年度の実績値より約100万人増加した。現在、指標対象である耐震強化岸壁のほぼ全てが整備着手済みであること、また、平成21年度の実績値が大幅に増加したことから、目標年度に目標値の達成が見込まれる。

#### (事務事業の実施状況)

- ・耐震強化岸壁の整備にあたっては、平成18年度から22年度までの5年間に耐震強化岸壁の整備を緊急的に進めるために策定された「耐震強化岸壁緊急整備プログラム」（平成18年3月）に基づき、計画的な整備の推進を図っている。平成21年度においては、東京港等25港において整備を推進。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成21年度の実績値は約2,510万人と、平成20年度の実績値より大幅に増加したこと、また、現在、指標対象である耐震強化岸壁のほぼ全てが整備着手済みであり、目標年次までに供用すると考えられることから、A-2と評価した。平成22年度も「耐震強化岸壁緊急整備プログラム」に基づき、計画的な整備の推進を図る。

## 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

#### (平成22年度)

「耐震強化岸壁緊急整備プログラム」の見直し

#### (平成23年度以降)

なし

## 担当課等（担当課長名等）

担当課：港湾局海岸・防災課（課長 梶原 康之）

関係課：港湾局計画課（課長 高橋 浩二）

**業績指標 134**

地域の多様な関係者の連携による物流の効率化を推進する計画の策定件数

**評価**

A-2	目標値：20件（平成24年度累計） 実績値：12件（平成21年度累計） 初期値：0件（平成21年度当初）
-----	--

**(指標の定義)**

各地域の物流に係る多様な関係者（貨物運送事業者、地方公共団体、荷主等）の連携により策定された物流連携効率化推進計画の件数

**(目標設定の考え方・根拠)**

貨物運送事業者、地方公共団体、荷主等、物流に係る多様な関係者で構成された協議会において実施する物流の効率化を図る取組みを促進する物流連携効率化推進事業（平成21年度創設）により、物流連携効率化推進計画の策定に関する調査事業（調査事業）及び同計画に基づく物流の効率化を推進する事業（推進事業）に対して支援することとしている。

調査事業に基づき策定された計画に基づく推進事業に対しては、最大3年間の支援が可能であることから、目標年度を平成24年度に設定し、毎年5件程度計画が策定されるものと想定して目標値を設定。

**(外部要因)**

景気の動向による貨物量の変化

**(他の関係主体)**

なし

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

「総合物流施策大綱（2009-2013）」（平成21年7月14日）

「新成長戦略」（平成22年6月18日）

（1）グリーン・イノベーションによる環境・エネルギー大国戦略

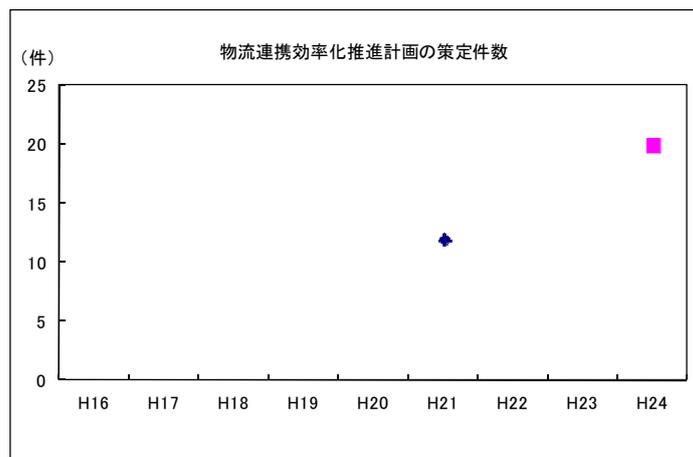
**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

なし

過去の実績値				(年度)	
H17	H18	H19	H20	H21	H22
-	-	-	-	12件	



**事務事業の概要**

**主な事務事業の概要**

近年、都市の商店街等や空港等の物流拠点周辺において、貨物自動車の過度の集中や荷捌きスペースの不足等による道路混雑により、効率的な物流が阻害されている事態が発生している。また、地球温暖化対策の必要性に堪がみ、鉄道や海運を利用するモーダルシフトを一層推進する必要がある。

このため、平成21年度に貨物運送事業者、荷主、地方公共団体（以上は必須メンバー）等、物流に係る多様な関係者が連携の上、協議会を設置して、輸送ルートの集約、共同輸配送、モーダルシフトの取組みなど物流の効率化を図る取組みを行う場合には、この協議会に対して支援することを目的とした「物流連携効率化推進事業」（補

助事業)を創設した。  
予算額：物流連携効率化推進事業 1億円(21年度)

**関連する事務事業の概要**

該当なし

**測定・評価結果**

**目標の達成状況に関する分析**

**(指標の動向)**

初年度の実績値において12件の物流連携効率化推進計画が策定されたことから、当該指標は目標の達成に向けて順調な実績を示している。

**(事務事業の実施状況)**

平成21年度に物流連携効率化推進計画が吉祥寺地区等3件策定されて推進事業が実施されたほか、物流連携効率化推進事業を活用して調査事業9件が実施されたことにより、21年度末までに新たに成田・羽田地区等9件の計画が策定され、合計12件の計画が策定された。

**課題の特定と今後の取組みの方向性**

平成20年秋以降の世界的な景気の後退による貨物取扱量の減少等の影響もあったが、多様な関係者の連携による物流の効率化を図る取組みが各地で実施され、全国で12件の計画が策定されており、目標達成に向けて順調に推移していることからA-2と評価した。

平成22年度は、予算額が0.9億円へ減少したことに加えて、調査事業に基づき策定された物流連携効率化推進計画に基づき実施される推進事業の実施件数の割合が高くなるなかで、地方運輸局による事業の事後評価を活用しつつ、より効率的・効果的に地域における物流の効率化を図る取組みに対する支援を継続し、新たな取組みへの支援を行うことにより、目標の達成を目指す。

**平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項**

**(平成22年度)**

なし

**(平成23年度以降)**

なし

**担当課等(担当課長名等)**

担当課：政策統括官付参事官(物流政策)室(参事官 田中 照久)

**業績指標 135**

各地域における国際物流の効率化に関する指標（①国際物流のボトルネックを解消するための行動計画数、②国際物流戦略チームにおいて実施したプロジェクト数）

**評価**

①A-2 ②A-2	目標値：①15件（平成21年度累計） ②20件（平成22年度累計） 実績値：①17件（平成21年度累計） ②19件（平成21年度累計） 初期値：①8件（平成18年度累計） ②4件（平成18年度累計）
--------------	--

**（指標の定義）**

① 国際物流のボトルネックを解消するため、国際物流戦略チーム（注1）が策定した行動計画数  
 ② 国際物流戦略チームにおいて策定した行動計画に基づき実施した実証実験及び調査の数  
 （注1）国の地方支分部局、地方公共団体、学識経験者、地元経済団体、物流事業者、荷主企業等の関係者メンバーとなって全国10地域に設立されており、地域の実情に応じたボトルネックの抽出及び解決等を図っている。

**（目標設定の考え方・根拠）**

各地域の国際物流のボトルネックを抽出・解消することは地域の創意工夫により行われることが重要であると考えられるため、各地方ブロックで設置されている国際物流戦略チームにおいて実施されたプロジェクト数等を目標値として設定した。

**（外部要因）**

特になし

**（他の関係主体）**

地方公共団体、学識経験者、事業者（国際物流戦略チームのメンバー）

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

「総合物流施策大綱（2005-2009）」（平成17年11月15日）

**【閣決（重点）】**

なし

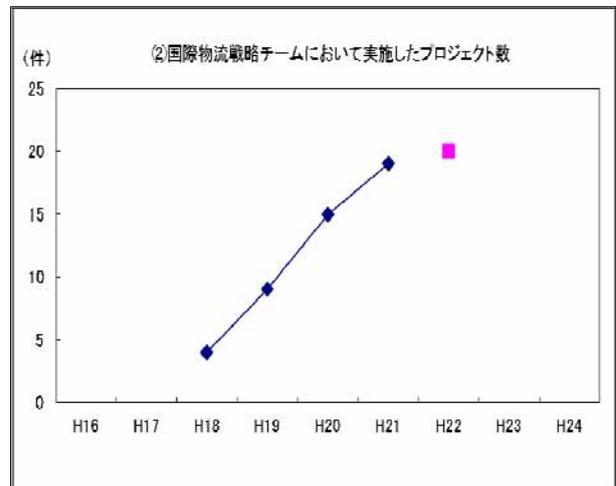
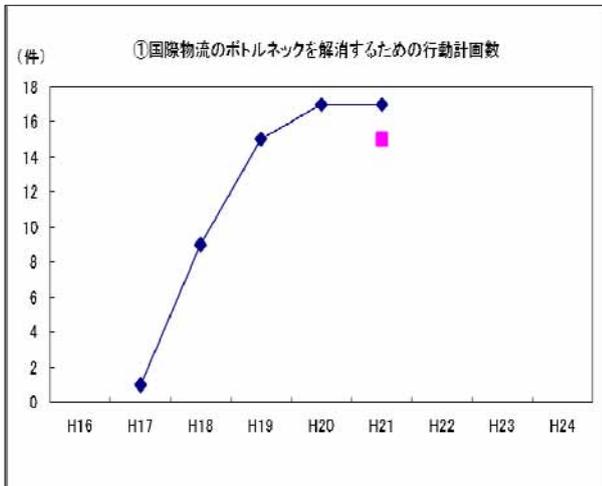
**【その他】**

なし

**過去の実績値**

（年度）

H17	H18	H19	H20	H21
① 1件	① 9件	① 15件	① 17件	① 17件
② -	② 4件	② 9件	② 15件	② 19件



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

・国際物流戦略チームは、国の地方支分部局、地方公共団体、経済団体、荷主企業、物流事業者等により構成されており、地域のボトルネックの抽出とその解消に向けて、地域の創意工夫を活かしたプロジェクトの策定・推進を行っている。  
予算額：0.15億円（平成21年度）

### 関連する事務事業の概要

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### （指標の動向）

①行動計画数について平成21年度の実績値は17件であり、目標を達成した。一方、作成された行動計画等に基づき、②実施したプロジェクト数は前年度から4件増加しており、平成20年度までのトレンドを継続して順調に増加している。引き続き、全国10地域の国際物流戦略チームにおいて新たなプロジェクトの実施等について検討しており、今後もプロジェクトが増加する可能性がある。

#### （事務事業の実施状況）

平成21年度末時点で国際物流戦略チームは、北海道、東北、関東、北陸、中部、関西、中国、四国、九州、沖縄の計10地域で設立されている。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標は、①行動計画については前年度と比較して0件の増加であるが、この行動計画等に基づいた②プロジェクト数は前年度から4件増加しており、各地の国際物流戦略チームにおいてプロジェクト実施の検討及び行動計画の改善等を実施している段階であると考えられる。

①の指標については平成19年度に目標を達成しているためA-2と評価した。また、②の指標についても、上記のような状況から引き続き実施されるプロジェクト数は増加すると考え、A-2と評価した。なお、業績指標①については既に目標を達成しているが、これに連動する業績指標②について、現在、目標達成に向けて取り組んでいる段階であるため、業績指標①の目標値は現状維持とする。

## 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

### （平成22年度）

なし

### （平成23年度以降）

なし

## 担当課等（担当課長名等）

担当課：政策統括官付参事官（物流政策）室（参事官 田中 照久）

**業績指標 136**

物流の総合化・効率化の促進に関する指標（認定総合効率化事業の用に供する特定流通業務施設の延床面積）

**評価**

B-2	目標値：4,000千㎡（平成22年度累計） 実績値：2,240千㎡（平成21年度累計） 初期値：1,500千㎡（平成19年度累計）
-----	---

**（指標の定義）**

物流総合効率化法に基づく認定を受けた総合効率化計画に記載された流通業務総合効率化事業の用に供する特定流通業務施設の延床面積（累計面積）。

**（目標設定の考え方・根拠）**

- 物流総合効率化法に基づく認定を受けた総合効率化計画に記載された流通業務総合効率化事業の用に供する特定流通業務施設（以下「認定施設」という。）の延床面積（累計面積）を物流の総合化・効率化の促進に関する指標とした。
- 物流総合効率化法の施行（平成17年10月）から約31年間（普通倉庫耐用年数）で普通倉庫の所管面積38,000千㎡の約6割である22,800千㎡を認定施設に代替することを最終目標とする。当該目標の達成のためには、1年あたり約735千㎡が認定施設に代替する必要があることから、平成22年度までの目標値を4,000千㎡と設定する。

**（外部要因）**

なし

**（他の関係主体）**

なし

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

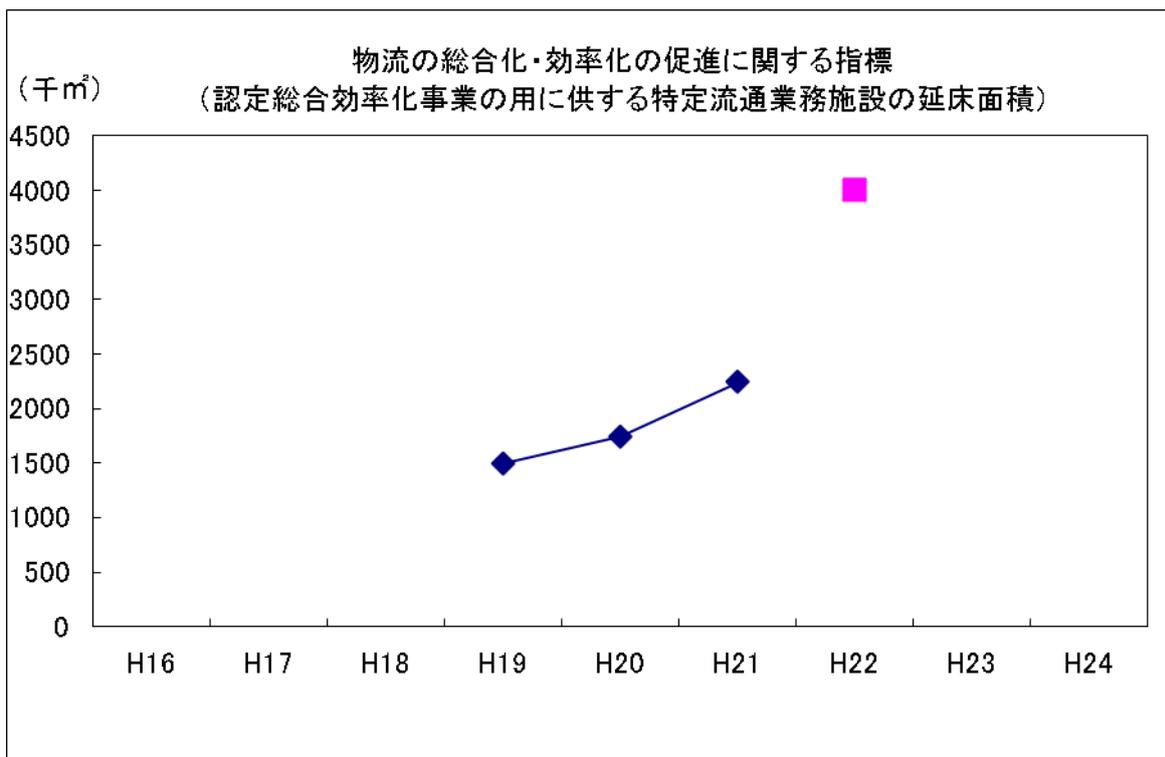
**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

なし

過去の実績値					（年度）
H17	H18	H19	H20	H21	
-	-	1,500千㎡	1,740千㎡	2,240千㎡	



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

物流総合効率化法に基づき、物流事業者等から提出された、輸送・保管などの物流業務の総合的、効率化を図るための計画（総合効率化計画）に対して認定を行っている。

（税制）

物流総合効率化法による総合効率化計画に基づき取得する倉庫用建物等に対する特例措置を講ずる。

（期限：平成23年3月31日）

①所得税・法人税の割増償却[5年間10%]

②固定資産税・都市計画税の課税標準の特例[5年度分1/2～7/8]

（中小企業者等に対する支援措置）

認定を受けた総合効率化計画に従って中小企業者が実施する流通業務総合効率化事業に必要な資金の調達に関して以下の支援措置を講ずる。

①中小企業信用保険法に基づく信用保険の付保限度額と同額別枠化及び保険料率の引き下げ等の実施

②中小企業投資育成株式会社による投資の対象となる株式会社の資本金要件の緩和

### 関連する事務事業の概要

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

初年度である平成19年度までの累計は1,500千㎡であり、平成21年度には2,240千㎡まで増加しているものの、目標達成に向けた成果を示していない。

（事務事業の実施状況）

物流総合効率化法による総合効率化認定計画に基づき取得する倉庫用建物に対する税制特例措置、中小企業者等に対する支援措置、ホームページ上における認定事例の紹介（定期的に更新）により物流総合効率化法の活用拡大に努めてきた。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

本指標については、着実に推移しているものの、目標を達成できないと判断される。

しかし、総合効率化計画の認定件数について物流総合効率化法が施行された平成17年10月から約4年半で140件（平成21年度末時点）と堅調に推移し、また、実績値では平成20年度は前年度比240千㎡増であったのに対し、平成21年度は前年度比500千㎡増と2倍以上の増加となっており、トレンド自体は上向きで推移している。

以上を踏まえ、B-2と評価した。

現在、政府において総合物流施策大綱（2009-2013）に基づき効率的な物流及び環境負荷の小さい物流の実現を進めており、今後物流事業者による物流総合効率化法に係る総合効率化計画が更に推進されることが見込まれる。

今後本枠組みの利用に関する普及促進活動（物流総合効率化法による総合効率化認定計画に基づき取得する倉庫用建物に対する税制特例措置、中小企業者等に対する支援措置、ホームページ上における認定事例の紹介（定期的に更新）に関する広報活動）を一層強化し物流総合効率化法の活用拡大に努めていく。

## 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成22年度）

なし

（平成23年度以降）

なし

## 担当課等（担当課長名等）

担当課：政策統括官付参事官（物流施設）室（参事官 尾関良夫）

**業績指標 137**  
**3PL事業の促進に関する指標（倉庫事業者において総合的な業務を行っている事業者の割合）**

<b>評 価</b>	
A-3	目標値：37.0%（平成21年度） 実績値：34.9%（平成20年度） 初期値：29.2%（平成17年度）

**（指標の定義）**  
 倉庫事業者において、総合的な業務（保管のみならず流通加工も行う業務）を行っている事業者の割合。（3PL事業者数／倉庫事業者数）

**（目標設定の考え方・根拠）**  
 「平成18年度 3PL事業の促進のための環境整備」における調査結果に基づき、物流事業者の3PL事業に対する意向を勘案して設定。

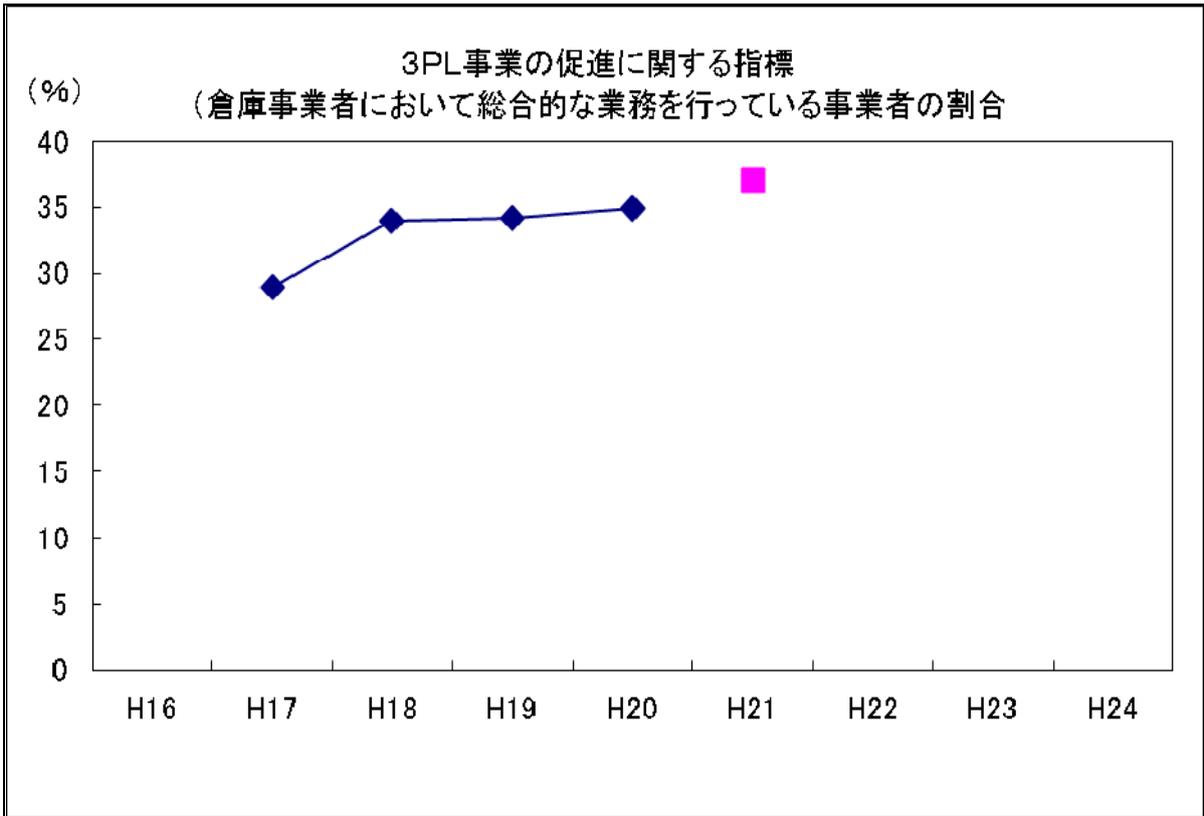
※3PL（サード・パーティ・ロジスティクス）・・・荷主企業に代わって、最も効率的な物流戦略の企画立案や物流システムの構築の提案を行い、かつ、それを包括的に受託し、実行すること。荷主でもない単なる運送事業者でもない、第三者として、アウトソーシング化の流れの中で物流部門を代行し、高度の物流サービスを提供すること。

**（外部要因）**  
 なし

**（他の関係主体）**  
 なし

**（重要政策）**  
**【施政方針】**  
 なし  
**【閣議決定】**  
 なし  
**【閣決（重点）】**  
 なし  
**【その他】**  
 なし

過去の実績値					（年度）
H17	H18	H19	H20	H21	
29.2%	34.0%	34.2%	34.9%	集計中	



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

3PL事業は、物流コスト削減、地球環境対策、地域雇用の創出効果が見込まれ、今後3PL事業者数を増加させていく必要がある。そのため、3PL契約ガイドライン、3PL情報セキュリティガイドライン、環境配慮型ガイドライン、中小物流事業者のための3PL事業推進マニュアル等を策定し、3PL事業推進のための環境整備を図った。

### 関連する事務事業の概要

なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

平成20年度に、倉庫事業者において総合的な業務を行っている事業者の割合は34.9%に増加し、平成17年度からの伸び率を勘案すると、目標値(平成21年度までに37%)に向かって堅調に推移している。なお、平成21年度の実績値は現在集計中である。

#### (事務事業の実施状況)

3PL契約ガイドライン(平成18年度)、3PL情報セキュリティガイドライン(平成18年度)、環境配慮型ガイドライン(平成19年度)、地方における3PL事業ビジネスモデル(平成20年度)、中小物流事業者のための3PL事業推進マニュアル(平成21年度)等を策定し、3PL事業推進のための環境整備を図ることで、3PL事業の推進を図る。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

倉庫事業者において総合的な業務を行っている事業者の割合が、平成17年度29.2%から平成20年度34.9%(平成21年度は集計中)と堅調に推移し、3PL事業促進のための施策の推進が確実に図られ、ほぼ目標を達成していることから、A-3と評価し、指標は廃止する。

## 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

### (平成22年度)

なし

### (平成23年度以降)

なし

## 担当課等(担当課長名等)

担当課：政策統括官付参事官(物流施設)室(参事官 尾関良夫)

**業績指標 138**

国際運送事業者を対象としたAEO制度（貨物管理に優れた事業者を関係当局が承認し、税関手続で優遇する制度）における承認事業者数

**評価**

B-3	目標値：35者（平成21年度末累計） 実績値：1者（平成21年度末累計） 初期値：0者（平成20年度当初）
-----	---

**（指標の定義）**

国際運送事業者を対象としたAEO制度（貨物管理に優れた事業者を関係当局が承認し、税関手続で優遇する制度）における承認事業者数。

本制度は、国際物流のセキュリティ管理と効率化を両立する観点から、官民一体となって積極的に普及促進を図ることが必要であり、当該制度の普及状況を確認することにより、安全かつ効率的な国際物流の実現に係る官民の取組み状況を評価しうるものである。

**（目標設定の考え方・根拠）**

国際物流のセキュリティ管理と効率化を両立する観点から、現在、国際的に税関当局が中心となって、優良な貨物管理体制を有する関係事業者を当局が承認し税関手続等について優遇措置を付与するAEO（Authorized Economic Operator）制度の整備が進められているところ。我が国においても、平成18年より財務省が荷主等を対象とする制度整備を図ってきたところであるが、国際物流全体を網羅すべく、平成20年4月より、国土交通省と財務省が連携し、国際運送を行う物流事業者（国際運送事業者）を対象とするAEO制度の運用を開始した。

本制度は、関係事業者に対し、国際物流に係るセキュリティ強化への取組みを促すとともに、物流の効率化を推進するものであり、企業活動、国民生活に対する、より安全で効率的な国際物流サービスの提供を推進する効果が期待できる。

なお、当該目標は、関係7省庁にて組織している政策群「安全かつ効率的な国際物流の実現」の下に設置されている「安全かつ効率的な国際物流施策推進協議会」（関係7省庁および関係23民間団体より構成）において、（社）日本インターナショナルフレイトフォワーダーズ協会及び（社）航空貨物運送協会の傘下会員アンケート結果に基づき、取組みの評価指標として掲げたところである。

**（外部要因）**

- ・国内外の治安情勢
- ・国内外の経済動向

**（他の関係主体）**

- ・財務省関税局

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

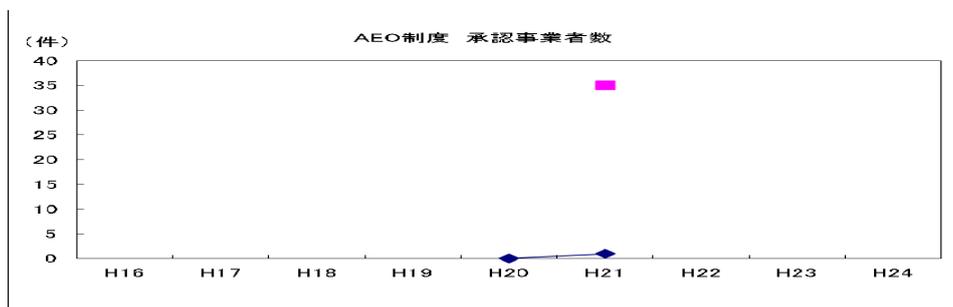
**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

なし

過去の実績値					(年度)
H17	H18	H19	H20	H21	
—	—	—	0者	1者	



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

- ・制度の周知を目的とした説明会の開催
- ・承認に必要な体制整備、書類作成等を解説する手引きの作成、セミナーの開催
- ・企業の負担軽減のため、費用対効果の高い優良な取組事例を紹介するベストプラクティス集の作成

### 関連する事務事業の概要

なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

AEOとして承認を得るためには、優れた貨物管理体制を構築する必要があり、これらの構築に時間を要しているため、目標を達成できなかった。

#### (事務事業の実施状況)

平成20年度に制度の周知を目的とした説明会及び承認に必要な体制整備、書類作成等を解説する手引きの作成、セミナーの開催を実施した。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

AEOとして承認を得るためには監視体制の整備やアクセス管理体制の構築が必要であり、これらの構築に時間を要しているため、目標年度である平成21年度の実績値は1件に留まっている。本制度の主務官庁である財務省とともに、今後、普及促進の方法について検討する必要がある。よって、B-3と評価し、指標は廃止する。

## 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

### (平成22年度)

なし

### (平成23年度以降)

なし

## 担当課等(担当課長名等)

担当課：政策統括官付参事官(複合物流)室(参事官 尾関良夫)  
関係課：政策統括官付参事官(物流政策)室(参事官 田中照久)  
自動車交通局貨物課(課長 志村 務)  
海事局外航課(課長 篠部武嗣)  
港湾局港湾経済課(課長 若林陽介)  
航空局監理部航空事業課航空物流室(課長 篠原康弘)

**業績指標 139**

貨物利用運送の円滑な提供に関する指標 (①貨物利用運送事業者の海外拠点数、②貨物利用運送事業者数)

評価	
①B-2 ②A-2	目標値：①1,337箇所 (平成21年度) ②24,447者 (平成21年度) 実績値：①1,116箇所 (平成19年度) ②24,526者 (平成20年度) 初期値：①1,061箇所 (平成17年度) ②22,915者 (平成17年度)

**(指標の定義)**

①「貨物利用運送事業者の海外拠点数」とは、諸外国において、わが国の貨物利用運送事業者が設立している、現地法人、合弁会社又は駐在員事務所数の合算値である。なお、調査は隔年で実施している。

②「貨物利用運送事業者数」は、第一種貨物利用運送事業者（他人の需要に応じ、有償で、利用運送を行う事業者であって、第二種貨物利用運送事業者以外の者をいう。）及び第二種貨物利用運送事業者（他人の需要に応じ、有償で、貨物自動車運送事業者以外の実運送事業者の行う運送に係る利用運送と、これに先行・後続する貨物自動車（トラック）による集配により、荷主に対して一貫サービスを提供する者をいう。）の合算値である。

**(目標設定の考え方・根拠)**

過去の実績値の年平均増加数 (①69箇所、②383者) をベースに、今後の伸び率を一定と仮定した場合の数値を設定。

**(外部要因)**

経済・市場動向の変化による物流ニーズの高まり及び荷主の要望の高度化（複合一貫輸送など）並びに諸外国の受け入れ体制（邦人事業者に対する事業参入規制等の環境）。

**(他の関係主体)**

- ・実運送事業者（貨物利用運送は、航空・船舶・鉄道又はトラックの「実運送」を利用して貨物を運送するサービス。）
- ・諸外国政府（邦人事業者に対する事業規制・参入障壁。）

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

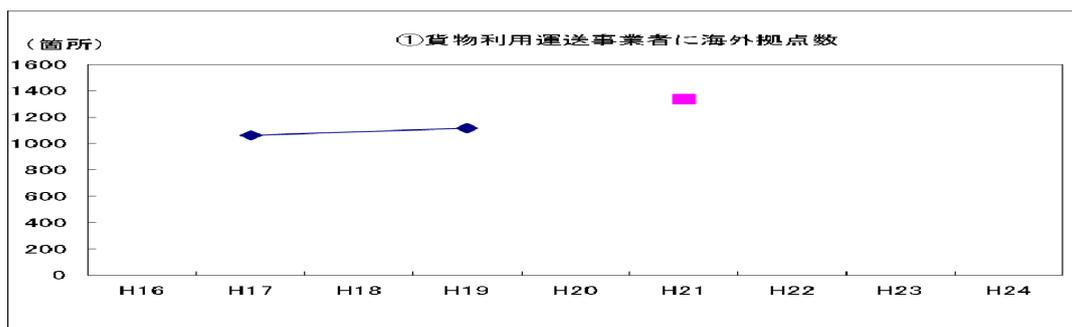
**【閣決（重点）】**

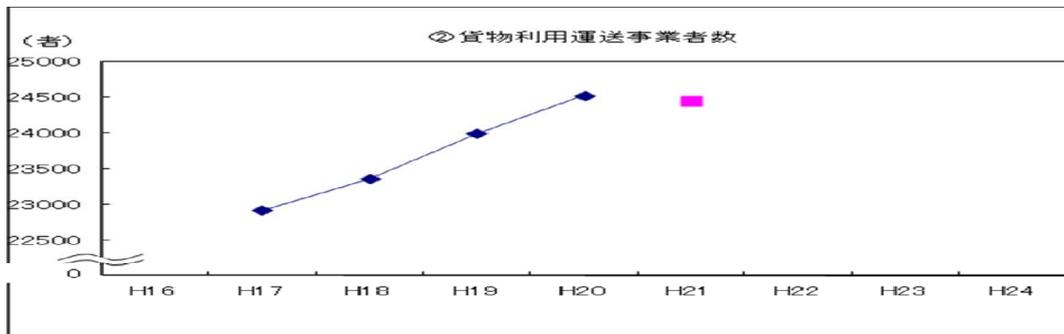
なし

**【その他】**

なし

過去の実績値					(年度)
H17	H18	H19	H20	H21	
①1,061箇所	①—	①1,116箇所	①—	①(集計中)	
②22,915者	②23,356者	②23,991者	②24,526者	②(集計中)	





## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

・貨物利用運送事業は、「相互主義」（我が国に進出しようとする外国人事業者の参入の可否について、公正性の観点から、当該国で邦人事業者が置かれている事業規制環境を踏まえて判断されるとともに、必要に応じて当該国に対して事業規制環境の改善を求めるもの。）を採用している。他国事業者に対する規制実態が不透明な国においては、他国の事業者の参入を制限・除外したり、外資の割合等の規制を課している場合もあることから、中国、ベトナム、フィリピン、タイ、インドネシア等の東南アジア諸国を中心に事業規制の実態調査を行ない、公正性の確保に努めている。

予算額：諸外国の事業規制・障壁の実態調査 5,450千円（平成21年度）

### 関連する事務事業の概要

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### （指標の動向）

①「貨物利用運送事業者の海外拠点数」については、前回調査実績（平成17年度）から55箇所の増加（平成19年度）となっているが、過去の実績値（平成15年度から17年度間の推移：137箇所増）と比較すると、その伸びはやや緩やかな状況となっており、目標を達成できなかった。

②「貨物利用運送事業者数」については、前年度実績（平成19年度）から535者の増加と、過去の実績値の年平均増加数（538者）とほぼ同様の伸びとなっており、平成20年度で既に目標を達成している。

#### （事務事業の実施状況）

・平成21年度には、インドネシアの事業規制・障壁について相互主義調査を行なった。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

・①については、平成19年度の実績値では、1,116箇所となっている。平成20年7月には、貨物利用運送事業法の運用に関する審査基準の見直し・緩和を行ったが、リーマンショック等の外的要因の影響により、目標を達成できなかった。一方で、貨物利用運送事業者数は順調に増加しており、当初の目標年度より多少遅れるものの、今後目標値に達すると予想されることから、B-2と評価した。

・②については、平成20年度の実績値（24,526者）が、目標値（24,447）を達成したことから、A-2と評価した。

・本指標については、今後、目標値及び目標年度を見直すことを検討している。

## 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

### （平成22年度）

なし

### （平成23年度以降）

なし

## 担当課等（担当課長名等）

担当課：政策統括官付参事官（複合物流）室（参事官 尾関良夫）

# ○活 力

## 政策目標 6

国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化

### 施策目標 2.1

観光立国を推進する

観光は、人々にゆとりとうるおいを与えると同時に、地域活性化に寄与するといった意義を有していることから、国民がゆとりを持って充実した観光を楽しむことのできる環境を整えることが重要である。

### 業績指標

140	訪日外国人旅行者数
141	国内観光旅行による国民一人当たり年間宿泊数
142	日本人海外旅行者数
143	国内における観光旅行消費額
144	主要な国際会議の開催件数

## 【評価結果の概要】

### （必要性）

観光立国の実現は、地域経済の活性化、雇用機会の増大、国際相互理解の増進等の意義を有するものであり、とりわけ、急激な少子高齢化やグローバル化が進展する中、21世紀の我が国の経済社会の発展のために不可欠な重要課題であり、推進する必要がある。

### （有効性）

これまでビジット・ジャパン・アップグレード・プロジェクトの推進、観光圏整備事業をはじめとして様々な取組みを進めてきたところであり、特に世界的な景気悪化や新型インフルエンザ、円高基調等の外部要因による影響を受け、訪日外国人旅行者数は前年を大きく下回ったものの、外国人誘客の集中期間として特別イベント等を実施したこと等により、訪日外国人旅行者数は回復傾向にあるほか、国際会議の開催件数については、増加傾向が続いていることなどから、目標に対して有効であったと評価している。

### （効率性）

平成20年10月に設置された観光庁が観光政策の中核となり、関係省庁や地方自治体等との連携を強化し、効率的にビジット・ジャパン・アップグレード・プロジェクトの推進や観光圏整備事業等の様々な取組みを進めたほか、平成21年10月には観光立国の実現に向けた推進体制の強化を図るため、国土交通大臣（観光立国担当大臣）を本部長とし、全府省の副大臣等で構成する「観光立国推進本部」を設置し、本部の下に3つのワーキングチームを設け、関係省庁間の具体的な調整・連携を図るなど、関係省庁間との連携をさらに強化し観光立国の実現に向けた施策を推進している。

### （総合的評価）

観光立国の実現を図るため、ビジット・ジャパン・アップグレード・プロジェクトの推進、観光圏整備事業、観光の振興に寄与する人材の育成、ニューツーリズム創出・流通促進事業等の取組みを進めてきたが、順調な推移を示している業績指標がある一方で、世界的な景気悪化の影響等を受け、その目標の達成に一層の努力が必要な業績指標もあることから、これまでの取組みの内容について見直しを行い、改善を図りながら、観光立国の実現に向けて、総合的かつ計画的に様々な取組みを進めていく必要がある。

### （反映の方向性）

- ・ 訪日旅行促進事業（ビジット・ジャパン事業）の展開
- ・ M I C Eの開催・誘致の推進
- ・ 訪日外国人旅行者の受入環境整備事業
- ・ 観光圏の形成支援等による国際競争力の高い魅力ある観光地づくりの推進
- ・ 観光地域づくり人材育成支援事業の実施
- ・ 休暇取得の分散化の促進 等

**業績指標 140**  
訪日外国人旅行者数

**評価**

B-1	目標値：1,000万人（平成22年） 実績値：679万人（平成21年） 初期値：733万人（平成18年）
-----	--

**（指標の定義）**

国籍に基づく法務省集計による外国人正規入国者数（当該国の旅券を所持した入国者）から日本に居住する外国人を除き、これに外国人一時上陸客等を加えた入国外国人旅行者の数

**（目標設定の考え方・根拠）**

訪日外国人旅行者数は我が国の国勢規模等から見て極めて少ない現状にあることから、今後は2010年（平成22年）に訪日外国人旅行者を1,000万人に増加させるとの政府の目標の達成を図り、訪日外国人旅行者数と日本人海外旅行者数の格差の是正を図る。観光立国推進基本計画に「観光立国の実現のための基本的な目標」として規定されている。

**（外部要因）**

景気動向、為替相場等の社会・経済動向

**（他の関係主体）**

（独）国際観光振興機構

外務省、法務省等の他府省庁

旅行者、メディア関係者等の民間事業者 等

**（重要政策）**

**【施政方針】**

- ・第169国会における施政方針演説（平成20年1月18日）「観光の振興は、地方活性化の目玉です。新たに観光庁を設置し、地方の自然や文化などを積極的に発信し、国内はもとより海外からの観光客を呼び込む取組を強化します。」
- ・第174国会における鳩山内閣総理大臣施政方針演説（平成22年1月29日）「アジアの方々を中心に、もっと多くの外国人の皆さんに日本を訪問していただくことは、経済成長のみならず、幅広い文化交流や友好関係の土台を築くためにも重要です。日本の魅力を磨き上げ、訪日外国人を2020年までに2,500万人、さらに3,000万人まで増やすことを目標に、総合的な観光政策を推進します。」

**【閣議決定】**

- ・観光立国推進基本計画（平成19年6月29日）
- ・国土交通省設置法等の一部を改正する法律（平成20年法律第26号）
- ・観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成20年法律第39号）
- ・経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日）「第2章 2. 地域活性化」に記載あり
- ・新経済成長戦略のフォローアップと改定（平成20年9月19日）「第2編」に記載あり
- ・経済財政の中長期方針と10年展望について（平成21年1月19日）「3」に記載あり等
- ・新成長戦略（基本方針）～輝きのある日本へ～（平成21年12月30日）「2.（4）」に記載あり
- ・新成長戦略（平成22年6月18日）「第3章（4）」及び「IV 12.」に記載あり

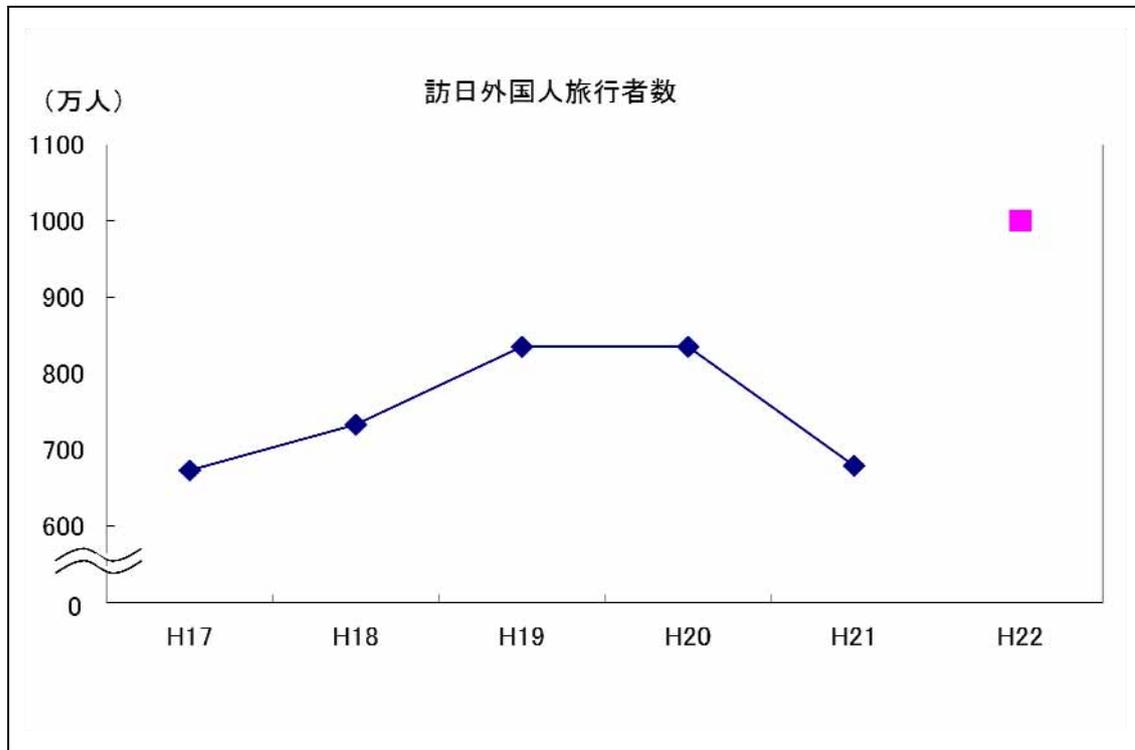
**【閣決（重点）】**

- ・社会資本整備重点計画（平成21年3月21日）「第2章」に記載あり

**【その他】**

- ・地方再生戦略（地域活性化統合本部）（平成20年1月29日）「第2 地方再生の総合的推進」に記載あり
- ・都市と暮らしの発展プラン（地域活性化統合本部）（平成20年4月11日）「『3. 国際競争力の強化と国際交流の推進』に向けた平成20年度施策及び今後の検討課題」に記載あり
- ・地方再生戦略（地域活性化統合本部）（平成20年12月19日）「第2 地方再生の総合的な取組の推進」に記載あり
- ・「都市と暮らしの発展プラン」に基づく平成21年度の都市対策（地域活性化統合本部）（平成21年4月21日）「3. 国際競争力の強化と国際交流の推進」に記載あり
- ・観光立国推進本部の設置（平成21年12月9日）
- ・国土交通省成長戦略（平成22年5月17日）「2. 観光分野」に記載あり

過去の実績値					（暦年）
H17	H18	H19	H20	H21	
673万人	733万人	835万人	835万人	679万人	



**事務事業の概要**  
**主な事務事業の概要**

①観光圏整備事業

交流人口の拡大により地域の活性化を図るため、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律に基づき、内外観光客の宿泊旅行回数・滞在日数の拡大を目指し、観光地同士や幅広い関係者が連携して、2泊3日以上滞在型観光を促進する観光圏整備の取組を総合的に支援する。

予算額5.6億円(平成21年度)

②訪日外国人旅行環境整備の推進

訪日外国人等の地理不案内者が安心して一人歩きできる環境を整えるため、ハード・ソフト一体となった総合的な観光情報の提供を促進する。

予算額5.8億円(平成21年度)

③ビジット・ジャパン・アップグレード・プロジェクト

訪日旅行者の満足度を高め、リピーター化を促進すべく、我が国の魅力の一層の理解の促進等に取り組む。12の重点市場ごとの特性を踏まえ、観光プロモーション事業を実施。

予算額41.1億円(平成21年度)

④観光の振興に寄与する人材の育成

観光産業の国際競争力を強化するとともに魅力ある観光地づくりを実現するため、観光振興に寄与する人材育成に関する施策を着実に実施し、我が国の観光が将来にわたって持続的に発展可能なものとなる仕組み作りを行う。具体的には、①「観光カリスマ塾」の開催、②「観光地域プロデューサー」モデル事業の実施、③観光地域づくり人材育成支援事業の実施によって、観光まちづくり人材育成を図る。また、訪日外国人に対応した観光関係従事者の人材育成を図るとともに、ボランティアガイドの活動を支援する。

予算額0.3億円(平成21年度)

⑤観光産業のイノベーション促進事業

観光産業の新たなビジネスモデルを構築し普及・啓発することを目的として、客室稼働率の向上や業務の共同化・効率化等に関する実証事業を行う。また、旅館街の面的再生を支援するため、セミナーの開催やアドバイザーの派遣を行う。

予算額67百万円(平成21年度)

⑥国際会議の開催・誘致の推進

主要な国際会議の開催件数を2011年に252件とすることを目指し、開催・誘致活動に対する支援・国際会議適地としての認知度向上のためのプロモーション等の取り組みを推進。

予算額3.6億円(平成21年度)

⑦世界観光機関(UNWTO)拠出金

予算額0.2億円(平成21年度)

⑧世界観光機関(UNWTO)分担金

予算額0.45億円(平成21年度)

⑨独立行政法人国際観光振興機構運営費交付金

独立行政法人国際観光振興機構の行う海外観光宣伝事業、コンベンション振興対策事業等の実施に要する経費の一部を交付するために必要な経費。

予算額 20.0 億円（平成 21 年度）

⑩国際観光ホテル整備法登録ホテル・旅館に係る特例措置（所得税、法人税）

訪日外国人旅行者を 2010 年までに 1,000 万人とするとの目標を達成するためには「国際競争力のある観光地づくり」が重要であることから、外客旅行容易化法の宿泊拠点地区における国際観光ホテル整備法登録ホテル・旅館である大規模法人が「高速通信設備」の導入を行う場合に、取得価額の 30% の特別償却の特例措置を講じる。

減収見込み額 0.32 百万円（平成 21 年度）

⑪沖縄の特定地域において特定民間観光関連施設を新增設した場合の投資税額控除（観光振興地域における投資税額控除）（法人税、法人住民税、事業税、事業税（外形））

沖縄振興特別措置法に定める観光振興地域において、特定民間観光関連施設の用に供する機械及び装置、建物等を新增設する場合に、機械及び装置については取得価格の 15% の税額控除、建物及びその附属施設並びに構築物については取得価格の 8% の税額控除の特例措置を講じる。

減収見込み額 76 百万円（平成 21 年度）

⑫国際競争力のある観光地の形成の促進に資する特例措置（不動産取得税）

観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律の規定に基づき設置される協議会の構成員（公益社団法人又は公益財団法人に限る。）が取得する文化財に係る不動産取得税の課税標準を 2 分の 1 とする特例措置を講じる。

減収見込み額 8 百万円（平成 21 年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

訪日外国人旅行者数は、平成 21 年は世界的な景気後退の影響、円高基調等の影響を受けて、前年を大きく下回った。（平成 20 年 835.1 万人⇒平成 21 年 679.0 万人）

（事務事業の実施状況）

①観光圏整備事業

・平成 20 年度に認定した 16 地域に加え、新たに 14 地域の観光圏整備実施計画を認定し、地域の関係者が一体となった取組を総合的に支援した。

②訪日外国人旅行環境整備の推進

・外国人の利用が多い空港や駅等において、米国・韓国・中国等からの留学生等を活用し、外国人の視点から案内表示や情報提供について点検を実施した（平成 21 年度までに 45 箇所実施）。また、外国人にとってより利便性の高い案内表示モデルを検証するため、14 箇所での 4 カ国語化等の実証実験を実施した。

③ビジット・ジャパン・アップグレード・プロジェクト

・海外の旅行博覧会への出展等を行い、旅行目的地としての日本の関心を高め、訪日旅行需要の喚起を図るとともに、海外旅行会社担当者の日本への招請や国内の旅行会社等との商談会の実施による魅力的な訪日旅行商品の造成・販売支援を行った。また、訪日外国人旅行者 1,000 万人の目標年次である平成 22 年をビジット・ジャパン・イヤーと位置づけ、1 月～3 月を外国人誘客の集中期間と設定し、民間企業等の協力を得て、各種割引・特典の提供、特別イベントを実施するなど、訪日旅行拡大に向けた取り組みを進めた。

④観光の振興に寄与する人材の育成

・観光の振興に寄与する人材の育成として、観光カリスマを講師とする「観光カリスマ塾」を 8 地区で開催した。また、外部人材を活用した「観光地域プロデューサー」モデル事業を引き続き 3 地域で実施するとともに、「観光地域づくり人材育成ガイドライン案」の策定、「観光地域づくり人材シンポジウム」の開催、「観光地域づくり人材育成支援 WEB」の開設など、各地域の自律的かつ持続可能な観光地域づくり人材育成の取組を促進した。さらに、子ども達の「旅をする心」を育み、「将来の地域づくりの担い手」を育成するため、16 地域でモデル事業を実施するなど、児童・生徒によるボランティアガイドの普及促進を図った。

・観光関係従事者を始めとする地域の関係者に対して、「訪日外国人受入接客研修」を訪日外国人旅行者の受入れに熱心な全国 10 箇所で開催し、訪日外国人旅行者への対応レベルの向上を図った。

⑤観光産業のイノベーション促進事業

・客室稼働率の向上や業務の共同化・効率化等に関する実証事業を実施し、そのノウハウの普及・啓発を行う上での課題の抽出・問題点の整理を行い、観光産業の活性化を促した。

⑥国際会議の開催・誘致の推進

・「国際交流拡大のための MICE 推進方策検討会」における議論を踏まえ、「MICE アクションプラン」が平成 21 年 7 月にまとめられ、国際会議の開催・誘致支援を MICE（広義の国際会議）全体へ拡大し我が国の競争力の強化を図ることとしたほか、平成 21 年 12 月に「MICE 推進協議会」を開催し、MICE 分野の有識者や関係省庁からの参画を得て MICE 推進のための課題や論点の整理を行った。

・我が国が MICE の開催適地であることを集中・積極的に海外に向けてアピールするとともに、国内的にまだ浸透していない MICE の意義等について広く国民の啓発を行うために、2010 年を「Japan MICE Year」と設定した。併せて「Japan MICE Year」の取り組みを促進するためにロゴ・キャッチフレーズを作成し、ピンバッジ等の配布を行った。

⑦世界観光機関（UNWTO）拠出金、⑧世界観光機関（UNWTO）拠出金

- ・観光分野における世界最大の国際機関である世界観光機関（UNWTO）事務局（スペイン・マドリッド）に対して拠出金及び分担金の拠出を行った。拠出金等はUNWTOにおいて、世界の観光動向に関する調査や統計の作成、世界における観光振興の促進に関する事業等に使用されており、世界の観光の振興・発展や国際観光交流の促進に貢献している。

#### 課題の特定と今後の取組の方向性

- 業績指標は、世界的な景気の後退、円高基調等の影響を受け、毎月対前年同月比でマイナスとなり、平成21年11月以降、ようやく対前年同月比プラスとなったものの、年計では、昨年に比べ、約19%のマイナスとなったため、B-1と評価した。（平成20年835.1万人⇒平成21年679.0万人）目標の達成に向け、今後は以下の視点に基づき、施策の改善を図っていく。
- ・目標を達成するために、増加するリピーター客や個人旅行者への対策、成長著しい東アジア諸国への重点的なプロモーション等、PDCAサイクルを活用しながらさらなる施策を講ずるとともに、訪日外国人旅行者の受入環境の整備・充実を推進する。
  - ・旅行業を取り巻く国際的な環境の変化や宿泊産業の経営状況の改善等の観光産業を取り巻く課題へ対応するため、観光産業イノベーション促進事業のフォローアップ等を行い、観光産業の国際競争力の更なる強化を図る。

#### 平成22年度以降における新規の取組と見直し事項

##### 【行政刷新会議「事業仕分け」「行政事業レビュー（公開プロセス）」への対応】

- ・平成22年4月に実施された「事業仕分け」において、独立行政法人国際観光振興機構の行う「観光旅客来訪促進業務」については、「国に戻して国としてロードマップを企画立案、その上で民間に委ねるべきものは民間に委ねる方向で早急に検討」との評価結果となった。一方で、国土交通省成長戦略会議の取りまとめにおいて、「国際観光振興機構の機能を強化すべき」とされていることから、現在、国、民間、同機構の役割分担などについて検討を進めているところ。
- ・訪日外国人3,000万人プログラム（第1期）については、平成22年6月に実施された「行政事業レビュー（公開プロセス）」（事業レビューの対象は平成21年度実施事業である「ビジット・ジャパン・アップグレードプロジェクト」）の結果を踏まえ執行する。

##### 【国土交通省成長戦略への対応】

- ・平成21年5月17日にとりまとめられた「国土交通省成長戦略」において、「訪日外国人3,000万人プログラムの展開」「創意工夫を活かした観光地づくりのための人材の育成」「休暇取得の分散化」について「優先的に実施すべき事項」と位置づけられており、現在、具体的な施策について検討を進めているところ。

##### （平成22年度）

- ・平成22年度は、訪日外国人旅行者数を将来的に3,000万人、その第1期として2013年（平成25）年までに1,500万人という新たに設定された訪日外国人3,000万人プログラムの目標達成に向け、中国をはじめとする東アジア諸国（中国・韓国・台湾・香港）を当面の最重要市場と位置付け、PDCAサイクルを活用しながら、大規模かつ効果的な海外プロモーションを展開する。
- ・平成22年を「Japan MICE Year」とし、日本がMICE（広義の国際会議）の開催適地であることを海外に発信するために、海外見本市への出展、広告出稿等の各種のプロモーションを一層強化する。
- ・アジア太平洋経済協力（APEC）に加盟する21の国・地域の代表が出席する観光大臣会合及びワーキング会合を我が国のホストにより奈良県において開催する。
- ・医療観光の推進にあたり、関係省庁が緊密に連携・協力しつつ、官民が一体となって、海外プロモーションを積極的に展開するとともに、外国人患者等の渡航・受入環境の整備、地域の特色を活かした医療観光ツアーの多様化・高付加価値化等を総合的かつ戦略的に推進する。
- ・訪日外国人旅行者の受入環境にあたっては、総合的・客観的に把握・分析するための評価システムの構築、受入を担う戦略拠点の整備等を行い、受入環境の整備・充実を総合的に推進する。
- ・これまでに実施した客室稼働率の向上や業務の共同化・効率化等に関する実証事業のフォローアップ等により、課題・問題点の整理を行った上で、そのノウハウの普及・啓発を行い、宿泊産業をはじめとした観光産業の生産性向上や国際競争力の強化を図る。

##### 【行政刷新会議「事業仕分け」への対応】

- ・「訪日外国人3,000万人プログラム（第1期）」「観光を核とした地域の再生・活性化」「休暇取得・分散化実証事業」の各事業については、平成21年11月に実施された「事業仕分け」の結果を踏まえて編成した。

##### （平成23年度以降）

なし

#### 担当課等（担当課長名等）

担当課：観光庁総務課（課長 加藤 隆司）  
 関係課：観光庁参事官（参事官 矢ヶ崎 紀子）  
 観光庁参事官（参事官 岩本 晃一）  
 観光庁観光産業課（課長 鈴木 昭久）  
 観光庁国際観光政策課（課長 大高 豪太）  
 観光庁国際交流推進課（課長 瓦林 康人）  
 観光庁観光地域振興課（課長 笹森 秀樹）  
 観光庁観光資源課（課長 和田 浩一）  
 総合政策局事業総括調整官（事業総括調整官 平井 秀輝）

**業績指標 141**

国内観光旅行による国民一人当たり年間宿泊数

**評価**

B-1	目標値： 4泊（平成22年度） 実績値：2.31泊（平成21年度暫定値） 初期値：2.72泊（平成18年度）
-----	--

**（指標の定義）**

観光レクリエーションを目的とする国内宿泊旅行の国民一人の平均年間宿泊数

**（目標設定の考え方・根拠）**

退職後の団塊世代の観光需要が拡大し、有給休暇の取得率が55%になった場合の推計値3.33泊を切り上げたもの。観光立国推進基本計画に「観光立国の実現のための基本的な目標」として規定されている。

**（外部要因）**

経済・社会動向（景気動向、為替相場、余暇時間・自由時間、家計収支等）

**（他の関係主体）**

地方公共団体、経済団体・民間事業者等（事業主体）

文部科学省（学校の休暇制度を所管）

厚生労働省（労働者の休暇制度を所管）

経済産業省（経済団体を所管）

**（重要政策）**

**【施政方針】**

- ・第169国会における施政方針演説（平成20年1月18日）「観光の振興は、地方活性化の目玉です。新たに観光庁を設置し、地方の自然や文化などを積極的に発信し、国内はもとより海外からの観光客を呼び込む取組を強化します。」

**【閣議決定】**

- ・観光立国推進基本計画（平成19年6月29日）
- ・国土交通省設置法等の一部を改正する法律（平成20年法律第26号）
- ・観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成20年法律第39号）
- ・経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日）「第2章 2. 地域活性化」に記載あり
- ・新経済成長戦略のフォローアップと改定（平成20年9月19日）「第2編」に記載あり
- ・経済財政の中長期方針と10年展望について（平成21年1月19日）「3」に記載あり等
- ・新成長戦略（基本方針）～輝きのある日本へ～（平成21年12月30日）「2.（4）」に記載あり
- ・新成長戦略（平成22年6月18日）「第3章（4）」、及び「IV 12.」に記載あり

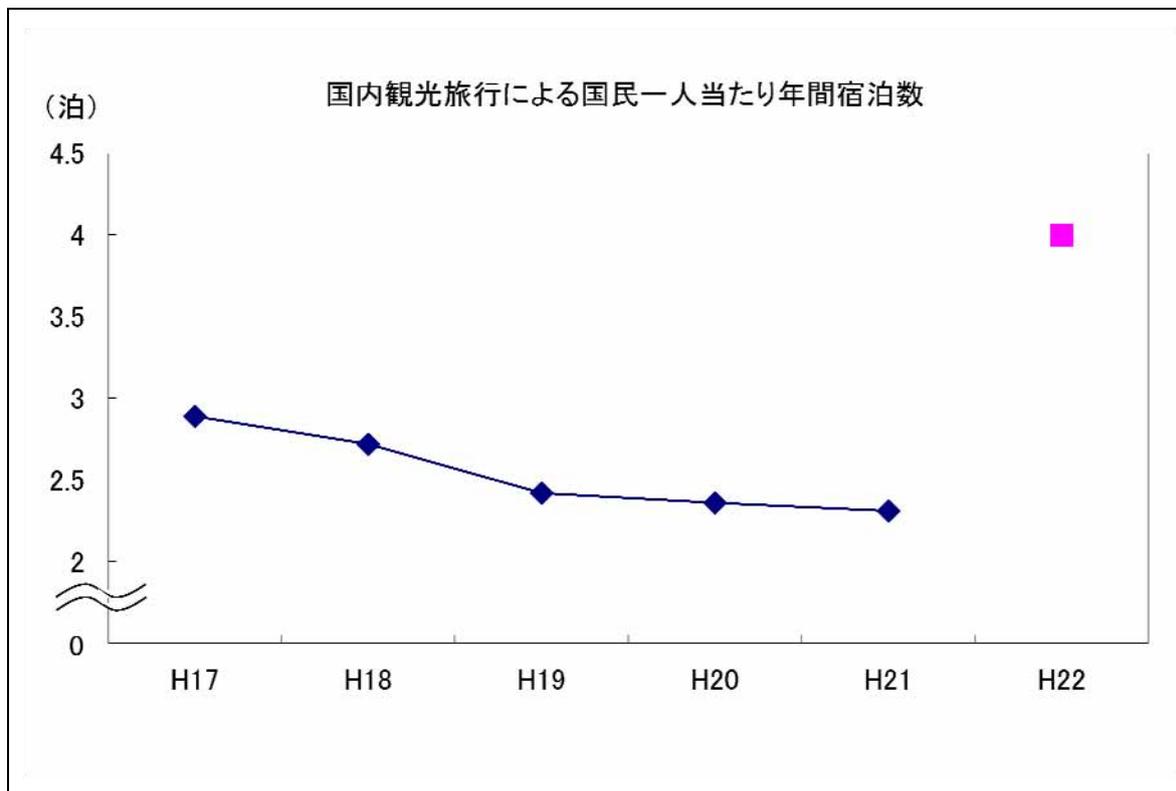
**【閣決（重点）】**

- ・社会資本整備重点計画（平成21年3月21日）「第2章」に記載あり

**【その他】**

- ・地方再生戦略（地域活性化統合本部）（平成20年1月29日）「第2 地方再生の総合的推進」に記載あり
- ・都市と暮らしの発展プラン（地域活性化統合本部）（平成20年4月11日）「『3. 国際競争力の強化と国際交流の推進』に向けた平成20年度施策及び今後の検討課題」に記載あり
- ・地方再生戦略（地域活性化統合本部）（平成20年12月19日）「第2 地方再生の総合的な取組の推進」に記載あり
- ・「都市と暮らしの発展プラン」に基づく平成21年度の都市対策（地域活性化統合本部）（平成21年4月21日）「3. 国際競争力の強化と国際交流の推進」に記載あり
- ・観光立国推進本部の設置（平成21年12月9日）
- ・国土交通省成長戦略（平成22年5月17日）「2. 観光分野」に記載あり

過去の実績値				(年度)	
H17	H18	H19	H20	H21	
2.89泊	2.72泊	2.42泊	2.36泊	2.31泊 (暫定値)	



**事務事業の概要**  
**主な事務事業の概要**

- ①観光圏整備事業  
 交流人口の拡大により地域の活性化を図るため、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律に基づき、内外観光客の宿泊旅行回数・滞在日数の拡大を目指し、観光地同士や幅広い関係者が連携して、2泊3日以上滞在型観光を促進する観光圏整備の取組を総合的に支援する。  
 予算額5.6億円(平成21年度)
- ②観光の振興に寄与する人材の育成  
 観光産業の国際競争力を強化するとともに魅力ある観光地づくりを実現するため、観光振興に寄与する人材育成に関する施策を着実に実施し、我が国の観光が将来にわたって持続的に発展可能なものとなる仕組み作りを行う。具体的には、①「観光カリスマ塾」の開催、②「観光地域プロデューサー」モデル事業の実施、③観光地域づくり人材育成支援事業の実施によって、観光まちづくり人材育成を図る。また、訪日外国人に対応した観光関係従事者の人材育成を図るとともに、ボランティアガイドの活動を支援する。  
 予算額0.3億円(平成21年度)
- ③ニューツーリズム創出・流通促進事業  
 グリーンツーリズム、エコツーリズム等の新しい形態の旅行市場を活性化するため、実証事業の実施により「ニューツーリズム」市場の形成を支援する。  
 予算額48百万円(平成21年度)
- ④観光産業のイノベーション促進事業  
 観光産業の新たなビジネスモデルを構築し普及・啓発することを目的として、客室稼働率の向上や業務の共同化・効率化等に関する実証事業を行う。また、旅館街の面的再生を支援するため、セミナーの開催やアドバイザーの派遣を行う。  
 予算額67百万円(平成21年度)
- ⑤休暇取得・分散化の促進に関する調査  
 休暇の取得・分散化の促進に関する具体的な検討作業に資するため、企業、学校等の休暇取得に関する国内外のデータの整理、長期休暇の取得や休暇取得の分散化がもたらす経済的・社会的効果等の分析、休暇に関する国民意識の調査等を行う。  
 予算額0.1億円(平成21年度)
- ⑥沖縄の特定地域において特定民間観光関連施設を新增設した場合の投資税額控除(観光振興地域における投資税額控除)(法人税、法人住民税、事業税、事業税(外形))  
 沖縄振興特別措置法に定める観光振興地域において、特定民間観光関連施設の用に供する機械及び装置、建物等を新增設する場合に、機械及び装置については取得価格の15%の税額控除、建物及びその附属施設並びに構築物については取得価格の8%の税額控除の特例措置を講じる。  
 減収見込み額76百万円(平成21年度)
- ⑦国際競争力のある観光地の形成の促進に資する特例措置(不動産取得税)  
 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律の規定に基づき設置される協議会の構成員

(公益社団法人又は公益財団法人に限る。)が取得する文化財に係る不動産取得税の課税標準を2分の1とする特例措置を講じる。

減収見込み額 8百万円(平成21年度)

## 関連する事務事業の概要

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

平成21年度においては2.31泊(暫定値)と、前年度比2.1%の減少となっている。

#### (事務事業の実施状況)

##### ①観光圏整備事業

・平成20年度に認定した16地域に加え、新たに14地域の観光圏整備実施計画を認定し、地域の関係者が一体となった取組を総合的に支援した。

##### ②観光の振興に寄与する人材の育成

・観光の振興に寄与する人材の育成として、観光カリスマを講師とする「観光カリスマ塾」を8地区で開催した。また、外部人材を活用した「観光地域プロデューサー」モデル事業を引き続き3地域で実施するとともに、「観光地域づくり人材育成ガイドライン案」の策定、「観光地域づくり人材シンポジウム」の開催、「観光地域づくり人材育成支援WEB」の開設など、各地域の自律的かつ持続可能な観光地域づくり人材育成の取組を促進した。さらに、子ども達の「旅をする心」を育み、「将来の地域づくりの担い手」を育成するため、16地域でモデル事業を実施するなど、児童・生徒によるボランティアガイドの普及促進を図った。

・観光関係従事者を始めとする地域の関係者に対して、「訪日外国人受入接客研修」を訪日外国人旅行者の受入れに熱心な全国10箇所で開催し、訪日外国人旅行者への対応レベルの向上を図った。

##### ③ニューツーリズム創出・流通促進事業

・新たな形態の旅行商品に対する旅行者ニーズに関する情報や成功事例を蓄積するためのモニターツアーを実施する実証事業等を行うとともに、旅行商品化を進めるための留意点等を取りまとめたマニュアルや事例集を作成し、国内旅行市場の活性化を図った。

##### ④観光産業のイノベーション促進事業

・客室稼働率の向上や業務の共同化・効率化等に関する実証事業を実施し、そのノウハウの普及・啓発を行う上での課題の抽出・問題点の整理を行い、観光産業の活性化を促した。

##### ⑤休暇取得・分散化の促進に関する調査

・休暇の取得・分散化の促進に向けた具体的な検討作業に資するため、「休暇の取得・分散化の促進に関する調査」において、データの整理や分析、国民意識の調査等を行い、また、休暇改革について議論する場として休暇シンポジウムを開催するなど、休暇の取得・分散化の促進を図った。

##### ⑥ユニバーサルツーリズム促進事業(平成19年度政策アセスメントの事後評価)

・「ユニバーサルデザインの考え方に基づく観光促進事業」については、ユニバーサルデザインに配慮した旅行商品・旅行システムのあり方や観光地のユニバーサルデザイン化のための手引き集を活用したシンポジウム等による普及・啓発を通じ、ユニバーサルデザインの考え方に基づく観光の定着を促した。

### 課題の特定と今後の取組の方向性

業績指標は低調であり、目標達成に向けた成果を示していないため、B-1と評価した。目標の達成に向け、今後は以下の視点に基づき、施策の改善を図っていく。

- ・休暇の取得・分散化の促進について、その課題の解決に資する具体的な取組に関して関係省庁や経済界など様々な関係者ととも、幅広い観点から前向きに検討を進める。
- ・旅行業を取り巻く国際的な環境の変化や宿泊産業の経営状況の改善等の観光産業を取り巻く課題へ対応するため、観光産業イノベーション促進事業のフォローアップ等を行い、観光産業の国際競争力の更なる強化を図る。

## 平成22年度以降における新規の取組と見直し事項

### 【国土交通省成長戦略への対応】

- ・平成21年5月17日にとりまとめられた「国土交通省成長戦略」において、「訪日外国人3,000万人プログラムの展開」「創意工夫を活かした観光地づくりのための人材の育成」「休暇取得の分散化」について「優先的に実施すべき事項」と位置づけられており、現在、具体的な施策について検討を進めているところ。

### (平成22年度)

- ・休暇の取得・分散化の促進について、その課題の解決に資する具体的な取組に関して関係省庁や経済界など様々な関係者ととも、幅広い観点から前向きに検討を進める。
- ・これまでに実施した客室稼働率の向上や業務の共同化・効率化等に関する実証事業のフォローアップ等により、課題・問題点の整理を行った上で、そのノウハウの普及・啓発を行い、宿泊産業をはじめとした観光産業の生産性向上や国際競争力の強化を図る。

### 【行政刷新会議「事業仕分け」への対応】

- ・「観光を核とした地域の再生・活性化」「休暇取得・分散化実証事業」の各事業については、平成21年11月に実施された「事業仕分け」の結果を踏まえて編成した。

(平成23年度以降)

なし

**担当課等 (担当課長名等)**

担当課：観光庁総務課 (課長 加藤 隆司)

関係課：観光庁参事官 (参事官 矢ヶ崎 紀子)

観光庁参事官 (参事官 岩本 晃一)

観光庁観光産業課 (課長 鈴木 昭久)

観光庁国際観光政策課 (課長 大高 豪太)

観光庁国際交流推進課 (課長 瓦林 康人)

観光庁観光地域振興課 (課長 笹森 秀樹)

観光庁観光資源課 (課長 和田 浩一)

総合政策局事業総括調整官 (事業総括調整官 平井 秀輝)

**業績指標 142**  
日本人海外旅行者数

**評価**

B-2	目標値：2,000万人（平成22年） 実績値：1,544.6万人（平成21年） 初期値：1,753.5万人（平成18年）
-----	--

**（指標の定義）**  
年間に日本国内から海外へ出国した日本人数

**（目標設定の考え方・根拠）**  
観光立国の実現に当たっては、国際相互理解の増進等の観点から日本人の海外旅行の促進も重要であり、観光立国推進基本法においても国は国際相互交流の促進を図るべきことが盛り込まれているところ。2,000万人との目標値については、観光立国推進基本計画に「観光立国の実現のための基本的な目標」として規定されている。

**（外部要因）**  
景気動向、為替相場等の社会・経済動向

**（他の関係主体）**  
地方公共団体、経済団体・民間事業者等（事業主体）  
文部科学省（学校の休暇制度等を所管）  
厚生労働省（労働者の休暇制度等を所管）  
経済産業省（経済団体を所管）

**（重要政策）**

**【施政方針】**  
・第169国会における施政方針演説（平成20年1月18日）「観光の振興は、地方活性化の目玉です。新たに観光庁を設置し、地方の自然や文化などを積極的に発信し、国内はもとより海外からの観光客を呼び込む取組を強化します。」

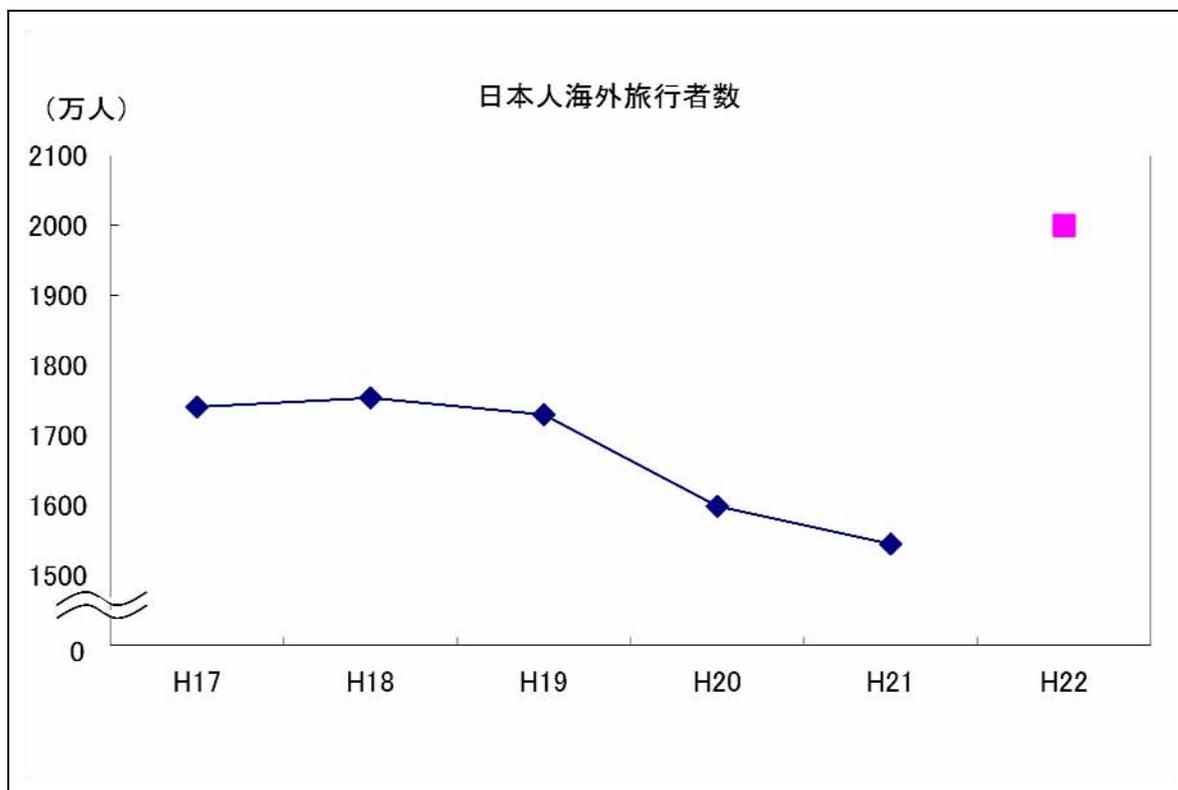
**【閣議決定】**  
・観光立国推進基本計画（平成19年6月29日）  
・国土交通省設置法等の一部を改正する法律（平成20年法律第26号）  
・経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日）「第2章 2. 地域活性化」に記載あり  
・新経済成長戦略のフォローアップと改定（平成20年9月19日）「第2編」に記載あり  
・経済財政の中長期方針と10年展望について（平成21年1月19日）「3」に記載あり等  
・新成長戦略（基本方針）～輝きのある日本へ～（平成21年12月30日）「2.（4）」に記載あり  
・新成長戦略（平成22年6月18日）「第3章（4）」、及び「IV 12.」に記載あり

**【閣決（重点）】**  
・社会資本整備重点計画（平成21年3月21日）「第2章」に記載あり

**【その他】**  
・地方再生戦略（地域活性化統合本部）（平成20年1月29日）「第2 地方再生の総合的推進」に記載あり  
・都市と暮らしの発展プラン（地域活性化統合本部）（平成20年4月11日）「『3. 国際競争力の強化と国際交流の推進』に向けた平成20年度施策及び今後の検討課題」に記載あり  
・地方再生戦略（地域活性化統合本部）（平成20年12月19日）「第2 地方再生の総合的な取組の推進」に記載あり  
・「都市と暮らしの発展プラン」に基づく平成21年度の都市対策（地域活性化統合本部）（平成21年4月21日）「3. 国際競争力の強化と国際交流の推進」に記載あり

・観光立国推進本部の設置（平成21年12月9日）  
・国土交通省成長戦略（平成22年5月17日）「2. 観光分野」に記載あり

過去の実績値					(暦年)
H17	H18	H19	H20	H21	
1,740.4万人	1,753.5万人	1,729.5万人	1,598.7万人	1,544.6万人	



### 事務事業の概要

#### 主な事務事業の概要

- ① ASEAN貿易投資観光促進センター拠出金  
予算額0.9億円(平成21年度)
- ②世界観光機関(UNWTO)拠出金  
予算額0.2億円(平成21年度)
- ③世界観光機関(UNWTO)分担金  
予算額0.45億円(平成21年度)

#### 関連する事務事業の概要

該当なし

### 測定・評価結果

#### 目標の達成状況に関する分析

##### (指標の動向)

平成21年においては1,544.6万人となった。8月以降は燃油サーチャージの廃止等により、回復基調に転じたものの、景気後退による個人消費の落ち込み、新型インフルエンザの感染拡大などのマイナス要因によって前年比3.4%の減少であった。

##### (事務事業の実施状況)

- ・ASEAN貿易投資観光促進センター設立協定に基づき拠出を行った。本センターは日本と緊密な関係にあるASEAN地域への日本国からの観光客数の増加に向けた観光促進プロモーション等の様々な事業を実施した。
- ・観光分野における世界最大の国際機関である世界観光機関(UNWTO)事務局(スペイン・マドリッド)に対して拠出金及び分担金の拠出を行った。拠出金等はUNWTOにおいて、世界の観光動向に関する調査や統計の作成、世界における観光振興の促進に関する事業等に使用されており、世界の観光の振興・発展や国際観光交流の促進に貢献している。
- ・平成21年を「日本香港観光交流年」とし、21年1月に香港にて開催した「オープニングセレモニー」をはじめ、共同ロゴ・ポスターの作成、香港国際旅遊交易会への共同出展、JRA(日本中央競馬会)とタイアップした「交流年記念競走」の実施等の取組を行い、日本香港間の観光交流促進を図った。
- ・若年層の海外旅行促進に向け、大学、観光関係者等との連携の下、シンポジウムの開催等の取り組みを行った。
- ・クルーズ振興に関し、VJCと連携し、キーパーソンの招請、欧米・アジアでのツアーオペレーターへの支援、ハンブルグ見本市への出展等を行った。

#### 課題の特定と今後の取組の方向性

業績指標は景気後退による個人消費の落ち込み、新型インフルエンザの感染拡大などの外部マイナス要因により低調であり、目標達成に向けた成果を示していないため、B-2と評価した。今後も外部要因により、実績値が変動する可能性はあるものの、少しでも目標の達成に近づくべく、引き続き、イベント・周年事業等を活用した海外旅行プロモーション、海外危険情報の発信等海外旅行の安全、安心の確保と質の向上等の取り組みを図っていく。

#### 平成22年度以降における新規の取組と見直し事項

(平成22年度)

- ・日本トルコ観光交流年に合わせ、日本旅行業協会（JATA）のビジット・ワールド・キャンペーン（VWC）と連携し、日本・トルコ両国での双方向の交流人口拡大、観光促進、発展を目的として、セミナーやイベント等の取組を行う。

(平成23年度以降)

なし

#### 担当課等（担当課長名等）

担当課：観光庁総務課（課長 加藤 隆司）

関係課：観光庁参事官（参事官 矢ヶ崎 紀子）

観光庁参事官（参事官 岩本 晃一）

観光庁観光産業課（課長 鈴木 昭久）

観光庁国際観光政策課（課長 大高 豪太）

観光庁国際交流推進課（課長 瓦林 康人）

観光庁観光地域振興課（課長 笹森 秀樹）

観光庁観光資源課（課長 和田 浩一）

総合政策局事業総括調整官（事業総括調整官 平井 秀輝）

**業績指標 143**

国内における観光旅行消費額

**評価**

B-1

目標値：30兆円（平成22年度）  
実績値：23.6兆円（平成20年度）  
初期値：24.5兆円（平成17年度）

**(指標の定義)**

国民の国内観光旅行消費額、訪日外国人旅行者による日本国内での旅行消費額の総計

**(目標設定の考え方・根拠)**

訪日外国人旅行者数を1,000万人に増やすという目標（別途記述）を達成し、退職後の団塊世代の観光需要が拡大し、有給休暇の取得率が55%になった場合の推計値29.66兆円を切り上げたもの。

観光立国推進基本計画に「観光立国の実現のための基本的な目標」として規定されている。

**(外部要因)**

経済・社会動向（景気動向、為替相場、余暇時間・自由時間、家計収支等）

**(他の関係主体)**

地方公共団体、経済団体・民間事業者等（事業主体）

文部科学省（学校の休暇制度等を所管）

厚生労働省（労働者の休暇制度等を所管）

経済産業省（経済団体を所管）

**(重要政策)**

**【施政方針】**

- ・第169国会における施政方針演説（平成20年1月18日）「観光の振興は、地方活性化の目玉です。新たに観光庁を設置し、地方の自然や文化などを積極的に発信し、国内はもとより海外からの観光客を呼び込む取組を強化します。」
- ・第174国会における鳩山内閣総理大臣施政方針演説（平成22年1月29日）「アジアの方々を中心に、もっと多くの外国人の皆さんに日本を訪問していただくことは、経済成長のみならず、幅広い文化交流や友好関係の土台を築くためにも重要です。日本の魅力を磨き上げ、訪日外国人を2020年までに2,500万人、さらに3,000万人まで増やすことを目標に、総合的な観光政策を推進します。」

**【閣議決定】**

- ・観光立国推進基本計画（平成19年6月29日）
- ・国土交通省設置法等の一部を改正する法律（平成20年法律第26号）
- ・観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成20年法律第39号）
- ・経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日）「第2章 2. 地域活性化」に記載あり
- ・新経済成長戦略のフォローアップと改定（平成20年9月19日）「第2編」に記載あり
- ・経済財政の中長期方針と10年展望について（平成21年1月19日）「3」に記載あり等
- ・新成長戦略（基本方針）～輝きのある日本へ～（平成21年12月30日）「2.（4）」に記載あり
- ・新成長戦略（平成22年6月18日）「第3章（4）」、及び「IV 12.」に記載あり

**【閣決（重点）】**

- ・社会資本整備重点計画（平成21年3月21日）「第2章」に記載あり

**【その他】**

- ・地方再生戦略（地域活性化統合本部）（平成20年1月29日）「第2 地方再生の総合的推進」に記載あり
- ・都市と暮らしの発展プラン（地域活性化統合本部）（平成20年4月11日）「『3. 国際競争力の強化と国際交流の推進』に向けた平成20年度施策及び今後の検討課題」に記載あり
- ・地方再生戦略（地域活性化統合本部）（平成20年12月19日）「第2 地方再生の総合的な取組の推進」に記載あり
- ・「都市と暮らしの発展プラン」に基づく平成21年度の都市対策（地域活性化統合本部）（平成21年4月21日）「3. 国際競争力の強化と国際交流の推進」に記載あり
- ・観光立国推進本部の設置（平成21年12月9日）
- ・国土交通省成長戦略（平成22年5月17日）「2. 観光分野」に記載あり

過去の実績値				(年度)	
H17	H18	H19	H20	H21	
24.5兆円	23.5兆円	23.5兆円	23.6兆円	集計中	



**事務事業の概要**  
**主な事務事業の概要**

- ①観光圏整備事業  
 交流人口の拡大により地域の活性化を図るため、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律に基づき、内外観光客の宿泊旅行回数・滞在日数の拡大を目指し、観光地同士や幅広い関係者が連携して、2泊3日以上滞在型観光を促進する観光圏整備の取組を総合的に支援する。  
 予算額5.6億円(平成21年度)
- ②訪日外国人旅行環境整備の推進  
 訪日外国人等の地理不案内者が安心して一人歩きできる環境を整えるため、ハード・ソフト一体となった総合的な観光情報の提供を促進する。  
 予算額5.8億円(平成21年度)
- ③ビジット・ジャパン・アップグレード・プロジェクト  
 訪日旅行者の満足度を高め、リピーター化を促進すべく、我が国の魅力の一層の理解の促進等に取り組む。12の重点市場ごとの特性を踏まえ、観光プロモーション事業を実施。  
 予算額41.1億円(平成21年度)
- ④ニューツーリズム創出・流通促進事業  
 グリーンツーリズム、エコツーリズム等の新しい形態の旅行市場を活性化するため、実証事業の実施により「ニューツーリズム」市場の形成を支援する。  
 予算額48百万円(平成21年度)
- ⑤観光の振興に寄与する人材の育成  
 観光産業の国際競争力を強化するとともに魅力ある観光地づくりを実現するため、観光振興に寄与する人材育成に関する施策を着実に実施し、我が国の観光が将来にわたって持続的に発展可能なものとなる仕組み作りを行う。具体的には、①「観光カリスマ塾」の開催、②「観光地域プロデューサー」モデル事業の実施、③観光地域づくり人材育成支援事業の実施によって、観光まちづくり人材育成を図る。また、訪日外国人に対応した観光関係従事者の人材育成を図るとともに、ボランティアガイドの活動を支援する。  
 予算額0.3億円(平成21年度)
- ⑥観光産業のイノベーション促進事業  
 観光産業の新たなビジネスモデルを構築し普及・啓発することを目的として、客室稼働率の向上や業務の共同化・効率化等に関する実証事業を行う。また、旅館街面的再生を支援するため、セミナーの開催やアドバイザーの派遣を行う。  
 予算額67百万円(平成21年度)
- ⑦国際会議の開催・誘致の推進  
 主要な国際会議の開催件数を2011年に252件とすることを目指し、開催・誘致活動に対する支援・国際会議適地としての認知度向上のためのプロモーション等の取り組みを推進。  
 予算額3.6億円(平成21年度)
- ⑧休暇取得・分散化の促進に関する調査

休暇の取得・分散化の促進に関する具体的な検討作業に資するため、企業、学校等の休暇取得に関する国内外のデータの整理、長期休暇の取得や休暇取得の分散化がもたらす経済的・社会的効果等の分析、休暇に関する国民意識の調査等を行う。

予算額 0.1 億円（平成 21 年度）

⑨世界観光機関（UNWTO）拠出金

予算額 0.2 億円（平成 21 年度）

⑩世界観光機関（UNWTO）分担金

予算額 0.45 億円（平成 21 年度）

⑪独立行政法人国際観光振興機構運営費交付金

独立行政法人国際観光振興機構の行う海外観光宣伝事業、コンベンション振興対策事業等の実施に要する経費の一部を交付するために必要な経費。

予算額 20.0 億円（平成 21 年度）

⑫ASEAN貿易投資観光促進センター拠出金

予算額 0.9 億円（平成 21 年度）

⑬国際観光ホテル整備法登録ホテル・旅館に係る特例措置（所得税、法人税）

訪日外国人旅行者を 2010 年までに 1,000 万人とするとの目標を達成するためには「国際競争力のある観光地づくり」が重要であることから、外客旅行容易化法の宿泊拠点地区における国際観光ホテル整備法登録ホテル・旅館である大規模法人が「高速通信設備」の導入を行う場合に、取得価額の 30% の特別償却の特例措置を講じる。

減収見込み額 0.32 百万円（平成 21 年度）

⑭沖縄の特定地域において特定民間観光関連施設を新增設した場合の投資税額控除（観光振興地域における投資税額控除）（法人税、法人住民税、事業税、事業税（外形））

沖縄振興特別措置法に定める観光振興地域において、特定民間観光関連施設の用に供する機械及び装置、建物等を新增設する場合に、機械及び装置については取得価格の 15% の税額控除、建物及びその附属施設並びに構築物については取得価格の 8% の税額控除の特例措置を講じる。

減収見込み額 76 百万円（平成 21 年度）

⑮国際競争力のある観光地の形成の促進に資する特例措置（不動産取得税）

観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律の規定に基づき設置される協議会の構成員（公益社団法人又は公益財団法人に限る。）が取得する文化財に係る不動産取得税の課税標準を 2 分の 1 とする特例措置を講じる。

減収見込み額 8 百万円（平成 21 年度）

**関連する事務事業の概要**

該当なし

**測定・評価結果**

**目標の達成状況に関する分析**

**（指標の動向）**

平成 20 年度においては 23.6 兆円と、前年度比 0.3% の微増となっている。

**（事務事業の実施状況）**

①観光圏整備事業

・平成 20 年度に認定した 16 地域に加え、新たに 14 地域の観光圏整備実施計画を認定し、地域の関係者が一体となった取組を総合的に支援した。

②訪日外国人旅行環境整備の推進

・外国人の利用が多い空港や駅等において、米国・韓国・中国等からの留学生等を活用し、外国人の視点から案内表示や情報提供について点検を実施した（平成 21 年度までに 45 箇所実施）。また、外国人にとってより利便性の高い案内表示モデルを検証するため、14 箇所での 4 カ国語化等の実証実験を実施した。

③ビジット・ジャパン・アップグレード・プロジェクト

・海外の旅行博覧会への出展等を行い、旅行目的地としての日本の関心を高め、訪日旅行需要の喚起を図るとともに、海外旅行会社担当者の日本への招請や国内の旅行会社等との商談会の実施による魅力的な訪日旅行商品の造成・販売支援を行った。また、訪日外国人旅行者 1,000 万人の目標年次である平成 22 年をビジット・ジャパン・イヤーと位置づけ、1 月～3 月を外国人誘客の集中期間と設定し、民間企業等の協力を得て、各種割引・特典の提供、特別イベントを実施するなど、訪日旅行拡大に向けた取り組みを進めた。

・平成 21 年を「日本香港観光交流年」とし、21 年 1 月に香港にて開催した「オープニングセレモニー」をはじめ、共同ロゴ・ポスターの作成、香港国際旅遊交易会への共同出展、JRA（日本中央競馬会）とタイアップした「交流年記念競走」の実施等の取組を行い、日本香港間の観光交流促進を図った。

④ニューツーリズム創出・流通促進事業

・新たな形態の旅行商品に対する旅行者ニーズに関する情報や成功事例を蓄積するためのモニターツアーを実施する実証事業等を行うとともに、旅行商品化を進めるための留意点等を取りまとめたマニュアルや事例集を作成し、国内旅行市場の活性化を図った。

⑤観光の振興に寄与する人材の育成

・観光の振興に寄与する人材の育成として、観光カリスマを講師とする「観光カリスマ塾」を 8 地区で開催した。また、外部人材を活用した「観光地域プロデューサー」モデル事業を引き続き 3 地域で実施するとともに

に、「観光地域づくり人材育成ガイドライン案」の策定、「観光地域づくり人材シンポジウム」の開催、「観光地域づくり人材育成支援WEB」の開設など、各地域の自律的かつ持続可能な観光地域づくり人材育成の取組を促進した。さらに、子ども達の「旅をする心」を育み、「将来の地域づくりの担い手」を育成するため、16地域でモデル事業を実施するなど、児童・生徒によるボランティアガイドの普及促進を図った。

- ・観光関係従事者を始めとする地域の関係者に対して、「訪日外国人受入接客研修」を訪日外国人旅行者の受入に熱心な全国10箇所で開催し、訪日外国人旅行者への対応レベルの向上を図った。

⑥観光産業のイノベーション促進事業

- ・客室稼働率の向上や業務の共同化・効率化等に関する実証事業を実施し、そのノウハウの普及・啓発を行う上での課題の抽出・問題点の整理を行い、観光産業の活性化を促した。

⑦国際会議の開催・誘致の推進

- ・「国際交流拡大のためのMICE推進方策検討会」における議論を踏まえ、「MICEアクションプラン」が平成21年7月にまとめられ、国際会議の開催・誘致支援をMICE（広義の国際会議）全体へ拡大し我が国の競争力の強化を図ることとしたほか、平成21年12月に「MICE推進協議会」を開催し、MICE分野の有識者や関係省庁からの参画を得てMICE推進のための課題や論点の整理を行った。
- ・我が国がMICEの開催適地であることを集中・積極的に海外に向けてアピールするとともに、国内的にまだ浸透していないMICEの意義等について広く国民の啓発を行うために、2010年を「Japan MICE Year」と設定した。併せて「Japan MICE Year」の取り組みを促進するためにロゴ・キャッチフレーズを作成し、ピンバッジ等の関連ノベルティ等の配布を行った。

⑧休暇取得・分散化の促進に関する調査

- ・休暇の取得・分散化の促進に向けた具体的な検討作業に資するため、「休暇の取得・分散化の促進に関する調査」において、データの整理や分析、国民意識の調査等を行い、また、休暇改革について議論する場として休暇シンポジウムを開催するなど、休暇の取得・分散化の促進を図った。

⑨世界観光機関（UNWTO）拠出金、⑩世界観光機関（UNWTO）分担金

- ・観光分野における世界最大の国際機関である世界観光機関（UNWTO）事務局（スペイン・マドリッド）に対して拠出金及び分担金の拠出を行った。拠出金等はUNWTOにおいて、世界の観光動向に関する調査や統計の作成、世界における観光振興の促進に関する事業等に使用されており、世界の観光の振興・発展や国際観光交流の促進に貢献している。

⑫ASEAN貿易投資観光促進センター拠出金

- ・ASEAN貿易投資観光促進センター設立協定に基づき拠出を行った。本センターは日本と緊密な関係にあるASEAN地域への日本国からの観光客数の増加に向けた様々な事業を実施した。

⑬若年層の海外旅行促進

- ・大学、観光関係者等との連携の下、シンポジウムの開催等の取り組みを行った。

⑭ユニバーサルツーリズム促進事業（平成19年度政策アセスメントの事後評価）

- ・「ユニバーサルデザインの考え方に基づく観光促進事業」については、ユニバーサルデザインに配慮した旅行商品・旅行システムのあり方や観光地のユニバーサルデザイン化のための手引き集を活用したシンポジウム等による普及・啓発を通じ、ユニバーサルデザインの考え方に基づく観光の定着を促した。

**課題の特定と今後の取組の方向性**

業績指標は低調であり、目標達成に向けた成果を示していないため、B-1と評価した。当目標は他の4つの目標の総合的な結果を反映する目標である。目標を達成するために、他の4つの目標の課題について、目標の達成に向け、今後は以下の視点に基づき、施策の改善を図っていく。

- ・休暇の取得・分散化の促進について、その課題の解決に資する具体的な取組に関して関係省庁や経済界など様々な関係者とともに、幅広い観点から前向きに検討を進める。
- ・旅行業を取り巻く国際的な環境の変化や宿泊産業の経営状況の改善等の観光産業を取り巻く課題へ対応するため、観光産業イノベーション促進事業のフォローアップ等を行い、観光産業の国際競争力の更なる強化を図る。
- ・日本人の海外旅行の推進のため、イベント・周年事業等を活用した海外旅行プロモーション等による海外旅行の魅力の向上に対する取り組みが必要である。

**平成22年度以降における新規の取組と見直し事項**

【「行政事業レビュー（公開プロセス）」への対応】

- ・「訪日外国人3,000万人プログラム（第1期）」については、平成22年6月に実施された「行政事業レビュー（公開プロセス）」（事業レビューの対象は平成21年度実施事業である「ビジット・ジャパン・アップグレードプロジェクト」）の結果を踏まえ執行する。

【国土交通省成長戦略への対応】

- ・平成21年5月17日にとりまとめられた「国土交通省成長戦略」において、「訪日外国人3,000万人プログラムの展開」「創意工夫を活かした観光地づくりのための人材の育成」「休暇取得の分散化」について「優先的に実施すべき事項」と位置づけられており、現在、具体的な施策について検討を進めているところ。

（平成22年度）

- ・平成22年度は、訪日外国人旅行者数を将来的に3,000万人、その第1期として2013（平成25）年までに1,500万人という新たに設定された訪日外国人3,000万人プログラムの目標達成に向け、中国をはじめとする東アジア諸国（中国・韓国・台湾・香港）を当面の最重点市場と位置付け、PDCAサイクルを活用し

ながら、大規模かつ効果的な海外プロモーションを展開する。

- ・休暇の取得・分散化の促進について、その課題の解決に資する具体的な取組に関して関係省庁や経済界など様々な関係者とともに、幅広い観点から前向きに検討を進める。
- ・本年を「Japan MICE Year」とし、日本がMICEの開催適地であることを海外に発信するために、海外見本市への出展、広告出稿等の各種のプロモーションを一層強化する。
- ・これまでに実施した客室稼働率の向上や業務の共同化・効率化等に関する実証事業のフォローアップ等により、課題・問題点の整理を行った上で、そのノウハウの普及・啓発を行い、宿泊産業をはじめとした観光産業の生産性向上や国際競争力の強化を図る。
- ・アジア太平洋経済協力（APEC）に加盟する21の国・地域の代表が出席する観光大臣会合及びワーキング会合を我が国のホストにより奈良県において開催する。
- ・医療観光の推進にあたり、関係省庁が緊密に連携・協力しつつ、官民が一体となって、海外プロモーションを積極的に展開するとともに、外国人患者等の渡航・受入環境の整備、地域の特色を活かした医療観光ツアーの多様化・高付加価値化等を総合的かつ戦略的に推進する。
- ・訪日外国人旅行者の受入環境にあたっては、総合的・客観的に把握・分析するための評価システムの構築、受入を担う戦略拠点の整備等を行い、受入環境の整備・充実を総合的に推進する。
- ・日本トルコ観光交流年に合わせ、日本旅行業協会（JATA）のビジット・ワールド・キャンペーン（VWC）と連携し、日本・トルコ両国での双方向の交流人口拡大、観光促進、発展を目的として、セミナーやイベント等の取組を行う。

【行政刷新会議「事業仕分け」への対応】

- ・「訪日外国人3,000万人プログラム（第1期）」「観光を核とした地域の再生・活性化」「休暇取得・分散化実証事業」の各事業については、平成21年11月に実施された「事業仕分け」の結果を踏まえて編成した。

（平成23年度以降）

なし

#### 担当課等（担当課長名等）

担当課：観光庁総務課（課長 加藤 隆司）  
関係課：観光庁参事官（参事官 矢ヶ崎 紀子）  
観光庁参事官（参事官 岩本 晃一）  
観光庁観光産業課（課長 鈴木 昭久）  
観光庁国際観光政策課（課長 大高 豪太）  
観光庁国際交流推進課（課長 瓦林 康人）  
観光庁観光地域振興課（課長 笹森 秀樹）  
観光庁観光資源課（課長 和田 浩一）  
総合政策局事業総括調整官（事業総括調整官 平井 秀輝）

**業績指標 144**

主要な国際会議の開催件数

**評価**

A-1	目標値：252件（平成23年） 実績値：241件（平成20年） 初期値：168件（平成17年）
-----	---

**（指標の定義）**

UIA（国際団体連合）統計による我が国における国際会議の開催件数

**（目標設定の考え方・根拠）**

2011年（平成23年）までに、主要な国際会議の開催件数を5割以上伸ばし、アジアにおける最大の開催国を目指すとの政府の目標を踏まえ、設定したもの。観光立国推進基本計画に「観光立国の実現のための基本的な目標」として規定されている。

**（外部要因）**

景気動向、為替相場等の社会・経済動向、他国の誘致活動状況

**（他の関係主体）**

（独）国際観光振興機構  
 内閣府、文部科学省等の全他府省庁  
 地域のコンベンションビューロー  
 民間事業者（PCO（Professional Congress Organizer）、観光事業者等）等

**（重要政策）**

**【施政方針】**

- ・第169国会における施政方針演説（平成20年1月18日）「観光の振興は、地方活性化の目玉です。新たに観光庁を設置し、地方の自然や文化などを積極的に発信し、国内はもとより海外からの観光客を呼び込む取組を強化します。」
- ・第174国会における鳩山内閣総理大臣施政方針演説（平成22年1月29日）「アジアの方々を中心に、もっと多くの外国人の皆さんに日本を訪問していただくことは、経済成長のみならず、幅広い文化交流や友好関係の土台を築くためにも重要です。日本の魅力を磨き上げ、訪日外国人を2020年までに2,500万人、さらに3,000万人まで増やすことを目標に、総合的な観光政策を推進します。」

**【閣議決定】**

- ・観光立国推進基本計画（平成19年6月29日）
- ・国土交通省設置法等の一部を改正する法律（平成20年法律第26号）
- ・経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日）「第2章 2. 地域活性化」に記載あり
- ・新経済成長戦略のフォローアップと改定（平成20年9月19日）「第2編」に記載あり
- ・経済財政の中長期方針と10年展望について（平成21年1月19日）「3」に記載あり等
- ・新成長戦略（基本方針）～輝きのある日本へ～（平成21年12月30日）「2.（4）」に記載あり
- ・新成長戦略（平成22年6月18日）「第3章（4）」、及び「IV 12.」に記載あり

**【閣決（重点）】**

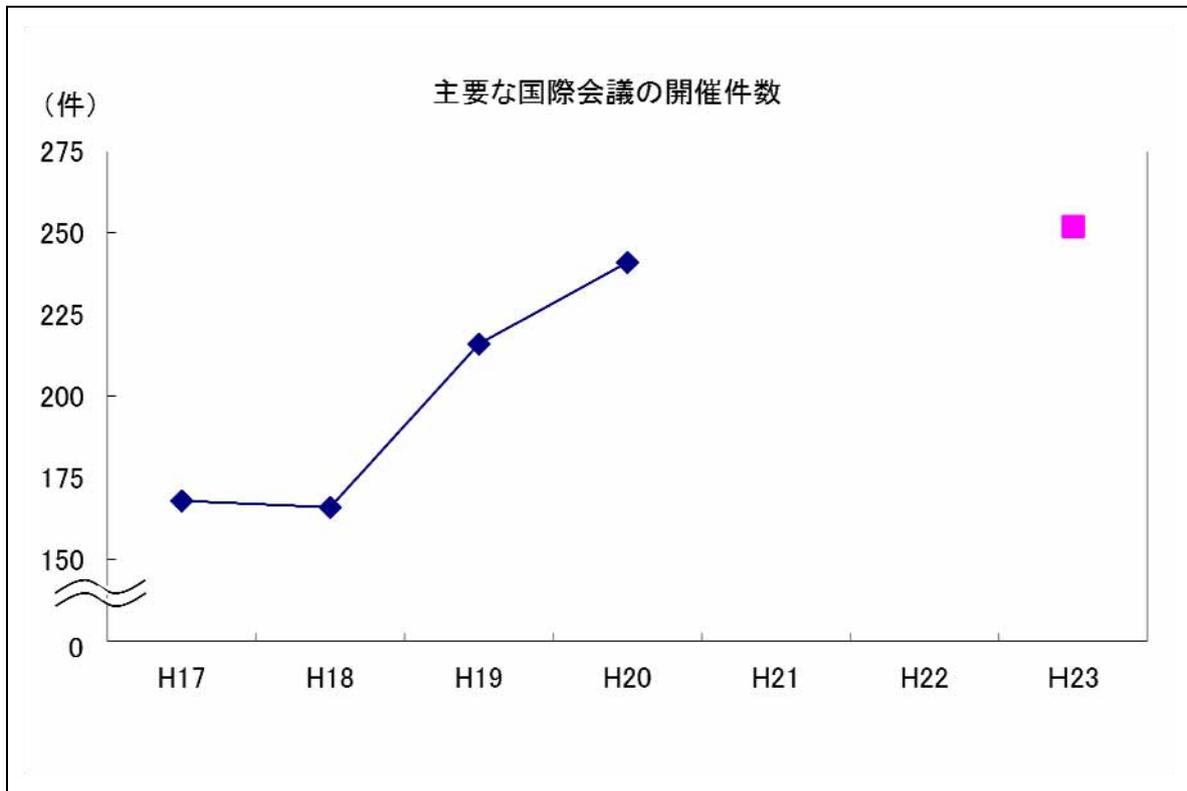
- ・社会資本整備重点計画（平成21年3月21日）「第2章」に記載あり

**【その他】**

- ・地方再生戦略（地域活性化統合本部）（平成20年1月29日）「第2 地方再生の総合的推進」に記載あり
- ・都市と暮らしの発展プラン（地域活性化統合本部）（平成20年4月11日）「『3. 国際競争力の強化と国際交流の推進』に向けた平成20年度施策及び今後の検討課題」に記載あり
- ・地方再生戦略（地域活性化統合本部）（平成20年12月19日）「第2 地方再生の総合的な取組の推進」に記載あり
- ・「都市と暮らしの発展プラン」に基づく平成21年度の都市対策（地域活性化統合本部）（平成21年4月21日）「3. 国際競争力の強化と国際交流の推進」に記載あり
- ・観光立国推進本部の設置（平成21年12月9日）
- ・国土交通省成長戦略（平成22年5月17日）「2. 観光分野」に記載あり

過去の実績値					（暦年）
H17	H18	H19	H20	H21	
168件	166件	216件	241件	集計中	

※ UIA統計による我が国の平成20年の国際会議開催件数は575件であるが、これは統計基準の緩和があったためであり、観光立国推進基本計画に定められた目標値における基準に照らすと241件であると推察される。



**事務事業の概要**  
**主な事務事業の概要**

- ① ビジット・ジャパン・アップグレード・プロジェクト  
 訪日旅行者の満足度を高め、リピーター化を促進すべく、我が国の魅力の一層の理解の促進等に取り組む。12の重点市場ごとの特性を踏まえ、観光プロモーション事業を実施。  
 予算額41.1億円(平成21年度)
- ② 国際会議の開催・誘致の推進  
 主要な国際会議の開催件数を2011年に252件とすることを目指し、開催・誘致活動に対する支援・国際会議適地としての認知度向上のためのプロモーション等の取り組みを推進。  
 予算額3.6億円(平成21年度)
- ③ 独立行政法人国際観光振興機構運営費交付金  
 独立行政法人国際観光振興機構の行う海外観光宣伝事業、コンベンション振興対策事業等の実施に要する経費の一部を交付するために必要な経費。  
 予算額20.0億円(平成21年度)

**関連する事務事業の概要**

該当なし

**測定・評価結果**

**目標の達成状況に関する分析**

(指標の動向)

平成20年の実績値は241件となり、昨年に引き続き増加した。

(事務事業の実施状況)

- ① ビジット・ジャパン・アップグレード・プロジェクト  
 海外の旅行博覧会への出展等を行い、旅行目的地としての日本の関心を高め、訪日旅行需要の喚起を図るとともに、海外旅行会社担当者の日本への招請や国内の旅行会社等との商談会の実施による魅力的な訪日旅行商品の造成・販売支援を行った。また、訪日外国人旅行者1,000万人の目標年次である平成22年をビジット・ジャパン・イヤーと位置づけ、1月～3月を外国人誘客の集中期間と設定し、民間企業等の協力を得て、各種割引・特典の提供、特別イベントを実施するなど、訪日旅行拡大に向けた取り組みを進めた。
- ② 国際会議の開催・誘致の推進
  - ・「国際交流拡大のためのMICE推進方策検討会」における議論を踏まえ、「MICEアクションプラン」が平成21年7月にまとめられ、国際会議の開催・誘致支援をMICE全体へ拡大し我が国の競争力の強化を図ることとしたほか、平成21年12月に「MICE推進協議会」を開催し、MICE分野の有識者や関係省庁からの参画を得てMICE推進のための課題や論点の整理を行った。
  - ・我が国がMICEの開催適地であることを集中・積極的に海外に向けてアピールするとともに、国内的にまだ浸透していないMICEの意義等について広く国民の啓発を行うために、2010年を「Japan MICE Year」と設定した。併せて「Japan MICE Year」の取り組みを促進するためにロゴ・

キャッチフレーズを作成し、ピンバッジ等の配布を行った。

#### 課題の特定と今後の取組の方向性

業績指標は増加傾向が続いており、目標に対して順調に推移していると評価できることから、A-1と評価した。業績指標は順調に推移しているものの、韓国やシンガポールなどアジア近隣諸国ではMICE誘致のための大規模な支援措置を講じている。これら競合国との誘致競争に勝ち抜き、目標を達成するためには、「Japan MICE Year」における取り組みを契機に、我が国の競争力を強化するための方策を検討し、さらなる取組を講ずる必要がある。

#### 平成22年度以降における新規の取組と見直し事項

##### 【行政刷新会議「事業仕分け」「行政事業レビュー（公開プロセス）」への対応】

- 平成22年4月に実施された「事業仕分け」において、独立行政法人国際観光振興機構の行う「観光旅客来訪促進業務」については、「国に戻して国としてロードマップを企画立案、その上で民間に委ねるべきものは民間に委ねる方向で早急に検討」との評価結果となった。一方で、国土交通省成長戦略会議の取りまとめにおいて、「国際観光振興機構の機能を強化すべき」とされていることから、現在、国、民間、同機構の役割分担などについて検討を進めているところ。
- 「訪日外国人3,000万人プログラム（第1期）」については、平成22年6月に実施された「行政事業レビュー（公開プロセス）」（事業レビューの対象は平成21年度実施事業である「ビジット・ジャパン・アップグレードプロジェクト」）の結果を踏まえ執行する。

##### 【国土交通省成長戦略への対応】

- 平成21年5月17日にとりまとめられた「国土交通省成長戦略」において、「訪日外国人3,000万人プログラムの展開」「創意工夫を活かした観光地づくりのための人材の育成」「休暇取得の分散化」について「優先的に実施すべき事項」と位置づけられており、現在、具体的な施策について検討を進めているところ。

##### （平成22年度）

- 平成21年度取組に加え、MICE関連の人材を育成するために海外のMICE関連機関等に国内の関係者を派遣する事業や、海外からの出席者増が見込まれる国際会議に対して支援する事業等を実施する。
- 本年を「Japan MICE Year」とし、日本がMICEの開催適地であることを海外に発信するために、海外見本市への出展、広告出稿等の各種のプロモーションを一層強化する。
- アジア太平洋経済協力（APEC）に加盟する21の国・地域に加盟する代表が出席する観光大臣会合及びワーキング会合を我が国のホストにより奈良県において開催する。

##### 【行政刷新会議「事業仕分け」への対応】

- 「訪日外国人3,000万人プログラム（第1期）」「観光を核とした地域の再生・活性化」「休暇取得・分散化実証事業」の各事業については、平成21年11月に実施された「事業仕分け」の結果を踏まえて編成した。

##### （平成23年度以降）

なし

#### 担当課等（担当課長名等）

担当課：観光庁総務課（課長 加藤 隆司）  
関係課：観光庁参事官（参事官 矢ヶ崎 紀子）  
観光庁参事官（参事官 岩本 晃一）  
観光庁観光産業課（課長 鈴木 昭久）  
観光庁国際観光政策課（課長 大高 豪太）  
観光庁国際交流推進課（課長 瓦林 康人）  
観光庁観光地域振興課（課長 笹森 秀樹）  
観光庁観光資源課（課長 和田 浩一）  
総合政策局事業総括調整官（事業総括調整官 平井 秀輝）

# ○活力

## 政策目標 6

国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化

### 施策目標 2 2

景観に優れた国土・観光地づくりを推進する

良好な景観及び歴史資産は地域固有の資源であり、交流人口の拡大を生み、地域振興・活性化に繋がるものであることから、その保全及び活用を中心とした取組の支援を行う。

### 業績指標

1 4 5	景観法に基づく景観重要建造物及び景観重要樹木の指定件数
1 4 6	景観計画に基づき取組を進める地域の数
1 4 7	歴史的風致の維持及び向上に取り組む市区町村の数

## 【評価結果の概要】

### （必要性）

景観に優れた魅力ある国土・観光地づくりの推進は、地域振興・活性化の実現に効果的であることから、景観上重要な建造物や樹木、地域固有の歴史資産等の保全・活用に向けた取組を国として積極的に支援することが必要であり、引き続き、各施策を講じることが必要である。

### （有効性）

良好な景観形成及び歴史資産の保全・活用に向けて、平成19年度からは景観形成総合支援事業により景観重要建造物及び樹木の保全・活用を中心とした取組を支援し、平成20年度からは歴史的環境形成総合支援事業により歴史的風致形成建造物の保全・活用を中心とした取組を支援しているところである。これらの施策により、例えば、景観法に基づく景観計画を策定し、良好な景観の形成に向けて取組を進める地域の数は、平成19年度の92団体に対して平成20年度は152団体、平成21年度は206団体に増加しており、施策目標の達成に向けて順調に推移しており、本施策は有効であると評価できる。

### （効率性）

景観に優れた国土・観光地づくりの推進にあたっては、良好な景観の形成や歴史資産の保全と併せてその活用についても取り組むことが効果的であり、本施策では保全と活用を総合的に推進しているところである。また、地域からのニーズを踏まえ、効率的な施策の実施に向けて取り組んでいるところである。

### （総合的評価）

景観に優れた国土・観光地づくりの推進に向け、各施策が順調に進められており、業績指標においてもその効果が現れているところである。本政策をより広い地域において推進していくため、引き続き、地域のニーズを踏まえつつ各施策を推進していくとともに、行政だけでなく住民・事業者等と連携した取組を推進するため、本施策と併せて「景観法」の基本理念や「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」の基本方針等の普及啓発に取り組むことが必要である。

### （反映の方向性）

・「景観法」、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」の**国民への普及啓発**

**業績指標 145**

景観法に基づく景観重要建造物及び景観重要樹木の指定件数

**評 価**

A-2	目標値：200件（平成23年度） 実績値：197件（平成21年度） 初期値：30件（平成18年度）
-----	---

**(指標の定義)**

景観法に基づく景観重要建造物及び景観重要樹木の指定件数

**(目標設定の考え方・根拠)**

良好な景観は地域固有の資源であり、交流人口の拡大を生み、地域振興・活性化に繋がるものである。特に、地域の景観上重要な景観重要建造物及び景観重要樹木は、単一で交流人口の拡大の効果が大きく見込まれるものであって、平成19年度からその保全活用を中心とした取組を支援する事業制度（景観形成総合支援事業）を設けている。目標においては、当初、80件としていたが、平成20年度に目標値を上回ったため、景観重要建造物・樹木を活かした地域振興・活性化の取組によって、各地で事例が見られるものとなるよう、毎年度30件程度の指定を目指すこととし、平成23年度までに200件としている。

**(外部要因)**

該当なし

**(他の関係主体)**

都道府県、政令市、中核市、景観法第7条第1項但し書きに定める市町村

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

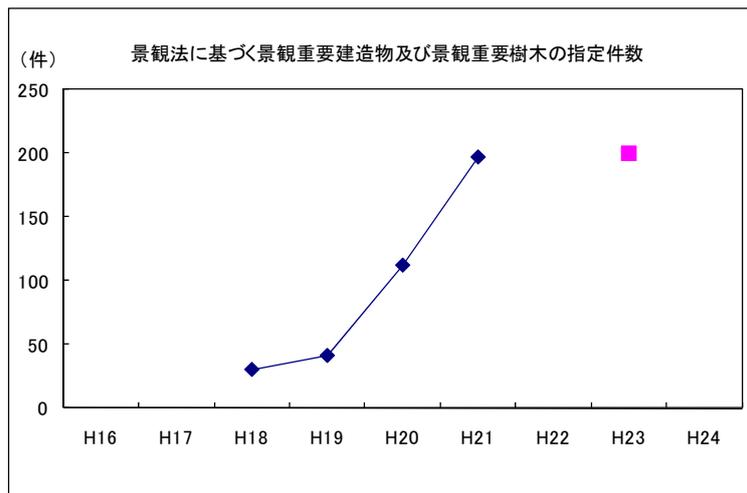
**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

なし

過去の実績値				(年度)
H17	H18	H19	H20	H21
-	30件	41件	112件	197件



**事務事業の概要**

**主な事務事業の概要**

○景観形成総合支援事業

地域の景観上重要であって、特に交流人口の拡大の効果が大きく見込まれる、景観法に基づく景観重要建造物及び景観重要樹木の保全・活用（景観重要建造物の修理や景観重要樹木の枯損・倒状防止措置等）を中心とした取組を支援する。

予算額：景観形成総合支援事業 200百万円（平成21年度）

**関連する事務事業の概要**

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

平成21年度には197件となっており、平成23年度の目標値である200件に極めて近い値となっていることから、施策が順調に展開された結果が現れていると言える。

#### (事務事業の実施状況)

市町村が行う景観重要建造物及び景観重要樹木の保全・活用を中心とした地域振興・活性化の取組をハード・ソフト両面から支援を行っている。平成21年度は19市町村において支援を実施。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

・業績指標は順調に推移し、目標値に極めて近い値となっていることから、A-2と評価した。

## 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

景観形成総合支援事業については、国土交通省行政事業レビュー公開プロセスにおいて、「国が行う必要性、国が行うに相応しい戦略的な目標や優先順位の設定といった観点から、ゼロベースで事業自体のあり方を考え直す」とされたところ。

#### (平成22年度)

なし

#### (平成23年度以降)

なし

## 担当課等（担当課長名等）

担当課：都市・地域整備局公園緑地・景観課景観・歴史文化環境整備室（室長 岸 毅明）

**業績指標 146**

景観計画に基づき取組を進める地域の数

**評価**

A-2	目標値：500団体（平成24年度） 実績値：206団体（平成21年度） 初期値：92団体（平成19年度）
-----	--

**(指標の定義)**

景観計画を策定・公表（告示）した景観行政団体（市区町村に限る）の数

**(目標設定の考え方・根拠)**

全国市区町村を対象にした景観法活用意向調査において、平成20年4月1日時点で、今後5年程度以内に景観計画を策定する意向があると回答した市区町村472団体（既に策定済・公表（告示）済みである市区町村を含む）が確実にそれを実施し、かつ、策定年度は未定であるが景観計画の策定意向を示している市区町村57団体の半数以上が5年以内に景観計画を策定した場合に達成可能となる値。

**(外部要因)**

該当なし

**(他の関係主体)**

都道府県、政令市、中核市、景観法第7条第1項但し書きに定める市町村

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

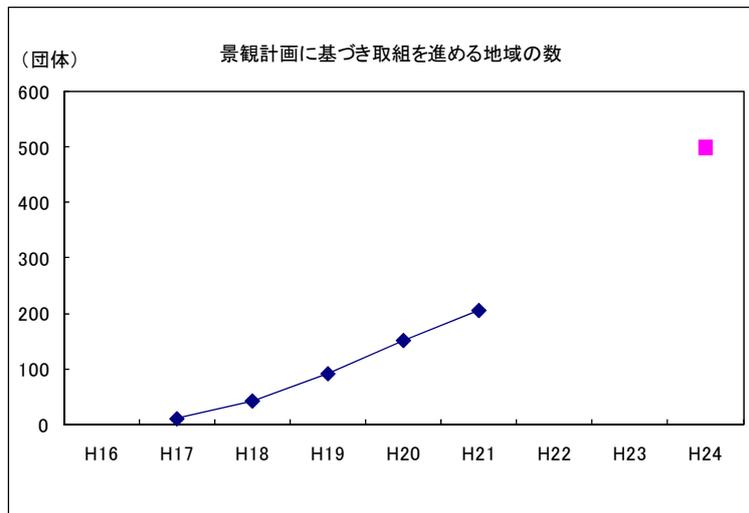
**【閣決（重点）】**

・社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章に記載あり」

**【その他】**

なし

過去の実績値	(年度)				
	H17	H18	H19	H20	H21
	11団体	43団体	92団体	152団体	206団体



**事務事業の概要**

**主な事務事業の概要**

○景観形成総合支援事業

地域の景観上重要であって、特に交流人口の拡大の効果が大きく見込まれる、景観計画に基づき指定される景観重要建造物及び景観重要樹木の保全・活用（景観重要建造物の修理や景観重要樹木の枯損・倒伏防止措置等）を中心とした取組を支援する。

予算額：景観形成総合支援事業 200百万円（平成21年度）

**関連する事務事業の概要**

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

景観計画を策定し取組を進める地域の数については、実績値によるトレンドを延長しても目標値を達成できないことになるが、平成21年の調査において、平成24年度までに景観計画を策定する予定の市町村数がさらに275団体あることを勘案すると、順調に増加していると言える。

#### (事務事業の実施状況)

平成19年度から、市町村が行う景観重要建造物及び景観重要樹木の保全・活用を中心とした地域振興・活性化の取組をハード・ソフト両面から支援を行っている。平成21年度は19市町村において支援を実施。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

・過去の実績値によるトレンドを延長しても、目標年次に目標値を達成できないことになるが、平成21年の調査において、平成24年度までに景観計画を策定する予定の市町村数がさらに275団体あり、平成25年度以降に景観計画を策定する意向がある市町村380団体のうち5%が平成24年度までに策定した場合、目標値を達成するため、A-2と評価した。

## 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

景観形成総合支援事業については、国土交通省行政事業レビュー公開プロセスにおいて、「国が行う必要性、国が行うに相応しい戦略的な目標や優先順位の設定といった観点から、ゼロベースで事業自体のあり方を考え直す」とされたところ。

#### (平成22年度)

なし

#### (平成23年度以降)

なし

## 担当課等(担当課長名等)

担当課：都市・地域整備局公園緑地・景観課景観・歴史文化環境整備室(室長 岸 毅明)

**業績指標 147**

歴史的風致の維持及び向上に取り組む市区町村の数

**評価**

A-2	目標値：100団体（平成24年度） 実績値：16団体（平成21年度） 初期値：0団体（平成19年度）
-----	--

**(指標の定義)**

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づき、歴史的風致の維持及び向上に取り組む市区町村（歴史的風致維持向上計画の認定を受けた市区町村）の数

**(目標設定の考え方・根拠)**

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく歴史的風致維持向上計画を策定し、地域の歴史的な資産を活用したまちづくりを行う意向のある市町村について平成20年に調査を行った結果、意向ありと回答した市区町村の数91団体にに基づき設定。なお、平成21年に行った調査では111団体であった。

**(外部要因)**

該当なし

**(他の関係主体)**

地方公共団体、民間事業者等

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

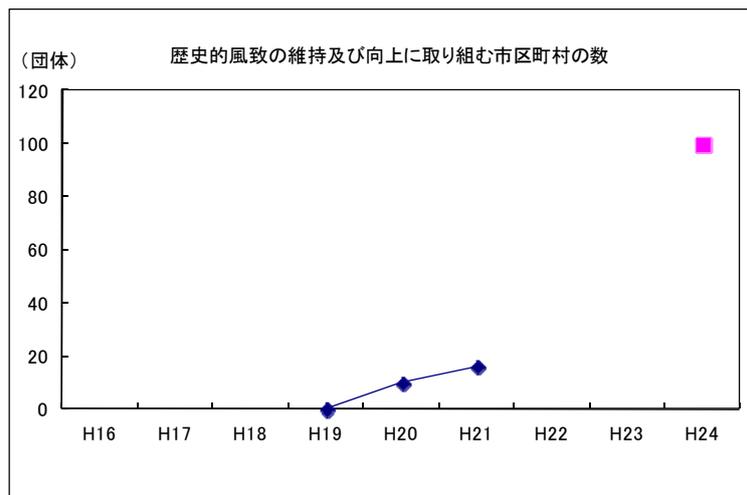
**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

なし

過去の実績値					(年度)
H17	H18	H19	H20	H21	
-	-	0団体	10団体	16団体	



**事務事業の概要**

**主な事務事業の概要**

○歴史的環境形成総合支援事業

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく歴史的風致形成建造物の復原・修理を中心としたハード・ソフト両面にわたる取組を総合的に支援する。

予算額：歴史的環境形成総合支援事業 800百万円（平成21年度）

**関連する事務事業の概要**

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律が平成20年11月に施行され、今後実績値がさらに上昇する見込みであることを踏まえると、指標は順調に増加している。

#### (事務事業の実施状況)

市町村が行う歴史的風致形成建造物の保全・活用を中心とした取組をハード・ソフト両面から支援を行っている。平成21年度は12市町を対象に支援を実施。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

・過去の実績値によるトレンドを延長しても、目標年度に目標値を達成できないことになるが、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（歴史まちづくり法）が平成20年11月に施行されたことや、歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画を策定し、地域の歴史的な資産を活用したまちづくりを行う意向のある市町村が増加していること（平成20年度調査：91団体→平成21年度調査：111団体）、また、認定意向から計画を策定し地域の歴史的な資産を活用したまちづくりを進めるまで、相当な時間を要することから、今後の実績値の急上昇が見込まれる。以上より、A-2と評価する。

## 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

歴史的環境形成総合支援事業については、国土交通省行政事業レビュー公開プロセスにおいて、「国が行う必要性、国が行うに相応しい戦略的な目標や優先順位の設定といった観点から、ゼロベースで事業自体のあり方を考え直す」とされたところ。

(平成22年度)

なし

(平成23年度以降)

なし

## 担当課等（担当課長名等）

担当課：都市・地域整備局公園緑地・景観課景観・歴史文化環境整備室（室長 岸 毅明）

# ○活 力

## 政策目標 6

国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化

## 施策目標 2 3

国際競争力・地域の自立等を強化する道路ネットワークを形成する

国際競争力・地域の自立等を強化するため、国際物流に対応した基幹ネットワークや日常の暮らしを支える生活幹線道路ネットワークを構築する。

## 業績指標

1 4 8	三大都市圏環状道路整備率
-------	--------------

## 【評価結果の概要】

### （必要性）

高規格幹線道路網等の幹線道路ネットワークは、わが国の広域的、国際的な社会経済活動を支える根幹的な社会基盤であり、新たな国土計画の方向性と呼応して国家的見地から戦略的に進めることが必要である。また、地域経済の強化や安心して暮らせる地域社会の形成などを図ることが重要であり、それを支える生活幹線道路ネットワークが必要である。

### （有効性）

高規格幹線道路をはじめとした基幹ネットワークのうち、主要都市間を連絡する規格の高い道路、大都市の環状道路、拠点的な空港・港湾へのアクセス道路や国際物流ネットワーク上の国際コンテナ通行支障区間の解消などに重点をおいて整備を推進しているところである。また、地域において安全で快適な移動を実現するため、通勤や通院などの日常の暮らしを支える生活圏の中心部への道路網や、救急活動に不可欠な道路網の整備を推進するとともに、現道拡幅及びバイパス整備等による隘路の解消を推進しているところである。三大都市圏環状道路整備率については、目標達成に向けて着実に推移しており、施策目標達成に有効であると評価できる。

### （効率性）

規格の高い道路ネットワークの整備にあたっては、早期にネットワーク全体としての効果を発揮するため、徹底したコスト縮減を図り、必要に応じて現道を活用するなど効率的な整備を推進しているところである。また、生活幹線道路ネットワークの形成においては1.5車線の整備等の地域の実情に応じた道路構造も積極的に採用するなど、コストに配慮しつつ効率的に整備を推進しているところである。以上から、効率的に施策を実施していると評価できる。

### （総合的評価）

国際物流に対応した基幹ネットワークの構築および日常の暮らしを支える生活幹線道路ネットワークの構築に向け、引き続き、重点的かつ効率的な道路ネットワークの整備を推進し、国際競争力・地域の自立等を強化する道路ネットワークの形成を推進する必要がある。

### （反映の方向性）

- ・必要に応じて現道も活用しながら、効率的なネットワーク整備を推進
- ・首都圏三環状等の環状道路を供用目標の達成に向けて着実に整備

業績指標 148

三大都市圏環状道路整備率

評価

A-2

目標値：69%（平成24年度）  
 実績値：54%（平成21年度）  
 初期値：53%（平成19年度）

(指標の定義)

三大都市圏環状道路の供用延長を計画延長で割ったもの

三大都市圏環状道路整備率

= 三大都市圏における環状道路の供用延長 ÷ 三大都市圏における環状道路の計画延長

(目標設定の考え方・根拠)

平成24年度の目標については、高速道路会社と（独）日本高速道路保有・債務返済機構が締結した協定や、目標宣言プロジェクトにおいて既に供用時期を公表している区間について、供用予定延長を積み上げ

(外部要因)

地元調整の状況 等

(他の関係主体)

・NEXCO、首都高速道路（株）、阪神高速道路（株）（会社区間の事業進捗、会社経営に基づく予算）

(重要政策)

【施政方針】

- ・第166回国会施政方針演説（平成19年1月26日）
- ・第168回国会施政方針演説（平成19年10月1日）
- ・第169回国会施政方針演説（平成20年1月18日）

「都市部の渋滞対策など国民生活に欠かすことのできない対策は実施しなければなりません。」

【閣議決定】

- 都市再生プロジェクト（平成13年8月28日）
- アジアゲートウェイ構想（平成19年5月16日）
- 地域再生戦略（平成20年12月19日）
- 新成長戦略（基本方針）（平成21年12月30日）

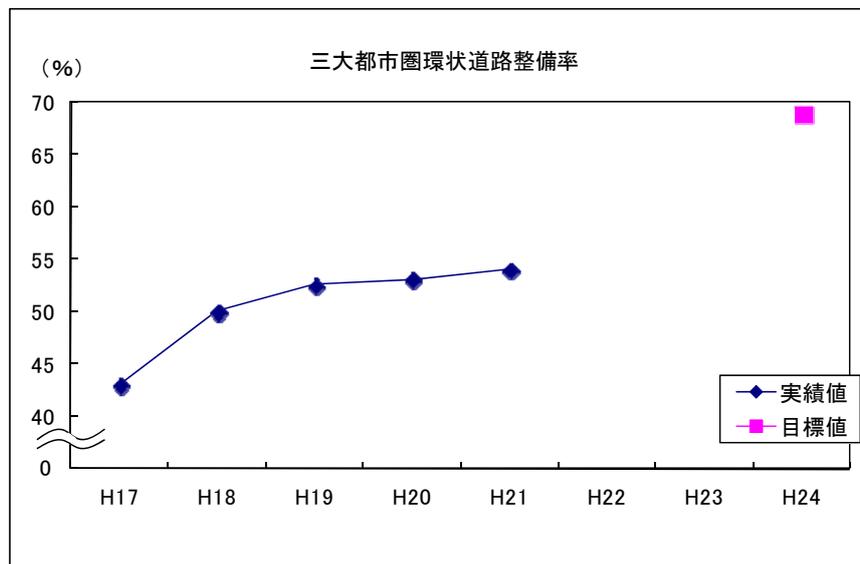
【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)	
H17	H18	H19	H20	H21	H24
43%	50%	53%	53%	54%	69%



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

#### 三大都市圏環状道路の整備

三大都市圏の都心部における慢性的な渋滞や沿道環境の悪化等を大幅に解消するとともに、その整備により誘導される新たな都市拠点の形成等を通じた都市構造の再編を促す三大都市圏環状道路の整備を推進。(◎)

予算額：地域連携道路事業費等 22,985億円の内数(平成21年度)

(注)◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

### 関連する事務事業の概要

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

○平成21年度は、首都高速道路中央環状線(西新宿JCT～大橋JCT)、首都圏中央連絡自動車道(海老名JCT～海老名IC、川島IC～桶川北本IC)、東海環状自動車道(美濃関JCT～西広見IC)計15kmの供用を開始したところであり、三大都市圏の環状道路整備率の実績値は54%である。

#### (事務事業の実施状況)

○三大都市圏環状道路の整備

平成21年度末供用延長662km

(平成21年度新規供用延長15km)

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

○業績指標は、平成16年度の42%が平成21年度末に54%まで向上しており、平成22年3月には、首都高速道路中央環状線(西新宿JCT～大橋JCT)、首都圏中央連絡自動車道(海老名JCT～海老名IC、川島IC～桶川北本IC)、東海環状自動車道(美濃関JCT～西広見IC)計15kmが供用するなど、整備率は着実に向上している。なお、平成21年度に開通予定であった首都圏中央連絡自動車道(つくば中央IC～つくばJCT)については、平成22年度(平成22年4月)の開通延期となったものの、その他の箇所は予定通り平成21年度に供用を開始しており、整備は着実に進捗していることから評価はA-2とした。

○平成22年度は、首都圏中央連絡自動車道(つくば中央IC～つくばJCT、菖浦白岡IC～久喜白岡JCT)、名古屋環状2号線(名古屋南JCT～高針JCT)計20kmの新規供用を予定しており、引き続き目標値を達成できるよう着実に整備を推進する。

## 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

#### (平成22年度)

なし

#### (平成23年度以降)

なし

## 担当課等(担当課長名等)

担当課：道路局 企画課 道路経済調査室(室長 七條 牧生)

関係課：道路局 国道・防災課(課長 深澤 淳志)

道路局 高速道路課(課長 森 昌文)

# ○活 力

## 政策目標 6

国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化

### 施策目標 2 4

整備新幹線の整備を推進する

広域的な幹線鉄道ネットワークの質的向上により、全国一日交通圏の形成に寄与する。

### 業績指標

1 4 9	5大都市からの鉄道利用所要時間が3時間以内である鉄道路線延長（新幹線鉄道）
-------	---------------------------------------

## 【評価結果の概要】

### （必要性）

新幹線鉄道は、地域間の移動時間を大幅に短縮させて関係する地域社会の振興や経済活性化に大きな効果をもたらすとともに、環境性能と効率性に優れた交通機関として、関係地域においてその整備が強く要請されているものであり、着実に推進すべき施策である。

### （有効性）

整備新幹線の整備は、着実に進捗しており、今後新規区間の開業等によって、目標年度である平成23年度において業績目標を達成することが見込まれていることから、施策の実現に向けて有効に機能しているといえる。

### （効率性）

整備新幹線の整備については、収支採算性や投資効果等の基本条件を確認した上で着工することとされており、効率的な事業実施を担保しているところである。

### （総合的評価）

広域的な幹線鉄道ネットワークの質的向上により全国一日交通圏の形成に寄与する観点から、施策目標「新幹線鉄道の整備を推進する」の実現に向け、整備新幹線整備事業等を行った。その結果、着実な整備が行われ、目標年度（平成23年度）において業績指標（5大都市からの鉄道利用所要時間が3時間以内である鉄道路線延長）の目標値が十分達成されると見込まれる。今後とも新幹線鉄道の整備を着実に推進していく。

### （反映の方向性）

目標年度における業績指標の目標値達成に向けて順調に整備が進捗していることを踏まえ、今後とも着実な整備を進める。

**業績指標 149**

5大都市からの鉄道利用所要時間が3時間以内である鉄道路線延長（新幹線鉄道）

**評価**

A-2	目標値：15,700km（平成23年度） 実績値：15,400km（平成21年度） 初期値：15,400km（平成18年度）
-----	--

**(指標の定義)**

5大都市（札幌、東京、名古屋、大阪、福岡）の各中心駅からJR等の幹線鉄道により3時間以内に到達できる営業キロ延長

**(目標設定の考え方・根拠)**

広域的な幹線鉄道ネットワークにおける時間短縮の質的向上により全国一日交通圏の形成に一層寄与する観点から、5大都市から3時間以内に到達する鉄道路線延長を目標値として設定。

**(外部要因)**

鉄道事業者のダイヤ改正等

**(他の関係主体)**

地方公共団体（建設財源の一部を負担）、鉄道事業者（営業主体）

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

**【閣決（重点）】**

なし

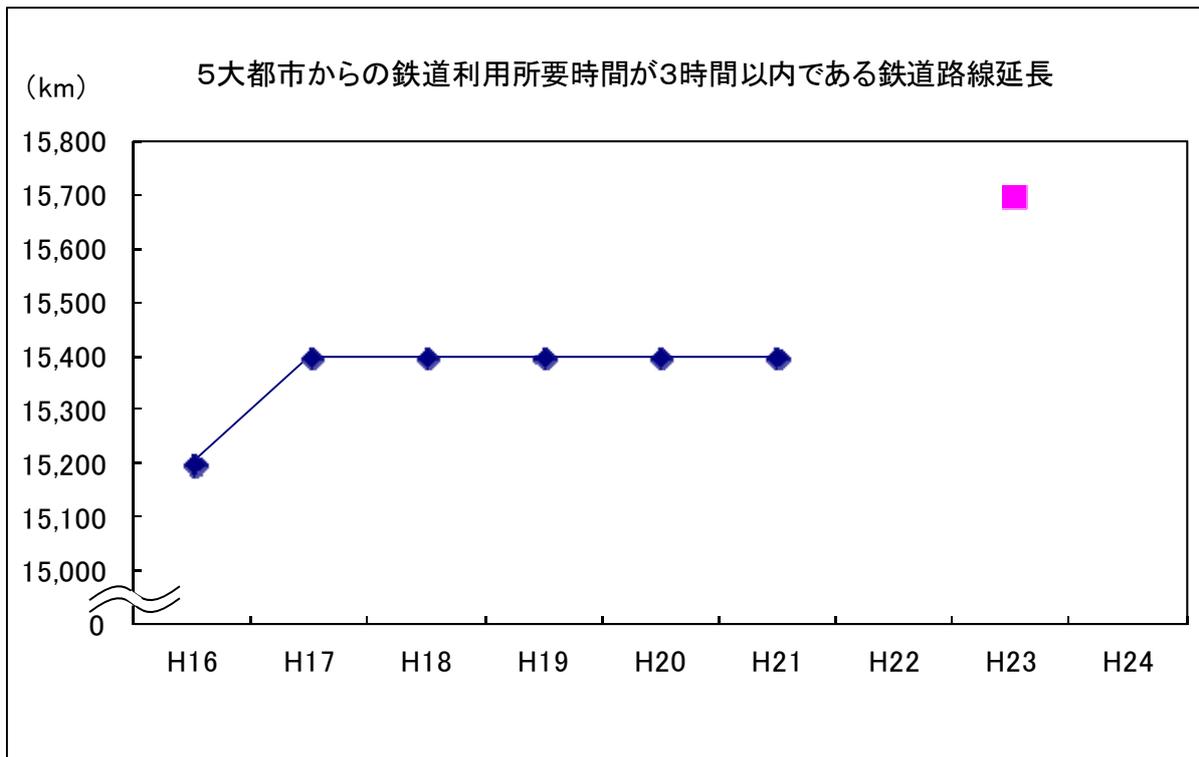
**【その他】**

整備新幹線検討会議決定（平成21年12月24日）

「整備新幹線の整備に関する基本方針」

「当面の整備新幹線の整備方針」

過去の実績値					(年度)
H17	H18	H19	H20	H21	
15,400km	15,400km	15,400km	15,400km	15,400km	15,400km



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

- ・新幹線鉄道の整備  
整備新幹線については、現在、北海道新幹線（新青森～新函館間）、東北新幹線（八戸～新青森間）、北陸新幹線（長野～白山総合車両基地間）、九州新幹線鹿児島ルート（博多～新八代間）、九州新幹線長崎ルート（武雄温泉～諫早間）の5路線の建設が着実に進められている。  
予算額：整備新幹線整備事業費補助 143,933百万円（平成21年度。補正予算含む。）
- ・鉄道駅総合改善事業  
鉄道利用者の安全性や利便性の向上を図るために、土地区画整理事業や自由通路の整備等の都市側事業と一体的に鉄道駅のホームやコンコースの拡幅等駅機能の総合的な改善を進めてきており、京急電鉄（京急蒲田駅）等において実施している。  
予算額：鉄道駅総合改善事業費補助 1,151百万円（平成21年度）
- ・新線調査  
新幹線新線調査については、全国新幹線鉄道整備法第5条に基づき、新幹線鉄道の建設に関し必要な事項を調査するものであり、平成21年度は、中央新幹線東京都・大阪市間について、供給輸送力、施設・車両の技術開発、建設費等に関する調査を実施した。  
予算額：新線調査費等補助金 320百万円の内数（平成21年度。補正予算含む。）  
（税制特例）
  - ・東北、北陸、九州新幹線の新線建設により取得する鉄道施設に係る特例措置（固定資産税）  
5年度分1/6、その後5年度分1/3  
減収額 6,258百万円（平成21年度）
  - ・整備新幹線の開業に伴いJRから譲渡された並行在来線に係る特例措置（登録免許税・不動産取得税）非課税  
減収額 0百万円（平成21年度）  
（固定資産税・都市計画税）20年度分1/2  
減収額 135百万円（平成21年度）
  - ・補助を受けて鉄道駅総合改善事業により取得する鉄道施設に係る特例措置（固定資産税）  
5年度分3/4  
減収額 53百万円（平成21年度）

### 関連する事務事業の概要

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### （指標の動向）

整備新幹線について、平成22年12月に開業予定である東北新幹線八戸～新青森間では約97%（平成21年度事業費までの累計）、平成23年3月に開業予定である九州新幹線（鹿児島ルート）博多～新八代間では約96%（平成21年度事業費までの累計）が進捗していることから平成23年度における目標値達成が見込まれ、順調な進捗状況である。

これまで、平成14年12月の東北新幹線盛岡～八戸間の開業、平成16年3月の九州新幹線（鹿児島ルート）新八代～鹿児島中央間の開業や、東海道新幹線品川駅の開業等を含む平成15年10月のダイヤ改正による、新幹線と在来線の接続の改善をはじめ、各路線における施設改良や新型車両の導入、ダイヤ改正による接続時間の短縮等によって、3時間圏の拡大が進んできたところである。

例えば、博多と鹿児島中央との所要時間は、九州新幹線新八代～鹿児島中央間の開業により、3時間40分（在来線利用）から2時間11分に大幅に短縮している。

今後、平成22年度中の東北新幹線八戸～新青森間、九州新幹線（鹿児島ルート）博多～新八代間の開業及び在来線との接続の円滑化等により、新たに3時間圏の増加が見込まれ、全国一日交通圏の形成に一層寄与すると考えられる。

#### （事務事業の実施状況）

整備新幹線については、以下の区間について現在建設中である。

- ・北海道新幹線 新青森～新函館間
- ・東北新幹線 八戸～新青森間
- ・北陸新幹線 長野～白山総合車両基地間
- ・九州新幹線（鹿児島ルート）博多～新八代間
- ・九州新幹線（長崎ルート）武雄温泉～諫早間
- ・鉄道駅総合改善事業  
鉄道駅の総合改善事業については、土地区画整理事業や自由通路の整備等の都市側事業と一体的に鉄道駅のホームやコンコースの拡幅等駅機能の総合的な改善を行うための施設整備に対し、鉄道駅総合改善事業費補助を実施した。
- ・新線調査  
新幹線新線調査については、全国新幹線鉄道整備法第5条に基づき、新幹線鉄道の建設に関し必要な事項を調査するものであり、平成21年12月には、中央新幹線東京都・大阪市間について、供給輸送力、施設・車両の技術開発、建設費用等に関する調査報告書が提出された。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

5大都市からの鉄道利用所要時間は、営業キロ15,400kmで3時間以内の到達を可能としており、さらに平成22年12月に東北新幹線八戸～新青森間(82km)、平成23年3月に九州新幹線博多～新八代間(130km)が開業を予定しているなど、目標年度における目標値の達成に向けて順調に整備が進んでいることから、A-2と評価。

今後とも、整備新幹線の着実な整備を進めるとともに、在来線との接続の円滑化に向けた鉄道事業者及び沿線自治体の取組を支援し、新幹線と在来線が一体となったネットワークの形成を推進する。

### 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成22年度)

なし

(平成23年度以降)

なし

### 担当課等(担当課長名等)

担当課：鉄道局幹線鉄道課(課長 佐々木 良)

関係課：鉄道局鉄道業務政策課(課長 堀家 久靖)

鉄道局施設課(課長 高橋 俊晴)

# ○活 力

## 政策目標 6

国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化

### 施策目標 25

航空交通ネットワークを強化する

高速交通手段の中でも航空は、今後も引き続き需要の増大が予想されることから、国際競争力の強化、地域活力の向上などの推進等に向けて、国際拠点空港の整備、既存ストックを活用した空港の高質化、航空交通容量の拡大等を推進し、航空交通ネットワークの強化を図る。

### 業績指標

150	国内航空ネットワークの強化割合（①大都市圏拠点空港の空港容量の増加、②国内線の自空港気象（台風除く）による欠航率、③総主要飛行経路長）
151	国際航空ネットワークの強化割合
152	航空機騒音に係る環境基準の屋内達成率
153	地震時に緊急物資輸送など防災拠点としての機能を有する空港から一定範囲に居住する人口の割合
154	管制空港における100万回発着回数当たりの航空機の滑走路誤進入に係る重大インシデント発生件数

## 【評価結果の概要】

### （必要性）

今後の航空需要の動向等を踏まえ、国際競争力の強化、地域活力の向上などの推進等に向けて、国際拠点空港の整備や既存ストックを活用した空港の高質化、利便性の向上を引き続き推進する必要がある。また、交通量の急増が予想されるアジア太平洋地域において航空交通容量の拡大を図り、国際需要に適切に対応していく必要がある。

また、地震災害時に、空港が災害復旧支援、航空ネットワークの維持、背後圏経済活動の継続性確保など様々な役割を果たすことが出来るよう、基本施設等の耐震性の向上を推進する必要がある。

さらに、空港周辺における航空機騒音による障害発生に関し、当該障害を防止し、又は軽減するための工事を住宅等に実施し、空港周辺における生活環境の改善を図る必要がある。

### （有効性）

大都市圏拠点空港の容量の増加に向けた空港整備事業等は、事業が完了するまでの間は指標が横ばい状態で推移していくが、成田国際空港の平行滑走路の2,500m供用開始等、着実に整備事業が目標値に向け進んでいる。また、航空保安システムの整備等を推進してきた結果、総主要飛行経路長の短縮が図られ、ヒトとモノの流れの増大に向けての対応が順調に進んでいると評価する。

航空機騒音に係る環境基準の達成を図るための防音工事等については、広報誌やホームページ等を通じて補助制度の周知を図るなどの取り組みにより、目標値までの数値を着実に伸ばしており、空港周辺において環境改善が実現できた。

### （効率性）

ターミナル諸施設の利便性の向上など既存ストックを活用した空港の高質化等により、効率的な取組を実施し、併せて、高い安全性を確保しつつ、円滑かつ効率的な航空交通の形成を図るため、航空保安システムの整備等を推進する。

また、空港整備事業及び航空路整備事業にあたっては、「国土交通省所管公共事業の事業評価実施要領」に基づき個別に事業の実施効果の分析を行っており、効率性の検証を行った上で、対処方針を決定している。

### （総合的評価）

航空機騒音に係る環境基準については、堅実に成果が上がっており、継続的な取組みにより達成率の向上を目指す。

また、大都市圏拠点空港の容量の増加に向けた空港整備等についても、着実に実施・推進しており、事業が完了するまでの間は指標は横ばい状態とはなるが、事業の成果として着実に空港容量の増加を図っており、引き続き目標値に向け空港容量の増加を図ってゆく。

空港の耐震性向上については、現在、基本施設等の耐震性調査を進めているほか、一部

の空港において対策を実施中であり、今後、空港毎の耐震対策が完了すれば指標の実績値が向上することが見込まれ、全体的に施策目標の達成に向け順調な推移を示しており、引き続き目標達成に向け、関連する施策を行うことが必要である。

(反映の方向性)

今後の航空需要の動向等を踏まえ、国際競争力の強化、地域活力の向上などの推進等に向けて、国際拠点空港の整備、既存ストックを活用した空港の高質化、航空交通容量の拡大等を推進し、引き続き航空交通ネットワークの強化を図る。

また、航空における安全・安心の確保のため、空港の耐震性向上、滑走路誤進入対策を引き続き実施する。

**業績指標 150**

国内航空ネットワークの強化割合（①大都市圏拠点空港の空港容量の増加、②国内線の自空港気象（台風除く）による欠航率、③総主要飛行経路長）

評価	
① A-2	目標値：①平成17年度比約17万回増(首都圏) (平成22年度以降、安全性(注1)を確保した上で段階的に) ②約1割削減(平成24年度) ③平成18年度比2%短縮(平成23年度) 実績値：①52.3万回(首都圏)(平成21年度) ②0.28%(平成18～20年度平均) ③平成18年度比2.6%短縮(平成21年度) 初期値：①49.6万回(首都圏)(平成17年度) ②0.40%(平成15～17年度平均) ③18,266,438海里(平成18年度)
② A-2	
③ A-2	

**(指標の定義)**

- ①「大都市圏拠点空港の空港容量の増加」：  
大都市圏拠点空港(注2)のうち首都圏空港(注3)における空港容量の増加
- ②「国内線の欠航率」：  
国内線の計画便数のうち自空港気象(台風除く)による欠航率  
(自空港気象(台風除く)により欠航した全便数 / (全計画便数 - 自空港気象以外の全欠航便数))
- ③「総主要飛行経路長」：  
国内の合計75路線の飛行経路長に運航回数を乗じたものの合計

**(目標設定の考え方・根拠)**

- ① 羽田、成田両空港の整備により見込まれる大都市圏拠点空港(首都圏空港)の空港容量の増加(成田：約2万回、羽田：昼間約11万回、深夜早朝約4万回)を目標とした。
- ② 国内線の自空港気象(台風除く)による欠航率(平成15～17年度平均)を平成24年度には約1割削減することを目標とした。
- ③ 平成23年度までに国内の合計75路線をRNAV(注4)化した場合の総飛行経路長の短縮率を目標とした。

注1：空港運用の慣熟による安全確保  
 注2：大都市圏拠点空港とは羽田、成田、関西、中部空港の4空港  
 注3：首都圏空港とは羽田、成田空港の2空港  
 注4：RNAV(aRea NAVigation)：広域航法

**(外部要因)**

- ① 景気及び自由時間や家計収支等の社会・経済動向
- ② 自然変動
- ③ 地元の調整状況等

**(他の関係主体)**

- ①、③航空運送事業者(事業主体)

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

- ①新成長戦略(平成22年6月18日)  
 (3)アジア経済戦略

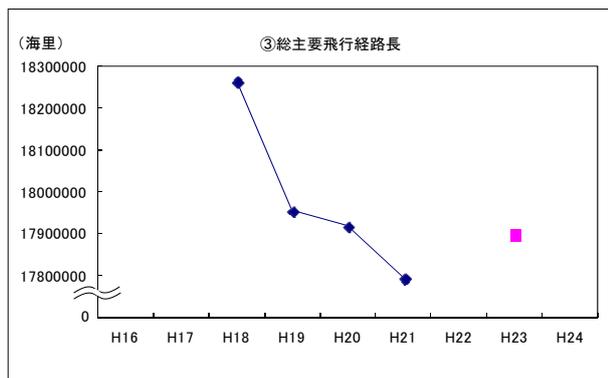
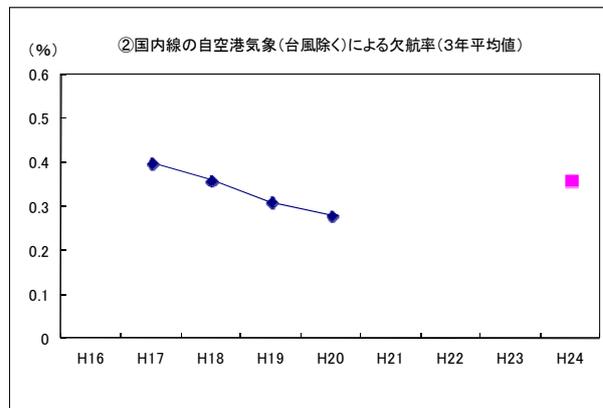
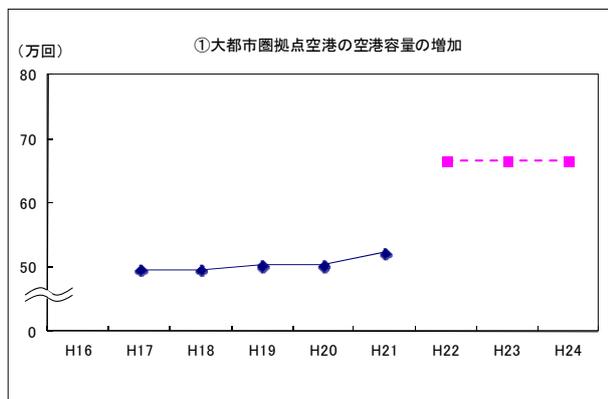
**【閣決(重点)】**

社会資本整備重点計画(平成21年3月31日)「第2章及び第5章に記載あり」

**【その他】**

- ①国土交通省成長戦略(平成22年5月17日)3.「航空分野」に記載あり

過去の実績値				(年度)
H17	H18	H19	H20	H21
①49.6万回	①49.6万回	①50.3万回	①50.3万回	①52.3万回
②0.40%	②0.36%	②0.31%	②0.28%	②集計中
③—	③18,266,438海里	③17,957,170海里	③17,919,651海里	③17,796,200海里



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

- ①羽田空港の新設滑走路等を整備する再拡張事業及び成田空港の北伸による平行滑走路2,500m化の整備事業を推進し、首都圏における空港容量の増加を図る。(◎)
  - ②ILS(注1)の双方向化(注2)・高カテゴリー化(注3)等を推進し、就航率の改善を図る(◎)
  - ③新技術を活用したRNAV等の導入により、高い安全性を確保しつつ、円滑かつ効率的な航空交通の形成を図る。(◎)
- 予算額：空港整備事業及び航空路整備事業費3,541億円(平成21年度)の内数

国内線航空機に係る課税標準の特例(固定資産税)

130t以上 3年間2/3に軽減

130t未満 3年間1/2に軽減

減収見込額14億円(平成21年度)

(注1) ILS：計器着陸装置

(注2) ILSの双方向化：滑走路の両側からILSを用いた進入が可能となり、悪天候時に着陸できる機会が増加する。

(注3) ILSの高カテゴリー化：高カテゴリーのILSほど着陸を決心する高度が低く設定できるため雲・霧等でも着陸できる機会が増す。

(注※) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

### 関連する事務事業の概要

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

##### ①大都市圏拠点空港の空港容量の増加

成田空港の平行滑走路の北伸事業について、平成21年10月に供用し、本年3月に約2万回の容量が増加するなど大都市圏拠点空港（首都圏空港）の容量の増加に向けては、整備事業等を着実に進めているところであり、目標値に向けた推移となっており順調である。

##### ②国内線の欠航率

当該指標については、平成21年度実績値は集計中であるが、平成18年度～20年度平均値において0.28%となっており、目標値に向けた推移となっている。

##### ③総主要飛行経路長

当該指標については、平成21年度実績値において平成18年度比2.6%の短縮となっており、目標値に向けた推移となっている。

#### (事務事業の実施状況)

①羽田空港については、新設滑走路等を整備する再拡張事業を着実に進めており、成田空港については、平行滑走路の北伸による2,500m化の工事が順調に進んだことにより平成21年10月に供用し、本年3月に約2万回の容量が増加した。更なる容量の増加に向けては、引き続き関連施設の整備を進めている。

②新千歳空港におけるILS双方向化・カテゴリーⅢ化事業について整備を進めている。

③主要路線を中心に、全国の空港等及び航空路においてRNAV経路等の設定を推進した。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

①羽田空港については、本年10月末の供用開始に向け、新設滑走路等を整備する再拡張事業を推進しており、供用開始時に年間で6.8万回の空港容量の増加が見込まれ、その後は空港運用の慣熟により安全を確保しつつ段階的に空港容量を増加させることとしており、目標の達成が順調に見込めているので「A」と評価し、引き続き事業を進めていることから「2」と評価した。

②国内線の自空港気象（台風除く）による欠航率について、平成21年度中実施の事業による効果については集計中であるが、平成20年度までの実施事業による効果については指標に反映されてきていることからA-2とし、引き続き気象条件に影響されない安定的な就航を可能とする、ILSの双方向化・高カテゴリー化等を推進し、欠航率の削減を図る。

③総主要飛行経路長についてはRNAV経路等の設定が進み、着実に短縮がされていることからA-2とし、今後もRNAV等の導入による総経路長の短縮を図る。

### 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

#### (平成22年度)

なし

#### (平成23年度以降)

なし

### 担当課等（担当課長名等）

担当課：航空局監理部総務課企画室（室長 高杉 典弘）

関係課：大臣官房参事官（近畿圏・中部圏空港担当）（参事官 上原 淳）

航空局監理部航空事業課（課長 篠原 康弘）

航空局空港部計画課（課長 池上 正春）

航空局空港部首都圏空港課（課長 奥田 哲也）

航空局管制保安部保安企画課（課長 寺田 吉道）

**業績指標 151**

国際航空ネットワークの強化割合

**評価**

A-2	目標値：平成17年度比約17万回増(首都圏) (平成22年度以降、安全性(注1)を確保した上で段階的に) 実績値：52.3万回(首都圏)(平成21年度) 初期値：49.6万回(首都圏)(平成17年度)
-----	---

**(指標の定義)**

大都市圏拠点空港(注2)のうち首都圏空港(注3)における空港容量の増加

**(目標設定の考え方・根拠)**

羽田、成田両空港の整備により見込まれる大都市圏拠点空港(首都圏空港)の空港容量の増加(成田：約2万回、羽田：昼間約11万回、深夜早朝約4万回)を目標とした。

注1：空港運用の慣熟による安全確保

注2：大都市圏拠点空港とは羽田、成田、関西、中部空港の4空港

注3：首都圏空港とは羽田、成田空港の2空港

**(外部要因)**

景気及び自由時間や家計収支等の社会・経済動向  
 国際情勢の動向(治安情勢の変化等)

**(他の関係主体)**

航空運送事業者(事業主体)

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

新成長戦略(平成22年6月18日)

(3) アジア経済政策

**【閣決(重点)】**

社会資本整備重点計画(平成21年3月31日)「第2章及び第5章に記載あり」

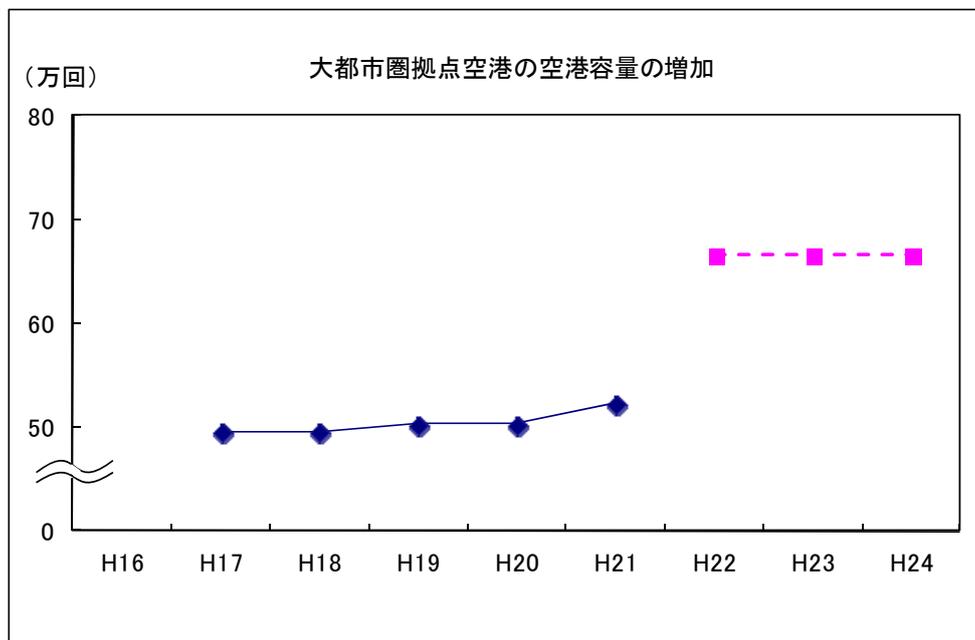
**【その他】**

国土交通省成長戦略(平成22年5月17日)3.「航空分野」に記載あり

**過去の実績値**

(年度)

H17	H18	H19	H20	H21
49.6万回	49.6万回	50.3万回	50.3万回	52.3万回



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

羽田空港の新設滑走路等を整備する再拡張事業及び成田空港の北伸による平行滑走路2,500m化の整備事業を推進し、首都圏における空港容量の増加を図る。(◎)

予算額：空港整備事業費2,567億円(平成21年度)の内数

(注※)◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

### 関連する事務事業の概要

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

成田空港の平行滑走路の北伸事業について、平成21年10月に供用し、本年3月に約2万回の容量が増加になるなど、大都市圏拠点空港(首都圏空港)の容量の増加に向けては、整備事業等を着実に進めているところであり、目標値に向けた推移となっており順調である。

#### (事務事業の実施状況)

羽田空港については、新設滑走路等を整備する再拡張事業を着実に進めており、成田空港については、平行滑走路の北伸による2,500m化の工事が順調に進んだことにより平成21年10月に供用し、本年3月に約2万回の容量が増加した。更なる容量の増加に向けては、引き続き関連施設の整備を進めている。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

羽田空港については、本年10月末の供用開始に向け、新設滑走路等を整備する再拡張事業を推進しており、供用開始時に年間6.8万回の空港容量の増加が見込まれ、その後は空港運用の慣熟により安全を確保しつつ段階的に空港容量を増加させることとしており、目標の達成が順調に見込めているので「A」と評価し、引き続き事業を進めていることから「2」と評価した。

## 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

### (平成22年度)

なし

### (平成23年度以降)

なし

## 担当課等(担当課長名等)

担当課：航空局監理部総務課企画室(室長 高杉 典弘)

関係課：大臣官房参事官(近畿圏・中部圏空港担当)(参事官 上原 淳)

航空局監理部国際航空課(課長 平垣内 久隆)

航空局監理部航空事業課(課長 篠原 康弘)

航空局空港部計画課(課長 池上 正春)

航空局空港部首都圏空港課(課長 奥田 哲也)

航空局管制保安部保安企画課(課長 寺田 吉道)

**業績指標 152**

航空機騒音に係る環境基準の屋内達成率

**評価**

A-2	目標値：95.0%（平成23年度） 実績値：94.8%（平成21年度） 初期値：94.7%（平成18年度）
-----	---

**(指標の定義)**

空港周辺地域の全対象家屋（約11万8千戸）のうち、住宅防音工事を施工した家屋数の割合  
 （住宅防音工事を施工した家屋数／空港周辺地域の全対象家屋）  
 （該当飛行場）

特定飛行場：函館空港、仙台空港、新潟空港、東京国際空港、大阪国際空港、松山空港、高知空港、福岡空港、熊本空港、大分空港、宮崎空港、鹿児島空港、那覇空港

（注）特定飛行場とは、国土交通大臣が設置する公共用飛行場であって、当該飛行場における航空機の離陸又は着陸の頻繁な実施により生じる騒音等による障害が著しいと政令で指定するもの。

（公共飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和42年法律第110号））

**(目標設定の考え方・根拠)**

航空機騒音に係る環境基準を達成していない空港について、周辺住民の生活環境改善のため、民家防音工事を促進することにより環境基準の屋内達成率の向上を図る。目標値については現状及び近年の推移を踏まえ設定。将来的に100パーセントを目指す。

**(外部要因)**

なし

**(他の関係主体)**

なし

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

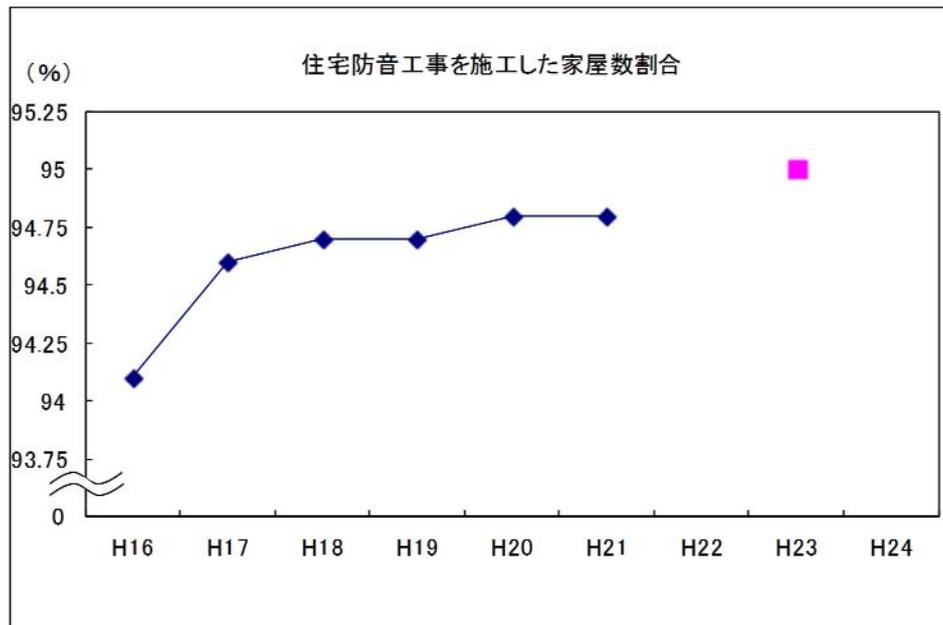
**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

なし

過去の実績値					(年度)
H17	H18	H19	H20	H21	
94.6%	94.7%	94.7%	94.8%	94.8%	



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

- 1 民家防音工事の推進  
空港周辺住民が住宅に対して行う防音工事に対し補助する。  
予算額：住宅防音工事補助18億円（平成21年度）
- 2 航空機騒音対策の実施  
航空機騒音対策として、発生源対策（航空機本体の騒音低減）、空港構造の改良（空港又は滑走路の移転等）に併せ空港周辺対策（緩衝緑地帯の整備や移転補償事業等）を実施してきている。  
予算額：移転補償事業費等75億円（平成21年度）

### 関連する事務事業の概要

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### （指標の動向）

対象となる世帯は特定されており、毎年度、住宅の修繕等を契機とした補助申請に基づき防音工事を施工しているもので、徐々にではあるが実績値は着実に伸びている。（平成21年度の申請・実施件数は61件）

#### （事務事業の実施状況）

民間防音工事、発生源対策、空港構造の改良、緩衝緑地帯の整備及び移転補償事業等総合的な空港環境対策を着実に実施している。

また、市町村及び独立行政法人空港周辺整備機構の広報誌やホームページ等を通じて補助制度の周知等を図っている。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

実績は目標達成のため着実に伸びていることから「A」と評価し、今後も、対象となる住宅に居住する住民に対し、市町村及び独立行政法人空港周辺整備機構の広報誌やホームページを通じて、補助制度の周知を図り、工事施工による環境基準の屋内達成率の向上を目指す継続的な取組みが必要であることから「2」（施策の維持）と評価した。

## 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

### （平成22年度）

空港周辺環境整備事業と教育施設等騒音防止対策事業は昨年の事業仕分けの対象となり、結果「10%～20%の事業費を削減すべき」との評決を受けたことから、住宅防音工事（教育施設等騒音防止対策事業の一事業）については、補助単価及び補助率の見直し等を実施し、事業費を削減。

### （平成23年度以降）

なし。

## 担当課等（担当課長名等）

担当課：航空局空港部環境・地域振興課（課長 加松 正利）

**業績指標 153**

地震時に緊急物資輸送など防災拠点としての機能を有する空港から一定範囲に居住する人口の割合

**評価**

A-2	目標値：約7割（平成24年度） 実績値：約4割（平成21年度） 初期値：約4割（平成18年度）
-----	---

**(指標の定義)**

地震時に緊急物資輸送など防災拠点としての機能を有する空港から一定範囲（100km圏内）に居住する人口の割合（一定範囲に居住する人口／日本の総人口）

**(目標設定の考え方・根拠)**

地震時の緊急物資輸送等を円滑に行うため、空港の耐震性向上を進めることにより、防災拠点としての機能を有する空港から100km圏内に居住する人口の割合を高める。

**(外部要因)**

なし

**(他の関係主体)**

地方管理空港の空港管理者である地方公共団体

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

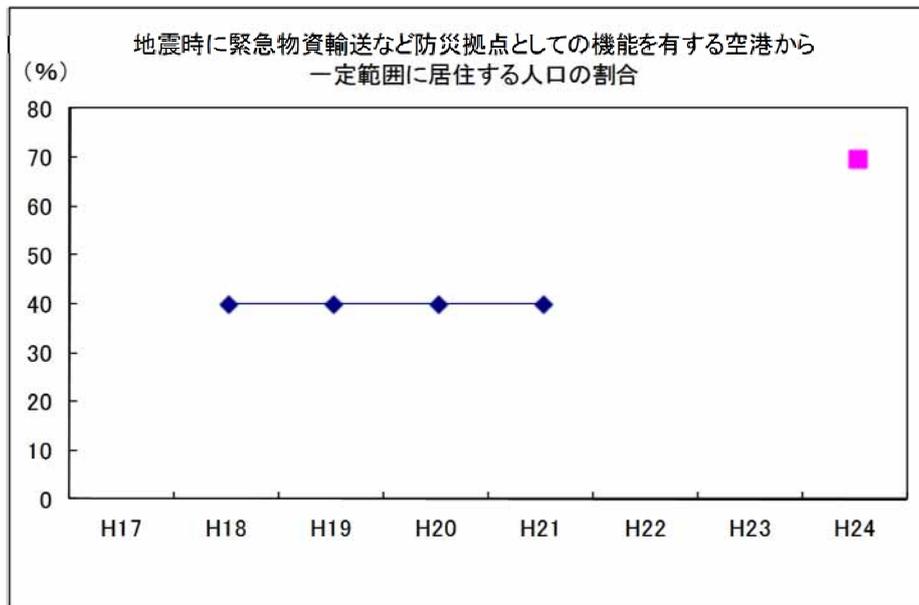
**【閣決（重点）】**

社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」

**【その他】**

なし

過去の実績値					(年度)
H17	H18	H19	H20	H21	H24
—	約4割	約4割	約4割	約4割	約4割



**事務事業の概要**

**主な事務事業の概要**

地震災害時に、空港が災害復旧支援、航空ネットワークの維持、背後圏経済活動の継続性確保など様々な役割を果たすことが出来るよう、基本施設等※の耐震性の向上を推進する。

※滑走路、誘導路など

**関連する事務事業の概要**

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

平成21年度時点で事業が完了した空港がないため、指標は横ばい状態にある。

#### (事務事業の実施状況)

空港の耐震性向上の事業は、毎年度実施内容を計画し、平成19年度に仙台空港などの基本施設の耐震調査を実施（平成19年度 22億円※）、平成20年度に仙台空港の基本施設の耐震工事に着手（平成20年度 100億円※）、平成21年度に新千歳、新潟、大阪国際空港の耐震工事に着手（平成21年度 77億円※）した。また、平成22年度には広島、高松、鹿児島空港の耐震工事に着手する予定（平成22年度 50億円※）であり、目標の達成に向け順調に進んでいる。

※空港等の耐震対策にかかる空港整備勘定の予算総額

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

空港の耐震工事の特性（年度当たりの施工面積が限られることや事業費が大きいことから、工事を完成させるためには、早くても5年程度の期間が必要）から指標は横ばい状態であるが、すでに多くの事業に着手しており、事業に着手済みの空港の耐震性向上事業が全て完了した場合には、当該空港から100km圏内に居住する人口が目標値約7割時の8,500万人以上となり、現在これらの空港の耐震性向上の事業を予定どおり進めている最中であることから、順調であるとして「A」と評価した。また、耐震性の確認を早急に進めるとともに、耐震事業を着実に実施することから「2」と評価した。

## 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

#### (平成22年度)

なし

#### (平成23年度以降)

なし

## 担当課等（担当課長名等）

担当課：航空局空港部技術企画課（課長 干山 善幸）

関係課：航空局空港部計画課（課長 池上 正春）

**業績指標 154**

管制空港における100万発着回数当たりの航空機の滑走路誤進入に係る重大インシデント発生件数

**評価**

B-2	目標値：約半減（平成20～24年度平均） 実績値：1.2件/100万発着回数（平成17～21年度平均） 初期値：1.1件/100万発着回数（平成15～19年度平均）
-----	--

**(指標の定義)**

管制空港における100万発着回数当りの航空機の滑走路誤進入に係る重大インシデント（注）発生件数。

（注）滑走路誤進入に係る重大インシデント

- ・航空法施行規則第166条の4第1号及び第2号に掲げる事態
  - 一 閉鎖中の又は他の航空機が使用中の滑走路からの離陸又はその中止
  - 二 閉鎖中の又は他の航空機が使用中の滑走路への着陸又はその試み

**(目標設定の考え方・根拠)**

地上走行航空機の監視能力の向上や視覚的支援等、管制官やパイロットに対する各種支援システム等を段階的に充実強化することにより、滑走路誤進入に係る重大インシデントの発生件数を約半減させることを目標とした。

**(外部要因)**

航空交通量の変動

**(他の関係主体)**

航空従事者、航空管制官

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

**【閣決（重点）】**

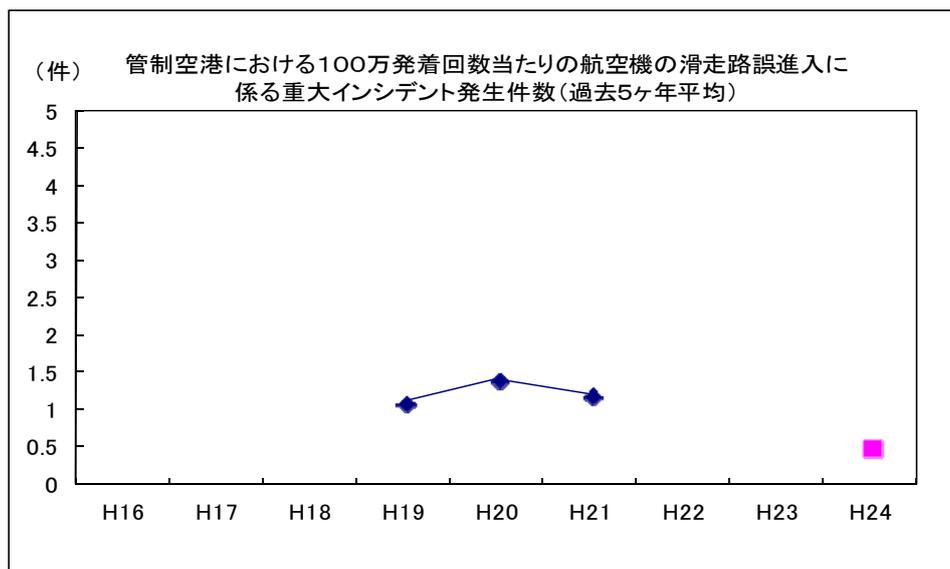
社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」

**【その他】**

なし

過去の実績値				(年度)	
H17	H18	H19	H20	H21	
— (1.61件)	— (0.51件)	1.1件※ (2.04件)	1.4件※ (1.56件)	1.2件※ (0.52件)	

※過去5ヶ年平均 ( ) 内は単年度実績値



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

・航空交通量の増大に対応し、高い安全性を確保するため、管制官やパイロットのヒューマンエラー防止等のため、以下の施策を推進する。

➢各種支援システムの充実強化（◎）

➢コミュニケーション齟齬の防止

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

### 関連する事務事業の概要

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

前年度と比較して、単年度においては減少しているものの、過去5ヶ年平均においては横這いとなっている。

（事務事業の実施状況）

- ・ヒューマンエラーを予防するため、滑走路占有状態等を管制官やパイロットへ視覚的に表示・伝達するシステムの整備を推進している。
- ・管制官とパイロット間におけるコミュニケーション齟齬を防止するため、航空管制官のヒューマンエラー発生メカニズム及びエラー軽減のための研修プログラムの構築に着手した。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

・前年度と比較して、過去5ヶ年平均においては横這いとなっているものの、単年度においては減少していることから、今後も引き続き各種支援システムの整備を進めることとし、B-2と評価した。

・また、滑走路誤進入関連情報の収集・共有及びこれに基づく背景・要因分析を行うとともに更なる対策への必要性について検討を行い、より一層安全な航空交通を目指す。

## 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成22年度）

なし

（平成23年度以降）

なし

## 担当課等（担当課長名等）

担当課：航空局管制保安部保安企画課（官房参事官（航空担当）後藤 容順）

関係課：航空局技術部運航課（課長 島村 淳）

# ○活力

## 政策目標 7

### 都市再生・地域再生等の推進

#### 施策目標 2.6

##### 都市再生・地域再生を推進する

都市・地域の魅力ある将来像を実現するため、都市の競争力・成長力を高めるとともに、地域の活性化を図るなど、都市再生・地域再生を推進する

#### 業績指標

1 5 5	地域の発意により地域活性化のために策定された計画の件数（地域再生計画、都市再生整備計画、中心市街地活性化基本計画及び地域活力基盤創造計画）
1 5 6	全国の地方圏から大都市圏への転出者数に対する大都市圏から地方圏への転入者数の比率
1 5 7	都市再生誘発量
1 5 8	文化・学術・研究拠点の整備の推進（①筑波研究学園都市における国際会議開催数、②関西文化学術研究都市における立地施設数、③関西文化学術研究都市における外国人研究者数）
1 5 9	大深度地下使用の累計認可件数
1 6 0	半島地域の交流人口
1 6 1	高齢者が無理することなく除雪できる体制の整備市町村の割合
1 6 2	都市再生整備計画の目標達成率
1 6 3	民間都市開発の誘発係数
1 6 4	まちづくりのための都市計画決定件数（市町村）
1 6 5	駐車場法に基づく自動二輪車駐車場供用台数
1 6 6	都市機能更新率（建築物更新関係）
1 6 7	中心市街地人口比率の減少率

## 【評価結果の概要】

### （必要性）

人口減少・少子高齢化の進展、経済情勢の悪化や行政の広域化など、様々な社会情勢が変化する中で、都市・地域の魅力ある将来像を実現するため、都市の競争力・成長力を高めるとともに、地域の活性化を図るなど、都市再生・地域再生を推進する必要がある。このため、引き続き都市再生・地域再生に向けた取り組みを推進するとともに、必要に応じて施策のあり方、改善の方向性等について検討していくこととする。

### （有効性）

都市再生・地域再生に関わる各種計画の策定促進等、各施策を推進していくことで、その結果が設定した目標値へ順調に推移しており、都市再生・地域再生等の推進に対する有効性を確認出来る。

民間都市開発事業の促進等、昨年度から続く経済情勢の悪化等外的要因により、目標に向けて伸び悩んでいる指標もあるが、景気の持ち直しに伴い、当該施策目標に関わる各種計画の策定件数等は次第に増えていくことが予想され、支援事業等により都市再生・地域再生の実現に向けて都市・地域の動きが活発化するなどの効果が期待出来る。

また、社会資本整備総合交付金の創設により、今後は、より広範囲な支援が可能となり、実績値の上昇も見込まれる。

### （効率性）

地方公共団体による都市再生・地域再生に係る計画策定・事業実施への支援や、民間事業者による都市開発の促進など、それぞれの都市・地域が主体となった取り組みを推進するとともに、民間の資金・ノウハウを活用するなど、当該施策目標の実現に向け、積極的に外部の活力を誘導することにより効率的に施策を展開している。

### （総合的評価）

国際的な都市間競争の激化等に対応した活力ある都市の再生に向けた施策を実施するとともに、地域が抱える様々な課題を踏まえ、魅力ある地域の再生に向けた施策を実施した。目標の達成に向けて概ね順調な進捗が見られるが、経済情勢の悪化等が都市・地域活性化に悪影響を与えている。また、地域振興施策については引き続き施策の改善を行う必要がある。

### （反映の方向性）

- ・官民共同事業や複数市町村による連携事業への支援の強化
- ・民間都市開発の更なる促進に向けての要件緩和等の施策の実施
- ・「共助による安全・効率的な雪処理方策マニュアル」の普及・啓発等による克雪体制整備のさらなる促進
- ・地方公共団体にとって自由度が高く創意工夫が活かせる交付金の創設

**業績指標 155**

地域の発意により地域活性化のために策定された計画の件数（地域再生計画、都市再生整備計画、中心市街地活性化基本計画及び地域活力基盤創造計画）

**評価**

A-3	目標値：3,556件（平成23年度） 実績値：3,495件（平成21年度） 初期値：1,718件（平成18年度）
-----	--

**（指標の定義）**

業績指標は、地域の発意により地域活性化のために策定された計画の合計数とし、対象となる計画は、地域再生計画、都市再生整備計画、中心市街地活性化基本計画、地域活力基盤創造計画とする。

いずれの計画も地方自治体による発意にもとづくものであり、計画の策定を通じて、具体的な社会資本整備の内容の明確な目標、達成年次が示されるものである。

**（目標設定の考え方・根拠）**

目標設定は、平成18年度を目標値設定年度、平成23年度を目標年度と設定し、今後も着実に計画の策定が推進されるものとして、これまでの実績状況から目標値を設定した。

当初、平成23年度までに計画数2,600件策定を目標としていたが、平成20年度末で目標を達成することができた。そのため、平成18年度から平成20年度までの計画策定数の実績状況から、新たに平成23年度の目標を3,556件とした。

**（外部要因）**

該当なし

**（他の関係主体）**

総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省、内閣府

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

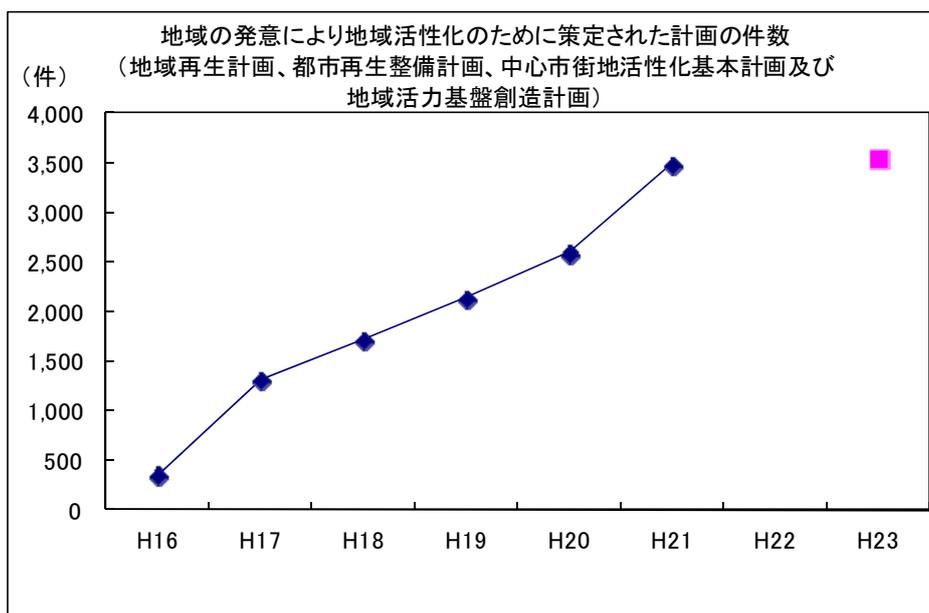
**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

なし

過去の実績値					（年度）	
H16	H17	H18	H19	H20	H21	
355件	1,322件	1,718件	2,142件	2,603件	3,495件	



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

- 生活圏（定住自立圏）形成の推進  
行政区域を越えた市町村の機能分担・連携による、地域の自立的で持続可能な地域経営が可能となるよう支援を行う。  
予算額：13百万円（平成21年度）
- 地域活力基盤創造交付金  
地域の活力の基盤を創造することを目的に地方公共団体が行う道路を中心とした社会資本整備その他の取組を支援する。  
予算額：9,400億円（平成21年度）
- 都市環境改善支援事業及び都市環境維持・改善事業資金融資  
良好な都市機能及び都市環境の保全・創出を推進するため、地方公共団体を通じて、まちづくり活動を行う各種団体に対して補助金の交付及び融資を行い、地域住民や地元企業等が主体となったまちづくり活動を支援する。  
予算額：21.5億円（平成21年度）

### 関連する事務事業の概要

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）  
・順調である。  
・平成23年度の目標値に対してのトレンドを上回っている。

（事務事業の実施状況）  
生活圏（定住自立圏）形成の推進については、「生活圏の形成に取り組むにあたっての留意ポイント」を作成し、インターネット等を通じ広く周知することで地域の発意による地域づくりの取組支援を行った。  
地域活力基盤創造交付金については、地域の活力の基盤を創造するため、地方公共団体が作成した地域活力基盤創造計画に基づき本交付金を配分した。  
都市環境改善支援事業については、地域住民や地元企業者が主体となったまちづくり活動に対して支援を行った。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標は、目標値に対してのトレンドを上回るペースで順調に推移しており、「A」と評価した。  
実施事務事業については、平成22年度に地域活力基盤創造交付金を廃止し、社会資本整備総合交付金が創設されたことなどを踏まえ指標を廃止するものとし、「3」と評価した。

### 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成22年度）

生活圏（定住自立圏）形成の推進事業については平成22年度は予算措置なし  
地域活力基盤創造交付金の廃止（新たに社会資本整備総合交付金を創設）

（平成23年度以降）

なし

### 担当課等（担当課長名等）

担当課：総合政策局事業総括調整官室（事業総括調整官 平井 秀輝）

関係課：総合政策局政策課（課長 奈良平 博史）

都市・地域整備局まちづくり推進課（課長 栗田 卓也）

**業績指標 156**

全国の地方圏から大都市圏への転出者数に対する大都市圏から地方圏への転入者数の比率

**評価**

C-2	目標値： 78% (平成23年度) 実績値：81.9% (平成21年度) 初期値： 78% (平成18年度)
-----	--

**(指標の定義)**

全国の大都市圏から地方圏への転入者数を地方圏から大都市圏への転出者数で除した数値  
 (大都市圏から地方圏への転入者数) / (地方圏から大都市圏への転出者数)

※大都市圏…三大都市圏(東京圏、名古屋圏、関西圏)、地方圏…三大都市圏以外の地域  
 (東京圏：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県 名古屋圏：岐阜県、愛知県、三重県  
 関西圏：大阪府、京都府、兵庫県、奈良県)

**(目標設定の考え方・根拠)**

平成14年度～平成18年度の実績は7.6%減少しており、現状から勘案すると平成23年度の実績は70%台前半まで落ち込むと予測できるが、UJIターンや二地域居住の地方定住を支援する施策として、地域活性化及び地域振興を図り、積極的な環境構築を行っていく中で地方圏への転入者の比率を維持させていく。そのため、平成23年度では平成18年度の実績値とほぼ同じ78%を維持させることを目標とする。

**(外部要因)**

- ・ 景気の動向(都市部と地方部との景気格差拡大)
- ・ 総人口の減少(都市部への人口集中化)

**(他の関係主体)**

地方公共団体

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

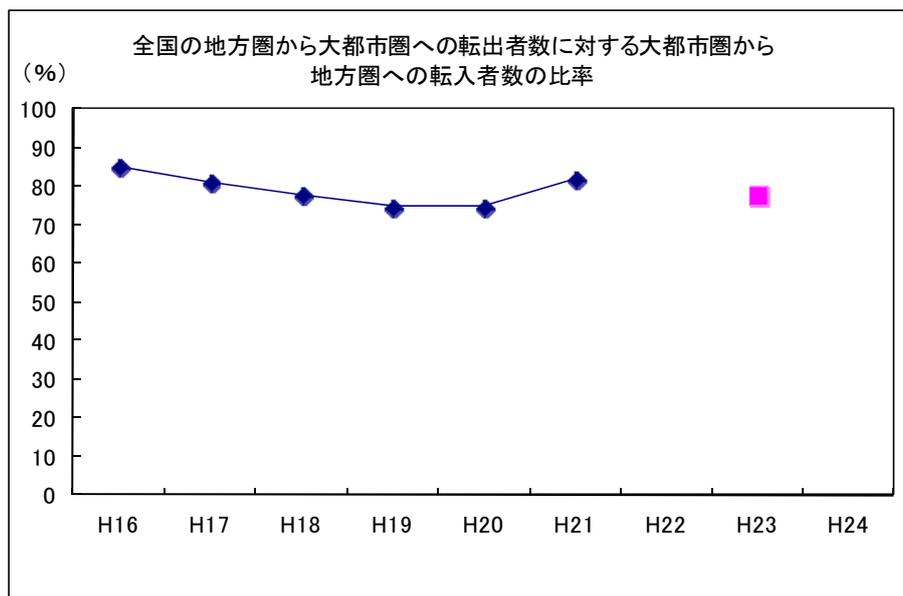
**【閣決(重点)】**

なし

**【その他】**

なし

過去の実績値					(年度)
H17	H18	H19	H20	H21	
81.1%	77.9%	74.8%	74.7%	81.9%	



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

#### ①地域活性化の支援

個性的で魅力的な地域づくりと地域活性化の推進方策を検討するため、地域づくりの情報発信等の支援措置、専門家による適切な助言、法制度に基づく地域の整備及び連携の推進、人・組織の育成・活用のための事業を実施する。

予算額 130 百万円（平成 21 年度）

#### ②地方における交流・定住の支援

大都市と地方、都市と農山漁村の交流・連携を推進及び集落活性化推進のための補助を行う。

予算額 481 百万円（平成 21 年度）

### 関連する事務事業の概要

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### （指標の動向）

平成 21 年度の実績値は、前年度比で 7.2% 増加して 81.9% となっている。

#### （事務事業の実施状況）

##### ① 地域活性化の支援

- ・ 地域づくりの現状を把握し、地域活力再生のための「きっかけ」となる課題を調査。当該課題を踏まえ、自主的・自立的に取り組んでいる地域を選び、当該地域において人材育成・人材誘致等の社会実験、専門家派遣等を行い効果的な地域活力再生方策を検討した。また、それらの地域の地域活性化が図れるための交流会議、ワークショップ等の開催をした。
- ・ 市町村が行う地方体験交流支援事業の実施の情報について、国土交通省HPへ掲載するとともに、大学等に対して情報提供した。
- ・ 地方の自立的成長の促進及び都市機能の維持に資するため、地方都市圏域内における一体的な整備及び連携の推進を検討した。

##### ② 地方における交流・定住の支援

- ・ NPOや企業における都市と農山漁村との交流についての実態を把握するとともに、支援を求めている地域、支援ができるとする地域のそれぞれのニーズを把握し、それらニーズにマッチした交流を促進するための課題抽出と施策のあり方等について、取りまとめを行った。
- ・ 人口減少や高齢化が先行・加速する条件不利地域（過疎、山村、半島、離島、豪雪地域）において、定住人口の流出抑制及び交流人口の増加を目的として、市町村の創意工夫により、その所有する廃校舎等の既存公共施設（ストック）を活用した、公益サービスの集約化施設、地域産業施設又は地域間交流施設等への改修整備を支援した。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

平成 21 年度の実績値は、前年度比で 7.2% 増となっている。

・ 実績値の増加要因は、三大都市圏以外（地方圏）から三大都市圏へ移動する人口が減少し、三大都市圏から地方圏へ移動する人口が増加していることにある。これは、我が国を取り巻く経済社会情勢の変化が人口移動の状況に影響を与えたものと考えられる。

・ しかし、今後の人口移動がどのように変化するかについては、直ちに判断することができない。

・ 今後とも、地方の活性化、大都市圏への人口流出抑制を図るため、平成 22 年度も引き続き取組を行うこととし、C-2 と評価した。

## 平成 22 年度以降における新規の取組みと見直し事項

### （平成 22 年度）

地域再生を担う人づくり支援調査業務

地域の活性化は、住民や団体が主体となって、自らイニシアティブを発揮し、プランを描き、取り組むことが基本であるとの認識のもと、地域自らが考え、実行できる体制の強化を図り、地域づくりの核となる担い手の育成を積極的に推進する。

予算額 11 百万円（平成 22 年度）

### （平成 23 年度以降）

なし

## 担当課等（担当課長名等）

担当課：都市・地域整備局地方振興課（課長 坂本 努）

関係課：都市・地域整備局都市・地域政策課（課長 橋本 晃）

**業績指標 157**  
都市再生誘発量

**評価**

A-2	目標値：9,200 ha (平成23年度) 実績値：6,964 ha (平成21年度) 初期値：3,878 ha (平成18年度)
-----	---

**(指標の定義)**  
我が国の都市構造を、豊かな都市再生や経済活動を実現できるレベルへと再構築し、健全で活力ある市街地の整備などを通じて都市再生が誘発された量

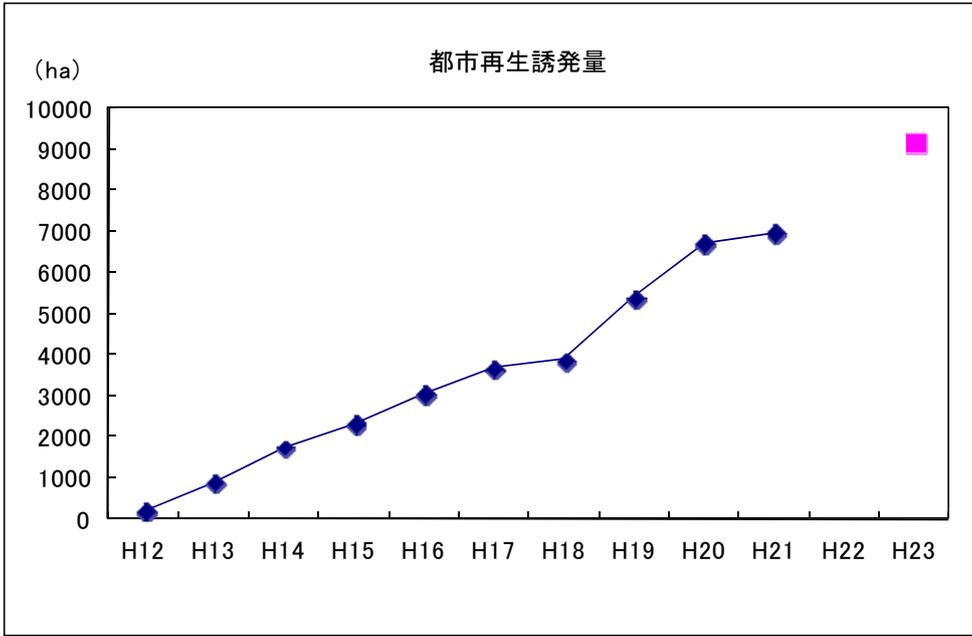
**(目標設定の考え方・根拠)**  
民間投資を誘発する市街地整備などのこれまでの実績や今後の事業計画等をもとに算出

**(外部要因)**  
該当なし

**(他の関係主体)**  
地方公共団体等 (事業主体)

**(重要政策)**  
**【施政方針】**  
なし  
**【閣議決定】**  
なし  
**【閣決(重点)】**  
なし  
**【その他】**  
なし

過去の実績値									(年度)
H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
190 ha	890 ha	1,743 ha	2,316 ha	3,045 ha	3,682 ha	3,878 ha	5,401 ha	6,716 ha	6,964 ha



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

- 都市再生総合整備事業の推進  
大都市圏等の臨海部や既成市街地を中心に発生している大規模工場跡地等低未利用地において、都市再生を促すトリガー（引き金）となる地区への都市基盤施設等の集中的な整備を実施するとともに、都市拠点の形成に資する民間都市開発事業等を促進することにより、円滑な土地利用転換を公民協働で推進する。  
予算額：49億円（平成21年度）
- 都市再生区画整理事業の推進  
防災上危険な密集市街地及び空洞化が進展する中心市街地等の都市基盤が不十分で整備の必要な既成市街地等において、都市基盤の整備と併せて街区の再編を行い、もって土地の有効利用を促進するとともに、安全・安心で快適に暮らすことができ、活力ある経済活動の基盤となる市街地への再生・再構築を図る。  
予算額：37億円（平成21年度）
- 都市再生機構によるコーディネート業務等（土地集約・整形化有効利用等推進計画作成事業）  
都市再生分野における民間の新たな事業機会を創出し、民間の潜在力を最大限に引き出すため、都市再生に民間を誘導するための条件整備として、独立行政法人都市再生機構がコーディネート業務等を実施する  
予算額：12億円（平成21年度）
- 税制上の特例措置
  - ①特定住宅地造成事業等に係る土地等の譲渡所得に係る1,500万円特別控除制度（所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税）
    - ・特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の特例措置
  - ②優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例措置（所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税）
    - ・優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の軽減税率
    - ・仮換地指定後3年以内に、一定の住宅建設を行う個人又は法人に対して土地等を譲渡した場合の軽減税率

### 関連する事務事業の概要

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### （指標の動向）

平成21年度の実績値は6,964ha（単年度の増加量：約250ha）で、平成23年度目標値に対してのトレンド（平成21年度：約7,071ha）を僅かに下回っているものの、平成23年度に向けて事業を着実に進めており、概ね順調に推移している。

#### （事務事業の実施状況）

都市再生総合整備事業や都市再生区画整理事業により、都市再生の喫緊の課題である大規模工場跡地の基盤整備や中心市街地等の基盤整備による街区再編等を通じて、民間事業者等の都市再生への投資を誘導している。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・業績指標は、目標値に対してのトレンドと同程度のペースで推移しており、現在の施策を引き続き進めていくことが重要であることから、A-2と評価した。
- ・今後も民間事業者等の都市再生への誘導のため、基盤整備等を着実に進める必要がある。

## 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

### （平成22年度）

- ・都市再生総合整備事業や都市再生区画整理事業を含む国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に原則一括し、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫が活かせる総合的な交付金として社会資本整備総合交付金が創設された。
- ・平成21年11月の行政刷新会議「事業仕分け」において、独立行政法人都市再生機構の「都市・地域再生の推進」のための出資金について「予算計上見送り（実施については自治体/民間との協議に委ねる）」と評決されたことを受け、予算計上を見送った。

### （平成23年度以降）

- ・平成22年4月の行政刷新会議「事業仕分け」において、独立行政法人都市再生機構が実施する都市再生事業については、「当該法人が実施し、事業規模は縮減（リスク管理や事業実施の基準の明確化を速やかに自ら行うこと）」と評価を受けているところ。

## 担当課等（担当課長名等）

担当課：都市・地域整備局まちづくり推進課（課長 栗田 卓也）  
都市・地域整備局まちづくり推進課都市総合事業推進室（室長 神田 昌幸）  
都市・地域整備局市街地整備課（課長 望月 明彦）  
都市・地域整備局都市・地域政策課（課長 橋本 晃）  
住宅局市街地建築課（課長 井上 勝徳）

**業績指標 158**

文化・学術・研究拠点の整備の推進（①筑波研究学園都市における国際会議開催数、②関西文化学術研究都市における立地施設数、③関西文化学術研究都市における外国人研究者数）

評価	
① A-2	① 目標値： 80件（平成22年度） 実績値： 80件（平成20年度） 初期値： 60件（平成17年度）
② B-2	② 目標値： 156施設（平成23年度） 実績値： 114施設（平成21年度） 初期値： 96施設（平成18年度）
③ B-2	③ 目標値： 270人（平成22年度） 実績値： 221人（平成21年度） 初期値： 214人（平成17年度）

**(指標の定義)**

## ①筑波研究学園都市における国際会議開催数

つくば地区内の国際会議開催数。

## ②関西文化学術研究都市における立地施設数

関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における立地施設数。対象とする立地施設は、本都市は文化、学術及び研究の中心となる都市の建設を目的としていることから、文化学術研究の向上に資するものとする。

- ・研究施設（研究施設、技術開発施設）
- ・大学（大学・短大）
- ・文化施設（都市の文化の発展に寄与する施設）
- ・交流施設（文化・学術・研究の発展等に係る交流または共同研究を推進するための施設）
- ・宿泊研修施設（研修、保養、スポーツ・レクリエーション機能を有する施設）
- ・その他（基本方針または建設計画に掲げる施設等）

本指標は、都市建設の進捗状況を評価しうるものであり、その数の増加は、我が国及び世界の文化等の発展に資するものである。

## ③関西文化学術研究都市における外国人研究者数

関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における外国人研究者数。本指標は、世界各国の優秀な研究者の集まる魅力的な都市への成長度合いを評価するものであり、新産業創出等、我が国及び世界の発展に寄与するものである。

**(目標設定の考え方・根拠)**

## ①筑波研究学園都市における国際会議開催数

筑波研究学園都市は科学技術中枢拠点都市（サイエンス型国際コンベンション都市）を目標の一つとしており、国際会議は、主に研究施設の集積、先進的な研究機能を有する場所で開催されるものであるため、その開催数を100と設定していたが、平成19年度以降、新たな集計値に変更（基準の主な変更点：参加総数20人以上→50名以上、参加国2カ国以上→3カ国以上）となったため、過去の開催実績を勘案し従前の100件から80件に目標を再設定したものである。

## ②関西文化学術研究都市における立地施設数

景気の低迷から進出が伸び悩んでいたが、近年、立地機関数が増加に転じており、この動きを確実にするためにも、現在の立地施設増加数を確保する。その目標値は、増加に転じたH16～H18の年平均立地施設数8の1.5倍である12を基準に考える。

## ③関西文化学術研究都市における外国人研究者数

関西学研都市の研究者数の推移はH15：4, 886人、H16：5, 105人、H17：5, 399人であり、年平均増加率は5.2%。目標値は外国人研究者数増加率5%とし、H17の5年後であるH22に270人を目標とする。

**(外部要因)**

- ①景気の動向
- ②③立地企業の経営方針、景気の動向

**(他の関係主体)**

- ①研究学園地区内の研究・教育施設31機関（国立大学法人筑波大学、国土交通省国土技術政策総合研究所、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構等）
- ②③該当なし

**(重要政策)****【施政方針】**

- ①②③なし

**【閣議決定】**

- ①②③なし

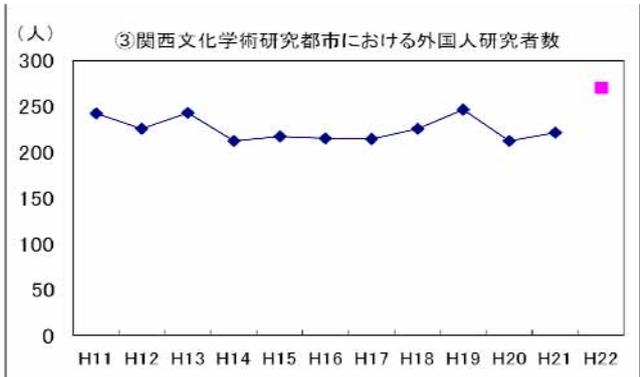
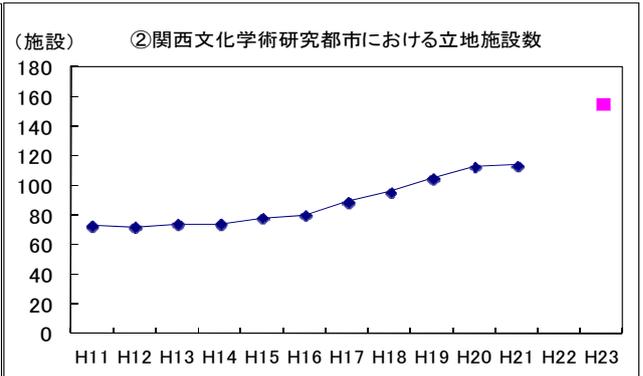
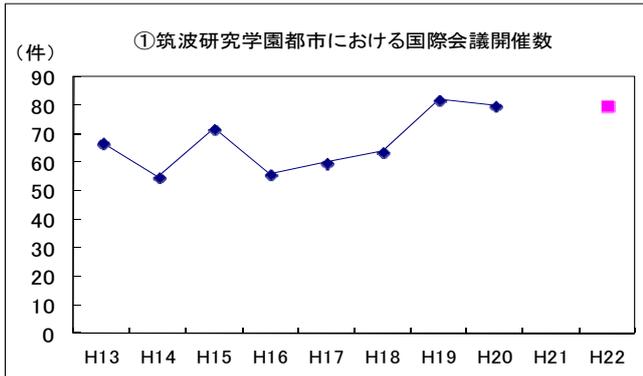
**【閣決（重点）】**

- ①②③なし

【その他】

①②③なし

過去の実績値 (①筑波研究学園都市における国際会議開催数)								(年度)	
H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21		
55件	72件	56件	60件	64件	82件	80件	—		
過去の実績値 (②関西文化学術研究都市における立地施設数)								(年度)	
H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
72施設	74施設	74施設	78施設	80施設	89施設	96施設	105施設	113施設	114施設
過去の実績値 (③関西文化学術研究都市における外国人研究者数)								(年度)	
H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
225人	243人	212人	217人	215人	214人	225人	246人	212人	221



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ①筑波研究学園都市における国際会議開催数
  - ・筑波研究学園都市が国家的戦略である「科学技術創造立国」を実現し、今後の我が国の国際競争力を維持する上で必要な最先端の科学技術の研究開発拠点として機能するためにも、研究学園地区建設計画で示されている「サイエンス型国際コンベンション都市」等の実現に資する情報収集等を実施。
- ②関西文化学術研究都市における立地施設数、③関西文化学術研究都市における外国人研究者数
  - ・関西文化学術研究都市建設促進法に基づく文化学術研究施設・文化学術研究交流施設への税制上の特例措置及び立地促進等に資する調査等の実施。
  - 予算額：0.2億円(平成21年度)
  - 税制：関西文化学術研究都市建設促進法に基づく関西文化学術研究都市の建設促進を図るための文化学術研究施設等の整備に係る課税の特例措置
    1. 文化学術研究施設
      - 法人税：特別償却 機械・装置：16%、建物・附属設備：8%
      - 事業所税：資産割 課税標準5年間1/3控除
    2. 文化学術研究交流施設
      - 不動産取得税：課税標準1/2控除(家屋)、税額1/2減額(敷地)
      - 固定資産税：課税標準5年間1/2(家屋)
  - 事業税：(指定事業者の)資本割の課税標準の1/2控除

関連する事務事業の概要

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

- ①筑波研究学園都市における国際会議開催数  
平成21年度については現在統計がないが、平成20年度の実績値は80件であり目標値に達している。
- ②関西文化学術研究都市における立地施設数  
平成21年度の実績値は114施設で、目標に向けてわずかであるが増加傾向を示している。
- ③関西文化学術研究都市における外国人研究者数  
平成21年度の実績値は221人であり、平成20年度と比較して増加している。

#### (事務事業の実施状況)

- ①筑波研究学園都市における国際会議開催数  
筑波研究学園都市については、「研究学園地区建設計画」で示されている「サイエンス型国際コンベンション都市」等の実現に資する情報収集等を実施している。
- ②関西文化学術研究都市における立地施設数、③関西文化学術研究都市における外国人研究者数  
関西文化学術研究都市建設促進法に基づく文化学術研究施設・文化学術研究交流施設への税制上の特例措置や立地促進等に資する調査等を実施している。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

- ①筑波研究学園都市における国際会議開催数  
平成19年度以降新たな基準による集計値となり新たな目標値を設定したが、実績値が目標に到達したため、A-2と評価した。筑波研究学園都市を「サイエンス型国際コンベンション都市」としての機能を備えた都市としていくため、引き続き情報収集等に努める。
- ②関西文化学術研究都市における立地施設数  
平成21年度の実績値は、平成20年度と比較して増加しているものの、わずかであり、この傾向が継続すれば目標の達成は困難になる。しかしながら、関西文化学術研究都市建設促進法に基づく文化学術研究施設・文化学術研究交流施設への税制上の特例措置や立地促進に資する調査等を実施してきた結果、着実に立地施設数は増加しており、これまでの施策が有効に機能してきたと考えられる。よって、現在の施策を維持することが適切と考えられるため、B-2と評価した。
- ③関西文化学術研究都市における外国人研究者数  
平成21年度の実績値は、平成20年度と比較して増加しているものの、わずかであり、この傾向が継続すれば、目標の達成が困難になる。しかしながら、国、地方公共団体、経済団体等で構成されるサード・ステージ推進会議において、国際交流の促進のための検討が進められており、地区内の立地施設においては、インターナショナルスクールの開校が予定されるなど、これまでの施策が有効に機能していると考えられる。よって、今後も引き続き取り組んでいくものとし、B-2と評価した。

### 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

#### (平成22年度)

なし

#### (平成23年度以降)

なし

### 担当課等(担当課長名等)

担当課：都市・地域整備局 都市・地域政策課 広域都市圏整備室(室長 辻 保人)

**業績指標 159**

大深度地下使用の累計認可件数

**評価**

A-2	目標値：3件（平成23年度） 実績値：1件（平成21年度） 初期値：0件（平成18年度）
-----	--

**(指標の定義)**

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（以下、大深度地下使用法）に基づき、大深度地下（土地所有者等による通常の利用が行われない地下）の使用が認可された件数。大深度地下の公共的使用に関する基本方針に示された社会資本の効率的・効果的な整備や都市空間の再生につながるもの。

**(目標設定の考え方・根拠)**

大深度地下使用法では、大深度地下における公共の利益となる事業の円滑な遂行、大都市地域に残された貴重な公共的空間である大深度地下の適正かつ合理的な利用を図ることとしており、平成23年度目標においては、当面制度の適用が見込まれる件数を設定。

具体的には、使用認可の事前手続きである事業間調整の手続きが既になされた事業が2件〔神戸市大容量送水管整備事業（平成17年度）、高速自動車国道建設事業（東京外かく環状道路（東名高速～関越道）（平成18年度）〕あり、これらの事業の使用認可申請が見込まれる。この他、目標年度までに1件程度の事業を想定し、目標値を3件としたところである。

このような目標値としたのは、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法の対象事業は大深度地下※で行われるものに限られ、また、対象地域も三大都市圏に限定されていることから、件数の大幅な増大は見込まれないためである。

※大深度地下：以下の深さのうちいずれか深い方以上の深さの地下をいう。

- ①地下室の建設のための利用が通常行われない深さ（地下40m以深）
- ②建築物の基礎の設置のための利用が通常行われない深さ（支持地盤上面の深さに10mを加えた深さ）

**(外部要因)**

- ・地価の変動
- ・民間による技術開発の状況
- ・地元調整の状況

**(他の関係主体)**

- ・事業主体

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

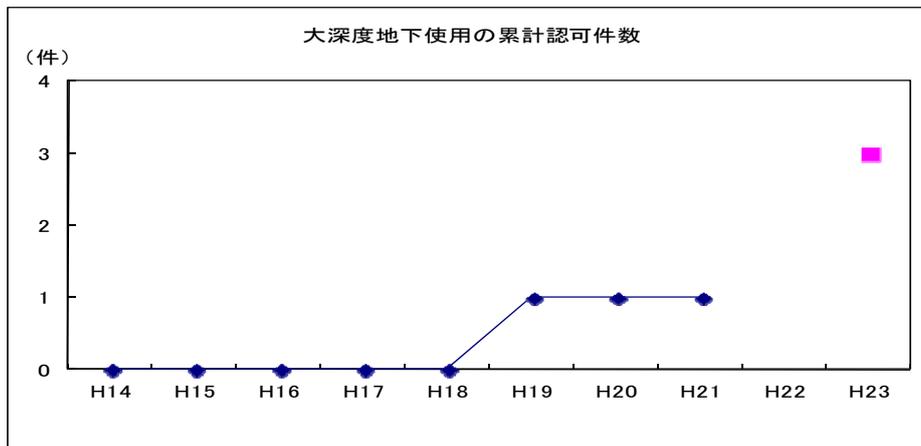
**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

なし

過去の実績値						(年度)
H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
0件	0件	0件	0件	1件	1件	1件



**事務事業の概要**  
**主な事務事業の概要**

・大深度地下使用に係る制度の充実にに向けた技術的課題等に関する調査を実施するとともに、制度の周知を図ることにより大深度地下の活用を促進する。  
 予算額：0.3億円（平成21年度）

**関連する事務事業の概要**  
 該当なし

**測定・評価結果**  
**目標の達成状況に関する分析**

**（指標の動向）**

平成19年度に、神戸市大容量送水管整備事業について認可された。  
 平成20、21年度は、大深度地下使用法に基づく新たな使用認可等の実績はなかった。

**（事務事業の実施状況）**

大深度地下使用法の活用により、公共の利益となる事業の円滑な遂行を進めるとともに、大深度地下の適正かつ合理的な利用を推進するため、制度及び技術的課題等の調査検討や事業における安全及び環境の保全に関する調査検討を実施し、大深度地下利用の情報整備を推進した。また、大深度地下使用協議会等において国の行政機関及び関係都府県に対する制度周知を実施している。

**課題の特定と今後の取組みの方向性**

・事前の事業間調整を終えている東京外かく環状道路（東名高速～関越道）について、平成21年4月に開催された国幹会議において、着工が可能となる「整備計画」を策定する区間とされ、大深度地下使用の認可申請がなされる状況が生じているとともに、大深度地下の使用を検討している事業が、新規に1件検討段階に入っていることから、業績指標は目標の達成に向け推移していると判断し、A-2と評価した。  
 ・今後の取組としては、大深度地下使用法を活用した事業実施の本格化が進む中で、認可審査の適切な実施及び効率化・迅速化の観点から調査・検討を実施する。

**平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項**

**（平成22年度）**

なし

**（平成23年度以降）**

なし

**担当課等（担当課長名等）**

担当課：都市・地域整備局都市・地域政策課広域都市圏整備室（室長 辻 保人）

**業績指標 160**  
半島地域の交流人口

評 価	
C-2	目標値：平成17年度対比 102% (平成22年度) 実績値：平成17年度対比98.9% (平成20年度) 初期値： 100% (平成17年度)

**(指標の定義)**

全国の半島地域の道府県が集計した半島地域の入込観光客の合計値の平成17年度初期値に対する割合。なお、千葉県(南房総地域)は平成16年度に、熊本県(宇土天草地域)及び大分県(国東地域)は平成19年度に、三重県(紀伊地域)は平成20年度にそれぞれ統計の集計方法に変更があったため除く。(各年度交流人口/平成17年度交流人口)

**(目標設定の考え方・根拠)**

半島振興法に基づく半島循環道路等の交通施設整備、観光業振興のための税制措置、地域づくりNPO等育成のための支援等の施策を実施することにより地域間交流は発展することが見込まれている。

以上により、今後5年間での半島地域における交流人口について、半島地域は北から南まで多様な気象条件下にあり、平成16年度は気象災害等により観光入込客数が大きく減少したこと、平成17年度は紀伊地域で紀伊山地の霊場と参詣道の世界遺産指定があり観光客数が大きく伸びたことなどの特殊要因があることから、平成14年度から平成15年度の伸び率0.4%を平年の伸び率ととらえ、0.4%×5年=2%増を平成22年度の目標とする。

**(外部要因)**

気象変動、景気変動、観光ニーズの変化

**(他の関係主体)**

半島振興対策実施地域指定を受けた22道府県(千葉県、熊本県、大分県、三重県は除く。)

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

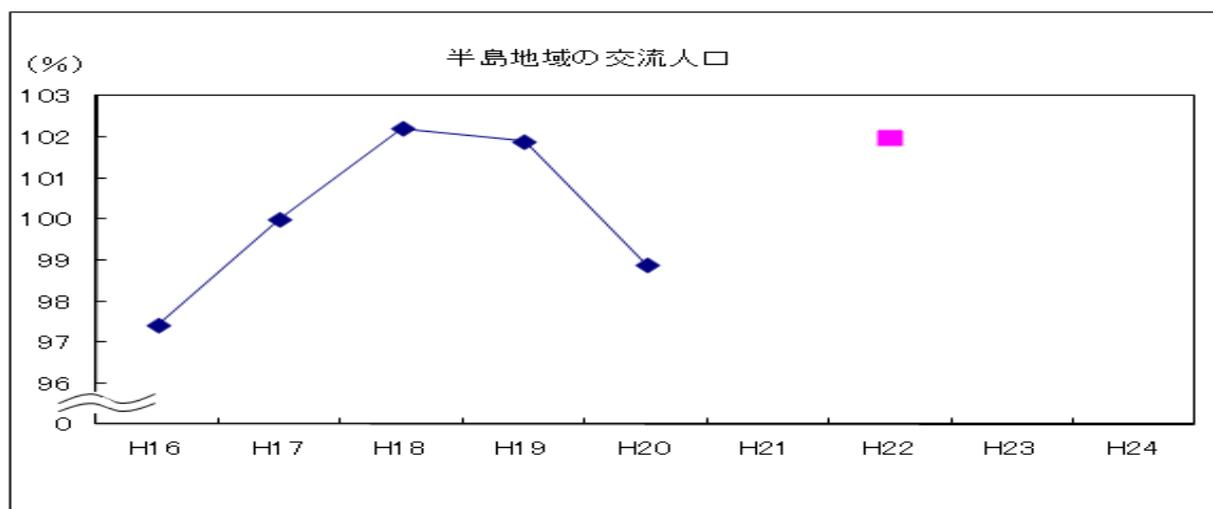
**【閣決(重点)】**

なし

**【その他】**

なし

過去の実績値	(年度)				
	H17	H18	H19	H20	H21
	100%	102.2%	101.9%	98.9%	集計中



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

- 半島らしい暮らし・産業創出事業の推進  
半島地域の自立的発展を目指し、海・山・里の多様な資源を活かした暮らし・産業の創出に向けた地域の各主体による自主的な取組を促進するために有効な支援方策を検討するとともに、多くの共通点を持つ半島地域間での情報交換や共同の取組を促進し、半島地域間のネットワークの形成を図る。  
予算額：61,623千円（平成21年度）
- 税制上の特例
- ① 半島振興対策実施地域における工業用機械等の特別償却（所得税・法人税）  
半島振興対策実施地域内において、個人又は法人が、製造の事業及び旅館業の用に供する設備（取得価額2,000万円超）を、新設又は増設した場合に、その機械・装置につき10/100、建物・附属設備につき6/100の特別償却を認める。（旅館業については、建物・附属施設のみ。また、旅館業については過疎地域に準ずる要件を充足する地域に限る。）  
減収見込額 7.6億円（平成20年度）
- ② 事業用資産の買換特例（所得税・法人税）  
半島振興対策実施地域以外にある特定の事業用資産を譲渡（土地譲渡益重課の対象となる土地等の譲渡を除く。）した場合において、当該事業年度（個人の場合は、当該譲渡の日の属する年の12月31日まで）に半島振興対策実施地域内にある事業用資産を取得し、かつ、その取得後1年以内に事業の用に供し、または供する見込であるときは、当該譲渡による譲渡所得の一部（80%）について課税の繰延べが認められる。  
減収見込額 0億円（平成20年度適用なし）
- これらの税制上の特例により、課税の繰延べ効果が発生し、新規事業立ち上げ時の負担を軽減することができることから、半島地域内における企業等の立地等の設備投資を促進し、半島振興対策実施地域における産業の振興、地域間交流等に資するものである。

### 関連する事務事業の概要

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### （指標の動向）

平成21年度の実績値については現在集計中（平成23年3月目途）であるが、平成20年度の実績値は前年度比で3.0%減少して98.9%となっている。入込観光客数が減少した原因としては、災害に伴う幹線道路交通の遮断、宿泊施設やテーマパークの閉鎖に伴う観光客の減少などがあげられる。

#### （事務事業の実施状況）

平成21年度においては、半島らしい暮らし・産業創出調査において、企画を公募し、応募があった16団体の中から7団体を選考し、専門家によるアドバイス等支援を行った。また、今後の半島振興のあり方研究会等についての基礎調査を実施した。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成21年度の実績値については集計中である。
- ・平成20年度の入込観光客数が減少した原因としては、災害に伴う幹線道路交通の遮断、宿泊施設やテーマパークの閉鎖に伴う観光客の減少などがあげられることから、評価については平成22年度までの実績全体を含めた複数年の実績値の推移を比較して判断する必要がある。このため、C-2と評価した。
- ・なお、今後、目標を達成するためには、6次産業化など、農林水産品をはじめとする地域資源の新たな付加価値化や、地方の多様な食や自然景観などの観光資源としての可能性への注目などの動きを踏まえ、国内外からの観光人口の増大を含めた交流人口の拡大に資する取組に重点を置きつつ、支援する必要がある。
- ・また、半島地域は、地理的・自然的特性から優れた自然景観と海山里の多様な資源に恵まれるとともに、海を通じた交易・交流の拠点として栄えてきた歴史を持つことから、今後もこれらの自然・文化資源を活用し、魅力ある広域的な観光ルートの形成や体験活動の促進等を図ることとする。

### 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

#### （平成22年度）

- ・現在の業績指標については、今後これに代わる新たな業務指標として定義できるものが考えられるか等、その見直しの可能性も含めて検討する。

#### （平成23年度以降）

なし

### 担当課等（担当課長名等）

担当課：都市・地域整備局地方振興課半島振興室（室長 橋本 拓哉）

**業績指標 161**

高齢者が無理することなく除雪できる体制の整備市町村の割合

**評価**

B-2	目標値：100%（平成24年度） 実績値：65%（平成21年度） 初期値：59%（平成19年度）
-----	--

**（指標の定義）**

特別豪雪地帯に指定されている市町村（201市町村）のうち、高齢者が無理することなく除雪できる体制が整備された市町村の割合。（高齢者が無理することなく除雪できる体制が整備された特別豪雪地帯に指定されている市町村数／特別豪雪地帯に指定されている市町村数）

高齢者が無理することなく除雪できる体制とは、雪処理について支援を要する高齢者世帯等（以下、「要支援世帯」という）に対し、状況（居住環境、家族構成、健康状況等）に応じて、平時はもとより、豪雪時であっても、その世帯の雪処理を支援することができる体制とする。

体制整備の要件は以下のとおり。

- ・ 要支援世帯の状況を把握する体制「要支援世帯における雪処理状況を把握しており、要支援世帯が相談できる」
- ・ 平時からの支援策を講じる体制「平時より要支援世帯に対して支援を実施している」
- ・ 豪雪時を想定した支援策を講じる体制「豪雪時を想定した要支援世帯への各種支援策を整備している」

**（目標設定の考え方・根拠）**

高齢化、過疎化が進行している豪雪地帯においては、毎年、高齢者を中心に雪処理作業中の事故が多発している状況である。

このような雪処理に係る事故を防止するために、平成20年4月に中央防災会議がとりまとめた「自然災害の「犠牲者ゼロ」を目指すための総合プラン」に基づき、流雪溝等の施設整備と併せて、特に、高齢化・過疎化が著しく、雪処理の担い手が不足している特別豪雪地帯の市町村において、平成24年度を目途に全201市町村で高齢者が無理することなく除雪できる体制の整備を促進する。

今後、平成22～24年度にかけて体制の整備を図り、平成24年度に全201市町村においてこの体制が整備されるようにする。具体的には、平成21年度末には65%（130市町村）なので、年平均12%（24市町村）増が必要となる。

**（外部要因）**

- ・ 市町村合併

**（他の関係主体）**

- ・ 関係省庁（内閣府、警察庁、消防庁、厚生労働省等）
- ・ 地方公共団体
- ・ 自治会 等

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

豪雪地帯対策基本計画（平成18年11月14日）

国が策定する豪雪地帯における雪害の防除その他積雪により劣っている産業等の基礎条件の改善に関する施策の基本となる計画

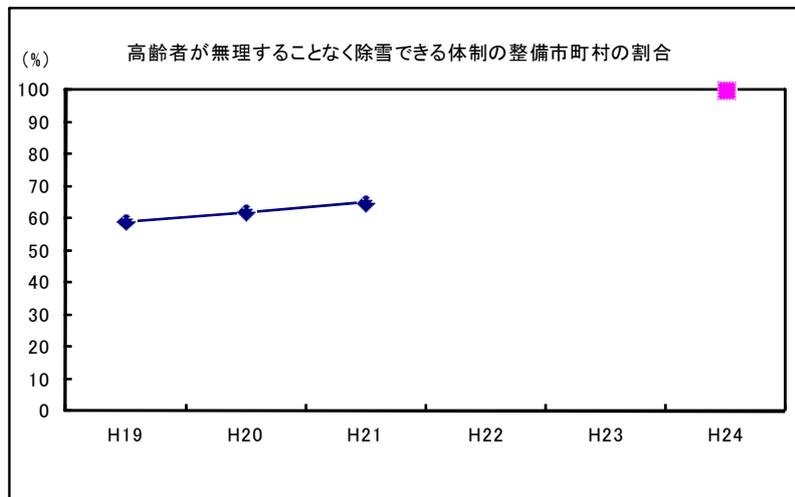
**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

なし

過去の実績値				（年度）	
H17	H18	H19	H20	H21	
—	—	59%	62%	65%	



**事務事業の概要**  
**主な事務事業の概要**

- ・豪雪地帯に係る調査・検討  
 豪雪地帯の現状・課題を把握し、雪国対策に関する行政ニーズの変化に対応するため、安全安心な雪国の冬期生活の視点等から雪国対策に関する調査・検討を行う。  
 予算額：41百万円（平成21年度）
- ・豪雪地帯対策特別事業の推進  
 克雪や高齢者支援のために必要な施設整備、及び高齢者世帯等の安全安心な冬期生活を支援する克雪体制整備のソフト対策を総合的に実施する取り組みに対して補助を行う。  
 予算額：124百万円（平成21年度）

**関連する事務事業の概要**

該当なし

**測定・評価結果**

**目標の達成状況に関する分析**

**(指標の動向)**

平成21年度の実績値は、前年度比でプラス3%増加し、平成19年度以降毎年3%ずつ増加して、65%となっている。

**(事務事業の実施状況)**

- ・雪害による被災者の事故原因分析、及び自治体に係る降積雪状況・防除雪施設状況等の基礎的なデータの収集・分析を実施。
- ・共助による地域除雪、及び冬期の住まい方に関する試行実験を実施。
- ・共助による地域除雪試行実験の結果を踏まえ、平成20年度に策定した「共助による安全・効率的な雪処理方策マニュアル」を改訂し、関係自治体へ配布・HPに掲載し啓発。
- ・豪雪地帯対策特別事業により、克雪体制と一体となった流雪溝、節水型消雪パイプ等の整備を支援。

**課題の特定と今後の取組みの方向性**

・実績値は、平成19年度に初期値を設定してから毎年度増加しているものの現在の伸び率では目標達成が困難である。一方で、平成22年度の実績値については、平成20年度末に策定した「共助による安全・効率的な雪処理方策マニュアル」及び「市町村雪対策計画の策定マニュアル」の普及・啓発等により、地域内外の雪処理の担い手確保、共助による地域除雪について必要性・重要性が認識されてきており、今後、各地で克雪体制整備の取り組みがさらに促進されることが期待されることから、増加傾向と推測され、現在の施策を維持することが妥当であると考えられるためB-2と評価した。今後も引き続き豪雪地帯に係る調査を実施することにより、平成24年度までに全ての特別豪雪地帯市町村で、高齢者が無理することなく除雪できる体制の整備を図り、雪害による犠牲者の削減を推進する。

**平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項**

**(平成22年度)**

豪雪地帯対策特別事業は、事業規模が小さく、手法に問題がある等との理由により、本事業は平成21年度にて廃止。廃止に伴う経過措置として、平成22年度は継続事業の残事業分に対して補助する。今後は、他の事業制度による支援により引き続き克雪体制の整備推進を図っていく。

**(平成23年度以降)**

なし

**担当課等（担当課長名等）**

担当課：都市・地域整備局地方振興課（課長 坂本 努）

**業績指標 162**

都市再生整備計画の目標達成率

**評価**

A-2	目標値：80%以上（毎年度） 実績値：81.4%（平成21年度） 初期値：81.9%（平成19年度）
-----	--

**(指標の定義)**

まちづくり交付金の交付を受けるために市町村が作成する都市再生整備計画（以下、「計画」という。）について、それぞれの計画に掲げられた目標を定量化する指標の達成率を%変換し、その二乗平均値※を、当該計画の達成率とし、当年度終了の全ての計画の達成率の単純平均値を出す。

※複数指標の達成率をひとつのベクトルの距離として表すことができるため、当該計画の達成率を一元的かつ明快に表現することが可能となる。

**(目標設定の考え方・根拠)**

都市再生整備計画に掲げられた目標の達成率について一定の水準（例えば80%）以上を維持。

平成18年度の実績値が81.8%と高い水準であったことから、この水準（80%）の維持を目標値の設定根拠とする。

**(外部要因)**

該当なし

**(他の関係主体)**

市町村（事業主体）

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

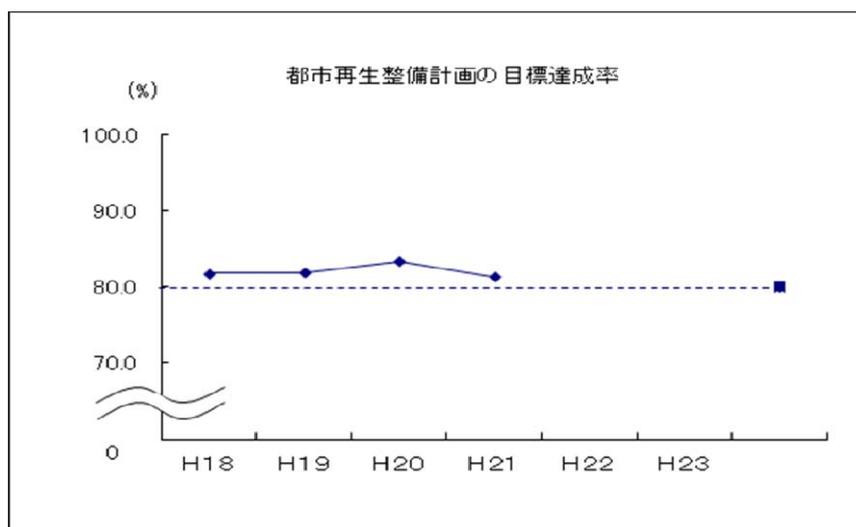
**【閣決（重点）】**

社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章に記載あり」

**【その他】**

なし

過去の実績値				(年度)	
H17	H18	H19	H20	H21	H22
-	81.8%	81.9%	83.4%	81.4%	



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

○まちづくり交付金  
地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図る。

予算額	2,360億円(平成21年度)
実施地区数	750市町村 1,278地区(平成21年度)

### 関連する事務事業の概要

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

平成21年度の実績値は81.4%で、目標値である毎年度80%以上の水準を維持しており、順調である。

#### (事務事業の実施状況)

平成16年度の制度創設以来、延べ1,705地区(872市町村)で地域の創意工夫を活かしたまちづくりが進められており、平成21年度においては全国1,278地区(750市町村)で事業が実施された。

平成18年度末には、制度創設後初めて29地区が事業完了を迎え、平成21年度末には376地区が完了しており、これまで延べ802地区において事業を完了し、事後評価(目標の達成度等の評価)を行っている。

平成22年度においては、約330地区が事業完了を迎える予定。

#### ※まちづくり交付金の実施地区数・予算額・完了地区の推移

	実施地区数	予算額(国費)	完了地区数
平成16年度	355地区	1,330億円	—
平成17年度	740地区	1,930億円	—
平成18年度	1,102地区	2,380億円	29地区(当該年度末)
平成19年度	1,326地区	2,430億円	61地区(当該年度末)
平成20年度	1,428地区	2,660億円	336地区(当該年度末)
平成21年度	1,278地区	2,360億円	376地区(当該年度末)

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標は81.4%であり、目標値以上の水準を維持し順調に推移している。社会資本整備総合交付金の創設により、まちづくり交付金事業は、引き続き、都市再生整備計画事業として実施されることとなり、各地区における取組の効果的・効率的な展開が期待できることから、A-2と評価した。

## 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

### (平成22年度)

#### ○社会資本整備総合交付金の創設

- ・まちづくり交付金を含む国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金等を一つの交付金に原則一括し、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫が活かせる総合的な交付金として社会資本整備総合交付金が創設された。
- ・なお、平成21年度末までに国土交通省に提出のあった都市再生整備計画については、新たに社会資本総合整備計画を作成することなく、交付期間内において社会資本整備総合交付金の交付が可能。
- ・新たに都市再生整備計画を作成する場合は、当該都市再生整備計画を社会資本総合整備計画に記載することで、社会資本整備総合交付金の交付が可能。

社会資本総合整備計画に都市再生整備計画を複数位置付けることや他の基幹事業や関連事業を位置付けることが可能となり、地方公共団体にとってより自由度の高まった制度創設により、都市再生整備計画に掲げられた目標の達成に寄与すると考える。

### (平成23年度以降)

なし

## 担当課等(担当課長名等)

担当課：都市・地域整備局まちづくり推進課都市総合事業推進室(室長 神田 昌幸)

**業績指標 163**

民間都市開発の誘発係数

**評価**

B-2	目標値：1.6 倍（平成19～23年度） 実績値：12.6 倍（平成21年度） 初期値：1.6 倍（平成16～18年度）
-----	--

**（指標の定義）**

平成19～23年度の5ヵ年平均において、（財）民間都市開発推進機構が係わることにより、優良な都市開発が誘発された倍率。

分母を民都機構が係わった案件の国費投入額（68,032 百万円（平成21年度））とし、分子を当該案件の総事業費（858,191 百万円（平成21年度））とする。

**（目標設定の考え方・根拠）**

過去3ヶ年（平成16～18年度）平均値は1.6倍であり、今後もこの水準を維持することを目標とする。

**（外部要因）**

民間事業者等の都市開発事業に対する取組状況、経済状況、金利環境

**（他の関係主体）**

（財）民間都市開発推進機構

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

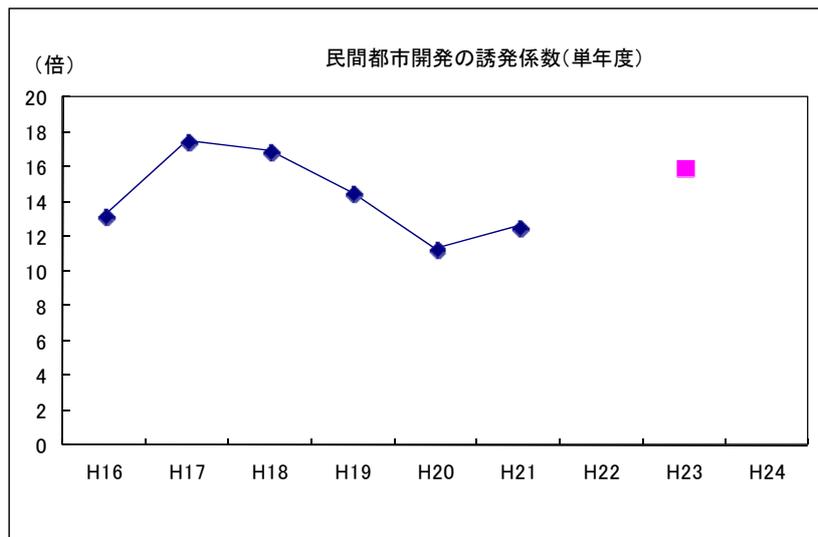
**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

なし

過去の実績値（単年度）					（年度）
H17	H18	H19	H20	H21	
17.5倍	16.9倍	14.5倍	11.3倍	12.6倍	



**事務事業の概要**

**主な事務事業の概要**

- （財）民間都市開発推進機構の行う各業務の推進
  - ・参加業務、融通業務、都市再生支援業務
  - （参加業務）民間都市開発事業の施行に要する費用の一部を負担して当該事業に共同事業者として参加し、事業の着実な推進を図る。

(都市再生支援業務) 民間都市開発事業の立ち上げ支援を図ることにより、都市再生を緊急に促進するため、民間都市再生事業に対し金融支援を行い、事業の着実な推進を図る。

予算額：692億円(平成21年度)～うち、参加業務317億円、都市再生支援業務375億円

・まち再生総合支援業務

(まち再生出資業務) 認定整備事業の施行に要する費用の一部について出資等により支援するまち再生出資業務を通じて、事業の着実な推進を図る。

(住民参加型まちづくりファンド支援業務) 地域の資金を地縁により調達し、これを景観形成・観光振興等のまちづくりに誘導するため、「まちづくりファンド」に対して支援を行う。

予算額：56億円(平成21年度)～うち、まち再生出資業務53億円、住民参加型まちづくりファンド支援業務3億円

**関連する事務事業の概要**

該当なし

**測定・評価結果**

**目標の達成状況に関する分析**

(指標の動向)

近年は1.6倍を下回っている状況が続いており、平成21年度単年の実績値は12.6倍となっているが、その原因は近時の経済状況悪化に伴い一案件あたりの支援額が増加していることや、金利環境の変化により参加業務の国費投入率が上昇していることから近年総事業費に対する国費投入率が例年に比べて増加しているためであり、単年度で判断できない。今後とも目標通り、平成19～23年度における平均1.6倍を達成すべく取り進めたい。

(事務事業の実施状況)

(財) 民間都市開発推進機構において、当機構の業務である各業務(事業に参加する参加業務、社債取得を行う都市再生支援業務、出資を行うまち再生出資業務、補助を行う住民参加型まちづくりファンド支援業務)において、参加、社債取得、出資を行うことにより、民間資金の呼び水となることで、民間事業者が行う都市開発事業の推進を図っている。

**課題の特定と今後の取組みの方向性**

平成21年度単年では12.6倍となっているが、経済状況や金利環境に左右されるため、単年度によるばらつきがでていいるもの。今後とも目標どおり、平成19～23年度における平均1.6倍を達成すべく取り進める。なお、近時は長期プライムレートと公共金利の差(※)は縮まっていることから、今後は改善が見込まれる。(※金利差が小さいほど国費投入率が低くなり倍率は改善する。国費投入率=(長プラー公共特利)/長プラ)ただし、近年は1.6倍を下回っている状況が続いていることから、B-2と評価した。

**平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項**

(平成22年度)

面積要件の緩和や公共施設等整備費の土壌汚染参入等の民間都市開発推進機構の支援要件緩和により、取組件数の拡大を目指す。

(平成23年度以降)

なし

**担当課等(担当課長名等)**

担当課：都市・地域整備局 まちづくり推進課 都市開発融資推進室(室長 青柳 一郎)  
 港湾局 振興課 官民連携推進室(室長 中道 正人)

**業績指標 164**

まちづくりのための都市計画決定件数（市町村）

**評価**

A-2	目標値：1,470件（平成22年度） 実績値：2,224件（平成20年度） 初期値：1,470件（平成17年度）
-----	--

**（指標の定義）**

地域地区、都市施設、市街地開発事業、地区計画等といった市町村による年間の都市計画決定件数

**（目標設定の考え方・根拠）**

都市計画等に係る各種の調査、検討を通じて、各種制度の現状における課題の抽出や課題解決の対策を講じることにより、市町村による都市計画決定を促進し、ひいては都市再生・地域再生に資することを目標としている。平成17年度を初期値とし、当該値以上を毎年度維持することにより、都市再生・地域再生の推進が図られているものと判断する。

**（外部要因）**

該当なし

**（他の関係主体）**

市町村

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

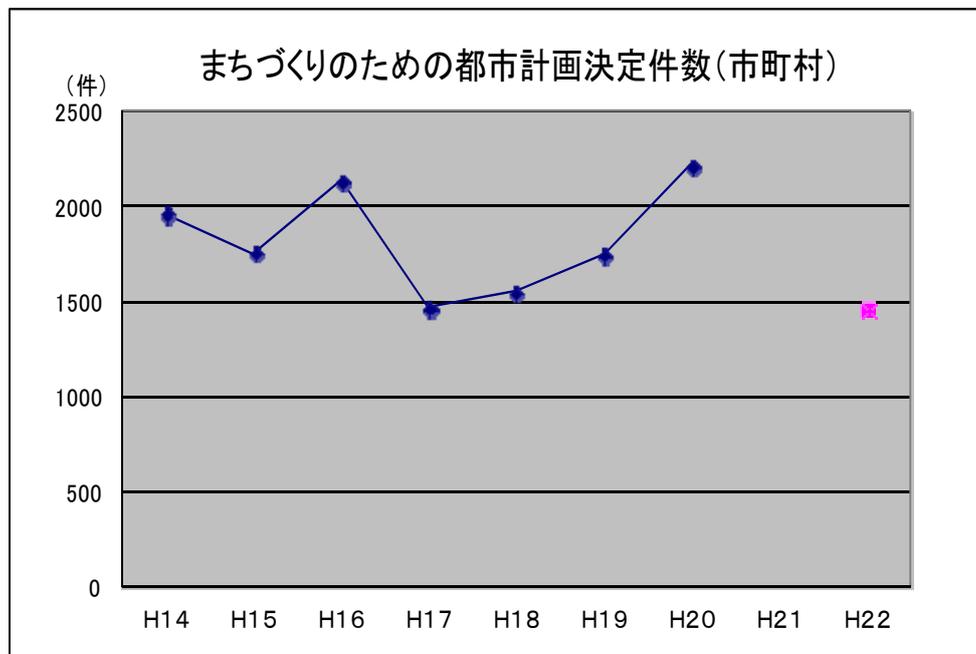
**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

なし

過去の実績値				（年度）	
H17	H18	H19	H20	H21	
1,470件	1,555件	1,748件	2,224件	集計中	



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

○まちづくり計画策定担い手支援事業  
密集市街地等において、地権者組織等による都市計画の提案素案の作成を支援することにより、市町村による地区計画等の都市計画決定を促進する。  
予算額：1.7億円（平成21年度）

### 関連する事務事業の概要

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### （指標の動向）

平成20年度の実績値は2,224件であり、進捗状況は順調に推移している。地区計画や都市計画提案制度の活用実績が増加していることから、今後も都市計画決定件数が増加することが想定される。

#### （事務事業の実施状況）

平成19年度に、地権者組織等に対し、都市計画決定提案素案策定に係る費用を補助するまちづくり計画策定担い手支援事業を創設し、平成19年度は21地区、平成20年度は20地区、平成21年度は20地区について補助を実施した。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成20年度の実績値は目標値を上回っており、今後もまちづくり計画策定担い手支援事業の活用をはじめ、地区計画や都市計画提案制度の活用による業績指標の向上が見込まれることから、A-2と評価した。
- ・平成20年度の都市計画決定件数のうち、3割超が関東圏におけるものであり、まちづくり計画策定担い手支援事業の採択件数も4割が関東圏であるため、地方における都市計画決定件数の向上につなげられるように引き続き積極的な周知を図っていくこととする。

## 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

### （平成22年度）

なし

### （平成23年度以降）

なし

## 担当課等（担当課長名等）

担当課：都市・地域整備局都市計画課（課長 樺島 徹）

**業績指標 165**

駐車場法に基づく自動二輪車駐車場供用台数

**評価**

B-1	目標値：約10万台（平成25年度） 実績値：4.9万台（平成21年度） 初期値：4.5万台（平成20年度）
-----	---

**（指標の定義）**

平成18年度より駐車場法の対象に自動二輪車が追加されたが、四輪の自動車駐車場に比して整備が進んでいない自動二輪車駐車場の整備を推進することとし、指標は駐車場法に基づく自動二輪車駐車場の整備台数とする。

**（目標設定の考え方・根拠）**

駐車場法に基づき整備される自動二輪車用の路上駐車場及び路外駐車場（都市計画駐車場、届出駐車場、附置義務駐車場）が、平成18年度末の乗用車の駐車場整備比率※）に平成38年度（平成18年度の20年後）に到達するまで整備されることを目標として、平成21年度から5年後の平成25年度の目標値を設定。

※）乗用車の駐車場整備比率・・・乗用車の保有台数／整備済み駐車場台数

**（外部要因）**

該当なし

**（他の関係主体）**

地方公共団体（事業主体）、民間事業者（事業主体）

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

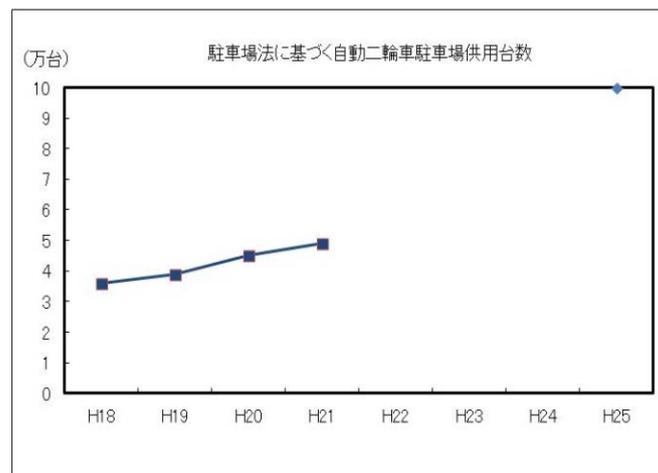
**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

なし

過去の実績値					（年度）
H17	H18	H19	H20	H21	
-	3.6万台	3.9万台	4.5万台	4.9万台	



**事務事業の概要**

**主な事務事業の概要**

- 駐車場法に基づく駐車場整備の推進  
各地方公共団体における附置義務条例の策定等を促進することにより、駐車場法に基づく駐車場整備の推進を図る。
- 自動二輪車専用路外駐車場に係る課税の特例（自動二輪車専用駐車場整備促進税制）（不動産取得税、固定資産税）  
（特例の内容）  
不動産取得税：課税標準 1/6 控除（家屋）  
固定資産税：課税標準 3年間 7/8（家屋）  
（要件）

- ・ 駐車場法に基づく駐車場整備計画において、主要な路外駐車場と位置づけられた届出駐車場
- ・ 中心市街地活性化法に基づく認定基本計画に定められたもの
- ・ 地下又は複数の階に設けられるもの
- ・ 自動二輪車専用のもの

(適用期限)

平成19年4月1日～平成21年3月31日

平成21年4月1日～平成23年3月31日

不動産取得税：適用実績なし、固定資産税：適用実績なし

#### 関連する事務事業の概要

該当なし

#### 測定・評価結果

##### 目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成21年度については約4.9万台と前年度比0.4万台増加と過去の実績値による傾向で推移しているが、このままでは、目標年度に目標値が達成できないことになる。しかし、整備主体である各地方公共団体へ既存の自転車駐車場への自動二輪車の受け入れについて通知(H22.4.20付け)したことから、今後実績値の上昇が見込まれる可能性がある。

(事務事業の実施状況)

各地方公共団体に対して、自転車駐車場における自動二輪車の受け入れについて平成22年4月22日付け通知。併せて、社会資本整備総合交付金により自動二輪車駐車場の整備台数増加を図っている。

##### 課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・ 業績指標は目標達成に向けた成果は示していないが、社会資本整備総合交付金の創設により、関連社会資本整備事業、効果促進事業と併せることでより広範囲に支援が可能となり、実績値の上昇が見込まれる可能性があるためB-1と評価した。
- ・ 今年も引き続き、駐車場管理者である各地方公共団体や関係機関に対し、自動二輪車の受け入れの周知に努める。

#### 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成22年度)

駐車場整備に対する主な支援制度(交通結節点改良事業、交通安全施設等整備事業、都市交通システム整備事業、まちづくり交付金)は、平成22年度より社会資本整備総合交付金に統一され、関連社会資本整備事業、効果促進事業と併せることでより広範囲な支援が可能となり、自動二輪車駐車場の整備台数増加を図る。

(平成23年度以降)

なし

#### 担当課等(担当課長名等)

担当課： 都市・地域整備局街路交通施設課(課長 松井 直人)

**業績指標 166**

都市機能更新率（建築物更新関係）

**評価**

A-2	目標値：41.0%（平成25年度） 実績値：37.7%（平成21年度） 初期値：36.9%（平成20年度）
-----	---

**（指標の定義）**

特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区（都市再開発方針に位置付けられたいわゆる2号地区及び2項地区等の区域）における宅地面積（分母）のうち4階建て以上の建築物の宅地面積（分子）の割合。従前の市街地が一般に木造2階建て又は空閑地であることを踏まえ、再開発の目的である土地の高度利用と建築物の耐震化等による市街地の防災性向上の状況を表す指標として、4階建て以上の建築物への更新割合を測定する。

**（目標設定の考え方・根拠）**

特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区の再開発が、今後も着実に推進されるものとして、これまでの実施状況を踏まえ5年後の目標値を設定。

**（外部要因）**

当該地区に対する任意の民間建築投資量の動向等

**（他の関係主体）**

地方公共団体（都市計画決定、事業主体、民間事業者への補助金交付等）

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

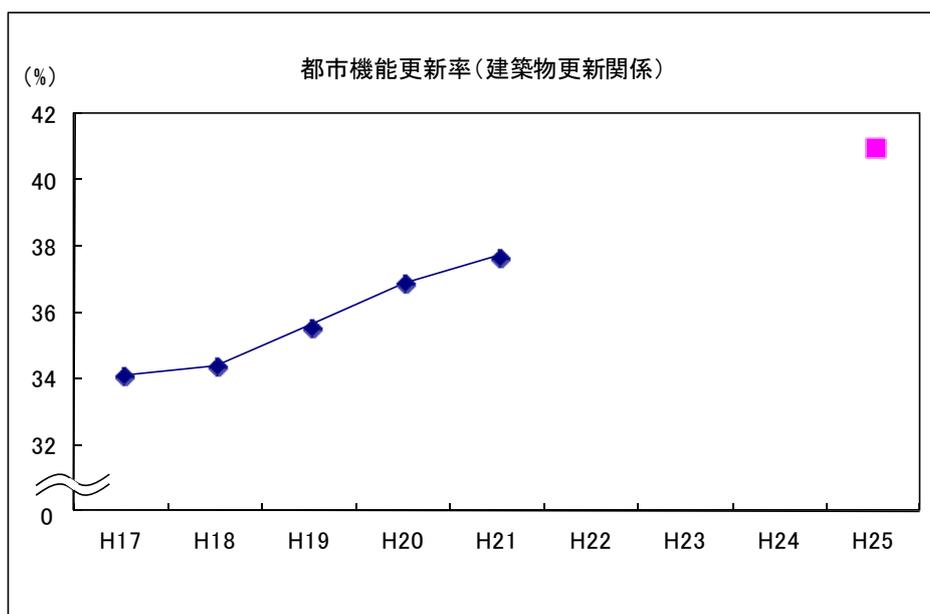
**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

なし

過去の実績値				(年度)
H17	H18	H19	H20	H21
34.1%	34.4%	35.6%	36.9%	37.7%



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

#### ○ 市街地の再開発の推進

##### ・市街地再開発事業の実施

都市再開発法に基づき、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る市街地再開発事業を、補助、融資、債務保証、税制特例等により支援し、その推進を図っている。(◎)

予算額(平成21年度):市街地再開発事業等292億円の内数

##### ・市街地の再開発を支援する事業の推進

市街地における任意の再開発のうち、一定の要件を満たすものについて、地区再開発事業、優良建築物等整備事業等により支援するとともに、再開発と一体的に周辺地域の整備を行う都市再生総合整備事業等により、市街地の面的な整備や拠点の形成を図っている。

予算額(平成21年度):市街地再開発事業等292億円の内数(地区再開発事業)、住宅市街地総合整備事業52億円の内数(優良建築物等整備事業)、都市再生推進事業176億円の内数(都市再生総合整備事業等)

#### ○ 暮らし・にぎわい再生事業

中心市街地の再生を図るため、内閣総理大臣による中心市街地活性化基本計画の認定を受けた地区について、都市機能のまちなか立地、空きビルの再生、多目的広場等の整備等を総合的に支援する事業を平成18年度に創設している。

予算額(平成21年度):90億円

(注)◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

#### ○ 税制上の特例措置

##### ①施設建築物に対する割増償却制度(所得税、法人税)

・市街地再開発事業により建築された施設建築物(権利床、再開発会社の取得する保留床及び住宅の用に供する部分を除く。)の取得者に対する割増償却(5年間10%)の特例措置

##### ②権利床に係る固定資産税の減額制度(固定資産税)

・市街地再開発事業の施行により従前の権利者に対して与えられる一定の床面積の施設建築物(権利床)に係る特例措置(住宅床2/3、非住宅床1/3を減額(新築後5年間))

##### ③優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例(所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税)

・市街地再開発事業の用に供するために施行者に土地等を譲渡した場合の軽減税率

・三大都市圏の既成市街地等内で行われる一定の要件を満たす特定の民間再開発事業(認定再開発事業を含む)のために事業区域内の土地等を譲渡した場合の軽減税率

##### ④特定の事業用資産の買換え等の特例措置(所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税)

・市街地再開発事業及び認定再開発事業区域内の資産を譲渡して施設建築物及びその敷地を取得した場合の事業用資産の買換特例等(繰延割合80%)

・市街化区域又は既成市街地等の地域内における特定建物の建築のための特定の事業用資産の買換特例等(繰延割合80%)

・特定民間再開発事業により資産を譲渡して中高層の耐火建築物等を取得した場合の事業用資産の買換特例等(繰延割合80%)

##### ⑤都市再生・まち再生促進税制(所得税・法人税・登録免許税・個人住民税・不動産取得税・固定資産税・都市計画税)

・「活力の源泉」である都市の再生に資する民間都市開発事業の推進により、国際競争力・成長力の強化や地域の活性化を図るため、都市再生緊急整備地域における認定民間都市再生事業計画、都市再生整備計画の区域における

認定民間都市再生整備事業計画、都市再生整備推進法人に対し土地等を譲渡した者に係る特例措置を講じる。

⑥認定事業用地適正化計画の事業用地区域内にある土地等の交換等の場合の特例措置（所得税・法人税・不動産取得税）

・土地の有効利用の促進を図るため、民間都市開発の推進に関する特別措置法に基づく認定事業用地適正化計画の事業用地区域内にある土地等の交換等に係る特例措置を講じる。

⑦中心市街地活性化促進税制（所得税・法人税・個人住民税・不動産取得税）

・中心市街地において、都市機能の集積や優良な住宅の供給を促進するため、土地の有効利用、中心市街地への買換え、民間再開発事業の推進、中心市街地整備推進機構の土地取得に係る特例措置を講じる。

#### 関連する事務事業の概要

該当なし

#### 測定・評価結果

##### 目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成21年度は、37.7%で平成25年度目標値に対してほぼトレンドを下回らない割合となっており、目標値の達成に向けて順調に推移している。

（事務事業の実施状況）

市街地再開発事業は、これまでに約750地区で事業完了しているほか、約160地区で事業中である（平成22年3月31日時点）。集約型都市構造への再編に資する魅力ある都市拠点の形成、防災上危険な密集市街地の解消、空洞化の進む中心市街地の活性化を図るため、これらの課題を抱える地区について特に重点的に、市街地再開発事業とその関連制度により、市街地の再開発を推進している。

##### 課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標は目標値の達成に向けて順調に推移しており、現在の施策を維持することが妥当と考えられることから、A-2と評価した。引き続き、市街地再開発事業等による市街地の再開発の推進に努める。特に、重点的に再開発を進めるべき地区については、予算の重点配分や支援制度の整備・拡充等所要の施策を講じることにより、早期の事業化、事業完了を目指す。

#### 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成22年度）

既存補助金を社会資本整備総合交付金に統合し、地方公共団体における使い勝手の改善を図った。

（平成23年度以降）

なし

#### 担当課等（担当課長名等）

担当課：都市・地域整備局市街地整備課（課長 望月 明彦）

関係課：都市・地域整備局まちづくり推進課（課長 栗田 卓也）

住宅局市街地建築課（課長 井上 勝徳）

**業績指標 167**

中心市街地人口比率の減少率

**評価**

A-1	目標値：前年度比0.5%減（平成21年度） 実績値：前年度比0.04%減（平成20年度） 初期値：前年度比1.1%減（平成16年度）
-----	--

**(指標の定義)**

市全域の人口に対する中心市街地（商店街と主要駅、市役所等への徒歩アクセスを考慮した街なみ居住を推進すべき地域※）人口の比率の減少率。中心市街地の衰退、人口の郊外流出による現在のトレンドを踏まえ、歩いて暮らせるまちづくり（コンパクトシティ）の実現に向けてのメルクマールであり、市全域人口に対する中心市街地人口の比率の減少率を測定する。※中心市街地活性化法に基づく基本計画区域に近似した区域。

中心市街地人口比率の減少率  $((A - B) / B)$

A：当該年度の中心市街地人口比率

B：前年度の中心市街地人口比率

(注) 中心市街地人口比率＝市中心部の3Km×3Kmの区域に含まれる町丁目の人口／市域全体の人口

**(目標設定の考え方・根拠)**

街なか居住推進施策等に取り組むことを前提として、5年後を目途に減少率を概ね半分とすることを目標とする。

**(外部要因)**

市町村合併による市全域の人口増、民間による投資動向（郊外の住宅地、大型商業施設への投資等）

**(他の関係主体)**

地方公共団体（事業主体）、民間事業者（事業主体）等

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

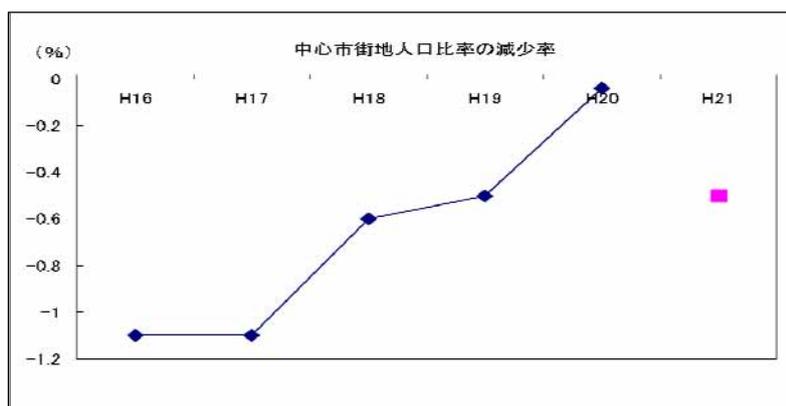
**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

なし

過去の実績値					(年度)
H16	H17	H18	H19	H20	H21
1.1%減	1.1%減	0.7%減	0.5%減	0.04%減	集計中



**事務事業の概要**

**主な事務事業の概要**

- 街なか居住再生ファンド  
地方都市等の中心市街地活性化を図るため、小規模な遊休地等を核として行われる民間の多様な住宅等の整備事業に対して出資による支援を行う街なか居住再生ファンドを平成17年度に創設し、都市の中心部への居住を推進している。平成20年度に、街なか居住再生ファンドの出資対象地区に、景観法に基づく景観計画が定められた区域等を追加した。  
予算額（平成21年度）：街なか居住再生ファンド10億円
- 地方都市等の中心市街地等における居住機能の回復に対する支援  
中心市街地において一定の要件を満たす住宅整備に対し、街なか居住再生型住宅市街地総合整備事業による支

援を行い、街なか居住の推進を図っている。

予算額（平成21年度）：住宅市街地総合整備事業327億円の内数

○ 中心市街地共同住宅供給事業

中心市街地における優良な共同住宅の供給を支援し、街なか居住の推進を図るため、平成18年度に優良建築物等整備事業に中心市街地共同住宅供給タイプを追加している。

予算額（平成21年度）：優良建築物等整備事業52億円の内数

○ 税制上の特例措置

中心市街地共同住宅供給事業を実施する者に土地等を譲渡する者に対する所得税の課税繰延といった税制上の特例措置を講じている。

○ 中心市街地活性化促進税制（所得税・法人税・個人住民税・不動産取得税）

中心市街地において、都市機能の集積や優良な住宅の供給を促進するため、土地の有効利用、中心市街地への買換え、民間再開発事業の推進、中心市街地整備推進機構の土地取得に係る特例措置を講じている。

**関連する事務事業の概要**

○ 暮らし・にぎわい再生事業

中心市街地の再生を図るため、「選択と集中」の考え方に基づき、意欲のある地区を選定し、都市機能のまちなか立地及び空きビルの再生並びにこれらに関連する賑わい空間施設整備や計画作成・コーディネートに要する費用について総合的に支援する事業を平成18年度に創設している。

予算額（平成21年度）：暮らし・にぎわい再生事業90億円

**測定・評価結果**

**目標の達成状況に関する分析**

（指標の動向）

平成20年度の実績値は0.04%減と、目標を現時点では達成している。平成21年度の実績値の算定は、平成22年12月までに完了予定。

（事務事業の実施状況）

中心市街地の活性化を図るため、街なか居住再生ファンドを平成17年度に創設したほか、街なか居住再生型住宅市街地総合整備事業等の施策により街なか居住の推進を図っている。また、平成18年度に暮らし・にぎわい再生事業や中心市街地共同住宅供給事業を創設し、中心市街地活性化の取り組みに対する支援を行っている。

**課題の特定と今後の取組みの方向性**

業績指標は目標を現時点で達成しており順調な成果を示している。これを踏まえて平成26年度の目標値として、人口比率の増減率（今後人口比率の増加を目標とするため減少率から増減率へ変更）を対前年度比で1.0%増とする。引き続き、中心市街地の活性化を総合的かつ一体的に推進するため、補助制度の拡充、税制特例措置といった各種施策を講じる。

**平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項**

（平成22年度）

なし

（平成23年度以降）

なし

**担当課等（担当課長名等）**

担当課：住宅局市街地建築課（課長 井上 勝徳）

関係課：都市・地域整備局まちづくり推進課（課長 栗田 卓也）

都市・地域整備局市街地整備課（課長 望月 明彦）

住宅局市街地住宅整備室（室長 伊藤 明子）

# ○活 力

## 政策目標 7

都市再生・地域再生等の推進

### 施策目標 2.7

流通業務立地等の円滑化を図る

物流拠点の整備等により流通業務立地の円滑化を図ることで、土地利用の適正化、都市における流通機能の強化、都市交通の円滑化等が期待される。

### 業績指標

168	物流拠点の整備地区数
-----	------------

## 【評価結果の概要】

### （必要性）

適切に物流拠点を整備しないことにより、都市部や郊外等に流通業務施設の無秩序な立地が生じ、物流関連の交通量の増加に伴う都市交通の悪化や、住宅地への物流関連車両の混入等、都市環境の悪化が想定される。よって、都市計画的見地から物流拠点を適切に整備推進する必要がある。

### （有効性）

当該施策を推進していく手段として、流通業務団地造成事業及び土地区画整理事業による物流拠点の整備を講じており、平成21年度末現在では53の物流拠点が整備され、順調かつ着実に増加しているところである。これは、施策対象の取組を有効に講じてきたことが主な原因と分析される。新たな事業の立ち上げも含め、確実に増加することが見込まれることから、当該施策は有効であった。

### （効率性）

平成21年度において、業績指標である物流拠点の整備地区数の実績は前年度比で5件増加している。過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成すると見込まれることから、本施策目標の実現に向けての取り組みは効率的に行っていると評価できる。

### （総合的評価）

土地利用の適正化、都市における流通機能の強化、都市交通の円滑化等に向け、流通業務立地の円滑化を図るため、土地区画整理事業や流通業務団地造成事業等を実施しているところである。現時点においては、目標年度における施策目標の達成が見込まれる状況であるものの、土地区画整理事業や流通業務団地造成事業は長期間にわたる事業であることから、今後も本施策の実施内容を確実に推進していく必要がある。

### （反映の方向性）

- ・ 流通業務立地等の促進を図る施策の推進

**業績指標 168**

物流拠点の整備地区数

**評価**

A-2

目標値：64地区（平成23年度）  
 実績値：53地区（平成21年度）  
 初期値：35地区（平成18年度）

**(指標の定義)**

流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号）による流通業務団地造成事業及び土地区画整理事業により整備された物流拠点の地区数

**(目標設定の考え方・根拠)**

総合物流施策大綱（2009-2013）において掲げられた「今後推進すべき物流施策」の進捗状況を反映し、平成23年度までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定

**(外部要因)**

地元との調整等

**(他の関係主体)**

地方公共団体等（事業施行者）

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

**【閣決（重点）】**

なし

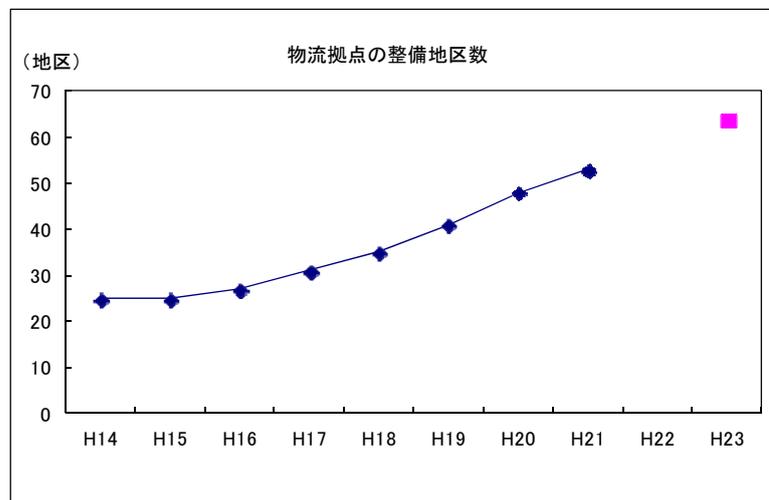
**【その他】**

なし

**過去の実績値**

(年度)

H17	H18	H19	H20	H21
31地区	35地区	41地区	48地区	53地区



**事務事業の概要**

**主な事務事業の概要**

- 流通業務市街地の整備の推進  
 流通業務市街地の整備に関する法律の適切な運用等に基づき、流通業務市街地の整備推進を図る。
- 税制上の特例措置  
 特定の事業用資産の買換え等の特例措置（所得税、法人税）  
 ・流通業務地区外の資産を譲渡して地区内の土地等又は建物等を取得した場合の事業用資産の買換特例等（繰延割合80%）

**関連する事務事業の概要**

- 土地区画整理事業の活用  
 土地区画整理事業手法等の活用等により、IC周辺等における物流施設用地の整備推進を図る。

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

平成21年度までの実績値は53地区であり、前年度比で5件増加している。過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成すると見込まれる。

#### (事務事業の実施状況)

流通業務立地等の円滑化を図るため、主として物流拠点の整備を行う地方公共団体から構成される流通業務市街地整備連絡協議会等において、意見交換や普及促進等を行うとともに、地域活力基盤創造交付金等の支援制度の活用により物流用地の整備を推進するなど、物流拠点の整備に資する取組を実施した。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標の実績値は、目標達成に向けた成果を示しており、現在の施策を着実に推進することが適切であることから、A-2と評価した。今後も、現在の施策を着実に推進していく。

## 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

#### (平成22年度)

なし

#### (平成23年度以降)

なし

## 担当課等(担当課長名等)

担当課：都市・地域整備局市街地整備課(課長 望月 明彦)

# ○活 力

## 政策目標 7

都市再生・地域再生等の推進

### 施策目標 2 8

集約型都市構造を実現する

各種施策を講じることにより、集約拠点となるべき市街地に都市機能の維持・集積を図り、持続可能な都市づくりを推進する。

### 業績指標

1 6 9	主要な拠点地域への都市機能集積率
-------	------------------

## 【評価結果の概要】

### （必要性）

人口減少時代を迎え、現状の拡散型の都市構造をそのまま放置すれば、住民一人あたりの都市の維持コストの上昇等により、都市の存立基盤自体が揺らぎかねないことから、主要な中心市街地や交通結節点周辺等において、徒歩・自転車交通圏内に多様な都市機能が集積した魅力的な拠点的市街地を形成し、集約型都市構造へ転換することにより、持続可能な都市づくりを推進する必要がある。

### （有効性）

集約型都市構造の実現は、都市施設の維持管理や福祉施策等の行政コストの低下、公共交通の分担率が高くなることなどによる環境負荷の軽減、中心市街地へのアクセスが向上し賑わいが創出されるなど、都市再生に有効な施策である。施策目標の達成に向け業績指標は順調に推移していることから、集約型都市構造の実現に対する有効性を確認できる。

### （効率性）

現状の薄く広がった拡散型の都市構造では、住民一人あたりの都市の行政コストが高く、自動車依存により環境負荷が増大するため、集約型都市構造へ転換することにより効率的な都市づくりとなる。多様で柔軟な区画整理手法等の活用により、集約拠点の形成に向けた効率的な市街地整備が求められる。

### （総合的評価）

集約型都市構造の実現を目指し、集約拠点となるべき市街地に都市機能の維持・集積を図るため、土地区画整理事業等の市街地整備事業を実施しているところである。業績指標の今年度の実績値は目標を達成しており、今後も市街地整備事業を確実に推進していくとともに、都市機能の適切な立地誘導、都市福利施設の整備、街なか居住の推進、商業等の活性化等の支援措置をあわせて重点的に行っていくことが重要である。

### （反映の方向性）

- ・さらなる都市機能の集積を促進する事業や連携施策の検討

**業績指標 169**

主要な拠点地域への都市機能集積率

**評価**

A-2	目標値：前年度比+0%以上（毎年度） 実績値：約4%（平成21年度） 初期値：約4%（平成19年度）
-----	--

**（指標の定義）**

分母を人口10万人以上の各都市の市域全体の延べ床面積、分子を主要な拠点地域<sup>※1</sup>の延べ床面積として、都市機能の拡散・集積の動向を評価する。

※1 一定の基盤整備がなされている、もしくは拠点形成に向け市街地整備等が行われている主要な中心市街地及び交通結節点周辺等を地方公共団体より4次メッシュ（500mメッシュ）単位でヒアリングしたもの

**（目標設定の考え方・根拠）**

人口減少時代を迎え、全体的な床需要は減少する中、主要な拠点地域においては、施策を講じることにより都市機能の維持・集積を図り、中心市街地の衰退・都市機能の拡散に歯止めをかけることを目標とする。

**（外部要因）**

地元調整（権利者との権利調整等）、不動産の需要動向等

**（他の関係主体）**

地方公共団体（事業主体等）、民間等（事業主体）

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

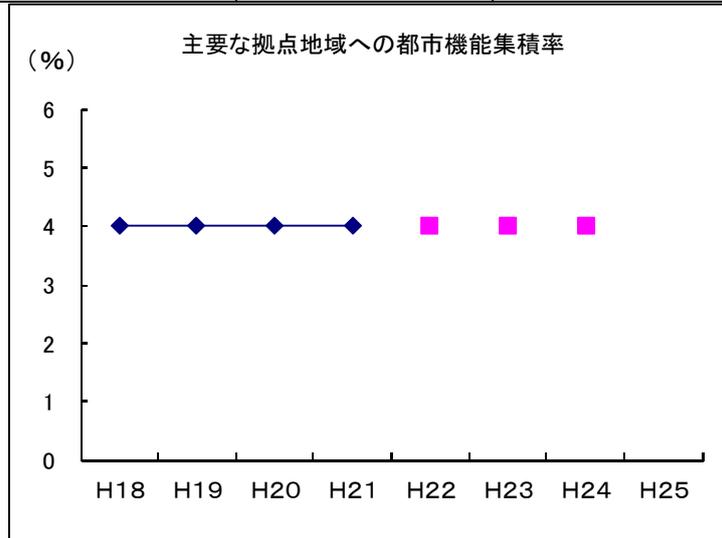
**【閣決（重点）】**

社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章に記載あり」

**【その他】**

なし

過去の実績値				（年度）	
H17	H18	H19	H20	H21	H22
—	約4%	約4%	約4%	約4%	約4%



**事務事業の概要**

**主な事務事業の概要**

○集約型都市構造への転換に向け、都市交通や市街地整備など多様な分野の関係施策を連携していくとともに、各地で説明会や意見交換会を行い、市町村を中心とした総力戦で取り組む体制の構築を促進する。

**関連する事務事業の概要**

○中心市街地や公共交通軸上の主要駅周辺等において、徒歩・自転車交通圏内に多様な都市機能が集積した魅力的な拠点の市街地が形成されるよう、都市機能の適切な立地誘導等を図りつつ、市街地の整備改善、都市福祉施設の整備、街なか居住の推進、商業等の活性化等の支援措置を重点的に推進する。

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

平成21年度の実績値は約4%であり、前年度比+0%で推移しており、今年度の目標は達成している。

#### (事務事業の実施状況)

平成19年7月20日の社会資本整備審議会「新しい時代の都市計画はいかにあるべきか(第二次答申)」において、集約型都市構造の実現に向けて、今後取り組むべき課題や目指すべき方向性が提示されたのを踏まえ、今後の制度のあり方などについて検討し、関係施策と連携してより適切な市街地整備事業などを進めているところである。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標の実績値は目標を達成しており、現在の施策を着実に推進することが適切であることから、A-2と評価した。今後も着実に基盤整備等を進めるとともに、都市福利施設の整備、街なか居住の推進、商業等の活性化等の支援措置をあわせて行っていく。

## 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

#### (平成22年度)

なし

#### (平成23年度以降)

なし

## 担当課等(担当課長名等)

担当課：都市・地域整備局市街地整備課(課長 望月 明彦)

関係課：都市・地域整備局まちづくり推進課(課長 栗田 卓也)

都市・地域整備局都市計画課(課長 榊島 徹)

都市・地域整備局街路交通施設課(課長 松井 直人)

住宅局市街地建築課(課長 井上 勝徳)

# ○活 力

## 政策目標 8

都市・地域交通等の快適性、利便性の向上

### 施策目標 29

鉄道網を充実・活性化させる

鉄道網を充実・活性化させることにより、広域的な地域間の交流・連携の強化や、快適でゆとりある都市生活の実現等を図る。

### 業績指標

170	トラックから鉄道コンテナに転換することで増加する鉄道コンテナ輸送トンキロ数
171	5大都市からの鉄道利用所要時間が3時間以内である鉄道路線延長（在来幹線鉄道の高速化）
172	国際拠点空港と都心部との間の円滑な鉄道アクセスの実現（都心部との間の鉄道アクセス所要時間が30分以内である三大都市圏の国際空港の数）
173	都市鉄道（三大都市圏）の整備路線延長（①東京圏、②大阪圏、③名古屋圏；カッコ内は複々線化区間延長）
174	都市鉄道（東京圏）の混雑率
175	経営基盤の脆弱な地方鉄道事業者のうち、鉄道の活性化計画を策定し、実行しているものの割合

## 【評価結果の概要】

### （必要性）

地域間の連携強化や地域の活性化、豊かで快適な都市生活の実現及び我が国の国際競争力の強化のためには、都市鉄道・幹線鉄道の整備等により鉄道網の充実・活性化を図っていくことが必要である。

### （有効性）

各業績指標における平成21年度の実績値は、個別にみると170「トラックから鉄道コンテナに転換することで増加する鉄道コンテナ輸送トンキロ数」の数値が下がっているが、これは景気動向によるものと考えられるため、一概に施策が機能していないとは言えず、その他の指標も概ね目標値の達成に向けて順調に推移しており、諸施策は有効に機能しているといえる。

### （効率性）

鉄道整備事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、費用対効果分析を基本とした新規事業採択時評価や再評価等の厳格な実施により、事業箇所を厳選し、また、早期の事業効果発現を図るなど一層の重点化・迅速化を進めているところである。

### （総合的評価）

鉄道網の充実・活性化を図るべく、幹線鉄道、都市鉄道及び空港アクセス鉄道の整備、鉄道貨物の輸送力増強、地域鉄道の活性化等を推進した結果、各業績指標における平成21年度の実績値は、概ね目標値の達成に向けて、順調に推移している。

### （反映の方向性）

各業績指標における平成21年度実績値が、概ね目標値の達成に向けて順調に推移していることを踏まえ、引き続き、都市鉄道・幹線鉄道の整備等の諸施策を実施していく。

**業績指標 170**

トラックから鉄道コンテナに転換することで増加する鉄道コンテナ輸送トンキロ数

**評価**

B-2	目標値：3.2億トンキロ（平成22年度） 実績値：0.2億トンキロ（平成21年度） 初期値：2.1億トンキロ（平成18年度）
-----	--

**(指標の定義)**

トラックから鉄道コンテナ輸送に転換することで増加する鉄道コンテナ輸送量（トンキロ）

**(目標設定の考え方・根拠)**

自動車よりも二酸化炭素排出量の少ない鉄道へのモーダルシフトを推進し、京都議定書の公約を達成するため、「京都議定書目標達成計画」において、平成22年度における鉄道コンテナ輸送トンキロ数を平成12年度と比較して3.2億トンキロ増加させるという目標値を設定。（京都議定書目標達成計画 別表1-27に記載あり）

**(外部要因)**

自然災害及び景気動向等による変動

**(他の関係主体)**

物流事業者（鉄道事業者含む）等

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

京都議定書目標達成計画（平成20年3月28日全部改定）

「物流体系全体のグリーン化を推進するため、自動車輸送から二酸化炭素排出量の少ない内航海運又は鉄道による輸送への転換を促進する。（第3章第2節1.（1）」

新成長戦略（平成22年6月18日）

第3章 7つの戦略分野の基本方針と目標とする成果

（1）グリーン・イノベーションによる環境・エネルギー大国戦略

「さらに、モーダルシフトの推進、省エネ家電の普及等により、運輸・家庭部門での総合的な温室効果ガス削減を実現する。」

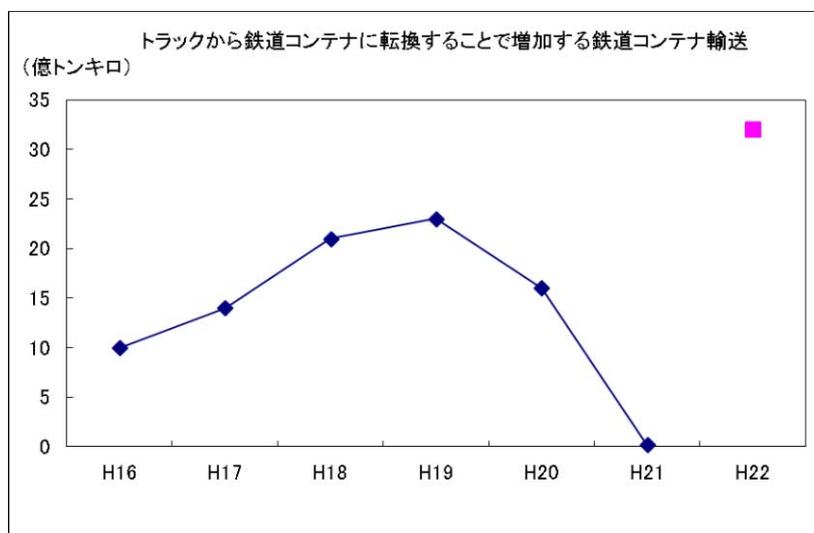
**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

なし

過去の実績値				(年度)
H17	H18	H19	H20	H21
1.4億トンキロ	2.1億トンキロ	2.3億トンキロ	1.6億トンキロ	0.2億トンキロ



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

- ・北九州・福岡間鉄道貨物輸送力増強事業  
山陽線に引き続き、九州地区の港を経由した東アジアとの輸出入貨物の増加等に対応するため、北九州・福岡間について、貨物列車長編成化のための整備を行う（平成22年度完成予定）。  
予算額：4.73億円（平成21年度）（補正後）
- ・隅田川駅輸送力増強事業  
北海道など北日本への鉄道貨物輸送の東京側の玄関口となる隅田川駅について、輸送力の増強のための整備を行う。  
予算額：6.00億円（平成21年度）（補正予算で事業採択）
- ・エコレールマークの普及  
環境負荷の小さい輸送モードである鉄道貨物の利用促進が図られるためには、荷主等の企業や消費者においても、鉄道貨物輸送による環境負荷低減の取り組みに対する意識の向上が重要であることから、鉄道貨物輸送を積極的に行っている企業や商品に対してエコレールマークの認定を行い、鉄道貨物へのモーダルシフトの推進が図られるよう、エコレールマーク普及についての取り組みを推進する。  
  
（税制特例）※課税標準の軽減割合は平成21年度のもの
  - ・高性能機関車・コンテナ貨車特例（固定資産税）  
課税標準の軽減（5年間 1/2）  
減収額 0.7億円（平成21年度）
  - ・第三セクターが補助を受けて取得し、JR貨物が借り受ける貨物鉄道施設に係る特例（固定資産税）  
課税標準の軽減（5年間 1/3 その後5年間 2/3）  
減収額 0.08億円（平成21年度）

### 関連する事務事業の概要

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### （指標の動向）

世界同時不況の影響による物流量の減少により、平成20年後半から輸送量が大幅に落ち込んでおり、21年度の輸送量も大きく減少した。なお、22年1月以降の各月の輸送量は対前年比で増加に転じているところである。

#### （事務事業の実施状況）

- ・山陽線鉄道貨物輸送力増強事業  
平成19年3月に山陽線鉄道貨物輸送力増強事業が完成し、コンテナ列車の長編成化が実現した。
- ・北九州・福岡間鉄道貨物輸送力増強事業  
九州地区の港を経由した東アジアとの輸出入貨物の増加等に対応するため、北九州・福岡間について、貨物列車長編成化のための整備を進めており、平成22年度中に完成する予定である。
- ・隅田川駅輸送力増強事業  
北海道など北日本への鉄道貨物輸送の東京側の玄関口となる隅田川駅について、平成24年度の完成に向けて、輸送力増強のための整備を進めている。
- ・エコレールマークの普及  
平成21年度末時点での認定件数は、商品（50件（62品目））、取組企業（59件）となっている。  
今後も引き続きエコレールマーク普及についての取組を推進する。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標について、鉄道貨物輸送量は、世界同時不況の影響による物流量の減少により、平成20年後半から輸送量が大幅に落ち込み、平成21年度の輸送実績は、初期値（平成18年度）とほぼ同水準にまで落ち込む事態となった。このため、B-2と評価したが、北九州・福岡間の鉄道貨物輸送力増強事業等の効果により、目標達成を図る。物流量は景気動向に左右される面が大きいものの、地球環境問題が深刻化する中、環境負荷の少ない大量輸送機関（CO2排出量が営業用トラックの約1/7）として、貨物鉄道への期待が更に高まっており、今後も更にモーダルシフトが促進するよう、引き続き、現行の対策、施策の確実な進捗を図る。

### 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成22年度）

なし

（平成23年度以降）

なし

### 担当課等（担当課長名等）

担当課：鉄道局財務課JR担当室（室長 堀 真之助）

**業績指標 171**

5大都市からの鉄道利用所要時間が3時間以内である鉄道路線延長（在来幹線鉄道的高速化）

**評価**

A-2	目標値：15,700km（平成23年度） 実績値：15,400km（平成21年度） 初期値：15,400km（平成18年度）
-----	--

**（指標の定義）**

5大都市（札幌、東京、名古屋、大阪、福岡）の各中心駅からJR等の幹線鉄道により3時間以内に到達できる営業キロ延長

**（目標設定の考え方・根拠）**

広域的な幹線鉄道ネットワークにおける時間短縮の質的向上により全国一日交通圏の形成に一層寄与する観点から、5大都市から3時間以内で到達する鉄道路線延長を目標値として設定。

**（外部要因）**

鉄道事業者のダイヤ改正等

**（他の関係主体）**

地方公共団体（建設財源の一部を負担）、鉄道事業者（営業主体）

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

**【閣決（重点）】**

なし

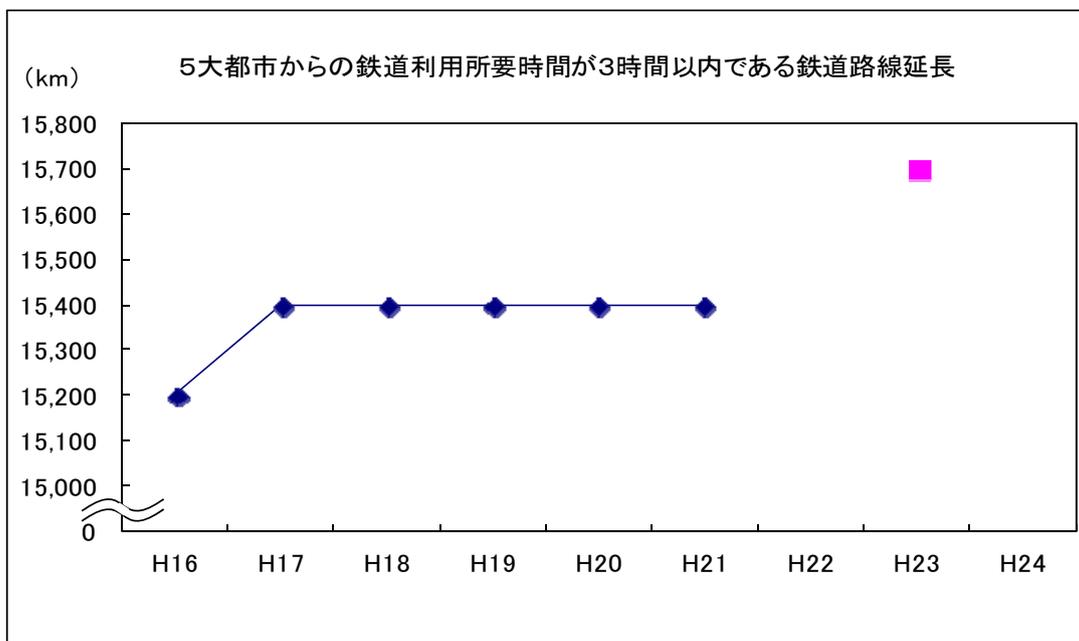
**【その他】**

整備新幹線検討会議決定（平成21年12月24日）

「整備新幹線の整備に関する基本方針」

「当面の整備新幹線の整備方針」

過去の実績値					（年度）
H17	H18	H19	H20	H21	
15,400km	15,400km	15,400km	15,400km	15,400km	15,400km



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

- ・新幹線鉄道の整備  
整備新幹線については、現在、北海道新幹線（新青森～新函館間）、東北新幹線（八戸～新青森間）、北陸新幹線（長野～白山総合車両基地間）、九州新幹線鹿児島ルート（博多～新八代間）、九州新幹線長崎ルート（武雄温泉～諫早間）の5路線の建設が着実に進められている。  
予算額：整備新幹線整備事業費補助 143,933百万円（平成21年度。補正予算含む。）
- ・鉄道駅総合改善事業  
鉄道利用者の安全性や利便性の向上を図るために、土地区画整理事業や自由通路の整備等の都市側事業と一体的に鉄道駅のホームやコンコースの拡幅等駅機能の総合的な改善を進めてきており、京急電鉄（京急蒲田駅）等において実施している。  
予算額：鉄道駅総合改善事業費補助 1,151百万円（平成21年度）
- ・新線調査  
新幹線新線調査については、全国新幹線鉄道整備法第5条に基づき、新幹線鉄道の建設に関し必要な事項を調査するものであり、平成21年度は、中央新幹線東京都・大阪市間について、供給輸送力、施設・車両の技術開発、建設費等に関する調査を実施した。  
予算額：新線調査費等補助金 320百万円の内数（平成21年度。補正予算含む。）  
（税制特例）
  - ・東北、北陸、九州新幹線の新線建設により取得する鉄道施設に係る特例措置（固定資産税）  
5年度分1/6、その後5年度分1/3  
減収額 6,258百万円（平成21年度）
  - ・整備新幹線の開業に伴いJRから譲渡された並行在来線に係る特例措置  
（登録免許税・不動産取得税）非課税  
減収額 0百万円（平成21年度）  
（固定資産税・都市計画税）20年度分1/2  
減収額 135百万円（平成21年度）
  - ・補助を受けて鉄道駅総合改善事業により取得する鉄道施設に係る特例措置（固定資産税）  
5年度分3/4  
減収額 53百万円（平成21年度）

### 関連する事務事業の概要

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### （指標の動向）

整備新幹線について、平成22年12月に開業予定である東北新幹線八戸～新青森間では約97%（平成21年度事業費までの累計）、平成23年3月に開業予定である九州新幹線（鹿児島ルート）博多～新八代間では約96%（平成21年度事業費までの累計）が進捗していることから平成23年度における目標値達成が見込まれ、順調な進捗状況である。

これまで、平成14年12月の東北新幹線盛岡～八戸間の開業、平成16年3月の九州新幹線（鹿児島ルート）新八代～鹿児島中央間の開業や、東海道新幹線品川駅の開業等を含む平成15年10月のダイヤ改正による、新幹線と在来線の接続の改善をはじめ、各路線における施設改良や新型車両の導入、ダイヤ改正による接続時間の短縮等によって、3時間圏の拡大が進んできたところである。

例えば、博多と鹿児島中央との所要時間は、九州新幹線新八代～鹿児島中央間の開業により、3時間40分（在来線利用）から2時間11分に大幅に短縮している。

今後、平成22年度中の東北新幹線八戸～新青森間、九州新幹線（鹿児島ルート）博多～新八代間の開業及び在来線との接続の円滑化等により、新たに3時間圏の増加が見込まれ、全国一日交通圏の形成に一層寄与すると考えられる。

#### （事務事業の実施状況）

整備新幹線については、以下の区間について現在建設中である。

- ・北海道新幹線 新青森～新函館間
- ・東北新幹線 八戸～新青森間
- ・北陸新幹線 長野～白山総合車両基地間
- ・九州新幹線（鹿児島ルート）博多～新八代間
- ・九州新幹線（長崎ルート）武雄温泉～諫早間
- ・鉄道駅総合改善事業

鉄道駅の総合改善事業については、土地区画整理事業や自由通路の整備等の都市側事業と一体的に鉄道駅の

ホームやコンコースの拡幅等駅機能の総合的な改善を行うための施設整備に対し、鉄道駅総合改善事業費補助を実施した。

・ 新線調査

新幹線新線調査については、全国新幹線鉄道整備法第5条に基づき、新幹線鉄道の建設に関し必要な事項を調査するものであり、平成21年12月には、中央新幹線東京都・大阪市間について、供給輸送力、施設・車両の技術開発、建設費用等に関する調査報告書が提出された。

**課題の特定と今後の取組みの方向性**

5大都市からの鉄道利用所要時間は、営業キロ15,400kmで3時間以内の到達を可能としており、さらに平成22年12月に東北新幹線八戸～新青森間(82km)、平成23年3月に九州新幹線博多～新八代間(130km)が開業を予定しているなど、目標年度における目標値の達成に向けて順調に整備が進んでいることから、A-2と評価。

今後とも、整備新幹線の着実な整備を進めるとともに、在来線との接続の円滑化に向けた鉄道事業者及び沿線自治体の取組を支援し、新幹線と在来線が一体となったネットワークの形成を推進する。

**平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項**

(平成22年度)

なし

(平成23年度以降)

なし

**担当課等(担当課長名等)**

担当課：鉄道局幹線鉄道課(課長 佐々木 良)

関係課：鉄道局鉄道業務政策課(課長 堀家 久靖)

鉄道局施設課(課長 高橋 俊晴)

**業績指標 172**

国際拠点空港と都心部との間の円滑な鉄道アクセスの実現（都心部との間の鉄道アクセス所要時間が30分以内である三大都市圏の国際空港の数）

**評価**

A-2	目標値： 3 空港（平成22年度） 実績値： 2 空港（平成21年度） 初期値： 2 空港（平成19年度）
-----	---

**（指標の定義）**

- ・新たな空港アクセス鉄道の整備等により、成田国際空港を含めて三大都市圏の国際空港から都心部までの所要時間が30分以内となることを目標とした指標である。
- ・三大都市圏の国際空港：成田国際空港、関西国際空港及び中部国際空港

**（目標設定の考え方・根拠）**

- ・平成22年度の開業に向けて成田高速鉄道アクセスの整備を実施し、平成22年度には三大都市圏とも所要時間30分台の実現を目指す。（社会資本整備重点計画に記載）

**（外部要因）**

なし

**（他の関係主体）**

地方公共団体（協調補助等）・鉄道事業者（事業主体）

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

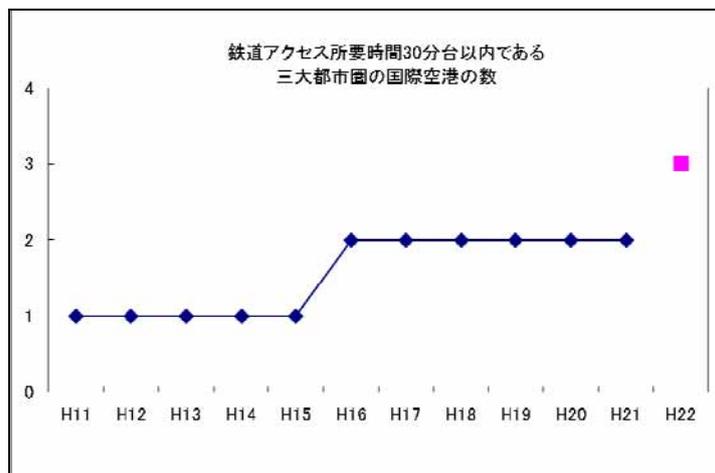
**【閣決（重点）】**

社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章に記載あり」

**【その他】**

なし

過去の実績値					（年度）
H17	H18	H19	H20	H21	
2 空港	2 空港	2 空港	2 空港	2 空港	



**事務事業の概要**

**主な事務事業の概要**

空港アクセス鉄道等整備事業費補助（平成20年度より「ニュータウン鉄道等整備事業費補助」を改称）(◎)  
 ・空港アクセス利便の向上のために、建設費等の一部（国の補助率は対象事業費の18%。ただし成田高速鉄道アクセスに関しては3分の1）を補助している。

予算額 3.4 億円（平成21年度）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

（税制特例）

- ・新規営業路線の開業により取得する鉄軌道施設に係る特例措置（固定資産税）

5年度分1/3、その後5年度分2/3

減収額 5.1 億円（平成21年度）

**関連する事務事業の概要**

該当なし

**測定・評価結果**

**目標の達成状況に関する分析**

(指標の動向)

成田高速鉄道アクセス線については、平成22年7月17日に開業予定であり、目標年度の平成22年度に目標値を達成する見込みである。

(事務事業の実施状況)

空港アクセス鉄道等整備事業費補助による整備を実施している。なお、成田高速鉄道アクセスを整備するにあたり、対象事業費に対する補助率を嵩上げ(18%→1/3)した。

**課題の特定と今後の取組みの方向性**

平成22年7月17日に成田高速鉄道アクセス線について開業の予定であることから、A-2と評価した。当該整備により、成田国際空港と都心部とが30分台で結ばれる予定である。

**平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項**

(平成22年度)

なし

(平成23年度以降)

なし

**担当課等(担当課長名等)**

担当課：鉄道局都市鉄道課(課長 米田 浩)

**業績指標 173**

都市鉄道（三大都市圏）の整備路線延長（①東京圏、②大阪圏、③名古屋圏；カッコ内は複々線化区間延長）

評価	
①A-2 ②A-2 ③A-2	目標値：東京圏 2, 399 (複々線化区間 216) km (平成23年度)
	大阪圏 1, 591 (複々線化区間 135) km (平成23年度)
	名古屋圏 925 (複々線化区間 2) km (平成23年度)
	実績値：東京圏 2, 384 (複々線化区間 216) km (平成21年度)
	大阪圏 1, 554 (複々線化区間 135) km (平成21年度)
	名古屋圏 924 (複々線化区間 2) km (平成21年度)
	初期値：東京圏 2, 353 (複々線化区間 211) km (平成18年度)
	大阪圏 1, 552 (複々線化区間 135) km (平成18年度)
	名古屋圏 925 (複々線化区間 2) km (平成18年度)

**(指標の定義)**

平成23年度までに完成が予定されている地下鉄等の新線の延長を加えた都市鉄道（三大都市圏）の路線の営業キロの延長。（複々線化されている区間の営業キロの延長については、括弧内に示した。）

- ・「都市鉄道」とは、大都市圏における旅客輸送を行う鉄道及び軌道のことをいう。
- ・「三大都市圏」とは、東京駅、大阪駅、名古屋駅を中心とした、概ね半径50km（名古屋は40km）の範囲をいう。

**(目標設定の考え方・根拠)**

現況値に、平成23年度までに完成が予定されている路線の延長を加え設定。今後は速達性の向上・相互直通運転化・乗り継ぎ円滑化により、鉄道ネットワーク全体としての利便性向上を目指す。

**(外部要因)**

営業路線の一部廃止

**(他の関係主体)**

地方公共団体（協調補助等）、鉄道事業者（事業主体）

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

**【閣決（重点）】**

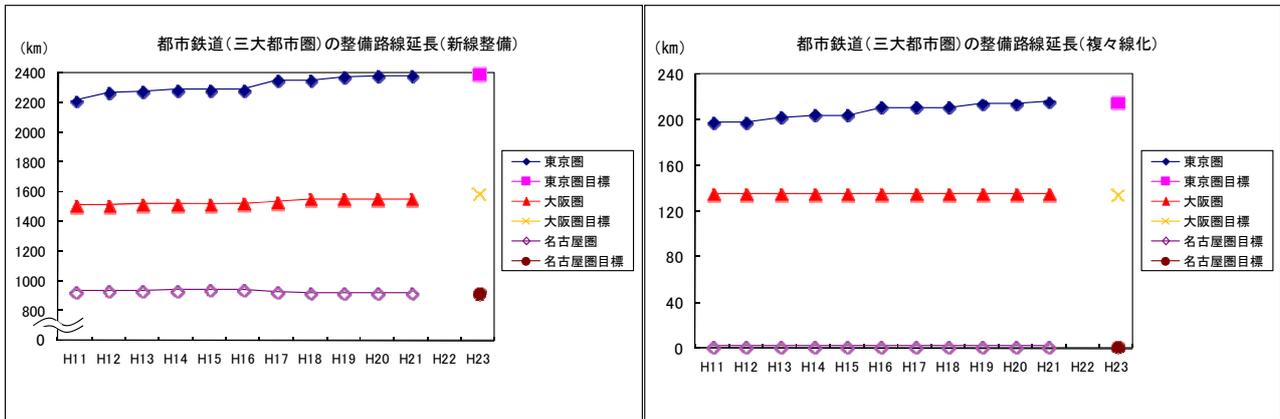
なし

**【その他】**

なし

過去の実績値（km）					(年度)
H17	H18	H19	H20	H21	
東京圏 2, 353 (211)	東京圏 2, 353 (211)	東京圏 2, 376 (214)	東京圏 2, 384 (214)	東京圏 2, 384 (216)	
大阪圏 1, 536 (135)	大阪圏 1, 552 (135)	大阪圏 1, 554 (135)	大阪圏 1, 554 (135)	大阪圏 1, 554 (135)	
名古屋圏 933 (2)	名古屋圏 925 (2)	名古屋圏 925 (2)	名古屋圏 924 (2)	名古屋圏 924 (2)	

※（ ）は複々線化区間延長



**事務事業の概要**  
**主な事務事業の概要**

- ・地下高速鉄道整備事業費補助  
 大都市圏の交通混雑を緩和するために、地下高速鉄道建設費等の一部（国の補助率は対象事業費の35%）を補助している。  
 予算額29.5億円（平成21年度）
- ・空港アクセス鉄道等整備事業費補助（平成20年度より「ニュータウン鉄道等整備事業費補助」を改称）  
 空港アクセス鉄道等の建設を促進するために、建設費等の一部（国の補助率は対象事業費の15%等）を補助している。  
 予算額3.4億円（平成21年度）
- ・都市鉄道利便増進事業費補助  
 都市鉄道等利便増進法に基づく速達性向上事業による連絡線の建設費等の一部（国の補助率は対象事業費の3分の1）を補助している。  
 予算額2.9億円（平成21年度）  
 （税制特例）
- ・新規営業路線の開業により取得する鉄軌道施設に係る特例措置（固定資産税）  
 5年度分1/3、その後5年度分2/3  
 減収額 5.1億円（平成21年度）
- ・特定鉄道事業者により新たに敷設された鉄道施設に係る特例措置（固定資産税）  
 5年度分1/4、その後5年度分1/2  
 減収額 2.4億円（平成21年度）
- ・鉄道事業者等により新たに建設された変電所に係る特例措置（固定資産税）  
 5年間3/5  
 減収額 3億円（平成21年度）
- ・都市鉄道利便増進事業により鉄道・運輸機構が取得する市街地の区域又は飛行場・周辺地域内のトンネルに係る非課税措置（固定資産税）  
 非課税  
 減収額 0億円（平成21年度）
- ・都市鉄道利便増進事業により取得する鉄道施設等に係る特例措置（固定資産税・都市計画税）  
 5年度分2/3  
 減収額 0億円（平成21年度）

**関連する事務事業の概要**  
 該当なし

**測定・評価結果**  
**目標の達成状況に関する分析**

- （指標の動向）
- ・整備路線延長は、毎年着実に進展が見られ、この5年間の三大都市圏合計の整備延長は40kmである。
- （事務事業の実施状況）
- ・地下高速鉄道整備事業費補助に関しては、準公営事業者に対する補助率を平成13年度より公営事業者並に高めた。
  - ・都市鉄道等利便増進法に基づく連絡線等の整備に対する補助として、平成17年度に都市鉄道利便増進事業費補助を創設した。
  - ・平成21年度は、新線は整備されていない。

**課題の特定と今後の取組みの方向性**

- ・都市鉄道の整備路線延長の実績値については、三大都市圏合計、東京圏において昨年実績値より伸びており、今後も整備を推進していくことから、A-2と評価した。
- ・相互直通運転やスピードアップ等により到達時間の短縮を図るとともに、乗り継ぎ利便を向上すること等により、鉄道ネットワーク全体の利便性向上を目指す。

**平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項**  
 （平成22年度）  
 なし  
 （平成23年度以降）  
 なし

**担当課等（担当課長名等）**  
 担当課： 鉄道局都市鉄道課（課長 米田 浩）

**業績指標 174**

都市鉄道（東京圏）の混雑率

**評価**

A-2	目標値：165%（平成23年度） 実績値：167%（平成21年度） 初期値：170%（平成18年度）
-----	--

**（指標の定義）**

東京圏のJR、民鉄及び地下鉄の主要区間の平均混雑率。

- ・東京圏とは、東京駅を中心とした概ね50km範囲をいう。
- ・混雑率とは、最混雑時間帯1時間あたりの列車の混み具合を示す数値であり、 $\text{輸送人員} \div \text{輸送力} \times 100 (\%)$ で算出されるものである。

**（目標設定の考え方・根拠）**

当面の目標である主要区間の平均混雑率を150%以内とするべく、まずは、平成23年度までの目標を165%としている。これは、平成23年度までに整備が予定されている鉄道路線の開業及び今後の輸送需要動向等に基づく値である。

**（外部要因）**

少子高齢化等の人口動態

**（他の関係主体）**

地方公共団体（協調補助等）、鉄道事業者（事業主体）

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

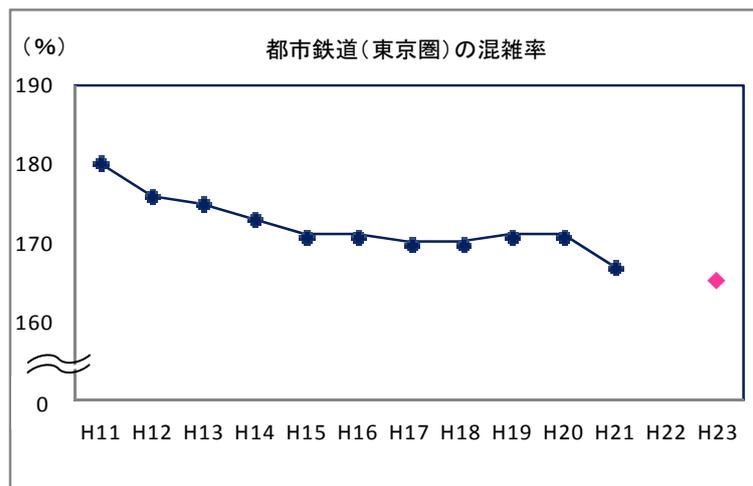
**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

なし

過去の実績値					（年度）
H17	H18	H19	H20	H21	
170%	170%	171%	171%	167%	



**事務事業の概要**

**主な事務事業の概要**

- ・地下高速鉄道整備事業費補助  
大都市圏の交通混雑を緩和するために、地下高速鉄道建設費等の一部（国の補助率は対象事業費の35%）を補助している。  
予算額295億円（平成21年度）
- ・空港アクセス鉄道等整備事業費補助（平成20年度より「ニュータウン鉄道等整備事業費補助」を改称）  
空港アクセス鉄道等の建設を促進するために、建設費等の一部（国の補助率は対象事業費の15%等）を補助している。

<p>予算額 3.4 億円 (平成 21 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都市鉄道利便増進事業費補助 都市鉄道等利便増進法に基づく速達性向上事業による連絡線の建設費等の一部 (国の補助率は対象事業費の 3 分の 1) を補助している。</li> </ul> <p>予算額 2.9 億円 (平成 21 年度) (税制特例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新規営業路線の開業により取得する鉄軌道施設に係る特例措置 (固定資産税) 5 年度分 1 / 3、その後 5 年度分 2 / 3 減収額 5.1 億円 (平成 21 年度)</li> <li>特定鉄道事業者により新たに敷設された鉄道施設に係る特例措置 (固定資産税) 5 年度分 1 / 4、その後 5 年度分 1 / 2 減収額 2.4 億円 (平成 21 年度)</li> <li>都市鉄道利便増進事業により鉄道・運輸機構が取得する市街地の区域又は飛行場・周辺地域内のトンネルに係る非課税措置 (固定資産税) 非課税 減収額 0 億円 (平成 21 年度)</li> <li>都市鉄道利便増進事業により取得する鉄道施設等に係る特例措置 (固定資産税・都市計画税) 5 年度分 2 / 3 減収額 0 億円 (平成 21 年度)</li> <li>環境に優しい鉄道の利用促進及びエネルギーに資する旅客鉄道車両に係る特別措置 (固定資産税) 5 年度分 1 / 2 減収額 7.29 億円 (平成 21 年度)</li> </ul>
---

**関連する事務事業の概要**

該当なし
------

**測定・評価結果**

**目標の達成状況に関する分析**

<p>(指標の動向)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 21 年度の都市鉄道 (東京圏) の混雑率は、16.7% となり、拡幅車両の導入等による輸送力の増強、景気低迷に伴う輸送量の減少等により前年度から 4% 改善する結果となった。</li> </ul> <p>(事務事業の実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地下高速鉄道整備事業費補助に関しては、準公営事業者に対する補助率を平成 13 年度より公営事業者並に高めた。</li> <li>都市鉄道等利便増進法に基づく連絡線等の整備に対する補助として、平成 17 年度に都市鉄道利便増進事業費補助を創設した。</li> </ul>
---

**課題の特定と今後の取組みの方向性**

<ul style="list-style-type: none"> <li>都市鉄道の新線整備等による輸送力の増強等と、少子高齢化に伴う通学客の減少等による輸送需要の頭打ちと相まって、混雑率の低減が図られるものと予測されることから、A-2 と評価した。</li> <li>依然として混雑の激しい区間も存在することから、引き続き混雑緩和に取り組んでいく必要がある。東京圏については、当面、主要区間の平均混雑率を全体として 15.0% 以内とするとともに、すべての区間のそれぞれの混雑率を 18.0% 以内とすることを目標とする (運輸政策審議会答申 19 号)。</li> </ul>
--

**平成 22 年度以降における新規の取組みと見直し事項**

<p>(平成 22 年度)</p> <p>なし</p> <p>(平成 23 年度以降)</p> <p>なし</p>
---

**担当課等 (担当課長名等)**

担当課： 鉄道局都市鉄道課 (課長 米田 浩)
-------------------------

**業績指標 175**

経営基盤の脆弱な地方鉄道事業者のうち、鉄道の活性化計画を策定し、実行しているものの割合

評 価	
A-2	目標値： 60% (平成23年度) 実績値： 61% (平成21年度) 初期値： 39% (平成18年度)

**(指標の定義)**

経営基盤の脆弱な地域鉄道事業者が地域関係者（沿線自治体・住民・NPO・法人等）と連携し、鉄道を活性化するために策定される計画（再生計画、LRT整備計画又は地域公共交通総合連携計画のいずれかをいう。以下「活性化計画」という。）に基づき、活性化策を実行している地域鉄道事業者の割合（各計画の二重計上はしない）。

**(目標設定の考え方・根拠)**

今後、地域鉄道の活性化を図っていく上では、鉄道事業者自身の取組に加え、地方自治体をはじめとする沿線地域の関係者による積極的な関与が不可欠となっていることから、その環境整備に努めていく必要がある。そのため、経営基盤の脆弱な全ての地域鉄道事業者に鉄道の活性化に係る計画策定の助言・指導を行い、着実に実行されることを目指す。

平成17年～平成18年に策定された活性化計画の伸び（4社）を平成23年まで最低限維持した場合、平成23年度末の策定事業者は59社となる。→分子59社/分母99社（平成18年度末現在）＝60%

**(外部要因)**

なし

**(他の関係主体)**

地域関係者（地方自治体・沿線住民・企業）、鉄道事業者の参入、撤退

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

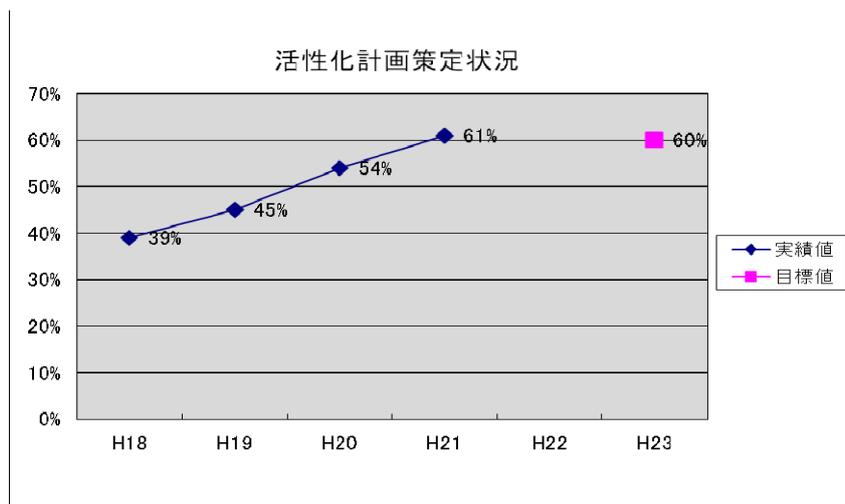
**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

なし

過去の実績値					(年度)
H17	H18	H19	H21	H21	H21
—	39%	45%	54%	61%	61%



**事務事業の概要**

**主な事務事業の概要**

- ・鉄道軌道輸送高度化事業費補助金

地域鉄道について、地域公共交通活性化・再生法に基づき、自治体と鉄道事業者等が連携して実施する「公営民営」方式等の事業再構築に係る地域の意欲的な取組に対して重点的に支援するほか、保安度の向上、輸送の継続に資する設備投資に対し支援を行う。

<p>予算額：2, 223百万円（平成21年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・LRTシステム整備費補助金 <ul style="list-style-type: none"> <li>速達性に優れ、バリアフリーや環境にも優しい利用者本位の交通体系の構築を促進する観点から、まちづくりと連携したLRTシステムの整備を推進するため、低床式車両その他のLRTシステムの構築に不可欠な施設の整備を行う鉄軌道事業者に対し支援を行う。</li> <li>予算額：203百万円（平成21年度）</li> </ul> </li> <li>・地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金 <ul style="list-style-type: none"> <li>地域公共交通活性化・再生法の目的を達成するため、同法を活用し、地域の多様なニーズに応えるために、鉄道、コミュニティバス・乗合タクシー、旅客船等の多様な事業に取り組む地域の協議会に対し支援を行う。</li> <li>予算額：4, 400百万円の内数（平成21年度）</li> </ul> </li> </ul> <p>（税制特例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道軌道輸送高度化事業費補助等を受けて取得する安全性向上設備に係る特例措置（固定資産税） <ul style="list-style-type: none"> <li>5年度分1/2（緊急に整備する必要があるものは5年度分1/4）</li> <li>減収見込額 0. 4億円（平成21年度）</li> </ul> </li> <li>・鉄道事業再構築事業等に係る特例措置（登録免許税・不動産取得税・固定資産税・都市計画税） <ul style="list-style-type: none"> <li>登録免許税 所有権の移転登記8/1000、地上権・賃借権の移転登記4/1000</li> <li>不動産取得税 非課税</li> <li>固定資産税・都市計画税 5年度分1/4</li> <li>減収見込額 0. 03億円（平成21年度）</li> </ul> </li> <li>・低床型路面電車の特別償却制度（法人税） <ul style="list-style-type: none"> <li>基準取得価額（取得価額の40%相当額）の20%</li> <li>減収見込額 0億円（平成21年度）</li> </ul> </li> <li>・低床型路面電車に係る特例措置（固定資産税） <ul style="list-style-type: none"> <li>5年度分1/4</li> <li>減収見込額 0. 02億円（平成21年度）</li> </ul> </li> </ul>
--

**関連する事務事業の概要**

該当なし
------

**測定・評価結果**

**目標の達成状況に関する分析**

<p>（指標の動向）</p> <p>活性化計画が毎年4ポイント増していくものと設定していたが、平成20年度は9ポイント、平成21年度は7ポイント増の61%となり前倒しで目標を達成した。</p> <p>（事務事業の実施状況）</p> <p>【鉄道軌道輸送高度化事業費補助金】</p> <p>平成21年度より、補助対象となる事業を「計画安全事業」、「輸送継続支援事業」及び「鉄道事業再構築事業」に再編・整理し、全ての事業について補助率を1/3とするとともに、補助対象事業者に係る要件を緩和した。</p> <p>【幹線鉄道等活性化事業費補助】</p> <p>平成21年度より、潜在的な鉄軌道利用ニーズが大きい地方都市やその近郊の路線等について、地域公共交通活性化・再生法に基づく総合連携計画の枠組みを活用して、大幅な利便性向上等を図る「コミュニティ・レール化」に対する支援（連携計画事業）を追加した。</p> <p>【地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金】</p> <p>地域の多様なニーズに応えるために、鉄道等の多様な事業に取り組む地域の協議会に対し、パッケージで一括支援する「地域公共交通活性化・再生総合事業」により、地域の創意工夫ある自主的な取組みを促進した結果、着実に効果が現れている。</p>
--

**課題の特定と今後の取組みの方向性**

平成21年度に活性化計画を策定した事業者が7ポイント増で初期目標を前倒しで達成していることからA-2と評価した。初期に設定した目標を達成したため、新たに目標を設定し直し、今後とも活性化計画が策定されるよう鉄道事業者及び沿線自治体等を後押しする。
--

**平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項**

<p>（平成22年度）</p> <p>【鉄道軌道輸送対策事業費補助金】</p> <p>平成21年度の行政刷新会議『事業仕分け』において、財団法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構を通さず国が直接補助を実施すべきと指摘を受けたため、平成22年度より「鉄道軌道輸送高度化事業費補助金」を、安全性向上のために必要な設備の整備等に要した費用に特化して補助を行う「鉄道軌道輸送対策事業費補助金」へと改編し、各事業者に国が直接補助金を交付する。</p> <p>（平成23年度以降）</p> <p>なし</p>
--

**担当課等（担当課長名等）**

<p>担当課：鉄道局 財務課（課長 松本 年弘）</p> <p>鉄道局 財務課 地域鉄道支援室（室長 横田 孝洋）</p>
---

# ○活 力

## 政策目標 8

都市・地域交通等の快適性、利便性の向上

### 施策目標 30

地域公共交通の維持・活性化を推進する

地域公共交通は、地域の経済活動、住民の日常生活や社会生活を支える基盤として必要不可欠なものであり、観光振興やまちづくりの促進による地域活性化、環境問題への対応といった観点からも、地域公共交通の維持・活性化は非常に重要な課題である。

### 業績指標

176	地域の関係者による地域公共交通に関する総合的な計画の策定件数
177	バスロケーションシステムが導入された系統数
178	地方バス路線の維持率
179	有人離島のうち航路が就航されている離島の割合
180	生活交通手段として航空輸送が必要である離島のうち航空輸送が維持されている離島の割合

## 【評価結果の概要】

### （必要性）

地域公共交通は、地域の経済活動、住民の日常生活や社会生活を支える基盤として必要不可欠なものであり、観光振興やまちづくりの促進による地域活性化、環境問題への対応といった観点からも、その維持・活性化は非常に重要である。しかしながら、近年、地域によっては公共交通機関の運行（運航）便数の減少などによる公共交通サービス水準の低下や、公共交通事業者の不採算路線からの撤退による交通空白地帯が出現している等の状況がみられ、地域公共交通を巡る環境は非常に厳しい状況にある。そのため地域公共交通の維持・活性化に資する当該施策を推進する必要がある。

### （有効性）

本施策の具体的措置として、地方バス・地域鉄道・離島航路・離島航空路の維持・活性化等に対して支援を行った結果、「地域の関係者による地域公共交通に関する総合的な計画の策定件数」や「バスロケーションシステムが導入された系統数」などについて、目標値を達成しているもしくはほぼ維持していることから、A評価としたところ。「地方バス路線の維持率」など一部B評価としたものもあるが、全体的に施策目標の達成に向けた順調な推移を示していることから、これらの取組は有効に機能してきたものと評価できる。

地域公共交通の維持のうち、交通事業者による経営努力による維持・整備を基本としつつも、施策の実施により、事業として成立し難い地域での地域住民の日常生活に必要な生活交通については、施策の実施により確保されているところである。

また、地域公共交通の維持も含めた活性化・再生については、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」及びこれに関連する施策の実施により、多種多様な地域のニーズや課題に的確に対応した、地域の独自性、創意工夫による地域公共交通の活性化・再生についての意欲的な取組みが促進され、地域にとって最適な地域公共交通の活性化・再生を図るための環境整備が行われたところである。

以上のような効果的な施策を実施してきたことから、本施策は有効性が高いと評価できる。

### （効率性）

地域公共交通の維持については、国と地方との適切な役割分担を踏まえた上で実施されている。また、地域公共交通の活性化・再生については、地域のニーズ・課題はそれぞれの地域によって多種多様であるため、市町村、公共交通事業者等の地域の関係者が、地域公共交通の活性化・再生に関する総合的な検討、合意形成を行い、合意した内容を確実に実施する取組に対して、国が総合的に支援を行っている。このように地域の主体的な取組みに対して支援を行うなど、支援の重点化が図られており、上で述べた施策の有効性と照らし合わせて、効率的であると評価できる。

### （総合的評価）

地域公共交通は、地域の経済活動、住民の日常生活や社会生活を支える基盤として必要不可欠なものであり、観光振興やまちづくりの促進による地域活性化、環境問題への対応といった観点からも、その維持・活性化は非常に重要な課題であるため、「地域公共交通の維持・活性化を推進する」という施策目標の達成に向けて、本施策の具体的措置として、地方バス・地域鉄道・離島航路・離島航空路の維持・活性化等に対して支援を行った。

業績指標の実績値は、全体として目標達成に向けて施策が実施されていると言えるが、地域のニーズによりの確に対応するとともに、これらの取組をより促進するため、引き続き現在の施策を確実に実施するとともに、更に充実していくこととする。

#### （反映の方向性）

基本的には現在の施策を引き続き確実に実施するとともに、地域のニーズによりの確に対応し、これらの取組をより促進するため、鉄道・バス・タクシー・旅客船等の多様な事業に取り組む地域の協議会に対しパッケージで一括支援する「地域公共交通活性化・再生総合事業」により、引き続き地域の創意工夫ある自主的な取組みを推進する。また、交通基本法案と関連施策について、次期通常国会への法案提出に向けた準備を進めるとともに、23年度予算要求等に反映させる予定である。なお、地域の交通計画のあり方も含めて検討することとしており、指標等について見直す可能性がある。

**業績指標 176**

地域の関係者による地域公共交通に関する総合的な計画の策定件数

**評 価**

A-2	目標値：300件（平成24年度） 実績値：398件（平成21年度） 初期値：60件（平成19年度）
-----	---

**（指標の定義）**

業績指標は「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく地域公共交通総合連携計画の策定件数とする。地域における公共交通の活性化・再生のためには、地域の多種多様なニーズに応じるため、地域の関係者が、地域の真のニーズや問題を精査した上で、公共交通のあり方について総合的な交通計画を策定することが有効である。こうした観点から、地域公共交通総合連携計画の策定件数は地域公共交通の活性化・再生について地域の積極的な取組を反映した指標となる。

**（目標設定の考え方・根拠）**

地域公共交通総合連携計画の策定件数について、初期値については法律施行後初年度となる平成19年度の連携計画の策定件数（60件）を設定し、目標年次までに各地方運輸局等毎に30地域において連携計画が策定されていることを目標とし、10運輸局等を乗じた300件とした。

**（外部要因）**

なし

**（他の関係主体）**

総務省、公安委員会、環境省、市町村（計画策定主体）等

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

- ・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）
- ・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（平成20年法律第49号）
- ・「日本経済の進路と戦略」（平成20年1月18日）
  - i) 生活者の暮らしの確保（医療、福祉、居住、安全確保、環境保全、公共交通、情報通信基盤等）（中略）という3分野を柱に、雇用、教育、都市機能、地域コミュニティ等の分野を含めて施策を体系化し、一体的な施策展開を図る。〔第3章（1）〕
- ・「経済財政改革の基本方針2008」（平成20年6月27日）
  - 「地域公共交通活性化法」に基づき、住民の足の確保に対し支援する。〔第2章 2.（1）【具体的手段】（2）〕
- ・「新経済成長戦略のフォローアップと改訂」（平成20年9月19日）
  - 地域公共交通の活性化・再生に向けた支援の充実〔第1編 I 第3章 第1節〕
  - 地域コミュニティの活性化を図るため、鉄道、コミュニティバス・乗合タクシー、旅客船等の地域公共交通に関して、市町村、公共交通事業者、地域住民等による地域の創意工夫ある自主的な取組に対する支援の充実を図る。〔第2編 III 1（2）⑤ 7）〕
- ・「明日の安心と成長のための緊急経済対策」（平成21年12月8日）
  - 「通勤交通グリーン化推進プログラム」の推進
    - ・「グリーン通勤の日」の設定などにより、マイカーから自転車、鉄道、バス等への転換を促進する取組を推進〔II. 2. <成長戦略への布石>（3）○交通・産業における環境配慮の取組への支援等（イ）〕
- ・「地域再生基本方針（一部変更）」（平成22年4月23日）
  - 地域の活力を支える交通施策の推進を目的とした施策を推進する。〔2（1）⑥〕
- ・新成長戦略（平成22年6月18日）
  - 交通基本法の制定と関連施策の実施〔成長戦略実行計画（工程表）I 1〕

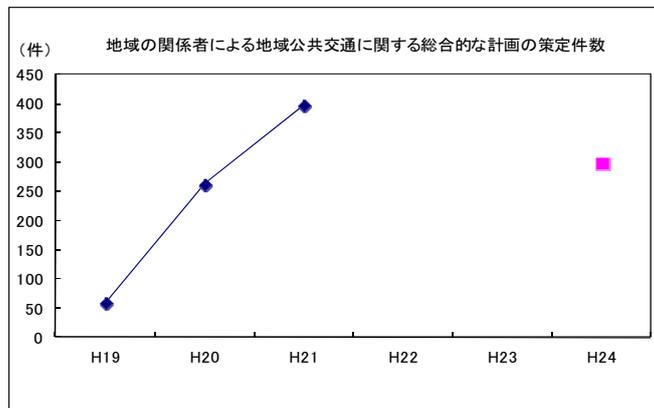
**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

なし

過去の実績値					（年度）
H17	H18	H19	H20	H21	
-	-	60件	263件	398件	



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

- 地域公共交通活性化・再生総合事業  
地域公共交通活性化・再生法の目的を達成するため、同法を活用し、地域の多様なニーズに応えるために、鉄道、コミュニティバス・乗合タクシー、旅客船等の多様な事業に取り組む地域の協議会に対し、パッケージで一括支援することにより、地域の創意工夫ある自主的な取組みを促進する。予算額：4.4億円（平成21年度）

### 関連する事務事業の概要

- 地域公共交通活性化・再生調査事業  
地域公共交通活性化・再生のための人材の育成や、DMV（デュアルモードビークル：線路と道路の両方の走行が可能な車両）等の新たな交通システムの普及促進のため、実証調査等を行う。予算額1.3億円（平成21年度、以下同じ）
- 公共交通活性化総合プログラム  
地域交通について専門的知見を有する地方運輸局が主体となって地域住民、NPO、交通事業者、地方自治体など関係者間でコンセンサスづくりを行い、その具体化、実現を図る。予算額2.7億円

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### （指標の動向）

平成21年度においても、大幅に実績値が増加した結果、24年度の目標値である300件を上回り、今後も引き続き件数の増加が見込まれることから、当該指標の進捗状況は順調であるといえる。

#### （事務事業の実施状況）

地域の関係者に対するセミナー・研修など地域公共交通の維持・活性化の推進に対する取り組みに加え、地域公共交通活性化・再生法の目的を達成するため、同法を活用し、地域の多様なニーズに応えるために、鉄道、コミュニティバス・乗合タクシー、旅客船等の多様な事業に取り組む地域の協議会に対し、パッケージで一括支援する「地域公共交通活性化・再生総合事業」により、地域の創意工夫ある自主的な取組みを促進した結果、当該指標の実績値が増加するなど効果が現れている。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標は24年度の目標値である300件を上回り、今後も引き続き件数の増加が見込まれることから、A-2と評価した上で、目標値については、21年度までの実績推移を勘案し、目標年次までに各地方運輸局等毎に80地域において連携計画が策定されていることを目標とし、10運輸局等に乗じた800件に見直すこととした。引き続き、地域の創意工夫ある自主的な取組みを促進する。

## 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

事業仕分けにおいては、地域公共交通活性化・再生総合事業について、「各自治体の判断に任せる（長期的には財源を移して各自治体の判断に任せるべき）」、公共交通活性化総合プログラムについて、「廃止」ととりまとめられ、さらに、行政事業レビュー（公開プロセス）においては、地域公共交通活性化・再生総合事業について、「一旦廃止ただし、政策目的はご理解頂いたので、政策目的を達成するため、交通基本法の検討の中でより効果的な支援策に見直し」ととりまとめられたところ。

#### （平成22年度）

地域の創意工夫を活かして地域公共交通のサービス改善を図る「地域公共交通活性化・再生総合事業」について、タクシーの活性化・再生に係る事業に要する経費を補助対象として追加した。

#### （平成23年度以降）

交通基本法案と関連施策について、次期通常国会への法案提出に向けた準備を進めるとともに、23年度予算要求等に反映させる予定である。なお、地域の交通計画のあり方も含めて検討することとしており、指標等について見直し可能性がある。

## 担当課等（担当課長名等）

担当課：総合政策局交通計画課（課長 山口 勝弘）  
 関係課：鉄道局財務課（課長 松本 年弘）  
 自動車交通局旅客課（課長 石崎 仁志）  
 海事局内航課（課長 蝦名 邦晴）  
 航空局空港部環境・地域振興課（課長 加松 正利）

**業績指標 177**

バスロケーションシステムが導入された系統数

**評 価**

A-2	目標値：9,000系統（平成24年度） 実績値：9,054系統（平成20年度） 初期値：7,067系統（平成18年度）
-----	---

**(指標の定義)**

バスロケーションシステムを導入した乗合バスの系統数

**(目標設定の考え方・根拠)**

近年における実績のトレンドを推計し、それに対応した目標値を設定

**(外部要因)**

なし

**(他の関係主体)**

バス事業者（事業主体）、地方自治体（協調補助）

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

**【閣決（重点）】**

なし

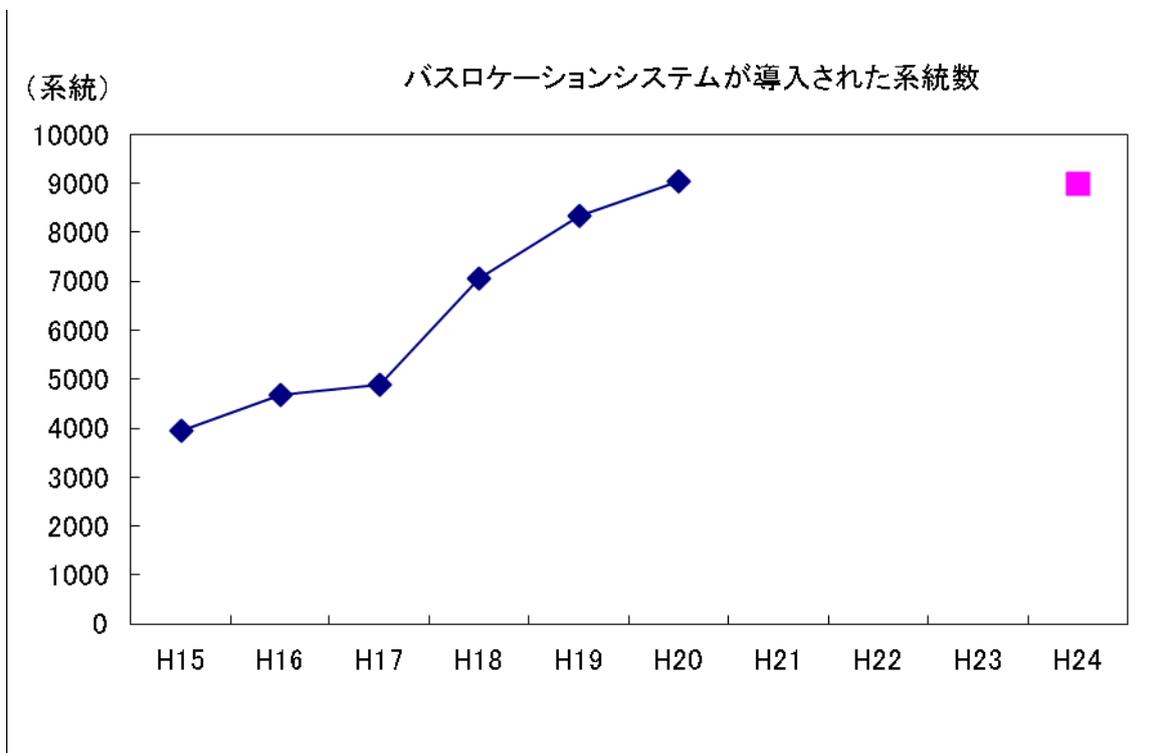
**【その他】**

なし

**過去の実績値**

(年度)

H17	H18	H19	H20	H21
4,901系統	7,067系統	8,349系統	9,054系統	集計中



**事務事業の概要**

**主な事務事業の概要**

自家用車と公共交通機関のバランスのとれた交通体系を確立することにより、自動車交通の安全性の向上を図るため、オムニバスタウンの整備、日本型BRT、乗継施設などの整備等について地方公共団体と協調して支援する。

- 自動車運送事業の安全・円滑化等総合対策事業（バス関係） 予算額13.02億円（平成21年度）

## 関連する事務事業の概要

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

平成21年度の実績値は集計中であるが、バスロケーションシステムを導入した乗合バスの系統数の実績値は、平成19年度に8,349系統、平成20年度に9,054系統に達し、目標値9,000系統を達成した。平成18年度及び平成19年度は、前年度から大幅に系統数を増やしたが、これは今まで導入していなかった事業者が大規模に導入したことによるところが大きい。

#### (事務事業の実施状況)

平成21年度は自動車運送事業の安全・円滑化等総合対策事業として、バスロケーションシステムの導入等に対して16件の補助を行った。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

バスロケーションシステムの導入系統数の実績値は平成20年度に9,054系統に達し、目標値9,000系統を達成したため、A-2と評価し、近年における実績のトレンドと事業縮小に伴う影響を考慮の上推計し、それに対応した目標値を新たに設定し、10,000系統に更新することとした。

バスの利便性向上への取り組みは積極的に推進しているところであるが、バス利用者数は、昭和43年度をピークに減少傾向にある。近年利用者数は下げ止まりの状況ではあるが、バス停の環境、バス待ちのイライラ、情報提供のあり方など、利用者が感じているバス交通への不満は解消すべき課題として残っている。

そこで、今後も自動車運送事業の安全・円滑化等総合対策事業等の活用や関係機関との協力等により、バス事業者のサービス向上のための取り組みを支援し、利用者にとって魅力ある安全で安心なバスサービスの提供を可能とする環境整備に取り組んでいく必要がある。特にバスロケーションシステムは中小のバス事業者ではなかなか導入まで進まない現状であり、導入コスト以外にも運営コストを下げられる仕組みにも取り組んでいく必要がある。

## 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

#### (平成22年度)

平成21年度に実施された行政刷新会議事業仕分けにより、「自動車運送事業の安全・円滑化等総合対策事業（バス関係）」が、事業廃止（一部継続事業は十分に精査の上認める）となったことに伴い、21年度に実施していた事業の継続事業のみを補助対象とする。（予算額：6.23億円）

#### (平成23年度以降)

バスロケーションシステムに対する導入支援は、オムニバスタウン整備事業の中で行われる事業に限って支援の予定。

## 担当課等（担当課長名等）

担当課：自動車交通局旅客課（課長 石崎 仁志）

**業績指標 178**  
**地方バス路線の維持率**

**評価**

B-1	目標値： 100% (平成25年度) 実績値： 96.9% (平成21年度) 初期値： 97.1% (平成20年度)
-----	--

**(指標の定義)**  
 「地方バス路線」とは、生活交通確保のため、地域協議会における協議結果に基づき都道府県が策定した計画において維持が必要とされた広域的・幹線的路線であって都道府県知事が指定し、国土交通大臣が承認したものをいう。  
 「維持率」とは、国土交通大臣が承認した地方バス路線（毎年度承認）に対して引き続き運行されている当該路線（翌年度末）の割合。  
 (分子) = 評価年度末 (平成21年度末) に引き続き運行されている地方バス路線数  
 (分母) = 前々年度 (平成19年度) に都道府県知事が指定し、国土交通大臣が承認した地方バス路線数  
 ※平成21年度評価の場合

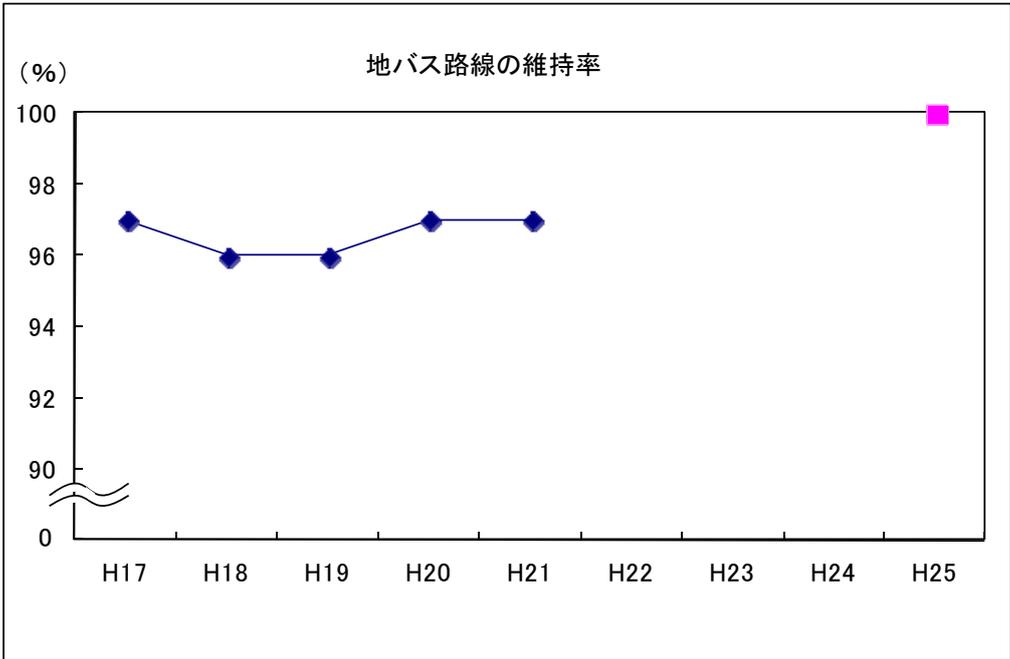
**(目標設定の考え方・根拠)**  
 都道府県策定の計画において維持が必要とされ、国として支援することとした地方バス路線が維持されることを目指す。

**(外部要因)**  
 なし

**(他の関係主体)**  
 ・総務省 (地方財政措置)  
 ・都道府県 (協調補助)

**(重要政策)**  
**【施政方針】**  
 なし  
**【閣議決定】**  
 なし  
**【閣決 (重点)】**  
 なし  
**【その他】**  
 なし

過去の実績値					(年度)
H17	H18	H19	H20	H21	
96.9%	95.9%	96.0%	97.1%	96.9%	



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

- 生活交通路線維持対策の実施  
国と地方の適切な役割分担のもと、地域協議会において維持・確保が必要と認められ、国が定める基準に適合する広域的・幹線的路線に対してその維持対策費を補助する。  
当初予算額 7 6 億円、補正予算額 5 億円（H 2 1 年度）

### 関連する事務事業の概要

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### （指標の動向）

平成 13 年度から国と地方の役割分担のもと、国は広域的・幹線的路線に重点化して支援してきており、平成 21 年度の実績値は 96.9%である。

これは、国が承認した平成 20 年 9 月末の路線数 1,867 路線のうち、平成 22 年 3 月末までに 58 路線が廃止となったためであるが、その内訳は類似系統の再編（28 路線）等によるもので、実質的には地域の生活交通は確保されており、毎年度ほぼ同じ割合で順調に推移している。

なお、国及び地方公共団体の補助によるもののほかに、バス事業者の自助努力により、地域の足の確保が図られてきているが、バス事業者を取り巻く経営環境は依然厳しいことから、利用者数の減少の著しい路線や類似系統を再編することにより運行コストの低減が図られているところである。

#### （事務事業の実施状況）

平成 21 年度においても国と地方の役割分担のもと、国は広域的・幹線的路線に重点化して支援し、生活交通路線維持対策を引き続き行っている。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

実質的に地域の生活交通は確保されているものの、業績指標の実績値が目標値を達成できていないことから、「B」と、当該補助金については平成 22 年度からは車両購入費補助を廃止し新たに車両の減価償却費等に要する経費の一部について補助を行う制度を創設するなど、施策の改善を図っていることから「1」と評価した。国土交通省としては、上記改善策を図りつつ、引き続き地域の生活交通に支障が生じないように、地域協議会に参画していくとともに、引き続き都道府県と協調して支援を行う。

## 平成 22 年度以降における新規の取組みと見直し事項

### （平成 22 年度）

平成 21 年度に実施された行政刷新会議事業仕分けにより、「地方バス路線運行維持対策」が「車両購入費補助を廃止との見直しを行う」とされたことに伴い、車両購入費補助を廃止し、路線維持費補助（インセンティブを含む）に補助事業を特化する。一方で、車両の買換は必要不可欠であるため、車両の減価償却等に要する経費の一部について補助を行う制度を別途措置する。

### （平成 23 年度以降）

なし

## 担当課等（担当課長名等）

担当課：自動車交通局旅客課（課長 石崎 仁志）

**業績指標 179**

有人離島のうち航路が就航されている離島の割合

**評価**

A-2

目標値：71%（平成22年度）  
 実績値：70%（平成21年度）  
 初期値：71%（平成17年度）

**(指標の定義)**

有人離島のうち航路が就航されている離島の割合

**(目標設定の考え方・根拠)**

有人離島においては、架橋等により交通手段が確保されている場合を除いては、定期的に運航する航路を確保し、維持する必要がある。平成17年国勢調査に基づく平成17年度における現況値71%の状況において、有人離島の島民の移動に支障なく航路が確保されていることから、引き続きこの割合を確保することを目標としたところである。

我が国における有人離島のうち海上運送法に規定する一般旅客定期航路が就航している離島を抽出し、その割合を算出。したがって、分母は有人離島数、分子はそのうち一般旅客定期航路が就航している離島数。

架橋等により交通手段が確保されている場合を除き、有人離島において航路を維持する必要があるものについて支援する。

**(外部要因)**

架橋の建設等に伴い、当該航路の利用者が減少し、航路廃止等となることが考えられる。

**(他の関係主体)**

地方公共団体（事業主体）

民間事業者（事業主体）

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

・規制改革推進のための3か年計画（再改定）（平成21年3月31日）

離島航路の維持・改善を図るため行われてきた国の補助金の交付について、事業者の経営努力を促進する観点から、民営航路における公設民営化や公営航路等における入札制による民間航路事業者への委託制度の導入を推進するとともに、事業者の合理化・増収に対するインセンティブ制度などを導入する。（Ⅱ11（3）及びⅢ17エ②b）

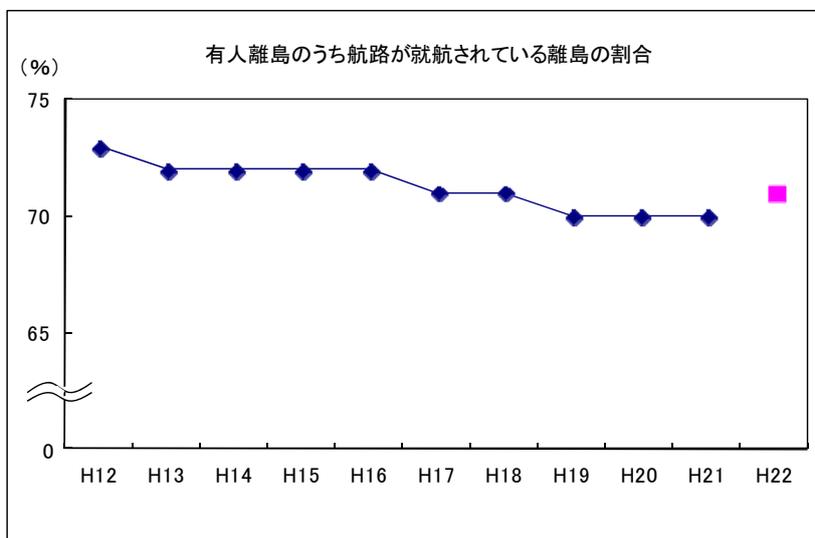
**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

なし

過去の実績値								(年度)
H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
73%	72%	72%	72%	72%	71%	71%	70%	70%
H21								
70%								



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

- ① 離島航路の維持・改善を図り、民生の安定及び向上に資するため、離島航路事業者に対し、その欠損の一部を補助する。  
予算額：40.5億円（平成21年度当初）
- ② 離島航路の安定的運航、利便性を図り、もって、離島における生活・生産条件の格差是正及び離島の産業振興等に資するため、公設民営化のための船舶買取・建造や省エネ化・小型化への代替建造を行う場合に、その建造費等の一部を補助する。  
予算額：7.5億円（平成21年度当初）  
2.5億円（平成21年度補正）
- ③ 離島航路における、省エネ・省力化等の設備導入や改造、実証運航及び効果検証を行うための調査を実施する。  
予算額：10億円（平成21年度補正）
- ④ 離島航路に就航する船舶に係る固定資産税の軽減措置の延長及び拡充  
課税標準を最初の5年間1/6（延長）、その後5年間1/3（拡充）（平成21年度）

### 関連する事務事業の概要

- ・地域公共交通活性化・再生総合事業  
補助航路以外の航路も対象としている当該事業を活用し、市町村等地域が主体となって行う航路の需要喚起や航路再編等の取組へ支援を行い、航路維持・改善を図る。

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### （指標の動向）

平成21年の有人離島数は418島（対前年▲3島）、一般旅客定期航路が就航している離島数は292島（対前年▲1島）、実績値は70%であり、順調である。なお、減少した1島については、架橋により交通手段が確保されていることから、目標値は、ほぼ維持されているものと思料される。

#### （事務事業の実施状況）

- ・平成21年度離島航路補助（欠損補助）54.9億円を106航路96事業者に交付した。
- ・離島航路構造改革補助18.1億円を66事業者に交付した。
- ・離島航路における、省エネ・省力化等の設備導入や改造、実証運航及び効果検証を行うための調査を実施した。

### 課題の特定と今後の取組の方向性

- ・業績指標は69.9%であり、目標値をほぼ維持しており、平成21年度には構造改革補助を創設し、離島島民の唯一の生活航路の確保を図ることとしたところであり、A-2と評価した。
- ・離島航路事業者の経営状況は旅客輸送量の減少等により、引き続き厳しい状況にあり、平成22年度以降も引き続き離島航路補助金等について欠損補助に加え、構造改革を積極的に推進するために必要な予算額を確保する。

## 平成22年度以降における新規の取組と見直し事項

#### （平成22年度）

行政刷新会議「事業仕分け」の対象となったが、欠損補助、構造改革補助ともに「見直しを行わない」との結論が出された。

#### （平成23年度以降）

なし

## 担当課等（担当課長名等）

担当課：海事局内航課（課長 蝦名 邦晴）

**業績指標 180**

生活交通手段として航空輸送が必要である離島のうち航空輸送が維持されている離島の割合

**評価**

B-2	目標値：96%（平成22年度） 実績値：89%（平成21年度） 初期値：96%（平成17年度）
-----	---

**（指標の定義）**

飛行場を有しかつ近隣都市へ代替交通手段で移動すると概ね2時間以上かかる有人離島（現況28：北海道3空港、東京都5空港、島根県1空港、長崎県5空港、鹿児島県6空港、沖縄県8空港）のうち、航空輸送が確保されている離島の割合。

（分子）＝航空輸送が確保されている離島数

（分母）＝飛行場を有しかつ近隣都市へ代替交通手段で移動すると概ね2時間以上かかる有人離島数（28）

**（目標設定の考え方・根拠）**

生活交通手段として航空輸送が必要な離島について、その維持を図ることにより、住民の生活の足を確保することを目標とする。また、長期的にも現況値96%を維持することを目標とする。

**（外部要因）**

- ・ 船舶等代替交通機関へのシフト
- ・ 就航に適した機材の欠如

**（他の関係主体）**

- ・ 都道府県（国と協調または独自で離島航空路線維持対策を実施）
- ・ 航空運送事業者（事業主体）

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

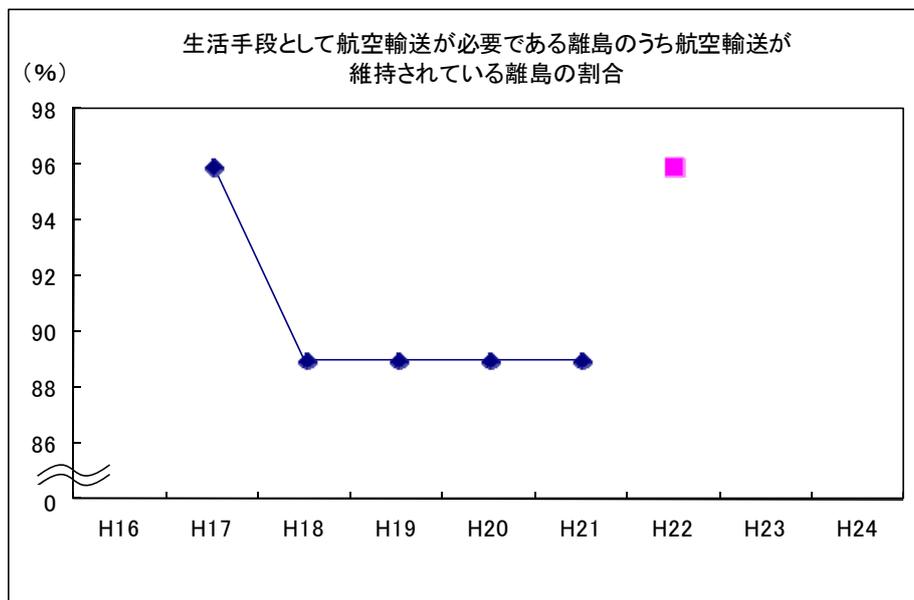
**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

なし

過去の実績値				（年度）	
H17	H18	H19	H20	H21	H22
96%	89%	89%	89%	89%	89%



**事務事業の概要**

**主な事務事業の概要**

離島航空路線維持対策の実施

- ・幹線等の高需要路線に比べ競争力が弱く、コスト面で割高な離島航空路線については、以下の総合的な支援措置を講じ、離島航空路線の維持を図る。

①予算額：

機体購入費補助金	5億円(平成21年度)
離島航空路線運航費補助金	4億円(平成21年度)
衛星航法補強システム(MSAS)	
受信機購入費補助金	1億円(平成21年度)

②離島航空路線に就航する航空機に係る航空機燃料税及び固定資産税の軽減措置

特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る税率の特例(航空機燃料税)

通常の3/4に軽減(26,000円/kl → 19,500円/kl)

減収見込額9億円(平成21年度)

離島路線航空機に係る課税標準の特例(固定資産税)

70t未満 3年間1/3、その後3年間2/3

20t以下 3年間1/4、その後3年間1/2

③離島航空路線に就航する航空機に係る着陸料の軽減措置

- ・沖縄島：ジェット機 1/6に軽減
- その他の航空機 1/8に軽減(うち、6t以下の航空機 1/16に軽減)
- ※平成24年3月31日までの間適用
- ・離島：ジェット機 1/6に軽減
- その他の航空機 1/8に軽減(うち、6t以下の航空機 1/16に軽減)

**関連する事務事業の概要**

該当なし

**測定・評価結果**

**目標の達成状況に関する分析**

- ・既に廃止された離島路線(平成18年4月1日より、小値賀-長崎、上五島-長崎が廃止)は、本土-離島間輸送の大部分が船舶利用等の要因によって、搭乗率が4割を下回る水準まで下落したことに伴い、路線収支が悪化したこと等により、航空輸送が維持できなかった。当該路線については、当面就航の見込みはない。
- ・平成21年度時点では、28の離島のうち25の離島で航空輸送を維持しているところ。
- ・離島路線を運航する航空会社8社中6社は経常赤字を計上(平成20年度)し、苦しい経営状況。

離島路線の搭乗率別路線数(平成20年度)

搭乗率	20-29%	30-39%	40-49%	50-59%	60-69%
路線数	1路線	5路線	9路線	27路線	14路線

搭乗率	70-79%	80-89%
路線数	7路線	0路線

離島路線を運航する航空会社の経常収支(平成20年度)

(単位：億円)

航空会社	HAC	ANA	NCA	JAL I	JAC	JTA
経常収支	▲0.03	▲35.2	0.1	▲957.9	▲0.9	▲3.7

航空会社	RAC	ORC
経常収支	2.02	▲3.6

HAC：北海道エアシステム、ANA：全日本空輸(ANK：エアーニッポン、AKX：エアーニッポンネットワーク、NXA：エアーネクストを含む)、NCA：新中央航空、JAL I：日本航空インターナショナル、JAC：日本エアコミューター、JTA：日本トランスオーシャン航空、RAC：琉球エアーコミューター、ORC：オリエンタルエアブリッジ

**(事業事務の実施状況)**

- ・離島航空路線について、機体購入費補助、運航費補助、衛星航法補強システム(MSAS)受信機購入補助等総合的な支援措置を講じ、離島航空路線の維持を図っている。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成21年度の業績指標は89%となっており、航空輸送が担っていた需要が船舶等代替交通機関へシフトする等の外部要因により、目標値を達成できなかったが、引き続き以下の理由及び方向性に基づき取り組むこととした。よってB-2と評価した。
- ・離島航空路線は離島住民の日常生活及び経済活動に必要な交通手段であり、また、地域的な航空ネットワークの維持及び活性化を図る観点から、競争力が弱く、コスト面で割高な離島航空路線の維持には、総合的かつ柔軟な支援措置を講じる必要がある。
- ・今後とも、離島路線維持対策の対象となっている路線において、需要が船舶等代替交通機関へシフトする等の外部要因により、実績値が変動する可能性はあるものの、引き続き、離島路線補助対策を着実に実施する。

### 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成22年度)

なし

(平成23年度以降)

なし

### 担当課等(担当課長名等)

担当課：航空局監理部航空事業課(課長 篠原 康弘)

# ○活 力

## 政策目標 8

都市・地域交通等の快適性、利便性の向上

### 施策目標 3 1

都市・地域における総合交通戦略を推進する

集約型都市構造を目指す都市において、自動車に過度に依存することなく移動できる環境を創出するため、都市交通施策や土地利用誘導等のまちづくりにより基幹的な公共交通の駅、停留所等から一定の圏域内に居住している人口を増加させる。

### 業績指標

1 8 1	まちづくりによる公共交通利用可能性の改善率
-------	-----------------------

## 【評価結果の概要】

### （必要性）

近年、過度な自動車利用により自動車依存型の都市構造が発生し、全面的な市街化が進行している。これを放置すると、さらに市街地の拡散化へとつながり、将来的に少子超高齢社会への対応や、中心市街地の衰退、公共交通の地位低下等の課題が発生することとなる。従って、過度な自動車利用からの脱却を図るため、基幹的な公共交通沿いに集約拠点の形成を促進するための本施策の取り組みが一層に必要となる。

### （有効性）

当該施策を推進していく手段として、都市交通戦略の推進や、併せて公共交通軸沿いに都市機能を集積させるための面整備や土地利用誘導等のまちづくりを行っており、平成21年度は、京都市等の都市交通戦略を策定し集約型都市構造をめざす都市が、昨年度より確実に増加していることから、当該施策は有効であった。

### （効率性）

無秩序に、公共交通利用促進や面整備、土地利用誘導等のまちづくりを促進するのではなく、都市交通戦略を集約型都市構造実現のための主要な施策として位置づけ、総合的かつ戦略的な施策に基づきまちづくりを行っており、前年度と比較してその都市交通戦略を策定した都市は増加していることから、その効率性は高い。

### （総合的評価）

集約型都市構造への転換を実現するため、基幹的な公共交通の駅、停留所等から一定の圏域内に居住して人口を増加させる施策目標の達成に向けて、都市交通の円滑化を図る都市交通施策の推進や土地利用誘導等のまちづくりの取り組みを実施しているところである。今後とも本施策の実施内容を確実に推進していく必要がある。

### （反映の方向性）

- ・都市交通の円滑化を促進するためのさらなる支援策の強化

**業績指標 181**

まちづくりによる公共交通利用可能性の改善率

**評価**

C-2	目標値：約 11%（平成 24 年度） 実績値： 0%（平成 19 年度） 初期値： 0%（平成 19 年度）
-----	---

**(指標の定義)**

集約型都市構造を目指す都市において、自動車に過度に依存することなく移動できる環境を創出するため、都市交通施策や土地利用誘導等のまちづくりにより基幹的な公共交通の駅、停留所等から一定の圏域内に居住している人口を増加させる。

(注) 基幹的な公共交通とは、運行間隔、定時性等に優れた利用者にとって利便性の高い公共交通

<分母> H19 年度時点で基幹的な公共交通を利用できる人口の割合 (64.6%) と 30 年後に想定している基幹的な公共交通を利用できる人口の割合 (75.0%) の差

<分子> H19 年度時点で基幹的な公共交通を利用できる人口の割合 (64.6%) と各年度における基幹的な公共交通を利用できる人口の割合の差

**(目標設定の考え方・根拠)**

集約型都市構造を目指す都市の市街地において、用途地域内に居住する人口のうち、基幹的な公共交通の駅、停留所等から一定の圏域内に居住している人口の割合を、30 年後には 75% (4 人に 3 人程度) まで増加させることを目的として、平成 24 年度までに各種事業の推進等によって見込まれる改善割合を目標 (11%) として設定。

**(外部要因)**

なし

**(他の関係主体)**

地方公共団体 (事業主体)、公共交通事業者

**(重要政策)**

**【施政方針】**

第 169 回国会 施政方針演説 (平成 20 年 1 月 18 日) 「市街地の中心部に公共施設や居住施設を集中したり、路面電車を導入する取組などを支援します。」

**【閣議決定】**

なし

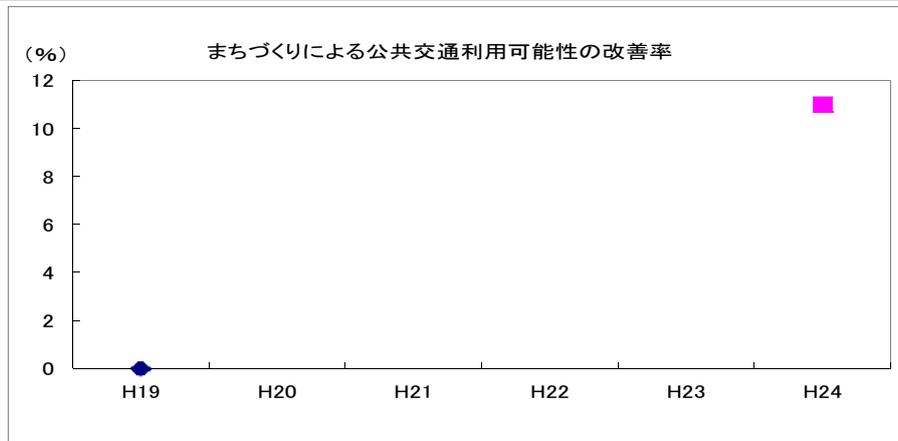
**【閣決 (重点)】**

・社会資本整備重点計画 (平成 21 年 3 月 31 日) 「第 2 章及び第 5 章に記載あり」

**【その他】**

なし

過去の実績値				(年度)	
H17	H18	H19	H20	H21	H22
—	—	0%	調査中	調査中	



**事務事業の概要**

**主な事務事業の概要**

○都市交通システム整備事業

徒歩、自転車、自動車、公共交通など多様なモードの連携が図られた、自由通路、地下街、駐車場等の公共的空間や公共交通などからなる都市の交通システムを整備し、都市交通の円滑化を推進するとともに、都市施設整備

や土地利用の再編により都市再生の推進を図る。  
予算額 2,452百万円（平成21年度）

#### 関連する事務事業の概要

- 市街地再開発事業  
都市再開発法に基づき、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る市街地再開発事業を、補助、融資、債務保証、税制特例等により支援し、その推進を図る。
- 都市再生区画整理事業  
防災上危険な密集市街地及び空洞化が進展する中心市街地等の都市基盤が不十分で整備の必要な既成市街地等において、都市基盤の整備と併せて街区の再編を行い、以て土地の有効利用を促進するとともに、安全・安心で快適に暮らすことができ、活力ある経済活動の基盤となる市街地への再生・再構築を図る。

#### 測定・評価結果

##### 目標の達成状況に関する分析

###### （指標の動向）

平成21年度の実績値は現在調査中であり進捗は判断できないが、当該年度においては中野区など全国25箇所ですべて都市交通システム整備事業を執行、順調に終了しており、特段の外部要因もなかったことから、前年度よりは順調に進捗することが見込まれる。

###### （事務事業の実施状況）

- ・都市交通システム整備事業により、全国25箇所において、自由通路・駅前広場の整備、駅施設・駅前広場のバリアフリー化による利便性の向上を図った。
- ・また、LRT等の利便性の高い公共交通機関に対する支援等を実施し、都市交通の円滑化の推進を図った。

##### 課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成21年度の実績値は現在調査中であり進捗は判断できないが、当該年度においては全国25箇所ですべて都市交通システム事業を執行し、順調に終了したことに加え、公共交通を中心としたまちづくりを目指す都市交通戦略を盛岡市、京都市等が策定している。以上のことより、指標が順調に進捗することが見込まれ、今後とも現在の施策は維持すべきと考えられることから、C-2と評価した。
- ・今後、将来の都市像を明確にし、必要となる都市交通施策や実施プログラム等を内容とする都市交通戦略等の計画策定を行う都市数をさらに増加させる必要がある。また、公共交通の利便性の向上を目指して、都市交通システム事業のさらなる利用促進を図る必要がある。
- ・京都市等の都市交通戦略を策定する予定の都市があることに加え、自由通路、駅前広場の整備、駅施設・駅前広場のバリアフリー化等の公共交通の利便性向上のための取組を計画している地方公共団体等があることから、今後とも現状の施策を継続する必要がある。
- ・平成21年度より、都市交通システム整備事業において、集約型都市構造の実現を目指し、自動車に過度に依存することなく、人と環境にやさしい自転車を主要な都市交通として活用を図るため、自転車関連経費に対する支援を拡充し、更なる都市交通の円滑化に努めている。

#### 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成22年度）

なし

（平成23年度以降）

なし

#### 担当課等（担当課長名等）

担当課：都市・地域整備局街路交通施設課整備室（室長 西岡 誠治）

関係課：都市・地域整備局市街地整備課（課長 望月 明彦）

# ○活 力

## 政策目標 8

都市・地域交通等の快適性、利便性の向上

### 施策目標 3 2

道路交通の円滑化を推進する

渋滞対策をはじめとした交通の快適性・利便性向上を図ることで、道路交通の円滑化を推進する。

### 業績指標

1 8 2	開かずの踏切等の踏切遮断による損失時間
1 8 3	E T C利用率

## 【評価結果の概要】

### （必要性）

大都市圏においては、人口、交通が集中し、激しい交通渋滞を引き起こしている。一方、地方中核都市及び地方の中心となる都市圏では、自動車分担率が依然として高く、特に朝夕のピーク時において、激しい交通渋滞が発生している。渋滞対策をはじめとした交通の快適性・利便性向上を図ることが必要である。

### （有効性）

円滑な都市・地域活動を支え、地域経済の活性化を図るため、環状道路やバイパスの整備、交差点の立体化、開かずの踏切の解消等の渋滞対策を、特に整備効果が高い箇所に対し、重点化して実施している。また、路上工事の縮減、駐車対策、有料道路における効果的な料金施策の実施、総合的な交通戦略に基づく公共交通機関等の利用促進や徒歩・自転車への交通行動転換策の推進、交通結節機能の強化を図っている。各業績指標とも概ね着実に推移していることから本施策が施策目標達成に有効であると評価できる。

### （効率性）

渋滞対策としては、最新の交通状況の把握に努め、特に整備効果が高い箇所に対し、重点的に渋滞対策を推進している。また、踏切対策については、連続立体交差事業や道路の立体化等の工程を工夫し、片側だけでもより早期の供用を目指すなど、開かずの踏切の早期解消等に向け、一層の効率化を図っているところである。

### （総合的評価）

道路交通の円滑化推進に向け、各業績指標とも概ね順調かつ着実に推移しているところである。引き続き、渋滞対策の推進をはじめとした交通の快適性・利便性の向上を図り、道路交通の円滑化に資する施策を推進することが必要である。

### （反映の方向性）

- ・ 既存道路の拡幅や交差点の立体交差化等の対策を効果の高い箇所に対し重点化して実施
- ・ 開かずの踏切等に対して、連続立体交差事業等の抜本的な対策を、スピードアップの工夫をしながら実施

**業績指標 182**

開かずの踏切等の踏切遮断による損失時間

**評価**

A-2	目標値：約1割削減 (約118万人・時/日) (平成24年度) 実績値：約130万人・時/日 (平成21年度) 初期値：約132万人・時/日 (平成19年度)
-----	--

**(指標の定義)**

踏切遮断による待ち時間がある場合と対策後の踏切通過に要する時間の差

開かずの踏切等の遮断時間による損失時間

= 踏切遮断による待ち時間がある場合に踏切通過に要する時間 - 対策後に踏切通過に要する時間

**(目標設定の考え方・根拠)**

連続立体交差事業や道路の立体化等の踏切対策のスピードアップを図ることにより、開かずの踏切等の踏切遮断による損失時間を5年間で約1割削減することを目標とする。

**(外部要因)**

地元調整の状況、踏切道の交通量等

**(他の関係主体)**

地方公共団体(事業主体)、鉄道事業者

**(重要政策)**

**【施政方針】**

第169回国会施政方針演説(平成20年1月18日)

「開かずの踏切の解消など国民生活に欠かすことのできない対策は実施しなければなりません。」

**【閣議決定】**

京都議定書目標達成計画(平成20年3月28日)

「ボトルネック踏切等の対策といった交通流対策を実施する。」

(第3章-第2節-1-(1)-①-イ-D)

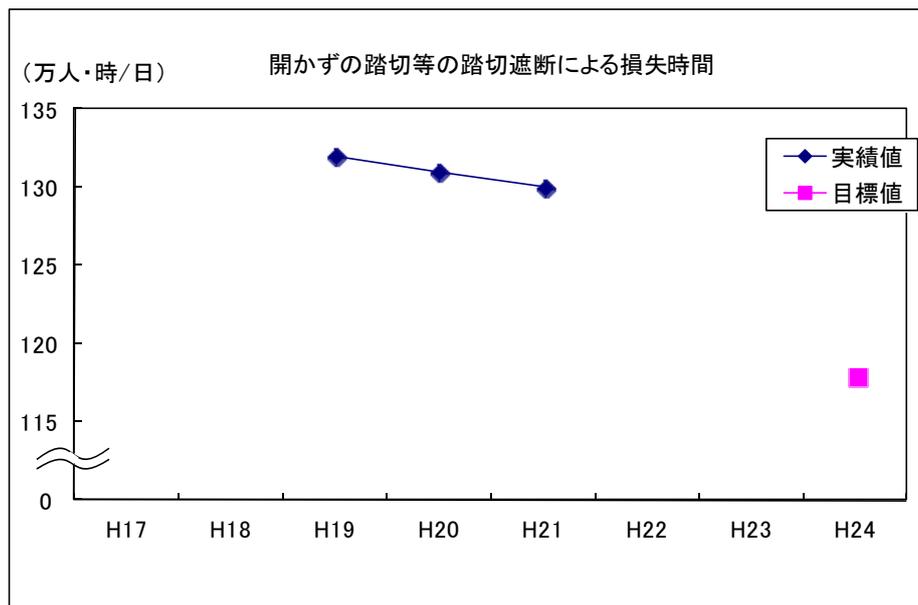
**【閣決(重点)】**

社会資本整備重点計画(平成21年3月31日)「第2章及び第5章に記載あり」

**【その他】**

なし

過去の実績値					(年度)
H17	H18	H19	H20	H21	
-	-	約132 万人・時/日	約131 万人・時/日	約130 万人・時/日	



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

開かずの踏切等の解消

- ・ 長時間の踏切遮断による交通渋滞を緩和・解消するため、連続立体交差事業や道路の立体化等により、開かずの踏切等の解消を推進する。(◎)

予算額：道路交通円滑化事業費等 5,466億円の内数(平成21年度)

(注)◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

### 関連する事務事業の概要

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・ 平成19年度の実績値132万人・時/日に対して、平成21年度の実績値は約130万人・時/日となっている。目標値に向けた直線的な削減を想定するとやや不足している様に見えるが、連続立体交差事業や道路の立体化等は、事業完了まで長期間を要し完成により加速度的に損失時間の削減が見込まれる。多くの事業が工程の工夫等による早期効果発現に向け順調に推移していることから、目標の達成に向け順調に進捗していると言える。

(事務事業の実施状況)

- ・ 開かずの踏切等に対し、連続立体交差事業や道路の立体化等により、踏切除却を行う抜本的な対策について工程の工夫等のスピードアップを図り推進している。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・ 踏切除却を行う抜本的な対策のスピードアップが図られ、今年度既に片線を先行して高架化した箇所や、今後高架切替が予定されている箇所があるなど、事業の早期効果発現が期待でき、平成22年度以降も着実な進捗が見込まれることから、A-2として評価した。
- ・ 引き続き、開かずの踏切等の解消を推進し、踏切遮断による損失時間削減を目標としていく。

## 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成22年度)

なし

(平成23年度以降)

なし

## 担当課等(担当課長名等)

担当課：道路局 路政課(課長 吉田 英一)

関係課：都市・地域整備局 街路交通施設課(課長 松井 直人)

鉄道局 施設課(課長 高橋 俊晴)

**業績指標 183**  
ETC利用率

**評価**

A-2	目標値：85%（平成24年度） 実績値：85%（平成21年度） 初期値：76%（平成19年度）
-----	---

**(指標の定義)**  
 ETCの導入済みの料金所においてETCを利用した車両の割合  

$$\text{ETC利用率} = \frac{\text{ETCが導入されている料金所におけるETC車の入口総交通量}}{\text{ETCが導入されている料金所における入口総交通量}}$$

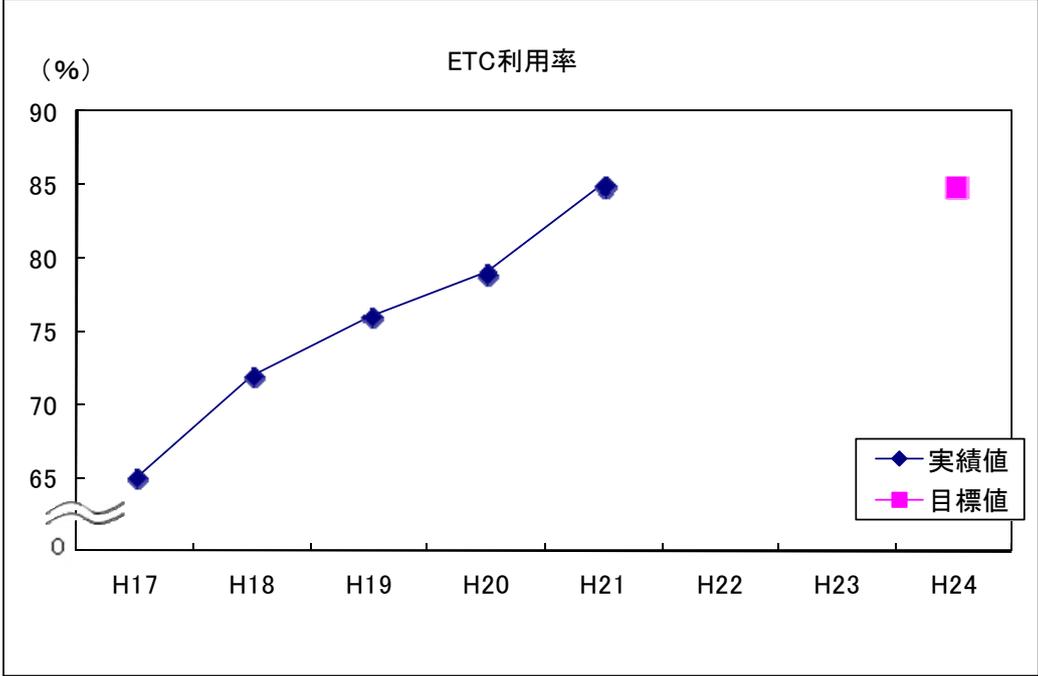
**(目標設定の考え方・根拠)**  
 京都議定書目標達成計画に位置付けており、料金所渋滞の緩和及びCO<sub>2</sub>排出量削減による地球環境の改善に向け、5ヶ年後のH24末までに、全国で85%がETCを利用している状態になることを目標とする。

**(外部要因)**  
 該当なし

**(他の関係主体)**  
 ・各高速道路会社（ETC普及促進策の実施状況）

**(重要政策)**  
**【施政方針】**  
 なし  
**【閣議決定】**  
 京都議定書目標達成計画（平成20年3月28日）  
 「高度道路交通システム（ITS：Intelligent Transport Systems）の推進（第3章-第2節-1-①-イ-D）」  
**【閣決（重点）】**  
 社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」  
**【その他】**  
 なし

過去の実績値					(年度)
H17	H18	H19	H20	H21	
65%	72%	76%	79%	85%	



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

E T Cの利用促進・活用推進

E T Cへの利用転換を促進するため、E T C車載器リース制度等の車載器購入支援を実施し、E T Cの利用機会の拡大に向けた支援を実施。(◎)

予算額：道路交通円滑化事業費等 3, 574億円の内数(平成21年度)

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

### 関連する事務事業の概要

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

E T C車載器の普及促進策や高速道路会社の料金割引施策等により、平成21年度の実績値は85%に到達。

(事務事業の実施状況)

- ・ E T C車載器購入費用軽減策として、車載器のリース制度等の車載器購入支援を実施。
- ・ 時間帯割引等の多様な弾力的な料金割引を実施。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

E T C車載器の普及促進策や高速道路会社の料金割引施策等により、平成21年度の実績値は85%に到達。

平成24年度の目標値に至る結果となった。

以上から、今回の評価としてはA-2とした。

## 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成22年度)

なし

(平成23年度以降)

なし

## 担当課等(担当課長名等)

担当課： 道路局 高速道路課 有料道路調整室(室長 多田 智)

# 〇活 力

## 政策目標 9

市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護

### 施策目標 33

社会資本整備・管理等を効果的に推進する

社会資本整備・管理等を効果的に推進するためには、社会資本整備・管理等に係る各種施策の実施状況を毎年度適切にフォローアップすることが重要であり、この観点から業績指標を設定している。

### 業績指標

184	公共事業の総合コスト改善率
185	省エネルギー化指針等が策定された電気通信施設数
186	事業認定処分の適正な実施（訴訟等により取り消された件数）
187	国土交通政策の企画立案等に必要な調査検討の報告数及び研修等の満足度（①調査検討の報告数、②講演等実施後のアンケート調査等に基づいた満足度、③研修実施後のアンケート調査等に基づいた満足度）
188	建設施工企画に関する指標（①ICT建設機械等（土工（盛土）の敷均し、締固め施工）による施工日数及び出来形管理の所要日数の短縮割合、②建設現場における創意工夫の事例の活用件数、③安全管理評価手法の試行工事件数）
189	用地取得が困難となっている割合（用地あい路率）

## 【評価結果の概要】

### （必要性）

社会資本整備・管理等を効果的に推進するためには、厳しい財政事情が続くなかで、引き続きコスト縮減の取り組みを継続する必要があるとともに、行き過ぎたコスト縮減は品質の低下を招く恐れもあることから、コストと品質の両面を重視するVFM最大化を図る施策を実施する必要がある。また、事業認定処分の適正な実施、企画立案等の質の向上等を図る施策を実施する必要がある。

### （有効性）

平成20年度の取り組みの結果、多くの業績指標がAと評価できること、また、総合コスト改善率は3.7%となっており、VFM最大化を重視したコスト構造改善プログラム等による取り組みが順調に進んでいることを示していることから、コスト縮減のみではなく、コストと品質の両面における有効性を評価できる。

### （効率性）

平成20年度の取り組みの結果、総合コスト改善率は3.7%となっており、VFM最大化を重視したコスト構造改善プログラム等による取り組みが順調に進んでいることを示していること、また、取り組みに要した費用は総合コスト改善額と比較して小さいことから、社会資本整備・管理等の効率化が図られていると評価できる。

### （総合的評価）

業績指標の実績値は、施策目標の達成に向けて着実な成果を示している。

今後とも、社会資本整備・管理等の効果的な推進を着実に進めるため、VFM最大化を重視した国土交通省公共事業コスト構造改善プログラム等に基づく各種施策や、事業認定処分の適正な実施、企画立案等の質の向上等を図る施策の一層の推進を図ることが重要である。

### （反映の方向性）

- ・ 国土交通省公共事業コスト構造改善プログラム（平成20年3月策定）等に基づく取り組みのより一層の推進等

**業績指標 184**

公共事業の総合コスト改善率

**評価**

A-2	目標値：15% (平成24年度) 実績値：3.7% (平成20年度) 初期値：— (平成19年度)
-----	---

**(指標の定義)**

○ 総合コスト改善率は、総合コスト改善額を当該年度の全工事費（維持管理費にかかる工事費を含む）と工事コスト改善額との和で除したものである。

総合コスト改善率 = 総合コスト改善額 ÷ (全工事費 + 工事コスト改善額)

総合コスト改善額 = 工事コスト改善額 + 工事コスト以外の効果のコスト換算額

工事コスト改善額：「工事コスト構造の改善」の効果

工事コスト以外の効果のコスト換算額：施設の長寿命化等による「ライフサイクルコスト構造の改善」の効果及び環境負荷の低減効果等の「社会的コスト構造の改善」の効果

全工事費：維持管理にかかる工事費を含む計測年度の全工事費

**(目標設定の考え方・根拠)**

○ 公共事業の総合コスト改善率

平成20年3月に策定された「国土交通省公共事業コスト構造改善プログラム」に基づき、平成24年度までに、平成19年度と比較して、15%の総合コスト改善率の達成を目指す。

※平成19年度までは、前プログラムである「国土交通省公共事業コスト構造改革プログラム」に基づき、「総合コスト縮減率」を設定しており、平成19年度までに平成14年度と比較して、14.1%のコスト縮減と概ね目標を達成してきたところである。

プログラム終了に伴い、平成20年3月に「国土交通省公共事業コスト構造改善プログラム」を策定し、工事コストの縮減等前プログラムの評価項目に加え、①民間企業の技術革新によるコスト構造の改善、②施設の長寿命化によるライフサイクルコスト構造の改善、③環境負荷の低減効果等の社会コスト構造の改善を評価する「総合コスト改善率」を設定することで、コストと品質の両面を重視するVFM最大化を図ることとした。

**(外部要因)**

なし

**(他の関係主体)**

内閣官房及び関係府省庁（政府として「公共事業コスト構造改善プログラム」を実施中）

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

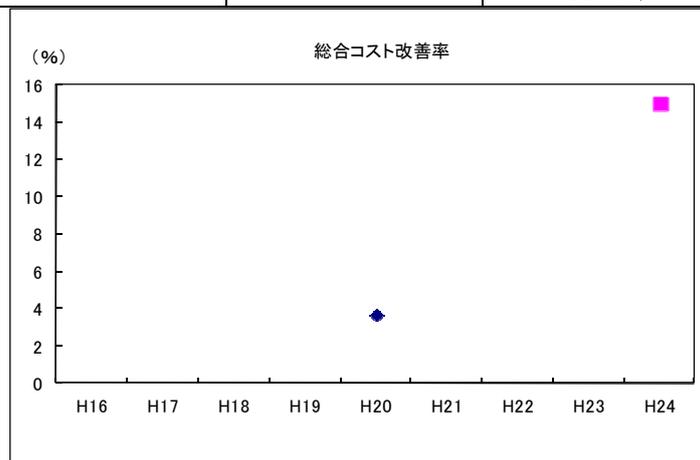
**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

なし

過去の実績値					(年度)
H17	H18	H19	H20	H21	H21
—	—	—	3.7%	—	集計中



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

公共事業に係る調査・設計・施工等の各段階においてVFM最大化の取組を推進するため、国土交通省コスト構造改善プログラムに基づく「民間技術の積極的活用」「入札・契約の見直し」等の各種施策を推進・検討する。  
予算額 69,511千円（平成21年度）

### 関連する事務事業の概要

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### （指標の動向）

平成21年度は集計中であるが、平成20年度の総合コスト改善率を集計した結果、3.7%となっており、国土交通省コスト構造改善プログラムの総合コスト縮減率のトレンドを踏まえると、業績指標の実績値は目標達成に向けた成果を示していると考えられる。

#### （事務事業の実施状況）

平成20年度より実施しているVFM最大化を重視した国土交通省公共事業コスト構造改善プログラムに基づく各種施策の取り組みの推進・検討を図るとともに、その着実な実施を図るため、その実施状況をフォローアップしている。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

平成20年度より実施している国土交通省公共事業コスト構造改善プログラムに基づく総合コスト改善率について、平成20年度の改善率を集計した結果、3.7%となっており、国土交通省コスト構造改善プログラムの総合コスト縮減率のトレンドを踏まえると、取り組みは順調に推移していると考えられることから、A-2と判断する。

## 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

#### （平成22年度）

なし

#### （平成23年度以降）

なし

## 担当課等（担当課長名等）

担当課：大臣官房技術調査課（課長 横山 晴生）

関係課：公共事業関係各局

**業績指標 185**

省エネルギー化指針等が策定された電気通信施設数

**評価**

C-2	目標値：5種類（平成25年度） 実績値：0種類（平成21年度） 初期値：0種類（平成21年度）
-----	---

**(指標の定義)**

電気通信施設のうち、省エネルギー化・自然エネルギー利用のための指針、ガイドライン等が策定された施設数。

**(目標設定の考え方・根拠)**

電気通信施設は、防災・減災や施設管理のために整備され、常時稼働状態にあることが必要であるものが多く、膨大な電力を消費している。これら電気通信施設について消費電力量の削減や自然エネルギーの活用を推進することは、電力料金の削減、CO2排出量の削減が図られ、効率的な社会資本の管理に資するものである。これら電気通信施設のうち、効率的に省エネルギー化が可能な施設について、省エネルギー化指針等を策定し、省エネルギー化を推進する。指針の策定は作業量を鑑み、年間1種類程度先行的に行うこととし、電力契約施設全24種類のうち道路照明、無線局、気象観測所等5種類を目標として設定する。また、これらの施設は地方公共団体等においても多数の機器が整備されており、指針等の策定は、国内全体の電気通信施設の省エネルギー化を促進するものである。

**(外部要因)**

なし

**(他の関係主体)**

なし

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

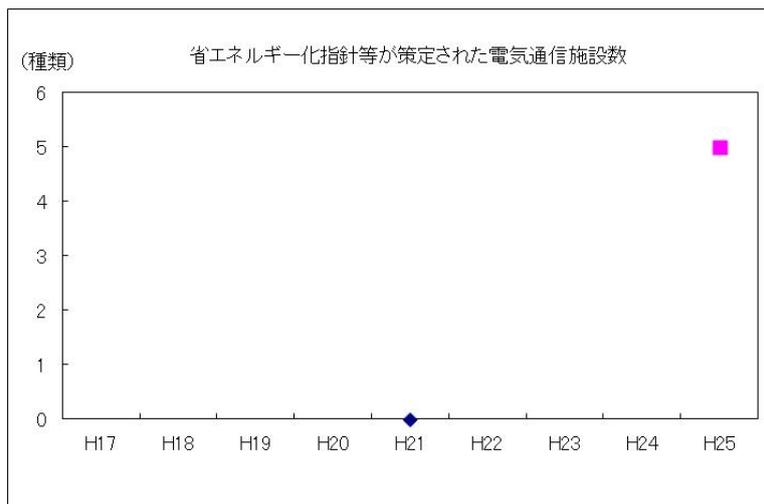
**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

なし

過去の実績値					(年度)
H17	H18	H19	H20	H21	
-	-	-	-	0種類	



**事務事業の概要**

**主な事務事業の概要**

電力料金の削減、CO2排出量の削減を行い、効率的な社会資本の管理に資するため、電気通信施設について省エネルギー化指針等を策定する。

**関連する事務事業の概要**

なし

**測定・評価結果****目標の達成状況に関する分析**

(指標の動向)

実績値はゼロ。

(事務事業の実施状況)

取組初年度であり、実績値の向上には至っていないが、道路照明に関する課題の整理、現場実証実験の実施方法検討等、指針の作成に向け検討を進めている。

**課題の特定と今後の取組みの方向性**

取組初年度であり、実績値はゼロなのでC-2と判断する。今後、道路照明について、現場実証実験等を行い省エネルギー化指針を策定するとともに、他施設について、省エネルギー化に当たっての課題を整理する等、引き続き、指針の作成に向け必要な検討を進める。

**平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項**

(平成22年度)

なし

(平成23年度以降)

省エネルギー技術を施設維持管理に導入する場合の、効率的な適用手法の検討、コスト改善効果算出手法の検討を行った上で、効率的に省エネルギー化を推進することができる施設について指針を作成する。

**担当課等(担当課長名等)**

担当課： 大臣官房技術調査課電気通信室(室長 二階堂義則)

**業績指標 186**

事業認定処分の適正な実施（訴訟等により取り消された件数）

<b>評 価</b>	
A-2	目標値：0件（平成23年度） 実績値：0件（平成21年度） 初期値：0件（平成18年度）

**（指標の定義）**

土地収用法の事業認定にあたっては、請求があった場合には公聴会を開催しなければならないとともに、事業反対等の意見書があった場合には社会資本整備審議会の意見を聴取しなければならないこととされているなど、適正かつ公正な判断を行うために必要な手続きを取ることとされており、これらの手続きを適正に、かつ、確実に行うとともに、こうした手続きを踏まえて事業認定庁として適正な判断を行って訴訟等になった場合でも取り消されることのないようにする。

**（目標設定の考え方・根拠）**

土地収用法の事業認定については、それが公共の利益と私有財産の調整を図ることを目的としたものであり、また、仮に処分後に取消訴訟等により取り消された場合には公共事業が途中でストップしてしまうおそれがあることから、事業認定にあたっては適正かつ公正な判断を行うことが特に重要であり、適正な手続きを確実に行って、訴訟等によって取り消されない適正かつ公正な処分を行うことが必要である。

**（外部要因）**

なし

**（他の関係主体）**

なし

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

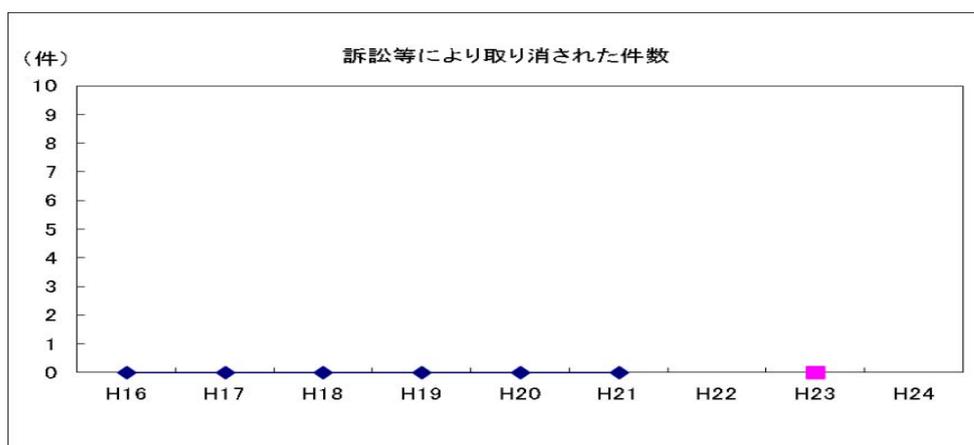
**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

なし

過去の実績値					（年度）
H17	H18	H19	H20	H21	H21
0件	0件	0件	0件	0件	0件



**事務事業の概要**

**主な事務事業の概要**

事業認定の法的効果の早期発現に向けた取組みを行うとともに、公聴会の開催、社会資本整備審議会からの意見聴取等により、土地収用法に基づく事業認定について、適正かつ公正な判断を行う。

予算額 21,598千円（平成21年度）

**関連する事務事業の概要**

該当なし

**測定・評価結果**

**目標の達成状況に関する分析**

(指標の動向)  
 順調 (過去5年間における事業認定取消件数0件)

(事務事業の実施状況)  
 平成21年度実績

- ・事業認定取消件数0件 (継続中の事業認定取消訴訟6件)
- ・公聴会開催件数3件
  - 本省主催：一般国道298号新設工事及び東関東自動車道水戸線新設工事  
 一般公述人 19組 23名
  - 地整主催：県道仙台三本木線改築工事  
 一般公述人 2組 3名
  - 〃：県道秦野停車場改築工事  
 一般公述人 1組 1名
- ・社会資本整備審議会開催回数 1回
  - 本省認定事業：一般国道39号改築工事 (北見道路)  
 一般国道468号新設工事 (千葉圏央道)
  - 地整認定事業：主要地方道島田吉田線 (仮称大井川新橋) 地方道路交付金事業

事業認定取消訴訟については、東京地裁に2事業、大阪、静岡、金沢、高松地裁でそれぞれ1事業、計6事業について訴訟が提訴されており、そのうち3件で事業認定取消訴訟に収用裁決取消訴訟が併合審理されている。これは原告が収用裁決の取消理由として事業認定の違法を主張し、「違法性の承継」について裁判所が認めているためであり、事業認定の法的効果の発現が不安定となる要因になっている。

なお、「違法性の承継」については「規制改革・民間開放の推進に関する第一次答申」(平成17年3月25日閣議決定)で「違法性の承継の遮断の可否ないしそれに関する規定の設置について今後検討会等を設置して検討を開始すべきである。」とされており、「規制改革推進のための第1次答申」(平成19年5月30日規制改革会議)においては、「平成19年度中に検討を行い結論を得る。その検討結果を踏まえて、土地収用法等の改正も含めて、違法性の承継を遮断するために必要な措置を講ずる。」とされていることから、これらのために必要な学識経験者等による検討会を平成19年度に実施した。

公聴会については、開催請求に基づき上記のとおり開催し、事業の公益性の判断に必要な情報の収集を行っている。

社会資本整備審議会(公共用地分科会に審議を付託)については平成21年度に1回開催されており、3件の事業を付議しているが、いずれの事業も認定庁の見解どおり「事業認定すべき」との意見をいただいている。

**課題の特定と今後の取組みの方向性**

平成15年度以降、業績指標である事業認定取消件数0件を維持しており、現在の取組みを継続していくことからA-2と判定した。

**平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項**

(平成22年度)  
 なし

(平成23年度以降)  
 なし

**担当課等 (担当課長名等)**

担当課：総合政策局総務課土地収用管理室 (室長：山本 有一)

**業績指標 187**

国土交通政策の企画立案等に必要な調査検討の報告数及び研修等の満足度（①調査検討の報告数、②講演等実施後のアンケート調査等に基づいた満足度、③研修実施後のアンケート調査等に基づいた満足度）

**評価**

① B-2 ② A-2 ③ A-2	目標値：①14件（平成19～23年度平均） ②95.0%（平成23年度） ③90.0%以上（平成21年度以降毎年度） 実績値：①12件（平成21年度） ②91.8%（平成21年度） ③96.9%（平成21年度） 初期値：①13件（平成18年度） ②90.9%（平成17～18年度平均） ③92.6%（平成20年度）
-------------------------	---

**（指標の定義）**

国土交通政策の企画立案等に必要な社会経済環境において生起する諸課題等に関する調査検討の報告数及び研修等における受講者の満足度

**（目標設定の考え方・根拠）**

実際に行った①調査検討の件数及び②研修等の満足度について目標値と比較し検討する。

（なお、①調査検討の報告は、社会経済環境において生起する諸課題等を踏まえて作成するものであり、件数について減少する場合もあることに留意）

**（外部要因）**

社会経済環境において生起する諸課題等

**（他の関係主体）**

なし

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

**【閣決（重点）】**

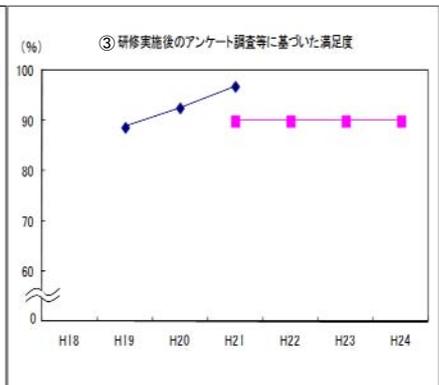
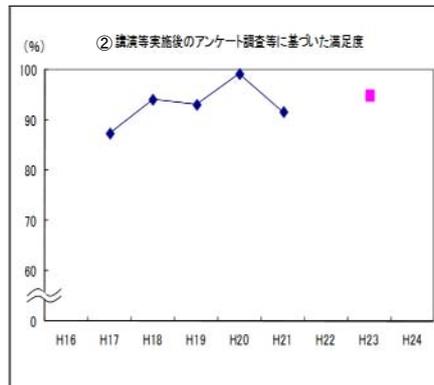
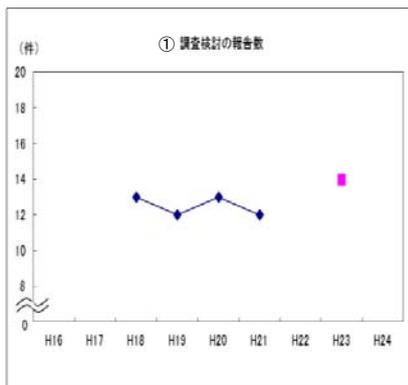
なし

**【その他】**

なし

**過去の実績値** (年度)

H17	H18	H19	H20	H21
①—	①13件	①12件	①13件	①12件
②87.5%	②94.2%	②93.2%	②99.3%	②91.8%
③—	③—	③88.8%	③92.6%	③96.9%



**事務事業の概要**

**主な事務事業の概要**

・国土交通政策の企画立案等に必要な社会経済環境において生起する諸課題等に関する調査検討及びその調査検討結果等に関する研修等の実施

国土交通政策の企画立案等に必要となる各種調査検討業務や国土交通政策の企画立案等に携わる職員等に対し、必要な知識の習得等を目的として各種講演、研修等を実施している。  
予算額①27,347千円、②127,200千円、③191,247千円（平成21年度）

#### 関連する事務事業の概要

該当なし

#### 測定・評価結果

##### 目標の達成状況に関する分析

###### (指標の動向)

- ① 調査検討の件数は、目標値に近い数値で推移しているものの、平成21年度の件数が、平成20年度と比べ1件減少するなど、全体的に目標値を下回る状況となっている。
- ② 初期値から目標値に向かってここ数年近い数値で推移しており、受講者のニーズに合った講演等を実施されていると認められるため。
- ③ 実績値が目標値を上回っており、実施した研修等の内容が研修員のニーズに合致し、一定の効果を上げていると認められるため。

###### (事務事業の実施状況)

- ① 総合政策局政策課及び国土交通政策研究所において、社会経済環境の変化に伴い生起する諸課題等を踏まえた国土交通政策の企画立案等に必要となる事項（例：「ストック型社会における社会資本の整備・維持管理・更新のあり方」、「社会資本整備に関する事項等」、「少子高齢・人口減少に対応した住宅・社会資本整備のあり方に関する研究」）の調査検討等を実施している。
- ② 国土交通政策研究所において、国土交通政策の展開を行うための基礎的な知見の醸成を図ることを目的として、21年度においては「態度・行動変容研究の応用可能性、心を動かし人を動かすエンゲージメントリング<sup>TM</sup>」、「少子高齢社会における車いすとユニバーサルデザインの可能性」等の6件の講演等を実施し、それぞれの講演等実施後に受講者に対し、アンケート調査等を実施している。
- ③ 国土交通大学校において、国土交通行政に携わる職員に対し、新しい行政ニーズを的確に把握し、効率的に職務を行うために必要な知識・考え方を習得し、行政能力を向上させること目的として、総合課程、専門課程、特別課程の3つの課程で合計186コース（平成21年度）の研修を実施し、それぞれの研修修了時に研修員に対し、アンケート調査等を実施している。

##### 課題の特定と今後の取組みの方向性

- ① 各種調査検討は、社会経済環境において生起する諸問題等に応じて行うものであることから、その件数は、その時々々の社会状況等による影響を受け、変化する。例えば、平成21年度の報告数は、平成20年度に比べ1件減少しているが、これは、平成20年度（平成21年3月）に、第2次社会資本整備重点計画が策定されたこと等により、それに関する調査検討の報告数が減少したことが主な理由であると考えられる。調査検討の件数については、このような事情があるものの、目標値を下回る状況で推移していることからB-2と評価した。今後も社会経済環境において生起した諸問題等に応じて、社会資本の整備・管理等の推進に資する各種調査検討を実施していく。
- ② 講演等実施後のアンケート調査等に基づいた満足度については、議題によっては「時間が短い」「資料の事前入手ができない」等参加者が求める知見が得られない場合があったため、前年度からは低下しているものの初期値から目標値に向かって数値が伸びていることからA-2と評価した。引き続き22年度においても目標値を達成すべく講演会等の充実を図る。アンケート調査は、「今後取り上げて欲しい分野」、「その他意見・要望等」について実施しており、具体的なテーマの記載に加え、「回数を増やして欲しい」、「勤務時間内での実施のため参加が困難」など様々な意見が寄せられている。これらの意見等に対応すべく、現在は参加できない職員に対して、講演内容の録音媒体を提供するなど利便性を図っているが、今後は、イントラネットに講演内容を提供する等、より多くの職員に対し知見の共有ができるよう努めていくとともに、職員のニーズを吸い上げる機会の充実を図っていく。
- ③ 研修実施後のアンケート調査等に基づいた満足度は、平成21年度以降毎年度を目標年度に設定しているが、21年度においては、目標値を上回る実績値を示したことからA-2と評価した。今後の対応としては、アンケート等の調査から抽出された研修ニーズの中で複数の研修において寄せられた「研修期間を短縮してほしい」、「研修時期を変更してほしい」、「参加しやすいよう年度内に複数期同一研修を設定してほしい」などの意見等に対応すべく、研修期間の短縮化、研修開催時期の見直し及び同一研修の年度内の複数期開催等、職員が一層研修に参加しやすい研修環境の整備を推進していく。また、研修については、21年度の事業仕分けにおいて「研修・施設の在り方等について政府全体で見直す」とされたことから、今後の政府全体の見直しに応じた取組みを行う。

#### 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

##### (平成22年度)

平成21年度の事業仕分けにおいて、「研修・施設の在り方等について政府全体で見直す」との評価を受けた。

##### (平成23年度以降)

事業仕分けを受けた政府全体での研修・施設の見直しに応じた取組みを行う。

#### 担当課等（担当課長名等）

担当課：総合政策局政策課（課長 奈良平 博史）

関係課：国土交通政策研究所総務課（課長 関澤 信弘）

国土交通大学校総務部総務課（課長 本郷 康嗣）

**業績指標 188**

建設施工企画に関する指標（①ICT建設機械等（土工（盛土）の敷均し、締固め施工）による施工日数及び出来形管理の所要日数の短縮割合、②建設現場における創意工夫の事例の活用件数、③安全管理評価手法の試行工事件数）

**評価**

①A-3 ②A-3 ③C-3	目標値：①約2割縮減（平成21年度） ② 100件（平成21年度） ③ 50件（平成24年度） 実績値：①約2割縮減（平成21年度） ② 219件（平成21年度） ③ -（平成21年度） 初期値：① -（平成18年度） ② -（平成18年度） ③ -（平成19年度）
----------------------	---

**（指標の定義）**

①土工（盛土）における敷均し・締固め等の施工日数及び完成形状の監督・検査の所要日数において、従来施工とICT（情報通信技術）施工を活用した施工方法による施工日数等の削減率  
 [ICTを活用した場合の施工縮減日数/従来施工の場合の施工日数]

- ②創意工夫の事例が活用された工事の累積活用件数
- ③安全管理評価手法による工事が試行された工事件数

**（目標設定の考え方・根拠）**

- ①土工（盛土）における、敷均し・締固め施工において、一般機械を使用した従来施工と3次元機械制御対応の建設機械を使用した情報化施工による施工効率から施工日数を試算。  
 また、完成形状の監督・検査においても従来のレベル・巻尺による手法と、トータルステーション（3次元位置を瞬時に計測できる装置）を用いた新たな手法による所要日数を試算。それらの日数を基に目標値を設定。
- ②建設工事の品質確保・コスト縮減を図るため、施工現場における創意工夫の事例を広く普及させる。  
 現況を勘案し、平成21年度の目標を各年度の活用累積件数100件と設定。
- ③建設機械施工の安全性を向上させ事故件数の低減を図るため、平成21年末に安全管理評価手法を策定し、直轄工事先導で平成24年度に試行する。試行目標値として50件を設定。

**（外部要因）**

- ①なし
- ②直轄工事の発注件数
- ③直轄工事の発注件数

**（他の関係主体）**

- ①なし
- ②地方自治体（工事発注担当）
- ③なし

**（重要政策）**

**【施政方針】**

- ①なし ②なし ③なし

**【閣議決定】**

- ①なし ②なし ③なし

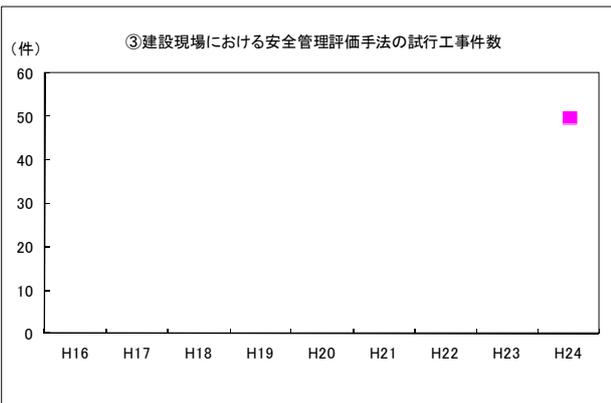
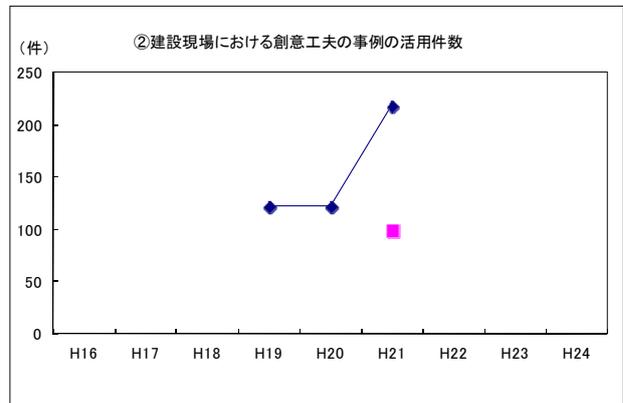
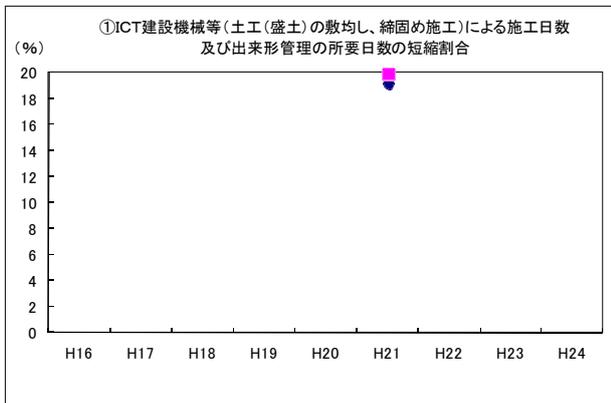
**【閣決（重点）】**

- ①なし ②なし ③なし

**【その他】**

- ①なし ②なし ③なし

過去の実績値					（年度）
H17	H18	H19	H20	H21	
① -	① -	① -	① -	① 約2割減	
② -	② -	② 122件	② 122件	② 219件	
③ -	③ -	③ -	③ -	③ -	



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

- ① 施工現場の情報化による監督・検査業務の効率化・品質確保の推進  
ICTを活用して、工事の施工状況の連続的な監視や施工データの記録を行うことにより、完成後における施工状況の再現、施工履歴の確認などが可能となる施工現場の情報化を図り、監督・検査の強化及び効率化、品質確保を推進する。  
予算額 30,261千円(平成21年度)
- ② 創意工夫事例の普及による施工改善の推進に関する調査・検討  
施工現場における創意工夫・施工環境事例について実態調査を行い、品質確保、コスト削減の効果の高い事例の選定や普及を阻害している要因とその改善方策について、現場での施工経験者からの意見収集とともに検討を行う。  
予算額 2,501千円(平成21年度)
- ③ 建設機械施工の安全対策の推進に関する調査検討  
安全優良事業者への表彰制度や工事成績評定への加点等の優位性を付与することを目的とした建設機械施工における事業者の安全管理評価指標の検討を行い、評価指標の策定を行う。  
予算額6,460千円(平成21年度)

### 関連する事務事業の概要

なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

- ① 「業績指標の実績値は目標達成に向けた成果を示している」  
施工及び監督・検査の所要日数の短縮については、施工管理に関する要領がとりまとめられた。なお、平成21年度は、所要日数短縮の実態調査ため試験的に直轄工事に技術を導入した。この中でアンケート調査などを実施し、所要日数が短縮されることが把握でき、目標の達成状況の判断ができた。
- ② 「業績指標の実績値は目標達成に向けた成果を示している」  
創意工夫の事例が活用された工事件数については、直轄工事現場において調査を行い、目標の達成状況の判断ができた。  
なお、これまでに、施工現場における創意工夫の事例集を作成し、業団体に配布した。また、HPにも掲載して周知に努めている。
- ③ 「判断できない」  
安全管理システムによる試行実施は、平成24年度より直轄工事先導で実施するため、目標の達成状況の判断はできない。

#### (事務事業の実施状況)

- ① 施工や監督・検査の効率化及び工事における品質の確保を実現するため、ICT施工に対応した新たな施工管理手法を整備中であり、さらに監督・検査へ活用することを検討する。

- ② 平成21年度においては、平成19年度、平成20年度工事の創意工夫された工事件数の調査を実施し、目標とする活用件数の目標を達成していることを確認したが、目標を上げて調査を継続するとともに、さらに創意工夫事例の普及を促進するための方策を検討した。
- ③ 平成21年度においては、安全管理評価指標（案）の策定を行った。

**課題の特定と今後の取組みの方向性**

- ① 業績指標は、平成21年度で目標達成したことから指標を廃止し、平成22年度からはICT建設機械施工技術の普及促進に関する「ICT建設機械等を導入した工事件数」を業績指標とするため、A-3と評価した。
- ② 業績指標は、創意工夫の事例が活用された工事の各年度の活用件数であり、H21の目標値を達成しており、本事業は引き続き実施するが、業績指標の廃止に伴いA-3と評価した。
- ③ 業績指標は、安全管理評価指標により試行がされた工事件数であるが、効果の発現が目標設定年度（平成24年度）からであるため、C-3と評価した。

**平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項**

（平成22年度）

- ① ICT建設機械施工技術に関し、今後はインセンティブ等を付与することで技術の普及を促進し、情報化施工機器・システムの運用に対応できる技能者の育成を図り、建設業における生産効率の向上、熟練工不足への対応を図る。

（平成23年度以降）

なし

**担当課等（担当課長名等）**

担当課：総合政策局建設施工企画課（課長 渡辺 和弘）

**業績指標 189**

用地取得が困難となっている割合（用地あい路率）

**評 価**

A-2	目標値：3.15%（平成19～23年度の平均） 実績値：3.18%（平成16～20年度の平均） 初期値：3.50%（平成13～17年度の平均）
-----	---

**（指標の定義）**

国土交通省の各地方整備局等が施行する直轄事業における用地取得で、用地買収着手後3年以上経過し、かつ、当年度中に契約見込みのない「あい路」（注）となった件数の、当該事業地区の契約済み及び未契約件数の総数における割合（%）『用地あい路率＝用地あい路件数／当該事業地区の契約済み及び未契約件数の総数』。

（注）用地買収着手後3年以上の案件で、予算の裏付けはあるが、地権者ないし地域住民との調整に困難が生じ、当該年度内に契約見込みがないものをいう。

**（目標設定の考え方・根拠）**

用地取得の円滑化・迅速化による効率的な事業の実施のため、あい路解消に関する諸施策を講じることにより、目標値（平成19～23年度の5カ年の用地あい路率の平均）は、現況（平成13～17年度までの過去5カ年の平均）から1割改善させることとして設定。また、長期的にもできる限り改善していく。

**（外部要因）**

なし

**（他の関係主体）**

なし

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

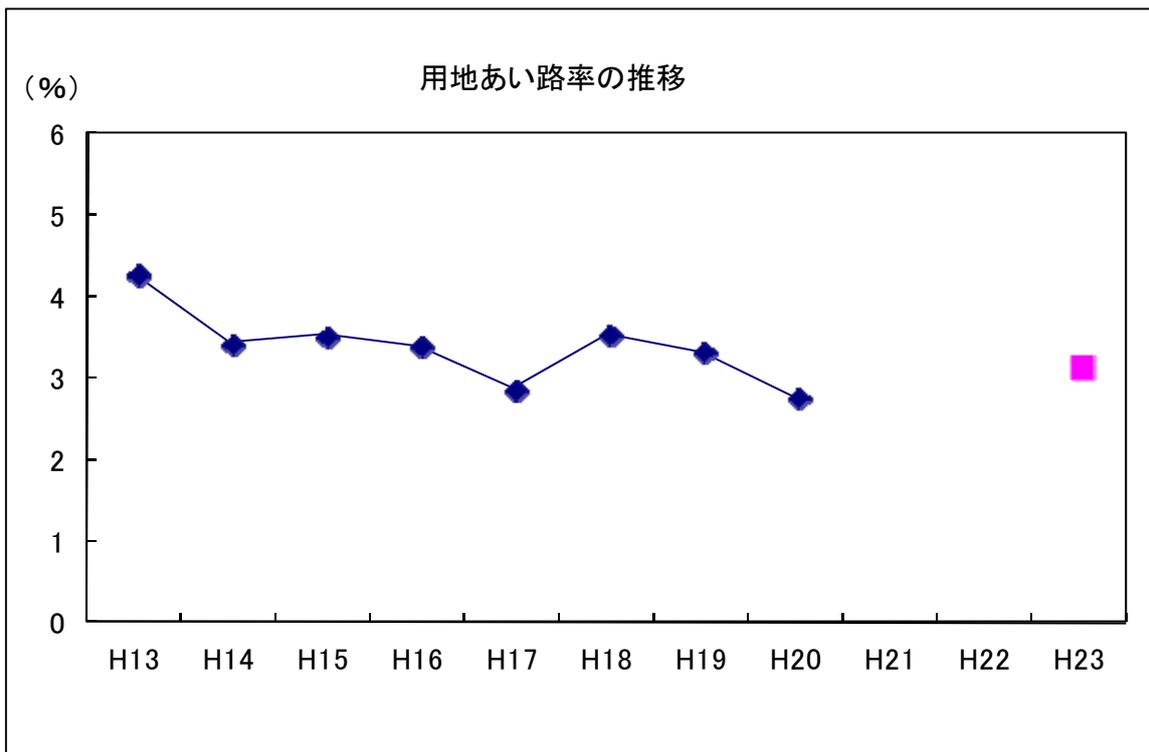
**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

なし

過去の実績値				(年度)	
H17	H18	H19	H20	H21	H22
2.87%	3.54%	3.33%	2.76%	集計中	



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

- ・用地補償基準の適正化等に関する検討  
経済社会情勢の変化に対応した損失補償基準としていくため、見直すべき補償項目を把握し、緊急度の高い補償項目から計画的に見直しを行っていくためのアクションプランを策定した。その上で、見直しの必要性の高い項目については先行着手することとし、損失補償基準等の見直しに向けた検討を行った。  
予算額：9,515千円（平成21年度）
- ・スピーディな事業展開のための用地取得条件整備モデル事業に関する調査検討  
公共事業による効果を早期発現していくためには、用地取得を円滑かつ迅速に進めていくことが必要不可欠であることから、実際の事業箇所において事業部局との連携や各種対策を講じるモデル調査を実施し、その効果の検証等をもとに、あらかじめ明示された完成時期を踏まえた計画的な用地取得を実現するための施策を適時適切に講じる「用地取得マネジメント」確立のための検討を行い、これを実施するためのマニュアルの策定を行った。  
予算額：21,402千円（平成21年度）
- ・取用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除（所得税、法人税）  
取用交換等により資産を譲渡した場合（買い取られた場合）において、その資産の譲渡所得等から5,000万円（譲渡所得等の金額が5,000万円に満たないときはその金額）が特別控除される。
- ・特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（所得税、法人税）  
土地等が、土地収用法等の規定に基づいて資産の取用等を行う者によってその取用等の対償（代替地）に充てるために買い取られた場合や、公有地拡大推進法の先買い制度により買い取られた場合等において、その資産の譲渡所得から1,500万円が特別控除される。
- ・取用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（所得税、法人税）  
取用等により資産が買い取られ補償金を取得した場合に、その補償金の全部又は一部の金額で代替資産を取得したときは、その譲渡所得について課税が繰り延べられる（譲渡がなかったものと扱われる）。
- ・交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例（所得税、法人税）  
取用等により資産が買い取られた場合、金銭補償に代えてその資産と同種の資産の交付を受ける場合に、その譲渡所得について課税が繰り延べられる。
- ・相続税の納税猶予等を受けている農地等を取用交換等により譲渡した場合の利子税の特例（相続税・贈与税）  
相続税の納税猶予等を受けている農地等を取用交換等により譲渡した場合には、譲渡面積に対応する相続税と併せて納付すべき猶予期間中の利子税の1/2を免除する。
- ・相続税の納税猶予等を受けている農地等を公共事業の用に供するため一時使用した場合の納税猶予制度の特例（相続税・贈与税）  
公共事業の用に供するために相続税の納税猶予を受けている農地に地上権、賃借権又は使用借権による権利（以下「地上権等」という。）を一時的に設定した場合で、当該農地等を一時使用後も農業の用に供するときには、当該地上権等の設定はなかったものとみなし、納税猶予を継続する。
- ・優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例（所得税、個人住民税、法人税）  
所有期間が5年を超える土地等の譲渡のうち、個人又は法人が国若しくは地方公共団体等に対する土地等の譲渡を行った場合において、課税の軽減措置を講じる。
- ・優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の短期譲渡所得の課税の特例（所得税、個人住民税、法人税）  
所有期間が5年以内の土地等の譲渡のうち、個人又は法人が国若しくは地方公共団体等に対する土地等の譲渡を行った場合において、課税の軽減措置を講じる。

### 関連する事務事業の概要

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### （指標の動向）

平成21年度の実績値は22年度に調査予定であり把握することができないが、実績値がでている過去5年（16～20年度）の平均割合をみると3.18%、また過去4年（17～20年度）では3.12%とさらに下落してきており、この傾向が続けば、目標年度に目標値を達成すると見込まれる。

#### （事務事業の実施状況）

適正な補償を確保するため補償額算定の基となる補償基準等の見直し、補償額決定プロセスの機能強化に向けた検討を引き続き進めていく。また、用地取得の円滑化・迅速化を図る「用地取得マネジメント」については、21年度に実施マニュアルを策定したところであり、22年度より本格的な運用を開始する。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標は、過去5年（16年度～20年度）の平均割合とみると3.18%、また過去4年（17年度～20年度）では3.12%とさらに下落してきており、順調に推移している。また、検討を進めてきた「用地取得マネジメント」は、22年度より現場での運用が開始されることにより、あい路件数の更なる減少が見込まれる。また、補償基準等の見直し、補償額の決定プロセスが機能強化されることにより、あい路要因の大きな要因の一つである補償額不満の解消に役立つものと考えられる。

以上の通り、上記施策に取り組むことにより、現在年ごとに多少の上下がある用地あい路率を下方に引き下げ、目標年度には用地あい路率の目標値を達成させることができるものと期待できることから、A-2と評価し、引き続き施策を推進する必要がある。

#### 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

##### (平成22年度)

- ・用地補償基準の適正化等に関する検討

経済社会情勢の変化に対応した損失補償基準としていくため、見直すべき補償項目を把握し、緊急度の高い補償項目から計画的に見直しを行っていくため策定された「補償基準等見直しアクションプラン」に基づき、見直しの必要性の高い建物に関する補償基準等の見直しに向けた検討を行う。

予算額：6,710千円(平成22年度)

- ・用地取得マネジメントの着実な推進のための強化方策に関する検討

用地取得マネジメントの着実な推進を図るため、用地交渉技術の移転手法、用地取得上の人的リスクへの対応について検討を行う。

予算額：10,296千円(平成22年度)

##### (平成23年度以降)

- ・用地補償基準の適正化等に関する検討

経済社会情勢の変化に対応した損失補償基準としていくため、見直すべき補償項目を把握し、緊急度の高い補償項目から計画的に見直しを行っていくため策定された「補償基準等見直しアクションプラン」に基づき、随時検討を行う予定。

#### 担当課等(担当課長名等)

担当課：土地・水資源局総務課公共用地室(室長 井上 伸夫)

# 〇活 力

## 政策目標 9

### 市場の環境整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護

#### 施策目標 34

不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する

不動産は、国民生活や企業の活動に不可欠な基盤であるとともに、貴重な資源であり、不動産が適正に取引され、有効に利用されることは、地域経済の活性化や優良な都市ストックの形成を促進するなど、わが国の経済・社会にとって重要である。

また、不動産は、不動産業のみならず、すべての産業における金融の担保となっており、不動産市場の活性化により、デフレの克服、景気回復を確実なものとしていくことが重要である。

さらには、不動産市場の活性化は住宅・都市分野における成長戦略を推進していく上でも不可欠である。

こうしたことから、不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進し、不動産市場の活性化を図ることが、喫緊の課題であり、こうした課題の解決に当たっては、不動産取引や不動産市場に関する情報の整備・提供の充実を図るとともに、安全・安心のための消費者保護施策等を進めていくことにより、不動産市場の透明性を確保し、取引の円滑化・活性化等を図ることが必要である。

#### 業績指標

190	不動産証券化実績総額
191	指定流通機構（レインズ）における売却物件の登録件数
192	宅地建物取引業保証協会の社員である宅地建物取引業者数に対する弁済を受けるための宅地建物取引業保証協会の認証件数の割合の推移
193	マンション管理組合数に対するマンション管理業に関する紛争相談件数の割合の推移
194	地価情報を提供するホームページへのアクセス件数
195	取引価格情報を提供するホームページへの①アクセス件数、②取引価格情報の提供件数
196	低・未利用地の面積

## 【評価結果の概要】

### （必要性）

不動産業は、全産業の売上高の2.5%、法人数の10.7%を占めている重要な産業の一つである。

リーマンショック以降の不動産市場は、マンション分譲などの市況の悪化に加え、世界的な金融市場の混乱により、不動産業における金融機関及び金融市場からの資金調達が困難となり、倒産が相次いだ。また、不動産証券化市場は、これまで順調に拡大を続けてきたが、世界的な金融危機の影響によりJリート等による新規物件取得が低調となっている。

こうした厳しい市況の中、不動産市場の活性化は住宅・都市分野における成長戦略を推進していく上でも不可欠である。

不動産市場の活性化を図るために、不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を図ることが、喫緊の課題であり、こうした課題の解決に当たっては、不動産取引や不動産市場に関する情報の整備・提供の充実を図るとともに、安全・安心のための消費者保護施策等を進めていくことにより、不動産市場の透明性を確保し、取引の円滑化・活性化等を図ることが必要である。

### （有効性）

各施策を実施してきたものの、厳しい不動産市況を反映し、指定流通機構（レインズ）における売却物件の登録件数が前年度に比べて減少したほか、不動産証券化実績総額の伸び率も低下した。その一方で、取引価格情報を提供するホームページへのアクセス件数や取引価格情報の提供件数等が順調に増加しているなど、一定の成果が現れていることから、各施策が施策目標達成に有効であるものと評価できるものの、厳しい市況の影響を受け一部の指標では伸び悩みも見られるため、今後の推移を注視する必要がある。

### （効率性）

各施策を講じるに当たっては、例えば、事業者団体により運営される指定流通機構（レインズ）を通じた情報提供や事業者団体による消費者保護の取組など民間事業者による取組を活用し、必要最小限の行政資源で取り組んでおり、厳しい市況の影響を受けつつも概ね成果が表れていることから、全体的には効率的に展開しているものと評価できる。

### （総合的評価）

各指標は概ね順調に推移しており、各施策は、施策目標の達成に向けて概ね成果が現れているといえるものの、厳しい不動産市況を反映し、一部の指標では伸び悩みも見られる。

### （反映の方向性）

厳しい市況の中で、一部の指標では伸び悩みを見られるが、全体としては概ね成果がみられることから、引き続き、不動産取引や不動産市場に関する情報の整備・提供の充実を図るとともに、消費者の安全・安心のための消費者保護施策等を進めていくことで、不動産市場の透明性を確保し、取引の円滑化・活性化等を図っていく。

特に、住宅・都市分野における成長戦略を推進していく上でも不可欠である不動産市場の活性化を図るため、民間の知恵と資金の活用を含め、不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備に向けた取組等を推進していく。

**業績指標 190**

不動産証券化実績総額

**評 価**

B-2	目標値：66兆円（平成23年度） 実績値：47兆円（平成21年度） 初期値：33兆円（平成18年度）
-----	--

**（指標の定義）**

主たる投資対象を不動産とするJリート（注1）、不動産特定共同事業スキーム（注2）、資産流動化法スキーム（注3）、合同会社-匿名組合出資スキーム（注3）等の活用による証券化実績総額

（注1） 不動産投資信託（Jリート）とは、多くの投資家から資金を集めオフィスビル、賃貸マンション等の「不動産」を購入し、そこから生じる賃料や売却益を投資家に分配する商品。Jリートは比較的購入しやすい金額（上場時公募価格で20万円台～80万円台）から投資できるため、これまで個人では困難だった数十億円単位の大型不動産への投資が可能となった。

（注2） 複数の投資家が出資して、不動産会社などが事業を行い、その運用収益を投資家に分配する事業。

（注3） 不動産の証券化（商業ビルや賃貸マンションなどの不動産を担保に証券を発行して資金を調達する手法のこと。投資家は賃料収入などの収益に基づいて、利払いや配当などを受ける。）のために活用される一種のペーパーカンパニー。

**（目標設定の考え方・根拠）**

〔根拠〕

不動産の証券化は、約1,400兆円といわれる個人金融資産を不動産市場に呼び込み、不動産取引の活性化や優良なストックの形成を可能にするものである。主な不動産の証券化手法であるJリートスキーム等の活用により証券化された不動産の資産額累計は、Jリート等が取得した不動産の取得額の累計であるため、Jリート等の物件取得の状況は、不動産投資市場の環境整備の推進による不動産市場の拡大、活性化の状況を示すものであることから業績指標として採用。

〔目標設定の考え方〕

これまで、当該業績指標が着実に伸びるよう、政策を打ってきたところであるが、今後もその伸びを維持し、その上さらに拡大（過去5年間の証券化実績（単年度の伸び）の平均額以上に伸びを拡大）させるために、不動産証券化市場活性化のための不動産投資市場の環境整備を進めていき、初期値の2倍となる66兆円という目標を目指す。

**（外部要因）**

国内・海外の景気動向、金融機関の不良債権処理、企業の資産リストラの動向、金融市場の動向

**（他の関係主体）**

金融庁（投資信託及び投資法人に関する法律・資産の流動化に関する法律を所管）

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

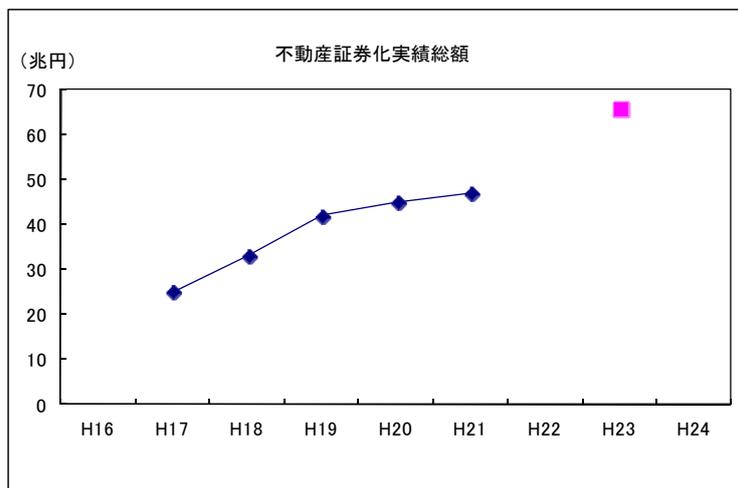
国土交通省成長戦略（平成22年5月17日）

5. 住宅・都市分野

I. 大都市イノベーション創出戦略

「開発が長期にわたる優良プロジェクトについて、民間金融機関の長期融資が付かない現状を踏まえ、特に調達が困難なミドルリスク資金供給の円滑化など安定的な金利で資金調達ができる方策を検討する。」

過去の実績値				（年度）	
H17	H18	H19	H20	H21	
25兆円	33兆円	42兆円	45兆円	47兆円	



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

- ① Jリート及び特定目的会社に係る登録免許税の特例措置の延長（登録免許税）  
Jリート及び特定目的会社の物件取得に係る登録免許税について税率を軽減（土地1%→0.8%建物2%→0.8%）平成20年度税制改正において、2年延長（平成22年3月31日まで）された登録免許税の特例措置を引き続き適用し、不動産証券化市場の拡大を推進した。  
減収見込額 11億6700万円（平成21年度）
- ② Jリート及び特定目的会社に係る不動産取得税の特例措置の延長（不動産取得税）  
Jリート及び特定目的会社の物件取得に係る不動産取得税について、課税標準を2/3控除。平成21年度税制改正において、2年延長（平成23年3月31日まで）し、物件取得における環境整備を行い、不動産証券化市場の拡大を推進した。  
減収見込額 35億5900万円（平成21年度）
- ③ 国土交通省、金融庁、東京証券取引所、事業者等からなる「投資家に信頼される不動産投資市場確立フォーラム」にて、投資家に信頼される不動産投資市場確立のため、横断的な議論が必要な課題について検討を行い、平成21年7月に「合併をはじめとするJリートの再編の必要性について」や「Jリートのガバナンスの強化策について」などについて提言を行った。
- ④ 地方における不動産証券化・流動化手法のノウハウの蓄積と人材育成を図り、地域の活性化を実現するため、「地方における不動産証券化市場活性化事業」を実施した（平成19年度～21年度）。  
予算額 91百万円（平成21年度）
- ⑤ 不動産市場データベースの構築  
賃貸用不動産の収益・費用に関する情報をアンケート調査で収集し、その結果を用途別・地域別等に集計し、インターネット上で公開する不動産市場データベース  
([http://tochi.mlit.go.jp/tocchi/fudousan\\_db/top\\_menu.html](http://tochi.mlit.go.jp/tocchi/fudousan_db/top_menu.html))を構築した（平成21年度）。  
予算額 164百万円（平成21年度）

### 関連する事務事業の概要

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### （指標の動向）

平成20年度末までは、平成18年度に見込んだ最終目標までのトレンド（年度平均6.6兆円の伸びが必要。平成20年度末時点で4.6兆円。）に概ね沿った動きをみせ、平成20年度末時点で4.5兆円の実績を示してきた。しかしながら、リーマンショックによる世界的な金融市場の混乱・信用収縮による影響により、平成21年度の不動産証券化実績は1.7兆円に留まり、累積の実績は4.7兆円となった。平成23年度までの目標達成は難しいものの、資金調達環境は、平成21年度下期にJリートの公募増資が再開されるなど回復の兆しが見られ、今後、Jリート等による物件取得が持ち直していくと考えられる。

#### （事務事業の実施状況）

- ・ Jリート等に係る不動産流通税の特例の適用申請について、審査等の適正な運用を行った。
- ・ 不動産特定共同事業法、宅地建物取引業法（取引一任代理等）等、法律の適正な運用を行った。
- ・ 「投資家に信頼される不動産投資市場確立フォーラム」での提言を受け、平成21年度税制改正にて合併関連税制を改正するなどJリートの再編に資する環境整備を行い、改正後、実際に4件の合併が実現している（H22年5月末時点）。
- ・ 不動産の流動化・証券化手法に関する講習会等を自主的に実施する団体に対して、講師派遣の支援等を行うとともに、地方において不動産の流動化・証券化に取り組もうとする事業者に対して専門家によるアドバイスを提供

し、当該事業者から提出された不動産の流動化・証券化に関する書類を国土交通省HPにて公開した。

- ・賃貸用不動産の収益・費用に関する情報をアンケート調査で収集し、その結果を用途別・地域別等に集計し、ホームページにて公開した。(集計した標本数 4,034)

<税制について>

- ・流通税(登録免許税及び不動産取得税)の軽減措置は、Jリート等が物件を取得するための取得コストを軽減する措置であるため、取得の際の経済的なインセンティブとして有効に機能している。税制支援がある特定目的会社とJリートについて両者に特例が適用されたH13年度からH21年度末までの証券化実績の伸び率は、それぞれ12.3倍と14.8倍であるのに対し、税制支援のない私募ファンドの伸び率は5.8倍であり、税制の寄与分は高く、減収額を是認するような有効性が認められる。

#### 課題の特定と今後の取組みの方向性

平成20年度末までは最終目標までのトレンドに概ね沿った動きをみせてきたものの、目標立案当初(平成18年度)に想定していなかった世界的な金融危機の影響により、平成21年度の新規物件取得が低調となったため、平成23年度までの目標達成は難しくなった。物件取得の減少は、資金調達環境の悪化が主因であり、今後、Jリート等による物件取得が持ち直していくことが考えられるため、B-2と評価した。

今後、不動産投資市場が長期安定的に発展していくためには、年金基金等の投資期間が長い安定的な資金が市場に円滑に供給されることなど、様々な不動産投資環境の整備が必要であり、「投資家に信頼される不動産投資市場確立フォーラム」の提言等を踏まえ、引き続き必要な課題についての検討を行っていく。

#### 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

##### (平成22年度)

平成22年度税制改正において、Jリート及び特定目的会社の物件取得に係る登録免許税の特例措置については、適用対象となる不動産から倉庫及びその敷地を除外するとともに、所有権の移転登記の軽減税率(現行1000分の8)にあつては、次のとおり見直しを行った上、その適用期限を3年延長し、不動産証券化のための環境の整備を行う。

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 1000分の8

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで 1000分の11

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで 1000分の13

##### (平成23年度以降)

- ・平成23年度税制改正において、Jリート及び特定目的会社の物件取得に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について延長を検討。

- ・遊休化、老朽化した不動産のリニューアル等を促進するため、民間の知恵と資金を活用する手法の検討。

#### 担当課等(担当課長名等)

担当課：総合政策局不動産課 (課長 海堀 安喜)

土地・水資源局土地市場課 (課長 田村 計)

**業績指標 191**

指定流通機構（レインズ）における売却物件の登録件数

**評価**

A-2	目標値：274千件（平成23年度） 実績値：276千件（平成21年度） 初期値：229千件（平成18年度）
-----	---

**（指標の定義）**

年度末における指定流通機構（レインズ）（注1）の売却物件登録件数（注2）

（注1） 指定流通機構（レインズ）とは、宅地建物取引業法により指定された不動産流通機構が保有する不動産物件情報交換システム（Real Estate Information Network System）を指すが、レインズという名称は、不動産流通機構（指定流通機構）の通称にもなっている。指定流通機構は、宅地建物取引業者が流通に関与する売却物件情報を、システム上で多数の宅地建物取引業者が共有し、迅速な情報交換を行うことで、不動産流通の円滑化を図ることを目的に創設された。現在、東日本、中部圏、近畿圏、西日本の4機構が指定流通機構として指定されている。

（注2） 指定流通機構（レインズ）には、宅地建物取引業者が売却依頼を受けた物件が登録されることから、中古物件（マンション・戸建住宅等）及び土地が登録物件の大半を占める。なお、目標値は各年度末時点における流通在庫数を示す。

**（目標設定の考え方・根拠）**

宅地建物取引業法は、専任媒介契約を締結した宅地建物取引業者に指定流通機構への物件情報の登録及び成約情報の報告を義務づけている。よって指定流通機構における売却物件登録件数は、中古物件の流通市場の担い手である宅地建物取引業者が関与する物件の流通量を反映しており、不動産流通市場の環境整備の推進による不動産市場の拡大、活性化の状況を示すものであることから業績指標として採用。

目標については、住生活基本計画における既存住宅の流通シェアの増加（平成15年13%から平成27年23%）の目標を踏まえた数値（261千件）から、指定流通機構による取引情報公開の充実等の施策の効果等を見込み（5%増）、当該目標値を設定した。

**（外部要因）**

不動産市場動向（地価・住宅価格の下落等）、金融市場の動向（金融機関の融資姿勢の変化による資金調達可能額の変化・金利動向等）

**（他の関係主体）**

なし

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

・経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日）

第2章 1. 経済成長戦略 I 全員参加経済戦略 ②サービス産業。中小企業の生産性向上

「生産性向上の観点から重要な業種について、関係省において、現場の事業者が将来展望を持って取り組めるように、きめ細やかな「業種別生産性向上プログラム」（平成20年5月23日）を実行する。」

・住生活基本計画（全国計画）（平成21年3月13日）

第2 住生活の安定の確保及び向上の促進に関する目標並びにその達成のために必要な基本的な施策

3 多様な居住ニーズが適切に実現される住宅市場の環境整備

「良質な既存住宅の資産価値が適正に評価され、その流通が円滑に行われるとともに、国民の居住ニーズと住宅ストックのミスマッチが解消される住宅市場の実現を目指す。」

**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

国土交通省成長戦略（平成22年5月17日）

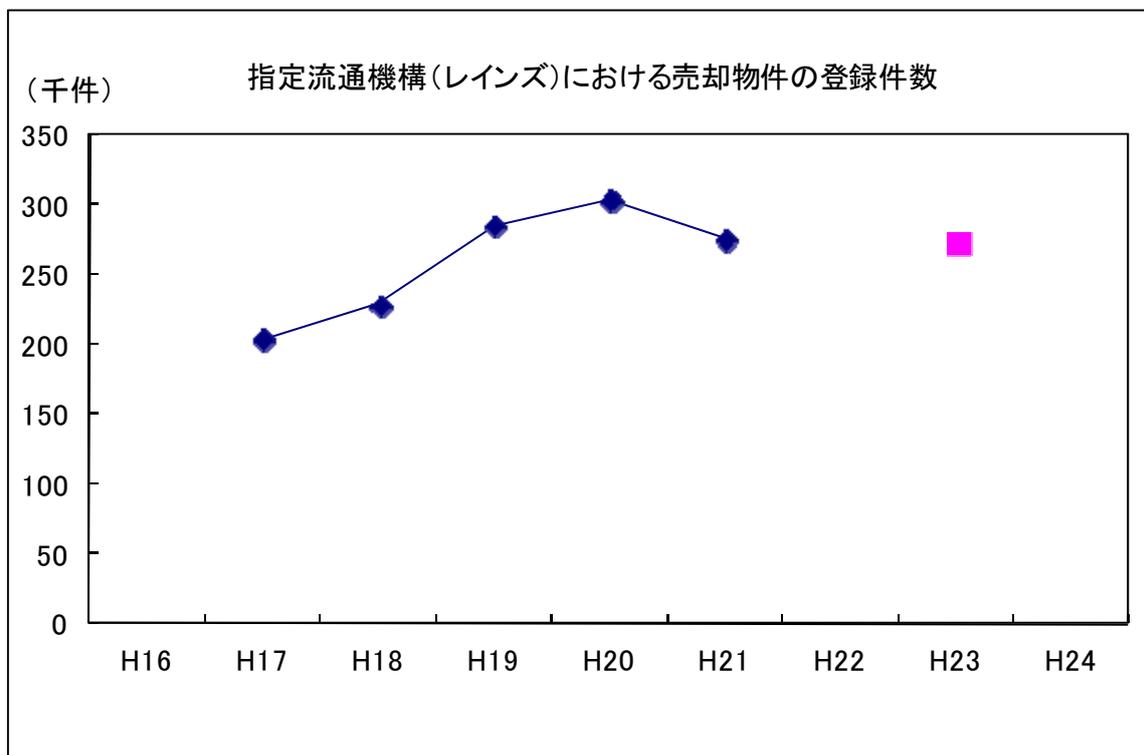
5. 住宅・都市分野

Ⅲ. 住宅・建築投資活性化・ストック再生戦略

1. 質の高い新築住宅の供給と中古住宅流通・リフォームの促進を両輪とする住宅市場の活性化

「住宅市場をとりまく状況が大きく変化する中で、質の高い新築住宅の供給と中古住宅の流通・リフォーム市場の整備の二本の柱で住宅市場の活性化を推進することが必要である。」

過去の実績値				（年度）	
H17	H18	H19	H20	H21	
204千件	229千件	285千件	304千件	276千件	



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

- ・不動産市場における情報インフラの整備  
不動産統合サイト(注3)について「インターネット普及環境下における消費者保護と利便性向上のための公的  
情報インフラ」としての機能を拡充し、不動産取引に臨む消費者によって有益な情報を提供。
  - ・価格査定マニュアルの策定と普及促進  
宅地建物取引業者が、不動産の価格査定の根拠として活用できるよう価格査定マニュアル(注4)を策定すると  
ともに、既存住宅の質やリフォームなどの維持管理状況等を適切に価格査定に反映できるよう適宜改定を実施。
  - ・指定流通機構を活用した不動産取引情報の提供  
消費者による相場観の把握等を支援する観点から、指定流通機構(レインズ)が保有する不動産取引価格情報を  
活用し、不動産取引情報提供サイト(REINS Market Information: <http://www.contract.reins.or.jp/>)  
を通じて提供。  
予算額：不動産取引情報提供システムの拡充に関する調査検討・設計・開発業務事業費 500万円(平成21  
年度)
- (注3) 不動産流通4団体の所属業者が取り扱う売却物件情報等を集約した情報提供サイト。(通称「不動産ジャパン」)不動産取引に必要な  
基礎情報を掲載するなど、消費者の利便性向上等を目的に平成15年10月に開設された。
- (注4) 財団法人不動産流通近代化センターが発行する中古住宅等の価格査定を行うためのプログラム。主として宅地建物取引業者が依頼  
者に対して媒介価額の意見の根拠の明示等を行う場合に利用する。

### 関連する事務事業の概要

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

指定流通機構における売却物件の登録件数は276千件となっており、目標値を上回る件数となったが、不動産市況の悪化もあり前年度比約9.2%減となった。しかしながら、現在、全ての指定流通機構はインターネット対応となるなど、不動産業全体のIT化が進んでいること、また不動産統合サイトが不動産取引に臨む消費者の保護を推進することを目的にリニューアルされるなど、不動産流通市場の環境整備は着実に進んでいるものと考えられる。

#### (事務事業の実施状況)

- ・平成20年度不動産統合サイト運営協議会及び幹事会にて、不動産統合サイト活性化に向けた具体的検討を進め、平成21年4月に公的サイトとして消費者保護の立場を重視した内容の拡充を実施。  
また、平成21年度実施した「かしこい消費者が育つインフラの整備検討委員会」の議論を踏まえて作成された不動産知識の普及啓発のためのインターネットコンテンツを不動産ジャパンに掲載し、広く消費者へ提供した。
- ・戸建住宅の価格査定マニュアルについて、住宅の質及び管理状況に係る評価の必要性や、市場動向等を見据えつつ、平成21年7月に改訂を実施。住宅地・既存マンションの価格査定マニュアルについても平成22年7

月の改訂にむけた検討を実施。

- ・平成19年4月より、不動産取引価格情報提供サイト（REINS Market Information: <http://www.contract.reins.or.jp/>）を本格稼働させ、平成21年3月に提供情報の拡充および機能性の向上に関する改修を実施。
- ・平成21年1月に東日本指定流通機構（東日本レイズ）において情報項目の拡充、情報処理能力の向上、及び利便性向上の各種機能を追加する大規模なシステム改修を実施。

#### 課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標は276千件と不動産市況の悪化により前年度比減となったが、目標達成に向けて推移しており、A-2と評価した。引き続き、既存住宅流通を推進するとともに、不動産市況の悪化などの環境変化に迅速かつ適切に対応するため、不動産流通市場の環境整備を図るための取組を推進する。

- ・不動産統合サイトについては、急速なIT化に対応し、消費者保護に資する情報インフラ整備を推進するために、不動産統合サイト運営協議会及び幹事会にて、引き続き不動産統合サイト活性化に向けたコンテンツ拡充の方策を検討するとともに、その普及と利用を促進する。
- ・既存住宅等の流通促進を図るためには、より適切な評価手法を確立することから、価格査定マニュアルの普及を継続する。
- ・不動産取引情報提供サイトについては、平成21年3月のリニューアルについての周知活動を実施するなど継続して消費者への普及・啓発活動を実施する。

#### 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成22年度）

- ・価格査定マニュアルについて、市場動向の変化に対応した査定のあり方について検討を実施し、平成22年7月に住宅地・既存マンションの価格査定マニュアルの改訂を行う。

（平成23年度以降）

- ・既存住宅流通市場の活性化につながるリフォーム市場に関する事業者の協業化や専門化育成の支援を検討。

#### 担当課等（担当課長名等）

担当課：総合政策局不動産課（課長 海堀 安喜）

**業績指標 192**

宅地建物取引業保証協会の社員である宅地建物取引業者数に対する弁済を受けるための宅地建物取引業保証協会の認証件数の割合の推移

評価	
A-2	目標値：0.30%（平成19～23年度の5年間平均） 実績値：0.28%（平成16～20年度の5年間平均） 初期値：0.37%（平成13～17年度の5年間平均）

**（指標の定義）**

宅地建物取引業保証協会の社員数に対して、弁済業務保証金の還付を受ける権利を有する者が、その権利を実行するために必要となる宅地建物取引業保証協会の認証件数の占める割合の推移

（分子）＝弁済業務保証金の還付を受ける権利を有する者が、その権利を実行するために必要となる宅地建物取引業保証協会の認証の件数

（分母）＝宅地建物取引業保証協会の社員数（平成20年度末現在122,993社）

**（目標設定の考え方・根拠）**

不動産取引における紛争においては、重要事項説明に係るものや報酬に係るものなど宅地建物取引業法に基づき適切に業務がなされていないことに起因するものが多く見受けられる。

宅地建物取引業保証協会の社員である宅地建物取引業者との取引により損害を受けた者は、宅地建物取引業保証協会の認証により一定額の保証金の還付を受けることができるため、当該認証件数が不動産取引における紛争の一定数を表していると考えられることから、業績指標として採用。

なお、業績指標を単に宅地建物取引業保証協会の認証件数とせず、宅地建物取引業保証協会の社員数を分母とし、宅地建物取引業保証協会の認証件数を分子としているのは、宅地建物取引業保証協会の社員の増減を勘案する必要があるためである。また、業績指標を5年間の平均をしているのは、不動産取引に関して社会的関心を集める事件等の発生により単年度では数値が大きく変動する可能性があるためである。

宅地建物取引業者のコンプライアンスの向上と消費者保護を図るため、宅地建物取引業者に対する監督処分基準の制定・公表等の政策を打ってきたところであるが、今後も宅地建物取引業者のコンプライアンスの向上等に資する施策を一層進めていき、初期値（0.37%）から約2割減少した値（0.30%）を目指す。

**（外部要因）**

不動産市場の動向、不動産取引に関して社会的関心を集める事件等の発生

**（他の関係主体）**

各都道府県、各宅地建物取引業保証協会

**（重要政策）****【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

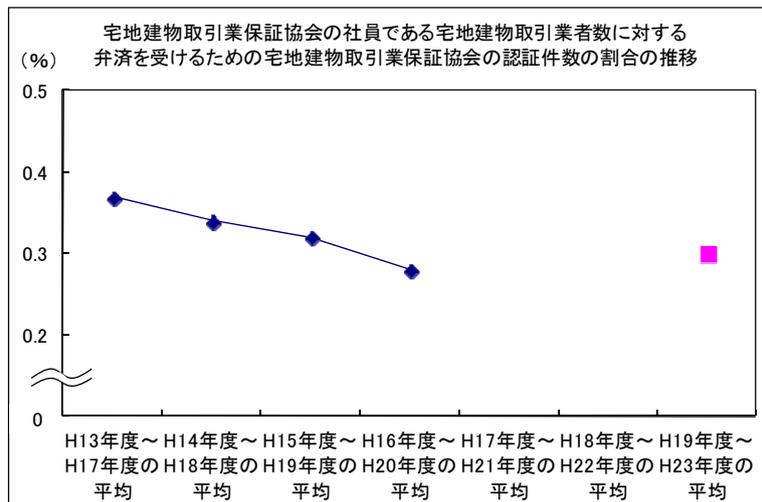
**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

なし

過去の実績値				(年度)
H13～H17	H14～H18	H15～H19	H16～H20	H17～H21
0.37%	0.34%	0.32%	0.28%	集計中



**事務事業の概要**  
**主な事務事業の概要**

当該業績指標の目標値達成のためには、宅地建物取引業者のコンプライアンスの向上と消費者保護に資する施策を進めていく必要があるため、以下の事務事業等を継続的に実施するものである。

- ・宅地建物取引業法違反行為に関する情報収集・調整等及び監督処分基準の厳格な適用
- ・各地方整備局等における全国一斉及び随時の立入検査の実施

**関連する事務事業の概要**  
 該当なし

**測定・評価結果**  
**目標の達成状況に関する分析**

(指標の動向)

宅地建物取引業保証協会の社員である宅地建物取引業者数に対する弁済を受けるための宅地建物取引業保証協会の認証件数の割合について、平成15年度以降減少傾向にあり順調に推移しており、平成16年度～平成20年度の平均値は0.28%となっており、目標値である0.30%を下回っている。なお、平成21年度を含むデータについては現在集計中である(7月中旬頃公表予定)。

(事務事業の実施状況)

国土交通省本省及び地方整備局等担当課において一般消費者からの不動産取引に関する相談等に対して適切な助言を行っており、また、宅地建物取引業者に対する立入検査等を計画的に実施したほか、宅地建物取引業法を所管する行政庁の連携という観点から、国、都道府県により構成する主管者協議会において、各行政庁が取り扱うトラブル事例を持ち寄りその解決方法を議論する担当者レベルの会議を全国6ブロックで開催するなど、情報並びに問題意識の共有化をはかり、苦情対応や宅地建物取引業者への監督指導の適確性の向上につとめているところである。

以上のように、消費者保護や取引の安全を確保し、業者のコンプライアンスの向上及び不正行為の未然防止に資する施策を実施しているところ。

**課題の特定と今後の取組みの方向性**

業績指標は、平成15年以降順調に減少傾向にあり、目標値達成に向けて順調に推移していることから、A-2と評価した。  
 今後も引き続き、宅地建物取引業者のコンプライアンス向上に資する施策を進め、目標達成に向けて取り組んでいく。

**平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項**

(平成22年度)

なし

(平成23年度以降)

なし

**担当課等(担当課長名等)**

担当課：総合政策局不動産課不動産指導室(室長 浜野 芳照)

**業績指標 193**

マンション管理組合数に対するマンション管理業に関する紛争相談件数の割合の推移

評価	
A-2	目標値：0.16%（平成22年度） 実績値：0.19%（平成20年度） 初期値：0.20%（平成17年度）

**（指標の定義）**

マンション管理組合数に対して、国土交通省のマンションの管理の適正化の推進に関する法律（以下「適正化法」という。）主管課で扱ったマンション管理業に関する紛争相談件数が占める割合の推移

（分子）＝適正化法主管課で扱ったマンション管理業に関する紛争相談件数

（分母）＝マンション管理組合数

**（目標設定の考え方・根拠）**

マンション管理業に関する紛争相談においては、重要事項説明に係るものや、契約成立時の書面の交付に係るものなど、適正化法に基づき適切に業務がなされていないことに起因するものが多く見受けられる。

主な紛争相談者がマンション管理組合であることから、マンション管理組合の数を分母とし、マンション管理業に関する紛争相談件数を分子として業績指標を構成。なお、業績指標を単にマンション管理業者に関する紛争相談件数としないのは、今後も増加が見込まれるマンション管理業者の推移を勘案する必要があるためである。

マンション管理業者のコンプライアンス向上と消費者保護を図るため、マンション管理業者に対する監督処分基準の制定・公表等の政策を打ってきたところであるが、今後もマンション管理業者のコンプライアンスの向上等に資する施策を一層進めていき、初期値（0.20%）から2割減少した値（0.16%）を目指す。

**（外部要因）**

マンション市場の動向、マンション管理に関して社会的関心を集める事件等の発生、マンション住民の世帯形態の変化

**（他の関係主体）**

なし

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

新成長戦略（平成22年6月18日）

成長戦略実行計画（工程表）

IV 観光・地域活性化戦略 ～ストック重視の住宅政策への転換～

早期実施事項：老朽マンションの改修に係る決議要件の適用関係の整理、管理適正化の推進等マンションストック再生のための環境整備

2011年度に実施すべき事項：マンション管理適正化のためのルール策定

**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

国土交通省成長戦略（平成22年5月17日）

5. 住宅・都市分野

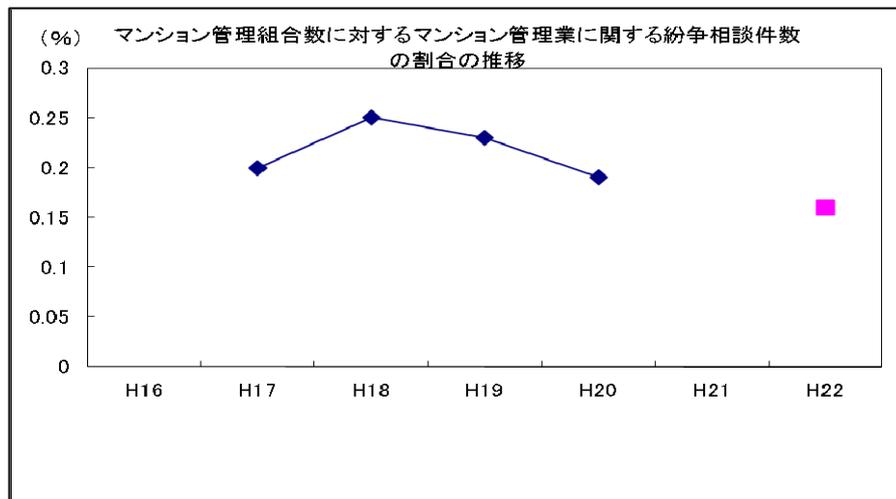
III. 住宅・建築投資活性化・ストック再生戦略

1. 質の高い新築住宅の供給と中古住宅流通・リフォームの促進を両輪とする住宅市場の活性化

③マンション管理の適正化などによるマンションストックの再生に向けて

i) 適切な長期修繕計画の策定と修繕積立金の積立を行うためのマニュアルの作成や標準管理規約などのマンション管理のルールの見直し、購入予定者に対する適正な管理のための情報提供を行う。

過去の実績値				(年度)
H17	H18	H19	H20	H21
0.20%	0.25%	0.23%	0.19%	



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

当該業績指標の目標値達成のためには、マンション管理業者のコンプライアンスと消費者保護向上に資する施策を進めていく必要があるため、以下の具体的な事務事業等を継続的に実施するものである。

- ・適正化法違反行為に関する情報収集・調査等及び監督処分基準の厳格な運用
- ・各地方整備局等における全国一斉及び随時の立入検査の実施
- ・関係団体に対し会員業者に対する指導等の要請

### 関連する事務事業の概要

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

マンションのストック戸数及び管理組合数は、平成17年度から20年度までの間、一定の割合で増加している。

	17年度	18年度	19年度	20年度	
マンションのストック戸数	4,898	5,108	5,341	5,492	(単位：千戸)
管理組合数	81,471	84,740	87,712	89,241	(単位：組合)

(社団法人高層住宅管理業協会「マンション管理受託動向調査」のデータ及び当該データからの推計値)

一方で紛争相談件数は、平成18年度は対前年度比30%増(215件)となったものの、平成19年度は対前年度比6%減(203件)、平成20年度は対前年度比13%減(168件)となった。

このため、指標は、平成19年度0.23%、平成20年度0.19%となった。

※ 紛争相談件数：マンション管理業等に対する紛争・苦情相談のうちマンション管理業者へ事実関係の確認等を行ったものの件数(同一案件は1件とし、マンション管理業者への事実関係の確認等は不要と判断したものは含まない。)

#### (事務事業の実施状況)

平成21年度においても、全国一斉立入検査において、120社に対して立入検査を行った結果、49社に対しては正指導を行ったほか、関係団体に対して引き続きマンション管理業務全般に向けた会員指導等を図るよう要請するなど、各事務事業が継続的に行われた。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

評価：「A-2」

指標は2年連続で減少し、目標値達成に向けて順調に推移している。

今後も各事務事業を継続し、目標値達成に向けて取り組んでいくものである。

## 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成22年度)

なし

(平成23年度以降)

- ・マンション管理の適正化の推進のため、トラブル事例のデータベース化等情報提供の充実を検討

## 担当課等(担当課長名等)

担当課：総合政策局不動産課不動産指導室長(室長 浜野 芳照)

**業績指標 194**

地価情報を提供するホームページへのアクセス件数

**評 価**

A-2	目標値：34,320,000件（平成23年度） 実績値：32,297,267件（平成21年度） 初期値：25,389,634件（平成18年度）
-----	---

**(指標の定義)**

地価公示及び都道府県地価調査に係るホームページへの年間アクセス件数  
 地価情報等（記者発表資料）  
<http://tochi.mlit.go.jp/chika/index.html>  
 標準地・基準地検索システム  
<http://www.land.mlit.go.jp/landPrice/AriaServlet?MOD=0&TYP=0>

**(目標設定の考え方・根拠)**

平成20年度の実績値が目標値（32,032,000件）を上回ったことを踏まえ、目標値の見直しを行い、平成23年度においても平成20年度と同水準を維持することにより着実に地価情報の提供・普及を進めるため、目標値を34,320,000件と設定した。

**(外部要因)**

- ・社会経済状況の変化を背景とする不動産市場の動向
- ・国民におけるインターネット利用環境の改善

**(他の関係主体)**

なし

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

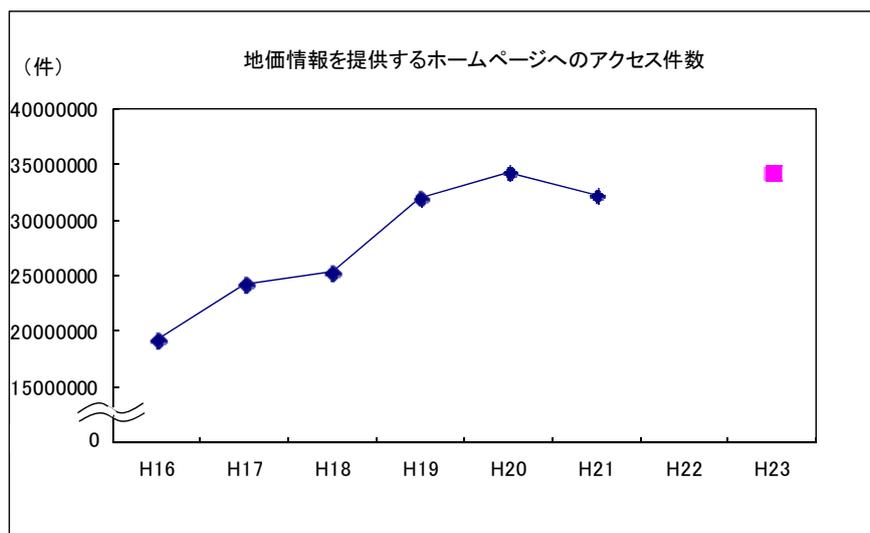
**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

なし

過去の実績値				(年度)
H17	H18	H19	H20	H21
24,272,457件	25,389,634件	32,031,644件	34,317,995件	32,297,267件



**事務事業の概要**

**主な事務事業の概要**

- ・地価公示の的確な実施  
 全国27,804地点において地価公示を的確に実施する。  
 予算額：4,110百万円（平成21年度）

- ・主要都市における高度利用地の地価分析調査  
地価動向を先行的に表しやすい三大都市圏等の主要都市の高度利用地について、四半期毎の地価動向、不動産鑑定士によって把握された不動産市場の動向に関する情報、地方整備局が行った地元の不動産関係者からのヒアリングによる情報を取りまとめ、公表する。  
予算額：151百万円（平成21年度）

#### 関連する事務事業の概要

該当なし

#### 測定・評価結果

##### 目標の達成状況に関する分析

###### （指標の動向）

平成20年度までホームページへのアクセス件数は目標達成に向けて増加を続け、概ね目標を達成していたところ、平成21年度は前年度比で減少したが、過去の実績値によるトレンドを勘案すると、目標年度での目標値達成に向けて推移しているものと考ええる。

###### （事務事業の実施状況）

地価公示及び都道府県地価調査については、それぞれ年1回実施しており、その結果をホームページへ掲載している。平成19年度からは、これに加え、主要都市の地価動向を先行的に表しやすい高度利用地について、四半期ごとに地価動向分析を行い、ホームページへの掲載等により広く一般に公表しており、平成21年度は、四半期ごとに4回公表した。

##### 課題の特定と今後の取組みの方向性

平成21年度のホームページへのアクセス件数は前年度比で減少したが、平成20年度までは目標達成に向けてアクセス件数は増加を続け、概ね目標を達成しており、過去の実績値によるトレンドを勘案すると、目標年度に目標値を達成できるものと考えられることから、A-2とした。平成22年度においても地価公示、都道府県地価調査結果のとりまとめ及び主要都市の高度利用地の地価動向分析調査を継続して実施し、広く一般に公表していくこととする。

#### 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

##### （平成22年度）

なし

##### （平成23年度以降）

なし

#### 担当課等（担当課長名等）

担当課：土地・水資源局地価調査課（課長 永井 智哉）

業績指標 195

取引価格情報を提供するホームページへの①アクセス件数、②取引価格情報の提供件数

評価	
①A-2	①目標値：40,000,000件（平成23年度） 実績値：35,670,962件（平成21年度） 初期値：22,659,447件（平成18年度）
②A-2	②目標値：1,000,000件（平成23年度） 実績値：820,964件（平成21年度）（第3四半期まで） 初期値：63,636件（平成18年度）

(指標の定義)

- ①取引価格情報を提供するホームページである「土地総合情報システム」(<http://www.land.mlit.go.jp/webland/top.html>)への年間アクセス件数
- ②アンケートによる取引価格情報の収集を通じた、取引価格情報の提供件数

(目標設定の考え方・根拠)

- ①取引価格情報の提供については、平成18年度が初年度であり、アクセス件数等について今後の動向を見通すことは困難であるが、平成19年度に実施した提供地域の拡大、提供内容の拡充等の効果を見込んで、アクセス件数については4000万件/年、を当面の目標とした。
- ②また、同様に提供件数については100万件/累計を当面の目標とした。

(外部要因)

- ・社会経済状況の変化を背景とする不動産市場の動向
- ・国民におけるインターネット利用環境の改善

(他の関係主体)

なし

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日）

3 分野別措置事項

12 住宅・土地、公共工事関係

ア 住宅・土地

⑭不動産取引価格情報の開示

a 国土交通省は、法務省と連携し、現行制度の枠組みを活用して、取引当事者の協力により取引価格等の調査を行い、国民に提供するための仕組みを構築する。

b 上記の仕組みに基づき、取引当事者の協力により取引価格情報の調査・提供を行う。

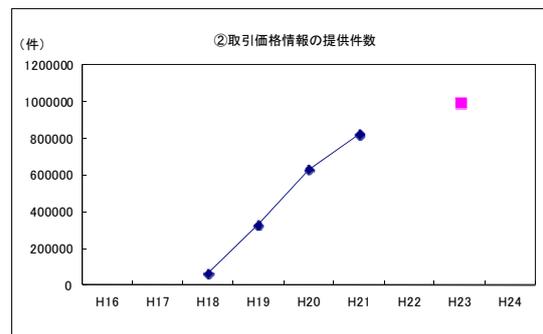
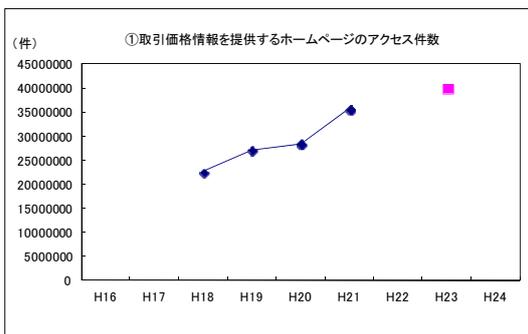
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H17	H18	H19	H20	H21	
① —	① アクセス数： 22,659,447	① アクセス数： 27,178,872	① アクセス数： 28,404,980	③ アクセス数： 35,670,962	
② —	② 提供件数： 63,636	② 提供件数： 330,144	② 提供件数： 629,890	④ 提供件数： 820,964 (第3四半期まで)	



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

不動産市場の透明化、取引の円滑化・活性化等を図るため、全国を対象地域として取引価格等の調査を行い、物件が容易に特定できないように配慮しつつ不動産取引の際に必要な取引価格情報等の提供を行う。さらに、回収率向上のための施策を講ずるとともに、取引価格情報の各種政策での活用方策について検討を行う。  
予算額：不動産市場整備等推進調査費 3.9 億円（平成 21 年度）

### 関連する事務事業の概要

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

- ①取引価格情報を提供するホームページ(<http://www.land.mlit.go.jp/webland/top.html>)へのアクセス件数  
平成 21 年度のアクセス件数は 35,670,962 件で、平成 20 年度の実績値 28,404,980 件に比べ約 26% (7,265,982 件) 増加している。
- ②アンケートによる取引価格情報の収集を通じた、取引価格情報の提供件数  
平成 21 年度の提供件数は、平成 21 年度第 3 四半期までで 191,074 件となるものの、平成 21 年度の四半期毎の平均増加件数は約 6 万 4 千件であることから、平成 21 年度全体では約 26 万件、累計では約 89 万件見込まれる。よって、目標値 100 万件/累計の達成に向けては順調に推移している。

#### (事務事業の実施状況)

- ①取引価格情報を提供するホームページ(<http://www.land.mlit.go.jp/webland/top.html>)へのアクセス件数  
不動産の個別の取引価格等の情報をベースに、主要都市において土地取引価格の基本統計量（土地単価の平均値、中央値等）の公表を平成 21 年 12 月から開始した。また、不動産取引価格情報をダウンロードするための機能を平成 21 年 12 月に新たに追加した。
- ②アンケートによる取引価格情報の収集を通じた、取引価格情報の提供件数  
不動産の取引価格情報提供制度の関するパンフレットを作成し、住宅展示場・金融機関・法務局等で配布する等の広報活動を実施することにより、直近 1 年間（平成 21 年）のアンケート調査票回収率は約 33%と、調査開始当時（平成 17 年 7 月）の約 25%から向上している。地方公共団体の担当者が公共事業用地の取得事例についてアンケート回答する際の負担軽減策として、平成 20 年度より、一覧表形式でのアンケート調査票を導入している。

### 課題の特定と今後の取組の方向性

- ①取引価格情報を提供するホームページ(<http://www.land.mlit.go.jp/webland/top.html>)へのアクセス件数  
業績指標は順調に向上しており、A-2 と評価した。  
今後は、地価公示及び都道府県地価調査に係る地価情報を提供するホームページに、取引価格情報を提供するホームページ(<http://www.land.mlit.go.jp/webland/top.html>)の地図上へのリンクを新たに設定することで、アクセス件数の更なる向上が期待される。
- ②アンケートによる取引価格情報の収集を通じた、取引価格情報の提供件数  
業績指標は順調に向上しており、A-2 と評価した。  
アンケート調査票の回収率は向上しているものの、更なる回収率向上のため、取引価格情報提供の普及啓発活動を引き続き実施する必要がある。

## 平成 22 年度以降における新規の取組と見直し事項

#### (平成 22 年度)

地価公示及び都道府県地価調査に係る地価情報を提供するホームページに、取引価格情報を提供するホームページ(<http://www.land.mlit.go.jp/webland/top.html>)の地図上へのリンクを新たに設定し、利用者の利便性を向上させる。

#### (平成 23 年度以降)

なし

## 担当課等（担当課長名等）

担当課：土地・水資源局土地市場課（課長 田村 計）

**業績指標 196**  
低・未利用地の面積

**評価**

C-2	目標値： 13.1 万 ha (平成25年度) 実績値： 13.1 万 ha (平成15年度) 初期値： 13.1 万 ha (平成15年度)
-----	---

**(指標の定義)**

土地基本調査（5年毎調査）において集計された法人及び世帯が所有する宅地など（「農地・林地」、「他社への販売を目的として所有する土地」以外の土地）に係る低・未利用地面積のうち「空き地」とされた土地利用の合計面積（単位：万 ha）

**(目標設定の考え方・根拠)**

低・未利用地の面積については、人口・世帯数の減少や産業構造の変化といった社会経済状況を踏まえ、今後増加することが懸念されているところであるが、その増加を抑制し、少なくとも維持することを目標とするため、13.1 万 ha とした。

**(外部要因)**

- ・ 人口・世帯減少の進展に伴う土地需要の減少
- ・ 国内産業構造の転換や景気の動向を背景としたオフィス用地や商業施設用地、工場用地などの企業の土地需要の動向

**(他の関係主体)**

なし

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

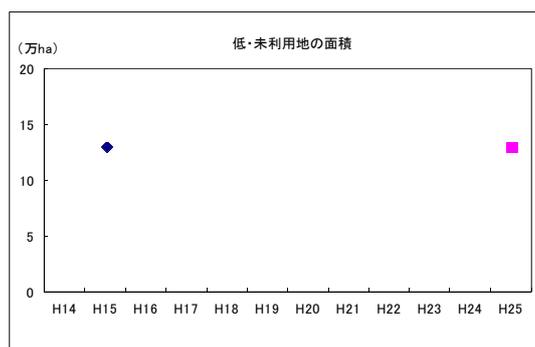
**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

なし

過去の実績値						(年度)
H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
13.1	—	—	—	—	集計中	—



**事務事業の概要**

**主な事務事業の概要**

- ・ 低・未利用地情報や土地の有効活用に関する優良事例やノウハウ等を広く一般に提供するWEBサイト「土地活用バンク」の運用  
予算額：33,786千円の内数（平成21年度）
- ・ 国土利用計画法の的確な運用  
適正かつ合理的な土地利用の実現を図るため、国土利用計画法に基づく土地取引規制制度や土地利用基本計画の適時・的確な運用を行う。  
予算額：128,612千円（平成21年度）
- ・ 特定の事業用資産の買換え等の特例措置（所得税・法人税）  
長期保有の土地等を譲渡し、新たに事業用資産を取得した場合において、譲渡した事業用資産の譲渡益について課税を繰延べ（繰延率80%）。

減収見込額 2 2 6 億円 (平成 2 1 年度)

- ・ 土地・住宅の取得に係る不動産取得税の特例措置 (不動産取得税)  
土地・住宅の取得に係る不動産取得税の税率を軽減。

減収見込額 3 1 4 億円 (平成 2 1 年度)

- ・ 宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例措置 (不動産取得税)  
宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準を 2 分の 1 に軽減。

減収見込額 2, 0 4 5 億円 (平成 2 1 年度)

- ・ 土地の売買による所有権の移転登記等に係る登録免許税の特例措置 (登録免許税)  
土地の売買による所有権の移転登記等に係る登録免許税について税率を軽減。

減収見込額 1, 4 2 6 億円 (平成 2 0 年度)

#### 関連する事務事業の概要

該当なし

#### 測定・評価結果

##### 目標の達成状況に関する分析

###### (指標の動向)

業績指標である「低・未利用地の面積」は、5 年毎に実施される土地基本調査に基づくものであり、平成 2 0 年の調査結果は平成 2 2 年確定のため、平成 2 0 年度の実績は把握できない。

###### (事務事業の実施状況)

- ・ WEB サイト「土地活用バンク」の運用  
低・未利用地情報や土地の有効活用に関する優良事例やノウハウ等を広く一般に提供する WEB サイト「土地活用バンク」に新たな低・未利用地情報や土地の有効活用に関する優良事例を追加し提供情報を充実させた。
- ・ 国土利用計画法の的確な運用  
新たな土地利用のあり方を検討しつつ、従来からの土地利用基本計画に係る課題の検証と見直し手法の確立を図った。  
空き地・空き家等外部に影響を及ぼす土地利用について、土地の適正な管理・保全の推進に向けた総合的な観点からの解決策の検討を行った。  
また、土地動向に適切に対応するため、土地取引件数、面積及び国土利用計画法に基づく届出情報等を把握した。

##### 課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標である「低・未利用地の面積」は、5 年毎に実施される土地基本調査に基づくものであり、平成 2 0 年の調査結果は平成 2 2 年確定のため、平成 2 0 年度の実績は把握できない。このため、C-2 と評価した。

平成 2 5 年度に低・未利用地の面積を 1 3. 1 万 ha に抑制するという目標を達成するため、引き続き、低・未利用地の増加の抑制のための施策を推進していく。

#### 平成 2 2 年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成 2 2 年度)

なし

(平成 2 3 年度以降)

土地利用計画制度の再構築

少子高齢化・人口減少の進展といった縮退時代に対応した新たな土地利用計画制度の枠組みとその在り方を検討する。

#### 担当課等 (担当課長名等)

担当課：土地・水資源局土地政策課 (課長 大野 雄一)

関係課：土地・水資源局土地市場課 (課長 田村 計)

土地・水資源局土地利用調整課 (課長 山本 徹弥)

# ○活力

## 政策目標 9

市場環境の整備、産業の生産性の向上、消費者利益の保護

### 施策目標 35

建設市場の整備を推進する

建設業は、国民生活の質の向上及び国民経済の発展の基盤である住宅・社会資本の整備の直接の担い手であるとともに、国内総生産・全産業就業者数の1割を占める基幹産業であるが、建設投資の減少、ダンピング等による価格競争の激化、金融機関の融資姿勢の厳格化等を受け、かつてない厳しい経営環境が続いており、こうした中で建設業の活力の回復を図ることは喫緊の課題であるといえる。

建設業の活力回復にあたっては、地域の建設業が経営力を強化し、技術と経営に優れた企業が地域の中で持続的に活動できるよう建設市場を整備することが求められる。

### 業績指標

197	入契法に基づく施策の実施状況（①入札監視委員会等第三者機関の設置の状況、②入札時における工事費内訳書の提出状況）
198	建設工事に携わる技術者のうち技術検定合格者の比率
199	建設業の活力の回復に資するモデル的な取組の創出件数
200	専門工事業者の売上高経常利益率
201	建設資材の需給状況把握システムの導入状況
202	建設技能労働者の過不足状況（①不足率、②技能工のD. I）
203	建設関連業登録制度に係る申請から登録処理までの所要日数の低減率
204	海外展開促進のための相手国との建設会議、セミナー、シンポジウムの開催件数

## 【評価結果の概要】

### （必要性）

建設業は、国民生活の質の向上及び国民経済の発展の基盤である住宅・社会資本の整備の直接の担い手であるとともに、国内総生産・全産業就業者数の1割を占める基幹産業であるが、建設投資の減少、ダンピング等による価格競争の激化、金融機関の融資姿勢の厳格化等を受け、かつてない厳しい経営環境が続いている、こうした中で建設業の活力回復を図ることは喫緊の課題であり、建設市場の整備を引き続き推進していくことが必要である。

### （有効性）

建設産業を取り巻く厳しい経営環境の中でも、建設業の活力回復に資するモデル的な取組の創出件数等の指標に見られるように、地域の建設業の複業化や異業種との連携などの経営革新に向けた取組が着実に成果を上げており、成功事例の普及も進んでいるところである。具体的施策としては、建設業と地域の元気回復助成事業に加え、建設業緊急経営相談事業、各発注者に対する入札契約適正化法に基づく要請などを実施し、また、建設業の海外展開促進のための建設会議やセミナー等の開催により、建設業の国際競争力の強化が図られている傾向にある。上記で述べたように、施策目標達成に向けた傾向を示していることから、本施策が施策目標達成に対して有効であると評価できる。

### （効率性）

建設産業は非常に規模の大きな市場であり、その市場の整備に際し各種施策を講じるに当たっては必要最小限の行政資源で取り組んでいるところであるが、建設業の活力回復に資するモデル的な取組の創出件数、海外展開促進のための相手国との建設会議、セミナー、シンポジウムの開催件数など多くの施策において効果を上げているため、効率的であると評価できる。

### （総合的評価）

建設業は、国民生活の質の向上及び国民経済の発展の基盤である住宅・社会資本整備の直接の担い手であるとともに、国内総生産・全産業就業者数の1割を占める基幹産業であるが、建設投資の減少、ダンピング等による価格競争の激化、金融機関の融資姿勢の厳格化等を受け、かつてない厳しい経営環境に直面している。こうした状況は、建設企業、特に中小・中堅建設企業が経営基盤の強化を図ったり、人材確保・育成を図ったりするには厳しい現状といえるが、農業・環境・福祉等の成長分野への展開においては、これまでに約600のモデル的な取組が創出されているほか、建設分野での二国間会議や建設環境多国間会議等において、我が国の優れた技術力、ノウハウ等について、相手国政府及び地元関連業界へのプレゼンスの向上を図るなど、中小・中堅建設企業において経営革新や海外進出などの取組を積極的に図っていく動きが見られる。また、入札・契約の適正化の促進により、公共工事に対する国民の信頼確保と建設業の健全な発展に向けた取組が進められている。

### （反映の方向性）

さらなる建設市場整備の推進を図るため、他産業に比べ低い水準にある建設業の生産性の向上に向けた取組などについて支援を図っていく。また、国土交通省成長戦略の実現に向けて、建設業の国際展開等の推進を図っていく。

**業績指標 197**

入契法に基づく施策の実施状況 (①入札監視委員会等第三者機関の設置の状況、②入札時における工事費内訳書の提出状況)

評価	
①A-2	目標値：100% (平成23年度) 実績値：91% (平成20年度) 初期値：75% (平成13年度)
②A-2	目標値：100% (平成23年度) 実績値：91% (平成20年度) 初期値：56% (平成13年度)

**(指標の定義)**

- ① 国及び国土交通省所管のうち入札契約適正化法(注)の対象となる特殊法人等(高速道路会社、空港会社、独立行政法人)における第三者機関の設置状況(設置済み発注機関数の対象発注機関数に対する比率)  
 (注) 国、特殊法人、地方公共団体等の発注者全体を通じて、入札・契約の適正化の促進により、公共工事に対する国民の信頼の確保と建設業の健全な発展を目的として、「透明性の確保」「公正な競争の促進」「適正な施行の確保」「不正行為の排除の徹底」について、発注者の義務等を定めた法律。  
 (分子) = 第三者機関設置済み発注機関数  
 (分母) = 入札契約適正化法の対象発注機関数
- ② 国及び国土交通省所管のうち入札契約適正化法の対象となる特殊法人等における入札時の工事費内訳書の提出義務付けの状況(提出義務付け発注機関数の対象発注機関数に対する比率)  
 (分子) = 工事費内訳書の提出義務付け発注機関数  
 (分母) = 入札契約適正化法の対象発注機関数

**(目標設定の考え方・根拠)**

- ① 入札契約の透明性確保に当たっては外部の第三者機関による監視が最も有効であることから、5年以内に国・国土交通省所管法人等においては全ての発注者において設置することを目標として設定。平成18年度100%導入を目指し、その後も将来にわたって100%を維持する。
- ② 入札時における工事費内訳書の提出義務付けは、入札参加者に適切な見積もりを行うことを促すとともに、提出された工事費内訳書のチェックにより不正行為の防止等に資することとなることから、平成13年当時、入札時において工事費内訳書の提出を義務付けていない国の5機関及び国土交通省所管法人等の9法人を含め、全体として8割の発注機関において5年以内に提出を義務付けすることを目標として設定。平成23年度までには、対象とする全発注機関で提出を義務付けることを目標とする。

**(外部要因)**

なし

**(他の関係主体)**

他府省庁・特殊法人等(設置主体)

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

**【閣決(重点)】**

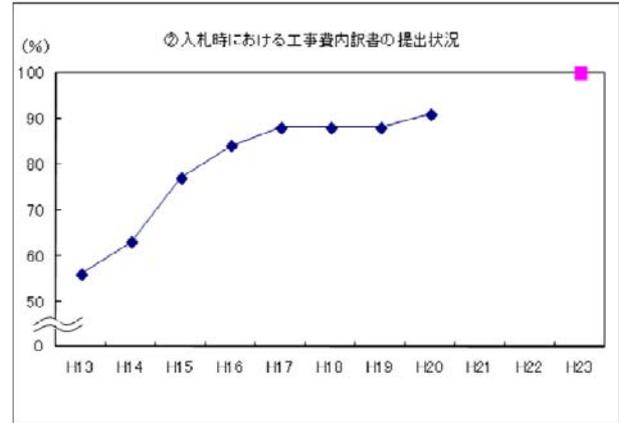
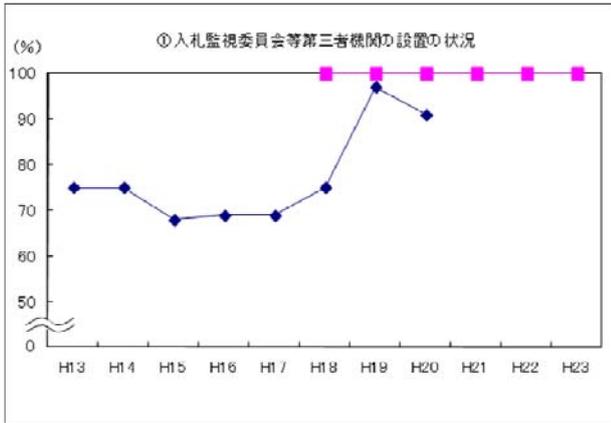
なし

**【その他】**

なし

① 過去の実績値								(年度)
H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
75%	75%	68%	69%	69%	75%	97%	91%	集計中

② 過去の実績値								(年度)
H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
56%	63%	77%	84%	88%	88%	88%	91%	集計中



**事務事業の概要**  
**主な事務事業の概要**

毎年度入札契約適正化法に基づく措置状況調査を行い、各発注者に対し必要な措置を講じるよう入札契約適正化法に基づき要請。  
 予算額：4,663千円(平成21年度)

**関連する事務事業の概要**  
 なし

**測定・評価結果**  
**目標の達成状況に関する分析**

(指標の動向)  
 平成21年度実績値に関しては今後調査予定。平成23年2月頃に公表予定。  
 ①「入札監視委員会等第三者機関の設置の状況」については、平成20年度においては発注対象機関が新たに1団体増加したため、91%に減少したが、平成17年度以降増加傾向であり、目標値に近い数値を示していることから、当該指標の動向については順調であると推測される。  
 ②「入札時における工事費内訳書の提出状況」については、平成20年度においては新たに2団体が導入した結果、91%に増加した。当該指標の動向については順調であると推測される。  
 (事務事業の実施状況)  
 ①、②入札契約適正化法第17条に基づき、国、特殊法人等の公共工事発注者を対象として、平成20年度における同法及び適正化指針の措置状況を調査し、平成22年2月に概要を公表し、公共工事における入札及び契約の適正化を推進しているところ。  
 ①第三者機関を設置する上で必要な手続、留意すべき事項等を示した実務的なマニュアルを作成し、第三者機関を設置していない市区町村における第三者機関の設置を促進しているところ。

**課題の特定と今後の取組みの方向性**

・努力事項である「入札監視委員会等第三者機関の設置」及び「入札時における工事費内訳書の提出」について、その重要性を周知し、設置や提出の要請を円滑にすること等により、各発注者における取組の推進を図る。業績指標は、対象発注者に占める取組実施発注者の割合であり、対象特殊法人等の数に増減はあるものの、年々着実に施策を実施する法人等の割合は増加している。「入札監視委員会等第三者機関の設置の状況」については平成20年度の導入率は対象発注機関数(33機関)の増加により若干低下したが、平成17年以降は概ね増加傾向にあり、平成23年度へ向けて引き続き所要の要請を行うことにより目標を達成するべくA-2と評価した。また、「入札時における工事費内訳書の提出状況」については、平成18年度の目標値を達成し、平成20年度の実績値も順調に増加しており、今後も平成23年度へ向けて引き続き所要の要請を行うことにより目標を達成するべくA-2と評価した。

**平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項**

(平成22年度)  
 なし  
 (平成23年度以降)  
 なし

**担当課等(担当課長名等)**

担当課：総合政策局建設業課 入札制度企画指導室(室長 小林 靖)  
 関係課：大臣官房地方課(課長 野村 正史)  
 大臣官房技術調査課(課長 横山 晴生)

**業績指標 198**

建設工事に携わる技術者のうち技術検定合格者の比率

**評価**

A-2	目標値：90%（平成23年度） 実績値：88%（平成21年度） 初期値：87%（平成18年度）
-----	---

**(指標の定義)**

監理技術者資格者証<sup>\*1</sup>保有者のうち、1級技術検定<sup>\*2</sup>合格者の比率を高める。  
 技術検定制度は、建設業者の施工する建設工事に従事し又はしようとする者の施工技術の向上を目的として国土交通大臣が行うものである。

発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が2以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上（建築一式；4,500万円、建築一式以外；3,000万円）になる場合においては、当該工事現場に建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの（以下「監理技術者」という。）を置かなければならない。監理技術者の資格要件として、1級国家資格（技術検定、建築士、技術士）や実務経験等を求められている（建設業法第15条第2項）。その監理技術者のうち、施工に関してより高い知識、技術、管理能力を問う1級技術検定試験の合格者の比率が高まることで、公共工事等の質の確保、ひいては健全な建設市場の育成が図られると考えられる。

<sup>\*1</sup> 重要な建設工事において配置されている監理技術者に関して、資格の有無や所属する建設業者との雇用関係等を簡便に確認するためのもの。

<sup>\*2</sup> 建設業法に基づき、施工技術の向上を図るため、建設業者の施工する建設工事に従事し又はしようとする者について実施されるもの。

（分子）＝監理技術者資格者証保有者のうち1級技術検定合格者数

（分母）＝監理技術者資格者証保有者数

**(目標設定の考え方・根拠)**

技術検定合格者の伸び率及び施策の重要性を勘案して設定。平成23年度においても監理技術者資格者証保有者のうち技術検定合格者の比率を現在と同程度以上維持することを目指す。

**(外部要因)**

建設業界における労働者数

**(他の関係主体)**

なし

**(重要政策)**

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

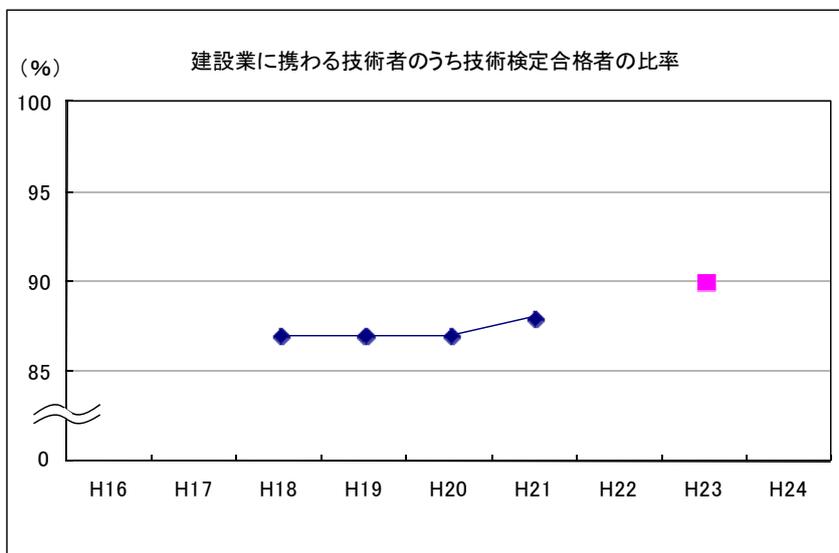
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)	
H17	H18	H19	H20	H21	H23
—	87%	87%	87%	88%	



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

- ・ 技術検定の適切な実施により、施工に関して高い知識、技術、管理能力を持った技術検定合格者を供給する。

### 関連する事務事業の概要

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

平成21年度の指標は平成20年度に対し1%上昇、目標値の90%に対して近い値を示している。

「建設工事の適正な施工の確保」「施工技術の確保及び向上」等を目的として、工程管理や品質管理等、工事の施工管理を適確に行える技術者を適切に選定し、合格者として認定していくことで、適正な監理技術者を確保していくことが大切である。

#### (事務事業の実施状況)

工程管理や品質管理等、工事の施工管理を適確に行える技術者を適切に合格者として認定し、適切な技術検定試験の実施に努めているところである。

### 課題の特定と今後の取組の方向性

平成21年度の指標（88%）は平成20年度に対し1%上昇し、目標値の90%（H23）に対して近づいてきており（上昇率：1%/年）、業績指標は目標達成に向けた成果を示していることからA-2と評価した。「建設工事の適正な施工の確保」「施工技術の確保及び向上」等を目的として、今後とも引き続き、工程管理や品質管理等、工事の施工管理を適確に行える技術者を適切に選定し、合格者として認定していくことで、適正な監理技術者を確保していくこととする。

## 平成22年度以降における新規の取組と見直し事項

#### (平成22年度)

なし

#### (平成23年度以降)

なし

## 担当課等（担当課長名等）

担当課：総合政策局建設業課（課長 谷脇 暁）

業績指標 199

建設業の活力回復に資するモデル的な取組の創出件数

評価

A-3

目標値：400件（平成21年度）  
 実績値：571件（平成21年度）  
 初期値：224件（平成18年度）

(指標の定義)

建設業の活力回復施策によって支援された、中小・中堅建設企業による新分野進出や異業種との連携等のモデル的な取組の創出件数（累計値）

(目標設定の考え方・根拠)

平成18年度までのモデル的な取組の累計件数は224件で1年あたり約50件。今後も年間50件程度の創出を見込んで目標を設定した。

(外部要因)

建設投資の減少等

(他の関係主体)

建設業者（事業主体）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

「新成長戦略」（平成22年6月18日）

成長戦略実行計画（工程表）

IV 観光立国・地域活性化戦略 ～地域資源の活用による地方都市再生、成長の牽引役としての大都市の再生～

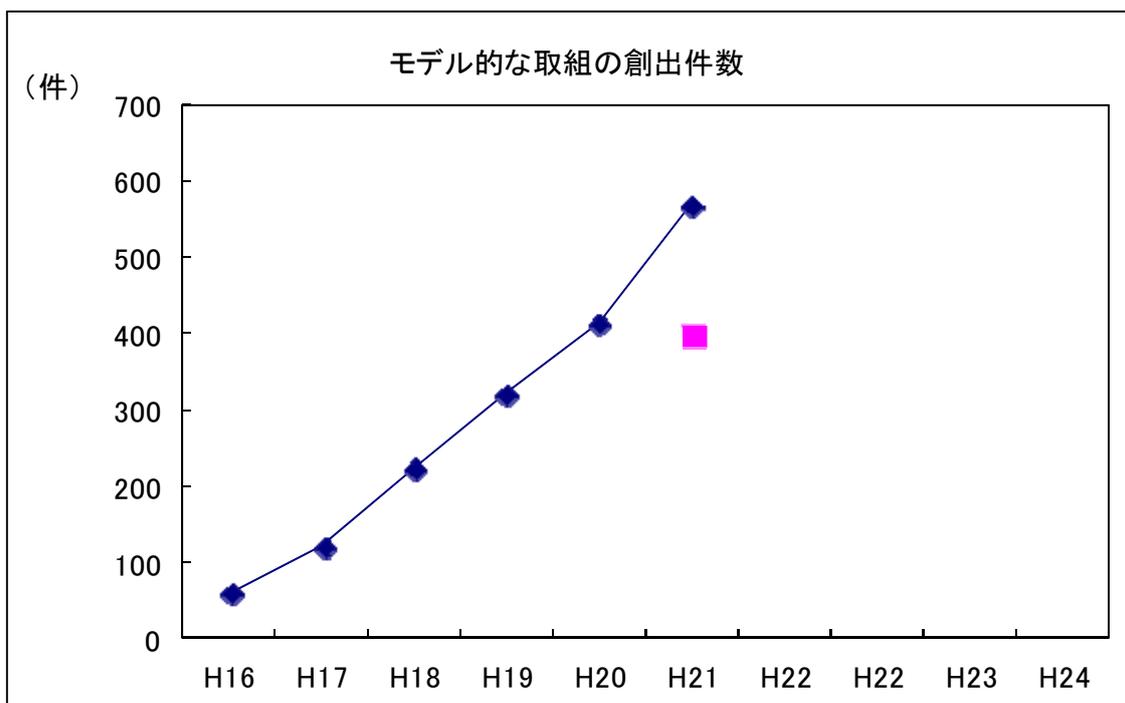
【閣決（重点）】

なし

【その他】

地方再生戦略改定版（平成20年12月19日地域活性化統合本部決定）

過去の実績値						(年度)
H16	H17	H18	H19	H20	H21	
59件	120件	224件	322件	415件	571件	



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

建設業と地域の元気回復助成事業  
地域の中小・中堅建設業者の団体が、その保有する人材、機材、ノウハウ等を活用して、農業、林業、観光、環境、福祉等の異業種団体及び自治体との連携により協議会を設立し、建設業の活力の再生、雇用の維持・拡大や、地域の活性化を図ろうとする場合に、連携事業に関する検討や試行的実施に必要な経費を助成  
予算額 3.5 億円（平成 20 年度 2 次補正）

### 関連する事務事業の概要

ワンストップサービスセンター事業の運営  
厳しい経営環境にある中小・中堅建設企業の新分野進出や経営革新、経営基盤強化の取組みを円滑化するため、建設企業が関連するサービスを 1 ヶ所でまとめて受けられるワンストップサービスセンターを都道府県ごとに設置し、これを関係省庁などが連携して支援する。  
予算額 4.7 億円（平成 21 年度）

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)  
本指標における目標値は 400 件であるが、平成 21 年度までのモデル創出件数は累計で 571 件と目標を達成している。  
(事務事業の実施状況)  
平成 21 年度においては「建設業と地域の元気回復助成事業」として、建設業のノウハウ等を活かし、農業・林業・環境・観光等との異業種連携による建設業の再生、雇用の維持・拡大や地域の活性化を促進する先導的な取組として 156 件の事業を選定し、支援を実施した。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

本業績指標の目標は、既に達成。従って、指標を廃止することとし、A-3 と判断した。平成 23 年度以降は、建設業を巡る極めて厳しい状況に鑑み、新たな業績指標を示し、建設業の成長戦略関連分野（エコ、耐震、リフォーム、PPP、農林業、観光業）への対応力向上とこれによる事業転換の促進のための新たな施策を講じていく必要がある。

## 平成 22 年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成 22 年度)

なし

(平成 23 年度以降)

ワンストップサービスセンター事業は、行政事業レビュー（公開プロセス）により「一旦廃止」とされたことを踏まえ、より実効性のある施策となるよう再検討する。

## 担当課等（担当課長名等）

担当課：総合政策局建設市場整備課（課長 松本 大樹）

**業績指標 200**

専門工事業者の売上高経常利益率

**評価**

B-2	目標値：4.0%（平成23年度） 実績値：2.1%（平成20年度） 初期値：2.5%（平成17年度）
-----	--

**(指標の定義)**

専門工事業者の売上高に占める経常利益の割合

※売上高経常利益率 = (経常利益/売上高) × 100

※経常利益 = (営業利益 + 営業外収益) - 営業外費用

(分子) = 専門工事業者の経常利益      (分母) = 専門工事業者の売上高

**(目標設定の考え方・根拠)**

専門工事業者は、総合工事の機能の外注化により、建設生産プロセスの中でいわば中核的とも言える役割を担うようになっているが、建設投資の低迷等専門工事業者を取り巻く経営環境が厳しさを増す中で、今後は、経営革新や新分野進出の促進等を通じて、技術と経営に優れた専門工事業者が伸びることができる環境の整備を図ることが必要である。

その際、専門工事業者の経営状況の善し悪しを適切に把握し、専門工事業者の経営体質の強化を図っていく必要があるが、経営状況を的確に把握する指標としては売上高経常利益率が挙げられる。

経常利益は日常的に発生する営業活動と財務活動から生じる収益を表す指標であり、その企業の本来の実力を計る目安として利用されることから、経常利益の売上高に占める割合を計ることでのちに専門工事業者の収益力を把握することが可能である。

**(外部要因)**

建設投資の増減等

**(他の関係主体)**

専門工事業者（事業主体）

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

**【閣決（重点）】**

なし

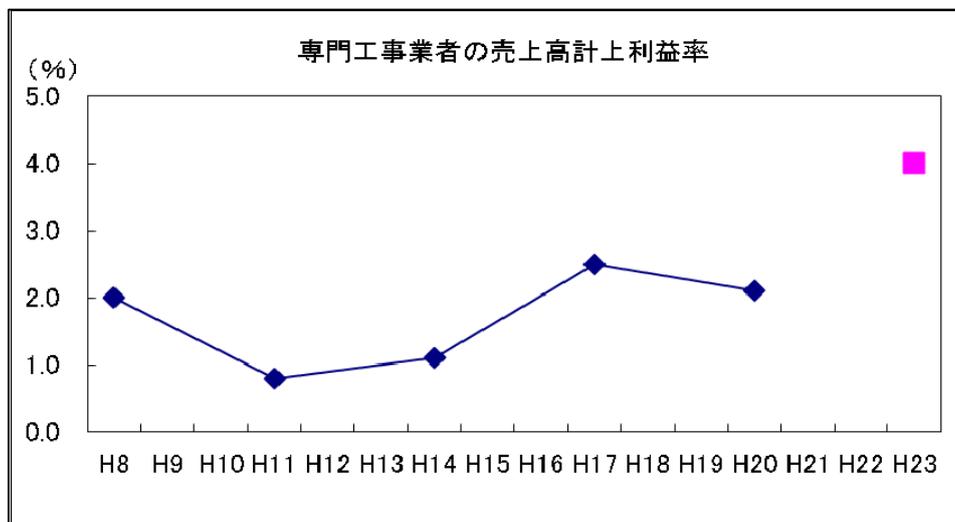
**【その他】**

なし

**過去の実績値**

(年度)

H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
2.0%	—	—	0.8%	—	—	1.1%	—	—	2.5%	—	—	2.1%	—



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

ワンストップサービスセンター事業の運営  
厳しい経営環境にある中小・中堅建設企業の新分野進出や経営革新、経営基盤強化の取組みを円滑化するため、建設企業が関連するサービスを1ヶ所でまとめて受けられるワンストップサービスセンターを都道府県ごとに設置し、これを関係省庁などが連携して支援する。  
予算額 4.7億円(平成21年度)

### 関連する事務事業の概要

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

当該指標の進捗状況については、平成20年度の指標値が2.1%となり、初期値(平成17年度:2.5%)と比較し微減。売上高経常利益率については、全産業においても平成17年度:3.4%、平成20年度:2.4%と減少(出典:財務省「法人企業統計」)するなど、世界的な景気低迷による収益逼迫等の外部要因が売上高経常利益率に大きく影響したものと推測される。

#### (事務事業の実施状況)

- ・専門工事業者経営力向上研修会テキストを作成し、専門工事業者の経営力強化のための研修会を開催。当該研修会は専門工事業者の経営力向上、特に原価管理の徹底による利益追求意識の醸成を目的としたもので20年度に開催済み。テキストにおいては、専門工事業者の自立した積極経営に向けて、「施工条件・範囲リスト」(※)を活用した工事見積条件の明確化、実行予算による工事原価管理・現況管理とリスクマネジメントなどを提言しているところ。
  - ・平成21年度においては、全国90箇所に建設業総合相談受付窓口を設置し、建設企業からの相談に応じて、中小企業診断士等の有資格者である建設業経営支援アドバイザーの派遣を実施した。
- ※ 総合工事業者と専門工事業者間の工事見積条件の明確化を図ることが重要であるという問題意識から、見積時点における価格を決定する事項について書面により明確にするための標準モデルとして、平成13年度に見積協議の際に活用するリストとして作成したもの。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標については、景気の低迷等による収益逼迫等の外部要因が大きく影響し、初期値と比較し平成20年度指標値では微減となったことから、B-2と評価した。引き続き、建設投資の大幅な減少、厳しい金融環境等さまざまな外部要因が指標に悪影響を与えるものと考えられるが、今後も、建設生産プロセスの中で中核的役割を担う専門工事業者の売上高経常利益率を目標値に近づけるための取組を着実に継続していくことは必要である。

そのため、今後も専門工事業者の利益向上に向けた取組が必要であることから、専門工事業者の経営力向上に向けた各種取組や下請取引の適正化を通じた下請業者たる専門工事業者へのしわ寄せ防止等の対策を講じていくことが必要である。

また、同様に、専門工事業者の利益増進に努めるための環境整備が必要であり、今後とも、経営基盤の強化等の経営革新に向けて自ら取り組む建設業者を支援することが必要である。

## 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

### (平成22年度)

なし

### (平成23年度以降)

ワンストップサービスセンター事業は、行政事業レビュー(公開プロセス)により「一旦廃止」とされたことを踏まえ、より実効性のある施策となるよう再検討する。

## 担当課等(担当課長名等)

担当課:総合政策局建設市場整備課(課長 松本 大樹)

**業績指標 201**

建設資材の需給状況把握システムの導入状況

**評価**

B-3	目標値：100%（平成21年度） 実績値：1.4%（平成21年度） 初期値：0%（平成18年度）
-----	--

**(指標の定義)**

主要建設資材の安定供給はもとより、大規模地震発生時の応急、復旧・復興に対応すべく効率的かつ効果的な建設資材の供給が可能となるシステムの開発を行い、そのシステムの建設資材の供給に携わる関係機関への普及度合を割合としたもの。

(分子) = 需給状況把握システムを導入した建設資材の供給に携わる関係機関の数

(分母) = 建設資材の供給に携わる関係機関の数

**(目標設定の考え方・根拠)**

過去の地震時で要した建設資材の需要量などを元データとして、発災後に必要な需要量・需要時期・需要場所や運搬経路を示すシステムを構築し、各業界関係機関(各種建設資材関連の公益法人等)に広く情報提供することを目的に、平成22年度内でシステムの普及を図るよう目標値を設定。

**(外部要因)**

災害状況、建設投資の動向

**(他の関係主体)**

経済産業省、所管法人等

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

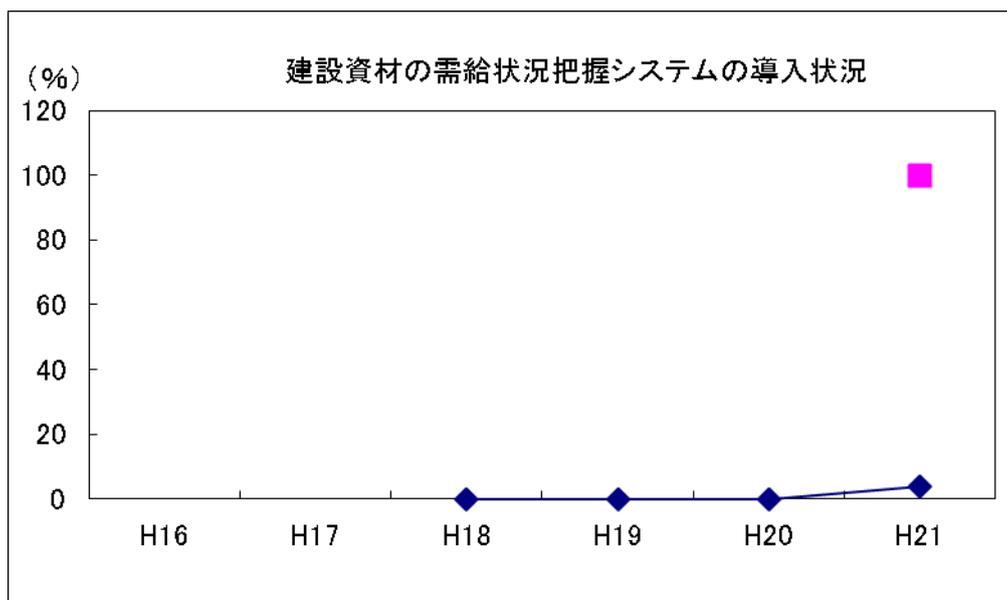
**【閣決(重点)】**

なし

**【その他】**

なし

過去の実績値					(年度)	
H16	H17	H18	H19	H20	H21	
—	—	0%	0%	0%	1.4%	



**事務事業の概要**

**主な事務事業の概要**

大規模地震における迅速な資材調達に関する調査研究

平成18年度から3カ年の調査研究で構築したシステムの運用に向けた試行を行う。

**関連する事務事業の概要**

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

本調査研究は平成18年度から3ヵ年実施しており、平成21年度の試行を経て、平成22年度に各業界関係機関等に広く情報提供を行うことで業績指標の達成となる。平成21年度の指標の実績値は1.4%である。

#### (事務事業の実施状況)

本調査研究は平成18年度から3ヵ年実施しており、平成20年度に地震発災後に必要な建設資材の需要量・時期などを示すシステムを構築し、平成21年度の試行を経て、平成22年度内に各業界関係機関等に広く情報提供を行うことで業務目標の達成となる。現在はシステム構築が完了しており、平成22年度は情報提供に向けた運用を開始する。

### 課題の特定と今後の取組の方向性

平成21年度内に情報提供を行うことができなかった理由は、構築したシステムの試行期間を追加したためであるが、平成22年度内には各関係機関等に情報提供を行い、目標は達成される見込みであることから、B-3と評価した。

## 平成22年度以降における新規の取組と見直し事項

#### (平成22年度)

なし

#### (平成23年度以降)

なし

## 担当課等(担当課長名等)

担当課：総合政策局建設市場整備課(課長 松本 大樹)

**業績指標 202**

建設技能労働者の過不足状況 (①不足率、②技能工のD. I.)

**評価**

①A-2 ②A-2	目標値：① 1.2%以下    ② 30ポイント以下 (平成23年) 実績値：① -1.5%        ② 0ポイント (平成21年) 初期値：① 1.2%         ② 30ポイント (平成18年)
--------------	---

**(指標の定義)**

①建設労働需給調査結果 (国土交通省)

調査対象職種 (鉄筋工、型わく工等) の労働者を直用する建設業者による技能労働者の確保状況 (回答数) を以下により算出した、建設技能労働者の不足率 (年平均、8職種計、全国、原数値)。

$$\text{不足率} = \frac{\text{確保しなかった労働者数} - \text{確保したが過剰となった労働者}}{\text{確保している労働者数} + \text{確保しなかった労働者数}} \times 100$$

②労働経済動向調査 (厚生労働省)

調査対象産業に属する全国の民営事業所に対して実施された調査において、労働者の過不足感について、不足 (「やや不足」と「おおいに不足」の計) と回答した事業所の割合から過剰 (「やや過剰」と「おおいに過剰」の計) と回答した事業所の割合を差し引いた値 (「労働者過不足判断D. I.」) のうち、建設業における技能工のD. I. (年平均 (四半期毎の結果を平均して算出))。

**(目標設定の考え方・根拠)**

少子高齢化社会が到来し、労働力人口が大幅に減少することが予想され、将来的に優秀な建設技能労働者が大幅に減少することが懸念される中、建設技能労働者の過不足のない需給状況が望ましいところであるが、需給バランスが平成18年以上に悪化しないことを目標とする。

**(外部要因)**

建設投資の動向

**(他の関係主体)**

厚生労働省

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

**【閣決 (重点)】**

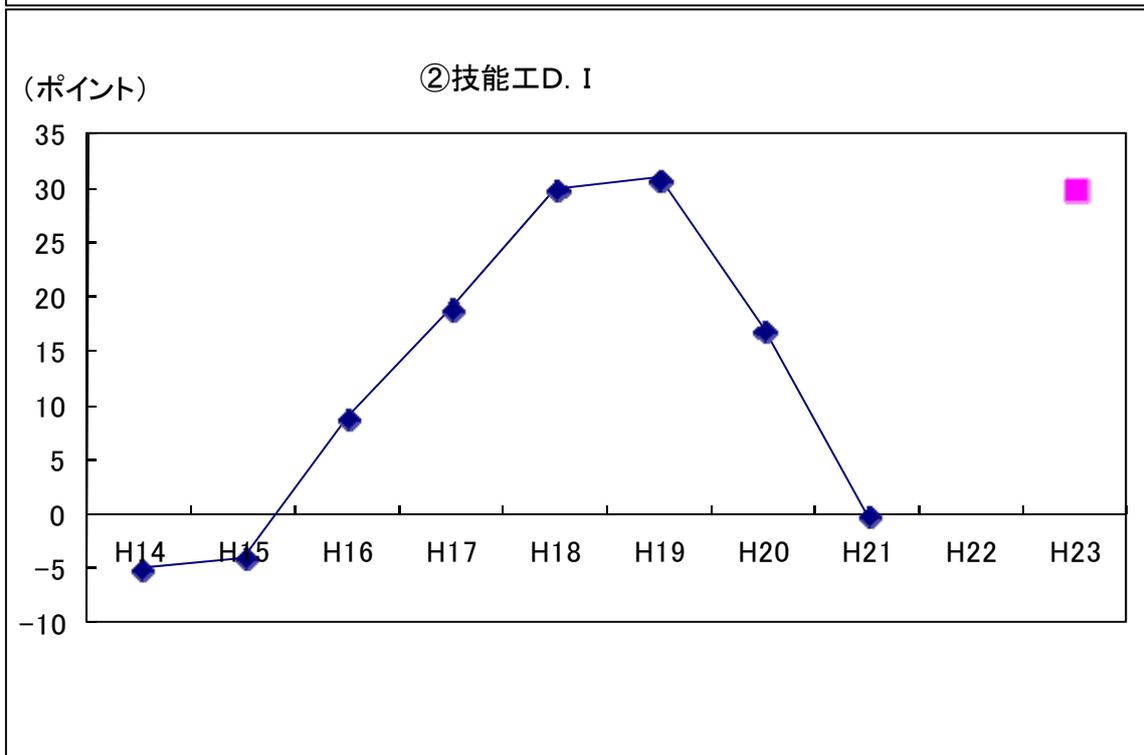
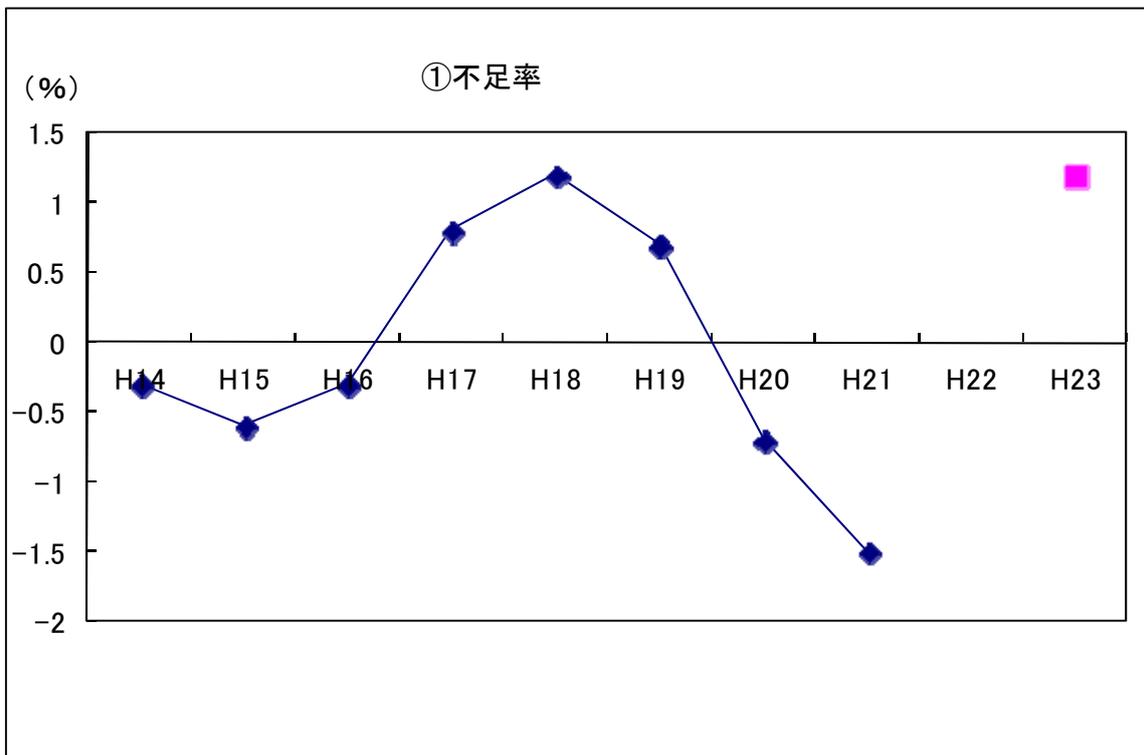
なし

**【その他】**

地方再生戦略改定版 (平成20年12月19日地域活性化統合本部決定)

①過去の実績値							(暦年)
H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
-0.3%	-0.6%	-0.3%	0.8%	1.2%	0.7%	-0.7%	-1.5%

②過去の実績値							(暦年)
H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
-5ポイント	-4ポイント	9ポイント	19ポイント	30ポイント	31ポイント	17ポイント	0ポイント



**事務事業の概要**  
**主な事務事業の概要**

- ① 建設技能者確保・育成モデル構築支援事業  
 建設技能の円滑な承継と建設技能者の確保・育成を図るため、各事業者が実施する先導的な取組に対し支援を行い、その取組の普及・啓発を図る。予算額 19百万円(平成21年度)
- ② 建設業人材確保・育成モデル構築支援事業(専門高校実践教育導入支援事業)  
 地域の建設業界と工業高校等が連携し、将来の建設業の担い手の確保・育成を図るため、建設技術者・技能者による生徒への実践的指導や生徒の企業実習等の先導的な取組に対し支援を行い、その取組の普及・啓発を図る。予算額 16百万円(平成21年度)

**関連する事務事業の概要**

- ・ 基幹技能者の確保・育成・活用の促進  
 施工現場で直接生産活動に従事する技能労働者のうち、作業管理・調整能力を有し、中核的な業務に従事する基幹技能者を確保・育成し、その活用を促進する。国土交通大臣の登録を受けた講習を終了した者を「登録基幹技能者」として、経営事項審査で加点する制度を平成20年4月より開始。

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

平成21年の建設労働需給調査の不足率は、-1.5%と目標値の1.2%を下回り、また、労働経済動向調査の技能工D. I. についても、0ポイントと、目標値の30ポイントを大幅に下回った。ただし、その原因は建設投資が大幅に減少したためであり、当初施策の効果として期待していた若年層の入職促進によるものではないため、現在の施策は引き続き継続とし、A-2と評価した。

#### (事務事業の実施状況)

- ・各種事業者が行う建設技能者の確保・育成に資する取組に対し、他のモデルとなる事業を選定し、その取組に対し支援を行い、その成果を広く普及する取組（建設技能者確保・育成モデル事業）を実施。元請と下請が連携した若年技能労働者の確保・育成や女性技能者の育成等に資する取組を中心に11件の事業に対し支援を行い、広く普及・啓発を図った。
- ・地域の建設業界と工業高校等が連携した、建設技術者・技能者による生徒への実践的指導等の取組に対し、他のモデルとなる事業（地域）を選定し、その取組に対し支援を行い、成果を広く普及する取組（建設業人材確保・育成モデル事業）を実施。6件（県）の事業に対し支援を行い、広く普及・啓発を図った。（文部科学省との連携事業）

### 課題の特定と今後の取組の方向性

- ・業績指標については達成したが、主な原因は建設投資の大幅な減少によるものであり、当初施策の効果として期待していた若年層の入職促進によるものではないため、平成22年度限りではあるが、建設業人材確保・育成モデル構築支援事業（専門高校実践教育導入支援事業）については事業を継続する。
- ・当初の目標値では、労働者の過剰状態であっても目標の達成となるので、労働者の需給バランスの均衡がとれる平成18年度の目標値を絶対値とし、それ以上の過不足が生じないよう、目標値を再設定する。

## 平成22年度以降における新規の取組と見直し事項

#### (平成22年度)

なし

#### (平成23年度以降)

なし

## 担当課等（担当課長名等）

担当課：総合政策局建設市場整備課（課長 松本 大樹）

**業績指標 203**

建設関連業登録制度に係る申請から登録処理までの所要日数の低減率

**評価**

C-2	目標値： 3割減（平成24年度） 実績値： 8.1%減（平成21年度） 初期値：69.53日（平成20年度）
-----	--

**(指標の定義)**

建設関連業（測量業、建設コンサルタント、地質調査業）登録制度に係る各種申請を平均化した1申請あたりの申請から登録処理までの所要日数の低減率

（分子）＝平成21年度の登録所要日数から新システムを運用した当該年度の登録所要日数を引いた低減日数

（分母）＝平成21年度の登録所要日数

**(目標設定の考え方・根拠)**

建設関連業者登録システムは、建設関連業の登録に関する事務を支援するシステムであり、申請の受付部局である各地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局で利用されているものである。

所要日数の低減については、新しい建設関連業者登録システムの導入に伴う登録情報の入力時間の削減効果によるところが大きい。他の要因として、登録制度の改正にあわせて申請書類の簡素化の検討を予定していることから、それらの状況を踏まえて、平成21年度の旧システムにおける登録処理の所要日数（63.89日）と平成22年度から新システムを運用した場合における平成24年度の登録処理の所要日数を比較して3割の削減を目指すものである。

**(外部要因)**

申請者の国土交通省オンライン申請システムの利用状況

**(他の関係主体)**

発注者、申請者

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

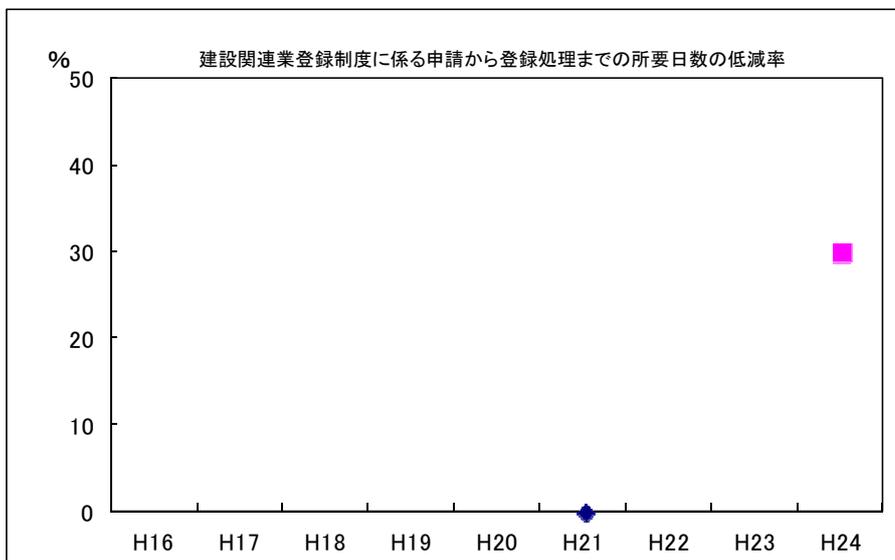
**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

なし

過去の実績値				(年度)	
H17	H18	H19	H20	H21	H24
—	—	—	69.53日	63.89日	



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

新しい建設関連業者登録システムの開発  
建設関連業者の登録・審査を各地方整備局等で円滑に行うため、申請者と発注者の利便性向上、セキュリティ確保等を考慮した新しい登録システムの構築を行う。

予算額 50,760千円(平成21年度)

### 関連する事務事業の概要

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・平成21年度においては削減効果が発生するものではないため、判断できない。

(事務事業の実施状況)

- ・新しい建設関連業者登録システムの構築を行った。(平成22年3月30日)

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・削減効果が発生するのは平成22年度以降であるため、C-2と評価した。平成22年度からの効果発生に向け、現在の施策を継続する。

## 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成22年度)

新システムの導入に伴い以下の取組みを新たに行う。

- ・新システムのサーバ等機器の調達
- ・新システムへのデータ移行作業
- ・新システム運用開始

(平成23年度以降)

- ・申請書類の簡素化の検討

## 担当課等(担当課長名等)

担当課： 総合政策局建設市場整備課(課長 松本 大樹)

**業績指標 204**

海外展開促進のための相手国との建設会議、セミナー、シンポジウムの開催件数

**評価**

A-3	目標値：10件（平成21年度） 実績値：11件（平成21年度） 初期値：0件（平成18年度）
-----	--

**（指標の定義）**

我が国建設業の国際競争力の強化及び官民協働によるインフラ整備の推進を図るために行う、建設会議（政策対話等）、セミナー、シンポジウムの開催数。

**（目標設定の考え方・根拠）**

平成19年度から毎年度3案件程度の開催を想定し、平成21年度末までに累計10案件の開催を目標とする。

**（外部要因）**

相手国の政情

**（他の関係主体）**

相手国政府・関係機関、建設企業

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

「新成長戦略」（平成22年6月18日）

第3章 フロンティアの開拓による成長（3）アジア経済戦略

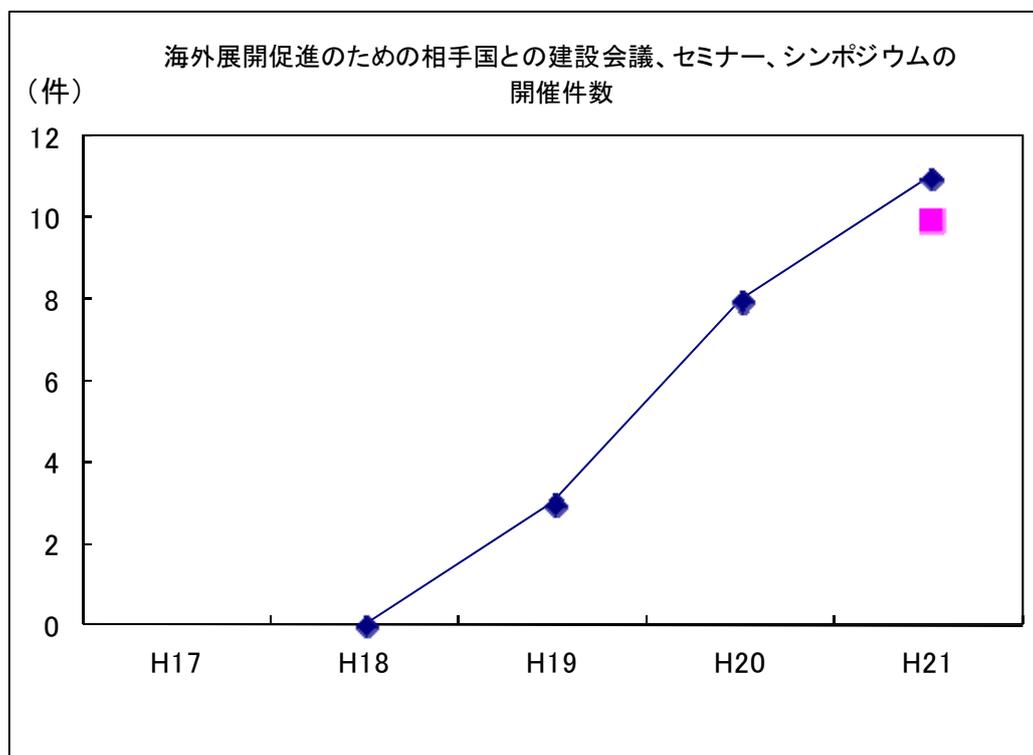
**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

国土交通省成長戦略「国際展開・官民連携分野」（平成22年5月17日）

過去の実績値					（年度）
H17	H18	H19	H20	H21	
—	0	3件	8件	11件	



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

我が国建設業の国際競争力強化策の実施

建設分野での二国間会議やセミナー等の開催とともに、二国間・多国間の建設環境カンファレンスの開催など、我が国建設業の国際競争力強化のための取組みを実施。

予算額 105百万円（平成21年度）

### 関連する事務事業の概要

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成21年度の実績値は累計11件（建設会議8件、セミナー3件）となり、目標値を達成した。

（事務事業の実施状況）

我が国建設業の海外展開促進を図るため、環境と省エネをテーマとした「日ASEAN 国際建設・環境多国間会議」や、タイ王国政府との共催による「日タイ建設会議」、パラオ政府との共催による「日パラオ建設会議」を開催した。会議においては、我が国建設業の優れた技術力・ノウハウ等について相手国政府及び地元関連業界へのPR等を実施し、我が国建設業のプレゼンスの向上を図った。

### 課題の特定と今後の取組の方向性

業績指標は海外展開促進のための相手国との建設会議、セミナー、シンポジウムの開催件数であり、目標が達成されたが、来年度以降の業績指標の変更を予定しているため、A-3と評価する。

今後は、我が国建設業のさらなる国際競争力強化を図るため、環境・省エネをテーマとする多国間シンポジウムの開催や、地方・中小建設業の海外進出支援等を推進するとともに、企業の人材育成に対する支援等の取組を強化する。

## 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成22年度）

市場開拓・拡大戦略の構築、国際建設プロジェクトリーダーの養成、海外展開支援アドバイザーの創設等を実施

（平成23年度以降）

海外インフラに関する情報収集・分析の一元化、官民連携による案件形成・受注獲得等を推進する予定

## 担当課等（担当課長名等）

担当課：総合政策局国際建設市場室（参事官 林 俊行）

# ○活 力

## 政策目標 9

市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護

### 施策目標 3 6

市場・産業関係の統計調査の整備・活用を図る

現行統計の改廃や新規統計の創設、統計利用者の視点に立った統計データの加工、ホームページを通じた電子的な統計データの提供等を通じ、市場・産業関係の統計の体系的な提供を行うとともに、将来を見据えた新たな統計ニーズへの対応を図り、統計利用者の利便性の向上を図る。

### 業績指標

205	統計調査の累積改善件数
206	統計の情報提供量、ホームページへのアクセス件数（①収録ファイル数、②HPアクセス件数）

## 【評価結果の概要】

### （必要性）

近年、政府統計に対して、ニーズに即した統計の一層の整備、結果利用の更なる拡大などの要請が高まっている。そのため、現行統計の改廃や新規統計の創設、統計利用者の視点に立った統計データの加工、ホームページを通じた電子的な統計データの提供等を通じ、統計利用者の利便性の向上を図る施策は、市場・産業関係の統計調査の整備・活用を図る上で必要性が高い。

### （有効性）

市場・産業関係の統計調査の整備・活用を図るため、統計調査の改善、インターネットによる収録ファイル数の増強等を行って来ており、業績指標（205）については、目標値を達成し、業績指標（206）についても、目標値に向け順調に推移（一部目標値を達成）している。施策目標の達成に向けて堅実に進捗していることから、これらの施策の有効性は高いと評価できる。

### （効率性）

平成20年度から開始された総務省の「政府統計の総合窓口（e-stat）」の本格運用に伴い、統計情報の提供方法の有効性及び効率性について検討し、e-stat等との連携・調整を行って来ており、こうした取組みを通じ、一体的な統計情報の提供に向けて、新たな統計ニーズへの対応とともに施策の効果的な展開を図りつつ、施策目標の達成に向け堅実に進捗していることから、本施策は効率的であると評価できる。

### （総合的評価）

近年、政府統計に対して、ニーズに即した統計の一層の整備、結果利用の更なる拡大などの要請が高くなってきており、これらの要請を具体化していくため、市場・産業関係の統計調査の整備・活用を図る施策目標の達成に向けて、統計調査の改善、インターネットによる収録ファイル数の増強等を行ってきた。今年度においては、業績指標（205）は、目標値を達成し、業績指標（206）については、収録ファイル数は、目標値に向け順調に推移しており、HPアクセス件数については、目標値を達成したことから、目標年度における施策目標の達成に向けて堅実に進捗していると評価できる。目標を達成したものについては、目標値の見直しを行い、今後も引き続き将来を見据えた新たな統計ニーズへの対応を図っていくこととする。

### （反映の方向性）

一体的な統計情報の提供に向けたe-stat等との連携等の検討  
統計利用者の利便性向上に向けた統計調査の改善検討 等

**業績指標 205**

統計調査の累積改善件数

**評価**

A-2	目標値： 7件（平成23年度までの累計） 実績値： 8件（平成21年度までの累計） 初期値： 1件（平成18年度）
-----	---

**（指標の定義）**

「統計行政の新たな展開方向（平成15年6月各府省統計主管部局長等会議申合せ）」において、既存統計の見直しを含めた社会・経済の変化に対応した統計の整備等が求められていることを受け、既存統計の全てについて抜本的見直しを行い、現行統計の統計手法の見直し、統計利用者の視点に立った統計データの加工、提供等を含め、将来を見据えた新たな統計ニーズへの対応を図るための検討を進めており、これにより見直しを行った統計調査の件数を指標とする。

**（目標設定の考え方・根拠）**

現行統計の改廃、統計利用者の視点に立った統計データの加工、提供等を含め、将来を見据えた新たな統計ニーズへの対応を図りつつ、報告者負担、調査実施に係る資源等の観点から、まず調査実施体制の改善や調査内容の改善等に着手すべき建設関連統計2本、交通関連統計5本について見直しを行うことにより、統計利用者の利便性向上等を図る。

**（外部要因）**

—

**（他の関係主体）**

—

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

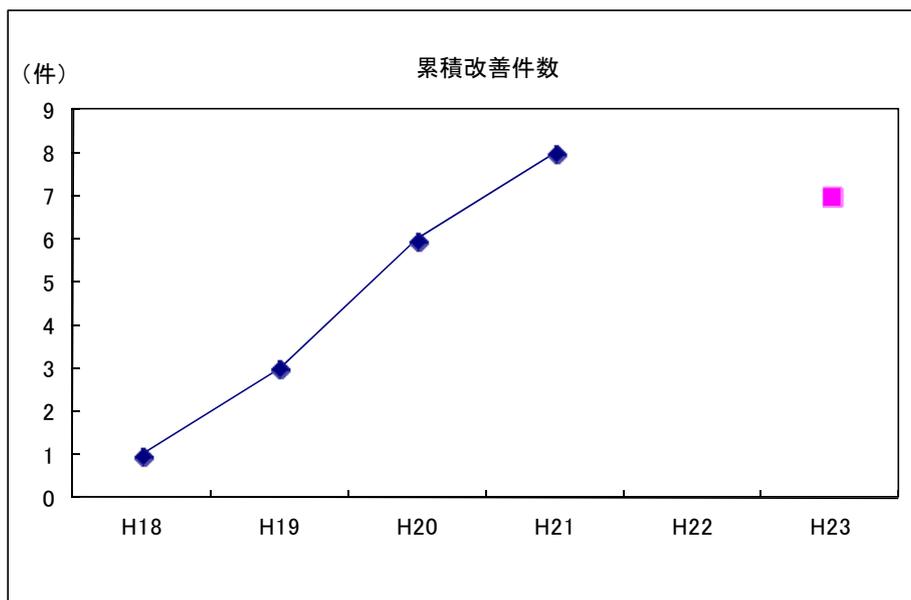
**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

なし

過去の実績値				（年度）	
H17	H18	H19	H20	H21	H22
—	1件	3件	6件	8件	



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

将来を見据えた新たな統計ニーズを図るため、既存統計の見直し、利用者の視点に立った統計データの提供等を行う。

建設統計関係予算額 201,070千円(平成21年度)

交通統計関係予算額 410,354千円(平成21年度)

### 関連する事務事業の概要

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

平成21年度の累計実績値は8件であり、目標値を達成した。

#### (事務事業の実施状況)

建設統計については、これまでに、建設関連業等の動態調査の調査項目の見直し(平成19年度)、増改築・改装等実態調査の見直し、建築物リフォーム・リニューアル調査(平成20年度)を実施した。平成21年度においては、建築物ストック統計検討会を設け、建築物ストック統計の作成方法について検討を行った。

交通統計においては、船舶船員統計調査の中止(平成18年度)、船員労働統計調査の調査項目の見直し等(平成19年度)、造船造機統計調査及び鉄道車両等生産動態統計調査の調査周期の見直し等(平成20年度)、内航船舶輸送統計調査の調査系統の見直し等(平成21年度)を実施した。自動車輸送統計調査についても、見直し検討を進めているところである。

今後も現行統計の改廃、統計利用者の視点に立った統計データの加工、提供等を含め、将来を見据えた新たな統計ニーズへの対応を図りつつ、報告者負担、調査実施にかかる資源等の観点から、統計調査を見直し、既存統計の改善等を行う。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

平成21年度の実績は8件であり、目標を達成したことから、A-2と評価した。

なお、これを踏まえて目標値を11件と設定し直し、引き続き統計利用者の利便性の向上を図るため、現行統計の改廃や統計利用者の視点に立った統計データの加工、ホームページを通じた電子的な統計データの提供等、将来を見据えた新たな統計ニーズへの対応を図っていくこととし、以下のとおり施策を推進する。

- ・ 建設統計については、建設工事統計調査の見直しに向けた検討、建築物ストック統計の年1回の公表を行う。
- ・ 交通統計においては、既存統計について、統計利用者の視点に立った統計データの加工、提供等を含め、将来を見据えた新たな統計ニーズを図るため、統計調査の見直しを行う。

## 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

### (平成22年度)

建設関連業等の動態調査の調査客体・調査項目の見直し

建設工事統計調査の見直しに向けた検討

### (平成23年度以降)

なし

## 担当課等(担当課長名等)

担当課：総合政策局情報安全・調査課(課長 中野 宏幸)

関係課：総合政策局情報安全・調査課建設統計室(室長 木下 慎哉)

総合政策局情報安全・調査課交通統計室(室長 伴 正)

**業績指標 206**

統計の情報提供量、ホームページへのアクセス件数 (①収録ファイル数、②HPアクセス件数)

**評価**

① A-2 ② A-2	目標値：① 約 9,200件 (平成22年度) ② 約 505,000件 (平成22年度) 実績値：① 約 7,000件 (平成21年度) ② 約 513,000件 (平成21年度) 初期値：① 約 5,000件 (平成18年度) ② 約 448,000件 (平成18年度)
----------------	--

**(指標の定義)**

市場・産業関係の統計の体系的な提供に資するため、情報提供の量及びその利用状況 (ホームページへのアクセス件数) を指標とする。

**(目標設定の考え方・根拠)**

統計調査結果については、ホームページ (<http://www.mlit.go.jp/statistics/details/index.html>等) を通じて電子的な形や刊行物により統計データを提供しており、収録ファイル数及びアクセス件数を把握することにより、より一層の調査結果の活用、利用拡大を図るための指標とする。また、ホームページに掲載する統計データについて、利用者の利便性を考慮した加工可能な形式での統計データの提供拡大を推進する。

収録ファイル数については、html形式やpdf形式、xls形式等で毎年1,000ファイル程度の提供ファイルの充実を図ることを目標とする。アクセス件数については、提供ファイルの充実や、統計の正確性、信頼性の維持、定期的な公表等の効果を見込んで、平成18年度実績に基づく初期値から1割以上のアクセス数向上を図ることを目標とする。

**(外部要因)**

なし

**(他の関係主体)**

なし

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

**【閣決 (重点)】**

なし

**【その他】**

なし

**過去の実績値 (①収録ファイル数)**

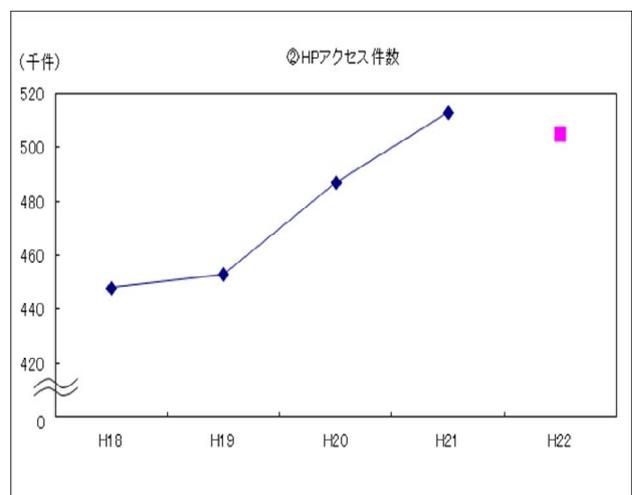
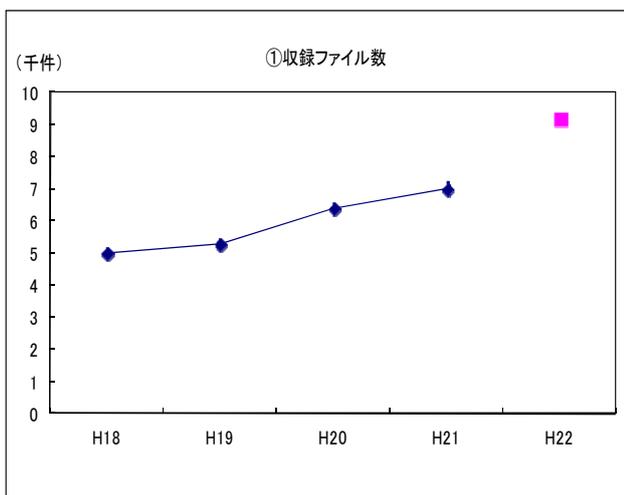
(年度)

H17	H18	H19	H20	H21
—	約5,000件	約5,300件	約6,400件	約7,000件

**過去の実績値 (②HPアクセス件数)**

(年度)

H17	H18	H19	H20	H21
—	約448,000件	約453,000件	約487,000件	約513,000件



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

統計調査結果については、ホームページを通じて電子的な統計データの提供を行い、統計利用者の活用拡大を図る。

建設統計関係予算額	201,070千円(平成21年度)
交通統計関係予算額	410,354千円(平成21年度)

### 関連する事務事業の概要

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

統計の情報提供量である収録ファイル数については、平成21年度末の実績値は約7,000件となり、目標値に向けて順調に推移している。ホームページのアクセス件数については、平成21年度末の実績値は約513,000件となり、目標値を達成した。

#### (事務事業の実施状況)

市場・産業関係の統計調査の整備・活用を図るため、統計調査結果をホームページに掲載することにより収録ファイル数を増加させ、情報の充実を図ると共に利用者利便の向上を図った。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

21年度は、収録ファイル数は、約6,400件から約7,000件となり、業績指標は目標値に向けて増加している。ホームページアクセス件数は、約487,000件から約513,000件となり、業績指標は目標値を達成した。

「政府統計の総合窓口(e-stat)」の本格運用(平成20年度)に伴い、アクセス方法が分散傾向にあるものの、提供する統計情報のさらなる充実及び「政府統計の総合窓口(e-stat)」との連携についての検討を進めていくことを考慮すると、収録ファイル数は、目標達成に向けた成果を示していると判断できることから、A-2と評価した。アクセス件数については、平成21年度に目標値を上回ったが、平成22年度においても平成21年度と同水準を維持すべく、目標値を535,000件と見直し、引き続き調査結果の活用、利用拡大を図っていくことから、A-2と評価した。

## 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

### (平成22年度)

なし

### (平成23年度以降)

なし

## 担当課等(担当課長名等)

担当課：総合政策局情報安全・調査課(課長 中野 宏幸)

関係課：総合政策局情報安全・調査課建設統計室(室長 木下 慎哉)

総合政策局情報安全・調査課交通統計室(室長 伴 正)

# ○活 力

## 政策目標 9

市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護

### 施策目標 3.7

地籍の整備等の国土調査を推進する

地籍の整備等の国土調査を推進し、地籍の明確化を図ること等により、土地に関する最も基礎的な情報を整備する

### 業績指標

207	地籍が明確化された土地の面積
-----	----------------

## 【評価結果の概要】

### （必要性）

地籍の整備等の国土調査は、土地に関する最も基礎的な情報を整備するものであり、その成果は、土地活用の推進、土地取引の円滑化、個人資産の保全、災害復旧の迅速化等に効果を発揮することから、当該施策を積極的に推進していくことが求められている。

### （有効性）

平成21年度までの実績値は140千K㎡であり、目標値158千K㎡を下回っている。しかし特に進捗が遅れている都市部においては、法務省等と連携し地籍整備を推進するほか、都市再生街区基本調査（土地活用促進調査）を着実に実施するなどの取組を行っており、また林野庁と連携して山村部における地籍調査を推進する取組について推進を図り、一定の効果をj得ていることから、一定の有効性があったものjと考える。

### （効率性）

地籍の整備等の国土調査を推進する本施策は、公共事業の用地取得にかかるコスト削減にもつながるものであり、コスト面に着目して更に効率的な施策の展開を検討していく必要がある。また、地籍調査と同様の効果が得られる国土調査法第19条第5項指定制度について、平成21年度において、一定の指定件数があったことから一定の効果をあげており、効率的であったと評価できる。

### （総合的評価）

地籍の整備等の国土調査を推進し、土地に関する最も基礎的な情報を整備するため、地籍調査事業を実施しているが、その進捗率は依然として低く、特に都市部及び山村部において遅れていることを踏まえ、その状況を改善する促進策の検討を行う必要がある。

### （反映の方向性）

- ・都市部官民境界基本調査、山村境界基本調査の着実な実施
- ・公共事業との連携の緊密化による地籍調査の推進
- ・国土調査法第19条第5項の指定制度の活用

**業績指標 207**

地籍が明確化された土地の面積

**評価**

B-1	目標値：158千km <sup>2</sup> （平成21年度） 実績値：140千km <sup>2</sup> （平成21年度） 初期値：133千km <sup>2</sup> （平成16年度）
-----	--

**(指標の定義)**

地籍調査を実施した面積（地籍調査以外の測量及び調査で、地籍調査と同等以上の精度又は正確さを有するものとして指定を受けた面積を含む（国土調査法第19条第5項））

**(目標設定の考え方・根拠)**

第5次国土調査事業十箇年計画（平成12年5月23日閣議決定）において設定された目標値

**(外部要因)**

なし

**(他の関係主体)**

地方公共団体（事業主体）

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

・経済財政改革の基本方針2009（平成21年6月23日）

地籍整備を推進する（第3章3）

・国土調査事業十箇年計画（平成12年5月23日）

・社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）

なお、事業のスピードアップによる事業便益の早期発現のため、事業の進捗管理の徹底や、用地取得の円滑化に資する地籍調査の実施など、総合的な取組を引き続き推進する。（第3章（2））

**【閣決（重点）】**

なし

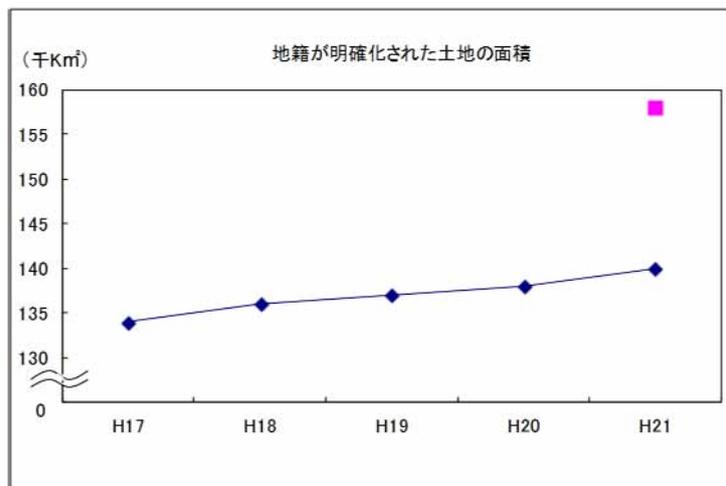
**【その他】**

なし

**過去の実績値**

(年度)

H17	H18	H19	H20	H21
134千km <sup>2</sup>	136千km <sup>2</sup>	137千km <sup>2</sup>	138千km <sup>2</sup>	140千km <sup>2</sup>



**事務事業の概要**

**主な事務事業の概要**

・全国的な地籍調査の推進

土地の有効利用の基盤となる地籍調査について積極的に推進

予算額：121億円（平成21年度）

・都市再生街区基本調査（土地活用促進調査）の実施

国として重点的に対応すべき地域において、地籍整備の前提となる街区外周の調査を実施

予算額：27億円（平成21年度）

**関連する事務事業の概要**

該当なし

**測定・評価結果**

**目標の達成状況に関する分析**

(指標の動向)

・平成21年度の実績値は140千km<sup>2</sup>であり、目標値158千km<sup>2</sup>を下回っている。特に、都市部（DID：人口集中地区）においては2,583km<sup>2</sup>（都市部全体の21%）の進捗率である（下表参照）。

調査対象面積に対する実施状況（昭和26年度～平成21年度）

		対象面積 (km <sup>2</sup> )	H21 年度末実績面積 (km <sup>2</sup> )	H21 年度末進捗率 (%)
D I D		12,255	2,583	21
非 D I D	宅 地	17,793	9,099	51
	農用地等	72,058	51,414	71
	林地	184,094	76,957	42
合 計		286,200	140,053	49

(注1) 対象面積は、全国土面積（377,880km<sup>2</sup>）から国有林野及び公有水面等を除いた面積である。

(注2) DIDは、国勢調査による人口集中地区のこと。Densely Inhabited District の略。

人口密度 4,000 人/km<sup>2</sup> 以上の国勢調査上の基本単位区が互いに隣接して、5,000 人以上の人口となる地域。

(事務事業の実施状況)

- ・平成18年度から、都市部における公図と現況のずれをインターネット上で公開し、地籍調査に対する意識の向上を図っている。
- ・平成21年度においては、街区外周の位置に関する基礎的データを整備する都市再生街区基本調査（土地活用促進調査）を45市区町で実施し、都市部における地籍調査の円滑な実施を支援している。

**課題の特定と今後の取組みの方向性**

- ・地籍調査の実施地域が、より時間と手間の要する都市部に移行しつつあること、また、調査実施主体である市町村等において、必要な予算や体制の確保が難しくなってきたこと等の理由から、調査の進捗が遅れており、目標を達成することはできなかった。したがって「B」と評価したところ。
- ・また、上記調査対象面積に対する実施状況のとおり、都市部及び山村部の地籍調査が特に遅れていることから、都市部及び山村部の調査を推進し、全体的な進捗率をいかに向上させるかが課題である。
- ・今後も国土調査を一層促進していくため、平成21年1月に「国土調査促進特別措置法及び国土調査法の一部を改正する法律案」が国会に提出され、同年4月1日に施行された（一部規定を除く）。同改正法に基づき、平成22年度を初年度とする新たな国土調査事業十箇年計画を策定することとされ、同年5月25日に「国土調査事業十箇年計画」が閣議決定されたところである。なお、本計画において地籍調査面積の目標値を定めており、それをもとに次期目標値を検討しているところ。以上より「1」と評価したところ。
- ・新たな国土調査事業十箇年計画は、地籍明確化の緊急性を踏まえ、優先的に地籍を明確化すべき地域を絞り込むなど、きめ細やかでメリハリのある計画とするとともに、優先的に地籍を明確化すべき地域を中心に、今後数十年程度を目標に、地籍の明確化を図るといふ長期展望に基づいたものとなっており、引き続き同計画に基づき、全国において調査を推進していく。

**平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項**

(平成22年度)

- ・地籍調査の実施が困難な都市中心部等において、地籍調査の実施主体である市町村等の負担を軽減するため、通常の地籍調査に先駆けて、国が地籍調査の前提となる官民の境界情報の整備に必要な基礎的な情報を調査する都市部官民境界基本調査を実施する。
- ・山村地域において、土地所有者等の高齢化や村離れが進む中で、境界に関する情報が失われつつあり、将来地籍調査の実施が困難になるおそれがあることから、これらの情報を簡易な手法で早急に保全するため、土地の境界に詳しい者の踏査により境界情報を保全するとともに、その境界情報の管理や測量を容易にする補助基準点を設置する山村境界基本調査を国が実施する。
- ・地籍調査以外の測量成果を地籍整備に活用する仕組みである国土調査法第19条第5項指定制度の申請を促進するため、都市部において民間開発や各種公共事業等を行う場合に、それに伴い実施される境界情報の整備に必要な調査・測量費用の一部を国が補助し、都市部で遅れている地籍整備の進捗を図る。
- ・行政事業レビューにおいて、地籍調査については「抜本的見直し」の評価を受けたところ。

(平成23年度以降)

なし

**担当課等（担当課長名等）**

担当課：土地・水資源局国土調査課（課長 石川 佳市）

# ○活力

## 政策目標 9

市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護

### 施策目標 38

自動車運送業の市場環境整備を推進する

トラック輸送は、国内貨物輸送量の約6割を占める我が国の基幹輸送であるが、それを担う事業者のほとんどは経営基盤の脆弱な中小・小規模事業者であり、荷主に対する交渉力が弱く、荷主から元請・下請に至る多層構造を形成しているといった構造的な課題を抱えていること等から、激しい競争や厳しい経営環境の中で不適正な取引が行われやすい状況にある。このため、将来にわたり、安全な輸送サービスを安定的に提供できるよう、トラック運送事業の健全な市場環境の整備が求められている。

### 業績指標

208	トラック運送業における事業改善事例件数
-----	---------------------

## 【評価結果の概要】

### （必要性）

トラック輸送は、国内貨物輸送量の約6割を占める我が国の基幹輸送であるが、それを担う事業者のほとんどは経営基盤の脆弱な中小・小規模事業者であり、荷主に対する交渉力が弱く、荷主から元請・下請に至る多層構造を形成しているといった構造的な課題を抱えていること等から、激しい競争や厳しい経営環境の中で不適正な取引が行われやすい状況にある。このため、将来にわたり、安全な輸送サービスを安定的に提供できるよう、トラック運送事業の健全な市場環境の整備を引き続き推進していくことが必要である。

### （有効性）

上記のとおり、トラック運送事業を取り巻く経営環境は厳しい状況にあるが、本施策により、トラック運送事業者と荷主との適正取引に係る望ましいパートナーシップ関係の構築、共同輸配送や輸送効率化に向けた運行計画見直し等の事業改善の取組み、そのノウハウの関係者間における共有・普及等が進められているところである。具体的施策としては、地方運輸局が中心となって「トラック輸送適正取引推進パートナーシップ会議」を開催するほか、事業改善の取組みへの支援として「荷主等とのパートナーシップ構造改善実証実験事業」を実施した。この結果、業績指標であるトラック運送事業における事業改善事例件数は目標を前倒しで達成し、本施策が目標達成に対して有効であったと評価できる。

### （効率性）

トラック運送事業は、事業者数が約6万3千者に上る規模の大きな市場であるが、各地方運輸局等においてパートナーシップ会議を開催し、事業改善事例を収集・共有するなど、限られた行政資源を有効に活用して効率的に取り組んでおり、一定の効果を挙げている。

### （総合的評価）

トラック輸送は、国内輸送の約6割を占める基幹輸送であり、我が国経済と人々の暮らしを支えている重要な産業であるが、それを担う事業者のほとんどは経営基盤の脆弱な中小・小規模事業者であり、多層構造や激しい競争等、厳しい経営環境に直面している。このような状況の中、地方運輸局を中心とした荷主やトラック運送事業者によるパートナーシップ会議の開催や荷主とトラック運送事業者による事業改善の取組みの実施等が進められ、一定の効果を挙げている。

### （反映の方向性）

トラック運送事業の健全な市場環境整備の推進に向け、引き続き、事業改善事例の収集・共有等の取組みを実施していく。

**業績指標 208**

トラック運送業における事業改善事例件数

**評価**

A-2	目標値：50（平成25年度） 実績値：61（平成21年度） 初期値：0（平成20年度）
-----	---

**(指標の定義)**

「トラック運送業における事業改善事例件数」:

荷主とトラック運送事業者とのパートナーシップによる車両待機時間の改善やトラック運送事業者による省エネ設備の導入等、トラック運送事業における事業改善事例件数（国土交通省の施策を通じて認知されたもの）。

**(目標設定の考え方・根拠)**

トラック輸送は、我が国の経済を支える物流の基幹的な輸送機関であるが、一方でトラック運送事業者は経営基盤の脆弱な中小・小規模事業者が多く、激しい競争の中で荷主や元請事業者に対する交渉力も弱いことから、不適正な取引が行われやすい産業構造となっている。安定的な輸送サービスの供給に支障を生じかねないこうした状況を改善するため、荷主やトラック運送事業者等が活用できるような事業改善事例を収集・紹介し、トラック運送事業の環境整備を進めていく必要がある。

現在、荷主やトラック運送事業者等関係者の参考となる事例集がないため、まずは各都道府県で1以上の事例を収集すること想定し、目標値は50事例とする。

**(外部要因)**

該当なし

**(他の関係主体)**

該当なし

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

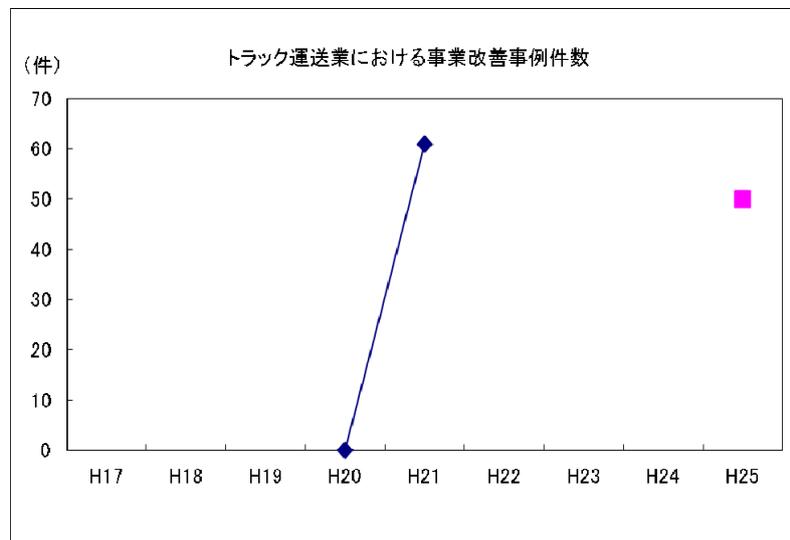
**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

なし

過去の実績値				(年度)	
H17	H18	H19	H20	H21	H25
—	—	—	0	61	



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

トラック輸送をめぐる様々な課題を解決するため、地方運輸局が中心となり、荷主とトラック運送事業者等の関係者が共同で検討する場を設置することにより、トラック運送に係る関係者の望ましいパートナーシップを構築するための環境を整備し、また、荷主等とトラック運送事業者による事業改善の取組みに対する支援を実施。

- ・トラック運送業におけるパートナーシップ環境整備事業 予算額：53百万円（平成21年度）
- ・荷主等とのパートナーシップ構造改善実証実験事業 予算額：230百万円（平成21年度1次補正）

### 関連する事務事業の概要

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### （指標の動向）

「前倒しで達成した」

平成21年度1次補正「荷主等とのパートナーシップ構造改善実証実験事業」において、荷主等と運送事業者による61の事業改善事例がみられたため、目標値を4年前倒しで達成した。

#### （事務事業の実施状況）

平成21年度1次補正「荷主等とのパートナーシップ構造改善実証実験事業」において、荷主等と運送事業者による配車システムの導入等、61件の事業を採択した。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

「トラック運送業における事業改善事例件数」は、平成21年度に目標の50件を超え、目標を4年前倒しで達成した。しかし、現在開催中のトラック産業の将来ビジョンに関する検討会においても荷主とトラック事業者とのパートナーシップの更なる強化の必要性が指摘されており、トラック運送事業を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況にあるため今後ともこのような取組みについては継続していくことが必要不可欠である。特に今後は、他の事業者の自主的な取組みを促すため、トラック運送事業者における事業改善の取組みの成功事例等について共有することが重要であると考えている。これら現状と今後の方向性を踏まえ、平成22年度以降については目標値等の見直しを行う。

## 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

### （平成22年度）

- ・地方運輸局における「トラック輸送適正取引推進パートナーシップ会議」の実施
- ・「ベストプラクティス集」の作成

### （平成23年度以降）

なし

## 担当課等（担当課長名等）

担当課：自動車交通局貨物課（課長 志村 務）

# ○活力

## 政策目標 9

市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護

### 施策目標 39

海事産業の市場環境整備・活性化及び人材の確保等を図る

四面環海の我が国において、海運、造船等の海事産業は、我が国の経済、国民の日々の生活を支える上で大きな役割を果たしている。このため、海事産業における船舶・舶用品生産の市場環境整備・活性化並びに人的基盤（ヒューマンインフラ）である技能者・技術者及び船員（海技者）の確保・育成等は、「海洋国家」である我が国にとって極めて重要な目標・課題である。

### 業績指標

209	造船業・舶用工業の生産高（世界シェア）
210	海運業（外航及び内航）における船員採用者数の水準

## 【評価結果の概要】

### （必要性）

海事産業の市場環境整備・活性化及び人材の確保等を図ることは、海洋国家である我が国の社会・経済を支える上で極めて重要である。平成20年秋以降の世界的な景気の減速や国際競争力の激化により、適正な国際市場環境の整備や産業基盤の強化が一層必要な状況となっている。人材確保面においては、造船産業における熟練技術者・技能者や船員の高齢化が進んでおり、大量退職期の到来による技術基盤の低下や海事産業従事者の不足が生じることが懸念されている。よって、引き続き海事産業の市場環境整備・活性化及び人材の確保等に資する施策を推進する必要がある。

### （有効性）

造船業・船用工業においては、世界の建造量シェアは減少しているものの、過去最高の建造量を記録しており、適正な国際市場環境の整備、船舶産業の基盤整備等の各施策が有効に機能してきたと評価できる。船員の確保・育成においては、現時点の業績指標は目標値を超え順調に推移しており、船員確保・育成等総合対策事業等、内・外航を通じ優秀な日本人船員を確保・育成していくための各種施策の効果によるものと評価できる。

### （効率性）

従来より、海事産業の市場環境整備・活性化及び人材の確保等は、景気動向、雇用情勢により大きく左右されている。国や関係業界・事業者はそれぞれの役割分担に責任を持ち、連携しつつ景気動向等を的確に認識し、国際競争市場の情勢に機敏に対応することがもつとも効率的である。

### （総合的評価）

「海事産業の市場環境整備・活性化及び人材の確保等を図る」については、平成21年における我が国の新造船建造量は過去最高を記録したが、中国・韓国の建造量が急増したことから、相対的に我が国の世界シェアは減少した。平成20年秋以降は世界的な景気低迷による海上荷動量の激減により、新造船需要が急減したことから、今後海外との国際競争は一層激化する見込みであり、これまでの施策を着実に実施するとともに、適正な国際市場環境の整備、産業基盤の強化等の施策を推進する必要がある。また、船員の確保・育成については、事業指標の実績値は目標の達成に向け順調に推移しており、目標の達成は十分可能であると評価できる。

### （反映の方向性）

今後も目標の達成に向け、造船市場における公正な競争条件を確保するため、平成22年に再開が合意された新造船協定の策定交渉を強力に推進するとともに、取組みの内容について見直しを行い、改善を図りながら、船員確保・育成等総合対策事業による雇用情勢の変化や国際経済環境の変化等に対しても適切に対応していく。

**業績指標 209**

造船業・船用工業の生産高（世界シェア）

**評価**

B-3

目標値： 1/3（平成21年度）  
 実績値： 0.25（平成21年度）  
 初期値： 1/3（平成17年度）

**（指標の定義）**

海洋国日本として貿易等の海上輸送、輸送に伴う海上安全の確保等あらゆる国民ニーズから必要とされる船舶・舶用品の生産に必要な不可欠な諸施策を講じることによる市場環境整備・活性化状況を世界におけるシェア（トン数ベース）で示したものの。※分母＝世界の新造船建造量、分子＝日本の新造船建造量

**（目標設定の考え方・根拠）**

我が国造船業・船用工業事業者の生産高の世界におけるシェア（トン数ベース）。シェアが確保できていれば、競争力を維持しているとみなすことができる。そこで、平成17年度末現在の国際競争力を維持することを目的に、日本の新造船建造量が世界の新造船建造量の1/3のシェアを維持することを目標とする。

**（外部要因）**

造船市場の景気変動等に伴う需要の変化

**（他の関係主体）**

造船事業者・船用事業者

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

新成長戦略（平成22年6月18日）

（工程表）Ⅲ アジア経済戦略～ヒト・モノ・カネの流れ倍増（アジアの成長を取り込むための改革の推進）

**【閣決（重点）】**

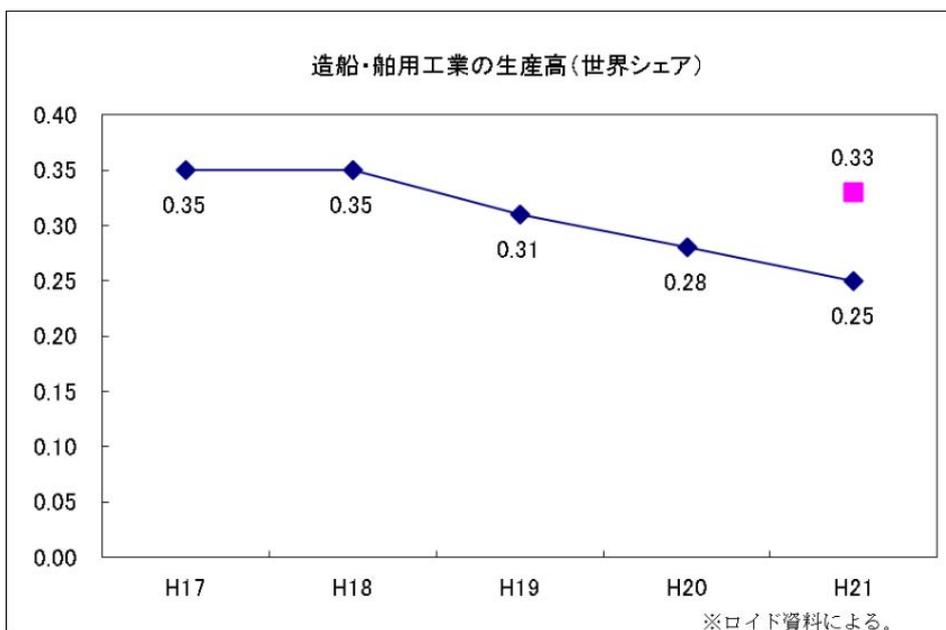
なし

**【その他】**

国土交通省成長戦略（平成22年5月17日）

1. 海洋分野 Ⅲ. 造船力の強化及び海洋分野への展開

過去の実績値					(年度)
H17	H18	H19	H20	H21	
0.35	0.35	0.31	0.28	0.25	



**事務事業の概要**

**主な事務事業の概要**

○経済協力開発機構（OECD）造船部会分担金

予算額 0.16 億円（平成21年度）

OECDでは、造船に関する唯一の多国間フォーラムである造船部会を設け、世界の造船業の健全な発展に向け

て、市場動向の共通認識の醸成、各国造船政策に関する意見交換を通じた政策協調の推進等の取り組みを行っている。このOECD造船部会の活動へ積極的に参加し、造船市場に関する共通認識の醸成、公正な競争条件の確保等造船業の健全な発展のための政策協調に貢献していくため、当該年度予算に係わる我が国分担金を支払う。

○船舶産業の競争力強化に必要な経費  
 予算額0.44億円（平成21年度）  
 国際市場環境の整備や国内における基盤強化対策のための調査・分析等、我が国の船舶産業の競争力強化のために必要な産業基盤の整備を図る。

○シップリサイクルに関する総合対策  
 予算額3.06億円（平成21年度）  
 シップリサイクル条約採択後のガイドラインの策定等を行うために必要な実態調査や分析等を行う。また、地方都市で、パイロットモデル事業（船舶解体の実証実験、環境影響・事業性評価、新技術手法の調査研究）を実施し、国内における先進国型のシップリサイクルシステムを確立するための指針等を策定する。

**関連する事務事業の概要**

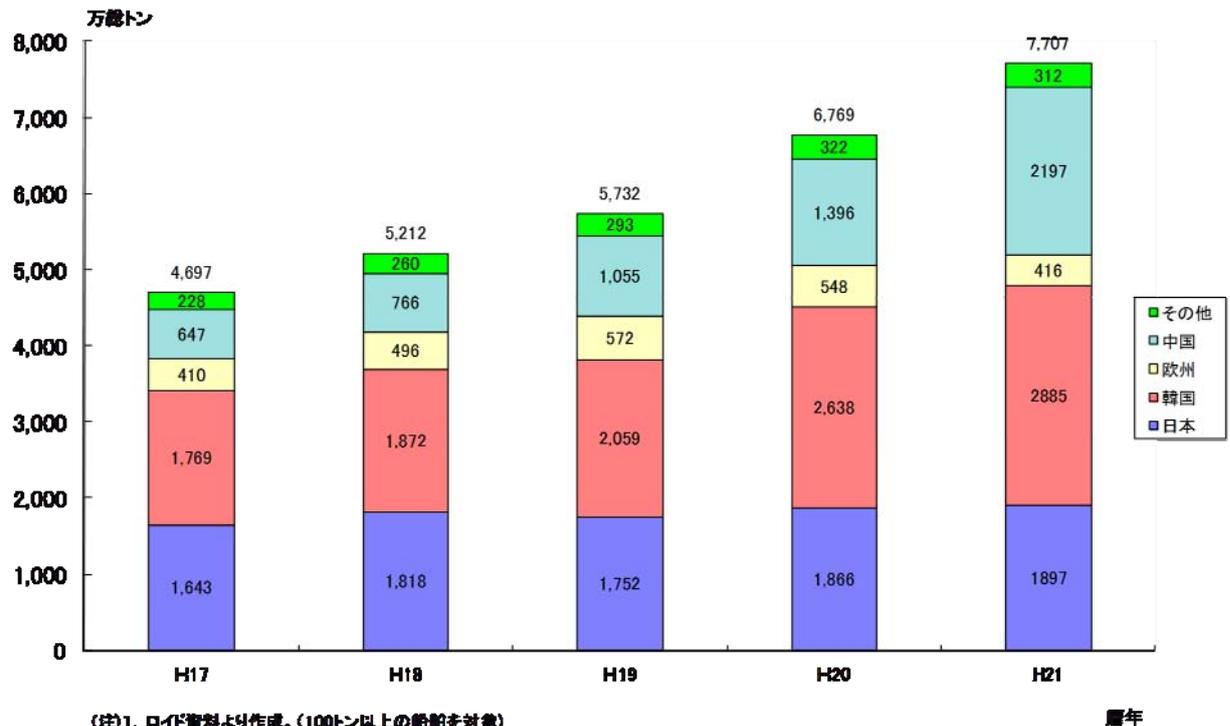
該当なし

**測定・評価結果**

**目標の達成状況に関する分析**

**(指標の動向)**

- ・近年の中国等の経済発展に伴う海上輸送量の増加を背景に新造船需要が急拡大し、世界の新造船建造量（平成21年）は6,769万総トン（平成20年）から、7,691万総トン（平成21年）へ急増した。
- ・我が国も平成21年度の建造量は過去最高の1,889万総トンを記録したが、平成18年以降ほぼ建造能力の上限の高操業となっていること、一方で中・韓の新興造船所を中心として建造量が急増したことから、相対的にシェアが低下し、平成19年度以降はシェア1/3を下回っている。平成21年度の世界シェア（トン数ベース）は0.25であり、平成20年度に比べ0.03ポイントの減少であった。



**(事務事業の実施状況)**

- 適正な国際市場環境整備  
 OECD造船部会及び主要造船国との実務者会合を通じて継続的に国際対話を実施してきた結果、平成22年4月のOECD造船部会会合において、平成17年以降中断されていた新造船協定交渉の再開が決定され、適正な市場環境整備に向け大きく前進した。また、船用工業製品（エンジン等）の模倣品増加に対応し、中国における模倣部品の流通状況調査を行った。
- 国内における船舶産業の競争力強化  
 我が国及び韓国等の船舶産業の競争力について現状調査・分析を行った。また、造船所の労働安全について、産業界と連携して取組みを強化した。更に、生産性向上、事業基盤の強化を図ろうとする事業者に対し、産業活力再生法の適用等による支援を行った。このように、船舶産業の競争力強化に関する基盤整備について取り組んだ。
- 適正な船舶解撤環境の整備  
 平成21年5月に、「2009年の船舶の安全かつ環境上適正な再生利用のための香港国際条約（仮称）」（シップリサイクル条約）が採択された。国内においては、世界に先駆け、環境に配慮した先進国型のシップリサイクルシステムを構築することを目的に、平成21年度より北海道室蘭市において、パイロットモデル事業を実施している。

このように、適正な船舶解撤環境の整備を通じ、船舶産業の市場環境整備に取り組んでいる。

#### 課題の特定と今後の取組みの方向性

我が国の建造量は過去最高を記録したが、中・韓の新興造船所を中心として建造量が急増したことに伴い、相対的にシェアが低下し、業績指標の実績値が目標値に達していないことを踏まえ、環境変化への対応が必要であることからB-3と評価した。

平成20年秋以降の世界的な金融危機を受けて海上荷動量が激減し、造船市場において大幅な供給超過が発生したことによって、今後、各国政府による不公正な造船業助成政策が横行することが危惧されている。このような中、造船市場における公正な競争条件を確保するため、この度再開が合意された新造船協定の策定交渉を強力的に推進する必要がある。また、コスト競争力・生産能力が重要となることから、生産性革新に資する取組みを進める。更に、シップリサイクル条約の発効に備え、国内において条約に適合したリサイクル施設の確保に取り組む。なお、競争力の一つである技術力については、環境面での社会的なニーズ等を踏まえ、別施策による技術開発の推進等を通じて、中長期的に着実に推進していく。

業績指標の目標は達成されていないが、これは造船市場の需要が急激に変化したことによるものである。このような状況下において、アウトカムとしてのシェアの重要性は低下しており、指標を見直すこととした。

#### 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成22年度)

造船業における適正な国際市場環境整備のため、平成22年中に再開予定となっている新造船協定策定交渉へ積極的に参加し、議論を主導する。

また、国内におけるシップリサイクル産業の創出を目指し、事業化を進める上での諸課題解決に向け取り組む。

(平成23年度以降)

なし

#### 担当課等(担当課長名等)

担当課：海事局船舶産業課(課長 今出秀則)

**業績指標 210**

海運業（外航及び内航）における船員採用者数の水準

**評価**

A-2	目標値：135（平成22年度） 実績値：177（平成20年度） 初期値：100（平成17年度）
-----	---

**（指標の定義）**

国民生活を支える海上輸送の安定的な確保を図る上で必要不可欠な人的基盤（ヒューマンインフラ）である船員について、船員需給総合調査（国土交通省海事局）の海運業（外航及び内航）における年間の船員採用者数（船員経験者（ただし海運業内での異動分を除く）及び船員未経験者）の規模を示した指数。平成17年度の水準を100とする。

**（目標設定の考え方・根拠）**

海上輸送の人的基盤（ヒューマンインフラ）である船員を今後とも安定的に確保するため、高齢船員の退職規模に見合う採用数の水準を確保することを目標にする。

①高齢船員の退職者数見込み 3,953人（H18～27）

船員（海運業）のうち50歳以上の人数 3,953人 → 今後10年間で退職が見込まれる

②海運業における採用者数（現状維持ベース。ただし前職が海運業の船員を除く） 2,920人（H18～27）  
H17実績 292人 × 10年 = 2,920人

③退職規模に見合う採用数の水準を確保するために追加が必要な人数 1,033人

追加が必要な人数 1,033人 = 3,953人① - 2,920人②

（追加需要分を段階的に増加させ、退職規模に見合う採用数の水準を確保する場合の毎年の目標見込み）

	初期値	1年後	2年後	3年後	4年後	5年後	6年後	7年後	8年後	9年後	10年後	計
	H17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	H18～27
現状維持A	292	292	292	292	292	292	292	292	292	292	292	2,920
追加B		19	38	57	76	95	114	133	149	167	185	1,033
A+B	292	311	330	349	368	387	406	425	441	459	477	3,953
A+B（指数）	100.0	106.5	113.0	119.5	126.0	132.5	139.0	145.5	151.0	157.2	163.4	

※上記を踏まえ平成22年に現状の35%増が達成できるよう目標設定を行う。

**（外部要因）**

景気変動に伴う船員需要の増加・減少、船舶の大型化や技術開発の進展による船員需要の減少

**（他の関係主体）**

海運事業者

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

・海洋基本計画（平成20年3月18日）第2部4（2）船員等の育成・確保

高齢化しつつある内航海運業の船員の将来的な不足を回避するとともに、外航海運業における日本人船員の計画的な増加を確実なものにするため、船員を始めとする海運事業者の育成・確保等が急務である

・新成長戦略（平成22年6月18日）

（工程表）Ⅲアジア経済戦略～ヒト・モノ・カネの流れ倍増（アジアの成長を取り込むための改革の推進）～②

**【閣決（重点）】**

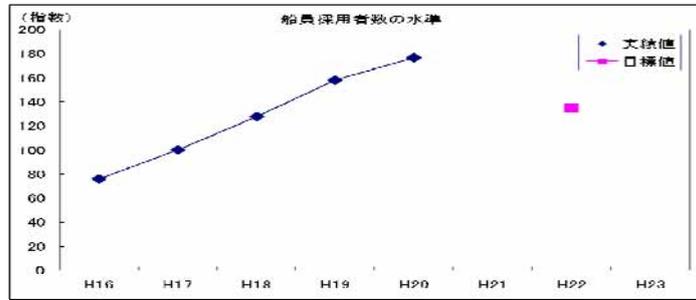
なし

**【その他】**

国土交通省成長戦略（平成22年5月17日）

1. 海洋分野 II. 海運力の発揮

過去の実績値					(年度)
H17	H18	H19	H20	H21	
100	128	158	177	集計中	



**事務事業の概要**  
**主な事務事業の概要**

船員確保・育成等総合対策事業  
 海洋基本法の成立及び海上運送法等の一部改正による船員確保育成対策の強化を踏まえ、安定的な海上輸送を確保する観点から、新規学卒者の他、退職自衛官、女子船員等新たな供給源からの船員確保・育成等の促進を図るため、船員計画雇用促進等事業及び海へのチャレンジフェア等を実施した。また、特定の海事産業集積地域において、地域における様々な関係者が連携して海事関係の人材確保・育成に取り組む場合に、国も共同事業実施主体として参画する海事地域人材確保連携事業を実施した。  
 予算額 1.6億円(平成21年度)

**関連する事務事業の概要**  
 該当なし

**測定・評価結果**  
**目標の達成状況に関する分析**

(指標の動向)  
 平成21年度の実績値は集計中であるが、平成20年度の実績値は177となっており、目標値を超え、前年度に比べて指数が大きく伸びている。これは、船員計画雇用促進等事業及び海へのチャレンジフェア等を経て採用される船員がおり、新規学卒者等の確保・育成に関する事業が、順調に実施されたものによると評価している。

(事務事業の実施状況)  
 船員確保・育成等総合対策事業の実施  
 ・船員計画雇用促進等事業(助成事業の拡充・強化)  
 改正海上運送法に基づき国土交通大臣より日本船舶・船員確保計画の認定を受け、船員の計画的な確保・育成に取り組む海運事業者に対する支援制度を平成20年度に創設。平成21年度末までに、190事業者から同計画の認定申請が行われ、全て認定された。  
 ・海へのチャレンジフェアの実施  
 地方運輸局等において、就職面接会・企業説明会等を開催するとともに、あわせて退職自衛官の活用等のための船員就職セミナーの開催等海事産業のPRを積極的に実施。平成21年度は、全国各地で7回実施され、140事業者と1,050名の求職者及び学生の参加があり、そのうちから17名の採用・内定が決定した。  
 ・海事地域人材確保連携事業(海のまちづくり)  
 人材の確保・育成のための各種事業が行われると認められた地域における活動の一部を国の直轄事業として実施。平成21年度までに、海のまちづくりに取り組むための協議会を大分県佐伯市、愛媛県今治市、静岡県静岡市(清水地区)広島県尾道市、兵庫県神戸市及び熊本県宇城市で設立し、人材確保育成に取り組んだ。

**課題の特定と今後の取組みの方向性**

業績指標は海運業(外航及び内航)における船員採用者数の水準であり、実績値は順調に推移している。また、引き続き現在の施策を維持する必要があることから、A-2と評価した。

**平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項**

(平成22年度)  
 なし

(平成23年度以降)  
 無駄の削減等による事務事業の縮小等  
 ・船員雇用促進対策事業費補助金のうち、船員計画雇用促進等事業  
 当初予定されていた計画と実際に認定されている計画を踏まえ、船員計画雇用促進等事業のうち、共同型船員確保育成事業及び新規船員資格取得促進事業について事業を縮小するとともに、船員計画雇用促進事業について公益法人向け支出の削減の観点から、国が直接支援するスキームに見直す。  
 ・船員確保・育成等総合対策事業のうち、海事地域人材確保連携協議会事業実施経費  
 各地域で実施する事業について、集約化や縮小などにより事業費を節減する。  
 ・船員雇用促進対策事業費補助金のうち、船員計画雇用促進等事業  
 当初予定されていた計画と実際に認定されている計画を踏まえ、船員計画雇用促進等事業のうち、船員計画雇用促進事業について事業を拡大する。

**担当課等(担当課長名等)**

担当課： 海事局海事人材政策課(課長 吉田 晶子)

# ○横断的な政策課題

## 政策目標 10

国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備

### 施策目標 40

総合的な国土形成を推進する

国土形成計画等の策定・推進により、多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を構築するとともに、美しく、暮らしやすい、国土の形成を図る。このため、国土に関する的確な情報の整備を推進するとともに、これらの情報の幅広い国民各層への提供を充実することで、質の高い国土づくりを進める。また、ヒートアイランドや災害への脆弱性などの大都市問題への対応や地域活性化を図るため、大都市における都市機能の改善やテレワークの普及促進に取り組む。

### 業績指標

2 1 1	国民への国土に関する情報提供充実度（国土数値情報等のダウンロード件数：①国土数値情報ダウンロードサービス、②オルソ化空中写真ダウンロードシステム）
2 1 2	国土の利用、整備及び保全に関する国民意識の醸成（国土計画関係ウェブサイトへのアクセス件数）
2 1 3	テレワーク人口比率
2 1 4	大都市圏の整備推進に関する指標（①都市環境インフラ整備の広域的な取組みへ参加した延べ自治体数（首都圏）、②琵琶湖への流入負荷量（化学的酸素要求量）、③帰宅要支援者数（首都圏）、④交通機関別旅客輸送人員（首都圏））

## 【評価結果の概要】

### （必要性）

経済社会情勢の大転換や国民の価値観の変化・多様化が進展している中で、多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を構築するとともに、美しく、暮らしやすい国土の形成を図ることが必要である。そのため、国土形成計画を始めとする国土の利用、整備及び保全に関する総合的かつ基本的な計画の策定・推進等を行う必要がある。その際、質の高い国土づくりに資するため、国土に関する情報を総合的かつ体系的に収集・整備・分析するとともに、国土空間における様々な主体に対し、幅広く提供することが必要である。

また、大都市問題への対応や地域活性化を図るため、大都市における都市機能の改善やテレワークの普及促進に取り組む必要がある。

### （有効性）

これまで、国土に関する的確な情報の収集・提供に努めてきた結果、国土計画関係ウェブサイトのアクセス件数については、計画づくりが完了したこと等のため、21年度のアクセス件数は前年度に比べると減少したが、国土数値情報を始めとする基礎データは21年度においてもおおむね順調に利用度が高まっている。このように、国土づくりに関する基礎情報についての国民各層のニーズは高いことから、総合的な国土形成の推進という目標達成のために、情報の収集・提供を充実していくことは有効であったと言える。

### （効率性）

国土空間においては、多様な主体が国土づくりに関わっており、これらの主体に国土に関する的確な情報を幅広くタイムリーに提供する必要がある。その際、国土に関して収集した大量の情報を、インターネットを通じて提供することは、即地的・可視的にまたできるだけ迅速かつ低コストに提供することを可能とするものであり、結果として効率的な情報提供が実施できたと言える。

### （総合的評価）

「国土形成計画（全国計画）」において基本的な方針が示された通り、経済社会情勢の大転換や国民の価値観の変化・多様化が進展している中で、一極一軸型の国土構造を是正し、多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を構築するとともに、美しく、暮らしやすい国土の形成を図ることが必要であり、国土形成計画を始めとする国土の利用、整備及び保全に関する総合的かつ基本的な計画の策定・推進等を行っているところ。その際、適切な情報に基づく各主体の科学的・合理的な分析や判断・行動が質の高い国土づくりにつながってゆくことから、国土に関する的確な情報の整備を推進するとともに、これらの情報の幅広い国民各層への提供を充実することが必要不可欠である。

また、ヒートアイランドや災害への脆弱性などの大都市問題への対応や地域活性化を図るため、大都市における都市機能の改善やテレワークの普及促進に引き続き取り組む必要がある。

### （反映の方向性）

国土審議会における調査審議を踏まえた課題の検討や、国土交通省成長戦略での議論を踏まえた当面重要と考えられる課題に係る検討の実施とともに、国土に関する情報の収集及び提供の一層の充実を図る。

**業績指標 211**

国民への国土に関する情報提供充実度（国土数値情報等のダウンロード件数：①国土数値情報ダウンロードサービス、②オルソ化空中写真ダウンロードシステム）

**評価**

① A-2	①目標値：現状維持又は増加（平成21年度以降毎年度） 実績値：50万件（平成21年度） 初期値：81万件（平成20年度）
② A-3	②目標値：現状維持又は増加（平成21年度以降毎年度） 実績値：163万件（平成21年度） 初期値：23万件（平成20年度）

**（指標の定義）**

国土計画局は、以下のインターネットサイトにおいて国土に関するデジタルデータを無償で公開している。その一か年度のダウンロード件数である。

①「国土数値情報ダウンロードサービス」 <http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/index.html>

国土計画・地域計画の策定等に活用することを目的とした、国土に関する様々なデータ。平成18年度以降提供している地理情報標準（JPGIS）に準拠するように変換したデータを含む。

②「オルソ化空中写真ダウンロードシステム」（平成18年度より提供） <http://orthophoto.mlit.go.jp/>

国土全域を約1万分の1の縮尺で撮影した空中写真をデジタル化した画像データを、GISを用いて地図データ等と重ね合わせを行えるようにしたデータ

※1万件未満の端数は四捨五入する。

**（目標設定の考え方・根拠）**

多様な主体における国土情報の整備・利活用は、国土の利用・整備・保全等国土上に展開される活動のあらゆる面で効果を発揮するものであることから、国土計画局は国土数値情報等の幅広い普及を目的としてインターネットサイトを通じて無償で提供している。

本業績指標は、その利用度合いの目安として、1年間のデータのダウンロード件数を測定するもの。

**（外部要因）**

自由な二次配布を認めているため、国土計画局運営サイトからのダウンロード件数のみがこれら情報の社会における普及度を測る絶対的な度合いではない。

**（他の関係主体）**

なし

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

地理空間情報活用推進基本計画（平成20年4月15日）「第Ⅱ部第2章2. に記載あり」

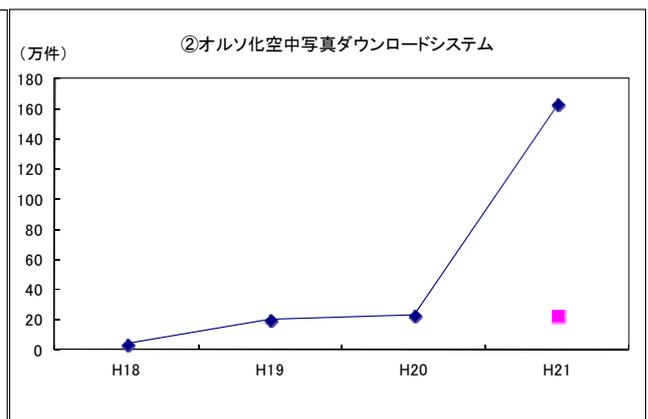
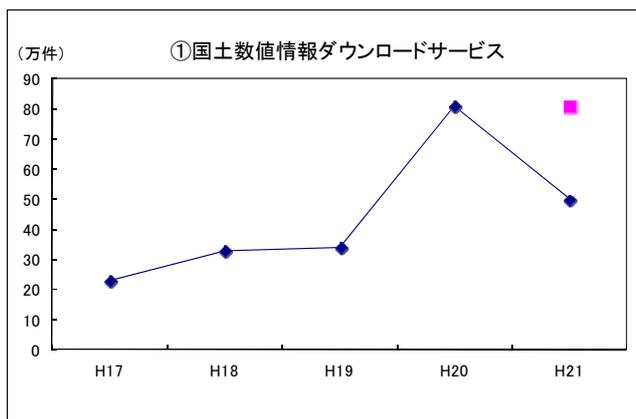
**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

なし

過去の実績値					（年度）
	H17	H18	H19	H20	H21
①	23万件	33万件	34万件	81万件	50万件
②	-	4万件	20万件	23万件	163万件



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

国土の利用に関する総合的かつ基本的な政策及び計画の策定及び推進を行うためには、国土に関する各種の情報を総合的、体系的に収集・整備・分析するとともに、これらの情報や分析成果を国土づくり・地域づくりに関係する多様な主体に広く提供し、国土に関する理解や取組を促進することが必要である。このため、国土数値情報、オルソ化空中写真を整備・更新するとともに、インターネットを通じて一般に無償公開する。また、そのための調査・検討を行う。

### 関連する事務事業の概要

「地理空間情報活用推進基本計画」に基づく地理空間情報の活用の推進（施策目標4-1関係）

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### （指標の動向）

##### ① 国土数値情報ダウンロードサービス

実績は20年度（81万件）に比して下回る一方、17年度～19年度の過去の実績値のトレンドの延長を上回っている。

20年度の実績81万件について内容を分析したところ、20年12月に38万件と集中しているとともに、うち、17万件が特定の電子ファイルに対するダウンロードであった。ダウンロードの通信相手を記録する機能を情報システムにおいて有していないため、推測となるが、自動巡回プログラム等による実需に基づかないアクセスが繰り返されたものと想定される。20年12月の状況を異常と見なして除いた他の月の平均を1.2倍して算出した数値は47万件となる。これを仮に20年度の本来の実績とすれば、21年度の実績は前年度を上回っている。

以上より、実績値は順調であると判断できる。

##### ② オルソ化空中写真ダウンロードシステム

実績は20年度と比較して上回っており、順調であると判断できる。一方、オルソ化空中写真の提供は、経費縮減や利便性の向上の観点から国土地理院にて実施することとし、本システムの運用を平成21年度限りで終了した。非常に大きな値となっているのは、このために駆け込み需要があったものと考えられる。

#### （事務事業の実施状況）

##### ① 国土数値情報ダウンロードサービス

国土数値情報の整備については、平成21年度に1項目（工業用地）の新規整備、既存項目（行政区域、鳥獣保護区等）の時点追加を行った。これにより国土数値情報は、1項目7データ増加し、累計97項目209データとなっている。（注：「項目」数は国土数値情報の種類を数えたものであり、「データ」数は種類のほか時点の異なるものを別個のものとして数えたものである。）

##### ② オルソ化空中写真ダウンロードシステム

平成21年度は、約10万枚についてオルソ化空中写真としての整備を行い、国土計画局が保有する航空写真約40万枚のオルソ化を完了した。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

##### ① 国土数値情報ダウンロードサービス

業績指標は20年度の実績値を下回っているが、目標の達成状況に関する分析において記述したとおり、20年度の実績値は異常な値と推測され、前年度の評価書においても、平成20年度の実績が突出して高いため、前年度との比較のみに依らず、過去5か年程度のトレンドにより評価することとしていることから、業績指標が17年度～19年度の過去の実績値のトレンドの延長を上回っていることをもって目標値を達成していると判断して「A」と評価した。また、「2」（現在の施策を維持）と位置付けることとした。目標値は、引き続き「現状維持又は増加」とし、今後も毎年度評価するが、平成20年度の実績が突出して高いため、前年度との比較のみに依らず、過去5か年程度のトレンドにより評価する方針を維持する。

##### ② オルソ化空中写真ダウンロードシステム

業績指標は増加しており、目標値を達成しているため「A」と評価した。一方、オルソ化空中写真の提供は、経費縮減や利便性の向上の観点から国土地理院にて実施することとし、本システムの運用を平成21年度限りで終了した。このため、「3」（施策を中止し指標も廃止する）と位置付けることとした。

#### （総論）

指標は概ね順調に推移していると考えられるが、国土の質的向上を目指す国土形成計画・国土利用計画の策定を踏まえ、これらの推進・進捗状況の評価に資する情報に対する要請がある。このため、既存の情報項目の時点更新にとどまらず、一層の情報の充実を目指し、情報整備及びそのための調査・検討を行う。

## 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

### （平成22年度）

高齢化、人口の減少が進む中、医療等の日常的な生活サービスへのアクセスが困難な地域を抽出するための情報整備を行う。

### （平成23年度以降）

なし

## 担当課等（担当課長名等）

担当課：国土計画局参事官（参事官 大野 淳）

**業績指標 212**

国土の利用、整備及び保全に関する国民意識の醸成（国土計画関係ウェブサイトへのアクセス件数）

**評価**

B-3	目標値：現状維持又は増加（平成20年度以降毎年度） 実績値：2,454,357件（平成21年度） 初期値：3,923,919件（平成20年度）
-----	---

**（指標の定義）**

国土計画局が設置・運営する国土計画関係ウェブサイト（以下に掲げるもの）のアクセス件数

- ・「国土のモニタリング」 <http://www.mlit.go.jp/kokudokeikaku/monitoring/system/index.html>
- ・「インターネットでつくる国土計画」 <http://www.kokudokeikaku.go.jp/>
- ・「新たな公」 <http://www.mlit.go.jp/kokudokeikaku/aratana-kou/index.html>
- ・「調整費・推進費、地域自立・活性化交付金」  
[http://www.mlit.go.jp/kokudokeikaku/kokudokeikaku\\_tk4\\_000002.html](http://www.mlit.go.jp/kokudokeikaku/kokudokeikaku_tk4_000002.html)
- ・東北圏広域地方計画 <http://www.thr.mlit.go.jp/kokudo/>
- ・首都圏広域地方計画 <http://www.ktr.mlit.go.jp/kyoku/kokudokeisei/>
- ・北陸圏広域地方計画 <http://www.hrr.mlit.go.jp/tiiki/kokudo/index.html>
- ・中部圏広域地方計画 <http://www.cbr.mlit.go.jp/kokudokeisei/index.htm>
- ・近畿圏広域地方計画 <http://www.kkr.mlit.go.jp/kokudokeikaku/index.html>
- ・中国圏広域地方計画 [http://www.cgr.mlit.go.jp/chiki/kokudo\\_keisei/index.htm](http://www.cgr.mlit.go.jp/chiki/kokudo_keisei/index.htm)
- ・四国圏広域地方計画 <http://www.skr.mlit.go.jp/kikaku/kokudokeikaku/index.html>
- ・九州圏広域地方計画 <http://www.qsr.mlit.go.jp/suishin/>

**（目標設定の考え方・根拠）**

国土計画に対する国民意識を醸成し、計画づくりへの高い関心を保ち続けるという観点から、対前年同もしくは増加を目標とする。

**（外部要因）**

なし

**（他の関係主体）**

なし

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

国土形成計画（全国計画）（平成20年7月4日）

**【閣決（重点）】**

なし

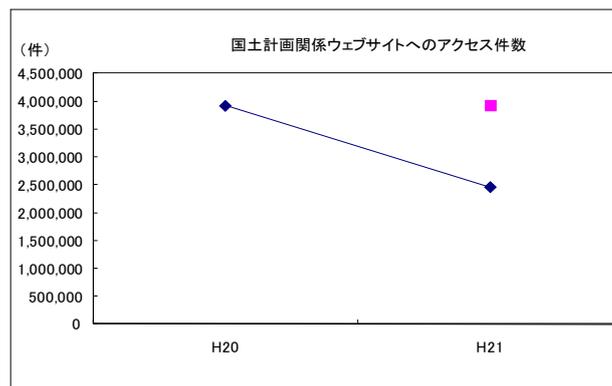
**【その他】**

なし

過去の実績値				（年度）	
H17	H18	H19	H20	H21	
(1,075,538)	(1,870,697)	(2,964,457)	3,923,919 (3,381,484)	2,454,357	

※国土計画の策定状況を踏まえて、本指標の対象サイトの範囲として、今年度は新たに「調整費・推進費、地域自立・活性化交付金」を追加した。括弧内の数字は、昨年度までの本指標に係る対象サイトのアクセス件数の実績値。

※システムの事情により、H21の実績値には近畿圏広域地方計画へのアクセス件数（H20実績値は28,197件）は未計上。



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

- 国土形成計画の策定事務
  - ・広域地方計画については、各ブロックにおける広域地方計画協議会による検討が進められ、平成21年8月4日に国土交通大臣決定。
- 国土形成計画の推進事務
  - ・計画の推進事業として「『新たな公』によるコミュニティ創生支援モデル事業」を実施。
  - ・広域ブロックの自立的な発展に向けたハード・ソフトが連携した取組を支援するため、都道府県が作成する広域的地域活性化基盤整備計画に基づく事業に対して、「地域自立・活性化交付金」を年度ごとに一括して交付。
  - ・計画推進へ向けた課題へ対応するため、国土審議会政策部会に広域自立・成長政策委員会及び集落課題委員会を設置し、有識者による検討を実施。

### 関連する事務事業の概要

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

国土計画関係ウェブサイトへのアクセス件数は、計画づくりが完了したこと等のため、前年度に比べ約37%（約147万件）減少しており、指標の推移は順調ではない。

#### (事務事業の実施状況)

- 国土形成計画の策定事務
  - ・広域地方計画については、各ブロックにおける広域地方計画協議会による検討が進められ、平成21年8月4日に国土交通大臣決定された。
- 国土形成計画の推進事務
  - ・計画に掲げられた戦略的目標を推進する上での横断的な目標である「『新たな公』を基軸とする地域づくり」の実現へ向け、「『新たな公』によるコミュニティ創生支援モデル事業」を実施した。
  - ・広域ブロックの自立的な発展に向けたハード・ソフトが連携した取組を支援するため、38都府県75の広域的地域活性化基盤整備計画に基づく事業に対して交付金を交付するとともに、制度の概要や各計画の概要等をウェブサイトにて公表した。
  - ・国土形成計画を効果的に推進する上で当面重要と考えられる課題として、広域ブロックの自立的発展、成長基盤等の課題及び高齢化が進む過疎集落の機能維持・経済基盤の再構築等の課題へ対応するため、国土審議会政策部会に広域自立・成長政策委員会及び集落課題委員会を設置し、有識者による検討を実施した。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成21年度における国土計画関係ウェブサイトへのアクセス件数は、2,454,357件であり、前年度の3,923,919件より減少している。これまで国土形成計画の策定に当たって、国土計画に対する国民意識の醸成を図ってきたところであるが、平成20年7月の全国計画の閣議決定に続き、平成21年8月に広域地方計画が決定されたことにより、計画の策定段階から効果的な推進を図る段階へと移行しており、前年度から状況が大きく変わっている。このため、本業績指標は廃止し、新たな業績指標により計画の進捗状況を評価することとし、B-3と評価した。
- ・平成22年度においても、国土審議会における調査審議も踏まえ、計画の効果的な推進へ向けた諸課題について検討を一層深める。

## 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

### (平成22年度)

- ・平成22年5月に取りまとめられた国土交通省成長戦略等を踏まえ、大都市の国際競争力の強化や新たな担い手による自発的・戦略的な地域づくり等の当面重要と考えられる課題について検討する。あわせて、我が国の国土に関して様々な観点から分野横断的に長期展望することにより、国土の課題と将来の国土のあり方について検討する。
- ・複数都道府県が連携・協力して取り組む広域的な観光活性化や物流円滑化のための基盤整備等を支援する「社会資本整備総合交付金（広域連携事業）」を創設した。
- ・平成21年11月に実施された事業仕分けの結果（「『新たな公』によるコミュニティ創生支援モデル事業」は要求額9割削減等）を踏まえた予算措置とした。

### (平成23年度以降)

前年度より実施する国土の長期展望の結果等を踏まえ、「国土形成計画（全国計画）」について、政策レビューを実施する（平成24年度取りまとめ）。

## 担当課等（担当課長名等）

担当課： 国土計画局総合計画課（課長 川上 征雄）  
国土計画局広域地方計画課（課長 福島 章）  
国土計画局調整課（課長 岩崎 泰彦）  
国土計画局広域地方整備政策課（課長 澁谷 和久）

**業績指標 213**  
テレワーク人口比率

**評価**

B-2	目標値：約20%（平成22年度） 実績値：約15.3%（平成21年度） 初期値：約10%（平成17年度）
-----	--

**（指標の定義）**

就業者人口に占めるテレワーカーの比率。テレワーカーとは、ITを活用して、場所と時間を自由に使った柔軟な働き方を週8時間以上する人とする。平成21年度のWEB調査によるサンプルベースでテレワーカー率は4,428/24,000＝約18.5%であり、これを全就業者平均のインターネット利用率等により補正した、平成21年度テレワーク人口比率が約15.3%である。（平成21年度推計テレワーク人口：約1,000万人）

**（目標設定の考え方・根拠）**

『IT新改革戦略』（H18.1、IT戦略本部）に掲げられている「2010年までに適正な就業環境の下でのテレワーカーが就業者人口の2割を実現」とする目標により設定。

**（外部要因）**

該当なし

**（他の関係主体）**

総務省、厚生労働省、経済産業省

**（重要政策）**

**【施政方針】**

第166回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成19年1月26日）

「意欲と能力のある女性が、あらゆる分野でチャレンジし、希望に満ちて活躍できるよう、働き方の見直しやテレワーク人口の倍増などを通じて、仕事と家庭生活の調和を積極的に推進します。」

**【閣議決定】**

経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日）

「テレワーク人口倍増アクションプラン」を着実に推進するなど、テレワーク普及に向けた総合的な支援環境の整備を図り、平成22年までにテレワーク人口倍増を実現する。

**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

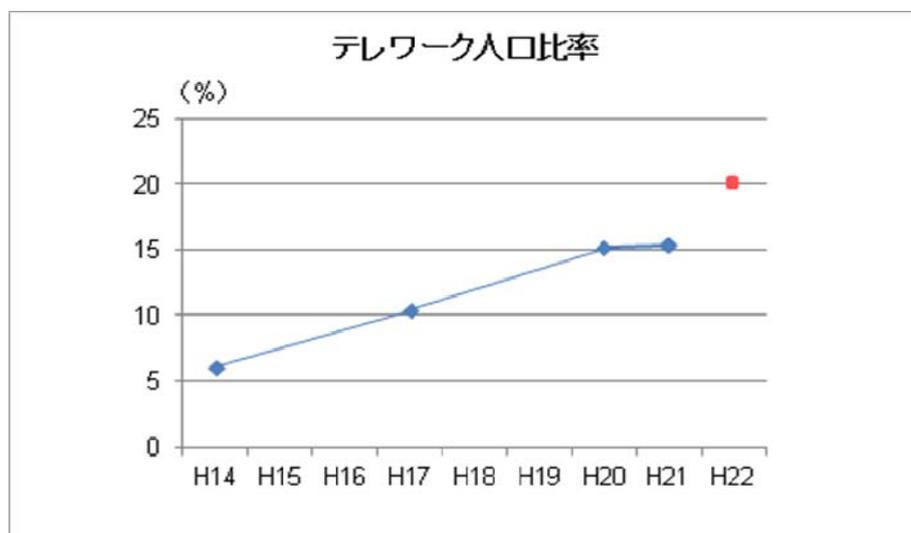
○IT新改革戦略（平成18年1月IT戦略本部決定）

「2010年までに適正な就業環境の下でのテレワーカーが就業者人口の2割を実現」

○新たな情報通信技術戦略（平成22年5月IT戦略本部決定）

「高齢者や障がい者などの社会参加の促進や子育て・介護のために休職を余儀なくされている女性など様々な働き方を希望する者の就業機会の創出及び地域活性化等に資するテレワークの一層の普及拡大に向け、環境整備、普及啓発等を推進」。

過去の実績値				(年度)	
H17	H18	H19	H20	H21	H22
約10%	-	-	約15.2%	約15.3%	



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

- ・テレワークの推進  
テレワークセンターに関する調査や人口実態調査、普及啓発活動等を実施し、テレワークの普及促進を図る。  
予算額：0.5億円（平成21年度）

### 関連する事務事業の概要

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### （指標の動向）

平成21年度実績値は約15.3%で、前回調査時（平成20年度）から約0.1%の増加を示している。

#### （事務事業の実施状況）

テレワークセンターに関する調査や人口実態調査、普及啓発活動等を実施し、テレワークの普及促進を図る。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標である就業者人口に占めるテレワーカー率は、ブロードバンドやインターネット普及率の上昇、個人の通信利用環境の向上等により、目標達成に向けて着実に上昇の傾向を示しているが、平成20年度に比べて0.1%の上昇であり、伸びが鈍化の傾向であるためB-2と評価した。

今後は、平成22年度におけるテレワーク人口の目標値を達成するため、引き続きテレワークの推進方策の実施、検討を行い、一層の普及拡大を図る。

## 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

### （平成22年度）

大都市圏におけるテレワークの普及・推進に関する課題等を把握し、大都市圏政策としてのテレワーク施策を検討するための基礎資料等の収集及び分析などを行う。また、テレワークセンター機能のあり方やテレワーク人口実態調査、大都市圏政策としてのテレワーク普及・推進に必要な支援制度等の検討を行う。

### （平成23年度以降）

『新たな情報通信技術戦略』（平成22年5月IT戦略本部決定）に位置付けられた、様々な働き方を希望する者の就業機会の創出及び地域活性化等に資するテレワークの一層の普及拡大に向け、環境整備、普及啓発等を推進するため、今後の大都市圏問題に対応したテレワークの推進方策の検討等を行う。

## 担当課等（担当課長名等）

担当課： 都市・地域整備局 都市・地域政策課 広域都市圏整備室（室長 辻 保人）

## 業績指標 214

大都市圏の整備推進に関する指標（①都市環境インフラ整備の広域的な取組みへ参加した延べ自治体数（首都圏）、②琵琶湖への流入負荷量（化学的酸素要求量）、③帰宅要支援者数（首都圏）、④交通機関別旅客輸送人員（首都圏））

評価	
① A-2	①目標値：66自治体（平成23年度） 実績値：60自治体（平成21年度） 初期値：44自治体（平成18年度）
② A-2	②目標値：35, 885kg/1日（平成22年度） 実績値：36, 543kg/1日（平成20年度） 初期値：38, 491kg/1日（平成16年度）
③ A-3	③目標値：半減（平成23年度） 実績値：約272万人（平成21年度） 初期値：約1, 370万人（平成18年度）
④ A-2	④目標値：維持（平成23年度） 実績値：16, 123, 548千人（平成19年度） 初期値：15, 447, 631千人（平成18年度）

### （指標の定義）

大都市圏における主要な広域的・分野横断的課題である環境、防災、活力のそれぞれについて、代表する指標を設定するとともに、近畿圏の水がめである琵琶湖の整備に関する指標を設定し、それらを総合的に評価することにより、大都市圏の整備推進の進捗を把握する。

#### ①都市環境インフラ整備の広域的な取組みへ参加した延べ自治体数（首都圏）

首都圏既成市街地及び近郊整備地帯において、都市環境インフラの整備に関連する広域的な取組みに参加した延べ自治体数。

#### ②琵琶湖への流入負荷量（化学的酸素要求量）

化学的酸素要求量（COD）：kg/1日。

#### ③帰宅要支援者数（首都圏）

平日正午に首都圏において大地震が発生し、交通機関が麻痺したと仮定し、帰宅行動を支援する必要があると推計される人の数。

#### ④交通機関別旅客輸送人員（首都圏）

首都交通圏におけるエネルギー負荷の小さい移動手段（鉄軌道、バス）による輸送人員の推移の合計値。

### （目標設定の考え方・根拠）

#### ①都市環境インフラ整備の広域的な取組みへ参加した延べ自治体数（首都圏）

平成18年度の1.5倍の自治体数を目標とする。

#### ②琵琶湖への流入負荷量（化学的酸素要求量）

平成10年度に行われた「琵琶湖の総合的な保全のための計画調査」の水質保全分野の第1期目標である「昭和40年代前半レベルの流入負荷」を目標とする。

#### ③帰宅要支援者数（首都圏）

平成18年度の概ね半減（初期値から計画策定により計画上円滑な帰宅が可能と推定される人数を除外した数）を目標とする。

#### ④交通機関別旅客輸送人員（首都圏）

平成18年度の数値の維持を目標とする。

### （外部要因）

①②③④該当なし

### （他の関係主体）

①③④該当なし

②農林水産省、林野庁、環境省、水産庁、滋賀県

### （重要政策）

#### 【施政方針】

①②③④なし

#### 【閣議決定】

①②③④なし

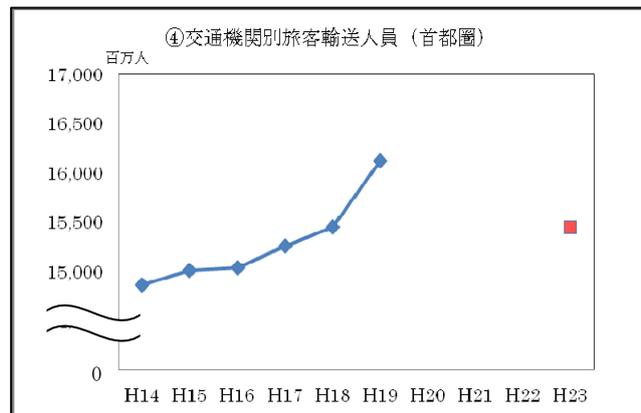
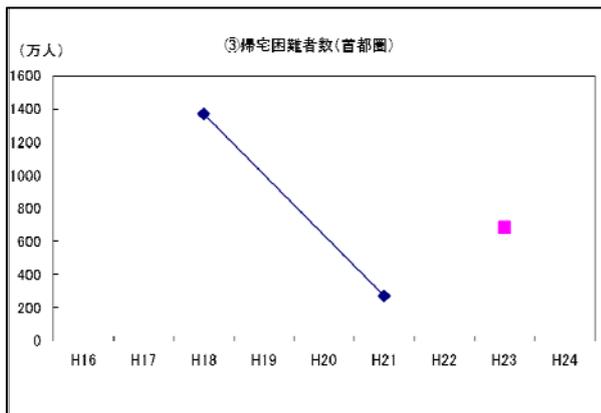
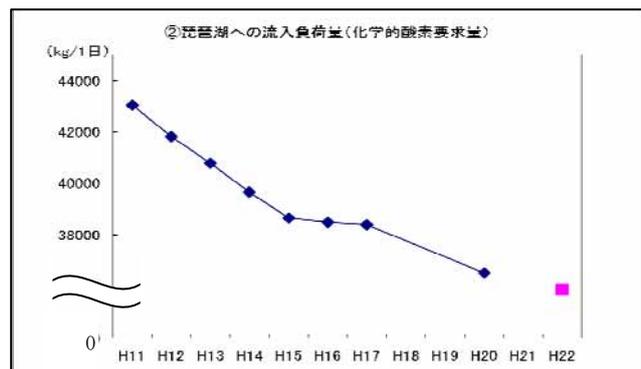
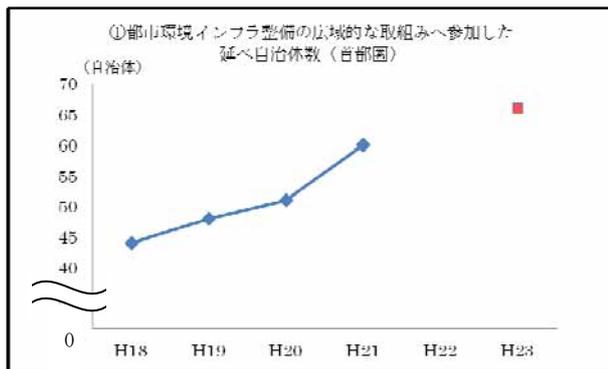
#### 【閣決（重点）】

①②③④なし

#### 【その他】

①②③④なし

過去の実績値 (①都市環境インフラ整備の広域的な取組みへ参加した延べ自治体数 (首都圏))								(年度)	
H 1 8		H 1 9		H 2 0		H 2 1			
4 4 自治体		4 8 自治体		5 1 自治体		6 0 自治体			
過去の実績値 (②琵琶湖への流入負荷量 (化学的酸素要求量))								(年度)	
H 1 2	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1
41,832 Kg/1日	40,809 Kg/1日	39,683 Kg/1日	38,671 Kg/1日	38,491 Kg/1日	38,396 Kg/1日	—	—	36,543 Kg/1日	—
過去の実績値 (③帰宅要支援者数 (首都圏))								(年度)	
H 1 7		H 1 8		H 1 9		H 2 0		H 2 1	
—		1,370 万人		—		—		272 万人	
過去の実績値 (④交通機関別旅客輸送人員 (首都圏))								(年度)	
H 1 4		H 1 5		H 1 6		H 1 7		H 1 8	
14,867,176 千人		15,007,067 千人		15,033,738 千人		15,259,716 千人		15,447,631 千人	
						H 1 9		H 2 0	
						16,123,548 千人		—	
								H 2 1	
								—	



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

- ①都市環境インフラ整備の広域的な取組みへ参加した延べ自治体数 (首都圏)
  - ・緑地の重要な要素である良好な景観、防災機能等多面的な機能が今後さらに発揮されるよう、大都市圏全体でまとまりのある自然環境の保全を図る。
  - 予算額：0.2億円 (平成21年度)
- ②琵琶湖への流入負荷量 (化学的酸素要求量)
  - ・琵琶湖の水質改善等に関する事業連携方策を策定し推進することにより、琵琶湖の総合的な保全を図る。
  - 予算額：0.2億円 (平成21年度)
- ③帰宅要支援者数 (首都圏)
  - ・首都圏、近畿圏における被災時の帰宅行動把握・想定を行い、対応策を検討する。
  - 予算額：0.2億円 (平成21年度)
- ④交通機関別旅客輸送人員 (首都圏)
  - ・首都圏において人口分布等の将来予測、今後の首都圏整備のシナリオ設定・評価を行い、首都圏の都市構造のあり方を検討する。

### 関連する事務事業の概要

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

- ①都市環境インフラ整備の広域的な取組みへ参加した延べ自治体数（首都圏）  
平成18年度より都市環境インフラの整備にあたり、広域的な取組みへ参加した延べ自治体数は順調に増加している。
- ②琵琶湖への流入負荷量（化学的酸素要求量）  
平成18年度と19年度については、調査が行われておらず数値を把握できていないが、平成20年度には過年度と比較して大幅に減少しており、目標値に確実に近づきつつある。
- ③帰宅要支援者数（首都圏）  
計画的な時差帰宅を誘導することによって、円滑に誘導可能な帰宅者の数が半数以上であることが調査結果として得られたため、目標値は達成した。
- ④交通機関別旅客輸送人員（首都圏）  
3大都市圏内輸送機関別旅客輸送人員の推移によると、平成19年度の結果は平成18年度の数値を上回っており、目標値を達成している。

#### (事務事業の実施状況)

- ①都市環境インフラ整備の広域的な取組みへ参加した延べ自治体数（首都圏）  
大都市圏における都市環境インフラの整備のための広域的・分野横断的な対策（ヒートアイランド対策を含む）について、有効な施策を取りまとめた施策カタログをインターネット上で公開するなど、自治体等における取組みを促進させるよう啓発に努めるとともに、都市環境インフラの整備に向けた検討調査を実施している。
- ②琵琶湖への流入負荷量（化学的酸素要求量）  
平成21年度は、琵琶湖の総合的な保全のための調査業務として、第1期計画期間のうち平成11年度～平成20年度までの取組に係る点検を行った。また、その中で平成20年度末時点での流入負荷量の算出を行った。また、関係6省庁で構成する琵琶湖総合保全連絡調整会議を開催し、琵琶湖総合保全推進調査業務の成果について情報共有を行い、琵琶湖の総合的な保全を円滑に推進するための連絡調整を行った。
- ③帰宅要支援者数（首都圏）  
平成21年度は、帰宅要支援者が円滑に徒歩帰宅するための計画的な時差帰宅の方法について、検討・検証等を行った。
- ④交通機関別旅客輸送人員（首都圏）  
平成21年度は、首都圏郊外部の人口減少が著しい都市の低未利用地や空き地・空家状況などについて、実態把握のために現地踏査やヒアリングなどを行い、今後の施策検討のための基礎資料を収集した。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

- ①都市環境インフラ整備の広域的な取組みへ参加した延べ自治体数（首都圏）  
業績指標である自治体数が目標達成に向けて順調に増加の傾向を示しているため、A-2と評価した。首都圏において緑地を保全・再生・創出することは、ヒートアイランド現象等の都市問題を解決するために必要であり、引き続きその推進に向けて施策の検討を進める必要がある。
- ②琵琶湖への流入負荷量（化学的酸素要求量）  
業績指標である流入負荷量は、平成20年度には過年度と比較して大幅に減少しており、目標値に確実に近づきつつあるため、A-2と評価した。京阪神の約1,400万人の生活や産業活動を支える水源である琵琶湖における流入負荷量を軽減し、水質を改善することは、琵琶湖の環境をより良好な状態に保全し、次世代に継承していくために必要である。当課の事務事業の成果は、水質保全分野施策の方向性及び効率的な事業連携のあり方を示すことで流入負荷量の減少に貢献していると考えられることから、引き続き取組を進める。
- ③帰宅要支援者数（首都圏）  
大地震が発生し交通機関が麻痺した場合の帰宅困難者対策についての調査結果を踏まえ、今後は、事業所等関係主体の取組みの誘導とその支援のあり方について、関係府省と連携しつつ検討が必要となる。業績指標である帰宅要支援者数は平成21年度に目標値を達成したことから、指標を廃止することとし、A-3と評価した。
- ④交通機関別旅客輸送人員（首都圏）  
業績指標である交通機関別旅客輸送人員については目標である平成18年度と同等の水準を上回っているため、A-2と評価した。  
昨年公表された「平成20年度 東京都市圏都市圏パーソントリップ調査」の結果によれば、首都圏における鉄道等の公共交通機関の分担率やトリップ数は平成10年に比べて上昇しているが、今後は人口減少や急速な高齢化なども進むため、引き続き大都市圏における施策の検討や取組みの推進が必要。

### 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

#### (平成22年度)

- ④大都市圏における都市構造のあり方を検討するため、工業団地や物流施設等現状及び課題等の把握を行う。

#### (平成23年度以降)

なし

### 担当課等（担当課長名等）

担当課：①②④都市・地域整備局都市・地域政策課広域都市圏整備室（室長 辻 保人）

③ 都市・地域整備局都市・地域安全課（課長 高橋 忍）

# ○横断的な政策課題

## 政策目標 10

国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備

### 施策目標 4 1

国土の位置・形状を定めるための調査及び地理空間情報の整備・活用を推進する

国土の管理、災害・危機管理対応等や、国民生活の利便性の向上、地域及び産業の活性化のためには、地理空間情報を整備・更新し、提供していくことが不可欠である。また、国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会の発展のためには、地理空間情報を高度に活用することが重要である。地理空間情報の高度な活用が図られる社会を目指し、各々の業績指標を設定している。

### 業績指標

2 1 5	電子基準点の観測データの欠測率
2 1 6	基盤地図情報の整備率

## 【評価結果の概要】

### （必要性）

地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）及び改正測量法（平成19年法律第50号）により、測量において得られた成果をはじめ地理空間情報の高度な活用の実現が求められている。これを実現するには、基盤となる地理空間情報の整備をはじめ、測量成果を含む地理空間情報を高度かつ安定的に活用するための環境整備が重要である。このため、基盤地図情報の整備及び電子基準点の観測データの安定提供を行うものである。

### （有効性）

これまでも需要者のニーズに応じて、基盤地図情報の整備、電子基準点の機能の維持のための機器の更新を着実に進めてきたところであり、「基盤地図情報の整備率」「電子基準点の観測データの欠測率」のそれぞれの業績指標もAの実績を上げたことにより、有効な施策であると判断できる。

### （効率性）

行政資源の重複投入・分散投入等の非効率な状況は見られない。また、事業や予算の重点化をはかり、効率的な業務遂行を達成した。

### （総合的評価）

測量において得られた成果をはじめ地理空間情報の高度な活用の推進の実現のため、施策目標4-1「国土の位置・形状を定めるための調査及び地理空間情報の整備・活用を推進する」の達成に向けて、基盤地図情報や電子基準点に関する施策を実施してきたところ、目標年度における施策目標の達成に向けて順調に進捗していると判断される。

### （反映の方向性）

- ・ 基盤地図情報の効率的な整備・更新・提供を図るための地域における関係機関の相互連携の検討
- ・ 電子基準点の機能維持と新技術への的確な対応の検討

**業績指標 215**

電子基準点の観測データの欠測率

**評価**

A-2	目標値：1%未満（平成19年度以降毎年度） 実績値：0.42%（平成21年度） 初期値：0.71%（平成16年度）
-----	---

**（指標の定義）**

電子基準点の観測データは、国土の位置・形状を把握するための基本測量、公共測量をはじめ多種多様な測量や測位に利用される他、防災の観点から地殻変動監視にも利用されているなど我が国においてはもはや欠くことのできないものとなっている。さらに国内外を問わず、地球観測等に携わる多くの研究者が利用しているなど、その潜在的ニーズは大きい。このように既に多くのユーザーが存在する電子基準点の観測データを、今後も安定して取得し提供するための指針。

国土の位置の基準となる電子基準点の観測データについて、故障等によるデータの欠測率が今後も1%未満に維持されるよう電子基準点の更新・管理を徹底する。

なお、欠測率は以下の方法で算出している。

$$\text{欠測率(\%)} = \{ 1 - (\text{実際に取得した観測データ数} / \text{全電子基準点がフルタイムで稼働したときの観測データ数}^*) \} \times 100$$

※全電子基準点がフルタイムで稼働したときの観測データ数  
 = 30秒間隔で取得された観測データ数(1分間に2回) × 60分 × 24時間 × 全電子基準点数

**（目標設定の考え方・根拠）**

電子基準点の観測データに欠測を生じる主な原因は、GPS受信機・電源部の老朽化や通信・電気系統関係のトラブル等である。そのため、耐用年数を考慮したGPS受信機・電源部の更新と共にGPS受信機と通信装置への無停電（24時間または72時間対応）対策を講じてトラブルを最小限にとどめている。この措置によりデータの欠測率を上げないように目標値を設定した。

**（外部要因）**

長期間の停電や通信経路遮断等

**（他の関係主体）**

電力会社、通信会社

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

地理空間情報活用推進基本法(平成19年法律第63号)

第20条に信頼性の高い衛星測位によるサービスを安定的に享受できる環境を効果的に確保する旨が謳われている。

**【閣決（重点）】**

なし

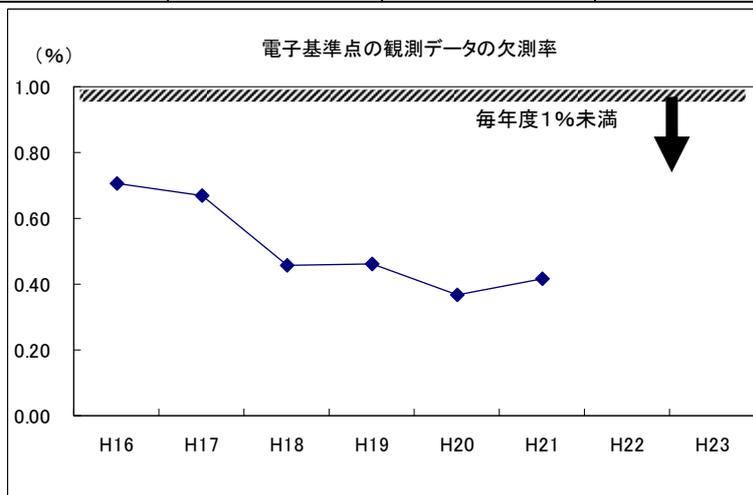
**【その他】**

なし

**過去の実績値**

(年度)

H16	H17	H18	H19	H20	H21
0.71%	0.67%	0.46%	0.46%	0.37%	0.42%



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

1, 240点の電子基準点によるGPS連続観測を実施し、広域地殻変動を監視すると共に、多くのユーザーに電子基準点の観測データを提供する。また、高精度な観測を実施するために、システムを構成する機器等を常に良好な状態に維持し、十分な機能を確保する。

予算額 92, 224万円（平成21年度）

### 関連する事務事業の概要

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### （指標の動向）

調査を開始した平成16年度以降平成20年度まで欠測率は毎年減少、平成21年度には欠測率が多少上がったが順調である。

#### （事務事業の実施状況）

保守業務の一環として、平成16年度よりプロトコルコンバーターの順次交換を実施中である。交換したコンバーターは通信が断絶した場合に、自動的に通信をリセットすることにより、通信を早期に再開することができる。また、平成18年度に一部の電子基準点に雷対策用ブレーカーを設置した。これにより雷によるブレーカー断を防ぐことが可能となった。さらに、観測データの欠落を監視し、データのリカバリーをおこなうよう保守体制を変更している。平成21年度は450点の受信機更新と通信の二重化及び72時間対応の無停電装置設置を実施した。これらの処置により、通信断・停電が発生した場合でも観測データの欠測を減らすことができる。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標は現在の施策を維持することで目標を達成していることから、A-2と評価した。しかしながら、今日の準天頂衛星を含めた新たな衛星測位システムの整備による衛星測位の近代化・高度化に対応するため、GPS連続観測システムについて、それらの対応に向けた技術的な検討を行う。

## 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

#### （平成22年度）

耐用年数が経過したGPS受信機の80点の更新を行う。

#### （平成23年度以降）

次世代GNSSのデータ提供を視野に入れ、次世代GNSS対応型アンテナの導入に着手するとともに、必要な実証実験、情報収集等を実施していく。

## 担当課等（担当課長名等）

担当課：国土地理院 総務部 政策調整室（室長 渡辺 俊夫）  
関係課：国土地理院 企画部 企画調整課（課長 村上 広史）  
国土地理院 測地観測センター 衛星測地課（課長 辻 宏道）

**業績指標 216**  
**基盤地図情報の整備率**

**評価**

A-2	目標値：100%（平成23年度） 実績値：87%（平成21年度） 初期値：0%（平成18年度）
-----	---

**(指標の定義)**  
 基盤地図情報<sup>\*1</sup>の主要な項目<sup>\*2</sup>が整備された地域の全国土面積(37.3万k㎡)に対する割合  
<sup>\*1</sup>基盤地図情報：地理空間情報のうち、電子地図上における地理空間情報の位置を定めるための基準となる測定の基準点、海岸線、公共施設の境界線、行政区画その他の国土交通省令で定めるものの位置情報（国土交通省令で定める基準に適合するものに限る。）であって電磁的方式により記録されたもの。（地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第2条第3項）  
<sup>\*2</sup>主要な項目：測定の基準点、標高点、海岸線、行政区画の境界線及び代表点、道路線、軌道の中心線、水涯線、建築物の外周線（ただし、建築物の外周線は、市街化区域及び市街化調整区域(5.1万k㎡)について整備)  
 整備率(%) = {基盤地図情報の主要な項目が整備された地域の面積 / 全国土面積(37.3万k㎡)} × 100

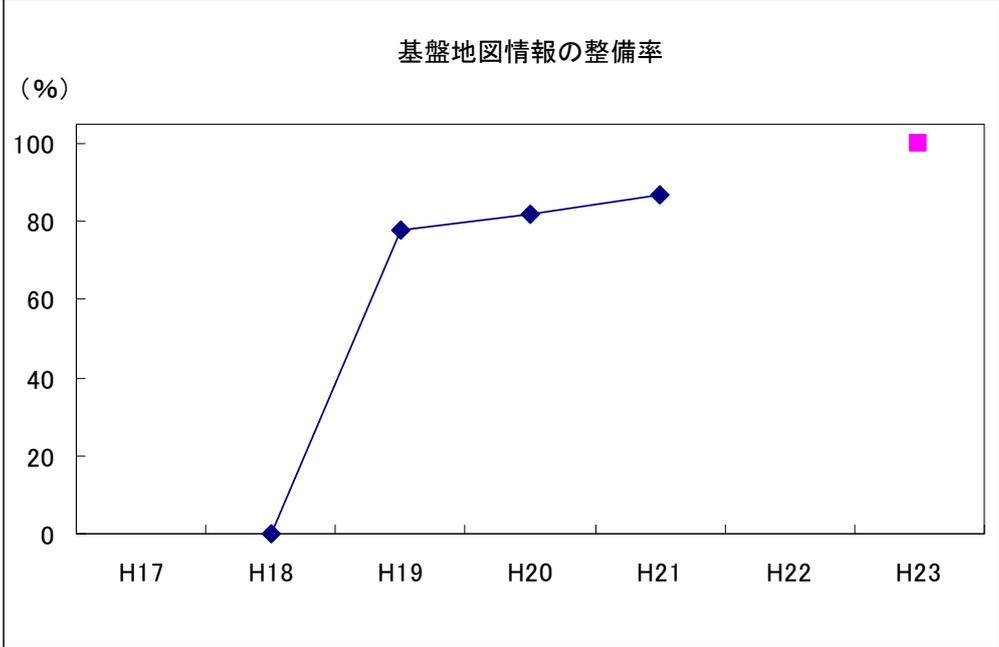
**(目標設定の考え方・根拠)**  
 基盤地図情報の整備予定（平成19年度から3ヵ年で市街化区域及び市街化調整区域内を重点整備。平行してそれ以外の地域についても基盤地図情報整備を行うが、標高データの概成は平成23年度の予定）を踏まえた目標値である。

**(外部要因)**  
 情報通信技術の動向

**(他の関係主体)**  
 公共測量計画機関である国や地方公共団体等  
 (基盤地図情報整備の基となる各公共測量成果を国土地理院に提出)

**(重要政策)**  
**【施政方針】**  
 なし  
**【閣議決定】**  
 地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）  
 第16条2項に基盤地図情報の整備に係る技術上の基準に適合した基盤地図情報の整備及び適時の更新その他の必要な施策を講ずる旨が謳われている。  
**【閣決（重点）】**  
 社会資本整備重点計画（平成21年3月31日閣議決定）「第2章に記載あり」  
**【その他】**  
 なし

過去の実績値				(年度)	
H17	H18	H19	H20	H21	H22
-	0%	78%	82%	87%	



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

基盤地図情報が様々な主体が整備する地理空間情報の基準として活用されるよう、国、地方公共団体等が整備・更新した大縮尺地図データをオルソ画像<sup>※1</sup>を利用するなどして集約・シームレス化し、より利便性の高い基盤地図情報の効率的な整備を進めるとともに、インターネットで提供する。

<sup>※1</sup>オルソ画像：地図と重ね合わせることでできるよう加工された空中写真（画像）。

予算額 20.2 億円（平成 21 年度）

### 関連する事務事業の概要

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### （指標の動向）

平成 21 年度の実績値は 87% であり、順調である。なお、平成 20 年度以降は前年度に比べて伸び率が小さいが、これは平成 19 年度の実績値 78% の算出には必要精度が低くて済む都市計画区域外（約 27 万 k<sup>2</sup>）の整備面積が含まれているためである。この要素を加味すれば、平成 21 年度の実績値は順調である。

#### （事務事業の実施状況）

- ・平成 21 年度には約 1.9 万 k<sup>2</sup> の基盤地図情報を整備した。
- ・平成 20 年 4 月以降、基盤地図情報のインターネットによる提供を開始。整備した基盤地図情報を順次提供している。
- ・平成 21 年度には、基盤地図情報の効率的な整備・更新・提供に向けた関係者の共通認識の醸成・連携体制の構築を図るため、全国 9 地域において産学官からなる連携協議会を設置し、地域の実情を踏まえた整備・更新における連携の仕組み等について検討を行った。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標について、現在の施策を維持してこのまま推移すれば、多少の変動は想定されるものの、概ね目標達成が可能な水準であることから、A-2 と評価した。引き続き基盤地図情報の整備を継続し、その活用推進に対する検討を行う。

## 平成 22 年度以降における新規の取組みと見直し事項

### （平成 22 年度）

なし

### （平成 23 年度以降）

なし

## 担当課等（担当課長名等）

担当課：国土地理院	総務部	政策調整室	（室長 渡辺俊夫）
関係課：国土地理院	企画部	企画調整課	（課長 村上広史）
国土地理院	企画部	地理空間情報企画室	（室長 田中宏明）
国土地理院	測図部	管理課	（課長 明野和彦）
国土地理院	地理空間情報部	業務課	（課長 鎌田高造）

# ○横断的な政策課題

## 政策目標 10

国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備

## 施策目標 42

離島等の振興を図る

我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、自然環境の保全等に重要な役割を担っている離島について、産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある状況を改善するとともに、離島の地理的及び自然的特性を生かした創意工夫ある自立的発展を図る。

また、奄美群島、小笠原諸島においては、その特殊事情にかんがみ、基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した振興開発を図り、併せて小笠原諸島への旧島民の帰島を促進し、もって自立的発展並びに住民の生活及び福祉の向上に資する。

## 業績指標

217	離島地域における交流・定住人口拡大施策の実施数
218	離島地域の総人口
219	奄美群島の総人口
220	小笠原村の総人口

## 【評価結果の概要】

### （必要性）

離島地域は我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、自然環境の保全などの重要な役割を担っている。しかしながら、離島地域では人口の大幅な減少、著しい少子高齢化、公共事業や農林水産業の低迷等厳しい状況下にある。このため、地方公共団体等が実施する交流・定住人口拡大施策（観光振興施策、UJIターン支援施策、就業支援施策、地場産業支援施策、起業支援施策、関係情報提供施策等）を支援することにより、離島地域の人口減少を抑えることが必要である。

奄美群島においては、依然として本土との格差が存在し、若年層を始めとする人口流出が多く、雇用機会の拡充等が課題である。小笠原諸島においては、高速交通・通信アクセスの未整備、高齢化・施設の老朽化・防災対策等の諸課題が存在するとともに、貴重な自然の世界遺産登録に向けた環境保護、「排他的経済水域の約3割を確保」という国家的役割を担っていくための定住環境の整備が重要である。奄美群島及び小笠原諸島において、今後も引き続き、特別の措置による振興開発を実施し、目標の達成に努めるとともに、振興開発のフォローの充実を検討する必要がある。

### （有効性）

離島地域においては、離島振興法に基づき、各種基盤の整備を進めてきており、離島住民の生活の安定に寄与しているが、離島の振興のためには、交流人口拡大による活性化等による定住人口の増加（A評価を行った業績指標217「離島地域における交流・定住人口拡大施策の実施数」の取組等）が極めて有効であり、今後も引き続き関係省庁と連携しながら施策の推進を図る必要がある。

奄美群島及び小笠原諸島において、国の特別措置に基づく各種事業の実施により、社会資本の基盤整備は着実に実施され相応の成果をあげている。今後も引き続き、特別の措置による振興開発を実施し、目標の達成に努める。

### （効率性）

離島地域においては、離島振興法に基づき、平成21年度は公共事業（一括計上）で、394億円（国費）、非公共事業17.3億円（国費）の実施により、着実に、各種基盤の整備が進められており、離島住民の生活の安定に寄与している。今後も、離島の振興のため、交流人口拡大による活性化等による定住人口の増加が極めて有効であり、引き続き関係省庁と連携しながら施策の推進を図る必要がある。

奄美群島においては、国の特別措置に基づき、平成21年度は公共事業（一括計上）で、130億円（国費）、非公共事業4.7億円（国費）の事業の実施により、着実に社会資本が整備され、住民の生活水準は向上し、自立的発展についても、その萌芽がみられ一定の成果が出ている。小笠原諸島においては、国の特別措置に基づき、平成21年度は15.0億円（国費）の事業の実施により、島内の基盤整備は着実に実施され、相応の成果をあ

げている。奄美群島及び小笠原諸島において、今後も引き続き、特別の措置による振興開発を実施し、目標の達成に努める。

（総合的評価）

離島地域においては、著しい人口の高齢化・少子化にあり、また、その地理的状况等から、産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある。このため、離島地域等の地理的及び自然的特性を活かした振興施策を実施し、離島地域等の人口減少を極力抑えることとしている。現在のところ、目標年度における施策目標の達成は実現可能であると考えられ、この可能性を高めるため、今後も引き続き、現行の施策を実施するとともに、その効果について検証していく必要がある。

奄美群島においては、着実に経済、社会資本が整備され、住民の生活水準は向上し、自立的発展についても、その萌芽がみられ一定の成果が出ている。しかしながら、依然として本土との格差が存在し、若年層を始めとする人口流出が多く、現在のところ、目標年度における施策目標の達成は実現可能であると考えられるが、雇用機会の拡充など産業の振興が課題である。小笠原諸島においては、島内の基盤整備は着実に実施され、相応の成果をあげている。人口は平成19年より回復傾向が見られ、平成21年はピークであった平成11年とほぼ同規模となった。しかしながら、高速交通・通信アクセス、高齢化、施設の老朽化・防災対策等の諸課題が存在しており、この傾向が続くかは不透明と言える。奄美群島及び小笠原諸島については、今後も引き続き、特別の措置による振興開発を実施し目標の達成に努めるとともに、振興開発のフォローの充実を検討する必要がある。

（反映の方向性）

離島地域においては、各都道府県離島振興担当課に対し、各都道府県の作成した離島振興計画等が着実に実施されているかその状況を把握するために毎年ヒアリングを実施しており、数年に一度詳細なフォローアップを行っている。平成15年に策定された現計画についてはこれまで2回のフォローアップを実施したほか、今年度は3回目のフォローアップ調査を実施する。

奄美群島及び小笠原諸島においては、国が作成した基本方針及び都県が作成した振興開発計画に基づき、引き続き、特別の措置による振興開発を実施し目標の達成に努めるとともに、振興開発のフォローの充実を図る。

**業績指標 217**

離島地域における交流・定住人口拡大施策の実施数

**評価**

A-1	目標値：510 施策（平成23年度） 実績値：530 施策（平成21年度） 初期値：404 施策（平成18年度）
-----	--

**（指標の定義）**

対象範囲は、地方公共団体等が実施する離島地域に適用する交流・定住人口拡大施策（観光振興施策、UJIター  
ン支援施策、就業支援施策、地場産業支援施策、起業支援施策、関係情報提供施策等）に関する個別の取り組み（一  
つの施策の中に複数の施策を含む場合は当該個別施策を指す）とし、その数の累計を指標とする。

**（目標設定の考え方・根拠）**

離島関係都道県からのヒアリングによって、H16年度から18年度の実績及び19年度（見込み）の数値を確認し、  
集計した。この集計結果から計測可能な3時点の伸び率のうち、平均を大きく上回る高い伸びを示した18年度を除  
く、17年度とH19年度の伸び率は4%台後半に止まることから、これらを上回る5%増の伸び率をH23年度まで維持す  
ることを前提に目標値を設定することとした。

離島振興に必要な経費（行政部費）等により実施する施策の目的として主要なものは、地域活性化のための交流・  
定住人口の拡大である。同経費により実施する国の施策は、そのほとんどがモデル的な施策にとどまるものであり、  
当該目的達成のためには、関係地方公共団体等による同種の施策の実施が欠かせない要素となる。これら地方公共団  
体等の施策数（具体的な取り組みの数）を増加・普及させることは、国の施策の目的を達成するための目標として適  
切であると考ええる。

**（外部要因）**

市町村合併及び地方公共団体が出資する団体の統廃合等による目標値の増減

**（他の関係主体）**

地方公共団体、一部事務組合及び地方公共団体が出資する団体

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

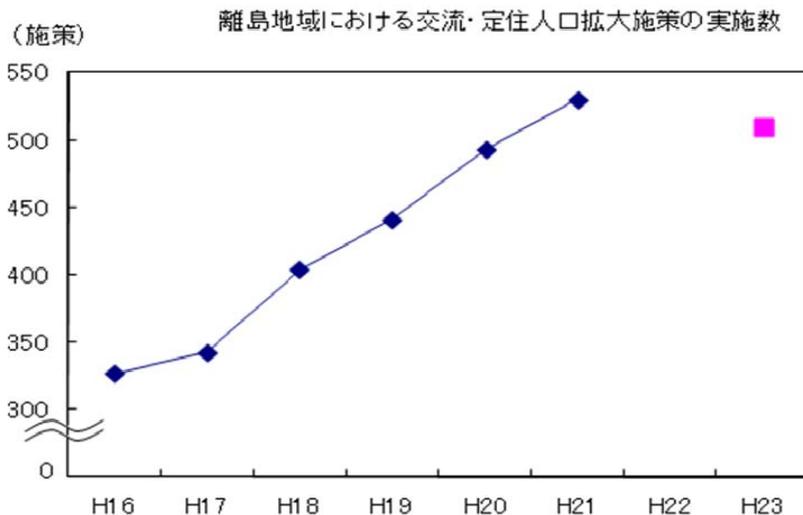
**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

なし

過去の実績値					（年度）
H17	H18	H19	H20	H21	
343 施策	404 施策	441 施策	493 施策	530 施策	



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

○離島地域の振興  
地域の創意工夫により地域資源を活用する取組（漁業体験、民泊等を活用した島の観光の活性化等）を支援するため、広域のかつ多面的な地域間交流の促進や島づくりのための人材育成等の総合交流推進支援事業・島づくり地方再生推進調査等を実施している。  
予算額：2.4億円（平成21年度予算）

### 関連する事務事業の概要

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### （指標の動向）

平成16年度以降、関係地方公共団体による交流人口拡大のための施策数は着実に増加している。平成21年度の実績値は平成20年度の493施策を37施策上回る530施策となり、目標値を達成した。

#### （事務事業の実施状況）

離島地域の自立的発展を促進するため、それぞれの地域における交流・定住人口拡大のための施策を普及させるべく、離島での滞在や農林漁業、伝統工芸の体験等を通じた交流人口拡大を目的とした離島体験滞在交流促進事業等を実施している。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成21年度の実績値は530施策であり、目標を達成したことから、A-1と評価した。
- ・平成21年度は、政府の景気対策による「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」等の補正予算が、離島関係自治体の単独施策を実施する後押しをしたことも影響していると考えられる。平成22年度以降についても、施策数の増加トレンドを維持したまま、目標施策数に達することにより、離島地域の活性化につながるようにしていく必要がある。

## 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

### （平成22年度）

新たな島づくりの担い手育成及び離島社会の維持・再生を図る取組を支援する離島の活力再生支援事業などを実施する。これら事業は、実施される取組（例えば特産品開発を通じた島づくり）が成果を上げ、他の離島地域の参考となることにより、離島地域全体の活性化については新たな交流事業につながることを期待できる。

### （平成23年度以降）

なし

## 担当課等（担当課長名等）

担当課：担当課：都市・地域整備局離島振興課（課長 岩瀬忠篤）

**業績指標 218**

離島地域の総人口

**評価**

C-2	目標値：402千人以上（平成23年度） 実績値：434千人（平成18年度） 初期値：452千人（平成16年度）
-----	---

**(指標の定義)**

離島振興法に基づく離島振興対策実施地域の総人口（この値以上の人口となることが目標）  
 （住民基本台帳ベースの人口）

**(目標設定の考え方・根拠)**

離島振興対策実施地域は、著しい人口高齢化、少子化、自然的・地理的条件不利下にあり厳しい状況に置かれているが、同地域の振興を図ることにより、これまでの人口の減少率悪化傾向を抑制する。

**(目標値設定方法)**

離島振興法に基づく離島振興対策実施地域の総人口（住民基本台帳ベース）の平成14年度末～16年度末にかけての3ヶ年の平均増減率を、16年度末人口に乗ずることにより17年度（翌年度）末値を推計。以後、同様に、増減率に乗ずることにより翌々年度以降の人口を推計し、目標年次の23年度末人口を推計。

同方法による推計人口は、離島地域におけるこれまでのトレンドを踏襲したものであり、今後は日本全体の人口減少が継続することからその影響を考慮する必要がある。

このため、前述の方法により求めた平成23年度人口推計値に、「平成17年国勢調査」における各年人口推計値の「17年/16年」減少率を乗じ、更に「18年/17年」減少率を6回乗ずることにより、最終的な下限目標値となる平成23年度末人口を求める。

なお、最終目標値は、今後公表される「平成22年国勢調査」における全国人口減少率、国内全体の社会的・経済的要因、政策等を考慮して評価する。

**(外部要因)**

魚価の影響、原油価格の影響、日本全体の経済状況・景気。為替（海外旅行ニーズ関連）、日本全体の人口構成

**(他の関係主体)**

地方公共団体

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

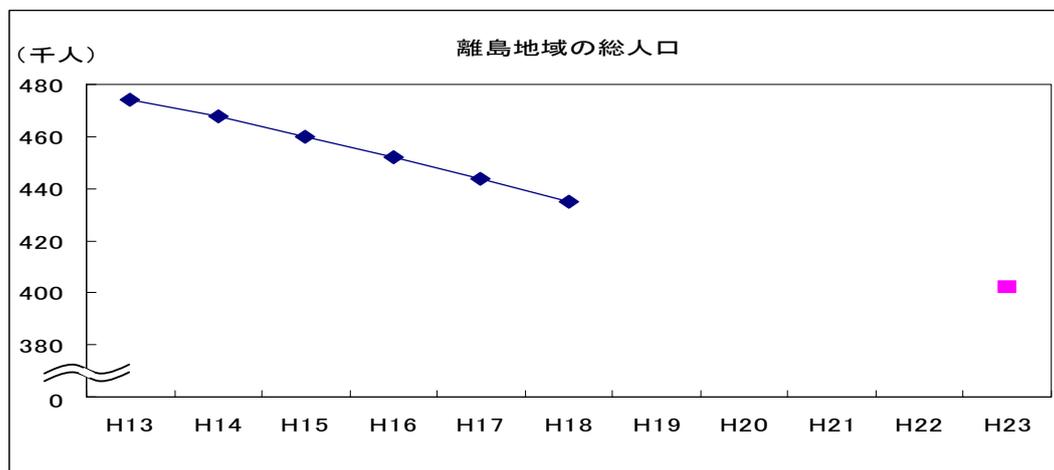
**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

なし

過去の実績値					(年度)
H14	H15	H16	H17	H18	
468千人	460千人	452人	443千人	434千人	



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

- 離島体験滞在交流促進事業  
離島の創意工夫ある自立的発展を支援するための事業に国として支援を行い、離島での滞在や体験を通じた交流人口拡大による離島地域の活性化を図るため①施設整備事業②活用プログラム作成③交流事業④離島振興施設の耐震化、バリアフリー化の4つの項目に基づくハード事業及びソフト事業を実施している。  
予算額：184百万円（平成21年度）
- 離島振興対策調査  
地域の創意工夫により、地域資源を活用する取組を支援するため、広域的かつ多面的な地域間交流の促進や島づくりのための人材育成等の各種事業・調査を実施した。  
予算額：54百万円（平成21年度）
- 離島振興事業（公共事業）  
離島振興計画の着実な推進を図るため、地域の要望を十分に踏まえつつ、離島における「交通基盤」、「産業基盤」、「生活環境」、「国土保全・防災対策」の重点的な整備を実施した。  
予算額：38,004百万円（平成21年度）
- 離島振興対策実施地域に係る特例措置（所得税・法人税）  
地域の活性化を図るため、離島振興対策実施地域において製造業、旅館業及び農林水産物等販売業の用に供する施設を新設又は増設した場合の特別償却を措置する。  
減収見込額：14.1百万円（平成21年度）

### 関連する事務事業の概要

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### （指標の動向）

平成18年度の住民基本台帳による離島振興対策実施地域の人口は434千人であり、平成23年度における目標値以上の人口を保っているが、人口減少は続いている。

#### （事務事業の実施状況）

- ・各地方公共団体が定めた離島振興計画に基づく事業に対し、その内容の独自性及び熟度に応じて、島で生活していく上で必要な港湾整備、漁港整備等に重点的な支援を行った。
- ・UJIターン等を推進するため、島の魅力について都会の人々に知ってもらうための交流事業アイランダー2009（東京）を行うとともに、島の製品の販路拡大のため、離島団体に対しアジア最大級の食品・飲料専門展示会であるFOODEX JAPAN 2010（千葉）への出店支援を行った。
- ・過去の実績値の根拠となる離島統計年報は1年半遅れでの発行となっているため、20年度4月1日現在の実績値を算出することはできなく、18年度4月1日現在の実績値が最新の数値である。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成18年度の住民基本台帳による離島振興対策実施地域の人口は434千人となっており、指標は低調に推移している。現時点では平成18年度までの実績値しか把握できていないため、C-2と評価した。
- ・離島地域においては各都道府県の作成した離島振興計画に基づき、諸政策が講じられ、着実に成果を上げてきたが、人口減少が続いており、今後一層の振興施策を推進していく必要がある。

## 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

### （平成22年度）

離島地域自らの創意工夫を前提に、先導的な取組の実施を通じ、離島の国家的役割等の維持、新たな島づくりの担い手育成及び離島社会の維持・再生を図る取組を支援する仕組みを設けることにより、離島地域の活性化を図ることを目的とした、離島の活力再生支援事業などを実施する。

### （平成23年度以降）

なし

## 担当課等（担当課長名等）

担当課：都市・地域整備局離島振興課（課長 岩瀬忠篤）

**業績指標 219**  
奄美群島の総人口

**評 価**

A-2	目標値：114千人以上（平成25年度） 実績値：121千人（平成21年度） 初期値：122千人（平成20年度）
-----	---

**（指標の定義）**  
奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する区域の市町村の住民基本台帳登録人口の総計とする。

**（目標設定の考え方・根拠）**  
地理的、自然的、歴史的条件等の特殊事情による不利性を抱える奄美群島においては、振興開発により住民の生活の安定及び福祉の向上を図り自立的発展に結びつけることが必要であり、その達成度を定量的かつ端的に示す指標として人口を用いることとした。

目標値の設定時期は、奄美群島振興開発施策の根拠となる奄美群島振興開発特別措置法が平成25年度末で期限切れとなることから、当該目標設定時期を平成25年度末とした。初期値については、平成20年度末の実績値を表記している。

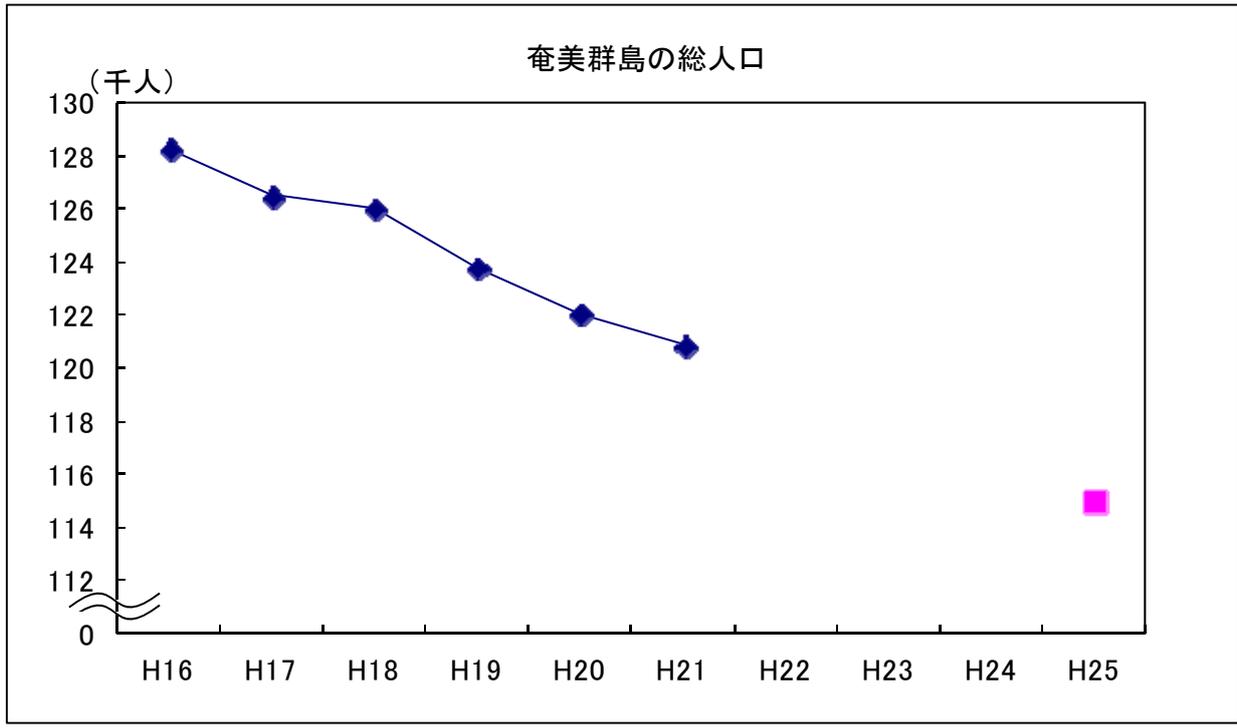
目標値の考え方は、奄美群島における総人口の減少傾向の悪化を抑制することを目標とすることから、群島内の総人口の過去5ヶ年（平成16～20年度）の平均減少率を算出した上で、それをもとに平成25年度末人口を推計し、目標値とした。

**（外部要因）**  
国内の経済状況、景気動向、災害

**（他の関係主体）**  
他府省庁、鹿児島県、地元市町村

**（重要政策）**  
【施政方針】  
なし  
【閣議決定】  
なし  
【閣決（重点）】  
なし  
【その他】  
なし

過去の実績値					（年度）	
H16	H17	H18	H19	H20	H21	
128,296人	126,530人	126,021人	123,780人	122,039人	120,869人	



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

- 奄美群島振興開発事業（ソフト事業・ハード事業）  
奄美群島の自立的発展を図るため、地方公共団体等が行う事業（①産業振興等地域資源活用、②奄美群島体験交流、③人材育成支援、④生活・環境保全対策）の実施に要する経費の一部補助を実施。  
予算額：358,188千円（平成21年度国費）
- 奄美農業創出支援事業  
奄美群島の自立的発展を図るため、営農技術の普及や定着のための営農指導に要する経費の補助、複合営農支援施設（営農用ハウス）や農作物被害防止施設（平張施設）などの共同利用施設の整備を図るための条件整備に要する経費の一部補助を実施。  
予算額：85,220千円（平成21年度国費）
- 奄美群島振興開発調査  
具体的な取り組み方策をとりまとめ、地元関係者による主体的な展開に繋げていくため、奄美群島の振興開発の推進に向け基本となる施策について調査検討を実施。  
予算額：28,749千円（平成21年度国費）
- 奄美群島振興開発事業（公共事業）  
奄美群島の自立的発展を図るため、地域の要望を十分に踏まえつつ、奄美群島振興開発計画に基づく事業（交通基盤、産業基盤、生活基盤、国土保全・防災対策等の基盤整備）を着実に実施。  
予算額：13,018百万円（平成21年度国費）
- 奄美群島における工業用機械等に係る特別償却制度（所得税、法人税）
  - ①離島振興対策実施地域に類する地区として奄美群島における、製造業及び農林水産物等販売業、情報通信サービス業等の用に供する設備に係る特別償却制度
  - ②奄美群島のうち過疎地域に類する地区において、旅館業の用に供する設備に係る特別償却制度減収見込額 4.2百万円（所得税・平成17年度～平成21年度の平均）  
3.8百万円（法人税・平成17年度～平成21年度の平均）

### 関連する事務事業の概要

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### （指標の動向）

順調である。平成21年度末の人口は120,869人（対前年度比0.99）と依然減少しているものの、平成16年度から平成20年度の平均減少率より算出した平成21年度末の推計人口（120,596人）を若干ではあるが上回る結果であった。このトレンドを維持することにより、目標年度に目標値を達成できると見込まれる。

#### （事務事業の実施状況）

平成21年度においては、地域が抱える諸課題を克服しつつ、新たな産業の育成や観光の開発等による地域の自立的発展に向けた環境づくりを推進するため、奄美群島の特性を活かした地域の主体的な取組について、ソフト施策とハード施策を一体的に支援。

奄美群島振興開発事業のソフト事業としてハブ対策事業やあまみ長寿・子宝プロジェクト等を、ハード事業として観光拠点連携整備事業、農産物流通機能強化事業、ブロードバンド基盤整備事業を実施したほか、交流人口拡大を図るため、都市部からの視点を意識した群島全体及び各島での観光・交流推進方策と受入態勢整備に関する調査等を実施した。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

奄美群島においては、地理的・自然的条件（外海離島、台風の常襲地帯）、歴史的経緯（昭和21年から昭和28年まで行政分離）など特殊事情にかんがみ、奄美群島振興開発特別措置法に基づき諸施策が講じられ、相応の成果をあげてきたが、本土等との間に諸格差がまだ残されている。

引き続き、奄美群島の自立的発展を図るため、雇用機会の拡充や職業能力の開発その他の就業の促進など、産業振興等に資する諸施策を実施していく必要がある。

### 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成22年度）

なし

（平成23年度以降）

なし

### 担当課等（担当課長名等）

担当課：都市・地域整備局特別地域振興官（特別地域振興官 安栖 宏隆）

**業績指標 220**

小笠原村の総人口

**評価**

A-2

目標値：2,500人以上（平成25年度）  
 実績値：2,417人（平成21年度）  
 初期値：2,300人（平成18年度）

**(指標の定義)**

小笠原村の住民基本台帳登録人口とする。

**(目標設定の考え方・根拠)**

小笠原特措法第4条の規定により定められた小笠原諸島振興開発計画に掲げられている目標人口（短期滞在者を除く）2,500人以上を目標値とする。

**(外部要因)**

国内の経済状況や景気動向及び災害

**(他の関係主体)**

他府省庁、東京都、小笠原村

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

**【閣決（重点）】**

なし

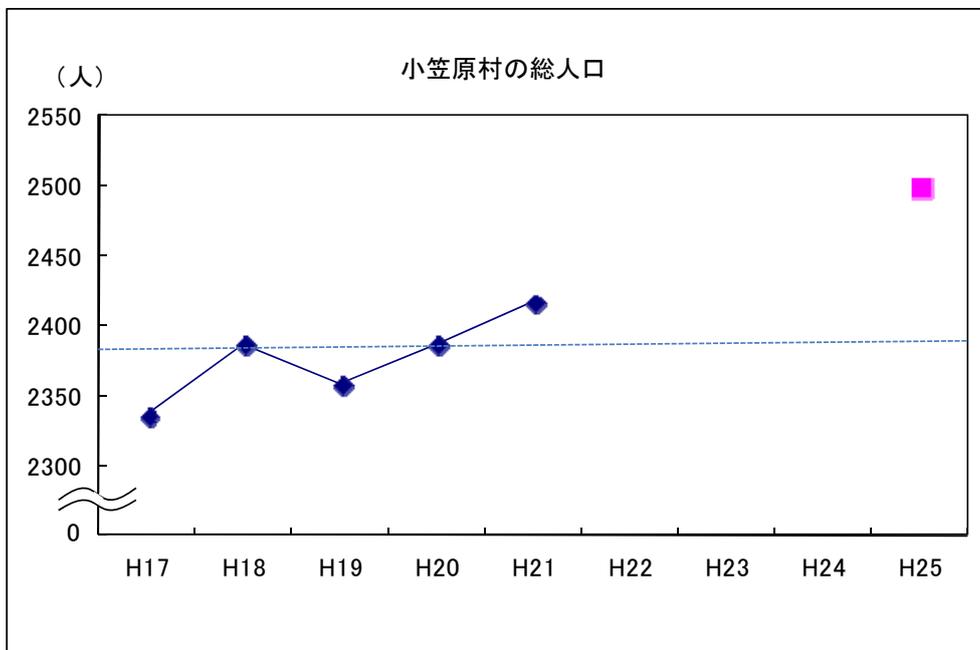
**【その他】**

なし

**過去の実績値（各年度末）**

(年度)

H17	H18	H19	H20	H21
2,336人	2,387人	2,358人	2,387人	2,417人



**事務事業の概要**

**主な事務事業の概要**

- 小笠原諸島振興開発事業（ハード補助）  
 産業の振興・観光開発及び住民福祉の向上を図るための産業基盤及び生活基盤施設等の整備  
 予算額：1,371百万円（平成21年度）
- 小笠原諸島振興開発事業（ソフト補助）  
 住民の生活の安定、福祉の向上及び産業の振興を図るための病虫害等防除の実施、診療所運営及び振興開発事業の実施についての調査  
 予算額：90百万円（平成21年度）

○小笠原諸島の調査

小笠原諸島振興開発の方向性を検討するための調査

予算額：350万円（平成21年度）

○小笠原諸島の振興開発に係る税制の特例（所得税、不動産取得税、特別土地保有税）

小笠原諸島への帰島者に対する譲渡所得課税及び不動産取得税の課税等の特例措置

（減収見込額）1.700万円（所得税・平年度）、0.100万円（不動産取得税・平年度）

**関連する事務事業の概要**

該当なし

**測定・評価結果**

**目標の達成状況に関する分析**

（指標の動向）

平成21年度の人口は2,417人となっており、前年度比30人の増加であった。

平成17年からの推移は増加傾向にある。

（事務事業の実施状況）

観光客の増加に向け観光振興策の強化・充実を図ることとするなど所要の変更を行った小笠原諸島振興開発計画の趣旨を踏まえ、自然公園、観光交流施設等に対する取組について積極的に支援を行った。

また、地元の要望を踏まえつつ、小笠原諸島振興開発計画に的確に取り組むべく、エコツーリズムを推進する「小笠原」の知名度及びイメージの向上を図るための支援や小笠原の自然や文化により気軽に触れ合える環境の整備を重点的に推進し、ソフト施策とハード施策を一体的に実施する総合的な施策の展開を進めた。

**課題の特定と今後の取組の方向性**

・平成21年度の業績指標は2,417人となっており、目標に向けてやや進捗が見られる。

・小笠原諸島においては、振興開発計画に基づき、島内の基盤整備は、着実に実施され相応の成果を上げてきたが、地理的、自然的、社会的、歴史的特殊事情に起因して、依然としていくつかの課題が存在するため、今後も引き続き、特別の措置による振興開発を実施し、目標の達成に努めるとともに、振興開発の評価の充実を検討する必要がある。

・小笠原諸島振興開発特別措置法の延長（平成25年度末まで）に伴い、国が基本方針、東京都が振興開発計画を策定した。これらに、法案の審議の際の附帯決議及び小笠原諸島振興開発審議会の議論を反映させ、諸施策の検討・実施に反映していくことから、A-2と評価した。

**平成22年度以降における新規の取組と見直し事項**

（平成22年度）

なし

（平成23年度以降）

なし

**担当課等（担当課長名等）**

担当課：都市地域整備局特別地域振興官（振興官 安栖宏隆）

# ○横断的な政策課題

## 政策目標 10

国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備

### 施策目標 43

北海道総合開発を推進する

北海道総合開発の推進にあたっては、平成20年度からおおむね平成29年度を計画期間とする「地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画」において、3つの戦略的目標として

- ① アジアに輝く北の拠点～開かれた競争力ある北海道の実現
- ② 森と水の豊かな北の大地～持続可能で美しい北海道の実現
- ③ 地域力ある北の広域分散型社会～多様で個性ある地域から成る北海道の実現

を目指すこととしており、これらを達成するために施策を推進する。

### 業績指標

221	農業基盤整備の事業完了地区における担い手への農地の利用集積率の増加
222	北海道における水産物取扱量のうち高度な衛生管理対策の下で出荷される水産物取扱量の割合
223	道外からの観光入込客数のうち外国人の数
224	育成林であり水土保持林である森林のうち機能が良好に保たれている森林の割合
225	アイヌの伝統等に関する普及啓発活動（講演会の延べ参加者数）
226	ユニバーサルデザインの視点に立った公営住宅の整備戸数が公営住宅管理戸数に占める割合
227	北方領土隣接地域振興指標（一人当たり主要生産額）

## 【評価結果の概要】

### （必要性）

経済社会のグローバル化、地球環境問題の深刻化、本格的な人口減少社会の到来など、我が国と北海道をめぐる情勢の急速な変化に対応し、北海道の優れた資源・特性を活かして我が国が直面する課題の解決に貢献するとともに、地域の活力ある発展を図るため、「地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画」（以下、「新たな計画」という）に基づく施策の着実な推進が必要である。

### （有効性）

食料供給力の強化と食にかかわる産業の高付加価値化・競争力強化のための施策について見ると、北海道の農業就業人口は平成20年と比べ、約2,000人（約2%）減少するなど、厳しい情勢が続いている中、農地の利用集積を促進させる事業を124地区で実施するなど、農業生産基盤の整備を重点的に実施した。その結果、農業基盤整備の事業完了地区における担い手への農地の利用集積率は事業着手前と比べ13.8%増加するなど一定の効果が見られる。

### （効率性）

北海道開発予算が平成20年度の6,209億円から平成21年度には5,855億円（約9%減）となるなど年々減少しているところだが、限られた予算で最大限の効果を得られるよう、事業効果の高い社会資本整備や産業振興に資する施策を総合的に展開した。その結果、平成21年度に登録した7つの業績指標中、5つにおいて目標値を達成しており、施策は効率的に実施されたと言える。

### （総合的評価）

平成21年度は「新たな計画」の2年目であり、計画に掲げる戦略的目標の達成に向けた取組を実施してきた結果、以上のとおり北海道総合開発の推進に寄与したと考えられる。今後も引き続き、現行の施策を実施するとともに、その効果について検証していく必要がある。

### （反映の方向性）

平成20年7月に閣議決定された「新たな計画」に掲げる戦略的目標を達成するため、次の主要施策を着実に推進する。

- ・ グローバルな競争力ある自立的安定経済の実現
- ・ 地球環境時代を先導し自然と共生する持続可能な地域社会の形成
- ・ 魅力と活力ある北国の地域づくり・まちづくり
- ・ 内外の交流を支えるネットワークとモビリティの向上
- ・ 安全・安心な国土づくり

**業績指標 2 2 1**

農業基盤整備の事業完了地区における担い手への農地の利用集積率の増加

**評 価**

A-2	目標値：8%以上上昇（事業着手前との差）（平成24年度） 実績値：13.8%（平成21年度） 初期値：－
-----	--

**（指標の定義）**

基盤整備の完了地区において、農地流動化型の農地整備事業を実施した面積に対する、担い手に利用集積された農地面積の割合（%）の増加。

事業完了時の集積率－事業着手前の集積率

※集積率＝（担い手に利用集積された農地面積／農地流動化型の農地整備事業を実施した面積）×100（%）

**（目標設定の考え方・根拠）**

北海道では、「北海道農業経営基盤強化促進基本方針」（平成18年3月策定）において、将来的には担い手への農地の利用集積率を平成17年3月末から約8%上回る程度の水準を目標としている。

こうしたことから、現状では農地の集積が一般的な地域に比べ低調な事業実施地区においても、施策の実施による農業構造改革の進展を意欲的に見込み、北海道全体の目標と同程度の上昇幅を目標として設定する。

なお、本指標は、当該年度に事業が完了する地区における、各地区の事業着手前の農地の利用集積率（基準値）に対する上昇ポイントを目標値としており、対象となる地区が毎年度異なることから、基準値も毎年度異なる。このため、初期値（基準値）は明示していない。

**（外部要因）**

農産物価格の変化に伴う農地価格等の変化、地元調整の状況、高齢化の進展等による農家構成の変化

**（他の関係主体）**

農林水産省（事業執行）、地方公共団体（事業主体）

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画（平成20年7月4日）

第4章第1節1.（1）（農産物の供給力強化）

新成長戦略（平成22年6月18日）

（4）観光立国・地域活性化戦略 ～農林水産分野の成長産業化～

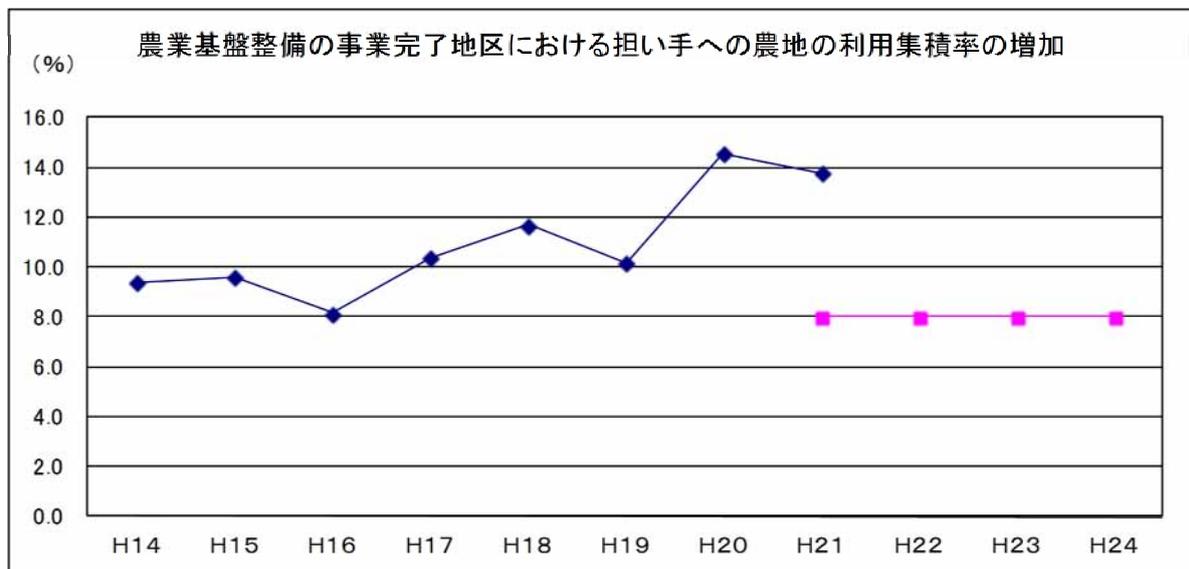
**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

なし

過去の実績値							(年度)	
H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	
9.4%	9.6%	8.2%	10.4%	11.7%	10.2%	14.6%	13.8%	



**事務事業の概要****主な事務事業の概要**

ほ場の大区画化等の基盤整備を推進し、経営規模の拡大、担い手の育成等を通じ、地球規模に視点を置いた食料基地の実現、成長期待産業の育成を図る。

予算額：(項) 北海道開発事業費	(目) 農用地再編整備事業費	1 1 9 億円の内数
	(目) 経営体育成基盤整備事業費補助	1 1 8 億円の内数
	(目) 畑地帯総合農地整備事業費補助	1 4 0 億円の内数 (平成 2 1 年度)

**関連する事務事業の概要**

該当なし

**測定・評価結果****目標の達成状況に関する分析****(指標の動向)**

事業実施地区においては、区画整理等の実施に伴い、担い手への農地の利用集積が順調に進んだと考えられ、平成 2 1 年度指標実績値は 1 3. 8 % と目標値 ( 8 %) を超える水準となった。

**(事務事業の実施状況)**

これまで、第 6 期北海道総合開発計画に基づき、地球規模に視点を置いた食料基地を実現し成長期待産業等を育成する施策を、また、地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画に基づき、食料供給力の強化と食にかかわる産業の高付加価値化・競争力強化に関する施策を実施してきた。

平成 2 1 年度は、農地の利用集積を促進させる事業を 1 2 4 地区で実施するなど、農業生産基盤の整備を重点的に実施した。

**課題の特定と今後の取組みの方向性**

2 1 年度実績値は目標値を達成したが、北海道における農業生産性の向上と食料供給力の確保を図るためには、引き続き担い手の育成・確保の契機となるほ場の大区画化等の基盤整備を推進する必要があることから、A-2 と評価した。

**平成 2 2 年度以降における新規の取組みと見直し事項****(平成 2 2 年度)**

なし

**(平成 2 3 年度以降)**

なし

**担当課等 (担当課長名等)**

担当課：北海道局農林水産課 (課長 岩村 和平)

**業績指標 222**

北海道における水産物取扱量のうち高度な衛生管理対策の下で出荷される水産物取扱量の割合

評 価	
A-2	目標値：概ね26%（平成23年度） 実績値： 18%（平成21年度） 初期値： 12%（平成16年度）

**（指標の定義）**

北海道全体の水産物取扱量のうち、流通拠点に位置づけられた漁港から生産される水産物のうちの高度な衛生管理対策の下で出荷される水産物取扱量の割合（23年度までに現状（16年度）の2.2倍以上とする）

（高度な衛生管理対策の下で出荷される水産物取扱量／北海道における水産物取扱量）×100（%）

**（目標設定の考え方・根拠）**

漁港・漁場・漁村の整備の長期的な方向性を示す第2次漁港漁場整備長期計画（閣議決定、計画期間：平成19～23年度）においては、流通拠点に位置づけられた漁港から出荷される水産物に占める高度な衛生管理下で出荷される水産物の割合を現状（平成16年度23%）から2.2倍の水準（概ね50%）とする目標が設定されたところである。

北海道においても全国と同程度の水準を目標とするが、北海道は四方を海に面しており、漁業が基幹産業のため、北海道全体の水産物取扱量に占める割合で代替し、その伸び率（16年度→23年度：2.2倍）に着目し全国目標との整合性を図ることとする。

**（外部要因）**

水産物の価格の変化、地元調整の状況、高齢化の進展等による漁家構成の変化等

**（他の関係主体）**

農林水産省（事業執行） 国、地方公共団体（事業主体）

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画（平成20年7月4日）

第4章第1節1.（1）（水産物の供給力強化）

新成長戦略（平成22年6月18日）

（4）観光立国・地域活性化戦略 ～農林水産分野の成長産業化～

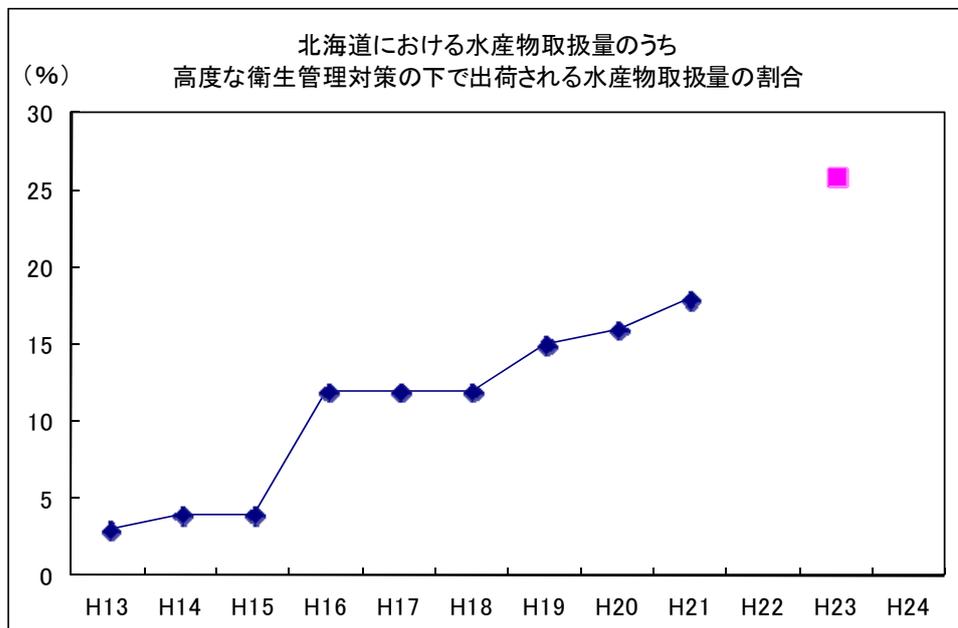
**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

なし

過去の実績値								(年度)
H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
3%	4%	4%	12%	12%	12%	15%	16%	18%



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

北海道における水産基盤整備を通じて、漁港における水産物の衛生管理の高度化等を推進するとともに、産地市場の統廃合や市場機能の強化を促進し、水産物の供給力強化を図る。

予算額：(項) 北海道開発事業費 (目) 特定漁港魚場整備費 168億円の内数  
(目) 水産基盤整備事業費補助 138億円の内数 (平成21年度)

### 関連する事務事業の概要

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

実績値の傾向からは低迷して見えるものの、第2次漁港漁場整備長期計画を踏まえた衛生管理の高度化のための施設整備については、計画期間の後半を完成予定とする地区が多く、30の流通拠点漁港のうち半分程度の漁港で供用開始が予定されており、長期計画の終期となる平成23年度に向けて実績値が急上昇し、目標年度には目標値の達成が見込まれる。

#### (事務事業の実施状況)

地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画に基づき施策を実施しており、平成21年度においては、水産物の流通拠点となる30漁港のうち、28漁港の整備を実施するなど、安全・安心な水産物を安定的に供給するため、水産基盤の整備を推進した。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

平成21年度までの実績値は、比較的低位となっているが、第2次漁港漁場整備長期計画の終期となる平成23年度に向けて基盤整備が進み実績値の急上昇が見込まれること、また、目標達成には、ソフト的な施策の充実と併せて、引き続き水産物の衛生管理の高度化に資する基盤整備を着実に推進していく必要があることから、A-2と評価した。

## 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

#### (平成22年度)

なし

#### (平成23年度以降)

なし

## 担当課等(担当課長名等)

担当課：北海道局農林水産課(課長 岩村 和平)

**業績指標 223**

道外からの観光入込客数のうち外国人の数

**評価**

C-2	目標値：110万人（平成24年度） 実績値：69万人（平成20年度） 初期値：51万人（平成17年度）
-----	---

**（指標の定義）**

全国観光統計基準により北海道が定めた「北海道観光入込客数調査要領」に基づく「北海道観光入込客数調査」における訪日外国人来道者数（実人数）。北海道を訪れた外国人について、「宿泊施設調査」などにより推計した人数である。

※ 実人数とは、各市町村の観光入込客数や観光動態調査などにより推計した北海道における観光入込客の実人数。

**（目標設定の考え方・根拠）**

平成20年度を初年度とする「地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画」（平成20年7月閣議決定）の主要施策のうち、国際競争力の高い魅力ある観光地づくりに向けた観光の振興の進捗状況を示す一般的な指標として設定。

※ 北海道が平成20年3月に策定した「北海道観光のくにつくり行動計画」及び「北海道外客来訪促進計画」においても同様の目標が掲げられている。

**（外部要因）**

海外の社会・経済動向、国内の社会・経済動向、為替レートの動向等

**（他の関係主体）**

関係府省庁（観光立国推進基本計画に基づき連携）、地方公共団体（独自の観光振興関連施策の実施）

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画（平成20年7月4日）

第4章第1節2. 国際競争力の高い魅力ある観光地づくりに向けた観光の振興

新成長戦略（平成22年6月18日）

（4）観光立国・地域活性化戦略 ～観光立国の推進～

**【閣決（重点）】**

なし

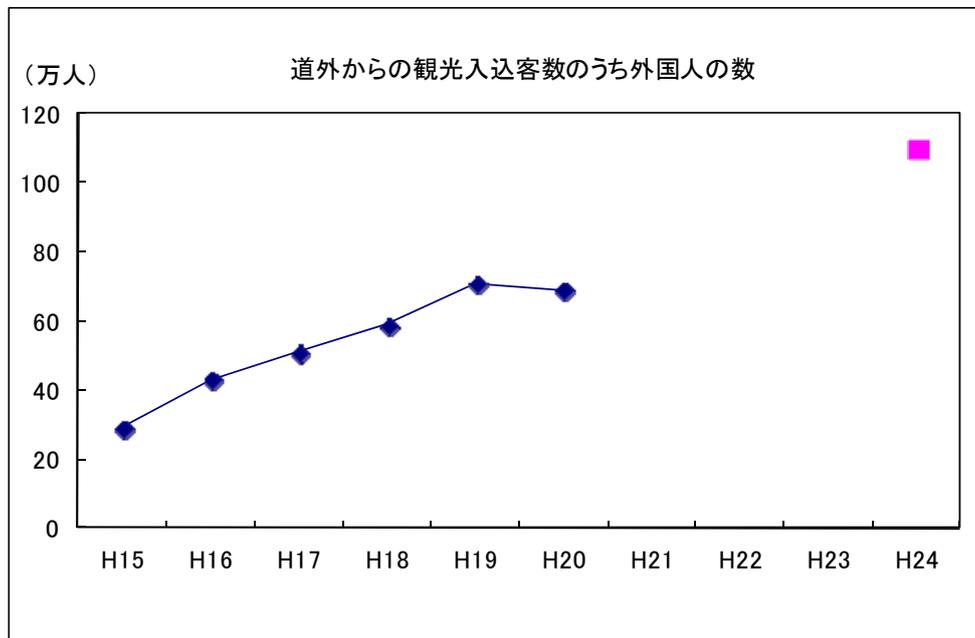
**【その他】**

なし

**過去の実績値**

（年度）

H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
29万人	43万人	51万人	59万人	71万人	69万人	集計中



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

国際競争力の高い魅力ある観光地づくりに向けた観光の振興に関する施策を実施

### 関連する事務事業の概要

観光立国推進基本計画に基づく関係府省庁の施策、地方公共団体独自の観光振興に関する施策

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

平成21年度の実績値は集計中であるため、目標年度における目標値の達成については判断できない。しかし、上期の訪日外国人来道者数は、新型インフルエンザの流行や世界的な不況や円高等の悪条件が重なったため26万7,850人となり、前年同期の37万7,530人に対し71.0%と減少しているところである。

#### (事務事業の実施状況)

平成21年度は、北海道局において、国際競争力の高い魅力ある観光地の形成に向けた施策（シーニックバイウェイ北海道の推進、道内の国際的観光地への玄関口となる拠点都市における快適な歩行環境の整備、観光地の水質浄化・改善の推進、観光振興の拠点となる旅客船ターミナルの整備等）を実施した。また、関係府省庁においては、観光立国推進基本計画に記載の施策を実施し、北海道をはじめとする地方公共団体においても観光振興に関する取組を実施している。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標は、平成20年度に調査開始以降初めて減少に転じたが、平成19年度まで増加傾向が続いており比較的順調に推移していることから、これまでの取組はある程度有効であると考えられる。また、平成21年度上期の訪日外国人来道者数を国別で見ると、中国が前年同期比174.9%となっており、本年7月1日からはこれまで富裕層に限定されていた中国人の個人観光ビザ発給要件が中間層まで拡大されるなど、観光客の増加につながる動きも見られることから、C-2と評価した。

## 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

### (平成22年度)

なし

### (平成23年度以降)

なし

## 担当課等（担当課長名等）

担当課：北海道局参事官（参事官 川合 紀章）

**業績指標 224**

育成林であり水土保持林である森林のうち機能が良好に保たれている森林の割合

評価	
B-2	目標値：68.1%（平成25年度） 実績値：59.5%（平成21年度） 初期値：60.1%（平成20年度）

**（指標の定義）**

国土の保全や水源かん養機能の発揮が特に期待される水土保持林のうち民有林の育成林において、間伐等（複層林・長伐期林への誘導及び治山事業を含む）の実績等により、その機能が良好に保たれている森林の割合を算出する。

（間伐等の面積／水土保持林のうち民有林の育成林の面積（約55万ha））×100（%）

**（目標設定の考え方・根拠）**

森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るためには、森林の適切な整備・保全を図ることが重要である。この成果を把握するため、森林の整備・保全が計画的に実施された場合に、機能が良好に保たれている森林の割合を目標値として設定する。

具体的には、森林整備事業及び治山事業の事業計画である「森林整備保全事業計画」（平成21年4月24日閣議決定、計画期間：平成21年度より5カ年）において、育成途中の水土保持林のうち土壌を保持する能力や水を育む能力が良好に保たれていると考えられる森林の割合を、平成25年度までの5年間に71%から79%に維持向上させることが設定されている。北海道の育成林においても毎年同程度の水準の森林整備の実施を確保する必要であることから、同程度の上昇率を目標値として設定する。

**（外部要因）**

木材価格、作業道等路網整備、高性能林業機械の導入状況、森林所有者の不在村化・高齢化等

**（他の関係主体）**

農林水産省（事業執行）、地方公共団体、森林組合、森林所有者（事業主体）等

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画（平成20年7月4日）

第4章第2節（1）（重視すべき機能に応じた森林づくりの推進）

新成長戦略（平成22年6月18日）

（4）観光立国・地域活性化戦略 ～農林水産分野の成長産業化～

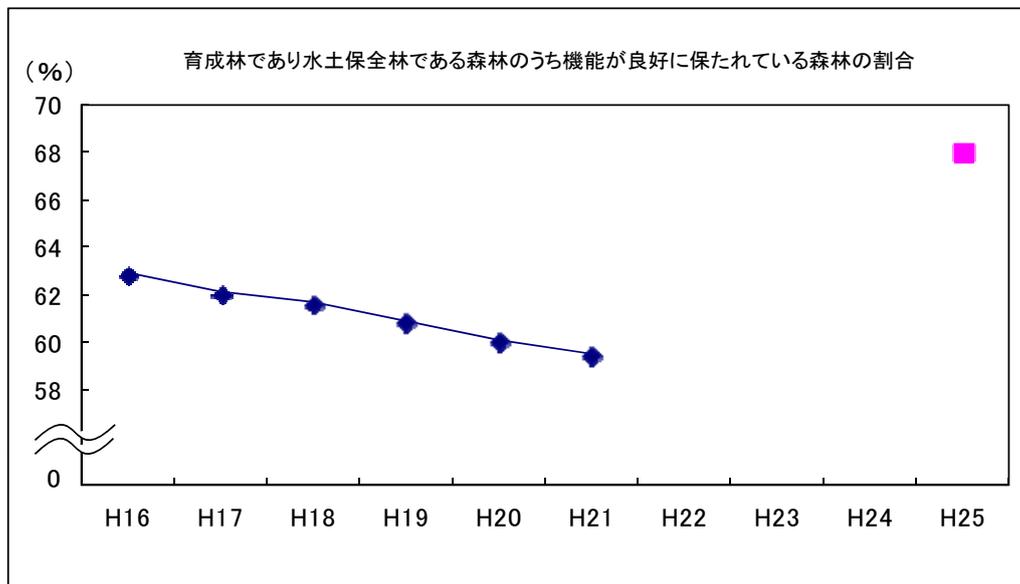
**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

なし

過去の実績値						(年度)
H16	H17	H18	H19	H20	H21	
62.9%	62.1%	61.7%	60.9%	60.1%	59.5%	



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

森林の有する様々な多面的機能を持続的に発揮させるとともに森林吸収目標の達成に向けて、間伐、針広混交林化、複層林化、長伐期化等の実施による多様で健全な森林の整備、機能の低下した保安林の整備等を推進する。

予算額：(項) 北海道開発事業費 (目) 森林環境保全整備事業費補助 166億円の内数  
(目) 美しい森林づくり基盤整備交付金 2億円の内数  
(目) 治山事業費補助 104億円の内数  
(目) 地すべり防止事業費補助 2億円の内数 (平成21年度)

### 関連する事務事業の概要

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

平成21年度は、国産材需要や木材価格が低迷している中で、森林所有者等の施業意欲の低下等により、間伐等の実施の推進が十分でなかったものと思われる。一方、京都議定書目標達成のためのCO2の削減に向けた森林吸収源対策を推進するための間伐等の積極的な実施を推進しているところ。

#### (事務事業の実施状況)

地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画に基づいて施策を実施しており、平成21年度においては、森林の有する多様な機能を持続的に発揮させるとともに森林吸収目標の達成に向けて間伐等の実施を推進した。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

森林の有する多様な機能の持続的な発揮とともに森林吸収目標の達成に向け、今後も適正な間伐、針広混交林化、複層林化、長伐期化等による多様な森林の整備、保安林の整備等を引き続き推進していく必要があり、森林は間伐等の適切な管理を行わなければ、その機能が低下することが予想されるため、引き続き適切な森林の整備等を行うことが重要であることから、B-2と評価した。

また、地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画においても、森林について、重視すべき機能に応じた望ましい森林の姿へ誘導することが必要であるとしている。

## 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

### (平成22年度)

なし

### (平成23年度以降)

なし

## 担当課等(担当課長名等)

担当課：北海道局農林水産課(課長 岩村 和平)

**業績指標 225**

アイヌの伝統等に関する普及啓発活動（講演会の延べ参加者数）

**評価**

A-2	目標値：31,000人（平成24年度） 実績値：26,002人（平成21年度） 初期値：22,867人（平成19年度）
-----	---

**（指標の定義）**

アイヌ文化振興法に基づく普及啓発活動として、財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構が実施する講演会の延べ参加者数を指標とする。

**（目標設定の考え方・根拠）**

アイヌ文化振興法に基づき、財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構が平成10年度から実施している、広く国民を対象とした講演会を継続的に行うことが重要であり、アイヌの伝統等の普及啓発を効果的・効率的に図る指標として、講演会の延べ参加者数を設定する。目標値は、過去5年間（平成14～18年度）の講演会参加者数の平均値を算出し設定している。

**（外部要因）**

なし

**（他の関係主体）**

文化庁（アイヌ文化振興法を共管）

北海道（アイヌ文化振興法の関係都道府県）

財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構（事業主体、アイヌ文化振興法の指定法人）

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画（平成20年7月4日）

第4章第2節（1）（自然とのかかわりが深いアイヌ文化の振興等）

**【閣決（重点）】**

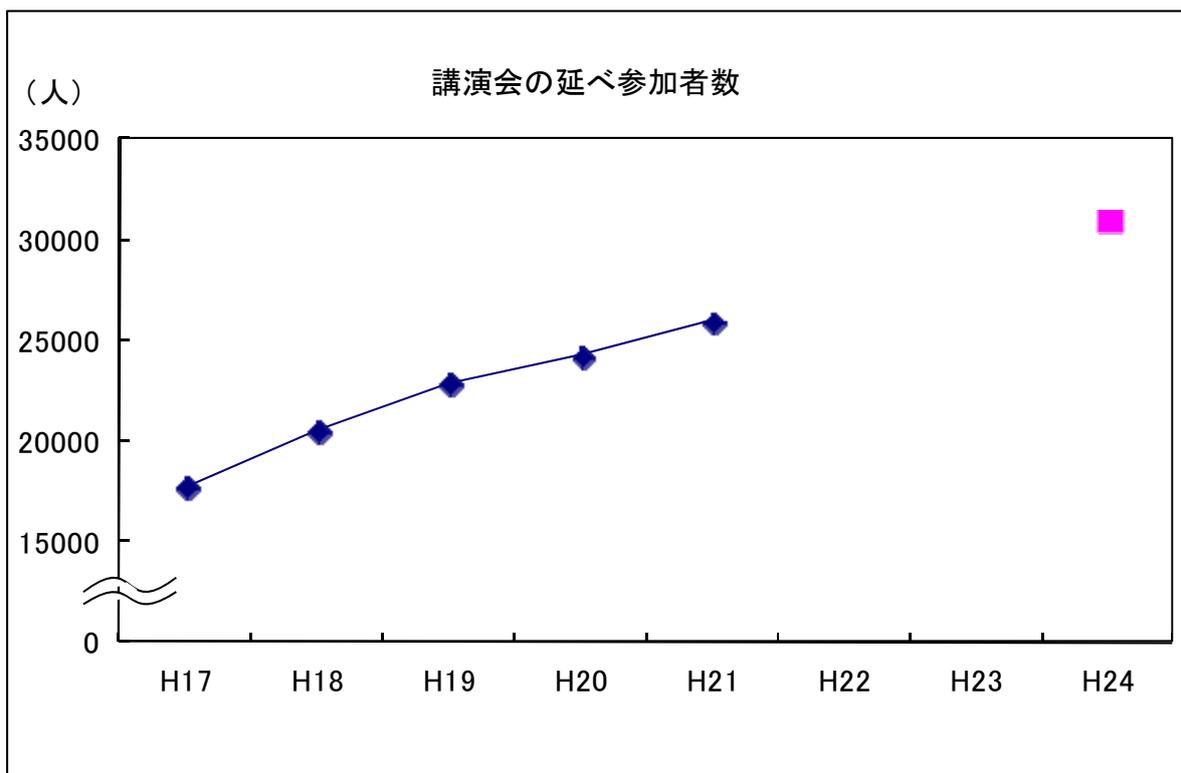
なし

**【その他】**

なし

過去の実績値											(年度)
H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
1,540	3,111	6,056	9,402	11,848	13,565	15,130	17,712	20,539	22,867	24,262	26,002

※単位：人



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

アイヌ文化振興法に基づき、アイヌの伝統等に関する普及啓発を図るため、アイヌの伝統及び文化に関する広報情報の発信、アイヌの伝統等をテーマとした講演会・セミナーの開催等の施策を進める。  
予算額：(項) 北海道総合開発推進費 (目) アイヌ伝統等普及啓発等事業費補助金 1. 16億円の内数 (平成21年度)

### 関連する事務事業の概要

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

過去の実績値によるトレンドを延長すると目標年度に目標値を達成すると見込まれ、目標達成に向けた成果を示している。

#### (事務事業の実施状況)

アイヌの伝統等について広く全国に普及啓発を進める上で必要な施策であることから、国内(苫小牧市、京都市、東京都千代田区)で講演会を開催した。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標については順調に推移している。アイヌの伝統等の普及啓発を図るため、引き続き講演会を開催する必要があることから、A-2と評価した。

## 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

### (平成22年度)

なし

### (平成23年度以降)

なし

## 担当課等(担当課長名等)

担当課：北海道局総務課アイヌ施策室(室長 柘植 紳二郎)

**業績指標 226**

ユニバーサルデザインの視点に立った公営住宅の整備戸数が公営住宅管理戸数に占める割合

**評価**

A-2	目標値：0.47%以上（平成24年度） 実績値：1.88%（平成21年度） 初期値：0.23%（平成17年度）
-----	---

**(指標の定義)**

玄関ドアや内部建具の有効幅が十分確保され、座位で使用可能な流し台や洗面台を設置するなどユニバーサルデザインが導入された公営住宅の整備戸数が公営住宅管理戸数（約17万戸）に占める割合。

$(\text{ユニバーサルデザインの視点に立った公営住宅の整備戸数} / \text{公営住宅管理戸数}) \times 100 (\%)$

**(目標設定の考え方・根拠)**

全国平均を上回る高齢化が進んでいる北海道において、高齢者が安心して暮らすことができるよう、ユニバーサルデザインの視点に立った公営住宅の整備を進める必要がある。なお、目標値は平成17年度の初期値から概ね2倍となった平成19年度の実績値（0.47%）を上回ることを目標に設定した。

**(外部要因)**

なし

**(他の関係主体)**

地方公共団体

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画（平成20年7月4日）  
第4章第3節（2）（ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたまちづくり）

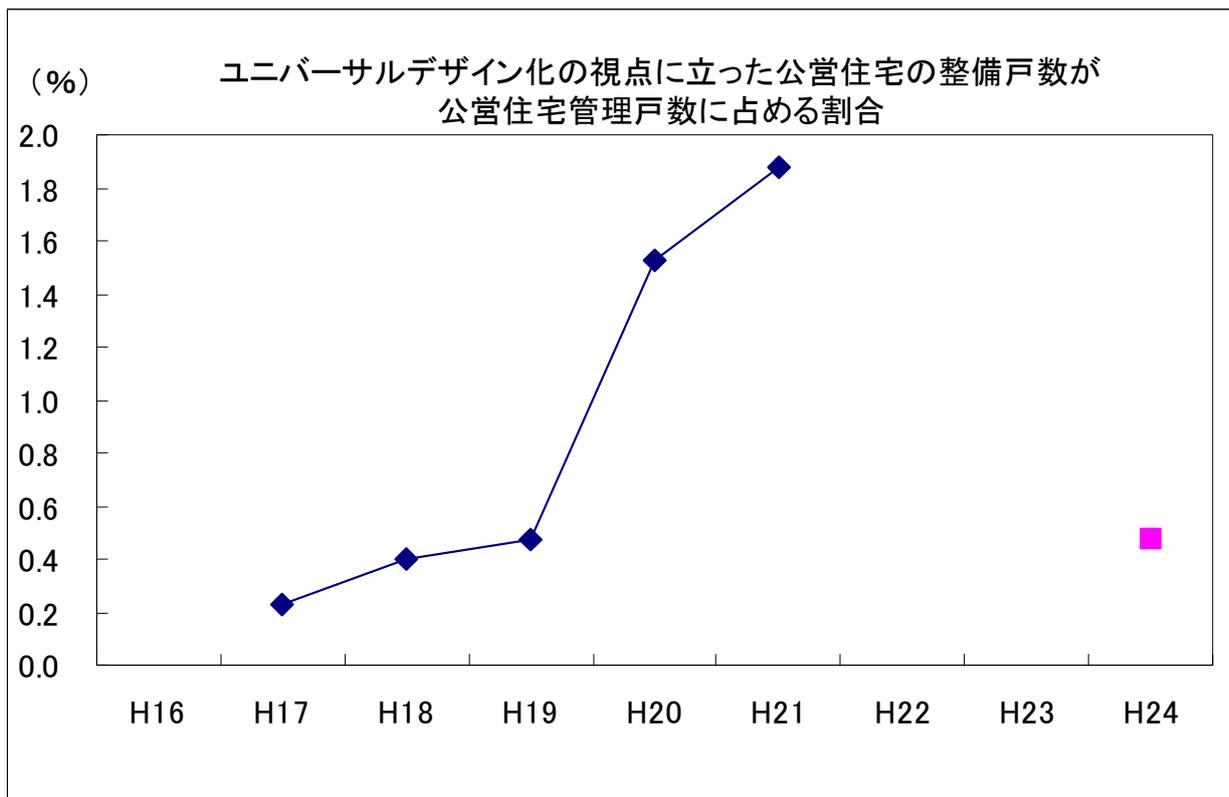
**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

なし

過去の実績値					(年度)
H17	H18	H19	H20	H21	
0.23%	0.4%	0.47%	1.53%	1.88%	



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

対象となる公営住宅は、地域住宅交付金を活用して整備されることから、当該予算の必要額の確保を通じて、地方公共団体におけるユニバーサルデザイン採用の取り組みを支援する。

予算額：(項) 北海道開発事業費 (目) 地域住宅交付金 150億円の内数(平成21年度)

### 関連する事務事業の概要

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

当初の目標はすでに達成していることから進捗状況は順調である。しかし、ユニバーサルデザインの本格的な採用に取り組み始めて間もないことから、進捗速度などその動向には注視が必要である。これは地方公共団体における取り組みが始まったばかりであるという理由からである。

#### (事務事業の実施状況)

目標達成に必要な関連予算である地域住宅交付金の平成21年度予算計上に際して、必要額を確保してきた。これにより、平成21年度末までに改修や建設を終えて管理開始したユニバーサルデザインを採用した北海道における公営住宅の戸数は、累計3千戸強となった。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標は目標を達成しているが、高齢化はさらに進展し、高齢者等のユニバーサルデザインを必要とする者の増加が予想されることから、引き続き当該取り組みを継続していく必要がある。このため、A-2と評価した。

なお、順調な成果を示していることから、これを踏まえて目標値の見直しを行った結果、「北海道住生活基本計画(平成19年2月策定)」で設定されている目標値(10%(平成27年度))を参考に、平成24年度の目標値を5%以上と設定する。

今後もユニバーサルデザイン採用によるコスト上昇の抑制に努めると共に、地方公共団体における必要額の予算計上に対する理解の促進及び当該予算を活用したユニバーサルデザインを採用した公営住宅の整備促進に努める。

## 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

### (平成22年度)

なし

### (平成23年度以降)

なし

## 担当課等(担当課長名等)

担当課：北海道局地政課(課長 澤田 和宏)

**業績指標 227**

北方領土隣接地域振興指標（一人当たり主要生産額）

**評 価**

A-2	目標値：3.10百万円/人以上（平成24年度） 実績値：3.449百万円/人（平成20年度） 初期値：3.10百万円/人（平成17年度）
-----	--

**（指標の定義）**

一人当たり主要生産額～北方領土隣接地域（根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町）の人口一人当たりの地域の主要産業（農業、漁業、製造業）の生産額。

**（目標設定の考え方・根拠）**

北方領土隣接地域における産業の振興及び交流の推進に係る施策を推進し、地域の振興及び住民の生活の安定の充実に図る。

**（外部要因）**

国内の経済動向の変動、農産物生産量、漁獲量、気候の変動

**（他の関係主体）**

地方公共団体

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画（平成20年7月4日）

第4章第3節（4）多様で個性的な北国の地域づくり

**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

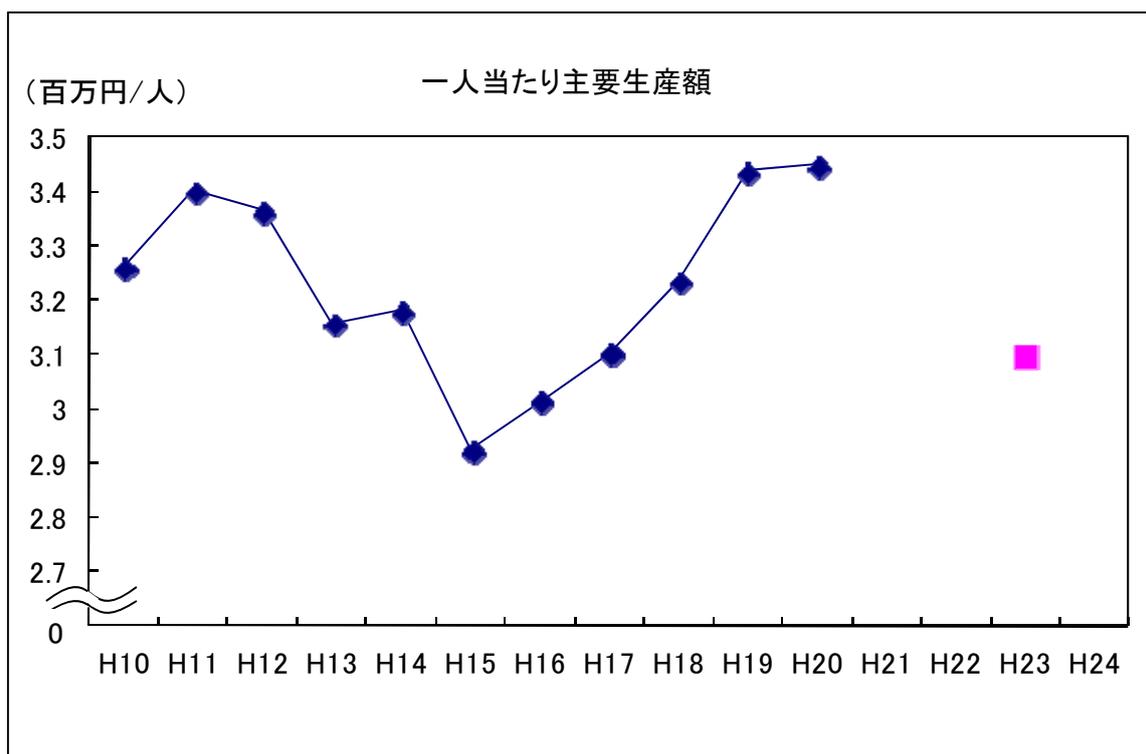
なし

**過去の実績値**

（年度）

H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
3.263	3.402	3.365	3.158	3.182	2.924	3.014	3.102	3.234	3.438	3.449	集計中

※単位：百万円/人



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定を図るため、同地域の産業振興及び交流推進に資する事業に要する経費の一部（2分の1以内）を補助する。  
予算額：(項) 北海道総合開発推進費 (目) 北方領土隣接地域振興等事業推進費補助金 1.0億円（平成21年度）

### 関連する事務事業の概要

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

一人当たり主要生産額について、平成21年度の実績値は集計中であるが、当該年度において水産資源増大対策事業及び地域産業高度化事業といった地域の産業振興に資する事業を3市町で実施したところであり、その執行については順調に終了した。また平成20年度の実績値は隣接地域全体で3.449百万円/人と目標値を上回っており、平成20、21年度の3市町における事業実施により目標が達成されると推測される。

#### (事務事業の実施状況)

平成16年度から北方領土隣接地域振興等事業推進費補助金により、隣接地域の市町が実施する産業振興及び交流推進に資する事業を支援し、事業実施市町については指標の初期値を概ね維持又は上回り、目標の達成が見込まれる。今後の地域の状況を踏まえつつ、当該施策を実施する必要がある。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

一人当たり主要生産額については、平成20年度の実績値が目標値を上回り、平成21年度についても産業振興事業を実施しており、特段の外部要因等もなかったため、目標達成が見込まれる。そのため、A-2と評価した。平成22年度以降についても、産業振興事業については引き続き隣接地域の安定振興を図る観点から補助金事業として継続する。

## 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

#### (平成22年度)

なし

#### (平成23年度以降)

なし

## 担当課等（担当課長名等）

担当課：北海道局参事官（参事官 川合 紀章）

# ○横断的な政策課題

## 政策目標 1 1

### I C T の利活用及び技術研究開発の推進

#### 施策目標 4 4

##### 技術研究開発を推進する

技術研究開発の成果をタイムリーに社会に還元していくためには、年度計画を適切に設定し、それに基づいて技術研究開発を効果的・効率的に推進するとともに、進捗状況を的確に管理することが重要であり、この観点から業績指標を設定している。

#### 業績指標

2 2 8	年度計画通りに進捗した技術研究開発課題の割合
-------	------------------------

## 【評価結果の概要】

### （必要性）

天然資源の少ない我が国においては、技術力は国力の源泉であり、グローバルな大競争時代を迎えた世界の中で我が国が重要な地位を占めるためには、今後とも技術研究開発を積極的に推進していく必要がある。

### （有効性）

目指すべき社会の実現に向けて、様々な要素技術をすり合わせ・統合し、高度化することにより、社会的な重要課題を解決し、国民の暮らしへ還元する科学技術を推進するにあたり、平成21年度は、年度計画通りに進捗した技術研究開発課題の割合が目標値を上回っていることから、有効に施策を実施できたと評価できる。

### （効率性）

幅広い分野にわたる技術研究開発を効率的に実施し、成果を社会に還元するために、研究開発の目的・内容・規模等に応じた研究開発体制を構築し、中長期的な研究達成目標などを見据えた年度計画を設定しており、技術研究開発を効果的・効率的に推進できていることから、効率的に施策を実施できたと評価できる。

### （総合的評価）

業績指標の実績値は、施策目標の達成に向けて着実な成果を示している。

今後とも、技術研究開発の成果をタイムリーに社会に還元していくため、着実な施策の実施が必要である。

### （反映の方向性）

国土交通省技術基本計画（平成20年4月策定）に基づき、技術研究開発の特性に応じた施策を展開する。

**業績指標 228**

年度計画通りに進捗した技術研究開発課題の割合

**評 価**

A-2	目標値： 80%（平成19年度以降毎年度） 実績値：100%（平成21年度） 初期値：－
-----	--

**(指標の定義)**

当該年度に実施された技術研究開発課題のうち、年度計画通りに進捗した技術研究開発課題の割合

**(目標設定の考え方・根拠)**

技術研究開発の成果をタイムリーに社会に還元していくためには、年度計画を適切に設定し、それに基づいて技術研究開発を効果的・効率的に推進するとともに、進捗状況を的確に管理することが重要である。この観点から、当該年度に実施された技術研究開発課題のうち、年度計画通りに進捗した技術研究開発課題の割合を業績指標として設定し、平成19年度以降毎年度、80%以上達成することを目標とした。

実績値の算定にあたっては、個別の研究開発課題ごとに「十分達成した」、「概ね達成した」、「達成しなかった」の3段階で評価し、そのうち「十分達成した」及び「概ね達成した」ものを「年度計画通りに進捗した」ものとする。

**(外部要因)**

- ・設備の故障等の不可抗力
- ・資機材の入手難等

**(他の関係主体)**

なし

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

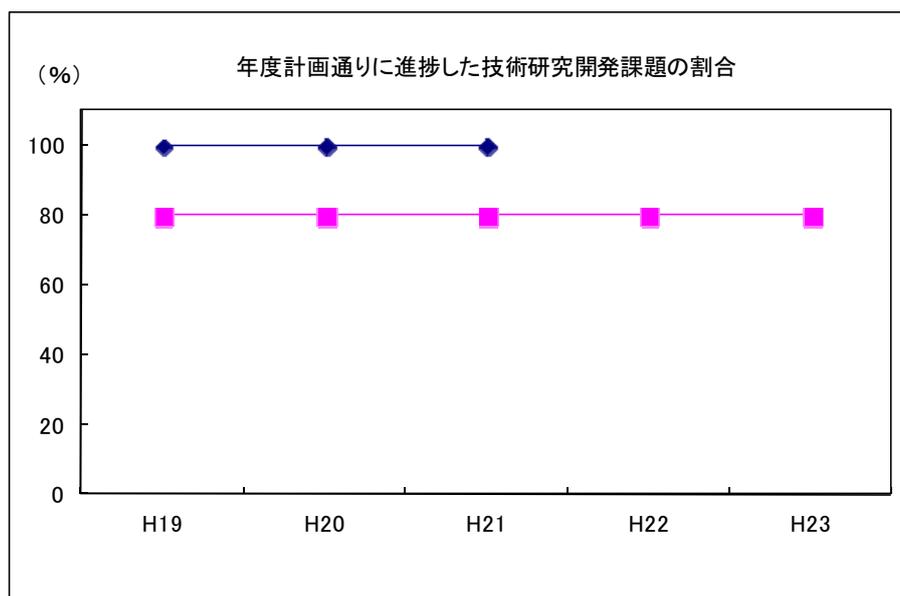
**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

なし

過去の実績値					(年度)
H17	H18	H19	H20	H21	
－	－	100%	100%	100%	



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

技術研究開発の推進に必要な経費 予算額 2, 836百万円 (平成21年度)

### 関連する事務事業の概要

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

「順調」

平成21年度については目標値を達成している。

(事務事業の実施状況)

目指すべき社会の実現のため、様々な要素技術をすり合わせ・統合し、高度化することにより、社会的な重要課題を解決し、国民の暮らしへ還元する科学技術を推進している。

平成21年度は、123件の研究開発課題が実施された。

なお、個別の研究開発課題では、評価の実施にあたっては別途外部の専門家の知見を活用した評価（外部評価）が行われており、過去の研究開発評価の結果については、

[http://www.mlit.go.jp/hyouka/02\\_kenkyu.html](http://www.mlit.go.jp/hyouka/02_kenkyu.html)

に掲載している。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標については、平成21年度の目標値を達成しているため、A-2と評価した。今後とも国土交通省技術基本計画に基づき引き続き技術研究開発を推進していく。

## 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成22年度)

なし

(平成23年度以降)

なし

## 担当課等（担当課長名等）

担当課：大臣官房技術調査課（課長 横山 晴生）

総合政策局技術安全課（課長 安藤 昇）

関係課：鉄道局技術企画課技術開発室（室長 潮崎 俊也）

海事局総務課（技術企画官 吉田 稔）

国土技術政策総合研究所企画部研究評価・推進課（課長 片山 耕治）

国土地理院企画部（研究企画官 下山 泰志）

# ○横断的な政策課題

## 政策目標 1 1

### I C T の利活用及び技術研究開発の推進

## 施策目標 4 5

### 情報化を推進する

国土交通省及び交通分野における国民生活・社会経済活動に重大な影響を及ぼす I T 障害の発生を防ぐことにより国民生活・社会経済活動の安全を保つとともに、公共交通分野における情報化を推進することにより、公共交通利用者の利便性向上を図る。

## 業績指標

229	国民生活・社会経済活動に重大な影響を及ぼす I T 障害発生件数
230	公共交通における情報サービスの情報化達成率

## 【評価結果の概要】

### （必要性）

ITの利用は高度化・深度化する傾向にあり、その適用範囲が拡大している状況にあるなか、我が国の国民生活・社会経済活動を安定的に営む上で、国土交通省における行政情報システムを適切に管理・運用するとともに、重要インフラにおけるIT障害に十分な対策を講じることが課題となっている。そのため、国土交通省における行政情報システムの適切な管理・運用と情報セキュリティ強化に係る本施策の必要性は高い。

また、首都圏における公共交通機関の運行情報提供システムの運用や、センタ集約型オンライン方式IC乗車券システムへの取り組み等を通じ、公共交通分野の情報化を推進することは、公共交通利用者の利便性向上と、公共交通サービスの高度化・活性化を図る上で必要性が高い。

### （有効性）

行政情報システムの適切な管理・運用、および、情報セキュリティの充実のための取り組みは、我が国の国民生活・社会経済活動の安定的運営に寄与するものである。

国民生活・社会経済活動に重大な影響を及ぼすIT障害の発生件数は前年と同程度に抑えられており、また、公共交通の情報化についても着実に進んでいると考えられることから、本施策は有効に実施されたと評価できる。

### （効率性）

情報セキュリティ対策については、官民の連携等により適切な役割分担が図られ、また、公共交通の情報化に係る施策については、民間事業者等の協力を得ながら効率的に実施されているところであり、上で述べたような成果を示していることから効率的に実施できたと評価できる。

### （総合的評価）

行政および国民生活・社会生活の安定的運営を図るための行政情報システムの管理・運営・情報セキュリティ対策に係る施策、また、公共交通利用者の利便性向上を図るための公共交通の情報化に係る施策を実施した。施策目標の達成に向けて順調な進捗がみられることから、施策目標の達成に向けて引き続き本施策を継続する必要がある。

### （反映の方向性）

- ・国土交通省の行政情報システムの適切な管理・運営
- ・更なる情報セキュリティ強化の推進

**業績指標 229**

国民生活・社会経済活動に重大な影響を及ぼすIT障害発生件数

**評価**

A-2	目標値：限りなくゼロ（平成24年度） 実績値：3件（平成21年度） 初期値：2件（平成19年度）
-----	--

**(指標の定義)**

国土交通省及び交通分野における国民生活・社会経済活動に重大な影響を及ぼすIT障害件数。

**(目標設定の考え方・根拠)**

第2次情報セキュリティ基本計画（平成21年2月3日情報セキュリティ政策会議決定）における目標。  
 なお、そもそも国民生活・社会経済活動に重大な影響を及ぼすIT障害発生は頻発するものではないため、当該目標値に向けて施策に取り組み、実績値が過大にならないことで一定の評価ができると考える。

**(外部要因)**

重要インフラ分野におけるITの利用の高度化・深度化や、その適用範囲の拡大

**(他の関係主体)**

内閣官房情報セキュリティセンター及び関係省庁

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

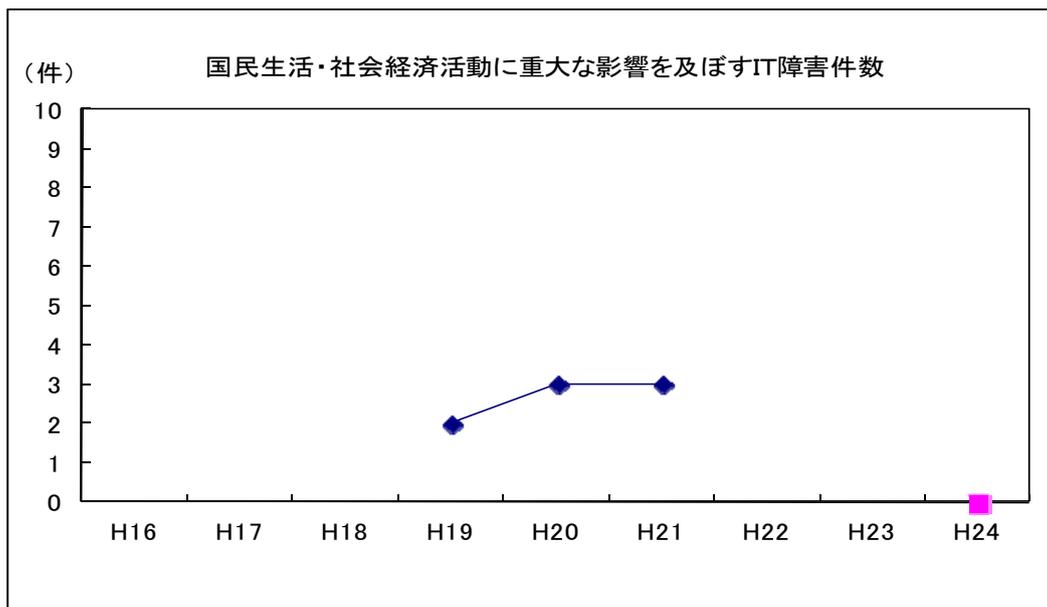
**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

第2次情報セキュリティ基本計画（平成21年2月3日情報セキュリティ政策会議決定）  
 「2012年（平成24年）には重要インフラにおけるIT障害の発生を限りなくゼロにすることを旨とする」  
 「重要インフラにおけるIT障害が国民生活や社会経済活動に重大な影響を及ぼさないよう重要インフラを防護するとともに、重要インフラ事業者等のサービスの維持及びIT障害発生時の迅速な復旧等の確保を図る。」

過去の実績値					(年度)
H17	H18	H19	H20	H21	
-	-	2件	3件	3件	



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

重要インフラにおけるIT障害を想定した机上演習

重要インフラにおけるIT障害時を想定した机上演習を実施し、安全基準等に基づく対処要領や関係者間の連絡・調整要領について、関係者の習熟を図るとともに、その評価・検証を行った。

予算額10,535千円（平成21年度）

### 関連する事務事業の概要

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成21年度において、国民生活・社会経済活動に重大な影響を及ぼすIT障害発生件数は3件であった。

(事務事業の実施状況)

・重要インフラのIT障害を想定した机上演習の実施、評価

内閣官房、関係部局、事業者等と連携して、重要インフラにおけるIT障害時を想定した机上演習を実施し、安全基準等に基づく対処要領や関係者間の連絡・調整要領について、関係者の習熟を図るとともに、各プレイヤーの行動の適・不適を事後的に評価の上、成果報告書を取りまとめた。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

平成21年度において国民生活・社会経済活動に重大な影響を及ぼすIT障害発生件数は3件（平成21年6月3日、羽田空港において航空会社チェックインシステムに障害が発生、平成21年8月3日、全国の国内線空港において航空会社チェックインシステムに障害が発生、平成22年1月14日、羽田空港内の航空機の進入を指示する管制システムに障害が発生）であった。重要インフラ分野におけるITの利用は日々高度化・深度化する傾向にあり、その適用範囲も拡大している状況にある。そのような状況下にも関わらず、国民生活・社会経済活動に重大な影響を及ぼすIT障害の発生件数が前年と同程度に止まっていることから、業績指標は目標達成に向けた成果を示していると評価できる。今後も、国土交通省における情報システムの適切な運営を図るとともに、国民生活・社会経済活動の基盤である重要インフラの情報セキュリティ対策を徹底する必要があるため、A-2と評価した。

今後も、第2次情報セキュリティ基本計画（平成21年2月3日情報セキュリティ政策会議決定）に基づき、国土交通省における情報システムの適切な運営を図るとともに、所掌分野における情報セキュリティ対策を推進していく。また、平成22年度以降についても引き続き当該政策を推進していく。

## 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成22年度)

なし

(平成23年度以降)

なし

## 担当課等（担当課長名等）

担当課：総合政策局行政情報化推進課（課長 長谷川 新）

総合政策局情報安全・調査課情報危機管理室（室長 福田 雅子）

**業績指標 230**

公共交通における情報サービスの情報化達成率

**評価**

A-3	目標値：約80%（平成23年度） 実績値：90%（平成21年度） 初期値：約60%（平成18年度）
-----	---

**(指標の定義)**

公共交通における利用者等への情報サービスを実施している事業者の割合  
 （509事業者中、461事業者）（情報政策課調べ）

**(目標設定の考え方・根拠)**

公共交通事業者における、HP等を活用した情報提供や、IC乗車券の導入等による利用者利便の向上等、公共交通サービスの高度化・活性化等を図ることを目的とするため、上記指標とする。平成18年度において情報化達成率は約60%であったことから、公共交通における情報化を一層進めることを施策の目標とし、目標値を約80%に設定した。

**(外部要因)**

なし

**(他の関係主体)**

なし

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

**【閣決（重点）】**

なし

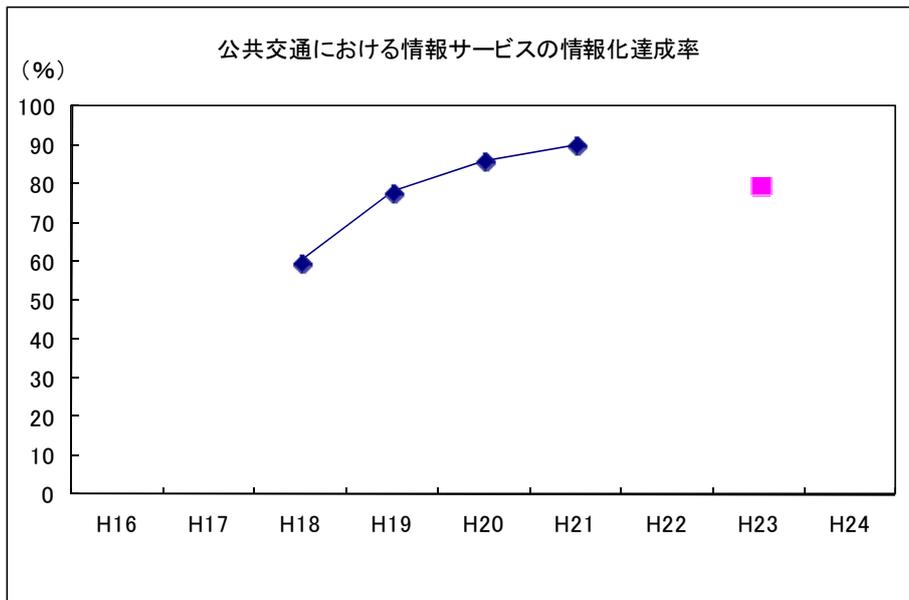
**【その他】**

なし

**過去の実績値**

(年度)

H17	H18	H19	H20	H21
—	約60%	78%	86%	90%



**事務事業の概要**

**主な事務事業の概要**

○災害時における公共交通情報の提供

災害等発生時において公共交通機関の最新の運行情報を一元的かつリアルタイムに公共交通機関利用者に対して提供するシステムの整備・運用を実施。

予算額 2.9 百万円（平成21年度）

○低廉な I C 乗車券システム実現のための支援

安価でかつ複数の公共交通機関で共通利用可能な I C 乗車券システムの開発支援を実施。

予算額 3 5 百万円 (平成 2 1 年度)

#### 関連する事務事業の概要

なし

#### 測定・評価結果

##### 目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成 2 1 年度の実績値は 9 0 % と順調に推移するとともに目標値を達成しており、公共交通における情報化は着実に進んでいると評価できる。

(事務事業の実施状況)

① 首都圏における公共交通機関 (鉄道・バス・航空・旅客船) の運行情報を一元的かつリアルタイムに公共交通機関利用者へ提供するシステムの運用を行った。

② センタ集約型オンライン方式 I C 乗車券システム (※) の基礎技術の確立を図るため、簡素なモデルを構築して実現可能性の評価、性能検証等を実施した。

※運賃計算等のデータ処理をオンラインによりセンターサーバで処理するシステム (平成 2 1 年度実施)

##### 課題の特定と今後の取組みの方向性

実績値は 9 0 % と、公共交通における情報化は着実に進んでおり、かつ目標値を達成していることから、指標を廃止することとし、A-3 と評価した。

#### 平成 2 2 年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成 2 2 年度)

なし

(平成 2 3 年度以降)

なし

#### 担当課等 (担当課長名等)

担当課： 総合政策局情報政策課 (課長：内田 傑)

# ○横断的な政策課題

## 政策目標 1 2

### 国際協力、連携等の推進

## 施策目標 4 6

### 国際協力、連携等を推進する

良好な国際関係を構築するため、相手国・国際機関との多国間・二国間会議、政策対話等を継続的に実施するとともに、開発途上国における社会基盤の整備・交通政策の展開等による自立的発展を促進するため、研修員受入、専門家派遣、各種調査等の協力・支援を推進する。さらには、我が国企業の海外展開推進という観点から、関係機関と連携して、国際協力、政策対話等の多面的な戦略的外交を推進する必要がある。

## 業績指標

2 3 1	国際協力・連携等の推進に寄与したプロジェクトの件数
-------	---------------------------

## 【評価結果の概要】

### （必要性）

国際関係は長期間にわたる交流等の積み重ねにより形成されるものであるため、相手国・国際機関との多国間・二国間会議、政策対話等の継続的实施が不可欠である。また、開発途上国における社会基盤の整備・交通政策の展開等による自立的発展を促進するため、研修員受入、専門家派遣、各種調査等の協力・支援を推進する必要がある。さらには、我が国企業の海外展開推進という観点から、関係機関と連携して、国際協力、政策対話等の多面的な戦略的外交を推進する必要がある。

### （有効性）

国際情勢や相手国等のニーズを踏まえ、国内外の関係省庁・機関と連携しつつ、国際連携・協力の推進に資する取組を着実に実施した結果、国際協力・連携等の推進に寄与したプロジェクトの件数が目標を上回るペースで伸びている等、本施策は有効であったと評価できる。

### （効率性）

これまで蓄積された知見・ノウハウを活かし、より少ないコストで重要相手国・分野等に重点を置きつつ施策を実施してきているところであり、国際協力・連携等の推進に寄与したプロジェクトの件数が目標を上回るペースで伸びている等の成果を示していることから、効率的に展開されていると評価できる。

### （総合的評価）

国際情勢や相手国等のニーズを踏まえ、国内外の関係省庁・機関と連携しつつ、国際連携・協力の推進に資する取組を着実に実施した結果、平成21年度の業績指標の実績値は目標を上回るペースで伸びている。今後も相手国のニーズや国際的な諸情勢を踏まえ、我が国の優れた技術・経験を活用した国際協力の取組を積極的に推進する。

### （反映の方向性）

更なる国際協力、連携等の推進のため、従来構築してきた国際枠組みを活用して、関係機関との連携・調整を図りながら、途上国の経済発展や安全・安心の確保等に貢献する。さらに、国土交通省成長戦略に掲げられている国際展開・官民連携の「リーダーシップ、組織・体制の強化」、「スタンダードの整備」、「金融メカニズムの整備」を考慮し、我が国企業の海外展開推進という観点から、関係機関と連携して、国際協力、政策対話等の多面的な戦略的外交を推進する必要がある。

**業績指標 231**

国際協力・連携等の推進に寄与したプロジェクトの件数

**評価**

A-2	目標値：121件（平成23年度） 実績値：122件（平成21年度） 初期値：116件（平成18年度）
-----	--

**(指標の定義)**

国際協力・連携等を推進するために行う国際会議、国際セミナー、研修、調査等の件数

**(目標設定の考え方・根拠)**

国際会議、国際セミナー、研修、調査等は、我が国の持つ経験・専門性・技術を相手国政府等へ提供し、交流を深めることで、国際協力・連携等に貢献すると考えられるため、目標設定時における当該目標年次の国際会議等の開催見込みに基づき、目標値として設定した。

**(外部要因)**

国際協力、連携の実施においては、相手国の対応や事情の変化に大きく左右される。

**(他の関係主体)**

国・国際機関・事業者

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

新成長戦略（平成22年6月18日）

（3）アジア経済戦略

**【閣決（重点）】**

なし

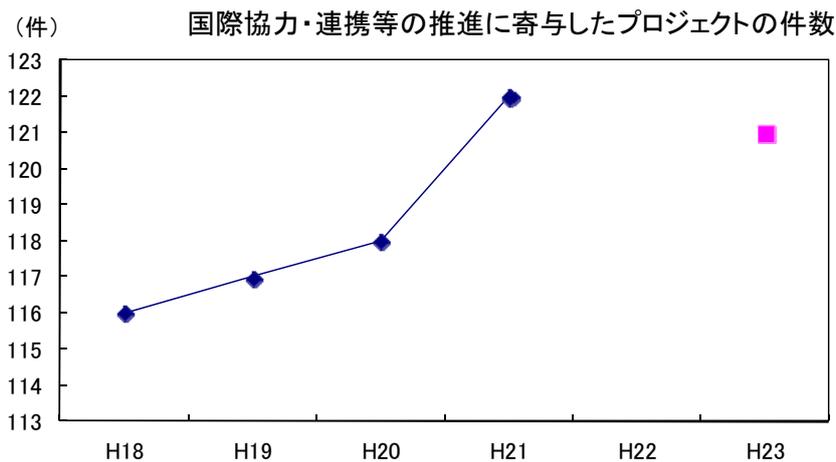
**【その他】**

国土交通省成長戦略（平成22年5月17日）

4. 国際展開・官民連携分野

「リーダーシップ、組織・体制の強化」、「スタンダードの整備」、「金融メカニズムの整備」

過去の実績値				(年度)
H17	H18	H19	H20	H21
-	116件	117件	118件	122件



**事務事業の概要**

**主な事務事業の概要**

○官民連携による我が国建設技術の海外展開支援事業：官民連携により技術力の一層の強化を図り、わが国建設業のさらなる国際競争力の強化を推進するため、これまでに蓄積されている人的資源・経験を有効に活用し、施工業者等への技術支援を行う「海外建設ホットライン」を平成21年5月に設置した。

○交通分野における地球環境・エネルギー対策に関する国際連携の強化：平成21年1月に我が国が主催した「交

通分野における地球環境・エネルギーに関する大臣会合」の成果を踏まえ、同年6月、函館において高級事務レベルでのフォローアップ会合を開催した。

○アジア諸国におけるグリーン化推進事業：アジア諸国における交通分野からの二酸化炭素排出量の増加、大気汚染の深刻化に対応するため、陸・海・空の各交通分野におけるキャパシティビルディングを推進した。

○我が国の技術・経験を活かした人流・物流サービスの整備支援：途上国の経済活性化及び我が国企業の競争力の強化を図るため、我が国の鉄道・物流・観光分野における優れた技術・経験の途上国等への普及を図るとともに、戦略的に技術移転の支援を推進した。等

予算額 約6億円（平成21年度）

#### 関連する事務事業の概要

該当なし

#### 測定・評価結果

##### 目標の達成状況に関する分析

###### （指標の動向）

国際協力・連携等の推進に寄与したプロジェクト件数は年々増加しており、平成21年度には平成23年度目標値を達成している。

###### （事務事業の実施状況）

国際協力・連携の実施に当たり、平成21年12月にハノイで開催された日ASEAN交通大臣会合等の多国間会議や平成21年11月に開催された日中運輸ハイレベル協議等の二国間の会議を積極的に開催した。また、平成22年3月にジャカルタで日ASEAN環境専門家会合及びセミナーを開催するなど、ASEAN諸国等を対象として物流・環境等のテーマ毎に専門家会合及びセミナーを開催した。さらに平成22年2月にはCLMV各国より交通行政官を招聘し、東京にて7日間の研修を行うなど、会議・セミナー・研修等を継続的に開催することにより各国との連携を強化している。

##### 課題の特定と今後の取組みの方向性

国際協力・連携等の推進に寄与したプロジェクト件数は、年々増加しており、平成21年度には平成23年度目標値を達成していることから、A-2と評価した。今後も相手国のニーズや国際的な諸情勢を踏まえつつ、我が国の優れた技術・経験を活用した国際協力の取組を積極的に推進し、もって環境、物流、安全・安心等の課題への対応を行う。

#### 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

海外技術協力振興事業費補助金については、事業仕分けにおいて、「ODAを日本の国益、成長戦略にどうつなげていくかが大変大きな課題になってくるので、その点を踏まえ、ODAにつながる事業の発掘の部分に関して、どういう施策が重要になってくるのかをもう一度改めて考えてもらいたい。」とのコメントを付された上で、その評価は「廃止」という結果であった。

##### （平成22年度）

○社会資本整備分野における国際協力・連携の推進：気候変動問題に脆弱な途上国への重点的な支援、持続可能な都市を実現するための環境・省エネインフラ技術の移転促進など、社会資本整備分野の専門的知見と経験を活用して環境外交への貢献を進める。また、アジアにおける経済成長強化に資する根幹的インフラや、後発途上国等での生活を支えるインフラの整備を促進し、我が国国際分野における喫緊の課題に対処する。

○アジア諸国を中心とした交通分野における気候変動対策の国際的な推進強化：「交通分野における地球環境・エネルギーに関する大臣会合」（MEET）の枠組みを活用して、更なる国際連携・協力を強化し、協調的な途上国支援を推進する。また、ASEAN諸国を中心とするアジア各国の交通環境対策を強化するため、ASEAN各国における行動計画の策定支援、自動車排出ガス対策のため効果測定、制度整備等を各国等と連携して推進する。

○官民連携による海外交通プロジェクトの推進：我が国の優れた技術を活用した交通システムを世界に展開するため、一貫した戦略に基づき、相手国との協議・調整、技術面での協力、人材育成・技術移転などの環境整備を行うとともに、官民連携して多角的な活動を実施する。

##### （平成23年度以降）

事業仕分けの結果を踏まえ、平成23年度予算要求において海外技術協力振興事業費補助金は要求しない。海外交通プロジェクト発掘については、プロジェクト推進に対する支援対策全体の中で、国による調査等の形で行うべく予算要求していく。

#### 担当課等（担当課長名等）

担当課： 国際業務室（参事官 河野 春彦）  
国際建設推進室（国際建設管理官 名波 義昭）

関係課： 国際企画室（参事官 山口 裕視）  
国際建設市場室（参事官 林 俊行）

# ○横断的な政策課題

## 政策目標 1 3

官庁施設の利便性、安全性等の向上

## 施策目標 4 7

環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全を推進する

行政等のサービス提供の場として、国民の生活や経済社会活動を支えている官庁施設について、環境等に配慮した便利で安全なものとなるよう、効率的に整備・保全を推進する。

## 業績指標

2 3 2	官庁施設として必要な性能を確保するための対策が講じられている施設の割合（①耐震対策、②バリアフリー化、③環境への配慮、④総合）
2 3 3	保全状態の良好な官庁施設の割合等（①保全状態の良好な官庁施設の割合、②官庁営繕関係基準類等の策定事項数）

## 【評価結果の概要】

### （必要性）

官庁施設は、国民の生活や経済社会活動を支える行政等のサービス提供の場として重要な役割を担っており、また我が国の建築物の規範としての役割も期待されているところであるが、その機能を発揮するためには、耐震、環境負荷の低減、バリアフリーといった社会的要請に的確に対応しつつ、利便性、安全性を確保するための施設整備を行う必要がある。また、官庁施設が必要な機能を常に発揮していくためには、施設の整備ばかりでなく、適正な保全も必要であり、的確な保全指導を行う必要がある。

### （有効性）

耐震化やバリアフリー化の推進、環境負荷低減対策などの取り組みの結果、国土交通省が整備を所掌する災害応急対策活動に必要な主な官庁施設等のうち、官庁施設の耐震性の基準を満足する施設の割合や、国の合同庁舎のうち、窓口までの経路、車いす利用者用駐車場及び多機能便所（オストメイト対応）等の整備が行われている施設の割合、又は太陽光発電の導入若しくは建物の緑化が行われている施設の割合が、全体的に業務目標に向けた成果を示していると認められる。

さらに、施設管理者対象の保全指導、官庁営繕関係基準類等の策定などの取り組みの結果、保全状態の良好な施設の割合や官公法に規定する営繕等を実施する上で必要となる新たな技術的事項を定めた基準、要領、ガイドライン等における策定事項数は業績目標の達成に向けて順調な推移を示している。

これらにより、これまでの、環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全の推進に関する各種取組が有効に機能してきたものと評価できる。

### （効率性）

整備の実施にあたっては、既存の建築物の有する位置、規模、構造を踏まえ、効率的整備の観点から、合同・集約化による新築や、庁舎の耐震化、バリアフリー化、環境負荷低減対策等のための改修を適宜選択して実施していることから、効率的な整備を図っていると評価できる。また、官庁施設の保全については、庁舎の詳細な現状を常時把握しつつ実施する必要があるため、各省各庁が各庁舎ごとに保全担当職員を配置する必要があるが、保全担当職員の多くは、当該業務の経験年数が低いなど必要な知見が不足している状況である。このため、必要な知見を国土交通省から各省各庁の保全担当者に適宜提供しつつ、適切な指導・支援を行うことにより、施設の健全化が図られるとともに、施設の長期的耐用性を確保することが可能となることなどから、効率的な取組が行われていると評価できる。

### （総合的評価）

官庁施設について、国民に対する行政等のサービスを円滑に提供する場としての役割が

果たされるよう、耐震、環境負荷低減対策及びバリアフリー化等の必要な整備を図っていく必要がある。また、施設の運用段階においても、災害防除等必要な機能を維持・確保するため、保全の適正化のための指導を推進する必要がある。

(反映の方向性)

- ・ 防災拠点となる官庁施設の耐震対策の更なる推進を図る。
- ・ グリーン庁舎の整備等、官庁施設のグリーン化対策の更なる推進を図る。
- ・ 各省各庁の施設管理者を対象に保全に関する会議や説明会を実施するなど、指導・支援の更なる推進を図る。
- ・ 当面実施すべき施策等について、必要となる官庁営繕関係基準類等の策定の更なる推進を図る。

## 業績指標 232

官庁施設として必要な性能を確保するための対策が講じられている施設の割合（①耐震対策、②バリアフリー化、③環境への配慮、④総合）

評価		
①	A-2	目標値：85%（平成23年度） 実績値：77%（平成21年度） 初期値：64%（平成17年度）
②	A-2	目標値：41%（平成23年度） 実績値：25%（平成21年度） 初期値：5%（平成18年度）
③	A-2	目標値：35%（平成23年度） 実績値：31%（平成21年度） 初期値：14%（平成18年度）
④	A-2	目標値：28%（平成23年度） 実績値：17%（平成21年度） 初期値：4%（平成18年度）

### （指標の定義）

- ①国土交通省が整備を所掌する災害応急対策活動に必要な主な官庁施設等のうち、官庁施設の耐震性の基準を満足する施設の割合（面積率）。  
 <分母>国土交通省が整備を所掌する災害応急対策活動に必要な主な官庁施設等  
 <分子>官庁施設の耐震性の基準を満足する施設
- ②国の合同庁舎のうち、窓口までの経路、車いす使用者用駐車施設及び多機能便所（オストメイト対応）等の整備が行われている施設の割合。（施設数）  
 <分母>国の合同庁舎  
 <分子>窓口までの経路、車いす使用者用駐車施設及び多機能便所（オストメイト対応）等の整備が行われている施設
- ③国の合同庁舎のうち、太陽光発電の導入又は建物の緑化が行われている施設の割合。（施設数）  
 <分母>国の合同庁舎  
 <分子>太陽光発電の導入又は建物の緑化が行われている施設
- ④国の合同庁舎のうち、官庁施設として性能を確保するため、①～③の対策が講じられている施設の割合。（施設数）  
 <分母>国の合同庁舎（①に該当するもの）  
 <分子>官庁施設として性能を確保するため、①～③の対策が講じられている施設

### （目標設定の考え方・根拠）

- ①建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」において、多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成27年までに少なくとも9割にすることを目標とすることが定められていることを勘案し、目標値を設定している。
- ②障害者基本法に基づく「障害者基本計画」及び「重点施策実施5か年計画」において、平成22年度までに、窓口業務を行う官署が入居する官庁施設のバリアフリー改修を実施することとされており、これを踏まえたバリアフリー化については平成19年度末までに9割以上達成される見通しであった。一方、平成18年12月に移動円滑化誘導基準が改定され、オストメイトに対応した便房等が新たに求められることとなったことから、オストメイト対応等の有無を指標に含めて現況値を算出するとともに、今後の整備見通しを勘案し、目標値を設定している。
- ③「地球温暖化推進本部幹事会申し合わせ（平成19年5月30日）」において、2012年度までの今後6年間で、延べ床面積1,000㎡以上の国の庁舎については、構造上・立地上の不都合がない限り、太陽光発電の導入または建物の緑化を行うこととされており、国の合同庁舎については、平成24年度までに約120施設整備することを目標としていることを勘案し、目標値を設定している。
- ④①～③の整備推移等を勘案し、目標値を設定している。

### （外部要因）

社会的要請に伴う要求性能の変化、入居官署の統廃合

### （他の関係主体）

関係省庁

### （重要政策）

#### 【施政方針】

なし

#### 【閣議決定】

なし

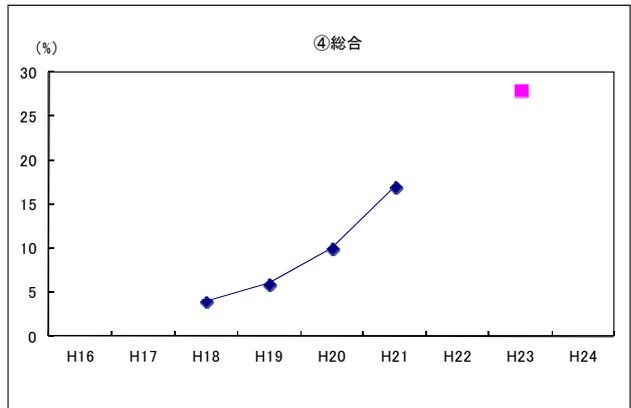
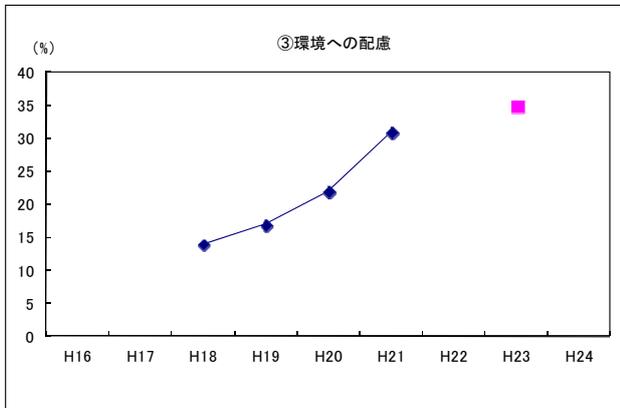
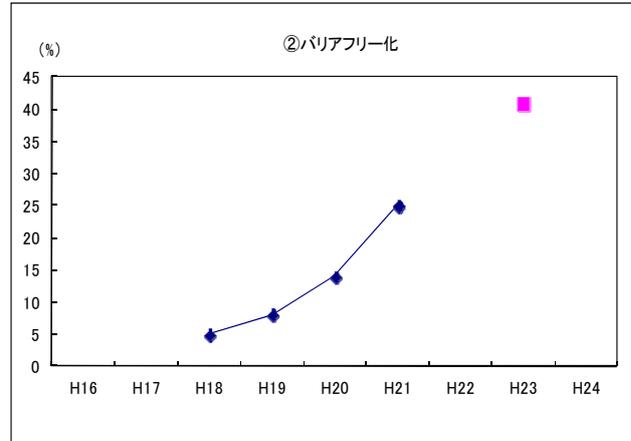
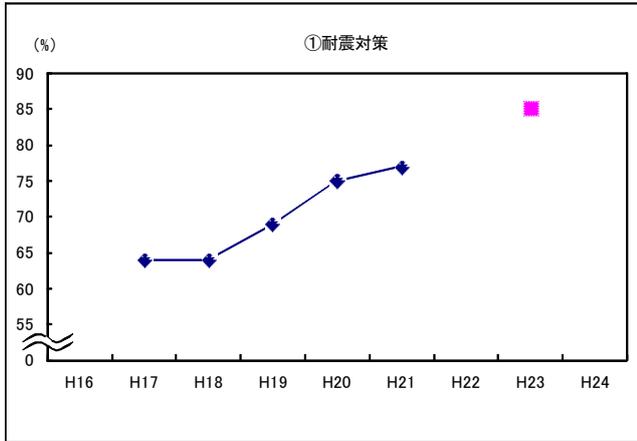
#### 【閣決（重点）】

なし

#### 【その他】

・障害者施策推進本部（平成19年12月25日）

過去の実績値					(年度)
H17	H18	H19	H20	H21	
① 64%	① 64%	① 69%	① 75%	① 77%	
② —	② 5%	② 8%	② 14%	② 25%	
③ —	③ 14%	③ 17%	③ 22%	③ 31%	
④ —	④ 4%	④ 6%	④ 10%	④ 17%	



**事務事業の概要**  
**主な事務事業の概要**

- ①防災拠点となる官庁施設の整備の推進 (◎)  
 大規模地震発生時に、官庁施設がその機能を十分に発揮できるよう、総合的な耐震安全性を確保した防災拠点となる官庁施設の整備を推進する。  
 官庁営繕費 22.5 億円の内数 (平成 21 年度)
  - ②官庁施設のバリアフリー化の推進 (◎)  
 窓口業務を行う官署が入居する官庁施設について、窓口業務を行う事務室の出入口の自動ドア化、多機能トイレの設置等による高度なバリアフリー化を目指した整備を推進する。また、既存施設について、手すり、スロープ、視覚障害者誘導ブロック、身体障害者用便所、自動ドア、エレベーター等の改修を実施する。  
 官庁営繕費 22.5 億円の内数 (平成 21 年度)
  - ③合同庁舎の環境への配慮 (◎)  
 官庁施設について、グリーン庁舎の整備(※1)、老朽化に伴う設備機器等の更新において環境負荷低減に配慮した改修等を推進する。また太陽光発電の導入や建物緑化等の官庁施設のグリーン化対策を実施する。  
 官庁営繕費 22.5 億円の内数 (平成 21 年度)
  - ④官庁施設として必要な性能を確保するため、①～③の総合的な整備を推進する。  
 官庁営繕費 22.5 億円の内数 (平成 21 年度)
- (※1) 計画から建設、運用、廃棄に至るまでのライフサイクルを通じて、環境負荷の低減化を図る合同庁舎。  
 (注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

**関連する事務事業の概要**

なし

**測定・評価結果**

**目標の達成状況に関する分析**

(指標の動向)  
 ①平成 21 年度の実績値 (77%) を踏まえると、トレンドとして、災害応急対策活動に必要な主な官庁施設等の耐震性の確保が促進されたものと考えられ、順調である。

- ②平成21年度の実績値(25%)は低いものの、トレンドとして、今後、施設管理官署等との調整が進むことにより、官庁施設のバリアフリー化が促進されるものと考えられ、順調である。
- ③平成21年度の実績値(31%)を踏まえると、トレンドとして、合同庁舎における環境の配慮が促進されたものと考えられ、順調である。
- ④平成21年度の実績値(17%)を踏まえると、トレンドとして、官庁施設として性能を確保するための総合的な整備が促進されたものと考えられ、順調である。

**(事務事業の実施状況)**

- ①平成21年度予算において、耐震性能が不足している災害応急対策活動に必要な合同庁舎の耐震改修を実施するなど、防災拠点となる官庁施設の耐震化を推進した。
- ②窓口までの経路、車いす利用者用駐車施設及び多機能便所(オストメイト対応)等の整備を推進し、事業の円滑な執行を図った。
- ③平成21年度予算においてグリーン庁舎の整備、老朽化に伴う設備機器等の更新において環境負荷低減に配慮した改修、太陽光発電の導入、建物緑化等の官庁施設のグリーン化対策を推進した。
- ④①～③の実施により、事業の円滑な執行を図った。

**課題の特定と今後の取組の方向性**

- ①業績指標は、国土交通省が整備を所掌する災害応急対策活動に必要な主な官庁施設等のうち、官庁施設の耐震性の基準を満足する施設の割合(面積率)であり、平成21年度の実績値(77%)を踏まえると、目標達成に向けた成果を示していると認められるため、A-2と評価した。  
今後、耐震対策の更なる推進を図っていくことが重要である。
- ②業績指標は、国の合同庁舎のうち、窓口までの経路、車いす利用者用駐車施設及び多機能便所(オストメイト対応)等の整備が行われている施設の割合である。平成21年度の実績値(25%)を踏まえると、目標達成に向けた成果を示していると認められるため、A-2と評価した。
- ③業績指標は、国の合同庁舎のうち、太陽光発電の導入や建物緑化の整備が行われている施設の割合である。平成21年度の実績値(31%)を踏まえると、目標達成に向けた成果を示していると認められるため、A-2と評価した。
- ④業績指標は①～③の整備を総合的に実施されている施設の割合であり、①～③の実施状況を踏まえると、目標達成に向けた成果を示していると認められるため、A-2と評価した。

**平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項**

官庁営繕費については、事業仕分けにおいて、予算要求の縮減(10%~20%を縮減)と評価された。平成23年度以降の対応については、検討を進める。

(平成22年度)

なし

(平成23年度以降)

なし

**担当課等(担当課長名等)**

担当課：官庁営繕部計画課(課長 鬼沢 浩志)  
 関係課：官庁営繕部整備課(課長 鈴木 千輝)  
 官庁営繕部設備・環境課(課長 水落 雅之)  
 官庁営繕部設備・環境課営繕環境対策室(室長 永島 潮)

**業績指標 233**

保全状態の良好な官庁施設の割合等 (①保全状態の良好な官庁施設の割合、②官庁営繕関係基準類等の策定事項数)

評価	
①A-2	目標値：80% (平成23年度) 実績値：81.4% (平成21年度) 初期値：71% (平成18年度)
②A-2	目標値：25事項 (平成23年度) 実績値：19事項 (平成21年度) 初期値：3事項 (平成18年度)

**(指標の定義)**

- ①国土交通省では、「官公庁施設の建設等に関する法律」に基づき、毎年度、官庁施設の保全状況を調査している。この調査は、①保全体制・記録整備、②点検状況 (建築・設備機器)、③点検状況 (衛生・環境)、④施設状況 (建築・設備機器)、⑤施設状況 (衛生・環境)、⑥エネルギー消費量の6項目からなる。また、調査の結果と保全指導の効果を図る指標として、それぞれの項目について100点を満点とする評点を作成している。これらの評点の平均が60点以上の施設を「保全状態の良好な施設」とし、官庁施設 (保全実態調査を実施した施設のうち、宿舍を除く約7,000施設) に対するこの保全状態の良好な施設の割合 (施設数) を環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全を推進するための指標とする。
- <分母>官庁施設 (保全実態調査を実施した施設のうち、宿舍を除く約7,000施設)  
<分子>「保全状態の良好な施設」
- ②「官公庁施設の建設等に関する法律」に規定する営繕等を実施する上で、必要となる新たな技術的事項を定めた基準、要領、ガイドライン等における策定事項数。

**(目標設定の考え方・根拠)**

- ①評点の平均点が60点以上の場合とは、概ね良好に保全された状態であり、すべての施設において60点以上を目標とする必要がある。よって、長期的には100%を目指すことを勘案して目標値を設定している。
- ②「国家機関の建築物を良質なストックとして整備・活用するための官庁営繕行政のあり方について」(平成18年7月20日社会資本整備審議会建築分科会)の建議において当面実施すべき施策とされた項目、社会経済情勢の変化等について、基準類等の策定や既存基準類等の改定に際し事項の追加等を行う。当面 (今後5年間)、下記の項目についての基準類等の策定等を目標とする。(□：建議等の施策、☆：策定予定項目)
- ファシリティマネジメントの実施
    - ☆国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準に関する項目
    - ☆群としての施設整備計画の策定に関する項目
    - ☆多様な調達手法の導入に関する項目
    - ☆総合的な施設評価に関する項目
    - ☆保全の適正化手法に関する項目
  - 計画・実施の各段階における社会的な要請への的確な対応
    - ☆環境負荷低減対策の推進・強化に関する項目
    - ☆耐震安全性の向上に関する項目
    - ☆ユニバーサルデザインに関する項目
    - ☆まちづくり、地域との連携に関する項目
  - その他
    - ☆社会経済情勢の変化等への対応に関する項目

**(外部要因)**

- ①点検に関わる法令の改正、利用者数の増減、天災
- ②社会経済情勢の変化等

**(他の関係主体)**

- ①各省各庁

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

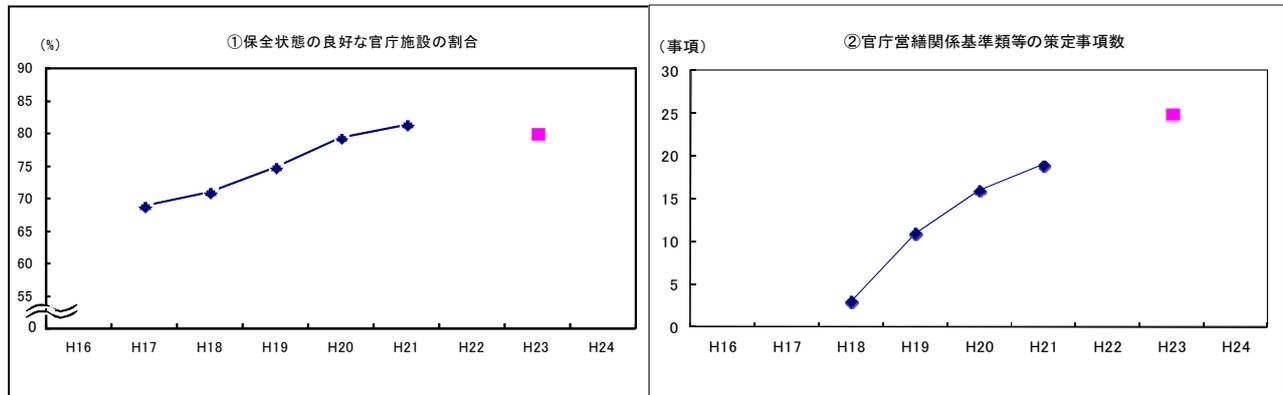
**【閣決(重点)】**

なし

**【その他】**

なし

過去の実績値						(年度)
H16	H17	H18	H19	H20	H21	
①	—	① 68.8%	① 71.0%	① 74.8%	① 79.3%	① 81.4%
②	—	②	② 3事項	② 11事項	② 16事項	② 19事項



### 事務事業の概要

#### 主な事務事業の概要

- ①全国各地で施設管理者を対象とした、官庁施設保全連絡会議や「地球温暖化対策政府実行計画」に関する取り組むべき事項及び技術的援助・支援等の説明会を開催したほか、保全状況の悪い施設に対して保全状況の改善に向けた保全の実地指導を行っている。
- ②官庁営繕関係基準類等の策定  
官公法に規定する営繕等を実施する上で、必要となる新たな技術的事項を定めた基準、要領、ガイドライン等の策定を推進する。  
官庁施設保全等推進費1.3億円の内数(平成21年度)

#### 関連する事務事業の概要

- ①保全業務を効率的に行えるよう支援するための情報システムとして、保全業務支援システム(BIMMS-N)(※1)の運用を平成17年度より開始している。  
(※1)インターネットを通じて、各省各庁の所有する施設の保全に関する情報を蓄積・分析するシステムで、施設の運用にかかる業務を支援するシステム。

### 測定・評価結果

#### 目標の達成状況に関する分析

##### (指標の動向)

- ①全ての調査項目において改善傾向が見られ、平成20年度から2.1ポイント上昇し、平成23年度の最終目標値を達成した。今後は、実績の一層の充実を求めている。
- ②平成21年度における実績値の上昇を踏まえると、最終目標の達成に向けて、順調であると考えられる。

##### (事務事業の実施状況)

- ①平成21年度に開催した官庁施設保全連絡会議は、全国で延べ開催数約60、延べ約1,700の機関から、延べ約2,200人の参加を受けている。
- ②平成21年度においては、官庁施設の設計の品質確保等を図るために制定された建築工事標準詳細図の改定に関する検討等を行った。

#### 課題の特定と今後の取組の方向性

- ①業務指標は、「保全状態の良好な施設の割合」であるが、保全状態は改善傾向にあり、目標に向けて順調に改善されていることから、A-2と評価した。
- ②業績指標は、官公法に規定する営繕等を実施する上で、必要となる新たな技術的事項を定めた基準、要領、ガイドライン等における策定事項数であり、平成21年度における実績値の上昇を踏まえると、最終目標の達成に向けて、順調であると考えられるため、A-2と評価した。  
今後、当面実施すべき施策等について、必要となる官庁営繕関係基準類等の策定の更なる推進を図る必要がある。

#### 平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成22年度)

なし

(平成23年度以降)

なし

#### 担当課等(担当課長名等)

担当課：官庁営繕部計画課(課長 鬼沢 浩志)

関係課：官庁営繕部計画課保全指導室(室長 増田 浩之)

# ○成果重視事業

## 業績指標

I	宅地建物取引業免許等電子申請システム構築事業（①宅地建物取引業の免許等電子申請率、②システムの満足度）
---	---

**業績指標 I**

宅地建物取引業免許等電子申請システム構築事業 (①宅地建物取引業の免許等電子申請率、②システムの満足度)

**評価**

① B-3	① 目標値：大臣免許業者 30% 知事免許業者 10% (平成21年度) 実績値：大臣免許業者12.6% 知事免許業者1.7% (平成21年度) 初期値：大臣免許業者 2.7% 知事免許業者1.3% (平成19年度)
② A-3	② 目標値：50% (平成21年度) 実績値：80% (平成21年度) 初期値：78% (平成19年度)

**(指標の定義)**

## ① 宅地建物取引業の免許等電子申請率 (注1)

大臣及び知事免許に係る全免許等申請数における電子申請数を集計した結果から算出した割合  
 (分子) = 大臣、知事免許に係る全免許等申請数のうち電子申請数  
 (分母) = 大臣、知事免許に係る全免許等申請数

## ② システムの満足度 (注2)

電子申請システムにアクセスした利用者に対しシステムの中でアンケートを行い、その結果算出した割合  
 (分子) = アンケート回答者のうち、システムを利用して、従来の紙による申請と比較して業務が「大いに効率化できた」もしくは「ある程度効率化できた」と回答した者の数  
 (分母) = アンケート回答者数

(注1) 全免許等申請数における電子申請数を集計し、その比率を算出するもの。

(注2) 電子申請システムのサイトに利用者から意見を述べるページを設け、満足度を調査するもの。

**(目標設定の考え方・根拠)**

## ① 宅地建物取引業の免許等電子申請率

電子申請により申請者は書類提出や補正のたびに行政庁の窓口に出向く必要がなくなるなど、免許等電子申請率は申請者の利便性の向上を量的に表していると考えられることから、業績指標として採用。なお、業績指標を単に電子申請数とせず、大臣、知事免許に係る全免許等申請数を分母とし、大臣、知事免許に係る全免許等申請数を分子としているのは、免許等申請数の増減を勘案する必要があるためである。目標設定にあたっては、IT新改革戦略(平成18年1月19日 IT戦略本部)に掲げるオンライン申請率50%を長期的目標とし、平成21年度の目標として大臣免許業者について電子申請率30%、知事免許業者について電子申請率10%を目指す。

## ② システムの満足度

電子申請により申請者は書類提出や補正のたびに行政庁の窓口に出向く必要がなくなるなど、システムの満足度は申請者の利便性の向上を質的に表していると考えられることから、業績指標として採用。利用者の半数から満足を得ることを目標とし、平成21年度にはシステム満足度50%を目指す。

**(外部要因)**

- ①申請が想定される者のパソコン保有状況
- ②該当なし

**(他の関係主体)**

- ①都道府県
- ②都道府県

**(重要政策)****【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

**【閣決(重点)】**

なし

**【その他】**

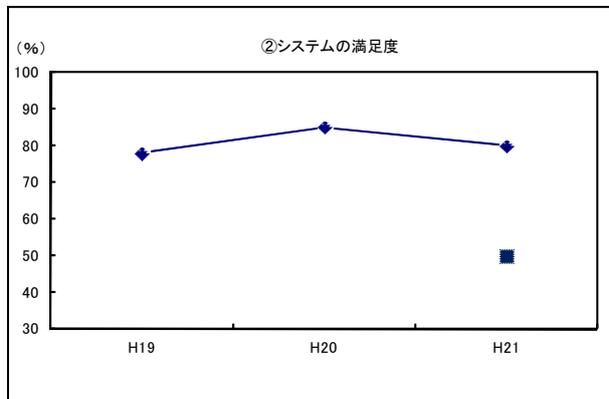
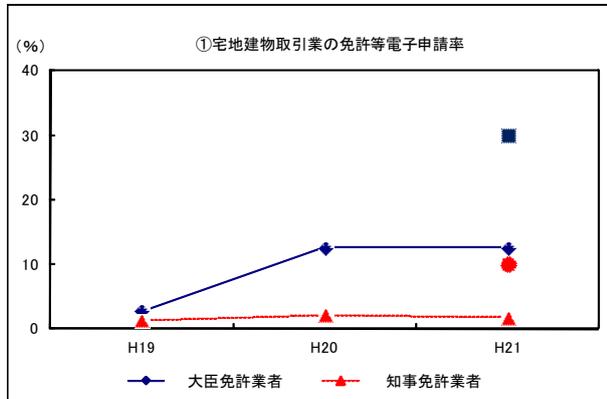
なし

①宅地建物取引業の免許等電子申請率

過去の実績値					(年度)
H17	H18	H19	H20	H21	
—	—	大臣2.1% 知事1.3%	大臣12.6% 知事2.1%	大臣12.6% 知事1.7%	

②システムの満足度

過去の実績値					(年度)
H17	H18	H19	H20	H21	
—	—	78%	85%	80%	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ・申請・届出等手続きの窓口（大臣免許においては各地方整備局等、知事免許においては各都道府県）における周知や業界団体への通知を行うとともに、宅建業者数が多い大都市圏での当該システムの利用促進説明会を実施。
- ・利用者アンケートを実施し、利用者のシステムへの満足度を調査するとともに、利用者のシステムに対する要望等を集計。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成21年度の電子申請率については、大臣免許業者12.6%、知事免許業者1.7%となっており、平成20年度の数値と比較して、大臣免許業者で横ばい、知事免許業者で減少し、最終的に目標値を下回った結果となった。システムの満足度については、目標値である50%を上回る80%であったことから、システムの品質面における評価は目標を達成した。

(事務事業の実施状況)

申請・届出等手続きの窓口（大臣免許においては各地方整備局等、知事免許においては各都道府県）における周知を行うとともに、宅建業者数が多い大都市圏での当該システムの利用促進説明会を実施（札幌（平成21年10月30日）、東京（平成21年11月6日）、仙台（平成21年11月13日））。また、利用者アンケートを実施し、利用者のシステムへの満足度を調査するとともに、利用者のシステムに対する要望等を集計（平成21年12月）。

課題の特定と今後の取組みの方向性

普及啓発・利用促進に努めたが、電子申請率は伸び悩み、最終的に目標値を下回った。費用対効果の観点から抜本的な見直しが避けられず、共同で運用している都道府県からの休止提案もあり、現在、システム休止も含め、都道府県と調整中であることからB-3と評価した。電子申請率が目標値を下回った要因としては、添付書類をスキャナーで取り込んだ上で添付するか別途郵送又は持参にて提出しなければならないなど、添付書類に関する作業の複雑さなどが考えられる。また、システムの満足度については、目標値を上回ったことからA-3と評価した。電子申請率は目標値を下回ったものの、システムの満足度は目標を達成していることから、実際にシステムを利用した者にとっては利便性の向上が図られたといえる。

平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成22年度)

システム休止も含め、共同で運用している都道府県と調整中。

(平成23年度以降)

上記調整を踏まえた対応を予定。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 総合政策局不動産課不動産指導室（室長 浜野 芳照）